文學博士　井上頼圀
熱田宮々司　角田忠行　監修

平田盛胤
三木五百枝　校訂

平田篤胤全集

東京　平田學會

（文學博士井上頼圀翁秘藏）

（史料編纂官和田英松先生秘藏）

（文學博士井上賴圀翁秘藏）

（史料編纂官和田英松先生秘藏）

目次

弘仁暦運記考……一
春秋命歴序考……二
赤縣太古傳……三
黄帝傳記……四
太皞古易傳……五
太皞古暦傳……六
葛仙翁傳……七

以上

弘仁歴運記考序

天地乃。依相極所知行。挂卷母畏伎。吾
皇御孫命能。神隨始給比斯道波霜。言靈乃太須玖流國。辭玉能幸布國登。言爾傳。日文運記氐。大良加爾穩之玖。天上之儀能麻々爾々。彌繼々爾。言次比。語繼比氐。堅石爾常石爾。動那玖那母在祁流乎。三枝乃中津御代爾。佐比豆留耶。言痛伎漢書伊渡來而。吾
皇國之古昔人母。漸心佐久目利乍。萬其爾習經止斯弖。所謂。周姬昌云佐加斯良人乃。僞設多流。其赤縣州乃歴代史能。甚遥在。空算。空年紀爾。麻自許良延弖。挂麻久波雖畏。
皇御孫命乃。天降坐之從。玉手次。畝火山爾。治天下
天皇乃大御代左右。百萬。七十萬何止。氣長伎年數記加之與理。空蟬乃世間能。物識人母。思迷惑乍。其乎眞實乃年歴止之母。大船乃。信美耶思斯。釣乃宇氣繩。受引也爲斯。
皇典爾佐閉。書入而在者。甚母由々敷事爾那母阿留其所乎霜。吾師。神風伊吹屋乃大人伊。璞乃年月麻年久。慨思保之坐弖。淺茅原。委曲爾。思米具良斯味酒呼。加牟賀倍明斯氐。被著在。此乃弘仁歴運記考與。此有愛伎御書乃。瓢形能天下爾。伊行經良奴事乎甚惜斯美思在爾合世弖。今般岩崎長世之氐。伊吹乃屋爾乞申勢流乎。此書善伎爾止宣須。大人乃命恐美。松井羌澄。原信好爾毛。語比計良久爾。魂相乍。於耶自心爾思起斯弖。頓氐如此。櫻木爾花令開弖。天下爾。薫滿牟爲留者。

信濃國伊那郡麻績里人

北原信質

弘仁歴運記考序

掛卷も綾に畏き。小治田大宮に天の下知看し丶。天皇の八年といひし年に。新羅任那の兩國の酋長等が奉りし表文に。天上に神あり。地に天皇あり。是二柱の神を除ては。何か亦畏き事有らむ。今より以後は。船柁乾さず。年每に必朝貢奉らむと奏せりしなも。誠に遠津神代の御傳說の幽契に符合ひて。青海原潮の八百重の留る限りの戎夷等は。天地の共必かく有ぬべき理なりける。然るを三栗の中津御代より。其諸蕃の國々より。事に物に其善をと。種々貢き奉れるが中には。善事に惡事いつき。凶事に吉事いつく理にし有れば。其上邊の言善き蕃語に。相率こり相口會て。下濁れる穢惡をも。穢と思はずて。數多の年月を經る滿々邇々。遂には華夷內外の差別をも分たず。萬の事を裏表を心得る人も出來しは。最も數しく憤しき極にこそ。爰に吾氣吹舍の大人は。故鈴屋の翁の御敎を受繼がして。其然有べき理を熟に悟得給ひて。然る世の人等を敎導てむと。彼日の沒る西戎の裔國々の。千典八千籍と多在るをさへ。淺茅原都々淺々良々に讀明めて。許多の書等に書著はし。彼が訛れる太古の傳說に依て。此方の正き古說を解明さるゝが中に。此書はも。彼裔國の說を採て吾遠津神代の遙けき年歷の於々煩々しきを。詳に對照されたる。誠に比類なき考說どもにて。帝道唯一なる本敎を仰尊み。吾徒の爲は言卷も更なり。彼下濁れる汚惡に染にし人々も。其を祓淸めて。淸々しき大和魂の鎭の柱を。嚴しく太く築立へき。上なき至寶の可美書にそ有ける。斯て吾皇大御國は。日刺方の天の下の本津祖國なる。其明徵どもの。如斯明々と見えゆく滿々邇々。末竟には諸蕃の裔國々より。年每に棹柁干さず。千船八千船つらなめて。朝貢奉らむものぞと。阿那樂しきかも愉快かも。斯云ふは。參河の國渥美郡吉田方鄕羽田村に鎭座坐す。皇大御神。廣幡八幡大神の兩宮に仕へ奉る神主。羽田埜常陸敬雄

弘仁歴運記上之卷

大壑　平篤胤謹撰

門人　參河　草鹿砥宣輝
同　竹尾正寛
同國　寺部宣光　校

是の弘仁歴運記といふ書。印本延喜式の卷首に出たるが。其の撰者は。何人と云ふこと詳ならず。嵯峨天皇の弘仁に記せる書なることは。本文に。今上弘仁二年辛卯。と云へる語の有るにて。明なり（延喜式を奏進られしは、延長五年十二月なり、然れば此の歴運記は。其より百十六年前に、書著せる記なり、此の天保二年辛卯まで、一千二十一年なるべし。）斯て題名の下に。今名二公卿記一とあり實にも歴運の事を記せるは。僅に今の本文に。引出る五章のみにて。末は御々代々に。官職の沿革ありし事どもを記して。公卿補任の祖書。とも云ふべき體裁にて。初と後とは。似つかぬ書なり。（また此の記、さらに式には與る事なき物なれば、元より、其の首卷に收らるべきに非ず、決めて後人の、取副たるならむ、近頃出雲の國守の訂正本に、貞高本と云ふに、此の記を載ざるに據りて、此れを首に擧ず、考異に收られたるは、然る事なり。）故今は其の歴運に關かる事のみを。條々して。考へを加ふるに、此は和漢合運圖の祖書。とも云ふべき物なるが。其の說粗く。差誤も多かれど。中には和漢に通る。いと珍しき。古說をも載たる書なり。次々に。說著すを見て知るべし。いでや『靈幸はふ。神世の御代の來經をおほみ。數わぶる世を。よみわきて見む。

〔一〕按二本紀等諸書一。昔者天津彦火瓊々杵尊。初從レ降始。王二西土一。次彦火々出見尊。次彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。摠三代。經二一百七十九萬二千四百七十餘歲一。竝時世邈遠。事迹神異。具二于舊記一。更不二煩述一。

按二本紀等諸書一とは。古事記。日本書紀等の。本紀のみならず。他諸の書をも。數とり竝べ按へたる由なり。（紀の字を、京極宮の御本に、記と作れど、此は日本紀を始め、諸書を云へりと聞ゆれば紀の字勝るべし。）さて天津彦火瓊々杵尊の。初めて天降坐せる事を說むには。先是に。天地初發の

時より。此の天皇尊に至るまでの。大時を説おかでは。下に致ふる條條の中に。ゆくり無く聞ゆる事等あり。故先その事より。云むに。天地未生ざりし時より。天御虚に。天之御中主神おはし坐て。此の神の御靈に因りて。大空に。その状言ひ難き。一物生出たり。(こは後に、天地と分りし物なるが、其の渾りて、未分らず在りし間を、赤縣州の古説に、一萬八千歳と傳へ、此の大神の御名を、上皇太一と傳へたり、)次に、高皇産靈。神皇産靈二柱の神おはし坐し。此の二神の御靈に頼りて。其の一物。始めて二つに分判りて。天地と成れり。(その天地と、成定まり終て間をも、赤縣州の古説に、一萬八千歳と傳へ、是の二神の御名を、盤古眞王、大元聖母、夫妻と傳へたり、)次に。天地已に成立し終へたる時に。上の件の天神たち。伊邪那岐、伊邪那美二柱神に。天瓊矛を賜ひて。言依し給ひ。世間の事始め給へり。是即。伊邪那岐神の元年なり。(赤縣の古説には、此の二神を、天皇氏、地皇氏と傳へ、天地の成立し竟て、天皇氏の、世間の事始め給へる歳を、甲寅の歴運に當る、と傳へたり、)故是の説に依りて、此より以前の歴運を、推求むるに、彼の一の物の生出たる初年、また其の物の二つに分りし初年、ともに甲寅の機運に當り、其の末年は、共に癸丑に當れり、是の故に、伊邪那岐の神、即ち天皇氏の元年亦、甲寅乃運なり、)斯て此の二柱の神。既に大八島國を生坐し。蒼生の祖たる八百萬之神。また萬の物をも生給ひ。然して後に。風火金水土の神等など。造化を掌る神々を生給ひ。伊邪那美神。已に豫美都國に罷坐ても。伊邪那岐大神。筑紫日向の橘小戸にて。禊祓し給ひて。天照大御神と。健速須佐之男神とを生給ひ。大御神には。天日の御國を事任し。須佐之男神には。此の大地を御言依して。御親は。日少宮にぞ。上昇り給ひたりける。(伊邪那岐、伊邪那美神の世に御坐せる年間は、赤縣の古説に、天皇氏、地皇氏相俱びて、甲寅の歳より、一萬八千歳、と傳へたり、然れば此の末年も、また癸丑なり。)故是を以て。天照大御神は。天つ日の御國を無窮に治看し。速須佐之男神。まづ此の御國に御坐して。四方八方の蕃國々を併せ

て。盡にしろし看けり。(雲州樋河天淵記に、曆數二百三十四萬四千六百五十年昔。と云へる下の本注に、自天照皇大神即位甲寅至今大永三年癸未也、と云くる說あり、此の曆數は論ふに足らねど、大御神の元年を、甲寅と云ふ事は、古傳を承たる說と聞えて、上下に擧る、赤縣の古說とも能く合へり、其は伊邪那岐神の末年は、癸丑なれば大御神の、高天の原をしろし看せる元年、須佐之男神の、天の下を治看せる元年、共に甲寅にあたる謂なればなり。)さて須佐之男神。天上に登上りて。大御神と御誓ひの中に。御子生給へるを始め。種々の事故あり。其より天の壁立極み。蕃國々を看行はし。御國の地に還坐して。御子あまた生給へる中に。八島篠見神。その御子に。天葺根神。その御子に。大國主神あり。斯て後に。須佐之男神。つひに豫美都國に入坐して。月夜見大神と成給へり。(此の大神の、現世に御坐せる間の年數も皇國に其の傳へ洩たれど、是また赤縣に古說ありて、人皇氏に稱せるは、乃ち此の大神にて、天地二皇に紹ぎて、世に御せる間、三千三百歲なるが、

其の元年は、甲寅なりと見ゆ、然れば、後の天淵記に、大御神の元年を、甲寅とあるに、熟く合へり、此說に從ふべし。)さて須佐之男神の。月夜見命と成り給へる後は。御子八島篠見神。御孫天葺根神。御曾孫大國主神と。次々に。御國をしろし看べき順次には有れど。此は壽短き人の世の議にこそ有れ。須佐之男神の。世に御坐せる間。久ければ。御子も御孫も。共に御齡高く坐つゝ。共々に。國造りの事に勞き給ふを。須佐之男神。そを見立たまひ。大國主神生坐して後。豫美都國に入り坐し。(此の神の御世、甲寅の元年にて、三千三百歲の間なれば、夜見の國に入ませる年は、また癸丑に當れり。)其の後大國主神。なほ若くて。八十神の枉事によりて。其の國に往坐し。須佐之男神の。稜威の御靈を受賜はり。現國に還り給ふと即ちかの八十神を追退けて。大國主となり給へる事の運なれば。須佐之男神の次は。乃ち大國主神の御世。と申さむも誣言ならず。是を以て。大國主神を。直に須佐之男神の御子。と申せる傳へもあり。(又按ふに、須佐之男神の、豫美都國に入り

坐せる歳は、癸丑なれば。大國主神の、御世はじめも、甲寅の年に當れり、)さて大國主神の御子。言代主神。その嫡子として。百八十一神あり。また言代主神にも。御子。御孫。曾孫。玄孫など數おはして。十七世の神世。と申せる傳へもある許なれば。其の親族も。いと多なりしこと知べく。其みな。大國主神の功績を助け奉り。國造りの神業は更なり。謂ゆる經世の術。治民の用たる事物ども。皆此大神の御世に制作し給ひ大抵世の風俗は。赤縣の唐虞以前の趣にぞ。開たりける。(今先こゝに、如此云ふ由は、下に委く説くを俟つべし、)然るに此の時しも。高天原にて。天照大御神の大詔命もて。豐葦原水穗國は。我が御子の。可治國なりと詔ひて。天穗日命。武甕槌命など。天降して。其の大國主神に言問たまひ。殊に高皇産靈神の御言もて。汝が治せる現事は。皇美麻命に治しめ汝は神事を治せと。猶懇懃なる。御會釋ども有しかば。大國主神諾ひ坐て。吾が治れる顯明事は。皇美麻命治すべし。吾は百足ず。八十坰手に隱り侍ひ。幽冥事を治むと白して。長隱鎭り給ひけり(此の時をしも、己ひそかに號けて、顯幽分二の時、とは謂ふなり、)さて此の神隱をしも。神典に。作築の宮にと有るは。こゝを其の本つ宮と定め給ひしを。當昔神も人も。打見しまゝの傳説にて。其の八十坰手に隱りて侍はむ。と白し給へるは。遠き外界に隱侍はむ。と宣ふ隱語なるが。(坰の字は、説文に、冂と書て、冂象遠界也、古文、冂从口、象國邑、と見え、集韻に、古文作同、今文从土作坰、郊外曰坰、とも見えたる義を以て、書たるにや、)其の心ざし給ふ處は。まづ赤縣州にて。其より廣く。他國々をも係て宣へり。抑此の神は。伊邪那岐大神の。青海原。潮之八百重を知せ。と任し給ひし詔命を蒙れる。須佐之男神の御曾孫と坐て。其功績を紹坐すが故に。今此の御國を。皇美麻命に避奉りて。既に須佐之男神の見廻り坐て。攝治め給ひし。赤縣州を始め外界々を治めむと隱坐して。其の幽世ながら。永久に幽冥事しろし看つゝ。皇美麻命の御前に。侍ひ給ふ御意をもて。仕奉らむ。と誓させる御語になも有りける。其は是より前に。少毘古那神。外國より

來まして。共に國造り給へるが。また外國に渡坐せる後。大國主神の和魂。大物主神の。外國より還り給ひし趣などに。心を潛めて悟り辨ふべし。(師說に、八十坰手とは、八十と多くの隈々を經行て、甚遠き處、と云へるにて、其の心ざし給ふ處は黃泉國なり、抑此の神は、須佐之男大神の御子孫と坐て、中比一たび、其の大神の坐す、黃泉の國に往坐しに依りて、大なる功をたて、天の下を經營給へりしこと、上の段々に見えたるが如くにて、今此の御國を、天の神の御子に避奉りて、また終に、其の國に隱坐こと、深き理りあるかも、事代主神の、海底に隱たまふも、其れとは云はざれども、同く黃泉の國に、隱れ給ふものなり、海島に隱居し給ふを謂ふ、など丶云へるは、漢意にて非なり、と言れたるは委からず)扨しか。大御國の現世を避坐して。未彼の赤縣州に渡坐ざる以前は。其の親族の有りの盡。ひき帥坐して。先豊國の伊波比洋なる。姫島に隱住まし。其より次々に。彼處に渡り給ひけり。(此も師說に、大國主神の御末は、悉く此の御國に、殘るまじき道理なれば、皆黃泉の國に避り給へり、と有れど委からず予が三五本國考を見て知べし)但し此は。既に隱坐せる後の事なる故に。我が神典には。其の詳なる傳へ無れど。彼邦の古書どもに。其の履歷いと諦に記し傳へて。太昊伏羲氏と聞えしは。即ち是の大神の漢名にて。其の始めて。馭戎し給へる年は。庚申の歲なること。既に春秋命歷序考に。著せるが如し。(但し、上に注せる如く、此の大神の御世はじめは、甲寅の年にて、そは赤縣の傳へに、人皇氏沒、狟神氏次之と有る、狟神氏の元年と、同年なるが、狟神氏、黃神氏、次民氏、辰放氏、離光氏、柏皇氏と云へる、六氏相繼ぎて、甲寅より己未まで、千六百八十六年の間、彼國に王たりしを、其の千六百八十七年に當る、庚申の歲に、伏羲氏の出興せる由なれば、大國主神の、現に御國を治給へるは、乃ちその千六百八十六年の間なり)斯て。其の赤縣州へ渡り給ふ時しも。己命の世に行ひ給へる事物。器械の類ひ。盡に幽世に收めて。其の風俗をし。赤縣に移し給へり。其は此の後しも。御國は。天神の御子の御世と革れば。

天つ御國の風俗を。行ひ給ふべき事を。所思看せる故なるべし。果して皇美麻命の御天降の後は。その御風儀の漸々に弘まりて。古語に。言擧せぬ國と云へるまゝ。天國の。純一なる風に移り來ぬるを。彼の赤縣は。次々に。さかしき方に開けし故に。此方は何事も。劣りて。彼より後たる樣に見ゆれど。此はしも。實は。此方の風土の純固にして。彼方の風土の。薄悪なるが故なること。先師も既に言れたるが如し。(皇國には、皇美麻命の、天降ませる後は、高天の原の風儀に、移りけむ事は、其の御天降の時に、皇産靈神の、太玉命に勅へる御語に、宜率二諸部神一而供奉、如二天上之儀一、とある如く、後まで其の儀に、因循ひ給ふを以て知べく、また大國主神の、彼邦に傳へ給ひし事物風儀は、唐虞の世まで、大抵違なく傳はりつれど、其の後は、擬聖の徒から次々に出て、私意を先としつゝ、道の故實を失へる事ども多かり、其は赤縣太古傳に云ふを見べし。)或人問ひて云く。赤縣をも。同じ大神の開き給へるならば。言語も。此方のを傳へずは。教化も施し難き道理なるに。彼と此と、言語の甚く異なるは。何ぞや。然れば彼邦をしも、此方の神等の。開き給へりと云ふも。大國主神の御世には。事物器械の類ひ。皆具はれりと言ふも。神典にさる故事の所見なければ。信られぬ事なり。答。御國の同じ國内にても。方言とて。異れるが多きを。況て神の生給へる御國と。潮沫の凝成れる末國と。甚く隔れる域にして。其の蒼生の始めも。神の生給へると。慮化せるとの差あれば。其の言語の異なること。固より訝るに足らず。神は禽獸の語をさへに知り給へば。其の庶民らが。戒語のまゝに。其の意を知りて言語を用ひ。文字をも制りて。其の國風の語法をも。定め給ひし故に。彼と此と。言語の甚く異れるなり。(但しこは、赤縣のみに非ず、其餘の國々も、皆我が大神たちの、御徳によりて、立ざる國は有ること無れど、其の言語は、各々異れり然れど其の國ざまに、教へ導き給へること、神の惠みの、禽獸までに及べる事をし、思はむ人は、疑ひ有るまじくこそ、)さて大國主神の御世に。事物風俗も何も。大きに開け在しと謂ふを。我が神

典に。然る故事の所見なしとて。疑ひ思ふは然る事ながら。上に云へる如く。赤縣州にて。伏羲氏と聞ゆるは。大國主神なるを。天文。地理。度量。文字。易暦を始め。民用を綱紀すべき道は、悉その制作なるよし。彼の國籍どもに所見たり。此は彼方に傳はる說なる故に。其の國にて有りし事の如く傳へたれど。實は此方にて。制作し給へるを。持て渡り給ひしも多かること。疑なし。(其は、龜卜易道ともに、我が神典なる、太兆の卜より出で、文字また卜兆より出せるが、原始なる事は、三易由來記、また太昊古易傳に云ひ、度量の、我が古尺を減じて、傳へ給ひしより起れる事は、赤縣度制考に論ひ、暦算を、皇國の域にして、創め給ひし事は、三五本國考、また天朝無窮暦に論へるに准へて、其の餘の事等の原始をも想ひ量り、かつ此の考への附錄とする、古銅器の考へをも、合せ見るべし。)さて大國主神。すでは國避給ひしかば。高天の原には。天照大御神の太子。天忍穗耳尊。天降坐さむと。其の裝束し給ふ間に。御子。天津彥火瓊々杵尊生給へり。故是の御子を。天降し坐むと請給へば。皇孫彥火瓊々杵尊の。いと幼稚く御坐せるを。即ち天日嗣の高御座に坐奉り給ひて。鏡劍二た種の天璽。及び八尺句璁。また齋庭の稻穗を依し賜ひ。五部の神等を支加へて。天降し給へれば。筑紫の日向の高千穗峰に。天降著して。其の處に。宮敷坐せるを。今の本文に。初從レ降始二于西土一とは云へり。(委くは、古事記、神代紀、古語拾遺などを、見て知るべし。)斯て彥火瓊々杵尊、その天降坐せりし年。かの賜はりし齋庭の穗を。御田に作りて。其の十一月に。初めて大嘗祭あり。是ぞ此の御祀の起原なりける。(此は大嘗祭の時に、中臣の宣る、天神壽詞の傳へに依りて云ふなり、斯て此の年は、大歲辛酉なること下に委く謂ふを見るべし、)扨この瓊々杵尊。その御齡の末に。大山祇神の女。木花之咲耶毘賣命を御覽して。其の父に乞に遣せれば。大山祇神歡びて。其の姉石長比賣命をも副て。進り給へり。(此の御后問を、邇々藝命、御齡の末なりと云ふ由も下に謂ふを俟べし。)爰に瓊々杵尊。その咲耶毘賣をば。一夜婚つれど。石長比賣をば。見畏みて。

返し給ひしかば。大山祇神歎きて。二人を並べて進れる由は。石長比賣を使はしては。天神御子の御命は。堅石常石に坐なむ。咲耶毘賣を使してば。木花の榮ゆるごと。榮え坐むと誓ひて。進れるに。今石長比賣を返して。木花之咲耶毘賣をのみ。留め給へば。天神御子の御壽は。木花のごと脆ひ坐なむ。と白し給ひき。是世人の。命短折き事本なりと。神典に見えたり。（木花咲耶毘賣は、櫻の樹の精靈に坐し、石長比賣は、石の精靈に坐すが故に、其の義をおして、此の御妻問は、前しも、天神の御子の、后を立給ふ始めなれば、もに咲耶毘賣をと乞給へれど、石長比賣を副て、し此の比賣を、使はし給ふ事もや有む、と心問つつ、進らしゝにて、呪詛の義には非ず、師説に、天皇命たち、及び世人の命の、短くなれる事は、大山祇神の詛ひに依れる事の如く、解れたるは、委しからず、實は、木花は美しけれど、盛り短かく、石は醜くけれど、無窮なる道理の具はれるを石長比賣を退けて、咲耶毘賣を使給へる故に、其の辭の有るにて、誓ひの驗には非ず、思ひ過まる事なかれ。）斯て。木花之咲耶毘賣命の。唯一夜婚れて。生坐せる御子。二柱あり。御兄を火須勢理命と申し。御弟は。即ち彦火々出見尊にて。太子に御坐けり。彦火瓊々杵尊の。崩御せる後は。此の尊。天の下を所知看して。五百八十歳がほど。高千穂の宮に御坐せる。その御齢の末に。御兄火須勢理命と。互に幸易し給ひて。御兄の鈎を失ひ給へるに。其を甚く請責りて止まず。故せむ方なくて。海邊に吟ひ給へれば。鹽土老翁來りて相計り。無間籠の小船を作りて。其の船に乘せ參らせて。海宮に遣がし遣奉れるに。大綿津見神その御女。豐玉毘賣命を婚せ奉りて。赤女魚の口に有ける彼の鈎を取りて參らせ。御兄を伏へ給ふべき。種々の術ども。教へ奉りて。還し奉り給ひしかば。其の教の如くして。遂に火須勢理命を治め給へり。（此火々出見命の。是等の事どもをも、五百八十歳がほど。高千穂の宮に坐ける。御齢の末なりと云ふ事由も。下に論ふを俟べし。）斯て後に。かの豐玉毘賣命。海宮より來り給ひて。前に海つ宮にて妊み給へる。火々出見尊の御子。鵜草

葺不合尊を産給へり。然て豐玉毘賣命は。遂に海宮に還り給ひ。後に其の弟玉依毘賣命を遣せて。其の御子を養さしめ給へり。葺不合尊。成人になり給ひて。父尊の崩御けむこと。申すも更なり。葺不合尊。のちに御姨。玉依毘賣命を后として。御子四柱を生給へり。彦五瀨命。次に彦稻冰命。次に三毛入野命。次に神倭磐余彦命なり。是ぞ本文に謂ゆる。三代の大畧なる。(なほ委くは、古事記傳は更なり、己が古史傳に、注せるを見るべし。)さて此の三御代の年の數を。一百七十九萬二千四百七十餘歲と云ふこと。神武天皇紀にも、天皇の御言として。如此有れど。此は古事記に。穗々出見命の。高千穗の宮に。五百八十歲坐て。崩御せる所の傳に。凡て神代の年の數のこと。今是をかにかくに論はむは。中々に。未しき事に思ふ人有べけれど。然らず。此にも如此見え。書紀にも所見たれば。必ず等閑に過すべきに非ず。神武天皇紀の首に。自天祖降臨以逮于今。一百七十九萬二千四百七十餘歲と有るは。三御代の總ての年數なり。(此の年の數の、いみじく多く久しきを、近き世の、生さかしき人の心には、信られぬ事に思ふから、種々の說有れども、皆漢意のさかしらなり、たゞ古傳のまゝに心得べし、)今假に。此の數を。三御代に等く分つときは。一御代大凡。六十萬歲許ゝなるべし。然るを此に。五百八十歲と有るは。此よなき短さにて。かの總ての數と。甚く相叶はざるは。如何と云ふに。彼の石長比賣の事によりて。父の神の。詛ひ申し給ひしに因りて。至于今天皇等之御命。不長也と有れば。穗穗出見尊より此方は。御命こよなく。短く坐べき理なり。かの詛言。邇々藝命は關り給はず。其の御子より。御繼々を訓奉れる物なり。(篤胤云、穗穗出見命より以來、天皇命たちの御命、長く坐ざる事は、大山祇神の、詛の驗には非ず、石長比賣を婚さず、咲耶毘賣を婚給へるに因れる驗なること、上に辨ふるが如し、師說は未精からず、然れど此の御妻問の事よりして如此なり以來し事の考へは、卓れて妙なる說にて、余が說も、此に因つけることは、云ふも更なり、)然れば彼の一百七十九萬云々の年は。多くは邇邇藝命の御世に經過て。

穗々出見命は。僅に五百八十歲に。次に葺不合命は遂に短かるべく。次に伊波禮毘古命に至りて。又いよいよ縮りて。百三十七歲にして。崩り坐しなり。かゝれば。此の御年の數のこと。何かは疑ふべき。然るを。倭姬命世記など。後の世の書等に。神代の年の數を。邇々藝命三十一萬八千五百四十三年。穗々手見命。六十三萬七千八百九十二年。葺不合命。八十三萬六千四十二年と記せるは。いみじき妄說なり。(神代卷の口訣には、三十萬八千五百三十三年、六十三萬七千八百九十二年、八十三萬六千四十三年、と分けたり、此れは少し差あれども、三十萬の萬の上に、一字を脫し、卌を卅に誤りたるにて、もと初めに云へると同じことなり。)抑三御代次々に。かく御命長く坐むことも由なく。また葺不合命は。然ばかり長く坐けるに。其の御子の神武天皇は。俄に縮りて。僅に百餘歲なりしは。何の由とかせむ。最もくく心得ず。此に至りて。かの詛言の驗の。顯れたる也とも云むか。然れど二御世。殊に長く坐々て。其を過て後に。俄に驗の顯はるべきにも非ざるをや。(篤胤云、神皇正統紀に、天津彥火瓊々杵尊、天の下を治め給ふこと、三十萬八千五百三十三年、彥火々出見尊、天の下を治め給ふこと、六十三萬七千八百九十三年、葺不合尊、天の下を治め給ふこと、八十三萬六千四十三年と云へり、此の尊、八十三萬餘年坐々しに、其の御子磐余彥尊の御世より、俄に人皇の代となりて、壽數も短くなりけることを、疑ふ人も有べきにや、然れど神道の事、おして測りがたし、誠に磐長姬の詛けるまゝ、壽命も短くなりしかば、神のふるまひにも替り、頓て人の代となりぬるにや』と有り、今の師說は、此の義を含みて云れしなり。)右の年の數は。後人の。彼書紀の年の數に據りて。其を妄に。三御代に分配りて。定めたる物にて。彼の詛言の事をも思ひ通さず。此記に此にかく。五百八十歲と有るなどをも考へずして。唯ゆくり無く。物したるなり。(次々に、年の數を多くしたるは御世の彌益に、長く久しかりし由に、祝奉れる心しらびなるべし。)此の三御代の年を合すれば。彼の書紀なる數と。全く同きは。是れ後の人の所爲なる證なり。凡て上つ

代の傳へは。かく樣の事は。必ず此れと彼れと。全くは同じからぬ物なればなり。と有り。(また藤貞幹が、衝口發といふ物に、神武天皇紀なる、此の年の數をあげて、此を神代總ての數として、此の年數、元より論ずるに足らず、と云ひしを、鉗狂人に論ひて、此の年數は、自天祖降臨以逮于今、とあれば、邇々藝命の、天降り坐しより以來なり、其の上文に、我か天祖とあるも、邇々藝命なるにて知べし、然るを論者、今七代五代を合せての、年數の如く云へるは誤れり、忍穗耳命より、以往の年數は、なほ幾百萬歳と云ふことを知らず、然て此の年數を、論ずるに足ずと云ふは、甚じき妄言なり、論ずるに足ざること、何をもて知れるにか不審し、凡て神代の傳説は、みな大きに靈異くして、尋常の事理に異なる故に、人みな是を信ずること能はず、世々に此を解釋する人も、己が心のひく方に、樣々云ひ曲て、今日の事理に合ふさまに、説なすめれども　其はみな、漢籍意に惑ひたる私ごとなり、然るに今論者の如きは、しか云ひ曲る事の非なるを知る故に、一向に、論ずるに足ずとして、凡て神代の傳へをば、取ざるなり、是かの己が心に任せて、云ひ曲るよりは、少し勝れるに似たれども、靈異きを以て、此を信ざるは、又同じく、漢籍意に惑へる物なり、此の年の數を今假に、其の三代に等く分つときは、一代大よそ、六十萬歳ばかりに當るべきを、古事記に穗々手見命を、五百八十歳とある、斯の如く、此の傳の年數の、甚短く、また神武天皇に至りて、遽縮り給へること、必ず然るべき故の有ことなり、其の由は、古事記傳に、詳に云へりと云れ、また此の後に、上田の秋成と云へる人の、貞幹が説に左袒して、此の事を論へるをも、論辨せられたる、呵刈葭と云ふものもあり、)篤胤この、天保二辛卯の歳まで。上の件の師説。何となく意に落がたく。惟ひ惑ひて在りけるに。近き年頃深く思ふ旨趣ありて。赤縣太古傳の選びに勞き。今年春秋命歷序考を。著せるに次て。この歷運記考をあらはし。右三御代の年の數の事に至りて。創めて曉り得たる説あり。(然れば此の歷運記考は、かの命歷序考をまづ熟く讀みて、後に讀までは、解り得がたき事

も多かるべし。)共はまづ。京の上田の百樹が校せる。書紀の一古本に。彼の神武天皇の、御語を。皇祖皇考。乃神乃聖。積慶重暉。多歷年所。(自天祖降跡以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲。)而遼邈之地。猶未霑於王澤。とやうに。細注と爲たる本有り。(此は伴の信友が、京に在りける時に、寫し來れるを、まゝ寫せるなり、百樹今は亡人なれど、實學たぐひ無き人なり、京にて見たる本なれば、彼處には、見知れる人の有りもやすらむ。)今是の二十三字の。本文ならぬに據りて考ふるに。此は弘仁より後の人。この歷運記の文を以り用ひて。神武天皇の御語中に。攙入せること疑なし。(日本紀は、延喜より以來までも文人たちの、次々に文を改め、加筆をも爲たりしこと、既に古史徵の開題記に、委曲に論へりき。)さて如此惟ひ定めて。右年數の文は。一向に棄て取らじと思ふに。また神や怒らむ。人や咎めむと心動きて。決め難つれば。毎もかく。苦き瀬には行ふ如く。久延毘古神に祈りて寢けるに。夢現の間に。萬の大數を捨て。千の小數を取れと告る聲。しきりに響き聞えたり。(此は實に、天保二辛卯の年の、九月朔日の夜の事にて、素より神の照覽はし給ふ所なり、此の事のみに非ず、己が考へには往々かゝる夢想の事あり、管子の、內業心術などの篇に、思之思之、又重思之、思之而不通鬼神將通之、非鬼神之力也、精氣之極也と云へる、かゝる事にや、)夢心に。こは一百七十九萬といふ大數を棄て。二千四百七十餘歲と有る。小數を取れと。告たる言にやと覺えて。夜の明るを待あへず。机を清め。また更に。紀年類の書どもを。取竝べて考ふるに。まづ帝王編年記に。神武天皇(神日本磐余彥天皇)辛酉年正月即位。歲五十五。御宇七十六年。(自辛酉至丙子。)畝火橿原宮と有る。御宇の傍に。或は七十九年と見え。天神祇王代記といふ書に。昔天祖天降以來。至神武天皇。合壹百七十九萬。二千四百七十九年とあり。(此の天神祇王代記、といふ書のことは、末に云ふを俟べし。)然れば書紀及び。今の本文に。七十餘歲と有るは。この七十六年とも。七十九年とも云へるに同く。神武天皇の御一世をも總たる。常の傳說

にて。元より天皇の御語ならぬこと。著明なり。故また惟ふに。既に云へる如く。大國主神たる。太昊伏羲氏を。かの國籍どもの古説に。彼地に始めて出興し給へる年は。庚申とあり。此は和漢の紀年を。合運して攷ふるに。神武天皇の即位元年辛酉より計りて。二千四百一年前の庚申也。（此の事なほ委くは、命歴序考、また赤縣太古傳を見て知るべし。）然るに其の馭戎はしも。皇孫邇々藝命に。御國を。避奉り給ひし年なること。論ひ無く。この大神の。避り奉り給へる後に。皇美麻命。高天の原にて。天津日嗣の高御座に即坐し。天降りの御支度など。種々の事ども有るは。翌る辛酉の年にて。御天降やがて。其の春なりけむと推量りぬ。（但し、かく推量れる由は、次條に云ふ事あるをも、合せ考へて知るべし。）斯て此の天降元年と聞ゆる。辛酉の年より。神武天皇の即位元辛酉の年の前。庚申の年まで。順に推下れば。二千四百年にて。天皇の崩御ありし。丙子の年まで計ふれば。二千四百七十六年。綏靖天皇即位の前年。己卯までを。神武天皇に係て計ふれば。二千四百七十九年なり。（是にて上に引たる、帝王編年記の文、また天神祇王代記の文の、由ある古説なる事をも、辨ふべし。）然れば本文の小數なる。二千四百七十餘歳は。天祖降臨辛酉の年より。神武天皇の崩御までを算へたる。實數の古説にて。此は疑なく。綏靖天皇の御世に。推へし年數なるが。（かく云ふ由は、綏靖天皇より後の世に、計へたる年數ならむには、此の天皇の御世の、年數をも加へて數ふべきに、神武天皇の御世の限りを、計へたる年數なるを以て、かくは云ふなり。）弘仁以前の古記に所見けむを。歴運記の撰者。適にこれを得て。年數の甚く少きを。慊ぬ事に思ひて。漢籍どもに。太古の歳數を云へるに。然る僞妄の多かるに傚ひて。一百七十九萬の大數を攙入して。神武天皇以前。かの三御代の。年數と爲たりしを。其の後の人。まづ書紀の分注に加へ。後また本文。神武天皇の御語に。書連たること疑なし。（然るに中根璋が、皇和通歴の附錄なる、古歴法の發端に、自天祖降跡甲申、距神武天皇東征歳在甲寅、積一百七十九萬二千四百七十一、出于神武天皇之紀、距

卽位歳次辛酉一百七十九萬二千四百七十八算上、と記して、暦元と爲たるは、彼の二十三字の攙入文を、信に神武天皇の御語と心得、その餘歳といふを、甲寅の一歳にあて、其の前年癸丑より算へし故に、天降の元年を、甲申とは云へり、實にも一百七十九萬、二千四百七十年は、癸丑を本として算ふれば、二萬九千八百七十四甲寅を計へて、三十年餘るを、また癸丑より計ふれば、甲申の元年となれど、此は攙入文に欺かれたる、謬にぞ有りける）さて皇孫邇々藝命の。天降元年辛酉より、神武天皇元年辛酉前の庚申まで。二千四百年の間を。三代にて知看せる趣は。如何と言ふに。其の三代の中に。上下二代の。御世の間の所知なむには、中一代は。推及ぼして知るれども。中一代の御世の間のみ。五百八十歳と傳はりて。上下二代の御世の間は。稽へ奉るべき便なし。（古事記に、日子穗々出見命者、坐ニ高千穗宮、伍佰八十歳、と有るを、師は總たる御齡の事に說れたれど此は本文に、深く心をこめて視れば、高千穗の宮に坐て、御世しろし看せる間、五百八十歳と云へる傳へにて、御齡の事には非ず、其の實の御齡の、なほ長かりし事は、申すも更なり）然れども。彼石長比賣を婚さず。木花之咲耶毘賣を。使はし、由緣に因りて。次々に。御命長く御坐まじき謂。師說の如くなれば、今假に。神武天皇の御齡の。百三十七歳なるに合せて。葺不合命の御齡を。三百歳餘りと見奉り、強事なれど。姑くかの神皇正統紀に。周穆王の。五十三年壬申より以後（按ずるに、五十三年は、十四年に改むべし、然るは、穆王が五十三年は、辛亥にて、壬申は、その十四年に當ればなり、然るに此の正統紀のみに非ず、和漢合運圖を始め、紀年類の諸書に、五十三年を壬申と有るは、赤縣の紀年書どもに、しか記せる謬を受たるにて、其の本は、漢の劉歆が、三統暦譜の妄に、欺かれし者なり、委くは別に著せる、前漢曆志辨を、見て知るべし）二百八十九年ありて。庚申に當る年に。此の神隱させ坐々き。と有るに據りて。姑この二百八十九年を、葺不合命の御世の間と定め奉り。（但し正統紀も、葺不合命の御齡を、八十三萬六千四十三歳、と云へる說にて、

此の二百八十九年と有るは、事の因に記されたるにて、御世しろし看せる間の、年數を謂へるには非ざれど、外に據べき書は、有ること無れば、止事を得ず、まづ此の說には據れり、故是を以て、强事といひ、姑くとは謂へるなり）其の謂ゆる壬申を。此の神の元年として。上の件の年數をおし下れば。神武天皇の前なる。庚申の歲に至る。然れば此は。天皇の中つ國を。平治竟ませる歲に。筑紫にて隱させ給へる傳へなり。古事記。書紀には此の事漏たれど。當時別に據べき書存りて。其を取られし說なるべし。（一向に、古事記、書紀に據る意には、神武天皇の、筑紫におはし坐せる間に、父神の旣く隱れさせ給ひて、其の後にぞ、東征をおぼし立けむ、と思はるれど、凡て故事の正史に漏れて、餘の書に存れるも、少からねば、此の傳へ、また深く疑ふべき事にも非ずかし）さて其の假に定むる。元年壬申の前。辛未の歲を。彥穗々出見の命の末年として。五百八十歲おし上れば。壬辰歲に至る。これ穗々出見命の御世の。元年なり。（こは赤縣にては、般の太甲が、十二年といふ歲に當れり、和漢合運圖等の諸書に、般の太甲が、元年を、戊申とし、其の十二年を己未として、共に葺不合尊の御世、と爲たるは誤なり、予が今の說は、竹書紀年の古說に從りて、合運せるなり）斯て。其の壬辰の歲の前。辛卯の歲を。邇々藝命の末年として。彼の天降元年辛酉まで。推上れば。一千五百三十一年にて。是ぞ。邇々藝命の。御世しろし看せる年數なる。（此は固より、假初の所爲とは云へど、極めたる强擧なれば、決めて何くれと、議する人の多かるべく、其は識に、尤れる事には有れど、三御代の年數の、二千四百年なる由を、惟ひ定たらむ上に、かの大山祇神の、誓ひの由緣を知り得ては、止事を得ず、かくも思ひ定めずは、有まじき謂なることと見む、人いかで、平心に、思ひ廻らし給へかし、（さて如此く。三御代の年歷は。推量り記せれど。此は御世しろし看せる間の。歲數にこそ有れ。三柱共に、その實の御齡は。幾許りに坐々つと云ふこと。絕て惟ひ寄り奉ること能はず。然は有れど。三柱共に。御子生坐せるは。其御齡の末なる事は。論ひなし。

然るは邇々藝命。その天降坐せる時は。決めて。十歳を過給ふまじきこと。古史傳に。說明せる如くなるを。（また玉襷のふみにも、且々は注へりき。）神典の文面にては。天降りて。宮敷き給ふと。間もなく。御妻問ありし趣に見ゆれど。此はその間に。記せる事のなき故に。然は見ゆるなり。若しまことに。文面の如く。天降坐せるより。間はく御子生坐むには。譬へば。當時三十ばかりの御歳と成たらむも。千五百年餘り。長き御世の間に。御子彦火々出見命も。共に御齢ふが上に。父神の御齢も坐て後なほ五百八十歳の御齢あれば。總ては甚りて。父神より御命長く。御坐せる理なり。また彦火々出見命の。御子生し給へるも。神典の趣にては。甚若く。太子に坐し間の事にや。と思ゆれど。此も三十歳計りの事とせむに。其の生ませる御子。葺不合命は。その御祖父。邇々藝命より。六百歳計り。御齢長き。御父神の御世を其に經給ひ。そが上に。三百歳ばかりの御世の加はれば。此よなく長き御齢と成めり。然てしか次次に。御命長く坐けむには。彼の大山祇神の。誓ひの御獄に叶はず。故是をもて。邇々藝命。穗々手見命の。御子生坐せる事は。其にその御齢の末なり。とは謂ふなり。葺不合命の。御子生給ひしも。晩かりしこと。准へて知るべし。（上に出せる師說に、倭姫命世記を始め、後の世の書等に、三御世を次なに、年の數を多くしたる事を論ひて、御世の為益に、長く久しかりし由に、罪作る心しらびなるべし、と言れたれど、然る心配には非ずその御子生ぞ、若き程の事、取れる故に、次々に長く、成らで來れるなり。）御此の三御代の。天皇命たちの。御齢の末とぞ。夫婦の道の。晩く。坐つる事由は。凡人の。測り知るべき事には非ざれども。神世に。神等の。御子生給へる御跡を尋て。熟稽ふるに。皇產靈大神。二柱の御間に。御子多く生給へる事は。天地の始をなし。萬づの事物を。成しめ給はむ爲。また伊邪那岐。伊邪那美二神の。御子多く生給へるは。素より。人種を蕃息しめ。かつ其の人草に。謂ゆる造化の御惠を賜はむ爲に。その神等を生給へるなれば。此は今論ひ出べき限に非ず。（そは二神、相誘ひて、國生成さむし、夫

婦の事をはしめ坐し、國生竟て後に、人草の祖たる、八百萬之神を生坐し、然して後に、謂ゆる造化の神々を、生給ひし事のつゝきを、熟く味ひて知り辨ふべし）さて國神にして、御子多く生給へるは。須佐之男命。大歳神。大國主神なり。其の趣を察ふに。其の子等を。皆國造りの事。また人草を養育み給ふ方に。使ひ給はむ爲に。生給へるなり。（其は須佐之男神の御子たち、大歳神の御子たち、皆人草を養ふ方に功しみ給ひ、大國主神の御子、百八十一神、おはせる中より十五神を、珍子と擇びて、天の下四方の國人らに、恩賴を蒙らしめ給へり、と有にても悟るべし、漫に女色を好み給へる、御擧には非ざるなり）斯て天つ神たちの上を思ふに。皇産靈神を除ては。其御子。天底立神。亦名角凝魂命ばかり。御子多く生坐る神は有らず。然るに其の御子神等。みな皇美麻命に副て。降り給へるを思ふに。是また天の下を。治め給ふ方に。使はしめ給はむ爲なり。（其は古史第四十九段、また第百三十七段の傳、などを見て知るべし）また天照大御神の太子。忍穗耳命の。

玉依毘賣命に御合まして。御子二柱を生給へる。其の一柱は。皇孫邇々藝命にて。此は天下の大皇として。天降し給ひ。是より前に。生給へる一柱は。天火明命に坐すを。此の神をも。大和の國に降し置きて。後に神武天皇の。彼の國に征入たまふ時に。内より起りて。皇軍を助け奉らしめ給へり。（天火明命は、卽饒速日命にて、物部氏の遠つ祖神なり、古史の神武天皇の卷の傳を見て知るべし）今此れ等の事等を思ひ。かつ天津神たちの。色好み給へる事實の。殊に所見たる事なき等を。想ひ合するに。此の三御代の。然る御齡の末に。夫婦の道のおはし坐せるは。天神之御子に坐せば惟神に。世情遠く、玄家に謂ゆる。守眞の道。自然に備り坐して。御世間の末まで。其の事の有ざりしが。已に大皇統を、合闢給ふべき。御子生し給はでは。有まじき時を。神慮まして。如此晩く御子生給へるにや。と推量り奉りぬ。（但し、已に女を婚すとしては、其顔を惡で、醜をきらひ給へるも、惟神の御情にて、此は神も人も同じ趣なり、然るにても、兄弟ならべて、使給はましかば

大山祇神の誓ひの驗は、無らまし物をと思へど、當昔かならず、如此なり行べき、淺き道理の、其はりためる事なるべし。)其は邇々藝命の。木花之佐久夜毘賣を婚たる事を。一宿爲婚。と有るも。御世情の。さしも深からぬ故と聞えて。後に雄略天皇の。童女君を。一宵に七回めして。娠ましめ給へるとは。事の趣替りて聞ゆるをも。思ひ合せて悟るべし。(また此の御より延きて、申さむ日[illegible]けれど、壽短く成ぬる、人の世となりても、人はなほ、命長きが故に、十七八才計りにも至らでは、子は生し得ぬを、生とし生る物のうへを思ふに、命短き物ほど、此の道の速はしく、雞犬などの、其の生れたる年の内に、子を成す類は更なり蠶なとは、卵と化りて巣より出ると直に子を生すわざを爲して子を成をへて、忽に死ぬるなど、壽長き人の上より見ては、最はかなく思はるゝ、等をも思ふべし。)

〔一〕但皆不合尊之太子。神倭磐余彦天皇。年十五ニテ爲リ太子ト。四十五歳甲寅。從ニ筑紫日向宮ニ船軍東征。至ニ庚申年ニ。平ニ定中國ヲ。辛酉年正月。即ニ天皇位ニ。是爲ニ元年ト。總計。從ニ天皇元年辛酉ニ。至ニ今上弘仁十一年辛卯ニ。合一千四百七十一年也。

神倭磐余彦天皇。御年十五にして。太子となり給ひ。四十五になり給へる。甲寅の歳に。日向宮を發坐して。庚申の歳までに。中つ國を平定め給ひ、辛酉の年に。皇位に即坐せるを。元年と爲すと有るは。即も御紀と同じ趣きなるが。紀には。其の甲寅の年の注に。是年也太歳甲寅とあり。此の太歳と云ふは。赤縣漢の世以來の諸書に。謂ゆる太歳とは異なり。(赤縣籍に、太歳と云へる事につきて、前漢書の曆志よりして、甚く誤れる說あり其は太昊古曆傳に、委く論へるを見るべし。)其はむかし。我が和識れる。細井貞雄が說に。天皇命の。御世知看せる初めに。天地の諸神たちに。御饗奉るを。大嘗祭といひ。此の御祀ありし年の。御世の始として。太歳と云ふ。これ元年と數へ出る始めなり。)こを太歳としも稱ふは、御世しろし看て、始めて、御田寄を取收めて、所聞食し始め、神等にも奉り給ふ年にて、此を元年と數へて、次次に、許多の御年を、經積み給ふべき初年なるが

故に、稱へて太歳とは云ふなり。）然らば。神武天皇紀に。辛酉年春正月庚辰朔。天皇即帝位於橿原宮。是歳爲天皇元年。とのみ記して。是年也太歳辛酉と無く。是より前。甲寅の年の所に。是年也太歳甲寅と有るは。如何と云ふに。此は。古事記傳十八の卷初條に。五瀬命は。葺不合命の。第一の御子に坐せば。父命崩り坐てよりは。此の命ぞ。天津日嗣は所知看たりけむ。（書紀に、此の御兄弟の次弟に、五つの異なる傳へあれども、此の五瀬命は、何の傳へにも、皆第一なり。）然れば。磐余彥命も。此の時は。稻氷命。御毛沼命と共に。此の五瀬命に。奉仕て坐けむを。五瀬命は。未中州を言向終賜はぬ間に。早く崩り坐て。御業を終賜はず。磐余彥命。その御業を成終て。遂に天の下を知看ける故に。彼命を主として。五瀬命に。客に爲して。次には云へるなり。と說れたる如なれば。太歳甲寅と有るは。彥五瀬命の。大嘗祭ありし元年なり。斯て神武天皇。その御心を紹給ひて。功竟給ひ。後に大嘗祭を爲し給へる年を指して。天皇の元年とは書せ給へり。（古き傳へ書には、此

の天皇の條には、彥五瀬命の太歳と、天皇の太歳と、太歳てふこと二た所に有りしを、書紀に撰び取給ふ時、始めの太歳のみを、其の隨におきて、後に見えし太歳をば、元年と改め給へれど、猶舊きに倣ひて、爲天皇元年と斷り給へるは、是所までは、彥五瀬命の太歳より、數へ云へる例はしの殘れるを、即ち其の儘に、爲天皇元年とは書れたりけむ。）そは綏靖天皇紀に。元年春正月壬申朔己卯。神渟名川耳尊。即天皇位。是年也太歳庚辰。安寧天皇の紀に。元年七月癸亥朔乙丑。皇太子即天皇位。是年也太歳癸丑。懿德天皇紀に。元年春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。是年也太歳辛卯など。次々に見えたり。故是の太歳を一年と數へて。次々に。二年三年と數へて。崩坐すまでを。幾十年とかぞへ言ふぞ。上古の定なりける。と云へるは。信に然る言にて。日本紀は。持統天皇に至るまで。即位の年の末に。必ず是年也太歳某。と記されたり。（然るに、續日本紀以下の御紀には、何所にも、此の事を記されざるを、前紀の文例を、遺られし物かと思ふに、然には非

す、こは太歳と云ふに代る、年號といふ事の出來し故の事なるべし、○上に出せる細井貞雄が說は、世に在りしほど、神暦考とて、少か草稿し始たる物の中に見えしを、抄し出たるなり、（但し此例に。違へる如く思はるゝ所に有るは。綏靖天皇紀の。即位元年の前年に。于時也太歳己卯 と有ると。神功皇后紀に。是年也太歳辛巳。即爲攝政元年。と有る耳なり。然れども。此は熟思ふに。神功皇后は。應神天皇幼く坐し故に。此の年より攝政し給ひ。大嘗祭を行ひ給ひしかば。太歳と云ひ、綏靖天皇。即位元年の前年なるは。其の庶兄手研耳命。その御弟たちを害ひて。皇位を得むと構へて。私に大嘗の祭を爲られし故に。然は有るなり。（即ちその所の文に、手研耳命、行年已長久歷二朝機一故、亦委レ事而親レ之、然其王、遂以二諒闇之際一、盛禍自由、包二藏禍心一、圖レ害二二弟一、于時也太歳己卯、 と見えて、下に、獨臥二于大牀一時、渟名川耳尊、射二手研耳命一、一發中レ胸、再發中レ背、遂殺レ之、と有るを見て知るべし、神代紀に、天稚彦が事を、吾欲レ馭二葦原中國一、遂不二復命一、新嘗休臥之時、中レ矢立死、と有るに思ひ合せて、此の有趣を辨ふべし、）然れば。御々代々の元年即位の後に必ず大嘗祭ありて。其年を太歳と云ひ。こを一年と。數へ出る始めと爲ること疑なし。其は定まれる例なれば。唯に太歳とのみ言ひて。殊に大嘗祭を行ひ給ふとは。記されざるなり。（但し天武天皇紀のみ、此の例の文とは異にして。二年二月丁巳朔癸未、天皇即二帝位於飛鳥淨御原宮一、十二月壬午朔丙戌、侍二奉大嘗一云々、是年也太歳癸酉、と有るは、彼の壬申の御軍の、常に異なる由有りて、即坐る御位なる故に、撰者は、其の御子にも坐しかば、殊に正しく、右の如くは書れしなり、）さて邇邇藝命の大御位は。既に云へる如く。高天の原にて。天照大御神の。即奉り賜ひし故に。大嘗の祭のみ。御天降の後に行ひ給ひ。火々手見命。葺不合命 二御代の太歳のこと。物に所見ざれど。此は定れる例と。過に傳へ漏し來れる物なり。（かく定れる事の、諸書に記し傳へざる事は、なほ計ふるに遑あらず、）然れば。神武天皇の。日向の宮より發坐し甲寅の前年。癸丑までは。葺不合命の御

世。甲寅よりは。彦五瀬命の御世にて。其所に太歳と有るは。五瀬命の元年なること著く。辛酉の年より始めて。神武天皇の御世。と申せしこと疑なし。若是より前。かの甲寅歳。すでに天皇にて御坐むには。辛酉の歳に至りて。再更に。即位の儀を行ひ給へる事と成れば。然る事の有べくも非ず。（上に引たる、神皇正統紀に、葺不合尊の御事を、壬申の年より、二百八十九年後の、庚申に當る年に、崩御なりしと有る説に據れば、甲寅の歳に、五瀬命に、御位を禪り給ひて、後の庚申歳に、崩御し、事となる、實に然らむも知るべからず。）さて神武天皇の。中國を平定畢坐せる年の庚申。また大嘗きこし看せる。元年の辛酉なるが。二千四百年前に。高天原より。葦原中つ國を。平竟ませる年の庚申。また天祖の。大嘗所聞看せる元年の。辛酉なりしに。期らずも相符へり。於是また。神武天皇の甲寅の年に。筑紫より。御軍を起し給ひて。其の七年と云ふ庚申の年に。功竟給ひしを以て推量れば。天照大御神の御命もて。豐葦原中つ國を平始め給ひしも。甲寅の年にて。其

より七年を經て。庚申の年に。事竟坐けむと想ひ度らる。（其は既に、前條の注文に云へる如く、甲寅は、天地初立の年にて、即謂ゆる天皇其、伊邪那岐大神の元年なるが、其より一萬八千歳後の甲寅も、天照大御神に、高天原、須佐之男神に、天の下を御言依し給へる年に當り、其より三千三百歳後の甲寅は、大國主神の元年なるが、高天の原より、大國主神に、言問はじめ給ひしは、其の大神の、千六百八十一年にあたる甲寅にて、其より七年ありて、庚申の年に、平竟給ひしと所想なればなり。）彼をもて此を想ひ。これを以て彼を推へば、互に事の證となりて。遙に合符ひ。奇異など云むも。中々なり。）然れば、日本書紀なる、古き紀年干支などの、小縁ならぬ古説なる事を熟思ひて、濫に負氣なき議論などは、企つまじき事にこそ、其は己が別に著せる、天朝無窮暦、と號たる書七巻あり、就て見るべし。）さて本文に。神武天皇の元年辛酉より。嵯峨天皇の。弘仁二年辛卯に至る年數、實にも撰者の總計せる如く。一千四百七十一年なり。（此の歷運記の成れる、弘仁二年は、

辛卯なるに、己慮らずも、此を考へ見ばや、と思ひ起して、かく物する、今上の天保二年も、また辛卯なるは、是も奇寓と謂べくや。)

〔三〕其天皇元年辛酉。準計漢地年代。當周僖王三年辛酉。(周代卅七王、八百十八年、自武王元年戊寅、至僖王二年庚申、凡十六王、百六十三年。自僖王三年辛酉、至赧王滅年、凡二十王四百十年。然則自僖王三年以降、歷九代百五王一千四百七十一年也。)

上の件二節は。本朝の舊説をもて。年歷を推へたる説なるが。是より下三節は。和漢を合運して。推考へたる説なり。○其の天皇とは。神武天皇を申せり。周の僖王とは。彼の武王より。第十六代に立たる王にて。諸書に。また釐王とも書たり。此の王の在治は。竹書紀年に攷ふるに。庚子より甲辰まで。僅に五年にして殂せれば。辛酉は無く。其の三年は。壬寅に當れり。然るに。其の三年を辛酉とし。神武天皇の元年に當ると云ふこと。此の記のみに非ず。下に引く。三善清行朝臣の勘文にも。神倭磐余彦天皇。辛酉春正月即位。是爲元年。當於周僖王三年。と云ひ。帝王編年記。愚管抄などにも。神武天皇元年辛酉。當周世第十六代僖王三年也。と有れど。此は誤なり。(宋史外國七日本國の事を記せる所に、雍煕元年、日本國僧奝然、與其徒五六人浮海而至、獻本國職員令、王年代紀、各一卷、其年代紀所記云、とて擧たる文中に、神武天皇即位元年甲寅、當周僖王時也、とも見えたり、是も同じ類の誤説なり、)さて此の僖王の次を。惠王と云ふ。愚管抄の一說に。以周惠王十七年辛酉當之。此說爲吉。當時無相違之故也。と云ひ。神皇正統紀。和漢合運圖などにも。此の十七年辛酉を當たるぞ正しき。然れば。注文に。僖王二年と有るをば。惠王十六年と改め。僖王三年と有るをは。惠王十七年。と改めて見るべし。なほ此の注文に、武王元年を、戊寅と云ひ、また其の代數年數などを云へる說も、誤り有れど、此は既に、命歷序考、夏殷周年表などに論へれば、此には漏しつ。)○自僖王三年以降。歷九代とは。嵯峨天皇の御世は。彼の國の唐の憲宗と云ひしが時に當れば。周の世より。秦漢魏晉宋齊梁陳

隋唐と。十代に至れり。然るを。九代と云へるは誤りなり。百五王とは。周の僖王より。唐の憲宗に至る。王者の員なるが。是また相違あり。(然れども、此は後の事にて、今の考へに、然しも用なき事なれば云はず。)一千四百七十一年は。前條の年數に同く。周の惠王十七年辛酉。即神武天皇元年より。弘仁二年辛卯。即唐憲宗が。元和六年に至る年數なり。此の年數の。かく打符ふを以ても神武天皇元年を、周の僖王三年に當ると云ふ説の誤なること、彌明けし。)さて上件件論へる。庚申の歳と。辛酉の歳とは。神の御世よりして。大なる事故ありし。年次なるに就て按ふに。元正天皇紀。養老五年辛酉の年。二月甲午の日の所に。詔曰。世諺云。歳在申年。常有事故。此如所言。去庚申年。咎徵屢見。水旱並臻。平民流沒。秋稼不登。國家騷然。萬姓苦勞。遂則朝廷儀表。藤原朝臣奄然薨逝。朕心哀慟。(去し庚申の年とは、即ち養老四年なり、此の年の八月癸未日の所に、是日、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、帝深悼惜焉、爲之廢朝、擧哀內寢云々、と有る是なり。)今亦去年災異之餘。延及今歳。亦猶風雲氣色。有違于常。朕心恐懼。日夜不休。然聞之舊典。王者政令不便事。則天地譴責以示咎徵。或有不善。則致之異云々。故有政令不便事。悉陳無諱。直言盡意。無有所隱。朕將親覽。於是公卿等。奉詔。退各仰屬司。令言意見。とあり。(なほ委くは、御紀に就き、この詔曰の前後の事實を見て知るべし。)抑この。歳在申年。常有事故。と云へる諺は。皇國に。いと古く云ひ來し事なる故に。世諺云とは詔へり。其は上件の如く。大國主神の。國避り坐せる年。また神武天皇の。中國を平治ませる年の。庚申なりしが。奇異に符ひて。謂ゆる革命とも申すべき。事故ありし故を以て。かく言次ぎ來れるを。此御世頃には。訛りて。凶事ある年のごと云けむ故に。上にもしか所思し坐て。如此詔へる事と聞えたり。(畏けれど、此の詔曰に宣へる事ども、都て遇然の事にこそ有れ、庚申の年の故には非ず、そは此の事本たる庚申の年に、高天の原より、御國を平給ひしは更なり、神武天皇の、

中つ國を平け給ひしも、吉事なれば、此の吉事の方より云はむには、吉年の極みと云ふべし、然は有れど、然る訛りの諺に、この年頭の凶事を、おぼし合せまして、如此なも詔ひ出たる大詔命の、いとも畏き、尊き聖慮なること、深く心を潜めて、讀味ふべし。)扨是より一百八十年のち。醍醐天皇の昌泰三庚申の年に。三善清行朝臣の奏進せる。革命革令の議書といふ物あり。此は革暦部類とて、辛酉改元の時ごとの、文書どもを、集記せる書に出たり。(此の革暦部類といふ書、その第一の卷は、始めに清行朝臣の奏狀二通と、菅家に奉れる狀と、四通を菅家集より出せる由にて記し、次は延久の度の諸文を擧げ、二の卷は、弘長の度の諸文書、三の卷は、元亨の度の諸文書、四の卷は永德の度の諸文書、五の卷は、嘉吉の度の諸文書なるが、延喜以來の勘文事例、みな此の五卷中に具はれり、本の表題には、革暦勘文とも有り。)今其を略文して出さむに。發端に、預論革命議と題して。臣清行言。天道玄遠。聖人所以罕言。暦數幽微。緯候以之爲誕。由是。學之者若迂誕。傳之者似憑虛。臣竊依易說而拔之。明年二月。當帝王革命之期。君臣尅賊之運。證據四六二六之數。七元三變之候。推之漢國。則上自黃帝而下。至李唐。曾無符竄之失。考之本朝。則上自神武天皇而下。至天智天皇。亦無分銖之違。然則聞年事變。豈不用意乎。伏惟陛下。誕膺千年之昌運。暦當草創之期數。故即位之初。遇朔旦冬至之慶。改元之後。頻呈壽星見極之祥。(日本紀略に、昌泰元戊午年、十一月一日丙申、朔旦冬至、諸卿上賀表、と見え、同三年十二月十二日、老人星見と云ひ、扶桑略記に、昌泰三年の末に、是歳老人星見武藏國、などあり、壽星と云へるは、即ち是なり。)天數改運既彰於視聽之間。何違讓於古候之術。但變革之際。必用干戈。蕩定之中。非無誅斬。何者。帝王革命。此周易革卦之義也。按革卦離下兌上也。離爲火。兌爲金。金體有從革之性。非得火則不變。故金火合體。上下相害。滌蕩之理已窮。(周易革卦の理を說こと、盡せるが如しと云へども、太昊古易の眞義を以て、論ずるときは、其の說叶はず、然るは、

離を火とするは、古易も同じけれど、兌は辰巳の卦にて、澤にこそ有れ、金には非ず、然るに此を金とするは、周文が私意をもて、西に配せるより起れる事なり、然れば離と兌と相剋する理あるは、澤また水にて、離火と相射る道理なり、とこそ云ふべけれ。）伏望。聖鑒豫廻神慮。仁恩覃其雅計。矜莊□其異□。圖青眼於近侍。推赤心於群雄。則封家之徒。自然革面。食椹之美。終成好音。撥亂之時。垂其衣裳。卽戎之運。鳴其環珮。豈不美乎。臣機祥難辨。靈□易迷。獻其丹款。雖慙飲於白虎之精。驗其玉英。恐負責於黄龍之瑞。清行誠恐誠惶頓首謹言。と書き。（末に、昌泰三年十一月廿一日、從五位上、行文章博士、兼伊勢權介、三善朝臣清行、と記されたり、）また此時。別に菅丞相に呈せる諫書に。清行頓首謹言。交淺言深者妄也。居今語來者誕也。妄誕之責誠所甘心。伏冀。尊閤殊降寬容。清行昔者遊學之次。偸習術數。天道革命之運。君臣剋賊之期。緯候之家。創論於前。開元之經。詳說於下。推其年紀。猶如指掌。斯乃尊閤所照。愚儒何言。

（緯候之家とは次年の勘奏に出せる、易緯詩緯などの説を云ひ、開元之經とは、唐の王肇が、開元曆紀經、と云ふ書の事なり其は下にも云ふを見て知べし、）但離朱之明。不能覩睫上之塵。仲尼之智。不能知簞中之物。聊以管見。伏添蠹簡。伏見明年辛酉。運當變革。二月建卯。將動干戈。遭凶衝禍。雖未知誰是。引弩射市。亦當中薄命。天數幽微。縱難推察。人間云爲。誠足知亮。伏惟。尊閤挺自翰林。超昇槐位。朝之寵榮。道之光華。吉備公外。無復與美。伏冀知其止足。察其榮分。擅風情於烟霞。藏山智於丘壑。後生仰視。亦不美乎。努力努力。勿忽鄙言。清行頓首謹言。と書れたり、（末に、昌泰三年十月十一日、文章博士、三善朝臣清行、謹上菅右相府殿下政所、とあり、本書に誤字あれば、本朝文粹なると、校正して引たり、）抑この朝臣の。菅公に。右の諫書を奉られし事は。菅家曆傳に。文章博士三善清行。奉書於菅公。諫致仕。此菅公。爲右相。專幼主。竝姦佞臣。察有毀言之難。託災異言之也。と云へるは。實然る事なる

が。猶別に謂あり。其は此ほど。寛平の法皇と。昌泰の帝と。御父子の間に。御快からぬ故ありて。法皇密に。帝を廢し奉らむの御心あり。菅公に。數その事を議り。誘ひ給ふに。承引奉らず。法皇にも。其の事おぼし止まらず。然れど。此を天皇に。顯はし白さむ事の畏ければ。菅公みづから。身退かむに及こと無し。と所思し決めて。四度まで上表して。其の職を辭し給へど。天皇には。然る故としも所知看さねば。許し給はず。朕卿を見ること父に均し。とさへ勅へる大御言の。畏く忝なく。又辭び白しあへず。御身の難を顧び給はず。漸々に。法皇の御心をも。取直し奉らむ。と爲てぞ御坐けむ。(此のほど、法皇と當今と、御父子の御間快からず　法皇にさる御企ありて、菅公を誘ひ給へる事など、皆確なる證ども有りて、既に委く、玉襷の學問の神等を拜む詞の所に、說著せる如くなれば、此には唯、その大要をのみ云ふなり。)玆に彼清行の朝臣は。元より菅公と睦び濃く。其の下風に從へる人なるが。法皇に。然る御企ありて。菅公を誘ひ給ふ事をし。疾察りて。此の事他に漏なむには。日頃菅公を妬み惡ふ徒から。讒を構へて。其難の。菅公に歸せむ事を危ぶみ。また天子にも。然る衆口の發らむ時は。澁き叡慮を煩らし給ふべく。諫奏さむと欲ふに。法皇の御事にし有れば。是また顯露に白し難く。玆に一時の權策を按じ出して。神武天皇即位元年の辛酉なると。世に庚申の年辛酉の年は事故ある年なりと謂ひ。子の年をも。因年のごとく。言次來れる諺の有るを。其の權策の本據となし。(申の年を、事故ある年なりと云ふ諺は、元正天皇紀の詔書に見えて、既に上に引たり、子の年の諺は、元明天皇紀の詔旨に、朕聞舊者相傳云、子年者穀實不宜、而天地祐、今玆大稔、古賢王有言、祥瑞之美、無以加豊年、云々と宣ひ、革暦部類の、例文の所々に出たる、宇佐使の宣命ごとに、世諺仁、庚申、辛酉乃波、天下不靜須止、從古傳來禮利、因玆天、愼美御座須間仁、種種仁、其徵在利、云々と宣へる文あり、此れ等を見て知るべし、)易の革の卦の義をとり合せて。革命の大變。また革令。革運などの事を古き易緯の說に託し。此方の故實。

彼方の古說。うち符たる趣して天皇に。其事となく。明年に。事あるべき由を知しめ奉り。菅公にも。其職をだに退き給はゞ。事に坐給ふまじと思慮りて。作出されたる。勘奏諫書にぞ有ける。其も彼勘奏の文の、伏望と云より。豈不差乎と云まで。六十九字。殊に切迫にて。今や事起る機を見ずは。背出まじき文なるを以ても知べし。然るに。菅公上の件の謂に依りて。其の諫を用ひ給ふこと能はず。默止給へる間に。果して其事も聞えて。時平公は更なり。菅公を嫌ふ人々。種々に謀ごち。上皇の御企とは云へど。菅公其の謀主たる如く。讒せし故に。左遷の事に坐せ給へり。(然れば、彼の革曆部類中の文どもに、淸行朝臣、學通百家、譽被萬代、勘奏之旨仰以可信、云々、また彼朝臣、躬奉聖廟之訓說、而告聖廟之咎徵、符應指掌、殆似通神、云々など所見たれど、此は厭まで、當時の事跡を知りて。其の事跡を腹中に覆せて、皇朝の事實、西土の候說を表に立て、射たりし故に、殆神に通せし如く、當れるにて、實は其の候說の神なるに非ず、信義の神に入れるに

ぞ有りける、)さて此の昌泰四年の二月、淸行朝臣。再かの革命革令の證文を出して。改元あらむ事を請されたる文あり。此も善家集に出たる由にて。革命革令の革曆部類の初卷に擧たり。此は後に。革命革令の改元と云ふ事の祖說なれば。今其略文を出して論はむに。請改元應天道之狀。と表題し。一。今年當大變革命年事。と書出して。易緯曰。辛酉爲革命。甲子爲革令。鄭玄曰。天道不遠。三五而反。六甲爲一元。四六二六交相乘。七元有三變。三七相乘。二十一元爲一蔀。合千三百二十年。(易緯云、といふ文は、易緯の文に非ず、五經曆算と云ふ妄書に、易說と引たる文なること、下に擧る、中原師緒朝臣の勘文に、辨へられたるが如し、然て鄭玄曰とは、其の辛酉云々を、鄭玄の、かく注せる由なるべけれと、其の易說と云へるが、鄭玄以前になき書なれば、此人の注あるべき謂なし抑易緯は十卷ありて、悉鄭玄の注ある中に、蔀法の古義は、その乾鑿度にも略見えて、鄭玄厭まで知れる事なるに、此の文に、天道不遠、三五而反、六甲爲一元、と云へるは、三五十五年にして、天

道本に反り、六十年を一元と爲す、と云るにて、
古義に叶はず、記て二十一元、千三百二十年を、
一蔀と爲すと云ふ事は、蔀法になき事なれば、四
六二六、云々など云へるも、悉妄誕なり、鄭玄い
かで、斯る妄說を爲さむや、然れば此は、而中
る五經曆算の作者が、自妄說して、易緯と鄭玄と
に誣託せる說なること、疑なし、蔀法の眞義は、
予が太昊古曆傳に、委く著せるにて知るべし、○詩
緯云、十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革
令、注云、天道三十六歲而一周也、十周名曰王命大
節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢、無餘節、三推終、
則復始、三期會聚、乃生神明、神明、乃聖人改世者
也、(この詩緯に云、また注に云の說、これ亦信ら
れず、其は寬平の見在書目錄、異說家の部に、詩
緯十卷、魏博士宋均注、と有れば、此の頃までは
存つらめど、其の後は絕て世に傳はらず、赤縣に
は、殊に蚤く亡たる書なるが、其の佚文を集記せ
る、古徵書などにも、此の說見えず、よし當時、
この語有りしにも有れ、本文注ともに、古義に合
はず、また上に出せる易緯とも、合ざる說にて、
元よりこれも取るに足らず、また下文の周の文王
と云より、入商郊と云までも、皆かしこの詭說
によりて云へるにて、其の謂ゆる年曆、及び事實
も相違の事等にて、蔀となすに足ざること、命曆
序考、また前漢曆志辨を見て知るべし、)周文王戊
午年。決虞芮訟。辛酉年青龍銜圖出河。甲子年。
赤雀銜丹書。而聖武伐紂。戊午日。軍渡孟津。辛
酉日。作泰誓。甲子日。入商郊。推揵、易緯、以
辛酉爲蔀首、詩緯、以戊午爲蔀首、然而本朝
自神武天皇以來、皆以辛酉爲一蔀大變之首、
此事在□□未出之前、天道□□、自然符契、然則讖
有兩說、俱可從易緯也、又詩、以十周三百六
十年爲大變、易、以四六爲大變、二說雖異、年
數亦同、今依緯說、勸合倭漢舊記、神倭磐余彥
天皇。從筑紫日向宮、親帥舟師東征。誅滅諸
賊、初營帝宅於畝火山東南地。橿原宮。辛酉春正
月即位。是爲元年。(當於周釐王三年、齊桓公始
霸主、會諸侯於鄄、事見史記表。)四年甲子春二
月。詔曰。諸虜已平。海內無事。可以郊祀。即立
靈畤於鳥見山中。(是年、周惠王即位元年、齊桓公

帥諸侯伐蔡、蔡潰、遂伐楚至召陵、責苞茅、此即桓公兵車第一之令也、）謹按日本紀。神武天皇。此本朝人皇之首也。然則此辛酉。可爲一蔀革命之首。又本朝立時下詔之初。任同天皇四年甲子之年。宜爲革命之證文也。と記して。其の謂ゆる。四六二六數の變事の證とて。甲子年の事實を。皇典と。漢史とに拾ひ擧られ。（二六とは、辛酉にまれ、甲子にまれ、二復にて、二六百二十年なるを云ひ、四六とは、此も甲子にまれ、辛酉にまれ四復にて、四六二百四十年なるを云ふ、然るにまた、甲子にまれ、辛酉にまれ、只一復六十年をも、二六と云ひ、また辛酉にまれ、甲子にまれ、三復百八十年をも、四六と云れたるなど、甚く胡亂しき故に、後の博士たち、種々論へる說等おほし、然れど此は誣說にて、取るに足ざること、上に其本據と引れたる、緯候の說の妄なる上は、況て其の末說なれば、云も更なり、）其の最末に。推古天皇九年辛酉春二月。聖德太子。初造宮於斑鳩村。事無大小。皆決太子。是年有伐新羅。救任邦之事。十二年甲子春正月。始賜冠位。各有差。有德仁義禮智信大小。合十二階。夏四月皇太子。肇制憲法十七條。（是年隋文帝崩、）然則本朝。制冠位法令。始于推古天皇甲子之年。豈非甲子革令之驗乎。己上一蔀。自神倭磐余彦天皇即位辛酉年。至于天豐財重日足姫天皇六年庚申。合千三百二十年已畢。と記し。（天豐財重日足姫天皇とは、齊明天皇の大御名なり、六年は、本に七年と有れど、誤寫なれば正しつ、）其の次に。また一蔀之首。と題して。天智天皇者。息長足日廣額天皇之太子也。讓位於母天豐財重日足姫天皇。及舅天萬豐日天皇二十一年間。猶爲太子攝萬機。（息長足日廣額天皇とは、舒明天皇の大御名、天萬豐日天皇とは、孝德天皇の大御名なり、位を御母と、舅とに讓りて、と云れしこと、能くも當昔の事情に叶へり、然れど此前後、緯候に牽當たる說は、みな非なり、）當中臣鎌子連。誅賊臣蘇我入鹿。非殺蝦夷。伐新羅。救百濟。存高麗。服肅愼。天豐財重日足姫天皇。七年辛酉秋七月崩。天智天皇即位。（當大唐高宗龍朔元年、）三年甲子春二月。詔換冠位階。更爲

二十六階。織錦紫。各有大小。錦山乙亦有大小大小中有上中下。是爲二十六階。其大氏上者賜大刀。小氏上者賜小刀。伴造等氏上者。賜干楯弓矢。亦定民部家部。夏五月大唐領百濟將軍劉仁願。使朝散大夫郭務悰等。來進表函獻物。（當於大唐高宗麟德元年。）已上革命革令之徴。後漢達詳不更具載。今年辛酉革揆酉。天智天皇即位辛酉之年。至去年庚申。合二百四十年。此所謂四六相乘之數已畢。今年辛酉。當於大變革命之年也。又天智天皇以來。二百四十年之內。小變六甲。凡三變也云々。（この云々と約れるは、天智天皇即位辛酉の年より、昌泰三年まで、二百四十年の間なる、辛酉甲子などの年に有りし事故を舉て、小變の證と爲られたり、要ある事にも非ざれば、抄し出ざるなり。）伏望因循三五之運。歲會四六之變。遠履大祖神武之遺蹤。近襲中宗天智之基業。當創此更始。期彼中興。建元號於鳳曆施作解於雷聲。臣清行誠恐誠惶頓首謹言。と書れたり。）末に、昌泰四年二月廿二日、從五位上行文章博士、兼伊勢權介、三善朝臣清行上、とあり。）

是時朝廷には清行朝臣の前年奏進れる議書の既に著しき驗ありしに驚きおはし坐せば時の博士等も異議を謂ふ人更に無く、即ち是の議を用ひ給へり其は革暦部類の延喜元年の例と云へる所に昌泰四年（辛酉）七月十五日甲子有改元事。（爲延喜元年。）詔文云。去年之秋。老人垂壽昌之耀。今年之暦。辛酉呈革命之征。云々八月廿九日戊申。使。發遣諸社奉幣使。伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、春日、大原野、住吉、）宣命。載申。依逆臣。並辛酉革命。老人星事。改御代之號。爲延喜元年之由。とあり。清行朝臣の。此よなき面目とぞ云ふべき。然は有れど、前年の勸奏は、元これ一時の權宜に出たる事なれば、彼の勸奏諫書のみにて、右の證文、及び改元の狀は無て有ばやと思へど、此ほかの勸奏の、よく當れるに、其の候説の本據いかに、と問へる人々も有べく、また朝廷にも、其の沙汰ありけむ故に、此ことを得ず、強ひて、右證文の勸奏は作られたりけむ、然ればこそ、其の言ふ所、みな牽強譚會の説には有れ、そは下に擧る、大外記師緒の論は更なり、己また上にも下

にも、因ある處々に往々論ふを見て知べし、)さて是より後は。村上天皇の御世に。天徳五辛酉年を。應和元年と改め。また此御世より始めて。謂ゆる甲子革令にも改元あり。即應和四甲子年を。康保元年と爲されたり。(即ち部類に、天徳五辛酉年、二月十六日庚辰、左大臣以下參入、有改元事、詔文云、忝居握符之名、未知馭俗之道、况此年、灾異荐臻、此歳辛酉革命之符既是、云々改天徳五年、爲應和元年、大赦天下、云々とあり、)此の次は。後一條天皇の。治安元(辛酉)年。萬壽元(甲子)年。次は。白河天皇の永保元(辛酉)年。應徳元(甲子)年。次は。崇徳天皇の永治元(辛酉)年。近衛天皇の天養元(甲子)年。次は。土御門天皇の建仁元(辛酉)年。元久元(甲子)年。次は。龜山天皇の弘長元(辛酉)年。文永元(甲子)年なり。(此の時々の諸勘文、および例文など、革暦部類に詳なれば、就て見るべし、)斯て。此の弘長元年の度までの。諸道の博士等の勘文、また諸卿の定ともに數十通。彼の部類に擧たるが。皆一向に。淸行朝臣の勘文に雷同して。其の證文に引たる緯候の眞贋。また其の證例と爲たる。事實の當否をも。論へる人なく唯に彼說を。增長せる事のみ多かる中に。後醍醐天皇の元應三辛酉年に。大外記中原師緒朝臣の。奏進られたる勘文ぞ。悉理たる說等なりける。(延喜の御世より、此の度に至りては。已に八箇度其の議あり、)故今其をも。略文して出さむに。勘申。今年曆數。當革命大變年否事。と題して。醍醐天皇昌泰四年。文章博士三善淸行朝臣。始勘奏辛酉革命之義。如件勘文者。以神倭磐余彥天皇元年辛酉。雖當部首。以今推古之義貞。天神地神之代。年紀眇遠。所見不詳。自神武天皇以降。載籍雖多。曾以不言辛酉革命之當否之義。温漢家之譜牒。靈寶王等。以黃帝十九年辛酉。雖當部首。三皇五帝。大同小康之代。經典之所載。不論曆運之符瑞。南朝之舊規。不分明乎。(靈寶とは、本朝見在書目錄、雜史家部に、帝王年代曆十卷、釋靈實撰、とある書の說を云ひ、王孫とは、是より以前の勘文どもに、王孫開元曆紀經、と引たる書の說を云ふ、二書共に、今に傳はらざるか、余未その書等を見ず、然れども、是より以前の勘

文どもに、王肇開元暦紀經云、臣謹、案、帝王之受命、必在三元甲子之年、而或以辛酉爲革命、或以戊午爲革運、進退雖異、期數略同、推年數法、或以四六二六、而乘之、或以十周三百六十歳、而推之、自上元甲子、以三乘六、爲陽乘之一變、次以四乘六、爲陰乘之一變、云々と引き、釋靈實年代暦とて、周穆王四十三年辛酉以後、僖王三年辛酉以前、有一甲子之得失、然則黄帝十九年辛酉以後、三千九百年云々、など所見たるを云ふ、靈實王僖ともに、唐代の人と聞えたり、)件朝臣、爲道之碩儒、究算術勘奏之趣、運行之跡差久矣、然者何圖本朝之先規、可勘異域之年紀乎、須以昌泰四年之奏状、爲本而從朝臣者、達消息之德、計大變之年、其術已絶、師説不讓、短慮之未思、縦雖測其心、縱雖有權分、非可指南、於昌泰以前者、四六二六之乘數、年紀已不同、以此術、猶可令增減乘數哉。否難一決。仍就常説。自昌泰四年。至治安元年。爲二六之年。自治安元年。至文應二年。爲四六之年。仲年相當革命大變之年歟 自文應二年。至當年、僅以六十年、未及二六之年。於今年者、更不可當革命大變者哉。と記され。(此の文難一決と云ふまで、其心裡には、辛酉の年を、革命大變、君臣剋賊の凶年と云ことは清行朝臣の新意なりと、暦まで知りつゝも、其義を陽に云はず、道の碩儒の勘奏にし有れば、短慮の未思を以ては、其の心を測り難し、と謙遜して所詮には、昌泰四年に、清行の始めて奏せる以來の先規なれば、其を本として、殊に異域の例を探ぬべき事に非ず、と云れしなり、)次に。易緯説。有二説難一事。と題して。清行朝臣本勘文云。易緯云。辛酉爲革命。甲子爲革令。鄭玄云。天道不遠。三五而反。六甲爲一元。四六二六交相乘。七元有三變。三七相乘。二十一元爲一蔀。合千三百二十年。同勘奏曰。謹按。易緯以辛酉爲蔀首。詩緯以戊午爲蔀首。雖有兩説。猶可依易緯也。云々。就之按之。易緯十卷中。曾無此文。此外有他緯哉。否。雖勘現在書目錄。亦以無所見。粗考典籍。五經暦算。引易説有此文。同暦記經歟、(現在書目錄とは、寛平の御世に、

勅を奉りて、藤原佐世朝臣の撰べる物にて、其頃まで見在せる、赤縣籍どもを、部類せる目錄なり、橋本經亮が梅窓筆記に、河海抄に、日本現在書目錄、藤原佐世撰、大和室生寺の印ある古本、粘葉一冊、書肆が買得しを見るに、五六百年前の古本にて部門を立て書目あり、佐世は、藤氏の儒士にて宇多醍醐の朝の人なり、と云へるは、卽ち此の書にて、先つ年、狩谷望之が、京にて直をつのり、買もて來しは、卽ち經亮が見し本にて、實にも大和室生寺、といふ朱印あり、余が本は、そを寫せるなり、題名は、日本國見在書目錄、と有りて、現の字ならず、正五位下行陸奧守兼上野權介、藤原朝臣佐世奉勅撰、と署されたり、此の錄の異說家といふ部に、易緯十卷、鄭玄注と出たれど、信に此の外に、易緯の書は有ることなし、扨五經暦算とは、同し錄の、暦數家と云へる部に、五經算二、とある書の事なるべし、易緯は、今の世に悉傳はれど、五經暦算は、今存りや亡しや知らず、）尚書正義云。緯文鄙近。不出聖人。前賢共疑。有所不取也。毛詩正義云。緯候之說。僞多而實少也。今就是等之文。按其義。緯候之說。僞謬而實少。縱雖本書說文。不足爲證。矧亦其文不詳。彌招疑殆者歟。凡聖人之道者。與天地合其德。與日月同其明。與四時合其序。應于天心。揣於人事。轉咎徵彰休。皇道不遠。惟善惟與之故也。縱據緯候之說。何恐革命哉。隨又於今度之辛酉者。雖當一元之巡。全不及大變之期哉。（此件の論も、理たる說なるが中に、緯書の事に就ては、其の論なほ委からず、其は謂ゆる、緯候術數の事こそ、取るに足らね、其の外に、古昔の事實も、多く交へ載たるが中に、故實の確乎たる正說ありて、一向に捨べき物に非ず、是を以て、尙書及び毛詩の正義にも、多く其の說を用ひて、本文の義を釋たり、其は所不取也、とは云はずして、有所不取也と云ひ、無實とは云ずして、實少と云へるにて知るべし、都て緯書どもの事に就ては、殊に委き論ひ有れど、此にも漏しつ、）抑掛年當辛酉之例。聖代之初。有關基之兆。醍醐天皇元年。戊午革運之年也。同四年。當辛酉。土御門院。建久九年戊午。革運

之年卽位。正治三年當辛酉。龜山院。正嘉二年戊午。革運之年立太子。翌年卽位。文應二年當辛酉。當今文保二年戊午。革運之年卽位。今年當辛酉。讖緯守文之佳例。豈非天命之曆數乎。凡自延喜以來。皆相當明時之洪基者也。則其本而執其中者。何必可勞年紀之當否乎。謹所勘申如件。元應三年正月廿六日。」とあり。○聖代之初云々は、神武天皇の庚申の年に、中つ國を平覺まして、辛酉の年に卽位ありしが、皇基を開き給へる、佳兆なる由を、まづ云へるなり、斯て戊午年は、革運の凶年なりと云へど、醍醐天皇、土御門院は、其の年に卽位し給ひ、龜山院は、其の年に太子に立ちて、翌年の卽位なり、當今後醍醐天皇も、戊午の年の卽位にて、佳例なり、然れば、革命革運などの說、すべて信るに足らずと云へる意なり、尙古くも、謂ゆる革命革運などの年に、然る佳例ありし御代の多かれば、其をも皆擧らるべきを、如此まづ近き佳例のみを擧て、議論の本旨を、白されたるなり〕是勘文。に理たる說には有れど。是より前。建仁元年の度の。○後京極攝政良經公の。○革命仗議記に。○今度說說雖多。皆以不當革命。但先例。至辛酉年不論當否。必有改元。皆以仗議同日也。」と記されたる如く。○此は延喜以來の定例なれば。○元應三年を改めて。○元亨元年と爲給へるが。○其時の詔書に。○曆數當辛酉之年。符契協革命之運。○是則出自緯候之所意。非于典謨之舊章。術士之妄所著作也。聖人之道。豈可然乎。但與物更始者。恆久之理也」と載させ給へる由。○是時の例文に所見たり。○仲精朝臣の勘文に。○緯候の說を擯斥せるを、實然る事と所聞召せる故に、さる詔詞の有しなるべし。○是より後、永德元年の度の、公卿仗議の中に、權中納言藤原仲光卿の定に、披清行之勘文、重訪在泰之讖緯、只據革卦之義、不據詩曆之異義、偏取神武之上元、不取黃帝之初元、先達之所爲、後生無間然者歟、凡變革之儀、當否之論、偏出于緯候之妄誕、未聞聖人之法言、一變之期、縱雖相當焉、大德之至、何有所懼、矣、災妖不勝善政、夢怪不勝善行之故也、況其不當乎云々、侍從藤原公時卿の定に、辛酉沙

汰之濫觴者、昌泰清行之奏狀、不據黃帝之上元、可取神武之初首之條、坦然明白、仍以本朝之當否、據詩緯說者、夫緯織伎數之流、僞多實少之謂、先賢後儒、雖加疑難、聊以愚管、强竄理竄、小道可見、未應偏棄、致遠恐泥、不可固執者歟、云々、嘉吉元年の度の、曆博士賀茂在盛、同博士賀茂在成、などの勘文に、夫榦平王以上、斷神武以下、爲蔀首者、淸行之新意也、遠通物理、克明人道、議論得玄旨、出于天入乎淵、相公之事迹、誰敢窺之乎、而復彼昌泰之載籍特匪易說、可擬詩讖之證、坦然明白也、など云へる類の、緯候讖に拘はらず、淸行の新意と、知れる人の有るも、皆師繼朝臣の、勘文ありし以來なれば、彼の朝臣の說は、上件の說等の、嚆矢木鐸とぞ云ふべかりける〕前の醍醐天皇の御世に、始まれる說の。後の醍醐天皇の御世に至り。六七四百二十年にして。其の說のかく定まれる事は。奇遇と謂ふべし。(但し此の御世も、辛酉の改元のみに非ず、甲子にも、正中と改元ありき、次は、後龜山天皇の弘和元辛酉年、元中元甲子年、

此の時北朝には、後圓融院の御世にて、辛酉には、永德と改元し、甲子には、至德と改元し給へり、次は、後花園天皇の、嘉吉元辛酉年、文安元甲子年、次は、後柏原天皇の、文龜元辛酉年、永正甲年子年なり、扨是次は、正親町天皇の、永祿酉年と云年、辛酉に當り、同七年は、甲子に當れど改元なく、次は、後水尾天皇の、元和七年と云ふ年も、辛酉に當れど改元なし、そは世の中いたく亂れて、此の沙汰に及ばざりし故なり、然て同十甲子年に、寬永と改元あり、是より、革命革令の改元再興して、靈元天皇の天和元辛酉年、貞享元甲子年、次は、櫻町天皇の寬保元辛酉年、延享元甲子年、次は、今太上天皇の、享和元辛酉年、文化元甲子年、と相續きて、必ず改元し給ふ例とは成れり〕さて此の革命革令と云ふこと。右の如く。淸行朝臣の新意に出たる事なる故に。赤縣の歷史、及び陰陽書類にも。此の年の改元といふ事は。聞ゆる事なし。但し詩の正義に。鄭玄が六藝論を引きて。詩緯汎歷樞云。午亥之際爲革命。卯酉之際爲改政。卯天保也。酉祈父也。午采芑也。亥大明也。

云々と有るは。似たる事ながら。此の義には非ず。

弘仁歴運記考下之巻

大壑　平篤胤謹撰

門人　參河　鈴木重野
　　　同　　岩崎兌健
　　　同國　竹尾茂樹　校

〔四〕今都計。自二僖王二年庚申一以往。神農元年丁亥以降。則歴二二皇五帝三王一。摠十代。七十九王。（加二帝摯及羿一。則八十三王也。）二千四百三十四年也。此天皇元年以往。漢地歴年代之數也。

此の條は。神武天皇の卽位前の。庚申年より以往の年歴を傳へし古說なれば。殊に懇懃に讀辨ふべし。其はまだ僖王二年は。惠王十七年に改むべきこと。前條に云へるが如し。扨神農は。もと伏羲と有りけるを。後人の狡意を用ひて。譌寫せるなり。其は何をもて知るなれば。歴二二皇五帝三王一摠十代。と云へる文に相照して。これを知れり。然るは。二皇とは。三皇の一皇を缺なる語にて。此の文に謂ゆる三皇五帝は。古說の三皇五帝に非ず。儒家の謂ゆる三皇五帝にて。其の三皇は。伏羲。神農。黃帝を云ひ。五帝は。少昊。顓頊。帝嚳。堯。舜を云へり。此は周禮。また尙書の。孔安國が傳などに。本づける說なり。（古傳說の三皇五帝はこれと殊にして、三皇とは、天皇、地皇、人皇を云ひ、五帝とは、伏羲、神農、黃帝、少昊、顓頊を云へり、尙異說ども多かるを、後儒の、よく辨へたる說は、有ること無し、予が三五本國考に、委く說明せるを見るべし。）三王とは夏殷周の三代を指せり。何の由に三皇と云はず。二皇と云へると謂ふに。上に伏羲元年丁亥以降と云ひし故に。神農黃帝を指して。二皇と稱へる文なり。もし今本の如く。神農ならむには。伏羲は其の上に有れば。神農の次は。黃帝一皇なるを。豈二皇と云むや。若例の曲士ありて。二皇は一皇の誤寫。と云はむと欲すとも。然ては摠て十代。と有るに代數合ざれば。然は謂がたき事なり。（今在る刻本を見るに、歴二二皇、五帝、三王一、とやうに、二の字かたわに見ゆるは、筆者つねに、三皇と云ふ言の、口なれて在るが故に、誤りて、三皇と書たるを、板に彫りて後に心づきて、上の一畫を削れる故に、二の字かたわに見ゆるなり、古本は何れも、正し

く二皇とあり、)さて伏羲を。神農と謬寫せる所以いかにと言ふに、下文に二千四百三十四年と云へるは。即伏羲元年より。神武天皇元年に至る年數なるが。彼の周禮の妄説ともに、伏羲より周末に至る年數を。三十萬載と云へるを始め若干萬歳と云ざるは無きに。然る年數に比べては。甚少なき少年數なる故に。神農と書かへて。其の二千四百三十四年を。神農元年以降。神武天皇元年以往の年數にせむと。構へたるなり。何に後達の甚しきに非ずや。(上に惠王十七年辛酉と云ふべきを、僖王三年辛酉と云へるを始め、次々に、惠王を僖王と云へるは、紀年を能くも考へ知ざりし、撰者の眞の過失なれど、伏羲を神農と謬寫せる事は、過失に非ず、後人の、わざと物せる誣妄なること疑ひなし、)○搃十代。七十九王とは。二皇五帝と夏殷周の三代とにて。搃て十代なるが。其の夏殷二代の王等に。周は僖王まで。十七代を搃たる王數なり。(此の王等の數、また己が數へ正して、古史年歷編に載せるとは、相違あれど、今の要に非ざれば云はず、また謂ゆる七十九王に、注なる帝摯と、羿とを加ふとも八十一人ならでは無し、然るを八十三皇と有るも誤なり、)さて其の冊の年數を二千四百三十四年と有るは。伏羲元年より。神武天皇元年の前年。庚申に至る年數なるが。此は伏羲元年を。丁亥に取れる故に。三十四年の違年あれど。實には。命歷序考に註せる如く。伏羲氏取戒の元年は。庚申にて。謂ゆる丁亥より。三十三年後なり。然れば上は。伏羲元年庚申と有べく、此年數は。二千四百年と有べき謂なり。然れど丁亥と有るも。皇朝に傳はる一説にて。僅に三十三年の牴牾なれば。然しも遠き訛には非ず。抑此の年數を、神武天皇元年以往。漢地歷年代の數と爲たるは。命歷序考に。三墳と。元氣論とに據りて考へたる、二千四百餘歳の年數。また此考の初作に。一百七十九萬二千四百七十餘歳。と有る小數のみ。實年數なり。と云へる考へに。慮らずも相符へり。愚心には。甚奇異なる事とこそ所思ゆれ。(然るは彼の、命歷序考を物せる頃までは、此の記の初作の小數のみ、實年數ならむなど云ふことも、つゆも得知らず、後に此の考へを著すとて、始め

て本月朔日の日の、朝明の夢に、其の事を知り、今是の四日の日の朝、机によりて、初めて神農の字は、伏羲の字の誤寫なる事を知り、然て後に始めて、此二千四百餘歳の說の、正しき事を悟れる故に、例の魯き心には、奇異なりと思へるなり〕云是の古說の。皇朝に傳はりし。其の原いかにと稽ふるに。伏羲より以降。周末に至る年數は。今傳はる要々しき漢籍どもに。幾萬歳と云ざるは無きに。甚希しく。此の記にかく。二千四百餘歳と傳へしは。此にも彼にも。後に亡たる典故の古說の。適に佚の存れる物なるが。〔其は彼寛平の御世に、撰しめ給へる、見在書目錄に、かしこの古籍の、いと多く見えたる中に、やごと無き書の彼にも此にも、早く絶失たるが多きを以て知るべし〕然は有れど。此は何事にも。典籍をのみ賴み思ふ。我等が狹き智見にこそ有れ。神の御世には。彼と此と。神眞たちの往來つねに有り。また人の世と成て。凡人の往來も。數有ける事。御紀にも許多見えたれば。何時となく。然る年數をも聞傳へ。語り傳へ。かつ此と彼の年曆を。合運して見る事なども。最古くより有りて。弘仁以前の古書にこ著はし傳へたるを。此の歷運記に採り載たる故に。按ニ本紀等諸書ニと云へるにも有るべし。〔然るを、我が古學の徒にも、見狹き倫は、神世の昔よりして、彼此往來せる事迹の、かしこの古書どもに、甚詳に見えたるを、尋ねむものとも思ひたらず、此方の古典にも、何くれと見ゆるをも何と心得たるにか、應神天皇の御世に、韓博士らを徵れざる以前は、かの國邊の事は、絕て知看されぬ如く、謂ふも有れど、然には非ず、そは仲哀天皇の、神の御言を信給はず、高岳に人を登せて、望しめ給ふに國は見えず、と詔へるを以て、朝廷には、是より前に、他國ある事を、知看されぬ證と爲めれど、早く神世に、須佐之男神の、天避立かぎり、外國を廻り、韓國にも至り給ひ、少彥名神、大物主神などの、往來ませる傳へあり、また仲哀天皇より先皇たちの御世に、大迦羅國の人、また新羅國の人などの參來りし事などは、間近き事なるを、天皇あに知看さらむや、其は能く知り御坐しつゝも、韓征に御心の進まずで、神の御言を、僞りと詔ひ

し故に、神の御怒ありしなるをや、猶古史傳に謂ふを見るべし、)また是に就て按ふに。平城天皇紀大同四年の所に。二月辛亥勅。倭漢惣歴帝譜圖。天御中主尊標爲始祖。至如魯王。呉王。高麗王漢高祖命等。接其後裔。倭漢雜糅。敢垢天宗。愚民迷執。輙謂實録。宜諸司官人等所藏皆進。若有挾情隱匿。乖旨不進者。事覺之日必處重科。と見えたり。蓋く和漢の歴運を記せる書の。種々有けむ中には。然る妄書の有りし故に。此の勅あり。是の勅ありて。二年後に成れる書なり。後に延喜式に添て傳はれるは。朝廷にも。此記は用ひ給へるにこそ。

〔五〕但伏義氏以前。天皇以還。年代綿邈。史無詳録。按帝系譜等諸書。惣歴八代。九百六十八萬餘歳。既非經史。未爲實録。聊復存之。以廣異同。

此の條に。かく伏義氏以前と有るを以ても。前條に。神農と有るは。もと伏義と有りしを。誤寫せること灼然なり。其はもし彼に。固より神農と有けむには。此も必神農と無くては。應ざる事なるをや。(然る道理までを思はず、彼をのみ書かへて、此をしも遺れたりしは、最も拙き所爲にこそ、古書の僞文攙入などには、往々かゝる事のある物なり、)さて此なる天皇は。かの古三皇の天皇氏を申せり。此は春秋命歴序に。天地初立有天皇氏。と云へる如く古ければ。是より以還。伏義氏までの年數を知むと欲ふに。年代綿邈と遠く。詳に録せる史なくて。其正説を得ざる故に。帝系譜等の諸書を按するに。天皇氏より。伏義の間に八代ありて。九百六十八萬餘歳を歴たる由なれど。此等は經史に非ず。實録と爲ざる者なり。然れども。聊か此の年數代數を存して。異同を廣む。と云へるなり。(帝系譜と云ふもの、梁の蕭王が五行大義に、往々引たれば、古き書には有れど、其の説はいかにも、信られぬ事あり、皇國にも、早く渡りし故に、歴運記の撰者は、見たる由なれど、寛平の見在書目録に、是の書名無れば、其の頃は、絶たるにこそ、今は西土にも、存りや亡しや知らず、但しこを前には、漢書の歴志に、帝系と引たる書ならむか、と思ひしかど、別書と聞えたり、)然れど。此の帝系譜のみに非ず、其の謂ゆる經史の實録と

云へども。頓には信られず。他の書よりは。却りて訛れる說も多きこと。命歷序考の。彼此に論へるが如し。(また別に著せる、見て知るべし)さて中昔の頃より。是の歷運記に倣へるにや。帝王編年記。愚管抄。神皇正統紀。また和漢合運圖などの類ひ。和漢の紀年を合運して。記せる書ども許多あり。然るに。神武天皇以前を合運せるに。皆かの訛おほき。漢籍等に據たれば。彼此漢に據るに足らず。然れど。其後の紀年には。然しも甚しき相違なく。其が中にも。合運圖は古ければ。他書に所見なき故實も。往々に見えたり。(抑是の書はも、洛下埜釋圓智撰、山城嵯峨住、吉田光由集、と署せるが其の圓智と云へるは、群書一覽に、京の要法寺の世雄房日性と云ひし僧なりと見え、光由は、武德編年集成、慶長十一年八月の下に、洛の大商人、角倉貞順玄之が父にて、吉田光由入道了意、俗稱を與七郎と云ひし者なり、と云へり、然るに此の合運圖はも、これ二人が、新に作れる物には非ず、そは京の東寺中の、觀智院に、佛法和漢年代曆と

て、西土は。後漢の明帝が永平十年以後、皇國は垂仁天皇九十六年より、推古天皇二十五年までを記して、本注に、兩國年曆、雖㆓異說多㆒、正依㆓貞元釋敎目錄㆒、兼㆓抄諸家和漢年代記㆒矣、と云ひ、奥に、觀應元年四月廿五日、挍㆓諸本㆒畢、とある卷本を藏せるを、伴信友が、此の合運と挍合せるに、互に精粗あり、また大く相違の事もあり、按ふに此の合運圖も、古く傳はれる物に、次々加筆せる物ならむと云へり、誠に然る言なり)今按ふ旨あれば。印本合運圖の初發に出せる。謂ゆる天神七代。地神五代の歷年を。こゝに附錄し。此度この考へに就て。借集たる。其の類書どもの異同を標し。かつ其體裁を令知ること。左の如し。〇天神七代。國常立尊。國狹槌尊。百億萬歲。豐斟渟尊。百億萬歲。泥土煮尊、沙土煮尊、二百億萬歲。大戸道尊、大戸邊尊、二百億萬歲面足尊、惶根尊、二百億萬歲。伊弉諾尊、伊弉冉尊、二萬三千四十歲。地神五代。天照太神。二十五萬歲。忍穗耳尊。三十萬歲。瓊々杵尊。三十一萬歲。彥火々出見尊。六十三萬七千八百九十二。鸕鷀草葺不合尊。八十三萬六千四十二歲。(こは印本の倭漢合運圖なり、)

○また一本。天神祇王代記。と題せる書に。天神七代。國常立尊。男神。天皇氏。治世五萬四千年。國狹槌尊。男神。地皇氏。治世三萬三千六百年。豐斟渟尊。男神。人皇氏。治世九十二萬一千六百年。埿土煑尊、男神、沙土煑尊、女神、治世。大戸道尊、男神、大苫邊尊、女神、治世。二十三萬四百年。面足尊、男神、惶根尊、女神、治世五萬七千六百年。伊弉諾尊、男神、伊弉冊尊、女神、神農氏。地神五代。天照太神。治世九千四百廿八萬四千年也。忍穗耳尊。治世八十八萬三千九百廿九年。瓊々杵尊。治世。三十一萬八千五百四十二年。彥火々出見尊。治世。六十三萬七千八百九十二年。鸕鷀草葺不合尊。治世。八十三萬六千四十二年とあり（此は屋代翁の藏書なるが、書中に、後花園院を、當今と書て、御傳を記さず、然れば、寬正の頃に寫れる書なるべし、歴年數の妄は更なり、國常立尊などを、三皇に配し、神農氏などに當たるは、此の餘になき妄事なり、）○また一本。日本運上錄。と題せる書に。天神七代。國常立尊。右第一代。謂二無量無邊无始無終不變常住神代一。と記し。第六代まで。合運圖と同年數なるが。其數上に。みな運數の二字を冠き。第七代神の所に。一代一神。治二一萬三千歲。謂二天地衝環變化常住尊一代一と書き。地神五代。天照太神。治天二十五萬歲。（自二甲子一至二癸丑一）忍穗耳尊。治天三十萬歲（自二甲子一至二癸巳一）瓊々杵尊。治世二卅一萬八千五百四十三年。（自二甲午一至二丙戌一）此神初而降二化下界一。彥火々出見尊。治世。六十三萬七千八百九十二歲。（自二丁亥一至二戊午一）第四代尊神。治六十三萬、七千八百九十二年之內。七萬三千八百三十七戊申歲、葺古王生、鸕鷀草葺不合尊。治八十三萬六千四十二歲。（自二己未一至二丁未一）右三代。謂二下化現量神代一云々。（こは温故堂の藏書なり、是より後は、人皇と題して、神武天皇より、繼體天皇十五年までは、御諱の下に、即位在世の年數、御父の事など少か記し、繼體天皇十六年より、年表して記事あり、正親町院を、今上皇帝と擧たる下、天正八庚辰年、十一月十六日の記事まで同筆にて、いかにも當時の書と見えて、其後年次々に、書繼たるものにて、文體書風共に異れり、然れば、天正本運上錄とぞ云ふべき、）○又一本。たゞに年代記と題せる書に。謂ゆる天神七代は。合運圖に同く。

然して。天照皇太神宮。治世。五千二十八萬七千六百七年。天忍穗耳尊。治世同前也。已上二神。御坐天宮而。不下此國と記して。其の以下は。合運圖に同じ。(こは屋代翁の藏本なり、文祿五年までにて、筆をとめたり、然れば、文祿年代記、と稱ふべし、)○また一本。只に王代記と題せる書に。忍穗耳尊より上は。合運圖に同くて。彥火瓊々杵尊。元年己巳。三十一萬八千五百四十二年。彥火々出見尊。元年丁未。六十三萬七千八百九十二年。葺不合尊。元年己卯。八十三萬六千四十二年。神武天皇。即位元年辛酉正月一日。震旦周惠王也。云々とあり。(こは、溫故堂の藏本にて、百五代、後土御門院を、當今帝とあれば、文正本王代記、とも云ふべし、)さて群書一覽に。和漢編干支合圖一卷。正和四年。東福寺虎關和尚作。と云へる書あり。己いまだ其の書を見ざれど。此の僧の元亨釋書に。白山明神者。伊弉諾尊也とて。此の神の神語なる由にて。神世の年曆を載せるに准へて。その書の大凡は。推量られたり。(其の謂ゆる神語の文に、日本秋津島、本是神國也、國常立尊、乃神代最初國主也、次國狹槌尊、次豐斟渟尊、次泥土瓊尊、沙土瓊尊、次大戶之道尊、大苫邊尊、次面垂尊、惶根尊、次伊弉諾尊、伊弉冉尊、謂之天神七代、吾是伊弉諾尊也、今號妙理大菩薩、此神岳白嶺者、我主國之時都城也、我乃日域男女之元神也、天照太神者、我子也 天忍穗耳尊、我孫也、其子天津彥火瓊々杵尊、受祖天照太神勅、降治此國、始爲地居、饗國三十一萬八千五百四十二年、生彥火々出見尊、饗國六十三萬七千八百九十二年、生彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、饗國八十三萬六千四十二年、是名地神五代、人王第一國主、神武天皇者、鸕鷀草尊第四子也、任位七十六歲、天皇年四十六、始登皇位、辛酉歲也云々、となほ種々の妄說ども書きつゞけたり、)なほ此の餘に。伴信友が合運圖に挍せる。東寺の。佛法和漢年代曆。また。文明本。王代記。應安本年代記。永祿本倭漢合圖など。皆右の類なれば。神武天皇以上の合運は。總て無用の長物のみと知るべし。然れど此御世より、以來の事實を擧たる中には、各々に、採用ふべき事等も少からず、故其の取々なる異聞の

校合を、信友に囑みしかば、其の藏本の合運圖に採加たるを、また己が本にも寫し取りつゝ、扱神世の紀年に。如此なも苦心せる由は。前に陳べる古史成文の。年歷編を著さむと欲せし故の擧なれど、上の件の書ども。一部も取るに足るも無ければ。此ことを得ず。赤縣の歷年は。春秋命歷序と。竹書紀年とを參攷し、皇朝の紀年は。日本書紀と。是の歷運記とに訂正し。彼此參伍合運して。新に古史年歷編を作れり。但し其の編に。國常立尊。豊斟渟尊を。本世に立てず。國狹槌尊といふを。除きたる由は。古史徵に論ひ。泥土煑沙土煑尊。大戸道大戸邊尊。面足惶根尊と云ふを。本世に立ざる由は。古史傳に云へり。斯て此の歷運記考は。年歷編の附錄。年歷編は。彼古史の附編なれば。推古天皇の御世にて。筆を止めつ、是より後は。あだし紀年書につきて見るべし。〔因に謂ふ、其の紀年書類の、和漢合運せるが多かる中に、體裁よきものは、和漢歷代帝王備考、といふ十卷の書あり、撰者の實の姓名は知らねど、聚齋先生と云ひし人、吉田光由が合運圖を參補して、此の書を作れるよし、其の門人、小山前定と云へるが序に見えて、貞享三年までを記し、其の四年に梓行せる書なるが、末に華陽書肆、寺田重德、小篠正昭、杉原正範、梓行とあり、然るを俗には、右の序を去り、書名を改め、後人の、次々に增益などして、撰者の眞面目を、失ひたる本ども多かれど、其はわろし、傳板を索むべし、また近く寛政八年に出たる、和漢年契と云書も、便宜き物なり、學者かならず、此等の書を備ふべし、但し上に比校せる、僞なる合運圖類は更なり、此の書等にも、天神七代、地神五代と別けて、稱へせる事は、中つ世よりの誤りを、受來れるにて非なり、此は曾て、古書になき妄稱なること、先師の、委曲に辨へ論されたるが如し、其は古事記傳、また鉗狂人の書などを、見て知べし。〕〇上の件。皇美麻命の天降坐ざる以前。大國主神の御世には。世間の風俗大く開けて。萬づの事物みな備はれり。と云ふ說に。想ひ合すべき事の有るを、因にこゝに附錄して。我が按ふまゝに論ひ定めて。人はよし左まれ右まれ。其の當否は。神に質し賜らむと欲るなり。其

とまづ扶桑略記。天智天皇七年の所に。正月十七日。於近江國志賀郡。建崇福寺。始令平地。掘出奇異寶鐸一口。高五尺五寸。又掘出奇好白石。長五寸。夜放光明。云々と云へる事あり。(此に云々と約たるは、然る物どもの掘出たるに、そを佛法の異驗とや所思たりけむ、天皇御自から、御身を傷ひまして、佛に供養し給へる事にて、見るに悲しく、忌々しく思はるれば、抄し出ざるなり)また元明天皇紀に。和銅六年七月丁卯。大倭國宇太郡浪坂鄕人。大初位上村東人。得銅鐸於長岡野地而獻之。高三尺。口徑一尺。其制異常音協律呂。勅所司藏之。嵯峨天皇紀に。弘仁十二年五月丙午。播磨國有人。掘地獲一銅鐸。高三尺八寸。口徑一尺二寸。道人云。阿育王塔鐸。淸和天皇紀に。貞觀二年八月十四日辛卯。參河國獻銅鐸一。高三尺四寸。徑一尺四寸。於渥美郡村松山中獲之。或曰。是阿育王之寶鐸也。なども所見たり。(右四つの銅鐸、のちには何になりぬらむ、今その所在をしる人なし)或説に。今現に。大和國吉野山に。豐臣太閤の手書の添たる銅鐸ありて。天の半ちやくと呼もの。右中の一つならむ。と謂へれど。此は信られず。其は其の謂ゆる。天の半ちやくの圖を見るに。右の記錄どもに云ふとは。其の尺寸異なればなり。(豐臣大閤の手書の文に、武ゆうたつし、手がら先の若ものとは、汝が事か、いよ〳〵武かうをつくすべし、當座のほうびとして、天の半ちやく、あとうるもの也、八月日邑下、判源藏歟、とありとぞ、半ちやくとは、寶鐸の轉訛なるべし、其の圖左のごとし)

然るに近世に。國々より。時々これを掘り出せる事あり。各其の形狀大小異なるが。己が見聞に及べる。正しき限を記さむに。寛政二年三月。播磨國宍粟郡高庄。須賀村の山中より。掘獲たる銅鐸あり。此は我が相識れる。山田安貞と云人の所藏なり。其の圖左の如し。

高二尺

鈕五寸二分

鈇

（山田氏、古寶鐸記云、右高三尺餘、口徑一尺餘、重四貫八百目、鏽蝕腐爛、不可量、今隨其缺損量之、高二尺二寸許、紐高一尺八九分、幅九寸五分、緣闊一寸五分、口徑一尺七八分許、飾紋之妙不可名狀、寬政二庚戌年三月、播磨宍粟郡、須賀山中、土人掘地獲之、蓋數千歲之物也、而與

國史所記、和銅、弘仁、貞觀所獲符合、予曾聞賞鑒家之說矣、古銅器、有依元樣而贋造之者、其質不密、而其鏽不古、若夫其眞、則其質似粗不粗、似密不密、其妙在粗密之外、而其鏽映朝陽、則五彩爛然、電製虹隮、炫耀人目、莫得正視、是謂之眞古物矣、今之所獲、與其說合、則其物

之古、可ニ得而知ニ矣、)また文化十一年五月十七日に。同國佐用郡下本郷村より掘出せるも。大抵同形にて。稍小なり。また寛政四年閏二月。參河國渥美郡神戸郷。谷口村と云ふ處より。三つ掘出たり。

其圖を見るに。一つは山田氏のと大抵相ひ似て。高さ三尺四寸。重さ九貫目とあり。餘の二つの圖左の如し。

寛政四年閏二月三河國渥美郡谷口村所出

同上　高八寸六分

一寸五分

徑六寸五分

また此の後。同十年の十二月。同國額田郡洞村より。掘り出せりと云ふも。大抵山田氏のと相似たり。（右播磨の國のと、參河の國のとは、御紀に載されたると同國にて、かつ參河の國は、郡も同

じ渥美なるが、由ありて聞え、殊に村松と谷口とは、一里許り隔れる所なり、と聞たり。)なほ屋代の翁の。見聞に及ばれし。古銅鐸の圖どもに。明和九年に。遠江國佐野郡長谷村より出たる鐸。また安永六年に。河内國の郡は知らず。寺墓村と云ふより掘出たる鐸。また享和元年八月に。遠江國白須賀驛の近き山より。掘出せる鐸三つ。文政八年九月七日に。伊勢國壹志郡下川口村の東。風呂谷より獲たる鐸などあり。其の外にも。出所を知らぬ五六品ありて。其の形。また大小種々あれど。多くは上に出せる鐸どもの如く。三の穴を開たるなり。此は何に用たる器か。詳ならず。屋代翁云く、鐸は、説文に、大鈴也、兩司馬執㆑鐸、と見えたれば、手に持て、振鳴す器なり、博古圖に、周柄鳳鐸、高六寸八分、柄長四寸七分、雷柄鐸、高六寸八分、柄長三寸八分、など見えたり、然るを皇朝にて、五尺餘りの鐘を、鐸と名付られしは誤なり、白菅漁父云、銅鐸、昔古懸㆓大伽藍之四隅㆒、又云㆓寶鐸、風鐸、擔鐸㆒、一物而、鈴大者也、元征戰之調度、后以爲㆓佛器㆒、と云へれど、風鐸は、扁なる物に非ず、京の八坂の塔にかくる鐸を見るに、高七寸九分、鈕なくして穴あり、舌を通し、簷に懸べく作れる物にて、總て此の扁鐘と類せず、征戰の具と云ふも誤なり、軍旅に用ふる物は、司馬の執る所にして、手にて振べきなどの物なり、此説、阿育王塔鐸と云へるに因りて、謾に風鐸ならむと云へるなり、抑此器、何の用に用ひしと云こと詳ならず、天智天皇の御時に出たるを、當時已に奇異と稱し、寶鐸と稱せるを始めにて、元明天皇の御時、大和の國にて掘出せしを、其の質によりて、銅鐸と記され、弘仁十二年に、播磨國にて掘出せし時、道人ありて、阿育王の塔鐸なりと云ひしかば、貞觀二年、參河の國にて獲たるをも、然は云へり、按ふに此は唐の大和尚東征の傳に、明州の阿育王寺に、阿育王の塔あり、其塔露盤はなくて、中に懸鐘あり、地中に埋沒して、能く知る者なし、と云ふ事の有るを以て、此の器地中より出たれば、阿育王の鐸なりと云へるなるべし、扨右の扁鐘ども、銑間また舞上鼓鉦の邊に、穴を穿ち、或は切欠たるに、律呂を調ふるために、

せし事と見ゆれば、續紀に、律呂に協ふ、と云へるを合せ考ふるに、此の器もと、音律のために制れる物なるべし、と云はれたり、然も有べくや、）

さて其の出たる時は詳ならねど。上野國緑野郡落合村なる。七興山宗永寺。境内の古墳より。掘獲たりと云ふ銅鐸あり。其形狀左のごとし。

大サ如圖

面

此は。上の件の鐸どもには。相似ざる古物なるか。其の鑄付たる文様。古文字に髣髴たり。斯て此器のみ。例の穴なきは。若くは異品なるか。また谷文晁の所藏なる。古銅鐸は。正に上の鐸等と同じ

類にて。三穴あり。高さ一尺一寸にして。人また牛馬龜鳥などの。略形を鑄付たり。(文字、また物の形を畵ことの、甚古く有りしこと、是等にても知るべし、)

背面

さて右の古器ども。舊く鐸と稱ひ來れる故に。今も姑くさは謂ふなれど。神典には。奴弖。また佐那伎などに。此の字を用ひたり。其は其ノ形の。相類たる故と聞えたり。（奴氏は、奴理氏の略語にて、

古事記に見え、佐那伎の事は、古語拾遺に見えたり、共に師の記傳に說あり、）上の件の器どもは。其の形匾にして。內に振玉を付べき所も無れば。神典なる。奴氐佐那伎などの如く。振鳴す物には非ず古書に。たえて思ひ合すべき事なければ。其の名もまた知べき由なし。（然れば強ては、屋代翁の、匾鐘と名けられたるに從ふより、外なくなむ、）さて右の古銅器どもを。近き年ごろ掘り出たることは。世に聞え高き事なる故に。世の好事家。また鑒定家など。見知れる人の多かるが。古も今も。阿育王が寶鐸など謂ふ倫は。論ふにも足らず。實は赤縣の物にも非ず。天竺の物にも非ず。またよし。其國々の物なりと。強言にとも。かゝる物の、然ばかり多く。其の國々より渡り來れる例なく。また皇國。上つ代の器なりと云むと欲るに。神武天皇以來。世に有來し物の樣ならず。是を以て彼の鑒定家。また世に物識と云るゝ人々も。定め厭倦て。前世の物。土中に埋れ遺れるなりと、事もなげに言ふを。其前世とは。何時を謂ふと問ふに。彼の佛書なる。三災の世の事めきたる說を。云ひ

出るより外なく。今に其說定まる事なし。（佛書の謂ゆる、三災の世の事は、己が印度藏志の大千世界品に、委く說明せるを見るべし、）然れど。此の銅器のみに非ず、諸國の古冢。また丘などの崩れて。和ならず漢ならず。天竺ならぬ鏡鈴をはじめ古器古物の出たる例。數ふるに遑あらず。其の品を蓄ふる人多かれど。彼銅器を始め。然る物どもの中に。大國主神の御世の物なるが。彼の國避の後は。世に廢れて。遂に土中に埋まり。或は彼大神の御世なりし人の。冢に收たる物などの。現はるべき運ありて。時々に出るなりけり。（其は右に出せる銅器どもの圖を、熟に視よ、天祖降臨より後の、大倭風には事痛く、かの殷周より後の赤縣風には、なほ事痛からず視ゆめり、其は和にこそ、古ねて見ゆれ、漢にはなほ若き故に、然は見ゆるなり、あだし古物も、是に准へて知るべし、其は譬へば、高天の原にて、天つ神たちの造らし鏡は、鐵を鍛へて、其隨に磨き用ひしを、大國主神の御世より、有りけむと想ふ鏡は、白銅の合せ金を、八花形など、種々の象に鑄て、水銀をも

て光りをそへ、また天神の曲玉は、活玉なるも有れど、多くは美石を磨り作れるを、國神の曲玉は然る類も有れど、煉玉なるが、殊に多かりと思ふ由あり、抑かの備杼理、まさ白銅などの類の、巧なる擧どもは、皆近き世に、外國のわざに習へる事とのみ、人は思ふめれど、かゝる事ども、大汝少汝神の御世に、蚤く制し給へるを、かの國避りの後は、然る巧の擧ども、久しく絶たりしが、中昔より以來、また次々に、外つ國より其わざどもを、再傳せしなること、己憶に稽へ得たる說等あれど、其は此に竭しがたし、玉にまれ鏡にまれ、其の物を見れば、古物か再傳後の物か、知るゝこと、古刀か新刀か拔放ちて、手に執れば、銘を見ずして、忽に其新古を見別ると、同じ道理なり。上に出せる寶鐸記の。謂ゆる其眞則、其質似粗不粗、似密不密、其妙在粗密之外云々の妙、中々に言に盡すべくも非ず、されどまた此意ばへと、學問の力とを合せて、其の世の古物は、審定むべし、己さる心定をもて、拾ひ獲たる物、また贖ひ得たる物も、二品三品は藏ちて在なり、）故是を以

ていと古く。天智天皇の御世に。すでに。奇異と稱して。佛法の異驗とさへ所思看し。彼和銅六年に掘出たる時も。世に知る人なく。其製の。常に見る所の。唐物とは異なるを。上にも。珍しき物と見行して。所府には。藏め給ひけむ。此れ等の事をも思ひ通して。上の件論へる說の意を。曉りねかし。（或人また云く、皇國の往昔には、金銀銅など出たる事なく、和銅の御世に、始めて銅を掘得たりと云ふに、其より數千歲の昔なる、大國主神の世に、さる金どもの有りて、鏡鐸鈴などをも、作れりと云ふこと、心得がたし、答ふ大國主神の御世より、遙前に、速須佐之男神の、外國々を巡り見給ひし時に、韓國に、金銀あり、我が子の治らす國に、浮寶有らずは、善からじと宣ひて、舟に作るべき木どもを生し給へるは、御孫の御世々に、彼處の金を取りて、用ひしめ給はむの、神慮なりし故に、大國主神の御世には、其御教のごと舟を物して、彼邦の金を取り來て、用ひ給ひしなり、斯てのち、天神の御子の御世となりて、仲哀天皇の御代まで、然る事の無りしを、是の御

世に、神の御誨ありて、神功皇后御自から、韓を征たまひ、是よりまた、彼處の金を用ひ給へるが、和銅に至りて始めて、御國より銅を出し、其の後は、金銀は更なり、有ゆる諸金、萬國に比類なきまで、掘出る事と成ぬるは、都て神の御心なり、然れば大國主神の御世に、諸金の多に有りし事をも、何かは疑はむ〕なほ師の玉勝間に出されたる。讃岐の國の山の谷なる。怪しき彫物の類なる事ども。國々にこゝら聞え。また國々の。或は石窟。あるは巖壁などに。此の世ならぬ文字。またはは物の象などを。人擧ならず彫付たる所も。ここかしこに有りて。諦に聞定めたる事も何くれと有るを。其は何にまれ。著す書の。因あらむ時々には。記し出なむ。此等も多くは。大名牟遲少名牟遲神の御世の物になも有りける。

○この歷運記考は。いにし天保二年といふ年の。秋の半より。冬までに。草稿畢れるを。今年また取り出て。更に按を加へて。淸書せしめたるなり。天保七年といふ年のしも月の。十日あまり五日の日。葦原の一夫平篤胤

「葦原の。ひとりをのこの。ひとり言。曾富騰より
　ほか。知る人もなし。よしかあしかは。

こは此のほど四十とせ許り。うらなく交はりける學びの友に。十年ばかりこなた。著せる書どもも見せけるに。甚く嫌ひて。いと異しを學ぶりよとて。此の人にさへ棄られたる事の。かねてかく有らむとは思ひつゝも。且は悲しく。かつは憤ろしくも覺えしまゝに。字をも自からかくつけ。またかく。歎きも出まるなり。

春秋命歷序考自叙

古人有言曰。天地者生之本也。先祖者類之本也。君師者治之本也。是大道之三本。而皇國則萬國之三本也。是以彼西戎之蕃。赤縣之州。亦我神眞爲之君。爲之師。而開闢之。含養之。使蠢化蠕動。始有倫理。穴居野處、方有敎養之國也。是故。政刑。兵陳。律曆。度量。文字。卜筮。醫藥。凡所以經綸天下。而百世不可刊。綱紀民用。而一日不可闕者。亦皆我神眞所授之道也。上皇大一之爲一也。盤古眞王之爲二也。三皇之御三才也。五帝之紹五運也。可以見矣。唐虞之世。夏后之時。人質物朴。猶能道此道。敎此敎焉。夏后氏亡。而大道斯廢。擬聖乃出。殷篡周弑。而六親不和。國家昏亂。於是乎始有儒矣。從是以來。儒流之書日出。百氏之說益盛。視大道如異端。見神眞如物怪。以爲荒唐不經。非我所宗。其所以經綸天下。綱紀民用者。變爲覬覦之器。化爲虛僞之具。嗚呼天之未喪斯文也。神典之所傳。玄經之所識。與古籍之明文。先聖之至言。雖遭歷代之災亂。似一縷之不斷。而尙幸有炳焉如日月。確乎不可拔者。造次顚沛思之。思之。而神開我心。使我宗我所宗。若夫儒流百氏。猶子孫而詈先祖。枝葉而惡本根也。豈足復知大道皇國之所以爲三本哉。然其起伏興廢亦復非一而其存于今者。大抵有八家。曰神。曰玄。曰儒。曰佛。曰醫。曰兵。曰易。曰曆。雖然。其在王公大人者。非吾輩所能知也。唯至於卑賤如余者。自成一家。則神家不知神道。玄家不知玄理。儒家不知儒言。佛家不知佛意。醫家不知醫範。兵家不知兵機。易家不知易威。曆家不知曆式。而各游泳於一潦。未見驪龍之變化。彷徨於孤垤。未覩崑崙之極天。夏蟲疑冰雪。井蛙怪江湖。生於此國。而無此國。仕於此君。而蔑此君。不知

神眞君師之德。開闢含養之恩。則一也。故吾爲之恐懼。著述考徵。既軼百部。且踰千卷。又近者著太昊古暦傳。三暦由來記。古暦日歩式。月歩式弘仁暦運記考。古史年暦編。古今日更暦。夏殷周年表。前漢暦志辨。春秋暦本術編。及此書。以明古暦之眞式也。夫暦所以論天常。志長久也。然秦古之世。年暦之數。紛紜不一定。互混無講明。其爲實起于岐西伯姬昌矣。蓋既有奄派奚不適於原泉。苟有年暦。敢不推乎泰古。且以余觀之。何道不欲一定之。誰人不願講明之。而猶有識者。慊有蛇足之過。其不然者。徒有蠡測之嘆。抑人長。而不知其年之經歴。我身之長短。雖曰不愚。吾不信也。吾爲之憤悱。猶採春秋命暦序。祖述之憲章之。訂正錯簡。補綴脫文。參伍之於弘仁暦運記。錯綜之於明文與至言。方始明神眞所授之道。實神典所傳之說。乃似口脗之結。符節之合也。吾既同大澤於一歩。拯將墜於千仭。於是乎。足以爲金鈴木舌而振文教矣。不然。與不知其年之經歴。我身之長短者。莫以異焉。方今海内昇平。文物鼎新。上有擊壤之化。下有鼓腹之樂。博覽多通之才。典故考證之家。凡數十百人矣。然而一定之講明之者。蓋或有之。我未見之。則其數十百人。亦猶一凡庸耳。復安得論天常。志長久者乎。雖然。人人將曰。其所祖述憲章。亦惟爲讖緯之書。其所訂正補綴。亦皆取之乎臆斷。余雖謂。士君子待知己於千載。豈求善價於今日哉。苟有泰常道唯一之學。學顯幽無敵之道者。則將目擊。而思過半矣。彼凡庸之徒。雖提耳而曉之。不能使之。遂信之也。我惟宗我所示。亦豈求信乎不信之人哉。時從太昊作甲暦甲寅歳。而來四千八百四十年。

天保四年。歳在癸巳。孟冬九庚子。

太一在于中宮。天禽日。天禽日。

大壑平篤胤識

かけまくも綾にかしこき。文政太上天皇の。神儒佛のこゝろを。それ〳〵に詠せ給へる。大御歌とて。はやく世にながれ傳はれる中に。儒を。「敷島の倭にしきに織てこそ。からくれなゐの色もはえあれ、」となむうけ賜はれるを。いと深き大御心ありけなる。大御言となむ。畏まり尊みつまりて。いかて漢學ひはかくこそあらまほしけれと。常思ひためるに。我にひとしき友かきの。舊くかたみに音しりあへる。氣吹廼屋のたひらの篤胤ぬし。己かもたる命歴序を。はしめて見て。やかてその考へを。かくものしてみせられたるに。此翁の大倭心は。今にはしめねと。此は殊に奇しくも。遠つ御神の。大御歌にかなへるふみさまなるに。また更に驚かれて。

浮雲をいふきの風に拂つゝ
　　こやから學ふ鏡なるらん

となむうちうめかるゝ。かく云ふは。天保の五年といふとし。神の御國には稀ならぬ。七十ち七つのよはひをむかへて。末なほ長き。みなもとの弘賢なり。

春秋命歴序考上卷

大壑　平篤胤撰述

門人　大和國　碓井田忠友
　　　武藏國　森田　昌成
　　　三河　　羽田野敬雄　同校

春秋命歴序は、春秋の古き緯書なるが、近頃輯集せる明の孫瑴が古微書といふ物に、大抵その全書ならむと覺しきを擧て、隋の經籍志に、春秋緯十有三篇。無所謂命歴序者。諸書徵引。僅載歲代。帝王錄運。頗多。予命歷。則欲溯遂古之初。不得不列是書矣。と云へり。春秋緯十有三篇の由來も、同書に、漢末に、郎中郄萌と云ひしが、圖緯讖雜占の類を集めて、五十篇と爲して、七經緯各自に其の篇部を爲たりしを、魏の世に宋均と云ひし人、始めて合集して、三十卷を得て、總名を春秋災異といふ、而るに緯と言ふは始め春秋を主とし、諸書に徵引するに、殊に疏を別たず、皆春秋緯と曰ふ故なり、其の詮次の先後に至りては、茫として辨ふること無し、梁の文思博く春秋緯を要めて、猶三十卷あり、今惟ふに、隋の經籍志に、十有三篇の目あり、演孔圖、元命苞、文耀鉤、運斗樞、感精符、合誠圖、考異郵、保乾圖、漢含孳、佐助期、握誠圖、潛潭巴、說題辭是なり、と記せるが如し、此れ等の緯書とも、今は全書一つも傳はらず、諸書に徵引せるを拾ひ集めて、同書に出せんを見るより外なし、此の考へに就ては、往々引き用ふる事の有る故に、まづ其の由來を記すになむ、さて此命歷序。その記者詳ならず。最末の條に、魯哀公が十四年。謂ゆる獲麟の歲より二百七十五年にして、漢の起れる事を云へる文あり。後漢の曆志。和帝が永元十四年の詔文に、「考靈曜。命歷序。皆有甲寅元」と云へるを始め。往々引用したれば。前漢の世に成れる物なること著く。其の體裁を察るに。此は甚古く聞えし。易曆と云ふ書を本と爲し。他書をも採合せて。記せる物になむ有ける。(斯て魏の宋均が注あり、後漢の鄭玄、蜀の譙周、晉の皇甫謐、梁の蕭吉等が書にも、往々引用せる事あり。)さて其易曆てふ書の趣は古微書に。洛書摘六辟の殘文を擧たる中に所見たり。其文に。孔子曰。洛書摘六辟

曰。建紀者歲也。成姫昌。有命在河。聖孔表雄德。庶人受命握麟距。（宋の羅泌が路史に、摘亡辟と引たるは非なり、）易歷曰。陽紀天別序聖人題錄興亡州土名號姓輔爰符亡殷者紂黑期火戊倉精受命女正昌效紀承餘以著當。（孔子曰より、著當と云まで、易の乾鑿度にも出て、鄭玄が注あり、其文に、距を徵に作り、受を授に誤り、爰を交に作れり、）次是氏沒。（宋均云、次氏氏沒始穴處之世終也、六皇此卜人數者也、）六皇出。天地命易以第絶。辰放大頭四乳。號曰皇次昌。出地教。（辰放次皇之名也、地教地名也、）駕六飛麟從日月。（飛麟獸、有翼能飛者、從日月循其度也、）治二百五十歲とあり。（此は古微書に出せる全文なるが、今は著當以上の注を省ける耳なり、其は乾鑿度なる文の、鄭玄が注に同じ、然て古微書に、此の文を何の書より出せり、と云ふことを云ざるは遺憾なり、）今是を考ふるに。孔子の語に。摘六辟を引き。其の摘六辟に。易歷に曰くと引たれば。其の古きこと知べし。然れども。其の讖文中に。殷の紂王が事を云へるは更なり。倉精受命とは周の文王を云へる語なれば。殷の盛世。周のなほ微々たる頃に。記せる書なる事は論ひ無し。

（凡て讖緯の書類は、易理に倚り、暦法に因りて後世に必ず有るべき事を、未然に考へ知る事を專と載せる物なるが、中に、斯ばかり符へる眞讖も無きに非ねど、多くは、秦漢の世頃に出し日者らが其の事の既に有し後に、其讖文を記して、未然の讖書に託せるが多かれば慢に信じ難き物には有れど、此摘六辟及び易歷はしも、孔子も信りて引用し、鄭玄宋均等が注さへに有れば、古眞讖なるに疑なくなむ、）さて其讖緯の書等。その讖文には眞贋あれど。其に就て記し出せる古人の履歷。及び道紀の傳說などには。却りて經史の類に漏せる。故實の眞文。其の間に錯在すれば。邃古の學を好まむ人は。熟く擇びて取り用ふべき物なり。（然れば漢の世に聞え高かる董仲舒、鄭玄など多く讖緯の古說を據ひて、經書をも解せるを、次々に故實を蔑如する學風行はれて、緯書とし云へば、其の說の眞贋をも擇ばず、廢斥する事となりて、隋の煬帝と云るが時に、天下の家の讖緯の諸書を藏するを惡みて炬たりし以來、漸にその全書の亡失せること、古微書の首に記せるが如し、然るに此の

命曆序の、殘缺ながらも、如此存れる事は、是そ謂ゆる天の未斯の文を遺さずと云ふ物なるか。）さて其の易曆の讖識を思ふに。此の命曆序の第三章より。第十四章までの文。其の古說の殘文なるべく所思るを。上の摘六辟に引たる文と合せ考ふるに天皇氏より黃帝に至る。十二辟の古傳說に。易讖を作り合せし書なる故に。易曆と名けつと聞え洛書摘六辟てふ書は。其の十二辟の中なる。次是氏の次に。長放氏と云へるより。黃帝まで六辟の傳を摘取りて。洛書の讖に合せし書なる故に。かく名けし物と聞ゆ。然るに上に引たる文は。下の五辟の缺たるなり。（辟の字は、爾雅また釋名に、君也と見え、緯讖の書にも、此蓋謂諸帝矣、而嵩于辟勢之代、聞取其道德尤玄者、斬于六君云と言へり。）斯て今の命曆序は。其の易曆を專と取りて。天皇氏より次々に。命を受て王者と爲れる諸辟の。曆序を記せる義を以て。號けし書名と聞えたり。（此を前には、別に春秋命曆と云ふ書ありて、其の序なる故に、かく云かと思へれど、然には非ざりき。）さて如此考へ定めて。章を逐ひて微し辨ふるに。黃帝以往の。太古の年曆いと詳にして。諸史に載せる古王者の世數。その紛錯荒唐の極なき雜說も。一切に掃除せらるれば。今是の一を舉げて其白を發し。殊に考究すること。本文の毎下に述るが如し。（然れど其は、文義を注するに非ず、たゞ王者の世數年曆を、論ふのみなり。）

但し是に就て先論ふべき事あり。其は古昔の事實を、撰集せる書の多かる中に司馬遷が史記は靑けれど。黃帝より筆を起せるは、其の以前の傳記は雅馴ならず。迂怪の說多きを嫌へりと聞えたり。（其よし史記の自序に粗見え、五帝本紀の自贊に學者多稱五帝尚矣、然尚書獨載堯以來、而百家言黃帝其文不雅馴、薦紳先生難言之云云、と云へるにて知るべし、斯て史記に採れる、堯以前の事の本說と所思ゆる說の、諸書に散見するを、史記の文と合せ見るに、其の儒意に合ざる事をば、不經と爲つと見えて、多く省き捨てぞ有りける、其は別に著せる書等に、をり〳〵論ふを見て知べし。）然るに三國の時に。蜀の譙周と云ひしが。黃帝以前をも考へ記せり。謂ゆる古史考是

なり。然れども其の書早く滅びたり。(諸書に引きたるを拾ひ集めて、近頃渡れる、平津館叢書と云ふ物に、收たるを見るより外なし。)其の後に。西晉の皇甫謐が帝王世紀あり。此は庖犧氏より記し始めつと聞え。また同じ世に王嘉が拾遺記と云ふ物有りて。黄帝以前の古說をも載せり。(此書は珍しき古說の、往々見ゆる物なるが、例の迂怪なる事有りとて、狹意ぶる儒者らは嫌ふ物なり。)此より後には。唐の司馬貞が三皇本紀あり。此は史記に。黄帝以前を取ざる事を憤りて。庖犧氏。女媧氏。神農氏の事を紀し。因に天地人の三皇。また其餘の諸氏の名をも。擧たる故に。補史記と題せり。(此の人の、史遷が記に、三皇を缺たるを憤れること、初めの按に、三皇已還、載籍不ㇾ備、然君臣之始、教化之先、既論ニ古史一、不ㇾ合ニ金闕一、近代皇甫謐作ニ帝王世紀一、徐整作ニ三五曆一、皆論ニ三皇已來事一、斯亦近古之一證、今並採而集ㇾ之、作ニ三皇本紀一、と云へるにて知るべし、然れど其の撰びざまは、未しく飽き物なり、)此の後に北宋の世に。司馬光が資治通鑑あれど。其は周の平王より記して。其の以往をばさし措たり。爰に劉恕が通鑑外紀。蘇轍が古史など云ふ物あり。然るに司馬光。その外紀に驚されつと見えて。劉恕が死ける後に。別に周以前の事をも撰びて。稽古錄と云ふ書を著せり。(劉恕は、司馬光が通鑑を物する時に其に其の撰者に加はれる人なるが、中途にして死れり、外紀は其の私に作れる書なり、按ふに通鑑の撰は、司馬光總裁として作れる故に、劉恕が意にも任せざる事ありし故に、別に外紀を撰せるならむ。)扨此の三部みな伏羲氏より筆を起せるが。其に其の撰びの飽き中に。唯外紀のみ。盤古氏より包犧氏迄の世々をも。自註に粗々擧たれど。古氏は更也。稽古錄にも。其大古の世々の事實は取らず。(斯て稽古錄に、伏羲之前爲ㇾ王者、其有無不ㇾ可ㇾ知也、如ニ天皇地皇人皇有巢之類一、雖ㇾ於ニ傳記一有ㇾ之、語多ニ迂怪一、事不ニ經見一、余不ニ敢引一、獨據ニ周易一、自ニ伏羲一以來敘ㇾ之、と云へり、此は儒者の例の偏見にて、元より論ずるに足ざれど、庖犧氏以前の事は、早く周の世の緯書等にも見えて、孔子も既に引用せり、其もし取まじくは、謂

ゆる周易の繋辭傳なる、伏羲、神農、黄帝などの說も取るに足らず、其は古き緯書よりは、稍後の物なればなり、殊に司馬光、その繋辭傳を、周易と稱せれど、此は周易に添へこそすれ、繋辭と云ふ名さへ當らぬ、易の末書なるを、打任せて經と稱して、採用せるは、總て易の十翼を、みな孔子の作と云ひ傳ふる、漢以來の俗說に據れりと聞えて甚陋し、また其の書名を稽古錄と號けしは、尙書に若稽古帝堯、とやうに書出せる、文字に據れりと聞ゆれど、緯書の類なる傳記を採らずと云ふ、光が見識を助けて云はゞ、繋辭傳は更なり、二典三謨も取がたし、然るは各々其の書の發語に、若稽古某と云へるは、後より古へを追記せる物なるに論ひ無ればなり、然るに司馬光、尙書と繋辭を、かく一向に信ずるは偏見ならずや）其の世に碩儒と聞えし徒の。然る偏見を懷せると見えて南宋の世に廬陵の羅泌と云ひし人。路史ちふ物を撰述せり是のみ目を留べき書にて。盤古氏より次次。伏羲。神農。黄帝の世々を經て。夏の桀王が世までを考證せり。彼の國に傳へし古道は。此の世限りに頽廢せれば。實にも尤なる終なり。（然るに此の人、信じて古へを好む心の厚きより、覺えず、信ずまじき說を信じたる過失も多く、中にも丹壺の記と云ふ物を信用せる過失は、殊に大なり、今此の考へを物するに、多く其の路史に對して論ふ故は、さる過失は有れども、また此書ばかり、博く委曲に攷索せる書は有ること無く、其の餘の史類は、今の對攷に足ざれば也、）さて此の同じ頃に新安の朱熹と云ひし人。かの資治通鑑を增益して。通鑑綱目と云ふを著し。其後明の世に至りて。通鑑綱目前編なと有り。其は司馬光朱熹らが趣意に本づける書なれど。甜く太古の事をも載せり。また同し世に李純卿と云へるが。草創せる世史類編に王世貞を始め。後に出たる儒者の己が向々訂補せる。綱鑑の類なる史ども數有り。然れども上代の事は。みな路史を抄錄して。其の間に。他の傳說をも撫ひて。補へる物なり。（其綱鑑どもを視るに、後に撰べるほど、後の事に精けれど、古代の事には、次々に例の儒見を用ひて、故實を失へる說ども多かり、然すがに世史類編は、其の祖書なる故

に、古說を多く傳へてぞ有ける、然るに其の類編の有るやう其の古代の事實は、大抵路史を其の儘に取つゝも、其由を云ざるは最あぢき無し、然るは其の書廣漢には有れど、路史の古へを考證せる勞きに比べては、其の功半にぞ當るべき、また其より後の綱鑑は世史を採れる物なれば、羅泌が勞は誰も得知らずぞ成ける、故今少その由來を述て羅泌が功を世に知しむる物なり〕さて世々の史々かく區々なるが故に。今一書に據りて。古昔の眞を察ること能はず。是を以て古人撰史の法に倣ひて諸書を拔萃して。新に本文を作り。我が所見を自注して。赤縣太古傳と號けたり。（蓋こは、先師の神典學に、本基せる事は云ふも更なるが、殊に老子の、執古之道、御今之有、能知古始、是謂道紀と云へる語をも、學則とせる所業にぞ有りける〕斯て其の太古傳なる。黃帝以往の年歷世數は。一向に此の命歷序なる。易歷の傳に據たれば。今殊に標して命歷の誕妄を辨じ。其の易歷の錯亂をも。訂正せでは得有まじく成にたり。然れば此は太古傳の開題とも云べくや。見む人まづ其の意を得て在るへし。「百八十のから言むけて大君に。さゝぐる道のたねを蒔まし。

〔一〕自開闢至獲麟。二百二十七萬六千歲。分爲十紀。凡世七萬六百年。每紀爲二十六萬七千年。一曰九頭紀。二曰五龍紀。三曰攝提紀。四曰合雒紀。五曰連通紀。六曰序命紀。七曰循蜚紀。八曰因提紀。九曰禪通紀。十曰疏仡紀。

是の第一條は。固より信られぬ說なれど。世の通說と成たれば默止がたく。今其妄を辨へむに。先開闢とは。天地初判の時を云ふ。獲麟とは。春秋魯の哀公が十四年の下に。西狩獲麟とある年の事なり。然るに開闢より其年まで。二百二十七萬六千歲なるを。十紀に分ると云ひつゝ。人皇氏の世と爲る九頭紀を。其の一と爲たるは何ぞや。然るは。人皇あに開闢の初出ならむや。前に天地二皇竝びて在り。尙其の上に盤古氏あり。下に出る本文。及び三五曆紀始學篇などの。實錄なる古傳の歲數に據れば。開闢より人皇氏まで。なほ三萬六千歲あり。然るに此を措きて。人皇に開闢の初發を係たるは。麁略に非ずや。（但し此は命歷序のみの事

に非ず。下に引出る補史記、帝王世紀、また路史に引たる説々も、其の積年の數こそ各々差へれ、皆人皇より獲麟までの歳數なれば、其の符滿これに準へて知るべし。）備また二百二十七萬六千歳を十紀に等分しては。毎紀二十二萬七千六百年と爲るを。毎紀爲二十六萬七千年とは何ぞや。（下に引く、書等に此の十字なし、然れば此は、無算の人の加筆ならむも知べからず。）また凡世七萬六百年とある年は。疑なく世の字を誤れるなり。（下に引く三皇本紀の文には、世と作るにて知るべし。）さて今叙に。諸書に。此の類説の多かるを取竝べて論はむに。先三皇本紀に、春秋緯稱、自開闢至于獲麟、凡三百二十七萬六千歳、分爲十紀、（王世貞が綱鑑に、春秋元命苞曰、天地開闢、至春秋魯哀公十四年獲麟之歳、凡三百二十六萬七千年、分爲十紀、とあり、春秋緯稱とは、此元命苞を云ふかと思ふに、其の歳數差へれば、此は命歴序と、二書を合せて、春秋緯とは云へるか）凡世七萬六百世。（三百二十七萬六千歳の間に、王者の世數の、斯ばかり有ける由なりと）一曰九頭紀。二曰五龍紀、三曰攝提紀、四曰合雒紀、五曰連通紀、六曰序命紀、七曰循蜚紀、八曰因提紀、九曰禪通紀、十曰疏仡紀、蓋疏仡當黃帝時、制九紀間、是以録於此、補紀之也と載し、文獻通考に。此の説を出して、其の説荒誕、故亡取焉と云へり、）古微書に。今の本文の所に。按博雅天地開闢、人皇以來、至魯哀公十四年、積二百七十六萬歳、分爲十紀、注云、帝王世紀、自人皇以來、迄魏咸熙二年、凡二百七十二代、積二百七十六萬七百四十五年。分爲十紀と云ひ。（この二百七十六萬と云へる數は、次に擧る路史に引きたる元命苞の積年に據れる、獲麟以前、人皇までの年數なり、七百四十五年と云へる數は、獲麟以後曹魏の元帝と云ひしが、咸熙二年までの數なり、二百七十二代と云へるは、人皇より元帝までの、王者の數にて、下に引く路史の、謂ゆる九頭紀より、禪通紀に至る、百二十九姓の數をも、拾ひ集めて入れたる數なり、然て博雅の歳數は、即ち世紀に從へるなり、是を以て注に其の説を引たり、）路史の餘論に。春秋命歴叙。自開闢至獲麟二百

二十七萬六千歲。分爲十紀。漢熹平中。沛相計椽陳晃上言。曆元不正。謂自開闢至獲麟。凡二百七十五萬九千八百八十六歲。故易乾鑿度。春秋元命苞云。二百七十六萬歲。每紀爲一十七萬六千年。廣雅因之。均爲誕妄。(乾鑿度の全書は今傳はれど此文なく、古微書に拾ひ入たる、元命苞にも、此の文なきは、共に漏落たるにや、有らむ。)按禮含文嘉。推以上元爲始。起十一月甲子朔旦冬至。日月五星俱起牽牛之初。是爲曆本。故鄭玄云。上元者太素以來所求之年也。唐李淳風。推自麟德元年甲子。上距上元甲子積纔二十六萬九千八百八十載。而僧一行以大衍數推上元甲子積。距開元甲子。亦止得九千六百九十六萬一千七百有四十。是其日數也。然則太素以來之年。從可知矣。(僧一行が推たる積數は、即ち李淳風が推たる、二十六萬九千八百八十載の日數なる由なり、此の二人が、曆數に名高きこと、人の能く知る所なり、然れど此はみな、實數には合ざる物なり、其の由は、末に論ふを見て知るべし。)夫一十九萬一千八百四十歲。而反太素冥莖。此

道之根本也。唯願於曆數之理者能知之。など云へり。(此の說また本史人皇氏の傳の所にも出せるが、其所には、二十九萬一千八百四十歲とあり、また上に每紀爲一十七萬六千年、と云へる文を、一十六萬七千年とあり、共に同人の說にして、かく齟齬せるは何ぞや、然て此節なる唯の字は、本に、二所共に推の字なれば、此は誤字なること疑ひ無れば、己が意をもて改めたり。)さて右諸說の紛々たる。其の從來を如何と考ふるに。其の原は、般の西伯が妄意に出て。古傳の實數は一つもなく。後次々に出し徒の。古說を固く守ること能はず。其實數を攻駁すること能はず。其の臆に取りて。倘種々の推法を立おき。其の術をもて己が向々推定めたる數なる故に。かく區々なるなり(此の妄數のもと、西伯姬昌より起れる事は、下の卷に、委曲に論辨するを見て知るべし。)然れば羅泌が。右等の諸說を廢斥せる論は信に理たり。然るに其の己が出せる。一十九萬一千八百四十歲と云ふ數も。古傳の實數ならねば。殊なる一推法の定なること著し。然ては共に五十步五十步にて。

一、如鄭所言、則十紀、皆在遂人之後、而四紀、又在伏羲之後非也、馬總之徒俱謂、十紀通百八十有七代、又云、伏羲前六後三、各立年歲亦惟取據徐整等備、皆不可盾とも云へり、本文注共に、なほ諸書を引たれど、今は文を約めて引たり、其は皆論ふに足ざる訛傳俗説なればなり）さて其の本史の據に。丹壺の記と稱ふ物を取りて

予既得丹壺名山之記。獲逆帝王之世。乃知天未喪斯文也。丹壺書。初有盤古氏、天皇氏。地皇氏。九皇氏。而有鉅靈。句彊。譙明。涿光。鉤陳。黄神。狙神。犂靈。大騩。鬼騩。弇茲。泰逢。冉相。蓋盈。大敦。雲陽。巫常。泰壹。空桑。神民。倚帝。次民。是爲循蜚紀。有號而無世。皇次四世。蜀山儀傀六世。渾敦七世。東戶十七世。皇覃七世。啓統三世。吉夷四世。九渠一世。豨韋四世。大巢二世。遂皇四世。庸成八世。凡六十有八世。是爲因提紀。倉頡一世。柏皇二十世。中央四世。大庭五世。栗陸五世。驪連十一世。軒轅三世。赫胥一世。葛天四世。宗盧五世。祝融二世。昊英九世。有巢七世。朱襄三世。陰康二世。無懷六世。凡八十有八世。是爲禪通紀。可謂備矣。此予之史篇所取獵者也。

と言へり。（本書の文いと迂曲にして、初學の倫など、其意を得まじく按はるれば、今は其の文を取り直して引たり、また鉤陳より倚帝まで、十七氏の名は、本に涿光以次、至次民氏、如下所敍と云ひて略せれど、見るに便宜からむ事を思ひて、本史に敍づる名を取りて出せり、本書と合せ見て、己が私なき事を察つべし。）今熟々に此の謂ゆる丹壺紀と云ふ物を視るに。柏皇氏以下の十五氏は。其の世數こそ信られね。六韜。莊子。遁甲開山圖などを。採合せて載たるにて。本據有れど。（其由は第十一條、柏皇氏の下に云ふを俟べし）倉頡より上鉅靈と云ふまで。三十六氏の世次は。全信られず。然るは此の諸氏の中に。黄神。狙神。次民。皇次。皇覃の五氏のみ。是の命歴序に歴敍たる易歴の。確乎たる古説の王者にて。人皇と柏皇との間なる世次は。此の五氏に止まること。下の本文に註する如なるが。其の間に連ねたる。三十一氏の名等は。諸書に某氏と出たるを。見るに隨せて採り集め。なほ

妄名をも差撰へて。名山丹壺より出たる。秘典に記して世を欺ける。奸人の所爲なること疑ひ無し(こは既に生民有けるより、其の生民の著述するに隨ひて、中には名の傳はれるも多かるを、彼國の古語に、某氏と呼ぶが常なれば、諸書に某氏と云ふ名の多く見ゆるを、某氏とだに有れば、謬ひて王者なりと爲て之を拾ひ、また山海經を始め、地志の類なる地名に依りて、其名どもを設け、中には地名にも依らで、妄りに作れりと見ゆるも少からず、今其の氏々の出たる書名を、委曲に云むも易き事なれど、所狹き業なれば漏しつ、其は見識ならむ人、かく云ふを聞かば忽に悟るべき事にこそ、)或は此を。路史氏が杜撰と疑ふ偷等も有なむか。然れど其全書を熟讀するに。亦此偷有まじき古史學の篤志にて在りしかば。決めて此の人の所爲に非ず。他の秘惜するを幸くして得けむが固より信じて古へを好む性なれば。太古の傳記の乏しく知難きを甚く索めて。探ね侘ける間に。其の記を得て。覺えず欺かれし物なり。(達識の人と云へども、篤く其の道を好むと爲ては、取はづして、僞る欺きを受ることども、往々ある事なり、吾が輩の小子ら、能く用意すべし、)なほ此の丹壺の記に類たる僞說は、古三墳と題せる書に、太古有生民之始也。男女媾精。以女生爲姓。始三頭。謂之合雒紀。生子三世。合雒氏沒。子孫相傳。謂之敍命紀。通紀四姓。生子二世。是謂連通紀。生子一世通紀五姓。是謂五姓紀。男女衆多。分爲九頭。各有居方。故號居方氏。生子三十二世。頭頭相由。中有神人。提挺而治。故號提挺氏。生子三十五世。通紀七十二姓。故號通姓氏。有巢氏生。太古之先。天下九頭咸歸。有巢始君也。通姓氏之後也。燧人氏有巢子也。伏羲氏燧人子也。と云へる是れなり。羅泌も既く此の說を論じて。太宰此の書に有所取。然淺陋傳會據云ふと言へり。(此書は、序書宋の毛漸が僞作也と云こと、胡應麟が筆叢また古今僞書考なとに論へるが如し、今引たる文なとは、僞妄の殊に甚しき者なり、然るに書中、いと希に絶て後人の思ひ寄まじき、古傳の眞說も交り存れる故に、路史にも往々用ひて、故實を徵せる事あり、僞書なりとて、一概に捨む

は思慮の委からざるなり。）抑右紀號の說々は。彼此共に其の本は。後人の杜撰妄誕に出たる故に。互に冰炭相反して。下に。出る易歷の古說とは。此を取らば彼を捨べく。彼を取らば此を捨べく。兩用すまじき說なるを。彼此共に。此の命歷序に載たる事は。然すがに周代の始より。世に用ひ傳せる說なる故に。此をも姑く載し遺せりと見ゆ。然れど予は。其の眞を擇びて。固く之を執る者なれば。次々出せる彼の古說を取りて。此の紀號の僞說をば。廢斥すること右の如し。淑人よく察てその眞を擇びねかし。

〔二〕古者天地未分。混沌如雞子。盤古氏生其中。萬八千歲。天地開闢。淸輕者上爲天。濁重者下爲地。盤古在其中。一日九變。神於天。聖於地。天日高一丈。地日厚一丈。盤古日長一丈。如此萬八千歲。天數極高。地數極深。盤古極長。數起於一。立於三。成於五。盛於七。處於九。盤古氏夫妻陰陽之始。陶鎔造化之主。天地萬物之祖也。盤古氏之後乃有三皇。此天地人之始也。

此の一條は。元より今の命歷序に出たる文には非ず。彼の國の古學を爲たる人は。誰も見知りて在るらむ。先秦の博士徐整が。三五曆紀の文にて。諸書に引きたるが互に文の精畧あるを。博く挍合して出せるなり。然れば此の文。もと疑なく易歷の古說なりしを。三五曆紀に採けむが。後に本書の逸せる故に。後世是の文を引くに。三五歷との み引けむと所思ること。次節に云ふが加く。かつ此にまづ此の文無ては。歷數の本基立ざればなり。見む人異みを爲こと勿れ。（三五歷紀は、諸書に引たる文等を視るに、易歷などを始め、太古より傳はる古傳說に本きづて、盤古開闢の時より、三皇五帝の年曆を、紀せる書なりしと聞ゆるを、彼の臆斷の推術說に、おし消れてや有りけむ、僅に此文、また次節に引く文などの、諸書に引存れる耳にて、其の全書は傳はらず、諸書に、或は三五曆記と、記の字をも書たれど、今は紀と有るを用ひつ、說郛には、徐整長曆と引たり、然も號ひしにこそ。）

〔三〕天地初立。有天皇氏。十二頭。澹泊無所施爲。而俗自化。木德王。歲起攝提。兄弟十二人。

立各萬八千歳。地皇十一頭。火德王。姓十一人。興于熊耳龍門等山。亦各萬八千歳。人皇九頭。乘雲車。駕六羽。出谷口。兄弟九人。分長九州。各立城邑。凡一百五十世。合四萬五千六百年。

後の三皇本紀に。庖犧氏。女媧氏。神農氏を三皇と立たる末に。一説。三皇謂天皇地皇人皇。爲天地初立之始。既是開闢之初。君臣之始。圖緯所載。不可全棄。故兼序之と云ひて。此の本文と一字も違はぬを記し出て。其の自註に。出河圖及三五曆也と云へり。然れば此の本文も。河圖及び三五曆を採合せて。載せる說なるかと思ふに然には非ず。彼此共に。もし易緯の古說なるを。緯にも此にも採載せるが。後次々に。文飾の語。また後人の注文など混入して。右の如くは成れるなり。(司馬貞は、此の命曆序をば見ざりしと見えて、其の書中に、そを引たる文は有ることもなく、偶に命曆序と相ひ似たるも、能く見れば、皆別書なること、其の三皇の傳、まさに今の本文と同けれど、實には河圖及び三五曆を採れるか如し、故今その同文の。諸書に散見するを。聚めて之を校せむに。項峻か始學篇に。天地立有天皇氏。十三頭。號曰天靈。治萬八千歳。以木德王。地皇十一頭。治萬八千歳。興於熊耳龍門山。人皇九頭。各三千三百歳。依山川土地之勢。財度爲九州。各居其方。因是而區別。と見えたる(始學篇の全書は今傳はらず、項峻と云ふ人の傳、また詳ならず、此の文は、唐の徐堅か初學記、及び路史、また古微書に引たるを、校合して而引たり、)三五曆紀に。溟涬始牙。濛鴻滋萌。歲起攝提。元氣肇始。有神人一人。十三頭。號天皇。一人十一頭。號地皇。人皇一人九頭。百五十六代。合四萬五千六百年。とあり。(此の文は。五行大義、初學記、路史注、事物紀原、說郛、其他の諸書にも引たるを、校合して引たるなり、)今此れ等の說を合せて本文を攷ふるに。まづ天地初立の下に。三五曆に依りて。溟涬始牙。濛鴻滋萌。歲起攝提。元氣肇啓。と有る十六字を補ふべし。斯て溟涬無所施爲。而俗自化と云へる十字は。決めて後人の意と加へし文なり。其はかく樣の事は。後の葛天氏。朱襄氏などの世頃にこそ。微妙き事に云ひ囃すべ

き事なれ。三皇の世には中々に卑しき事なり。此は古意を得たらむ人は、自からに知るべき事なれば委くは云はず。(殊に此の皇の、施爲せる所の大なること、化俗ばかりの、少けき事には非ずかし其は大古傳を見て知るべし。)然れば此の十字を去て。此の間に始學篇の。號曰天靈。以木德王とある。以の字より上五字を補ふべし。(こは大抵四字づゝの文なればなり。)また歲起攝提とある攝提の字疑なく後人の狡意に改めしなり。其はまづ攝提とは。攝提格の略語なるが。寅の異名なる由にて。爾雅に。此の名のみならず。干支の異名を皆載たれど。元より信られる名等なること。明の張鼎思が說の如し。(其の說は、琅邪代醉編に歲陽歲名、見于爾雅、郭璞曰、未詳、楊升菴謂、簡閱之古、莫如典謨、其次易詩春秋、然尚書辛壬癸甲、易先甲後庚、詩吉日庚午、朔日辛卯、春秋紀年昭然、不紊、意當漢世、術家創爲此名、藏用隱字、以神其術、而後人竄入爾雅、堯舜三代恐無是稱謂也、愚謂此等異名必起于周末、如攝提孟陬、已見楚詞矣、陳氏世編、司馬貞索

隱、皆收于天皇氏之下、何天皇之時即有此名、尤謬、淮南子天文訓中、紬解其義、惟以月令爲主、支干配合而言、爾雅又有月陽月名、大抵歲名月名、雖不可解、而干支紀日、不紀歲月、則詩書可攷、と見えたり。)然耳ならず後漢書の歷志に。二た所まで。命歷序有甲寅元と云へる語有れど。今の本に其の語見えざるは。攝提の字もと甲寅と有りしを。改めたる文字なること疑ひ無ければ。此は甲寅の二字に復すべし。(また按ずるに、攝提格を攝提とばかり云ひては、別に然る星の名あるに混はしく、實には閼逢攝提格と云はでは、甲寅には當らざるを、只に字を四字に古めかしく整へむ事をのみ思ひて、然る謂までを濃く思はざりしにこそ。)さて下に取總て云ふ如く兄弟十二人立各一の八字は。後の攙文なれば削り去て。萬八千字の四字を存すべし。(其は前條には二た所とも、唯に萬八千歲とありて、一と云ざるは、古文と聞るをも思ひ合すべし。)さて地皇の所に。火德王一姓十一人と有るは。後の攙文なり。其は始學篇に。天皇氏をのみ。以木德王と云ひ

て。地人二皇に其の德を云す。かつ王と稱せす。是そ古傳の正實なる。然るを本文及び次條に。地皇を火德王と云へるは。五運相承の事を思へる後人の加筆なること著し。そは太古傳に委く云ふごとく。地皇やがて天皇氏の姉妹にて。同時の出興にこそ有れ。別に在治せるに非ざれば。以火承木。と云ふ謂は無ものをや。(例を云はゞ、伏羲氏を以て王たるに、其の姉妹たる女媧氏も、同じ木德なりしを思ふべし、其は第十二條に論ふを合せ考へて悟るべし。)また按ずるに。五行大義に。三五曆に云く。有神人十一頭。號地皇。帝系譜云。地皇以火德王と有り。是に依れば三五曆にも。地皇の火德と云ふ事なく。帝系譜に。始めて云ひ出し語なるを。本文に取りて加はへし也けり(そは三五曆に、もし此の語有りなむには、斯ばかりの短文に、かく二た書は引まじき物をや。)備また五行大義に。春秋命歷序曰。人皇九頭。宋均注云。兄弟九人。洞紀云。人皇分治九州。古語質。故以頭數言之とあり。然れば人皇の所に。兄弟九人と有るは更なり。地皇に一姓十一人と云ひ。天皇に兄弟十二人と有るも。宋均が注を。後人のわざと。本文に攙入せること著明なり。(なほ思合すべきは、初學記に、始學篇の、天皇十三頭と云ふ文を引たる下に、洞冥記に云、一姓十三人也とあり、是も始學篇には、人數を云ざりし故に、洞冥記を引たるなり、地皇に、一姓十一人と加たるは、此文に效へるなるべし、但しか此らの字等を加へては、例の四言の句に合ざる故に、兄弟十二人、立て各一萬八千歲と、十二字に句を合せ、また地皇の所にも、兄弟亦各萬八千歲と句を務けむが、兄弟の二字を脫せしと見えたり。)然れば地皇の所なる。火德の王。一姓十一人の八字を去りて。此所に世史傳稱なる。號曰地皇と有る四字を補ふべし。(其は天皇氏の文に、號曰天靈と有ると對ふ語なるは、決めて古說に出たる文なるべし。)さて頭とは。宋均が言に。古語質。故以頭數言之と云へる如く。十二頭と云ふは。卽十二人と云ふ語なれば。是にて既に語足るを。再十二人など云むは。重語なるに。況て此は兄弟ならず洛書靈准聽。また水經注などに。地皇面貌皆如

女子。而相類とも。人皇九男相像とも有りて。其分身なる物をや。(然るを後に作れる史等に、却りて幾頭と云ふ語を除きて、兄弟若干人と云ふ語をのみ存せるは、無識と云ふべし、委くは太古傳に就て見るべし、)さて其の頭を云ふに。人皇九頭には異說無れど。天地二皇をば。本文及び三皇本紀に。天皇十二頭。地皇十一頭と有るを。三五曆に。天皇十三頭。地皇十一頭と見え。始學篇には。天皇十三頭。地皇十二頭とあり。此は孰か正說なると云ふに。三といひ一と有るは。皆古き誤寫を承たるなり。其は水經注に。開山圖を引きて。天皇十二人。分五方。爲十二部とも見えて。十二と有るが正數なり。斯て地皇は其の后なれば。分身すとも。二皇必す同數なるべき道理なれば。是も十二と有るを正と爲べし。(然るを路史に天皇十三頭、地皇十一頭の說を取りて、它書皆然、獨春秋緯言、天皇地皇人皇皆九人、分爲九州長天下、故河圖括地象云、天皇九翼蓋輔翼者九人爾、易通卦驗云、天皇氏輔有三名、注云、三輔公卿大夫也、三輔九翼併皇是十三人と云へるは、固より分身の義を知らで、云へる說なれば、論ふに足ねど。春秋緯と引たるは、保乾圖なるが、古微書に出たる文を見るに、皆の字なく、說郛に引たるも、天皇、地皇、人皇、兄弟九人、分九州長天下也と有りて、兄弟九人云々は、人皇にのみ係りて、上の二皇にも係れる文には非ざる物をや、)さて人皇の所なる。乘雲車。駕六羽。は。雒書に據りて。羅泌か。乘雲祇車。駕六提羽。と改めたるに從ふべし。(本の如くにては、句も合はず、また文義も通えねばなり、)次に兄弟と云ふより。城邑と云ふまで十二字は。路史に雒書と引たるが。兄弟云々は更なり。各立城邑など云ふも。當昔の有樣に叶はねば。後人の文飾なり削り去べし。次に。凡て一百五十世とは。人皇の子孫の。然ばかり相續して。世を治たる義なれど。此は下に出る人皇氏沒。狟神次之。と有る正文に合ざる。荒唐の說にて。取るに足らず。然て此の世數の取るに足ざる上は。合四萬五千六百年と云へる歲數の。取るに足ざる事は云ふも更なり。然れば凡の字より下十四字。みな削り去べし。(路史の注に、三五

暦云、人皇百五十六代、合四萬五千六百年、小司馬取之、不足備也といひ、かつ此四萬五千六百年は、謂ゆる一百五十世の歳數を云へるなるを、國史に引たる眞源賦に、人皇兄弟九人、四萬五千六百年とも云へり、然れば、今の本文は、三五暦また眞源賦などに依りて、後に書加へしにて、易暦の古文ならぬこと著じ、説郛に、此なる人皇氏の傳へを載せて、尚書璇璣鈐と云へることを據りなれ、各立二號一也」と云ふより、以下の文なきは、古傳の本色なるべくを所思ること、さて此の歳數の取るに足らぬは、天地二皇の萬八千歳も、取るに足ざるかと云ふに、此は正しき古傳にて、諸書に異說ある事なく、殊に暦年の實數にも符合することと伏羲氏の所に云ふ如くなれば、人皇の所なる歳數の類に非ず。（たゞ異說の如く聞ゆるは、路史に引たる眞源賦に、萬八千餘年と云ひ、三五暦紀に、二萬八千歳と有る耳なれど、二は一の誤寫にも有べく、萬八千餘年と云へるも、其に暦元に合ざれば據るに足らず、其は第十二條、伏羲の所に云ふを俟つべし。）但し其の萬八千歳は、天皇氏の萬八千歳畢りて。地皇氏また萬八千歳を經たる義には非ず。路史に引きたる。河圖及び帝系譜に。天地二皇。俱に萬八千歳と云へるが如く。此は夫妻にし有れば二皇相偶して。是の歳數を經たる義なり。然らば。人皇氏の歳數のみ。其の古說は無かと言ふに。彼の始學篇に。人皇九頭。各三千六百歳と云へる歳數。上二皇の歳數の。萬八千歳なるに多少相應じかつ下に論ふ暦數にも叶ひて。荒唐ならぬは。是ぞ古傳の實數なりける。但し三千六百歳と云ふは古微書に引たる文に依れる事なるが、初學記に引たるには、三千の字を脫せり、路史に引たるにも此の二字を脫せる所あり、誤りて其を正しと勿思ひそよ、こは此の條の論の結びは。次條に云ふを見るべし。」

〔四〕又曰、天皇氏以二木王一。地皇以二火紀一。人皇出二暘谷一。分二九河一。依二山川地土之勢一。裁度爲二九州一。謂二之九囿一。各居二其一一。而爲二之長一。人皇居二中州一。以制二八輔一。

此の條はもと疑なく。前條と一連の文なるが。本文舛注錯亂せるに。後人の佗書をも攙入せるより。

かく別條の如くは成れる物なり。（かくて本書に、分九河の下に、また人皇氏の三字あり、九囿の下に、また九囿の二字あり、そは共に衍なること著ければ、憚らず削り去つ。）ついで其由は。路史に。人皇出暘谷云々の文を。命歴序云と引たり。羅泌が見たる本。もし今本の如くは。一連の文を二書に分けて。然は云べきに非ず。然れば此の十一字は。其より後なる人の。帝系譜を取りて。加へし文なること明なり。（地皇に火德を云へるも、上に論へる如く、帝系譜に始まれる事なるをも、思ひ合すべし。）故この十一字を削り去れば。又曰人皇出暘谷とつゞく。然るに此の七字は、本文に非ず。前條の。出谷口。と云へる下に在りし。當昔の小注なるを。誤りて本文に連書せるなり。（其は又曰と有るにて、もと小字の文なりしことは分明なり。）さて分九河と云ふより以下は本文なるが。此は上の始學篇なる。人皇九頭各三千三百歳。依山川土地之勢。裁度爲九州。各居其一方。因是而區別。の文と併せ見るに。各居其一と云ま

で。互に文の出入こそ有れ。共に古説の元文と知るゝを。而の字より下。十三字の文餘れり。故爰に。路史を取りて攷ふるに。雒書云。人皇兄弟九人。分長九州。已居中州。以制八輔と云へる文あり。（凡て路史に、雒書云と引たる文を見るに多く洛書靈准聽と見えたり、此の文も即ち其の書なるべし、然れども今は其書傳はらねば、詳には知りがたし。）然れば前條の。兄弟九人。分長九州。と云へるは更なり。此の條も。而の字より以下の文は。此の雒書に依りて。羅泌より後なる人の。作加へし文なること灼然なり。其は羅泌が見たる命歴序に、もし此の文有りなむには、其をおきて雒書とは引くまじきこと、既に云ふ如くなればなり）さて如此く考へ定めて。前條此の條及び始學篇三五暦世史の文をも合せて綴り見るに。元書易緯の佚文は。決めて「天地初立溟涬始牙。濛鴻滋萌。歳起甲寅元氣肇啓。有天皇氏。十二頭。號曰天靈。以木德王。萬八千歳。地皇亦十二頭。號曰地靈。興于熊耳龍門等山。萬八千歳。人皇九頭。乘雲祇車。駕六提羽。而出谷口。（又曰、人皇出暘

谷〕分チ九河ヲ。依テ山川土地之勢ニ。裁度シテ為ス九州ト。謂フ之ヲ九囿ト。各居ル其ノ一ニ。因テ是而區別シ。各三千三百歳」とぞ有りけむ。（谷口暘谷は、同所の異名にて、即ち扶桑神州の地名なり、九州とは、赤縣州の備ゆる九州を云ふに非ず、世界の大九州を云ふ、其は太古傳に委く徴するを見るべし。）さて路史の注文に。緯書適三皇云。人皇別テ長ス九州ニ。醜良地精。生リ女為ル后。夫婦之道始ム此ニ。又見ル春秋命歴序ニ」と有れど。今本に見えず。古微書には。此の文を。循書靈准聽に擧たり。不審なる事なり。（殊に適三畔と云ふ書は有こと無し、此は搦六畔を誤れるならむ。）

〔五〕皇伯。皇仲。皇叔。皇季。皇少。五姓同シ期ヲ。俱ニ駕シ龍ニ。號曰フ五龍ト。九龍紀時。有リ臣無シ官位尊卑之別ー。

次條に。人皇氏沒。五龍神次ク之ヲ。と云へる文に據れば。是所に此の五姓の事の有るは。突出に似たれど。此は由ある事なり。其は遁甲開山圖に。五龍兄弟五人。皆人面龍身。治在リ五方ニ。五行神也と云へる如く。此は木火土金水の。謂ゆる五帝にて。共に天皇氏の皇子なるが。當昔共に世に在りて。其造化の首を作たりしを。三皇と共に隱沒して。其の神靈は終に。天には五星。及び大微の五帝座に留まり。地には。五方の大五嶽に止まること。太古傳に委曲に説著せるが如し。（其は史記漢書の天文志。甘石星經、孔子家語、水經注、五行大義、また緯書の類を取り竝べ見て、明なる事なるが、近く清の段玉裁が、説文の戊字に、戊中宮也、象ル六甲五龍相拘絞スル也、と有るを注して、五龍者五行也、水經注引遁甲開山圖ニ云、五龍治在ニ五方、為ニ五行神、鬼谷子盛神法ニ五龍、陶注曰、五龍五行之龍也、許謂戊字之形、象ル六甲五行相拘絞ー也と云へるは、説文の戊字の説こそ悪かめれ、五龍を五行の神と云へる説は、既くも予が意を得たる説なり、）然るを補史記に。自リ人皇已後。有リ五龍氏。接五龍氏兄弟五人。竝乘リ龍上下ス。故曰フ五龍氏ト」と載せるを始め。諸史にも此を人皇氏の次に在治せる。王者と為たるは。甚しき無稽の所為なり。（按ふに、司馬貞が此の謬りは、決めて皇甫謐が帝王世紀に、しか載せる謬りを承たるなり、然

るは帝王世紀は、全書を見ざれど、補史記は、大抵かの紀を取りて、作たる趣に見ゆるを、皇甫謐が、此命歷序をも見たる事は、世紀の文を、諸書に引たるを察て知るれども、司馬貞が命歷序を見たる趣は、其の著書に見えねばなり。）さて九龍紀と有る九の字は。疑なく五の字を誤れるなり。然れども。五龍は王者に非ざれば。古く五龍紀と云ふ。紀號の有べき由なく。其の世無れば。有臣無官位尊卑之別。など云ふ事の有べきに非ず。然れば。九の字より下十三字は。後人の攙入なること疑なし。削り去て可なり。（前には龍の字は、頭の字の誤寫にて、九頭紀の時に然有りしを云ふならむと思へれど、なほ其も、人皇氏の世には似つかず。路史の黄神氏の所に、賈公彦が云ふ、九頭紀時、有臣無官、と云へる文有れど、此は賈公彦が意と改めたるにや有らむ。）さて次條の初なる。人皇氏沒。狟神次之と云へる八字は。疑なく此の條の結文にて。元書易歷には。決めて「皇伯。皇仲。皇叔。皇季。皇少。五姓同期。俱駕龍。號曰五龍。人皇氏沒狟神次之」とぞ有けむ。然云

ふ故は。五龍は三皇の世に出て。其に造化の首を作たれど。別に世を有てるに非ざる故に。此所に附記せる文なればなり。

〔十八〕人皇氏沒。狟神次之。出于長淮。駕六蜚羊。政三百歲。五葉千五百歲。

此條の首文八字は。上に云ふ如く。前條の結文なるを。此の首文を失へる故に。此の八字をもて。首と爲たること疑なし。然らば其の首文は。何に在りけむと言ふに。下の條々の文例を思ふに。惟に狟神氏出于長淮とぞ在りけむ。然て人皇氏沒狟神次之と云へるが。前條の結文なるに準へて思ふに。次條なる黄神次之と云へる文は。もと狟神氏沒黄神次之。と在りし文の。上四字を失ひて下四字を錯亂し殘せる者なり。（此はなほ、次條の錯亂を、訂し見て知るべし。）備かく文理を考訂すれば。其の古文は決めて「狟神氏出于長淮。駕六蜚羊。政三百歲。狟神氏沒黄神次之。五葉千五百歲。」とぞ在りけむ。然て五葉とは。五末葉と云ふが如く。次の黄神より柏皇まで五氏は。狟神の末葉たる由にて。其の五氏の在治せる歷數。總

て千五百歳の間なりける義なり。(此事委くは、第十二條に論ふを見るべし、)さて路史に。後の丹壺の記に因りて。人皇氏の次に。五龍氏と云ふ世を立て。其次に循蜚紀と云。鉅靈。句彊。譙明。涿光。鉤陳。黄神。鉅神と敍たるは惑なり。斯て其の鉅神の傳は。此の本文を。其の儘に採れるが。間にしか數氏を加へつゝ。人皇氏沒シテ鉅神次ク之ニ。と云ふ文を存せるは何ぞや。若書に其の間に。然ばかり王者の有なむには。人皇氏沒して鉅神に在に次とは云べきに非ず。

〔七〕黄神氏載曰。黄神氏、黄頭大腹。出天齊政。明白官始。三百四十歳。鉅神次之、號曰黄神。一曰有人。黄頭大腹出ニ天齊ニ。政三百四歳。黄神次ㇾ之。號曰ニ皇神ト。出ニ地衛ニ。六萬下。政三百歳。在位千五百歳。神皇氏駕六蜚鹿。化三百歳。

此條は。初め唯一行のみ。黄神氏の本文にて。鉅神と云ふより以下は。前條。此條。次民の條。神皇の條。總て四條の錯亂衍文なり。其は先一に。鉅神次之の四字は。前條に。人皇氏沒シテ鉅神次ク之ニ。と有る文の衍なり。二に號曰ニ黄神トの四字は。此黄神の條に。或曰。黄神。有と。称を神に誤れて。錯亂せるなり、(然るに、羅泌此の義を悟らず、鉅神次之號曰黄神の八字を前條なる鉅神氏の、三百四十歳と有るに連書し、且この鉅神次之、と云ふ文に依りて、鉅神氏を黄神氏の次に出せるは甚しき謬なり、而して號曰ニ黄神ト云へる文をも連書せれば、黄神と云ふは、鉅神の異號と爲れるに、其の鉅神の前に、此の本文を取りて、黄神氏を出せるは、何ちふ事ぞも、神か[illegible]、其自家する所に、彼の丹壺の記と云ふ物に、黄神鉅神と敍たる、僞妄に惑へるが故なりけり、)三に。一曰。有人黄頭大腹。出ニ天齊ニ。の十一字は。前に本條の一說にて。有人と云へるのみぞ異なる。四に政三百四歳の五字は。次なる次民氏の文の錯亂なり。前には、一に曰くと云ふより一連きの文にて、黄神氏の政三百四十歳とある、十の字の脫て、錯亂せるならむと思ひしかど、熟く思へば然らず、其はなほ次條に云ふを俟つべし、)五に。黄神次之の四字は。前條の。政三百歳と云へる下に在りける文の錯亂なり。此の由は既に上に云へり

き。六に。號曰皇神の四字は。上の錯文に。號曰皇神と有るを再誤れる衍文なり。(其は皇と黄とは同音なる故に、古くも、黄帝を皇帝とかき、三皇を三黄と作る類ひ、今數ふるに暇非ずなむ)七に出淮駕六蜚羊政三百歳。五葉千五百歳の十六字は。前條狂神の文の錯亂なること。言ふも更なり。八に。神皇氏駕六蜚龍化三百歳と有る神の字は。柏の字の誤寫にて。此の十一字は。柏皇氏の條の錯亂なり。此はなほ其の條に論ふを俟べし。(羅泌此の義を得悟らず、潛夫論より拾ひ出せる、神民氏と云ものゝ文に、一曰、神皇氏、駕六蜚鹿、政三百歳と記して、春秋命歷敍と標せるは、實に牽強譚會と云ふべし、)さて右の錯亂衍文を。まづ如此く訂しをはりて。然て立歸りて。初めの一行を思ふに。或曰黄隷とある或の字は。下の條々の文例を思ふに。號を誤れるなり。(然れど此は、或の字にても、通えざる事は無きなり、)出天齊と有るは。長放氏の條に。出地郛とあるを。宋均注に。地名也と云へるに。相ひ發して思へば。是も地名にて。出天齊政と熟せるに非ず

政は疑なく。統三の間に在りし字の錯亂せるなり其は上にも下にも。政幾百歳と有るに。相ひ發して辨ふべきなり。(羅泌これ義を悟らずて、出天參政と改めたるは非事なり、)斯て此の條も。上の例に據るに。末に次民次之とふ文有りて其の古文は決めて。「黄神氏號曰黄裱、黄頭大腹、出天齊、則有宮統、政三百四十歳、黄神氏沒、次民次之」とぞ在りけむ。然て路史に。狂神を。此の黄神の次に出せるは謬なること。既に辨ふる如にて。其の次に。穆靈。大騩。鬼騩。弇茲。泰逢。冉相。蓋盈。大敦。雲陽。巫常。泰壹。空桑。神民。倚帝と云ふ。十四氏の傳を作りて。其の次に次民氏を出せるは。例の丹壺の惑なり。

〔八〕次民氏是爲次是氏、次是氏沒、元皇出、天地易命以地紀、穴處之世終矣。

此の條に缺文あり。其は第六條に。五葉千五百歳と有るは。狂神の次なる。黄神より柏皇に至る。五葉の歳を總たる數なること。彼の條に云へる如くなれば。其五氏の歳數各々に整はでは。有るまじき事なるに。黄神。長放。離光。三氏の歳數は

有れど。此の條の次民と。第十一條の栢皇に歳數なきが。甚く不審にて。恒に心安からず在りけるに。前の第七條を。右の如く考訂せしかば。栢皇氏の歳數は所知になるが。唯次民氏の歳數のみ所知ざるを。彼の緯文どもを遍く其條々に配當せる後を視れば。斂三百四歳の五字のみ餘りて。何處の緯文にも非ず。また漢文どもも見えねば。是若くは。次民氏の歳數の。錯亂に非じかと思ひ得て。其の五字を此の條に補ひて。其年數を推考ふるに。五萬千五百歳と有るに。五十四年餘れり。然れど其は五氏の在世しける大數の傳へにて。實は伏羲氏の世までに係り。誉古氏以來の紀元の年數といと正整に符合せること。第十二條に記する如くなるは最も不思議に奇異の事なり。抑もゑこしの上古の暦數には、成帝の頃より疑ひ有りて、往し文政十年の頃より、赤縣太古傳を著すと爲ては、殊に意を用ひて、伏羲以來の年暦は更なり、其の以前の歳數も、且々は思ひ得て在しかど、次民栢皇二氏の歳數の缺たるに、其の正數を推ふること能はず口惜ながら默止在りけるに、今天保二年八月の初め忽然に、右史の年暦編を作らむと、思ふ心いで來て、物しける時しも、神わが心を開きて、前條の錯亂を、訂正さむと思ひ付て考究せるに、其の二氏の歳數なも、右の如く知り得てぞ有りける、其は月立の七日と云ふ日なり、かゝる事なし、然しも心に留むらむ人は、己が思ふ如し、奇異とは思ふまじき事なれど、夢にも現にも心に懸けし、己が拙き心には、錯亂ながらも、次民氏より今に至りて、七千歳に近き間を、能くも傳へて、我が心を開ける事よと思へば、愉快とも奇しとも嬉しとも、云むすべぞ無りける、其は此の考へもゑこしの年暦は更なり、吾が神世の年暦をも補へ删すべき據とも成ればなり、（然て次民氏没と云ふより。以、地紀と云ふまで十四字は、初發に引きたる搦六暦に、通暦曰、次是氏沒、六皇出、天地命易以、第紀、と有ると同文なるが、宋均注に、六皇、此下人數者也。と云へるは然る言にて。是より下の。辰放。攝光。栢皇。伏羲。神農。黄帝の六氏を指せり。然れば。此の本文に。元皇と有るは。六皇の誤寫なり。（路史に今の本文のまゝに、次民氏の傳

を取りて載せるにも、元皇出と有れば、古き誤字にては有りけり、凡て路史に、命歷序を引たる文を見るに、大かた今擧る本文の如く、錯亂誤字も同じきは、宋の世に既に右の如くにて在しなり、其は大凡そ易歷ばかり、古き書は希なる上に猿意ぶる後世の風俗には用られずて、適に散殘れる故にや有らむ。）また本文に。易命とあるを。摘六辟には命易とあり。此は孰にても有るべし。また本文に。以地紀と有るを。摘六辟には。以第絕とあり。地と第とは。古く同義に用へれば。是また孰にても難無けれど。絕は誤寫なり。紀を正と爲べし。（そは以地紀とは、天地易命と有る如く、次民氏の世頃は、天紀に當れりしを、革めて地紀に易れる義なること、第十二條に、太昊氏作曆の時に、人天易命せる事を論へるに思ひ合せて辨ふべし。）さて如此考へ定めて。其の文を正すに。易歷の古文は決めて「次民氏是爲次是氏。政三百四歲。次是氏沒。六皇出。天地易命。以地紀。穴處之世終矣。」とぞ有りけむ。然て路史に。此の次民氏までを循蜚紀と爲て。凡て二十二氏。六十餘世と云へるは謂ゆる丹壺惑ひなり。

〔九〕辰放氏是爲皇次屈。宋均注云、皇次屈之名也、辰放渠頭四乳。駕六蜚麐出地郛。宋均注云、地郛地名、而從日月上下天地。與神合謀。注云、從謂順度、古初之人卉服蔽體。次民氏沒。辰放氏作。時多陰風。乃敎民擇木茹皮。以禦風霜。注云、茹藻也、茹毛、藻被其毛、綯髮閻首以去靈雨。而人從之。命之曰衣皮之人。

彼の摘六辟に。辰放大頭四乳。號曰皇次屈。出地郣。駕六飛麐。從日月。治二百五十歲と有るは此の條の略文なり。（今の本文を、古微書に出せるには、其の注を漏せり、今は摘六辟の文と路史に引たる文の注とを取りて加つ。）さて辰放氏の歲數を摘六辟に。二百五十歲とある。二は三の誤寫にて。次條に。帝辰放。在位三百五十年。離光次之と有るが正ければ。此を採り。上の文例に依りて。衣皮之人と云ふ下に。政三百五十歲。辰放氏沒。離光次之とふ。十四字を補ふべし。易歷の古文は。決めて然こそ在りけめ。（遺れたり、靈雨とある靈は決めて零の誤寫、擇は、疑なく擇の俗字なるべく所思るなり。）然て路史に。是の辰放氏を。因提紀

に史皇氏と云ふを出し。次に柏皇。中皇。大庭。栗陸。昆連。軒轅。赫蘇。葛天。尊盧。祝誦。昊英。朱襄。陰康。無懷。有巣の十六氏を出して。次に太昊紀を出せり。此は例の丹壺の記に據れる事なるが。(因に云ふ、諸書に驪連赫胥祝融と有るを、昆連赫蘇祝誦と書るも、丹壺の奸を信せしなり、)史皇とは倉頡が事にて。此は黄帝の史臣なるが、鳥迹篆を作れる人なること。諸書に所見たる如なるを。史皇と稱ふ皇の字より誣會して。王者の列に加へし物なり。然るに羅泌是の妄を信じて其の傳に。河圖玉版の。倉頡爲。帝南巡狩。登陽虚山。臨于玄扈洛汭之水。靈龜負書。丹甲青文。以授之帝。文止二十八字。累刻于陽虚之石室とある。(此の文は路史に引たるし、古微書に出せるを、按合して引たり、)授の字より上を取り。倉頡爲帝と句して。帝謂倉頡とて。其の證と爲たるは最陋し。そは南に巡狩と云ふより以下を熟熟見るに。尚書中候に。黄帝巡洛。龜書赤文成字以授軒轅。また春秋演孔圖に。黄帝坐玄扈洛水上。與大司馬容光等臨觀。鳳皇銜圖置黄帝前。

再拜受圖。宋均注。玄扈石室名也。と有ると類說にて、黄帝の事實なれば。此は疑なく爲帝の間に脫文あるにて。帝とは卽ち黄帝にて。倉頡ならぬこと著明なり。(また元命苞、及演孔圖。敍帝王之相云、倉頡四目、顓帝戴干云々、と云へる文を引きて不及人臣也、倉頡既王 と云へれど、演孔圖の列に、餘の人臣なきは、偶然の事にこそ有れ、元命苞に、此事を載たるには、人臣の后稷も入たれば、此れも證とは爲べからず、楊升菴外集に、羅泌路史以、軒轅與黄帝、非是一帝、史皇與倉頡乃一君一臣、蓋洪荒之世存之而論可也と云ひて其辨なきは何ぞや、)さて柏皇氏より下十五氏の次序は。既にも云へる如く本據あり。其は六韜に。昔柏皇氏。栗陸氏。驪連氏。軒轅氏。赫胥氏。尊盧氏。祝融氏。此古之王者也。未使民民化。未賞民民勸。此皆古之善爲政者也。至於伏羲氏。神農氏。敎化而不誅と見え。(此の文今の本に缺たり、今は平津館叢書に出せる六韜の逸文をもて引たるなり、劉恕が外紀に、此の文を引たるには、六韜大明篇と云へり、)莊子胠篋篇に

昔者容成氏。大庭氏。伯皇氏。中央氏。栗陸氏。驪畜氏。軒轅氏。赫胥氏。尊盧氏。祝融氏。伏羲氏。神農氏。當是時也。民結繩而用之とあり。（金樓子に此と同じ文の出たるには、軒轅氏の名なし、驪畜氏とは驪連氏なるべし。）然れば此の二書の諸氏と下に引く開山圖の諸氏とを。取捨して十五氏を定め。此を伏羲以前の諸氏と爲たる事は。史記の封禪書に。管仲曰古者封泰山禪梁父者七十二家。而夷吾所記者十有二焉。昔無懷氏封泰山。禪云云。虙羲氏封泰山禪云云。神農氏封泰山禪云云。と有るなどに據れる物なり。（泰山云々ともに山の名なり、十有二とは、是より次々に、炎帝、黄帝、顓頊、帝嚳、堯、舜、禹、湯、周成王を出せり、七十二家と云ふが中に無懷氏より周の成王まで、十二王の封禪は記えたれど無懷以前、六十家の名は、記えずと云へるなり、此は管子封禪篇の文なりしと聞ゆるが、今本に、此の篇は缺たり、然れども後人史記より取りて補へるあり、）さて封禪書の注に。無懷氏古之王者。在伏羲前。見莊子と有れど。莊子に此の氏なきこと。上に引き出るが如し。彼の補史記にも。有の諸書及び帝王世紀に據たりと見えて。自人皇已後有五龍氏。燧人氏。大庭氏。柏皇氏。中央氏。卷須氏。栗陸氏。驪連氏。赫胥氏。尊盧氏。渾沌氏。昊英氏。有巢氏。朱襄氏。葛天氏。陰康氏。無懷氏。斯蓋三皇已來。有天下者之號。而韓詩以爲。自古封太山禪梁甫者。萬有餘家。仲尼觀之不能盡識。云々と記して。其自注に。皇甫謐以爲。大庭氏已下。皆襲伏羲之號。則可依從。據古封太山者。首有無懷氏。乃在太昊氏之前。豈得如謐所說と云へり。（皇甫謐が所說とは、即ちかの世紀の說なり、其は初學記に。帝王世紀に曰、女媧氏沒、次有大庭氏、柏皇氏、中央氏、栗陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、混沌氏、有巢氏、朱襄氏、葛天氏、陰康氏、無懷氏、凡十五世皆、襲庖犧之號と有るにて知べし、斯て皇甫謐が凡そ十五世と云へるは、庖犧女媧ともに、十五世の意なり、補史記に此の諸氏を、天昊氏の後に在り、と云へる說をこそ取らね、大庭氏以下の名及び其の次序は、世紀を取たるが中に、

庖犧女媧を、是より後と為たる故に、卷須氏昊英氏と云ふ二氏を加れて、十五氏と為たり、昊英氏と云ふ名は、開山圖に所見たれど、卷須氏と云ふ名は、前後に引出る書等にも、出ざる名なるは、何に據りて此に加へしか、心得がたき事なり。）然るに皇甫謐が。大庭氏以下を。伏羲より後と云へる說も。本據ある事なり。其は遁甲開山圖に、女媧氏沒。大庭氏王有天下。次有柏皇氏。中央氏。栗陸氏。驪連氏。赫胥氏。尊盧氏。祝融氏。混沌氏。昊英氏。有巢氏。葛天氏。陰康氏。朱襄氏。無懷氏。凡十五代。皆襲庖犧之號。と有るに據れる說なり。（遁甲開山圖の全書は、今傳はらず、此文は、說郛に引たるを再引たるなり、漢書の古今人表に、宓羲氏の後、神農氏の前に、女媧氏、共工氏、容成氏、大庭氏、柏皇氏、中央氏、栗陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、渾沌氏、昊英氏、有巢氏、朱襄氏、葛天氏、陰康氏、亡懷氏、東扈氏、帝鴻氏、と有は、開山圖の說を、再錯れる說と見ゆれば、論ひに及ばず。）然らば此れ等の諸氏を。伏羲氏の前と云ひ。後と云へる兩說の中に。

孰か正說なると言ふに。右諸書の中に。有巢氏とは辰放氏の異號。燧人氏とは伏羲氏の異說。大庭氏とは神農の號。軒轅氏とは黃帝の號なるを。各別氏と傳へ訛りしなり。（然るを路史に、この有巢、燧人、大庭、軒轅などを、辰放、伏羲、神農、黃帝とは、別なる氏々と為て、俗說訛傳を多く聚めて、附會の說を成たるは、彼の謂ゆる丹壺の記に、惑へる故の非事なれば、總て論ふにも足ずかし。）然れば。右の四氏は除きて。其の餘の諸氏は。王者に非ず。柏皇氏の當昔より。次々に其の號を襲ぎ稱れる。諸侯の類なる者にて。伏羲の世は更なり。其の後にも名の聞えし故に。六韜　莊子。管子。開山圖。史記。世記を始め。其の餘の諸書にも。伏羲の前とも後とも言ひ。かつ皆王者とさへに。思ひ訛れる物なり。天皇氏以降。黃帝以往の間に。此の諸氏らの王位に居べき世の無こと。上下に論ふ如くなれば。右の訛說どもは。一切に掃除し畢べき事にこそ。（然れど右の諸氏ら、實に其世々に、諸侯として在ける事は違ひ無れば、なほ此の外にも、諸書より拾ひ出て、太古傳に說著

せるを見るべし。)さて補史記に引たる韓詩外傳に萬有餘家の王者の、在ける趣に謂へるは。例の俗儒輩より論ふに足らず。管子には。七十二家と有るも此の書管子が自記に非ざる上に。これは有に足らず五十に多く餘るを云ふ。大數の常語にて。實數ならねば。本據とは爲難ければ。夷吾所記者。十有二と云ふことは。少く稽ふる所なきに非ず。(總て封禪は。革命の王者ごとに。必ず行ふ事の如く聞ゆれども。然も非ざりしと聞えて。此の十有二の中に。周武王の名なくて。成王の名あり。また黄帝の次に。必ず少昊氏あるべきに。其の名なく神農の名のあるが上に。また炎帝と有るは。是神農の本なるに。封禪せるは。一世に二代の封禪なり。然れば此は別に猶よく考ふべき事なりかし。)其は柏皇氏の次は。直に伏羲氏なるに。夷吾が記えし十有二家に。伏羲氏の上は。直に無懷氏なるを思ふに。此は疑なく同氏の異號ときこゆ。然るは柏皇氏は。伏羲氏の陟沒せる後まで在世にて。其功業を佐けし趣なれば。是より始めて。封禪の名を傳けむと所思ればなり。其は封禪すれば。必ず山石に其の名を勒す事なるに。柏皇氏なくて無懷氏の名有るを以て。知り辨ふべし。(此は既く孝經援神契に。封于泰山。考績。燔燎。禪于梁父。刻石紀號。著己功と見え。路史の餘論に。書之數曰。伏羲氏王天下、造書契以代結繩之政、由是文籍生焉。是則書冒之興、由於柏皇氏、有不可奪者、無懷氏因之、封泰山、禪社稷、著之山石、其書蹟已見。於周禪、則是伏羲之有書契、爲不遠也。故謂至黄帝始有書契者、と云へるが如し。)然ればこそ。其七十二家と傳へしも。固より古き定說にて。夷吾が記えし十有二家ぞ。元より論しき。封禪の正數なるべき。然ては遁甲開山圖に依りて。彼の十五氏の中に。柏皇無懷の二名を出せる。世紀。補史記。及び此の二書の名數に從へる。諸史編年の類なる書等。みな考證の脊漏にぞ有ける。(また此に就て按へば。六韜。莊子。金樓子などに。柏皇ありて無懷なきは。同氏なる事を知りて。省ける傳にも有るべし。)さて天皇氏に始めて。木德と稱して。其より次々。離光氏に至るまで。其の德を稱せず。柏皇氏に至りて。博桑

より登出せりと云ひ。以木紀徳と云へるは。是に準へて。天皇氏の本居も搏桑なるが。其の州より彼處に渡れる故に。木徳と稱せる義をも著せるなり。斯て地皇氏の下に興于熊耳龍門等山と有るは。扶桑より渡りて。其の山等に出興せる由なり。また人皇氏を。暘谷より出たりと有る。其の谷また扶桑の地に在り。そは山海の東荒經及び淮南子の地形訓などを見て知るべし。是をもて蜀志の秦宓傳に。三皇乘祇車出谷口と云へる傳もあり。（然るに其の語中に、こを蜀國の斜谷と云ふ、谷の事と爲たる説有るは、非言なること、其の注に魏略を引きて論へるが如し、また天皇氏を無外の山より出たりと云ふ説あり、鄭玄説に、無外之山在崑崙之東南也と云へり、崑崙は河圖括地象に北極直下に在りと云へる山なり、是に依りて、其の無外の山の方位を思ふに、是も扶桑域内の山名なること灼然なり、此れ等の事ども、既に太古傳と、扶桑國考とに、委曲に考證せれば、今更に委くは云ず、唯其の大畧を云ふなり、）さて三皇と稱皇とを。搏桑暘谷の域より。出たる由を顯して。其の中間なる。狟神等の五氏に。其の徳を稱せざるは。前後の兩氏に準へて。共に木徳なる義を合知たる物なり。然れば或は出長淮と云ひ。或は出天齊或は出地郛など云へるも。扶桑州より渡りて。然る所々に出興せる義なること著し。そは六鳳皇に乘ると言ひ。六飛龍に駕すと云へるも皆佗邦より渡りて。其の所々に出興せる趣に聞ゆるを思ひ合せ。かつ狟神の條に。黃神より栢皇までを五葉と云へるは。子孫の義なるが。最末なる栢皇氏を。搏桑に出と云へるなどを。平心に思ひ合せて。其の父祖の本居をも曉り辨ふべきなり。（斯ても猶舊習を存して、狐疑凝滯の情止ざらむには、太古傳を見て、其の舊染を洗ひ去べし。）さて右の如く。諸氏の條々を挍正し終りて後に。往古の年歷を推考ふるに。其の開闢の歲。やがて盤古氏の元年にて。尙書中候に。天地開闢甲子冬至と見え。易緯乾鑿度に。日甲寅歲甲寅と有るも。開闢の曆元を云へる語なれば。是の元年甲寅より算を起して。其一世一萬八千歲を推步するに。三百甲寅下りて。其の末年は癸丑也（但し開闢の年歷を

論ふに、太昊の時に創めて作れる、干支を以て云ふ事は、何ぞや思ふも有べけれど、此は有名の後より、無名の古へを語る常の例なり、異むこと勿れ。)斯て天地二皇の元年は、右癸丑歳の次年なる甲寅に當れば。其の偶世一萬八千歳も。三百甲寅の間にて癸丑に終り。次に人皇氏の一世三千三百歳も。其元年は甲寅なれば。五十五甲寅下りて癸丑に終り。其の次狟神氏の元年また甲寅にて。其の一世三百歳も。五甲寅下りて癸丑に終れり。)既に上に引たる後漢の律歷志の文に、命歷序有二甲寅元一と云るは、天皇氏の條に、歳起二攝提一と有る文の事なれば、此の歳より、人皇以下の元年を、順推するは言ふも更なり、盤古氏の元年を逆推するも過たず甲寅にて、其の歳首は、甲子冬至の日なるを、また其の日より次々に、六十甲子を以て除ひ下れば、天皇氏元年の歳首、及び人皇氏元年の歳首、ともに甲子冬至に當り、狟神氏元年の歳首は、己酉冬至の日に當れり。)さて其の次黄神氏の元年も甲寅なれば。其の一世は。三百四十歳なれば。五甲寅と四十年にて。癸巳に終り。次なる次民氏の元年は甲午なるが。一世三百四歳なれば。五甲午と四年にて丁酉に終り。其の次辰放氏の元年は。戊戌なるが。其一世三百五十歳は。五戊戌と五十年にて丁亥に終り。次なる離光氏の元年は戊子にて。一世三百六十歳なれば。四戊子と二十年にて丁未に終り。其次柏皇氏の元年は。戊申なるが。其一世三百歳は五戊申にて。丁未に終れり。(かくて黄神氏元年の歳首冬至は甲子、次民氏元年の歳首冬至は己酉辰放氏元年の歳首冬至は乙酉、離光氏元年の歳首冬至は壬戌、柏皇氏元年の歳首冬至は丁未にぞ當りける。)なほ此の柏皇氏の年歷と。太昊氏の年歷との。聯續する年時の議は。次條に論ふを俟べし。

春秋命歷序考下卷

大壑　平篤胤撰述

門人
大和國　穗井田忠友
武藏國　川崎重恭　同按
參河國　羽田野敬雄

〔十二〕伏羲遂人始名物。蟲鳥獸。
孫瑴此所に注して。按古三墳云。伏羲遂人之子也。因風而生。故風姓。易通卦驗云。遂皇出握機矩表計宜。而其刻曰蒼牙通靈。謂伏羲也。故云遂人有傳敎之臺。伏羲立十二言之敎。而魏淳于俊亦以爲伏羲因遂皇之圖。以制八卦。則羅泌置遂人于因提紀中。未知何據。（今云、其據は丹壺記なること、路史に具に云へる物をや、）黃囊經云。伏羲父葬寰山下。世言。伏羲無父。其母感跡而生者妄也。則三墳。以爲遂人之子亦誣。依命歷序。反在伏羲後矣。古學之難稽如是と云へり。（是また今の用なき文は、省畧して引たり、）然るに伏羲氏また彼の赤縣州の產に非ず。是も扶桑日域の神眞なるが。暫かしこに出與して。其の蠢民らの君師として。先師の謂ゆる馭戎せるなり。其は抱朴子の古說に。壯牙天隤。女媧地出とある壯牙は。蒼牙とも書て。伏羲氏の事なると下に引く拾遺記の說とを以て。其の大約を知るべし。然れば孫瑴が言。誠に理たり。（天隤は天降と云ふが如く、地出は地皇氏を、出龍門と云へる類なり、尚委くは太古傳に論ふを見るべし）さて今の本文を按ずるに。伏羲遂人と有るは。炎帝神農氏。黃帝軒轅氏など。連稱せると同例にて。其の創めたる事も。一人のわざと絜ゆるに。立却りて思へば。上に次民氏沒六皇出と有るは。其の次なる辰放より。黃帝までの事なるに。遂人もし別人ならむに。此處に出べき由無れば。遂人と稱ふも。やがて伏羲氏の異號にぞ有りける。抑遂人と云ふ號は。諸書に謂ふ如く。始めて鑽燧して火を出し。國民に火食を敎へたる故の稱なり。然るに拾遺記に遂人なくて。伏義氏の傳に。始變茹腥之食と見え。河圖緯の握矩記（また挺佐輔などに伏羲禪于伯牛。鑽木作火とあり。）又かの古三墳に、伏制犧牛、治金成器、敎民炮食、云々とも云へり、此も自來する所有りと聞えたり）庖

犧と云ふ號も。犧牲を並び。適用せるより出し名なれば。其の異號を燧人氏とも云ひしを。周秦以來訛りて。二氏と爲來れる物なり。然れば漢代已來の緯書類。及びその鄭玄宋均等が注。また白虎通・風俗通などを始め。伏羲燧人を別氏と爲て。或は伏羲の前と云ひ。或は伏羲の後と云へる說とも。一切に掃除すべし。況てかの三墳に、伏羲燧人之子也と云へるなどは殊に論ふにも足らずなむ。さて本書易緯に。伏羲燧人氏の傳へなほ種々の事ども記傳けむを。其は皆亡失して。僅に此の數字のみ殘れるは。最惜き事なれど。柏皇氏の直次に出たる傳說の殘れるは。全[illegible]にも離れぬ。命歷序の賜物なり。然は有れど。是に亦いと重寶なる事あり。然るは盤古三皇の歲數は更なり。疵神より。柏皇までの歲數は。一世も漏落ず傳はれるに。伏羲。神農。黃帝三世の歲數の漏脫なりし。古說を失へるは。甚も遺憾ならずや。故是の歲數を他書に索むるに。列子楊朱篇に。太古至于今日。年數固不可勝紀。但伏羲已來。三十餘萬歲。賢愚好醜。成敗是非。無不消滅。但遲速之間耳と見え。編年通の諸書に。春秋元命苞を引きて、自伏羲至獲麟。凡二萬六百二十六年と云ひ。易緯稽覽圖に。伏羲氏甲寅。至無懷氏。五萬七千八百八十二年など見えたり。（此三說の中に、列子なるは說得たるも、古き說と聞ゆれど、其の二說は、例の緯に出たる推歩をもて、誣たる說なる故に、斯の如き相違あり、其は稽覽圖に、是より末に唐人の、僞て伏羲天元甲寅已來、至大唐貞元年乙亥、積二百七十六萬、一千二百二十算、至元和元年三月、二百七十六萬、一千二百三十一算と云へる說を、附錄せるにても知るべし、）伏羲氏の元年を乙亥、また甲辰など云へる說も有れど。古書多くは天元の初歲甲寅と爲たり。然れども其の甲寅は。その當時より幾甲寅を去れる古昔の甲寅なりと云ふこと。知るべき便なき故に。彼の推法どもを用ひて。然る荒唐なる。異說の多く出來し物なり。（また甚く近きは、物理小識に、太西曰、開闢至伏羲元年甲辰二千七百四十年、彼以一樹辯之、安知此樹何年生乎とある、太西の說は云ふに足ねど、伏羲至舜一千二百三十年と

云る說も見えたり、然るに玄學の家々に傳ふる眞義には、早く古說の實年數を傳へつと聞えて。宋の張君房か。天聖中に著せる。元氣論に其の實數を出せり。（此の書は、雲笈七籤中に出たるが、其には著せる年を云ねど、雲笈の自序に、王欽若を故相と云へる語あり。欽若は、天聖三年に卒れる人なるに、如此云へるを以て、天聖の撰と定めつ）其の文に、自有無未有、至於是世不可備紀。爰從伏羲逮于今日、凡四千餘載。其中生死代化。賊成人倫。爲君爲臣爲父爲子。興亡貴賤。進退成敗。前儒志之。詳備存之。皆不可一時殫論也と有る。四千餘歲これ其實數なり（此の文上に引たる列子の文に、甚よく似たり、蓋は楊泰が傳へたる靈府の此說なるが、此は彼の眞宗が時に、道藏の書集に命ぜられし、玄籍究覽の張君房が、其の書籍より見出たる年數を、未の天聖年中に合せて定めし數なり。彼此ともに、道藏に傳へし說には有れど、君房かの列子なる說を取らず、此歲數を用ひし事は、正しき本據有けむこと云ふも更なり。）然るは天聖は。かの仁宗と云ひしが年號にて。九年續けるが。其九年は辛未に當れり。故是の天聖九辛未の年を。歲數を起す根基と爲し。諸書に伏義の元年を。甲寅と有るに據りて、まづ四千年を溯上り算へて。其の餘載の甲寅を求むるに。又三十八年上りて。凡ては四千三十八年にして得らる。張子が謂ゆる餘載は。即是三十八年なり。（宋の仁宗が天聖九年は、即わが後一條院の天皇の、長元四年に當れり。其の年より、今の天保二年辛卯に至りて、八百一年なるべし）然れども此の甲寅は。實には甲曆を作れる歲にして。其の在治の初年には非ず。然るは路史に。三墳云、伏羲三十二易草木而立。又三十二易草木、而河圖出。又三十二易草木。而造天書。後一易草木。作甲曆。起甲寅。是伏羲。以甲寅生甲申即位。與國家啓運之年合。斯萬載之一遇也。是說宜有自來。と云るは然る言にて。甲申の歲ぞ。其戊戌の元年なる。路史に引きたる此の三墳の文を、今の本と合せ見るに今本には二所に出たるが。其に例の僞說の多かる中より、眞文と思はるゝ限りを拾ひ取る

に、伏羲氏因ㇾ風而生、故風姓、皇策辭ニ曰、我升ニ君位一三十二易ニ草木、仰天至仁於ニ草生月一、雨降日河汎時、龍馬負ㇾ圖、神開ニ我心一、始畫ニ八卦一、自ㇾ上而下、咸安ニ其居一、圖出後二十二易ニ草木一、木枯月作ニ六書一、後草木一易木王月始作ニ甲曆一、曆起ニ甲寅ニ云々と有りて、生れて三十二度草木を易て、卽位せる義は見えず、不審なる事なり、然れば路史の文、傍に。點を施せる十二字は、削り去りて見るべし、國家啓運之年とは、宋太祖の卽位の年の庚申なりしを云ふ、)其は上の件四千三十八年。甲寅作曆の年より。一年。二十二年。三十二年。凡ては五十五年遡上れば。實に庚申の元年にて。彼の天聖九辛未年より。四千九十二年なれば。四千餘歲と有るに離なし。(元氣論の說、三墳の說、期せずして此の如く、神符を合する如く符るを以て彼此ともに眞古說の、幸に遺存せる物なる事を辨ふべし、偖その天聖九年より、今天保二年まで、八百一年になれば、四千九十二年と合せては、四千八百九十三年なり、)さて斯の如く。太昊氏取戎の元年。及び作曆の年を知り得て後に。上の件柏皇氏の世と。太昊氏の世と。聯綴せる趣は。何にと云ふ事を知るに法あり。其は歲の干支符合せむも。太昊以前の紀元。節左の法に合ざるは。眞の編接に非ず。(太昊以前の紀元、節左の法と云ふは、天地開闢盤古氏の元年、日甲子、歲甲寅より始めて、八十年にて、節左故に復するを一合と稱し、其の甲寅歲より、十九合を積みて、千五百二十年の間を、天紀とも上元とも云ひ、次に日甲子歲甲戌より十九合、千五百二十年を、地紀とも中元とも云ひ、次に日甲子歲甲午より、千五百二十年を、人紀とも下元とも云ふ、人紀下元終りては、また天紀上元に復すること、環の端なきが如し、但し此は、未日月合朔の法を立ざる、伏羲以前の紀法なるが、合朔の法を立し以來の紀法は、是と少異にして、十九年を積て一章とし、四章をつみて、七十六年を一蔀とし、二十蔀千五百二十年を一紀となし、三紀を一元と爲せり、然れど一紀千五百二十年にて、天地人を以てこれを稱し、天紀は甲寅に始まり、地紀は甲戌に始まり、人紀は甲午に始まること、古法に異なし、此の事なほ第十五條に

云ふを、合せ考ふべし〕故其の法をもて之を正すに。盤古氏の元年。日は甲子。歳は甲寅の開闢より。柏皇氏の末年丁未歳まで。四萬一千百五十四年なれば。此を天地人の紀法。千五百二十年を以て除ふに。都て二十七紀にして人紀に終り。なほ其の餘り百十四年ある。其の初年は甲寅にて。其歳首冬至は甲子なるが。是やがて太昊氏の暦を作れる。天紀上元の首歳なり。然るに此作暦の時に始めて合朔の法を立たる所以をもて。人天易命の法を用ひて。其の元を八十年上に歸して。人紀と爲たり。(此の易命の事はしも、今此所に其の端緒を云むも、初學の輩など容易に悟り得べき事に非ざれば、別に著述せる、三暦由來記といふ物に、精く記し辨ふるを見るべし〕然らば其柏皇氏の末年丁未は。太昊氏馭戎の世の。幾年に當ると言ふに。柏皇氏三百歳とは云へど。實は戊申より己未歳まで。百三十二年の在治にて。其翌年庚申歳に。太昊氏天隱せしかば。君位を避けて相位に居り。なほ其の大造の功績を補助して。太昊氏の隱身より。却りて後に沒せるが。其は下位に退きて。百

六十八年に當る年なり。是を以て犴神以下六氏中に。柏皇氏の名のみは。太昊氏の後にも聞えき。斯て其の隱沒せる歳は丁未にて。馭戎せる間の。百三十二年と合せて。三百年の在世なるが。是にて紀元及び節炁の推法。みな密合せり。豈亦愉快ならずや。(盤古氏の一萬八千歳、及び天地二皇の一萬八千歳は、世界萬國にわたる、在世の歳數なれば、此は措きて、人皇氏より、太昊氏に至る歳數は、皆次々に榑桑神州より、出興して、交代しつゝ、彼の國を馭めし間の年數なり、故是をもて、馭戎とは言へり、また沒と有るも、死の事には非ず、出沒と對せる言にて、皆然ばかりの年數を、其の國に出興して在りけるが、其の本州か何處にか沒せる由なり、是をもて隱沒とは云ふなり、然れば人皇氏、三千三百歳と云ふを始め、諸氏の年數も、彼處に出興したる間の年數にて、其の出前沒後の久視の年齡は、我等凡人の、たえて知るべき事には非ずかし〕偖右の如く、盤古開闢よりの年歷を。考究し畢りて後に。なほ其より以前の。混沌未分にして。雞子の如くなりし間を推算ふるに

盤古元年の前年は。癸丑に當る譯なれば。混沌の開を萬八千歳と有るも。三百癸丑の間にて。其雞子の如き物の生出たる大初年は。卽甲寅の歳に當れり。然れば其の甲寅より。天皇元年甲寅の前癸丑まで。三萬六千年の間に。天地成り畢り。然して天地一草有りしなり。是を以て第三條に天地初立有二天皇氏一と云へりし所ぞ其の三萬六千年に天皇の萬八千歳を合せて。五萬四千年なるを。此に人皇の三千三百歳（飛神より相皇に至る六世の、千八百五十四年の內、（太昊氏の世にかゝる、百六十八年を除きて、千六百八十六年と合せて、五萬八千九百八十六年にて、是伏羲元年庚申の前年、己未までの年數なり、然て伏羲元年より今日に至りて、四千八百九十二年なれば、此を前の五萬八千九百八十六年と合せて、此の天保二年卯の年まで凡て六萬三千八百七十八年なり、又皇の元年甲寅より、此の年までは、二萬七千八百七十八年なり、第一條の下に論へる推扶術の歳數とも、何に荒唐妄誕の甚しきに非ずや、）さて伏羲氏のこと。帝王世紀に。太昊庖犧氏風姓也。母曰二華胥一履二大人迹一於雷澤一而生二庖犧於成紀一。蛇身人首。燧人氏沒。庖犧代レ之。繼レ天而王。首二德於木一。爲二百王先一。帝出於震。位在二東方一。東方主レ春。象二日之明一。故曰二太昊一云々とあり。（こは五行大義、初學記三皇本紀に引たるを、按合して再引たるなり、但し繼天より百王先と云ふまでは前漢の律志なる、劉歆が三統譜に、太昊帝易曰、炮犧氏王二天下一也、言炮犧繼レ天而王。爲二百王先一、首德始二於木一、故爲二帝太昊一、作二罔罟一以田漁。取二犧牲一、故天下號曰二炮犧氏一、とあるに本づける說なり、然るに此の文の。履二大人迹一と云より。庖犧代レ之と云ふまで二十六字は。悉く此說の妄誕なるを。皇甫謐通りて之を用ひ。遂に文飾して傳へし說なり。其はまづ。燧人氏沒庖犧代レ之。と云ふ事の誤なる由は。上に辨へたれば此は措て。雷澤に大人の迹を履て。成紀に生りと云ふ說は。山海經の郭注にも。河圖云。大迹在二雷澤一華胥履レ之而生二伏羲一と有れど。此は拾遺記に。春皇者庖犧之別號。所レ都之國有二華胥之洲一。神母遊二其上一。有二青虹一繞二神母一。久而方滅。卽覺レ有レ娠。歷二十二年一而生二庖犧一。長頭脩

目。龜齒龍唇。眉有白毫。鬚垂委地。以木德稱王。故曰春皇。位居東方。以合養德化。叶于木德。其明叡照於八區。是謂太昊。と有るぞ正說なる。(此の拾遺記の文、今の要ある事のみを甚く約めて引たれば、委くは本書に就て見るべし)其は天皇より柏皇に至る諸氏の。東方榑桑州より出たるを。木德と稱せるに。伏羲氏をも。木德の王と言ひ。其の樂の名を扶桑と云ひ。殊に始めて風姓とさへ稱せる。動なき古說を思ひ合せて所知たり。(但し華胥之州と云ふを、列子に、西荒に在る州の名とし、通鑑外紀の注に、今在陝西西安府藍田縣、と云へるなど皆非なり、然る西方に在る地ならむに、位居東方、とは云べからず、また木德風姓と云む物かは、此れ等の註ともは、太古傳に、委く辨へたるを見べし。)抑その雷澤と云ふ所の事は。山海經海內東篇に。雷澤中有雷神。龍身而人頭鼓其腹。在吳西。淮南子地形訓に。雷澤有神。龍身人首。鼓其腹而熙。など見えて。山海廣注に。雷澤在濟陰城陽縣西北。禹貢作雷夏。周禮作盧維。鄭玄作雷雍。昔舜漁于雷澤。

即此地也と見え。(また同書に、奚囊橘油云、黃帝遊陰浦。有物焉。龍身而人頭。鼓腹而遨遊。問常伯。常伯曰。此雷神也。天下有道則見。とも見えたり、)成紀と云ふ地も補史記の自注に。按天水有成紀縣と云へれば。其に彼の州內吳國の西邊に在る地名なり。伏羲もし此等の地方に出なむに。位居東方と云ひ傳ふべきに非ず。(假令また此の生所をば、強ひて用ひむと欲とも、此等の地にては、打任せて木德と稱し、風姓と稱すべき本因無れば、左に右に、雷澤成紀などの說は。用ひ難くなむ。)按ふに此の妄說は。周易に謬りて。震卦を東方に配せるに。其の象物に雷あり龍あるを伏羲の東方より出たる古說に誣會し。かつ說卦傳に。帝出乎震。と云へる文を謬解せるに始まり。(因に云む、帝出乎震、と云へる帝は、日の事にて、此は日の東に出て西に沒り、北に隱るゝまでを云へる語なること、其の全文を見て炳焉き事なるを周易に、震を東に配せる故に、漢儒ら謬りて、此の帝を伏羲の事として、蔡邕が獨斷にも、伏羲の東に出たりと云ふ事を、帝出乎震と記し、後世

次々に其の謬りを受て、帝王世紀及び三皇本紀にも右に引く文の如く記せるは、亦偏なる事なり。）春秋元命苞なる、周の先祖后稷が母の。扶桑州に至りて。大人の跡を履て。后稷を娠める故に。周を木德と稱せる事をも取り合せて。其を雷澤の事と爲し。其雷神の子なる故に。其の神に肖て。蛇身人首の形を稟たりと。人の思ひ寄べく。作り搆へし妄誕なること疑なし。（其は列子天瑞篇に、古人の異生の事を云へる所に、后稷生乎巨跡、伊尹生乎空桑と云ひて、伏羲を巨跡に生れたり、と云ざるも是故なり、また山海經に、往く圖の添たるを見るに、其の雷神の圖も有りて、實の龍躰なるが、唯首のみ人の如し、伏羲もし其の形ならむに、豈神人としも云むや。）然らば伏羲の容貌。いかに有りしと云ふに。列子文子を始め。種々の異説有れど。上に出せる拾遺記の傳へ。また春秋合誠圖。孝經援神契其の餘の緯書どもにも。蒼帝之爲人。渠肩達腋。山準日角。𪾢目珠衡。駿毫翁鬣。學之廣視之專。而長九尺有一寸。など有るを用ふべし。（蒼帝とは、もと五行の氣木の神の事にて、其を青帝とも蒼帝とも云ふを、伏羲氏その扶桑州に出たる故に、また蒼帝と稱し、蒼牙とも稱せり、また周の姫昌を蒼精の君と云ふも、其の先祖に、扶桑州に出たるが故なり、此本末をも能く心得て在るべし、）また路史に。伏羲の出處の一説を出して。（遁甲龍山圖云、仇夷山太昊之治也、即今仇池伏羲之生處也、與彭城成紀、皆西土、知）生於仇夷。（雷澤之理宮也）長於起城（今秦治成紀縣、）と有れど。此は謂ゆる龍山圖に。仇夷山大昊之治也と有る。治てふ語の義を知らずして。謬れる説なり。抑此の治は。世を知る間を云ふ治とは。少く異にして。既に引たる開山圖に。五龍治在五方と有る如く。其の神眞の。幽に在治する處を云ふは固よりにて。或は其の神靈を祭祀する。山をも云ふ語なること。名山記。衆仙記などに所見たる如くにて。其例いと多く。其の仇夷山は。太昊の幽に在治する山なる由なり。然るに此を生處と爲たるは。杜撰と云ふべし。）總て路史の分注は、男華註と有れど實には羅泌が自注にて、其の注なる引書ども、大抵は其の本文の本據なるが、其の本書の文を解し謬りて、右の類に誣たる説ども、數ふるに暇非ず、心を著

て辨ふべし、）さて伏羲氏の。州赤縣を隱沒せる後に。代りて久しく馭戎せる女媧氏を。其の妹と有るは。婦妹の義にて。是も共に扶桑州より出たる故に。木德風姓と稱せり然るに此の容貌をも。蛇身人首と云へる說あるは。其の妹と云ふを。女弟の事に思ひ成して。伏羲と同形に說を作れるにて。固より論ずるに足らず。後世の史類に。同母の妹とさへ記せるは。笑ひに堪ぬ事ぞかし。（凡て此等の事ども、此所に少その端緒を論はでは、前後に考記せる說どもに、其の意の得がたき節々有むと物せるにて、曾て此に意を盡せるに非ず、其の精說は、總て太古傳に云へれば、其の傳に就て視るべく、また大扶桑國考をも、合せ見て知るべし、）

〔十三〕有神人名石年。蒼色大眉。戴玉理。（注云、日月清有次序、故神應和氣以生之、玉理一作玉英、猶玉勝也、）駕六龍出地輔。號皇神農。始立地形。甄度四海遠近。山川林藪所至。東西九十萬里。南北八十二萬里。（所爲如此具敎如神農植樹木、使民粒食、故天下號曰皇神農也、甄記地形遠近、山川林澤所至、）

此條本書に號字の上にも。有神人の三字有れど。上文の衍なれば削り去つ。古徵書なる。文曜鉤の

女媧以下。至神農。七十二姓。と有る所の孫轂說に。按譙周古史以爲。伏羲以次有三姓。始至女媧。女媧之後。五十姓至神農。神農至炎帝。一百三十二姓。是不當身相接。譙周以神農炎帝爲別人。非古義也。鄭玄六藝論云。燧人至伏羲。一百八十七氏。未知孰是と有れど。此は皆訛說妄誕にて。其の非いと分明なる事。上の條に論へるに準へて曉るべし。（抑かの國古代の年曆世數は、唯この命歷序一部を訂正し、其善を擇びて、固く之を執する、斷見だに有れば、何の煩瑣なる事もなく、其の是非の定めらるゝ事なるを孫轂のみに非ず、誰も其の是非は辨へ得られぬ事として、措きたるは、甚も云ふかひ無き事なり、故是をもて、己常に、彼の國人は、自國の書を解する事さへに、皇國人に甚く劣りて拙也とは云ふなり、其は孫轂また三墳、以伏羲爲遂人之子矣、鄭玄六藝論云、遂皇之後歷六紀九十一代、至伏羲、皇甫謐世紀云、女媧氏亦風姓、伏羲之妹也、譙周古史考則云、遂人次有三姓、乃至伏羲、伏羲次有三姓、始至女媧、鄭玄以大庭氏、

是神農之別號、而同、以二神農炎帝一非二一人一、自二神農一至二炎帝一、一百二十三姓、羅泌路史、至以二軒轅之前一、別有二軒轅一、而有二事之一、更有二有巢一、何上古之多二其異一也、夫帝王至二于[illegible]一、而[illegible]民習狃者、此、況於二後世一介二里巷一[illegible]名者、其[illegible]亡二表而傳一レ之、使二其德施一二不朽一哉、[illegible]哉とも云ひ、張和仲が千百年眼にも同様せる說あるにて知るべし。さて炎帝に。炎帝號は大庭氏とあり。神農を炎帝と稱せる事は。人みな知れど。大庭氏とも稱せる事をば。知ざる人多し。其は近く補史記を始め諸書に。これを別人と書たるが多きに依にて。此の說は。皇甫謐が帝王世紀に。起れる事と所思たり。(羅泌が路史にも。此の誤りを受て帝王紀と云ふに。別に大庭氏を出して。神農と異なる由を述たれど非說なり。)さて神農の在治は。遁甲開山圖に。女媧氏沒、大庭氏王、と有る。是正說なれど。上に云ふごとく。女媧氏は伏羲の[illegible]治せる後も。久しく在位こそ爲つれ。實には其の婦なるが故に。古くは[illegible]伏氏の在治に兩して。別に王者の列には立ざりし故に。易曆には伏羲の次に神農を出せる者なり。是を以て何[illegible]が新[illegible]に。神農氏[illegible]二[illegible]而王二天下一云々とは言へり。(然れには春秋運斗樞を始め。かの補史記などにも。伏羲。女媧。神農を。三皇と立たる說は非なり。其の委くは。太古傳に。[illegible]古傳の末に論へるを見よ。然て新論は。初學記に引たるを再引たるにて次條に論ふ如く。黃帝神農共に少典氏の子にて。同母兄弟なるが上に。黃帝は兄なり。然るに神農氏その兄を除きて。伏羲氏の後を承たるは。如何と云ふに。伏羲氏既に。陰陽の消長に本づき八卦を作りて。八節を建分し。五行の更王を著へ定めて。帝王の五運を立し故に。木德なる伏羲の後を。火德なる神農の受たるなり。(黃帝を土德と云ふことは。廣く知れる事なるが。少典の德はた知らず。然れど。是も土德か金德にて有りけむ故に。木德土。金德木などの謂によりて。世に立ざりしか。然るは。此時なほ國初草創の時にて。隱然に此の義を守り用ひずては。事成り難かるべき。深き由緒の有ればなり。)然らば其の五運と云ふこと。何に由來せる事ぞと謂ふに。既に論ふ如く。

天皇は更なり。太昊も木德と稱せる事は、扶桑神州より出たる故なるが。孔子家語に。昔聞諸老聃曰。天有五行。木火土金水。分時化育以成萬物。其神謂之五帝。(是即五行の神にて、彼の謂ゆる五龍なるが、其所在は、天にしては、五星及び五帝座なり。地にしては、大九州なる五岳是なり。此の事は、上の第五條にも既に云へり。猶委しくは天柱五岳餘論に云へるを見るべし。)古之王者。易代改號。取法五行。更王相生。亦象其義。是以太皞配木。炎帝配火。黄帝配土。少皞配金。顓頊配水。(是五帝の古說にて、上の謂ゆる五行の五帝に象れるなり。然るを、太皞、炎帝、黄帝を三皇とし、少皞、顓頊に、帝嚳、堯舜を加へて五帝とし、黄帝、顓頊、帝嚳、堯舜を五帝とするなど、皆後人の私意なり、委くは太古傳に辨ふるを見るべし。)太皞氏其始之木。五行用事。先起於木。木東方萬物之初。皆出焉。是故王者則之。(木を東方の象物と爲ことは、扶桑木の由緣によること、大扶桑國考に、既に委く說たるを見るべし。)而首以木德王天下。其次則以所生之行轉相承也。

と有るにて知べし。太皞伏羲氏は。東方風木の州より出て。其の仁慈を施せる故に。木德と稱せるが。其の次なる四氏は。所生の行を以て。其の德を稱せる由にて。所生之行とは。生日の干を云ふなり。其は王子年が拾遺記に。黄帝以戊子之日生。故以木德稱王也。と有るをもて辨ふべし。(戊子を本書に、戊巳と作るは、同音より誤寫せるなり、今は己が決斷を以て改めつ、其は戊巳といふ日は無ればなり、古昔生日を以て德と爲たること、なほ種々相證すべき事ども有れど、今しばらく此の一つを擧たるなり。)さて此の拾遺記の傳へに。黄帝を戊子の日に生れたりと有るは。是より前に。太昊氏すでに甲子元曆を作りて。歲月日時に。干支を配せるに由る事なり。但し右は相生五運の大約なるが。猶相克五運と云ふ說あり。其は三曆由來記の第十三條に論へるを見べし。

〔十四〕炎帝號曰大庭氏。傳八世。合五百二十歲。黄帝一曰帝軒轅。傳十世。二千五百二十歲。次曰帝宣。曰少昊。一曰金天氏。則窮桑氏。傳八世。五百歲。次曰顓頊。則高陽氏。傳二十世。三百五十歲。

次是帝嚳即高辛氏。傳十世四百歳。

此の條は。易緯稽覧圖に。甲寅伏羲氏。至無懐氏。五萬七千八百八十二年。神農五百四十年。黄帝一千五百二十年。少昊四百年。顓頊五百年。帝嚳三百五十年。堯一百年。舜五十年。禹四百三十一年。殷四百九十六年　。周八百六十七年。秦五十年。已上六萬三千六百一十二年と有る。（此の年數の伏羲より、秦の五十年までを算するに、六萬三千百八十六年にて、已上六萬三千六百一十二年と云るに、四百二十六年、足ざるは何にぞや、）神農より帝嚳までの年數と相似たるは。今傍に圏點を施せる。四十六字のみ易緯の古説なるに。此の稽覧圖を取りて。世數歳數を攙入せること疑なし（但し神農の五百四十年を、五百二十年とあり、黄帝の一千五百二十年を、二千五百二十年と有るは、誤寫と見えて、他書に、今の本文を引たるには、百四十年と云ひ、千五百二十年とあり、また下に引く、補史記に、百三十年と有るも、誤寫なり、少昊に四百年と有るを、五百歳とし、顓頊の五百年を、三百五十歳とし、帝嚳の三百五十年を、四百歳とせるは意ある所為と見ゆれば、其の總數を算ふるには、孰にても違ふことなし、）さて大庭氏とは。炎帝神農氏の別號なること。本文の如くかつ前條にも論へる如くなるが。傳八世合五百二十歳と云へるは攙入なること。神農氏の元年は。女媧氏の歴沒せる。癸酉の翌年甲戌なるが、是より百四十四年の在治にて。丁酉の歳に陟去せること。路史に載せる如くにて。是より十一年間ありて。己酉歳に。黄帝の即位あり。然れば神農の元年甲戌より黄帝までの間。わづかに百五十五年なるをや。（然るに八代合五百二十年と云へるは、誕妄ならずや、）斯て補史記に。神農納奔水氏之女曰聽談。爲妃生帝哀。哀生帝克。克生帝楡罔。凡八代。五百三十年。而軒轅氏興矣と記して。按神農之後。凡八代事。見帝王世紀。及古史考。然古典亡矣。皆前聞君子。考按古書而爲此說。豈至今鑿空乎。此紀亦據以爲說。と自注せり。（此の自注は畧文なり、本書に、帝王代紀と有るは謬なれば、今改めて引たるなり、）司馬貞が見たる古史考。世紀ともに。神農の後を凡八代。

五百三十年とは記せれど。右四代ならで無りしこと。此の自注にて著明なり。（そは譙周、皇甫謐ともに、其の史に、八代五百三十年と書しは、此の命歴序の攙文を、誕妄と心著ずて取けむが、古書に其の八代の名を索むれど得ず、右四代のみ有りし故に、右の如く記せるを、補史記は其の儘に取れること、右の自注にて所知たり、但し今の命歴序には、五百二十年と有るを、補史記に取れる文には、五百三十年とあり、二三のうち何か誤寫なり、下に出す、略史の自注に引たるには、八世五百四十年とあり、此は廿卅卌などの字を用ひしより誤れるか、後世の史家、多く五百四十年と云ふを用ふるは、其の多年を嘉べばなり、）然るに是の後に出來し史類の諸書に。世紀に出たる由にて。神農の後に。帝承。帝臨。帝明。帝直。帝來。帝哀。帝楡罔と云へる七世の名を出して。各々に其の在治の歳數を附し。凡八代。五百有餘年と云ふ數を合せたるは。妄誕の極なり。其は司馬貞が見たる世紀。古史考などに。若是八世の名の有なむに。其の四世の名を畧して。神農生帝哀。哀生帝克。克生帝楡罔と擧て。右の自注を下さむ物かは。（實には、司馬貞以後の妄説なるが故に、諸書ともに、其の七世の名を、世紀に出と云ひつゝ或は帝臨魁、帝承、帝明、帝直、帝釐、帝哀、帝楡罔と云ひ、或は帝魁、帝承、帝明、帝宜、帝來、帝襄、帝楡罔とも、或は帝承、帝臨、帝則、帝百、帝來、帝襄、帝楡とも、なほ色々に異りて一定せず、其の在治の歳數、また各々區にして、何れを是とは、定め得べくも非ざりけり、）然れば。八代五百有餘年の説を用ひしは。古史考。世紀。補史記ともに。今の攙文に欺かれし物にて。神農より楡罔に至る。唯四代の説ぞ正かる。然るを路史の炎帝紀に。帝柱。帝慶甲。帝臨。帝承。帝魁。帝明。帝直。帝釐。帝居。帝節莖。帝克。帝戲。帝器。帝參盧。是曰楡罔と。凡て十五代の名を擧て。種々に説を作たれど。總て信られず。（其はかの百五十五年の正紀年に合はず、強ひて代數を多くせむと欲して、鑿空間索せる附會の説と見ゆればなり、）斯て其の自注に。古今通系。系炎世在位之歷。帝承六十年。臨八十年。明四十九年。直

輩も謂へる如く。神農の曾孫楡罔が。炎帝の號を襲て在りしと。黄帝と師を用ひて。黄帝遂に楡罔を擒せる義にて。新書の。炎帝無道と云ふより以下も同義なり。（史記索隱に、此國語の文を引きて然則炎帝亦少典之子、炎黄二帝雖相承、帝王代紀、中間凡隔八帝五百餘年、若以少典是其父名、豈黄帝經五百餘年、而始代炎帝後爲天子乎、何其年之長也、按秦本紀云、大業娶少典氏而生柏翳、明、少典是國號、非人名也、黄帝即少典氏後代之子孫、而賈逵爲于是也と云へるは、詳く思はざる説なり、其は秦本紀に、大業娶少典氏とあるは、炎黄の父なる少典の末裔たる、少典氏なる人の女を、娶れる義なるをや、）さて少典は。軒轅本紀注に。伏羲生少典。と有るは古説と聞え。黄帝は炎帝の兄なるに。其弟なる炎帝の。父兄を除きて。女媧氏の次に王位に居たるぼ、前條に論へる由緒にて。其即位は。女媧氏の隱沒せる癸酉の翌年。甲戌の歳なるが。百四十四年の在治にて。丁酉の歳に陟去せるに。其壽は百六十八歳なりと。路史に載せれば。女媧氏の百七年に生れたり。然て黄帝の楡罔を伐て即位せるは、炎帝の陟れるより。十一年間ありて。己酉の歳なるが。百五年の在治にて。癸巳の歳に陟去せるに。其の壽は二百歳なりと。萬姓統譜に載せるが如し。然れば。女媧氏の八十六年に生れて。炎帝に二十一歳の兄なり。（是を以て司空季子が言に、黄帝炎帝と云ひ、賈誼が語にも、黄帝者炎帝之兄也とは云へり、然るを軒轅本紀に、黄帝者少典之次子也と云ひ、其の注に、少典生神農及黄帝と云ひて黄帝を弟とせるは誤れる傳へなり、）さて黄帝二百歳の事に就て。いと古き論あり。其は大戴禮記に。五帝德篇に。宰我問於孔子曰。昔者予聞諸榮伊言。黄帝三百歳。請問。黄帝者人邪。抑非人邪。何以至於三百年乎。（浦注云、榮伊人名也、）孔子曰。夫黄帝尚矣。先生難言之。（上古之事、長者猶不能詳、也太史公曰、百家言黄帝、其文不雅馴、薦紳先生難言之、）宰我曰。上世之傳。隱微之説。卒業之辨。（卒終也、業事也、猶己事也、）闇昏忽之意、（言荒忽不可明也、）非君子之道也。則予之問也固矣。（固陋也、）孔子曰。黄帝少典之子也。生而民得其利百年。死而民畏其神百年。亡而民用其教百年。故曰三百年。（按帝王世紀、黄帝在位百年而崩

子少昊受レ之、又百年而顓頊受レ之、於二子之世一衛死、於二孫之世一衛亡、と有る。宰予が榮伊に聞たる説は古傳なれど。儒を學ぶ宰予らが意にけ。異みて。人邪非レ人邪と問けむも宜なる事ながら。孔子の答は臆説にて。信るに足らず。（古今の儒者の、是の臆説を甘心せざるは、一人も有まじき中に、萬姓統譜の作者のみ、此の説に從はざるは、誠に卓見と云ふべし、荻生茂卿と云ひしが著せる物に、武内宿禰の三百餘歳を疑ひて、韓國を取めむ爲に、さる年頃の間、おなじ名の人を、設置たるならむと云へるは、此の臆度に倣へるなり、また舊き神學先生らが、神典なる神の事實を釋く趣、もはら是等の説に自來してぞ有りける。）さて上に云ふ如く。炎帝神農氏の陟年丁酉より。黄帝元年の己酉まで。僅に十一年の間を。彼の楡罔が治たるなり。猶是より上に帝克、帝哀と云ひしが有れど。神農の然ばかり長在なりし間に。父祖に先立てぞ失にけむ。（是にても、神農の後を、七十世と云へる、尸子呂覽などの説は更なり、或は十五世といひ、或は八代と云ふなど皆妄なる事は知るべきなり、）黄帝の元年も。諸書に異説多かれど。己酉と云ふ説は。軒轅本紀及び廣黄帝記に見えて。其廣黄帝記の末なる。唐の王瓘が言に。自二黄帝己酉歳一至二今大唐廣明二年辛丑歳一計三千四百七十三年矣とあり。此いと正しき説なり。（軒轅本紀は、何の世に、何人の撰しと云ふこと知べからず、然れど其よりは遥に古昔の書なること、唐書の藝文志に、王瓘が廣軒轅本紀三卷の目有りて、今其の下卷を、廣黄帝記として傳はるを見るに、疑なく右の軒轅本紀を廣めし物なり、また晉の葛洪の抱朴子に、黄帝の履歴を云へる文、大むね軒轅本紀に相似たれば、其より以前の書なる事は疑なし、）其は是の廣明二年辛丑歳より。五十七辛丑と。五十三年遡り算ふれば。三千四百七十三年にて。其の干支は己酉なるが。是即黄帝の元年にて。一己酉上れば。神農氏の世に係り。一己酉下れば。其の子孫の世を滅ずる故に。前後へ一年も。動かし得られぬ元年なり。斯て大戴禮を始め諸書に。百年の在治と有れど。彼の本紀に。在位百五年とある。是正説にて。其の陟年は癸巳なるが。是より後百

九年の間を。其子帝鴻と。其の玄孫帝魁と相代り繼て。百十一年に當る癸未の歳に。少昊金天氏即位せり。(然るを本文に、黄帝傳二十世、二千五百二十年と有るは、少昊氏までの間を云へる歳數なるが、此はそも何ちふ事ぞも、故妄說とは云ふなり)さて少昊氏を。前漢の歴志を始め諸書に。黄帝の子と有れど。實は孫にて。在位八十有四載。落年百有一歳なること。路史に攷へ記せる如くにて。顓頊これに次て。在位七十八年に陟去し。帝嚳これに次て。在位六十三年にて陟去せる後を。其子帝摯と云へるが繼けるに。九年めに廢せられて。其の弟なる堯これに次たり。是の元年は丙子なり。(顓頊以下の歳數、すべて竹書紀年に據れり、然るは此の書ばかり古く、かつ紀年の委きが無ればなり、然るに、帝摯より上、黄帝に至る紀年に、其の元年の干支を記さず、堯より周隱王に至る世々は、一世も其の元年の干支を漏すこと無し)故是の丙子の前年乙亥より上。帝嚳の元年を求むれば乙丑にて。此の間僅に七十一年なるを。本文に。傳二十世。四百歳と云ひ。帝嚳元年の前年甲子より上顓頊の元年を求むれば丁未にて。此の間わづかに七十八年なるを。傳二十世。三百五十年と云ひ顓頊元年の前年丙午より上。少昊の元年を求むれば癸未にて。此間僅に八十四年なるを。傳八世。五百歳と云るは。妄誕に非ずして何ぞ。稽覽圖の帝嚳に至る年數も。また是に準へて辨ふべし。(大戴禮、五帝德の補注に、本文及び稽覽圖の、黄帝より帝嚳までの文を引きて、皆謂帝者之後、降爲諸侯、不改其國氏者也、と云へるは是に似て非なり、其は黄帝、少昊、顓頊、帝嚳の年數をば、强ひて然云ふとも、上なる伏羲、炎帝の年數は更なり、堯一百年と云より、秦五十年と云ふまで、悉くその在治の年數を云へるなれば、黄帝、少昊、顓頊、帝嚳の年數も、在治の世數年數を云へる妄誕なること論ひ無き物をや、猶是の類なる說は、計ふるに暇あらず)さて今の因に稽覽圖の。堯一百年と云ふより以下の年數をも論むに。堯は丙子の即位にて。在治一百年にして。乙卯歳に殂し。間三年おきて。己未歳に舜の即位なり。在治五十年にして。戊申歳に殂し。(前漢の歴志に、帝系を

引きて、堯を即位七十載と云ひ、舜を即位五十載と云り、舜の在位は合へど、堯の在位は誤なり〔こまた聞三年おきて。壬子歳に夏禹王即位せり。是より十八代。凡四百三十一年にして。桀王が三十一年壬戌歳に。殷湯王に亡さる。（是までの年數は竹書紀年と能く合へり、但し紀年の沈注に、自レ禹至レ桀十七世、用レ歳四百七十一年と有るは、算を誤れるなり、前漢の暦志に、夏后氏繼世十七王、四百三十二歳と有るは合へど、三統上元至二伐桀之歳一、十四萬一千四百八十歳と云へるは妄誕なり史記を始め、他書にも相違ども有れど、論ふに足らず、是より殷世と成れるが、三十代凡五百八年にして。紂王辛と云へるが。在位三十二年庚寅歳に。周武王姫發に亡さる。但に在る編年通の書等に。其の滅せる年を。己卯と云るは非説なり〔此五百八年庚寅歳と云ことは、竹書紀年の年數を、逐一に算して知れる數なり、然るを紀年の沈注に、自二成湯滅レ夏、以至二于受一二十九王、用レ歳四百九十六年と有るは、稽古圖と合へど、本文に依れる今に算に合ず、また暦志に。自二伐桀一至二武王伐紂一

六百二十九歳と云へるも、劉歆が說は悉に非なり。謂ゆる三代の年數の事は、別に前漢暦志辨といふ物を著して、委く論ふを見るべし〕さて是より周世と成りて。三十四代。凡七百七十五年にして。赧王と云へるが。五十九年乙巳歳に。秦に降參して滅び。また其の同宗に。東周惠公と云へるが在りしも。七年のち。壬子歳に秦に亡さる。此の七年をも加ふれば。七百八十二年なり。〔赧王を竹書紀年には、隱王と云へり、斯て其の紀年は、隱王が十六年までにて絶たる故に、其より後は、史記の六國表を始め、諸書を參考して、算せる年數なり、然るを稽古圖に、周八百六十七年と云へるは、武王が父の文王元年より、計へし年數なり、文王元年より、計ふれば、實には八百六十五年なれど、其はなほ紂王が世に係れば、然は計ふべきに非ず、是より後は。定まれる王統なく。三十餘年がほど。謂ゆる戰國七雄互に挑み爭ひけるが。終に周王が亡びし乙巳歳より。三十六年のち。庚辰歳までに。韓魏趙楚燕齊の六國。みな彼の秦始皇に滅されて。是より秦世と稱れるが。其より十

五年を歴て。三世子嬰と云へるが乙未歳に。漢高祖に滅されて。是より漢世と革れり。(稽覽圖に、秦五十年と云へるは、其戰國の世三十七年に、秦一統の十五年を合せて、假に然は云るにこそ、)〔十五〕入元三百四歳爲德運。七百六十歳爲代軌。四千五百二十歳爲天地出符。四千五百六十歳爲七精反初。

此は太昊氏の。合朔法を立たる以來の暦議にて。蔀法より起る歳數なるが。德運の事は。乾鑿度に。孔子曰。五德之數先。立木金火水土德。一蔀七十六歳。因而四之。爲三百四歳。甲子木德。主春生三百四歳。庚子金德。主秋收三百四歳。丙子火德。主夏長三百四歳。壬子水德。主冬藏三百四歳。戊子土德。主季夏致養三百四歳。凡一千五百二十歳終一紀。五德者。所以立尊號。論天常志長久也。と有る是その本説なり(此は今の用なき文を、皆省きて引たるなり、)抑諸蔀の元を定むる法は。仲冬建子月の。朔甲子に當り。冬至また其日に當る。子時を始めと爲て。是より七十六年の間を甲子蔀と云ふ。また其の七十六年めの。仲冬。朔癸卯に當り。冬至また其の日に當るを癸卯蔀となし。また七十六年にして壬午蔀。また七十六年にして辛酉蔀なり。此の四蔀を木德と云ふ。(そは甲子蔀、その首に在ればなり、)次に庚子。己卯。戊午。丁酉の四蔀。これを金德と云ふ。(そは庚子蔀、その首に在ればなり、)次は丙子。乙卯。甲午。癸酉の四蔀。是を火德と云ふ。(そは丙子蔀、その首に在ればなり、)次に壬子。辛卯。庚午。己酉の四蔀。是を水德と云ふ。(そは壬子蔀、その首に在ればなり、)次は戊子。丁卯。丙午。乙酉の四蔀。是を土德と云ふ。(そは戊子蔀、その首に在ればなり、)總て二十蔀。一千五百二十歳これ一紀なり。斯てこを三紀合せて。四千五百六十歳を。一元と云ふこと上の如し。是蔀法の大畧なり。(なほ此の蔀法の立たる由來は、三暦由來記に說き、其の推法の精き趣は、太昊古暦傳に說くを見るべし、○因に云はむ、古昔は、暦歷通用せること、說文の段注に說たる如くにて、歷字は古かり、漢以前の古書を見て知べし、今は古今によりて通用せるなり、)さて入元三百四歳爲德運

とは上の二十蔀自からに四蔀づゝ。木金火水土の五德に分りて。各々三百四歲あるを言ふ。○七百六十歲爲二代軌一とは。一紀千五百二十歲の半にて乃十蔀なり。此は乾鑿度に。孔子曰。以二七百六十一爲二世軌一者。堯以二甲子一受二天元一爲二推術一と有る鄭玄注に。十一月朔旦甲子。堯既以レ此爲二一陰一陽一。而中分推以爲二軌度一也。と有りて。歷代の革る大數を云へるなり（然れど此は、都て軌と爲すに足ざる愚推法なり、其は謂ゆる三代以來の世軌の、是に符へるが、一代も無にて知るべし。）○千五百二十歲。爲二天地出符一とは。千五百二十歲にして。天紀に地紀符續し。また千五百二十歲にして。地紀に人紀符合する故にかく言ふか（此は後人なほ能く考へて定むべし、然れどさしも有用の事には非ずかし。）四千五百六十歲。爲二七精反初一とは。日月五星の七曜を。また七精とも云ふ。七曜の配屬。一元四千五百六十歲にして。初めの如く復合する故に。反初とは云ふなり。此を彼の謂ゆる。日月五星倶に。牽牛の間に會する事に思はむは非なり。其の由は。三曆由來記に論ふを見るべし。（また後に接するに、尙書考靈曜に、五百載、聖紀符、四千五百六十載、精反初とあり今の本文と同義にして、七百六十歲を五百載と云へるは異なり、後世の說に、五百歲にして、必ず聖人を出す、と云ふ事の有るは、是に因れる說と聞えたり。

〔十六〕五德之運同徵合符。膺二錄次一相代。以二文命一者。七九而衰。以二武興一者六八而謀。天人相應。若レ合二符節一。

五德之運とは。上に說たる。木金火水土の德運を云ふ。此は五行相剋の順次なるが。古へより王者の相代るに。必ずこの次第の如く。前代を相剋して代ること。同徵合符せる由なり（然れど、此の事につきては論あり、そは三曆由來記の第二十二條に云ふを見べし。）膺錄次相代とは。錄次は。次條に引たる尙書中候。帝王錄。及び推河紀に。龍馬の出せる甲文の事を云ひて。帝王錄。紀二興亡之數一とも有二文言一虞夏商周秦漢之事一とも有る。錄文の次第を云ふ。卽その次第に服膺して。次々相代る由なり。○以レ文命者。七九而衰云々は。乾鑿度に。

孔子曰。享國之法者。易得位以九七。九七者四九四七也。陰得位以六八。六八者四六四八也。陽失位三十六。陰失位二十四。（鄭玄注、四九三十六、四七二十八、合得六十四、四六二十四、四八三十二、合得五十六、此文推爻、為二世凡七百二十歳、歳軌者、是其居位之年數也）云々と有る說の類なるが。此の條すべて生歷數家の。周易に本づける臆推法にて。取るに足らず。（其の由は予が古易古傳の二傳をよく見て熟く思はむ人は、自づからに辨へなむ、）然るに後世にも。此に類せる愚說ども多かり。因に其の一二を出さば。古微書。張說擬符頌序。昔在唐虞之際。以升精受命者七神。得四均間氣。而生者又二十八人。所謂三十五際者也。禹以金德王。故夏后之有天下也。生數四百年。（金の生數は四なるが故に、かく云へるなれど、實は夏代は四百三十一年なり、殊に通せさる事は、四に十を乗ずれば、四十、百を乘すれば四百、千を乘ずれば四千、萬を乘ずれば四萬なるを、獨四百を取れるは何の謂ぞや、下の諸數も準へて知るべし、）契以水德王。故殷人之有天下也。成數六百年。（水の成數は六なるが故に、かく云へるなれど、實は湯より五百八年にして亡びたるをや、殊に水の生數は一なり、上には生數を取り、此には成數を取るも謂なき事にて此はたゞ生にまれ成にまれ、其の臆說に便よきを取れる私事にこそ、）稷以木德王。故周人之有天下也。成數八百年。（木の成數は八なるが故に、かく云へるなれど、周は武王か元年より、赧王が亡びたる乙巳歲まで、七百七十五年なり、然て契と稷とは王位に至らず、遙に遠き先祖なるを、王と稱せるは何ちふ言ぞ、）伯益之命中天。而堯族。以火德乘之。故漢室之有天下也。生數再及二百年。（漢祚は、凡て四百年なれば、金の生數に、當れども、火德と稱するが故に、中ごろ王莽が爲に、世を奪はれし事あるを以てかく言へり、然れど漢の世をかく云むには、夏の世も中ごろ久しく、寒浞と云へるに奪はれて在ければ、再と云はでは有まじきを、其は金德にて、數に合へる故にさは云はず、漢にのみかく云ふは私ならずや、）其間距王而興。不能復大禹九州之跡。及勝殘百年之命者。皆五神之餘氣也。（周漢の間に秦あり、漢の後に魏晉を始め、謂ゆる六朝の世も有るを、漢の

火德を李唐の土德にて受たりと、云むと欲する私意あるが故に、其の代々は皆黜けたるなり、)皐陶降德。皇唐復興。土精應王。厚德載物。生數五百。成數千年。命歷有歸。(李唐あに千五百年の運あらむや、)僅に三百年に滿ずして滅びたる物をや、)此其大較。轉算之徒。莫能究也と言へるは例の空推法の中にも。甚しき誣說なれば。孫穀固より。信用せるには非ねども。頗に觸れて出せる者なり。(其は是の說を出せる次に、沈約宋書、五德更王、惟有二家之說、鄒衍以相勝立體、劉向以相生爲義、然相勝之說于事爲長、若張蒼黜秦、則漢水、魏土、晉木、宋金、若同賈誼取秦則漢土、魏木、晉金、宋火也と云ひ、また別に、按王物作大唐千歲曆、其大旨云、以土王者五十代而一千年、金王者四十九代、而九百年、水王者二十代、而六百年、木王者三十代、而八百年、火王者二十代、而七百年、此天地之道、期符曆之大數也、此豈于五運之秘有寬及耶何論之繁也、と云へるにて知るべし、)なほ趙宋の世に邵雍と云ひしが。皇極經世書と云ふ物に記せる。十二會の推法。及び天地始終說など云ふ類の愚說ども多かるを。彼の宋學に淫する倫。みな尊信すれど。此等は總て論ふにも足らずかし。(但し先師の玉勝間に、此の十二會の說を笑はれし論あり、また孫穀も、古微書に、康節先生、妄以十二時分元會運世、而以堯舜世爲巳中、宋受命適當申初、恐天地之大終、豈以年代限也、と云へり、實に然る言なり、)

〔十七〕河圖帝王之階。圖載江河山川州界之分野。後堯壇于河作書河紀。述虞舜夏商。咸亦受焉。

河圖とは。太昊氏の時に。河より龍馬の負て出たる。圖を謂ふは本卷にて。其の後黃帝の時にも出たるが。唐堯の時にも出たる由なり。(太昊及び黃帝の世に河圖の出たる事は、太昊古易傳、及び三易由來記に說著せるを見べし、)其は尚書中候に。帝堯即政七十載。修壇河雒。仲月辛日。龍馬銜甲。赤文綠色。臨壇上止。甲似龜背。廣袤九尺。圖理平上。五色文有列星之分。升正之度。帝王錄紀興亡之數と見え。(また同書に、堯率群臣、東沈璧于洛、退俟至于下稷、赤光起、玄龜負圖

出、背甲赤文、成字止壇とも、堯沈璧于河、黒龜出赤文題とも云へり、)其の握河紀の文にも。堯即政十七年。仲月甲日。至于稷沈璧于河。龍馬銜圖。赤文緑色。自河而出。臨壇而止。吐甲廻滯。甲似龜。廣九尺。有文言虞夏商周秦漢之事。乃寫其文。藏之東序。と有るを思ひ合すべし。(右中候、握河紀の二書ともに、古微書に引たるを再引たり、此は共に孔子の撰なりと、尚書旋璣玲に見えたり、)さて河圖帝王之階とは。河圖を得たるは天命の錫物にて。帝王と爲べき階級ぞとなり。載江河山川州界之分野とは。其の圖に然る文象の。顯見せる義は勿論なるが。天度曆數の法も有りしと云ふ意なること。下文に。作握河紀と有るは。其の法に循ひて作れる事と聞え。中候に。有列星之分。斗正之度。とも有にて知べし。(然れど此は按ふに、太昊及び黄帝の時に、然る圖書の出たる事の有りしに合せて、堯の暦を治めし時にも、かゝる瑞の有りしと、後人の作り搆へし僞説ならむも亦知べからず、)さて右三書の説を。通じて之を考ふるに。始めまづ河に壇して河圖を得て。東序にこれを祕藏せるが。後にまた河に壇して。其の圖に因りて。握河紀てふ曆法を作れる由なり。(また握河紀といふ書あるは、握河紀の事につきて、記せる書なるが故にて、河圖の事を記せる書を、只に河圖と號けし類なり、)是時に河圖の出たる説は。疑ひ無きに非ねど。尚書堯典に。廼命羲和。欽若昊天曆象。日月星辰。敬授人時と云々とも有れば。當時治曆の事の有しは疑ひなし。但し其の年を中候に。即政七十載。辛日と有るは訛なり。握河紀に。十七年仲月甲日と有るぞ正しき。(若くは中候の七十は、十七の誤寫ならむも知らず然るにても、辛日と有るは誤なり、)然るは竹書紀年に。堯の元年を丙子と有るは正説にて。其十七年は癸巳の歳なるが。是の歳の冬至は。八十年一周の甲子冬至にて。次甲午歳の歳首なるが。此の日を其の世の曆元と爲たる也けり。(八十年一周の、甲子冬至と云へる意は、既に云ふ如く、古暦の法、凡て節氣の干支は、甲子冬至を首として毎に八十年を經て、一周する事なるが、其の始めは、甲寅の歳に起りて、癸亥に終り、次は甲戌

の歳に起りて、癸巳にをはり、次は甲午の歳に起りて、癸丑に終り、また甲寅に復する定式なるが故に、かくは云ふなり。)但し此は、是より八百八十年前なる甲寅の歳に、太昊氏の始めて作れる古暦法を。後に黄帝及び顓帝の、次々に治め調へしを。是の時に至りて。再治めたる耳こそ有れ。新に暦法を作れる由には非ずかし。(太昊氏の作暦より後に、黄帝顓帝など次々に其の法を調へし事の始末は、三暦由来記に就て見るべし。)さて進ニ虞舜夏商一。歳亦受レ焉とは、堯の始めたる古暦法を。虞舜は更なり。夏の代また殷の代にも、受用せる由なるが。周暦も其古暦を以て。本術と為たる物なり。是をもて逸周書の周月篇に、夏數得レ天。百王所レ同とは言へり。其は夏暦やがて。太昊氏の古暦を。次々に受傳へし數なるが故なり。然るに此の文に。周亦受レ焉と云ざるは、謝有る事なり。其の由は次の條に論ふを見るべし。

〔十八〕魯僖公五年。正月壬子。朔日冬至。積[illegible]至ニ漢起一。庚午蔀之二十三歳。竟ニ己酉戊子一。及ニ丁卯蔀六十九歳一。合為ニ二百七十五歳一。

此の條は命歴序中。易歴の古説の外に。古暦の諸蔀を、毎歳に配する故實を知り。かつ其の古暦やがて。周暦にも本術たる事を。致へ知べき明章なり。(後漢書の歴志なる蔡邕が議に、命歴序と引たる文、全く今の本文に同じ、但し諸本に、庚午を庚子と有るは誤寫なり、其は下に引出る文に證すべき事あり。)其はまづ。魯僖公が五年は。周惠王二十二年丙寅歳にて。獲麟を庚午蔀の二十三歳と云へるに據るに。乃古暦の壬子蔀の初年なる故に。建子月。壬子の朔旦冬至なり。然れば十一月と有べきに。正月と云へるは。周暦の本術と為たる故に。周正を以て云へるなり。(周代の正月は、建子月にて、古今の暦の十一月なり、然て周の惠王が二十二年、魯僖公が五年は、乃我が神武天皇の六年に當れり、)さて春秋左傳に。僖公五年。春王正月。辛亥朔。日南至と有り。日南至とは冬至を云ふ語にて。辛亥は壬子に一日前なるが。前漢書の暦志に。春秋僖公五年。正月辛亥朔旦冬至。殷暦以為ニ壬子一とあり。然れば其の世に現存せる殷暦も。其の蔀法は。古暦に同じ蔀法と察ゆるに。

其歴志中に。右の如く周暦と對攷して。殷歴以爲レ某と云る條々の。十數件ある。其干支を撿するに。盡古暦七十六年めの。朔旦冬至に當る。蔀首の干支なるは。殷暦その正朔をこそ易たれ。古暦の蔀法を用ひしこと炳焉く。蔀法の同き上は。節炁朔會の。古暦に一つも違はぬ事は言ふも更なり。是を以て上の文に。商亦受レ焉とは云へり。(殷代の正月は建丑月にて、古今の暦の十二月なり、是のみ夏以前の暦と異にして、餘は少も相異なし、然て歴志に殷暦と周暦と對攷せる事の委き論ひは、別に作れる、前漢歴志辨と云ふ書を見て知るべし。)斯て周暦も。古暦を本術と爲たること。正月壬子朔旦冬至と云る文の符合は更なり。積獲麟と云ふより以下も。古暦の蔀名を以て。年歴を推たる說なり。然れば春秋の時暦。よし其の正月を。建子の月に易るとも。殷暦と同じ趣に。古暦と符合せずは。有まじき謂なれば。試に。手に古暦を持り。春秋及び左氏傳を竝べて。其の曆日を對攷するに。節炁をば總て古暦に一日退け。月の晦朔は。年々に多く進退せる故に。古暦の蔀法みな頽れたり。

是を以て上文に。周もこれを受とは云ざりし也けり。(殷暦は、太昊以來の古暦にして只正朔の易れるを異となすを、周暦は然らず、其は壬子朔旦冬至の、一日退きて、辛亥なるを思ふべし、斯ては其壬子蔀まづ頽れたり、然るに壬子蔀、甲子蔀など云ふは、上に云へる如く、壬子甲子その朔旦冬至に當るが故なり、然るに一干支前後しては、壬子蔀とは云ふまじく、一蔀しか頽れては、餘の十九蔀みな次々に、頽れゆく道理なればなり、然るに仍古蔀の名を存して、壬子蔀、庚午蔀など稱せるは、最も不具なる事にこそ。)さて此の壬子蔀の初年より。辛卯蔀を經て。庚午蔀の二十三歲。獲麟まで百七十五年なり。獲麟とは既に云へる如く。春秋魯哀公が十四年の下に。西狩獲レ麟と有る歲の事にて。周敬王が三十九年庚申歲に當れり(乃ち我が懿德天皇の御世の三十年といふ歲也。)漢起とは。漢の高祖劉邦が。秦都に攻入りて彼の三世子嬰を降せる。乙未歲にて。乃チ漢の元年なり。此は後漢の歴志蔡邕が議に。今の本文を引たる下に。漢元年歲在二乙未一、上至二獲麟一則歲在二

庚申」と言へり。（是の言に依りても曆志に引たる文に、庚子蔀と有るは、庚午蔀の誤寫にて、蔡邕が當時は、誤らざる事も知られたり、然るに諸本どもの如く、庚子蔀にては、年數符ざればなり）さて襄公が十四年は。庚午蔀の二十三歳に當る由なれば。一蔀七十六年の歳數。なほ五十三年あるが。周考王十三年。魯元公三年癸丑歳に竟り。其より己酉蔀に入りて。其の七十六年を。周考王十四年甲寅に始まり。周顯王十七年。魯康公元年己巳に竟り。（乃我が孝安天皇の四十一年に當れり）其より戊子蔀に入りて。其七十六年は。周顯王十八年庚午に始まり。周赧王三十九年。魯緡公二十一年乙酉に竟り。（乃吾が孝靈天皇の十五年に當れり）其より丁卯蔀に入りて。其の七十六年は。周赧王四十年。丙戌に始まるを。其六十九歳に當る年は甲午なるが。是の歳まで合せて。實に二百七十五歳にて。其翌年乙未は。卽漢高祖が元年なり。（乃我が孝元天皇の御世の九年に當れり）さて此の丁卯蔀は。高祖が七年辛丑歳に竟り。是より丙午乙酉の二蔀。合せて百五十二年の終りは。癸酉歳にて漢の第九世元帝が。初元元年と云ふ年なり。（乃吾が崇神天皇の御世の五十年と云ふ歳に當れり、）かくて其次年甲戌歳より。また甲子蔀に入れば。其の元帝が初元元年。癸酉歳までは天紀にて二年甲戌歳より。地紀たること勿論なり。然るに其の地紀に入りしより以來。日月の行度に。始めて差てふ事の出來て是より後は。古曆その差を改めずは。得有まじく成にたり。（俗の曆算家など凡て古時の算法に昧く、歲差と云ふ事は、上古より固有しつれど、古人その推法を知らず、平朔を用ひ來りしを、漢代より後に、始めて其の推步を知り得て、次々に明亮に成もて來し如く云ふは非にて、實には漢代までは歲差なく、上の件地紀に入りし頃より、始めて差の出來し事の委しき論は、三曆由來記に書著はし、また其日差月差を調ふる法は、古曆傳に記し、かつ其式は古曆日步式、古曆月步式といふ物に著はし、そを古今日蝕曆といふ書に、かき調へたれば、此には云ず、）故其の地紀に入りたる。漢の初元二年より以來は。姑さし措きて。其初元々癸酉年は。天紀乙酉蔀の末年な

れば。是より上へ算を作し。紀蔀の古法を以て。夏桀王が二十三年甲寅歳に至る。是天紀の初歳なり。(乃般湯王が、夏臺の囚れを釋されて、暦を治め、別に正朔を立たるは是歳なり、)斯て是の前年癸丑は。人紀の末年たること勿論なれば。是より二十蔀。千五百二十年逆推するに。柏皇氏の百七年甲午歳に至る。是人紀の初歳にて。是より八十一年後に當る甲寅は。即太昊氏の始めて暦法を作たる歳なり。(此事はなほ、第十二條を立却り見て知るべし、)然れば合朔の始めは、其の人紀甲午歳の歳首冬至たるべく所思れど。然らず其は古暦の法。必ず四千五百六十歳の一元にして。反初する定法なると歳數符ず。かつ天紀に遡たるを思ふに。是の一元は。地紀に始れること疑なし。是を以て。其の甲午の前年癸巳歳より。二十蔀千五百二十年逆推するに。狂神氏の百四十一年甲戌歳に至る是地紀の初歳にて。其の歳首甲子の日ぞ。謂ゆる朔旦冬至にして。日月交會の最初なる。(周髀算經の甄注に引たる、尙書考靈曜に、元曆紀名、月甲子

冬至、日月五星、俱起牽牛初、青龍甲寅、と有る青龍は、歳の事にて、月は甲寅歳の、甲子冬至の日より始めて合朔せる義なれど、月もし甲寅に交會し始めむには、天紀の初運なれば、一元の歳數必ず人紀に遡るべく、上の件の如く、天紀にをはる道理ある事なし、然れば甲寅と有るは、舊き誤寫なること疑なし、なほ由來記の第二條に言へる旨をも考ふべし、)さて斯の如く三紀を逆推し。合朔の元始の。日甲子。歳甲戌なりし事を。諦に知り得て後に。かの狂神氏の歳甲戌の歳首。日は甲子の冬至より。漢元帝が初元元年。癸酉歳の冬至まで。一元四千五百六十歳の間に。六十蔀を次第に配し。既に獲麟より漢起までを推たる如く。推もて降るに。日數都て百六十六萬五千五百四十日月數凡て五萬六千四百月の節无。及び合朔閏月の法は更なり。其の刻分さへに推步し得られて。前漢以往の古書等の。年曆時日の正不正。之を當世に見聞し如く。掌上を指して知るゝ事と成ぬるは。阿那かしこ。天皇太昊二氏の神靈。幽に護る所ありて。此の文を壞はず。孔子の謂ゆる天常を論じ。

長久を志す所以の眞暦をも。忝く我に再興せしめ賜ふ事と。我を知こと無き世ながらも。靈幸はふ神の在す世は。なほ未賴しくぞ所思る。(今しかく古暦法の詳になりては、晉の杜預が春秋長暦をはじめ、皇國にも、澁川春海が春秋述暦、及び春秋杜暦考など、和漢の春秋學者、暦算家たちの著せる、三代の年歷を推たる書類種々有れど、一人も其の世の古暦本術を知りたるは無く、或は太初、三統、乾象、乾度の諸暦をもて推歩し、或は私家の暦、また辛くして元の授時暦などを以て、推察る分の事なれば、總て當時に符ざる僻暦と云はむも強言ならず、尚末に委く論辨はすを見るべし、)故今新に。蔀法の圖式を制り示すこと左の如し。此を蔀首五運圖と號く。その大要是れにて知るべし。

蔀首五運圖

木徳	甲子蔀	癸卯蔀	壬午蔀	辛酉蔀
地紀中元	須神氏百四十一年	須神氏二百十七年	須神氏二百九十三年	黄神氏六十九年
蔀首歳	甲戌	庚寅	丙午	壬戌
人紀下元	柏皇氏百七年	太昊氏五十一年	太昊氏百二十七年	太昊氏二百三年
蔀首歳	甲午	庚戌	丙寅	壬午
天紀上元	夏桀王二十三年	殷小甲十四年	殷太戊六十一年	殷開甲元年
蔀首歳	甲寅	庚午	丙戌	壬寅
蔀首朔旦冬至	甲子 癸卯 癸未 癸亥	癸卯 壬午 壬戌 壬寅	壬午 辛酉 辛丑 辛巳	辛酉 庚子 庚辰 庚申

金德				火德				水德			
庚子蔀	己卯蔀	戊午蔀	丁酉蔀	丙子蔀	乙卯蔀	甲午蔀	癸酉蔀	壬子蔀	辛卯蔀	庚午蔀	己酉蔀
黄神氏百四十五年	黄神氏二百二十一年	黄神氏二百九十七年	次民氏三十二年	次民氏百九年	次民氏百八十五年	次民氏二百六十一年	辰放氏三十三年	辰放氏百九年	辰放氏百八十五年	辰放氏二百六十一年	辰放氏三百三十七年
戊寅	甲午	庚戌	丙寅	壬午	戊戌	甲寅	庚午	丙戌	壬寅	戊午	甲戌
太昊氏二百七十九年	神農氏四十一年	神農氏百十七年	黄帝氏四十七年	帝鴻氏三年	帝魁氏三十二年	少昊氏五十一年	顓頊氏四十四年	帝嚳氏四十二年	陶堯氏四十七年	帝舜氏二十年	夏仲康七年
戊戌	甲寅	庚午	丙戌	壬寅	戊午	甲戌	庚寅	丙午	壬戌	戊寅	甲午
殷武丁十二年	殷祖甲十八年	殷帝乙元年	周成王十年	周穆王四年	周懿王十三年	周宣王二十二年	周平王四十年	周惠王二十二年	周簡王七年	周敬王十七年	周考王十四年
戊午	甲戌	庚寅	丙午	壬戌	戊寅	甲午	庚戌	丙寅	壬午	戊戌	甲寅
庚子	己卯	戊午	丁酉	丙子	乙卯	甲午	癸酉	壬子	辛卯	庚午	己酉
己卯 己未 己亥	戊午 戊戌 戊寅	丁酉 丁丑 丁巳	丙子 丙辰 丙申	乙卯 乙未 乙亥	甲午 甲戌 甲寅	癸酉 癸丑 癸巳	壬子 壬辰 壬申	辛卯 辛未 辛亥	庚午 庚戌 庚寅	己酉 己丑 己巳	戊子 戊辰 戊申

土德			
戊子蔀	丁卯蔀	丙午蔀	乙酉蔀
[illegible]光武[illegible]六十三年	[illegible]光武[illegible]百三十九年	[illegible]光武[illegible]二百十五年	[illegible]三十一年
庚寅	丙午	壬戌	戊寅
夏少康[illegible]年	夏帝[illegible]二十九年	夏帝[illegible]十二年	夏帝[illegible]元年
庚戌	丙寅	壬午	戊戌
周[illegible]王十六年	周[illegible]王四十年	周[illegible]六年	漢武帝元朔六年
庚午	丙戌	壬寅	戊午
戊子	丁卯	丙午	乙酉
丁卯 丁未 丁亥	丙午 丙戌 丙寅	乙酉 乙丑 乙巳	甲子 甲辰 甲申

右天紀上元の、最末なる乙酉蔀は漢武帝が元朔六年。戊午歳に始りて。元帝が初元元年、癸酉歳に終る。こは太く略式に側にれど。熟く其の旨を得むには。今より後終古の暦も。是式に本づきて。作り得らるれば。實は甚精式なり。然は有れど。古來この蔀法を。かく目易く圖して。年暦を正し論せる書は有こと無く。己が始めて著せる事にし有れば。仍狐疑する倫も有なむか。然れど老子の謂ゆる。古之道を執りて今之有に御し。能く古始を知るを道紀となす。と眞古學の人は疑はじとぞ思ふ。(○後に按へば、後漢の歴志なる、劉洪が乾象歴に、今の式と稍似たる式あり、然れど其の法別なるが故に、蔀首歳の干支皆違ひ、然耳ならず、人紀の歳首を、蔀首に惑りて、一二三の末蔀を記し、蔀首の干支を、天紀歳名と標せり、此は圖より撰者の誤りなるか、後の謄寫かは知らねども、諸本みな然るは、古今の校者も、然る僻とも知ざる故なり、また王應麟が六經天文編に、劉歆が三統歴に依りて、作れる式有れど、節丸を一日退けし推歩なれば、似て非なる物なり、猶他書にも往々某の蔀など云へる事も、絕て無には非ざれど、後の世は更なり、漢代の諸暦家も、多くは是の定法を知ずとぞ見えたる、尚是の精説を熟得せむ事を欲せば、古暦傳に就て視るべし。)

〔十九〕孔子治二春秋一。退修二殷之故曆一。使下其數可上レ傳二于後一。春秋宜下以二殷曆一正上レ之。今考レ之。交會不下與二

殷歴相應。

此の條の取總たる文意は。孔子の春秋を撰び治むる時に。當時の歴の。正からぬ事は知りつゝも。其時王の暦なれば。交會悉本史の隨に載せれど。其の歴數を後に退きて殊に殷代の故歴を修めて。其の歴數を後に傳ふべく訂せり。其は後人をして。春秋時歴の愆を殷暦に據りて知しむる用意なり。然れば春秋の歴日は。殷暦を以て正すべき物ぞと言へるなり（但し恒は、夏時を行へと云へりし孔子の、殷暦を修めたる事に、疑ひを生ずる人も有べけれど、殷暦その正朔こそ易れ、其實は夏暦にて、夏暦また即古暦なるが故なること、上に云へる如くなれば也、孔子の夏暦をも知たる事は、禮運に、孔子曰我欲觀夏道、是故之杞、而不足徵、吾得夏時と有にて知らる、鄭玄注に、得夏四時之書也、其書存者有小正と云へれど、此は夏代の歴法を得たる由にて、謂ゆる小正も其中に有るなり）然るに今考之。交會不與殷歴相應と有るはゞ命歴序の元文に非ず。殷暦の仍存せる世の後人。この元文に驚きて。春秋なる歴日を。殷歴と對校せるに。其の交會の相應せざりし故に。傍に其の由を書入たるが。本文に錯亂せるにて。命歴序にかく言へども。今之を比挍するに。相應せずと難めし文意なり。（凡て古書に、かゝる類の傍書の、本文に混入せるが多きこと、計ふるに暇あらず、古書を讀效へる人は、誰も知りてぞ在るめる）然は其は殷の故歴を修むとは。此はなほ思ひ慮りの至らざる非言なり。

有れど。此はなほ思ひ慮りの至らざる非言なり。後に春秋と對校せしむる料にこそ有れ。春秋の時暦を。殷暦にて正し改めたる由に非ざれば。其交會の相應せざる事は。固より必ずしか有べき謂なるをや。（此は本文に、濃く心を潜めて見れば、いと諦なる文意なるを、右の傍書せる人は、熟々其の文意を解し得ざりしと聞えたり）或人問ふ。周暦は。古暦を本術と爲たりと言ふこと。此の條に至りて。最諦に聽得たるが。其の晦朔を。年々に進退せりとは。何を據と爲て云へる説ぞ。答。こは古暦の節氣晦朔を曉れる眼には。春秋及び其の傳を見るまゝに。知る事なれど。上の因に。春秋傳公五年、丙寅歳の時日をもて論はむに。傳に。正月辛亥朔。日南至。

と有るは建子月にて。古曆にては。前乙丑歳の十一月小なるを。丙寅歳の正月と爲たるなれど。此は閏正なれば措きて。此の月は。壬子部の首小の月にて。壬子の朔旦冬至なるを。一日退けて。辛亥の朔旦冬至大月を爲たるにて。氣朔共に退けること。既に云へるが如し。然て經に。九月戊申朔。日有ㇾ食ㇾ之。と有るは。建申月にて。古曆の七月小なるが。其の朔實に戊申なり。また傳に。冬十二月丙子朔と有るは。建亥月にて。古曆の十月大なるが。其の朔實に丙子なれば。共に進退なく當用せるなり。是より。次々。經傳なる當の日蝕は。しばらく措き。朔と知るゝ限りを計へ窮むるに。大よそ六十餘あるが中に。三十餘りは古曆に合し。進朔十二三計り。退朔十五六計あり。是に準へて。年々に進退せる趣いと炳焉に知られたり。なほ熟く稽てば。某々の世頃には。多く本術を用ひ。某某の世頃には。多く進朔を用ひ。某々の世頃には多く退朔を用ひたり。と云ふ事までも知るゝなり、此は其の時々かはる日官の。定めに從ふ。例なるが故なる由をも辨ふべし。〔偕しか晦朔を進退せるに就ては。中氣の在る月。また從ひて易るを。周曆の日官等。固より其の職に揣にして。熟く其の節を調ふること能はず。是を以て。閏月を置く事をさへに屢失れしかば。春秋時曆の亂雜なること。今盡かぞへ論ふに暇非ず。是職として岐西伯姫昌が。自から曆を作れる當昔より。最も無益なる氣朔進退の法を始め遺たる故なりかし。西伯が曆を作れる當昔、すでに氣朔の進退ありし事は何を以て知るなれば、逸周書なる諸篇の、文武が當時の事を記せる曆日、また尚書なる、當時の曆日を、本術と比校するに、進退あるを以てこれを知れり。訝しく思はむ人は、斯ばかりの事は、予が本術の説に依りて、自からも覈へ知べきなり。〕なほ右古曆術の事につきて。予が殊に著せる書ども。太昊古曆傳。三曆由來記は更なり。古曆日歩式。古曆月歩式。前漢曆志辨。夏殷周年表。また古今日契曆など。數部あるが中に。此命曆序考は。太古の年曆を正せる因に。その端緒を述る嚆矢なるを。猶言足らず思ふ倫も在ぬべし。若さも有らば上の件の書等を。次々に讀み見て知るべし。

○此春秋命歴序考は。去し天保二年の八月の始め頃。とみに思ひ立て。草稿し始めけるを。同じ月の内に。第十四條まで書たるが。十五條より末は。古暦法に關かる事どもにて。容易から ず。殊に頃者まで。唯に師の眞暦考を信ずる耳にて。少も暦議を知らず。故この古暦を知りたる人や有ると。索むれど其の人なく。其の書も無きにせむ便なく。彼や此やと古書どもに。散見せる條々を拾ひ集め考へて。類に觸れて。長じつゝ。右の書等を。今年までに草稿し竟て。後にぞ前に功をへし條々にも暦説をまし。十五條より末なる説をし書たりける。爭で此の書を俗の漢國學びする徒に。かの文敎を振はすてふ。金鈴木舌となし給比。皇國の。彼の國にも君師たる事を。弘く知しめ給はむ事は。天皇。太昊。太乙。小子の神意の麻々邇々。日本の神の授けし戎の道。（から人いかで開き得めやも。日の本人ぞひらき初めける。）

天保四癸巳年八月二十四日

大壑　平　篤　胤

春秋命歴序考の後に書そふ

おのれをぢなき身には有れど。早く師の書等を讀み。豫て敎諭を承はれる事あり。其は先とり都て。其大意を申さば。世の中は。機運の循環に依て。治まるも亂るゝも。大抵には計知らるゝ物なるが。此機運の循環の本は。天地判るゝ初めより。天津神の。定め行ひ給ふ物なれば。幾萬歳を經とも。違ふ事無るべし。此循環に期限ありて。十九年。七十六年。千五百二十年などの小運あり。都ては四千五百六十年。これを世の中の大循環と云ふ。こはしも。大國主大神の。甲暦を作りて。暦式を制め給へるより始めて。即四千五百六十年。後奈良天皇の御宇。天文廿二年癸丑歳に至りて。年期をはり。次の甲寅歳より。天紀上元と爲りて。世の中。古に復れる紀元とぞ成れりける。かくて是より。三四十年ばかり過て。天正文祿頃に至りて。稍治れる驗も見え。慶長元和の頃よりぞ。世の中穩やかに治まりて。學問の道も漸々に開け。神事の廢れたるをも興し給ひて。大皇國の御威德普く輝き。四維八紘の夷狄ども。次

次に貞物來り。參來ぬべき時としも成ぬるは。いとも愛たく。甚も奇當なる　神々の大御所爲にぞ有ける。阿那畏しや。然れば。機運循環の道を辨ふれば。世の治亂をも。大抵には知得らるゝが如し。いかに尊き事ならずや。何に靈異しき物ならずや。抑天文の頃はしも。足利氏の事執れたる末に當りて。世の事亂れに亂れたる時なるを。復古の始なりと云を怪しみ思ふ人も有べけれど。此に譬へば。冬至は十一月の中旬にて。日々に寒氣も彌増りつゝ。春のけしきは見えざれど。立春の頃に至れば。霞も立初め。梅なども匂ひ出て。春の氣色も見え始め。春分の頃にもなれば。吹渡る風ものどかに。四方のけしきも言はねど春と知らるゝが如し。然れば。天文の頃はしも。治りぬべき驗は見えねど。後謂ゆる。一陽來復の時にして。實には。古に循り還れる事の。其初たるになむ有ける。かくて萬の蕃國も。之に次てぞ。かつ〴〵は開け初けむ。其は大事は我より發り。小事は彼等より。爲出べき物なれば。大道の行るゝ所は。必遲かるべき理なればなり。委くは師の著されたる書等を讀み。猶親く教諭を受て。知辨ふべき事にこそ。己拙き身には有れど。かく有難き御世に生れ。かゝる愛たき書ともの出來たる。甚も情き事なるに就ては。いかで此御恵の。萬が一も報いてましと。今し此を刊本と爲て。普く同志の人々に授るになむ。かく申すは。

甲斐國人　三枝守蓮

赤縣太古傳序

太上立德。其次立功。其次立言。立言所以立功。立功所以立德也。我大壑翁。正古典。明古義。使學者知所適從。其言之所波及。雖異端之道。亦皆不能逃其情。蓋上皇太一。混成之神。自無窮之先。居於天極紫微宮。以無爲之玄德。生盤古眞王夫妻。卽太元之神氣。化生混沌一物。而萬八千歲。甲子冬至。天地開闢。於是大皇太帝出。掛元隙樞。張四維。運之以斗。自是神眞相繼。至于狂神氏百四十一年。月始分判運行。日月五星。俱起牽牛初度。而大昊伏羲氏之作也。仰觀俯察。以通神明之德。使蠢化蠕動之民。有倫理敎養焉。及唐虞之際。五帝之德稍陵遲。夏后氏獨不恥其德。民亦素朴。而猶能率此道。由此敎。夏后氏亡而。斯道遂衰。譎詐放伐之風大行。秦漢以來。諸氏百家之說。紛紜不一。至上古之言。則以爲荒唐。一無有講究者。於是異端之敎益隆。莊生所謂。道術爲天下裂者非邪。夫我天孫降臨。顯幽分界。爾來四千九百年。皇統緜緜。共天地無窮者無他。惟神所以御三才。幽則護顯。顯則事幽。祭政無二也。然中葉以降。紀綱漸弛。操觚之士。誤名義者亦不鮮焉。方今海內鼎新。車書全軌。若夫蠢爾不辨荳麥者。猶無不知赫赫天統所以爲三本者。及我大壑翁出。研究諸學。各原其淵源。立先哲未發萬古不可易之言。可謂裁成輔相之才。老子所謂。能知古始。以道紀自爲任。而立言立功立德者也。遂書以爲序。

明治三年庚午仲春

從五位藤原朝臣　六鄉政鑑謹識

赤縣太古傳序

菅公嘗曰。國學之要。非倭魂漢才。不能窺其閫奧矣。大哉言乎。蓋有倭魂者。有漢才者。有在于我者。有在于彼者。夫人在于我也亡于彼。在于彼也亡于我。在于我者以爲。彼不足取也。在于彼者以爲。我不足言也。苟有倭魂。而无漢才則可以言也。可以適道也。不足以有爲也。苟有漢才。而无倭魂則可以取也。可以見也。不可以適道也。故可以見。可以取。可以適道。可以有爲者。夫惟兼有斯二者。而後能之。是以兼有之難矣。兼有之易。而窺其閫奧難矣。窺其閫奧易。而極其奧室。而安處悅樂之難矣。嗚乎從非公之聖之德之大。其孰能發此。有德者必有言。果信矣。而吾大壑先生之學取焉。而其所謂學也者。非常學也。言神習也。學道也。道也者非常道也。言惟神之道也。其爲道。泰初之時。皇祖天神在高天。使親船以之傳諸我天孫。以照臨於葦原中國矣。於是從天孫天降乎襲嶺。正宸極于高千穗宮。恭順天休命。裁成天地大道之後。神子神孫。列聖相承。加以皇子諸王臣連伴造之良弼輔相。世供天職。臣奉其上。歷世无變。无爲而治。无言而化。言而无方。不令而行。行而无迹。皆莫不由斯道也。迄至豐明宮御寓天皇之朝。皇祖天神有詔。錫諸蕃。臣屬于我。然后四夸歸伏。八荒稱貢。於是異敎之來有因漸矣。是故先聖有執之于漢于竺。亦未過詢芻蕘廣異聞。欲統馭九州。覆幬萬國。以鎭動我神風之徽猷嘉謨。而獨奈禍之與福相倚。善之與惡相踵。皆天理所寓。而斯其末弊。至有不可勝言者。是豈先聖之情也哉。夫惟裁成輔相。一循其眞先聖之道者。未有盛于菅公也。故其眞諸有之曰。治國者。欲以神國之玄妙治之。神國之玄妙豈有他哉。而吾大壑先生之學宗焉。夫國家

之盛衰。必有期乎道。而道之汚隆。必有期乎人。道因人而行。政因道而擧。政擧而後无爲之敎无爲之化。可以有成。此勢之所自然。而以菅公之聖。不能容延喜之際。則道之汚隆興廢。與國家之成敗盛衰。實係焉。未必待知士而後知也。蓋自公之陟。而后庶幾千餘年所矣。漢竺之學。彌卷偷竊盈溢天下。天下之人。不歸佛則歸儒。不歸儒則歸道。不歸道則歸神焉。其神云道云。皆无不汎溷儒佛之糟粕。而神不神道不道。則
神州之人殆不其戎狄乎。譬之
皇祖天神閟磐窟。而晦昧若長夜。暴賊姦鬼。猖獗自恣。可不謂大哀哉。至輓近。有荷田賀茂二翁。首唱
國風。古道復興。及本居翁作。盛闢惟神之道。毆祆氣。屠獰鬼。闢異端。逬邪說。於是天下之人。始得望盛陽之光矣。而至如夫煉五石。斷鼇足。補天柱之缺。正地維之傾之功。則獨有待我大壑先生焉。先生克繼翁之志。玄鏡幽邃。還朗洞照。倭魂絪縕。菀若五嶽之崔巍。漢才泓邃。

混似尾閭之无底。故能逍遙九霄。籠罩八隅。出入于窈冥汗漫之原。爰深有憂
天朝金匱玉版神典錯亂。祖述
神聖。憲章眞誥。始整齊神史。脩古史之傳。又憾赤縣史籍久有失其眞。而作赤縣太古傳十又二卷。上昉自天地剖判。而下終夏禹氏之世。其志蓋謂。今之天地。猶古之天地也。古之日月星辰。猶今之日月星辰也。而我
神州所載之日月星辰。與彼諸蕃所載之日月星辰。未始有二。而爲一。則彼與我上古之載。出於一也亦无論。是故以我之正。辨彼之訛。擇彼之醇。而補我之逸。其將庸何傷乎。是以罔羅折衷赤縣之子史遺逸舊聞。可取則取。可删則删。推而討之。引而衍之。棄者貫之。離者屬之。疏而瀹之。燭而明之。悉徵諸我神典。一成而純。豈建諸天地而不悖。千載以待
聖神。而不欸者非邪。如不敏(玄道)幼奉父訓。篤信古道。於先生之書。靡所不悅。而有惑志于赤縣之史久矣。及受此書而讀之。然后昔日之曖昧乎。如恍如夢者。渙然冰釋。殆不

知手之舞之足之蹈之也。欣然拊髀曰。不圖。
玄宗洞照之至斯極也。倭魂漢才之士。苟能就此而
學。則不失其宗。无有固我謭陋之弊。而其極
閫奧。何難之有。然亦非徒在我與彼者之。所
得而知也。嗚乎所大著
先聖之鴻德。遙承菅公之烈績者。非先生而
其誰。我庸詎知菲
皇祖天神之篤生先生。裁成大道。輔相
皇極。以維道紀乎將墜哉。嗟斯爲書。皆有宗
有君。无有片語所苟。而使庸人見之。則
不嗑然笑之。不歷然惑謂逢僣贖世者幾希。
譬之坐井而見蒼天。抱樊而疑陽光。何其見之
小也。老子曰。下士聞道之大笑之。不笑不足
以爲道。先生亦固曰。大丈夫期知己乎千載。豈
求信乎不信之人。此道之所以貴而已矣。又非亡
于我者。與亡于彼者之所得而知也。嗚乎遜
頑膚而西道。雖菅公尚未能或之免。而至
百世之下　聖德洋溢。昭晰著者與日月爭光。
天朝饗之。公孫享之。上從公侯士大夫。下至庶
人孺子。尚无不知尊崇思慕。玉帛是奉。蘋蘩是
羞焉。公之與先生。其爲或相似。而道之汚隆
廢興。雖非我徒所敢知。然使萬世之後。能有
聖神。照臨下土。裁成天地。朝宗萬國。統御九
州。果復上古之治。則非孰道紀乎　先生而何。
先生輔相之志。於是有大成矣。其諸旦暮遇之
也。且夫道德之貴。未必在貴賤高下。而莫之
然。而自然。如天使履有事公輔。可以知
則當是時乎。
天朝之所答　先生之大勳勞者。果有若公者耶。
公侯士大夫之所尊崇思慕不置。果有如公
者耶。列國宗廟及子孫之所奉饗。庶民孺子之所奔
趨祈顧。果有如公者耶。吾又未能前知也
然（玄道）業已有憑。先生之賴。拜先生之靈。而
樂窺其閫奧。以私淑。又樂友倭魂漢才之士。而
言之。又樂與天下後見有爲之徒。以適道焉。
故欲罷不能。敢書我志。弁諸卷端。以聞情底。
苟不得其門而入者。不辭之矣。苟辭之必无
所逃。輕天老。瀆天機。慢天藻之罪矣。豈

不レ能下三翅二窺其閫域一也已哉。

嘉永二年己酉冬十二月念五日

伊豫國小民　平野玄道敬撰

赤縣太古傳卷之一

大壑　平篤胤撰述

門人　駿河國　柴崎直古　同按
　　　加賀國　河內修征
　　　武藏國　碧川好尚

〇上皇太一紀第一

〔一〕太古之時。有物混成。先天地生。寂兮寥兮。獨立而不改。健兮剛兮。周行而不殆。以爲天下母。吾不知其名。字之曰道。強名曰大。大曰逝。逝曰遠。遠曰反。故道大。天大。地大。人亦大。人法地。地法天。天法道。道法自然。

此の條は。老子經通本の。第二十五章を採りて。章首の四字を加へしなり（また健兮剛兮の四字も己が私に補へる文なり、其の由は下に云ふを併へし、其の餘は諸本の旨きに從へり）〇老子は姓を李。名を重耳と言へり。周に在ること三百餘年にして。世に其の久しきを見る故に。老聃とも老子とも稱せりと。葛洪神仙傳。また史記に見えて。孔子晩年の師なり。（家語に、孔子曰老聃博古、知今、通禮樂之原、明道德之歸、則吾師也と有り）其の陸に大道既に廢れて。古始を知らず。上下互に相欺き詐僞を以て道と爲して。古始を問ふ人なきを憤激して。國を去る時に。關令尹喜が需めに應じて。上下二篇。五千言を書き著はし與へしこと。諸書にも所見たるが如し。（但し此は其の大略なり、委しくは別に撰せる、老子集語の總論に就て見るべし）さて此の條。以爲天下母と云ふまでは。謂ゆる古始の傳說にて。其の以下は老子の語なり。故今は其の意を以て訓點せり（此の由も、老子集語の總論に云ふを併へし）然れば其の文意は。吾嘗て。古眞人の道說を聞くにと。語り出たる意なり。〇有物混成。先天地生とは。是の物固より無名にして陰ならず陽ならず。其の形質また知べからず。是の故に姑く假に物と稱して。混成とは言へり。（凡て事物の可名からざるを、姑く物と稱することいと多く、今舉て計ふるに暇あらず）さて是の謂ゆる地は。大地を云ふこと勿論なるが。此の謂はゆる天は。蒼天を云ふに非ず。天日を云へり。其は第四章に。此の道を指して。吾不知誰之子。象帝之先と云へる帝

は。天日の事なるを以て曉るべし。（葛西質が老子輻注と云ふ書に、此の第四章の義を解きて、此章儼然、以道爲一位先導之人、吾不知誰之子者、謂無父母也、象帝之先者、猶言上帝且爲之子孫、況萬物乎也、と云へるは信に然る言なり、古始に天と云へるは日の事にて、其をやがて帝とも上帝とも云ひし事は　盤古眞王紀に注ふを俟べし。）斯て是の混成の物。その天地の先に在り、天地も是に因りて出たれば、此の物の始は誰か知らむ。然るに生ずとしも云へるは。大朴に語り來し古傳の趣にて。實には無始無終の物たるに論ひ無し。然れば此の生の字は。在の字の意に見て在るべし。（然るは、もし此の物無始ならず實に始めて生じたる物ならむには、此の上にまた此の物を生じたる、一物なくは有るべからず、若然らむには、其の物また何物か生じたると、次々に其の母を問もて行かば、更に其の止まり無く、彼印度國の梵志らが末學に、次々しか言ひ上つゝ遂に二十八天の妄誕を作り出たれど、尚其の後の得結ばらぬと、同じ類ひの說とぞ成るめる。）然も有らば。是の物の在處は何所にて。此は何物なると云ふに。其の在所は北極の上空謂ゆる紫微垣の中宮なるが。是やがて今現に見放る北辰星にぞ有りける。（是混成の物と云ふを、和漢古今の註者たち、唯に道の有趣を想像せる、寓言の如く解きて一人も北辰なる事を知得たる人なきは、無識と云むも過言に非ず、そは第四條に註するを見て知るべし、○後に我が享保の頃に、藤舜政と云ひし人の著せる、老子本義といふ物を見れば、此の章首二句、不可忽々看過也、此是一書之眼目、道學之標的也、而大抵世之老莊者流、誤會其所謂天下之物生于有、有生于無之句、以爲天地萬物、悉皆生于無物、甚非矣、若夫天地萬物悉皆果生于無物者、則老君何曾如此言哉、既其言如此則明矣、老君非謂天地萬物、悉皆生于無物也、道之爲物、迎之不見其首、隨之不見其後、故曰混成也、未有天地、自古以固存、故曰先天地生也と云へり、粗予が意に適へる說なり、）○寂兮寥兮とは。老子翼に。王介甫云。寂止也。寥遠也と云へる如く。遠く一

處に止住する貌にて。獨立して改めざる趣を形容せる語なり。○獨立而不改とは、無始より紫宮の中央に獨立して。固より父母なく、無上至尊にして。其の居を改めず。寂寥たるを言ふ。（論語に孔子云、爲政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之、と有るを思ひ合せて、彼の星を見給たらむに、獨立して改めざる貌いと著からむ物ぞ。）○健兮剛兮は。周行して殆からぬ趣を形容して。己が新に補へる語なり。然るは。獨立而不改。周行而不殆。と二句反對の文にて。上には寂兮寥兮とふ。形容の語を冠たれば。下にも必ず斯の如き。容形の語の有りしが。脱去せること。疑なく所思ればなり。（前には、寂兮寥兮の句、下の二句に係るべく思へれど、周行するを寂寥とは云ふべきに非ず、然れば獨立の句にのみ係ること著し、然ては周行の句にも、形容の語なくは有るべからぬ事、上に云ふが如し。）○周行而不殆とは、其の居所をこそ改易せざれ。紫微大帝の中央に獨り居つゝ。惟神常久に周旋して息ざれど。[illegible]の殆なく。健剛なるを言ふ。（但し然は周行すれど、其は自然に其の元氣の、發動するに依る事にこそ有れ、爲ことと有りて然るに非ず、其は下に云ふを見るべし。）○以爲天下母とは。總て天の下なる萬物に母たる由なり。母と云へるを以て。こを陰物とな思ひそよ。此は天地萬物の生れる。大本たる義を以て。姑く母と云へる耳なり。然るは彼の國には。古く知有母。不知有父。など物にも見えて。其の親を云ふに。母を尊と爲たる故にかく言へり。然れば此の母の字は。祖の字の意に見て在るべし。（然りとかの輔注に、首章の無名天地之始、と有る文に據る由にて、此を天地の始と改めて、始字與母字相叶、と云へれど非なり、其は此の條に天下の母と云へるは、其の混成の物を指し、彼の章に天地之始と云へるは、此に天下の母と稱せる、混成の物に因りて生出て、後に天地と分りし物を云ふこと、此の卷の第五條と、第六條とに云ふ如くなれば、彼と此とは母と子との違にて、混じ云ふべきに非ざるをや、斯てまた叶韵の事を云へれど、是も叶へる語のみは有らず、必韵を叶ふべく所思ゆる語に、然も有らぬが多かるを

思ふに、此は然しも拘らざりしにこそ、）借是まで古傳説にて。此の以下は老子の語なり。〇吾不知其名。この吾は。老子自から言へり。語の意は。其の混成せる物は。天下に有ゆる萬物の。母と爲たる由なれど。吾その名を聞知らずと云へるなり〇字之曰道。强名曰大とは。説文に。名自命也と有りて。幼には父之に命じ。成人しては自ら命ずるを。字は禮の郊特牲に。冠而字之敬其名也と有りて。他人より命する例なり。是を以て字をば只に字之と云ひ。名をば强名しとは言へり。（亦若くは、老子元より、道可道非常道、名可名非常名、と云へる意なれは、此名字とも、實の賓として、假に設けたる意ならむも知べからず。）さて此の物を道と字せる義は。葛西質が老子幅註に。道德の字義を釋して。道字。於文爲首辵。古文作衜。又作䢇。先導之人也。遂轉爲履行之道。鴻濛之世。茫々九州。不知所向。有一人辨四方者。爲之先導。衆人從之。先導之跡。可守而行。是爲履行之道。本經所擧道字。多爲先導之道。（唯夷道若類大道夷而民好徑、此二者爲履行之道、）德得也。得於道各次正字、後人之爲也、）德得也。得一於道。各次正己。其字於文爲彳悳。其行唯道是從。道爲先導。德爲後從。道德二者。皆以行爲義。是老子立言之意也と云へるは。管子に。道者先王之所以導民也と有るに據り。説文に本づける説にて能く叶へり。（説文に、䢇所行道也、从辵从首、一達謂之道、徐鍇が繫傳に、道者蹈也、人所蹈也於文辵首爲道、辵者乍行乍止也、首始也、と云へり、又倉頡に、音導、文紀道民之路、論語道之以政、道千乘之國、並音導、と有るなどをも思ひ合すべし、）然れば此を道と稱せるは。周行而不殆と云へる古語を承て。其健行の元氣に。宇宙の樞機を爲し。萬有の造化を爲す。先導たる義を以て字せるなり。亦大と名けしは。其の玄德の大を云ふは。元來にて。大は人形に象れる字なれば。使先道の一神人と。觀象たる名と聞えたり。（實に此は觀象のみに非ず、萬有生活の本祖なれば、然も有るべき事にこそ、强て名くとしも云へるは、此に心有けむも亦知べからず、）〇大曰逝。

逝曰遠。遠曰反とは。獨立して其の居を改めず其の所に周行すれど。其元氣の運至らざる處なく往反する趣を云へるにて。逝は宇宙の間に周徧するを言ひ。遠はその逝所の四遠窮り無きを言ひ。反は遠逝を極むれば。其の本に反復する義なり。(此の如く逝きて、此の如く反る間を一歳と云ふ、終古に此往反止こと無し、是ぞ此の玄道の玄德なりかし、)○故道大。天大。地大。人亦大とは。道の大德は更なり。天地の大は云ふに及ばず。人もまた其の三大に法りて。其の化育を四に參ふべき者なる故に。人亦大とは言へり。然るに此は唯に其の德を稱ふ耳ならず。人は更なり。上の三大も人形なるを言ふ。其は説文解字に大の字の下に。天大地大。人亦大焉。象人形。段玉裁云、老子曰、道大、天大、地大、人亦大、人法地、地法天、天法道、按天之文从一大、則先道大字也、大文則首手足皆具而可以參天地、是爲大、)古文穴也と有るを。盤古眞王紀に註せる。天地の形貌の陰陽なりとふ說に。思ひ合せて辨ふべし。又人亦大の人を諸本に王と作るは、後人の狡意に改めしなり、今は説文の本文、及び段注に引たる本に從へり。)○人法地。地法天。天法道。道法自然とは。人は地の厚德に倣ひ。地は天の健德に順ひ。天は道の獨立周行する德に法とる義にて。次々に其の上に法を取べき物の有るを云へり。(老子宾言と云ふ物に、人、而與天地同其德者、惟道是從、故易謂之大人者、與天地合其德、中庸謂之可以與天地參矣、と云へるは然る言なり、)然らば道法自然とある。其自然は何物ぞと言ふに。此は第五十一章に。道之尊。德之貴、夫莫之命而常自然と有る如く。別に命する者は無けれど。皇國の古語に惟神と云ふに同く。永往に出せる本文に。其中有精。其精甚眞。と有る物の其の無爲なる德の。自然るに法する義なり。其は獨立而不改。と有る古語には著聞なり。(然るは、もし道の外に、別に自然と稱ふ物ありて、道それに法はむには、獨立而と云ふべきに非ざるをや、此の道理を能く思ふべし、)老子の自然と云ふこと。人毎に口實と爲れど。今論ふ古義を熟く知れる人は有りや無しや。彼の莊周が流の。放蕩の

事に相混じて。老莊と竝べ稱し。其の放者らが言行より延て。訾を老子に及ぼす倫多きは。皆謂ゆる自然の古義を。得知ざるに因る事なり。（老子の道は、君人南面の古道にして、莊周ら放者の所行と大きに異なる由は、史記老子傳の贊、及び其の自序なる道家の說、また漢書藝文志なる、道家と放者と差別の論、また抱朴子釋滯卷、應嘲卷などを見て知るべし、已こを別に委く論へる、六家要旨論あり、後儒の老子を斥せる論は、皆知すして議せる者なり）我が先師の。古今に比類なき大活眼なるすら。世儒と同じ樣に老莊を混視して、老子を甚く難られし說も有れば。況て先師に及ざる倫の。喧々たる議論は言ふにも足らず。（我が先師の言は、古道學の旨の、老子の意に似たりと、或人の云るに答へて、老子の自然と云ふに、眞の自然に非ず、實は儒よりも甚しく誣たる物なり若眞に自然を尊まば、世の中はたとひ何樣に成行とも。成行まゝに任せて在べき事なり、儒の行はるゝも、古への自然の損ひ行くも皆天地自然の事なるべきに、其を惡しとて、古の自然を誣るは、返りて自然に背ける強事なり、此の故に其の流を汲む莊周を始として、自然を尊むと云ひて、其の言ふこと爲こと、皆自然に非ず作り事にて、唯世間に違ひて、異樣なるを悅び、人の耳目を驚かす耳なり、我が神道は、其とは大に異れりとて、論はれし言ども、皆叶へりとは聞えず、然るは師の言の如くは、我なみ古學する徒の、惟神なる道を說明すをも強事とせむか、老子の五千文を著せるも、先師を始め我等が、古學の書を著すと全同じ意なるをや、また葛花と云ふ書にも、老莊を並べて、老莊博奕をするは惡けれど、火を救へるは善し、など言れたるも當らぬ論也、莊周などこそ博打には有れ、老子豈然らむや、訝しく思はむ人は、問へ答ふべし）實には老子の傳へし玄道の本は。我が皇神たちの。早く彼處に授與ひし道にして。其謂ゆる自然はしも。我が神典に。惟神者謂下隨二神道一。亦自有中神道上也。と有るに異ること無く。謂ゆる道の精眞は無爲なれど。自惟神なる德に爲ざる事なきを。天地人は其の神眞より出る惟神の道に隨ふ義なれど。此は彼方の古書を讀ま

の古學者わが神典を知らぬ漢學者などの、得知る所に非ずかし。(其は次々に、此の全編夏の桀王が世までに註し辨ふる說等を、平心に見もて行かむに、自然に發明する時の有べかめれば、此に委曲には論はずなむ。)

[二]道之爲物。惟恍惟惚。惚兮恍兮。其中有象。恍兮惚兮。其中有物。窈兮冥兮。其中有精、其精甚眞。其中有申。自古及今。其名不去。以閱衆甫。吾以何知衆甫之然哉。以此。

此の條は老子通本の。第二十一章を採れり。○是の謂はゆる道は、前條に、吾不知其名。字之曰道と言へる、混成の物を云ふ。道之爲物とは、道と字せる物の有趣はと言ふが如し。恍惚とは、忽有り忽無く、視て見えず聽て聞えず、形容し難きを云ふ。然るに其の中に象ある物あり。其の象物いと神妙にして、殊に精なり、是を以て窈冥兮。其中有精。其精甚眞とは云へり。(老子億と云ふ物に、恍惚、窈冥、皆幽深微渺不可爲象之意、物即象也、眞即精也、變文叶韵。與詩躰相似、遂句、而爲之說、則鑿矣と云へり、信に此說の如し。)さて其の象と云ひ物と言ひ精と云へる語こそ實れ。かの道と字せる一の物の中なる。太元の神眞を云ふ。道と字せる物をも物と稱し、其の中なる精眞をも物と稱せるは。其の稱への同きを以て。思ひ混ふる事なかれ。彼をも此をも物と云へるは假名なり。(かの輔注に、道之爲物一句隱然以生物視之、恍惚窈冥也、言有爲恍、忽無爲惚、視之不以目、聽之不以耳、靜心思觀、若有若無、恍惚之間、隱然有像有象、隱然有物可則、窈冥之中有精神、雖然非死物也と云へるも然る言なり。)○其の中有申は、諸本に信の字なるを。申に易たる由は、まづ古申信同音の故を以て。周易を始め古書に。屈申の申に。多く信の字を用ゐたれど。說文に、申神也と有りて。古への神の字なり。斯て河圖括地象及び淮南子に。東方陽州曰申土と有るは、神土の義なるを。括地象の一本に。信土と有るも通用の故なり。(此の事委くは、三皇紀の第十三條に論ふを見るべし。)然れば此も本は決めて申の字を書きて。有神の義なるを。後に音通の故を以て。信

の字を書しこと。疑なく所思ればなり。(先輩諸家みな此の義を得知らず、信の字につきて注せれど其は都て取るに足らず、)さて申は。篆に申とも𦥔とも作きて。申の叉手自持せる象形の字なるを。後に示を从へて神に作れるが。說文に。神天神引出萬物者也。从示申聲とあり。抑是道の中なる象物と稱し。精眞と指たる物は。即上皇大一にて。天地萬物を申出せる。最初の天神なれば。世の初發より。打任せて申と稱せるは。此の神なりし故に。かく言へると聞えたり。(本のまゝ信の字にても强ひて說かば說るれども、申の字の允當なるに若ざるなり、心を平にして潭く惟ふべし、)〇自古及今。其名不去とは。是眞申はも。窈冥の中のに在りて臭も無く聲もなき物から。古へより今に至るまで神と稱す名は。去こと無しと云へるなり。(斯て其の心裡に、道の道と爲べきは常道に非ず、名の名と爲べきは常名に非ず、斯の如く古へより去ざる名こそ、眞の名なれと云へる意あり、)〇以閱衆甫とは。甫は始めなり。閱は說文に。具數於門中也。其の徐說に。一曰察也。出門者。察而數之也。と云へる義にて。彼の一物の門より出る。元機の趣を以て。衆物の始は。悉その神德に生成する理を。撿察し得たる由なり(或說に、閱歷也、甫與父同、男子之美稱、衆甫者古今歷代之聖賢也、自古及今、遊之屬於衆父久矣、と云へるは拙解なり、衆聖賢を衆父と云へる言の有るべくも非ず、)〇吾何以知衆甫之然哉以此とは。吾は老子自から稱ふなり。文の意は。吾何を以て是の。精眞の衆物の甫なる事を知ると言ふに。古へより今に至るまで。申と稱せる名の去ざるを以て。此を知ると。反復して丁寧を盡せる語なり。(是の精眞を、決然として、實物に歸したること、是の一語にても知るべし、)

〔三〕視之不見名曰夷。聽之不聞名曰希。搏之不得名曰微。此三者不可致詰。故混而爲一。其上不皦。其下不昧。繩繩不可名。復歸於無物。是謂無狀之狀。無象之象。是謂惚怳。迎之不見其首。隨之不見其後。執古之道。御今之有。能知古始。是謂道紀。

此の條は老子通本の第十四章を採れり。即前本文

を釋せる語なり。（然るに本書に、前本文を第二十五章に出し、此の章却りて第十四章に在ることは、錯亂のごと所思れど、然には非ず、此は殊更に次第を亂して、後昆の憤悱啓發を期たる、玄道の教方にぞ有りける、然れば今かく次第を訂して註する事は、作者の本意に應はざる所爲なれど、其は本書の在る有れば、此の編には然しも其の教法をば守らずなむ。）其はかの道と字し。大と名けし一物より。衆甫を爲す趣を以て。其の中に精眞有りとは所知れども。其の眞體の見聞得に能はざる義を明さむと欲して。此の像を筆し。かつ其の道紀を述たるなり。（視之不見名曰夷とは。其の精眞の色は。視むと欲れど見えず。故其の様を強ひて名けて夷と曰ふ由なり。○聽之不聞名曰希とは。其の精眞の聲は。聽むと欲れど聞えず。故其の様を強ひて名けて希と曰ふ由なり。○搏之不得名曰微とは。其の精眞は。色も見えず。聲も聞えねば。搏むと欲れど得られず。故其の様を。強ひて名けて微と曰ふ由なり。（老子口義に、老子自曰、不可致詰而解者、猶以夷希微分別之、看其語脈、不破、故有此拘泥耳、と云へるは然る言なり、舊註どもに、夷は平也、希は少也、微は細也、など註せる類みな非なり、もし強ひて之を註せむには、夷は視之不見也、希は聽之不聞也、微は搏之不得也、と註ふより外に言有まじくこそ）○此三者不可致詰。故混而爲一とは。三の者は夷希微なり。詰は問なり。混は總と云ふが如し。文の意は。其の精眞の夷希微なる趣は。詰問して極責すべきに不ざる故に。其の三を混合せて。一と名たる義なり。（然れば爲一と云へる爲の字を名の字の意に見るべし、老子特解に、一謂玄也と云へるも叶へる說なり、）然れど其は老子の名たるに非ず。古始よりの名と聞えたり。其は說文に。一惟初大始。道立於一、造分天地、化成萬物と有るにて知るべし。（文の意は、太始の時に、道早く其の精眞の一に立て、別に天地を造分し、萬物を化成せる義なり、然るを徐鍇が繫傳に、一者天地之未分太極生兩儀と說たるは違へり、其は天地と分りし一物は、是より後に、今の謂ゆる混而爲一と有る、

道の精眞より、生し出たる物なること、今引く說文の文を能く讀み、然して第五條なる、道生レ一、一生レ二と云ふ處に說くを見ば、明かに知りなむ物ぞ、）斯て其の至尊微妙の德を稱して。大一とは言ふなり。（其は次の條に委曲に注ふがごとし、）莊子在宥篇に。黃帝問二至道於廣成子一。廣成子曰。善哉問乎至道之精窈々冥々。至道之極昏々默々。無レ視無レ聽。抱レ神以靜。我守二其一一。而處二其和一。故我脩身千二百歲矣。吾形未二嘗衰一と有る。道は卽是道。神は卽是眞。一は。卽是一なり。（此の事なほ黃帝紀に委く注ふを見るべし、）○其上不レ皦 其下不レ昧。繩々不レ可レ名。復二歸於無物一とは。皦は明なり。昧は闇なり。繩々は綿々と謂ふが如し。上下の字は拘はる事なかれ。仰觀俯察の義なり。文意は。其の精眞中の實有なる事は諦なるが。仰ぎて觀ずるに皦ならず。故俯して察するに昧からず。繩々として絕ず。衆妙を出す趣。また名くべき樣を知らず。是を以て凡俗は復りて。之を無物に歸すと云へるなり。（復字は、其精眞の實有なる物を淺識なる徒は、其の物の見えざるを以て反りて無物と思ふと、咎めたる意を含みて力あり、深く味ふべし、斯て次の四句は、然る徒に反復して、其義を示せる語なり、）○是謂二無狀之狀。無象之象一とは。其の實物の見聞に能ざるを以て。無とな思ひそ。實體有れど。其の象狀見えざれば是は無狀の狀。無象の象と謂ふ物ぞとなり。○是謂二恍惚一。迎レ之不レ見二其首一。隨不レ見二其後一とは。前條に。惚兮恍兮と云へるを釋して。忽有り忽無きを形容し。隱然として物ある意を顯はせり。其は首と云ひ。後と云へるにて辨ふべし。（或說に不レ見二其首一とは無始を云ひ、不レ見二其後一とは無終を云ふ、此は道の無始無終なるを謂ふと云へるは信に然る說と聞ゆれど、迎レ之とも隨レ之とも云へるは、然る意としも聞えずなむ、）○執二古之道一と云ふより以下の文義は。まづ古之道とは。古聖の傳へし大同無名の道なり。今之有とは。後賢の作れる小康有名の敎なり。古始とは。有レ物混成の章及び谷神不死の章などの古說傳を言ふ。（谷神不死の章は、三皇紀に出して、委く其の旨を注ふを見るべし、）古は說文に。从二十口一。識二前言一者也。

その徐錯が說に。古無文字、口相傳也とあり、道紀に紀は、別也と註して。分別の義なれば、古への道を執りて紀と爲し。今の有を御して焉と爲し能く古始を知り明して。道の分別を爲すを學則と爲する由なり。（大同と小康との差別に、禮記の禮運に、孔子曰、大道之行也、與三代之英、丘未之逮也、而有志焉、大道之行也、天下爲公、選賢與能、講信脩睦、故人不獨親其親、不獨子其子、使老有所終、壯有所用、幼有所長、矜寡孤獨廢疾者、皆有所養、男有分、女有歸、貨惡其棄於地也、不必藏於己、力惡其不出於身也、不必爲己、是故謀閉而不興、盜竊亂賊而不作、故外戶而不閉、是謂大同、今大道既隱、天下爲家、各親其親、各子其子、貨力爲己、大人及以爲禮、城郭溝池以爲固、禮義以爲紀、以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度、以立田里、以賢勇知、以功爲己、故謀用是作、而兵由此起、以著其義、以考其信、著有過、刑仁講讓、示民有常、如有不由此者、在埶者去、衆以爲殃、是謂小康と云へり、こは有志と初めに云へれば、然も有志の存りしを取りて、かく言へり、老子の語に、道可道非常道、名可名非常名、無名天地之始、有名萬物之母と云ひ、大道廢有仁義、智慧出有大僞、六親不和有孝慈、國家昏亂有貞臣と云ひ、云々と、能く叶へるは孔子も晩年には、老子の教へに從へればなり。）故是を以て其五千言を熟く讀めば。其の無爲に處して。功成りて居ざる。玄德の修行を爲せる條は。有物混成の章を精達し、その衆甫に處して虛無を守り。其を守ふ條々は。皆かの谷神不死の章を憲章して。其の道紀を立たる者なり。故この二章を宗と爲し。其の餘の諸章を。悉その二た方に擇び分けて部類を爲し。次第を正し致ふれば。其の眞旨いと易らかに知られて。我が神眞學の旨に異なきは、何に尊しき教法ならずや。○譜か云ふ、老子を道の異端なりと、其は信而好古とは云へど、唐虞以下を祖述して、其の目前を取らず、文武が所行を憲章して、之を文質彬々と稱する、儒法よりは、然も謂ふべし、我が皇國の大道よりは、然

しも云ひ腐すべき道に非ず、故その讀法をも立たるに、五千言の廣記、すべて右の道紀に合ざるは一章も有ること無し、そは別に按せる、老子集語を見て知るべし、）さて關尹子二柱篇に。天非自天。有爲天者。地非自地。有爲地者。譬如屋宇舟車待人而成。彼不自成。知彼有待。知此有待と云へる語あり。尹喜は老子傳道の弟子なれば。此は其の師の面授に受たる說と聞えたり。（尹喜は劉向が列仙傳に、著九篇を著して、關尹子と名くと云ひ、漢書の藝文志にも、關尹子九篇、名喜爲關吏、老子過關、喜去吏而從之とあり、隋唐の志には、其の書名を漏せれど、劉向が校定序、また葛稚川の後序も有りて、古書なり、然れども惜きかな、中に後人の攙入文も多かれば能く擇びて用ふべきなり、）斯て此の文に。天を爲し地を爲す者ありと云へる其者は。前本文に謂ゆる道の精眞にて。次の本文に見えたる。九天の上。大淸の中なる。天地の太祖。上皇大一神にぞ有ける。（天經或問に、尹子が右語を標章して、古今謂天地之始、鴻洞深昧、未可臆譚、與其揣摩啓疑、不若緘縢存信、噫是亦未深思也已、夫天之有體、非自爲體也、有所以爲體者、地之有形、非自爲形也、有所以爲形者、天之與地皆有原也、天地主宰、先天無始、後天無終、其樞軸之全能、運于於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云へるは信に然る言なり、）然れば今の五千言は。表に立て弘く傳へ。その奧旨をば別に。玄學の上士にのみ傳へてぞ有りける。（此に就て思ふに、宋の程俱が老子論と云ふ物に、初章の旨を論じて、可道之道以之制行、可名之名以之立言、至於不可道之常道、不可名之常名、則聖人未之敢以示人、非藏於密、而不以示人也、不可得而示人焉耳、故老子著五千文、將以示天下、迪後世也、と云へるは然る言ながら、其の五千言もなほ、中士以下に示せる外篇にて、上士に傳へし内篇は、なほ別に有けり、謂ゆる老子黃庭經、及び中經など是なり、其は咨めるには非ざれど、中士以下の容易に會得すべき事に非ざればなり、）

〔四〕上皇大一者道之父也。天地之先也。一曰上上大一。其神人首鳥身。狀如風皇。五色珠衣。乃在九天之上。太清之中。太冥之外。微細之內。吾不知其名也。元氣是耳。

此の條は雲笈三洞部に引たる。老子中經に採れり（此は葛稚川の書どもに、老子中記とも、老子本起中篇とも有る書にて、玄家に傳へし、祕書なるが雲笈に引たるには、後人の妄添も多く交れり、此より後にも、往々引用ふる事あるには、然る文を省きて、眞語と覺ゆる限を引たり、猶是の書のこと、第七條にも論へり、合せ考ふべし、）なほ同經に。上々大一、道者とも稱し。千歲之人。飛上天上。謁上皇大一とも言へり。（また仙人衣撲衣、眞人無影、衣五綵朱衣、其居無常處、東春南夏、西秋北冬、浮遊名山崑崙蓬萊大都九域之上、時上謁上皇、眞人得道、乘珠玉雲氣之車、駕元極之馬、時乘六飛龍、佐上皇治、中仙之士中天而上、乘雲往來、歷越海江、下仙之士法當尸解、每日朝會拜禮不得懈怠、當為神使、道非有所異也、但有尊卑等級耳、とも見えたり、）楚辭東皇大一歌に。吉日兮辰良。穆將愉兮上皇。と有る王逸註に。上皇謂東皇大一也。日謂甲乙。辰謂寅卯。穆敬也。言己將修祭祀。必擇吉良之日。齋戒恭敬。以宴樂天神也と見え。（林西仲が楚辭燈に、舊註を引きて、大一天之尊神、祠在楚東。故曰東皇也と云へり、）史記封禪書に。亳人謬忌奏祠大一方曰。天神貴者大一也云々。天官書の正義に。劉伯莊云。大一天神之最貴者也など有るは。即是神なり。（なほ諸書に、此の說多く、所見たれど、然のみは抄し出さず、）さて道之父也と有る道は、彼の混成せる一物の。道と字し。强ひて大と名けたる物を云ふ。其は此の神ありて。是の道あるが故に。道之父とは稱へり。是を以て道法自然と云へる自然。やがて此の神の自然なる事を悟るべし。（天地之先也とは。初條に。先天地生と有るに同じく。天地と判るゝ一物の。未生ざる時より。始なく御せる故に如此言へり。（天地の始めは、盤古氏の生出たる時なり、其は第八條に出るを見るべし、）然れども。老子豈この上皇大一と。共に立て知る者な

らむや。此は是の神より出て。天地を鎔造し。萬物を化成せる天神等より。次々に傳示し來れる。眞誥の古説なるを。老子傳承して。また次々に玄學の家に傳來せる者なり。(其は我が神典の古傳説も、亦しか傳來せること、古史徴開題記の初條に論へたるを思ひ合すべし。)○其の神。人首。鳥身云云は。人體の神にて御し坐せど。五色の珠衣を身に服給へる狀の。鳳皇のごと。美麗に見成るゝを鳥身とは言へり。其は黄帝紀に。九天玄女の天降れる狀をも。然云へるに相發して辨ふべし。(本書にこを、雄雞鳳皇とあり、其は二つには非ず、鳳皇やがて、神境の雞なる故にかく言へり、此の事委くは、黄帝紀に注し辨ふるを俟べし。)○九天之上とは。九天をまた九野とも謂ふ。大空の八方中央也。爾雅。素問。淮南子。また緯書どもにも。東方曰蒼天。東南方曰陽天。南方曰炎天。西南方曰朱天。西方曰成天。西北方曰幽天。北方曰玄天。東北方曰變天。中央曰鈞天とあり。(なほ諸書に、其の名の異なる有れど、煩ければ其は漏しつ。)○大淸之中とは。九天の中央。卽かの北極紫微垣內を云ふ。鶡冠子度萬篇に。聖人。其德上反太淸。下及泰寧。中及萬靈とあり。(陸佃が注に、太淸天也、泰寧地也、と云へるは委からず。)○太寘之外とは。淮南子地形訓に。北方曰大寘と見え。雲笈天地部に。大洞經曰。太寘在九天之上。蓋謂寘氣極遠絕乎と有り。然れば外は乃ち上と云が如し。(本に八寘之外と有れど、八は誤字なれば改めず。)○微細之內とは。彼の謂はゆる夷希微にして。惚恍たるを形容して。如此云へると聞えたり。(又或は、地上より北辰星を見れば最小く見ゆる故に、かく云ふにも有るべし。)さて春秋元命苞に。北者極也。極者藏也。言大一星。高居深藏。故名北極也。また中宮天極星。其一明者。大一常居也。故爲北辰。亦爲紫微宮。天神圖法陰陽開閉。皆在此中。宣氣立精。爲神垣也と見え。(中宮とは、謂はゆる太淸之中、北極紫微宮の處を云ふ、此所を大虛の中と爲て、周圍に十二宮を立たるに對して、中宮とは云ふなり神垣とは紫微宮垣なり、北辰とは北極星を云ふ、其は爾雅に、北極謂之北辰と有るにて知るべし

史記天官書の標注に、考要云、天極一名北極、位在中央、四方所取正、故曰中宮、故曰天極、即孔子所謂、北辰居其所、者矣と云るが如し、）春秋合誠圖に。中宮天極星。其一明者大一常居也。旁三星三公云々。淮南子天文訓にも。太微者大一之庭也。紫宮者大一之居也と有る是なり。（史記の天官書も、元命苞、合誠圖と同說なり、然るに其の二書、及び甘石星經に、天皇太帝、北辰星也と云へる說も有り、こは深き由ある事なるを。其の義を知らざる後世の天學家など、甚く思ひ惑へる說多し、其は人皇氏の段の、末に辨ふるを見るべし、（然れば初條に。有物混成。先天地生と有りて。老子の。道とも大とも名けたる物は謂はゆる北辰星にて。其中有物。有精。其精甚眞。其中有申と有るは。即上皇大一神なること著く其の大一の住する星なる故に。北辰をまた大一星とも謂ふにぞ有りける。（是にて彼の自然と云ふは彼物の自然るに任する義なること、いよ〱著明なるに非ずや、）〇吾不知其名也。元氣是耳とは。古く上皇大一。上々大道君など白し傳ふれど此は他より白せる名にこそ有れ。實の名は知らず實體の神には在せど。天地萬物の元氣の本つ神に坐せば。此の神やがて元氣ぞとなり。（但し此は太淸中宮の大元氣なるが、此の元氣に資りて、其の直下に亦一とつの物生れり、其は次條に見えたるが如し。）淮南子要畧訓に。知變化之紀說、符玄妙之中通、迴造化之母也。高誘注に。造化之母、元氣大一之神と有るをも思ひ合すべし。

〔五〕道生一。一生二。二生三。三生萬物。萬物所出。造於大一、化於陰陽、萌芽始震。凝寒以形中央者大一之位。百神仰制焉。

此の條は。生萬物と云ふまでを老子に採り。萬物と云ふより以下二十字は。呂氏春秋大樂篇に取り。其の以下は鶡冠子泰鴻篇に採れり。〇此に道と有るも。彼の天地に先立て混成せる。一物を指して云へるなり。即其は天極星にて。上皇大一の常居なるが。其の門に出る自然の玄德に資りて。其の直下の大空に。また陰陽混交せる。一物の生れるを。道生一とは謂へり。即謂はゆる無中に有を出せる始めにて。盤古氏の傳に。天地未分。

渾沌如雞子と有るは卽是なり。(其は初條に、有物混成、先天地生、以爲天下母、吾不知其名、字之曰道と有るを、此の章に、道生一と云へるに相發して、此の義を辨ふべし、古今の注家、むげに此の義を辨へず、彼の物と此の一とを混錯して說を爲し、彼れは北極上に先生して母たり、此は其の極下に後生して、其の子なる事を知らざるは、無識と云ふべし）然れど其は何として出し給へりと云ふ事は。和漢の古傳に所見無ればし知ること能はず。其はた問ふべき事にも非ずかし。(但し西洋の延實登といふ國は、よく上世の事實を重むじ傳ふる國なるが、此の國の古說に、太古の時に、祁邇夫といふ大神、無始より有りて、此の神の口中より一の卵を吐出せるが、漸に成長して、此の全世界と成れり、天地日月星晨人物、みな是の卵中の物なり、是の大神やがて造物主にて、世界第一の尊神なるが、其の神像は巨大にして、手に卵を捧ぐる形なりと言へり、實に然有けむも亦知るべからず、其は第八條に想ひ合すべき事あり）然るに易の乾鑿度なる孔子の語。また列子天瑞篇に。夫有形者。生於無形。故曰有大易。有大初。有大始。有大素。大易者未見氣也。大初者氣之始也。大始者形之始也。大素者質之始也。氣形質具而未相離。故曰渾淪。渾淪者。言萬物相渾淪而未相離也と云へるは。孔子にまれ列子にまれ。始めて成れる一物の。天陽地陰相混交せる物ぞと言ふ。古說を信ずること能はず。其の臆に取りて。作り搆へし腐說なれば。取るに足らず。(其は今殊に辨を加へずとも、前後に注する古說の旨の、此の四大の說とは、氷炭相反するを以て知るべきなり、然は有れど、右四大の說、乾鑿度には、鄭玄が註あり、列子には、張湛が註ありて、漢魏以來の學者の、開闢の理を論ふとては必ず云ひ出る說なれど、予は之を妄談と定めつ、其は凡て眞の古傳は、凡人の意には、荒唐迂濶に思はるゝも、其を天地の眞理に徵し、萬世の實事に驗して、差ふこと無きを、凡人の臆に出たる說は、打聞たる所こそ實にと信らるゝ如なれ、其を實地に試むれば、必ずうち合ざる事ども出來る故に、予は專と神眞の古說を執りて、凡人の臆說をば、容易に採用せざる事なり）さて一生二

と云ふより以下は。淮南子天文訓に、道始於一。一而不生。故分而爲陰陽。陰陽合和。而萬物生。とあるを。引合せて說べき由あり。（老子口義の標注に、司馬光云、道生一。自無而有、一生二。分陰陽二生三陰陽交而生和、三生萬物。和氣聚而生萬物也と有るは、今淮南子の說に據たると見えたり。）然るは禮記月令の。孔穎達が。正義に。老子云。道生一。一則與易之大極。禮之大一。其義不殊。皆爲氣形之始也。と云へるは信然る言にて。易之大極とは。繫辭傳に。易有大極。是生兩儀とあり。其の疏に。大極謂天地未分之前。元氣混而爲一。卽是大一也。故老子云。道生一。卽此大極也。禮之大一とは。禮運篇に。夫禮必本於大一。分而爲天地。轉而爲陰陽とあり。其の疏に。大一者。天地未分。混沌之元氣也。と云へる是なり。（斯て大一と云ふ語の義を極大曰大、未分曰一、其氣既極大而未分、故云大一也と云へり、此は實に然る說の如く聞ゆれども、仍然らず、彼の北辰大一の玄德に成れる物にて、天地萬物の一なる故に、之をも聽て大一と

稱せるなれど、彼を大一と稱ふと、此をも大一太極と云ふとは、固より異なり、思ひ混ふべからず。）繫辭傳に兩儀と有るは。卽天陽地陰なり。禮運の文と相發して辨ふべし。然れば一生二とは。其一物分りて。天地と成れる義なるが。天地やがて陰陽の本象なる故に。天文訓には。一而不生。故分而爲陰陽と云へり。斯て其の天陽は卽日にて。地陰は卽大地なり。（此よし委くは、盤古氏の傳に註ふを俟べし。）抑禮記に。禮必本於大一。分而爲天地と云へる義は。天陽地陰の未分にして。大一なりし間は。陰陽交合の狀にて。男女の配偶は其の道を傳へし事なるが。是の道を禮の始めと爲す故にかく言へり。古今註者の說は。總て取るに足らず。（其を精く云むは煩はし、易の序卦傳に、有男女、而後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子、然後有君臣、有君臣、然後有上下、有上下、然後禮義有所錯、夫婦之道、不可以不久也、禮記に君子之道起端於夫婦、また禮始於謹夫婦、また天地合而后萬物興焉、夫昏禮萬世之始也、と云へる類ひの語

の多きを思ひ合せて辨ふべし、斯て後に按へば、抱朴子弭訟卷に、人綱始於夫婦、判合擬乎二儀、是故大婚之禮古人所重と云へる語あり、早くも予が意を得たる說ありけり。）さて二生三とは。陰陽既に分り。その中氣合和して。三才の備れるを云ふ。しかは有れど。其陰陽の始祖。盤古氏夫妻生出て。其より天地人の三皇を生出たれば其の義を包たる古傳と聞えたり。其は盤古氏の傳に。盤古氏之後。乃有三皇。此天地人の始也。と有るにても知るべし。（なほ委くは其の條に註ふを見るべし。）三生萬物とは。三は謂ゆる三才なり。此は河上公が章句に。道始所生者一也。一生陰與陽也。陰陽分爲天地人也。此三共生萬物也。天施地化。人長養之也と云へるが如し。（なほ其疏に、天施地化の文を釋して、自天雨露霜雪降澤、地亦各布化功、人亦養農殖畜牧、三才位而森羅萬象、蠢動含靈、莫不爲發育也と云ひ冢田虎が註に、一者天地之始無名者、不二而巳乃爲天爲地、是一生二、既有天地而後人生乃有天地人之名、是二生三、有天地人之名、

而後萬物皆有其名、是三生萬物、所謂有名萬物之母、など云へるも然る言なり、）○萬物所出。造於大一云々は。本書大樂篇に。是より前に。大一出兩儀。兩儀出陰陽。渾々沌々。離則復合。合則復離。是謂天常。（高誘注云、天之常道、）天地車輪。終則復始。極則復反。莫不咸當。日月星辰。或疾或徐。日月不同。以盡其行。（不同度、有長短也、以盡其行度也、）四時代興。或暑或寒。或短或長。或柔或剛と言ひて。此文に聯けり。（なほ同篇に、道也者、視之不見、聽之不聞、不可爲狀、有知不見之見、不聞之聞無狀之狀者、則幾於知之矣、道也者至精也不可爲形、不可爲名、彊爲之名、謂之大一、故一也者、制令、兩也者從聽、先聖擇兩、法一、是以知萬物之情、故能以一聽政者樂、君臣和、遠近說、能以一治其身者、免於災、終其壽、全其天、能以一治其國者、姦邪去賢者至、成大化、能以一治天下者、寒暑適、風雨時、とも云へり、此は皆前後に出す、老子の語を祖述せる語どもなり、）さて高誘注に。造始也とあり。天

地は萬物の始めなり。然るに其の天地は。大一より出せること上の件の如し。是を以て萬物の所出を。大一に始るとは云へり。然れど其は陰陽の變化に因りて。初めて萌牙し。始めて運動し。凝塞して。其の形を成す由なり。（中央者大一之位。百神仰制焉とは。中央は。即上に記たる紫微宮天極星にて。此は大一の常居なる故に。位とは謂へり。百神その制を仰ぐことは。其の所に居て。衆星これに共ふを以ても知るべし。（淮南子詮言訓に洞同天地、渾沌爲樸、未造而成物、謂之大一、同出於一、所爲各異、有鳥、有魚、有獸、謂之分物、方以類別、物以群分、性命不同、皆形於有、隔而不通、分而爲萬物、莫能及宗、故動而謂之生、死而謂之窮、皆爲物矣、注に大一元神、總萬物者也と見え、要畧訓に、原道者、盧牟六合、混沌萬物、象大一之容、注に、盧牟猶規模也、大一之容、北極之氣、合爲一體也なれど言へり、）中山玉櫃經に。夫大一眞君。是北極大和元神也。神通變化。自北極紫微宮。經過於天地開。滋育萬物。在天則五象明焉。在地則草木生焉。在人則神識靈焉。在陰則五行察焉。在化四運變焉。聽之不聞。視之不見。搏之不得。故謂之玄。謂之象。是知道以眞正爲玄關。專精爲要路。倚於此者。則無所不通也とも見えたり。此等の語等をも惟ひ合せて。是の大一の玄德の大なる謂を曉るべし。（但し先かく大一の玄元を問ねて、後に我れ人ともに、其の大一に歸する法あり、是を眞一の道と謂ふ、こゝは別に委く記せる物あり、猶次にも云ふを見るべし。）

〔六〕道可道。非常道。名可名。非常名。無名天地之始。有名萬物之母。故常無欲以觀其妙。常有欲以觀其徼。此兩者同出而異名。同謂之玄。玄之又玄。衆妙之門。

此の條は老子通本の第一章を採れり。〇道可道非常道とは。道の學て道と爲べき者は。不易の道に非ずとなり。（然るは、彼が以て道とする所の者此は以て、道と爲ざる事の有ればなり。）名可名非常名とは。名の指て名と爲べき者は。不易の名に非ずとなり。（然るは此が以て名とする所の者

彼は以て、名と爲ざる事の有ればなり）斯て此の二句は小康の世の。謂はゆる道と名との小を破して。是より以下は。大道の眞玄を述たるなり。（小康の道、及び其の名の賴むに足らざる事は、鶡冠子に、堯傳舜以天下、故好義者、以爲堯智、其好利者、以爲堯愚、湯武放弑、利其子、好義者以爲無道、而好利之人以爲賢と云へるにても知るべし）〇無名天地之始。有名萬物之母とは天地の始め未分の時は。天地と云ふ名なし。豈また萬物の名有むや。其の物既に分り。天と名け地と名くるに至りて。其の間に生ずる萬物。また各々其の名あり。故に天地の始を無名と云ひ。萬物の母たる天地を。有名と云へり。（但し此の二句は、上の二句を釋せる文にて、彼の謂はゆる執古之道と云ふもの是なり、斯て次の二句は、謂はゆる御今之有と云ものなり、是を以て故と語を承たり）〇故常無欲以觀其妙。常有欲以觀其徼とは。觀は眼もて之を視ず。想もて之を視るを云ふ。常に元の無名を想ひて。其の妙所を觀むと欲し。常に今の有名を思ひて。其の徼界を觀むと欲すとなり。（徼は老子翼に徼竅通、物所出之孔竅也又邊際也、歸也、大道邊有小路曰徼と云へるが如し）無有とは。無名有名を云ふこと。別章にまた。道常無名。始制有名。また道隱無名。とも云へるにて知るべし。然るに今の本文を。常無欲常有欲と句讀して。其の義に釋たる說の多かるは。拙解と云ふべし。（諸注の有るが中に、老子翼に、蘇子由云、夫道不可道、況可得而名之乎、凡名皆其可道者也、名既立、則圓方曲直之不同、不可常矣、自其無名形而爲天地、天地位而名始矣、自其有名播而爲萬物、萬物育、而名不可勝載矣、故無名者道之體、而有名者道之用也、聖人體道以爲天下用、入於衆有而常無、將以觀其妙也、體其至無而常有、將以觀其徼也、若夫行於徼、而不知其妙、則麤而不神、留於妙而不知其徼、則精而不變矣、と云へるは粗得たる說なり）さて本書第四十章に。天下萬物生於有。有生於無。と云へる有無と云へる有無の義は。此の條の無名有名と同く。天下の萬物は。既に天地の名有りて生じ。其

の天地は。彼の混成せる無名の物より分り生れりと云へる意なり。然るを列子莊子を始め諸書に。有形者生於無形。と云へる說の多かるは。老子の此の語を謬解せるより起れる說にて。實には無より有を生ずと云ふ道理は。絕て無き事なり。（然れば列子なでに、右の如く有る形字は、二ともに蛇足なり、此の事のみに非ず、列子莊子ともに、老子の語を布演して、却りて其の義を誤れる事いと多かり、其は彼あらむ所々に云ふべし。）然るは天地萬物こそ無りつれ。彼の北辰たる一物は。無始より固有獨立して。其の無爲なる間に。自然る時有りて。元氣發興し。無中へ始めて。天地混成の有を出せれど。其の精眞は元より。太淸九重の隱身にて。臭も無く響もなき故に。凡俗恆に知らず識らず。其の則に順へども。其の眞の實有なる事を知らず。其の神德に出る事をし。無より有を出すと謂ひ或は自然と謂へれば。老子も。姑その凡意に適して。其の趣に云へる事も有れど。本意にも非ず。其は第十七章に。功成事遂百姓皆謂我自然。と云へるを以ても辨ふべし。（凡て造化の行

はる丶有趣を、自然と言ひ、有形は無形に生ずなど云ふは、もと神眞の實躰妙用を知らざる、凡俗の頑口より出たる語と聞ゆるを、列子莊子などはなほ中土の域を出ざる徒にて、其の本來を知らず、神の妙用を自然に混たる說等有れば、況て儒流の其を知ざるは然る物にて、彼の自然と云ふ言を其の偏見に、解し得ざる事ある時の、遁辭と爲して、世に弘く云ふ言と成れり、然れどさる俗士に自然のごと思はる丶事ども、悉く神の測り難き妙用にして、實には、無より有を生ずと云ふ理は絕て無き事なる故に、俗語の自然といふ事も、元より其の謂なき事と知るべし。）此兩者同出。而異名。同謂之玄。とは。兩の者は無名の妙と。有名の徼となり。其の兩の者同に其の元は。かの天地に先立て生れる物の。玄德に出たる故に。無と有の名こそ異れ。同く之を玄と云ふとなり。（此は早く王弼が註にも、同出者、同出於玄也と云へり。）玄之又玄。衆妙之門とは。其の無名有名ともに。彼の玄德に出たる故に。玄と謂へれど其の玄の又た玄なる衆妙の。從りて出る門ありと

云へるにて。其の又た玄と指たるは。彼の主眞上皇大一の元氣是なり。（老子翼に、蘇子由云、以形而言、有無信兩矣、安知無運而爲有、有復而爲無、未嘗不一哉、其名雖異其本則一、知其本之一也、則玄矣、凡遠而無所至極者、其色必玄、故老子常以玄寄言也、言玄則至矣、然猶有玄之心在焉玄之又玄則盡矣、不可以有加矣、衆妙之所從出也、と云へるを思ひ合はすべし。）上に出せる本文の條々に。是の實體を知しめむと樣々に言を盡せれど。尚餘意ありて。辭足らず。所思えし故に。また如此言ひて是の衆妙の門を通り。堂に昇り室に入りて。其の玄奥を知得しむる懇切心にこそ。其はなほ別章に。道者萬物之奥。古之所以貴此道者何也。不曰求以得。有罪以免耶。故爲天下貴と有をも思ひ合すべし。賞罰さへに。此の道の眞に出る趣の古語有れば。謂ゆる自然も。此の眞の自然なりとふ老子の意なること。炳焉なりかし。（此の文の求より免まで七字は、老子以前の古語なるを、眞の實躰なる證に引たるなり、何に云へども同じ物を、

かく樣々に云へる事は、謂ゆる書は言を盡さず言は意を盡し難に、此の一物の玄妙を、説得ず思へる故なり。然る説得がたき、玄の旨をし説出して後見に道の較略をだに、知しめむと苦心せるは、是ぞ遂に神仙の域に至れる、此の老の玄德玄同にぞ有りける、其の著書中に、重復せる語ども有るは、後人の攙入も多かれど、然る實意より、丁寧を盡すと、却りて自から重語を爲せる事も少からず、其は此の老のみに非ず、實意あまり有る人の書には、往々然る事ある物なり、葛稚川の著書など是なり。）是に就て按ふに。抱朴子に。玄自然之始祖而。萬殊之大宗也。眇昧乎其深也。故稱微焉。綿邈乎其遠也。故稱妙焉。其高則冠蓋乎九霄。其曠則籠罩乎八隅。金石不能比其剛。湛露不能等其柔。方而不矩。圓而不規。來焉莫見。往焉莫追。胞胎元一。吐納大始。匠成草昧。轡策靈機。夫玄道者得之者內。失之者外。用之者神。忘之者器。此玄道要言也と有り。此は自然と云ふ語を。今予が言ふ如く解たる故に。玄を自然の始祖とは言へり。（此

の語は、その內篇暢玄卷、數百句の中より、今の要たる文をのみ、僅にかく抄し出たり、委くは本書を見るべし、）さて子華子大道篇に。仰而視之玄在焉。俛而察之玄在焉。旁行而四達玄在焉。迎而望之。參乎其前也。去而違之。玄瞪乎其後也。是故玄无不在也。人能守玄。玄則守之。不能守玄。玄則舍之と云へり。然れば玄は。かの。精眞一の字とも言べくなむ。（然るに葛稚川の書に、眞一と玄一とを別に立たるは、故ある事なり、其は殊に考へ記せる物有れば、此には漏しつ、）

〔七〕大道汎兮。其可左右。萬物恃之以生。而不辭。功成不名有。愛養萬物。而不爲主。常無欲。可名於小矣。萬物歸焉。而不知主。可名於大。以其不自大。故能成其大矣。是謂玄德。玄德深矣遠矣。

此の條は。通本の第三十五章なるが。是謂玄德と云ふより下は。第六十六章に採れり。（其は同意の文の、彼此に重複して、第九章に、天門開闔能爲雌乎、明白四達、能無爲乎、生之畜之、生而不有、爲而不恃、長而不宰、是謂玄德、第五十一章に、道生之德畜之、長之育之、成之熟之、蓋之覆之、生而不有、爲而不恃、長而不宰、是謂玄德と有るなどは、正に今の本文と同義なればなり、此の類の文なほ有り、）さて大道とは、既に說たる衆妙門內。かの一物より出る。上皇大一の道なり。凡ての文義は。老子翼なる呂吉甫が註に。可以左而不可以右。可以右而不可以左。作物一曲者。非大道也。大道則無乎不在。故汎兮其可左右也。而可名于小則非大也。而可名于大則非小非小此道之所以隱于無名也と云へるを用ふべし。（また蘇子由註に、汎兮無可無不可、故左右上下、周旋無不至也、世有生物而不辭者、必將名之以爲己有、世有避物而不有者、必將辭物而不生、生而不辭、成而不有者唯道而已、大而有爲大之心則小矣と云へるも然る言なり、）さて玄德とは。玄之又た玄の。寂寥たる無爲の德の。自然に汎く溢れて生々化々品物咸章なる。衆妙を成せども。辭せず名有らず。主

たらぬ徳化を號てかく稱し。人また常に其の道を階式と爲して。相法ふをも玄德と云ひ。己を虛にして。世俗に同するを玄同と言ひ。世意を除きて道紀を觀覽するを玄覽と謂ふ。玄道は深し遠し。老子五千言の教へ當に此に在るなり。（第六十五章に以知治國々之賊、不以知治國々之福、知此兩者亦知階式、常知楷式、是謂玄德、挫其銳解其紛、和其光同其塵、是謂玄同、第十章に、滌除玄覽能無知乎と云へるを思ふべし、尙書舜典に、舜の德を稱して、玄德升聞とも見えたり。）然は有れど。大道甚夷而民好徑とも有る如く。百姓之に從こと能はず。是を以て第七十章に。吾言甚易知。甚易行。而人莫之能知。莫之能行。言有宗。事有君。夫惟無知是以不我知。知我者希。則我者貴矣。是以聖人。衣褐懷玉と云へり。（文の意は、吾が五千言に著はす言ども、甚た知り易く、行ひ易き道なれど、天下の百姓、よく知ること莫く行ふこと莫し、然るは吾が說く言事どもに、一つも無稽に出る者なく悉古語古傳の實證に本づき、其を宗とし君とし祖述憲章するなれど、百姓その故實を知ること無き故に、我が言の誣妄ならぬ事を知らず、我を知る者の希なるを以て、我か道の貴き事を知るなり、是をもて古語にも、聖人は玉を懷き、褐を被るして、其の光を和し、其の塵に同じて、玄同を守ると云へる義なり。）稚川翁の言に。五千文雖出老子。然皆汎論較畧耳と云へる如く。今傳はる五千語。誠に玄道の較概なり。然るに天下其をだに能く知ること莫く。能く行ふ事なし。是を以て古傳の本義。道術の秘要は。敢て之を天下の百姓に傳へず。卷て懷に收めて。密に玄學の上士に傳示せり。其は大道廢れて浮華競ひ起り。太古の遺傳人多く信せず。還りて玄老を嗤ける世とし爲れる故なり。（世の學者たち、老子の語とし云へば彼の五千言ある事のみを知りて、他を知らず、然れど老子黃庭經は更なり、其の口授遺傳の眞誥密說、いと多く、諸書に散見せり、稚川翁の老子傳に其所出度世之法、凡九百卷、皆老子本起中篇所記者也とあり、此はみな玄學の師々、傳承し來れる密說どもにて、今に存れるも少からず、）然れば

第四十一章に。上士聞道。勤而行之。中士聞道若存若亡。下士聞道大笑。不笑不足以爲道と云へる古語を舉たるも。此に慷慨ありし故にぞ有りける（予が是の編に說く所は、即ち謂ゆる古之道を執りて、今之有に御し能く古始を知りて、道紀を立むとの擧なれば、昔その中士以下の、大笑を取る說等なり、吾豈その大笑を厭はむや、其は下士の大笑する所、元より道の本體なればなり、鬻玄道の事は、別に六家要旨論と云ふ物をも著せり、其の書をも見るべし、）偖右の如く老子の道說に本づき。彼の國に傳はれる。天地未生以前の古始を記し集め。其の所見を著述し置て後に。我が神典の傳へに引合せて。なを熟に考ふるに。上の第五節に出せる。道生一。一生二。二生三。三生萬物。とある條の。一とは既に注ふ如く。彼の上皇大一の。元氣に成れる一物なるが故に。其未分の間を。大一とも稱せるが。其の謂ゆる上皇大一神はしも。疑なく神典なる。天之御中主神になも在ける。（但し此はいと舊くも、神典の學びに勤める人々の、諸書に此の神を北辰にあて、我が本生の、千葉の家に傳はる北辰祭の傳、また京の若江殿より受たる、菅家の太元宮神傳も同說なるは、古人の嘗く考へ定めたる事とぞ聞えたる。然るは是大神。無始より高處の上に御座せるが。固より陰陽未成の神體にて。其の無爲の神德より。皇産靈神男女二ばしらを生給へるが。一生二と云へるに符ひ。其の二神の神德より。天地を剖造し。人種の始祖たる。伊邪那岐伊邪那美二神を生給へるが。二生三と云へるに符ひ。また此の二神にて。國土を修理め。諸神及び萬物を生成し給へるが。三生萬物と云へるに符へばなり。此等の事ども、委くは師の古事記傳、及び予が古史傳を見て知るべし、）然れば一生二と有る。二氣の主宰と聞ゆる盤古氏夫妻は。疑なく皇産靈二神に坐まし二生三と有る。三才の主宰と聞ゆる三皇の傳へは。必ず伊邪那岐伊邪那美神の御傳なると所思たり。）そは次なる盤古氏の傳、及び三皇の傳に、次々注ふを視るべし、）抑天地世界は。萬國一枚にして我が戴く日月星辰は。諸蕃國にも之を戴き。開闢の古說、また各國に存り傳はり。互に精粗は有

るなれど。天地を創造し。萬物を化生せる。神祇の古說などは必ず彼此の隔なく。我が古傳は諸蕃國の古傳。諸蕃國の古說は。我が國にも古說なること。我が戴く日月の。彼が戴く日月なると同じ道理なれば。我が古傳說の眞正を以て。彼が古說の訛りを訂し。彼が古傳の精を選びて。我が古傳の闕を補はむに。何でふ事なき謂なれば。此の全編もはら。右の心定を以て。次々に考へ記せり見む人その意を得て。訝る事勿れ。（然るは俗の儒者などの、何事にまれ經書と云ふ書等に、記せる事をのみ是として、我が古へを知らず、またその儒道の本原をさへに、辨へざる倫は論ふに足らず我が古學の徒にも然る倫ありて、我が神典を除ては、絕て古傳はなき如く、外國の事とし云へば取見む物とも思はずて、天地を鎔造し、萬物を化生せる天神たちをも、彼は彼たり、此は此なりと頑に思ひ取りて、予がかく彼れをも取りて、古へを明すを、世には何くれと論ふ倫も有る由なれど、其は彼をも此をも得知ざる、例の曲士の癡僻なれば、是また事とも思はずなむ）

〔八〕古昔（盤古眞王紀第二）天地未分。渾沌如雞子。盤古氏生其中。萬八千歲。天地開闢。日甲子歲。甲寅。淸輕者上爲天。濁重者下爲地。盤古在其中。一日九變。神於天。聖於地。天日高一丈。地日厚一丈。盤古日長一丈。如此萬八千歲。天極高。地極深。盤古極長。數起於一。立於三。成於五。盛於七。處於九。

此は先秦の博士徐整が。三五曆紀の文を。諸書に引たるを彼此校訂して記せり。（其の由は、既に春秋命曆序考に委く云へりき。）さて此の渾沌雞子の如き物は。前紀第五條に載せる。老子の語に。道生一と有る一物すなはち是にて。其の物の未天地と分れざる間は。渾沌として雞子の如なりしが開闢せりと云ふ事は。我が神典に既く其の說ありて。古史の徵及び傳に委く論へるが如し。（雞子とは、其の雛の義には非ず、雞卵を云へり、然れば此は、何の鳥の卵を以て譬へむも、同じ事なれど、近く見る雞卵を以て、易々と譬へたるは、何國も同じ古傳の趣と見えて、天竺にも然云へり）淮南

子天文訓に。雞子とこそ言ね。天地未形。馮々翼翼。洞々灟々。故曰大昭。（高誘が註に、馮翼洞灟、無形之貌と云へれど、此は校正本の頭註に、馮翼盛滿貌、洞灟婉順貌、と云へるぞ叶へる、其は無形には非ざればなり、）淸陽者薄靡而爲天重濁者凝滯而爲地。淸妙之合摶易。重濁之凝竭難。故天先成而地後定と云ひ。（高誘注に、薄靡者、若塵埃飛揚之貌と見え、頭注に、竭當作結幹之異也と云へり、）天竺の古傳にも。本無日月星辰及地。時大安荼生。如雞子周匝金色時熟破爲二段。一段在上作天。一段在下作地。彼中間生梵天王。名一切衆生祖父。作一切有命無命物と見えたり。（此は小乘涅槃論と云ふ物に、天地初發の古傳を、多く記せる中の一說なり、猶合せ考ふべき說等多かれど、其は印度藏志に出せり、但し皇國、赤縣、天竺ともに、天地未分の時を、雞子の如しと云へる傳へなるが、西洋また同じ說なり、其は既に第五條に云へりき、）○萬八千歲天地開闢云々とは。大空の無中に。其の雞子の如き有を出して。萬八千歲がほど。其の狀にて在けるが。時至りて其の物二つに開闢して。其の淸輕陽は。上に萌上りて天日と爲り。其の濁重陰は下に凝縮りて大地と爲れる由にて。前傳第五條に引たる禮運に。大一分而爲天地と言ひ。繋辭傳に。大極生兩儀と有る是なり。）盤古在其中とは。天日は萌上り。大地は凝成れる其の中間に。盤古氏夫妻の成出て在けるなり。然れば其の一物中に胞胎して。萬八千歲の間に。其の體の成畢たるなり。（盤古氏の夫妻なる事は、下に出す本文にて知るべし、）さて此の謂はゆる天は。常に云ふ大空蒼天の事には非ず。天日の成れる始めの傳へなる由は。常に謂ゆる天は。舊くも。地を踰こと三尺なれば。天を增こと三尺と云へる如く。大空無質の稱なり。然れば此は地に並べて天地未分。また分而爲天地など樣に。實體なる趣に云ふべき者に非ざるを。右のごと云へるは。大空に非す。形質ある物なるに論なし。（是この古說に、不審を起べき第一義なるを、古今の學者に此の論なきは、餘りなる脫漏にこそ、いで此の天の天日なる義を論さむに。既に云へる如く。禮運に。夫

禮必本於大一。分而爲天地と有りて。未分の間を大一と稱せるは。上皇大一の玄德に資りて。成出たる故の名にて。春秋說題辭にも。天者群陽之精也。合爲大一。分爲殊名。故立字一大爲天。天之爲言鎭也。居高理下。爲人鎭也とあり。（梁の簫吉が五行大義に、天地因何生、曰因大一生、故變大一字爲天と云へるは、此に本づけりと見ゆ、）實に此は古說と聞えて。禮運に。夫禮必本於大一。と云へる同じ事を。夫禮必本於天とも數所に見え。說文に。天顚也。至高無上。從一大と云ひ。徐鍇が通釋に。一大爲天。天之爲言顚也。無所與高也と云へり。（說題辭に、音を鎭として、人鎭の義と爲し、說文には、音を顚とし至高の義と爲せり、此は記者に、古へと後との別あり、また記者の、國の異なる故に異音を爲し、字義をも別に說こと有り、其は楊泉が物理論に天者旋也均也、積陽純剛、其の體廻旋、羣生之所大仰と云ひ、劉熙が釋名に、天豫兗冀、以舌腹言之、天顯也、在上高顯也、青徐以舌頭言之、天坦也、坦然高而遠也と有るにて知るべし、何事にも本とする、天の字の音義すら、かく一定の說無れば、其の餘の字等を思ひ遣るべし、）然れば古く天と云ひしは。大空無質の稱に非ず大一の二つに分りて。上れる物を云へること著く。其の物やがて天日なる事は。易の說卦に。乾爲天と云ひ。かつ其の象に日あり。帝あり大象に。天行乾。君子以自彊不息と有る乾は健にて。天日の進行するに。剛健なるを云へるなり。（是の天もし蒼天ならむには、行とは云ふまじく、天日なるが故に、行とは云へり、此の事なほ委くは、大象經傳乾卦の所に論へるを見るべし、）また毛詩大雅に。皇矣上帝。臨下有赫。監觀四方。大戴禮に。皇々上天。照臨下土。庶物羣生各得其所。說卦傳に。帝出乎震。齊乎巽。相見乎离云々。尙書正義に。尸子云。天高明。然後。能燭臨萬物。地廣大。然後能載任羣體云々など云へる上帝。上天。帝。天みな正に天日を謂へりなほ易緯書緯なとに。孔子曰。帝者天之稱也。と云へるをも思ひ合せて辨ふべし。（說文に、皇煌也、帝諦也と注して、其に照明なる義なり、禮

記の郊特牲に、祭帝弗用也と有る疏に、據其在上之體、謂之天、因其生育之功、謂之帝と云へり、信に此の說の如く在上の體と、生育の功とに因りて、天とも帝とも稱るにこそ有れ、此の天日實は、一箇の神爐なる事を、彼の儒家者流は曾ても知ねど、玄宗の書等には、含物水精藏於內、流光照於外、其中有城郭など云ひ、其を知る神の住する由をも載せり、然れど其を知り給ふ神の我が皇國に生坐して、乃ち天皇の御祖におはし坐す事をば、露知ずぞ在りける猶この上帝と云ふ事に於ては、古來の諸書に、紛錯はしき說ども多かり、其は三皇紀の末に、委く辨ふるを見るべし）斯て大空の蒼々たる邊を。總て天と稱する事と爲れるは、天日の在る方なる故に、後遂にかく云ひ廣めしを。後世その古義を忘れて。日と天とを別に訛まりて天とし言へば。大空の事とのみ思へるにて。此は和漢合符の紛錯にぞ有りける。（其は古史傳に、委く論へるを見て知るべし）さて赤縣州に盤古氏と傳へ。天竺國に梵天王と傳へしは。異名同神にて。此は既に粗辨へし如く。神典なる皇産靈神の事を傳へ奉れる古說なり。斯て神典の正說は。天日國土の未生ざりし以前に。かの天之御中主神の神靈に因りて。此の神男女二ばしら成坐し。（天之御中主神と申すは、彼國に謂ゆる、上皇大一なること、前紀に委曲せるが如し）其の産靈の神德に資りて。大空中に渾沌たる一物の。その狀言ひ難きが生出て。天日と國土とに分れ。其の間に伊邪那岐伊邪那美二神生出坐せり。然るに皇産靈神に當る盤古氏。梵天王を。其の物の中間に生れる趣に云へるは異傳なり。（然れども、神の本を皇國に遙に放れる、戎國々の傳聞せる說等なれば、斯ばかりの差違は、有るべきなり、斯てなほ思へば、能くも斯まで傳へてぞ有りける中には却りて、皇國に漏たる傳さへ聞ゆるは、珍き事にこそ）○一日に九變云々とは。天地造化の本主。陰陽萬物の宗元たれば。分身合體は更なり。大身小身變化固より自在にて。天に沖り地に潛まり。或は現はれ。或は伏れ。天に在りては。萬物を引出べき。天道の樞機を發し。地に在りては。八風を鼓動し。萬物を生成すべき地道を興せるを言ふ

と聞えたり。（其は神典に、産靈神と申せる産靈の字、また字書どもに、神皇の字義を釋たる、古説どもをも參考して、此の旨を辨ふべし、）○天日高一丈とは。神典に。此の時天地相去未遠と云ふ語有れば。其の分判せる當昔は。その間の最近かりしが、漸々に遠放れること灼し。一丈とは其の量をさへに。精く語り傳へたる者なり。下文なるも準へて知るべし。○地日厚一丈とは。漸々に大地に厚く大きに成もて來しを云ふ。（但し大地の次々に厚く、大きに成れりと云ふを、疑ふ徒も有るべけれど、此の理は神典を讀見て知るべし。）○數起於一云々とは。洛書九宮の陽數の位する方々より。漸次に大地の成れる義にて。まづ北一に起り。東三に立ち。中五に成り。西七に盛り。南九に處して。全く成竟たる由と聞えたり。（洛書九宮の事も、委くは古易傳を見て知るべし。）さて盤古と稱ふ號は。下文に。盤古氏夫妻と有れば。其の夫妻に通る號なるが。言の義は。通鑑の釋義に。盤古猶言盤固。氏者指其人。而名之也。按天地初分之時。盤古生於其中。能知天

地之高低。及造化之理。故俗傳曰盤古分天地。盤古盤固之也と言へり。（こは既く羅泌が路史に、盤古盤固之謂也、と云へる説を、精くせる説なるが、按より以下は、狡意の説にて、古意に叶はず、其は豈造化の理を知る耳ならむや、造化は即て此の眞王の態なる物をや、）また路史に。天地之初。有混沌氏者。出爲之治。即世所謂。盤古氏者。神靈一日九變。蓋元混之初。陶融造化之主也。（六韜大明云、召公對文王曰、天道淨清、地德生成、人事安寧、戒之勿忘、忘者不祥盤古之宗不可動也、動者必凶、今贛之會昌、有盤古山、本盤固名、其湘鄉、有盤古保、而雩都有盤古祠、盤固之謂也、按地理坤鑑云、龍首人身、而今成都、淮安、京兆、皆有廟祀、事具徐整三五歷紀、眞源賦謂、元始應世萬八千年、爲一甲子、荊湖南北、今以十月十六日、爲盤古氏生日、以候月之陰晴云、其顯化之所宜有以也、）混沌氏之世。但聞宰漫。而不昭晰。有不得而云矣。王充曰。古人水火。今之水火也。今之聲色。後之聲色也。鳥獸竹木。人民好惡。以今而見古。繇此而知來。

千世之前。萬歲之後。無以異也。事可知者。聖賢所共知也。不可知者。雖聖人不能知也。非學者之急。今一切略之と云へる注文以上は。有の儘なる說なれども。混沌氏之世と云ふより以下は。希しからぬ。例の儒流の生狡意なり。論ずるに足らず。

〔九〕盤古氏夫妻陰陽之始也。生於大荒。莫知其始。蓋陶鑄造化之主。天地萬物之祖。乃元始天王。大元聖母是也。盤古氏之後。乃有三皇。此天地人之始也。

此は前條に聯ける。三五歷紀の文なる中に。生於大荒と云ふより以下三十二字は。世史類編。述異記。枕中書などを取りて補へり。○盤古氏夫妻は陰陽之始也とは。彼の陰陽混沌たる一物。分判して天陽地陰と成れる。其の中間に此の夫妻を生じて。是男女の形に成せる始めなるが。有ゆる萬物に。陰陽の道あること。此の二神の神德より。出る事なる故に。かく傳へたり。然れば此の陰陽と云ふに。夫妻男女の始めと。有ゆる萬物に陰陽の道ある始めとを兼たる說なり。(其は陰陽とは、天地萬物の牝牡を總たる名なる故に、天地の陰陽を男女とも云ふこと、繫辭傳に、男女構精萬物生と有るにて著く、素問にも、陰陽者血氣之男女也と云へり、また人の男女を陰陽と云ふこと、此の本文にて著し、此は常に心得て有るべし。)信に此の傳への如く。謂ゆる盤古氏夫妻は。即ち神典なる皇產靈神二柱に准して。其の男女の間より伊邪那岐伊邪那美二神を生し給ひ。是より夫婦のわざ始まりて。嶋の八十島をはじめ。謂はゆる五行の神。日月の神。山海川澤の神。また萬物をも生し給ひ。天地世界の造化は。此の四柱神の行ひ始めし態なり。是を以て奇きかも妙なるかも。總じて活物は更にも云ず。國土山澤草木までも。自然のごと牝牡あり。(國土に陰陽の別ある事は、神典に、伊豫國謂愛比賣、讚岐國謂飯依比古など男女の名あるにて知るべく、山澤にも牝牡あること、大和國なる三山の嬬競ひの故事を思ひても知るべし、委くは古史傳に云へり。)其は有ゆる萬物盡く。天陽地陰の間に包胎せられて。其の氣勢の宇宙に彌淪せるを。稟得るが故に。各々牝牡

の象を具する事なり。然るは。神典に。産靈大神かの伊邪那岐神に天之瓊矛を賜ひて。國土を修堅めしめ給へるを。天竺の古傳に。大梵自在天王と稱ふは。疑なく産靈神の事なるに。其の手に戟を執れるが。萬物從レ其生也と云ひ。男陽の形せる石を。天根と號けて其の神體と爲し。國々に其の祠多く。かつ諸有趣。由レ之而生と。云へるをも思ひ合せて。皇國は更なり。赤縣にも天竺にも。玄牡玄牝に資りて。天地萬物の生れる傳說なる事を辨ふべし。(此は既に論ふ如く、萬國の天地固より一枚なるが故なり、但し天地及び萬物の生成せる本は。玄牡玄牝なりと云ふを、嗚呼なる說に思はむ人も有るべけれど、實には天陽地陰と云ふ物、やがて其狀なるが故に、人種萬物みな其に肖て成れる物ぞと、本より末を思はむには、異とは思はざらまし。)さて天陽地陰は萬物の、父母なる故に。萬物盡この二た方に分屬せざる者は有こと無し是を以て伏羲氏の易を作るに。そを二方に配屬して。其道理をぞ述たりける。然れど此を深き謂ある事にこそ。(然るを先師の古事記傳、また其の餘

の著書にも、時に觸れては、其の說を語られし語ども有りて、陰陽の理と云ふことは、もと無き事にて、彼の國人の私說なる故に、他國には其の議なき事なりと云はれ、歌にも戎人の言はそら言陰陽といふ理りは世になき物をとも詠れたり、然れど此はかの皇産靈神の、男女二柱に坐ことを心著れず、天日大地の、玄牡玄牝なりし事をも、考へ洩されし故に、彼の漢人ら及び此方の漢學者らの、余りに陰陽の議に、言痛きを採めむと爲て、右の如くは云れしなり、誠に師說の如く、陰陽の理を唱ふるは、漢土にかぎる事にて、皇國の古へは更なり、他國にも其の議なし、然れば天地は天地、男女は男女、水火は水火と、直に見て、其を陰陽と云ざらむも事かけず、また陰陽と云ふ名を以て、其の理を說たらむも、甚く道に害ある事には非ず、そは予が古史傳に、天地間の玄理にわたる說多きを、皇國に元より陰陽と云ふ說なき故に、其の字を借りて說なる事は、一說だに有ること無し、是を以て云はずとも事缺ざる事を知べくまた此の編及び大昊古易傳、また古曆傳などは、

專ら漢說に因れる事なる故に、其の理をも說出れど、眞の道理に於て、違ふ事の無きを以て、甚く、道の害ある事に非ざる事を悟るべし、老子云く、言者不知、知者不言と、まことや世人は、陰陽を知ざる故に、常によく陰陽と謂ふ、予や諦に其の理を知るが故に、常に更に陰陽を云はず、）○生於大荒無知其始とは、海外の甚く遠き所を大荒と云へば。元より盤古氏を、其の國に生出たりと言ふ傳說に非ず、然れば其の生所。及び其の始めも、世俗には詳ならぬ由なり（然れど天地分判して、其の成立する間の、萬八千歳なる事は諦に語り傳へたるなり、）然るに梁の任昉が述異記に、今南海中盤古國、今人皆以盤古爲姓、桂林有盤古氏廟。今人祀祝。また今南海有盤古氏墓。亘三百餘里。俗云、後人追葬盤古之魂也など記載たれど。此は古傳に合ざれば、後世妄意に構へ出せる國名なること著く。廟また墓など云ふも、其の國名に合せて。又後に結構たるものなるべし。（また路史に、元豐九域志、廣陵有盤古冢廟、殆亦神假者、錄異記・成都之廟、有盤古三郎之目など云ふ說をも載せれど、皆後世の所爲なり、況て其の生日及び其の日など云ふは、妄誕の極みと云ふべし、）○陶鎔造化之主、天地萬物之祖也と云ふは、神典に、皇產靈神の神德を傳へたるに符合して、最も正しく、貴き古說の遺れるなれり（我が皇典の、顯宗天皇紀に見たる日神月神の御誨言に、我が皇祖產靈神、有鎔造天地之功と云々と詔へる御語を思ひ合すべし、）是を以て彼の述異記に。昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木、古說盤古氏喜爲晴、怒爲陰。先儒說。盤古氏泣爲江河、氣爲風。聲爲雷。目瞳爲電。秦漢間俗說盤古氏頭爲東岳、腹爲中岳、左臂爲南岳、右臂爲北岳、足爲西岳、吳楚間說。盤古氏夫妻、陰陽之始也、昉按。盤古氏天地萬物之祖也、然則生物始於盤古也など數說を擧たり（また諸書に引たる、帝王五運歷年記と云ふ物に、盤古之君龍首蛇身、噓爲風雨、吹爲雷電、開目爲晝、閉目爲夜、死後、左目爲日、右目爲月、骨節爲山林、毛髮爲草木、血爲淮瀆、腸爲江海、

又古昔傳盤古左手爲東岳、右手爲西岳、腹爲中岳、首爲南岳、足爲北岳とも見ゆ、なを諸書に同じ類の說多かれど、今悉くは抄し出さず、）此は皆我が神世の傳への訛り遺れる說にて。其の兩眼の日月と化れる傳へは。正に伊邪那岐命の御目より。日神月神を生坐せる傳へを訛りて。直に其の目の日月と成れりと傳へ。（なほ日月の始まりの說は、諸蕃國に種々云ふ說ども聞ゆれども悉云ふにも足らぬ妄誕どもなり、）毛髮は草木と爲れりと言へるは速須佐之男命の。毛髮を拔散して。楠檜杉柀などを。生し給へる事の訛傳也。其の餘も思ひ合さるゝ事等なれど。今は其の尤きを一つ二つ云ふなり。餘は神典に就て思ひ合はすべし。（天竺の古說にも、虛空は大梵自在天王の頭、地は身、水は尿、山は糞、一切衆生は腹中の蟲、風は命、火は身の暖りにて、一切是より生ずと云ひ、初めに一男一女を生じ、其の男女和合して、一切有命無命の物を生ずと傳へ、西洋には、造物主すでに天地を造有して後に、人の先祖二人を造りて、其の男を阿太牟と云ひ、其の女を延波と云ひしとも

天地を造成して後に、塊土を摶成して、此の二人の形を造り、萬民の始祖となす、これ人死して土に歸る事本なりとも言へり、大凡同じ趣の訛傳なり、）乃元始天皇。大元聖母是也とは。まづ隋書經籍志に。道經云。元始天尊生於大元之先。稟自然之氣。沖虛凝遠。莫知其極矣とあり。（なほ漢武內傳を始め、玄學の古書どもに、元始天王とも有るは、みな盤古氏を謂へり、）葛洪枕中書なる眞記に。昔二儀未分。溟涬鴻濛。未有成形。混沌玄黃。已有盤古眞人。天地之精。自號元始天王。遊乎其中。（二儀とは、即ち天地なり、其の中に遊ぶとは、天地未分なる中に、胚胎せられて在りしを云ふなり、）玄々大空。無響無聲。元氣浩浩。二儀始分。相去三萬六千里。崖石出血成水。元始天王。在天中心之上。名曰玉京山。山中宮殿並金玉飾之。復忽生大元玉女。在石澗積血之中。號曰大元聖母。元始君下遊見之。乃與通氣結精。招還上宮。（大元聖母生じて、石澗積血の中に在りしと云こと、心得難きに似たれど、熟思ふに、上文に、二儀始めて分り、相去り畢りて

後に、崖石より血を出して、水と成れりと有るは血の如く赤き汁の水と成れる、其の陰濁なる中に生したる義と聞ゆ、誠や天陽地陰の交合せるが、分りし始めは、其の玄牝の門なりし所の、かく有りけむ事は實然も有るべき事なり、其は三五本國考に出せる、春秋合誠圖に、堯母慶都の生じたる大石中にも、血流れ潤へりと有るをも思ひ合さるればなり）大元聖母。生天皇。後生地皇。地皇生人皇。於今所傳三皇天文。是此所育。故能召請天上大聖。及地下神靈。無所不制也。と有るにて知るべし）此の枕中書と云ふ書もとは葛稚川の記なるが、後人の漸々に加筆せる物と見えて、故實に符はず、信られぬ事の交れる物なり、今は異本ども、及び諸書に引たるを交も校して、眞說と覺ゆる限りを引たるなり）さて元始天尊と稱せる名義は。初學記に。大玄眞一經曰。無宗無上。而獨能爲萬物之始。故名元始。運道一切。爲極尊。而常處一清。出諸天上。故稱天尊也と言へり（老子名號經と云ふ籍に、盤古氏、登大淸天中。曰元始天王と見え、世史類編に、荒史以盤古

史。別爲元始本紀と云ふ事も見えたり、雲笈七籤に、元始天皇紀と云ふもの收たれど、其は取るにたらぬ書なり、其の名號經と云ふをも、雲笈に引たれど、後人の妄誕多く、委くは採用ならぬ物なり、總て道書は、古傳の珍しき說も多く傳はれど後人の攙入を撰び捨ること專要なり）斯て其の常居する處は。天の中心の上にて。玉京山と稱ふ山なるは。疑なく紫微宮にて。我が神典に。皇產靈神の。高天原に隱身して御坐す。と有るに能く符へり。（是を以て、かの述異記、歷年紀などに、盤古死して後など云へる說の有るは、みな謬說にて其の廟墓など云ふは、後世の所爲また南海中に盤古の國ありと云へる妄誕をも辨ふべきなり）なほ此の玉京山の事は。下の第十一條に。委く注するを俟べし。○盤古氏之後。乃有三皇。此天地人之始也とは。盤古眞王夫妻の。玉京山に隱沒せる後に。三皇の出興せる由にて。三皇とは。天皇氏。地皇氏。人皇氏なるが盤古氏の子孫と云ふ傳へなること。上の眞記に所見たる如くにて。即ち老子に。二生三とある二は。天陽地陰の兩儀に。盤古

氏夫婦をかね。三は三才を謂ふは固よりにて。盤古の後に三皇あり。是より三才の道の具はれる義なること。既に說たるが如し。(上の第五條に注せるを、立返り見て知るべし。)さて淮南子精神訓の初に。古未有天地之時。窈々冥々。洞莫知其門。有二神混生。經天營地。(二神陰陽之神也、混生俱生也。)孔乎莫知其所終極。滔乎莫知其所止息。(孔深兒、滔大兒。)於是。乃別爲陰陽。離爲八極。剛柔相成。萬物乃形と云へるは盤古夫妻の事にも。天地二皇の事にも想ひ合すべし。)

〔十〕八極之廣。東西二億三萬三千里。南北二億三萬一千五百里。昆侖山爲天柱。爲地首。一曰昆侖北。一曰昆侖虛。氣上通天。地之中也。上爲天鎭。橫爲地軸。立爲八極。滿爲四瀆。地下有四柱。四柱廣十萬里。有三千六百軸。犬牙相牽。名山大川。孔穴相通。有五色水。出五色雲。其山中應于天之最中。蒼帝之下都。聖仙之所集。神物之所生。四維多玉。乃所謂鍾山也。有神。是謂燭龍。其爲物。人面蛇身。而赤色。直目正乘。其瞑乃晦。其視乃明。不食不寢。風雨是謁。是燭九陰。居于鍾山之下焉。

此の條は四維多玉と云ふまで。古微書に出せる河圖括地象。及び河圖始開圖の中より。古說と聞ゆる限りを選び綴り。(河圖活地象は、孫瑴が論へる如く、七緯の祖書にして、夏禹の水を治むる時に得たる古書なるが、其の全書は早く亡びて傳はらず、孫瑴が拾ひ集めしは、諸書に引たる文なるが中に後人の注文、或は加筆も多く錯り、殊に此の昆侖の文には、他の擬昆侖どもの文を、誤りて此の山の事として記せるが多し、そは盡く擇び捨たり、古微書を見る人、適に予が此の文を見て、古微書に云々の文有るを見落せりとな思ひそ、)有神と云ふより以下は。山海經の大荒北經と海外北經とを取り合せて記し。乃所謂鍾山也と。予が參考の文なり。(其は下に注するを見て知るべし。)○八極とは。四方四維を云ふ。淮南子地形訓に。八紘之外。乃有八極。東北方曰方土之山。東方曰東極之山。東南方曰波母之山。南方曰南極之山。西南方曰編駒之山。西方曰西極之山。西北方曰

不周之山。北方曰北極之山とあり。(委くは、人皇氏の段に引くを見るべし)此の廣さを云ふこと。諸書の說同からず。皆荒唐の詭說等にて。一つも信を取べき者は有ることなし。(其はまづ、山海經の海外東經に、帝命竪亥步、自東極至于西極、五億十萬九千八百步、竪亥右手把算、左手指青邱北、詩含神霧に、天地東西、二億三萬三千里、南北二億一千五百里、天地相去、一億五萬里淮南子地形訓に、禹乃使大章步、自東極至于西極、二億三萬三千五百里七十五步、使竪亥步、自北極至于南極、二億三萬三千五百里七十五步、呂氏春秋有始覽篇に、凡四極之內、東西五億有九萬七千里南北亦五億有九萬七千里、廣雅に天去地二億一萬七千七百八十一里半、度地之厚、與天高等、南北相去一億三萬三千五十七里二十五步、東西短四十步など有り、また周髀算經の趙注に、括地象の文を引たるには、八極之廣、東西二億二萬三千五百里、南北二億三萬三千五百里と見え、周禮の疏には、河圖括地象云、南北二億三萬三千五百里、東西二南三萬三千里とあり、後漢書郡國志の劉昭注に、山海經稱、禹使大章步、自東極至于西垂、二億三萬三千三百里七十一步、又使竪亥步、南極盡于北垂、二億三萬三千五百里七十五步とあり、算經また周禮の注疏等に引たる括地象の文、今の本文と違ひ、郡國志に引たる山海經の文に、禹使大章云々と有れど、今傳はる本に、是の文なきは、脫せる者か、また其の數も、互に合はず未いづれか眞古說と云ふことを知らず)今姑くこの本文に據りて言ふときは東西二億三萬三千里は。皇國の今の道法にて。二萬四千二百七十里と三十町に當り。南北二億三萬一千五百里は。二萬四千百十四里と二十一町に當れば。東西は南北より百五十六里餘延たり。(億は韵會に、詩禾三百億兮、鄭注、十萬曰億、毛曰、萬々曰億、孔疏云、今九章算術、皆以萬々爲億、鄭以古數言之、韋昭云、十萬曰億、古數也、秦時改制、始以萬々爲億、內則註疏、億之數有大小二法、其數以十爲等、十萬爲億、其大數以萬爲等、萬至萬、是萬々爲億とあり今は古數に依り、二億を二十萬里として數へしな

り、然れど上に引たる、海外東經に、五億十萬九千八百歩と有るに依れば、古く萬々爲億と云ふ數をも用ひしと聞えたり、然て億字、實には俗字なり、其は說文に意に作りて、滿也、从心啻聲、一曰、十萬曰意と見え、また人を从へて億とも作たるを、後に億とは謬れるなり、說文心の部人の部の段注を見て知るべし〕近世西洋人の物せる。輿地說等を視るに。地球の大さを測れる說々多かるが。大抵は今の道法にて。一萬里內外と察たる測量なる中に。其の形眞圓に非ず。具に比較算定すれば。東西九千七百三十五里二十三町許り南北九千七百零八里三町許りにて。百七十八と百七十七との如き故に。少く橢圓なる由云へり、此の說さも有るべく聞えたり。〔此は靑地林宗と云ひし人の譯せる、萬國輿地志に依りて云ふ、然れば括地象の說は、甚く大きに過たるごと思はる、然れど東西の、南北より延たる說に於ては違ふこと無し〕〇昆侖山爲天柱は。まづ昆侖の字は。說文に。昆同也。从日从比。侖思也。从亼从冊と見えて。固より山に由ある文字に非ず。虛の字の下

に。昆侖の熟語あれど。二字共に山に从はず。古書多く然なり。然れば是の山を昆侖と云ふは。天地分判の時より稱へ來し自然の語にて。其の義元より知るべからぬを。此の二字は音を取りて義を取らず。其の語のまゝに用ひ來れる假字なるを。久しく借て。遂に是の山の字と定めし故に。後また山を从へて。崑崙とも作たる者と所思るなり。〔漢の劉熙が釋名、釋丘の所に、丘一成曰頓丘、一頓而成無上下大小之殺也、再成曰陶丘、於高山上、一重作之如陶竈然也、三成曰崑崙丘、如崑崙之高而積重也と有るは、昆侖の二字すでに是の山の名字となれるを後に、是山の積重なる如く三成なる丘をば、崑崙と云ふと云へる義なり、爾雅の釋丘に、丘三成曰昆侖とあり、注に、崑崙山三重、故以名云と云へるは、本末を誤れる說なり〕さて山は。說文に。山宣也謂能宣散氣生萬物也。有石而高象形。徐鍇が繫傳に。象山峯竝起之形など見ゆ。括地象にまた。地部之位。起形高大者。有昆侖山從廣萬里。高萬一千里とも有れば。徐說よく叶へり。〔釋名に、山

產也、產二生萬物一也とも有れば、說文の、山宣也といふ說は通ゆれども、有レ石而高象形と云へるは通えず、）○爲二天柱一爲二地首一とは。下文に。上爲二天鎭一。橫爲二地軸一云々とも有る如く。地上に勃起せる所は。天に沖りて天柱と爲り。地中に根基せる所と橫に匿伏して。地軸とも八極とも爲たる其の柱と爲れる處。やがて地の首なる山なり。（なほ地下有二四柱一の所に云ふを併せし）さて是の柱の有樣を。神異經に。崑崙有二銅柱一焉。所レ謂天柱也。圍三千里。其柱銘曰。崑崙銅柱。其高入レ天周員如レ削、膚體美焉と有れば。此は疑なく鑄說なり。其は此の柱に然る銘ありと云ふ事。まづ信がたく。且是の柱は決めて銅質ならず。鐵質なること。玆石の是の方に向ふは。必ずその引力と覺ゆるを惟ひ合せて。諦に所察ればなり。（神異經を東方朔が記と云ひ傳ふれど、其の說十洲記と合はざる事等あり、妄誕多き書にて、決めて彼が撰に非ず、後人この名を僞託せる者なり、然るに古微書に、右の文を括地象の所に出せるは、佗書に誤りて、しか引たりしを、孫穀も其の誤を受るなり、）○一曰崑崙北は。說文に。丘土之高也。非二人所一レ爲也。从レ北从レ一。一地也。一曰。四方高。中央下爲レ丘。象形。凡北之屬皆从レ北。韵會に。丘又空也とあり。丘は北の略畫なり。（說文なほ一曰の上に、人居在二北南一、故从レ北、中邦之居、在二崑崙東南一と云へる說有れど。韵會說なれば取らず）一曰。崑崙虛は。說文に。虛大北也。崑崙北。謂二之崑崙虛一。从レ北虍聲。韵會に。又空也と見えたり。（段玉裁が注に、崑崙丘丘之至大者也、釋水曰、河出二崑崙虛一、按虛者今之墟字、猶二崑崙今之崐崘字一也、虛本謂二大丘一、大則空曠、故引伸之爲二空虛一、如二魯少皥之虛、衞顓頊之虛、陳大皥之虛、皆本帝都、故謂二之虛一、又引二伸之一爲二凡不實之稱一、邶風其虛其邪、毛曰、虛虛也、謂二此虛字、乃謂二空虛一、非二丘虛一也と云り、）○氣上通レ天とは。崑崙頂上より上る精氣の。天に通ずる由にて。地之中とは。乃ち中央の義なり。上の文に。地首と有るに同じ（是を以て、龍魚河圖に、崑崙山ハ者天の中柱也とも見えたり、）○立爲二八極一。蒲爲二四瀆一とは。綜て云ふときは。大地盡く崑崙の體なる

故に如此言へり。四瀆は。爾雅釋水に。水注川曰谿。注谿曰谷。注谷曰溝。注溝曰澮。注澮曰瀆。郭璞注に。此皆道水轉相灌注。所入之處名と有るに據れば。四方に流る、水原を稱ひし事と聞えたり。（説文に、瀆溝也と云ひ、或は江河淮濟爲四瀆也と云へる類は、後世の義なれば用ひず。）○地下有四柱云々。四柱を。一に八柱とも有り。此は地中の大軸にて。天皇氏の段に謂ゆる東西南北の四岳なり。三千六百軸は。其の枝軸と聞えたり。（然れど此は、其の大凡を語れる數なること云ふも更なり、）犬牙相牽制とは。其の根軸の地中に、犬牙して。締り相たる狀を云へり。（古微書に、此の文の下に、按、闔令內傳云、地厚萬里、其下大空、大空四角下、有自然金柱、輙方員五千里と云へり、此れも一古説と聞えたり、金柱は乃鐵柱と云ふが如し、古へは鐵を打任せて、金とのみも云へり、）○名山大川。孔穴相通とは。地上に凸く起れる處は名山と成り。凹める處を大川たる由なるが。孔穴相通とは。根々相牽制せる。其間に孔穴ありて。山川の氣相通ずる由なり。○有

五色水。出五色雲は。なほ本書に崑崙山有五色水。赤水之氣。上蒸爲霞と云ふ語あり。河圖始開圖に。黃泉之埃。上爲黃雲。青泉之埃上爲青雲赤泉之埃。上爲赤雲白泉之埃。上爲白雲玄泉之埃。上爲玄雲とも見えたり。虛空に所を定めず。五色の棚引くことは。誰も見る如くなるが。中にも北空よりして。戌亥の空に霏くこと常多かり。此を大凡の人は。雲はすべて直の水氣の上なるが。日の暉に映じて。種々の雲色を爲とのみ思ふ由なれど。然のみには非ず。實に此の北に含める五泉の埃氣の立上れるが多くなむ。（但し此は是の丘のみに非ず、世にある凡山にも、然る泉の含めるが多かりと見ゆ、そは己若くて秋田に在けるほど、太平岳といふに上りし時に、正しく山の峡より赤埃の吹出上りて赤雲と霏けるを見し、事あり、また前に門人なりし、守屋稻雄と云ふ者は、信濃の國なる某山といふに上れる時に、玄雲立上りて山に滿けるが、下山の後に見れば、伴へる人も我も、面頬手足また身にそひし物など、皆黑く染たる事ありしと語り、また最上常矩翁は公役

にて蝦夷の地に往き、彼の地の、しりべつと云ふ山に上れる時に、白埃の立上りて、虹の如く常けるに過たり、其は常の水雲の白く見えしには非ず實に白粉の如き埃氣なりき、いと奇く思はれて、是より我が號を、白虹齋とは稱ふと語られき。）〇天鎭地首なる故に。天之最中とは。崑崙北の中峯は。其山中應于天之最中とは、かの天極星の所在に應ずる由なり。（然れば此は前文に、氣上通天、地之中也、と有るに其の義異ならず。）〇帝之下都とは。山海經は更也。捜神記。博物志。諸皇記などにも。崑崙之虛。帝之下都。百神所在也と見え三皇紀第四條に引たる老子中遊の文に。中岳崑崙山。天帝神王之下遊處也とも言へり。帝とは乃ち天皇太帝にて。其の常居の上都は。即ち上天北極星なるが。其の直下崑崙中峰の所を。其の下都と爲給ふ由なり。此の餘に。山海經に。帝之密都また平圃など稱ふ所々あり。其は皆眞崑崙の稱を海内に擬せる者也。（其は西山經に、槐江之山、實惟帝之平圃、また崑崙之邱是實帝之下都、中山經に、青要之山、實惟帝之密都など有る是なり、此の外に帝臺帝苑など云へる稱もあり。）〇聖僊之所集とは。上に引く諸皇記に。百神之所在と云へる如く。神聖僊眞の。集會する所なるは素より にて。諸書を參攷するに。人また其の道德に至れるは。朝集する所と聞えたり。（此の事なほ次條に注するをも合せ考ふべし。）〇神物之所生とは。下文の燭龍は更なり。開明飛麟應龍などの類。凡て物にして神なるが。多く生在する所なる故にかく謂へり。（此の神物どもの事は、後に其の名の出る所々に云ふべし、山海の大荒北經に、大荒之中有山、名曰北極天櫃、海水北注焉、有神、九首人面、鳥身、名曰九鳳、又有神、銜蛇操蛇其狀、虎首人身、四蹄長肘、名曰彊良と有る山名も、崑崙山の一名と聞ゆれば、九鳳彊良も、其に崑崙の神物なり。）〇四維名玉は。爾雅八陵の所に。西北之美者。有崑崙虛之璆琳琅玕焉。郭注に。璆琳美玉名。琅玕狀如珠也と見え。（邢昺が疏に、璆與球同、說文云璆玉磬也、琳美玉名、尙書云、戛擊鳴球、美玉可以爲磬、故皆云美玉也、山海經、琅玕注云、琅玕子似珠也とも云へ、

り。）楚辭九章の渉江に。登崑崙兮。食玉英。與天地兮同壽。與日月兮同光。哀時命に。願至崑崙之懸圃兮。采鍾山之玉英。（王逸云、言已自知不用、願避世遠去上崑崙山、遊於懸圃、采玉英、咀而嚼之以延壽也、）擥瑤木之橝枝兮。望閬風之板桐。（板桐山名也、在閬風之上、言已既登崑崙、復欲引玉樹之枝、上望閬風板桐之山、遂降天庭而遊戲也、）九思の疾世に赴崑山兮。馵騄。從卭遨兮。棲遲。（崑山崑崙也、騄駿馬名、卭獸名、遨遊也、馵騄從卭、而棲遲顧望也、）吮玉液兮止渴。齧芝華兮療饑。（玉液瓊蘂之精氣芝神草、渴嗽玉精、饑食芝華欲僊去也、）居嵺廓兮尠疇など有るにて知るべし。（然るを爾雅に、西北之美者云々と謂へるを始め、諸書に、此を西北の崑崙に混じ、或は山海の西山經なる、海内の擬崑崙に思ひ誤りて、記せる説等多かり、其の由委くは、天柱五岳餘論に論ずるを見て知るべし、）乃所謂鍾山也とは。崑崙邱に五峯あり。其の中峰やがて謂はゆる鍾山なる由なり。（但し此の六字は、下に引く書等に依りて、己が加へたる文なり、）其は淮南子俶眞訓に。譬若鍾山之玉。炊以鑪炭。三日三夜。而色澤不變。則至德天地之精也。と有る高誘注に。鍾山崑崙也と云へり。信に是の説の如し。（斯て呂氏春秋士容論に、君子之容純乎其若鍾山之玉とある同人の注に、即ちこの淮南子の文を引たり、）是を以て十洲記に。北海外有鍾山。在北海之子地と云ひ。海外北經に此の山を出し。大荒北經に。其の文を釋せるには。章尾山と出せるを。畢沅が注に。此即鍾山也。鍾章音相近と言へり。（但し海外北經に、在無啓之國東と云ひ、大荒北經に、西北海之外、赤水之北、と云へるも、大抵は合へど、北海之子地と云へる、十洲記の允當なるに若ず、）然れば崑崙と謂ふは。中岳虛の總稱にて。其の北の五つに峙てる。其の中峰を鍾山とは稱ふ也けり。斯て其の精しき趣は。十洲記に。鍾山高一萬三千里。上方七千里。周旋三萬里。（是の高さ及び周旋などの里數は、然しも拘はるに足らず、大抵に心得て在るべし、）自生玉芝。及神草四十餘種。（こは抱朴子僊藥卷に、石象芝、玉脂芝、

七明九光芝、石密芝、石桂芝、石腦芝、石流黃芝などと云ふ名有りて、如此有百二十、皆石芝也、車在太乙玉策、及昌字内記、不可具稱也と云へり、玉芝神草共に仙藥なるが、神草の種類また計ふるに遑あらず、)上有金臺玉闕、元氣之所舍。天帝治處也。(元氣之所舍は、上下の注にて知るべし、天帝とは乃ち天皇太帝、昊天上帝なり、委くは次卷を見るべし、)鍾山之南有平邪山、北有較龍山。西有勁草山。東有東木山。四山爲鍾山之枝幹也。四山高鍾山三萬里。宮城五所如一。遂四面山。下望乃見鍾山耳。四面山乃天帝之城域也。(四山の名義、いまだ考へ得ず、其の餘の文義は聞えたるが如し、)僊眞之人。出入道徑自一路。從平邪山東南。入穴中。乃到鍾山北阿門外也。と有る是なり。(本書この文にも、後人の加筆錯亂あり、此の事も天柱五啚餘論に云ふを見るべし、)○有神。是謂燭龍云々は、海外北經に鍾山之神。名曰燭陰。(郭注、燭龍也、是燭九陰、因名云、)視爲晝。瞑爲夜。吹爲冬。呼爲夏不飲。不食。不息。息爲風。身長千里とも見え

文選李善注に、詩含神霧云、天不足西北、無有陰陽消息、故有龍銜火精、以照天門中と有り。淮南子地形訓に、燭龍在鴈門北、蔽于委羽之山、不見日。其神人面龍身、而無足と有る高誘注に、委羽北方山名。龍銜燭。以照大陰と云へり。鴈門は海内北啚恒山の背に在り。然れば鍾山燭龍を。其の北に在りと云へるは。間こそ遠けれ、方位は能く叶へり。(然るを畢沅が注に、鍾山即陰山、在山西陝西塞外、陰鍾聲相近、燭龍燭陰亦音相近と云へるは、甚く强言なり、其は陰山は、韃靼と彼の幷州との界に在る山にて、北極の出地、四十二三度に當る所なれば、燭龍の燭を假べき域に非ざる物をや、)さて此の淮南子の文に據れば、鍾山の一名を、委羽とも謂ふ。抑大地は圓體にて、北極の出地七十五度より、上九十度地首の處に至りては、謂ゆる夜國永闇の境なり。但し夜國とは言へど、實の夜國には非ず。和漢の域の秋分より。明年の春分まで。日光を見ること無く。春分より秋分まで。天日隱るゝ事なし。是の故に半年は夜。半年は晝なるを。概して夜國とは

稱するなり。蓋そは北極の境のみに非ず。南極の境も亦氷海夜國にて。春分より秋分まで日光を見ること無く。秋分より春分まで天日隱るゝ事なしとぞ。（但し兩極の所の、しか氷海夜國なる事はも近世西洋人の始めて見測せる事の如く云ふなれど然には非ず、上古の遺傳と聞えて、淮南子地形訓八紘の所に、北方曰積冰、曰委羽、高誘注に、北方寒冰所積、因以爲名、委羽山名、在北極之陰、不見日也、また北方有不釋之冰、注に北方寒、故有不泮釋者と云ひ、尸子に、朔方之寒冰厚六尺、木皮三寸、北極左右有不釋之冰と見え、周髀算經に、北極左右、夏有不釋之冰、また春分之日夜分、以至秋分之日、夜分、極下常有日光、秋分之日、夜分以至春分之日夜分、極下常無日光と云々と見えたり、是にて西洋人より早く赤縣人の說ある事を知るべし。）然れば燭龍神。その半年晝なる時は目を視開き其の明を助けて九陰の幽闇を燭し。そは半年夜なる時は。瞑目して一晝夜を知しめ。其の晝夜の日數を積む間に。此の神物の呼吹に因りて。此の界の冬夏を爲す由なり。（偖しか冬夏を爲ときは。季季の定式あること言ふも更なり其の一晝夜は我等が一年なるを。幾日ばかり積みて一季なるか。其は考へ知るべき由なし。）（何くれの書等に、凡人のゆくは無く、神眞の界に至り、或は神仙に伴はれて、其の界に到れるが、還り來て語れる事どもを記せるに、彼處に居たるは三日なるに、此に歸りては三年の間なり、或は僅に數十日經たるに、此にては數百年を畢たりなど云へること、彼の王質が仙人の圍碁を見たりし故事また浦嶋子が、蓬萊山に到りし故事などを、思ひ合するに、其の神眞の各位によりて、其の界の時日に各々長短ありて、其の正朔の本は、神界の本都たる、鍾山の域の、一晝夜の一年なるより、定まれる事とかまでは思ひ得たれど、仍其の上をば未考へ得ずなむ。）さて本文の直目正乘は郭注に。直目。目從也。正乘未詳と云へるは。畢沅が說に。乘恐朕字假音。俗作睽也と云ひ。風雨是謁は。郭注に。言能請致風雨と云へるを。畢沅が說に。謁噎字假音と云へるに從ふべし。

〔十一〕昆侖虛中。有增城九重。其高萬一千里。百一十四步。上有木禾。其長五尋。其大五圍。面有九井。以玉爲檻。面有九門。門有開明獸守之。百神之所在。在八隅之巖。傾宮。旋室。縣圃。涼風。樊桐。在閶闔中。是昆侖之。或上倍之。是謂涼風之山。登之而不死。或上倍之。是謂縣圃。登之乃靈。能使風雨。或上倍之乃維上天。登之乃神。是謂太帝之居。衆帝所自上下。立而無景。呼而無響。蓋天地之中也。

此の條は淮南子地形訓と。山海經の海內西經とに出せる。海內昆侖の說中に混入せる。中岳眞昆侖の說等を。按正捃捨して文を成せり。（其の說いと長ければ、別に著はせる天柱五岳餘論に、委く論ふを見るべし。）〇增城九重云々は。淮南子の高誘注に增は重也。有五城十二樓見括地象。此乃誕。實未聞也と云へり未其實を聞ずして。誕なること何を以て知れる。此は一點の儒意のみ。固より論ずるに足らず。（增は層と同音にて、下文に傾宮、旋室、縣圃、涼風、樊桐など、重々上に層れるを謂ふと聞えたり。）さて其の高を云こと。諸書に相違有れど。其は拘るまじき事。已にも云へるが如し。〇上有木禾云々は。高誘注に。上昆侖虛上也。五尋長三十五尺。郭注に木禾穀類也と云へり。〇面有九井は。呂氏春秋本味篇に。伊尹曰水之美者。昆侖之井と有るは此の井を稱せる古說なるか。（檻は郭注に、闌也と云へり、）〇面有九門。門有開明獸守之は。畢沅注に。淮南子の東方曰東極之山。曰開明之門と有るを引きて。門有開明獸守之と句讀せるは非なり其は同じ海內西經に開明獸。身大類虎。而九首。皆人面。東嚮立昆侖上と有る郭注に。天獸也。銘曰開明。天獸稟資乾精瞪視。昆侖威振百靈と云へるに從ふべし。（此の事の海內西經に有るは、北極直下の眞昆侖に、固より此の天獸の在るに擬へて、海內昆侖の圖にも、此を畫きて有ける由なり其は銘曰開明と云へるにて知るべし、山海經の文は、元より都て圖象の詞書なるを、郭璞其の圖を見し故にかく注せり、此事大扶桑國考に往々記せるが如し、然るに畢沅、また此の文の開明獸と云へる所に、開明門之獸也、非獸名と注せるは

甚く誤れる言なり」）（百神之所在云々は。郭注に在巖間也と云る如く。八隅の巖に。其幽宮を構へたる由なり。〇傾宮。旋室。懸圃。涼風。樊桐。在閶闔中は。高誘注に。傾宮宮滿一頃。旋室機闔可轉旋。故曰旋室。懸圃。涼風。樊桐皆崑崙之山名。閶闔。崑崙虛門名也と云へり。（崑崙之邱。或上倍之云々。是より以下の文を。上の傾宮旋室云々の文と。合せて深く考ふるに。謂ゆる樊桐は。此の邱の基𡎺の名にて。是初級なるが。其の高に倍して上れる峯あり。こを涼風の山と稱す。是第二級也。（然て此の峯に登るばかりの、玄德に至れる人は、不死なるとなり」）然るに又その涼風峯の高に一倍して上れる峯あり。此は懸圃と稱す是第三級なり。（さて此の峯に登るばかりの德に至れる人は、不死は更なりか靈妙に至り、風雨の神をも使令する由なり」）斯て其の懸圃峯の高に一倍して上れば。乃ち維上天なる由なるは。樊桐。涼風。懸圃は。爾雅また劉熙が釋名に。謂ゆる三成の丘にて。其の基は聯けれど。維上天と云へる所は懸圃に聯かず。其の頂より一倍せる高上に。放り

在る一域にて。是謂大帝之居と有るを思ふに。即上の文に謂ゆる。傾宮旋室たること。最著明に知られたり。（水經注に、崑崙之山、三級、曰樊桐、一名板松、二曰玄圃、一名閬風、三曰層城、一名天庭、是謂太帝之居、と有る玄圃は、本文の懸圃、閬風は、本文の涼風にて甚く訛轉せる說には有れど、三級なりと有るは、今釋く旨に粗叶ひてぞ聞ゆめる」）さて大帝之居の高誘注に。太帝天帝と云へるは然る言にて。此乃ち天帝太皇なるが其の常居は北極星なること。前條に注ふ如くなれば此に上天と有るは。即ち其の星なること著明けし斯て是の上天を。傾宮と云へる義は。詳ならねど旋室と云へる義は。實にも高誘注の如く。天地機闔の元にして。其の轉旋の樞軸たる故の名と聞えたり。（なほ此の北辰の其の所に居つゝ、旋轉機闔ある事の委き趣は、前紀に次々說たるを、立却り視て知るべし」）さて登之乃神とは。人その玄德を脩め得たるは。皆是の天域に到りて。神位を賜はる由なり。其は詩緯含神霧に。北極天皇太帝。其精生人と有る如く。人生もと此の天帝の錫物なる

が故なり。(此の事は、なほ別に委く記せる物あり。)○衆帝所自上下とは。五行の五帝を始め諸神帝の輻集上下する所なる由なり。故是の域をまた玉京山とも謂ふ。其有狀は玉京山經に。玉京山冠於八方諸天。地之中樞上中央矣。山有七寶城。城有七寶宮。宮有七寶玄臺。其山自然。生玉樹一株。乃彌覆一天矣。即太上大道君之所治也と見え。(此は未た其の本經を見ず、雲笈天地部また他書にも引たるを、合せ見て再引たり。)また枕中書の眞記に。玄都玉京七寶山也。周迴九萬里。在大羅之上。城上七寶宮。宮內七寶臺。有上中下三宮。如一宮城。上宮是元始天王。太元聖母所治。中宮太上道君。金闕帝君所治。下宮九天眞王。三天眞王所治。(太上道君と云ふも、天皇氏の稱なること、次篇を見て知べし、本書に、太上の眞人と有るは、誤寫なれば改めす、其は上に引く玉京山經に、太上大道君之所治也と有るにて論なし、また金闕帝君を、金闕老君と誤れり、今は神靈位業圖に據りて訂しつ、九天眞王、三天眞王ともに皆天神たちなり。)玉京有八十一萬天路。通八十一萬山岳洞室。得道大聖衆。並賜其宮第。七寶宮闕。或在名山。山岳群眞所居。都有八十一萬處。上仙受天任者。一日三朝玄都大眞人也。雖有億萬里。往還如一步耳。世人安知此哉とあり。(玄都大眞人とは、即ち元始天王なり、また玄都大眞王とも見えたり。)抑是域はも。既に第九條に引たる眞記の文に。在天中心之上と云ひ。上の山經に。地之中樞上中央と言ひ。今の文にも。在大羅之上と云へるを。本文に相照し考ふれば。此は中岳昆侖北の。中央上に放れたる一天界にて。彼春秋合誠圖に。中宮天極星。大一常居也と有る星なること疑なく。元始天王。天皇太帝の本宮共に此の域に在り。衆帝の上下は更なり。得道の聖衆には。其の宮第をも賜ふ由なれば。厚く其の玄德を脩し得る人は。朝し得べき域にぞ有りける。(但し眞記の文に、元始天王、太上道君などの宮の事のみ有りて、上皇太一の宮の事なきは謂はゆる大冥之外、微細之內に其の宮ありて、臭もなく聲もなく御坐して、其の事を元始天王に委し給ふ故にや有らむ然るに元始天王、また其事を天皇

太帝に任し給ふ、是を以て內外の諸書に、天帝の世を主宰し給ふ事實は、多く見ゆれど、元始天王の事蹟は甚稀なり。）是を以て。鶡冠子泰鴻の篇なる。泰一小子の語に。天者神明之所レ根也。愛精。養神。內端者。所下以希中天也上。と見えたり。吾人の靈根眞一も。また彼の大一より分道せる物にし有れば。精を愛み神を養ひ。內心を端正にして。上天の道を希ふべき物ぞと也。（此の事なほ委くは、太昊紀に謂ふを俟つべし。）（立而無レ景。云々は。淮南子は更なり。呂氏春秋にも。南方なるの都廣の事に。建木之下。日中無レ影。呼而無レ響。蓋天地之中也と有れど。都廣は夏至の中帶なるが故に。其の時日中に影無きにこそ有れ。天地之中なる故には非ず。此は謂ゆる上天太帝之居の。實に天地の中間なる故に。立て影なく呼て響なき由の古說なりしを。都廣の地の。夏至に影なき事と。混誤せる說なること疑なし。（其は都廣よし夏至に日中影なしとも、呼て響なす道理は、此の大地中に絕て無き事なればなり。）倩かく思ひ定めては有れど。彼の上天太帝之居は。地首崑崙虛を放れて遙に高く。日よりも上に在るが故に。影なき由と聞ゆれば。日中と云ふ語允當ならず。是を以てたゞに。立而無レ景と文を成せり。（斯て後に按へば、山海の大荒西經、壽麻之國の文に、壽麻正立無レ景疾呼無レ響、爰有二大暑一、不レ可二以往一と云へる事あり、郭璞が注に、言其稟二形氣一、有レ異二於人一也、列仙傳曰、玄俗無レ景也と云へり、此は壽麻人、天地の異氣を稟て生れし故に、正立して影なく、疾く、呼びて、其の聲の響なし、其は玄俗が影無りし類なりと、人に係たる說なれど、此は誤りなり其は呂氏春秋に、南服二壽麻一、北懷二儋耳一と云へる語も有りて、此は都廣と同じ邊りの、南方なる故に、かく云へるにて、日中無レ景、呼而無レ響云々、と有るに義異ならず、其は爰有二大暑一、不レ可二以往一と云へる上文にて著し、然れど彼此共に本は太帝之居の、天地の中間なるが故に、立て景なく呼て響なしとふ古說を、南方中帶の地の、夏至に影なき事と、混誤せる說なる事は疑くなむ）然るは大冥の淸氣高く澄み。太定の濁氣下に凝れる。其の中央に懸りて。寂たり寥たり。獨立して

改めず。健たり。剛たり。周行して殆からず。無始より天地の母と爲りて。百神その制を仰ぎ。衆星これに共ふと謂ふ。天極至尊の本域にし有ればは立て影なきは更なり。八方上下相應する所なく呼て響き無らむ事も。我等が凡意の。所量比量に及ぶべき限りに非ず。（莊周が語に、六合之外、聖人存而不論と言へれど、此は知りて論せざるに非ず、其の極に至りては、聖人と云へども知ること能はず、是を以て論せざるなり、況や凡人に於てをや、）然れば楚辭天問に。崑崙縣圃。其凥安在。（王逸注、崑崙山名也元氣所出、其巓曰縣圃、縣圃乃上通於天也、）增城九重其高幾里。（言崑崙之山九重、其高萬二千里也、）四方之門其誰從焉。（言天地四方、各有一門、其誰從之上下也、）西北闢啓。何氣通焉。（言天西北之門、獨常闢啓豈元氣之所通、）日安不到。燭龍何照。（有幽冥無日之國、有龍銜燭而照之、）羲和之未揚。若華何光。（羲和日御也、言日未揚出之時、若木何能有明赤之光華乎、）何所冬暖。何所夏寒と云へるは飽まで古説を信ずる意に。姑かく疑問を儲けて。世人の故實に意なきを詰れる文なり。往昔の遺在の。能く古始を知れるは。如此ぞ有りける。（凡て屈原が文は、專ら古説に本づきて作れる中に、天問は殊に其の意を表せり、）さて天竺の國の梵志等に傳はる古説は。世界の中央に。蘇迷廬山と稱ふ山有りて。其の四面に四埵あり。此は謂ゆる四天王の住所にて。其の中央の頂上に忉利天城あり。此は天帝釋の所居なり。都てこの蘇迷廬山は諸大神妙天の居止する域なれど。此は尚地居の天なり。（前條に引たる十洲記の說に、鍾山の四面に四山あり、中央の金臺玉闕、これ天帝の治處なり、と有るに甚能く符へり、諸大神妙天の居止する所と云ふも百神之所在と云へるに符ひ、地居の天と謂ふは、帝之下都と云ふに符合なり、）然るに是の頂上を放れて遙に高き所に。大梵天とも大自在天とも稱する天界有りて。其の主宰の神を大梵王とも。自在天王とも申す。此は天地世界を創造し人神萬物を生成せる祖父の神なり。人たる者熟く其の本を知りて歸定を修し。十善を行ひ十惡を禁じて。其の天に到らむ事を希ふ。これを天乘の

脩行と謂ふと云へり。(印度藏の立世阿毘曇論、倶舍、阿含世起經を始め、普く佛書を參攷するに二十八天とて、事々しき天名ども有りて、甚仰山に論へる說等あれど、其は皆末流の梵志ら及び佛祖が妄誕にて、其の謂ゆる二十八天を、逐一に撿察すれば、其の二十六天は、みな一拳づゝにて、摧破せらるゝ天等なる中に、唯忉此の利天と、大梵自在天の二つぞ殘りける、然れば此の二天の說のみ、確乎たる古說にして、餘は妄誕なる事推て知るべし。)故是の梵志說を。上件赤縣州の古說に惟ひ合はすれば。謂ゆる蘇迷盧山やがて昆侖山にて。謂ゆる帝釋天は。即ち天皇太帝にまし。大梵自在大は。即ち謂ゆる上天北極星にて。梵天王と申すは。乃ち元始天王に坐こと。言下にぞ所知める。然れば此は其の本同じ天說の。天竺と赤縣とに傳はりし物なること。復更に議論を俟まじき事にこそ。(尙謂ゆる二十八天の辨說は更なり、許多の事ども、印度藏志の大千世界品に、精く論へるを見て知るべし、)

赤縣太古傳卷之二

大壑　平篤胤撰述

門人　加賀國　河内曾徴
　　　駿河國　柴崎直古　同
　　　武藏國　碧川好尚　校

三皇紀上第三

〔一〕天地初立。溟涬始芽。鴻濛滋萌。歲起甲寅。元氣肇啓。有天皇氏。十二頭。出於昆侖之東南。無外之山。號曰天靈。以木德王。萬八千歲。乃所謂天皇太帝。皇天上帝。三天太上大道君是也。

此の條萬八千歲と云までは。春秋命曆序の訂正文を用ひ。乃ち所謂より以下は予が參考の文なり。(其は下に注するを見て知るべし。)○天地初立とは。前紀の如く。天地已に分判しる。天極めて高く。地極めて厚く。盤古極めて長ずる間。すべて萬八千歲にして。天地初めて成立し竟たる由なり。○溟涬始芽は。諸書に。溟涬自然氣也とも。水の貌也とも言ひ。芽は說文に。萌芽也。从艸牙聲とあり(段玉裁云。古多以牙爲芽)。元氣の溟々と涬れる。中に。自然に芽める物の有るを謂ふ。其は神典の古傳に思ひ合すれば葦牙なりけり。(天地已に分判して、其の大地と成るべき物に、自然に葦の生じて在りける事は、古史第二段の傳に、委く說たるを見べし)○鴻濛滋萌は。淮南子俶眞訓に、萬物以鴻濛爲景柱。而浮揚乎無畛崖之際。高誘云。鴻濛東方之野。日所出。故以爲景柱。浮揚猶遨翔也。と見え說文に。萌艸木芽也。从艸明聲。と有るを合せ考ふるに。彼の溟涬と薰滿せる元氣の。中に芽める葦牙の。東方日出の野より初めて。鴻濛と滋り萌たる義にて。其は乃皇國の域なり。(高誘が注に、鴻濛を、東方野、日所出と云へるは、同書道應訓に、東開鴻濛之先。とも有るに據れる者なり、莊子在宥篇に、雲將東遊過扶搖之枝。而適遭鴻濛。と云ひ、其の郭象が注に、鴻濛元氣也と有るも、鴻濛を東方の元氣と爲て、寓言せる文にて、扶搖とは、即ち扶桑木の一名なり、其の由は大扶桑國考に云ふを見べし)然れば造化の起り初めは。固より古傳ありし事にて。東方日出の域よりと云こと。後の推量說には非ざりけり。是を以て說文に。東は動也

と言ひ。其通釋に。東方萬物所ニ甲坼萌動一。平秩東作。故爲レ動也とは云へり。(なほ次々に注しもて往くを見て其の趣を知るべし。)〇歳起ニ甲寅ニとは。即ち天皇氏の。世に出始めし元年。やがて甲寅の元運に當れるを言ふ。其は既に剖りし天日。乃ち東方甲木の位方に建し。歳星また寅の方位に建し。始まれる年なりし故にかく傳へしなり。(尚是の事は、既に春秋命歴序考、及び三暦由來記、また太朞古暦傳などに説たれば、今更に委くは注さず、其の書等に就て見るべし。)〇元氣肇啓は。かの溟涬と始めて牙み。鴻濛と滋り萌たる元氣の。是の年に至りて。肇めて啓き運れるを云ふ。然して今現に我人共に知る如く。四時に其の氣の往來すること。終古に違はず。蓋そは謂ゆる自然に非ず。(其の由は下に云ふを俟べし。)〇有ニ天皇氏一とは。やがて此の天皇氏の啓き始めし神業にぞ有ける。其の東方日出鴻濛の本域より。元氣肇めて啓けし甲寅の歳に。天皇始めて其の域に出興せる由なり。(是より前に盤古氏夫妻の傳へは有れど、大荒外に生ずと有りて、其の海内には係ざるを、此の皇は正に其の國に渡りて、開闢せる古始の傳説ある故に、かく傳へたり、なほ此の餘の諸書にも、此の前に盤古氏ある事を云はず、天皇氏を始めと爲たる説多かるは、みな此の義を以て見るべし。)〇十二頭は。十二人と謂ふが如し。其は五行大義に。此の文を引たる注に。洞記云。古語質。故以ニ頭數一言レ之と有るにて知るべし。(然るを史記の増注に、三五暦を引きて、一人十二頭也と云へるは非なり、此は早く司馬貞が、補史記の自注に、非ニ謂三一人身有ニ十二頭一、蓋古質、比ニ之鳥獸一、頭數故也と云へり、實然る言なり。)さて其の十二人は。實に十二人に非ず。遁甲開山圖に。天皇十二人。分ニ五方一。爲ニ十二部一と有り。其の事蹟また一神眞と聞ゆるを思ふに。此は疑なく分形にぞ有ける。其は世を肇め。造化の元を開くに。一身にては。其の神業の速ならぬ故にや有む。)此はなほ地皇、人皇の所に云ふをも、合せ考ふべし。)〇無外之山は。山海經廣注に引たる。遁甲開山圖に。無外之山。在ニ崑崙之東南一。天皇及五龍。皆出ニ此中一也と見え。路史の注に。鄭玄云。無外山。在ニ

崑崙東南。萬二千里ーとも所見たり（また同史に、遁甲開山圖云、天皇出ニ於柱州ー、卽無外山也、水經注云、成言、卽崑崙也なども云へれど、柱州は崑崙の西方に在る州名なれば、天皇氏を木德と有るに叶はず無外之山を、卽崑崙山なりと云ふも、木德と有るに合はざれば、取るに足らず、其は木德と稱すること、東方の所出に限る事なればなり）崑崙の山は。旣に前紀に說たる如く。天の最中に應じて地首たれば。紫微宮の直下なるが。此の山やがて大地の中央にて。其の大地の方維は。必ずその頂上より指定むる法なれば。是より東南と指たる山は。以ニ木德ー王と有るに合はせ考ふるに。疑なく我が筑紫の邦內に在る山なり。（天地の大方維は、必ずこの崑崙虛を中として、定むる故實なること下に出す五岳の本文に、東西南北の四岳を定むるに、此の崑崙を中岳として、定めたる事を思ひ合はすべし、此は方位の原を問ぬる本義なり）然れど其の山は孰の山を云か詳ならず。或は高千穗之二上峰を言ならむか。此は皇美麻命の。天降ませる山なるを思ふに。素より然る由緒ありけむと所思ればなり。（無外之山といふ名の義も、能くは思ひ得ねど、淮南子精神訓に、無外之外至大也、無內之內至貴也、能知ニ大貴ー、何往而不レ遂と云へる語あり、聊よし有げにぞ聞ゆめる、）さて天靈としても號せるは。然る無外の靈山より彼處へ天降れる故を以て。後より稱へし號と聞えたり。○以ニ木德ー王とは。我が皇國の太古に。彼の國より遙望せし。大樹ありき。此を彼所にて。榑桑とも若木とも號ひしを、天皇氏その榑桑州より出たる故に。後世に至りて。木德を以て王たりとは稱せしなり。（なほ是の大樹のこと、及び木德の事は、下に出る柏皇氏、また大昊氏の所、また大扶桑國考に委く注ふを見るべし）○萬八千歲は。天皇氏在世の間なり。鶡冠子王鈇の篇に。泰上成鳩氏之道。一族用レ之。萬八千歲。と有る陸佃が注に。傳曰。天地初立天皇。一曰ニ天靈ー。其治萬八千歲。然則成鳩。蓋天皇之別號也。と。云へるは然る言にて。一族用レ之萬八千歲とは。其の生育せる一族。みな其の道を用ひし故に。天皇氏と共に。萬八千歲の世を經たる由なり。（鶡冠子その王

鈇の篇に、成鳩氏の治道を説くこと委細なれど、陸佃が注にも云へる如く、後世の意義を、當昔の事に寓せる説多く、信られぬ事なれば、予が是の撰には取り用ひず、但し成鳩とも稱ひし號、また詳ならねど、天地の化育を大成鳩集して、此の皇の行へる義ならむか、其は同書に、成鳩得之、故莫不仰制者焉とも、成鳩之所枋、世々不可奪者也とも、天地相敝、至今尚在、宜乎成鳩之萬八千歳とも有ればなり。）さて其の萬八千歳の初年は。乃ち甲寅の歳にて。其の末年は癸丑の歳なること。三暦由來記。また春秋命歴序考に。委曲に説明せるが如し。〇乃ち所謂天皇大帝云々は。五行大義に。甘石星經。世記などに據りて。天地初起。即生天皇。以木德王。治紫微宮。爲天皇大帝。本秉萬神圖。五帝之尊祖也。周禮の孔疏に。昊天上帝。謂天皇大帝。北辰之星也。老子中經に。無極太上太道君者。皇天上帝。北辰中央星也など有るを。參考して記せり（此の文ども猶委くは、第十四條の末に引きて總論するを俟つべし。）但し此は世界を草創し給ふ神業畢りて。後の安處を云へる説等なるが。其の初は。扶桑神域なる。無外之山より出興して昇天し。上皇太一。及び元始天王の命を承賜りて。降り坐せると聞えたり。斯て此天皇太帝と申すは。我が神典なる伊邪那岐大神に坐なり。其は次々に傳し以て往くを見て知るべし。

〔二〕地皇氏十二頭。皆女面。而相類。興於熊耳龍門等之山。號曰地靈。各萬八千歳。皇伯。皇仲。皇叔。皇季。皇少。兄弟同期。倶駕龍而上下。故曰五龍。乃所謂五帝。五行之神也。

此條は。故曰五龍と云ふまで。命歴序を訂正して採用し。皆女面而相類の六字は。洛書靈准聽。また水經注を取りて補ひ。乃所謂以下は。予が參考の文なり。（其の由は下に注するを見べし。）〇地皇氏十二頭は。十二人にて。實は分形なること天皇氏に同じ。斯て諸書に。此の皇を。天皇氏の次に世を知れる王者と爲たる説等は皆非にて。其の實は。天皇の姉妹なるが。相ひ竝びて。世界成立の事に勞きしこと。路史に引たる河圖帝系譜に。天地二皇倶萬八千歳と見え。今の本文に。皆女面

相類と有るを思ひ合せて辨ふべし。天皇氏十二人に分形せし故に。地皇また十二人に分形せり。分形なるが故に。其の面みな相ひ類せしなり（地皇氏の相を、洛書靈准聽には、皆女面龍顙と見え、水經注には、面貌皆如女子、面相類と有り、如女子とは、男子なれど面貌は女子の如し、と云る如く聞ゆれば、如の字非なり。）神眞の變化自在なる事は、我が神典の事實に明なるが上に。淮南子に。女媧氏七十二化と云ひ。十洲記扶桑國の文に。眞仙靈官。變化萬端。蓋無常形。亦有能分形。爲百身十丈者也、とも有るにて知るべし。○興於熊耳龍門等之山は。熊耳の山は。尚書禹貢に見えて。孔安國傳に。在宜陽之西と云ひ。（史記の正義には、括地志を引きて、熊耳之山、在虢州盧氏縣南五十里と云へり。）山海經の中山經に。熊耳之山。其上多漆。其下多棕。浮濠之水出焉。と。有る廣註に。遁甲開山圖云。地皇興於熊耳山。河圖括地象云。熊耳山地之門也。山書云。上有丹靑之樹。服之可成仙。荆州記。南修縣北。有熊耳山。山東西各一峰傍竦。南北望之若熊耳と有る是なり。（今引く諸書の說、その在所の違へる如く聞ゆれども、此は右の諸書を記せる輩、その居る國處により、或は其の心あてに云ひ出る地名の別なる故に、かく聞ゆるにて、專ら同じ熊耳の山なり、淮南子地形訓に、雒出熊耳とある註には、熊耳在京師上雒之西北と云へり。）龍門の山も。禹貢及び史記に見えて。其の在所は史記の正義に。括地志云。龍門山。在河東韓城縣北五十里。禹鑿通河水處。廣八十三步。と云ひ。（また三秦記云、龍門水、懸船而行、兩旁有山、水陸不通、龜魚集龍門下數千、不得上、上則爲龍、故云暴鰓點額、龍門之下とも有り。）王子年が拾遺記に。禹鑿龍關之山。亦謂之龍門。至一空巖。深數十里。幽暗不可復行。禹乃負火而進云々と云へり。（此の云々と切たる文は、此の空巖中にて、伏羲氏に相見せり、と云ふ說を記せれど、後の妄說と聞ゆれば抄し出ず。）熊耳山は。括地象に。地之門也と云へば更なり。龍門山も然る空巖なるを。其空巖洞穴どもより。出興せる故に地靈と稱せるか。抱朴子

に。壯牙天隳。女媧地出。と有るも相似たり。(また按ずるに興ニ於熊耳龍門等之山ーと有る等の字に據れば、此は天地二皇に通る文にて、二皇かく引別りて、二山に出興せる如くも聞えたり。)さて同書に。夫得レ道者。上能竦ニ身於雲霄ー。下能潛ニ形於川海ー。是以簫史偕ニ翔鳳ー以凌レ虛。琴高乘ニ朱鯉於淺淵ーと云へり。學びて道を得たる者だに如此なり。況て世を創めし神眞なれば然有べき事にこそ。(我が古へにも、石押別子が、岩を穿ちて現はれ出たる、井光と云ふが、光りて井より出たる如き例もあり、然れど此は心狹き儒者などの得信まじき事どもなり、唯々神祇の靈妙不測なる態に心をつけて、鬼神の情狀を諒ぬる、成人の學に志せる人のみぞ、言下に今論ふ旨をも解し得なまし)さて地皇氏の面貌を女なりと有るに依り。天皇氏の伊邪那岐神なるに就て思へば。地皇は疑なく伊邪那美神に坐けり。其はまづ神典に。男女の神を。天と地とに別けて稱せる事の多きが。天皇地皇の稱に合ひ。(其の例を一つ二つ云はゞ、風神の男女を、天之御柱命、國之御柱命と申し、水分神の男女を、天之水分神、國之水分神と申せる類いと多かり、字は國の字をかけども、意は地の義なり。)かつ地皇氏の然る容巖の山より。出興せりと云ふも。神典に。伊邪那美命。その隱沒し給ふ時は。出雲國なる伊賦夜坂ちふ容巖より。夜見國へ往坐せるに符へば。彼の謂ゆる地門と云ふも。同じ類の窟にて。大地內の徑を通りて往るが故に。其に出興し給ひしか。(大地內の容洞は、何處までも通りて在ること、前卷に出せる括地象に、地下の柱軸互に相牽制して、名山大川孔穴相通ずと有るにて知るべし、夏禹の地中の壅塞を通せしと有るも、然る孔穴を通せしを謂ふ、)さて天皇氏と俱に相並び。其の後の事を司りて。世間の成立に勞き給ひしことと申すも更なり。(然れど地皇氏定ニ三辰ー、分ニ晝夜ー、以ニ三十日ー爲ニ一月ーと云へるなどは取るに足らず、其は是時いまだ月行は無りし物をや、)

○皇伯。皇仲。皇叔。皇季。皇少。兄弟同レ期云云。この五皇を皇としも謂ふは。天地二皇の子なる由と聞えたり。水經注に。遁甲開山圖曰。五龍見レ敎。天皇被レ迹。滎氏注云。五龍治ニ五方ー

爲五行神也と見え。（また鬼谷子陰符篇、盛神法五龍の注に、五龍五行之龍也と見え、說文戊字の說に、象六甲五龍、相拘絞也と有る段注に、五龍者五行也とて、右の文どもを引たり。）五行大義五帝論に、皇伯、皇仲。皇叔、皇季、皇少。此五帝。竝天上神。下治於世。次第相接。治大微宮。其精爲五帝之座。五星隨王受氣。即明堂所祭者也。と有るを思ひ合せて。五帝同期に世に出て。二皇の敎を受て。共に世間成立の神業を助け。其の造化の功を成たる趣を曉るべし。）然るに命歷序は更なり、帝王世紀、補史記を始め、後の史書どもに、此を人皇氏の次に、世を治れる王者として、五龍氏としも稱せるは、都て無稽の事にこそ。）即ち我が神典に見えたる。風火金水土の五神にて。其の御名もいと諦に傳はれり。然るに彼方にも。亦別に稱する漢名あり。其は五行大義に。河圖云。東方青帝。靈威仰。木帝也。南方赤帝。赤熛怒。火帝也。中央黃帝。含樞紐。土帝也。西方白帝。白招拒。金帝也。北方黑帝。叶光紀。水帝也。と有る是なり。（なほ此の餘の讖緯書ども

に稱する所も、みな是に同しければ、古說なること勿論にて、周漢の世の諸學者の、古書を講するに、必すこの說に本づき唐人の其を疏するにも、皆是の古說に從へるを、趙宋の世より、多く古說を廢して、理談のみ盛りに行はれて、然る古傳說をば、皆寓言不經として用ひず、其も頑儒の僻見に、信古の正學の廢れし故なり。）さて右五神の五方に司たる所以。また此を五行と稱する事は。五行大義に。孔子曰。昔丘也。聞諸老聃。曰。天有五行。木火土金水。分時化育。以成萬物。其神謂之五帝。行言五者。明萬物雖多。不過五。故在天爲五星。在地爲五方。其鎭爲五岳。五行遞相負載。休王相生。生成萬物。遞用不休。故曰行也と有るをまづ心得べし。（此の文の謂之五帝と云へまでは、魏の王肅が集記せる、孔子家語の文にて、行言五者と云ふより以下は、古說に本づける蕭吉が按なり。）子華子に。洛書九宮の事を云へる始めに。天地之大數。莫過乎五。莫中乎五。五居中宮。以制萬

品。沖氣之守也。中之所以起也。中之所以止也。龜筮之所以靈也。神響之所以豊融也。通乎此。則條達而無礙者矣。と有る是本説にて。實に蕭吉が言の如く。此は五岳より起る事なり。(此の文の委き旨は、既に太昊古易傳に説たり、披き見て其の深旨を曉るべし、)四方の四岳を姑くおきて。中岳のみを論はむも。子華子にまた。五居中宮。數之所由生。一從一横。數之所由成。とも有る如く。一從一横は卽易咸卐文の變象にて。古文の㐅字十字是なり。中數の五なることを是にて知べし。(此の㐅の字十の字の事も、既に古易傳に云へれば、今更に委くは云はず、)斯て天に在りては。太一の庭たる太微宮を治めて。五帝の座をなし。各々別りて五星を爲め。また地に在りては。五方に分りて五岳に鎭まり。互に相ひ拘絞し。遞に相負載して。休王相生する間に。萬物を生成して。運行しばしも休息ある事なし。是ぞ五帝の化行の大畧なる。(なほ此の餘意は、古易傳及び古曆傳に論へるを合せ考ふべし、)さて天地二皇の在世を。萬八千歳と有るに就て。王世貞が綱鑑に。余宗海曰八千之千當作百。蓋邵子。以自有天地至子窮盡。謂之一元。一元有十二會。一會有一萬八百年。子會生天。丑會生地。寅會生人。至戌會則閉物而消天。亥會則消天而消地。子會則又生天。而循環無窮矣。自寅會箕一度至午會星一度。該四萬五千餘年。正唐堯起甲辰之時也(邵子とは宋の邵雍字は堯夫を云ふ、其の著せる皇極經世書に此説見えたり、)夫自開闢以來。固有民物。帝王第以書契未興。無從稽考。其曰天皇氏。地皇氏。人皇氏。蓋亦傳聞其名而已。故作史者。以生民以來。若干年歳。以足其數。豈眞有一萬八千歳之理哉と云るは愚説にて。司馬貞が三皇本紀の自注に。按天地初立。神人首出行化。故其年世長久也と云へるぞ穩しき。(邵雍が一元十二會の説の妄なる由は、先師本居翁の玉勝間に委しき論あり、披き見べし、又古似書の撰者孫觳も、邵先生妄以十二時、分元會運世、而以堯舜世爲巳中、宋受命遂當申初、恐天地之大終、難以年代限也と云へり、)信に然る言なり、其の由は、三曆由來

記に論するを見て視つべし、)

〔三〕天皇干是、用元陳樞。以立易威、以觀六合。瞻河海之長短、察丘山之高卑、立天柱而安於地理。植五嶽而擬於鎮輔、乃因山源之規矩、睹河嶽之盤曲、陵岡阜轉。山高隴長。周旋委蛇。形似書字。是故因象畫形、祕於玄臺、而出爲靈眞之信。執之經行山川。百神群靈。尊奉親迎、此八會之書、五嶽眞形圖也。

此條は。以立易威と云ふまでを、春秋保乾圖に採り。其の以下は。班固が漢武帝內傳なる西王母の語を撫ひて記せり、)此の書の傳への正しき由來は、別に天柱五岳餘論と云ふ物に、著せるを見て知るべし、)○斟元陳樞は。本書の宋均が註に。謂斟酌元氣。陳列樞機之行也と釋たるは。信然る說にて。彼の三五曆紀に。天皇の事を。元氣肇始、有神人焉。と有る如く。天地既に位を定めて。無極の元氣東方より周行し始まる時に。其の元氣と共に生出して。其周行の樣を斟酌し。かつ五方に大地の樞軸たる。天柱五岳を陳列せるを言ふ。(諸書に引たる遁甲開山圖、洛書靈准聽などに、麗山氏產生山谷、元氣分自此也、と有る麗山氏は、天皇氏の事と聞えたり、神農氏を厲山氏と云へるに似たれど、山谷を產生し、元氣の分布ありと云ふに叶はず、古昔には、同號を稱せるも數有れば此は事實に依りて定むべきなり、)○以立易威とは宋均が註に、威は則也。法也と云へるは然る言にて。易は繫辭傳に。生々之謂易と有る如く。四時八節に。陰陽五氣互に行はれて。生長收藏の變易あるを言ふ語なれば。天極の元氣の運行する趣を斟酌し。其に對して大地にも。地軸たるべき樞岳を陳列して。天極地極相對せしめ。終古に差はぬ易威と爲たる義なるが。此の易威の當體に來歷往きて。節時を爲す趣を。豫に測るを曆數と云ふ。然れば曆元も亦是に立たるなり。(易威曆式の元かく一機に起るが故に、易を云へば曆法かならず是に從ひ、曆を云へば易法かならず是に從ひ、其の理密合して相離れず、是を以て、易を學ぶ者は曆をかね、曆を學ぶ者は易をかね學ばでは、其の旨を盡すことは能はず、此は天皇氏の、元を斟み樞を陳ねしに始まり、太昊氏に成れる道

なる故に、易緯に、伏義氏、乃合二故暦一、以爲レ元と云へり、故暦とは、即ち今の易威を立たるを云へり、此の事なほ次卷第十一條に云ふを見るべし。)然らば其の天極地極の。相反對して運行する趣は何と云ふに。淮南子天文訓に。太微者太一之庭也。(高誘云、太微星名、太一天神也、)紫宮者太一之居也。紫宮執レ斗而左旋。と有る如く。北辰其の所に居て。自然に左旋前導し。北斗また之に共ひ法りて左旋しつゝ。其七政を齊ふるに賴る事なり。(上皇太一紀の初條なる老子の語に、地法レ天法レ道とある道は、即北辰にて、前導たることゝ、既に委く云へるを思ひ合すべし、)其の樣を圖に摸せば斯の如し。此を天極の左旋と云ふ。凡そ物。その氣中に立つゝ。極めて急速に旋運するは。其の旋勢かならず此の如き形を爲す物なり。其は人馬の旋毛を視ても知るべし。(此の圖の中なる圈は北辰に象どれり、元氣是より起りて左旋する樣を諭せるなり。)然て大地は。此の旋に反して右旋する物なり。其は同書の同篇に。帝張二四維一。運レ之以レ斗と云へる帝は。即ち謂ゆる天皇太帝にて。大地の四方に。かの四柱岳を列張して。四維を生し。其の運りを北斗の雌神に法とり。旋運したる義なり。(四維とは四角なりと高誘も云へり、北極直下の、大崑崙よりの四維なること云ふも更なり。)抑北斗の旋は。北辰太一の神機に賴ること勿論なるが。同書にまた。北斗之神有二雌雄一。仲冬始建二於子一。月從二一辰一。雄左行雌右行。仲夏合レ午謀レ刑。仲冬合レ子謀レ徳と云へる傳ありて。左右の異あり。(是に合せ考ふべき說は京房易傳に、孔子云、陰從レ午、陽從レ子、子午分行、子左行、午右行と云ひ、龍徳十一月子在二坎卦一左行、虎刑五月午在二離卦一右行、また素問に、左右者陰陽之道路也と有るなど是なり、委くは太昊古易傳に云ふべし、)然れば天は。北斗の雄神に法ひて左旋し。地は。北斗の雌神に法りて。右旋せしめ給へること疑なし。その運行の樣をも。圖に摸せば左の如し。此を地極の右旋と云ふ。是謂ゆる易威にて。太昊氏の八卦を作るに。其の大極に象れる

物やがて是なり。(此の圖の中なる圖は、中岳崑崙に象どれり、大地旋動の元氣是より起りて、右旋するに、其の旋り決めて斯の如し、太昊氏の易を作るに此を用ひて卦原と爲たる由は、古易傳に委く云へり。)〇以觀二六合一云々は。本書内傳に。上皇淸虚元年。三天太上道君。下觀二六合一云々と言へり。上皇とは。彼の上皇太一を謂ふ。淸虚元年とは。太一の元氣發動して天神たち世間成立の事を行へる初年の義なり。乃前條に。盖起二甲寅一と云へる年を謂ふ。此の餘にも。神眞界の年號多く所見たり。(そは路史に、三皇經云、天皇以二平初元年一出治、地皇以二太始元年一出治、按道書、有二元景、延和、赤明、延康、康泰、龍漢、開皇、無極等號一と云へり、なほ此の外に、己が見覺えたるも、上皇、中皇、天漢、天景、上靈、元始、開光、淸濁、淸漢などあり、)抑かゝる年號はも。盤古三皇などの當昔に。實に有りし事には非ず。後に神眞たちの上古の事を語る時に。假に紀號と爲たる物と見えて。諸書を參考するに多く其例なり。乃ち今も西王母の語なるを以て知るべし。(因に云ふ、現世の年號は、漢の文帝が時に、始めて後元の號を立て、武帝が時より定例と爲たるが、其本來は、決めて神界の法に效へる事と思ふ由あり、其由は三暦由來記に云ふを見るべし、)さて世間を成立せむと。普く國土を瞻察して。丘陵河海の在る樣を巡見し給へる由なり。(其は神典に、伊邪那岐大神の、天浮橋に發して、國地をかき探り給へる事は更なり、其餘の神等も天翔り國翔りて、國見巡り給ひし事の、多かるを思ひ合すべし、)〇立二天柱一而安二於地理一とは。東方朔が十洲記に。太上名二山鼎于五方一。鎭二地理一也と有るを合せ考ふるに。天柱とは。前紀の本文に出せる。天極直下の昆侖山を言ひ。なほ地下にも有二四柱一と云へる。其を合せて五方の天柱なるが。其に地理を安鎭せむ爲に。是の皇の立たる由にて。此を都て山鼎とも稱せるなり。(山鼎としも謂ふは、五方に其の位正しく安立せる趣を、鼎足に譬へたるにや、)斯て此の五天柱を。また五岳とも謂ふ。然れ

ど彼の邦内の謂ゆる五岳には非ず。彼地の大荒外四方に在りて。各々其の山名も詳なり。次條を見て知るべし。○植五嶽。而擬於鎭輔とは。其の大荒外に鎭輔と立たる。天柱五岳に擬へて。彼の邦内の山五つを擇びて。其鎭輔に植たる由なり。（植は殖と通用すれど、此は韵會に、逐力切、立也、賈誼賦、方正倒植と有る義に用ひしなり、）其の五山は。初學記に。青州泰山。五岳之東岳也。荊州衡山。五岳之南岳也。豫州華山。五岳之西岳也。冀州恒山。五岳之北岳也。雍州嵩山。五岳之中岳也と有る是なり。周禮には。此の五山を。みな某の州の山鎭と云へり。（風俗通に、東方泰山、尊曰岱宗、岱者長也、萬物之初、陰陽交代、爲五嶽之長、廟在博縣西北三十里、山虞長守之、南方衡山、一名霍山、霍者萬物盛長、垂枝布葉、霍然而大、廟在廬江灊縣、西方華山、華者華也、萬物滋然、變華於西方、廟在弘農華陰縣、北方恒山、恒常山也、萬物伏藏於北方有常也、廟在中山上曲陽縣、中央曰嵩高、嵩者高也、詩云、嵩高惟嶽、峻極于天、廟在潁川陽城縣と

有り、此の中に、衡山一名霍山と云るは誤なり、但し爾雅、白虎通、尙書大傳などにも、南岳を霍山と有り、然れど霍山衡山は固より別山なり、其は初學記に荊州記を引きて、衡山者南岳也、其來尙矣、至于黃帝、乃以灊山霍山爲其副焉、故爾雅云、霍山爲南岳、蓋因其副焉と云へるが如し、）○乃因山源之規矩と云ふより。形似書字と云ふまで。能通ゆる文なるが。此は天翔りて。虛空より其山々を瞰下せる有狀を謂ふ。そは東方朔が五嶽眞形圖の序にも。五嶽眞形者。山水之象也。盤曲迴轉。陵阜形勢。高下參差。長短卷舒。波流似於奮筆。鋒芒暢乎嶺嶠。雲林玄黃。有書字之狀。是以天眞道君。下觀規矩。擬蹤趣向。因如字之韻。隨形而名山焉と有るを思ひ合せて知べし。（此の序文は雲笈七十九の卷と、古文異集とに引たるを、校合して再引たり、但し韻の字は決めて、類の字の誤なるべく所思れど、二本同じければ、姑く本の儘にさしおきつ、）○是故因象畫形とは。天皇氏自から天翔り見行すれば。右の如く見象れしを。即その象に因りて。御親

その形を畫給へる由なり。是ぞ象形の初とや云ふべき。（然れど其は和漢に弘く傳はりて、世に普く知れる眞形圖といふ物には非ず、其眞圖の事は、別に考へ明せる秘説あり、天柱五岳餘論に謂ふべし。）○秘於玄臺、而出爲靈眞之信とは。玄臺は前卷第十一條に引たる王京山經に。太上大道君の宮に。有七寶玄臺と所見たり。乃ち天皇大帝の。靈かゝる神物を秘おき給ふ。臺の名と聞えたり。靈眞とは。乃靈眞の德備はりて。神眞の位に至る人を云ふ。說文に眞僊人變形而登天也。一段玉裁云、此眞之本義也、經典但言誠實、無言眞實者、諸子百家乃有眞字耳、然其字古矣、古文作、非倉頡以前已有眞人乎、引伸爲眞誠、凡从眞字、皆以眞爲聲、多取充實之意、其顚愼字、以頂爲義者、亦充實上升之意也、愼字今訓謹、古則訓誠、小雅、愼爾優游、予愼無罪、傳皆云誠也、又愼爾言也、大雅考愼其相、箋皆云誠也、愼訓誠者、其字从眞、人必誠、而後敬、不誠未有能敬者也、敬者愼之第二義、誠者愼之第一義、學者沿其流而不溯其原矣、

故若詩傳箋所說、諸愼字、謂眞之叚借字可也。）从七目乚八所以乘載之（段注、變形、故从七目、獨言目者道書云、養生之道耳目爲先、耳目爲尋眞之梯級、韋昭云、偓佺方眼、乚者隱也、讀若隱、僊人能隱形也、八者下基也、抱朴子曰、乘蹻可以周流天下、蹻道有三、一曰龍蹻、二曰氣蹻、三曰鹿盧蹻、眞从四字會意。）是古文の眞と見えたり。（なほ第八條、眞人の下に注ふをも併つべし。）さて信とは。靈眞の位に至れる人には。其の玄臺に秘たる。五岳眞形圖を賜ひて。其の神信と爲しめ給ふ由なり。（また本書王母の語に、吾之五岳眞形大寶文、乃太上天皇所出、其文寶祕、而爲天仙之信と有るも同じ意なり。）○黃帝之經に行山川。百神群靈。尊奉親迎は。東方朔の序に。子有東岳眞形。令人神安命延。存身長久。入山履川。百芝自聚。子有南岳眞形。五瘟不加。辟除火光。謀惡我者。反還自傷。子有中岳眞形。所向惟利。致財巨億。願々克合。不勞身力。子有西岳眞形。消辟五兵。入陣不傷。山川名神。尊奉伺迎。子有北

岳眞形。入水却災。百毒滅伏。役使蛟龍。長享福祿。子盡有五岳眞形。橫天縱地。彌綸四方。見我懽悅。人神攸同。諸得佩五岳眞形。入經山林。諸山百川神。皆出境迎拜子也。とも見えたり。（また稚川翁の子書に、家有五岳眞形圖、能避兵、凶逆人欲害之者、返還受其殃、道士時有得之者、若不能行仁義慈心、而不精不正、卽禍至滅家、不可輕也とへ云へる誨へもあり、猶別に委く云ふを俟べし、）○此八會之書。五嶽眞形圖也とは、八會之書と。五嶽眞形圖と二つなり。其は東方朔の序に。古書五嶽眞形。其首目者乃是神農前世。太上八會。群方飛天之書法。始於鳥跡之先代也と云ひ。本書內傳。上元夫人の語に。八會之書、五嶽眞形可謂至珍且貴。上帝之玄觀矣。と有る文の趣にて諦なり。（また內傳王母の語に、太上八會、飛天之成、眞仙節信、由茲通靈と見え、また上元夫人の言に、太上之靈書八會之奇文とも見えたり、）抑八會之書のこと雲笈に。道門大論曰。三元既立。五行咸具。三五和合謂之八會。按眞誥。紫微夫人

說。三元八會之書。爲文章之祖。八龍雲篆。是根宗所起。有書之始也。又云。八會是三才五行形。在旣判之後也と有り。眞誥は神眞の實語を集めし物にて。其記者は梁の陶弘景なり。此の說を用ふべし。（なほ雲笈に、天書と云ふ條に、諸天內音經云、忽有天書、字方一丈、自然見空、其上文彩煥爛、八角垂芒、精光亂眼、不可得看、天眞皇人曰、斯文尊妙不譬於常、是故閟大有之始、而閟天光明、以寶其道、而尊其文、其字宛奧、非凡庸之睞、蓋貴其妙象、而隱其至眞也、また玉字といふ條に、內音玉字經云、諸天內音、自然玉字、字方一丈、自然而見空玄之上、靈書八會、字無正形、其趣宛奧、難可尋詳、皆諸天之中、大梵隱語、天尊命天眞皇人、注解其正音、皇人不敢違命、按筆注解之云々、など云へる類の說を多く擧たれど、其は都て信るに足ず、また論ふにも足らずなむ、）斯て文生東北、といふ條に。太平經云。文者生於東。明於南。故天文生東北。故書出東北。而天見其象。是知眞文初出。在東北也と云へる事あり。天皇大

帝東方日出の域より興りて。文章の祖たる。八會飛天の靈書を出せる故に。かく傳へしと聞えたり。（太平經は、稚川翁の子書にも其の名見えて、五十卷とあり、太平御覽を始め、諸書に引たる文等を察るに、上の諸天內音經、また內音玉字經などの類ならず、頗る古經の有趣にて、信らる、物なり。）さて其の大荒外。眞五岳の事も。次條に委曲に說著すを視るべし。

〔四〕東嶽廣桑山在東海中。青帝所都。南嶽長離山在南海中。赤帝所都。西嶽麗農山在西海中。白帝所都。北嶽廣野山在北海中。黑帝所都。中嶽崑崙山在九海中。爲天地心。黃帝所都。四嶽皆在崑崙之四方。巨海之中。此五嶽諸山。皆神僊所居。五帝所理。非世人之所到也。

此の條は宋の杜光庭が集記せし。岳瀆名山記に取れり。（此の記を精くは、洞天福地岳瀆名山記といふ、列仙通記に出たり、百川學海に入たる、洞天福地記とは異なり、此の外に、名山記と題せる物も彼此あり、思ひ錯ふべからず。）○此は前條に。立天柱而安於地理と有る。世界の大五嶽にて。此の中に中嶽崑崙山は。また鍾山とも稱ひて。既に云ふ如く。天柱地軸の本なるが其の餘の四嶽は。在崑崙之四方。巨海之中と有る如く。地上に出る所は。其の氣勢天に通じて。邦域の經緯を定むる土圭と爲り。地に入る所は。其根荄萬軸を生じ。互に犬牙相制して地體の骨節となる。是謂ゆる地下の四柱にて鎮輔たる所以なり。（然るに此大五岳の精古說、この杜光庭が記に載たるより外に、記し傳へたる物なく、五嶽とし云へば、赤縣州內の、泰山等の名のみを知りて、此の眞五岳の事を講する者、世々に一人も無りし中に、是の名山記に、かく古說の存せるは、實に杜光庭が功績なりかし。）斯て此の天柱五岳の中に紫微宮直下の崑崙山は。天の最中に應じて地首なる故に。中岳と稱するは理だれど。大地は圓體にして旋轉あれば。元より東西なきに似たるを。東西南北の名を定めしは。何處を方の起る處と爲て定めけむと考ふるに。天地開闢の初め。かの溟涬と始める芽み。鴻濛と萌滋り。かつ斗柄始めて建して立春の元氣を發動せる處を。方の本と爲して。東と號けたる

より。始まりしこと疑なし。(其は上の本文なる、斟レ元陳レ樞以立二易威一と云へる語を惟ひ、また事として、天極及び北斗の機運に、法を取ざる事なき、神眞の道なる故よし、又かの東動也、東方萬物所二甲拆萌動一故爲レ動也、など有る事どもを、思合せて悟るべし。)偖しか一方を定むれば。自然にそれに反對する處の出來しを。萬物の替り遷らふ處なるを以て西と號け。かく二方の出來ては。また其の東西に。左右する處の定まる故に。南と名け北と號けて。四つの方名は出來しにこそ。(其は大地圓躰の實義を知りて、方名の起れる本を考ふるに、必すかくの如くならでは、方名の定まる基縁なきこと、心を平にして熟々考へ觀るべし、(是を以て。其の四方に立たる柱岳を。其の處に從ひて。南岳北岳なども號けたるが。其の中岳昆侖虛に高く居在して。六合を瞻望かし給ふ神の上より。北岳と立しは。決めて我等が。北極と稱する處を越して。其の背に在べき道理なり。(但しかゝる事までを論ふを、いと痴たる事の如く思ふ人も有べけれど、眞實の道理は、必すかく索ねずは、得有

るまじき物なり。)さて先かく心どめ置て。後に合せ考ふべき說あり。其は關の令尹喜傳に。老子この尹喜を伴ひて。神眞の幽鄕を周遊せる事を載して。東遊至二日窟常暘之山一。觀二碧海一次登二祖山一云々。南遊登二長離山一。此山亦名二蕭山一云々。西遊二龜臺一。入二七寶園一云々。北遊二空洞山一。息二廣寒墟一云々。復登二中嶽昆侖山一云々と有る本注に。此非二人間之五嶽一。乃海外之神山也東岳曰二廣桑一。南岳曰二長離一。西岳曰二麗農一。北岳曰二廣野一。中岳曰二昆侖一也と有る是なり。(尹喜傳の本文、こゝには所狹き故に、かく文畧して引たり、其精文は下に次々引出るを見るべし、)(東嶽廣桑山。在二東海中一。青帝所レ都。と有る東岳は。卽我が皇國に在るを。此は其老子東遊の文に。東遊至二日窟常暘之山一。攝二搏桑之丹椹一。散二若木之朱華一。觀二碧海一。挹二東井一。過二鬱池宮一。暘谷神王。東海青童君。衆仙。陳二丹椹朱實。金津碧醴一。次登二祖山一。觀二芝田一。採二養神草一。息二蓬萊宮一。復遊二風山一。登二青丘一。過二紫府一。太元眞人紫府先生。陳二九光甘液。白文玉英。青林白子一。と有る地理を次々に解し得て知

べし。)本書に、遊二風山一以下の文を、錯りて南遊の文と爲たり、今は訂正して引たるなり。)其はまづ日窟常暘之山と謂ふは、下の第六條に考へ定むる。大峯暘谷の上に在る山の名と聞ゆ。然るは其の名の似通ふ耳ならず、其暘谷は、實に日窟とも稱すべき靈所なり。然るに此の域に扶桑の樹を擬たる山なるが、此の樹は皇國にのみ有りて他域には無き木なるに、況て碧海と云ふも、我が東海の名なるを先思ふべし。若木榑桑は同木なるを、文に二木の如く云へること、楚辭を始め古書にいと多あり、總て此の木のこと、及び碧海の事は下に往々出る事あり、其の委き說は、大扶桑國考に云を見べし。)さて東井と謂ふは詳ならねど。其の幽宮の名を爵池と云ふは。暘谷を咸池とも謂ふに想ひ合され。殊にその幽宮に主治たる靈眞の名を暘谷神王と有るは。歸に此の域に由ある名なり。なほ此に東海小童君の名も有れど。此は別に扶廣山の方諸宮と云ふ治處あれば。是の時しも衆仙と共に集會せるに。老子尹子の遇せるなり。(太清黄庭經の序に、晉の世に彼の魏華存に、扶桑太帝より、此の經を授けし事を、扶桑太帝君、命二暘谷神仙王一傳、と有る務成子の注に、暘谷神王當是太帝之使、授二此經一之時、與二青童君一俱來と云ひ、華存傳に、其の事の出たるには、並年可二二十餘一、容貌偉則、天資秀頴、一人自稱曰、我東華大神、方諸青童君也、其一人曰、我榑桑碧海暘谷神王、景林眞人也云々と有り、なほ此外にも、是の二眞を並名せる事實、諸書に多かり。)斯て其の大峯暘谷は。下に委く云ふ如く。豊前國企救郡と、長門國豊浦郡との間なる。早鞆の瀨門なれば、其の瀨門を爵池宮。また疑ふ、此の南碕の邊に在るべし。(此はなほ第六條に注せる事どもを心留めて、其國處ならむ人々、後に熟く考ふべし。)さて次に登二祖山一視二芝田一採二養神草一と云へる祖山乃ち本文の東岱廣桑山なり。其の由は此の山をまた祖州とも謂ふ。其は十州記初條に此の州を出して。祖州近在二東海之中一地方五百里。上有二不死之草一草形如レ菰。苗長二三四尺。人已死三日者。以二草一覆レ之、皆當時活也とあり。(尚是の文の末に、鬼谷子の言を載せて、東海祖州上有二不死之草一、生二

瓊田中、或名爲神養之、其葉似菰、苗叢生、一株可活一人、云々とも見ゆ、なほ此の全文は、三神山餘考に引きて、委く論ずるを見べし、）然て神典の古傳に。天神諸之命以而詔伊邪那岐伊邪那美二柱神。修固成是漂在國而。賜天瓊戈而言依給矣。故二柱神立天之浮橋而。指下其瓊戈而畫給青海原而。引上之時。自其戈之末。垂落之潮。自然凝積而成島。是淤能碁呂島也。二柱神以其天瓊戈。衝立其島而。爲國中之御柱而。見立天之御柱。化作八尋殿而。共住給矣 故其瓊戈。後者化小山矣と有り。（此の古傳は、諸の神典を參考して、己が既に撰める古史成文を、また抄略して引たり、）斯て是淤能碁呂島はも。乃南海道なる淡路國の屬島にて。今の現に其の國の西北の浦に在りて。世にこれを繪島と言へど。また淤能碁呂嶋といふ古名をも稱せり、（當國人仲野安雄が、淡路常磐草といふ物に、津名郡、志筑郷岩屋浦なる、岩屋神社の海畔の、磯廻につゝきて繪島あり、一塊の丹石にて、赤珠の凝聚れるが如し、石紋自づからに、人物花鳥の象ありて、彫るが如く、繪くが如く、玲瓏として愛すべし、緑樹數珠あり、直峭にして攀登りがたく、島の根磐は平にして、席を設たる如く、海潮に臨みて潔し、雪月の時は、殊に賞遊すべしと云ひ、日向人大神貫道が、磤馭盧島日記に、我が邦の臍の所は磤馭盧島なり、此の島は淡路州の、西北の隅に在る繪島是なり、俗常には繪島と呼ひ、また磤馭盧島の名を存す、此の島の岩に、圓く玉の如く涌出したる石、幾千といふ數を知らず、其形表は金氣を以て包み、裏には土砂を含む、島の風景樹木の葉色、岩の滑澤なる事、いづれ畫にも書にも著し難しと云ひ、末に漢文の記を出して、島中奇石磊落、多現男根女陰之狀、奇形怪狀、不可勝數矣云々とも言へり、）然れば謂ゆる東岳廣桑山神州はしも。此の島なること疑なし。然るは神典に。天つ神諸と有るは。天之御中主神と。皇產靈神にて。彼國籍に謂ゆる上皇太一。元始天王に。當り。二柱神は。天地二皇に當れり。斯て其の賜へる瓊戈は。古史傳に說たる如く。天根玄牡の象物なるを。蒼海原の玄牝たる所に指下して。引上ませる御戈の

末より。垂落る潮の。自然に凝積りて。島と成れるに。其の御戈を衝立て。天柱國柱となし給へるが山と化れり。（かくて此の山の眞形を視れば、諸に玄牡の形をなして、其の下に有る石の、自然に男根女陰の狀を成ことも、何に奇靈なる事に非ずや。）さて當今に現存する所は。淡路島に引添ひて。卽ち皇國の中央なるが。北極の出地三十五度の所に當りて。日經日緯を知らしむる。自然の土柱に幽契せるを以て。此の島やがて東岳にて。地下の四柱は。まづ是の柱より立始めて。次々に南西北に、立及ぼし給へる事と所知たり（但し神典には、五岳の中に、東岳の傳へのみ有ることは、事足らぬ心地すめれど、此は是の國の事のみ專と傳へし、神典のすべての例にて、是の一柱岳に准へて、餘の三方にも、柱岳ある義を令知たる傳へにも有べし、そは造化の首を爲給へる三神を始め、萬國に神たる神等をも、みな我が國かぎりの神なる如く、書載たれど、實は諸外國にもわたる傳へなるに、准へて知べし、然るに却りて赤縣州に、五岳の傳への悉有る事は、中國これを失ひて、戎狄これを持たりとぞ云ひかりける、（然れば其の東岳を廣桑山と謂ふは。扶桑州の域内に在る。山なる故の名なること著く。祖山祖州など謂ふは。地下に四岳を陳列し給へる。其初發なりし故の名なることと疑なし。（雲笈天地部に、東方日出國、在碧海中、又有祖州、在東海之中云々、と有るをも思合すべし、）斯て老子尹子。かの速鞆のあたり。謂ゆる日窟常暘之山より發ちて。長門。周防。安藝。吉備。播磨などの碧海を觀つゝ。東して。此東岳祖山。自凝島に至り。芝田を觀て養神草を採れるが、息蓬萊山と有るは。また西に還りて、其の山に息へる由なり。（蓬萊山は、彼の大壑暘谷の近き西海に在り、其は第七條の末に謂ふを見るべし、）さて復遊風山登青丘云々は。十洲記に。長州名青丘在南海辰巳之地。上饒山川。又多大樹。樹乃有二千圍者。一州之上。專是林木故一名青丘。又有仙草。靈藥。甘液。玉英。靡所不有。又有風山。山恒震聲。有紫府宮。天眞女仙遊於此也と見え。山海經海外東經に。青邱國と有る是にて。卽また皇國の地なること。下に

謂ふが如し。（そは此の青丘を、かしこの辰巳と云へるは、我が筑紫の國を、括地象に、神州と稱し、東南と云へる古き例に合へばなり）斯て本文の青帝。また老子東遊の文なる紫府先生。また十州記なる紫府宮の事は。廣黃帝本行記に。東到青丘。見紫府先生。登風山。受三皇内文天文大字。以劾召萬神。役使群靈と見え。淸靈眞人傳に。乃遊行天下。東到青丘。遇谷希子青帝君授以青精日水。青華芝とあり。（此の二傳ともに、東到青丘と云ひ、山海經の海外東經に、青邱國と出し、呂氏春秋、淮南子もまた、東青邱と有れば、十州記に、在南海と有る南は、東の誤字かとも思へど、辰巳之地と有れば、東南と有りし東字の脫たるなり、（抑青帝は。風木の主宰たる神にて。其の治の本所は。東岳廣桑山なるに。青丘にて此帝君に遇して。受たる物の有る由なれば。其謂ゆる風山青丘は。自凝島に遠からで。青帝の居所なること知るべし。斯て太元眞人とは。谷希子の位號と聞ゆ。こは青帝君の前に立て。紫府宮を治むる職なる故に。紫府先生とも稱ふと聞えたり。（（因

に云ふ、是の紫府先生谷希子は、黃帝などの師たる耳に非ず、東方朔にも師なりき、其は十州記の末に、今書是、臣朔所具見、臣先師谷希子者、太上眞官也、昔授臣崑崙鍾山、蓬萊山、及神州眞形圖、昔來入漢留以寄之、然術家幽其事、道法祕其師、術洩則事多疑、師顯則妙理散、願且勿宣臣之言也、武帝欣聞至說明年遂復從、受諸眞形圖云々と有り、別國洞冥記に、東方朔字曼倩、父張夷字少年、妻田氏女、夷年二百歲、顏如童子、朔生三日、而田氏死、時景帝三年也、鄰母拾而養之、三歲天下祕讖、一覽闇誦于口、居常指揮天上、空中獨語、鄰母忽失朔、累月方歸、母笞之、後復去、經年乃歸云々と見え、朔以元封中、遊鴻濛之澤、云々と云へる事も有るを合せ考ふれば、朔その養母にも、師を祕せれど、固より仙骨ありて、谷希子に伴はれて、皇國へも來りしなり、其は鴻濛とは、皇國の域を稱へばなり、然れば東方朔と云ふ名は、東華の春を偲ぶ意の寓名なるべし、其は本姓張氏の人なればなり、○後に唐人の仙吏傳と云ふ物を見れば、右の朔が傳を

畢て、拾面食レ之の所に、時東方始萌、因以姑島の九字あり、其の本正くは巳が今の考は非なり、然れど其の文いさゝか信がたき心地ぞする、」然らば其の風山青丘など稱せる所々は。何處なると言ふに。疑なく我が筑紫の北面。火國豐國を本にて。四國木國邊までを云へると聞えたり其は木國の木を名に負て。其の國に。天つ木種を殖生し給へる。有功神の鎭坐す事は更にも云ず。もと大樹の多かりし國なる事は。打見るに。木化山の多かるにて著く。また四國と云ふ中にも。伊豫の國に大樹ありて。今に其の埋木の名高きは。是謂ゆる青丘にて。十州記に二千圍の大樹ありと言ひ。また有二風山一と云へるが。此の國に風早郡ありて。風烈しき所なるに思ひ合さる。然れば老子丹子。かの蓬萊山に息へるが。其より再東南して。此の青丘に到り。是れより皇國の域内を放れ。遙に遠く南方に遊べると聞えたり。(なほ此の青丘たるべき國々に、大樹多かりし事の委きさまは、別に著せる大扶桑國考を見て知るべし、)斯て本文に。四嶽皆在二崑崙之四方。巨海之中一と云へば。四岳の位かならず。正整に。經緯の度を差へず。西岳は東岳に相對し。北岳は南岳に相對し立べき道理なり。故考ふるに。皇國は中嶽崑崙の出地。三十度四十度の間に在り。是と正對する同じ度數の處は。謂ゆる大西洋に。亞須登琉といふ數小島あり。西岳決めて是の邊に在るべく。其と同じ度數にて南方は。謂ゆる地中海の登留許と云ふ邊よく合へば。南岳この邊りに在るべく。此と正對する北方は。謂ゆる北太平海の。迦理富留遜夜と云ふ邊よく合へば北岳必ずこの邊りに在るべし。(抑是れ等の事ども、古今に論へる人の有としも聞えねど、天柱地軸を知ること、神眞の道の學問の本なる故に、推量の說に似たれど、今しかくは論ふなり、西洋の人等、世界の大体、地理を探索すること甚精けれど、天地開闢の眞古傳を知らざる故に、天柱地軸の本原を知らず、此の本原を知ざる故に、窮理の本は立たずぞ有ける。)故今はその心定をもて。南西北の三柱岳の在所を求むること左の如し。○南嶽長離山。在二南海中一。赤帝所レ都は。まづ老子南遊の文に。南遊登二長離山一。此山亦名二蕭丘一。出二九

光之英。火浣之布。越二赤津一。入二太丹宮一。南極夫人。設二瓊花玉酒一。赤靈火棗。至二于絳山一。觀二流火之鄉一。息二朱陵之闕一。太和玉眞華蓋上公。列二炎岡朱體。飛丹紫桃一。と有る長離山是なり。（此の山と云ふより下十五字を、本書に誤りて、青丘の文として、青林白子と云ふ下に錯亂せり、今は下に引く、十州記炎州の文に依りて訂正せるなり、）斯て其の山は十州記に。炎州在二南海中一。有二火林山一。山中有二火光獸一。取二其獸毛一以緝爲レ布。火浣布是也。亦多二仙家一と有れば。南岳の所在は。卽ち是の炎州にて。謂ゆる火林山。やがて長離山と聞えたり。（其は南遊の文に、其の山より火浣布を出すと有るが、符合するを以て知べし、）其の宮を大丹宮と云ふこと。炎州の文に漏たれど。楚辭悼辭に。陟二丹山兮炎野一とある注に。丹山炎野皆在二南方一と有れば。是も火に由ある名と聞え。（此の外にも、物の名所の名などに赤炎丹火朱など稱せるは、皆火に因れる名と聞ゆるを思ひ合すべし、）南極夫人は。陶弘景の集めし眞誥に。南極王夫人。王母第四女也一號二南極紫元夫人一。或號二南極元君一。

理二大丹宮一云々と所見たり。華蓋上公と共に。赤帝に仕ふる職とぞ聞えたる。（斯て此の山の所在は、地中海の邊なること、上に謂ふが如し、なほ第九條、爲合二火精于炎野一と有る所にも云ふを俟つべし、）○西嶽麗農山。在二西海中一。白帝所レ都は。老子西遊の文に。乃西遊二龜臺一。入二七寶園一。觀二飛玄紫文一。過二流精闕一。九靈金母大素元君。進二玉文之棗一。其實如レ餅と有る。龜臺乃麗農山にて。九靈金母太素元君とは。王母の號なり。（陶弘景の眞靈位業圖に、王母を龜臺九靈太眞元君と記して、別に後聖上傳太素元君と云ふを出せるは誤なり、太素とは西方の白色を取れるにて、王母の內號なること疑なき物をや、）其は西王母傳に。金母元君者。九靈龜山金母也。一號二九光龜臺金母一。一曰二西王母一。生二于神州一。與二東王木公一。共理二二氣一。而育二養天地一。陶二均萬物一矣。所居宮闕。在二龜山之春山。昆侖。玄圃。閬風之苑一。有二金城千重。玉樓十二。瓊華之闕一。元始天王。授以二龜山九天之籙一。使下制二召萬靈一。統中括眞聖上。位配二西方母一。女子之登レ仙。得レ道者。咸所レ隸焉と有にて知べし。（此の文

また今の要なき事どもは皆約めて引たり、尚是の山の有状は、桃中書にも委く見えたり。)さて此の山に閬風。玄圃。昆侖。有山と云ふ四處ありて。中にも昆侖の名高き故に。此の山を打任せて昆侖とも稱せり。其は十州記に。昆侖一曰昆陵。在西海之戌地。北海之亥地。地方一萬里有弱水周匝繞市。此四角大山寔昆侖之支輔也。其一角正北。名曰閬風巓。其一角正西。名曰玄圃堂。其一角正東。名曰昆侖宮。其一角爲天墉城。面方千里。城上安金臺五所。玉樓十二所。九光西王母之所治也。と有るも。即同じ山なり。(本書なほ長文なるを、此また甚く切めて引たり、其の山は別に著す天柱五岳餘論に就て見るべし、)斯て其の在り所を西海の戌地。北海の亥地と云へるは。赤縣州の荒外。戌亥の方に在る山なれば。即ち中岳の正西に當れり。(かくて此山の所在は大西洋なる事、上に謂ふが如し、)抑是の山に。閬風。玄圃など云ふ峯名あるは。中岳昆侖墟に。元より涼風。懸圃といふ峯名あるを擬せる名。その正東なる峰を。昆侖宮と云ふは。此また天帝の下都なる故に。中岳の名を擬せるにて。後に廣く總山に稱する事とは成れり。(是を以て諸書に、此の昆侖と、中岳眞昆侖とを混雜し、誤れる說とも多かり、此の事も五岳餘論に委く云ふべし、)然れど其の本名は。蒙山麗農山にて。亦の異名を。琅城とも不周山とも言り。それは十洲記に。鍾山天柱於琅城。象綱輔也。と云へるも此の山を言ひ。淮南子また列子に。昔共工氏怒而觸不周之山。折天柱。絶地維。と有る。高誘張湛等が注に。不周山在西北之極也。と云へるも即ち是の山なり。是を以て淮南子天文訓に。何謂八風と云へる所に。西北曰不周風と云ひ。地形訓の。何謂八風と云へる所には。西北曰麗風と言ひ。八極八門の所に。西北方曰不周之山。曰幽都之門。とは云り。(麗風とも云へる麗は、すなはち麗農山といふ麗と同義なり、また或は麗農風とも有りし、農の字を脱せるにも有るべし、)然れば麗農。不周。琅城。蒙山。共に西岳の異名にて。昆侖。玄圃。閬風。など謂ふは。中岳の峰號を擬せる稱なること論ひなし。(もし麗農、琅城、不周、蒙山などの四名は吏なり、西北の昆

命と謂ふをも、皆各別の山なりと爲むには、何れも天柱綱輔と云へば、西方に五柱五岳となる謂を詳く思ひ辨ふべし、尙是山の事に就ては、諸書に種々胡亂はしき事ども有り、五岳餘論を見て知るべし。)○北嶽廣野山。在北海中。黑帝所都は。孝子北遊の文に。北遊空洞山。過洞陰宮北極眞公。進十結神草。玄雪李。空洞瓜。登玄丘。觀朔陰八鍊池。息廣寒墟。太玄偲伯。進絳樹丹實。三玄紫柰と有る。廣寒墟やがて廣野山と聞えたり。(前には、空洞山とある山、乃ち廣野山ならむと思へれど、空洞は爾雅の釋野に、空洞之人は武、と有る疏に、北斗極之下、其處名空桐と有りて、北極下、中岳昆侖虛に近き所なる山名と聞ゆれば、此山には非ず、赤縣州内にも、空洞と稱する山有るは、乃ち是の荒北の山名を擬せるなり。)其は玄丘とは。十洲記に。玄州在北海之中。地方七千二百里上有大玄都仙伯眞公所治。多丘山。又有風山。聲響如雷。對天西北門。上多太玄仙官。宮室各異。饒金芝玉草と有るを云ふこと。文の符合にて炳焉なればなり。(斯て此の山所在は、

北太平海なること、上に謂ふが如し。)さて雪笈の。淸虛眞人王褒傳に。東行渡滄海。登廣桑山。入始暉庭。詣太帝君云々南行渡丹海。登長離山。詣南極元君云々。西行渡巨海。登麗農山。詣景眞三皇道君云々。北行渡玄海。登廣野山。詣高上虛皇大道君。云々とも見ゆ。(また列仙通記の、太極眞人杜沖傳には、東遊碧海、南過長離、中到昆侖山、西詣龜山、北適玄壟云々、と云へる事あり、なほ仙籍にかゝる類多かるべし。)○中嶽昆侖山在九海中。爲天地心。黃帝所都は。かの老子中遊の文に。復登中嶽昆侖山。遊玄圃瑤臺。觀七寶瓊林。聆九苞鳴鳳。其上有金臺玉樓。七寶宮殿。下覽四天下。如指掌。晝夜光明。天帝神王之下遊處也。大玄九宮仙人居焉。皆自然天廚。出入在意。天伎雅絕。樂難可勝。實寓內之淸都。神眞之盛觀也とあり。(右老子五岳遊の文、みな甚く約めて引たれば、委くは本書に就て見るべし。)此の昆侖虛の一名を鍾山と云こと。前紀に精く釋明せる如くなれば。彼の條々と相照し考へて。其總容を想像るべし。(然る

に昆侖と稱ふ名は同くして、別山五つあり、其の一は、西嶽麗農山の一峰を云ふこと上の如く、其の二は、吐蕃の謂ゆる大昆侖にて、此は河源なり、其の三は、月支の地なる小昆侖なり、其の四は、海内東方登州の域にも、昆侖と名けし山二つあり、其の五は、蓬萊方丈等の神山をも昆侖と云へる事あり、其說々混雜して、彼の國の碩學廣才と聞えし徒、紛々聚訟、今日に至るまで、一人もよく明め得たる人は有ることなし、故是を以て、余が天柱五岳餘論の撰あり、披き見て知るべし。）○此五嶽諸山、皆神仙所居。五帝所理。非世人之所到也。と、右五岳に神仙の幽宮あること、上に引たる老子周遊の文。また十州記の說にて知べし。（其の餘の諸書に、是の事の見えたるは、今計ふるに暇あらず。）五帝は乃チ青帝。赤帝。黃帝。白帝。黑帝にて、我が神典なる風神。火神。土神。金神。水神を申し。此神等。かく五方に位を定めて。相拘絞しつゝ、萬物を生成し。亦各々五星を爲め。かつ天皇太帝の化育を贊くること。既に第二條に說たるが如し。風火金水土の神等ともに、伊邪那岐神の御子に坐して、其造化し給ふ迹を察るに、彼の國の古說、また熟く神典の旨に符へり、猶是の餘意は、次卷の末郊祠の事を論ずる所に、云をも合せ考ふべし。）さて世人之非所到也とは。神眞の幽鄕にして。世人に理見を許さゞる處なる由なり。然れど神仙の位に至れる人は更なり。凡人と言へども。神仙に伴はれては。往來せる事實もいと多かり。其は古くは神農の少女の、赤松子に伴はれ、周の穆王が西方の化人に伴はれ、尹喜が老子に伴はれ、東方朔が谷希子に伴はれたる等を始め、數ふるに遑あらず、數千里の遠き神域も、神仙に伴はれては、瞬目の間に到ること、和漢に其の例少からず、其は前紀の末に引たる、枕中書に、神仙の玉京山に到る事を云ひて、雖有億萬里、往還如一步耳、世人安知此哉、と有るをも思ひ合すべし。）さて上に出せる括地象、天文訓。漢武内傳。十州記。王母傳などに載せる趣は。神眞の直にうち瞻る隨に傳へし。神境の眞形なるが。世に現見する所は。凡山に然しも異ならず。然れば玄籍の說によりて。其の山を現に索むるは。顯

幽の差別を知らざる愚昧なり。（其例を云はゞ、神典に、高天原海宮、夜見の國などの有狀、いと詳に記し傳へだれど、其を今現に索めむと欲するに、見ること能はざるが如し、）是を以て彼の內傳なる王母の眞誥に。謂ゆる十州三島の事を說きて。並在滄流大海玄津中。其實分明。其名難測と見えたり。五岳の事も準へて曉るべし。（玄津とは、海津の玄たり實たる中に在るを云ひ、其實は分明なれども、其と此と、其の名をさし測り難きを謂ふなり。）然も有らば。凡人の見ては。凡山と見ゆる四岳は。何れの山ならむと言ふに。我が東岳は。我ら正にその墟下に居るが上に。古傳昭々たれば。直に見て知るれども。餘の三岳は。みな遙かに戎狄の遠洋に在れば。其所在詳には知るべからず。（後の漢人らの、是の由を辨へず、古仙眞の傳へし西北の、不周昆侖の說相によりて、其の趣なる山を其の國の近き西北邊に求めて得ず、己が向々一凡山を、しひて名けて、是ぞ不周なる、是ぞ昆侖なると云ひ喧ぐは、いとも可笑き事にこそ。）また其の眞形も。幽と顯とは異なる故に。三天太上天皇氏。その神界なる眞形の。委蛇たる狀を摸し傳へて。靈仙の璽信とは爲給へり。然れば其眞形圖。また古仙籍に傳へし有狀の山を。其の方位に得ざらむも。疑ふべき事には非す。然るは其の山の顯幽その趣の異なる事は。人を以て譬ふるに。形と神との如き物にて。凡人は其の現形を見るを。僊眞はその靈容を視て。其神妙を語れる如き。道理なればなり。我等凡人いかで容易に。其の眞容を視ことを得むやも。（なほ此等の事ども、五岳餘論また三神山餘考に謂ふをも合せ考ふべし。）

〔五〕天地之間其猶槖籥乎。虛而不屈。動而愈出。谷神不死。是謂玄牝。玄牝之門。是謂天地根。緜緜若存。用之不勤。

此の條は。老子に取れる文なるが。愈出と云までは。通本第四章の抄錄にて。其の以下は第六章の全文なり。（谷神云々の文は、列子天瑞篇にも出て黃帝書曰とあり、張湛が注に、古有此書、今已不存と云へり、漢の世頃の書には、往々其の名見えたれど、東晉の頃には、其書既に亡びたり、晉書の天文志に、一所引たる文有れど、再引なりと見

えたり。)〇天地之間其猶橐籥乎とは。天陽地陰の開闔しつゝ。相交はる趣を譬へしにて。橐籥は冶鑄の器鼓動して。風を生ずる者なり。無窮に四時朝夕の來經ゆきて。萬物の生長收藏ある樣は信にかくの如し。谷神以下は。其の鼓動の本原を傳へし古說なるが。此はまづ地字を說きて知べき由あり。然るは說文解字に。地元氣初分。輕淸陽爲天。重濁陰爲地。萬物所陳列也。从土也聲と云ひ。也の字を。也女陰也。象形と見えたり。(段玉裁が地の字の注に。坤道成女。玄牝之門。爲天地之根。故其字从也。土生物故从土。或曰。从土乙力。其可笑有如此者と云ひ也の字の注に。此篆女陰。是本義。段借爲語詞。本無可疑者。而淺人妄疑之。許愼在當時。必有所受之。不容下以小見多怪之心測之と云へるは。其に然る言なり。日本靈異記に。三所まで。女陰の字に閭の字をかきて。シナタリとも。クボとも。訓み。類聚名義抄に。シナタリと訓み。以呂波類聚抄に。ツビと訓めり。西土の字書どもには。所見なき字なれば。此の方にて制れる字にや。)今此を思ふに。

我が神典の古傳に。天地の初發。まづ一つの物成出たるに。其の狀言難しと有りて。陰陽交合の狀なりしが。二つに分判して。天地と成れる由なるを。赤縣州も同說なりし故に。土に女陰の也を會せて。地の字を作れり然れば此章の謂ゆる谷神は。其女陰の狀せる所を云ひ。此をまた玄牝とも謂へり。(但し此は皇國漢國のみに非ず。天竺にも然る趣の傳へあり。其は印度藏志。大千世界品の末節に。委く說たるが。其大畧は。盤古眞王紀にも云へりき。)さて老子に。谷の字を用ひし語の許多あるは。皆この谷神より說出せり。其は上德若谷と云ひ。或は曠兮其若谷。渾兮其若濁と言ひ。譬道之在天下。猶川谷之於江海と言ひ。或は谷得一以盈。谷無以盈。將恐竭と云ひ。或は知其雄。守其雌。爲天下之谿。知其榮。守其辱。爲天下谷。爲天下谷。常德乃足。復歸於樸と言ひ。或は江海所以能爲百谷王者。以其善下之故。能爲百谷王など云へる是なり。(此はかの精眞一を知り得て。內に實せしめ。外は謙卑の德を守りて。谷神の德に背る意にて。牝常以

靜勝牡、以靜爲下、と云へるも此の義なり、此はかの執古之道、以御今之有、能知古始、是謂道紀、と云へる言の虛からざる所なり、既に前卷に引たる第七十章に、吾言甚易知、甚易行、天下莫能知、莫能行、言有宗、事有君と云へる宗また君とは、彼の眞一及び谷神の、古傳說を指して云へり、）さて谷の字を。說文に谷泉出。通川爲谷。从水半見出於口。象形と有り。此を淮南子地形訓に。邱陵爲牡。谿谷爲牝。是故山氣多男。澤氣多女。高誘註に。邱陵高敞陽也。故爲牡。谿谷汙下陰也。故爲牝と有るに相照して考ふるに。谷は凹入りて女陰の形あり。是を以て陰と言ひ牝と云ひ。邱は丘なり。說文に丠と作きて。土之高也と有れば。突起せる形なり。是を以て陽と云ひ牡と云へり。（大戴禮記の易本命篇、また孔子家語の執轡篇にも、地形訓と同文を出して、家語には山書曰と引たり、山書と云ふもの、秦漢の閒の書に往々見えて、いと古き物とぞ聞えたる）かく思ひ合すれば。谷神是謂玄牝と有るは。大地の女陰なせる所を云ふこと著明く。神と稱せる義は。說文に。神天神引出萬物者也。从示申聲と云へる如く。萬物を申出する義を以て。神と稱し不死と云へり。此は誠に神とも神なる。大活物にし有れば。其の稱よく叶へり。（我が神國には、大地の神靈を、活國魂神と稱して、其御社ま大社にて彼此に在り、其の祭りを八十島祭と云ひて、其祭式も嚴重に立られたり）さて玄牝とは。卽谷口なり。初發に混沌として未分れず。交合したる所なる故に門と言ひ。其は天地の分れし根なる故に。天地の根と謂ふ。綿々若存とは。萬物を申出すること絕止む時なく。常存する若きを云ひ。用之不勤とは。王弼註に無物不成。用而不勞也と云へるが如し。（諸註家、谷神の義をこそ解き得ね、此らの解をば然しも謬らず說たり、抑老子の書に、漢の文帝が世に始めて、河上公が章句の註解ありし以來、今の世に至るまで、此を註せる徒、幾十家ある事を知らず、中には、三日老子を讀ざれば、舌本の閒強ばると云ひし人さへあり、其の註する人ごとに、此の章を玄妙なりと感さわぎ、老子を異端なりと排斥せる、程朱

の翟さへに、諸家と雷同して、此の章を讃く稱贊して、其の義をも說たれど、諸家ともに或は道の虛無なる由の寓言に說き、或は攝生の寓語などに說たる迄にて、今說く眞旨を、見得たる註は有ること無し、然るは此の章これ、古傳の最、玄妙の奥にして、神典の學なき者の、總て解し得べき事に非ざればなり。）さて前卷第五條の本文及び諸書に。かの混沌たる一物の。分りて天地と成れりと有る。其の大地の玄牝女陰の象なりし上に。其の萌上れる天日の。玄牡男陽の象なりし事は云ふも更なり。是を以て禮運に。太一分而爲天地とある同じ事を。淮南子には。分而爲陰陽。と云へり。（但し上に引く說文に、天地初分之時、輕清陽爲天、重濁陰爲地、と云る類の語は、周秦頃の古書に、いと多く見えて、其はみな天陽玄牡、地陰玄牝の古傳なるを、諸書に註する者ども、只に然る二氣のみの如く說たるは、皆この古義を知ざる故なり。）抑陰陽の字は。說文に。陰古文霒省。霒覆日也。陽開也。从旦勿。一曰飛揚也と有りて。此二字は。常に用ふる陰陽の本字なり。是を以て予は。此の編集より以來の書には。其の本字を用ひつ。（然るは陰陽の字は、說文に、陰水之南、山之北也、从自侌聲と見え、陽从自昜聲と見えて、山之南、水之北を云ふ字なれば、牝牡の理を云ふに用ふるは、侌昜の字よりも遠き故なり、侌昜は陰陽の本字なること、陰を侌の聲と云ひ、陽を昜の聲と有るにても知るべし。）さて說文に、昜の字を从旦勿と有る。勿を旗の柄の三游あるに象ると有れど。旦に從ふを以て考ふるに。勿は旗の游に非ず。決めて旦の光暉を象形せる古文なり。其は上に引たる淮南子の。高誘が注に。邱陵高敞昜也。故爲牡。谿谷汗下侌也。故爲牝。と云へるを思ふに。丘陵は旦の早く暉すが故に昜と稱し。谿谷は日の暉すこと無き故に侌と稱せりと聞ゆるを。旗の游と爲ては更に由無ればなり。（昜の勿を游に非ず、旦の光暉ならむと云ふ說は、亡友吉田正三も、字說管見といふ者を著して、旣く云へりき。）斯て天昜地侌の道理を述る語に。侌昜の字を用ひたるは。丘陵は昜にて。突起せる故に牡と云ひ。谿谷は侌にて。含處なる故に牝と云るが。

其の牝牡の字うち任せては、獸類に用ふる字なれば。謂ゆる侌易の道理を。廣く云ふに用ひては。胡亂なる事の出來る故に。侌易の字を借用ふる事とは成にけむ。(此は詳に見得たる證は無れど、他の義を轉じて、用ふる文字の多かるを以て、かくは思ひ量られたり、然れど老子に、含德之厚比於赤子、骨弱筋柔、而握固未知牝牡之合、また牝常以靜勝牡とも云へるは、なほ人にも云へり、また尙書に、牝鷄無晨と、鳥にも言へり。)さて太昊伏羲氏の。始めて易法を立る時に。天易を殊に名けて乾と稱し。地陰を殊に名けて坤と稱し。此の二つを父母と爲て。六子を立て八卦を作れり。其は說卦傳に。乾天也。故稱乎父、坤地也。故稱乎母云々と有るが如し。(太昊氏の易を作るに、乾坤六子を立たる由よし、及び其制字の事などは、別に太昊古易傳と云ふ書を著して委く說たり、其の書に就て見るべし。)斯て是乾天易父坤地侌母の。開闢動靜して。生々化々する趣を粗言むに。孔子の彖傳に。大哉乾元。萬物資始。乃健統天。雲行雨施。品物流形。至哉坤元。萬物資生。乃順承天。含弘光大。品物咸亨と云るは。其の德の大概なるが。其要領たる古說は。繫辭傳に數見えたり。(乃統の間なる健は、己が私に補へるなり、坤元の文に相ひ照して、其の落字を辨ふべし、抑周易上下篇の彖辭は、周姬昌が、奸意を挾み作れる文にて、取るに足らねど、彖傳は、孔子の作にて、中には取べき語も往々無きに非ず、繫辭傳は、周以前に有來し古說を集めたる物に、孔子の語をも錯へて、其より後なる人の、書調へし者なり、是らの事ども委くは、三易由來記と云ふ書を著して論へれば、披き見て知るべし。)今其を一つ二つ出さば。乾坤其易之門邪。乾陽物也。坤陰物也と云へるは。乾天は卽玄牡陽物なり。坤地は卽玄牝陰物なり。此を知ること。易法を知る門ぞとなり。(是を以て下文に、陰陽合德、而剛柔有體、以體天地之撰、以通神明之德とは言へり。)是故闔戶謂之坤。闢戶謂之乾。一闔一闢謂之變。往來不窮謂之通。見謂之象と云るは。坤地はかの玄牝の門戶を闔るを德と爲し。乾天は其の牝戶を開くを德と爲し。一闔一闢の閒に交通して。萬物の象

ある義なり。（是を以て此の下文に、利用出入民咸用之、而不知、謂之神と云へり、此は百姓咸く、此の道を用ひつゝも、其理を知ざるを云ふ。）天地絪縕、萬物化醇。男女構精、萬物化生。乾道成男。坤道成女。乾知大始。坤作成物と云へるは。天地の絪縕する間に。萬物を化醇し出す事は。陰陽の精を構ふるに資る事にて。乾道は其の大始を知りて男を成し。坤道は成物を作して。女を成すと云へるにて。上の男女は天陽地陰を指し。成男成女と有る男女は。萬物に陰陽の別ある由を云へり。（此の文の男女は、陰陽を云ふこと、萬物化生と有るにて著し、其は陰陽やがて男女なればなり若人の男女を云むには、萬物化生とは云べくも非す。）夫乾其靜也專。其動也直。是以大生焉。夫坤其靜也翕。其動也闢。是以廣生焉と云へるは。乾天玄牡は。其の靜なる時は。精を内に收めて專なり。其の動く時は。外に發して直なる故に。大に生じ。坤地玄牝は。其靜なる時は。精を中に守りて翕り。其の動く時は。戸を闢きて應ずる故に。廣く生ずと云るにて。是は陰陽精を構ふる趣を

殊に委く述たる説なり。（和漢古今の、漢學者易學者など、口を開けば陰陽陰陽と言へども、秦漢以來、その陰陽の陰陽たる所以の古説を、かく實事に係て説得し者なく、只に言痛く空理を述て、諸に云ふ𤄃を嘗む如き、皆此のみなるは憐れむべし。）乾元坤元かく易道の本なる故に。また乾坤其易之縕耶乾坤成列。而易立乎其中矣と云ひ。乾鑿度にも。乾坤者。陰陽之根本。萬物之祖宗也と言へり。（なほ諸書に此の類なる語は數ふるに暇あらず。）さて宋の李石が續博物志に。子曰乾動直。靜專。坤動闢。靜翕。其根也天根。毎日兩度。蹴入尾閭巨壑。則海灘出潮と云へる語あり。（此の文に子と稱せるは、誰と云ふこと詳ならねど、疑なく孔丘を云ふと聞えたり、此の語甚妙にして、索隱を好まずと立たる人の、妄に出べき語に非ざれば。其の本は決めて古傳の殘れる者なり。）此は翕字までは。上に出せる繫辭傳の文に同じ。其根也天根とは。乾天より降る玄牡の氣勢を謂ふ。其は本文に。玄牝之門。是謂天地根と有るは。天地の成れる根といふ義は勿論にて。此の語を分れば。

天根地根にて。天根は卽ち玄牡陽根なり。地根は乃ち玄牝陰根にて。尾閭巨壑とは。卽ち是れなり。毎日兩度云々とは。天根玄牡の氣勢。その巨壑玄牝に。毎日兩度づゝ蹴入する故に。潮汐のさし引ある由なり。〇斯て後に、松下見林が、論衡辨證を見れば、高麗圖經云とて、潮汐往來、應期不爽、爲天地之至信。一元之氣、升降於大空之中、地與元氣升降、互爲抑揚、以時有交變、氣有盛衰、而浙潮之所至、亦因之爲大小、當卯酉之月、則陰陽之交也、氣以交而盛、故潮之大也、獨異於餘月、當朔望之後、則天地之變也、氣以變而盛、故潮之大也、獨異於餘日、今海中有魚獸、殺取皮而乾之至潮時、則毛皆起、豈非氣感而類應之自然歟と有り。こは今の考へに吻合の說なれば抄し出つ。抑此の玄牝巨壑に。かの天根の蹴入すと云ふ事は。凡人の目に見る所に非ざれば。世の曲士らは。例の狂妄なる說と爲て。大笑すめれど。此は絶て後の凡人等の。想ひ寄べき事に非ず。天陽地陰の構精。信に必すしか有べき事なり。然は有れど。是の故に潮汐あり。と云ふ事に於ては。心得べき事あり。其は潮汐の出る本來こそ然は有れ。其の進退は空行く月の出入に相ひ應ずる事になむ有ける。〔今其の趣を且々記さば、これもかの、論衡辨證に出せる、海潮圖序に、夫陽燧取火於日、陰鑒取水於月、從其類也、月之所臨、則水往從之、故月臨卯酉、則水漲乎東西、月臨子午、則潮平乎南北、彼竭此盈、往來不絶、夫朔望前後、月行差疾、故晦前三日潮勢長、朔後三日潮勢極大、望亦如之、夫春夏晝潮常大、秋冬夜潮常大、蓋春爲陽中、秋爲陰中、歳之有春秋、猶月之有朔望也、故潮之極漲、常在春秋之中、濤之極大、常在朔望之後、此又天地之常數也、嘗問海賈云、潮生東南、此乘舟候海、而進退者耳、古今之說、地缺東南、水歸之、亦近之矣、嘗候於海門、月加卯、而潮平者、日月合朔、則旦而平、緩三刻有奇、上弦則午而平、望已前爲晝潮、望已後爲夜潮、此皆臨海之候也、遠海之處、則各有遠近之期、月加酉而潮平者日月合朔、則日入潮平、上弦則夜半而平、望則明日之旦而平、望已前爲夜潮、望已後爲晝潮、此東海之潮候也、又嘗候於廣州武山、

月加レ午而潮平者日月合朔、則午而潮平、上弦則日入而平、望則夜半而平、上弦已前爲二晝潮一、上弦已後爲二夜潮一、月加レ子而潮平者、日月合朔、則夜半而潮平、上弦則日出而平、望則午而平、上弦已前爲二夜潮一、上弦已後爲二晝潮一、此南海之潮候也、今通二一海之盈縮一以誌二其期一、西北二海所レ未レ嘗見、故闕而不レ紀云と見ゆ、潮汐の說、古今に種々有るが中に、上に引たる高麗圖經の說と、此の說ばかり、允當なるは無し、近世西洋の說を傳ふる者も有れど、猶未たかくの如くは精しからず〕抑潮水と月の。しか應ずる由は。月もと此の大地の根底に。付成れるが分りし物にて。其の質は。玄牝巨壑に注ぎ入る。潮水の純重汚濁なるが。凝結して出來し物なる故に。同質同氣相感じて。右の如き應ある事と所知たり。〔其の說長く、今の要にも非ざれば漏しつ、古史傳に說くを見て知るべし〕さて是巨壑玄牝之門を。また尾閭とも云へるは。莊子秋水篇に。秋水時至。百川灌レ河。涇流之大。兩涘渚崖之間。不レ辨二牛馬一。〔林西仲云、是水大崖遠、見レ物模糊一段的景況、摹寫逼レ眞、涇濁也、非二涇渭之涇一、須レ辨、〕於レ是焉。河伯欣然自喜。以二天下之美一。爲二盡在一レ己。順レ流而東。行至二於北海一。東面而視。不レ見二水端一。於レ是焉河伯。始旋二其面目一。望レ洋向レ若而歎曰。野語有レ之。曰。聞レ道百。以爲レ莫二己若一者。我之謂也。〔聞レ道僅百耳、不レ及二萬分之一一、遂以レ人莫二己若一、此不レ知レ量之甚者矣、若海若、滄水之神也、〕今我睹二子之難一レ窮也。語非レ至二於子之門一。則殆矣。〔此段言下見二其大一、則小者不レ足レ論也、〕北海若曰。井蛙不レ可三以語二於海一者。拘二於虛一也。夏蟲不レ可三以語二於冰一者。篤二於時一也。曲士不レ可三以語二於道一者。束二於敎一也。今爾出二於崖涘一。觀二於大海一。乃知二爾醜一。爾將レ可三與語二大理一矣。天下之水。莫レ大二於海一。萬川歸レ之。而不レ盈。尾閭泄レ之。而不レ虛。春秋不レ變。水旱不レ知。と見えたる尾閭是れなり。〔曲士の世敎に束縛せられて、眞道を語るに足ざる事は、蒙莊が時已に然れば、今しも殊に然る事は、云ふも更なる事ながら、今時の學者ら、凡て老莊列等が言とし云へば、寓言なりとて、實事は絕てなき事として、取敢ざるに就て、松浦道輔が、然る徒に

論せる言あり、其の說に、莊子の書は、寓言篇に、寓言十九、重言十七、巵言日出、和以天倪、寓言十九籍外論之、云々、重言十七所以已言也、是爲耆艾云々、巵言日出、和以天倪、因以曼衍、所以窮年云々、また天下篇に、以巵言爲曼衍、以重言爲眞、以寓言爲廣と有りて、寓言とは、あらぬよそへ言を作りて、眞理を明すを云ふ、罔兩問景のこと、儵與忽、謀報渾沌之德の類、凡て十九條あり、重言とは、古への實事を擧て、微言の考證と作すを云ふ、黄帝將見大隗乎、具茨之山の事、また楚狂接輿の類、凡て十七條あり、其の佗は巵言なるが多かり、所狹ければ、此に其の文を逐一には擧げず、人々本書に就て試るべし、右寓言の篇天下の篇の文は、古への實事と、寓言巵言と混亂れむ事を恐れて、莊周自から其の著書の心掟を云へるなり、今其全篇を考ふるに、盡くその數に合へり、然るに其の耆艾眞實たる重言を聞て、猶言を已めず、寓言巵言と等しく思ひ居る徒の多かるは、何にぞやと云へるは、信に諾なる說なり、但し其の巵言寓言の中に、また古說の實事あり、そは今の秋水篇など、河伯と海若の對談せる由なるは、巵言とも寓言とも云べけれど、今の大海の趣、また尾閭の事は、古說なり實事なり、かゝる類また甚た多し、次條に取る列子の夏革が語は、實事の古說なること言も更也、）天下之水云々とは。天下に有ゆる。大河大川に流るゝ水の。大なるが多有れども。海は然る衆川より歸する水を、盈しめず受入るれば、是より大なるは無しと云へるにて。即ち東海を言へり。（そは上文に、河伯順流而東行云々、と有るにても知るべし。）尾閭泄之云々は。然しも百川より歸する大水を。受て盈しめざる事は。尾閭といふ處ありて。泄し失ふこと虛日なる故に。春秋と云へども。增減變らず。水旱にも干滿なしと云へるなり。韵會に。司馬云。閭者聚也。水聚族之處也。在扶桑東。集韵本作瀾と見えたり。（なほ此の事は下に論ふを俟べし。）さて列子には。此を大壑と謂へり。そは次條を見て視るべし。

〔二八〕天傾西北。故日月星辰就焉。地缺東南。故百川水潦歸焉。勃海之東。不知幾萬億萬里。有大

容焉。實惟無底之谷。其下無底。名曰歸墟。八紘九野之水。天漢之流。莫不注之。而無增無減焉。其中有三神山焉。

此の條は列子湯問篇なる夏革が語中に採れり。(今本に、地缺東南を、地不滿東南とあり、そも惡からねど、今は初學記に引たるに據れり、然て其中有三神山焉は、本に其中有五山焉云々、と有るを改めたるなり、其由は下に云ふを見るべし。)○天傾西北は。かく云へること。佗書にも往々所見あれど。此は大地固より圓體なるに。皇國及び赤縣州などは。北極の出地三四十度下れる。東南方に在るが故に。天頂たる紫微宮。西北に傾きたる如く見ゆるにて。其の實に我れ等が所立の傾けるなり。然るに赤縣の中古の人ら。是の義を得知らず。如此は誤り來れるなり。(然れば內經の素問、また古微書に、括地象と擧たる文などに、天不足西北と云へる語あるも、皆中古の人の誤りと知るべし、謂ゆる唐虞以前の眞聖の世には、有るまじき說なること言ふも更なり、況てしか傾ける事は、共工氏怒りて、頭を不周山に觸れて崩せる故なりと云へる、列子淮南子などの說は、論ふにも足らず、然れど共工氏が、不周山に頭を觸れて崩せりと云ふ說のみは實事なり、其は太昊紀に注するを俟べし。)また日月星辰就焉と云ふ語も。和漢の居地の東南に傾ける故に。然は視ゆるにて。實に日月星辰の。西北に就には非ず。地首昆侖の處より望まむには。八方端なく環りて。何所に就くと云ふ差別は。絕て無き事なり。然れど天穹の大體をもて論ずる時は。北極は天頂なるが故に。南北相比して視れば。星辰中帶より北に多く殊に紫微垣に近く聚叢して。南方には星數いと鮮きこと。天文書どもに云へるが如し。○地缺東南は。是また佗書にも。天不足西北。地不滿東南と。對し云へること多く見えて。大地の實體に叶へる眞說なり。(其は彼の西洋人の實撿せる南阿米理迦と云ふ地より先なる、賛廝伊須亂杼と名けし所より先、南極に近き邊りは、古來その所を撿究めし者なく、謂ゆる泥海といふ樣にてなほ其の先は氷ゐて山をなし、絕て到り難しと云ふ由なるは、缺て滿ざる故なること諦けし。)然れば百

川水潦歸レ焉といふ義。いと諦に知られたり。然て河圖括地象に。西北爲二天門一東南爲二地戸一。天門無レ上。地戸無レ下と有るは實理に想ひ合はさるる事ども有れば。此は古説と聞えたり。(後にこれに、西南人門、東北鬼門と云ふ、二門を合せて四門と稱し、易理を談ずる事の有るも、其理なき事には非ざるなり。)〇勃海之東不レ知二幾億萬里一。有二大壑一焉とは。まづ勃海とは。常には彼の國の東北隅なる。古への冀州。兗州。青州の崎。また遼東朝鮮などに包まれて。謂ゆる黄河の。落口なる入海を云へり。(是を以て本書の張湛が注に、今樂安縣と有るは、乃ち青州の縣なり。)然れども説文に。勃澥海之別名也と有りて。東海を廣く稱する語なる故に。其の東邊に然名くる所々多かり。是を以て初學記に。按二説文一。東海之別有二勃澥一故東海共稱二勃海一。又通謂二之滄海一と云へり。然れば今謂はゆる勃海は。禹貢なる青州。徐州。楊州などの。東邊海を云へると知るべし。(然るは張湛が注の、青州樂安縣なる勃海の事と爲ては、纔に六十里ばかりの、海上を隔て朝鮮あれば、不レ知二幾億萬里一と云へる文に叶はず。なほ諸書に、勃海と名けし所々數ありて、胡亂しきを、説文の段玉裁が注に、精く辨へたり、披き見て知るべし、)さて不レ知二幾億萬里一とは。大壑の所在の諦なる里數を知らざる故に。惟遙に遠き所とのみ思ひて。如此は語り傳へしれり。(總じて斯の如き里數の、然しも拘はるに足ざること、下に往々論ふが如し、)〇實惟無底之谷。其下無レ底。名曰二歸墟一は。張湛注に。山海經云。東海之外有二大壑一。詩含神霧云。東注二無底之谷一。稱二其無底一者。蓋擧二深之極一耳とあり。(莊子天地篇に、諄芒將二東之二大壑一曰、夫大壑之爲レ物也、注焉而不レ滿、酌焉而不レ竭吾將レ遊焉と有るも乃ち同所なり、)〇八紘九野之水。天漢之流莫レ不レ注レ之云々は。張注に。八紘八極也。九野天之八方中央也。世傳天河與レ海通と云へり。(世傳の説、心得がたきに似たれど、博物志にその故事あり、皇國にも常陸風土記に、沼尾池、古老曰神世自レ天流來水沼云々と云へる事も有れば、列子の古説に、天漢之流の、大壑に注げりと云へる事も疑ふべきに非ず、沼尾池のこと、扶木集に、

光後、鹿島の社へ詣でしついで、宮廻りし侍るに沼尾の社は、彼の池の事さま〴〵いひきこえて見えて、神代に容より、水下りて、と思ふも有がたし、道の生て服するもの、不老不死なりなど、風土記に見えたるに、今はなき古ことになむ侍りける「沼の尾の池の玉水神世より、絶ぬや清き窺なるらむと有り、思ひ合すべし、然るに。無増無減の意に。無底之谷とは稱せり 是に就て按ふに。古今韵會に。司馬云。尾閭一名沃焦、石方圓四萬里。厚四萬里。海水注者無不燋盡と云へる説あり本文の旨とも甚く異なり。其は列子の傳へにては其の谷無底なるが故に。然る大水を受納るゝ由なるを。韵會なる説にては。底に沃焦と名くる大石ありて。其の石に焦し失る山なり。（また後に誤郛に出せる玄中記を見れば、天下之强者、東海之沃焦焉、水灌而不已、沃焦者山名也、在東海南方三萬里、海水灌之不消とあり、此に依れば、韵會に、沃焦を尾閭の一名と爲たれど、元より別にて、沃焦は山の名にて、東海の南方三萬里に在りと云へば、彼の南極に近き、泥海邊なるべく、聞えたり、前後に云ふ説等を思ひ合すべし、彼此共に古説なるに論無れど。今思ふに。列子の傳へぞ勝りける。然るは其の經無底とは云へど。實の無底には非ず。內に無數の水脈ありて。歸入る水の盡。その水脈より。大地に浸淫して陸に通じ其より引きて山に上り。谿谷に流れ出て。川河に及び而して又其の大壑に歸すること環の端なきが如くなる故に。無底の如くは思はるゝ也けり。（又按するに、若その大壑、實に無底ならむには、其の無底の止まる所は、必この大地の表面、いづこにか有りて、其の所は常に、潮の沸出すべき道理なるに、西洋渾地家の說によりて、普く洋海の樣を尋ぬるに、然る所の有りとしも聞えざるは、水脈に浸引するが故なること疑なし、故此に彼の沃焦の石ありて、其石に燋し失ると云ふ說は用ひずなむ、然れど玄中記の說は由有げなり）

今試に本文の。地缺東南。故百川水潦歸焉

と有るを。說文の地从土也聲。也女陰也。从乙象形。乙流也と有る說に據りて。其の圖を作れば。斯の如きを思ふに。八紘九野天漢の水の。大壑尾閭に歸せるを。此處にて泌別して。其の清潔なるを地脈に通じ。其の純重なるを。其の乁より。東南の缺たる所に流し遣りて。終に此にて氣吹き失ふ道理の。必有べく所思るなり。(其は古くも、人を小天地と云ふ如く、實にも、人躰の天地に能く似て、其の躰内に受たる物の穢濁を、下部より放ち棄る、道理を推して如此は謂ふなり、上士是の理をまづ心留めて、下に云ふ我が大神の御禊の事を想はむには、無量の味ひ有らむ物ぞ、)さて初學記に。海曰百谷王。海神曰海若。海一云朝夕池。一云天地。亦云大壑巨壑。出老子及風俗通とあり。(但し己が見たる風俗通には、此の事見えず。後に脫たるにこそ、)抑谷とは。山間の凹みて。泉の出る所を謂ふは固よりの語なるが。海また陸に對すれば。谷なる故に。老子も百谷の王とは言へり。斯て其の海中にまた山谷あり。其の谷の多かる中に。歸墟は比類なき大谷なるが故に。

大壑とも巨壑とも言ふ。然らば其の在所は何處なると言ふに。此はまづ海てふ事を辨じ得て。後に知るべき由あり。其は說文に。海天池也。以納百川者。(段注云、爾雅九夷八狄七戎六蠻、謂之四海、此引伸之義也、)从水每聲と有りて。海とは舊この大壑の所を云ふ言なり。(また劉熙が釋名に海晦也、主引穢濁、其水黑如晦也、と云ひ、尙書考靈曜に、海之言晦也、昏晦無所覩也、と云へるを思ふに、海の每に从ふは、其の壑の極めて深く、暗き故の制字なるべし、)其は納百川者と有るを。本文に。八紘九野之水。天漢之流。莫不注之。と有るに思ひ合せ。海天池也と云へるを。初學記に。海一云天池。亦云大壑巨壑と云ひ。字書どもに。壑音郝。谷也。大壑海也とも有るに相合せて辨ふべし。(大壑を天池と云ふは、彼の謂はゆる天地の根、玄牝なる故の名と聞ゆれば、東海巨壑にかぎる名なり、然るを莊子に、南冥者天池也と云へるは、文の勢に乘じて、古實を謬れる者なり)斯て此の一谷の名。廣く東海に稱ふ言となり。其より引伸して西南北にも稱ふ語

と爲れるは。譬へば天と云ふは。もと天日の事なるを。後に大空の蒼々たる所を。普く云ふ言と成れるに同じ由來なり。(然れば上に引たる、說文の段注に、爾雅の九夷八狄七戎六蠻、謂之四海、と云へる文を引きて、此れ引伸之義也と云るは卓爾たる見解なりかし)故彼國の中央とする。豫州の東邊、徐州の東海より。眞直に海上三百里ばかり推渉れば。我が豐前の國と長門の國との間なる。速鞆の湍門に到る。此は大扶桑國考に委く說たる暘谷咸池甘淵なり。然れば。大壑。尾閭。谷神。玄牝。天池。朝夕池。百谷王など、種々異名も稱すれど。即ち是の速鞆の湍門を云ふにぞ有りける。(凡て彼の國より、八極の方位を議するには、豫州を中として計る例なること、既に大扶桑國考三五本國考に云へるが如し、然て我が里法にて三百里は、彼の國の古代の、千八百里に當るべし、是を以て列子に、不知幾億萬里と、いと遠き事に云へるなり)此を神典に考ふるに。神代紀に。伊弉諾尊。見泉國。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急。故還向於橘之小門。而拂濯也、云々と有る粟門は。謂ゆる阿波の鳴門の事なるか。(そは此の鳴門は、阿波と淡路との間に在りて、伊弉諾尊の大宮は。その淡路の傍なる、淤能碁呂島に在りしかば、先其の近き粟門を見給ひけむ)其の潮急きに過たる故に。此より西して。速吸名門を見給ふに。是れまた潮の太急き由にて。是乃謂はゆる早鞆の迫門なり。其は國人西田直養が。速吸門考といふ物に。古事記神武天皇段に。從吉備國上幸之時。乘龜甲爲釣乍。打羽擧來人。遇于速吸門云々。と有る所の傳に。或人の速吸門は。豐前の早鞆の事ならむ。と言へる說を出して。實に潮の速きこと名に負へれど。地理違へりと言れし誤りを正して。此は據ある說なり。其は神代紀に。伊弉諾尊乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急云々。と有るを思ふに。早鞆浦に今速戸社と云ふ社あり。長門を古へも穴門と云へれど。粟門穴門なるべし。(土俗の傳へに、古へは今の壇浦と、速戸との、間道つゞきにて、其の所に大きなる穴ありて、其の内を舟往來せり、故穴門と云ふ、然るに其の地流

れて、赤間關の前に至りぬ、今は巖流島と云ふとぞ、○篤胤云、粟門も穴門なるべしと云へる說は違へり、予が說は上に云へり。）潮既太急と有るも今の潮の早きに叶へり。速吸と云へる詞も。すふとは。多く下に吸込むを云ふ詞なれば。速戸の瀨門の。瀨早く逆まく間に。渦夥しく卷きて。水底に吸込なども都て當れり。その打羽擧き來し人の名を。書紀に。珍彥と有るも渦の假字あへり。然れば速吸門といふは。我が豐前の企救郡なる。速戸の事なること明けしと言へり。（此の考へなほ長文なるを、今はこゝに要ある事のみ、抄出せるなり。）是の說まことに然る事なるに就て按ふに。此所を速鞆としも言ふは。速は字の如く。鞆は借字にて巴の義なり。其は巴とは都て海河の。渦卷く處を云ふ詞にて。出雲風土記に。國形如ニ繪鞆ーと有るも。其の地の彳まひ。繪にかける巴に似たる由なるを思ふべし。（斯て鞆をトモと云ふは、其形巴に似たる故の名にて末なり、然るに巴の字を、トモヱと訓みて、鞆を繪がける形に、似たる故の訓と思ふは違へり、巴字說文に、蟲也、或曰、食ㇾ象蛇象形と云ひ、徐說に、按ニ博物志ニ、巴蛇呑ㇾ象と云へれど、地名に、巴州巴郡など云ふも有りて、水流曲折、三回如ニ巴字ーと云へる義に依りて、トモヱとは訓ならむ。）さて長門を古く穴門と云ひし事は。師說に。穴戸は。長門國と。豐前國との間の海門にて。筑前國の北面の海より。山陽道の南面の海に入る門なり。穴戸としも名に負たる故は今川貞世の。道行ぶりと云ふ物に。長門の國府を出て。赤間の關に移り著ぬ。ひの山とかや言ふ麓の。荒磯を傳ひて。早鞆の浦にゆく程に。向ひい山は。豐前國門司の關の上の峯なりけり。穴戸と申し侍る事は。今の赤間の關と。門司の關との間も。山の一つなる其中に。僅に潮の滿干の路ばかり。穴の樣にて侍るに。其を皇后の軍の御舟。通り難かりけるに。御舟よそひて後。一夜のほどに此の穴戸の山引分れて。今の速鞆の渡りになりぬ。此山さながら西の海中によりて。島と成れりと言へり。（篤胤云、此の文師の引れたるを、また省略して引たるなり。）此の穴戸の名の說。國人の古く語り傳へたるを。聞て記せるなるべし。皇后の軍

とは、神功皇后の。韓國言向給ふ時の。御軍を云へりと聞ゆ。其の時一夜のほどに、山の引分れたりと云ふも。古き傳說と聞えたり。島と成れりと云ふは。引島と云ふ島の事なるべし。引と云ふ名も由ありて聞ゆ。但し此の島の名は。既に仲哀天皇紀に見えたり。後の名を以記せるにも有るべし（此の穴戸の事は、なほ內山眞龍が考へに、長門の段浦と、豐前の早鞆の崎との間の海、里人は一里ありと云ふなれど、いと近くして、僅に五六町ばかり離れたり、さて此の段浦と早鞆と相對ひたる南方の山の岸、崩れ缺たる形なるを見るに、上代には、此の處長門と、豐前と接きたる岩山にて、其の下に洞ありて、東西通り、潮の通ふ道ありて、船も往來ひつらむ、故穴戸とは云なるべし、仲哀紀に、洞海とあるも此なり、然るを後に、其の洞の上の山を截通して、今の如くよの常の海には成れるならむ、然れど今も南方の岸高く、間の海はいと狹く、穴の如くにて、潮の滿乾に流るゝ事も早川の如くなり、斯て西の方は、やうやくに廣くして長門の、赤間關より、豐前の柳浦までの間、船路一里なりとぞ、さて早鞆神社は、豐前の地に有れども、今も里人は、長門の社なりと云なるは舊地つゞきて、長門の內也し故にぞ有べきと云り此考眞世の記せる趣と大かた似たり、洞海と云ふは久岐は久具理にて、山下の洞をくゞりて、舟の往來し故の名なるべし）さて今此の海門の北は長門國にて。段浦。赤間關と西へ竝び。なほ西は大海なり。南は豐前國にて。早鞆。門司關。大裡。柳浦。小倉と西へ竝び。其西は筑前國につゞけり。引島は。此海門の西の口に在て。長門に屬り。（穴戸に云はむは、彼早鞆神社を、海布刈社とも云ひて年毎の十二月晦日の夜、海布刈の神事と云ふあり、其の夜は、常より殊に甚く潮の干るを、彼の社の神主、海ぎはの石階を、五百段降りて、底の海布を刈る、其の同時に、長門の一の宮の神主も、松明を執て、北より同く五百段降りて相對ひ、丑時のくだりに、南北へ相去る、此に因りて其の浦を、五百段浦と云ひ、また略きて段浦とも云ふなりと云へり）さて此海戸に依て。國名をも穴戸國と云ふ。長門國是れなりと云はれたり。篤胤按ふ

に長門は大倭國の。漸々に大きになり以行ける西の端なり。豊前は筑紫國の。漸々に大きに成り來し東北の端なり。抑大倭島根と。筑紫島とは。二柱神の國生ませる時に。西と東に遥に遠く。生放け給へる國なり。斯て後に少彦名命。八十國々の國端に。葦菅菰を殖生しつゝ。須を成して。漸々に大に造化し給へれば。彼の須より此の須に接續きて。二國の一國に爲れる所も無きには非ず。（此れ等の道理は、古史第九十一段の傳に委く說たり、披き見て知るべし。）然れども。鞆浦と段浦との如く。下は大船の數往來ふべく海路をなし。上は一島とも成べき程の。岩山をおきて接續けし事は。尋常の事に非ず。實に皇國中央の。自然の關とも稱すべく且かの八紘九野の大水をこの謂ゆる無底たる。速巴の水戸に通せむ料の。門窟なりし故に。谷口とも號けしにやと想はれて。畏しなど申すも更なり。（然るに人の世となりて、神功皇后に神等御誨ありて、韓國を言向しめ給ふ時に至りて、其の上に安置し給へる山を引放ちて、御軍船を通し給ひし事をも、想ひつゞくるに、皆此の邊に由縁ある、神等の御心なること、同じ時に、筑紫の逆鷲岡の溝を通さむとし給ふに、大船塞りて通じ難つるを、神祇に祈り給ひしかば、雷電霹靂して、其磐を蹴裂き水を通せし故に、時の人その溝を、裂田溝と曰ふ、と有るをも思ひ合すべし。）さて上に出せる神代紀に。伊弉諾尊。かの粟門及び此の速吸門を。潮太く急しとて。橘之小門にて拂濯し給ふと有る。その所は。乃筑前國の北面なる。糟屋郡邊の海と聞えたり。其は國人貝原篤信の說に。此の郡に立花と云ふ處あり。橘之小門是の邊ならむと云へり。信に此の御禊の時に成り坐せる海神たちの。鎭座す本社。みな此の邊に在り。かつ本文に謂ゆる三神山。やがて其の海鄕にて。此所の海底に有ること。次條に論ふ如なくれば。此の說に從ふべし。（師の古事記傳には、此の說を覺束なしとて、豊後國海部郡ニ早吸日女神社のある邊りを、其の所ならむと言はれたれど、然には非じ、其の山は古史傳に云へり。）抑大神の御禊し給ふに前にまづ粟門を見給ひ。次に是の速吸門を見給ひし事は。もと泉國にて受給ひし穢惡なるが故

に。そを吹棄ひ竟て。然る無底の谷より。本つ根ノ國へ。泄し失ひ給はむための御事なるが。直にその大門に祓除給はむは。潮急きに過たる故に。其の近き水上なる。立花の小戸にて祓ひ給へれど。實はその穢惡を。是の大門に注き失ひ給ふ御事にて。大祓詞に。荒鹽の鹽の八百道の八鹽道の鹽の八百會と有るは。疑なく此の玄北太壑速吸門の事なり。其は是の御祓の時に。生坐せる神等の中に謂はゆる祓戸神四柱 こゝに在て。祓除の功德をなし給へばなり。此の事は大祓詞に、落多支都速川の瀨に坐す、瀨織津比咩と云ふ神、大海原に持出なむ、如此持出往ば荒鹽の鹽の八百道の八鹽道の、鹽の八百會に坐す、速開都比咩と云ふ神、持可々呑てむ、如此可々呑てば、氣吹戸に坐す、氣吹戸主と云ふ神、根國底之國に氣吹放てむ、如此氣吹放てば、根國底之國に坐す速佐須良比咩と云ふ神、持佐須良比失てむ、と云々と有るを添く味ひて知るべし〕○偖本文に。其中有三神山焉と記せる文は。もと其中有五山焉。一曰岱輿。二曰員嶠。三曰方壺。四曰瀛州。五曰蓬萊と有りて。

岱輿。員嶠の二山は流れて。三神山の存せる由にて。他書にも東海に。岱輿。員嶠と云ふ二山の有るよし所見なき故に。かゝる文を成せり。三神山の事は委曲に次條に注するを見るべし。

〔七〕其山高下周旋三萬里。其頂平處九千里。其上臺觀皆金玉。其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生。華實皆有滋味。食之皆不老不死。所居之人皆仙種。一日相往來者。不可數焉。而山根無所連著。常隨潮波。上下往還。不得暫峙焉。仙聖毒之訴之帝。帝恐流於西極。失群聖之居。乃命禺強使巨鼇九擧首而戴之。六萬歲一交焉。

此の條は。乃ち前條列子の文のつゞき。三神山の說を抄せり。○是の山の高下周旋の數。下に引く十洲記には。周圍五千里と有るに甚く違ひ。王嘉が拾遺記には。高二萬里。廣七萬里とも言へり。此は皆拘はるに足らず。其の遠近の數も何も大抵に心得て在るべし。其は此の山のみには非ずかし〔然るは神眞の幽鄕はも、東方朔が言に、至妙玄深、幽神難測と云へる如く、隱顯出沒定まり無く、或は其の小なる時は、尺池にも潛むべく、其大なる

時は、溟海にも滿べければ、實はその高卑廣狹などの數は、迯がたき物なるを、此の山に限らず、其の里程形象の異說あるは、各々その見し時の有狀を以て、記し傳へし故に、彼れ此相違あるなり故是をもて、次々引用ふる傳說どもの、かかる數計ども、多くは文畧して引きたり、此の微旨は、目は人間の書籍に晒すとも、心を神眞の幽鄕に潜めむ人ぞ知りて有るめる。)○其上臺觀皆金玉云々は下に引く史記封禪書。及び山海經の郭注に。記す所も此に同じ。珠玕之樹叢生云々は。神眞鄕に生ずる物ども。大抵斯の如くなれば。今殊に注するに及ばず。(所居之人皆仙種云々とは。次の卷の本文に。尊蓬丘館眞人と有る如く。太上天皇氏。こゝを神眞の館と定めし時に。其の神胤を遺し給へるぞ。是の山の仙種の始めなる其は下に引く神典の古傳を見て知るべし然るを後に。仙聖の種類なる人の。往來所居する域と。定まりし故にかく謂へるなり。(天皇氏の當時より前に、早く仙人と云ふ物ありて、其の種胤の、こゝに固より居せりと謂ふには非ず、思ひ錯ふべからず。)○而山根無所連著云々は。謂ゆる浮島の趣にて。潮波に隨ひ。或は海面海底に上下しつゝ。時つ事を得ざるを。仙聖の毒ひて帝に訴へしなり。帝とは卽天皇太帝なり。(張湛が注に、若此之山、猶浮於海上、以此推之、則凡有形之域、皆寄於大虚之中、故無所根蔕と云へり、此は推例を示せるなり。)茲に天帝。その山の流れて。僊眞の居を失はむ事を恐れて。禺彊に命せしなり。○禺彊は張注に。神仙傳曰。北方之神名禺彊。號曰玄冥子と云ひ。山海經海外北經に。北方禺彊。人而鳥身。珥兩青蛇。踐兩青蛇。(郭注に、字玄冥、水神也、莊周曰、禺彊立於北極、一本云、北方禺彊黑身手足、乘兩龍。)大荒北經に。有神。人面鳥身。珥兩青蛇。踐兩赤蛇。名曰禺彊と見え。近世畢沅が增注に。呂氏春秋云。禹北至禺彊之所。高誘注云。禺彊天神也。淮南子云。禺彊不周風之所生也。簡文云。北海神也。など有るにて知るべし。(なほ尚書大傳、呂氏春秋、淮南子を始め、其の餘の書等に、北方之極、顓頊玄冥之所司云云と云へる玄冥を、黃帝之孫也と云ふ說あるは、

北方黒帝に、顓頊を配せると同例にて、黄帝の孫を、今の玄冥に配せるにて別なり、天皇太帝の當時に、豈軒轅黄帝の孫有らむやも、後に配せる玄冥の事は三五本國考に云ふを見るべし。）さて巨鼇は。楚辭天問に。鼇戴山抃。何以安之と云へる王逸注に。鼇大龜也。擊手曰抃。列仙傳曰。有巨靈之鼇。背負蓬萊之山。而抃舞滄海之中。獨何以安之乎と見え。列子の張湛注にも。列仙傳云。巨鼇戴蓬萊山而抃滄海之中。大荒經曰。北極之神名禺彊。靈龜爲之使也と言ひ。（此の二文ともに、今の列仙傳、大荒經等の本には見えず。）初學記に。玄中記曰。東南之大者巨鼇焉。以背負蓬萊山周廻千里。巨鼇巨龜也。千歳之龜。能與人語。崔豹古今注曰。龜名玄衣督郵神使。中龜也など見えたり。（また馬縞が中華古今注には龜名玄衣督郵とて、其の十名を擧げ、大凡物含異氣不可以常理推耳、千歳之龜、常有白氣而起耳、ともあり、呉越春秋なる、夏禹に、理水の法を傳へし、玄夷蒼水使者を、雲笈に引たる玉緯と云ふ物には、繡衣使者とあり、また史記に、

宋元王の夢に告けたる、龜靈の形を、一丈夫、玄繡之服とあるを始め、龜の人形を現せるに、みな玄服の事を云へるは、北方に由ある事なり。）さて玄冥神。その使者の。然る大鼇九つを使ひて。三神山を戴かしめ。他海に流るゝ事をば停めしなり。（但し今の本文を、本書には、使巨鼇十五。擧首而戴之。迭爲三番と有れど、其は一山に三鼇づゝ、五山に十五鼇の數なり、然れど諸書の事實を考ふるに、三神山なること、前條に注する如くなれば、今の本文のごと改めたり。）然れど活物の背負ひて在るが故に。時々遊泳する事ありて。其の神山の上下移轉しつゝ。彼國の近き勃海中まで到る事あり。上士はその神山なる事を知り。下士はこを見て。海市また蜃樓なども稱ふめり。（但し此の海市また蜃樓と稱するは、赤縣州の言にて、印度にては乾達婆城と謂ひ、我が東北邊の國々にては海館と云ふ、蓋そは此の三神山の、然る國々に遊泳するに非ず、別に諸海に、離宮別山のあまた有るが、現見するなる事など、都て海市山市に關係せる事ども、三神山餘考に論ふを俟べし。）彼

處の勃海中に現見せる古き事實は。史記の封禪書に。三神山の事を載して。其傳在勃海中。去人不遠。蓋嘗有至者。諸僊人。及不死之藥皆在焉。其禽獸盡白。而黄金銀爲宮闕。未至望之如雲。及到三神山反居水下。臨之風輒引船而去。終莫能至云と見え。（前漢の郊祀志にも同文あるは、即ち史記を取れるなり、）山海經海内北經に。蓬萊山在海中と有る郭注に。上有仙人宮室。皆以金玉爲之鳥獸盡白。望之如雲。在勃海中也。と有る是なり。（海内北經の、畢沅が補注に、按蓬萊山、即浮來山也、在漢之東莞縣、春秋傳有浮來、杜預曰、邳來山之間、號曰邳來、郡國志曰公來山、或曰古浮來、公蓬邳浮皆聲相近、其地近海、故曰海中也と云へり、東莞縣は、後に樂安縣とも云ひし地にて、禹貢の青州を、後に登州萊州と號けし、萊州の域内にて、山海經に謂はゆる海内の勃海、かの碣石山の在る、入海に臨める所なり、此所の海市は、彼の國に名高き事にて、其の詩文また圖をも聚めたる、海市帖と云ふ物あり、此の事も三神山餘考に委く著せるを見るべし、）斯て此の山の本所を、列子に。大壑中に有る由言へれど。此は大凡の説にて。實を其の邊りにぞ在りける。其は十州記に。蓬丘蓬萊山是也。對東大海之東北岸。周廻五千里。外別有圓海。繞山圓。海水正黑。而謂之冥海也。冥海中、濤浪。無風而衝天。不可得往來。上有九氣丈人九天眞王宮。蓋太上眞人所居。則固在海之中也。唯飛仙。有能到其處耳と見え。余が引き用ふる十州記は、漢魏叢書、龍威祕書、列仙通紀、雲笈七籤などに收たる、本ども、また諸書に引たる文をも、校合せる本なり、然て諸本に、九氣丈人を、九老丈人と有るは誤なり、今は葛洪枕中書に據りて訂正せり、其は雲笈に引たる諸書を始め、仙籍どもに、九氣丈人、九老仙都と連名せる文いと多く有れど、九老丈人と云へる事は一と所だに有ること無れば、九老と有るは、誤寫なること疑なくなむ、）史記の淮南王傳に。秦始皇が徐福を遣して。東海の靈藥を求めし時に。徐福歸り來て。始皇に白せる辭を載して。臣見海中大神。言曰。汝西皇之使邪。臣答曰然。神曰。汝

何求。曰。願請延壽藥。神曰。汝秦王之禮薄。得觀而不得取。即從臣。東南至蓬萊山。見芝成宮闕。（こを印本どもに、見芝成宮闕と讀めるは非なり、此は謂はゆる靈芝延年藥の、宮闕の形を成せるを見たる由なり、其は抱朴子に五德芝、狀似樓殿、莖方其葉五色、各具而不雜、上如偃蓋、中有甘露、紫氣起數尺矣、と有るを以て知るべし。）有使者銅色而龍形。光上照天。於是臣再拜問曰。宜何資以獻。海神曰。以令名男子。若振女。與百工之事。即得之矣。（本注に、徐廣曰、西京賦曰、振子萬童、振子童男女と見えたり。）秦皇帝大說。遣振男女三千人。資之五穀種々百工而行。云々と有るを。相ひ合せて知るべき由あり。（此の全文は、三神山餘考に出して、委く說辨ふれば、今はこゝに要ある事をのみ抄し出せり。）然るは十州記に。對東大海之東北岸。とある東大海は。かの東表の立たる。徐州の海を廣く云ひ。その東北岸は。即青州の東南に向へる岸に當る。斯て史記の徐福が言に。東南至蓬萊山。と有るに依りて。其の青州の東南岸よ

り。直徑に東南の相ひ對せる。大荒外に推渉れば即我が筑前國の北面志賀島。玄界洋の處に至る。（謂はゆる青州は、後に登州萊州と、二州に分ちし域なり、彼所と此所と相對する樣、大扶桑國考に出せる圖を見て知べし。）然れば蓬萊山。この海底に在ること疑なし。茲にこを神典に考ふるに。此の海やがて伊邪那岐神の禊祓し給へる橘の小戸にて。是時吹生給ひし神の多かる中に。三柱の海神及び三柱の筒男命と申す神ゐはし坐て。この海底に是の神たちの幽鄉あり。（こは仲哀天皇紀に、此の神たちの神憑ましして韓を伐しめ給ふ時の御誨し言に、橘小門之水底に居る神と宣へるに依りて先かくは謂ふなり。）斯在ば謂はゆる三神山は。此の大神たちの幽鄉なること疑なし。故茲にかの十州記を稽ふるに。九氣丈人の九天眞王宮とは。神典に謂はゆる海宮を申せり。其は伊邪那岐大神の海神等を生ませるより遙のち。彦火々出見命の時に。鹽土老翁といふ神。奇異に計らひて。火々出見命を海宮へ御幸なし奉れる事あり。（此の御幸の故よしは。古史傳を見て知るべし。）其の文に。

老翁即取嚢中玄櫛投地。則化成五百箇竹林。因取其竹。作大目麁籠。內火々出見尊於籠中。沈之。于時海底自有可怜小汀。乃尋汀而進。忽到海神豊玉彦之宮。其宮也城闕崇華。樓臺壯麗。門外有井。井傍有杜樹。乃就樹下立之。云々と有り。（本文列子に是神山の狀を、其上臺觀皆金玉、其上禽獸純縞云々、と有るにいと能く符へり。）此を上に引たる十州記蓬丘の文。及び徐福が辭に想ひ合せて。九氣丈人と稱し。海中大神と有るは。我が海神豊玉彦命に坐すこと。諦に知るを尙言むには。此の御幸の時の。鹽土老翁の言に。海神所乘駿馬者。八尋鰐也。是竪其鰭背。而在橋之小戶。吾當與彼者共策。乃將火折尊。共往而見之。是時鰐魚策之曰云々と有り。（火折尊と申すは、乃彦火火出見命の亦御名なり、）こを上の徐福が言に。有使者銅色而龍形と云ひ。始皇本紀に。此の事を載せるには。其の使者を大鮫魚とも、大魚鮫龍とも有るに符合し。かつ次卷に引く方丈州の文に。九原丈人と有るも。同じ海神に坐すを。主領天下水神。及龍蛇。巨鯨。陰精。水獸之輩と有るにて。更に疑ひ有るまじき者なり。（大海神の本躰、また其の使者も鰐神なること、神典にていと著明に知らる、凡て漢國にては、鮫鰐の類の長々しきをば、皆龍の類として、龍と稱すること、本草の書等を見ても知らる、また印度にても、古く鮫鰐の類を龍と稱せり、此れ等の事ども、都て三神山餘考に云ふを見よ、）さて右徐福が還りて云へる語を。史記の作者が文に。爲僞辭曰とも、費多恐譴。乃詐曰とも記せるは。神眞の幽鄕を知らざる。例の儒見の狡意にて。いとも愚昧の語等なり。此は大海都美神の神異を示して。其の蓬丘をも視しめ給へる。其の時の神語を。徐福が有りのまゝに。始皇に言へる眞辭なり。然るは其の云へる語ども。能くも我が神典の趣に符ひて。却りて彼の國史の語には遠く。似ざるを以ても知るべし。（凡て和漢の俗儒ら、司馬遷を良史の才とて、畏みおづる事なれど、其は文章こそ然も有らめ、撰史の才はいと短く、古への道を執りて今の有に御する、信古の道紀は、得知らぬ人にぞ有りける、此は因にいさゝか驚かし置くなり、）さ

て九氣丈人の宮を。九天眞王宮と稱する由は。金母傳に、世之昇天之仙。凡有九品。第一上仙。號九天眞王。第二仙。號三天眞王。第三仙號太上眞人と云々と有り。然れば九天眞王。三天眞王など稱ふは。仙眞の位號にて。九氣丈人は。九天眞王の品位なる故に。その宮名を然は稱せるなり。(此は廣黄帝記に、峩嵋山天眞皇人の條に、座賓三人ありて、皆大淸仙王と稱せる類にて、一眞人に限らざる事、かの枕中書に、玉京山の第三宮を、九天眞王、三天眞王所治と見え、其餘の諸書にも九天と云ひ、三天と稱せる眞王多く見ゆれど、皆別眞人と聞ゆるを以て、思ひ辨ふべし。)また蓋太上眞人所居と有るは。其の本宮の事には非ず。蓬丘の郷は。都て太上の眞人たる人の所居なる由なり。然るは太上眞人と稱ふも。位號なる故に。葛仙翁傳などには。老子を始め。太上眞人と稱れるが。三人一時に降りし事も見えたり。然れば次巻の本文に。爲蓬丘。以館眞人と有るは。是山固より。九氣丈人の神都なる物から。眞人と稱ふ中にも。太上の品たる。眞人の館する山と定めたる義なり。(そは眞人と云ふにも、品々あること彼金母傳に、第四號飛天眞人、第五號靈仙、第六號眞人、第七號靈人、第八號飛仙、第九號仙人、凡此品次、不可差越、云々と有るを以て知るべし。)さて十州記に。瀛州在東海中。地方四千里。大抵是對會稽。去西岸七十萬里。上生神芝仙草。又有玉石。高且千丈。出泉如酒味甘名之爲玉醴泉。飲之數升。輙醉令人長生。州上多仙家。風俗似吳人也とあり。彼の東海と言へば我が西海たること論を俟たず。然るに大抵是對會稽。と有る六字は衍なり。其は會稽は。彼國の東南隅なれば。其の地より東は。我が西南海に當ればなり(然れば去西岸七十萬里と云へれど、彼國の東海邊に、西岸と云ふべき岸のなきを思ふに、此は我が筑紫の西岸に去れる由なり。)さて州名の瀛は。神芝仙草醴泉などの沃瀛なる由の名にて。山海の大荒東經に。瀛土之國と有るは。此の州の事なるべし。(新井白石翁、こを蝦夷の事と爲られしは、濫く思はれざる説なり、なほ三五本國考の、第四條に云へる説をも、合せ思ふべし。)ま

た同記に。生州。在東海丑寅之間。接蓬萊。地方二千五百里去西岸二十三萬里。上有仙家數萬。天氣安和。芝草常生。地無寒暑。安養。萬物。亦多山川。仙草衆芝。一州之水。味如飴酪。也とあり、此は彼の東海丑寅の間に在りて。蓬萊に接すと云へる方位を思ふに。我が長門國の。西北面の海底なる事と聞えたり。（然れば此の文に、去西岸二十三萬里、と云へる西岸も、長門國の西岸を云へり、然れど二州の地方、また相去る里數、共に例の拘はるに足らず。）さて十州記中に。こゝの西海。かしこの東海なる神山は。此の三州より外に有ること無し。然れば列子を治め。東海の三神山と云ふに　此生州なくて。方丈の入りたるは、早く訛れる傳說にぞ有ける。方丈州の所在は。次卷に注するを視るべし。

赤縣太古傳卷之三

大壑　平篤胤撰述　男　平田鐵胤　同
孫　同　延胤
門人　碧川好尙　挍

〔八〕天皇於是方丈之阜爲理命之室。滄海之嶋養九老之堂。貴昆陵以舍靈僊。尊蓬丘以館眞人。儲百川極深水靈居之。其陰難到。故治無常處。非如丘陵而可得論爾。

此の條は館眞人と云ふまで、漢武内傳なる王母の語に取り、其の以下は十洲記に取れり。（其の由は、下に云ふを見て知るべし。）方丈之阜は、列子に方壺一曰方丈と見え。諸書に方丈山とも。方丈州とも稱せり。其は十洲記に。方丈洲在東海中心。西南東北。岸正等。方丈方面各五千里。上專是群龍所聚。有金玉瑠璃之宮。三天司命所治之處。群仙未欲昇天者。皆往此州。受太上玄生籙。仙家數十萬。耕田種芝草。課計頃畝。如種稻狀。亦有玉石泉。上有九原丈人宮。主領天下水神。及龍蛇。巨鯨。陰精。水獸之輩と有るは乃ち是れなり。（此の文は漢魏叢書、龍威秘書、列仙通紀、雲笈などに收たる本を挍合して引たり。葛洪枕中書なる、是の州の文は畧に過ぎ、かつ三天司命所治之處を、大清仙伯太上丈人所治と有れど、諸本と合はず、また王子年が拾遺記なる此の州の說は、精に過ぎ、かつ信られぬ事ども多かれば取らず。是の洲を列子に。蓬萊瀛州と共に。彼の大壑中の三山と爲たれど。其は誤れる傳にて。此州疑なく我が淡路嶋なり。其の由は史記の封禪書。始皇本紀。淮南王傳などに。其の三神山の議あれど、事實には蓬萊州の事のみ有りて。方丈瀛州の事は聞えず。然て神典に二柱神。已に天之御柱を立廻りて。國の長子に。大倭豐秋津嶋を生給ふ時に。淡路嶋を胞として生給へるに。此の嶋皇國の中央に在ること。方丈州を。在東海中心と云へるに符ひ。かつ下に次々論ふ旨のよく符へばなり。（但し此は多年かく思ひ定めては在りしかど、天保六年五月二十四日、こを清書する時に當りて、ふと思ひ興し、こは不當の說には非じかと列子の海底と云る說と、今の說とを紙籤に封じ、

天神地祇、及び五岳眞形圖に、祭禮章詞して、嫡孫の八才なるに、（三度賜はらしむるに、二度まで今の考說をとり得つれば、此は神眞靈仙の許し給へる事となも思ひ決めたりける）さて方丈と云ひ。方壺と云ふを思へば。もと小州なる故の名と聞ゆるを。方面各々五千里と云へるは合はず。列子に周旋三萬里。其頂平處九千里と云へるは更なり。拾遺記に地方千里と云へるも。猶大に過たり。（然れど凡てかゝる類の里數には、拘はるに足ざること、此の州のみに非ず、此は既にも云へる事なり）さて此の嶋の西北の隅にひき傍ひて。天之御柱と見立給へる。淤能碁呂嶋あり。是かの三天太上道君の東岳を立たる說に符合し。また本文に謂ゆる理命之室は。十洲記に。有金玉瑠璃宮。三天司命所治之處と云へる宮なるが。三天司命とは。三天太上大道君の命を承て。此の宮を守護し。かつ其の生籙の事を行ふ。眞宮の號と聞えたり。（但し其の司命の職たる神眞は、疑なく青眞小童君にて、其を佐くる仙伯は、疑なく老子なり、其の由は、末條を注するを見るべし）然るに其の太上道君。や

がて伊邪那岐大神に坐して。此の嶋にその幽宮あり。其は神典に。伊弉諾尊。神功既畢。構幽宮於淡路之州。寂然長隱矣と見え。また伊弉諾尊。於是登天報命。仍留宅於日之少宮矣とも有りて。神名式に。淡路國津名郡。伊佐奈伎神社。名神大と有るは。乃其の幽宮の存せるにて。神功畢て。まづ此の宮を構りまし。其の御靈を長に隱し留めて。其の本體は天上に昇り。報命して。仍日之少宮に留宅給へる傳へなれば。今の謂はゆる理命之室。金玉瑠璃宮と云ふは。是幽宮なること疑ひ無し。（當國人仲野安雄が、淡路常盤草といふ物に、和名抄に。津名郡育波郷、和名以久波とある、今も育波川、育波浦、育波村など云ふ地名ども有り、津名郡の西海邊に添ひたる鄉なり、是の鄉に並びて郡家の鄉あり、和名抄に、津名郡、郡家和名久宇希と見ゆ、是の鄉の多賀村に、神名式なる伊佐奈伎神社、名神太の社あり、神宅とも云ふ、國君より、造立し給ひ、封田も若干ありと云へり、此の社の事は、なほ古史傳に考記せるを見るべし）其は神典に。伊邪那美神の語に當縊殺汝國民日

千頭と宣へるを。伊邪那岐大神宣直して。吾則當産日千五百頭と詔へるしるし今にあり。是謂によりて。此の大神の御靈を。活産靈。足産靈玉積産靈神と稱して。鎭魂祭に祭り給ふ事などの。幽に契ひて通ゆるを。思ひ合せて所知たり。(その御靈實は、乃活玉、足玉、死反玉、道反玉に御なり。なほ此の事委くは、古史傳を見て知るべし。)然れは理命と司命は同義の言にて。人の生命を司理せしめ給ふ幽宮の義なること著し。また群仙未欲昇天者とは。謂はゆる地仙なり。其は赤縣州また皇國の仙のみに非ず。何國の仙にまれ。此の神府に詣して。長生久視の生籙を賜はる。神眞界の定めなると聞えたり。(なほ諸越の諸仙の傳どもに此の神府に來りて生籙を受けたる事實、また是の生籙の事など、此には云ひ盡しがたし、三神山餘考に云ふを俟べし。)さて十洲記の文に。亦有玉石泉上有九原丈人宮云々と有るも。淡路島に符合する事ども有り。其は此の九原丈人と云ふ神眞は。其の主領する物ども。天下の水神。及び龍蛇巨鯨陰精水獸の輩なり。と有るを思ふに。海神なること疑ひなし。然らば淡路島に。謂はゆる九原丈人宮に思ひ合はする。海神社ありやと云はむか。此は神名式に。然る正しき社名は無れども。津名郡に石屋神社と出たる社。其宮の遺跡ならじか。(淡路常磐草に、此の社を、志筑郷に在る由を記して。其の説に、和名抄に、津名郡志筑郷、和名志津奈とある、奈字は支を誤れるなり、今に志筑津、志筑濱村などの名遺れり、津名郡の東邊に添ひたる郷なりと云へり。)然るは此の社。その郡の石屋浦と云ふに在りて。淡碁碁呂島と近く相對ひ。今これを天地大神宮とも。繪島明神とも。石屋明神とも言ふ由なるが。其の舊地は。今の國主。里邸の地なりしを。是の地に移せるにて。是の祭神。實は詳ならず聞えたり。(磤馭廬島日記に其の祭神を、國常立尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊三座なりと云へるは信られず、常盤草に、或は月讀尊とも伊都之尾羽張神とも云へど、式に何の神とも注せざれば、後世その神名は定め難しと云へるぞ穩なる。)但し石屋神社と申す事は。同じ浦の繪島を去ること五十歩計り。今の天地明神の北の海邊。

古城山の岸下に石窟あり。舊は甚廣かりしを。城を築ける時に。窟を切たてゝ。今殘る所の岩屋。いと狹くなりぬ惜き事なり。中に小祠あり。土人は石楠尊といふ。謌しと。常盤草に見えたり。(また此の石屋近き海邊に、石磯ある所を、鉾島、鵜鴿島と云へど、此は石屋の口を、切穿ちたる岩石の殘れるなりと云へり、然れば舊の石窟の大なりしこと、想ひ像るべし。)今是に依りて考ふるに。十洲記に玉石泉と有るは。其の石屋の。もと大なりし時に。然る泉の有りけむを言ひ。其の上に。九原丈人宮ありとは。石屋神社の古く。今の國主の里邸の地に在りしを云へる如く聞え。また然る海邊の石屋なれば。必ず海神の所治なるべく所思るに(況て其の邊より東浦になり廻して。)松尾崎と云より。育波郷机浦と云ふに至りて。富島野島など言ふ舊き名所あり。(富島の哥は、夫木集に「舟とむる富嶋が礒の山おろしに、散るもみぢ葉や笘のうはぶき、」また「宍師ふく富島が崎の入汐に、友なし千鳥月に鳴くなり、」諸集になほ多く、野島の哥は、萬葉集に、「吾が欲りし野島は見せつ底深き、阿胡根の浦の珠ぞ拾はぬ、」また「粟路の野島の崎の濱風に、妹が結びし紐ふき反す、」などなは多かり、常盤草に、播磨魚住泊より、津國大和田泊、今の兵庫まで、一日行の間には、船を泊べき所なし、東南の風あらき時は、岩屋の泊門を乘過ぎがたく、富島野島などに舟を留めて、風を待つべき所なりと云へり、古へもしか有りしこと、右の哥どもにて所知たり、また同書に、野島は、里人の言に、昔は一二町も澳へ出て、高く平なる野ありしと云ひ傳ふ、波に崩れて今はなし、古松の村立たる汀を、野島と云ふと云へり。)野島の海人の古く名高く聞えて、淡路島を、御食津國と歌に詠みしは、是故なる事。また阿曇連が海神の裔にして。此なる海人どもを司むる職なる事をも思ふに。神世に早く是の郷に。海神のさる由よし。絶て無るべしとは言べからず。(阿曇連は、元より海人どもを司むる職なるが、此島の海人をも從へしこと、履中天皇紀に、阿曇連濱子と云ひしが、仲皇子のために、野島の海人どもを卒て、天皇を追ひ奉りし事の有るを以て知るべし。)萬葉三卷。羇

旅歌に。「海若は靈き物か淡路島。中に立置て「白浪を。伊與に廻し。座待月。明石の門ゆは。暮去れば。鹽を滿しめ。明去れば。鹽を干しめ。鹽さゐの。浪を恐み。淡路しま。礒隱り居て何時しかも。此の夜の明むと。待からに。寢の宿かてねば。瀧上の。淺野の雉子。聞ぬとし。立動むらし。率兒等。あへて榜出む。爾波も靜けし」と詠める歌をも思ひ合せて。後人なほ深く考ふべし。（常盤草に、この哥を、津名郡廣田郷鮎屋村なる、鮎屋瀧の所に引きて、鮎屋の瀧と稱す、今人は淺野の瀧と稱す、然れど萬葉集によめるは、礒廻に舟を繋ぎて、瀧の上の淺野の雉子の、立さわげるを聞たる由なり、然るに此の所は、物部郷の海を去ること、二里ばかり、奥よりたる山里なれば、其詠出の哥に合はず、瀧の上の淺野は、野島富島の邊に求むべし、思ひ寄れる事も有れど、里人の云ひ傳せるまゝに、此に擧ぐと云へり、富島に近き机南村の西濱に、紅葉瀧といふ有りて、高さ四五丈ばかり有りと云へば、萬葉に詠めるは此瀧にて、淺野と云ふは、是の上に有るべくぞ覺ゆる、）さて本書なほ王母の言に。「東方朔が事を。此子性多滑稽。昔爲太上仙官。太上令到方丈山助三天司命。收錄仙家。前到方丈。但務山水游戲。擅動雷電。激波揚風。風雨失時。陰陽錯迕。致令鼓鯨陸行。山崩境壞。沉溺。玉酒。斷奉命之科。於是九原丈人。乃言之於太上。太上遂謫斥。使在人間」。又金華二仙。及九嶷君。陳乙原之と語れる事もあり。（なほ諸仙の傳記ともを閲するに、方丈山に至ると云へること、計ふるに暇あらず、其は悉か生錄を受けむとて來る事と聞ゆる中に、上眞衆仙記、また總仙記などに、樂子長合家九人、得仙未昇天、並住方丈之神洲、受太玄生錄、以五芝爲糧、太上補爲修門郎、位定神と云へる事あり、此の外にも彼の國の靈仙の、此の洲に來り住するが數あり、諸傳を見て知るべし、）さて此の洲をまた浮廣山とも、方諸山とも謂ふ。その山は。第七條を視て知るべし。こは十洲記に。滄海島在北海中。地方三千里。海四面繞島。水皆蒼色。仙人謂之滄海也。島上俱是大山積石至多。石腦。石桂。英流。

丹黄子。石膽之輩。百餘種皆生于島。石服之神仙。長生島。中有紫石宮室。九老仙都所治。仙宮數萬人居焉とあり。(こは今に要なき文等を、皆畧きて引たるなり。)彼の國にて海と云へば。東海を云ひ。そを滄海と稱するは常なるに。其の島を滄海と云つゝ。在北海中と云ふこと。語に於て心得がたし。然るは彼の國の方位に從りて言ふときは。其北に。海は有ること無ければ。此は我が西北海は。彼處の謂はゆる渤海に近く對して。寅丑に當るを。北海と稱せるにて。實には我が國の四方海と悉彼が東海にぞ有りける。(此は煩はしく言までも無く、其の島名を滄海と稱し、水皆蒼色、仙人謂之滄海也と有るを、説文に、東海共稱渤海、又通謂之滄海と有るに思ひ合せて辨ふべし。)さて是の島中に。紫石の宮室ありて。九老仙都の所治なりと有るは。乃ち本文に。養九老之堂と云へる堂にて。彼方丈山なる九原丈人の。海神なるに思ひ合すれば。是れも海神なるが。下文に。坎總衆陰於海島と有るは。諦に此の神の事なるを思ふに。海神といふ中に。專水を司る神になも

有りける。(此はなほ下條の、坎云々の文の所に云ふを俟べし。)是を以て夏の禹王の。水を治むる時に。玄夷蒼水使者といふ使令を遣して。河圖括地象を見る事を得しめて。治水の道をぞ誨へたりける。(此の事は、呉越春秋に所見たるを、禹王傳の本文と爲たれば、委しき事は、其の傳に就て見るべし。)また史記及び漢書の張良が傳に。滄海君と有るも。晉灼が注に。海神也と云へる如く。九老仙都の使令と聞え。また後に下邳圯上に。老人と現じて兵書を授けし謂ゆる黄石公も。疑なく此の海神にぞ有りける。猶この九老仙都の事實。とり總て。三神山餘考に記すを見るべし。(但し下の條條にも、往往云ふべき事どもあり。)(貴昆陵以舍靈僊は、昆陵を。龍威秘書の本には。崐崚と書たり。乃西岳麗農山を謂ふ。(麗農山を、また昆侖とも云ひ、陵に丘の義あり、かつ侖崚音、相近き故に通用せしなり。)此の虛を殊に貴びて。諸靈僊の館舍と定めたる由なり。僊は説文に。僊長生䙴去。从人䙴と見え。(段注䙴升高也、長生者䙴去、故从人䙴會意。)韻會に。隷作僊。亦作

仙、釋名云、老而不死曰仙。仙遷也。遷入山也、故字。从人旁山とあり。(段玉裁が說文の注に、莊子曰、千歲猒世、去而上僊、小雅婁舞僊々傳曰、婁數也、數舞僊々然、按僊々舞袖飛揚之意正引伸假借之義也、釋名、仙遷也、遷入山也、與許不同用、此知漢末、字體不一、許擇善而從也、漢碑或从䙴、或从山、漢郊祀志、僊人羨門、師古曰、古以僊爲仙、聲類曰、仙今僊字、蓋仙行而僊廢矣と云へり。)論語に曰く。老而不死是爲賊と仙と賊と其の名いと相近し。按ずるに。壽を偸み逸居して。敎へなき是れ賊なり。生を養ひ僊居して。道ある是仙なり。古今仙を欲する者。往々その行實を撿するに。賊ならざる者は殆希なり。(我が黨の小子ら、激く此の旨を思ふべし、)さて此の陵の委き樣は。第□條に注ふを俟べし。

○尊蓬丘以館眞人は。十洲記に。蓬丘蓬萊山是也。對東大海之東北岸。周廻五千里。外別有圓海。繞山圓。海水正黑。而謂之溟海也。無風而洪波百丈。不可得往來。上有九氣丈人九天眞王宮。蓋太上眞人所居。則固在海之中也。唯飛仙有能到其處耳とあり。(九氣丈人を、諸本に九老丈人と有るは誤なり、今は葛洪枕中書に據りて訂正せり、其は雲笈に引たる諸書を始め、仙籍どもに、九氣丈人、九老仙都と並べ稱せる文いと多く有れど、九老丈人と云へる事は、一所だに無ればなり、)さて其の在所は。前紀第七條の本文に出せる列子の說に。東海の大壑と稱する。無底之谷中に在り。と云へるが如し。是を以て今引く十洲記の文に。則固在海之中也とは云へり。(但し此の七字は、漢魏叢書、列仙通紀、龍威祕書、雲笈などに收たる本どもには脫せり、今は山海經廣注に引たる本に據りて。補へり。)然れど其の列子の傳へに。其の大壑中に。もと五山有りけるが。二山は北海に流れ沈みて。蓬萊方丈瀛州の三神山存り。と言へれど。今の本文に。蓬丘の事のみ見え。十洲記にも。方丈と瀛州との所在を別處と爲し。かつ史記の始皇本紀。また淮南王傳に。徐福が到れる事を記せる文にも。蓬萊とこそ有れ。方丈瀛州の。同處に在るよし見えず。然れば此の壑中に。三山ありと云へるは。訛說あること疑ひな

し。(なほ此の訛傳の委き論は、三神山餘考に云ふを見て知るべし。)さて九氣丈八之宮とは。即ちわが海神の宮を謂ふ。(此は古史傳第百五十二段より第百五十七段までに云へる說等を。考へ合せて悟るべし、猶三神山餘考にも云へるを見るべし。)其は列子湯問篇に。渤海之東。不知幾億萬里。有大壑焉。(殷景順音義曰、山海經云、東海之外有大壑。)實惟無底之谷。其下無底。名曰歸墟。(張湛注曰。詩含神霧云、東注無底之谷、稱其無底者、蓋擧深之極耳、歸墟莊子云尾閭。)八紘九野之水。天漢之流。莫不注之。而無增無減焉。(張注曰、八紘八極也、九野天之八方中央也、世傳天河與海通。)其中有五山焉。一曰岱輿。二曰員嶠。三曰方壺。四曰瀛洲。五曰蓬萊。(音義曰史記曰、方丈、瀛洲、蓬萊、此三神山在渤海中、蓋嘗有至者、諸仙人及不死之藥皆在焉、未至、望之如雲、欲到、卽引而去、終莫能至。)其山高下周旋三萬里。其頂平處九千里。山之中間相去七萬里。以爲鄰居焉。其上臺觀皆金玉。其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生。華實皆有滋味。食之皆

不老不死。所居之人皆仙聖之種。一日一夕飛相往來者不可數焉。而山根無所連著。常隨潮波上下往還。不得暫峙焉。仙聖毒之訴之於帝。帝恐流於西極。失群聖之居。乃命禺彊。使巨鼇十五擧首而戴之。(篤胤云、帝者乃上帝也、張注曰、大荒經云、北極之神名禺彊、靈龜爲之使也、離騷曰、巨鼇戴山、其何以安也、音義曰、列仙傳云、巨鼇戴蓬萊山、而抃滄海之中、玄中記云、卽巨龜也。)迭爲三番。六萬歲一交焉と見えたり。○儲百川極深。水靈居之とは上に出す詞の中に。○蓬萊山の在る大壑の事を。實惟無底之谷。其下無底。名曰歸墟。八紘九野之水。天漢之流。莫不注之而無增無減焉と有る。是乃百川の極深たる所以なり。水靈居之とは。海神九氣丈八の居住所と。定め給へる由也。(此の極深、謂ゆる歸墟は、乃ち我が神典大祓詞に謂はゆる、荒潮の潮の八百道の八潮道の、潮の八百會と有る所なること、既にも云へるが如し、なほ餘考を見るべし。)○其陰難到。故治無常處。非如丘陵而可得論爾とは。此は神眞の幽境な

る故に。顯界の丘陵の。現に其形相を論ずべきが如きに非ずとなり。其は史記の封禪書に。是の山の事を。其傳在勃海中。去人不遠。蓋嘗有至者。諸僊人及。不死之藥皆在焉。其禽獸盡白。而黃金銀爲宮闕。未至望之如雲。及到神山反居水下。臨之風輒引船而去。終莫能至云。と有るを。思ひ合はせて辨ふべし。(尙是の山のこと中々にこゝに說盡すべくも非ず、古くは黃帝を始め、此の山に往來せる人々數あり、其の後には、安期生、琴高、老子をはじめ、名高き僊眞たちの、多く來り住する事など、諸傳を抄錄して、三神山餘考に委く說辨ふるを見るべし。)

〔九〕天地設位。物象之宜。乃處玄風于西極。坐王母於坤鄉。植扶桑于碧津。棲王父於乾墟。离合火精于炎野。坎總衆陰於海島。高鳳鼓于群龍。暢靈符於瑕丘。至妙玄滋。幽神難測。眞人隱宅。靈陵所在。六合之內。豈唯數處而已哉。此蓋擧其標末爾。

此の條は。都て十洲記の前條に接せる文を取れり(但し中に、少く文を轉せし所も有るは、其の所々に云ふべし、)天地設位。物象之宜は。繫辭傳に天地設位。而易行乎其中矣。八卦成列。象在其中矣と有る如く。まづ彼の天柱易威を立たる故に天地位を設けて。天は天たり。地は地たり。是に於て萬物の。各々其の宜しきを象すべく。造化の主宰を定めしを云ふ。下文の件々乃ちその義なり。(本書この間に、上聖觀方緣形而著爾、と云へる句、然しも要なき文なれば漏しつ、)〇乃處玄風于西極坐王母於坤鄉とは。西極の謂はゆる西岳龜山の域に。玄風の靈仙を處しめ。其の主領たる王母に。坤元の萬物資て生ずる德を。育養せしむるを謂ふ。〇植扶桑于碧津。棲王父於乾墟とは東極の謂はゆる碧津に。扶桑州を植て。神眞の本域と爲たるが。其の主領たる王父に。乾元の萬物資生ずる德を。陶均せしむるを謂ふ。(此の文、上の句は、本書の儘にて上の處玄風于西極、と云ふに對せる文なるが、坐王母於坤鄉、と云へるに對せる文は、誤りて昆吾鎭于流澤、とあり、此に更に由緣なき事なり、故こを內傳に考ふるに、棲太帝于扶桑之墟とあり、是謂はゆる太帝は、王父な

れば、前文の例に擬ひて、如此くは文せるなり、）其は王母傳に。王父生于碧海。理於東方。亦號曰木公焉。王母生于神州。理於西方。亦號曰金母焉。與木公共理二氣。而育養天地陶均萬物矣と見え。老子中經に。東王父者。青陽之元氣也。名曰伏羲。西王母者。太陰之元氣也。また乾神號曰伏羲。坤神號曰女媧。など所見たり（西王母傳は、列仙通紀に收たるを抄り老子中經は雲笈に所々に引たるを、用捨を加へて再引たり、）此れ等の說を。本文の。處玄風于西極。坐王母於坤鄉。と有るに相發して。王母やがて女媧にて。西方坤位に居て。坤德を保つ事を知り。其に准へて。植扶桑予碧津の下に。今補ふ文の落たる事を知り。王父やがて伏羲にて。東方乾位に居て。乾德を持つ事をも曉るべし。（抑十洲記なる此れ等の事ども、東方朔が文には有れど、王母及び上元夫人の聖旨を宣通し、また得道の仙眞にも聞て、記せる由見えたれば、其の本は、いと諦なる說なれども、後の人これを寫し傳ふるに、坤を西極と有るを始め、周易の坤未申、乾戌亥、震東、兌西、巽辰巳艮丑寅なる方位に、合ざる說なるに、其を古易の眞方位に叶へりとは得知らずて、多く周易の方位に合せて、書改めたりと見ゆる文中に、坤西の文の、炳焉と存せる事は、一縷の將に絕むとするが幸にして存れる也けり、猶古易の眞方位の委き說は、太昊古易傳に論ずるを見るべし、）さて伏羲東王父。及び女媧西王母は。天皇氏の在世萬八千歲を過ぎて。遙に後の神眞にて。乾東坤西の司神に任られしは。殊に後なれども。其また天皇太帝の命なりし故に。王母天降して。天皇の事を語る因に。語り出せしを。如此記し傳へし者なり。（なほ伏羲氏、女媧氏の事は、太昊紀に委く說著すを俟べし、）○离合火精于炎野は。本書に。離合火精。而光獸生于炎野。と有るを。かく約めしなり。然るはまづ說文に。离山神也。獸形。歐陽喬說。离猛獸也と見え。春秋元命苞に。火离爲鸞。また說文に。鸞赤神之精也。など有るを合せ考ふるに。卦名の离は。もと此の山神の名を象用せしなり。（然るに古くも、離の字を用ふるは非なり、其由は古易傳に云へり、）斯て是の獸神は。何所に

居る物ぞと云ふに。本書十洲記に。炎州在南海中。地方二千里。上有風生獸。似豹青色。大如貍。張網取之。積薪數車以燒之。薪盡而獸不然。灰中而立。毛亦不燋。斫刺不入。打之如皮囊。以鐵鎚鍛其頭。數十下乃死。而張口向風。須臾復活。以石上菖蒲塞其鼻。即死。取其腦和菊花服之。盡十斤得壽五百年とあり。（春秋左傳の注に、离山神也、或曰、如虎而嘯虎と見え、周禮にも螭と作きて、注に山神也、獸形と有る、虫に从ひしこそ、悪けれ、正に說文の离と同物にて、如虎と云へるは、風生獸の樣に合へり。）然れば本文に。炎野と云へるは。此の炎州を云ひ。火精と云へるは。此の風生獸の事と聞ゆるに。光獸と云へるは此と異なり。其は本書同州の文に、なほ又有火林山。可三百里許。山中有火光獸。大如鼠。毛長三四寸。或赤或白。抵夜即見此山林。乃此獸光照。上如火光。取其獸毛以緝爲布。國人衣服垢汚。火燒此衣。其垢自落。時人號爲火浣布。是也と有るにて知るべし。（山海大荒西經に、昆侖之邱外有

炎火之山。投物輒然ゆとある郭注に、今去扶南東萬里、有耆薄國、東復五千里許、有火山國、其山雖霖雨、火常然、火中有白鼠、時出山邊求食、人捕得之、以毛作布、今之火澣布是也と見え、神異經に、南荒之外有火山、晝夜火燃、火中有鼠、重百斤、毛長二尺餘、細如絲、可以作布、恒居火中、時々出外、而白色、以水逐而沃之乃死、取緝其毛織以爲布、また沈約が宋志に、炎州在南海中有狤猲獸、人捕之斬刺不傷、積薪烈火、縛以投火中、而此獸不焦、又火山國有火、雖雨不息、火中有白鼠など有るは、謂はゆる炎野と聞えたり、猶是の物の事は、瑯邪代醉編、また本草綱目などにも列子、搜神記、述異記を始め、諸書を引きて記せり、就て見るべし。）然るに本書に。火情と光獸と。二を云へるは。胡亂しければ。而光獸の三字を省けり。斯て此の山と。前卷第四條に說たる。南岳長離山なり。其は彼條に引きたりし。老子南遊の文に。南遊登青丘。過紫府。次長離山。出火浣布云々。と有るにて知るべし。〇坎總衆陰於

海島は。本書に。坎總衆陰。是以仙都宅于海島と有るを。前文に句を對して。如此は約めしなり。（本書なほ海島の下に、艮位の二字あれど衍りなり、然るは艮は西北にこそ位れ、豈北方ならむやも、周易の方位にても、丑寅の位なる物をや。）内傳に。安水神於極陰之源と有るは。乃ち今の本文に當る文なり。海島は即ち前條に說たる。滄海之島在北海中云々。と云へる島なる故に。坎總衆陰とも。極陰之源とも言へり。水神とは。即九老僊都君なり。雲笈に引たる諸書に。九老仙皇とも稱せる中に。三十九章經の釋に。九老京者山名也。在榑桑之際。九老仙皇治九老之京。榑桑太帝始榑桑之杪。會方丈之臺也。と云へる事あり。（なほ諸書に、九老仙都公と稱せる事も、いと多く見えたり。）また内傳に。是の島を滄浪海島とも有るに就て按ふに。此を滄浪山とも稱せり。其は雲笈九十七之卷に。晉の興寧三乙丑年。十月十八日に。楊羲が家に。諸仙の降れる事を載せるに。雲林右英夫人王母十三女也。受書爲雲林宮右英夫人。治滄浪山云々。紫微夫人王母第二十

女也。夫人位爲紫微宮左夫人。鎮玄隴之山上宮。主教當成眞人者と見え。二夫人の詠詩の多く有るが中に。右英夫人の詩に。駕欻遨八虛。廻宴東華房。阿母延軒觀。朗嘯躡靈風。我爲有待來。故乃越滄浪。と有る是なり。（楚の屈原が漁父辭に、滄浪之水清兮、可以濯吾纓、滄浪之水濁兮、可以濯吾足と有るも、乃是海を指せるなり。）また紫微夫人の詩に。宴酣東華内。陳鈞千百聲。青君呼我起。折腰希林庭。羽幟扇翠暉。玉佩何鏗零。倶指高晨殿。相期象中寘。（東華は上に注せり、青君は乃ち青童君なり、高晨と云へるも、青童君の號なること、眞靈位業圖に見えたり、また褰裳濟淥河。遂見扶桑公。高會太林墟。賞宴玄華宮。信道苟淳篤。何不棲東峰とも有りて。其の注に。此亦敍方諸東華之勝也と云へり。○高風鼓于群龍。暢靈符於瑕丘は。方丈州の德を述たる文なり。其は前條に引たる此の州の本文に。上專是群龍所聚と見え。王母の東方朔が滑稽を語る言に。朔到方丈。擅動雷電。風雨失時云々と有り。拾遺記にも。方丈山一名巒雉。

東方龍場と有るを。此の州我が東方の中心に在り。かつ東岳その際に在りて。風神青帝の所都なるに想ひ合すれば。雷風の本所たること言まくも更なり。（古易に、雷を未申震に、風を丑寅巽に分配すれど、實には共に正東中心の象物なること、易道の眞理に通達したらむ人は、委しき論辨を俟まじき物なり。）然れば高風鼓于群龍と云へるは。暢靈符於群龍の風を起し。雷を鼓す由の文にて。彼瑕丘とは。彼金玉宮ありて。太上玄生籙を出す由を言へる文なり。（是の籙を、また符とも云ふ由は、老子の傳に、太玄生符とも、太玄眞符とも有るは、此の符の事なるを以て知るべし。）さて此の州に。かく雷風相薄れるより延て想ふに。前條に。高く昆陵不周山と。卑く蓬丘無底谷と相對せるは。山澤通氣の實義に符ひ。かつ此條の前文に。西極と扶桑と乾坤相對し。炎野と海島と。坎离相對せるは。天地定位。水火相射の易理に合すれば。天皇氏素より其の方位の自然を觀察して。造化の神眞。及び靈仙の所在をも。定めし事と知られたり。（但しかく言へばとて、天皇氏の當昔、既に八卦の名を立たりと云ふには非ず、只に其の方德の、然る所以を觀察して、造化の原を定立せる耳なるを、後に太昊伏羲氏、その迹に因循して、仰觀俯察、なほ其の道を究めて、八卦を作り、名々其の方位に配當して、東西を、乾坤天地父母の位に取り、南北を、坎离水火、中男中女の位に取り、東北西南の兩維を、震巽雷風、長男長女の位に定め、西北東南の兩維を、艮兌山澤、少男少女の位に定めて、各々其の卦面に、八方の懸象を著し、造化の機變をぞ示されける、其の精説は、太昊古易傳に既に記せるを見るべし。）至妙玄淡。幽神難測云云。と云へる文意は。聞えたるが如し。信に此の言の如く。世俗行尸の凡情を以ては。眞人隱宅。靈陵所在など。其の説を聞ては。唯に荒唐不經の妄談とのみ聞成めれど。誠に十洲記に出せる。數處の州島どもは。其の標末を擧たるにて。尚幾千萬の靈陵か有るらむ。我等凡人の測り知るべき際には非ずかし。

〔十〕青眞小童君者。太上大道君之司直。元始天王入室弟子也。形有嬰孩之貌。故仙宮以小童爲號其

爲器也。環朗洞照。聖周萬變。玄鏡幽鑒。才爲眞傒。館於扶廣。權始運。遊於玄圃。治傒職。亦號曰金闕上相大司命東海王靑華小童君。亦曰東華大神方諸宮靑童道君。亦曰泰一小子。

此の條は。治仙職と云ふまでを。漢武內傳なる。上元夫人の語中に採り。(但し太上大道君を、本書に、太上中黃道君と有れど、此の皇に、中黃と稱ふは絕て無き事にて、衍字なること著ければ、刪り去て、本書の前後の語例に依りて改めつ、然て司直の字も、諸本に師眞と誤れり、今は雲笈の第七十九卷に引たる文に、司直と有るに據りて改めたり、此の外にも、數字の校正あれど、其は注文の所々に云ふべし。)亦號と云ふより以下は。諸書に出たる名を取りて。己が新に加へし文なり。〇靑眞小童童君を。或は眞靑小童君とも有れど。多くは靑眞とあり。今は其の多きに從へり。斯て此は我が神典に。皇產靈神の御子。少彥名命と有る神なり。其の由は。次々に云ふを視て知るべし。(本書に、此の神眞の名を、姓延名陵陽、字庇華とあるは、後人の加筆なること著く、元より論ふにも足らずかし。)〇太上大道君之司直とは。雲笈に出せる大霄琅書に。太上道君。揀校古文。撰定靈篇。以付上相靑童君。使傳後學合眞之人と云ひ。金根經に。太上大道君。以大洞眞經。付上相靑童君。掌錄於東華靑宮。使傳後聖應爲眞人者など有るを思ふに。太上道君の御手に代りて。道を傳ふる故の號と聞えたり。(同書また列仙通紀に、大眞王夫人者、王母之小女也、事玄都、大眞有子、爲三天太上府都官司直、總紀天曹之遺云々、眞靈位業圖に、北帝高明司直都鑒と云へる事も見えたり、これ司直と稱ふ職號の例なり。)〇元始天王入室弟子也とは。まづ神典なる高皇產靈神を。彼の國にては盤古眞王とも。元始天王とも申すこと。既に說たるが如し。然るに少彥名神は。神典に皇產靈神の長子と有れど。其の生子とは少異にして。實は天地の判る丶初めに。彼の葦牙の如く。萠騰れる物に因りて成坐せる。宇麻志葦牙彥舅神に坐すを。產靈神の御敎に順はず。其の御手股より漏放れて。天降り給へる神なるを。其の御形のいと異に。少く稚く御すが故に。

神典には。少彦名神と申し傳へ。彼處の書には。秦一小子とも。小童君とも傳へ來し物なり。(なほ神典に傳へし、此の神の御有狀は、予が古史傳の第八十九段より、第九十四段までに說たるを見るべし。)然れば上元夫人の語に。此の神眞を。元始天王の入室の弟子なりと有るは。信に然る事にて熟くも神典の傳へに符へり。世の學者たちの意には。神世の神等に。師弟など言ふ筋の事は。有るまじき事のごと思ふめれど。師と稱ひ。弟と稱ふ言こそ無るめれ。師弟の事は。天地初發の時より。最早く立たりし道なり。其は天神。諸の命もちて二柱神に。是の漂へる國を。修固め成せと詔ひて天の瓊矛を賜へるぞ始なりける。(なほ此の後の事を云はむには、天皇祖神たち、太兆に卜へて、二柱神に、御柱周りの、左右を違へし事を敎へまし、伊邪那美神、かの火神の荒びを鎭めむと、水神、土神、瓠、川菜を生み給ひて、火神荒びなば、水神は瓠、土神は川菜を持て、鎭め奉れと、敎へ悟し給へるを始め、次々數へもて往きなむに、所狹きまでぞ、記し出らるめる。)君上と父母とは。臣子の師たる自然の道理なれば。其を後の語に叶へては。師と言ひ弟子と云はむこと。實然るべき語の勢なりかし。○形有嬰孩之貌云々は。我が神典に。少彦名神とある傳說に想ひ符せて。著甚き事なれば。此は注するに及ばず。○其爲器也。環朗洞照。聖周萬變。玄鏡幽鑒。才爲眞俊は 其の神德を稱へし文なるが。(雲笈に引たる本には、環を玉に、周を同に、鑒を覽に誤れり、然て上に云ふべきを遺れたり、諸本に元始十天王と有れど十は衍なり。)此は第十一條の。鵰冠子より出せる本文に。此神眞の德を稱して。執大同之制。調泰鴻之氣。正神明之位者也。入論泰鴻之內。出觀神明之外。云々と有るに相照し想ひて。其の神德の微妙き事を知るべし。○館於扶廣。權始運。游於玄圃。治仙職は。諸本に。游於扶廣。館於玄圃。と有れど。其は文を互に錯れるなり。(また下の二句をも、諸本に、權此始運、治仙職分とあり。此は句を合せ、押韵せるにも有るべけれど、此の字通えず、分の字衍なれば刪り去りつ、さて扶廣の扶を雲笈の本には、凡て浮の字を書き

たり。こは何れか是なる事を知らず。）其はなほ本書。上元夫人の言に。五帝六甲靈飛之符の事を。昔曾扶廣山見青眞小童。有此金書祕字云。求道益命。千端萬緒。皆須是術長生久視。驅東衆靈。役使百神者也。と云へるよし見えまた卽命侍女紀離容。徑到扶廣山。勅青眞小童。出六甲靈飛之方云々。など云ふ事も見えたれば。浮廣は。小童君の常の館なること灼然し。（凡て內傳なる王母の言は更なり。上元夫人の語にも、小童君を、自より下方に云ふ語を用ふるは、又是の女眞の言に、青眞是阿環入火弟子也とも有れば、小童君も火に入る術は、此女眞に受けたる故に、右の如き語格を用ひしなり、然らでも、此の女眞は、王母にこそ下れ、既に王母の語にも上元夫人是三天上元之官、統領十萬玉女之名籙者也、と見えたれば、甚高貴なる女眞なれども、誰神と云ふこと、神典にては未た思ひ得ず、）然れば本文の意は。小童君は。扶廣山を本館として。東方の始運を權りつゝも、時々は。西嶽龜山なる玄圃にも游びて。仙職を治むると云へる義なり。

（中岳崑崙山にも、固より懸圃と云ふが有れど此なる玄圃は疑なく王母の住する玄圃なり、）さて其の扶廣山の眞宮を。東華方諸宮と云ふ。小童君その宮に住し給ふ故に。また東華方諸宮青童君とも申すなり。然るに此の山の在所。皇國の域内とは聞ゆれども。前には某山と云ふこと。諦に思ひ得ざりしを。後にまた更に考へて。想ひ得たる說あり。其は雲笈に。三十九章經を釋して。東華方諸宮高晨玉保仙王曰。青童君東華者仙眞之州也。在始暉之間。高晨玉保王所治也。青童君乘彫玉之輧。御圓珠之氣。登雲波之山。入東華之堂。東華眞人。呼日爲紫曜明。或曰圓珠。と云へる事あり。（陶弘景が眞靈位業圖に、高晨玉保王と云ふを、乃小童君の別號と爲たり、三十九章經の、前後の文例を察るに、然も有るべく思はれたり、）此の文中に東華方諸宮の州を。在始暉之間と云へるが。眼を付べき文にて。始暉とは淸虛眞人傳に。東行渡啓明滄海。登廣桑山。入始暉底云々と有れば。謂はゆる東岳廣桑山に有る庭の名にて。其の廣桑山は、乃ち自凝島なること。既に註ふが如し。然

れば扶廣方諸は。自凝島の邊に求むべきこと勿論なり。(清虚眞人王褒傳は、南岳魏夫人の記せる物にて諸傳の中にも正き物なり、然るに此の始暉の庭にて、太帝君に、數の仙書を受たる由を記せり、東方にて太帝と稱へば、扶桑太帝の事なり、扶桑太帝こゝに居して、書を傳へむと覺束なし、若くは青帝を誤れるには非じか。)故是を以て。此の島の近き間に索むるに。前々條、方丈山の所に注せる。石屋神社の在る同じ浦に。大和島とも。大繪島とも稱する島あり。彼の東岳たる淤能碁呂島の南にて。石屋神社の社前に當る。此の島を古昔より。神靈の棲息する所と云ひ傳へて。島上に登る人なしと。彼の常盤草に記せり。謂ゆる扶廣山。かならず、是の島ならむと所思るなり。(かの磤馭盧島日記にも、磤馭盧島の南に一の島あり、碧岩峨々として、嶺松巍々たり、大和島と名く、萬葉集の歌に、「天放るひなの長道ゆ戀くれば、明石の戸より大和島見ゆ、」と詠めるは是の島なり、大繪島とも呼ぶなり、所の人に問へば、昔より魔所なりと云ひ傳へ、恐れて登る人なきよし、申し傳ふと云ひ、また常盤草に、右の歌を擧て袖中抄に、長途郷を懐ひて、明石に至りて、忽に大和の遠山を見て、故郷の近きを喜ぶなり、と云へる說勝れるにや、此の外萬葉集に、やまと島と詠たるは、多く大和國をさして云へるやうなり、新勅撰集、旅に、土御門院御製、「明石がた大和島根も見えざりし、かきくもりにし旅の派に、」此の御歌には明石がた大和島根、とつゞけさせ給へば、淡路の倭島なるべきか、其の名によりて、畿内の大和を顧望して、御思ひを述させ給ひしにも有るべし、憂憤の審情感慨多しと云へり。)是の島山をしも。古昔より。神の靈の棲息する所とも。魔所とも云ひ傳へしは。然る靈異の事ども。往々有りし故なること知るべし。また大繪島とも云ふと。自凝島を繪島といふを。其に比べて。稍大きなる故の名と聞え。仙籍に。扶廣と云へる義は詳ならねど。(但し扶は、榑桑の扶に用ふる字なれば、其より轉じ來れる名ならむも知るべからず、)宮名を東華と稱ふは。上に引たる雲笈の釋文に。東華者有始暉之開と有るを思ふに。東方なれば。日華の暉

り始まる處なる義を以て名けしか。或は樽叒の華に因りて名けしか。思ひ定め難し。(雲笈に引たる大洞經に、東華眞人、呼レ日爲二紫曜明一、亦名二玄洙一、亦謂二始暉一、亦謂二大明一、亦謂二日名爵儀一、亦謂二月名結璘一なども有れど、日暉に依れる名とせむか然て日暉に因れる名とせむも、樽叒に依れる名とせむも、仙籍どもに、西華宮王母と云ひ、また南華北華など云る言も見ゆれど、當らぬ名なり、況て赤縣州を中華と云ふは、僭號とや云ふべき、)また方諸宮とも謂ふは淮南子に。方諸取二露於月一とも。方諸見レ月則泮而爲レ水とも云へる。高誘注に方諸陰燧大蛤也。熟磨令レ熱。月盛時以向二月下一則水生以二銅盤一受レ之。下二水數滴一先帥說然也と云ひ。許愼注に諸珠也方石也以二銅盤一受レ之。下二水數升一とあり。(許愼が注本、今傳はらず、此は近世淸の逵吉が校本に、太平御覽に引たるを再引せり、然るに己また、其を再引せしなり、)是の宮名も。詳には思ひ得ねど。大蛤を玉鑑に磨たらむは。珠玉に類べければ。此宮の華麗なるを。其に比せる名にも有るべし。(方諸の事、なほ抱朴子にも往々見え、韵會に、方諸鑑名、以取二明水一如レ月、とも有るを合はせて、後の人なほ能く考ふべし、)

さて東華大神と申すは。此の宮に常館し給ふ大神眞。と申す義は元よりにて。靑童とも申すは。其の形。實に嬰孩の如き。靑衣を著ておはす故に聞えたり。(神眞界にて、使ひ給ふ童男童女は、凡て靑衣を著る故に、童男を靑童と稱し、童女をたゞに靑衣と稱せる事も、仙籍に多く見えたり、)また泰一小子とも申せる事は。路史の炎帝紀に。意林を引たる文に見えて。小子は小童といふに同じ。泰一は尊稱なる故に。なほ外にも稱せる例あり。(其の由は、太昊紀に委曲に云ふを俟て視るべし、)東海王は聞えたるが如し。靑華を雲笈に引たる書等に。淸華とも作たるあり。此は何れか是ならむ決め難し。金闕上相とは。三天金闕に坐す。太上大道君の司直の中に。上相たる由と聞え。大司命と申す事は。某司命と聞ゆるが多かる中に。大主領たる義と聞えたり。(諸書に、泰山司命、西岳司命、北河司命、水官司命など有るを始め、某の司命と云へるが數見ゆれど、大司命と云へるは、此の外に

有ことなし、又上相と云ふ號も、五帝上相、北帝上相など有り、また左相右相と云へる號も見えたり。）さて此の條は初に引たる金根經に。太上大道君。以大洞經付上相青童君。掌錄於東華宮。使傳後學應爲眞人者と有るを。金闕上相大司命と申す職號。また彼の方丈阜の條に引たる。十洲記方丈州の文に。有金玉瑠璃之宮。三天司命所治之處。群仙未欲昇天者。皆往此州。受太上玄生錄。と有るを照應して考ふるに。三天司命やがて大司命なること炳焉し。（そは三天司命とは、三天太上道君の司命、と云ふ言なるに、小童君に、大司命の號あり、掌錄於東華宮、云々と有るにて、更に疑なき事なり。）然れば泰一小子早く。太上天皇大帝の上相司直の職を賜はり。扶廣山の東華方諸宮に常住して。太玄生錄を掌り。（上に謂ふべきを遺れたり、鶡冠子泰鴻篇の陸佃が解に、泰一天皇大帝也と云へるは非なり、其は本篇に是泰一の、泰皇氏に、三才の道を傳ふる語中に中央者大一之位、百神仰制焉、と云へる大一は、諦に天皇大帝を指たる語なり、然るを同編にして、

其の大一と、是泰一と、文字を別に書きたる、鶡冠子の用意を思ふべく、且今取れる文に、九皇氏その傳を受けたりと有るも、天皇大帝にては叶はず、殊に太昊氏に、三才の道を說きたる語を熟讀するに、決めて青眞小童ならずは、說き出つまじき語等なり、其は太昊氏傳に、委く注するを見て知るべし。）方丈州の太上幽宮を預り治めて、天皇太帝の御手に代りて。後聖の眞人と爲べき者を。その聖周萬變。環朗洞照なる。眞俊の才に。玄鏡幽鑒して。彼の玄生錄を賜ふ職なり。是を以て。大司命とは申す也けり。（本書內傳に、青童君より、六甲靈飛等の傳書を遣せし時の事を錄して、尊母得金書祕字、六甲靈飛、左右策精之文十二事、欲授劉徹、輒封一通付、徹雖有心、實非仙戈、詎宜以此傳泄於行尸乎、阿呂近在帝處見、上言者甚衆、云、山鬼哭於叢林、孤魂號於絕域、興師旅而族有功、忘賞勞而刑士卒、縱橫白骨、煩擾黔首、淫酷自恣、罪己彰於太上、怨己見於天氣、囂言互聞、必不得度世也、奉尊見勅、不敢違耳、王母歎曰、言此子者

誠多、然帝亦不必推也、夫好道慕仙者精誠志念、齋戒思愆、輒除過一月、克已及善、奉敬眞神、存眞守一、行此一月輒除過一季、徹念道累季、齋亦勤矣、屢禱名山、願求度脫、按計功過、殆已相掩、但今以去、勤修至誠、不宜復奢淫暴虐、使萬兆勞殘寃魂窮鬼、有破掘之訴、流血之尸、忘功賞之辭耳と見え、また稚川翁の内篇微旨巻に、或問曰、欲修長生之道、何所禁忌、答曰、禁忌之至急在不傷不損而已、按易内戒、及赤松子經、及河圖記命符、皆云、天地有司過之神、隨人所犯輕重、以奪其算、算減則人貧耗疾病屢逢憂患、算盡則人死、諸應奪算者、有數百事、不可具論、吾未能審此事之有無也、然天道邈遠、鬼神難明、趙簡子秦穆公皆親受金策於上帝、有上地之明徵、山川草木、井竈洿池、猶皆有精氣、況天地爲物之至大者、於理當有精神、有神則宜賞善而罰惡、但其體大而網疎、不必機發而響應耳、然覽諸道戒、無不云欲求長生者、必欲積善立功、慈心於物、恕己及人、仁逮昆虫、樂人

之吉、愍人之苦、賙人之急、救人之窮、手不傷生、口不勸禍、見人之得、如己之得、見人之失、如己之失、不自貴、不自譽、不嫉妬勝己、不佞諂陰賊、如此乃爲有德、受福于天、所作必成、求僊可冀也云々と有るぞ玄生籙を賜はる道の、階梯とぞ爲べかりける、)さて雲笈三巻に。左乙東蒙錄と云へる條ありて。東海青華小童曰。余饕恭承太上嘉命。守青華宮。衆仙玉女。妙行眞人。侍衞左右。統攝學生之人。東殿金房。有寶經玉訣。此内之要。左乙爲端。太上勅余。導誘勿休。念茲在心。天寶禁重。不得輕傳。傳之必先啓告太上。乃得施行。學者雖多。會眞者少。出之懼招泄寶之災。閉之慮絶道之咎。積感淹時齋思累歲。(以上は青童君の語と聞えたり、)本書二百六十一字の中の要語を摺ひて抄せるなり、)上相青童君寶經題目。左乙東蒙之錄。又名三天不死之章。又名長生妙訣。又名上聖接生寶篇。中有三品。總名薄錄。其上品。名不死之錄。(一名紫字青文。一名青錄紫章。一名紫書錄文。一名玉簡青符。)次有

中品。名長生之錄。(一名黃錄白簡、一名玉牒金篇、一名玉書金字、一名金文玉符。)次有下品。名死籍之錄。(一名丹章玄牒、一名黑簡朱文、一名赤目石記、一名勒退幽符。)知下品錄名。得進入中品。知中品錄名。卽昇上品。知識名題。尙能進品。況乃解了修行者乎と有るは。乃ち謂ゆる太玄生籙の品例と聞えたり。さて後に此の靑童君と共に。是の宮に往來して。司命職を補助するは。老子にぞ有りける。其は葛洪枕中書に。方丈者。郡仙未昇天者在此。去會稽岸六萬里。大淸仙伯。太上丈人所治也と有る。大淸仙伯とは。尹喜傳に據るに。靑童君を云ふこと疑なく。太上丈人は。是れより前の文に。太上眞人金闕老君とも有りて。老子の內號なり。然れば後には。老子また此の方丈州に往來して。靑童君の行ふ。司命生籙の事を。補助すると聞えたり。(但し靑童君の三天司命を承たるは、實に開闢の初めなるを、老子は長生して、此の道を傳へし人には有れど、甚く後の人なれば、靑童君の補助の命を受しは、周代に仙去せる後なること云ふも更なり。)然ればこそ尹喜傳に。老子その御者。徐甲と云ふ者に。太玄生符を與へて。二百年が間。使ひし事見え。また葛玄傳に。漢の靈帝の光和二年正月朔に。老子八景の玉輿に乘り。太極眞人。正一眞人を侍者として。天台山に降り自から太上玄一眞人と號りて。葛仙翁に道を傳へし事もあり。(こは列仙通紀に出たる二傳の此に要ある文をのみ、抄錄して出せるなり、太極眞人とは、徐來勒を云ひ、正一眞人とは、□を云へるなり。)

〔十二〕泰古二皇。得道之柄。立於中央。神與化游以撫四方。夫道者覆天載地。廓四方。拆八極。高不可際。深不可測。包裹天地。稟授無形。原流泉浡。沖而徐盈。混混滑滑。濁而徐淸。故植之。而塞于天地。橫之。而彌于四海。施之無窮。而無所朝夕。舒之幎於六合。卷之不盈於一握。約而能張。幽而能明。弱而能强。柔而能剛。橫四維。而含陰陽。紘宇宙而章三光。甚淖而滒。甚纖而微。山以之高。淵以之深。獸以之走。鳥以之飛。日月以之明。星歷以之行。

天皇地皇沒。人皇氏次之。
此の條は。淮南子原道訓に取り。末の十字は。春秋命歷序の文例に據りて。己が新に加へし文なり（〇門人等云、此の文は注解なし、抑此條は、甚濺微妙の明文なれば師の既く解説を書さま欲しく結構をせられしが、暇なくて得果さず身退られしは如何に遺憾き事ならずや、下本文のみ有る條々も是れに傚ふべし。）

〔十二〕人皇氏。九頭九男相像。其身九章。故曰九皇。乘雲祇車。駕六提羽。而出谷口。分九河。依山川土地之勢。裁度爲九州。謂之九囿。因是而區別。各居其一。故曰居方氏。人皇乃居中州。以制八輔。此名州之始也。
此の條は。古微書に出せる洛書靈准聽と。命歷序の予が訂正文。及び世史を合せて記せり。〇人皇氏九頭も。九男子に分形せるを謂ふ。〇九男相像は。分形の故なる事も上に同じ。故曰九皇は。聞えたるが如し。（鶡冠子の陸佃注に、春秋緯云、人皇兄弟九人、分治天下、九皇之號、豈緣是歟と云へるは然る言ながら、兄弟九人と有る緯書の說は非なること、既に上に委く云へるが如し。）さて天皇氏は。伊邪那岐命に坐し。地皇氏は伊邪那美命に坐し。かつ其の二皇を。前篇に引たる枕中書に。元始天王と。太元聖母との間に生せりと言ひ。人皇氏を。地皇氏の子と有れば。此は疑なく健速須佐之男命に坐けり。其は神典に。此の神その御父。伊邪那岐命の勅に。青海原淖之八百重を治看せと御言依しを受け給へれど。（青海原淖之八百重とは、此の大地を都云ふ神語なり、其の言の義の委說は、古史第廿九段の傳に說たるを見るべし。）殊に御母伊邪那美命の坐す。根國へ往止まり給ふべき幽契ありて。彼處へ往坐むと欲す物から然すがに。父神の勅に畏み坐して。天翔りつゝ蒼國々淖之八百重を見巡りて還り坐せり。（此れ等の事ども、古史の第六十五段、第六十六段の傳に、委曲に說たるを見るべし。）然れば是の時なも。彼の國に御坐して。國界成立の事に勤み給ひけむ。故固より其の國の產とは傳へず。其は次の文にて知るべし。〇乘雲祇車。駕六提羽は。かの五色雲車駕六龍など云へる如く。神眞の大虛を乘蹻

するに。其の祇車を。飛鱗飛龍の類なる六つに。擁御せしむるは謂ふ。(雲祇車を諸書に、雲車とも、祇車とも云へり、唯々同じ物なり。)此は乘踏に用ふる物なるが故に。車とは云ふなれど。實には神典に。神等の乘踏に用ひし。天石船とも。天浮橋とも云ひし物と。同じ類の物ならむと所思るなり。(赤縣籍には車と云へるを、我が神典には、船とも橋とも云ふ、此は其に、乘る物なる故の假名には、有れど、神典の傳へに據れば、船と稱ふも近かりける。)其は須佐之男命。外國々を見巡り賜て。還り給ふ時に。埴舟に乘てと有る。其の埴舟。やがて石船と同物なるに。思ひ合さるればなり。○出二谷口一。こは補史記を始め。諸史にかく出たれど。何處の谷と云ことも。注なき故に詳ならぬを。命曆序の舊注に。又曰人皇出二暘谷一と有れば。此は扶桑域内なる。暘谷の地より。出たる由なり。(然るに、洛書靈准聽に、人皇始出二隄地之國一云々と見え、事物紀原に、治書云、人皇始出二於提地之國一、以長二九州一、爲二九囿一、人皇乃有二中州一、此名レ州之始也、と云へる說あり、然れど此は、同處の異名と聞えたり。)暘谷は謂はゆる大壑なること。既に山海經をはじめ。諸書を引きて注せる如くにて。即ち皇國の地名なり。抑世界に谷の多かる中に。榑桑の暘谷を。打任せて谷と云へるは。既に論ふ如く。天日の萌出たる處にて。谷ちふ谷の王谷なる故と聞ゆ。そは毛詩に。東風を習々谷風と詠じ爾雅に。東風謂二之谷風一と有るも。此の暘谷を打任せて。谷と云へる故なるを思ふべく。且是の地の皇國なるを以て。人皇氏この皇國の神眞にして即須佐之男命なる事を思ひ定むべし。(尚大扶桑國考に謂ふをも合せ攷ふべし。)分二九河一依二山川土地之勢一。裁度爲二九州一云々。此は靈准聽に。山川形成集裁爲二九州一。と有るを合せ考ふるに。國土の初めは。溥に砂土の混淆して。謂はゆる泥海と云ふ趣なりしを。天皇氏の。天柱五嶽を立てより。締り堅まり。漸々に。山川海陸の形成れりしを。人皇氏の裁度して。九囿に區別し。九州と爲たる由なり。(諸々外國の、始めて成れる委き趣は、凡て物に所見たる事は無れど、天皇氏の所に引たる、靈准聽の傳へに、厲山氏產二山谷一と云ひ、此に引

く同書の文に、山川の形成なるを裁して、九州と爲たりと有るを、委曲に攷へ皇國の古傳說に、凡て外國どもは、淖沫の凝りて成れる由見えたるを思ひ合せて右の如くは論ふなり、皇國の初發は、別なる由緒あれど、此は措きて、諸外國どもは、必すさる趣にて、成り整へる物なるに疑なくなむ〕各居其一云々は。其九頭に分形せるが。各その一方に居住して。其の州々を脩り固むるに。自己本體は。中州たる處に居て。分形の。八輔を制馭せる由なり。是を以て靈准聽に。己居中州以制八輔。と云へる文もあり。(また世史綱鑑に、人皇相厥山川、分爲九區、各居一方、故曰居方氏、亦號九皇氏と記せるも、此の義に異ならず〕○此名州之始也は。聞ゆる如の文なるが。州は說文に𡿧水中可居者曰州。水周繞其旁。从重川。詩曰在河之州。〕𡿧古文とあり。(段注に、鬫雖文證州之本義也、釋水毛傳皆曰、水中可居者曰州、鬫者市也會意、俗作洲と云へり、〕是にて州の本義を知るべし。然るに說文の本書。なほ右の文の外に。昔堯遭江水。民居水中高土。故

曰九州。と云る語あれど非なり。其は此の本文の如く。人皇氏まづ大地界の。九州を區別せるより。遙後に太昊氏。また此の大九州に効ひて。彼の赤縣を九州に分ち。また其より。遙後。堯時に至りて。伯禹その小九州を改め正せる耳なり。九州の號。あに其の時を初めとせむや。古昔に暗しと云ふべし。(尙是の赤縣小九州の事は、太昊紀、禹王紀に、委く云ふを俟べし〕蓋此れ等の誤りは。許愼のみ然るに非ず。大抵儒法を主とする倫はも。堯舜以後の事等をし。力を極めて祖述すれども。其の以往に有りける事實。古始の眞源には。甚暗き物なるが。此は周公孔子より起れる事とぞ所思たる。其は孔安國が古文尙書序に。九州之志。謂之九丘。丘聚也。言九州所有土地所生。風氣所宜。皆聚此書也。先君孔子生於周末。覩史籍之煩文。懼覽之者不一。遂乃述職方。以除九丘とあり。(是の古文尙書の僞書なる事は、和漢の先輩、すでに辨論せる如くなれど、孔安國に出たる事は、疑なく所思れば、其の序の孔安國なる事も、疑ひあるまじくこそ〕職方とは、彼の國小

九州の事を。辨ずる官を謂ふ語なるに。其に對して。九州之志を。九丘と謂ふと有れば。其の九丘と云ひしは、大九州の事を志せる物なること疑なし。斯て其の職方は。周禮に載せて。周公旦が定めし法なるを。孔子そを逃て。九丘の古說は除き去たる趣なり。(孔子の除き去たりしは、只是の九丘のみに非ず、同序文に周易を讚して、八索を黜けしと云ひ、尚書璇璣鈐に、孔子求書得黃帝之玄孫、帝魁之書、迄于秦穆公、凡三千二百四十篇、斷遠取近、定可以爲世法者、百二十篇、以百二篇爲尚書、十八篇爲中候とも有るを、尚書を堯典より始めしとを思ひ合せて、孔子の遠き古說を嫌ひ、近き世法を好める事をし曉るべし)さて大九州小九州と云ふ言は、河圖括地象に。天有九部。地有九州八柱。と有る古注に、云九州八柱。卽大九州。非禹貢赤縣小九州也。と云へる是れなり。抑是の大九州の所在名號。早く括地象に傳はれど。周の世には謂はゆる世法學を專として。天地の大體。方外の事說などは。頗迂遠として。其の名聞えず成りにけるを。其の末世。謂ゆる戰國の時に。燕齊の間に。騶衍と云ふ人ありしが。其の古說を唱へて。其の國々の王等に。甚く尊重せられしを。史記に。騶子が新說の如く記せれど。皆本據ある說等なるをや。(其の說等の中に、大聖終始之篇の事は、三曆由來記に論はむと欲れば、其は今こゝに論はず。)然るは其の大九州の說に。儒者所謂中國者。於天下乃八十一分居其一分耳。中國名曰赤縣州。赤縣州內九州。禹之序九州是也。不得爲州數。如赤縣州者九。乃所謂九州也。有裨海環之。人民禽獸莫能相通者。如一區中者。乃爲一州。有大瀛海環其外天地之際焉。と見えたるが。此は括地象の古說に本づける者なり。抑是の書の起原は。吳越春秋に。禹王治水の功を立むと欲して。衡山に登り。天に仰ぎて。嘯き祈れる時しも。玄夷蒼水使者と稱へる。海神の告を得て。宛委山に登り。黃帝の藏めし。金簡玉字の書を授かり。通水の理を得たりと有る。神書に據れる說なれば、小縁の事に非ず。(此の事は、なほ夏禹王紀に、委く說明すを見るべし、)然るを俗學者の、荒唐として信せ

ざるは。其の量を知らざる者にて。元より論ふに足ず。故今次の條に。其の大九州を本文となして。考徴すること左の如し。(後に按するに、古徴書の撰者孫㲄が言に。河圖括地象、昔禹治水、得括地象、此其傳之最古也、自黄帝至周文王、所受三十篇云、自初起至于孔子、九聖増益、以演其意、蓋七緯之祖本也と云へり、此は何に據れる說なる事を知らず、文の意は、括地象は、もと黄帝の書にて、禹に傳はる、此れ其の傳の最古なるが、周の文王に至るまで、受廣めたる本文三十篇と云ふ、黄帝に初起せるより、孔子に至り、九聖そを増益して、其の意を演たる、河圖の緯書多かるが、此の括地象は、七緯の祖本なり、と云へるなり、七緯とは、括地象、始開圖、絳象、稽曜鉤、帝覽禧、挺佐輔、握通記を云ふ、猶是等の外にも、河圖某といふ緯書ども多かり、古徴書に、その殘文を少づゝ、拾ひ出せるを見るべし、)

〔十三〕崑崙之墟下。洞含右赤縣之州。是爲中。則東南神州曰晨土。正南迎州曰沃土。西南戎州曰滔土。正西弇州曰并土。正中冀州曰中土。西北柱州曰肥土。正北玄州曰成土。東北咸州曰隱土。正東揚州曰申土。

此の條は。河圖括地象に採れり。(古徴書の按合に晨亦作辰、沃一作濱、中一作白、玄一作濟、申一作信と云へり、)こは淮南子地形訓に。天地之開。九州八極。何謂九州。東南神州曰農土。正南次州曰沃土。西南戎州曰滔土。正西弇州曰并土。正中冀州曰中土。西北台州曰肥土。正北濟州曰成土。東北薄州曰隱土。正東陽州曰申土。(此は本文と同傳にして、文字の聊違へるのみなり、)何謂八極。東北方曰方土之山。曰蒼門。東方曰東極之山。曰開明之門。東南方曰波母之山。曰陽門。南方曰南極之山。曰暑門。西南方曰編駒之山。曰白門。西方曰西極之山。曰閶闔之山。西北方曰不周之山。曰幽都之門。北方曰北極之山。曰寒門。凡八極之雲是雨天下。八門之風。是節寒暑。と有るを引合はせて說辨ふべし。(此の八極の說も、其の本は、括地象に出たる說なるべく所思れど、今此の本文傳はらねば、按すべき山なし、)其はまづ崑崙之墟下洞含とは。前

卷の第四條に引たる。十洲記鍾山の文に。其の南に平邪山といふ。枝幹の山あり。其の山の東南に洞穴ある山見えたり。然れば洞佘とは必是れなり(鍾山と云ふは、やがて北極直下、眞崑崙の異名なること前條に委く說明せるが如し。)さて赤縣之州とは。乃ち諸越全國の古號にて。洞佘有と云ふも方位よく叶へり、斯て是の赤縣州といふ號を始めて諸州の名は。此の時人皇氏の命じたる名なること。言ふも更なり。赤縣は赤地と云ふに同く。當昔かしこの。空國なりし故の名なるべし。(然るに史記の鄒衍傳を始め、諸書にも、赤縣神州と記せるが有るは、赤縣とのみ言ふを嫌ひてなり。然れば今の本文、別に神州と稱する州ある物を、豈彼の國をしも、神州と稱せむやも。)○是爲中則とは。赤縣州を中として云ふ義にて。其の中にも冀州と云ふ地を正中として。其より諸州の方位を定めしなり。此は赤縣州内の。北方に偏れる國なるが。人皇氏自己は。此の地に都せしなり。其は正中冀州曰中土と有るにて知るべし。(尚書舜典の注に禹治水之後始分冀州爲幽州幷州、靑州爲營州、と云へる事あり。)東南神州曰晨土とは。晨を一に辰に作り。淮南子に農に作る。こは共に誤字には非ず。其は說文に。曟房星。爲民田時者。从晶辰聲。晨曟或省と見え。辰房星天時也とも有りて曟と書べきを略して晨と書き。再略して辰と書くにて。房星の字なるが。此を農祥とも謂ふ。其は此の星を候ひて。農事を始むる故なり。(此は周語の、農祥晨正の韋昭が注に、農祥房星也、晨正、謂立春之日晨中於午也、農時之候、故曰農祥、と有るにて知るべし。)然れば是の謂はゆる神州は。此の星の本位に當るが故に。晨土とも農土とも謂へるならむ。然るに冀州の東南大荒外に。是の星の正位たるべき州は有ることなし。故考ふるに。東南と云ふには少く東に倚たれど。此は疑なく我が筑紫國を言へり。然思ひ合はさるゝ事は春秋元命包に。孔子曰。扶桑者日所出。房所立。其耀盛。蒼神用事と有るは。房星の正位を。我が皇邦に係たる。古說なるを以て知るべし。東方の七宿は。角亢氐房心尾箕なる中に。房は實に東方の中宿たり。(なほ說文曟字の段注に、爾雅云、天

駟房也、大辰房心尾也、於二天宮一爲二東宮蒼龍一、爾雅注云、龍星明者、以爲二時候一、故曰二大辰一、と有るをも思ひ合はすべし、）さて西王母傳に。金母生二神州一。理二於西方一と有るは。乃ち是の神州なり。其は杜光庭注に。神州在二崑崙之東南一。故爾雅云。西王母日下是矣と有り。なほ太昊紀。女媧氏の所に謂ふを俟べし。（金母とは、卽ち西王母の事なり）○正南迎州曰二沃土一は。淮南子に。正南次州曰二沃土一とあり。迎州次州いづれ正からむ。今知るべからねど。冀州に居して陰を負ひ陽を懷けば。南を迎ふる義を以て。迎州と云ふか。此は其の赤縣州の南邊。越の地を放れて大荒南海なる州を指こと。言ふも更なり。其は呂宋といふ州など。能く其の方位を叶へり。（但し其の邊りなる大小の島嶼は、皆此れに隷しても云ふべきなり。）もし是の說取るべくは。沃土と云ふは。山海經大荒西篇。沃之國沃民の郭注に。言其の土沃饒也と云へるを思ふに。呂宋の邊は。中帶に近き暖地なる故に。產物の沃饒なる由ならむか。（故今は一本の淡字を用ひず、また淮南子に、次州と有るをも取らざるなり。）○西南戎州曰二滔土一は。冀州より西南大荒外は。謂はゆる西南夷天呂等の地を放れて。辨賀羅海。印度海を遙に隔て。西洋人の。南阿賣理加と稱する州など。其の方位に叶へり。其の戎州と云ひ。滔土といふ義は未思ひ得ず。（戎は西に、夷は東に、蠻は南に、狄は北に云ふ、本の定めには有れど、然しも拘はらず、相通じ用ふるも常の事なり。）○正西弇州曰二幷土一は。冀州より正西は。中印度を越して。倍琉舍といふ地まで。一連なるが此を放れて大荒外は。阿羅備耶。また阿武理加州その方位に叶へり。說文に。弇蓋也。从レ廾从レ合とあり。阿武理加は。顛大州にて。東方より言へば。阿羅備耶その蓋に在る如き州形なり。幷土と云ふも是の由にや。）○西北柱州曰二肥土一は。淮南子に台州とあり。冀州より西北大荒外は。阿武理迦より北に。謂はゆる地中海を隔て。要魯巴州あり。是れ其の方位に叶へり。此を柱州と謂ふは。此の州の謂はゆる大西洋中に。西岳天柱ある故に。かく名けしか。肥土と謂ふも。山海經大荒西篇に據るに。沃國沃野等の。沃饒なる所ある由なれば。

其の義ならむか。(淮南子に台州と有るも、一名と聞えたり、其は列子黃帝篇に、華胥氏之國、在二弇州之西、台州之北一と見えたり、但し華胥氏之國を弇州台州の邊に在りとせるは、列子の誤也、其の由は、太昊紀に云ふを俟べし。)○正北玄州曰二成土一を。一本また淮南子には。濟州と有るは別號なり。冀州より正北大荒外は。韃靼蒙古匈奴など稱ふ北狄の地を越て。北極に近く。冰海夜國その方位に叶へり。夜國を西洋言に虞琉蘭杼といふ。虞琉は闇と譯し。蘭杼は國と譯すれば。夜國と云ふに同じ。北方を水に配し。黑と云ふは常なれば。玄州と謂ふかと思へど。此はなほ夜國にして。玄き義の名にて。水色を黑と定めしも。北極水原のしか暗きより出たる事にも有るべし。(彼處を、闇き所に云ふ事は、赤縣の古說、西洋の說のみに非ず、皇國の古傳に、常世の國と聞えしも、常世の義のみに非ず、常夜の義をも含畜し、また印度の古梵志らが說に、北俱盧州と聞ゆるも、是れより起りて、俱盧は、夜暗の義なること、印度藏志に、委曲せるを思ひ合すべし。)斯て此の墟を。崑崙といふも。山と稱ふに就て。後に山を从こそすれ。本は昆侖字にて。此の二字。この山に取りて。更に意義なき字なるは。此を堅めてし天祖の時より。久呂と云ひし神語の。轉じて古呂と爲れるに假借せる。假字とこそ聞えたれ。然れば印度の俱盧。西洋の虞琉と同語にて。其にわが神語の。黑闇の久呂久羅と同語なること論ひなし。(崑崙墟の暗き事は、楚辭天問に、崑崙縣圃、日安不レ到、燭龍何照の王逸注に、幽冥無日之國、有レ龍銜レ燭而照レ之と見え、其の冰海なる事は、周髀筭經に、北極左右、夏有二不釋之冰一と云ひ、淮南子地形訓にも、北方有二不釋之冰一と云へり、但し夜國とは云へど、絕て日を見ざるには非ず、半年は晝、半年は夜なる故に、夜國と謂ふにて、實には晝夜の長き域にて、其幽界の神眞等は、其の一晝夜を一日として、我等が一晝夜に同じと聞えたり、神仙の壽命の、常世に長きは、全是の由緒に因る事とぞ想はるゝ、倘是の事は、別に委く論ふを俟つべし。)さて成土と云ふは。大地は廣大なれども。其の本是れより成り初めし故にかく名けたるにや。○東

北咸州曰隱土を。淮南子には薄州とあり。咸薄の義ともに未惟ひ得ず。冀州より東北大荒外は。滿州。迦無差都加などの地を打越して。北阿賣理迦といふ州。その方位に叶へり。(但しこを隱土と云ふ義は、いまだ思ひ得たる事なし、)○正東揚州曰申土は。一本に。申を信と有るは。同音に依りて通用せるなり。地形訓の高誘注に。申復也。陰氣盡於此。陽氣復起東北。故曰申土と有るは非說にて。申は神の古字にて。神土と云ふに同じ。其は說文に。申神也。从臼自持也とあり。(本書神也の下に、七月陰氣成體自申束、と云る文字あれど此は未申の申に、段借せる、後の說にて、此に要なき語なれば取らず、)是の文意は。申は古への神字にて。神の叉手自持せる。象形の字なる由なり。(段玉裁が言に、臼叉手也、當是从丨、疑奪字、失人切と云へるは然る說なり、然れど神也と有るを、不可通とて、申申也の誤と爲たるは段借後の義をのみ思ひて、其の古義を忘れたるなり、此は帝諦也と注せる、同例なるを思ふべし、)斯て集韵に。申古作𦥔と有り。こを篆に作れば。

𦥔かくの如し。然れば古文に自に从ひ。丨に从ひ。臼に从へるも有りて其ぞ元文と聞えたる。(なほ說文に、[illegible]古文、[illegible]籀文、六書正譌に、[illegible]古文なども見えたり、)自は說文に。自鼻也。象鼻形。[illegible]此自字也。省自者と云ひ。(自の白は白色の白と異なり、思ひ混ふべからず、)臼叉手也。从[illegible]と云ひ。(段注に、叉部曰、叉手指相錯也、此云叉手者、謂手指正相向也と云へるが如し、)引而丨上下通也。引而上行。讀若囟。(息進切、)引而下行。讀若退。(佗内切、)凡丨之屬。皆从丨。(古本切、)と見えたり。(段注に、申字の丨を、卽余制切、之字也と云へる說は取らず、)然れば此は。神の叉手して。自から身を持するに。會意せる字なるが。申は其の省文にて。其の音の信なるは。囟の音を用ひしなり。(囟は說文に、囟頭會腦蓋也、象形と有りて、其の音は、息進切信なり、內經に、頭者諸陽之會也、金匱玉函方に、頭者身之元首、人神之所注也、など有るをも思ひ合すべし、)さて神は說文に。天神引出萬物者也。从示申聲

と有り。（申の元文の㫘なるに據れば、䄅と作るべきに、神に作れるは、此も省文と知るべし。）示に从ふ由は、同書に「示天垂象見吉凶所以示人也从二二古文上字三垂日月星也觀乎天文以察時變示神事也」と有れば、申は古く天地の靈に通用せるを、後に天靈地靈の字を別けて、示に从ふ神祇の字を制れるなり。（祇の字は說文に、地祇提出萬物者也、从示氏聲と見えたり。）是の二字已にかく定まりて後は、元文の申字を。天地の靈に通用することは、長く廢れて。申重の申。申束の申。屈申の申。未申の申など。假借の方に專ら用ひて。重伸明闡引舒直などの義を生じ、かつ其の同音よりして、身また信と通用せり。（そは韵會小補に、說文云、伸屈申、从人申聲、廣韵重也、易申命、書帝舜申之、增韵明也闡也、集韵試刃切引也、毛氏曰、凡申之字當作申、今省作申、伸字古作申、後加立人以別之、また爾雅我也、一曰身伸也、總括百體者也、晉志、申身也、萬物身體皆成就也、古申信互音、信亦音信、易尺蠖之屈以求信也、申亦信、論語子之燕居申申如也、莊子、熊經鳥申是也、また廣韵舒也、又直也、易屈信相感、左傳善者信矣、など有るにて知るべし。）然は有れど今の本文に。なほ古義を存して。神に用ひたるは。最も稀しき事なり。抑彼の國實州の正東大荒外には。我が扶桑神州より外に州は有ること無ければ。陽州申土と謂ふは。是の國を指こと疑なし。其は淮南子に。此の文より下に。扶木在陽州日之所曊と云ひ。高誘注に。扶木扶桑也。在陽谷之南。曊猶照也。是陽州東方也。と有るにて知るべし。（なほ此の餘論は、別に著はせる大扶桑國考に就て見るべし。）さて此の大九州は。人皇氏の區別せるなれば。其の名等も此の皇の命じけむ事。いふも更なり。然るに其の時已に。筑紫を神州と名け。大日本の地を。申土としも名けたるは。神國と云ふに同く。皇國を。神眞の本國と爲たる名にて。甚古き嘉稱にぞ有りける。（此の嘉號ありし以來、今日に至りて、九千八百有餘年にや成りぬらむ。）さて盤古眞王紀第十條に出せる本文。括地象の文に。崑崙山を。上爲天鎭。立爲八極と見え。八極之廣云々と言へる

文も有れば。八極の傳說も有りしこと疑なきを。古微書に。其の文を拾ひ出さねば。上に引たる地形訓の八極の文を。因に聊論はむとす。（抑々淮南子地形訓の大九州の文、すべて本文括地象の文と同ければ、其の說の、もと括地象に出けむこと疑なく、大九州の說、それより出たらむには、八極の說、また括地象に出たらむこと疑ひなし、然れば地形訓の八極說をば、乃ち括地象の古說とぞ見るべかりける。）然れど其の八山今盡は知べからず。中に二三を論はゞ。東方曰二東極之山一。曰二開明之門一は。疑なく彼の謂はゆる東岳廣桑山なり。東南方曰二波母之山一。曰二陽門一は。決めて筑紫の國内の山なるべけれど。詳に某の山と云ふこと知るべき由なし。（開明陽門など云ふ門名ども、何も皇國に由ある名なる事をも、思ひ合すべし。）北方曰二北極之山一。曰二寒門一は。昆崙山なること言ふも更なり。西北方曰二不周之山一。曰二幽都之門一は。かの西岳麗農山の異名にて。既に云ふ如く。此は謂ゆる天門。神眞の舍なるが故に。幽都之門とは云なり。（是の不周之山、やがて西岳なる由は、太昊紀女媧氏の條に、委く注ふを俟べし。）さて此の九州八極の事につきて。上に出せる鄒子が說を破斥して。舊く世に所聞たる論等あり。其は前漢の桓寬が鹽鐵論に。大夫曰。鄒子。疾二晩世之儒墨一。不レ知二天地之弘一。昭曠之道一。將二一曲一。而欲レ道二九折一。守二一隅一。而欲レ知二萬方一。猶中無二準平一。而欲レ知二高下一。無二規矩一而欲レ知二方圓一也。（こは鄒子が說の起らざる以前の、儒墨の徒の固陋なりし趣をまづ云へるなる。）於レ是推二大聖終始之運一。以喩二王公列士一。中國名山通谷。以至二海外一。所レ謂中國者。天下八十分之一。名曰二赤縣州一。而分爲レ九。川谷阻絕陸陸不レ通。乃爲二一州一。有二八瀛海一圜二其外一。此所レ謂八極。而天下際焉（此の一節は、これ鄒子が說の大概にして、上に分注せる、史記の鄒衍傳を略文せるなり。）故秦欲下達二九州一而方二瀛海一。牧レ胡而朝中萬國上（史記の封禪書に、自二齊威宣之時一、騶子之徒論二著終始五德之運一、及二秦帝一而齊人奏レ之、故始皇采二用之一、云々と言へり。）諸生守二畦畝之慮一。閭巷之固一。未レ知二天下之義一也。（大夫の語こゝに止まる。）抑鹽鐵論の書は、漢昭帝

が始元六年と云ひける年に、文學の士を集めて、丞相御史に命せて、民間の疾苦を問しむるに。其の丞相御史より、難問を設けて問へるを、桓寛が集記せる物なり、大夫曰と有るは、丞相御史の難問なり、)文學曰。鄒衍非聖人作怪誤惑六國之君以納其說。此春秋所謂匹夫熒惑諸侯者也非聖人作怪とは、論語に、子不語怪力亂神、とあるに依りて、聖人孔子の語らざる怪說を作せり、と云へる意と通ゆ、然れど其は其流を汲む文學の徒こそ畏むめれ、鄒子は古說を唱ふる人なり、孔丘をはた何と思はむ、斯て六國の君等の、其の說を信じたるを、誤惑せりと誣ひ、其を律するに、春秋を引たるは、孔子曰匹夫而熒惑諸侯者、罪當誅、と云る語を云ふか、此は儒者を律するに、佛律を以てする類と云べし、然るは孔子は周人にして、其の世法に執するを、道と心得たる人なる故に、其に合はざる說は用ひず、然れど信じて古へを好むとも、堯舜を祖述すとも云へり、鄒子が見なほ高く、其の以前の大道を唱へしを、豈諸侯を誤惑すと云はむや、其の尊重せる諸侯の見高く、同じ世に孟軻などをば、甚く崇弄せる、齊宣梁惠さへに、鄒子を尊重せることと、史記に記せる如くなる物をや、)孔子曰未能事人。焉能事鬼神。近者不達。焉能知瀛海。(孔子の此の語は、子路が鬼神に事ふる道を問へる時の答語にて、普ねく諸人に及べる語には非ざるをもて、是語をもて鄒子が古神眞の道を唱へたるを、破らむと欲せるは、徭忽也、孔子も、子路にこそかく言へれ、密々には鬼神を信じたる事、丘が禱ること久し、と云る語にても知るべし、近者不達、焉能知瀛海、と云へるも頑也、近き者をまづ知りて、後に遠きに及ぶも、常の事ながら、近きを姑くおきて、遠きを探ぬべき事も多かり、其は漢土内の近きをのみ知りて、豈天地の大躰を知ることを得むや、天地の大躰を知らざれば、神明の大德を知ること能はず、神明の大德、天地の大躰を知らざるは、豈道の大聖と云ふに足らむや能く人と言ふ者は、離者の辨に隨ひて、能く其の說き立るを、此の文學、己が尊しとする孔子の語をもて論を立るは、小兒の鬪諍に、我が父然らす

と言へりと云て、他を伏せむと欲する如く、議論の規律を知らずと云べし、）昔秦始皇已呑天下。欲幷萬國亡其三十六郡。欲達瀛海而失其州縣。知大義如斯不如守小計也。（始皇が萬國を幷せむと欲するは、大膽に過たれど、然すがに愉快なり、斯て其の三十六郡を失ひたるは一時の失策にこそあれ、此の失策を擧て、大夫の儒生が、天地の弘、昭曠の道を知らざる固陋を難じたる事の荅と爲たるは、緯を以て經に應ふる論と云べし、）後漢の王充が論衡談天篇に。案鄒子之知不過禹。禹之治洪水。以益爲佐。禹主治水。益之記物。極天之廣。窮地之長。辨四海之外。竟四山之表。三十五國之地。鳥獸草木金石水土莫不畢載。不言復有九州。（こは山海經の成れる事の本、また彼經中に、世界九州の議なき由を論へるなり、）淮南王劉安召術士伍被左吳之輩。充滿宮殿。作道術之書。論天下之事。地形之篇道異類之物外國之怪。列三十五國之異。不言更有九州。（こは淮南王劉安の、淮南子を作れる由よし、また其の地形訓の篇に、世界九州の事の議なしと云へるなり、）鄒子行地不若禹益。聞見不過被吳。才非聖人。事非天授。安得此言。案禹之山經。淮南之地形。以察鄒子之書。虛妄之言也と云へり。（なほ是れより後世の儒生、文學らの、鄒子が說を議せる類は、今計ふるに暇あらぬを、其みな桓寬王充二人が論旨を、出ること無し）今按ずるに。此は皆文學儒者の固陋の論なり。其は王充が論に。鄒子行地不若禹益。聞見不過被吳。才非聖人と言へれど。古傳を祖述する學に於ては。然る聞見行地に依ることに非ず。また聖知天授に依る事にも非ず。天地の道を信じて古始の學に篤く。今の有に御して古實を明し。古へを執て今を稽へ。內よりして外に及び。外より內をも察するは常の例なり。史記に據りて。鄒子が學の大體を視るに。疑なく古傳に本づける。玄典の學と聞ゆるを。豈虛妄と云はむや。（鄒子が書は、史記に終始大聖篇、十餘萬言と見え、劉向別錄に、主運篇と云ふ物と見ゆれど其の書みな傳はらず、惜むべし、）かつ其の虛妄と云はむ證に。山海經また地形訓に。四海の外を辨

じ。三十五國の異を列せるに。不レ言三更有二九州一と云へれど。其の三十五國。やがて其の九州を小分せる。諸域としも知らざるは何ぞや。また其の三十五國ある事を信ずとならば。九州ある事を。何か信せざらむ。殊に上に引たる地形訓に。天地之間九州八極。何謂二九州一云々と云ひて。其の名も詳に記せるを。かく論ふは。此の大九州を。其の國の小九州と思ひ錯へしと聞ゆ。いとも麁忽の所爲ならずや。(王充が字仲任と云ふ、貧にして學を好めど、書に乏く、書林に往て、其の有る書どもを、何くれと、さし覗きつゝ、其の事を闇記して、學者と爲れりと云ふは信なるか、其の論衡を閲するにて、此の人の古書を見しやう、其の全書を通讀せず、只にこゝかしこを涉獵して、説を爲たりと思はるゝこと、是の類なほ多く、また幽妙神異にわたり、或は其の狹見に解し得ざる事どもをば、其の實否を究盡すること無く、概して虛妄と決むる、頑癖ある人なり、然るに是の論衡ありし以來、今に至りて、和漢の學者、これ其の説に轉せられて、靈異の事實は都て信ぜず、謂はゆる流學守レ株、比肩皆是なる事は、王充が流せる毒に醉へる也けり、其は春秋左氏傳ばかり、神異の事實おほき書は無きを、周より後漢の末に至るまで、誰一人、そを虛妄と云へる人なきを、王充始めて其の事實を、みな虛妄と論へるを、今時の流學、みな其説に同きを以て知るべし、此は大道を、信理に索むる心なく、只浮華にのみ趨へばなり)さて淮南王劉安はも。桓寬と同じ漢人ながら。然すがに。玄學を好める故に。其の古説を傳へて其の子書にかき著せるを。今試に。其の九州八極三十五國の説を取り。括地象は更なり。山海經の三十五國を始め。荒外なる國々の事をも參攷して。某々の方角に圖し。大九州の方位と照し察るに。其の大體は。地球全圖に髣髴たり。然れば此を虛妄と言はむには。彼の地球圖も。また虛妄と云ふべし。豈俗學者の偏見ならずや。(また是れにつきて思ふに、俗の儒家者流、何事にまれ、漢説に從ふを善とするに似合はず、まづ地理の本原たる、大崑崙の所在は更なり、大九州の名をだに知らず、世界萬國の事に於ては、常に貶しむる西洋人の、

五大州の說を用ひて、亞細亞、歐羅巴など稱するは、儒家には甚く不具に聞ゆるを、未さる事に心著たる人なきは、傍痛き事なるを、いかで世界の事を云ふに、大九州の名を用ひむ由もがな。)

〔十四〕泰一小子執大同之制。調泰鴻之氣。正神明之位者也。故九皇受傳以索其然之所生。殊制而政莫不効焉。故曰泰一。入論泰鴻之內。出觀神明之外。定制泰一之衷。以爲物稽。天有九鴻。地有九州。泰一之道。九皇之傳。請成於泰始之末。人皇氏歲起甲寅。名三千三百歲於今所傳三皇天文。是三皇所宣。故能召請天上大聖。及地下神靈。無所不制也。人皇氏沒狟神氏次之。

此の條は。泰始之末と云ふまで。鶡冠子の泰鴻篇に採り。其の以下は。春秋命歷序を取れり。(但し小子の二字は、神農本經に據りて補へり。)

○門人碧川好尙云、この條の注解は、其の稿いまだ整はずして身沒り給へり、いと惜き事にこそ、

赤縣太古傳卷三附錄

○

〔一〕泰皇問泰一曰。天地人事三者孰急。泰一曰。愛精。養神。內端者。所以希天也。吾將告汝神明之極。天地人事三者。復一也。散以八風。揆以六合。事以四時。寫以八極。照以三光。分以剛柔。作以刑德。調以五音。正以六律。分以度數。表以五色。改以二氣。致以南北。齊以晦望。受以明曆。日信出信入。南北有極。度之稽也。月信死信生。進退有常。數之稽也。列星不亂其行代而不干位之稽也。天明三以定一則萬物莫不至矣。

此の條より下六條までは、鶡冠子泰鴻篇に取りて載せり。（抑々かの泰鴻篇なる、泰皇、泰一問答の事は、前後の篇と合せて、熟々讀考ふるに、文章語路いと異にして、總ての文に似ざるは決めて鶡冠子の文に非ず、いと古く傳はり來し、古說の全文の、其の儘に加へて、一篇と爲たる物なること疑なし、然るに其の文中に、其の語卑俚にして、泰一の眞語と、重復せる語どもも有るは、鶡冠子より古き世に註せる語の、本文に混淆せるにて、古書に最多かる例なり、其は鶡冠子も、早く知りたりけむを、姑く存して論せざりしか、其は何も有れ今新に此の書を撰ぶに、己が心の及ぶ限りに、然る混淆の文をば、皆刪り捨て、文章相屬して、泰一の眞語と所思ゆる文の限りを採りて載しつ。）泰皇は。前文に。太昊と有るに同じ　史記秦本紀に、古有天皇。有地皇。有泰皇。泰皇最貴。と有る所の索隱に。按天皇地皇之下。即云泰皇當人皇也。一云泰皇太昊也と見えて。其の一說こそ。却りて正解なりける。太泰昊皇は。古書に相通じ用ふる事。常の例なり。（其は太帝を泰帝と作き、昊天を皇天とも作くにて知るべし。）泰一は。人皇氏の傳として開闢の功績を助け成せる泰一にて、神農傳に載する。泰一小子すなはち是なり。（なほ委くは、其の傳に至りて註ふを合せ考ふべし。）此は人皇氏の條に註せる如き。道德の神眞なる故に。三才の大義を問へり。天地人事とは。天文。地理。人事なり。

其は素問の氣交變大論に。黄帝問曰。五運更治。太過不及。可得聞乎。岐伯對曰。此上帝所貴。先師傳之。臣雖不敏往聞其旨。（以上は甚く畧文して引きたり、以下は然らず、上帝とは、三皇傳に委曲せる如く、昊天上帝天皇氏を云ふ、即玄籍に謂はゆる、太上道君なり、六節藏象論に、岐伯曰、此上帝所秘、先師傳之也、と有る所の王氷註に、上帝謂上古帝君也、と註せるは、甚じき非言なり、先師は、同註に、先師岐伯祖之師、僦貸季上古之理色脈者也、移精變氣論曰、上古使僦貸季理色脈而通神明、八素經序云、天師對曰、我於僦貸季理色脈、已三世矣、言可知乎、と云へるは然る言なり、）帝曰。余聞得其人不教。是謂失道。傳非其人。慢泄天寶。余誠菲德。未足以受至道。然而衆子哀其不終。願夫子保於無窮。流於無極。余司其事。則而行之。（得其人と云より、泄天寶と云までは、黄帝以前より、世に傳はれる、天語と聞えたり、其は余聞と云ひ出たるにて知るべし、猶思ひ合はすべき事あり、そは漢武帝內傳なる、西王母の語にも、傳非其人、謂之泄天道、得人不傳、是謂蔽天寶、非限妄傳、是謂輕天老、受而不敬、是謂慢天藻、泄蔽輕慢四者、取死之刀斧延禍之車乘也、とも見えたり）岐伯曰。請遂言之。上經曰。夫道者上知天文。下知地理。中知人事。可以長久。此之謂也。（著至敎論にも、道上知天文、下知地理、中知人事、可以長久、と見ゆ、上經とは、痿論に、下經曰、と引たる文の三あるを見るに、醫說なるが、其註に、下經上古之經名也と云へり、然れば此なる上經は、其の上卷にて、天地及び人事を說たる、古經なりしと見えたり、）帝曰何謂也。岐伯曰本氣位也。位天者天文也。位地者地理也。通於人氣之變化者人事也。（張介賓云、三才氣位、各有所本、位天者爲天文、如陰陽五星、風雨寒暑之類是也、位地者爲地理、如方宜水土、草木昆蟲之類是也、通於人氣之變化者、爲人事、如表裏血氣、安危病治之類是也、）故大過者先天。不及者後天。所謂治化而人應之也（運大過者、氣先天時而至、運不及者、氣後天時而至、天之治

化運於上、則人之安危應於下、）と有るにて知るべし。泰曰、愛精養神內端者、所以希天也とは、愛精　養神　內端の道は。玄學の要旨にて。其の本は　泰一小子、こゝに始めて。世に傳へたる事なるか。後出乃眞人たち。次々に其の蘊奥を精說して。其の修術千端萬緒あれば。此に盡し難けれど。聊か言はむに。愛精とは云へど。生涯洩精を絶するの謂に非ず。愛惜する義なり。そは老子の決言に。房中之事、能生人、能殺人。故知而能用者、可以養命、況食服藥者乎。男不可無女、女不可無男。不可強而閉之、若強而閉之、則意不能不動。意動則神勞。神勞則損壽。若夢與鬼交、其精自泄、則一洩當十也。）と有るにて知るべし（後世道士の著はせる諸書に、男女の道を絶する說、多く見ゆるは、悉く西方の邪法に効へる謬說なり、神仙の道には、此を絶する說なきこと、抱朴子にも委く見えたり、此の事に就きては、記さまほしき事ども多く有れど、其は別に撰める物あり。）養神とは。我が固有の性神を。身體の中府に安養して。離遊せしめざるを言ふ。そは胎息經に、胎從伏氣中結。（幻眞註、臍下三寸爲氣海、亦爲下丹田、修道者、常伏其氣於臍下、守其神於身內、神氣相合而生玄胎也、玄胎既結、乃自生身、即爲內丹不死之道也、）氣從有胎中息（神爲氣子、氣爲神母、神氣相合如形與影、胎母既結、即神子自息、即元氣之不散也、）氣入身來爲之生、神去離形爲之死、（身者神之舍、神者身之主也、舍安靜、則神即居之、舍躁動、則神去之、神去氣散、安可得生、是以人耳目手足、皆不能自運、必假神以御之、學道養生之人、常拘其神、以爲神主、主既不去、宅豈崩壞也、）知神氣可以長生、固守虛無、以養神氣、（我命在我、不在天地、神氣人不能知、至道能知也、知者但能虛心絶慮、保氣養精、不爲外境愛欲所牽、恬淡以養神氣、即長生之道畢矣、）神行即氣行、神住即氣住、（所謂意是氣馬、行止相隨者也、欲使元氣不離身、則即先拘守至神、神不離身則氣亦不散、自然內實、不饑不渴也、）若欲長生神氣相住、（相住者、即是神氣不相離也、邪氣

不盡不爲仙、元氣卽正氣也、嘗滅食節欲、使元氣內運、元氣壯、則邪氣自消矣、)心不動念。無來無去不入。自然嘗住。(神與氣在母腹中、本是一體之物、及生下爲外境愛欲所牽、未嘗一息暫歸於本、人知此道、嘗泯絶情念、勿使神氣出入去來能不忘、久而習之、神自住矣、)勤而行之。是眞道路矣。(修眞之道備盡於斯、凡胎息用功後、關節開通、毛髮疎暢卽但鼻中微々引氣、相從四支百毛孔中、出往而不返也、後氣續到但引之、而不吐也、切切於徐徐、雖云引而不吐、所引亦不入於喉中、微々而散、如此內氣亦下流散矣、)とあり。是れ全文なるが。此の目早く。稚川翁の子書に見えて。文章の古雅なるは。古神仙の遺經なるに論なく。幻眞乃註。また說き得て妙なり。(なほ養神行氣の術も、また別に委く集記せる物あり、)さて內端とは。內は內心なり。端は端正端直など云ふ端の義にて。內心を正直ならしむる由なり。是れまた老子の語に勿謂闇昧。神見我形。勿謂小語。鬼聞我聲。故天不欺人。示之以影。

地不欺人示之以響。人生天地氣中。動作喘息皆應於天。爲善爲惡。天皆鑒之とあり。此內端を敎へたる語なり。(唯に外行を文りて、人に恥ず、屋漏にも恥ずといふは後世學の論なり、古へ神眞の玄德を修する則は然らず、假令人に恥ぢ屋漏に恥ること有りとも、天地鬼神に質して愧ること無きを、內端と云ふ、)所以希天也とは、愛精。養神。內端を修する事は。終に天宮玄都に昇りて。神位に至らむ事を希ふ所以なり。と言へる義なり。(內端のことも、猶言はまほしき古語の多かれど、是れまた別に記せる物有れば、其の大約を云ふのみ、)さて此の一節は。泰皇氏の。天地人事の急務を問へるに應じて。まづ人事の第一義を示し。なほ次々に。三才の要旨を廣演せるは。深き神慮ある事とは所思ゆれど。其の神意は測り難し。(然れど、試にしひて言はゞ、稚川翁の子書勤求卷に、凡人之所汲汲者、勢利嗜欲也、苟我身之不全、雖高官重權金玉成山、妍豔萬計、非我有也是以上士、先營長生之事、長生定可以任意、若未昇玄去世、可且地仙人間、若

彭祖老子、止人中數百歳、不失人理之懽、然後徐徐登遐、亦盛事也、然決須好師、師不足奉、○無由成、と云はれたる意ばへにや、猶よく考ふべし、)○吾將告汝神明之極。と云へるより。萬物莫不至矣。と云ふまでは。天地造化は道の要旨を說きたり。告神明之極とは。天神地祇の。世界をかく成立し。終古に。其の道の行はるゝ極旨を告むとなり。天地人事三者復一也とは天は覆ひ地を載せ。天道は圓。地道は方と異り。人事は。其の天地に象を取ると言へども。實には其の本。一元氣の運動より起りて。一。二を生じ。二。三を生じて。三才始れる故に。道の本元は復一なり。と云へる義なり。(なほ太一傳の、道生一一生二、二生三とある所に、委く說きたるを見るべし。)○散以八風は。八風とは。爾雅釋天に。東風謂之谷風。詩云、習習谷風、南風謂之凱風。詩云、凱風自南、西風謂之泰風。詩云、泰風有隧、北風謂之涼風。詩云、北風其涼、淮南子地形訓に。何謂八風。東北曰炎風。東方曰條風。東南曰景風。南方曰巨風。西南曰涼風。西方曰飂風。西北曰麗風。北方曰寒風などあり。(八風の名は、なほ讖緯の書ども、素問、靈樞、呂氏春秋、その餘の諸書にも多く見ゆれど、其の名互に大同小異なり、其を、みな抄し出むこと煩ければ漏しつ、抑風の名は、國により處によりても、違ふ物にしあれば、然る相違の有るべき物なり、)○撰以六合は。陸佃註に撰言總六合之內也と云へるが如し。(六合は、四方上下なり、)○事以四時は。埤雅に事猶也。とあるに從れり。(また釋名に、事偉也、偉立也、凡所立之功也とあるに依りて、事にと訓むも惡からじ、)○寫以八極は。陸佃註に。寫言放之八極之外也と云へり。(八極の事は、三皇傳の總論に、淮南子の文を委く引きたるを見るべし、)○照以三光は。三光は日月星なり。○牧以刑德は。春生じて冬藏むるを言ひ○調以五音は。天下の音を調ふるに宮商角徵羽の五音を以てし。正以六律は。其の音を正すに。黃鍾。大蔟。姑洗。蕤賓。夷則。無射の六律を以すとなり。(五音をまた五聲とも云ふ此の六律を陽聲と云ひ、大呂、應鍾、南呂、林鍾、仲呂、夾鍾を六呂と云ひ、陰聲と云ふ、此の律呂

を合せては、十二律と云ふ、委くは、左傳昭公二十年十二月の註疏、禮記月令の註疏、などにて見るべし、なほ黄帝傳にも云ふを見よ。）○分以度數は。謂はゆる天地の度數なり。表以五色は世に表はれて著明なるは。青赤黄白黑の五色なるを言ひ。改以二氣は。陸佃註に。亭之以溫涼。毒之以寒暑。と云へるが如し。（また或は、陰陽を云へるならむも知るべからず。）致以南北は。大地或は北し。或は南して。四時暑寒を爲す由なるべし。（大地の、或は北に上り、或は南に下りて、暑寒を爲す由は、三皇傳の末に、尙書考靈曜を引きて、既く論へるが如し。）齊以晦望は。月の晦望して。十二月を齊ふるを言ひ。受以明暦は。受は疑なく授の誤字にて。日月星辰運行に依りて。暦を知らしむる義なるべし。（陸佃云、暦謂日月星辰。蓋四則至矣而其道無乎不在、在此爲此、在彼爲彼、故八風得以散、六合得以揆、四時得以事、八極得以寫、三光得以照、五音得以調、六律得以正、刑德得以裝、度數得以分、五色得以表、二氣得以改、南北得以致、晦望得以齊、明暦得以受、

然則道之所在、於彼乎、於此乎、其亦、無所不在乎、故曰天地人事三者復一也、）○日信出信入。南北有極度之稽也は。同書王鐵篇に。鶡冠子曰。天者誠其日德也。日誠出誠入。南北有極。（冬日至而北、夏日至而南、）故莫弗以爲法と云へるは。此の本文を弘めしなり。（本文の陸佃が註に、此申致以南北之儀、冬至日在牽牛、夏至日在東井、其長短有度と云へるは、然る言なり、）○月信死信生。進退有常。數之稽也は。王鈇篇に。天者信其月刑也。月信死信生。終則有始。（朔而後魄生、望而後魄死、）故莫弗以爲政と云へるは。此の本文を弘めしなり。（本文の陸佃が注に、此申齊以晦望之義、二五而盈、三五而闕、其損益有數と云へり、）○列星不亂。其行代而不干。位之稽也は。（陸佃が注に、此申受以明暦之義、五位二十八舍、名有常次と云へり、）王鈇篇に。天者明星其稽也。（明星大星也、二十八舍之類、）列星不亂。各以序行。故小大莫弗以爲章。（小星不見陵、）天者因時。其則也。四時當名代而不干。（彼謝此代而無侵越、）故莫弗以爲必然。天者

一法其同也、前後左右古今自知。(奈何杞人之憂其崩墜也、)故莫弗以爲常。天誠信明因一。(誠々其日德、信々其月刑、明々星、其諧因、因時其則一、一法其同、)不爲衆父(爲衆父々、)易一。故莫能與爭先。(南華曰、而不可不易者道也、)易非一。(一不足以圓之、)故下可增。成鳩得一。故莫不仰制焉。所謂侯王得一、爲天下貞者也、)と云へるは、此の本文を弘めて。其の道の大元を。成鳩氏の神德に歸せるなり。(成鳩氏とは、天皇氏を云こと、其の傳に既に委曲せるを見るべし、)鶡冠子が此の語の田甄衡が評に。奇理躍出鬼斧[illegible]と言ひ、本文の陸深が評に。語再見而何悠颺更爽と言へり。(此の外に、諸人の評語多かれど、其は皆洩しつ、)今この陸深が評を按ずるに、本文の語を再び見ると云へるは。今引たる鶡冠子が語は、第九王鈇篇にあり。本文は。第十泰鴻篇に出たるが故に、再見と謂へるなれど。實には。此なる泰一の語これ本文にて。王鈇篇なる鶡冠子の語は。此乃泰一の語を。布延せるなれば。前に出たれど。却りて再見なり。

此の由來を深く思ふべし。(上にも云へる如く、鶡冠子が學は、泰鴻篇なる、泰一の語に、基して立たる學なれど、惜きかな、其の泰鴻篇の語中に、鶡冠子以前の人の注評混淆して、眞譌ある事を辨へず、悉く取りて、泰一の眞語と爲して、一學を立てたる故に、其の眞に據りて云へる說は今引たる文の如く圓妙なれど、其の譌を譌と知らず其によりて云へる說には、同じ鶡冠子が語とは、所思ざる計りの語ども有り、此は此の書を熟く讀まむ人は自づからに、誰も知るべき事なれば、其の由來を少か驚かし置くのみ、抑々道の議は、古語に徵して祖述すべく、臆說すべき事に非ざれば、其の祖述する道義に所見ありて、書に著はさむと爲るには、必す先つその祖說を擧けて、其より說き出して、其の說千變萬化に支流すと云へども、終に祖說に會するを、能く躰裁を得たりと云ふ、天元紀大論に、黃帝曰、善言始者、必會於終、善言近者必知其遠、とある是なり、然るに鶡冠子さる神眞の古語を得て、其の學それに基しつゝも、其の泰一の語中に、後の注評の淆れる事を辨へず

かつ自語を先にし、神語を後に出せるが故に、其の書を讀て泰鴻篇に至らざる間は、其の臆説の如く聞ゆめり、他書にかつて所見なき、泰一の神語を、表し出せる功は大なれど、此は聊か議せざること能はず、但し然る不躰裁は、此の子書のみに非ず、老、列、墨、莊、文、華の諸子も、其の失無きに非ず。）〇天明三以定一。則萬物莫不至矣は。三とは。春夏秋の三時を云ひ。一とは冬の一時を云ふ。其は古註に。三時生長。一時煞刑四時而定。天地盡矣と云へるにて知るべし。（此の文、上に連けて、本文と爲たるは誤なり、そは上文に、天明三云々、と有ると同意にして、語の平なるを以て知られたり、但し天地盡、と云ふ語の有るべくも非ざれば、此は疑なく本は、天地之道盡矣とありて、天地の道を説盡せる由の注なりけむを之道の二字を寫し落せるなり。）萬物みな。四時に。草木の榮枯する趣に同じき故に。莫不至とは言へり。

〔二〕夫物之始也。傾傾。至其有也。錄錄。至其成形。端端王王。自若則清。動之則濁。神聖踐承翼之位。以與神皇合德。按圖正端。以至天極。兩治四致。閒以止息。歸時離氣。以成萬業。一來一往。視衡低仰。五官六府。分之有道。無鉤無繩。渾沌不分。大象不成事無經法。精神相薄乃傷百族。偸氣相時後功可立。先定其利待物自至。素次以法。物至輒合。法者天地之正器也。用法不正。玄德不成。上聖者。與天地接結交連而。不解者也。

前節に。天地の道を説き。此に人事を説きたり。物之始也と言む出たるは。物類の始を云へる如く聞ゆれども。人の成生する始めを云へり。〇傾傾は陸佃註に。未正之貌と云へるが如し。〇至其有也錄錄は。註に未能於常流之中。故曰錄錄と言へり。（漢書の蕭曹贊に、當時錄々未有奇節、とある師古注に、錄々猶鹿々也、言在凡庶之中也と言ひ、灌夫傳に、此特帝在、卽錄々の註に、猶碌々也と云へり。）〇至其成形端端王王は。註に。端々傾々之反。王々錄々之反とあり〇自若則清。動之則濁は。玄家の諸書に。謂はゆる靜心恬淡の祖語なり。（陸佃註に、人心譬如

槃水、莫動則平、不撓則淸、微風過之、則不可以得水形之正矣と云へるが如し。）神聖踐承翼之位、以與神皇合德は。陸佃註に。承翼之位蓋天位也。前後曰承。左右曰翼也。神皇蓋昊天也と云へり。然る言なり。昊天とは。天日を云へば。神聖は。天日と德を合はする物ぞ。と言へる意なり。○按圖正端。以至天極とは。此の圖は何物の圖と云こと詳ならず　若くは謂はゆる河圖を云ふか。其は至天極と云へる文勢。自づから彼の圖を按じ。初發に謂はゆる內端の道を修して。其の天極太一の。無爲なる道に至る。と云へる如く所聞ればなり。（天極は、本書に無極とありて、無或作天、と有るに從へり、此の本文陸佃注を欠きたり、後の人なほ能く考ふべし）○兩治四致。開以止息は。兩治四致の語。己いまた解釋すること能はず。後人の考へを俟なり。陸佃注に兩治上下察也、四致普遍四方也とあれど、信がたく所思ゆ。）開以止息とは。時々に止息の法を以て。行氣するを言へり。（陸佃注に、隨緣越感無所不周、如上所謂可謂至矣、然而動息則靜、語息則默、豈常難此寂然之地哉と云へり。）○歸時離氣以成萬業とは、其の行ひ春夏秋冬其々の時に應じ。氣に隨ひて。背ふこと無く物すれば、萬業成就すと云へる意なり。（陸佃注に、離附也と云へるが如し。）○一來一往。視衡低仰とは。時氣の彼來りて此往く趣を視ること。物の輕重に隨ひて。衡乃低仰を察する如く。懇懃に察して。萬業を成す由なり。○五宮六府。分之有道とは腹內の謂はゆる。五藏六府の官能を。分ち知るに道あり。と言へるなり。（此の邊の陸佃註、すべて取べき說は一事もなし。）○無鉤無繩。渾沌不分とは。鉤は矩を言ひ。繩は規を云ふ。五藏六府の形狀官能を知るに。規矩なくては。渾沌として分らず。と言ふ義なり。○大象不成事無經法とは。大象は、攝生の大體にて。發端に謂はゆる。愛精養神內端を云ふ。是の大體成らざれば。攝生の事に經法無しとなり。○精神相薄乃傷百族は。上古天眞論に。上古聖人之教下也。皆謂之虛邪賊風避之有時。（張介賓云、此上古聖人之教民遠害也、虛邪謂風從衝後來者、主殺主害、故

聖人之畏虚邪、如避矢石然、此治外之道也）恬憺虚無。眞氣從之。精神内守、病安從來。（恬安静也、憺朴素也、虚湛然無物也、無窅然莫測也、恬憺者、泊然不願乎其外、虚無者漠然無所動於中也、所以眞氣無不從、精神無不守、又何病之足慮哉、此治内道也。）と有るに相發して考ふるに。百族とは。四肢百骸など言ふに同く。身體の諸器を云ひ。愛精養神の道を知らで。精神を耗し。相薄き者は。賊風虚邪の類に。百骸を傷はる。と云ふ義なり。（陸佃が註に精神相戰、百族爲之不寧と說たるは、薄迫也と云ふ義に見たるにて非なり、薄入聲厚之對也、と云る訓を取べし、○偸氣相時後功可立とは。抱朴子釋滯卷に。得胎息者。能不以鼻口噓吸。如在胞胎之中。則道成矣。（上に引きたる、胎息經の旨におなじ。）初學行氣。鼻中引氣而閉之陰以心數至一百二十。乃以口微吐之。及引之皆不欲令已耳聞其有出入之聲。常令入多出少。以鴻毛著鼻口之上。吐氣而鴻毛不動爲候也。漸自轉增其心數。久可以至千。至千

則老者更少。日還一日矣。（これ即氣を偸む法なり、中にも、令入多出少、と云ふこと、偸氣の要文なり、遵生八箋に引きたる、藥珠洞徵と云ふ物に、息之出也、天地盗我元陽之氣、息之入也我盗天地之氣、若能眞人潛測、心息相依、以歸根、則息盗天地之氣矣と云へり。）夫行氣當以生炁之時。勿以死炁之時也。故曰僊人服六氣。此之謂也。一日一夜有十二時。其從半夜以至日中。六時爲生炁。午後以至夜半六時爲死氣。死氣之時行氣無益也。（これ即ち時を相する法の一端なり、口訣なほ多かり、道書どもを見て知るべし。）行氣或可以治百病。或可以入瘟疫。或可以禁蛇虎。或可以止瘡血。或可以居水中。或可以行水上。或可以辟饑渴。或可以延年命。其大要胎息而已。これ即ち謂はゆる氣を偸むに。時を相して後に。其の功用を爲す趣なり。（なほ行氣の術を得て後に、立つべき功用の多かれど、此は別に抄せる物あれば、此にはただ其の大要をのみ引出たり。）○先定其利待物自至とは。上の件の如く。まづ其の身體の利を

定むれば。其の玄德自然にしきて。天下に及び通へすして。物自づからに至る。其の時を待つとなり。○素次以法。物至輒合とは。素は中庸に君子素其位而行。不願乎其外。素富貴行乎富貴。素貧賤行乎貧賤。素夷狄行乎夷狄。素患難行乎患難。君子無入而不自得焉。とある素と同義にて。次に處ては。と言はむが如し。(然れば字書ともに、素猶見在也、と註せるも然る言なり、斯て此の中庸の語は、今の本文を說き延へたるなり、)以法とは。天地の道に因る由なり。物至輒合は。物至りて我が玄德に合ふ義なり。○法者天地之正器也とは。天地の道は不易なるを。人事は法をこゝに取る故に。天地之正器とは言へり。○用法不正玄德不成とは。天地の道に法ること正からねば。我が玄德は成らずと言へるにて。老子に。營魄抱一能無離乎。(葛西質輯註云、營營窟也、魄躰魄也、一者魂也、禮記云、魂氣歸天、體魄下降、魂魄二字自晰然矣、淮南子云、精神者天之有也、骨骸者地之有也、此直以魂爲精神、以魄爲骨骸、淮南所云精神

者、即禮記所云魄者、皆老子所云一者也、人以體魄爲營窟、周擁合抱而神不離合、五十五章云、善抱者不脱、)專氣致柔能嬰兒乎。(專團聚也、易云、坤其靜也專、其動也闢、淮南子精神訓、夫血氣專於五藏、不外越、則胸腹充而嗜欲省矣、五十五章云、骨弱筋柔嬰兒、莊子庚桑楚作兒子、嬰兒、兒子、雖無異義、嬰婦人胸前之嬰、襯上句抱字可[illegible]、)滌除玄覽能無疵乎。(玄覽玄鑑也、淮南子云、執玄鑑於心、照物明白無疵、不雜他人是非也、莊子人間世云、達之人方無疵、以上三節寫自修事、)愛民治國能無爲乎。天門開闔能爲雌乎。明白四達能無知乎。(以上三節、寫治人事、而愛民治國句、承營魄抱一句、天門開闔句、承專氣致柔句、明白四達句、承滌除玄覽句焉、)生之畜之。生而不有。爲而不恃。長而不宰。是謂玄德。(天門耳目鼻口也、耳之於聲、目之於色、鼻之於臭、口之於味、其心以爲然者、闔而不納、以爲不然者開而納之、世間纔有然不然之事、口將從辨之而一切付之不言、此謂之爲雌、凡門之闢

闔雄鷄報晨夕能爲雌者不言之敎也莊子天運云其心以爲不然者、天門不開矣、愛民治國如抱一無離、開闔不言、如嬰兒、明白四達如玄鑑、皆推自修之德、而及天下也、生以爲生、畜以爲畜、非所謂玄也、遂件不以爲然、豈非玄德乎、）と有るは。卽ち此の本文を委說せるなり。○上聖者、與天地接結交連、而不解者也とは。老子に。善閉無關鍵、而不可開。善結無繩約、而不可解。是以聖人常善救人。故無棄人。常善無棄物。是謂襲明。（休文云、聖人兼愛人物、不辨是非、不別賢愚、是謂襲明之德、襲襲袪之襲、掩美也、襲明猶言韜光、莊子所云葆光者也、）と有るは、此語を祖述せるなり。

〔三〕是故有道南面執政。以衞神明。左右前後靜侍中央。開原流洋。精微往來。鴻鴻傾傾一本作繩繩。內持以維。外紐以經。行以理執。紀以終始。同一殊職。立爲明官。五范四時。以類相從。昧玄生色。音聲相衡。

此れより以下は。有道にして。天下を治むる樣を告け敎ふるなり。○南面執政。以衞神明とは神明は。天神地祇を總て稱ふ語なれど。此にては天日を云へり。其は史記封禪書に。東北神明之舍西方神明之墓也。と有る註に　張晏曰。神明日也日出東方謂陽谷。日沒於西也。墓濛谷也と有るにて知るべし。（此の注に據るに、封禪書の本文に、東北とある北は、必す方の誤字なり、是本より東北と有なむには下文は必す西南とあるべきに、西方と有れば、本は東方と有しを、東北と誤寫せること疑なし、張晏註の濛谷を、今の本に北谷とあれど、此は漢書の注に依りて改めつ、斯くて漢書の師古か注に、此の張晏が說を非也とて、云へる說は却りて非なり、）さて易說卦傳の古註に離者明也。萬物皆相見。南方之卦也。聖人南面而聽天下。嚮明而治。蓋取諸此也。とある。（此等の文を、俗の學者等は、說卦傳の本文として釋來つれど、此は帝出乎震、齊乎巽、相見乎離、云々と有る文の注なり、心得て在るべし、）正義に以離爲象日之卦。故爲明也。日出而萬物皆相見也。故聖人南面而聽天下。嚮明而治也。故云

蓋取ニ諸此一也と有り。(こは旨となき文を畧し、意を取りて引きたり、)然れど。太昊氏八卦を作れるは。泰一に。天地人事の極を開しより後の事なれば。離卦に取ると云へるは　本末違へり。其は此の本文の意は。有道の政を執るには。天日神明に法を取りて。南方は。日の盛なる極にし有れば其の盛德を衛りて。南面に座せよと言へる義なるを。太昊氏八卦を作る時に。其の告に從りて。離を南方の卦と爲し。君王の面する方と定めたるなり。(此は太昊氏の、泰一に三才の道を問へる事實の八卦を作れるよりは、以前なる事の趣を詳に辨へ知りたらむには、疑ひ有るまじき物なり)借しか定めたるより。遙後に至りて。太古より王者の南面し來れる事と。卦象の旨とを打合せて。右の古註を始め。卦象に取りて。王者の南面を定めたりと謂ひて。右のごと註せるなり。故是を以て。本末違へりとは論ふなり。(凡て古學は、和漢ともに、事實の本末を能く辨へずては末に至りて、甚き相違の出來る物なれば、かゝる事はし、殊に其の本末を索むるを要と爲べし)○左右前後。靜侍ニ

中央一とは。何處にまれ。住する處を中央として。天日の東に出て。南に高く西に沒し。北に隱るゝ有狀を。左右前後に法と爲て。政むる義なり。(說卦傳に、帝出ニ乎震一、齊ニ乎巽一、相ニ見乎離一、致ニ役乎坤一、說ニ言乎兌一、戰ニ乎乾一、勞ニ乎坎一、成ニ言乎艮一、と有るは、謂はゆる後天の卦位によりて、今云ふ義を、小ざかしく說たるなり)○開レ原流洋精微ニ往來とは。右の如く。道の大原を開立して。世に流洋せしめ。精微に。其の道に往來稽索して。政むる由と聞えたり。(猶後生の追考を俟つなり)○傾傾綱綱、內持以レ維。外紐以レ綱とは。傾傾側貌。綱綱正貌と。陸佃が註せる如し。維は四維の維。綱は三綱の綱。紐は字書に。結也。束也と云へる義なり。(人の四維は、禮義廉恥、三綱とは、君爲ニ臣綱一、父爲ニ子綱一、夫爲ニ妻綱一、とある類なり)さて文の意は。政を執るに。或は傾々。或は綱々たらば。我が內を持するに。四維の類なる內德を以てし。外を紐び治むるに。三綱の類なる敎へを以てす。と言ふ義なり。○行以レ理執。紀以ニ終始一とは。其の行ひは道理を以て固く執り。紀

むるに。其の言行の終始を。一貫ならしむる由なり。○同一殊職。立爲明官とは。君民もと同一の人なれど。職を殊にし。立て明官と爲たれば其の道を明に辨ふべき物ぞ。と云へる義と聞えたり。○五范四時以類相從とは。范は字書に。與範同とあり。陸佃註に。五范五音也。と云へるは然る言にて。四時以類相從こと。下節に所見たるが如し。○昧玄生色とは。昧玄は幽玄と云ふが如し。凡そ遠くして。至極する所なきは。其の色玄なり。大清の昧玄よりして。草木の華を始め品々の色を生ずるを云ふ。(陸佃註に、春夏之華、發於玄冬、と說たるは非なり、)音聲相衡とは。音と聲と調を相に平衡ならしむと言ひて。下文を與せり。其の音聲の事は。禮記の樂記。及び史記の樂書に。凡音者生人心者也。情動於中。故形於聲。(鄭玄云、宮商角徵羽、雜比曰音單出曰聲、形猶見也、)聲成文謂之音。(皇侃云單聲不足、雜五聲、使交錯成文、乃謂爲音也、)是故治世之音。安以樂其政和。亂世之音怨以怒。其政乖。亡國之音哀以思。其民困。聲音之道與政通矣。(史記正義云、政和則聲音安樂、政乖則聲音怨怒、是聲音之道與政通矣、)宮爲君。商爲臣。角爲民。徵爲事。羽爲物。五者不亂則無沾滯之音矣。(月令註、鄭玄云、宮屬土土居中央、總四方、君象也、商屬金、以其次宮、臣之象也、角屬木、以其清濁中民之象也、徵屬火以其徵清、事之象也、羽屬水者、以其最清、物之象也、凡清濁者尊、清者卑沾滯敗、不和之貌也、)宮亂則荒。其君驕。商亂則陂。其臣壞。角亂則憂。其民怨。徵亂則哀。其事勤。羽亂則危。其財匱。五者皆亂迭相陵。謂之慢。如此則國之滅亡無日矣。(史記索隱云、無日猶言無一日也以言君臣淩慢如此則國之滅亡、朝夕可待也、)なほ音聲の事に就ては。心得べき事ども多かり。樂記。樂書。律歷志は更なり。諸樂書を見て知るべし。)

〔四〕東方者萬物之立止焉。故調以角。南方者萬物華羽焉。故調以徵。西方者萬物成章焉。故調以商。北方者萬物錄藏焉。故調以羽。中央者大一之位。百神仰制焉。故調以宮。

東方は著萬物之立止焉は。陸佃註に、止猶植也。と云へるは然る言にて。東方は萬物の立植たることと目前の事實に顯然として。諸書にも多く其の說あるを。上にも下にも引き出つるが如し。(但し此の本文は、東方の德を稱せる、諸說の祖語なる事は、云ふも更なり。)故調以角は。本書に角を徵とあり。故調以徵は。徵を羽とあり故調以羽は。羽を角とあり。此は共に。(書寫の錯亂なり。)故今正して記せり。(陸佃注に、徵屬南方、而今此言於東方者、蓋言以調東方而已、非謂分配東方也、下皆效此と云るは、說得たるごと聞ゆれども、是れより以前に、既く五聲を五方に配する議の有りなむには、然る事も有るまじきに非ざれど、此は泰一小子の、始めて泰皇氏に、五聲の分配を說く所にし有れば、然る事の有るべくも非ず、もし此の時に、陸佃注の如ぎ謂にて、本書の如く說たらむには、後の世までも、其の分配にて說來るべき物をや、)漢書の律歷志に。五聲者宮商角徵羽也。角觸也、物觸地而出。戴芒角也、徵祉也。物盛大而緐祉也。商章也。物成孰可章度也。羽宇也。物聚臧宇覆之也。宮中也。居中央暢四方唱始絕生爲四聲綱也。夫聲中於宮觸於角。祉於徵章於商宇於羽。故四聲爲宮紀也とあるは。本文の義を布延せる說の傳はれる物と見えたり。故此に引きて。本文の註と爲しつ。(なほ同志に、協之五行、則角爲木、五常爲仁、五事爲貌、商爲金爲義爲言、徵爲火爲禮爲視、羽爲水爲智爲聽、宮爲土爲信爲思、と云へるを始め、五聲に關かる說々多かり、就て見るべし、)さて中央者。大一之位。百神仰制焉と有る。大一は。彼上皇太一を云ふ。泰皇氏の問に答ふる泰一小子に。泰一と書き。上皇太一をば。大一と書たるは。其の差別を知らしむる。鶡冠子の深き用心なり。(凡て著述は、此の意ばへ肝要なるを、他書の撰者は、然る用心なく、上皇に稱する大一、人皇に稱する太一、小子に稱する泰一ともに、太一と書たる故に、後の書ども淮南子、及ひ史記を始め、大一、太一、泰一、混淆して、何れを某と辨へ難くなも成りにける、)此の大一の。上皇太一なる事は。彼の傳に引たりし

春秋元命包の文に。中宮天極星。其一明者。大一常居也。故爲北辰。亦爲紫微宮。天神圖法。陰陽開閉。皆在此中也。宣氣立精爲神垣也と有るを。此の本文と相照して辨ふべし。(猶かの上皇大一傳、及び三皇傳の總論に註せるを合せ考ふべし。)

〔五〕以木華物天下盡木也。使居東方主春。以火照物天下盡火也。使居南方主夏。以金割物天下盡金也使居西方主秋。以水沉物天下盡水也。使居北方主冬。土爲大都天下盡土也使居中央守地。天下盡人也。以天子爲正。調其氣。和其味。聽其聲。正其形。迭往觀今。故業可循也。

此の節は。以木華物天下盡木也。と云へる類ひの文ども。言狀いと異しく。予は能く其の意を解得ざれど。强て思ふに。木は家居を作るを始め。華餝の用を爲し。火は闇きを照し。金は硬きを割き。水は。汚きを清め。土は大都と爲りて。萬物を載する功あり。天下の人盡く。木火金水土の恩德を受け。かつ天下に多き物等なりと言へる意と聞えたり。(此らの事ども、陸佃も解し得ずて、例の如く注を欠たり、後の人なほ能く考ふべし、)さて此の中に金と云へるは。黄金の事には非ず。鐵を云へり、其は割物とあるにて知るべし。然れば彼の國にても。神眞の貴重して。五行に列ねて。其の德を稱し傳へしは。鐵にぞ有りける。(また此に依て按ずるに、彼の國の古へにも、うち任せて金と云ひしは、鐵なりしを、後に世降ちて漸々に、黄金を貴重する事となりて、金と云へば、彼れにうち任せたる名となりし故に、別に鐵の字を作り、仍次々に、種々金に从ふ字を、制り出けむこと知られたり。)さて木火金水土を。おの〳〵使居某方主某。と云へるは。陸佃註に。此言大一司天。而分任五方。又以天子治之。と釋たるは其註中の明解なるが。其の說なほ足らず。其は上皇大一は更なり。なほ元始天尊。太上天皇氏などの分任せるにて。中にも天皇氏の。宗と預れる事にざりける。(凡てかゝる事どもはし、上に元始天尊、上皇大一、在れども、太上天帝の、もはら事を行へる趣は、三皇傳に委く註し辨へたるを見る

へし）但し此の本文にては。直にその木火金水土を。某々の方に居住せしめて。四時大地を主しめたる趣に聞ゆれども。此は古語の幽妙なるが。離足らず聞ゆるにて。實には其の神々を。その方々に分任せる義なり。（某々の神々を、其の方々に分任すれば、其主る物、かならず其の神に屬して、其の方々に分る道理なる故に、其の物を云ひて、其の神を云はず、然れど使ㇾ居ニ東方ニ主ㇾ春とやうに、直に其の物を、實神と爲て語れるが、古語の幽玄妙處にて、我が神典には、かゝる文法殊に多かり、然るに此の本文の語ざま、其に似たるは、秦・小子、すなはち我が神國より、流り來きる神なるが故に自づから如此ぞ在りける。）然らば其の分任をうけて。其の神々の住する處々は。何所ならむと言ふに。天柱五岳の立ちたる處々是なるが此の神々は。謂はゆる五行の五帝にて。我が神典なる。風火金水土の神等なること。三皇傳及び天柱五岳餘論に。委曲に說たるが如し（神典の正說をもて云ときは、五行は風火金水土也、然るに彼の國にて、五行の中に、木を入るゝ事は、東方扶桑の神木を崇めるが故也、然れど其の理を說くに至りては、風木とて、風の理をこめて說こと常なり然れば彼の五帝の中に、木神蒼帝と云ふをば、風神と心得むに、子細なき事なり、此は上にも往々云へるが、なほ下にも、往々說くを見るべし、天柱五岳の處々、及び此の五帝の神靈太微宮にも分居するが、謂はゆる五帝座にて、上皇大一、天皇太帝の佐と爲て、世に幸はふ趣などの事は、是また三皇傳、及び天柱五岳餘論に就きて見よとぞ）

○さて天下盡人也。以ニ天子一爲ㇾ正とは。天下には何處の國にも。盡く人は在れども。其の人多き人の中に。行ひの正きは。天子こそ有れ。と云へる義なり。然るに彼の國に。此より古く。天子と云ふ語は有ること無く。かの盤古氏。三皇。次なる六皇などを。王とも。皇とも。帝とも稱へれど。天子とは稱せず。其は天子と稱せむには。必ずしか稱すべき實事なくては稱ふまじき。古語の例は然る物にて。此は殊に秦・の眞告なれば。然る虚語の有るべきに非ず。（かの國にて、後に王を天子と稱する由緒を、孝經の援神契に、天覆地載、謂ニ

之天子、上法升極と云ひ、白虎通に、天子者爵稱也爵所以稱天子者何、王者父天母地、爲天之子也、鈎命訣曰、天子爵稱也、帝王之德有優劣、所以俱稱天子者何、以其俱命於天而王、治五千里内也、尚書曰、天子作民父母、以爲天下主、と云へるなど、皆その本據を求めて得ず、強て作れる說等なること、古史傳、また靈能眞柱にも、既く云へりき。）故考ふるに。太昊伏犧氏の。彼の國に出て。敎を立たる當時は。下に辨ふる如く。我が神代にては。天日高邇邇藝命天降坐して。御世治看せるを。國津神たち皆。天都神之御子と白して。仕奉れる頃なり。然れば此に泰一の。天子と稱せるは。卽ちわが大御國の眞天子。邇邇藝命の御事になも有りける。泰皇泰一ともに御國より渡れる神眞なれば。然も有るべき事なり（邇々藝命を、天神之御子と白すは。天津日の大御神の、宇都之御子にて、天降坐せればなり、此よりして、世々の天皇命を、天津神之御子と申しまた漢文には、天子とも申すなり、委くは古史傳に云へるを見よ、）さて漢土にて。王を天子と稱す

る事を。春秋元命包。帝王世紀などに。神農氏の始めて稱せる由。言へるを。前には然も有るべく思へれど。後に能く思へば。神農氏も。泰一小子に道を問へる。有道の人にし有れば。然る無實の僭號は。稱すまじき物なり。（然れば、此は神農氏などよりは、遙に後の世なる王等の、故實を辨へざるが、古くも天子と云ふ語の有るを見て、慢りに僭號し始めてぞ有りけらし、）偖かく考へ定めて以天子爲正云々の語を思ふに。天神之御子の。天下治め給ふ趣。いと正ければ。循ひ奉るべき物ぞと言へる意にて。調其氣とは。その御行ひ正しき故に。天地の神和うづなひて。氣候の調へるを言ひ。和其味とは。氣候の調へる故に。果穀の風味の和熟するを云ひ。聽其聲とは。かの聲音の平衡なるや否を聽くを言む。正其形とは。其の威儀禮容は更なり。居住の形も正整なるを言ひ。迭往觀今故業可循也とは。陸佃註に。天下一致、來不異古。往不異今。却而觀之。則其業可循也。と云へるが如し。（本書近迭篇に、鶡冠子曰、欲知來者、察往、欲知古者察今

云々、師未發帆、而兵可逃也、とあるは、此の語に基つけりと見ゆ、陸佃註に、前期日逃と云へり。)偖まづ斯の如く。天子の世を治め給ふ様を說きて。次節に其の道を順考して。彼の圖を敬遵すべき則を告たるなり。

〔十八〕順愛之政殊類相通。逆愛之政同類相亡。故聖人立天爲父。建地爲母。同地一期因使人也。范者非務使云必。氾錯之天地之間。而人被其和。故聖知神方調於無形。而物莫不從天受藻華。以爲神明之根者也。地受時。以爲萬物之原者也。天地人事三者異。此之。

老子の語に。聖人無常心。以百姓心爲心。善者吾善之。不善者吾亦善之。德善。信者吾信之。不信者吾亦信之。德信。聖人在天下。惵惵。爲天下渾其心。百姓皆注其耳目。聖人皆孩之。(休文云、聖人虛其心、故無常心、一姓一心、百姓百殊、聖人兼愛之、古者同德者同姓、晉語云、黃帝二十五子、得姓者十四人、而爲十二姓、同姓則同德、同德則同心、同心則同志、第二章云、知善之爲善、斯不善已、聖人無分別心、民之善不善、皆以爲善、而善不善盡服、民之信不信、皆以爲信、而信不信、盡服、聖人在天下、其猶江海乎、而百姓爲川谷、或清或濁、江海兼受之、或善或不善、聖人兼受之、渾其心注其耳目、渾字注字、皆从水、寫聖人爲江海、百姓爲川谷也、)孔子の語に、凡聖人能以天下爲一家、以中國爲一家、非意之、必知其情、從於其義、明於其利、達於其患、然後爲之と言へるは。共に此の本文の旨より出て。順愛の政を置進せるなり。此に相反するは。逆愛の政にて。同政同類をも相亡ふなり。○同知一期より。人被其和と云までの意は。陸佃註に。此言聖人蓋知一期。以使一人。而惟是心焉。氾錯之天地之間。而人被其和也。非務使之必同。故曰一人之情千萬人情是也。と云へるが如し。○故聖知神方調於無形。而物莫不從とは。聖人は能く天神地祇の方を知りて。其の無の形の氣を調ふる故に。物として從はずと云ことなしとなり。(謂はゆる鬼神の情狀を識ると云ふは此の事なり、列子黃帝篇に、黃帝與炎帝戰於

阪泉之野、帥熊羆狼豹貙虎為前驅、鵰鶡鷹鳶為旗幟、此以力使禽獸者也、然則禽獸之心奚為異人、形音與人異、而不知接之之道焉、聖人無所不知、無所不通、故得引而使之焉、禽獸之智有自然與人童者、其齊欲攝生、亦不假智於人也、牝牡相偶、母子相親、避平依險、違寒就溫、居則有群、行則有列、小者居內、壯者居外、飮則相攜、食則鳴群、太古之時則與人同處、與人並行帝王之時始驚駭散亂矣、逮於末世、隱伏逃竄以避患害、と云ひ、また太古神聖之人、備知萬物情態、悉解異類音聲、會而聚之、訓而受之、同於人民、故先會鬼神魑魅、次達八方人民、末聚禽獸蟲蛾、言血氣之類、心智不殊遠也、神聖知其如此、故其所教訓者、無所遺逸焉、と見え、また我が神代にも、顯幽いまだ定まらざりし間は、皇神と鳥獸の言語し事の、數多見えたるをも、熟々思ひ合すべし。）天受藻華以為神明之根者也。地受時令以為萬物之原者也とは、（此の二節四句は、もと對句と見ゆるを、今の本に、令之の二字なきは、脱たりと所思れば、今其の二字を補へり。）天は六合の藻華を受て、神明の出る根原たり。地は其の時令を受て。萬物を生成する根原たる由なり。（藻華は、陸佃註に、對質曰藻、對實曰華、藻文也藻如草之藻、華如木之華、と云へるが如し。）○天地人事三者畢此矣とは。陸佃註に。其道如上所謂。則天地人事。豈有出於此乎と云へるは。信に然る言にて。天地人事の大較要旨。悉く上の件の節々に洩るゝ事なく。書契ありし以來。今の清代に至り。數億部の漢籍ありと言へども。天地人事の較要正旨を。說得つと所思ゆる說は。みな此の泰一の說を布延せる物と云はむも。强言に非ずと知るべし。（然るは、泰皇伏羲氏以前は、おきて論せず、伏犠氏の、泰一小子に道を問ひて、彼の德化の民に敎へを立し以來は、其の道の正統を傳へし玄學は、更にも云はず、其の派出せる儒墨を始め、諸子百家、何れも、道の正旨を說くに至りては、其の僞を讐はむと欲するも、伏羲氏の道を口實と爲ざるは無し、然るに其の道はも天に代りて、泰一小子と、心を合はせて立て

たる道なるが故に自づからに然有るべき道理なること、先つ此に、心得おきて、次々に論ひもて往く節々を、平心に熟く辨へば、自づからに炳焉ならむ物ぞ。）さて上の節々に。神聖践承翼之位云云。上聖者與天地接結云々。有道南面、執政云云。聖人立天爲父。立地爲母云々。聖知神方云々。と有るに就て、泰皇氏以前を惟ふに。三皇は國土を造立するに。彼の國をしばしの居住とは爲つれど。其の頃なほ人種は。無りし故に。帝王なと云ふ趣に非ざれば叶はず。然れば三皇はただ、彼國地を造立せむ爲に、しばし降れる神眞とは云ふべけれど、彼の國を治たる帝王とは云べからず。さてまた次々に出たる　狙神氏より　柏皇氏まで六氏の頃には。人種も漸々に生出たれど。其はた右の語ともに叶へる治法ならず。唯に長立て世を肇めたる神人等なり。然れば彼の國に。上の件件の語の如く。法を立て世を治めたる神聖は。伏羲氏以前に出ざること灼然なり。（然れど、右の如く例に引き出て、此に法を取るべき由を告けたるは、必しか稱すべき神聖の、早く在りける事は疑

ひなし。）故考ふるに。泰一の稱ゆる神聖。上聖。有道。聖人は。皇國の神聖を申せるにて。是また邇々藝命の御事にぞ有りける。其は神聖践承翼之位。以與神皇合德とは。天位を承繼ぎて。天日と德を合する由なればなり。上聖者與天地接結云云と有るは。天日と其の德の合する故にて。聖人立天爲父立地爲母と有るも。是の故なるが。斯の如く正しき天位を承繼たる。神聖の眞天子は。我が邇々藝命を除きて。漢土は更なり。萬國に有ること無きを以て此を知れり。（然るは上にも云へる如く、泰一の語は。盡く眞説の直語にして、後世の儒者らが、此の眞語を竊して、後世の王等を己が引々に、かくの如く稱する類には非ざる義を平心に思ひ辨へて、今論ふ旨を曉りてよ、此の旨を曉り得むには、泰一の謂はゆる、神聖、上聖、聖人は、邇々藝命を除きて、他に無こと、自づらに啓發せむ物ぞ。）然れば。聖知神方調於無形。而物莫不從と有るも。邇々藝命は。天照大御神の御子に坐して。其天日嗣を承け傳へて。天降坐つれば。其の道を受給へる事は。神典に見たる如

くにて。天神地祇の情狀を知りて。政を爲し給へる故に。無形の氣も。四時に調ひ。物として從ひ奉らずと言ふことなかりけむは。必ずしか有るべき事なり。（古語に、天皇命の御德を稱へて、天地の神、相うづなふと云ひ、山川もよりて事ふる、など申せる類は、皆此の義を以て申せり、易文言傳に、夫大人者、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、先天而天弗違、後天而奉天時、天且弗違、而況於人乎、況於鬼神乎、とあるは、即ちこの意ばへを云へり、大人とは、帝王を云へば、此に聖人と云へると。意異ならず、）また有道南面執政。日の以衞神明云々とは。其の天降ます時しも。日の神その御靈代の御鏡を授け賜ひて。吾兒視此鏡當猶視吾。と敕ひし謂に依りて。後の御世までも御同殿に齋ひて。白地にも。御背に爲給ふこと無りしを惟ふに。天日は。皇祖の御國なる故に敢て御後には爲給はずて。南に向ひ。北を後に負て御坐せるを。南面して神明を衞るとぞ言ひけむ（然れば此を、天子南面の故實と云ふべし、神明とは、即ち天日の事なる由は既に云へりき、天子は白地にも、大御神の御靈を、御後に爲給はざる故實は、禁祕御抄を拜讀して、知り辨ふべし、）かく稽へ聚むれば。泰一小子の道を傳ふるに。聖人を稱せる事は、邇々藝命の。日神の御道を御傳へ坐して。世を治め給ふ御業に法を取りて。治むべき事なれ。と言ふ意なること論ひ無し。（然れど、予が此の說はも、和漢に學問の事ありし以來、誰も得心づかぬ新說にし有れば、忽には得信ずて、論ふ徒も多かるべし、若しか論ひ破らむと欲する人あらば、まづ太昊泰一の、皇國より出たる眞神なりと云ふ說を破り、然して後に、我が天皇命の御大祖を除きて、外に天子と稱すべき神聖を索め出し、其の後に、今論ふ說を論破してよ、然せぬ限りはしぶ〳〵ながらに、予が此の說を信ずる外なし、）

黃帝傳記上卷稿

○黃帝傳　此の傳は葛仙翁の子書に

○黃帝者姓公孫有熊國君少典之次子也。其母名附寶見大電光繞北斗樞星照于郊野感而有娠二十四月而生黃帝於壽丘號軒轅。生而神靈幼而徇齊弱而能言。長而敦敏成而聰明龍顏日角河目隆顙蒼色大肩無所不通。

史記評林に。皇甫謐云有熊國今河南新鄭是也黃帝生於壽丘長於姬水居軒轅之丘因以爲名本姓公孫。長居姬水因改姬姓と云ひ。また按壽丘在魯東門之北黃帝生日角龍顏有景雲之瑞以土德王故曰黃帝とあり。（なほ異說多かれど今は皆洩しつ少典と云ふは國名にて人名には非ず、と云ふ說もあり、「此は非說ときこゆ、」（易疏八七ウ八ウ神農黃帝の傳あり世紀を引たり）

○有大鳥銜圖置於帝前帝再拜受之是鳥狀如鶴而雞頭燕喙龜頸龍形駢翼魚尾體備五色三文成字首文曰愼德。背文曰信義。膺文曰仁智。其雄曰鳳其雌曰凰。高五六尺朝鳴曰登晨晝鳴曰上祥夕鳴曰歸昌昏鳴曰固常夜鳴曰保長。皆應律呂見則天下安寧出於東方君子之國有臣蒼頡觀鳥跡以作文字此文字之始也

此鳥の趣を熟々想ふに異形に成れる鷄の如く思はる。三文のこと。また朝晝夕昏夜と鳴聲の替る事など彼國ぶりの賢し立て信がたけれど若實ならむには元より定れる君さへ無て人惡き國なる故に天神の御心と然る異鳥をものして敎の本と爲し給へること云ふも更なり。圖を銜み來つるも小緣の事には非ず。東方君子國と云ふは皇國のことぞと先達たち早く云へり。下なる騰黃と云ふ獸の日本に出づと有るに思ひ合すれば由なき說に非ず。さるは諸蕃國は凡て皇國の神たちの開き始め給へる故にかく打符ふ事の多かるなり。口書に君子國の事を

「また鳳凰の事を」

○黃帝夢兩龍挺白圖出於河以授之乃齋於中宮至翠嬀之泉即甚雨。七日七夜有黃龍負圖而出於河其圖五色畢具。白圖蘭葉而朱文以授黃帝命侍臣寫之以示天下此謂之河圖書也。

此謂ゆる河圖書の事に就ても異說多かり。其辨は洩しつ。論語に孔子曰鳳鳥不至河不出圖と歎けるは此龍鳳の故事を思ひてなり。然れば此二事小緣の事には非ざりけり。

○帝既得龍鳳之圖書蒼頡之文。即制文字。以代結繩之政。以爲書契。定百物之名。作八卦之說。謂之八索。此易之始也。

また別所に取伏羲氏之卦象法而用之。據神農所重六十四卦之義。乃作八卦之說。謂之八索。求其重卦之義也ともあり。

○黄帝觀伏羲之三畫成卦八卦合成二十四氣。即作紀曆。以定年也。(紀原に漢律歷志に董巴議曰昔伏羲始造八卦。作三畫以象二十四氣。消息禍福以制吉凶云々なほ見るべし)

○有異草生於庭。月一日生一葉。至十五日生十五葉。至十六日一葉落至三十日落盡。若小月即一葉而不落謂之蓂莢。亦曰曆莢。以明於月也。

○于時大撓能探五行之情。占北斗衡所指乃作甲乙十干。以名日立子丑十二辰。以名月以鳥獸配爲十二辰屬之以成六旬。謂造甲子也。

○帝敬大撓以爲師因每方配三辰立孟仲季自是有陰陽之法焉

○黄帝得蚩尤始明乎天文於是順天地之紀旁羅日月星辰作蓋天儀測玄象推分星度以二十八宿爲十二次皆自河圖而演之。

○又使羲和占日。常儀占月。鬼臾區占星。帝作占候之法占日之書以明休咎焉。

○時有騰黄之獸其色黄狀如狐背上有兩角龍翼出日本國壽二千歲。黄帝得而乘之始教人乘馬有臣胲作服牛以用之。

此獸を本註に一本には龍翼而馬身一名飛黄と有るよし言ひ。□巻に騰黄之馬吉光之獸云々と仙翁云へれば狀如狐とあるは誤なり。(其は此に乘りて始めて馬に乘ことを人に敎ふと有にても知べし。)さて日本國とは的に皇國を指て云へるに非ず。然るは是時いまだ皇國に日本と云ふ名を負ざる頃なる故に。此は唯に日出る本つ國と云ふ義なり。(然れども日の出る本つ國と云べき國は皇國なる故に即ち皇國と見むも非には有ず。)一名を飛黄と云ひ龍翼ある由なれば飛行してや渡りけむ。最

異しき馬なりけり。
○有瑞獸「有囿女愣之獸也。」麕身牛尾狼蹄一角。角端有肉。示不傷物也。音中黃鍾文章彬彬然。牡曰麒牝曰麟生於火遊於土春鳴曰歸禾。夏鳴曰扶幼秋冬鳴曰養信也。
○是時神農氏世衰諸侯相侵伐暴虐而弗能征於是軒轅乃習用干戈以征不享諸侯咸來賓從。
此一節は史記に採りて補へり。評林に云く。世衰謂神農氏後代子孫道德衰薄非指炎帝之身即班固所謂參盧。皇甫謐所云帝榆罔是也。用干戈以征不享者謂用干戈以征諸侯之不朝享者也とあり。（此は神農氏の後裔榆罔その世の君と在つゝも諸侯の暴虐を征伐すること能はざる故に軒轅そを保護して征伐せるなり、其は下に引く龍魚河圖に黃帝攝政云々と言ひ下の本文に與榆罔合謀共擊蚩尤と有にて知るべし、）
○時有蚩尤氏不恭帝命諸侯中强暴者也。兄弟八十八人並獸心人語銅頭鐵額不食五穀啗沙呑石威震天下。
其本注に。蚩尤始作鎧甲時人不識謂是銅頭鐵額李太白曰南人兵士見北地人所食麥飯糗糧不識謂之啗沙呑石故也とあれど後世風のさかしら說なり。本文のまゝに心得べし。上古に然る大異人無しと云べからず。
○軒轅欲伐之思念賢哲之輔佐乃夢見大風吹天下塵垢又夢一人執千鈞之弩驅群羊覺而思曰風爲號令執政者也。垢去土后在也。天下豈有姓風名后者哉夫千鈞之弩異力者也驅群羊是牧民爲善者也天下豈有姓力名牧者哉於是依二占而得風后於海隅登以爲相得力牧於大澤進以爲將此將相之始也因此二夢及前數夢之驗作釋夢之書。
此一節本書に錯亂不通の文あり。今は史記評林に引く帝王世記に校して載しつ。但し作釋夢之書とある文を世記には著占夢經十一卷とあり。
○以大鴻爲佐理於是順天地之紀。幽明之數。生死之說是謂帝之謀臣也。軒轅問張若謀敵之事張若曰不如力牧能於推步之術著兵法十三卷可用之乃習其干戈以制弗享。
此は史記にも擧風后力牧大鴻以治民云々とあり天地之紀とは天地造化之紀也。幽明之古とは幽

冥の事と顯明の事とを占ふ義也。死生之説とは人々の前世と後世との説なり。(史記の評林に註せる説ども皆非なり。)封禪書に鬼臾區號大鴻黄帝大臣也と云ひ、藝文志に鬼容區兵法三篇。風后兵法十三卷。圖三卷孤虚二十卷。力牧兵法十五篇など見えたり。(軒轅の當時は兵法を推歩之術と云へりと聞ゆ、今の世に云ふ天文地理の推歩とは異なり。)史記の黄帝本紀に。擧風后力牧常先大鴻以治民順天地之紀。幽明之占。死生之説。存亡之難と有るは。大戴禮の孔子説に。以順天地之紀。幽明之故死生之説。存亡之難と有るを取りて載せりと誰も思ふめれど。實には此の本文を取り。大戴禮なる存亡之難と云ふ四字を加へて文せるなり。(其は擧より民に至る十二字の文、大戴禮に無き語なるを以て知るべし、また其十二字の中に常先と云ふ名と、以治民の三字は此の本文にも無き語なるは司馬遷が加へたる文也。)封禪書に。公孫卿が札書を引きて。黄帝得寶鼎宛朐問於鬼臾區。鬼臾區對曰黄帝得寶鼎神策是歳巳酉朔旦冬至得天之紀終而復始。(漢書の師古が注に、靑臾區黄帝臣也、藝文志云鬼容區而此志作臾區臾容聲相近蓋一也と見え、其郊祀志に宛朐を冕侯と作り)於是黄帝迎日推策 後率二十歳復朔旦冬至。(漢書注に、晋灼曰迎數之也、臣瓚曰日月朔望未來而推之、故曰迎日とあり)凡二十推三百八十年黄帝僊登天と言ひ。黄帝且戰且學僊百餘歳。然後得與神通黄帝郊雍上帝宿三月。鬼臾區號大鴻死葬雍。故鴻冢是也。(蘇林曰今雍有鴻冢)とも見えたり。(然れば大鴻とは即ち鬼臾區が事にぞ有ける、史記の註に、李奇曰黄帝時諸侯也とも云へり)さて天地之紀とは天地の運行造化の紀を云ひ。幽明之數とは幽冥の事と顯明の事の占數を言ひ。死生之説とは。人々の生出せる所以。また死後の事をも知る義にて。黄帝その説を順用せる由なり此は道に志ある者の必ず明め知らでは得有まじき事ども也。(劉向が説苑辨物篇に、顏淵問於仲尼曰成人之行何若、子曰成人之行達乎情性之理通乎物類之變知幽明之故睹遊氣之源若此而可謂成人既知天道行躬以仁義飾身以禮樂夫仁義禮樂成人之行也、窮神知化德之盛也、易

曰仰以觀於天文、俯以察於地理、是故知幽明之故、夫天文地理人情之效存於心、則聖智之府、是故古者聖王既臨天下、必變四時、定律曆、考天文、撥時變、登靈臺、以望氣氛云々と云へるは、黄帝の此條の故事に能く符へる説なり、）公孫卿が札書の文に據りて考ふるに。黄帝の終に神遷道を得たりしも大鴻が朔旦冬至の説に志しを定めし故と聞えたり。然れば甚じき物識にぞ有ける。（後世儒意の徒の所論は總て言ふにも足らず、）また此に就て素問の天元紀大論に。黄帝問鬼臾區曰願聞五運之主時也。答曰五氣運行各終朞日、非獨主時也（張介賓云、各終朞日、謂五運各主朞年、以終其日、如甲己之歳、土運統之之類是也、非獨主四時而已、）帝曰請聞其所謂也。答曰臣積考太始天元册文曰（王冰云天元册所以記天眞元氣運行之紀也、太古靈文故命曰太始天元册也、）太虚廖廓、肇基化元（太虚謂空玄之境眞氣之所充神明之宮府也、眞氣精微、無遠不至故能爲生化之本始運化之眞元矣、）萬物資始五運終天（五運謂木火土金水運也、終天謂一歳三百六十五日四分度之一也、終始更代周而復始也、言五運更統於大虚四時隨部而遷復、六氣分居而異主、萬物因之以化生、故曰萬物資始、易曰大哉乾元萬物資始、乃統天雲行雨施品物流形孔子曰天何言哉四時行焉、百物生焉、此其義也、）布氣眞靈總統坤元（大虚之眞氣無所不至也、氣齊生有故禀氣含靈者、抱眞氣以生焉。總統坤元言天元氣常司地氣化生之道也、易曰至哉坤元萬物資生乃順承天也）九星懸朗七曜周旋。（九星謂天蓬、天芮、天衝、天輔、天禽、天心、天任、天柱、天英此蓋從標而爲始、遁甲式法今猶用焉、七曜謂日月五星今外蕃多以此曆爲舉動吉凶之信也、五星之行猶各有進退高下小大矣、張介賓云、九星見補遺本病論及詳九宮星野圖焉）曰陰曰陽曰柔曰剛。（陰陽天道也、柔剛地道也、天以陽生以陰長、地以柔化、以剛成也、易曰立天之道曰陰與陽、立地之道曰柔與剛此之謂也、張介賓云、天道資始陰陽而已、地道資生剛柔而已、然剛即陽之道、柔即陰之道也、）幽顯既位寒暑弛張。（幽顯既位、言人神各得其序、寒暑弛張言陰陽不失

其宜也、人神各守所掌無相干犯、陰陽不失其序、物得其宜、天地之道且然人神之理亦猶也、張介賓云陽主晝陰主夜、一日之幽顯也、自晦而朔、自弦而望、一月之幽顯也、春夏生長、秋冬收藏、一歲之幽顯也、幽顯既定其位寒暑從而弛張矣、弛張往來也、)生々化々品物咸章。(張介賓云、易曰天地絪縕萬物化醇、此所以生々不息化々無窮而品物咸章矣、章昭著也、)臣斯十世此之謂也。(王氷云傳習斯文至鬼臾區十世子兹不敢失墜矣、)帝曰善。と有る文を按ふるに鬼臾區が語に。臣斯十世と云へるは。王氷注に。傳習斯文十世子兹。不敢失墜也と釋たる如くにて。此の太始天元冊文と云ふ文は。また比類有まじき古書なりけり。(然る太古の靈文なるが故に、命けて太始天元冊と云へる說も實然ると事ぞ所思ゆる、)なほ王氷說に、自神農之世鬼臾區十世祖始誦而行之。此太古占候靈文。伏羲之時已鐫諸玉版命曰冊文と云へるは、決めて古書に據ありて註せるには疑ひ無れど然る事實を載せる書の傳はらざる故に考ふべき便なし。(總じて世俗の學者の風として

如此き本文の詳ならぬ說をば、深く考へむ物とも思たらねど、其は道に志ざす事の篤實ならぬ故なり、)然れども羅泌が例の古に篤き眼に。右の王氷が註と。彼馬總が意林に神農氏の泰一小子に。攝生の要を問ひて。醫藥の道を立たる故事とを參考して其泰一傳に神農の問に應じて。乃稽太始說玉冊と記せるは。俗學の徒などの舌上りて下るまじき卓見なり。(神農氏の泰一小子に攝生の道を問へる事は、神農傳に意林を本文に立て既に委く註せるを今此に說く事どもに合せ考ふべし、)然るは先黃帝は神農八世の孫と時を同くせるに。鬼臾區其黃帝に仕へて傳習斯文十世子兹と言へれば其十世の祖は神農氏の時に出たる人なること著明なり。然れば太始天元冊と云ふ文。實に太一小子の眞誥にて。神農に說示せる時より。鬼臾區が十世の祖に傳へて敢て失墜せず。鬼臾區が世まで秘し傳へけむは然も有べき事にこそ。(然ればこそ本文は更なり、封禪書なる鬼臾區が語も、太始天元冊文に見えたると同じ類ひの事には有けり、)但し此太古占候靈文。伏羲之時已鐫諸玉版命曰冊

文」と云へるは。攷證なきに似たれど。此また王氷が當時さる古説の本文ありしに據りて記せる説なるが。後に其本書の失たるにも有べし。）王氷が當昔は人も能く知たる書に載せる説なる故に其事をさしも委く云ずて。かく大意を註しけむ其は神農の世に太一小子の要道を傳へし事も偶に意林の文の存れる故に詳なれど其文の傳はらずば伏義の時の事と共に攷證すべき便無るべきに准へて辨ふべし、此一事のみならず、古説の元本は早く亡びて、其を引用せる末書にのみ殘れる類は勝て計ふべからず、然れど此は藏書に乏しき已が意見にこそ有れ、書多く藏たらむ人の普ねく叢書類を探たらむに、其本説を見出まじき事にも非ずかし、）然れど假令その本書なくとも此説の正しき事を思ひ合さるる説は無にしも非ず。そは神農傳に註せる如く。泰一小子と云ふは我が少毘古那神に坐し伏義は我が大國主神に坐して此二神與共に心を一にし。力を戮せて國土を作り堅め療病方と禁厭法とを定め給へるが。少毘古那神は。殊に其法に卓れ給ひ。是らの事は予が古史の第八十九段より、第九十四段までの傳に注せること神農傳にも云へるが如し、）大國主神の右には坐つれど。實には彼神より遙に古く、天地と共に生坐せる天神にて。外國へ天降り坐せるも最早く。大國主神は其後に渡り給へれば。太始天元冊なる説ども。早く傳へ給へるを。大國主神始めて其を玉版に鐫り給へるが。（其は太昊傳に載せる醫藥鍼灸の法を始め、伏義氏の世に遺せる事ども總て成人の道に取りて攷竅せずは有まじき切要の事どもなるが泰一小子と云ふ方より言むは更にも云ず、少毘古那神と申す方より申さむにも能く其神徳に叶へる事どもなるを思ひ明すべし、）其後に泰一小子また神農の民を愍ふる心に感てこれを説たる鬼臾區岐伯など世々に其説を傳へて黄帝に其旨を説たるなり。今其太始を説たる七句五十六言の文を觀るに。天地の太始と共に立たる神眞の親語ならずは説出まじき靈文なるは少毘古那神の事體に相應するを熟々に想ふべし。（然は有れど、此靈文すでに世に傳はれる後は此に傚ひて其説を增加し、後人の殊に高妙にいひ作せる説ども子華子列子繫辭傳及び緯書ども諸子百家

の書らに多く見ゆれば、其を見馴たる眼には、此亂文を却りて然しも貴たしと思ふ人も有まじけれど、古道に心篤からむ人は予が歸をまたず此旨は曉り得べくこそ、)阿那惜きかも其靈文今引く二文のみぞ僅に存り在ける。宋の林億らが新校正本に今世有二天元玉冊一者。或以爲二太始天元冊文一非レ是と言へり。其頃さる僞書も有しと聞えたり。(路史の神農紀に注して、太始天元玉冊今按　文有二十二篇一と云へり、其か否ぬか知らず、道藏五千卷を普ねく探索せむには決めて引用せる文の許多有らむと所思れど、其また已に盡くは讀されば拾ひ出べき便なし、なほ第　　節素問の所に論ふをも合せ見べし)さて本文に大鴻を謂二帝之謀臣一也と有るに就て考ふるに。漢書の藝文志に鬼臾區兵法三篇と云ふ目あり。然ば兵法にも長たる人なるが故に。謀臣とは稱せるか。其兵法また泰一小子の傳なるべく所思たり。其は同志に泰一兵法一篇神農兵法など云ふも有ればなり。)なほ泰一の書は同志に、泰一雜子五十三篇、泰一雜子星二十八卷、泰一雜子雲雨三十四卷、泰一雜子黃治三十一卷、泰一雜子候歲二十卷泰一陰陽二十三卷などあり、是ら皆大鴻岐伯など泰一小子の說に本づきて說廣めたる物なりけむ、今皆傳はらず。)

○軒轅於是乃與二榆罔一合レ謀共擊二蚩尤一大戰二于涿鹿之野一蚩尤作二百里大霧一彌三日軒轅之軍人皆迷惑乃令二風后一法二斗機一作二指南車一以別二四方一。

史記には蚩尤作レ亂不レ用二帝命一於レ是黃帝乃徵二師諸侯一與二蚩尤一戰二於涿鹿之野一と云へり(但し史記には炎帝を滅して後の事とせり、孰れか是を知らず、)さて評林に。按二地理志一上谷有二涿鹿縣一と云ひ。又その頭註に劉氏外紀云蚩尤爲二大霧一軍士皆迷軒轅作二指南車一とあり。(また本書の注に崔豹が古今註を引きて周公作二指南之車一據二此時已有二指南車一即周公再二修之一爾とも云へり。)

帝歸二太山之阿一慘然而寐夢見二西王母遣二道人披二玄狐之裘一以レ符授レ帝曰太一在前天一在後。得レ之者勝。戰則必克矣。符廣三寸。長一尺青瑩如レ玉丹血爲レ文即佩レ之帝覺而思レ之未レ悉二其意一即召二風后一告レ之。風后曰此天應也。戰必克矣。寘レ壇祈レ之。

此は本紀前文に連次たる文なるを西王母傳に拔し

て擧たり。抑王母の事は其傳に。在昔道氣凝寂湛體無爲將欲啓迪玄功生化萬物。先以東華至眞之氣化而生木公焉。木公生於碧海以生陽和之氣理於東方亦號曰王公焉。以西華至妙之氣化而生金母焉。金母生於神洲以主陰靈之氣理於西方亦號曰王母焉。夯大道醇精之氣結氣成形與木公共理二氣而育養天地陶均萬物矣。(以上の文中に木公生於碧海と有のみ實なれど餘は皆後世の道士らが憶に取りて作れる說にて古傳に非ず信ずること勿れ、但し是より以下は實事なり、)元始天王授以龜山九天之籙使制召萬靈統括眞聖監證信焉。上淸眞經三洞玉書凡所授度咸所關與也。天上天下女子之登仙得道者咸所隸焉。所居宮闕在龜山之春山崑崙玄圃閬風之苑其山之下弱水九重洪濤萬丈非飇車羽輪不可到也云々。(元始天王と云より以下は要ある所の實事をのみ摘て記せり、なほ其宮闕の壯麗、金城玉樓の重々ある趣など具に記せれど、其は皆此に要なき事なれば凡て記さず、)元始天王とは仙籍に往々其事實を載せる趣を集めて考ふるに。九天の太淸宮と云ふに住して無始無終の神なるが。無より有を出して天地造化の元氣を發起し玄道を傳へたる神なる由云り。信に古神仙の眞傳と聞えたり。(其は是より次々の條々に引出る書等に往々其名其事の出るを□見て知べし、)さて西王母をまた九靈太妙龜山金母とも。太靈九光龜臺金母とも。金母元君とも號けて。其龜山に住して。右の事どもを主るは。元始天王の命なる由なるが。其山の事は。東方朔が十洲記に。在西海之戌地。北海之亥地有弱水周廻山東南接積石圃方廣萬里。形似偃盆下狹上廣故名曰崑崙山。上有四角。其一角正北名曰閬風巓。其一角正西名曰玄圃堂。其一角正東名曰崑崙宮。其一角有積金爲天墉城。方千里城上安金臺五所玉樓十二所。九光西王母之所治也とあり。(こは文を甚く約めて引たれば、委くは本書に就て見るべし、)然れ其此は神仙界なる山にして。現世より見る山に非ず。其は此山のみならず。同記に載たる洲岳大抵しかり。即ちかの記に此十洲大岳靈阜皆是眞仙隩墟神官所治 其餘山川萬端並無觀

者ニ矣と謂れるを以て知べし。(是をもて上に引く王母傳にも非レ飈車羽輪ニ不レ可レ到也と云ひ、なほ下に引く內傳の文にも思ひ合すべき說ども有り)然らば東方朔が何して其洲岳どもの事をし精しく記せると云ふに。彼は元より仙骨の者にて淩虚の眞仙に伴はれて其洲岳を踏見たるが故に記せること彼記の始めと終りに記せる語をよく見て辨へ知べし。現世より見て崑崙山と號たる山も有れど其は眞仙の謂ゆる崑崙山には非ず。その名に准へて號たる山名にて彼と此と名は同じして顯と幽と其山は異なるをや。(此事は印度藏志に註せれば今更に云はず、然る謂をば尋ねも知らで後世の地理學者など現に謂ゆる崑崙山の十洲記に謂ふ所と大に異なるを以て東方朔が妄誕の如く論へるも多かるは自其不學を著すになも有ける)なほ此山のみならず。神仙界の洲々岳々の事下の節々に次々註し、辨ふるを見て知べし。(第□節五岳眞形圖の所、また第□節蓬萊山の所、また第□節扶桑の所などに云ふを待て見るべし)さて本文黄帝の夢に王母より使を遣せて授けたりと見たる符と云は字彙に

符音扶符契符信と云ひ。符者輔也。所ニ以輔ニ信也。又合也。驗也證也とも有りて戰はゞ必克べき信印の符なり。(說文に符之爲レ言扶也兩相符合而不差也古者以レ竹爲レ之故字從レ竹後世詐僞蜂起以竹易レ得之物不足爲之防於レ是有下銅鐵金銀鑄爲物象而用レ之とも見えたり、)太一と云より必克矣と云ふまで十七字これ其神符の祝文也。符廣三寸と云より佩レ之と云まで夢の趣にて其符を受て佩たると見たる由也。但しこは王母傳の旨に從へり、本紀には風后が言に從ひて壇を設けて稽首再拜しけるに果して符を得て佩たる由にて覺て後に寶物の符を得たる事とせるは誤り也、また王母傳には天一在後の四字を脫せり、是は必ず有べし)太一在前云々の語はしも軍門の奥儀にして。次節に論ふ太一遁甲法の本なるが自然に我神軍門の奥旨に能く合へるは小緣の事に非ず。(我が神軍門の旨は古史傳神武天皇の段に委く註せれば此には云はず)葛仙翁の子書登陟卷に。入レ山宜レ知六甲秘祝。祝曰臨兵鬪者皆陳列前行。凡九字常當ニ密祝一之無レ所レ不レ避要道不レ煩此之謂也とある秘祝もかの太一在前の

神符と同じ意なる祝文にて此術また西王母の傳なること次節に註ふを見て知るべし。（此を俗に九字の文と稱して軍學家巫祝の輩などよく修し得て不測の功を爲こと常に數多見る事也、然るを俗學者どもは其本の眞旨をば得知らずて何くれと小賢しく議すれど凡て云ふに足らず、哀れ然る腐說に惑ふことなく其眞旨を問ねむ人もがな。）

○さて王母の形貌は。其本傳に。漢武帝好長生之道。以元封元年登嵩高之嶽。築尋眞之臺。齋戒精思四月戊辰王母使墉宮玉女王子登來語帝曰聞子欲輕四海之祿。尋萬乘之貴。以求長生。眞乎勤哉。七月七日吾當暫來也之間東方朔審其神應。（武帝內傳によるに此時董仲舒も側に侍せり、審其神應とは王子登と云ふ名も何も東方朔に問ひて知れること內傳に見たり。）乃淸齋百日焚香宮中。夜二唱後白雲起于西南。鬱々而至。徑趨宮庭。漸近即雲霞九色簫鼓震空。龍鳳人馬之響。乘麟駕鹿之衛。千乘萬騎光耀宮闕。大仙從官森羅億衆皆長丈餘既至從官不復知所在。（本書に誤字脫文も有をば內傳に校して記せり、下此れに倣ふべし。）唯見王母乘紫雲之輦。駕九色斑龍。帶天眞之策。佩金剛靈璽。黃錦之服文彩鮮明金光奕々腰佩分景之劍。結飛雲大綬。頭上華髻戴太眞晨纓之冠。躡玄瓊鳳文之履。可年二十許。天姿奄藹容顏絕世眞靈人也。（內傳には可年三十許とあり、一本には卅とあり然れば二十は誤りと見えたり。）下車二女扶侍。登牀東向而坐。帝拜跪問寒溫。侍立良久呼帝使坐。設以天廚。芳華百菓紫芝萎蕤芬芳。塡樏淸香之酒非世所有。帝不能名也。（神仙の人間に到りては其天廚を設くる例と見えて茅君が室に至れる所にも天廚を設けて宴せることあり。）又命侍女取桃玉盤盛七枚。大如鴨卵。形圓靑色。以四與帝。王母自食三。帝食桃輒收其核。王母曰何爲。帝曰欲種之爾。王母曰此桃三千歲一實。中國土地薄種之不生。帝乃止。（また東方朔を見て此我隣家小兒性多滑稽。曾三來偸桃矣、昔爲太上仙官。因沈湎玉酒。失部御之和。謫佐於汝。非流俗之夫也と云へる事も見えたり。）于是王母命諸侍女王子登彈八珍之璈。董雙成吹雲和之笙。石公子擊

崑延之鐘。許飛瓊鼓震靈之簧。婉凌華拊五靈之石。范成君拍洞陰之磬。段安香作九天之鈞。法嬰歌玄靈之曲。於是衆聲澈清朗音駭空。歌畢云々と有るを見て其貌を知るべし。(なほ漢武帝内傳には殊に精しく見えたるを今は文の長きを思ひて畧なる王母傳の文を引たり。)

○帝乃戰未勝。齋于太山之下。慘然而寐。夢見西王母遣道人披玄狐之衣以符授帝曰。太一在前。得之者勝戰則克矣。

此一節は本記及び通鑑に收たる金母傳玄女傳を校して、其宜きに從ひ戴せり。(然るは互に衍文錯亂誤脱の有ればなり。)さて西王母は東王父と相對して共に神名なり。其は金母傳に。在昔道氣凝寂湛體無爲。將啓迪玄功。生化萬物。(此は世の未開闢せざる時の趣より、將に開闢せむと欲する趣を云ひて、此れより以下は先始めに木公金母の東西に生じて、此二神の徳に資りて玄功を啓迪し、萬物を生化せる由を述たる古仙の說と聞えたり、然れども神世の眞古傳なき國人の推量說にし有れば今見るに稚なく未しくぞ有りける。)先以東華至眞之氣化而生木公焉。木公生於碧海。以主陽和之氣。理於東方。亦號曰東王父焉(また木公傳には木公亦云東陽公。亦云東王公。亦號玉皇君ともいへり。)又以西華至妙之氣化而生金母焉。金母生於神州。以主陰靈之氣。理於西方。亦號曰西王母焉。(また金母元君者九靈太妙龜山金母也一號太靈九光龜臺金母ともいへり。)與木公共理二氣。而育養天地。陶均萬物矣と有るを以て知るべし。(二氣とは謂ゆる陰陽を云へり。)さて木公の事は其傳に、木公青陽之元氣萬神之先也。冠三維之冠。服九色之服。居於雲房之間。以紫雲爲蓋。以青雲爲城。仙童侍立。玉女散香。眞僚仙公巨億萬計。各有所職。皆稟其命。故男子得道者名籍所隸焉。校定功行。上奏

帝依之設壇稽首再拜。仰天嘆未捷。以精思之。感天大霧冥々三日三夜。天降一婦人。人首鳥身。帝見再拜稽首。婦人曰吾九天玄女也。有疑問之。帝曰蚩尤暴人殘物。小子欲一戰則必勝也。玄女敎帝三官秘畧五音之術。又授陰符之經。靈寶五符眞文。及兵信行帝服佩之。

上件風后が言に從ひ。壇を設けて天を仰ぎ。精神を凝して天神の祐助を祈願奉れるにて。大霧冥々たりしは將に天應あらむと欲するの徵也。其天降れる婦人を人首鳥身とあるは其本形に非ず謂ゆる羽衣を着て降れるを暫時は鳥身と見成たるなり。實に人首鳥體ならむに豈婦人としも云むや。(此は皇國にては駿河國有度濱に降れる羽衣明神の故事また丹後國奈具社に坐す神の故事、漢土にて搜神記に豫章の新喩縣に降れる天女の毛衣を人に取られて飛ぶこと得ざりしと有る故事などを思ひ合せて辨ふべし、)三宮秘畧五音權謀之術は。其本註に謂玄女戰術李靖用是法入神即六壬太一遁甲運式法也と云へり。(葛仙翁の子書に黃帝審攻戰則納五音之策とあるは正に此の事を云へれば本注の說信に然るべし、)さて玄女の事その本傳に九天玄女者黃帝之師。聖母元君弟子也。黃帝在昔戰蚩尤不勝帝用憂憤齋于太山之下王母遣使披玄狐之裘以符授帝曰精忠告天必有太山之應。居數日大霧冥々晝晦。玄女降焉。乘丹鳳御景雲服九色彩翠之衣集于帝前帝再拜受命。(本文に鳥身と云るを此には九色彩翠之衣と云へり、見つべし、鳥身とは羽衣を云へることを、集は字書に就也とある義に用ひたるなり、都久と訓むべし、)玄女曰吾行太上之敎有疑可問也。帝稽首曰蚩尤暴橫毒害烝黎四海嗷々莫保性命欲一戰必勝之術與人除害可乎。玄女即授帝六甲六壬兵信之符。靈寶五符。策使鬼神之書。制衹通靈五明之印。五陰五陽遁甲之式。太一十精四神勝負握機之圖。五嶽河圖策精訣。九光玉節云々と見え。(なほ種々の物を授けたり、本書に就て見るべし、)西王母傳には。彼符を受たる夢の事ありて次に。王母乃命一婦人人首鳥身謂帝曰我九天玄女也。授帝以三宮五音陰陽之畧。太一遁甲六壬步斗之術。陰符之機靈寶五符五勝之文とあり。今此二傳と本文とを並べて此を考ふるに。本文の旨は王母まづ太一符を授くる夢を示せるを黃帝の祈りに其應ありて。玄女天降りて三宮秘畧等を授けたるなり。(然れば此の傳へは王母と玄女は元より別也げに聞えたり、)玄女傳の趣にては王母より使を遣せて天に告る事を敎へ。黃帝その敎

の如く行へるに、天威ありて三天太上君より王母弟子玄女を降して諸方術を授けたる由なり（此傳に聖母元君とあるは即西王母を云へり、三天太上君の事は、────）また王母傳の趣にては王母まづ夢を示して後に一婦人に命じて授たる由にて。其婦人は名もなく。我九天玄女也と謂るは王母の自稱なり。（此三傳の異なる趣に深く心を着て思ひ辨ふべし）此を各々傳への異なるなりなど釋むは事も無れど熟々に察て熟々に思へば。玄女傳に九天玄女者聖母元君弟子也と云ひ。王母傳に王母乃命二一婦人一と云へるも共に訛れる説にて。其降れる婦人は本文の如く即ち玄女にて。玄女やがて西王母にぞ有ける。然るは先づ本文に王母より太一符を授かれる夢を見たりと有れば此は必ず王母の授くべき事なるに其を授くる所に玄女と有るは唯に名の替れるにて同神なりと聞ゆ。是れ一證也。（玄女傳王母傳も云ひもて行けば同じ意に歸めり、よく文義を味へ讀て知るべし）また前節に引たる王母傳に元始天王の命にて九天之籙を掌る由云て凡所二授度一咸所二關與一也と有るに玄女を九天玄女と云ひて黄帝に其事どもを授けたり。是れ二證也。（其は王母の命に依りてと云むと爲るに其名に九天と負るは即王母なる徵なれば然は云ひがたし）また葛仙翁の子書に玄女の名をば往々言ひて西王母の事は一所だに有こと無く。本記に夢の所にこそ王母の傳と云へれ。其餘の止事なき術法どもの傳授は悉く玄女と云ひ。廣黄帝紀には西王母と云ふ名は一つも無して玄女の名のみ出たり。是三證なり。（王母は仙の主盟なれば必ずかくは有まじき物なるを、實には玄女やがて王母なるが故にかくの如し）なほ言はゞ葛仙翁の枕中書と云ふ物。その半に過るほど後人の攙入多かる書なるが。其攙入と見ゆる文中に。扶桑太帝東王公號曰二元陽公一九光元女號曰二太眞西王母一とあるは越なき賜物にて此は仙翁も知らぬ古傳を拾へる正説也かし。（枕中書は漢魏叢書また龍威秘書などにも收めて實に珍書なり、然れども惜きかな半を過て後人の加筆攙入なり、今の文は其攙入と見ゆる文中の語なる故に越なき賜物とは云なり、なほ此書の事は葛仙翁傳の第□節に委く云

を見べし、)さて如此く證し定めて後に本文と上に引く二傳を和會して考ふるに。黄帝の誠志早く上天に達して三天太上君や丶祐助を降さむと欲する間に王母かの夢を示し。黄帝その夢によりて增々精忠に祈れる故に太上君それに感じて王母を到して其敎を令行たるにぞ有りける。(かく云を余りに見過したる說の如く思ふ人も有なめど、事情は必ずかくの如なるべき物なり、然れば玄女傳に玄女者聖母元君弟子也と記せるは更なり、王母傳に王母乃命一婦人と云るも共に非なること何に著明なるに非ずや、)さて玄女傳に黄帝玄女の敎を受て蚩尤を滅し。次に揄罔を亡せる事までを記し。畢たる末に北逐獯鬻大定四方歩四極凡二萬八千里。乃鑄鼎立九州置九行大德之臣以觀天地祠百靈垂法設敎然後採首山之銅鑄鼎於荊山之下黄龍下迎帝乘龍昇天。皆玄女之所授符策圖局以佐成功業とあり。信に此說の如くなるは。玄女の神德は更にも云ず。黄帝の然る祐助を受しこと眞に凡人には非ざりけり。(其事實は次々に出るを見べし、)

〕三宮秘畧五音權謀之術とある所の本註に。謂玄女戰術也李靖用九天玄女法是已入神即六壬太一遁甲運式法也と云り。然れば三傳ともに太一遁甲法を授けたるは九天玄女なる傳へにて。其は玄女傳に吾行太上之敎と云へる由なり。太上とは三天太上君とて元始天王に次て上天の主宰たる尊神の名なり。(此事悉くは第[ ]節に漢武帝內傳なる王母の語を引きて說くを見べし、)前段の夢に王母より太一のを神符を受たりと夢見たりと有に和會して。此は王母まづ太上君の命を受て夢に誨し。然して後に其弟子九天玄女を降して授けたる故に玄女の語に吾行太上之敎とは云へりと釋むに事も無れど。「精々に考ふるに玄女やがて西王母にぞ有ける。然るは其名を九天玄女と云ひて諸秘書を盡く傳へたるが前節に引たる王母傳に王母は元始天王の命にて九天之籙を掌る由云ひ。上淸眞經三洞玉書凡所授度咸所關與也とあるに符ひ。本紀にたゞ一所前段の夢の處にのみ其名あれど黄帝紀は西王母と云ふ名は無して玄女の名のみ出たり熟思へば葛仙翁の枕中書に九光玄女號曰太眞西

王母ト有るは彼の書なる攙入文中の賜物にて是決めて古傳の遺りを拾へるにて仙翁も知らぬ説と覺えたり。（枕中書は漢魏叢書また龍威秘書中にも收りて實に珍書なり、然れども半は後人他書の語をとりての攙入せる文也、今の文は其の攙入せる文中に在る語なる故に攙入文の賜物とは云也、なほ此書の事は葛仙翁傳の篇　節に委く云を見るべし」然るは前節の夢に　と云へるは人形にして羽衣を着たるなり、其は婦人と有にて辨ふべし、實に人首鳥體ならむには豈人としも云むや、斯て此玄女の天降れりと云ふこと丹後風土　姫命の天降れる故事などに思ひ合すれば漢にも倭にも有し事にて然しも怪しき事には非ざりけり）玄女又傳二陰符經三百言一授二靈寶五符眞文及兵信行一帝服二佩之一。陰符經は今傳はりて注本數十部あり、其本文に攙入文も多く見えたり、此を概して後人の僞作と云ふ説は非なり、靈寶五符眞文及兵信行など云ふ物は今傳はらず、）又令三風后演二河圖一而爲レ式用レ之創二百八局一名曰二遁甲一以推二主客勝負之術一。（本注に云く周公時約爲二七十二局一、漢張子房共向映云四諸〇〇〇十八局一、按神龍負二圖文一遁二其甲一乃名レ之遁〇〇一局揭帖是也と云へり。云々）

黃帝又著二十六神曆一推二太一六壬等法一又述二六甲之道一作二握機之圖一。

説二世至一今[illegible]容　予此紀帝[illegible]以爲レ説其易稱二神農沒一則[illegible]冏。[illegible]冏猶襲二神農之號一也と云へり。

帝得二陰符經之義於玄女一内合二天機一外合二人事一。

○軒轅於レ是復率二諸侯一再伐二蚩尤于冀州一蚩尤請二風伯雨師一從二大風一而害レ水以攻二軒轅一於是軒轅乃天下二女魃一以止レ雨旱。令三應龍攻二蚩尤一乃敗二於顧泉一遂殺二之黎山之丘一其地名二絶轡之野一。

此節は本書甚く錯亂して術文も多かるを史記評林に龍魚河圖云黃帝攝レ政有二蚩尤兄弟八十一人一並獸身人語銅鐵額食レ沙造二五兵杖刀戟大弩一威振二天下一黃帝行二天子事一以二仁義一不レ能二禁止一乃仰レ天而歎。天遣下二玄女一下授二黃帝兵符一伏中蚩尤上と云ひ。（其頭註に云く、按說文云符之爲レ言扶也

兩相符合而不差也、古者以竹爲之故字从竹後世詐僞蜂起以竹易得之物不足爲之防於是有銅鐵金銀鑄爲物象用之と云へり、凡て符と云ふ物のこと此說にて知るべし、）山海經に黄帝令應龍攻蚩尤蚩尤請風伯雨師以從大風雨黄帝乃下天女曰魃以止雨。雨止遂殺蚩尤など有を合せ考へて訂正しつ。（また史記索隱に、按皇甫謐云黄帝使應龍殺蚩尤于凶黎之谷或曰黄帝斬蚩尤于中冀因名其地曰絕轡之野と云ひ、本書の注には黎山之兵在東荒之北隅也とも云へり、）

○於大荒中宋山之上其械後化爲楓木之林蚩尤身首異處軒轅憫之令葬其首冢於壽張其肩髀冢在山陽。○

山海經にも融天山有楓木之林蚩尤之桎梏之所化也と見ゆ。史記評林に皇覽曰蚩尤冢在東平郡壽張縣闞鄉城中高七丈民常十月祀之有赤氣出如匹絳帛民名爲蚩尤旗肩髀冢在山陽郡鉅野縣重聚大小與闞家等傳言黄帝與蚩尤戰于涿鹿之野黄帝殺之身體異處故別葬之皇覽書名也。記先代冢墓之處宜皇王之省覽故曰皇覽是魏人王象繆襲等所撰也とあり。

（時炎帝欲侵陵諸侯諸侯咸歸軒轅軒轅乃修德振兵撫萬民度四方教熊羆貔貅貙虎以與炎帝戰於阪泉之野三戰然後得其志又逐獯鬻之戎諸侯有不從者帝皆率而征之凡五十二戰天下大定。

此節得其志と云までは本書の語足ざる故に史記を採れり。炎帝とは即榆罔なり。炎帝の後なる故にかく云へるなり。軒轅前には榆罔が不德を攝けて蚩尤をも誅伐せり。然るに榆罔却りて侵陵せむと欲せる故に。諸侯と共に滅せりと聞ゆ。さて六獸を教へて炎帝と戰はしめたる事は。索隱に此六者猛獸可以教戰周禮有服不氏掌教擾猛獸即古服牛乘馬亦其類也と云へるが如し。（然るに正義に教士卒習戰以猛獸之名名之用威敵也と云へるは例のさかしら說なり、此は頭注なる王維楨が語に上古聖人能馴擾禽獸其理自然不可謂其誣也と云るは然る語なり、）阪泉之野は評林に引たる地志どもに今名黄帝泉在嬀

州懷戎縣東五十六里出五里至涿鹿東北與涿水合又有涿鹿故城在嬀州東北五十里本黄帝所都也と云へり。（また涿鹿城東一里有阪泉上有黄帝祠とも見えたり）　獯鬻之孩とは即匈奴也と本注に云へり。

○於是諸侯尊軒轅爲天子帝以己酉承神農之得火生土帝以土德王天下號黄帝位居中央臨制四方。

○帝破山通道來青寧居始畫野分州令百郡。

有青烏子能相地理帝問之以制經又問地老說五方之利害。

此は仙翁の子書にも相地理則書青烏之說とあり青烏子は詳ならねど。山海經に

○受修道養生之法於玄女受還精補腦之術於素女。

○玄女授帝如意神方而藏之崆峒山。

○論道養則貪玄素二女。

○帝精推步之術於山稽力牧著體診之訣於岐伯雷公。

○著休診則受雷岐。

黄帝記に云。時有仙伯出於岐山下號岐伯善說草木之藥性味爲大醫帝請主方藥帝問岐伯脈法制素問等書。○又有雷公述炮炙方定藥性之善惡。扁鵲俞跗二臣定脈經

○帝問少俞鍼注乃制鍼經明堂圖炙之法此鍼藥之始也。

○講氣候於風后作子干於大撓明天文於蚩尤著算法於隷首定律度於容成救殘傷綴金瘡之事畢該秘要窮究道眞矣。

○帝始制七情行十義。君仁。臣忠。父慈。子孝。兄良。弟悌。夫義。婦聽。長惠。幼順。十義也。（家語靈運）

○東海有度索山。山有神荼鬱壘神能禦凶鬼帝制驅儺之禮以象之。（說文禮字の注引く）

大寶積經序音義に。於寶搜神記及風俗通義並引黄帝書云。上古之時有二神人一名荼與二名鬱律度朔山山上有大桃樹二人依樹而住於樹東北有大穴衆鬼皆出入此穴荼與鬱壘主統領簡擇萬鬼々有妄禍人者則縛以葦索執以飴虎。（此までは黄帝書中なる黄帝より上古の傳說なり、其は上古之時云々と有にて知られたり

○於寶は晉の干寶なり、於干互に音の似たる故に誤れるなり）於是黃帝作禮歐之立桃人於門戶畫荼與鬱壘與虎以象之。（此までにて黃帝書の文畢れり、此より下は風俗通義搜神記などの撰者の當時の事を記せるなり）今俗法每以臘終除夕飾桃人垂葦索畫虎於門左右置二燈象虎眼以去不祥とあり。（然るに今傳はる八卷の搜神記、二十卷の搜神記共に此の文なし、此は古本を引たると見えたり）史記帝顓頊本紀に。東至于蟠木とある所の註に。海外經曰東海中有山焉。名曰度索上有大桃樹屈蟠三千里東北有門名曰鬼門萬鬼所聚也。天帝使神人守之一名鬱壘主閱領萬鬼若害人鬼以葦索縛之射以桃弧投虎食也と見え。（度索山と云ふ義を本書の注に或曰度朔山說文也此山間以竹索懸而度也と云へり）また大寶積經序晉義に山海經云東海中有桃都山々上有大桃樹「名曰桃都」其根盤結五百餘里。枝相去三千里（述異記の文也）。（神異經に東方有樹高五十丈、葉長八尺、名曰桃其子徑三尺二寸、和核羮食之令人益壽云々と有るは此の樹の異誤也）樹上有金色天鷄日初出時光照此樹天鷄即鳴。天下衆鷄皆隨而鳴ともあり。（但し予が見たる山海經は廣注本なるが、此の事見えず、是また異本と見ゆ）此鷄のこと神異經には。大荒之東極至鬼府山日蓋扶桑山有玉雞。玉雞鳴則金雞鳴。金雞鳴則石雞鳴。石鷄鳴則天下之雞悉鳴潮水應之矣と云へり。（予が見たる神異經は龍威祕書中の本なり、諸書に引ところと合せ見るに符ざる事ども有り、異本と見えたり。）然れば度索山をまた鬼府山とも云ひて扶桑國内なる山と聞えたり。（鬼府山と云ふは鬼の住する窟ある故の名なるべし）然るに此神荼鬱壘二神の故事を思ふに疑なく我が神世に伊邪那岐命。その后伊邪那美命を尋ねて出雲國なる伊賦夜坂てふ巖穴より。夜見國に到りて還り給ふ時に醜女等に追れ給へるに坂本に立たる桃木に倚坐して。其實を取りて待打給ふに醜女ども皆逃げたりしかば其桃木に汝吾を助けし如く。後の人草をも助けよと詔ひて大加牟豆美命と云ふ名を賜へる事ありて。此桃之避惡鬼事本

也と神典に見たる古傳と。武甕槌命。經津主命と天皇祖神の御詔承り給ひて天下の惡鬼を逐ひ給へる故事とを混じて訛れる傳說にぞ有ける。（伊邪那岐命の桃を用ひ給へる事は古史第二十段の傳に委く註し、經津主命、武甕槌命の惡鬼を逐ひ給へる事は第百□段に委し、披見るべし。）また天雞の說も天上なる常世の長鳴鳥の故事よりや傳へけむ。然れば度索。桃都。鬼府など云へるは伊賦夜坂を彼國に語り傳へし山名なるが凶鬼を虎に與へて食はしむと有るこそ其國俗の訛と聞ゆれ。葦をもて縛して。桃弧を以て射ると有るなどは神典に見えねども。實に然る事の有けむも又知るべからず。然るは葦また神世に深き由ある物なればなり。（我が神典に漏たる傳の諸蕃國に殘り傳はれるもの少からず、其は印度藏志を始め余が著せる書等に往々云ふを見るべし。）さて黄帝この故事を思ひて追儺の禮式を制せること。古意に叶ひて誠に感たし。實にも此は凡人には非ざりけり。我が神國には却りて古くさる禮の無りしを中古より。黄帝が此禮に傚ひて上下なべて此禮を行

ふこと丶成ぬるは。中國これを失ひて蕃國に得たりとぞ言ふべかりける。（猶この事に就ては言ふべき說の多かれども此には唯その起原を云ふのみぞ。）俗また彼國にて東北の間を鬼門と云ひて甚く恐る事は此故事より出たる事なるが其は彼國こそ有れ。皇國にては東北に恐り有まじき道理なるに。往々畏れずは有まじき不祥ある事は別に委き考證あり。そは古史第百□段の傳に註せり。披き見て知るべし。

黄帝將會神靈於西山之上登崑崙之靈峰致豐大之祭以詔後代斯封禪之始也。

帝巡狩東至海登桓山於海濱得白澤神獸能言達於物之情因問天下鬼神之事凡萬一千五百二十種　白澤言之帝令以圖寫之以示天下帝乃作邪避之文以祝之

こは仙翁の子書に窮神姧則記白澤之辭とあり。

○東到青丘山登於風山見紫府先生受三皇內文「天文」大字以劾召萬神役使群靈。

○南到圓隴陰建木觀百靈之所登採若乾之華

飲丹巒之水。」
靈字本に令に誤れり。今意を以て改めつ。本紀に
南到廣五芝玄澗登圜壠蔭建木觀百靈所登
降采若乾之芝飲丹巒之水。（本註に芝一作花
と見ゆ）
南至青城山禮謁中黃丈人。○乃間登雲臺山
見甯先先受龍蹻經。○問眞一之道于中黃丈
人。丈人曰子既君海內復欲求長生不死不貪
乎。頻相反復而復授道帝拜謝訖○南至江登熊
湘山住天台山受金液神丹之方。（本註に熊山
在召陵長沙也、湘山在長沙益陽縣とあり、）
○帝乃造山躬寫形象以爲五嶽眞形之圖用傳
於世。
○帝周遊行時元妃嫘祖死於道以爲祖神令次妃嫫
母監護於道以時祭之因以嫫母爲方相氏。
○黃帝以天下大定符瑞並臻乃登封泰山禪于亭
亭山。又禪于几々山勒功於喬嶽作下時以祭
炎帝。
○以觀天文察地理架宮室制衣服候氣律
造百工之藝累功積德故天授輿服斧鉞華蓋羽儀
天神之兵。
○東過廬山祠九天使者以次青城丈人主總仙
官之籍是五嶽之監司也。又封灊山君爲三天司
命主生死之錄。
○復以四嶽皆有佐命之山而南嶽孤特無輔乃章
祠三天太上道君命霍山爲南嶽儲君命灊山
爲南嶽之副以貳其政以輔佐之。

黃帝傳記中卷稿

○黃帝以天下既理物用具備乃尋眞訪隱問道求仙冀獲長生久視。

此は仙翁の子書にも。昔黃帝生而能言役使百靈可謂天授自然之體者也。猶復不能端坐而得道云々と言へり。

○時有務光子耳長七寸神仙者也。

本註に務光子至夏時常遊民間餌韭養性好鼓琴自娛有道壽永者也と言ひ。劉向が列仙傳に。務光夏時人也。耳長七寸好琴服蒲韭根。

○有赤將子輿不食五穀啗百草而長年。

本註に堯時爲木工正能隨風雨上下。已二千歳と言ひ。列仙傳に赤將子輿者黃帝時人不食五穀而噉百草花至堯帝時爲木工能隨風雨上下時々於市中賣繳亦謂之繳父公とあり。

○有容成公善補導之術使白髮復黑落齒更生

列仙傳に云く。容成公者自稱黃帝師見於周穆王能善補導之事取精玄牝其要谷神不死守生養氣者也。髮白更黑齒落更生事與老子同亦云老子師也とあり。

○黃帝慕其道乃造五城十二樓以候神人即訪道遊華山首山東之泰山。

其道を慕ふとは上件務光子。赤將子輿。容成公等が得たる道を慕ふなり。故五城十二樓を造り設けて其道の神人の來臨を候て久視の道を問むとなり然るにまた道を訪ふて此名山どもに遊べるは其城樓には神人の臨降は無りしと見えたり右三山のこと。名山記に

○時與神仙通接訪神人於蓬萊

蓬萊とは漢土より東方。我が皇國の海中なる大和多都美神の神境を稱へる名なるが。此山或時は水底に在り或時は水上に見えて隱顯定り無く常に見ること能はず。また凡俗の到り得べき域に非ず。然るに黃帝道を信ずること厚く。その丹誠の至れるが故に道を訪ふて名山に遊べる時に。欲せる如く神仙に通接相見する事を得て其神仙に伴はれて此域なる神人を訪ふ事を得たるなり〔俗學者こそ得知らね、凡身なりとも神仙の類に伴はれては、

到り得まじき神仙の境域にも暫時が間に到らるゝ物也、下に引く浦島子が事をも思ふべし。）此域のこと古くは山海經に蓬萊山在海中と有りて。郭璞注に。上有仙人宮室皆以金玉爲之鳥獸盡白望之如雲也と云ひ。（山海經の文甚く略に過ぎて其所在を知がたきに似たり、此は由ある事なり、下に云を見るべし。）東方朔が十洲記に蓬丘即蓬萊山是也。對東海之東北岸周廻五千里外別有圓海繞山圓。水海正黑而謂之冥海也無風而洪波百丈不可得往來上有九老丈人九天眞王宮則固在海之中也。唯飛仙有能到其處耳と記し。（余が藏する十洲記は漢魏叢書中より採りて龍威秘書中に收むる本と神仙通鑑中に收むる本と二本なるが互に文字の違へるも有のみにて同本なるを山海經廣註に引たるは異本なり、故今校合して其宜しきに從ひ引たり、龍威本の殊に非なるは、眞王宮と云ふ下に、蓋太上眞人所居と云ふ七字ありて、則固在海之中也の七字なし、九老丈人と九天眞王とは同じけれど、太上眞人とは元より大に異なるをや、また廣注に引たる本に唯字より下九字、及び不可得往來など云ふ文のなきは非なり、また九老を九氣、眞王を眞君とあり、此は何にても有べし。）列子湯問篇に渤海東有壑中有五山。一岱輿。二員嶠。三方壺。四瀛洲。五蓬萊。上下往還不得暫峙。仙聖訴於帝乃使巨鰲十五擧首戴之迭爲三番六萬歲一交焉五山始不動など見へたり。（此列子の說は古傳の遺れるにて文義は東海中なる五山を神仙の住所と爲つゝも或は上り或は下り往きつ還りつなど暫くも峙ち居ことを得ざりし故に神仙安居すること能はず是を以て天帝に訴へ白して巨鰲十五をして一山に三番を用ひ、其首を擧て戴かしめ、六萬歲にして其を交替せしむ、是より後は五山動かず成りぬと云へるなり、玄中記にも有巨鰲以背負蓬萊山と云ひ、拾遺記に蓬萊亦名防丘亦名雲萊高二萬里と見え、山海經廣注に、引たる王氏釋義と云ふ物には登州海中有大小竹山及田橫諸島且其屬邑曰蓬萊即此也とも云へり、蓬萊のこと記せる籍はなほ多かれど盡くは引出ずなむ。）列子に瀛洲と云へるは。十洲記に瀛洲在東海中地方四千里

是大抵對會稽上生神芝仙草又有玉石高且千丈出泉如酒味甘名之爲玉醴泉飲之數升輙醉令人長生（葛仙翁の子書を始め仙書等に仙人は玉醴を飲むと云るは此泉を飲むを云なるべし、）洲上多仙家風俗似吳人山川如中國也と云へる是なり。方壺と云へるは同記に。方丈洲在東海中心西南東北岸正等方丈。方面各五千里云々とある洲と聞ゆ。（此全文は次節に引きて委く註ふを見るべし、）員嶠。岱輿の二山は詳ならねど。其一山は同記に生洲在東海丑寅之間接蓬萊地方二千五百里上有仙家數萬云々とある洲なるべく、（そは接蓬萊と云へるを以て辨へ知るべし、）また其一山は是も同記に滄海島在北海中地方三千里水皆蒼色。仙人謂之滄海也云々とある島なるべし。（其は次節に全文を引きて論ふを見べし、此洲を九老仙都所治とあり、九老とは下に云ふ如く海神の事なれば其所治と有にて蓬萊と同列の島なること明なり、）さて此山ども實には水底に在るを時として水上に浮み見はれ隱顯定り無き事は。山海經に蓬萊山に竝べて。大人之市在海中と云へる下の

廣註に引たる楊愼補注に。今登州海市也。登州四面皆海。春夏時遙見水面有城郭市肆人馬往來若交易狀。土人謂之海市と有るを上に擧る郭璞が蓬萊の註に望之如雲と云へるに相發して辨ふべし。（我が筑紫の海の沖に上より見て數里が間を日のよく晴たる時に舟乘して其海底を望めば村里市肆の見えて人馬の往來、耕作の狀など最もあり〳〵と見ゆる處ありと其邊りを乘る舟人らに慥に聞たる事あり、また諸國の山海邊なる不測なる實事どもを集記せる近頃の假名籍に此事を記せるを見たれど今頓に其書を思ひ出ず、見む人その書名を知たらむには、此にかいつけ給ひね、謂ゆる海市に似たる處なり、）さて右の如く水上に現はれ見ゆるを蜃氣樓と號けて俗の儒者蘭學者などの說に此は潮水の濕氣薰滿たる時に當りて近き邊なる樓閣市肆などの映じて見ゆる也など事も無げに云ふめり。（和蘭天說と云ふ籍にも予前に西遊して防州岩國を過ぎて水止呂村の海邊に至りて蜃氣樓を見たり、溫氣海中に起り風無くして霞の如し山樹或は樓臺その氣に映じて狀をなす、薄墨にて

晝くが如し春分の後天朗にして地氣上升するの時にあり、かならず雨氣を催すと云ひて何處なる樓閣の映じたりと云ふことを議に及ばず。)然れども此を見たる人々に精しく尋ぬるに絶て世に無き樓閣を見る由にて。海上のみならず。山野の邊。或は池また小河の邊などにも見たりと云へば潮氣薫滿の故には非ずと知るべし、(我が知人最上[　　]は江戸の御茶水と云ふ切通し川の邊にて見たる事あり、また或人は筑波山にて見たりと云ひ、或人は那須野にて見しと云ひ、或人は陸奥國なる何とか云ふ池の邊にて見つと語りき、神仙境は何處にも有なれば然も有べくこそ、)さて其蓬萊山と云ふは大和多都美神の神境なること何をもて知るなれば漢籍史記を以て知れり。其は淮南王劉安傳に。昔秦使徐福入海求神異物。還爲僞辭曰。臣見海中大神。言曰汝西皇之使邪。臣答曰然。神曰汝何求。曰願請延年益壽藥。神曰汝秦王之禮薄。得觀而不得取。即從臣東南至蓬萊山。見芝成宮闕。(こを印本に見芝成宮闕と訓るは非なり、謂ゆる靈芝延年藥の宮闕の形を成せるを見たる由なり其は抱朴子に、五德芝狀似樓殿。莖方其葉五色各具而不雜。上如偃蓋。中有甘露。紫氣起數尺矣と有るにて知べし、)有使者。銅色而龍形。光上照天。於是臣再拜問曰。宜何資以獻。海神曰以令名男子若振女與百工之事。即得之矣。(此文に使者と云へるも海神と云へるも同じ神にて海中大神とある大神の使者なり、文によく心を付て見辨ふべし、○徐廣曰西京賦曰振子萬童振子は童男女とあり。)秦皇帝大說。遣振男女三千人。資之五穀種々百工而行。徐福得平原廣澤。止王不來。(正義曰括地志云亶州在東海中。秦始皇遣徐福將童男女。遂止此州。其後復有數洲萬家。其上人有至會稽市易者と云り、)また始皇本紀には。方士徐市等(徐市とは徐福なり、)入海求神藥。數歲而不得。費多恐譴。乃詐曰蓬萊藥可得。然常爲大鮫魚所苦故不得至。願請善射與俱見則以連弩射之。(大鮫魚とは劉安傳に使者とある者、すなはち是なり、)始皇夢與海神戰。如人狀。問占夢博士。曰水神不可見。以大魚蛟龍爲候。今上禱祠備謹。而有此惡神。當除去

而善神可レ致。（此れまで古夢博士が語なり、徐市が返りて大鮫魚に苦められて藥を取得ざる由を云へるなり、時しも右の夢を見し趣なり。）乃令下入レ海者齎中捕二巨魚一具上、而自以二連弩一候二大魚出一射レ之。自二琅邪一北至二榮成山一弗レ見、至二之罘一見二巨魚一射二殺一魚一。遂並レ海西至二平原津一而病とあり。（始皇は是より病で終に死たりき、海神の罰にや有けむ。）劉安傳に載せると互に事實の相違せるは司馬遷が採れる本書の二部ありて元より傳聞の別なりし故なり。史記には往々さる相違ども有り。（抑かゝる大史を撰するには數の古書を撰集して編立る物なる故に世々の史にも然る相異の多かる中にも史記は殊に撰み麁き記なり、後世に班馬と云へば、掛ても及ぶまじき良史の才ある者に俗の學者らは思へど余を以て是を見るに史を選ぶ才はなほ短くぞ有ける、其は此に云ふべき事にも非ざれど今の因に驚かし置くのみ。）今和會して是を説むに。先この徐福が還りて云へる語を文に爲二僞辭一曰と記し。費多恐レ譴乃詐曰と記せるは。司馬遷が神仙の境界を知ざる儒見のさかしら語にて。本よりの文には非ず。こは實には我が皇國の地方に至れるを大和多都美神の神異を示して其の蓬萊をも見しめ給へる其の時の神語を徐福が有のまゝに始皇に言へるなり。然るは其の言へる語どもは能くも我が神典の趣に符ひて却りて彼の國籍の語には甚く似ざるを思ふべし。（然れど劉安傳なると始皇本紀なるとの相違は上に云へる如く本書の別なりし故なるが下に引く十洲記祖洲の説もまた一本の説を採れりと見ゆ、然して互に訛と實と混淆せること云も更なれば照し合せて實事に符ふ傳を採べし、なほ後漢書その餘の書等にも異説あり。下に云ふを見べし。）其は海中の大神とあるは即ち大和多都美神なり。其の使者を龍形なりと有るは大海神の使者は鰐神なる故に。龍と見紛へたるなり。始皇本紀に大鮫魚とも大魚蛟龍とも有ると相發して辨ふべし（大海神の本體また其の使者も鰐なること神典を見て知べし、總て漢國人のみならず、印度人も古く海神の鰐神なるを見紛へて龍と爲たること印度藏志に記せり、思ひ合すべし、）然れば上に引く十洲記なる蓬萊の説中に上有二九老丈人九

天眞王宮とある九老丈人は即ち大和多都美神を仙家にて稱する名にぞ有りける。其は同書方丈洲の文に九原丈人と有るも別號なるが主領天下水神及龍蛇巨鯨陰精水獸之輩と有るにて明白に知られたり。（此全文は次節に引くを見るべし、また其宮を九天眞王宮と云ふ由も次節に說くを見て知べし。）さて海神の御言に童男童女云々を貢らせば藥を得しめむと宣はむには其如くせむに必その藥を得て還るべきに其後徐福が返らざるを想ふに徐福をば再發せ遣つゝも始皇が例の性急なる海神と戰ふ夢を見て占夢博士に占はせ負氣なくも海神を捕むとうち出て其には非ねど巨魚を射殺せるを神の怒りて徐福をば返し給はず成にけむ。（然ればこそ此時より病つきて始皇は遂に死たりき、徐福が海に出たること下に引く十洲記祖洲の文には徐福返りて再出たるに非ず、初め出たる任にて返らざるなり、始皇本紀の傳へは返りて再は出ざるなり、まづ出て立歸り、再出たりと云は劉安傳の說なり、彼此思ひ合せて考ふるに劉安傳の說ぞ正しく所思たる。）さて徐福得平原廣澤止王不來

とある平原廣澤は地名の如くも聞ゆれど得と云へる文の趣を察るに地名に非ず。何處にまれ平原廣澤なる地に止りて返らざる由を聞傳へて記せる文なり。また王とあるは。多人の中に長立て在るを王と云ふこと漢籍の常にて此を彼童男童女を率て其長と在しを云へるなり。（徐福が出たるまゝに返らざらむに平原廣澤に止りて王の如くにて居ことも知べきに非ざれども此は由ありて後に知られたり、下に云ふを見よ。）抑始皇が神藥を欲して徐福を遣たる由よしまた其止まれる處の事は十洲記に祖洲近在東海中地方五百里。昔秦始皇大苑中多枉死者橫道有鳥如烏狀銜草覆死人面當時起坐而自活也。聞奏始皇遣使者齎草問北郭鬼谷先生（この先生がこと、列仙全傳、神仙通鑑などに、鬼谷子晉平公時人、姓王名詡、不知何所人受道於老君入雲夢山採藥合服得道顏如少童居青溪之鬼谷因以爲號と有りて、彼蘇秦張儀二人が此先生に事へたること、また彼二人が朝露の榮を好みて長久の功を忽にすることを諫めしこと、また秦始皇が草名を問へ

る事をも記して、先生在二人間一數百歳、後不レ知レ所レ之とあり、鬼谷子と云ふ書あり、此人の述なりと云へど詳ならず、）先生曰此草是東海祖洲上有二不死之草一。生二瓊田中一。或名爲二養神芝一。其葉似レ菰苗一叢生。一株可レ活二一人一。始皇於レ是慨然言曰可二採得一否。乃使二使者徐福一發二童男童女五百人一率二攝樓船等一入レ海尋二祖洲一遂不レ返福道士也。字君房後亦得レ道也とあり。是にて始皇が蓬萊の藥を欲せる由緒また徐福が止まれる地も所知たり（徐福遂に返らずは道を得たる事をも知べきに非ざれども、此は至傳また通鑑などの徐福傳に、尋二祖洲一不レ返後不レ知二所在一述二沈義得一道老君遣二徐福一迎レ義是後人始知二徐福爲一レ仙と有れば、その由を以てかく記し、史記にも得二平原廣澤一止王不レ來とは云へるにこそ）然るに此祖洲と云ふ國は在二東海中一と云ひ。其名の皇國の萬國に祖國たるに符へるは上古の神仙その由を思ひて號たる洲名にて疑なく皇國の事なり。徐福が至れる地を皇國なりと云へること早く後周と云ひし世に記せる義楚六帖と云ふ籍に日本國亦名二倭國一東海中。秦時徐福將二五百童男五百童女一止二此國一今人物一如二長安一と言ひ。また有レ山名二富士一亦名二蓬萊一其山峻三面是海一朶上聳頂有二火煙一日中上有二諸寶一流下夜即上。常聞二音樂一徐福止レ此謂二蓬萊一（富士山の趣を云こと大抵は合へり、上より諸寶ありて流れ下るとは、都良香朝臣の富士山記に富士山者在二駿河國一峯如二削成一直聳屬レ天蓋神仙之所二遊萃一也、承和年中從二山峯一落來珠玉、玉有二小孔一蓋是仙簾之貫珠也、又貞觀十七年十一月五日吏民依レ舊致レ祭、日加レ午天甚美晴仰觀二山峰一有二白衣美女二人一雙二舞山巓上一去レ巓一尺餘、土人共見云など有る承和年中の事など聞傳へて記せるなるべし、日中に流れ下れる沙石の夜中に却り上ることは今も然にて人の普ねく見聞するが如し）至レ今子孫皆曰二秦氏一彼國古今無二侵奪者一龍神報護ともと云へる是なり。（其子孫ありて秦氏と稱する由云へるは違へり、皇朝の秦氏は秦始皇が子孫にこそ有れ徐福が裔には非ず、此は古史傳に委く注せれば今此には云はず、）然れども其止まれる地は松下見林の異稱日本傳に。相傳紀伊國熊野山下飛鳥之地

有二徐福墳一。又熊野新宮東南有二蓬萊山一。山。□
○回乃接二萬靈于明庭一祭二天于圓丘一。（今補）將レ求二至道一即師二事九源丈人一。
回るとは蓬萊より回るを云ふ。萬靈は萬神と云ふが如し。明庭とは神祇を接する庭を云ふ。祭レ天とは天帝を祭るを云へり。蓬萊より回りて即ちかく神祇を嚴重に祭れる事は彼處に物して教を授け來れる至道を求むる態と聞えたり。故是を以て九源丈人に師事すとは云へり。(此を本書に九元子と有るは疑なく同音より誤れるなり、故れ意を以て[illegible]めつ、)然るは前節に引きたる十洲記蓬萊の文に上有二九老丈人九天眞王宮一とある九老丈人をまた九源丈人とも云へばなり。其は同記に方丈洲在二東海中心一。西南東北岸正等方丈。方面各五千里上專群龍所レ聚云々。(此云々と約めたる文は第□節扶桑國の所に引きて說くを見るべし、)仙家數十萬。耕二田種一芝草一課計頃畝如レ種レ稻狀一亦有二玉石原一上有二九源丈人宮一。主二領天下水神及龍蛇巨鯨陰精水獸之輩一とある九源丈人即是れなり。(それは前節に注せる九老丈人やがて大海神なると此に九源丈人を天下の水神及龍蛇云々を主領すとあるに思ひ合せて辨ふべし、)また此文に並べて滄海島在二北海中一地方三千里。水皆蒼色。仙人謂二之滄海一也云々。島中有二紫石宮室一九老仙都所治。仙官數萬人居焉とある九老仙都も同神の別號と聞えたり。(また此によりて思へば山海經廣注に引きたる蓬萊の文に、九氣丈人とあるもまた一つの號なるべし。)さて此方丈洲。滄海島ともに蓬萊山と同じく。現世の洲島には非ず。神境なるが是も常には海底に在る洲島なること何れも海神の所治なるを以て知べし。(また是によりて前節に註せる生洲も接二蓬萊一と有れば海底の洲なる事知られたり。)其が中に方丈洲と云ふは海神の本境なるが蓬萊山滄海島などは宮府を立置きて攝治むる處と見えて各々文の趣しか聞えたり。(九老九源九氣など九字を冠して稱する由よしも其所に云べし。)扨海神の生始はしも、伊邪那岐大神の日向の小戸にて禊祓ひ爲給ふ時に三柱の海神成坐して。其形を合せて一柱と成坐せるを大綿津見神と申して元より海宮に

坐ませり。（此等の故事は古史の第［　］段を見て知べし、）然るに天照大御神の御曾孫。穂々出見命。その海宮に御幸まして海神の御女豊玉毘賣命を后と爲給ひて。鵜草葺不合命を生しめ給へるが、豊玉毘賣命由有りて海宮に還り給ふ時に今より後は現國と海宮の往來を止むと海坂を塞給へりき。（此等の故事は古史の百五十一段より百六十二段迄を見て知べし海宮の美しく異鄕の奇異なる趣など十洲記を始め古き仙書どもに蓬萊方丈などの趣を云へるに能くも似たり。）斯在し後は現世人の往來は止たれど眞仙の道を修し得ては此處を仙境の本都として往來する事と定め給ふ神界の法こそ最も最も奇異かりけり。仙道を得たる者の洞府にて本文作篠を受る事はなほ第［　］節扶桑國の所に云ふを見よ。）然るにまた凡人と云へども神仙に伴はれては。往來せる例もはた無きに非ず。そは黄帝は更なり。徐福また未だ仙を得ざる程に海神に從ひて到れること史記に見たる如く。皇國にも然る例あり。其は本朝神仙傳に。［　］

○北到洪隄上具茨見大隗君黄蓋童子受神芝之圖。

廣黄帝記に、復問道以訪其道、將見大隗君于具茨之山、方明爲御、昌寓驂乘、張若、謵朋前導、昆閽、滑稽從車、至襄城之野七聖俱迷。（七聖とは方、昌、驂、張、謵、昆、滑の七人なり、本注に昌寓、謵朋氏圖とあり。）過牧馬童子問塗焉。若知具茨之山乎。曰然。若知大隗之所在乎。曰然。黄帝曰異哉小童。非獨知具茨之山、又知大隗之所在。請問爲天下。童子曰理天下何異牧馬。去其害馬而已。黄帝稱天師而退。（此童子の一段は本紀の語少きに據れり。そは廣黄帝記の載す所は、莊子に此節を取りて作れる寓言の有るをとりて文飾せりと見ゆる語の多ければなり、本註に具茨山在滎陽密縣と云へり。）然るに北到洪隄上具茨見大隗君、又見黄蓋童子受神芝圖十二卷（本注に大隗君密縣大隗神也とあり、黄蓋童子ともに未その詳なることを知らず。本紀には七十二卷と有り。）

○西見中黄子受九品之方。

此は廣黄帝記に採れり。本紀には適中岱とあり然れども、葛仙翁の子書も本文に同げれば今は其多分に從へり。(但し三書とも品を加とも茄とも誤れり、今は史記の正義に抱朴子云西見中黄子受九品之方と有るによりて改めつ、)九品之方とは神仙の德位に九品の次第ある方を云ふ。其は西王母傳に。仙凡有九品。一號九天眞王。二號三天眞王。三號太上眞人。四號飛天眞人。五號靈仙。六號眞人。七號靈人。八號飛仙。九號仙人。凡此品次不可差越。然其昇天之時先拜太公後謁金母受事既訖方得昇九天入三清拜太上觀奉元始天尊耳と云へる是なり。

登崆峒山見廣成子問至道。廣成子不答。帝退捐天下築特室藉白茅閒居三月。方往再問脩身之道。廣成子乃授以自然經一卷。黄帝捨帝王之尊託猳豚之文。

○西見中黄子受九加之方過洞庭從廣成子受自成之經。

史記に西至于空桐登雞頭とある所の正義に括地志云空桐山在肅州福祿縣東南六十里。抱朴子云西見中黄子受九品之方過空桐從廣成子受自然之經即此山也。莊子云廣成子學道崆桐山黄帝問道於廣成子蓋在此と云へり。(抱朴子の文、今此に擧る本文と異なり、黄帝本紀廣黄帝記も九茄之方とあり、然るに正義に引く文のみ九品とあり、共に未詳ならず、また中黄子がこと他書に所見なし、本紀の本注に一本に中黄眞人と有よし見ゆ、本紀廣黄帝記ともに下に引く如く中黄丈人と云が見えたれど其は別人と聞えたり、)神仙傳に廣成子者古之仙人也。居崆峒之山石室之中。黄帝聞而造焉。曰敢問至道之要。廣成子曰爾治天下。禽不待候而飛。草木不待黄而落。何足以語至道。黄帝退而閒居三月後往見之膝行而前。再拜請問治身之道。(此問答の語廣黄帝記にも見えたるが、廣成子が語に、汝理天下雲氣不待簇而雨、草木不待黄而落云々とあり、猶異同あり、彼記を披き見て知るべし、)廣成子答曰至道之精杳々冥々無視無聽抱神以靜形將自正必靜必淸無勞爾形無搖爾精乃可長生愼内

外多知爲敗我守其一以處其和故千二百歳而形未嘗衰得我道者上爲皇失吾道者下爲土將去汝入無窮之門游無極之野與日月參光與天地爲常人其盡死而我獨存矣とあり。（廣黄帝記の文はなほ長し。披き見べし。）本紀には登崆峒山見廣成子問至道廣成子不答帝退捐天下築特室席白茅閒居三月方往再問修身之道廣成子乃授以自然經一卷黄帝捨帝王之尊託殷豚之文とのみあり。（此れによりて考ふれば、自成之經と云ひ自然經と云へるは此の答語を經に記せるを云へるにぞ有ける。）

登稽山陟王屋山開石函發玉笈得九鼎神丹之經復受九轉之訣於玄女。

此一節は黄帝記を主とし本紀を校して載せり。（そは黄帝記に王屋山の山を落し、九鼎神丹を金鼎九丹と誤まり、本紀には九鼎神丹注訣と有りて玄女に其訣を受たる事を漏せればなり。）稽山を本紀には雞山と作り。孰か是を知らず。彼國內北邊の山と聞えたり。王屋山は山海經に王屋之山と有りて郭璞註に今在河東垣縣北。書曰至于王屋也と云ひ。名山記十大洞天の所に第一王屋洞小有淸虛天。周廻萬里。在洛州王屋縣と見え。葛仙翁の子書に名山の名を多く擧たる中にも其名出たり。靈所と聞えたり。（山海經廣注に山形如屋故名、眞誥曰王屋山仙之別天所謂陽臺是也と云ひ、衆仙記に王子晉爲小有天王治王屋洞天とも云へり。）さて本文の趣にては黄帝みづから其山の石函玉笈を開發して神丹經を取出し。其訣をのみ玄女に受たる如く聞ゆれども。仙翁の子書に。陟王屋而授丹經と有るを合せて思ふに玄女その山に伴ひ到りて。古く納め置たる經を取出し授けて其を九轉する口訣をも傳へたるなり。其は黄帝後に天眞皇人に相見せる時の語に。昔已受神丹於玄女と云へるを以て知るべし。（神仙各々諸方の名山石室に祕書を納め置て、其傳ふべき人を得たる時に伴ひ往て發き授くる例なること諸仙籍にいと多く見えたり。）

○還陟王屋至室得神丹金訣記。

此を未た一所には陟王屋而授丹經とあり。本

紀廣黃帝記共に登稽山陟王屋山開石函發玉笈得九鼎神丹注訣。

さて黃帝に授たる金丹の要記要訣と云ふは何なる事ぞと云ふに。太清神丹經に太一元君告老子曰夫人受生于天地中有清有濁。氣之清者淸明慈仁。氣之濁者愚癡凶虐。明者因脩以成性。昧者恣欲以傷命性者身之原也。命者生之根也。是故修學之人煉身于九丹解結于五神引氣于本生堅根于三關百節開明胞結斷滅乃知本眞而成上仙也。（五神とは決めて下文に見ゆる五符を云なるべし。）夫道之要者無爲而自然。術之秘者符與氣藥而已。符者三光之靈文也。氣者萬物之靈爽也。藥者五行之華英也。人雖得一事未畢以要資符藥道乃訖。此吾之秘寶。爾能兼之可以長存矣。（一とは此にては氣符藥三つの中に氣に當れり、即ち下に論ふ眞一是なり、言ふ意は眞一の道を修する耳にては事足らず、符と藥とを兼よとなり。）老子曰身者得道之器也。氣者致命之根也。根拔則命終。器敗則道去今欲修之令命固道隆可得聞乎。元君曰人稟骨肉之質猶陶家坯也。坯未治則敗速。身未煉則命促。理固然也。

〇南至江登熊湘山往天台山得金液神丹之方合符瑞於釜山奉事太一元君受要記。

此文は本紀黃帝記共に錯亂して二所に引分り出たるを葛仙翁の子書に金液神丹之方を太一元君の方と稱し、黃帝奉事太一元君以受要訣とも云へるに依りて併せ載せり。（本紀には山奉の間に得不死之道と云ふ五字あり、黃帝紀には要記の二字を易形變化の四字に作れり、金液神丹之方やがて不死之道また易形變化乃法なれば其語どもは採らず。）（史記五帝本紀に南至于江登熊湘とある所の評林に案封禪書曰南伐至于召陵登熊山。熊山在商州洛縣西四十里湘山在岳州巴陵縣南八十里也と見え。天台山は。合符瑞於釜山とは。史記にも合符釜山とある所の評林に。按郭子橫洞冥記東方朔云東海大明之墟有釜山。山出瑞雲應王者之符命。堯時有赤雲之祥之類。蓋黃帝黃雲之瑞。故曰合符應於釜山也とあり。（また正義に、括地志云釜

山在嬀州懷戎縣北三里とも云へり)此段も前節の如く。天台山の巖に古く藏せる金液神丹之經を太一元君の取出し授けて。釜山に符瑞を合せて其山にて要訣を授けたりとの事なるべし。(上なる九鼎神丹之經は九還丹の製法を專とし、此金液神丹之方は金液の製法を專とせり、金丹卷を見て其差別を知るべし)さて此の太一元君の事につきて甚しき妄誕あり、其は老子史略に引たる玄妙玉女傳と云ふ物に。老君在天爲衆聖之尊乃于九清之上命玄妙玉女降于人間爲天水尹氏之女嫁李靈飛爲妻老君乃乘日精化爲五色流珠下入玄妙玉女口中而懸八十一年因攀李樹而生老君誕于左腋有七十二相八十一好故爲聖中之聖。眞中之眞矣聖母在天即號玄妙玉女既降育大聖即爲太一元君。(老君と老子を尊稱せるなり、以上は文を太く約めて引たれば委くは本書に就て見べし、皆これ佛祖が生來の傳記をまねて作れる凝道士らが妄誕なり)元君乃授老君化世行敎之旨。內修九室三一之門。萬善萬惡之戒。百病百藥之訣。虛無淸淨之規。九丹餌鍊之品。(是らの說のみは古仙籍なる實語を集めたるなり)將以示世人有師資授受之法。而太上大聖爲萬化之主豈特待師受乎。(此はまた佛經說に習へる妄誕なることと云ふも更なり)受道既畢即有天樂擁九光八景之輿迎聖母。元君歸于玉淸之上爲太一元君と云ひ。別に無上元君傳と云ふも有り。其は太淸神丹經金液丹經の正說に右の玉女傳を合せて作れる物なるが(太淸神丹經金液丹經は古書にて葛仙翁の子書に多く引用せり、皇國へも早く渡りつと見えて見在書目錄に其名出たり)此には玄妙玉女既に老子を生畢て無上元君と稱し。其子の道を問ふ時に天に仰ぎて嘯けば倏忽に紫雲ありて七十二篇の玄錄を灩み下せるを盡く授け。然して吾むかし已に太一元君に傳へたれば。後に彼を遣せて来た汝に語ふべしと言訖りて昇天せるが。後に老子神丹の口訣を求めて山澤を遠遊せる時に果して太一元君に相會して。其祕訣を受たりと作れり。(但し其授けたりと云ふ說等は金液丹經大淸神丹經に取れる說なる故にみな正しき語どもなり)葛仙翁の子書には。無上元君とも太一元君と

も稱して全一神仙なるを右の元君傳に二仙とせるは。上の玉女傳と作意を異にせるにて彼も此も妄說なること論ひ無し。其は老子を生育せるに依りて始めて無上太一の號を得たる者の其より數千歲古き黃帝に道を傳ふる事の有りなむや。また黃帝の時に既く太一元君と云ふ名あるを何とせむ。(凡て老子の事に就ては道家の妄誕殊に多かり、其は盡く次の老子傳記に、辨ふれば、此には聊か論ふのみぞ)然も有らば黃帝に金液神丹の訣を授けたる太一元君と云ふ神仙は如何と云ふに是また疑なく西王母玄女なり。其は元君傳なる語に。吾受之元始天尊奉而行之得居無上元君之位とも。吾是群仙之尊。玄靈祕術本玄分也とも云るを。上□節に引く王母傳に。元始天王授以龜山九天之籙使制召萬靈統括眞靈鑒盟證信焉。上清三洞玉書凡所授度咸所關與也と有るに照應して。辨ふべし。(但し仙翁の子書に西王母を稱する事は無して必ず西王母と云へき所々は悉く元君とも玄女とも云へる仙翁の內心に西王母を元君ならむとは思ひつゝも、猶玄女元君同神仙なる事をば思ひ定め兼つと見えて、二名を並べ擧たる所さへに有るはいと早く其本說を失ひて仙翁の活眼にも視惑はれけるにこそ)按ふに西王母と云ふは西の方崑崙山に住する仙王母たる由を以て世に廣く稱し來れる名。九天玄女と云ふは自稱せる名なれば實名と云ふべく。太一元君と云ふは黃帝かの太一六甲の術を受て蚩尤に克ち。天下を安むじたる故に尊奉して稱せる號と聞ゆるを。後人その義を知らず。誤りて別神仙に傳へ誤れること疑なき物なり。(こは王母今此に降臨して鑒することも必ず此說には印可すべくぞ覺ゆる、)さて金液とは黃金を液に製せるを云ひ。神丹とは丹砂を九轉して製せるにて共に神仙の上藥なり。葛仙翁云く夫飲玉飴即知漿荇之薄觀崑崙即覺丘垤之卑既覽金丹之道則使人不欲復視小小方書。然大藥卒難辨得。當須且將御小藥支持耳。然服他藥萬斛爲能有小益而終不能使人遂長生也。(大藥の道高しと云へども仙風道骨かね備へ、且儋石ある者に非ざれば得辨ずる所に非ず、然れば且く小藥を採りて支持すべき事なれど、其小藥ま

た道情なる者に非ざれば其諸方書中に在りと云へども容易に察すること能はず、志あらむ人深く此旨を念ふべし、）夫金丹之爲物燒之愈久變化愈妙。黄金入火百鍊不消埋之畢天不朽服此二藥鍊人身體故能令人不老不死。此蓋假求於外物以自堅固。有如脂之養火而可不滅。銅青塗脚入水不腐。此是借銅之勁以扞其肉也。金丹。入身中沾洽營衛非但銅青之外傅矣。（銅青を足に塗りて水に入ることは、□卷に□とあり、此の事にや、）「國秀云金丹人身中沾洽營衛、この人字は入字の誤なり、矢澤希賢より借て見たりし抱朴子は異本を校合せりと見えて誤脱を訂正したること少からず其本に從ひて入字に改むれば文勢よく聞ゆめり）諸小餌丹方甚多然作之有淺深故力勢不同雖有優劣轉不相及猶一酘之酒不可以方九醞之醇耳。然小丹之下者猶自遠勝草木之上者也。（小餌丹方の最下なる者と云へども草木の藥の最上なる者に勝り、小丹方の最上なる者も金液還丹に方べては一酘の酒の九醞の醇酒に及ばざるか如く劣れり、と云へるなり、）蓋凡草木燒之即燼而丹砂燒之成水銀積變又還成丹砂其去凡草木亦遠矣。故能令人長生神仙獨見此理矣。其去俗人亦何緬邈之無限乎。世人少所識多所怪。或不知水銀出於丹砂。告之終不肯信云丹砂本赤物從何得成此白物。或云丹砂見石耳。今燒諸石皆成灰。而丹砂何得獨不燼耳。此近易之事猶不可喩。其聞仙道而大笑之不亦宜乎。（眞丹を燒て水銀を作り、水銀を燒てまた朱砂と作し、或は輕粉と作し、また變じて朱砂と作すなど）其法の元は神に出て仙に傳はり、然して萬國にも及びて、西洋の國人さへに次々に其法を知れり、然れども長生の神藥なる事をばなほ未得知ずぞ在りける、其は丹の製法のみならず、諸の製煉術その本はみな神より出て世に傳はり次々に精密を加へたるなるを今西洋人の所爲に傚ひて其術を行ふ者ども唯に西洋の凡蕃夷らが爲出たる事とのみ愚に思ひとりて其原由をば得探ねむ物とも思はずぞ在るめる、）上古眞人愍念將來之可教者爲作方法委曲。欲使其脫死亡之禍耳。

然而俗人終不肯信謂爲虚文。若是虚文者安得九轉九變日數所成如方耶。眞人所以知此者。誠不可以庸近思求也。と言れたり。(右の語どもは金丹卷に見えたり、なほ次々にも引出るを見べし。)さて丹は我が古言に阿迦邇とも邇須奈とも云へり。此物の國土に生成する事をし俗人は唯に造化自然の所鑄とのみ思ふめれど。其造化やがて神の物する造化なるを俗人は自然の如く思ふが愚なる事。又此物の國土に生し初めまた鎮神の藥王にして我が大神たちの方劑に早く用たる事など。古史傳(丹生都比賣神の處)に委く註せれば今更に云はず。(偖また此物たゞ異國より出る物とのみ俗人は思ひて在れど、皇國には殊に多かり、然れど人の未だ知らず在ることも古史傳に委曲に說たるを見るべし。)さて此神藥早く黃帝が世に。九天玄女天降りて傳へしより。古神仙たち次々に其の功を試し得て神丹の諸方を作れる其の異驗の事は仙翁の具に論れたるが如く。また本草經に無毒治身體五藏百病養精神安魂魄益氣明目殺精魅邪惡鬼久服通神明不老と云へるが如し。(此に本草經と云へるは謂ゆる神農本經を云へり、此書は神農の書には非ず、古く神仙より口授し來れる藥品の說を漢魏の間に道家にて記せる物と見えたり、此は本草書の祖經なるが、其文を見るに悉く神仙家の說と見ゆるを以て藥品の學また神仙より起れる事を辨ふべし。)然るを後には丹砂有大毒と云ふ說の起りて今世の俗人などは此を甚く恐るゝ事となむ成にける。然れど此を有毒といふも其謂ある說にて。本草綱目に。徐冬序錄云丹砂性寒而無毒入火則熱而有毒能殺人物性逐火而變。此說是也と云ふが如し。然るは丹の性質として礦石の氣を含めるが故に火に入りて始めて毒を發する也。(礦石の火を見て毒を發する事は人みな知れるが如し。)然れども其毒やがて身中の惡液百病を治する靈能なるが故に。水銀また汞粉ともに丹より出て然る惡疾を治するなり。(彼の礦石を以て製煉せる生々乳汞口丹など云ふ藥のよく瘡毒惡疾を治することゝ水銀汞粉に同じきも元より同種なるが故なり。)然れば丹に有毒と云ふ說は火に入たるを云へること明なり。然もあらは

神仙の火中に製煉せる丹を用ひて長生するは如何と云ふに。製煉その道を得るが故に。九轉九變する間に其毒を殺し變じて長生の靈藥とは成なり。然も有らば唐□宗が如き九轉の丹を用ひて其毒に死せる倫もあるは如何と云ふに、其は生道士の。古仙の眞口訣を得ざるが製せる毒盡ざる丹を服せるが故なり。(此の事唐書に見えたり、此餘にも本草綱目に、一醫疾、服伏火者數粒、一日大熱數夕而斃、また李勝煉朱砂爲丹、再入鼎誤遺一塊、其徒丸服之遂發懵冒、一夕而斃、夫生朱砂初生小兒便可服、因火力所變遂能殺人、不可不謹、と云ひてなほ然る類を數件擧たり、)俗人はかゝる類を聞見して神仙の還丹を疑ふなれど。此は仙翁の噎死者不可譏神農之播穀。燒死者不可怒燧人之鑽火。覆溺者不可怒帝軒之造舟。酗醟者不可非杜儀之爲酒。見商臣冒頓便云古无伯奇孝巳也、と云へるに准へても悟るべし。(此語は論仙卷に見えたり、)仙藥卷に云く。余亡祖鴻臚少卿曾爲臨沅令云此縣有廖氏家世々壽考或出百歳或八九十歳後徙去子孫轉夭折他人居其故宅復如舊後累世壽考由此乃覺是宅之所爲而不知其何故疑其井水殊赤乃試掘井左右得古人埋丹砂數十斛去井數尺此丹砂汁因泉漸入井是以飲其水而得壽況乃餌煉丹砂服之乎とあり。已れ今より四年前に始めて此文を讀て大に信を起し。一丹方を擇び得て其寒中に製し。今年まで用ふること既に三年なるが。鎭神の功を慥に知り。かつ舊來の寒疝積聚留飮などの病惱みな去りて。天庭百會は早く赤膚となりて細短なる髮の僅に數十根殘れるが今また更に細黑なる髮の漸々に生益れり。然れば生丹方は法の如く製し。法の如く守り法の如く膽を放ちて用ひむに害あること無し。(火製の丹方は其容易ならざると且礬石石の資なくして未だ用ひ驗むること能はず、殊に余は生ながら昇天して世に知られざらむ事は然しも好まず、著述の功成畢るまで壽を欲しき由は日日の神拜に白して有れば、今の心は還丹までとは思はず、唯よく鎭神して次生を規るぞ主なる、但し神丹劑を用ふと云へども行氣還精立功を兼ずは其功なきこと仙翁の委曲に記されたる如くなれば

若同志の人も在むには此の旨をよく意得べし、口

〇余今略抄金丹之都較以示後之同志者。其勤求之。不可守淺近之方而謂之足以度世也。遂不遇之者直當悉意於無窮之異耳。想見其說必自知出潢汙而浮滄海背螢燭而向日月聞雷霆而覺布鼓之陋見巨鯨而知寸介之細。已知其嘍々無所先人欲以弊藥必覬昇騰者何異策蹇驢而追迅風棹藍舟而濟大川乎。（仙翁の子書に載して有れど云々コヽニ入ル）

〇按九鼎神丹經云黃帝服之遂以昇仙焉。以傳玄子戒之曰此道至重必以授賢苟非其人雖積玉如山勿以此道告之也。受之者以金人金魚投於東流水中以爲約唼血爲盟無神仙之骨不可得見此道也。合丹當於名山之中無人之地結伴不過三人先齋百日沐浴五香致加精潔勿近汙穢及與俗人往來又不令不信道者知之。謗毀神藥藥即不成矣。成則可以舉家皆仙不但一身耳。世人不合神丹反信草木之藥。草木之藥埋之即腐。焚之即焦不能自生何能生人乎。九丹者長生之要非凡人所當聞見也。萬兆蠢々唯知貪富貴而已。豈非行尸者乎。合時當祭。祭自有圖法一卷也。（九鼎神丹經の文こゝに畢る、此をまた黃帝九鼎神仙經ともあり、文の樣を察るに黃帝の口受を玄子の記せる物にも有べし、玄子とは　）不先以金祀神必被殃咎。（こは師の口訣を受たるを記せりと見ゆ、なほ其祭する諸神の名を撿署して其祭る黃金の多少をも記せれど抄し出ず、本書に就て見べし。）又曰長生之道不在祭祀事鬼神也。不在導引與屈伸也。昇仙之要在神丹也知之不易。爲之實難也。子能作之可長存也。（又曰とは大淸神丹經の語也、此は長生の道を一向に鬼神に祈りて得べく思ふもあり、或は行氣導引屈伸などの術によりて得べく思ふも有るを然には非ず、其要は神丹に在りと云へるにて鬼神を祭り或は導引屈伸するを制せるに非ず、其要は神丹

なる事を知りて其を用ひ兼ぬるに觀神導引する事は云ふも更なり、）金液太一所服而仙者也。不滅九丹矣。眞經云、金液入口則其身皆金色。老子受之於元君。元君曰此道至重。百世一出。藏之石室。合之皆齋戒百日。不得與俗人相往來。於名山側東流水上別立精室。百日成服一兩便仙。若未欲去世且作地(水)僊之士者但齋戒百日服半兩則長生不死萬害百毒不能傷。可以畜妻子居官秩任意所欲無所禁也。若復欲昇天者乃可齋戒斷谷一年更服一兩便飛昇矣とあり。（此文に眞經とあるは即ち上に謂ゆる金液丹經なること著し、然るに此經および上なる九鼎丹經大清丹經ともに今傳はらず道藏中に收むる所の大清神丹經九鼎丹經は後人の擬して撰せる物と見ゆ、されど採べき事の無にして非ず、見在書目に此の書どもの目有れば皇國には早く傳はれること著けれど其本は仙翁の師に受たる眞面目の本なりしか是また今傳はらねば知るべき由なし。）さて本卷に右三方の製法をも委曲に載しては有れど仙翁微旨を存して。謂ゆる齋きて放たず。

將來の精心ならむ人を待て深く思ひて得意せしむしと古仙の隱語を其儘に用ひ。或は此に云べき事を彼に云ひ。彼に記すべきを此に記しなど。態と幽玄に記れし故に。素讀千扁する者と云へども。容易に其意を得ること能はず。余や神仙の幽助によりて粗その微旨を悟り得たりと所思れど。上に見たる古仙の禁戒また仙翁の微旨に背ひて俗人も知べく殘に書著すべきに非ざれば。其製法の本文をば抄し出ず。將來同志の人もあらば誠心に思ひて自其旨を會得すべし。（然るは今し斯ばかりも傳したらむには此後は我に等しき人の出來なむこと著く、其人の出來なむには、其また我に等しき目と識の備はりて、自得せむこと疑なく覺ゆれば也是ぞ古神仙の其法を傳へまく欲する物から、其人ならずは傳ふまじき謂あるが故に、名山石室に深く祕して將來のそを取出む人を待て自得せしむる例に傚ひて仙翁のわざと然は書れしなれば吾また其例に傚ふにぞ有ける。）惟藥能煉形。符能致神。神歸則心通而性逸。形堅則氣固而命全。然後化氣變精洞入無形飛行虛空乃能長存。得道

之人雖レ遭ニ天地崩淪一而災不レ能レ及、所ニ以貴一乎。符藥者係レ此也。(陶家の坏の譬もとも妙也、心を著て見べし、氣符藥の三を兼べき事の論ひは地眞卷にも[　　　])老子曰服ニ神丹一而長生者神靈佑レ之乎。將藥之力邪。元君曰長生之功係ニ于丹一丹之成係ニ于神一故將レ合レ丹必正ニ身心一不レ履ニ罪過一神明祐レ之作レ丹必成ニ神丹一入レ口壽無レ窮已。(信に此語の如し、大藥を作ること人の手にありて其を成ことは神明に有、然して其神明の方を得しめ製して成しむる事は罪過を履ざるに有と云へど唯そを履ざるのみならず、人世に功業を立るに有り、其は仙翁の子書を見て知べし、)老子曰願聞ニ其旨一。元君披ニ出神圖寶章變化之方。金丹之術凡七十二篇一以授ニ老子一其文曰。一爲ニ玄白一生ニ金公一太陽流珠入ニ華池一斤內五兩文ニ委蕤一赤鹽白雪成ニ雄雌一五符九丹得レ之飛。眞道在ニ此人一不レ知。(こは七言六句の秘文にて口訣を得ずては解し得べきに非ず、)五符者。一曰玄白。二曰金精。三曰飛符四曰金華五曰三五青龍精。(靈寶五符と云ひ、上に五神と云る決めて此の五符なり、)九丹者一曰白雪。二曰雌雄。三曰黃華。四曰白華。五曰丹華。六曰五色。七曰泥汞。八曰金精。九曰九鼎極耀還丹。(葛仙翁の金丹卷なる丹名と大同小異なり、合せ見べし、)此九丹得レ一則可ニ以長生一不レ在ニ徧作一也。神丹之道皆三化五轉至レ九而止。得レ服レ之者與レ吾等矣。天地明察道歸ニ仁人一。上士得レ道爲ニ天官一。中士得レ道棲ニ集崑崙一。下士得レ道長ニ生世間一。萬兆蠢々名曰ニ行尸一不レ信ニ長生之道一謂爲ニ虛誕一從レ朝至レ暮但作ニ求死之事一而天豈能强生レ之乎。恣レ心盡レ欲奄忽終歿之徒也。愼無下以ニ神丹一告レ之令中其笑レ道謗上眞傳ニ丹經一不レ得ニ其人一身必不レ吉。若有ニ篤信者一可下將合ニ成藥一以分中與之上莫下輕以ニ其方一傳上レ之、(行尸とは神仙の道を知ざる人を陋めて有生の最靈と生れたる詮なければ唯に尸の行くが如しと譬へたる語なり、道書に往々用ふる語なり、此の經に始めて云へる語と聞えたり、)知ニ此道一者何用ニ王侯一爲有ニ以レ國易ニ吾方一而非ニ其人一不レ傳也。神丹既成不ニ惟長生一而亦可レ作ニ黃金一也。(丹を還して金と作す法則にありて、其理ある事なれど、愚者は知

らずて其理なしと謂へり、黄白卷に、山中有丹砂其下必有金云々と見え、本草綱目に、李德裕が黄治論を引きて、得大和之氣化而爲金故諸金皆不若丹砂金爲上也と有るを思ふべし、其理あるが故に金と化るなり、但しそは造化自然の所化なるが、人の製練に依りても成ことは自然の所化を製練にて促かす理なり凡て製煉によりて金石類などを種々に變化せしむるも皆此理と知るべし、然るを俗の製煉家など得ふ輩はさる理をば得知らで己が工みに成るとぞ思ふめる、猶この事は別に委く考へ記せる物あり。)老子曰九丹之道既奉慈訓矣。金液之道願示其要元君曰大哉子之問也。九丹金液同爲星天之道然金液爲上白非有玄中之籙及不死之名者終不得聞金液之道也。其法依前合丹金成而液之其道畢矣。此吾之祕寶也。凡有千二百訣。吾受之元始天尊奉而行之。今授爾爾其勉之。(元始天王に受たるとは唯金液法のみならず、九丹法もまた然り、そは依前合丹金成而液之と有にて知べし、また丹を以て製せる金のみならず、常の金を以ても製

すること仙翁の子書に委しく見ゆ。)此道至重百世一出藏之石室合之皆齋戒百日不得與俗人相往來於名山側東流水上別立精室百日成服一兩便仙。若未欲去世且作地僊之士者但齋戒百日服半兩則長生不死萬害百毒不能傷之。可以畜妻子居宮秩任意所欲無所禁也。若復欲昇天者乃可齋戒斷谷一年更服一兩便飛昇矣。(老子の久しく世に在りて後に仙去せるは正に此語に從へりと見ゆ是ぞ大業に志させる者の希ふべき所なる、葛仙翁も「　」卷に「　」と云へり。)老子受訖復請曰萬兆芸芸之死地者以此神藥廣濟可乎。元君曰不可。生道至重。必授大賢及孝順篤實之士。天生萬物有善有惡。善者宜生惡者宜除。不足給藥令皆生也と有など謂ゆる要訣なり。(上件の要訣どもは神仙通鑑なるを本に取り、仙翁の子書に引たるを校して記せり、なほ此に抄出せまく思ふ說ども多かれど文繁ければ漏しつ。)抑々右の要語どもは老子に授たる說には有れど。黄帝に授たる要訣もまた此に異ふまじき道理なれば。記し

附たるなり。猶王母傳にも晩年復授黃帝以淸淨無爲正眞之道其辭曰飲啄不止身不輕思慮不止神不淸聲色不止心不寧。心不寧則神不靈神不靈則道不成其要妙也。貴在湛然營神仙之道乃可長生也と有り。彼此ともに言々句々悉く微妙の旨ある中にも萬兆芸々之死地者以此神藥廣濟可乎と問へるに答たる語こそ最も旨深けれ。然るは人盡くは長生すまじき道理は早く神世に定まりて有れば。神仙の道と云へども實には神の道より出たる故に其道理に外るまじき謂なればなり。(神世に定まれる道理のことは、古史神代の第□段石長比賣命の所に註ひ、神仙の道やがて我が神道なる事は下の第□節に註せるを見て知るべし。)故是を以て此道有れども知人なく。知る人有れど。信ずる人なく。適に信ずる人有るも其志を遂ぐる者なく。信じて能く其志を遂たるは億兆の中に一人もなほ稀なりし故に。彼國にも仙名ある者。僅に數百人には過ず。これ自然に神世の道理に符應する所なり。然らば神仙の道。非ならむかと云ふに然らず。此は生すべきを生す

道にて生とも世に益なき人を生す道には非ず。

黄帝傳記下卷稿

〇帝嘗省二天皇眞一之經一而不レ解二三一眞氣之要一。是以周二流四方一求二其釋解一。乃登二空峯山一入二青城天國之都一。見二甯先生一受二龍蹻之經一。築二塡子山上一。封二甯先生一爲二五嶽丈人一。

〇帝問二先生眞一之道一。先生曰吾得レ道始仙耳。非二是三皇天眞之官一。實不レ解二此眞一之文一。近天眞皇人爲二扶桑君所使一。領二峨嵋山仙宮一。今猶未レ去。可二往問一之。

是甯先生が語に依りて天眞の神仙と學びて其道を得たる仙との差別を察べし。此先生が仙術は學び得たる道なる故に眞一の文は解せずと云へるなり(然れども龍蹻の術を授けたるを思へば眞一の道を得て在ことは云も更なり、そは乘蹻の術はしも殊に眞一を得ずては行ひ難き術なればなり、然れば此は天眞の神仙より直受せしめむとの意に有けむ。)さて扶桑君とは扶桑國の君を云こと言ふも更なるが。扶桑とは卽ち皇國の事なり。(此說甚だ長ければ別に皇國異稱考と云ふ書を著して委く記せるを見よ。)然れども其君は現世の君を云るに非ず神仙界の扶桑君を云るにて十洲記扶桑國の文に。東王父上有二太帝宮一。太眞東王父所治處也とある。即ち是れなるが其宮を太帝宮と稱ふはまた扶桑帝君とも天皇太帝とも稱する故なり。(そは下に引く元始傳にしか云るを見て知るべし。)かくて此神の成始の傳說は既に西王母の所に註せるが如し。(但し其說の誤りなる事も其所の小註に云へりき、)さて其本傳に。木公萬神之先也。亦云二東王父一。亦云二東陽公一。亦號二玉皇君一。冠二三維之冠一。服二九色之服一。居二於紫房之間一。以二紫雲一爲レ蓋。以二青雲一爲レ城。(東王父の別號をまた元陽公青帝東王公なども云へり東王公とは東方に居て仙界の王公たる由を以て稱へ、王父と云ふも其義なり、大眞東王父と稱ふは大眞西王母と相對せる稱にて木公とは東方を風にとり木にとり、かつ扶桑大木の由緒をもて稱せり、青帝と云ひ、東陽元陽など云ふも同じ、玉皇君とも天皇太帝とも云ふは甚く尊稱せるなり、)仙童侍立玉女散香。眞僚仙友巨億萬計各有二所職一。皆稟二其命一。故男子得レ道者名籍所レ隷焉。校二定功行一上二奏元始一。稟二命於太上一也とあり。(太上を元本に老

◎十洲記に太上名山鼎於五方鎭地理也號天柱于珉城象綱輔也

君とあるは、後人の字を換たるなり。其は下に引く九品の文に拜太上觀奉元始天尊耳と有るに相照して辨ふべし、然るは老君とは老子の事なるを萬神の先たる太帝の其老子に命を稟るよし有なむや、然るを此にもと老君と有しは老子をも追稱して太上老君と稱ふが故に思ほえず太上と有しを誤りて老君とは書たるなり、然れど元は決なく太上なること九品の文にて著明なれば意を以て改めたるなり。）さて神仙の位次に九品と云ことあり。其は金母傳に。仙凡有九品。一號九天眞王。二號三天眞王。三號太上眞人。四號飛天眞人。五號靈仙。六號眞人。七號靈人。八號飛仙。九號仙人。凡此品次不可差越。然其昇天之時先拜木公。後謁金母。受事既訖方得昇九天。入三清。拜太上。觀奉元始天尊耳と云へる是なり。（また同傳に漢初有四五小兒戲于路中。一兒歌曰著青裙入天門。揖金母拜木公。時人莫知之惟張子房知之乃往拜焉。曰此乃東王公之玉童也、仙人得道昇天當揖金母而拜木公也。自非沖虛登眞之子莫知其津矣とも見えたり）

此は道を學びて神仙と成れる上に其道德の甲乙に依りて位號のかく各々に定まる由なり。是を以て神仙の多かる彼も此も太上と稱し。眞人と稱し。眞王とも號せる故に仙書を見るに此意得なくては最々混はしく。古今に此の紛れを解得たる人は有ること無し。（先に古人なく後にまた比する人なき仙學の聖たる葛仙翁すらも此混れを熟くは辨へざる事ども有り、況て其餘の輩の記せる書ども想ひ像るべし。）扨元始天尊とは九天に在りて世を主宰する神の號にて此を天帝とも元始天王とも稱せり太上とは其次に立て三天に住し此世を始めたる神の號にて。また三天太上君とも太上天皇とも稱せり。（此はまづ一通り大約を云ふ説なるが其趣きは上にも下にも引きて註する書等を熟く讀通して辨ふべし。）さて東王父の扶桑君たる本縁は漢武帝内傳なる西王母の語に。昔上皇清虛元季三天太上君下觀六合。瞻河海之長短。察丘山之高卑。（上皇とは元始天尊を云ふ、清虛元季とは年號の如く聞ゆれども然らず、世の開闢を始めたる時を始くかく云へりと聞えたり。）立天柱而安于地理。植

五嶽而擬諸鎮輔(天柱とは大地を固むる樞軸の柱を云ふ謂ゆる坤軸是なり、五嶽とは此にては海外の五嶽を云り、漢地に在る五嶽には非ず、委くは五嶽眞形圖の下に註すを見べし、)貴昆陵以舍靈仙尊蓬丘以館眞人(昆陵とは崑崙山を云ひ蓬丘とは蓬萊山を云り、此二神山を眞仙の常住所と定めたる由なり、此二山の事は既に云へり、)栖太帝于扶桑之墟と有にて太上君の命に依りてなること所知たり。(十洲記にも此と同じ趣なる説を載たるには乃處玄風于西極坐王母于坤鄕と云ふ語あり、然れば内傳に此語を漏せるに似たれど此は王母の語を直に載せる文なる故に貴昆陵以舍靈仙とのみ云ひて我が事は云ざりしにこそ、)さて此下文に。於是方丈之阜爲理命之室と云ふ語あり。此は十洲記に方丈洲在東海中心西南東北岸正等。方丈方面。各五千里。上有金玉瑠璃之宮。三天司命所治之處也。群仙不欲昇天者皆往來此洲受太玄生籙仙家數十萬。耕田種芝草課計頃畝如種稻狀云々と有る金玉瑠璃之宮即是なり。(この云々と約たる文は萊蓬山の所に引きて既に云へるを見べし、)然れば三天太上君をまた三天司命とも稱せり。司命とは理命と云ふも同義にて三天に仕しつゝも此の洲に宮府を安して群仙に生籙を賜ふことを司理する由の稱號なり。(故是を以て群仙の昇天を欲せざる者は何國の仙にまれ此宮府に往來して長存久視の生籙を賜はる定めになむ有りける。)其籙を太玄生籙と云ふは太微幽玄なる太上眞王の賜ふ生籙なる義なるべし。(また司命の死籍と云ふ事あり、そは生籙と相反して人に死を賜ふ事を記せる籍なり、此は書等にいと多く見えて今數ふるに暇あらず、下に出るを見よ。)但しそは群仙の生籙を理むる耳ならず。有ゆる人種の性命をも司とふ古說なり。其は葛仙翁の子書微旨卷に按易内戒河圖記命符及赤松子經皆云天地有司過之神隨人所犯輕重以奪其算算減則人貧耗疾病屢逢憂患算盡則人死。(また同書に司命とも云ひて。罪狀大者奪紀小者奪算矣、紀者三百日也、とも云へり、)天道邈遠鬼神難明趙簡子秦穆公皆受金策於上帝有土地之明徵。(この二事ともに史記扁鵲傳に見えたり、)山川草

木井竈諸池猶皆有精氣、況天地爲物之至大於
理當有精神、有神則宜賞善而罰惡、但其體大
而網疎不必機發而響應耳と云ぴ。(此引たる文
は此に用ある所のみ摘て記せれば委くは本書に就
て見べし。)萬壽丹書に老子曰勿謂闇昧神見我
形、勿謂小語鬼聞我聲、犯禁滿千地收其
人、爲陽善人自報之。人爲陰惡鬼神報之。人
爲陽惡人自治之、人爲陰惡鬼神治之。故天不
欺人示之以影。地不欺人。示之以響。人生
天地之氣中、動作喘息皆應於天、爲善爲惡天皆
鑒之。(袁了凡が陰騭錄に在闇室屋漏之中常恐
得罪天地鬼神、禍福無不自己求之者、謂禍福
惟天所命則世俗之論矣、舉頭三尺決有神明、
趨吉避凶斷然由我、須使我存心制行毫不
得罪于天地鬼神、而虛心屈己使天地鬼神時々
憐我、方纔有受福之基云々と云へるは老子の
此語に本づける語なるべし。)人有修善積德而
遭凶禍者先世之餘殃也。爲惡犯禁而遇祥福
者先世之餘福也。など見えたる是れなり。「　」
「　」なほ儒書にも詩經に皇矣上帝臨下有赫

監觀四方求民之莫と云ひ。書經に惟皇上帝
降衷于下民、若有恆性と有るなど皆これ三天
太上君の司命たる古說より出たる語なり。(玄學に
は今に至るまで其古說を尊奉し來れるを、彼儒道
は元より玄道に出たる末學なるに後世の儒者ども
多く己が生さかしらを用ひて此の古說を凡て寓言
の如くぞ說曲たりける、此の事は往年著せる鬼神
新論に委しく論へれば今更には云はず。)さて說文
に祧以豚祠司命とある字を。新撰字鏡に。字牟
須比萬豆利と訓たり。然れば皇朝にて古く司命上
帝に皇產靈神を當たるなり。信に然るべし。(神代
紀に皇產靈此云美武須毘とあり、此訓なほ古語
拾遺。姓氏錄などにも有り。)然るは此の大神はし
も產靈と書奉れる御名の字の如き神德に坐して天
御中主大神の御前に立してまづ天地を鎔造し給ひ
人種は更なり。萬物をも其產靈に成給ひ。其性命
を賜ふ神にし坐せば。實に司命と申さむも非語な
らず。然れば古仙の謂ゆる三天太上君は此大神を
申せること疑ひ無し。又是によりて思へば元始天
尊と稱する神は天御中主大神に坐こと是また論ひ

無し。(上に引たる木公傳金母傳の文にて元始と太上との尊き卑き趣を知り、さて內傳なる西王母の語を見るべし、太上君の下りて六合を觀て天柱を立て世を定めたる趣よくも神典に産靈大神の事を傳へたるに似たり、但し其天下りて云々せる事は伊邪那岐命の物し給へる事なるを太上君と云へるは違へるが如くなれど、伊邪那岐命のしか物し給へることと實には即産靈大神の御依しに因れる事にし有れば、其本をもて語れるなるべし、凡人の語には本の正しき傳へなるも訛り多かれど、西王母の語などに甚き訛りは無なり、そは天にも昇り、皇國にも天翔り渡りて見もし、聞もして在ればなり、凡て神仙の語を撰ぶには此意得なくは有べからず。)然らば扶桑君と稱する東王父は孰の神を申せるならむと言ふに上に引く諸書の說によりて考ふるに。扶桑國を本居と爲し。巨億の群仙各々その命を稟ると云ひ。その名籍を隸して功行を校定し元始天王に上奏して命を二天太上君に稟ると云ふを思ふに此は疑なく大國主神の御事を訛り傳へ奉れる古仙の遺說と覺えたり。(凡て神には大抵そ定れる御名はなく、多くは他より稱へて申す御名なる故に、或は其御座所をもて稱し、或は其有功の樣々によりて稱へ奉り、また國々處々に依りても種々に申せり、そは印度の古傳說に、皇產靈大神と伊邪那岐命を混じて大梵天王、大自在天、伊邪那天などなほ種々に申し、少彥名命を梵天子と傳へ、須佐之男命を阿修羅王と申し、邇々藝命を天帝釋と申し、大國主神を焔摩王など申し奉れること印度藏志に精しく考へ辨へたるを見て知べし、實は皇國萬國一枚にして皇國は神の祖洲なるが故に、神たち早く修り給へれど、其神たちまた萬國をも造化し給へる故に、各々其古傳は有るなれど御名を別に傳へ、或は本國なるが故に古說も訛りなどして忽には其と知らえぬ如くなるを我が神典に照應して精細に撿する時は相發して此は彼神、彼は此神と云ふ事をも遂には考へ得らるゝも少からず。)然るは此大神はしも。神代にまづ此祖國を修理りつゝも荒振る惡鬼を退治し給ひ。また其和魂を異國に通はして其國々をも作り給ひ。遂には天照大御神。皇產靈大神の詔命に依りて此御國

をば皇美麻邇々藝命に讓り申して無窮に天の下の幽事とて幽冥を掌らす大神と任され給へり。(然れど其幽冥の總括れる本元は産靈神の所知食こと云ふも更也、此らの事ども精しく知まく欲く思はむ人は古史傳に就て見るべし。)謂ゆる仙界やがて幽界の一境にし有れば此大神の掌給ふこと言まくも更なり。然れば天眞皇人と云ふは大國主神の所使たる神なるが。其大神の御命を蒙りて。彼國なる峩嵋山の仙宮を領りて彼國を幸はふ神になも有りける。(前には伊太祁曾神は木に縁ある神にて、木國に鎭坐し、此も異國に渡り給へる神にて亦の御名を韓神とも申して諸蕃國の事物の皇國に用あるを招齎らす事を掌給へば木公東王父と云は此神を申し天眞皇人も此神の所使ならむと思ひしかど、此神としては神仙界の總司たる由に合はざれば、此は疑なく大國主神ならむとは思ひ定めたるなり)其は大國主神の御子凡て百八十一神ませる中に十五神を珍子と爲て四方の國人等にその恩賴を蒙ふらしめ給へる故事を思ひ合はするに其が中の一神ならむも亦知へからず。(他國々へ御子神たちを

班ち遣はし給へる事は古史の神代第百三段の傳に精しく註せり。)然るは神仙界は萬國に通りて隔無れば殊に洲々島々また山々にも皆悉く神仙宮を置きて神仙を班ち遣はし治しめ給はずは得有まじき道理なれば也。(是を以て十洲記に西海中なる聚窟洲にも多二眞仙靈官宮第一と云ひ、南海中なる長洲に有二紫府宮一天眞仙女遊二此地一北海中なる玄洲に有二大玄都一仙伯眞公所レ治多二太玄仙官宮室一といひ、諸書にも仙境數見ゆるは、其はみな我が大神たちの立置たまふ宮府なること、上下に引く内傳の文にて知らる、然は有れど其本部は皇國また皇國の海中なるが本なりける、其は上下に註ふ説どもを思ひ通して辨ふべし、また其神仙界のさる樣を現世の趣に合せて思ふに、古へに天皇大和國に御坐して韓地に日本府を置き、筑紫に鎭守府を置き、國々に國府を置きて官人を班ち遣はして治めしめ賜ひ、今また國持の大名たちなど某々に居城の傍に持城ありて人を班ち治めしむるに能く似たり、凡てかゝる事に至りては幽も顯も同じ趣になむ有ける。)然れば彼十洲記扶桑國の文に東王父

の太常宮と云へるは杵築の大社を稱せると所思たり。然るは彼宮は大國主神既に大造の功績を成へ給へる賞に皇産靈大神の造らしめ給ひ。寂然に無窮に鎭坐しめ給へる太宮にて、大國主神の幽冥を所司食す神府の本なればなり。(此事は古史神代の第十五段より次々の段々を見て知べし。)また是より延て考ふるに三天司命所治の處とある方丈洲と云ふは淡路國の事にて。金玉瑠璃宮とあるは彼國なる伊佐奈伎神社。石屋神社などを云ふと所思たり。然るは此伊佐奈伎神社は。神代紀に伊弉諾尊神功既至矣。構幽宮於淡路之洲。寂然長隱とある宮にて。御本體は神功畢て後に天上に昇りて皇祖天神に報命して天に留坐ゞも。此宮を御自造り置坐して天より御靈を通はし給ふ處なればなり。(また此方より按ずるに、三天司命と云ふは、即ち此の大神の事ならむも知べからず、然るは上に引く內傳に三天太上君下りて物せりと云ふ事ども、伊邪那岐命の天降りて物し給へる神功なる事は其處に云へる如くにて、殊に此大神かの豫母都平坂にて其后神伊邪那美命と互に誓ひ給へる處に、伊邪那美命の汝が國の人草を一日に千頭絞り殺さむと宣へるを打けして汝しかせば吾は一日に千五百の產屋を立てむと宣へるなど司命と云ふに熟く符へり、然れば此宮には伊邪那岐、伊邪那美二神の御靈おはし坐て、男神は生籙を司り給ひ、女神は死籍を知り給ふならむも亦知るべからず、此は前說と合せ考へて撰び用ふべし、阿那かしこ。)また石屋神社は神名式考證に今在石屋村稱天地大明神二社相竝。亦海邊石窟中有小社と云へる宮ならむか。天地大明神と稱し來れる口碑を小緣ならず聞え。(但し大神貫道が磤馭盧島日記には、石屋神社をば今は磐楠神社と云ふ、其の東南の山に天地大神宮あり、神像三座あり、其に立像にて坐す其の攝社に八百萬神の神像數を知らず、或は座し或に立せ給ふ、神世の御姿いとも神さび貴き事限りなし、神形を造る事近世よりの事と云ふ人ある故に竊に拜し奉れる事なれど記すと云ひて、彼三座は中央國常立尊御長二尺餘り左は伊弉諾尊、右は伊弉冉尊と有り、左右は然も有べし、中央を國常立尊と云るは中古より天御中主神を誤

り來れるなり、偖石屋神社と天地大神宮とは別にも有れ今の考へに妨なし、何にても有べし。）かつ此洲の西北の隅に少し放りて天柱と見立給へる淤能碁呂島あり。此島の岩に圓く玉の如く湧出したる石。幾千と云ふ數を知らず。其形表は金を以て包み。裏には土砂を含む、其外塵盥釜杓子などの調度みな自然石に現はれ。嶋中に奇石磊落たるが多くは男根女根の狀を現ず。奇形性狀あげて數ふべからずと云ひ。天地大神宮の坐す邊より此嶋の邊までを俗に魔所とさへ云ふばかり神々しき處なるをも思ふべし。（委しくは古史神代第五段の傳に云へるを見べし。）方丈洲在東海中心西南東北岸正等方丈方面各五千里と云ふも淡路洲の大抵に叶へり。かつ上に引たる文に云々と約たる其文に。上專是群龍所聚亦有玉石泉。上有九源丈人宮主領天下水神及龍蛇巨鯨陰精水獸之輩。とある九源丈人は大海神にて蓬萊山の所に九老丈人と有るに同し。（なほ彼處に云へると相發して辨ふべし。）然れは司命の宮の有るが上にまた大綿津見神の宮も在けり。此宮も神名式に思ひ合さるゝ事無にしも非ねど。其國の案内を能くも知されば、後人の追考を待なり。（然れど假令その宮の現に無らむにも難なき謂あり、其は下の問答を見て知るべし。）さて十洲記に此方丈洲に竝べて滄海島在北海中地方三千里。水皆蒼色。仙人謂之滄海也。島中有紫石宮室。九老仙都所治。仙官數萬人居焉と云へる嶋は。內傳なる西王母の語中に。三天太上君安水神于極陰之源。於是滄浪海嶋養九老之堂と有るに相發して考ふるに。此は方文洲なる水神を分安きて九老丈人の所治する處なる故に。九老仙都とも云ふにて其は皆太上君の神慮なりけり。（まことや彼方丈洲たるべき淡路洲は、大倭豐秋津島の胞として生坐せる島にて其在所も小緣の所に非ず、大倭島根と四國とに包まれたる如き國にて、東海中心と云ふにも能く符へるは然る物にて此一嶋を固めてば西と東の海路の往來も止べき計りの切所なるに司命の神の幽宮ありて群仙の生籙を授け給ひ、また海神の幽宮さへに有るを、なほ此の幽府よりして四方に海陸の神仙宮を物して神仙の宮を班ち遣はし治め給ふ事は甚も奇靈なる神の御

處になも有ける。〕爰に或人問ふて云く。仙籍に謂ゆる神々と。皇典なる神々とを引當たる趣。また東王父の太帝宮と云ふは杵築の大社を稱へりと云ふ考説などは然も有るべく聞ゆれども。方丈洲を淡路洲ならむと云ふ説は全信られず。然るは方丈洲なる宮は金玉瑠璃之宮なりと云ひ。仙家數十萬ありて田を耕し。芝草を種ること稻を種るが如しと云へるに。淡路島にさる宮も仙家も有ことなし。況て田に芝草を種るなど云ふことは神典にも見及ざる事なるは如何に。答ふ。右の仙説は幽をこそ現より云へ。諸宮及び。仙家芝草などの事は神仙の境界を神仙の見て云へる說にて現界の事には非ず。〔凡て神典仙籍を讀む者はまづ早く此を得なくては思ひ誤まる事あれば、常によく心得て在るべし〕抑々神仙の境界はしも現世人こそ常に見ざれ。有ゆる神仙悉く有ゆる山々は更なり。然らぬ海原野原をも領き座して金殿王宮その處々に在なれど。凡人の容易く見ること能はず。若偶に一山の神仙界に入ること有りて明日また其境に入らむと尋ねて假令その山を掘穿ち求むとも神仙の許容なくては見ること能はず。〔後漢の書等にゆゝりなく神仙の幽境に至りて歸れるが、後にまた其處に至らまく欲して其邊を尋ぬるにかつて得見ざりし事實ども往々見えたり、其趣に心を著て思ふべし〕然れども神の深く所欲す御心ありて其室宮を稍久しく顯はし置て凡俗に普ねく示し給へる事もはた無にしも非ず。そは淳和天皇紀天長九年五月の處に。伊豆國賀茂郡に坐す伊古奈比咩神の神宮二院を現じ。仁明天皇紀承和七年九月の所に伊豆國上津島に坐す阿波神の。神宮四院を現じ。清和天皇紀に。貞觀七年十二月の處に。駿河國淺間明神の神宮を現じ給ひし事を載せるなどを見るべし。悉く金玉をもて作れる其形微妙難ㇾ名とも。眩曜之狀不ㇾ可ニ敢記一とも。彩色美麗不ㇾ可ニ勝言一とも云へるをや。其の文甚く長ければ此に引出ず、みな取總ねて古史第五段の傳に引きて註したれば披き見て知べし、驚くに堪たる珍事どもなり〕かく此の神宮ども其世の人々現に其地に至り見て其狀を奏せるを國史に載されたるにて年久しく在しと聞ゆるを何時となく消たる如く幽に納めて今は得見

こと能はず成りぬ。然は有れど其は凡人の眼に示する事こそ止め給へれ。今も神界にその宮々ありて各々神の住給ふこと言ふも更なり。神仙の境界に入りては。凡に常に其中に在る故に凡人の得見ざる處の事をも說こと有り。（余が弟子に石井篤任と云ものあり。此は七歳なりし時より十四歳まで神仙界に伴はれて往來せる者なるが、語りけらく、彼境に在しほど、金殿玉闕の微妙なるに在りと思ふに何時となく野山の曠々たるに遊び居ること有り、また野山に遊ぶと思ほど其所直に玉闕の樓閣なることも有るを、始めは心著ず在しが後に思ふ旨ありて樓閣の柱を削りて其の木をとりまた麗しく作れる庭の築山なる松木の小枝を一ふさ手折りて是れ何となるらむ見ましと袂に收れて久しく持たるに其樓閣築山など例の如く變沒せし後に削りたる柱の木また松の枝などは凡の木に替ることなく、火に入れたるに煙立ち燃たりと云へりき、此は其庭木また家材のみならず何にまれ、神仙の物なる間は現沒その幽に從ひて示さゞる限は凡人の見ること能はざるを元は神仙の物と云へども人に渡りては尋常の物に替りなし、又凡人と云へども神仙に伴はれては、譬へ今かく云ふ傍に來居たらむも其現身を見ざる物なるが、現世に歸りてはまた更に本の如し、いとも異しき物ならずや、）然れば仙家數十萬ありなど云へる其仙家の凡眼に見えざるを以て仙說を信ざるは最も愚なり。然るは此是みな神仙なる中に居るとも機緣なき限りは。かつて其境界を窺ふこと能はず。故に其說を信せず。吾また其境界を窺へるには非ざれども。信ずべきを信ずる計りの事は學び得て如此くは論ふなれど。元より信せざる人に信せしめとむの事には非ずかし。

○帝乃到峩眉之山清齋三月得與皇人相見皇人者不知何世人身長九尺玄毛被體皆長尺餘。其居乃在山北絶巖之下中以蒼玉爲屋黃金爲牀然千和之香侍者皆衆仙玉女。座賓三人皆稱太清仙王方見皇人飲以丹華之英漱以玉井之漿黃帝匍匐既至再拜稽首而立請問長生之道皇人曰子既官四海復欲不死不亦貪乎。

此の皇人の事に就ては紛はしき說ども有り。其は

處にも有ける〕爰に或人問ふて云く。仙籍に謂ゆる神々と。神典なる神々とを引當たる趣。また東王父の太帝宮と云ふは杵築の大社を稱へりと云ふ考説などは然も有るべく聞ゆれども。方丈洲を淡路洲ならむと云ふ説は全信られず。然るは方丈洲なる宮は金玉瑠璃之宮なりと云ひ。仙家數十萬ありて田を耕し。芝草を種ること稲を種るが如しと云へるに。淡路島にさる宮も仙家も有ことなく。況て田に芝草を種るなど云ふことは神典にも見及ざる事なるは如何に。答ふ。右の仙説は國をこそ現より云へ。諸宮及び。仙家芝草などの事は神仙の境界を神仙の見て云へる説にて現界の事には非ず。〔凡て神典仙籍を讀む者はまづ早く此心得なくては思ひ誤まる事あれば、常によく心得て在るべし〕抑々神仙の境界はしも現世人こそ常に見ざれ。有ゆる神仙悉く有ゆる山々は更なり。然らぬ海原野原をも領き座して金殿玉宮その處々に在なれど。凡人の容易く見ること能はず。若偶に一山の神仙界に入ること有りて明日また其境に入らむと尋ねて假令その山を掘穿ち求むとも神仙の許容なくては見ること能はず。〔倭漢の書等にゆくりなく神仙の幽境に至りて歸れるが、後にまた其處に至らまく欲して其邊を尋ぬるにかつて得見ざりし事實ども往々見えたり、其趣に心を著て思ふべし〕然れども神の深く所欲す御心ありて其室宮を稍久しく顯はし置て凡俗に普ねく示し給へる事もはた無にしも非ず。そは淳和天皇紀天長九年五月の處に。伊豆國賀茂郡に坐す伊古奈比咩神の神宮二院を現じ。仁明天皇紀承和七年九月の所に伊豆國上津島に坐す阿波神の。神宮四院を現じ。清和天皇紀に。貞觀七年十二月の處に。駿河國淺間明神の神宮を現じ給ひし事を載せるなどを見るべし。悉く金玉をもて作れる其形微妙難レ名とも。眩曜之狀不レ可二敢記一とも。彩色美麗不レ可二勝言一とも云へるを。〔其の文甚く長ければ此に引出ず、みな取總ねて古史第五段の傳に引きて註したれば披き見て知べし、驚くに堪たる珍事どもなり〕かく此の神宮ども其世の人々現に其地に至り見て其狀を奏せるを國史に載されたるにて年久しく在しと聞ゆるを何時となく消たる如く幽に納めて今は得見

こと能はず成りぬ。然は有れど其は凡人の眼に示する事こそ止め給へれ。今も神界にその宮々ありて各々神の住給ふこと言ふも更なり。神仙の境界に入りては。互に常に其中に在る故に凡人の得見ざる處の事をも說こと有り。（余が弟子に石井篤任と云ものあり。此は七歲なりし時より十四歲まで神仙界に伴はれて往來せる者なるが、語りけらく、彼境に在しほど、金殿玉閣の微妙なるに在りと思ふに何時となく野山の曠々たるに遊び居ること有り、また野山に遊ぶと思ほど其所直に玉闕の樓閣なることも有るを、始めは心著ず在しが後に思ふ旨ありて樓閣の柱を削りて其の木をとりまた麗しく作れる庭の築山なる松木の小枝を一ふさ手折りて是れ何となるらむ見ましと袂に收れて久しく持たるに其樓閣築山など例の如く變沒せし後に削りたる柱の木また松の枝などは凡の木に替ることなく、火に入れたるに煙立ち燃たりと云へりき、此は其庭木また家材のみならず何にまれ、神仙の物なる間は現沒その幽に從ひて示さゞる限は凡人の見ること能はざるを元は神仙の物と云へども人に渡りては尋常の物に替りなし、又凡人と云へども神仙に伴はれては、譬へ今かく云ふ傍に來居たらむも其現身を見ざる物なるが、現世に歸りてはまた更に本の如し、いとも異しき物ならずや、）然ればば仙家數十萬ありなど云へる其仙家の凡眼に見えざるを以て仙說を信ざるは最も愚なり。然るは此屋みな神仙なる中に居るとも機緣なき限りは。かつて其境界を窺ふこと能はず。故に其說を信せず。吾また其境界を窺へるには非ざれども。信ずべきを信ずる計りの事は學び得て如此くは論ふなれど。元より信ぜざる人に信ぜしめとむの事には非ずかし。

○帝乃到二峩嵋之山一、清齋三月得下與二皇人一相見上。皇人者不レ知二何世人一。身長九尺、玄毛被レ體、皆長尺餘。其居乃在二山北絕巖之下一。中以二蒼玉一爲レ屋、黃金爲レ牀。然二千和之香一。侍者皆衆仙玉女。座賓三人、皆稱二太清仙王一。方見皇人飲、以二丹華之英一、漱以二玉井之漿一。黃帝匍匐、既至再拜稽首、而立請二問長生之道一。皇人曰、子既官二四海一、復欲二不死一、不二亦貪一乎。

此の皇人の事に就ては紛はしき說ども有り。其は

まづ通鑑なる本傳に。天皇上人者不知其得道之始身長九尺玄毛被體皆長尺餘。在峩嵋絶陰之下若玉爲屋黃金爲座張華羅幡然百和香侍者仙童玉女。座賓三人皆稱泰清仙王黃帝再拜問道授以三一之文又以太上靈寶度人經授黃帝と有り。（本文と互に少かの精麁は有れど異說には非ず、號を天皇上人と云へれど次なる白石先生傳には白石先生者中黃丈人之弟子也とあり、但し其傳は仙翁の神仙傳より取りて載せるなり、）また甯封子傳の公註に甯封先生栖於蜀之青城山北巖黃帝師焉請問三一之道先生曰吾聞天眞皇人被太上敕近在峩嵋達三一之源可師而問之也。乃入峩嵋北巖受皇人三一之道周旋海嶽車轍存焉とあり。（此も本文と異說には非ず、但し本文に爲扶桑君所使とあるを被太上勅とあるは違へるに似たれど、扶桑君の命やがて、太上君の勅に同ければ、此は何にても有るべし、）然るに本紀には南至青城山禮謁中黃丈人乃問眞一之道丈人曰子既君海內復欲求長生不死不復貪乎頻相反復而復授道帝拜謝訖と云ひ。其分註に。

一云至空同之山見中黃眞人とも云へり。（本紀には其住する山を青城山とし、此文中には空同山と云へり、本文及び上に引へ傳等と違へり、）また葛仙翁の子書地眞卷には昔黃帝到峩嵋山見天眞皇人於玉堂請問眞一之道皇人曰子既君四海欲復求長生不亦貪乎。其相覆不可具說粗舉一隅耳と云ひ。（此は本文及び上に引く二傳に同くて唯なるのみ、）また極言卷には。昔黃帝適東岱而奉中黃とあり。また本傳の末に。一云蜀峨山江北有慈母山天皇上人修鍊之所。山有龍池池中有金銀銅鐵魚各從其色得食者味同乾蕪服之可以長々謂之肉芝龍池一在山中一在空中澄潔如鏡纖芥不汗。或乾條槁葉飛隨其上即有五色飛鷰啣去と見え（此說中には何ぞや覺ゆる事も無に非ざれど此所も皇人の一古跡とは聞えたり、）名山記靈化二十四所の第二に鹿堂化屬漢洲綿竹西北二十里永壽二年天師贊萬神於此天眞皇人所處とも見えだり。抑々此皇人の遺蹟國々に如此く多かる事は必しも一山に住せず此にも彼にも移り住る故なるべし。是を以

て仙翁も右の如く二說を舉られけむ。（故今は姑く多分に着き精きに就て廣黃帝記を本文とせり。）扨天皇眞人と稱ふは天眞の道を傳へたる由もて稱せるにて實の號は中黃と云へりと聞えたり。故諸書に中黃丈人。中黃眞人。中黃君など稱せるが多し。（然れど先に九品之方を授けたる中黃子と同號なるを以て思ひ混ふること勿れ、諸書に彼と此と紛らしたりと覺ゆる說等も見えたり。）さて黃帝また凡人ならぬに。此皇人に相見せむと欲して三月清齋し。さて相見して其畏める狀を觀べし。斯ばかりの大神仙に親しく相見せむには然も有るべき事なり。皇人の形貌及び。其玉堂の巍々たる有狀。今見る如く想ひ像らる。座賓三人を太淸仙王と稱するよし。太淸とは元始天尊の宮名なれば。此は共に其堂にも昇る大神仙たちと聞えたり。

○帝曰萬兆無主則相凌暴。今爲制法足以傳後。私心好道遠渉四海幸遇道君願垂哀告竊見眞人食精之經徒省其文而弗綜其意看其辭而不釋其事乞得教海。

皇人先に黃帝が長生の道を請問ふをわざと詰れるに答へたる黃帝の言大きに謂たり。然るは元より達人にし有れば。固より天下の主たるに拘々たる心無れども。彼の國元より天都神の定給へる君なき故に相凌暴して治らす。是を以て姑く主と成りて。後に傳ふべき制法をも爲れゝば。世に功績も立てある故に今は神仙の久視に習はむ事を思ふと云ふ旨を述たるなり。（抑彼國にては王と稱ふも臣と名くるも實には天神の定め給へるに非る故に、天命など稱するも誣言なるが多く信に黃帝の語の如く、主と云ふはしばしば萬兆の凌暴を治むる上の名なれば、誰にても力強きは帝とも王とも稱すべく我が大君の高御座の無窮なるとは甚く異なれば、彼國王に於ては思の如く世の亂れを鎭めたらむ後は黃帝のこど道を尋ねて仙道を希ふぞ達人の所業なりける、是を以て謂れたる答なりとは云なり。）食精之經とは。上に眞一之經と有に同じ。常の飲食なく。天地の精氣を食して久視する方の經なる故にかく言へり。下に眞一五牙之文。眞牙之經など有るも同じ。

○皇人大驚良久乃曰此金籙之首篇。上天之靈符。太

上之寶文。而參於太帝樓籥。汝安得聞見。自目昇天飛步虛空。身出水火。變化無常。唯有金液九轉之丹。守形絕粒。辟除鬼神。長生久視。血脈流宣。唯有眞一五牙之文。此二事天仙之眞也。自有仙人四千年一出之。其無仙籍者。不得聞知也。約者不得背科而妄泄。子未可聽。天音於地耳。爰使可去也。

金籙とは。元始天王。三天太上君などの秘籍の名と聞えたり。是を以て上天之靈符。太上之寶文とは云へり。太帝とは。東王父を云ふこと既に說たり。樓籥を參ゆとは封印せる義なり。（武帝內傳なる西王母の語に六甲靈飛等の事を三天太上所撰。印以太帝之璽と有るを始め秘典をかく云へること古仙籍に往々見えたり、太帝の重きこと見るべし、）葛仙翁の子書に黃帝が此眞人の玉堂に至りて眞一の道を問へる事を記し畢て。夫長生仙方則唯有金丹。守形却惡則獨有眞一。故古人最重也。僊經曰九轉丹。金液經守一訣皆在崑崙五城之內。藏以玉函。刻以金札。封以紫泥。印以中章焉。（本書廣黃帝記に此文を攙入して甚く飾れる文有れど今の本文には採用せず、）吾聞之於先師曰。一在北極大淵之中。前有明堂。後有絳宮。巍々華蓋金樓穹隆。左罡右魁。激波揚空。玄芝被崖。朱草蒙瓏。白玉嵯峨。日月垂光。歷火過水。經玄涉黃。城闕交錯。帷帳琳瑯。龍虎列衞。神人在傍。不施不與。一安其所。不遲不疾。一安其室。能暇能豫一乃不去。（こは太一の本源の在所を明し、かつ容易に身に修し得がたき旨趣を示せる仙家の古文なり、能暇とは暇は閑暇と熟する字にて、字書に綏視也と云へれば久視と云ふに同じ、能豫とは、豫は字書に安也遊也悅樂也とありて悅豫とも熟する字なれば眞一の旨を知得ては能く其道に安むじ進む義と聞えたり）守一存眞乃能通神。少欲約食。一乃留息。白刃臨頸。思一得生。知一不難。難在於終。守之不失。可以無窮。陸辟惡獸。水却蛟龍。不畏魍魎。挾毒之虫。鬼不敢近。刃不敢中。此眞仙之大略也。（また云く、吾聞之於師。云道術諸經所思存念作。可以却惡防身者乃有數千法、如含影藏形。及守形無生。九變十二化二十四生等、思見身中諸蟲。內視令見之

法不可勝計亦各有效也、然或乃思作數千物以自衞奉多煩難、足以大勞人意若知守一之道則一切除棄此輩故曰能知一則萬事畢者也とも見ゆ、斯ばかり止事なき事なる故に、其傳をいと重き物には爲たるなり）さて皇人の大く驚き良久して物言へるは。然る重き經をしも黃帝が看たりと云をかつ驚きつかつ不審み按へて何しても看べき由なしと思へる故に。汝安得聞見とは云へり。（語勢はなはだ味ひあり、心をつけて見るべし）其は仙道を得たるは神仙の名籍に其名あるを黃帝この時いまだ仙道を探ぬる頃にて仙を得たるに非ざれば。仙籍に其名なきを皇人よく知りて在が故に無仙籍者と云ひ。仙籍に其名なきは地上の凡俗にし有れば何として其經の天音をば聽べきぞと叱れるなり。（然るに黃帝元より凡骨は拔たる人にて既く金液九丹の口訣をば受て其眞一の本經をも見て在しが故に答ふること下文の如し）

○帝曰昔已受金液神丹之經於玄女唯未受五牙食眞之經幸今運會得見道君不授生道是不得度世耳因叩頭流血唯乞愍濟。太淸三仙王復愍助之曰此子先世有功德及鳥獸故芳氣之流光于帝位何爲隱其眞牙之經乎。可敎而成之也。

九天玄女に神丹の口訣を受たる事は既に出たり。度世とは。久視して世を經度るを云ふ。三仙王の語の意は。此の子いまだ仙籍に其名は無れど。先世に云々の功德有し故に。其餘福によりて帝位にも至り。また食眞の經をも窺ふことを得しなり。然れば無下の凡俗にも非ず。敎へて神仙道を成しむべしと執持たる語なり。三世を說くは神仙道より出たること是を以て知るべし。（故老子の語にも人有修善積德而遭凶禍者先世之餘殃也、爲惡犯禁而遇祥福者先世之餘福也と云へり、此は萬壽丹書に見えたり、また儒書にも、易文言傳に、積善之家必有餘慶積不善之家必有餘殃臣弑其君子弑其父非一朝一夕之故其所由來者漸矣と云り、然るを俗儒輩は此道理を早く辨へむとは思はず、また彼繋辭傳に仰以觀於天文俯以察於地理是故知幽明之故原始反終故知死死之說精氣爲物遊魂爲變是故知鬼神之情狀と云る旨をも習はずてぞ有る、憐れむべし）

○皇人命帝坐而告之曰汝向所道之經萃上天之氣歸於一身一身分明了可長存耳夫人有生之最靈也。不能自守其神而却衆惡若知之者不求祐於天止於其身則足矣。泥丸絳宮丹田三一之宅也。子勤守之萬壽不傷飲華池食五牙便得眞仙矣。

本書此語中になほ多くの語有れど、其は後人下に引く葛仙翁の語を採りて攙入せる文なる事著ければ皆省きて古說と覺ゆる文をのみ施しつ。(其は仙翁の子書地眞卷を見たらむに活眼ならむ人は自づからに知るべし。)さて向に道ふ所の經とは彼の問へる眞一の經を云へり。抑々一とは。禮記禮運に禮必本於太一と有る所の註疏に太一者天地未分混沌之元氣。極大曰太未分曰一とある元氣を云ふ。其は說文に太始道立於一造分天地化成萬物と云へる如く。人種萬物は更なり。天地また此一元氣に資りて化成せる事なるが。(其は下に引く葛仙翁の說に委しく見えたるが如し。)其元氣をしも何物か出すらむと云ふに謂ゆる元始天尊の神德よりぞ出にける。其よし古仙籍に精しく說げるを見ざれども。上に辨ふる如く。此神わが神典に見え給ふ天御中主神に當るを以てかくは言ふなり。(然るは此大神はしも無始無終の神に坐して、爲こと無く寂然として御坐せども、無より有を出す神德ありて、元始の神に坐まし、其神德より男女二柱の產靈神を生し給へるが其二柱して天地を鎔造し給へるを始め、また伊邪那岐、伊邪那美二柱神に御言命せて人種は更也、萬物をも生成せしめ給へるを以て、右の如くは云ふなり、儒者には元始天尊といふ神のこと記せる物いまだ見當らず其は儒學も實には道學の末學には有れど、さかしらを專とせる方に流れたる教なる故に元より元始天王の說などは委く議に及ばざるなり)本文に上天之氣歸於一身とある氣は即ちこの大神より分配せる元氣神德を人々稟持ちて在るを云ひ。一身分明了可長存とは。其元氣わが一身の內。何處に安すと云ふことを分明し了て身體に長存して去ざらしむるを言ふ。人有生之最靈也とは。諸書に人者萬物之靈と云へるが如く。此は注に及ばず。(但し是より古く此と同語の有るべ聞ゆる文なり。

くも非ざれば、此は人を萬物の靈と稱ふ語の祖語と云ふべし。)不レ能下自守二其神一而却上二衆惡一とは。人々その身に元始天尊より分配せる神は固より有ながら其を守り堅めて其神德を顯はし。衆惡を却けて長存すること能はずとなり。(抑々人々各々に天賦の神明を固有すと云ふ說の本は天仙より出たる說なるが其天仙たち早く唐土は更なり、印度にも往來して其說かの梵士に傳はり後に佛者その說を竊みて即心即佛の說を作れり、然るを後人ら本據の學に疎くして其說の本末を辨へず練氣靜坐の說とし云へば佛學より出たる事の如く思ふめるは憐れむべし、此は委しく印度藏志に云へるを見べし。)若知レ之者不レ求二祐於天一云々とは。熟々に我が固有する眞一を觀じ明らめ方則の如く修して其を盛大ならしむれば。其神德に資りて別に他祐を神祇に求むるに及ばず。萬毒傷らず衆惡近づかず唯その一身にて足るとなり。(なほ其功ある趣は上下に引く說どもを見て知るべし。)泥丸絳宮丹田三一之宅也とは。葛仙翁の說に。男長九分。女長六分。或在二臍下二寸五分下丹田中一。或在二心下絳宮金闕中丹田一。或在二人兩眉間一却行一寸爲二明堂一。二寸爲二洞房一。三寸爲二上丹田一也。此乃道家所レ重世々歃レ血口傳二其姓名一耳とあり。(其姓名とは三一の姓名なり、此は元より姓名の有るには非ざれども此を重むずると姓名を奉りて其實有を示せるにて我が古意にも叶へり、仙翁の頃までは其姓名を傳ふるに血を歃りて物せる由なれど、後には書にも載し傳へたり、萬づに然るぞ常の例なる、其は衆仙記に泥丸なるを天帝君、赤子玄凝天、字三元先と稱し、絳宮なるを元丹皇君、神運珠、字子南丹と稱し、命門なるを黃庭元王、冶明精、字元陽昌と稱し、なほ其別名また各々その卿をも立て其名をも記せり、其記に就て見るべし。)さて西王母傳に。王母曰。養性之道理身之要。但在二勤行不一レ怠也。元始天王昔於二嚴霄之臺一授二我要言一曰。欲二長生一者。取二諸身一。堅守二三一一。保二靈根一。自然之要也。且夫一人之身天付レ之以レ神。地付レ之以レ形。道付レ之以レ氣。氣存則生。氣去則死。萬物草木亦皆知之。身以レ道爲レ本。豈可レ不三養レ神固レ氣全二爾形一也と有。(此の語に漢武帝に諭せる語中に見ゆ、今其要をのみ引たり)

また彼內傳には。王母曰。夫欲修身。當營其氣。太上眞經所謂行益易之道。益者益精。易者易形。能益能易。名上仙籍。不益不易不離死厄。行益易者。謂常思靈寶也。靈者神也。寶者精也。(太上眞經とは三天太上君の眞經なり。眞は其經を美て云へるに非ず、眞一の旨を述たる經なる故にかく云ふと聞ゆ、さて以上の文は其眞經なる語に王母の釋を加へつゝ云ることと聞えたり、心を著て見辨ふべし。)子但愛精握固。閉氣吞液。氣化爲血。血化爲精。精々化爲神。行之不倦神精充溢。爲之一年易氣。二年易血。三年易精。四年易脈。五年易髓。六年易筋。七年易骨。八年易髮。九年易形。形易則變化。變化則道成。吐納六氣。口中甘香。微息揖吞。從心所適。氣者水也。無所不成至柔之物。通至神精。此元始天王在丹房之中所說微言とも有り。(此にかく元始天王所說と云へれば、子但と云より以下は正に其微言に本づける王母の眞語と聞えたり。)如此くなれば眞一の道の說はもと是元始天王の靈口より出たるを其九天なる神仙たちの聞得て次々に世に

傳へたるにぞ有ける。(今は其說世に普ねく弘されたる故に、俗人は然しも由來の尊き事にも思はねど道に厚く志ざせる上より熟々に思ひ察れば察るがまにまに其尊さの小緣ならず覺ゆるを然は覺えぬは世の生さかしき浮氣にし有れば信ずる心淺く、心淺きが故に冥助なく、冥助なきが故に其道を得る者は絕てなき如くなるも成にける。)さて葛仙翁の子書になほ三一の口訣を述釋たる說あり其は地眞卷に。余聞之師云人能知一萬事畢。知一者無一之不知也。不知一者無一之能知也。道起於一其貴無偶。各居一處以象天地人。故曰三一也。(師とは鄭思遠を云り、各居一處とは泥丸、絳宮、命門の三處に居るを云ふ。)是子曰。忽兮恍兮其中有象。恍兮忽兮其中有物之謂也。天得一以淸。地得一以寧。人得一以生。神得一以靈。一能成陰生陽推步寒暑。春得一以發。夏得一以長。秋得一以收。冬得一以藏。金沈羽浮。山峙川流。視之不見。聽之不聞。存之則在。忽之則亡。向之則吉。背之則凶。保之則遐祚罔極。失之則命彫氣窮。其大不可

以六合階。其小不可以毫芒比也。(なほ暢玄卷に、玄者自然之始祖、而萬殊之大宗也、眇昧乎其深也、故稱微焉、綿邈乎其遠也、故稱妙焉云々と述られし、一千九十四字の名文も此旨を釋廣めたるなり、其は同じ地眞卷に、玄一之道亦要法也、與眞一同功、守玄一復易於守眞一、玄一姓名長短同眞一と云れたるを以て辨へ知るべし、)受眞一口訣皆有明文。歃白牲之血、以王相之日受之、以白絹白銀爲約、尅金契而分之、輕說妄傳、其神不行也。(こは三一の姓名及び其修法を師に受る道を說るなり、其の方は著明に予書に記されず、思ふて是を得べく文られたり、嗚呼旨あるかな、)但此見之初求之於日中、所謂知白守黑、欲死不得者也。然先當百日以齋、乃可候求得之耳。亦不過三四日得之、守之則不復去矣。(この得る物は何物ならむ、また其物何として我に得らるゝと云ふ所に深く心を用ひて考ふべし、其要する所は道を信じ神を信ずるの厚きに有り、)人能守一、一亦守人、所以白刃無所措其銳、百害無所容其凶、居敗能成、在危獨安也。若在鬼廟之中。山林之下。大疫之地。塚墓之間。虎狼之藪。蛇蝮之處、守一不怠、衆惡遠迸。(本文に謂ゆる術を求めず、其身に止りて足ると有る即是なり、老子も云く、善人行不擇日至凶中、得凶中之吉、入惡中得惡中之善、惡人行動擇時至吉中、反得吉中之凶、入善中反得善中之惡、此皆自然之符也と云へり、此は萬壽丹書に見えたり、)若忽偶忘守一、而爲百鬼所害、或臥而厭者、即出中庭視輔星、握固守一、鬼即去矣。若夫陰雨者、但止室中向北、思見輔星而已。(金土火木水の五星に輔星弼星を立たる其輔星を云へり、此は習ある事なりとぞ、)若爲兵冠所圍、無復生地、急入六甲陰中、伏而守一、則五岳不能犯之也。(六甲陰中に入ると云ふこと是れまた習ある事なりとぞ、)能守一者、行萬里、入軍旅、涉大川、不須卜日擇時、起工移徙、入新屋舍、皆不復按堪輿星曆、而不避太陰將軍月建煞耗之神。年命之忌、終不復懼殃咎也。先賢歷試有驗之道也。(近世西戎より五要奇書と云もの渡り來て以來、今俗に家相の學と云こと甚囂しく、古學の輩など

其説を否しき物にして用ひざるも多かるを往々其殃を被むる者あり、此は殊に深き由ある事なれば別に委しく論へる物あり、いかで志あらむ人は、眞一の道を學びて彼家相說の僞說をしも逐ひ遣たきわざになむ、）師言守一兼脩明鏡其鏡道成則能分形爲數十人衣服面貌皆如一也。守玄一幷思其身分爲三人。三人已見又轉益之可至數十人皆如已身隱之顯之皆自有口訣（また云く、此所謂分形之道左君及蘇子訓、葛仙公所以能一日至數十處及有客座上有一主人與客語門中又有一主人迎客而水側又有一主投釣賓不能別何者爲眞主人也、と云へり、左君とは左元放を云ひ、葛仙公とは葛孝先を云ふ、此三人の傳、仙翁の神仙傳に見えたり、）師言欲長生勤服大藥欲得通神當金水分形。形分則自見其身中三魂七魄而天靈地祇皆可接見山川之神皆可使役也。（わが大神たちの分形し給へる趣は神典にいと昭々と見えたるが、其は眞一の道とて殊に修して得給へるには非ず、皆生坐ながら

に御靈の大きに坐ますが故に然る也、是をもて御自は知し食さず、我が分形の神に對ひて汝は誰ぞと宣へる事さへに有りき、仙道の分形はしも然る大神たちの自然なる眞一の旨を學び取りて、凡人の固有する譬へば芥子ばかりなる眞一の靈を本として德行食氣藥餌その餘の方術をも修して養ひ增つゝ、其養ひを本然の眞一に結凝せしめて遂に一大眞一と成畢たる上にて右の如き驗ども有ることなり、然して其域に至りては、既に眞仙の位にて眞神の域にも遠からぬ物なり、嗚呼黄老左玄それ何人ぞや、）思神守一却惡衛身常如人君之治國戎將之御敵乃可爲得長生之切也。故一人之身一國之象也。胸腹之位猶宮室也。四肢之列猶郊境也。骨節之分猶百官也。神猶君也。血猶臣也。氣猶民也。故知治身則能治國也。夫愛其民所以安其國。養其氣所以全其身。民散則國亡。氣竭即身死。死者不可生也。亡者不可存也。是以至人消未起之患治未病之疾醫之於無事之前不追之於既逝之後。民難養而易危也。氣難淸而易濁也。故審威德所以保社

穫制嗜欲所以固血氣然後眞一存焉。三一守焉。百害却焉。年命延矣。（印本に眞一を貞一、三一を三世に誤れり、今た本書廣黄帝記に依りて改めつ、但し廣黄帝記に此文の一人之身と云より三一守焉と云ふまでを採りて本文中に攙入して皇人の語と爲たるは誤りなり、）長生養生者未有不始於勤而終成於久視也。道成之後略無所爲也。未成之間無不爲也。採掘草木之藥劬勞山澤之中煎餌治作皆用筋力登危涉險夙夜不怠非有至志不能久也。（また淺近庸人雖有志好不能克終矣とも云はれたり、實に其志を達する人のなきぞ悲しき、）師言服金丹大藥雖未去世百邪不近也。若但服草木及小餌八石適可令疾除命益耳。不足以穫外來之禍也。或爲鬼神所輕凌。或爲精魅所侵犯。唯有守眞一。可以一切不提此輩也。次則有帶神符若了不知此二事以求長生危矣哉。四門而閉其三焉盜猶得入況盡開者邪とあり。（八石とは　神符とは、三皇内文五嶽眞形圖、赤靈符を始め古符の正しき物もまた少からず、其を帶る事をしも淺近の庸俗は陋しき事に議すれど、其は元より論ずるに足らず、）さて右葛仙翁の語ども凡て皇人の語を啓發せる物にて實に攝生の眞訣とぞ稱ふべかりける。

○吾受此經於九天眞王今以相付存之於口名曰朱鳥之册取之於身名曰眞一勤乎秘哉帝受道畢。

第　節に委曲に辨ふる如く。九天眞王とは神仙の位次九品あるが中の第一品にて。一神仙に限れる號に非ざれば。此なる九天眞王は誰ちふ神仙なりと云ふこと。都に知るべき由なきを。信に神仙の祐助なるかも奇異くも思ひ得たる説なむ有ける。其はまづ木公傳の末に。一云木公即青童君。治方諸山在東海中と有れど。青童君を木公の一名とせるは甚じき誤なり。然るは金母傳に茅盈が仙去する時に諸神仙の到れる事を記せる所に。南嶽眞人。西城王君。方諸青童君並從王母降于茅盈之室頃之天皇太帝遣繡衣使者賜盈神璽玉策云々とあり。（此より前文には天皇扶桑帝君とあり即是木公を云こと上に委しく註せるがごとし、木公は男子の道を得る者の名籍を司りて功行を校

定して元始天尊に上奏する職なる故に神帝王策を使者もて賜へるなり）此文を察べし。青童君その席に在るに木公より使者來れり。然れば青童君と云ふは木公の一名に非ざること明なり。（然るを木公傳の一說に木公の一名とせるは、同じ東方の神仙なる故に覺えず謬れる說と見えたり）然るに此の本文なる九天眞王と稱ふは此の青童君にぞ有りける。其は何を以て知なれば、漢武帝內傳に、西王母上元夫人など降りて、武帝に六甲靈飛等十二事の秘策を授けむとて。青童君がり侍仙女を遣して請けるに。青童君その秘策どもに付て云遣せける語に。尊母欲得金書祕字之文十二事者。欲授劉徹也。徹獨有心求道。實非仙才。詎宜以此傳泄於行尸乎。（尊母とは王母と夫人とを尊みて稱せり、劉徹とは武帝が名なり）阿昌近在帝處見有上言者甚多。云山鬼哭於叢林。孤魂號於絕域。興師旅而族有功。忘賞勞而刑士卒。縱橫白骨。煩擾黔首。淫酷自恣罪已彰於太上。怨已見於天氣。嚚言互聞。必不得度世也。奉尊見敕。不敢違耳。（阿昌とは青童君自稱の辭なり、帝とは即ち太上天帝を申せり、武帝は漢の世代々の中ては賢明なる事も多かれど、また淫酷暴戾なる事も多かりしかば、然も有るべき事なり）王母歎曰。言此子者誠多。然帝亦不必推也。夫好道慕仙者。精誠志念。齋戒思愆。輒除過一月。克己反善。奉敬神存眞。守一行。此一月除過一年。齋念道累年。齋亦勤矣。累禱名山。願求度脫。從計功過。殆已相掩。但自今以去。勵修至誠。不宜復奢淫暴虐。使萬兆勞殘寃魂窮鬼。有被掘之訴。流血之門。忘功賞之辭耳。（王母の此語はなはだ道理なり、熟々に見て熟熟に思ふべし）夫人乃離席起立。手執八色玉笈鳳文之蘊。（夫人とは上元夫人也、八色の玉笈、鳳文の蘊とは即六甲靈飛等十二事の寶なり）仰天向帝而祝曰。九天浩洞。太上耀靈。神照玄寂。清虛洞朗。登虛者妙。守氣者生。至念道臻。寂感眞誠。役使神形。安精年榮。授徹靈飛及此六丁。左右招神。天光策精。可以步虛。可以隱形。長生久視。還白留靑。我傳有四萬之紀。授徹傳在四十之齡。違犯泄漏。禍必族傾。反是

未眞必沈幽寘。爾其愼禍（是まで祝文なり、然れば訓點は用ふべきに非ざれども其意を知らしめむが爲に姑かくは點せるなり、是より以下は別に告諭ふる語なり）敢告劉生。爾師主是青童小君。太上中黄道君之師眞。元始天王入室弟子也。形有嬰孩之貌。故仙官以眞青小童爲號。其爲器也環朗洞照。聖周萬變玄鏡幽鑒。才爲眞僊游于扶廣權此始運。館于玄圃治仙職分。子存師君從爾所願不存所授命必傾淪。夫人言畢一手指所施用節度以示帝。（この一節の文は今の考への本據とする文なれば、下に委しく說くを待て見るべし、さて是より下の文は此の考へに然しも用無れど知らずは有まじき事どもなる故に載せり）復告帝曰夫此十二事者上帝封於玄景之臺子其寶祕焉。王母曰此三天太上之所撰藏於紫陵之臺隱以靈壇之房封以華琳之函蘊以蘭繭之帛。約以紫羅之素印以太帝之璽。（上帝と云ひ、三天太上と云ふは、皇産靈大神を白し、太帝とは扶桑君東王父の事にて、其は大國主神を申すこと上に云へるが如し）諸名眞靈下遊山川以眇視察有心之學夫或傳之。學道未成者受之四十年傳一人得道者四百年一傳得仙者四千年一傳。得眞者四萬年一傳。升太上者四十萬年一傳。（こは品位高きほど其道を重むずる大凡その定めを說たるなり、其人を得ては此の定めに拘はらざること是より前にも是より後にも傳を受たる人の有しを以て知べし）非其人謂之泄天道得其人不傳是謂蔽天寶不計限妄傳是謂輕太老受而不敬是謂慢天藻。泄蔽輕慢四者取死之斧。延禍之車乘也。（たま／＼にも神仙の道に志あらむ人も有らば常によく此語を事として其人を得ざらむ限は慢に其蘊奥を語るまじき事にこそ）同道謂之天親同心謂之地愛爲道者當相親授共均榮辱營守眞一珍惜精液恭養和氣氣全神歸必齊靈會如其不爾天降衰禍此皆道之科禁。故以相誡不可不愼也とあり。（交友の道、眞一の旨、また此語に其要を盡せり、大神仙の語、閑雅にして旨深きを思ふべし、）齋靈會の三字殊に神妙と云ふべし、）此文中に敢告劉生云々とある一節を熟々考ふるに。爾

師主是青童小君と云へるは。王母と夫人と此を傳ふると言へども實には青童君の秘藏を請て授くる故にかく云へり。斯くて青童君は元始天王入室の弟子にて太上中黄道君の師眞なり。と有る太上は例の品位を冠し稱へるにて。中黄道君と云ふが其號なれば。此は疑なく天眞皇人にぞ有ける。（そは既に上の本文に黄帝この皇人を指して道君と稱し其號を中黄と云ふことと上に注せる如くなればなり。）然るに皇人の語に吾受此經於九天眞王と云へれば其九天眞王は青童君を指こと是また更に疑なし。（神虎玉符に東海小童九天眞王とあり。）九天眞王と稱ふは神仙位品の第一なれば最もいみじき神なると其形を嬰孩の貌なりと有るによりて考ふるに。此は疑ひも無く少彦名神と聞えたり。其器たるや環朗洞照にして壁周萬變なるが玄鏡幽審にして才また眞僊なりと有るも彼神德によく符へり。（其神德の委しき趣を知まほしく思はむ人は余が古史傳に就て見るべし。）さて青童君の住所を木公傳に方諸山と云る此山を在東海中とは云へど十洲記。名山記。衆仙記などにも所見なし。（されど其文に非ざる事は、上に引く金母傳にも、方諸青童君とあるにて論なし。）內傳の今引く文の上には。扶廣山眞青小童と云ひ。此にも游子扶廣と云へるを思ふに此は同山の異名と聞えたり。然思ひ合さるゝ事は。名山記に。扶桑國の事を廣桑山とも云へり。（此山名また他所に見えず、然れども扶桑國の事なる由は、其文に直謂廣桑山、在東海中、青帝所都と有にて論なし、扶桑國をまた扶桑山とも云へばなり。）廣桑。扶廣互に名の似たるを思ふに。方諸扶廣ともに扶桑國の事なるべきこと熟々に思ひ察て知べし。然るに游子扶廣館子玄圃とあるを思へは。玄圃その本居なりげに聞ゆれども。（玄圃とは崑崙の一嶺を云こと既に註せりき。）此は文を互にせるにて游と云ひ。館と云へるに然しも深き意はなし。然るは此神わが神典に。皇產靈大神の教養に順はず。指間より漏墮て異國に降坐し。其後に御國へ到來まして。大國主神と共に國造固め醫藥方術など傳へ坐して。後にまた常世國へとて去り給へるを遙後にまた歸り來り給へるなど住所を定め給はず。今も然りと思ひ合さるゝ

事の多かれば。此にも彼にも住給ひけむ故に。神仙の語にも游二于扶廣一館二于玄圃一とも有にこそ。（少毘古那神の右のことゞも是また古史傳を見て知べし。）然して治二仙職分一とある是信に然るべし また存二師君一從二爾所願一不レ存二所授一命必傾淪とある是れも彼神の眞僞なる性によく符へり。（凡て神典の旨と仙籍の正しき古說と、符合すること此の類ひ二三に非ず、彼も此も其神幽より記者の手を取りて書しめ置たるかと思ゆるばかりの事多し、）そは內傳に嬰孩之貌なる故に仙官號けて小男と云ふ由なるを、神典には小男と有りて大國主神その掌中に置て見給へりと有り、また此に依りて按へば蓬萊の所に引たる史記の文に、徐福が語に、臣見二海中大神一云々と云へるなども漢人の常の文に似ざるは幽より神の助筆し給へるごと思はる、其は千載後の凡眼にも見出しめ給はむとの神慮ならむかも、）此事の有しは武帝が元封元年七月七日の事なるが。後に武帝漸々に其誡に違へる行とも有けるに。太初元年十一月に。果して天火ありて其本書等をみな燒失ひてぞ有りける。（然るに其中なる書等の後に傳はれるも有るは內傳の異本に王母の還り去るときは、李少君と云ふ者に傳へよと言を遺せる故に傳へたるが、殘れりと云へり、なほ一說もあり、其は既に五嶽眞形圖の所に云へりき。）さて右の如く考へ集むれば。黃帝に眞一の道を傳へたる天眞皇人と云ふは大國主神の所使にて其道を少毘古那神に受たる神にて。彼國の峩嵋山の仙宮を領し。第三位たる太上の大號を負へるは何に忌じき神ならずや。

○帝所レ理天下南及二交阯一北至二幽陵一西至二流沙一東及二蟠木一。

○帝欲レ棄二天下一曰吾聞レ在二宥天下一不レ聞レ理二天下一我勞二天下一久矣。將下息二駕於玄圃一以返中吾眞上矣。修二封禪一畢乃採二首山之銅一鑄二九鼎於荊山之下一以象二太一於雍州一是鼎神質文精也。

○黃帝遂煉二九鼎之丹一。丹成服レ之以二丹法一傳二於玄子一此道至重盟而誡レ之丹經藏二於九嶷山東委羽之山一承以二文玉一覆以二盤石一金簡玉字刻二其文一。

此節は本紀黃帝記互に文の精粗あるを按して載せり。九鼎之丹とは前に王屋山に陟り。石函玉笈を

開發して此を授かり。九天玄女に訣を受たる九鼎神丹法なり。玄子の傳いまた所見なし。（若くは黃帝の子などにやあらむ。）此丹經のこと金丹卷に云く。按黃帝九鼎神丹經曰黃帝服之遂以昇僊。黃帝以傳玄子戒之曰此道至重。必以傳賢苟非其人雖積玉如山勿以此道告之也。受之者以金人金魚投於東流水中以爲約唼血爲盟無神仙之骨不可得見此道也（その經を山巖石洞中に深く藏むる事はかゝる戒あるが故なり、つらつら此經の文を察するに黃帝が玄女に受たる口訣を玄子に傳へて此經の全文は玄子などの記せる物の如く思はれたり）。合丹當於名山之中無人之地結伴不過三人先齋百日沐浴五香致加精潔勿近汙穢及與俗人往來。又不令不信道者知之。謗毀神藥々即不成矣。成則可以擧家皆僊。不但一身耳（大藥を合するに此戒を守るは云も更なり、小丹方も合すと云へどもまた此戒は守るべくこそ、）雖呼吸導引及服草木之藥。可得延年不免于死也。服神丹令人壽無窮已與天地相畢。乘雲駕龍上下太淸世人不合神丹反信草木之藥。草木之藥埋之即腐焚之即焦不能自生何能生人乎。九丹者長生之要。非凡人所當聞見也。萬兆蠢々唯知貪富貴而已。豈非行尸者乎。（行尸とは神仙の道を知らざる人を醜めて有生の最靈とある詮なければ、唯に尸の行くが如し。と譬へたる語なり、道書に往々用ふる語也、此經に始めて云る語と聞えたり）合時又當祭。祭自有圖法一卷也。第一之丹名曰丹華。二曰神符三曰神丹四曰還丹五曰餌丹六曰鍊丹七曰柔丹八曰伏丹九曰寒丹。（藥物また製法功能をも記すべけれど皆その大行を截し、かつ隱語を用ひて容易に解し得ること能はざる事どもなるに、外に思ふ皆さへ有れば此には其名のみを出し知らしむるになむ、）凡此九丹但得一丹便仙。不在悉作之。在人所好者耳。凡服九丹欲昇天則去。欲且止人間亦任意皆能出入無間不可得而害之矣とあり。

（右は凡て九鼎神丹經の文なり、九丹の製法等をみな記してば、大抵その經の全文なるべく、所思ゆ、此經も皇國にはいと早く渡りて、見在書目錄

に其目見えたり、)さて九嶷山東委羽之山は。名山記十大洞天の第二に委羽洞周廻萬里。在武州と見ゆ。黄帝記本註に夏禹得其書合丹爲道藏於會稽之山。後張道陵得其書合丹昇天藏於雲臺之山也とあり。また名山記靈化二十四の所に。稠稉化屬蜀州新津縣南十里。黄帝鍊丹於此山上有天池。石碑丹竈存焉とあり。

〇帝往於縉雲之山煉丹時有縉雲之瑞因名縉雲山。丹丘存焉。

〇帝藏兵法勝負之圖、六甲陰陽之書於苗山

黄帝記本註に云く。今在越州亦名玉笥山禹集群臣言功之所故曰會稽山。

〇帝又以所佩靈寶五符眞文金簡之一通藏於宛委之山。

〇時有薫風至神人集戉厭代之志即留冠珮劔爲於鼎湖極峻處崑崙之上立舘於其下崑崙之軒轅臺也。

〇時有馬師皇者善醫馬通神明忽有龍下于庭伏地張口閉目師皇視之曰此龍有病求我醫。乃引鍼於龍口上下以牛乳煎甘草灌之龍病即愈。乘此龍而仙去。

〇黄帝聞之自卜昇仙之日得戊午日。果有黄龍垂胡髯下迎帝。乃乘龍登天。友人無爲子及臣僚等從帝者七十二人。其小臣等不得去者攀帝弓及龍髯。龍髯拔而弓墜。小臣抱其弓而號泣。故後世名其處曰烏號。鑄鼎之地後曰鼎湖焉。

此一節は本紀と黄帝記を合せ列仙傳をも按して載せり。

〇其後有臣左徹。削木爲黄帝像率諸候而朝奉之。臣僚追慕取几杖立廟而祭之。取衣冠而葬守之。喬山之冢是也。黄帝曾遊處皆有祠焉。

〇黄帝居代總一百二十年在位一百年自上仙後昇天爲太一君後來享之列爲五帝之中方。蓋黄帝土德中央之位兼總四方也。

太暤古易傳序

傳曰、方以類聚。物以群分。是以邪說正道。互有盛衰。君子小人。交爲消長。共是道也。同歸而殊塗。均是人也。一致而百慮。余其孰取焉。雖然。見崑崙之高。而卑之於撮土者。瞽人也。惡失其高。闚無底之深。而淺之於一滴者。聾者也。爰滅其深。君子之明正道。小人之惑邪說。判然有穹壤之隔。冰炭之別矣。其然後千里之外應之。況其邇者乎。大壑平先生之作太暤古易傳也。可謂有傳而後有易矣。探賾索隱。鉤深致遠。而既有範圍天地之眼。曲成萬物之力。於是仰觀俯察。近取諸身。而知死生之說。遠取諸物。而知幽明之故。以體天地之撰。以類萬物之情。據之而卜之。則之而筮之。則可以成變化行鬼神。乃引而伸之。觸而長之。天下之能事畢矣。盛德大業至矣哉。余嘗學儒術。而攻易書。擬之而後言。議之而後動。未能成其變化也。乃改執替轍。遂就先生。而從事於神典仙經之學。今也復幸得此傳而讀之。則姬呂孔丘之易說。不足同日而語焉。先天後天之卦位。何可一席而議焉。圖書廢矣。寥寥不復見易說之眞乾。乾坤毀矣。紛紛不能列卦位之妙也。夫太暤伏羲氏者。神之至僊之極也。是以匪學神典者。奚知其眞。匪讀仙經者焉悟其妙。蓋伏羲氏之後。始有此傳矣。雖伏羲氏復起。而必不易先生之言也。儻夫以之爲有易而後有傳。則豈知先生者哉。其所以當名辯物。正言斷辭。非天下之至精。其孰能與於此。其所以極深研幾微緣闡幽。非天下之至變。其孰能與於此。其所以精義入神。窮神知化。非天下之至神。其孰能與於此。余以此洗心。方始有思過半者矣。嗚呼。坐於闇室之中者。雖有日月。不見其明也。入於深井之底者。雖有雷霆。不聞其聲也。若夫上士。則嘗務於神典仙經之學。泝於河圖洛書之古。是故速奉速信也。先生之門蓋有之也。億兆之中得一人。亦爲多焉。中士。則嘗迷於姬呂孔丘之說。惑於先天後天之卦。是故詰之難之也。吾黨之士。能使之憤悱啓發。則或有得聞正道者焉。下士。則若存若亡。如醉如睡。滔滔天下皆是也。譬之

與石。病者不レ服則鴆毒無レ用也。愉之繩墨。材木既朽則儉殺無レ施也。傳曰將レ叛之者。其辭慚。中心疑者。其辭枝。吉人之辭寡。躁人之辭多。誣レ善之人。其辭游。失其守者。其辭屈。由是觀之則君子之明正道。小人之惑邪辭。豈曾昔時哉。如其盛衰消長。則余適於當今之時。而洞示於千載之後云。

文政十有二年歲在己丑三月朔日乙未

備中庭瀬領主從五位下織部佑源板倉勝喜撰

太昊古易傳と古曆傳とを書採れる故よし

世に物學びの道の多かる中に。易と曆との道はしも排卷も可畏き。天津御祖神の御心と始め給ひし。太昊の御所業は更なり。其御書が大物主神。伏羲太昊氏に。河圖また落書ちふ物を授賜ひて。奇しく妙なる八卦を作り。其の大に衍れる數を以て變化を得しめ。鬼神を行ふ事。また龜の甲文に象どりて。幹支の文字等をも造る事を悟り得さしめ給ひ。都て易と云ふ物は。垂教を專とせる道にて。まづ天神地祇の御心を隨ひ識りて。其御心の隨に仕へ奉り。福を蒙ふり禍を避け。また吾人ともに。皇產靈神の產靈に據りて。生れ出る物にし有れば。固より定まりて稟け得たる性命有り。其を何なる性命ぞと能く覺り得て。其等差々々に從ひ愼ふ。家をも身をも脩むべき物にして。彼嫌疑を決むるは。要とする所に非ざるぞかし。儕性と命とを知る事は。是等の道を學ばずしては協ひ難く。最々かたき業なれば。繫辭傳にも。鬼神の情狀を知る者は。其の德天地と相似たる趣に云ひ。孔子は五十にして天命を知るとも。命

を知らざれば君子には非ずとも云へりき。然るを赤縣殷末に至りて。姬昌父子ら。其の君紂王を滅さむとの逆心有るが故に。此の易と暦とを口實と爲さむと竊襲して。古易の眞方位を杜撰に換たるは更にも云はず己が簒奪の方便に協へる如く。彖爻の辭を繫て其伐年を視したる事など。委く師の三易由來記に考へ記されたるが如し。偖また暦法はも。謂ゆる天常を論じ。長久を記す所以の物なる事は。今更いふ迄もあらず。然るに姬昌。これにも奸術を以て律說を誣會し。また章蔀紀元の軌則をも改革めむと。猥に長年數を加增し。天帝の命を受たる如く擬造して。世人の耳目を誑惑せるが。和漢の事識人たち。三千年の今に至るまで。一人も其を權謀奸術としも得知らず。一向に經王聖文と心得て。易暦の古義實に斯の如しと。尊奉し來れるからに。太昊神聖の深く遠く思ひ慮り給ひし。靈妙なる眞面目の頽廢せるは。最も慷慨き事ならずや。然るを吾が氣吹能屋の翁。甚く此事を憤悱して。いかで其古義を探索し得て。彼宿惑沈醉を醒さむと。此二つの傳は書出られき。然れど。容易からぬ業なれば。頓に其草稿も成終難くまた餘に撰ばるゝ書どものさし集ひて。完くは整はぬ內に身退られたるは。惜らしとも悲しとも。云むすべぞ無かりける。其身退らるゝ期しも。誨へ遺されし言に。此二書は千卷たらず著したる書等の中にも天の下の萬の事の創原たる。易暦の本つ書なれば。甚も〳〵意味深長なる事なるに。孜へ論ひの半にも足らず。況て考へ漏せし事。論ひ謬りし事も有るめれば。此の儘に封じ藏めて。人に勿見せそと懇に戒められたりき。好尙倩按ふに。師翁の意は。實に然も有べき事なれど。其儘に祕め措かば。此書どもの全く整ふ期はいかでか有らむ。半ながらも。書探りて。數多ある弟子等の其中にも。學びの道に志篤き人々に視さむには。如何ばかりかも悅ぶべく。はた師の孜へ遺されし事。また校正の未しき處など孜へ繼ぐべき人もなどか無らむ。また後生に畏るべしとも言へば。弟子ならずとも。謂ゆる赤心報國の志を失はず。尊內卑外の理を忽にせざる。皇國學びに忠誠なる人有らむには。此の二傳の趣きに因準して。荀卿が謂ゆる。靑は藍より出て藍よりも靑く氷は水より出て水よりも寒きが如く。卓れたる孜へ

の出む事も知るべからず。今其の記し殘されたる草稿を拜讀するに。異說有り類說有り。本文のみにて注釋の少かも無き章有り。注釋の中央有る有り。注の最長きが上に。草稿は二たび三たび書れたるも有りて。今孰れが是なる事を知らざるに似たれど。後に書れたるぞ正しかるべければ。其を本書には採りて校合の爲に。一字低く載して。見む人の選びに任しぬ。抑々易曆の道はしも。師翁の常に言れたる言に。曆法易理。その道異なるが如しと言へども。易を云へば。曆法かならず是に從ひ。曆を云へば。易理必これに從ひ。其理密合して相離れざる道なるが故に。易法を學ぶ者は。かならず曆理をかね。曆法を學ぶ者は。必易理をも學びて。其の理を參攷せでは。叶はざる事なりと言はれたるに據りて。おのれ今此の事を物するにも。其趣を守りて。斯くは合せ綴れり。なほ是二傳のみならず。前漢曆志辯。夏殷周年表。古史年曆編なども。此の書と等しく。其草稿牢なれど。悉この例に效ひて。淸書する事と思ひ決めぬ。好尙固より淺見寡聞の身にしてこの天下萬事の原本たる。易曆の其蘊奧を。學びの父の心をこめて說顯されたる。此草稿の。痛く煩雜なるを。かく綴り成して。淸書する事を勤むるは。斥鷃の微翅を振ひて。九霄を翔らむとする所爲なれど。斯有るいみじき著書どもを。其假にさし措くは龍章を闇夜に陳ね。琳琅を深淵に沈むるに同しき事の痛ましく。嘆息しければなり。然は有れど。刀を操りて。美錦を傷ふの恐れも有れば。左やせまし。右やせましと五年六とせ思ひ煩ひて有しかど。己れかねて。師の命令を畏まれる旨もあり。はた師家もいま。古史傳を始め。種々の書どもの校訂の勞きに暇無き時節なれば。易曆に與かれる書籍どもは。おのれ稿に乞得て。かくは物しつ。泥て是の書等は。上の件に載せる如く。秘め藏して。誰にもな見せそと敎へ遺されたるに。其の警を破れるも如何なれど。赤縣にも。楚の子囊と云へるが。其の君の遺言を護らず。其王と謚せるを。美談の如く稱せる例も有れば。師翁の幽に見そなはして。其の罪は宥め給ふべくこそ。かく綴り爲せる故よしを一言記して。書の始めに加ふる旨は。嘉永二年と云ふとしの二月の末つかた。

伊豫國新谷殿人　碧川好尙

太昊古易傳卷之一

大壑　平篤胤撰述　　男　平田鐵胤　續
孫　同　延胤
門人　碧川好尙　攷

〔一〕上古之時。人民無レ別。群レ物無レ殊。未レ有二衣食器用之利一。未レ有二正長一之時。父子兄弟作二怨讐一離散。不レ能二相和合一。良道不二以相敎一。餘財不二以相分一。如二禽獸一然。無二君臣上下。長幼之節。父子夫婦兄弟之禮一。是以天下亂焉。

此の條器用之利と云までは。乾鑿度に。孔子曰とて次條に接せるを採り。未レ有二正長一と云より以下は。墨子の尙同篇に採れり。（其は乾鑿度の文のみにては精き事實の見え難なるが所以なり、また韓非子には、上古之世、人民少而禽獸衆、人民不レ勝二禽獸蟲蛇一云々なども見えたり、）また白虎通にも。古之時未レ有二三綱六紀一。民人但知二其母一不レ知二其父一。能覆レ前不レ能レ覆レ後。臥之詓々。起之吁々。飢卽求レ食。飽卽棄レ餘。茹レ毛飮レ血。而衣二皮葦一云々と有り。（論衡齊世篇に、夫宓犧之前、人民至質朴臥者居々、坐者于々。群居聚處。知二其母一不レ識二其父一、知欲レ詐レ愚、勇欲レ恐レ怯、彊欲レ陵レ弱、衆欲レ暴レ寡云々なども有り、）抑かの國太古の人民の。信に斯の如なりし趣は。下に引出る諸書にも所見たる如くなるは。諸蕃國の倣ひ太古の狀とは言ながら、最も猥亂なる事也けり。故是を以て。太昊伏羲氏始めて。此の蠢民らに天地人の道を開示するに。其の基本にせむ料に八卦をし作たりける。（其は下に委く說き辨ふるを見て知るべし、）然れば孔穎達が正義に。易はもと垂敎の設なる由を論じて。今擧る乾鑿度の全文を引きて此其作レ易垂レ敎之本意也と云へり。眞に卓見と稱ふべし。（然るを宋の世の儒者ども、及び其の易學を奉じたる和漢の易學者流、みな易を只に嫌疑を定むる料に作れる物のごと說たるは、共に古學に未熟にて、深く事實の本を稽へざる故なりかし、）

〔二〕伏羲氏之王二天下一也。仰觀二象於天一。俯觀二法於地一。中觀二萬物之宜一。近取二諸身一。遠取二諸物一。始作二八卦一。以通二神明之德一。以類二萬物之情一。是故八卦以

建五氣。以立五常。以之行象。法乾坤順陰陽。以正君臣父子。兄弟夫婦之義。度時。制宜作網罟。以佃以漁。以贍民用。於是人民乃治。君親以尊。臣子以順。群生和洽。各安其性。是故易者。所以屬天地。理人倫。而明王道也。

此の條は前條の未有衣食器用之利と云へる文に聯絡せる孔語なること上に云へるが如し。そは繋辭の下傳にも、古者包犧氏之王天下也云々と言ひて同說あれど、精からざる故に、此の文を採れるなり、但し周易正義を始め、諸書に引たるを按して其の宜きに從へり。(伏羲氏は諸書に伏戲。虙犧。宓犧。庖犧。包犧など作たれど。皆同義にて彼の蠢民らに始めて庖厨犧牲の事を敎へたる故の名なり。(禮緯含文嘉には、伏者別也。犧者獻也法也。伏犧始別八卦。以變化天下。法則天下咸伏貢獻。故曰伏羲也とも見えたり、)亦の名を太昊氏とも。春皇とも。太眞東王父とも。扶桑太帝とも。木皇とも稱せるが。其はみな後世より尊稱せるにて。實には我が扶桑神洲の神眞大物主神かの國を闢きて。其蠢民らを含養し。人倫の道をも敎へむ爲に暫く渡り給へる間の漢名なり。扶桑神木の國より至りて。彼の國に王たりし故に。諸書に以木德王と云ひ。其の姓をも風と稱せり。(是らの事ども、世間の學者の夢にも知ざる事にし有れば不審しみ思ふ徒多かるへし、此のよし委く知ま欲く思はむ人は西蕃太古傳に就て見るべし。中々に此に盡すべくも非ねば今は只大略を云なり、)斯て其の王たりし事は。漢の王符が潜夫論に。太古之時。烝黎初載。未有上下。而自順序。天未事焉。君未設焉。後稍矜虔。或相陵虐。侵漁不止。爲萌巨害。(こは前條の趣きに同く、上古に紛亂なりし趣を云へるなら、下の條々に次々引出る諸書にも此よし多く見えたり、)於是天命聖人。使司牧之。使不失性。四海蒙利。莫不被德。僉共奉戴。謂之天子。故天之立君。非私此人也。以役民。蓋以誅暴除害。利黎元也。是以神謀鬼謀。能者處之と云へるは。古義を述たるにて。天とは天帝をいひ。聖人とは太昊氏を云へり。(然ればこの天の字は、禮統に、天之爲言神也とある義を取りて、天文など云ふ天の字の虛空を云へると

は別に心得べし、抑かの國の古書に天と云へるに此の差別ある事なるを、混して共に自然の理を云へりとのみ見るは、宋儒流の罨漏なり、凡て此らの事どもは、鬼神新論に委しく辨へたれば、彼の論に就て見るべし。）此を思ふに伏羲氏の彼の國に王たりしは。天帝の命を受たる古傳ありしこと炳焉なり。是を以て淮南子に。伏羲氏かの蒼生を教化し竟て後に。雲車に乘りて九天に登り。天帝の靈門に朝して復命せる古傳は有るなり。（なほ委くは太古傳に云へるを見るべし、大扶桑國考にも其大凡を記せり。）さて王といふ義は乾鑿度に。孔子曰王者美行也。天下所歸往也。言有盛德行中和順民心。天下歸往之也。春秋文曜鉤に。王者王也。神所向往人所歸落也など有り。（また說文に、王天下所歸往也、孔子曰、一貫三爲王、董仲舒曰、古之造文者、三畫而連其中、謂之王、王者大地人也、而參通之者王也、李陽氷曰、中畫近上王者則天之義也とも見えたり。）伏羲氏の聖德。廣大にして天地に合し。變通元より方なきに。神人ともに。尊崇かつ歸往して。其の教訓を承賜はり。此に始めて貴賤上下の差別まづ立たるなり。（此の事も太古傳になほ委く記せるを見べし。）さて仰觀象於天。俯觀法於地とは日月の懸象著明は更也。北辰の其の所に居て衆星これに拱ひ。其の升柄の建しに從ひて歲を爲し。歲の中に四時の別あり。生長收藏の功いち著く。なほ區別すれば八節二十四節の分あり。五緯各方に列張して五行の氣その各方より更旺し。生々化化品物咸章なるは。乾天その象を垂れて陽氣これを發生し。坤地その法に效ひて陰氣これが育養するに資る事なるを委曲に觀察せる義なり。（此の事なほ巨細に云むはに果しなき事なれば、今は少かその大要を云ふなり、餘は□卷第□作に註せる事ども、及び下に引く陸賈新語に云へる旨をも合せ考へて辨ふべし。）中觀萬物之宜とは。人は更なり。活とし活る物。生とし生る物までの其の性分に適宜なる樣をいかにと觀察して。天地の化育を參するを云へり。（そは新語に早く云へる如く。天の時地の理に違はず、萬根を苞殖して、其の生成を遂しめ、丘山を限り水泉を通じて、水

生陸行の物々、おの〱其の所を得せしめ、且その物性を傷ふこと無く、天地相受け氣感相應じて、萬物咸く其の性に安せしめむと欲してなり、)〇近取二諸身一遠取二諸物一とは、まづ近く、我が身體の官能及び動作。性情の喜好及び情厭。また其生出せる稟賦いかにと言ふ事までの徵を取り。そを遠く萬物に及ぼして。人また男女の差別ある如く。物々各々其性質に異ある事をし考へ徵せるを言ひ〇始作二八卦一とは。上の件の天象地法は更なり。人物また其の法象に冥合する所以までを觀察して八卦をし作れる由也。(こは下の第二十一章に。八卦之序成立、而五氣變レ形、故人生而應二八卦之體一云々と有るに相發して、萬物もまた然る所以を辨ふべし。なほ彼の章に注ふを見るべし) 以通二神明之德一以類二萬物之情一とは。八卦の德を贊せる語にて。右の如く三才及び萬物に徵を取りて作れる八卦なるが故に。神明の德に通應し。萬物の情にも類似せるを。熟く此の義を悟る時は。乃能く神明の德を通識し。萬物の情をも類察する事ぞと言ふ意を含畜せるなり。(或說に、聖人之卦。精可三以通二神明之德一粗可二以類二萬物之情一。神明之德不レ可レ見者也、故曰レ通、分物之情可レ見也、故曰レ類と云へり、是も通えたる說なり)さて神明は史記封禪書の東北神明之舍也とある註に。神明日也と有れど。此は廣く天地の神靈をさして言へり。(日を神明と稱ふ事に就ては、殊になほ考へ記せる物あり、)また右本文の事は春秋內事にも、伏羲氏以二木德一王(なほ晉の王子年の拾遺記に、伏羲氏以二木德一稱レ王、故曰二春皇一。其明叡照二於八區一、是謂二太昊一、位居二東方一以含二養蠢化一、叶二于木德一號曰二木皇一云々、孔子家語に、太昊始以二木德一王二天下一、蓋木從二春令一、天地生育之盛德在二於木位一、而木又居二五行之首一云々、史記索隱に、木之位在二東方一、象二日月之明一故稱二太皞一。皞は明也と有るなどを心留おきて、後に太古傳を讀たらむには、自づからに炳焉からむ物なり) 天下之人未レ有二室宅一。未レ有二水火之和一。于レ是乃仰觀二天文一。俯察二地理一。始畫二八卦一。定二天地之位一。分二陰陽之數一。推二列三光一。建二分八節一。以レ之應レ氣凡二十四。消二息禍福一以制二吉凶一とあり。(此の文を說郛には河

圖始開圖の文として擧たれど、今は明の孫穀が古微書に依れり、抑讖緯の類なる諸書をば、俗儒輩は迂怪の説として取ざる事なれど、其は宋儒以來の事にて、讖緯の書類には謬説もなきに非ねど、動すれば彼等が知見に合ざる古説ありて、其の學の固陋未練を顯はす事の多かる故也、なほ其委しき辨は、孫穀既に古微書の自叙凡例に論へれば、吾また何をか言はむ、此の事錢大所が文集にもしか云へりき。)○是故八卦以云々とは、八卦に木火土金水の五氣を建て。其の氣に因りて。五常の名を立て。その五氣五常の德性を以て八卦の象行と爲し。乾德に法とり。陽道に順ひて。君父夫の尊き義を示し。坤德に法とり陰道に順ひて臣子婦の順なるべき義を正し敎へたる由なり。(此の意は第二十六章に智崇禮卑、崇效レ天卑法レ地とある所に云ると相發して辨ふべし。)但し此はかの中庸に天之命謂二之性一。(孝經鉤命訣に性者生之質、若二木性一則仁、金性則義、火性則禮、土性則信、水性則智也とも有り。)率レ性謂二之道一。修レ道謂二之敎一と言る如く。かの蠢民らと言へども。各々固より五

常の性ありて。父子相親む心なきに非ず。故その天賦の性に率ひて父子の道を敎へ。夫婦相愛する心なきに非ず。故その天禀の性に率ひて。夫婦の道を敎へなど。凡て其の性の所欲に因りて制度を立て。嫌疑をも定めし故に。君親の尊く。臣子の順ふべき理を知りて。人民乃治まり。群生和洽して。各その性に安ずる事とは成れり。(なほ此より神農黃帝などの世に至りて。次々に敎へ立たる趣は、太古傳に就て見るべし。)管子君臣篇に。古者未レ有二君臣上下之別一。未レ有二夫婦妃匹之合一。獸處群居以レ力相征。(房玄齡註若二野獸之處一以レ群而居、力彊者征二於弱一也)於レ是老幼孤獨不レ得二其所一。故智者假二衆力一以禁二彊虐一而暴人止。(智者即聖王也。)爲レ民興レ利除レ害正二民之德一。(正二人之邪德一也。)而民師レ之。(師二智者一也。)是故道術德行出二於賢人一。(賢人知二道術德行一人也。)其從二義理一兆二形於民心一。則民反レ道矣。(道術既出、故莫レ不レ從レ義而順レ理、理之極、則無二姦僻之事一、始見二於人心一、則人無レ不レ道矣。)名物處違。是非之分。則賞罰行矣。(人既反レ道、故以正二其善惡之物一、處二其背理

之違、則爲是非者自分矣、是非既分、故行賞罰以當其功過也、）上下設。民生體而國都立矣。（上下既設、人則生其貴賤之禮故國都立也、）とある文の。民師之と云までは。伏羲氏の當昔を云へる文なり。君師といふ語もまた此に興る。是故易者云々易とは即ち八卦を言へり。其は八卦やがて天地の易を摸せる物なればなり。繼天地とは。繼天立極など云ふが如く。世界萬物を始め成せる天神地祇の化育に繼て。人倫の道に條理を立て。神人ともに歸往すべき王道を明にす所以の物ぞと云へるなり。（天地の化育を參にすと云ふは、即ちこの德を得て、萬物おのおの其の所を得せしむる、王者の政を云ふ語なり）〇好尙いふ此の條の本文をまた別に作られて註釋をも爲れたり。今其儘に註して技合の爲に覗す事左の如し。

伏羲氏之王天下也。仰觀象於天。俯觀法於地。中觀萬物之宜。近取諸身。遠取諸物。始作八卦。以通神明之德。以類萬物之情。故易者所以繼天地理人倫。而明王道也。

此の節は陸賈新語の道基篇に。傳曰天生萬物地以養之。聖人成之功德參合。而道術生焉。（天は物を生じ、地は之を養ひ、聖人これを成し、天地人の功德かく參合して道術生り。天下の人民悉く歸す、これ謂ゆる王道にて、天地の化育を參にすと云ふは即是なり、斯てこは古說なる故に、傳曰と云ひ、下に故曰と云ひて、また古說を擧げ、その古說をもて、此の古說を釋して、天地聖人の功德の參合して、王道の生れる所以を述たる說なり、）故曰張日月列星辰序四時調陰陽布氣治性次置五行春生夏長秋收冬藏、陽生雷電陰成雪霜養育群生一茂一亡。潤之以風雨、曝之以日光、溫之以節氣、降之以殞霜、位之以衆星、制之以升衡、苞之以六合、羅之以紀綱、改之以災變、告之以禎祥、動之以生殺、悟之以文章、故在天者可見在地者可量、在物者可紀在人者可相。（以上は仰ぎて觀つべき天文の樣、また天の萬物を生ずる有狀を述たる也、さて悟之以文章と有るは、書籍の文章を云ふに非す、張日月と云より次々の有狀を、文章とは

云へり、)故地封五嶽畫四瀆規洿澤通水泉樹物養類。苞殖萬根。暴形養糟以立群生。不違天時。不奪物性。不藏其情不匿其詐。故跂行喘息。蜎飛蠕動之類。水生陸行。根著葉長之屬。爲寧其心。而安其性。蓋天地相承。氣感相應。而成者也(以上は俯して觀つべき地理の様、また地の萬物を養ふ有狀を述たるなり。斯て是より下は。聖人その化育を參して。人倫を理め成し、王道を立たる由を述たり、)於是先聖乃仰觀天文。俯察地理。圖畫乾坤以定人道。民始開悟。知有父子之親。君臣之義。夫婦之道。長幼之序。於是百官立王道乃生と有るを引き合せて心得べし。(先聖とは伏羲氏を云こと言まくも更なり、圖畫乾坤とは。乃八卦を作れる由なり。其は乾坤やがて八卦の本なる故に、かく云へり、)上に擧る本文の條々及び此の新語の說。また白虎通に。伏羲作八卦何。伏羲始王天下。未有前聖法度。故始作八卦。以通神明之德以象萬物之情也と有るを。相發して考ふるに。伏羲氏の八卦を作れる本義は。正に人倫を理め。王道を明にせむとの所業にて。此を稽疑の事に用ひしは末義なること灼然なり。(然れば第三十三章に擧たる本文に、夫易開物成務冒天下之道、如斯而已者也、と本義を述べ、是の故にとうけて、斷天下之疑と云ふ語を次にぞ言へりける、)さて本文の義を取總て言はゞ。伏羲氏の王たりし時。かの禽獸に等しき蒸民らに人倫の道を敎へむと。天文地理の大よりも。萬物の小に至るまで逐一に觀察して。其法象を取り。また近くは自巳の動作神識に徵し。遠くは萬物の變化出沒に徵して八卦を作れり。故に神明の德に通じ。萬物の情に類し。諸を鬼神に質して疑ひ無し。然れば易はもと天地の德に繼ぎて人倫を理し。王道を明にする所以の物ぞと云へる意也。(蓋これ天地の大德を體して、大寶の位を履み仁を以て其位を守り、財を以て人を聚め、辭令を正して、天下の利を爲せるに因こと、下の條々と合せ見て知べし、)

〔三〕天地之大德曰生。聖人之大寶曰位。富有之謂大業。日新之謂盛德。夫大人者。與天地合其德。與日月合其明。與四時合其序。與鬼神合其

吉凶。先天而天弗違。後天而奉天時。天且弗違。而況於人乎。況於鬼神乎。

此條は曰位までを繫辭下傳に採り。謂盛德までを繫辭上傳に取り。其の已下は文言傳に採れり。此は伏羲神農黃帝の。人民を敎導せる樣を云へる文なるが。殊に神農と黃帝とに關れる說なり。其はまづ天地之大德曰生とは。次章に生々謂之易とも有る如く。天地の萬物を生成發育する功用を大德と云へり。聖人之大寶曰位とは。君上の世を治むるや。天地の化育に本づき。其の德を贊參して敎養を爲こと勿論の法なり。然れど其の位なきは頗ぶる聖德ありて。此の義を知ると雖ども。其の道を行ふこと能はず。默任るを。其位に處ては必ず其の政を行ふ。是を以て君位を大寶とは云へり。(孔丘が語に。其位に在ざれば、其政を謀らずと言ひ、思ふこと其の位より出さずと云ひ、富貴に處しては富貴を行ひ、貧賤に處しては貧賤を行ふなど云るも、此意を演たるなり。)さて其の位を守れるに。何を以せると言ふに。繫辭傳に何以守位曰仁。何以聚人曰財。理財正辭禁民爲非曰義と有る如く仁にぞ有ける。仁とは即天地の大德に參せる德行を云ふ。(この仁德と云ふもの、甚だ得難く、甚だ行ひ難き道なり、是をもて孔丘も、必や聖か、堯舜も其なほ之を疾めりと云へり。)さて上古の聖人既に其の大寶を得て。天德の大德を行はむと欲るに。山谷曠野に散在せる謂ゆる穴居の庶民なれば、普く敎導を及こと能はず。是を以て互に財用を融通せしむる法を設けて人を聚め。都市を爲して。此より敎化し始めたる由なり。(此をかの大學に財聚まれば民散じ、財散ずれば民聚まると有るに思ひ寄せて、弘く財寶を施與して人を聚めたる事に解たる說は皆非議なり、)僅しか財用を通理せしめ。且その辭令を正くして、其の非を爲すを禁ずるを義と云ふ。然れば總て仁義の道を以て國を治めたる由を云へるなり。(或る說に天大生。地廣生、聖人好生、得聖人之大寶、施天地之大德、和衆豐財以養兼敎、此伏羲以下諸聖人功業也と云へるも然る言ながら、此の條の聖人は伏羲神農黃帝の三聖に係るこそ、次々に說もて行くを見て辨ふべし。)好尙

云富有より盛德まで十二字の注解缺れたり惜むべし。○抑大人といふ號は。周易に利レ見二大人一など云へる語ども許多あるを。乾鑿度に。孔子曰。易有二君人五號一也。と云へる語中に。大人者聖人之在レ位者也。聖明德備也。言德化施行。天地之和。故曰二大人一と見え。荀子に。明參二日月一。大滿二八極一。夫是之謂二大人一と云ひ。孟子趙註に。大人謂レ君とあり。是らの說にても君人の號なる事は所知れども。言の本義は。必ず孔丘荀卿らが云ごとく。其の德の大なるを稱めて云へるに非ず。(然るは此の倫の說はすべて理屈にて、正しく大人の字義に叶はざればなり。)山海經列子。淮南子などに。東海に大人國とて。丈高き人の住せる國有りしと有るを思ふに。伏羲氏は更なり。古く皇國より渡り給へる神人たちの彼の國に王と成れるが。彼の國人よりは丈の甚く高からけむ故に。その國人どもの丈高からぬに合せて稱せるが。遂に後世までに及びて。王者の號と成れると聞えたり。(然るにまた是より轉じて賢き好人を稱ふ號とも成れり、其の事は既に大扶桑國攷に云へれば今更に云はず、)扨白虎通に。聖人者。道無レ所レ不レ通。明無レ所レ不レ照聞レ聲知レ情。與二天地一合レ德。日月合レ明。四時合レ序。鬼神合二吉凶一。と有るは。正に此所の本文に同じ。然れば大人者聖人之在レ位者也と云へるは古說にて。此の號また伏羲氏より始れること知るべし。(なほ太古傳太昊氏の條は更なり、孔子聖說考に論る所をも合せ見て思ひ辨ふべし、)さて本文の義は。大人の天下に臨みて。萬民を敎育せるに。天の覆幬せざる事なく。地の持載せざる事なき如く其德合し。日月の代々照臨あるが如く其明合し。四時に生長收藏ある如く其の序合し。諸を鬼神に質すに。其の吉凶合ざる事なく。天時の先に行ふ事は。天時後に在りて違はず。是天の大人に合するなり。天時の後に行ふ事は。能く天時の後を奉く。是大人の天に合するなり。遠く大なる天すら斯の如し。況て近く小なる人は更也。鬼神も大人の德には違ふこと無しと云へるなり。(好尙云。此所に追次て出せる條も師翁の別に記し措れたる物なる事第一條に云へるが如し。(下の條々も是に效ふべし、)

○天地之大德曰生。聖人之大寶曰位。何以守位曰仁。何以聚人曰財。理財正辭。禁民爲非曰義。

此の條は繫辭下傳に採れり。此は聖人易を作りて民を敎へし所以を言ひて。其を天地の德に本づけ。その生々を稱して大德といひ。聖人その道を裁成して有民を敎導するに崇高の位を得るに非ざれば能はず。故に聖人の大寶を位といふ。其の位を守るに仁を以すれば天下の民これに歸伏す。位を守る所以是なり。蓋民は國の本なり。此を聚むるに。財を散すれば民聚まる。但し民富みて節制なきは欲に耽り。利を貪り分を犯し禮を亂りて禽獸に近し。故にその財用を節理して其の放逸を止め。その辭令は正くして。民の非を爲すを禁ずるを義といふ。此聖人の天地の化育を贊して萬民に臨み。敎化を敷施せる所以なり。此聖人の易道を興し。五倫五常の名を設けて大業を成せる所以なり。（或說に、天大生、地廣生、聖人好生、得聖人之大寶施天地之大德、和衆興財以養兼敎、此伏義以下諸聖人功業也と云へるも然る言なり、但し此の說に諸聖人と云へるは夏の禹王までは推て然も謂ふべし、殷周以下の王等にかけて謂はむは甚く非なり）さて此の條に謂ゆる聖人は伏義氏を指して稱へり。其は始めて易を作れる事本を云へるにて所知たり。（凡そ繫辭傳の語中に聖人と云へるに伏義氏を云へるが多かれど、中に神農黄帝唐堯虞舜を云へる所もあり、然れど其は後世の聖人と云へり、然るにまた周の文王姬昌を稱せる條々も有り、そは皆その事の趣をもて辨へらるゝ事なり）

〔四〕生生之謂易。成象之謂乾。效法之謂坤。陰陽不測之謂神。一陰一陽之謂道。繼之者善也。成之者性也。仁者見之謂之仁。知者見之謂之知。百姓日用而不知。故君子之道鮮矣。顯諸仁。藏諸用。鼓萬物而不與聖人同憂。盛德大業至矣。

此の條は繫辭上傳に採れり。さて易とは易簡と變易の二義を該たるが。其は初章に出せる本文の如く。彼の上古は人民上下の別なく。禽獸と群を爲して蠢爾たりしを。伏義氏始めて然る蠢民らに人

倫の道を敎ふるは本基とせむ料に。其の制を易簡に立て知易く從ひ易く開示せる故に號けたり。（然らば易簡と名くべきに易とのみ云ふは如何と云ふに。此は乾の大を取りて坤の小をかね、八卦をも總てかく號けたり。乾は尊く坤は卑く乾坤は父母、餘りの六卦は子なれば必かく名くべき勢ひなりかし。）さて變易の義は。八卦に各々某々の象德を具ふる事は天地の定道なるを。其の定道の不易なる中より。乾坤相交りて陰陽をなし。六子交互して四時を爲す、その德用を以てかく號けたり。是を以て生々之謂易と云へり。然れば易簡の義を本と爲し。變易の義を末と心得べし。（鄭玄が易註、また孔穎達が正義などに。乾鑿度の孔子の語に賴りて、易簡變易不易の三義に說たる上の二義は然る言なれど、不易の說は誣言なり、そは易と云ひて不易の義をも該むには、德と云ひて不德の義をかね、仁と云ひて不仁を該たりとも言はゞ云ふべし、然る謂の有べくも非すがし。）また易とはもと蟲の名なり。然るを如此廣大なる道の名と爲たるは何ぞと言ふに。此は變易の義より假借せる名なり。其は許愼が說文解字に昜蜥易蝘蜓守宮也象形。（段玉裁注易本蜥易語言假借、而難易之義出焉、按易象二字皆古以語言假借立名。如象亦同、故許先言本義而後引秘書說云。秘書者明其未必然也。象形者上象首、下象四足。尾亥微故不象。今俗書蜥易字多作蜴非也。）秘書說曰。日月爲易。象陰陽也（秘書謂緯書、參同契曰、日月爲易、剛柔相當象陰陽者謂上从日象、下从月象。緯書說字多言形。而非其義。此雖近理要非六書之本、然下體亦非月也、）一曰从勿とあり。（从勿とは、旗勿の勿に从ふと云へるにて、是また字形の別說を擧たるなり、）また鍾鼎字原に擧たる齊侯鍾の古文に昜と作たれば蜥易の象形と云ふ說。これ本義なるを。次の二說は易簡また變易の義に假借せる後の說と聞えたり。（六書故に昜と書きて、日往則月來、月往則日來、東西代明易義也。故从日而承之以月、借爲蜥易之易。說文曰。易蜥易也、象形、按易文與蜥易之形不類、蜥易則假借也、と有れど、此は古鍾鼎の文を知ずて本末を過れる說なるが上に、書出せる文も

信られぬ字體なり、なほ和漢の學者らに、蜥易の說を殿付して、秘書の說を用ふるが多かれど、皆深く思はざる謬なりかし。)さて其の本義の所に蜥易蝘蜓守宮の三名を出せるに就て說あり。其は同書虫の部に蝘の字の下に在壁曰蝘蜓在草曰蜥易と注せれば。此の二蟲は別物なれど。爾雅の釋魚に。蝘蜓守宮也。楊子方言に。守宮或謂之蜥易。在澤中者謂之易蜴とある如く同類の蟲にて。此を共に守宮とも云ふ故に。かく三名を出せると見えたり。(凡て此の蟲どもの事に就ては、諸書に胡亂なる說ども多く、また其の異名もいと多かり。今それを逐一に辨へむは、說長きが上に然しも此に要とある事にも非ざれば、今は其の大凡をのみ言へり。)かくて此の蟲名の字に變易の義ある事は。これが類の數種あるが中に。十二時蟲とて。日日時々その身色の變易する一種あり。また能く水を含みて雹を降らす神々しき一種も有る故に。總じて變易の義を此の物の名より轉借せるなり。(易てふ名を此の物の名より出たりと云ふ說を卑陋なる事に心得たる倫もある由なれど、彖象の字もまた物に取れる名なるをや。猶易蟲の事を委しく知らむと思はゞ。爾雅及び易の註疏、宋の羅泌が路史の發揮。たゞ李時珍が本草綱目の石龍子守宮などの條々を見て知るべし。)借てしか轉借せるより前假借して簡易の易に用ひたるを始め。猶種々に轉假せること字書どもに所見たるが如し。(此等の事どもは、古今韻會、六書故、字彙など殊に委しく說たり。拔き見て知るべし。)さて秘書の說に。日月爲易。象陰陽也。一曰从勿と云へるは。易を轉じて八卦の名と爲たる後に出たる新義と聞ゆれども。是も謂なき說には非ず。そは繫辭傳に日往則月來月往則日來。日月相推而明生焉。また日月運行一寒一暑。また陰陽之義配日月。また懸象著明莫大乎日月など有るを思ひ合せて辨ふべし。(羅泌が路史に、蜥易の說を爲つゝも、秘書の說を取用ひて、日月爲易、謂之日月、而於文正爲勿、勿月彩之散者也、故月散於日下爲易、散於日上爲晹、相對爲明、對而虧爲昒。易朔也、所謂朔易、晹者晦也、明者望也、昒者望而食者也、今夫日往月來、月往日來、物之

易也、寒往暑來、時之易也、將且忽躍、比夜忽昶、行之易也、熱劇而雹、寒劇而雨、氣之易也。暴石淌雨、積草炎俅、勢之易也。蛇化而鼈、々化而蛇、形之易也、魚群而飛、鳥群而沈、性之易也。精氣爲物、游魂爲變、精之易也。始感而生、終化而死、神之易也。喜而禍伏、懼而福倚、事之易也、是故萬物不易不生。六子不易不成始則終終則始所以爲不窮也と云るは、早くも予が意を得たる說にぞ有ける、)〇一陰一陽は天地の道なり。天の健々として仁なる。地の順々として義なる。其の德を繼ぎ率ひて仁義を體するは善者なり。斯くて其の德を成ことは人々固より天に稟たる性に率ふに因ことと言ふも更なり。(かの天之命謂之性、率性謂之道と有るを思ひ合すべし、)〇好尙いふ。此の章は僅に是のみにて。其の餘は悉註釋を缺れたり。下の條々にも此の類多く有り。

〔五〕天地絪縕。萬物化醇。男女構精。萬物化生。乾道成男。坤道成女。乾知大始。坤作成物。乾以易知。坤以簡能。易則易知。簡則易從。易知則有親。易從則有功。有親則可久。有功則可大。

可久則賢人之德。可大則賢人之業。易簡而天下之理得矣。天下之理得而成位乎其中矣。

此の條は萬物化生と云ふまでは繫辭下傳に採り。其以下は繫辭上傳を取れり。〇好尙いふ。此の條に都て注解を缺れたり。なほ下に本文の出處のみ記されたる條々は皆是に同じ。

〔六〕夫乾確然。示人易矣。夫坤隤然。示人簡矣。有天地。然後有萬物。然後有男女。有男女。然後有夫婦。有夫婦。然後有父子。有父子。然後有君臣。有君臣。然後有上下。有上下。然後禮義有所錯。夫婦之道不可以不久也。

此の條は示人簡矣と云ふまでは繫辭下傳に採り。其の已下序卦傳に取れり。

〔七〕夫乾其靜也專。其動也直。是以大生焉。夫坤其靜也翕。其動也闢。是以廣生焉。廣大配天地。變通配四時。陰陽之義。配日月。易簡之善配至德。易其至矣乎。是故闔戶謂之坤。闢戶謂之乾。一闔一闢。謂之變。往來不窮謂之通。見乃謂之象。形乃謂之器。制而用之。謂之法。利用出入。民咸用之。謂之神。

此の條は繫辭上傳に採れり。其は續博物志に。子曰乾動直靜專。坤動闢靜翕。其根也天根。每日兩度蹴二人尾閭穴一。則海沸出レ潮と云ふ古說を出せり。

〔八〕是故易有二大極一。是生二兩儀一。兩儀生二四象一。四象生二八卦一。八卦定二吉凶一。吉凶生二大業一。是故法象莫レ大二乎天地一。變通莫レ大二乎四時一。備レ物致レ用立レ象成レ器。以爲二天下之亹々一者。莫レ大二乎聖人一。探レ賾索レ隱。鉤レ深致レ遠。以定二天下之吉凶一者。莫レ大二乎蓍龜一。

此の條も繫辭上傳に採れり。○好尙云ふ此章も都て註解を缺れたるが。舊く易に與れる事ども書措かれたる物の中に右の本文に由有る事有れば。其を拾ひ出て記せるなり。見む人徒に備はらむを責む事勿れ。○乾鑿度に八卦數二十四。以生二陰陽一と云ひ。漢の律歷志なる董巴が議に。昔伏羲始造二八卦一。○作二三畫一以象二二十四氣一。消二息禍福一以制二吉凶一と有るを思ふに。八卦各三畫なるは。一卦に一氣十五日を配し一畫に五數を掛けて八卦の二十四畫をまた二十四氣に象れるなり。

（なほ漢魏以前の書等に此の由おほく見へたり、）

斯て此を稽疑に用ひたりし筮儀のさまは何に有けむ詳ならぬが如しと雖ども蓍筮を用たるに論ひ無ればぞ。上に出せる易有二大極一。是生二兩儀一。兩儀生二四象一。四象生二八卦一。八卦定二吉凶一。吉凶生二大業一とある文に法とり。六十四卦の筮儀をも合せ考ふるに。洛書の數に象れる四十五蓍を總て大極に表し。其を手に握せて。分て二と爲して兩儀に表し。右手の一分を格に安置し。其中なる一策を取りて左手に交へて陰陽互交の象に表し。（右手の一分の格に置たるは、地陰に象どり、左手に持たる一分は天陽に象れるなり。）四々四々と揲へて四象に表し。其の餘り一は乾。二は兌。三は離。四は震。五は巽。六は坎。七は艮。八は坤と定む。是を四象生二八卦一と云へり。（但しこの乾一兌二など云ふ數は、八卦の本數に非ず、各卦の成れる次第なるを卦を立るに假に用ひたる數なること、既にも云へるが如し。八卦の本數の乾三、兌四、離五、震二、巽八、坎一、艮六、坤七と思ひ混ふべからず。）偖かく其卦既に立ては。上にも上にも載せる其の卦々の方象事物を熟々に察し。

その稽疑の趣に從ひて其の吉凶を制し定め。禍福を消息せしめて其本業を成しむ。是れぞ謂ゆる八卦定吉凶。吉凶生大業と有る文義の正解なりける。(もし此を然らずと爲ては、八卦にて吉凶を定むると云ふ文義絕て通えず、且つ伏羲氏の筮法も知べからず。心を平にして潭く思ひ、意必固我の俗情を洗除し、謂ゆる齋戒もつて其の德を神明にし、退きて密に藏れて、此筮法を立むに、來を知り往を察せむこと、正に掌を指すが如くなるべし。)さて此の筮法ありて後に。重卦變爻の筮法あり、其は次々に說くを見るべし。

〔九〕是故天生神物。聖人則之。天地變化。聖人效之。天垂象見吉凶。聖人象之。河出圖。洛出書。聖人則之。夫河圖一與六共宗。二與七同道。三與八爲朋。四與九爲友。五與十同途在中矣。天一地二。天三地四。天五地六。天七地八。天九地十。天數五地數五。五位相得而各有合。天數二十有五。地數三十。凡天地之數五十有五。此所以成變化。而行鬼神也。

此の條洛出書聖人則之と云ふ迄は繫辭上傳に採り。夫河圖より同途在中矣といふまでは明の孫瑴が古微書に載たる易緯河圖數と云ひし古書の遺文を取り。其の已下はまた繫辭上傳を採れり。(天生神物云々とは。龍龜及び蓍草などの出たるに則れるを言ひ。天地變化云々とは。天地位を定めて四時錯行するに效ふを云ひ。天垂象云々とは。日月の代明に淑慝あり。星宿の氣運に吉凶あるに象るを云ふ。○河出圖洛出書と云こと。右の本文のみに非ず。乾鑿度にも所見たれどもまた春秋緯にも。河以通乾出天苞。洛以流坤吐地符。河龍圖發。洛龜書感であり。(こは周易正義に引たるを再引たり)。さて此に謂ゆる聖人は即太昊伏羲氏を指せり。其は禮の含文嘉に。伏羲氏德合上下。天應以鳥獸文章。地應以河圖洛書。伏羲則而象之始作八卦。尙書顧命の孔安國が傳に。伏犧氏王天下。龍馬出河。遂則其文以畫八卦など有るにて知るべし。(孔穎達が正義にも案中候握河紀伏犧氏有天下。龍馬負圖出於河。遂法之畫八卦と云ひ、王應麟が玉海にも、安國馬融王肅姚信らが說を引きて、伏羲氏の時に始めて河圖を得

て八卦を作れる由を委しく記せり、就て見るべし）さて河圖を伏羲氏の時に得たりと云ふは。諸書同一の説なれど。洛書をも伏羲氏の時に出たりと云ことは。右に引く含文嘉と此の本文どもより外に古書の所見なく。洪範に天乃錫二禹洪範九疇一。彝倫攸レ叙とある所の孔安國が傳に。天與レ禹洛出レ書。神龜負レ文而出。列二於背一有レ數。至二于九一禹遂因而第レ之以成二九類一。常道所二以次叙一と有るを始め。洛書の事は。多く禹王に係て云へり。（九疇とは疇類也と註せり、是を以て安國が文にはやがて九類と云へり、委くは洪範を見て知るべし、九疇に類を定めたるは、龜背に列なる紋の九ありし故なること、諸注家の云へるが如し。）唐宋以來の諸家の註もみな此に據りて。朱熹が啓蒙本義などにも然言へれど精からず。抑河圖洛書ともに始めて伏羲氏の時に出たるが。其の後また黄帝の時に出。また其の後は禹王の時と凡て三度出たるが。河圖は伏羲氏に名高く。洛書は禹王に名高し。そは伏羲氏の河圖に因りて作れる八卦と。禹王の洛書によりて制れる洪範九疇と後まで現に傳はるが故なり。（倩しか度々出たる事は、乾鑿度の孔語に、其の出る時ごとの趣を記して、見必南向仰レ天言とある見必の字を見ても知べし、但し右の三度は必正に出べき由ありて出たるなるが、其の間にも時時に出たる事あり、其はた小縁の事に非ず、そは太古傳に委しく説たれば、彼の書に就て見るべし、）然るに安國以來の儒者この義を知らず。洛書も河圖も唯一度出たりと思へる故に今の安國が語を執りて。河圖のみ伏羲氏の時に出て。洛書は禹王の時に出たりとし。或は此の本文のみを見て。河圖洛書ともに伏羲氏に係て。右の安國が傳を非と爲るなど。皆古學に昧き謬なりかし。（其の議論のさまは周易折中に記せる元の俞琰が説に、安國何所レ據而有二此説一邪、河出レ圖洛出レ書、聖人則レ之、聖人即伏羲也、是河圖洛書伏羲之時具有レ之也、劉向父子班固輩皆循二安國之説一。謂二河圖授レ羲洛書錫一禹一則是伏羲時、止有二河圖一未レ有二洛書一也、不二亦謬一乎と云るを以ても知べし、然るに亦是より後の書どもに、仍二物ともに伏羲氏の時に出たりと云ふ古説を非と爲たる愚論も彼此見えたり、）然れば

此の本文は更なり。前漢書の五行志なる劉歆が語に。虙羲氏受河圖則畫之。八卦是也。河圖雒書相爲經緯。八卦九章相爲表裡と有るを思ひ合せて易範ともに圖書に原づける事を辨ふべし。此は早く王應麟が玉海にも。畫易之初。蓋兼河洛之數備方圓之理矣とも。河圖洛書易範兼取之矣とも言へり。(然るに近く淸の趙翼が陔餘叢考といふ物に、畫卦不本於河圖と云ふ條ありて、包犧氏仰則觀象於天、俯則觀法於地云々の章のみを執りて此の河圖洛書に則とると有る古說を取らず、長々と論へれど、然る說等はみな正義に、伏羲雖得河圖、復仰觀俯察、以相參正、然後畫卦と云へる說もて拂除すべし、)さて其の圖書の狀は何に有りしと言ふに。まづ河圖のこと安國が語に。龍馬出河、遂則其文と云ひ。また龍馬者天地之精。其爲形也。馬身而龍鱗。故謂之龍馬。高八尺五寸蹈水不沒。聖人在位。負圖出於孟河之中焉とも有り。(こは通鑑前編の註に、孔安國云々と引たる文なり、周禮夏官に馬八尺以上爲龍と見え、先儒の說に、言馬之特異如龍也と云へるが如し、漢書の張晏が註には、庖犧氏將興神龍負圖而至とも見えて龍馬を直に神龍とのみも云へり、)洛書のことも安國が語に。神龜負文而出。列於背有數。至于九と言へり。(大戴禮に、甲蟲三百六十而神龜爲之長と見え、孔子家語にもしか云へり、)此の二文の有狀は。明の章潢が圖書編に。古河圖。古洛書と云ふを出せる其の說に。馬毛之旋。如星點之圓圈者曰圖、龜甲之坼。如字畫之縱橫者曰書是也。河圖之馬不異於凡馬。洛書之龜不異於凡龜。初非怪事。至今馬背之毛。其旋有如星點者。特其旋光此十數耳。至今龜背之甲其坼有如字畫者。特其坼無此九數耳とある旋毛甲坼の文是なり。(此の說を毛奇齡が書には、宋の鄭樵が通志に始めて出たりといひ、易學啓蒙傳疑には臨川の吳氏が說とて引たり、其は何にまれ、古說の殘れる物なる事は下に論ふ說にて辨ふべし、)然れば河圖の文に則とるとは。其の馬背の旋毛の卍形なして星象の如く連れるに則れる義なること言ふも更なり。

○是故天生神物。聖人則之。天地變化聖人效之。

天垂象見吉凶聖人象之。河出圖洛出書。聖人則之。
伊藤長胤が通解に。神物則指蓍艸也。聖人則之。而創大衍之數。天地變化則四時錯行。天垂象則日月代明と云へるが如し。(諸家の說も大抵これに同じ、大衍之數の事は第三十章に出れば其所に委く云ふべし)。河出圖洛出書と云ことは、禮含文嘉にも。伏羲德洽上下天應以鳥獸文章地應以河圖洛書伏羲則而象之乃作八卦とあり。(此の文玉海に引たるには洽を合に作り、事物紀原には乃字始字に作り、八卦易卦に作れり、併是より後の書等にかく云へる說は數ふるに暇あらず。)此の事に就て古今に信と不信の議論紛々たるが。此を信ずる倫は。神幽の理を思へる人なれば其論正直に聞ゆれど。此を信ざる徒は。神幽の理に闇き故に其の論偏僻なり。故今その兩端を記し出むに。宋の蘇軾が言に。河圖洛書。其詳不可得而聞矣。然著於易見於論語。不可誣也。而今學者或疑焉。山川之出圖書有時而然也。魏晉之間。張掖出石圖。文字粲然時无聖人。莫識其義爾河圖洛書豈足怪哉と云へる類は直論なり。(淸の觀弈道人が槐西雜志に、石中物象往々有之、姜紹韻石軒筆記云、見一石子。作太極圖、是猶紋理旋螺偶分黑白也、顏介子嘗見一英德研山上有白脈、作山高月小四字炳然分明、其脈直透石背倘依稀似字之反面但模糊散漫不具點畫波磔耳、諦視非嵌非彫亦非漬染眞天成也。不更異哉、夫山與地俱有、石與山俱有、豈開闢以來、即預知有程邈隷書歟、即預知有東坡赤壁賦歟、即日山孕此石在宋以後又誰使仿此字、誰使題此語歟、然則天工之巧無所不有、精華蟠結自成文章非常理所可測矣と云へる事あり、此は東坡が論の直論なるに、少か感ずる所ありて記し出つ、なほ是に類せる事ども諸書に往々見えたり、)但し此は石に圖書ありし例を擧て河洛兩圖の馬龜に見出せる事もなどか無らむと云ふ意を述たるなり。此は蘇軾のみならず。邵程朱の三氏を始め。宋儒の見にも。彼の兩圖の馬龜に見出せる說を疑へるは有こと無し。(そは石のみに非ず、木にも往々圖書の成れるを見ること有り、無情の木

石さへに然る事あれば、有情の馬龜に圖書の見出あらむも何か疑はむ、成人の學いたく廢れて、人みな神の妙用を知ざる世にしも、古の雜志に載せる如き異あり、況て其の國開闢の始め、神眞しばらく世に出て、蒼民に始めて道を敎ふる當昔に於てをや、）さて其の僻論は長胤が言に。周成王顧命河圖與天球列在東序。則其物儼在。尙傳當時。而夫子與鳳鳥併言。此篇與洛書相叙則知上世帝王首出之瑞物。歷世寶傳以鎭國家如周鼎漢璽耳。故夫子言之以寓聖王不興之歎。吾意上世聖王之興。感蟲獸之靈異。象其文理。因畫爻以敎天下後世。神其事以爲荷天之休命之所致。此篇所叙是已と言へり。こは早く元の愈琰が言に。案經止言河出圖。不言龍馬負圖。書顧命云。天球河圖在東序。天球玉也。河圖與天球並列。則河圖亦玉之有文者爾。崑崙產玉。河源出崑崙。故河河亦有玉。洛水至今有白石。洛書蓋白石而有文也と言ひ。或は若馬龜之說。不過欲神其事而姑妄言之など云へるは。例の生賢しき儒意なり。（猶かく趣に私意を振ひて、

龍馬の圖を負て河にいで。神龜の書を負て洛に出たる古說を信ざる徒は今數ふるに暇あらず、然るは其顧命なる河圖は孔安國が傳に、即ち八卦なりと言へれば、金にまれ玉たまれ木にまれ、八卦を畫せる物なる事は著けれど、其を天球河圖と列せればとて推て玉なりと言ひ。其の臆說より及きて、此なる河圖をも其に誣むと欲するは偏見ならずや。儒者の元より狹量なる凡て如此き神異は信ずること能はず、是を以て然る誣言はするなり）〇さて本文に。河出圖洛出書。聖人則之と云へるは。此の二物の象に發明して彝倫の叙を正し。かつ河圖に本づきて易筮の法を興し。洛書に本づきて龜卜の法を建たる由なるに依りて思ふに。洛書の狀をかの啓蒙傳疑に。龜背坼文如字畫。故謂之書と有るは信に然る說にて。是また卍形なりせる坼文なること疑なし。

〇夫河圖與六其宗云々とは易緯の遺文なる事上に註せるが如し。（是の緯書の全書は傳はらず、其は古微書に云ふ如く、此は何圖の數原を示せる古說なればなり、）さて其の本書に龜取生數一三

五七九、筮取成數二四六八十。一與六共宗。二與七同道。三與八爲朋。四與九爲友。五與十同途と有るを採れるが龜とは洛書を云ひ。筮とは河圖を云ふ。其は龜卜は洛書に因りて成り。筮法は何圖に因りて立たる故にかく言へり。生數一三五七九を取るとは。洛書は下に圖する如く。奇數のみ四正中央に在り。偶數は四維に在れば。奇數を主に取るを言ひ。成數二四六八十を取るとは。何圖も下に圖する如く。奇偶みな四正中央に在れば。偶數を主に取るを言ふ（然れど本文の義己が意には聊か必得かぬる節も無きに非ざれば、今註する旨もいかゞ有らむ覺束なし、後人なほ能く考ふべき也。）一與六共宗と云ふより以下は河圖の文様を傳へし古說なるが。此はまづ五行の方。及び其の數より心得べし。其は梁の蕭吉が五行大義に。尙書洪範云。五行。一曰水。二曰火。三曰木。四曰金。五曰土。皆其生數也。禮記月令云。水數六。火數七。木數八。金數九。土數五。皆其成數也、洪範是上古創制之書、故言生數、月令是時候之書故言成數、唯土言生數者、土以能生爲貴、且以成四行足備之矣、是其能生能成之義也、）天以一生水於北方陽氣動於子。始動無二。故水數一也。陽極生陰。陰氣始於午應言一而云二者。以陽之實。故火數二也。陽左動而長於東方。長則數增故木數三也。陰右轉而居於西方。在陽之後。故金數四也。陰陽之數始乎一周然後達於中總括四行。苞則彌多。故土數五也、（五行は、其の德を以て云ときは、木火土金水を敍とし、其數を以て云ときは、水火木金土を敍とす、水の第一に在る故は、春秋元命包にも、水者天地之包幕、五行之始焉、萬物之所由生、元氣之津液也と云へり、水を天地の包幕と云ことは既に太古傳に云へりき）此並生數未明成數。傳曰。五者天之中數也。水得於五。其數六。用能潤下。火得於五其數七。用能炎上。木得於五。其數八。用能曲直。金得於五其數九。用能從革。土得於五。其數十。用能稼穡。（こは水一火二木三金四土五の生數に、各々天の中數なる五を得て、水六火七木八金九土十の成數と成れる由を云へる說なり）五行生數未能變化各成其事。於是天

以五臨民君化之と有り。（○因に云ふ生數成數と云ふに二樣あり、其は今引く大義に、洪範と月令とを引きて云へる生數成數は、一より五までは壯盛になり行く意にて、五行の德に萬物の生長する義を包て生數と云ひ、六より十までは萬物の成熟になり行く意にて五行の德に萬物の成熟する義を包て成數と云ふなり、また本文に生數一三五七九、成數二四六八十と云へるは、天陽は生々を德とし、地陰は成々を德とする故に、奇數の天に屬するを生數と云ひ、偶數の地に屬するを成數とは云へるなり、思ひ混ふべからず。）水は北方の行。一六は其の數なるに。共宗と云ひ。火は南方の行二七は其の數なるに同道と云ひ。木は東方の行。三八は其の數なるに。爲朋と云ひ。金は西方の行。四九は其の數なるに爲友と云ひ。土は中央の行。五十は其の數なるに同途と云へれば。各々その位所も推察られたり。（共宗、同道、爲朋 爲友、同途と云へるは、唯文を變て、相合ふ狀を云へる耳なれば拘はる可からず。）然れば鄭玄が注に。天以一始生水於北方。地以其六而成之。地以二生火於南方。天以其七而成之。天以三生木於東方。地以其八而成之。地以四生金於西方。天以其九而成之。天以五合氣於中央生土。地以其十而成之。以備天地間所有之物也と云へり。（此は五行大義また周易正義に引たるを省略して再引たり、其は此の易注今に傳らざればなり、但し王應麟が玉海に、諸書に引たる文を抄し出せる本は有り。）さて此の鄭玄が註に就て熟々思ふに。今傳はる繫辭傳に一與六共宗云云の文なきは疑なく缺文也。然るは鄭玄が當時用ひたる本に。もし此の如き文なく。唯に天一地二云々の文のみ有なむに。其の圖文の本樣を知べき由無ければ。右の註は絕て書得まじき說等なり。心を平にして能く想ふべし。（然るに天この古說を亡はず、繫辭傳の文は缺たれど、緯書の殘文に存りて今かく補ひ得られしは孫瑴が功また大なりと云ふべし、なほ下にも云ふを見よ。）さて其の河圖の本樣は。上に引たる圖書編の說に。馬背の旋毛の星象なして。連れりと有ると。此の本文。及び鄭玄が注とに因りて。其の圖文の樣を想像するに。

決めて左の如き形なると所思ゆるなり。然言ふ故は皇國にも。然る旋毛もある馬の出ること。古今の間に時々有ればなり「圖書編に、古河圖と題して、◎此の如き圖點五十五を今の形に著せる圖を出して、此圖與二世所一レ傳之圖一異、故名二古河圖一云と有るは、信に古圖の傳はれる物か、然れど旋毛は今寫し出す如く圈にめぐる物に非らず、殊に其五十五の圈、或は左なる有り或は右なる有りて、此の圖の正理に合ざれば、一向には信られず、亦皇國に傳はる家相の古傳書に、◎かくの如き旋點五十五を今の形に著せる圖あり、此はいと早く彼より傳へし物か、もし然も有らば、彼の國に古く傳へし河圖は此の形なりしを、圖書編なる圖は其を寫し謬れる物か、然れど其の古傳書の圖も、五十五點みな右の形なるは、此の圖の正形ならず、故今は世に有ゆる圖どもに拘はる事なく、今の本文及び上に出せる說等に頼りて、新に其の眞形を摸しつ、其は此の物の眞理古說を發明し得たらむ上にては、誰摸したらむも、此の形より外に摸し得られぬ定形なればなり」其の古きは姓氏錄。額田部連の條に。允恭天皇御世獻二額田馬一。天皇勅二此馬額如一二田町一。仍賜二姓額田連一。と見え。後ながら太平記に。出雲の國の鹽冶高貞が許より。龍馬なりとて月毛なる馬の。三寸許なるを引進ず。其の相形げにも尋常の馬に異なり。骨擧りて筋太く脂肉短く。頸は雞の如くにて。立髮は膝を過ぎ。脊は龍の如くにて。四十二の辻毛を卷て。脊筋に連れり。兩の耳は竹を批たる如く直に天をさし。雙の眼は鈴を懸て地に向ふが如し。と有るなど是なり。(尚委しくは本書どもに就て見るべし、此の馬日の御前と云ふ所より上れりと諸所に云ひ傳へ今に蹄跡石に在りと彼の國人は云り、太平記なる龍馬の形相いと能く記し傳へて、太昊氏の時に現はれし龍馬の形相も大むねかくや有けむと想像せらるゝか

河圖眞形圖

し〕抑允恭天皇の勅に如二田町一と詔へるは。神世の初に天上にて神の始め給ひ傳へ賜ひし。太兆の占法に麻知形とて鹿の肩骨に田かくの如き形を畫して。卜なふ事ある其の形に如たりと勅へるなり(此の卜法の事は對馬傳の龜卜法に殘りて我が徒に、上田百樹、伴信友など云ふ人々の考證せる說等あり、其を折衷して予が古史傳に委しく說明せるを見るべし〕

笠内辻

吮給辻

新地辻

さて馬に然る旋毛有るを。皇國の言に辻と謂ふ其は我が祖父は馬術の達者にて其の受られたる奥傳中に。相馬の書あり。額の眞中に在るを壽星辻といふを始め。辻の圖象及び其の名の多く見えたる中に。此の如き辻ども有り。笠内辻は。髮の中と手取髮との眞中より脊の左右に度る。吮給辻は脊に在り。新地辻は。膝ふし裡の方。折目より上。股の付根までの間に在り。其の連並れる狀。頗ぶる星象に似たるが。此を一つ放ちて其の形を視れば。各々卐かゝる狀に見ゆる故に辻とは云ふなり。太平記に龍馬の形を言ふとて四十二の辻毛を卷て脊筋に連れりと有るを思ふに上代よりの名と聞えたり。(辻の字は諸越の字書どもに見えず、此は十字街の形を思ひて作れる皇國の新字と見ゆるが、和名抄に、吳均が行路難に縱横十字成二阡陌一と云へる文を引きて、今按ニ十字者東西南北相分之道、其中央似二十字一也、俗用二辻字一都牟之とあり、然れば都自と云ふは。都牟之の省語なり。武用辨器といふ書に。馬の部に或說とて旋毛は辻なり。卍かく生ずる物なる故に辻と云ふと言へり。(備かく彼方の古說と此方の古事とを採並べて考ふるに。謂ゆる河圖はもと馬背の旋毛の星象なせる物ぞと言ふが正說なること。又その旋毛やがて卐形にて。我が天皇命の如二田町一と詔へるに同じ物の。星象なして連れるを。寫し留めて河圖と名けし事も。いと定明に知れたり、(我が古昔の神語に、太麻邇の兆を麻知と云へり、其は太麻邇の麻邇と同語にて任また隨意の義にて、其は鹿の肩骨を灼て。其の火坼の兆のまに〳〵行ふ法

なればなり。其は其の兆を驗るに其骨に田の形に壽して灼くが故に之をやがて麻知と云ふ、允恭天皇のかの馬を御覽じて田町なせりと勅へるは是の故なり。また町を麻知と訓むも田形に似たる故の語にて。此の町の字また本は田より作り出たるが、其田の本は卍より起れること下は云ふを見て知るべし」さて洛書の中央㐅は四維を指せる交午の象なるを即五數の文字に用ひて。七九の陽數も是より變作し出たる文字なり。また河圖の中央卍は伸ては四正を指せる縱横十字の象なるを。即萬數の文字に用ひて十千の陰數字も是より變作し出たる文字なり。其由は次卷に說くを視て知るべし諸蕃國には其の正しき古傳說なく。偶に道に志あるも其の大端をだに知べき便なき故に。物に准へて太兆の麻知形を示し。其の心に感應せしめ給へる神慮なることを辨ふべし。其は西蕃國のみならず印度にも甚古く麻知形なる圖を傳へて。其を吉祥相に云ひ。彼の國字を察れば其の形より起れりと見ゆ。(其は印度藏志に悉曇章の所に論へるを見て知べし、熟々上に記せる事共を想ふに此の伏羲氏の時は更なり、黃帝禹王の世に出たる圖を負る龍馬、書を負へる神龜も、我が大神の御心と遣しゝ物なること疑なくなむ」然るを宋の法雲僧が翻譯名義集に。此の祖を出して。大周長壽二年主上權制ニ此字ー著ニ於天樞ー音レ之爲レ萬。謂吉祥萬德之所レ集也と云へるは法雲この古文を知らず。印度にも古く有來し圖相なる事さへに得知らずて。此の時漢土にて始めて制れる物と思へるなり。(其は大周の主上とは唐の世に武后と云ひし女主を云ふ、其の夫高宗が死ける後に。唐の祚を奪ひて大周と稱せるが、長壽といふは其が年號也、惡嫗のならひは然る物にて甚く佛法を信みしかば、佛菩薩にさる旋觸ありしと云ふ說を聞て、それに似むと元より有り來し卐の字をとりて、然る痴事や爲たりけむ。其はマンの音なるを以ても古字なること知べく。また此の女主が時より前に譯せる佛經に。此の字を擧げて室哩末蹉を譯し、かつ此の女主が作れる□字の中にも此の字は出ざるを以て辨ふべし。然るに法雲さる辨へも無く、此の女主が權に始めて制せる文字と思へるは甚拙なし、凡て彼の

名義集と云ふ物、梵語を云ふには誰もまづ引出る物なるが。印度藏を見ること甚少なく、無下に拙なき書にぞ有ける、此は序なれば少か驚かしおくのみ。)〇天一地二云々は初めに註せる如く繫辭傳に採れるが。(但し注疏本を始め諸本に、地十より上二十字を。天數五云々と云ふ章より末に遠く放ちて出せるは錯亂也、今は漢志及び朱熹が本義に從へり。)天一と云ふより地十までは謂ゆる河圖に連並れる數にて。一三五七九は奇數。陽の象なる故に天と謂ひ。二四六八十は偶數。陰の象なる故に地と謂ふ。また此を中分して言ときは。一二三四五は五行の生數にて天に屬し。六七八九十は五行の成數にて地に屬す。此は既に前に云へり。〇天數五とは。一三五七九の五奇數を言ひ。地數五とは二四六八十の五偶數を云ふ。(鄭玄王弼らが註を始め、諸先輩の注皆是の說に外ならず。)〇五位相得而各有合とは。五行大義に。王曰。五位水火木金土也。謂水在天爲一。在地爲六。六一合於北。火在天爲七。在地爲二。二七合於南。木在天爲三在地爲八。三八合於東。金在天爲九。在地爲四。四九合於西。土在天爲五。在地爲十。五十合於中。故曰五位相得而各有合也。韓曰。天地之數各有五。五數相配以合成水火木金土也と云へるが如し。(王とは晉の世の王弼字輔嗣を云ふ、周易正義は此の人の注を用ひて疏せる物なるに、上に出せる鄭玄注を擧て此の說見えず、然れど五行大義にかく引たる上は、梁の世まで傳はりし王注本には、前條に補へる本文及び此の注も存せること疑なし、然れば今傳はる王注本は右の本文注ともに缺たる本也、然るに五行大義もまた彼の國には絕たるを。近頃此の方より渡してぞ已が國に然る物ありきと知たりける、韓とは王弼が弟子韓康伯と云ふ人なり、此の說は今の注疏本にも見えたり。)五位相得而各有合と云ふこと。右の鄭玄王弼が註ある故に。河圖數の四方中央に位する樣を云へる語と滯らず解し來つれど。此の二人が注なくは。五位相得て何なる樣に合ふと云こと誰かは知らむ。亦是の二人も右の本文を見ざらましかば。爭か右の注を爲さむ。然れば彼の二十五字は。全匱にも藏すべき

古說にこそ、(然るを和漢の注家一人も此の義を辨へず、鄭玄が注に賴りて解しつゝ、其の注に今本の本文に見えざる義を釋たる事の由來をも考へざるは。旄瀰の極みと云ふべくなむ。)〇天數二十有五は。五奇の積數なり。地數三十は。五偶の積數なり。此の兩積數を凡ては五十有五なり。此の五十有五の中の五を以て八卦を作り。其の大衍せる五十を蓍策の數と爲して。卦々の變化を天地神明に質し知り。凶を避けて吉に就くを。變化を成し。鬼神を行ふとは云ふなり。(其はなほ次々に註ふを見るべし。)〇圖書編に。圖書天地之至文也。求道而不求諸天地之至文。其何以知天地之化育哉。謂龍馬負圖出于河中。夫固造物開先之意也。聖人則之以畫圖也。其立象垂訓之意亦深矣哉。馬身旋文。其於陰陽之老少。奇偶之位數一皆天地自然之文。而伏羲則之爲圖。其於八卦之義。自有相胳合者在矣。(朱熹が易學啓蒙の序に。是豈聖心思智慮之所得爲也哉。氣數之自然形於法象。見於圖書者、有以啓於其心。而假手焉耳と云ひ、王應麟が玉海に、古三墳云、伏羲氏皇策辭曰、惟天至仁。於草生月天雨降河龍馬負圖、神開我心と云へるなど皆同じ意ばへにて、實に然る言どもなり。)今白圖之數言之。一二三四五生數也。六七八九十成數也。一乃數之始。十乃數之終。而五則天地之中數。陰陽之總會也。故數至五而極矣。奇偶並皆陰陽類配。五位相得而各有合也。予此而觀其相生之序。則水生木。木生火。火生土。土生金。金生水。其生々之義亦無窮也と言へり。(或はまた默識河圖而大極生々之妙、完具胸中。則天地之化幾聖神之治教、不事他求。而三才一貫萬物一體備是矣、可見執中執此也、愼獨愼此也、千古之心傳、傳此也、可以圖象忽之哉とも云へり。)允に此の說等の如く。彼の神靈龍馬は其に皇天上帝の使者にて。太昊氏に蠢化の民を敎導すべき道の基を與立せしめ給はむ料に示し錫へるにて。龍馬を河より出せるも。彼の蠢民らを其の異に驚かし給ふ天意なりけり。是を以て伏羲氏聽て其の圖象に賴りて三才の道を發揮して。民用に前だち彝倫の叙を開示し。易簡に八卦を畫して。天命を

知り。稽疑を定むる道をも教へしなり。（洪範に帝かの鯀が無道を悪みて九疇を錫はず、禹の有道を善して九疇を錫へる趣なるを以て、此の謂れは知べきなり、馬は河に出べき物ならぬを、河より出たる事も小縁の事には非ずかし。）さて龜筮の二術ともに。其の興りは伏義氏の時なるが。八卦を作れる趣は說卦繫辭の二傳にても知れど。龜卜を立たる趣は物に見えず。然は有れど。此は禹の建立せる洪範の九疇にてぞ所知たりける。其は九疇第七に。明用稽疑と有りて。下の文に其の稽疑の趣を委曲せるを視るに卜筮の說にて。孔安國が傳に。龜曰卜。蓍曰筮。考正疑事。當選擇知卜筮人而建立之と有るを以て知るべし。（九疇は洛書の數に因りて禹王の叙たる事は、下に引たる安國が傳に云るが如し、斯て其の建たる趣は必ず伏義氏の時また黃帝の時に叙たりし法に因循して、建けむ事云ふも更なれば、洪範九疇に見ゆる事ども、卜法も何も、伏義氏の叙たる法とは、甚き變替の有まじき事も、また准へて曉るべし。）さて洪範と周禮とに依りて。龜卜の趣を攷ふるに

奇異くも我が神世に始め給ひし大兆の法に符合するは。伏義氏元より大物主神に坐せば。皇天より然る神龜の錫物を受て。太麻邇の法を其隨に傳へ給ひし故なり。然らずば、斯迄符合すべき謂有べくも非ず。但し中に合ざる事は。太兆には鹿の肩骨を用ふるを。卜法に龜甲を用ふる事のみ違へり。然れど是も其の傳へし當昔は鹿骨を用ひしを。後に其の傳來せる時の由緒などを思ひて。龜甲に換たるにも有るべし。（王充論衡に、卜筮の事を云へる所に、子路問孔子曰猪肩羊髆可以得兆、雚葦藁芼可以得數。何必以蓍龜。孔子曰、不然蓋取其名也、夫蓍之爲言耆也、龜之爲言舊也明狐疑之事當問耆舊也と有るを思ふにも、蓍龜を用ふるが後なる事は知られたり、猶古く羊肩猪髆の類を用ひて卜せること、皇宋類苑、元史などにも見え、太平御覽卜筮の部には諸書を擧たり就て見るべし。）斯て筮法は其の卜法に因循して立たる術なり。是を以て其を卜法の次に立て卜筮と云ひ。龜筮と稱して。周禮に。凡國之大事先筮而後卜と有るも筮には事を決せず。卜にて事を決す

る例にて。卜の重く筮の輕き所以なり。（また筮に預かる字ども、卜に从ふ字の多かる事も、卜法まづ有りて、筮法は其に因循して出來し證のいと炳き者なり、其は次卷に註ふを見て知るべし。）然に何ば其の稽疑の法に於ては、卜法にて足なむに、筮ちふ謂に依りて八卦をもて疑を稽ふる筮法をも立けむと言ふに。此は其に稽疑に用ふる法には有れど。其の本義を索むるに輕重自他の差別あり。其は卜法はも。鹿肩にまれ龜甲にまれ。其を灼たる坼目謂ゆる兆に資りて。天神地祇及び人物の情狀を稽判する法なれば。最重き道なるを。筮法は時命の自が心に決し難る事をし。筮を執りて鬼神に質し稽ふる法なれば。他の情態を知る卜法よりは容易きことと知るべし。（其は人に科せて爲しむるも自行ふも同じ理なり、斯て筮法卜法のかゝる差別は、古人の説の有りや無しや知らず、此は皇國の太兆を行ふ趣と、彼の國の龜卜を行ふ趣とを、年頃思ひ合せて己が意と定めたる説どもなり）さて鬼神の情狀を察し。かの陰陽を爕理して。國を治め民を養ふは君子の任なり。是を以て卜は國政の大義に係る事にこれを行ひ。筮は然る大事は更なり。小事にも之を行ひ。士庶人と云へども。是に依りて疑を稽ふべき行の設なり。其は説郛に出せる大戴禮記の逸文に。大夫已上兼卜且筮。士則但筮卑之[illegible]也と有るにても辨ふべし。（また秦漢以前の史書をよく見む人は誰も自づからに。其の差別を知るべし、猶この卜と筮との差別は更なり龜卜の事には言ま欲しき事ども多かれど、此には所狹き態なれば、仍別にも云ふべし。）○好倘云此章に繫れる事ども別に記し措れたる物の中に。或人問ふ。繫辭傳に河出レ圖。洛出レ書聖人則レ之と言ひ。朱熹の本義啓蒙などに。其圖とて出せれど。其の圖は僞なり。其の圖書に則ると云も。古き謬説なりと云人有るは信なるか。答。其の説の非なる由は。既に上に論るにて炳焉なる事なるを。然云ふに與されて。猶その異論を辨へば。伊藤長胤が周易通解に所レ謂河圖洛書者漢唐注疏。並不レ詳ニ其爲ニ何物一。今所レ傳二圖出ニ華山道士陳摶一。傳ニ之邵子一而朱子用レ之以解レ經。夫以レ今而視レ宋則宋爲レ古也。自ニ羲禹周文之時一。而視レ宋則世之相後

不知幾千萬年。兩漢南北朝諸儒俱不詳其物。而晩出于唐宋之間則固可疑也と言へり。（斯て其の所見を述たるを見るに、尙書顧命に河圖と天球と列せれば、其の物儼に當時に傳はれり、繫辭傳に洛書と相ひ叙づれば、上世帝王首出の瑞物にて、寶傳して國家を鎭する周鼎漢璽の類なり、吾意ふに上世聖王の興るに蟲獸の靈異に感じ、其文理に象どり、因りて爻を畫して以て天下後世に敎へ、其の事を神にして、天の休命を荷するの致す所と爲す、繫詞に叙づる所是のみと言へり、此は早く元の兪琰が論へる說にて、其の後の儒者も多く雷同せる說なれど、二圖ともに上に委しく論へる如く、もと神龜龍馬の背文なりしに論なければ此は論ずるに足らぬ說なり、）近く淸の觀弈道人が槐西雜志にも。世傳河圖洛書出於北宋。唐以前所未見也。河圖作黑白圈五十五。洛書作黑白圈四十五。考孔安國論語注。稱河圖卽八卦（孔安國論語註今已不傳此條乃見何晏論語集解所引）是孔氏之門本無此五十五點之圖矣 陳摶何自而得之と云るに同說なれど俱に非也。（長胤が周易通解を著せるは享保十七年の事なり、槐西雜志は彼の國の乾隆五十七年に著せる書なれば享保十七年より六十年余り後れたり、然るに其說かく符へるは珍らしくこそ）然るはまづ此の二圖を唐宋以前に其の議なしと云へるは如何ぞや。先秦の古書ども及び孔安國劉歆が時より。神龜龍馬の背に有ける文なる由を說來り。かつ上に引く繫詞傳に河圖の數を說き。洪範大戴禮などに洛書の數を擧たるをなど思はざりけむ。（若この繫辭と大戴禮なる數を、河圖洛書の數ならずとせば何物の數とかせむ）また此の二圖を陳摶より出づと云るは。朱熹の本義に此の兩圖を出せる次に、伏羲八卦次序。同方位。同六十四卦次序。同方位の四圖を擧て。其の下に古伏羲四圖。其說皆出於邵氏。邵氏得之李之才挺之。挺之得之穆脩伯長。伯長得之華山希夷先生陳摶圖南者。所謂先天之學也と有るに依りて言へる說なれど此は麁漏なり。（そは此の文は伏羲八卦次序と云ふ圖より以下四圖の事にこそ有れ、前に出せる河洛の二圖には關からぬ語なり、若この二圖をも云るならば、右六圖と云

はでは其の員の合はざる物をや。）また長風が易學は宋儒の學を奉じたるに。彼の易學啓蒙に正しく關子明云。河圖之文。七前。六後。八左。九右。洛書之文九前一後。三左七右。四前左。二前右。八後左。六後右と云ふ語を擧て。此圖の證と爲たり。（また觀奔道人が河圖即八卦と云へる論語の註を執りて、今の圖を僞物といふ證に備ふれど此の註は八卦は河圖に本づきて作れる故に、かく云へるにこそ有れ、孔氏の門にもと此の圖無りしと云ふ證には引出べくも非らず。）然るを南北朝諸儒倶不レ詳二其物一とは何ぞや。關子明は北魏の人なれば唐より二百年前の人なるをや。（此は宋儒の例の、僞學に、下に引たる洪範大戴禮などの文を虚構し、子華子をば依託の書とし、五行大義も見ざりし故に、偶に此の語を見得て、かく證文とは爲たるなり、傳程朱氏らが學に本據の立ざること、此の一事にても知るべし、然るを俗に程朱らが書に非ざれば用ひずと立たる學者の多かるは。笑ふに堪たる中にも、亦憐むべき事なりかし、關子明は關朗字は子明と云へり、其の著書ば今傳はらず、此の

説もと何ちふ書に載せりけむ、今知べからず漢魏叢書中に、關朗が易傳と云も收たれど僞書と見ゆるが上に、今の文は見えず、偖この關朗が河圖の象を説たる語に、決めて二前一後三左四右五十居中の十二字を脫し。洛書

の說に。五居レ中ニといふ三字を脫せり。本義啓蒙などに其の論なきは疏漏の極みと云ふべし、其は今云ふ文の無くては河洛の數に合ざればなり。)然は有れど其の兩圖は。唯其の說のみ古く聞えて書に出せるは。宋儒の書ども其の初めなれば。此は姑く道家の秘笈より出し傳へたる物として在むも難なし。さて本義啓蒙などに出せる兩圖其の狀斯の如くにて。右に引く古說どもに熟く符へるは古圖の傳はれる物なる事論なし。(なほ洛書の事は次章に委しく辨ふるを見るべし。)抑かの國の學道の原始は。天神その本據と爲すべき神物を示し與へ、太昊氏其始めを開ける後に、畏き人々次々に世に出て、漸々に整へもて來し間に、また漸々に其道二つに岐れたり。其はその傳道する人の中に眞聖賢と擬聖賢とありて。眞聖賢は專と天地神明の自然なる幽致を探ねて其道を修爲し。(後にそを玄道仙學と稱し、其道に學び至れる人を神聖と稱し、其の道を學ぶ者を指して道士と云ふことゝ成れり。)擬聖賢は口にこそ天地神明を稱すれ。天道の幽致を精究する事を勤めず。唯に人道常理の淺薄

なる事をし專と誨せり。(こを後に推て聖道と稱し其の學を儒學と云ふ、其道に學び至れる人を誣ひて聖賢と稱し、其の道を說く者を儒者と云ふ。長胤が著せる古今學變と云ふ物あり、周より以來儒學の學變をば說得たれど今己が說く學變をば得知らでぞ在ける。)僅かく二つに岐りて後は。其の儒學を奉ずる者は倍々さかしらを專と爲し。凡世の瑣瑣たる小理談に拘泥して。神界の玄理幽妙を蔑如し。古書と言へども神異にわたる古說をば笑ひて信せぬ事と成れる故に。然る古書どもみな玄道を修爲する人の秘笈に納めて世に出さず。是を以て儒者の謂ゆる經書に載せる事の本說を失へるが甚多かり。(然るは儒道もと玄道より出て末學に流れ其源をかき濁らし、其の古說をさへに笑ふ事と成しかば、必かく有らでは叶ざる謂なり、其は河圖洛書の古傳のみならず。其の大きなるに至りては、何事に就ても常に天命は上帝よと口實になし繼レ天立レ極など常に云へど、其上帝天命立レ極の古說は如何と問はむに、儒者のもて囃す經書といふ書等にては、其古傳の眞說を知べき便ある事なし、

此の餘に本を失へる說は今悉く數ふるに暇あらず。)然るに玄家の祕笈なりし古傳說の書等も。次次に篤志の人に傳へつゝ。世に現れたるが多かれば。今傳はる河洛の兩圖。本義に、かの謂ゆる四圖と共に出せるを思ふに。然こそは言はね。實は陳搏より出けむも亦知べからねば。姑く道家は祕笈より出たりと爲て在むも難なしとは云なり。(然るは陳搏は更なり、よし何人に出たりとも、上に論へる太兆の卐形を知らず。下に云ふ太極の眞象を知ざる後人の僞作せむこと、思ひも寄まじき圖形なればなり、玉海に、書目に易龍圖一卷陳搏撰と有るなどをも思ひ合すべし。)然るに長胤など其晩出を以て故實に徵し考へむ事を思はず。儒籍に闕典多き事をば疑はで。疑ふまじき河洛兩圖の晩出を疑へるは、豈儒見の固陋に非ずや。其は事物の隱顯また時ありて。後なる物の早く世に顯はれ。前なる物の晩く世に顯るゝも常の例なるをや。(朱熹と長胤は和漢の兩雄とも稱ふべき儒者なるが朱熹はその晩年に及びては、易によりて鬼神の情狀をし伺はむと勤めたりげにて、彼兩圖を大に信じ、其啓蒙の序に、是豈聖心思智慮之所レ得爲一也哉。特氣數之自然形二於法象一見二於圖書一者。有三以啓二於其心一、而假レ手焉耳とさへ言へり。氣數之自然と云るは卽天つ神の御心なり、然れば假レ手と云るは殊に感たし、信に河洛の二圖は天神のわざと伏羲氏の手を假りて、彼の國人に道を敎ふる基を授け給へるなり。長胤が言に其の事を神にして天の休命を荷せりと爲たる物ぞと云へるに比すれば、其の見の高きこと數層と云ふべし。)倍また槐兩雜志に。上に云へる河圖の論の次に。洛書旣謂二之書一、當レ有二文字一。乃亦四十五圈與二河圖一相同是宜レ稱二洛圖一。不レ得レ稱レ書。繫詞又何以別レ之曰レ書乎 劉向劉歆班固。並稱二洛書有一レ文。孔穎達尙書正義。併詳載二其字數一(洪範初一曰五行一章、疏曰五行志全載二此一章一云、此六十字皆洛書本文計天言簡要必無二次第之數一。初一曰等二十七字、是禹加レ之也、其敬用農用等一十八字、大劉及顧氏以爲レ龜［　］背先有總三十八字 小劉以爲敬用等皆禹所二第叙一。其龜文惟有二二十字一云々。雖レ所レ說字數不レ同、而足レ見三出レ漢至レ唐洛書無二黑白點之僞

圖也。（未可執盧辯晩出之說、（明堂九室法龜文始見北齊盧辨大戴禮註、朱子以爲鄭康成說、偶誤記也、）遂以太乙九宮眞爲神禹所受也。（今術家所用洛書乃太乙行九宮法、出於易緯乾鑿度、即漢書藝文志所謂太乙家當時原不稱爲洛書也、）と云るは、精しきに似て尚然らず。其はまづ既謂之書當有文字と云れど。此は泥めり。河に圖と云ひ。洛に書と云るは、古昔より文を互にして唱へ來れる耳にて。本より然る差別ありし語に非ず。然らば尚書正義に其の字數の議あるは如何と云ふに、其は洛書に本づきて說を爲せる古書なりし故に。しか號けたる書の議にて。春秋說題辭に河圖有九篇。洛書有六篇と云へる類の殘文と聞えたり。隨書の經籍志にも。河圖九篇。洛書六篇の目有れど。倶に佚書の部に出たるを思ひ合すべし。（其は河圖九篇と有れば一部の書篇と聞ゆるに、唯に河圖と云ひ、また古く河圖と稱せる書の多かれど、其みな圖には非ず。河圖に本づきて記せる常の書篇なるに准へて、圖といひ書と云へるに然しも拘るまじく、文字互に云ひ來れる物と易らかに心得べき事を辨ふべし、また玉海にも隋志緯書河圖二十卷、梁河圖洛書二十四卷亡、河圖龍文一卷、文選註引之、其書出於前漢有河圖九篇洛書六篇云、自黃帝至周文王所受本文又別有三十篇云、自初起至于孔子九聖之所增演以廣其意、又有七經緯二十六篇並云孔子所作並前合爲八十一篇云々とも有り思ひ合すべし。）さて今の洛書圖を太乙九宮圖なりと思ふ由なれど。此は本末違へり。然るは洛書元より天地の實理に出たるが故に。其の數自然に。太乙の九宮を行るに符合するを以て、其の九宮に象どり作る明堂の制法に用ひたるなり。是を以て太戴禮の明堂說に其の數を擧げ。盧辯が註に。法龜文故取此數以明其制也とは言へり、（太戴禮の本文は次章に引たるを見るべし。）かくて此の盧辨は北齊の人にて。隨唐より前なり。然るに此の龜文の議あり　是にても今傳はる河洛兩圖を。唐より後の僞物なりと云ふ說の非なる事。また著明に知られたり、（太一九宮法の事は、已別に考へ得たる旨あり、九宮發揮と云ふ物を著はして其に云へり、）

〔十〕天地之大數。莫過乎𠄡。莫中乎五。𠄡居中宮。以制萬品。中之所以起也。中之所以止也。龜鑿之所以靈妙也。神響之所以圓融也。通乎此。則條達而無礙者矣。是以一與四抱九。而上躋也。六與八蹐一。而下沉也。載九而履一。據三而持七。𠄡居中宮。數之所由生。一從一橫。數之所由成。故曰。天地之大數。莫過乎𠄡。莫中乎𠄡。通乎此。則條達。而無礙者矣。

此の條は都て子華子の大道篇に採れり。其は河圖洛書に係る古說の明文なるが。是以と云ふより以下は別に洛書九宮の像數を傳へし古傳なり。(此の書は孔子と同時なりし、程本字は子華と云ひし人の著書と云ひ傳ふれど、前漢の劉向が序に、其の書編離簡斷、是以門人弟子共相綴隨紀其所聞、而無次叙、非子故所著之書也と云へり、信に然るべし、)さて天地之大數莫過乎𠄡とは。說文に五の字を𠄡と作て。五行也。从二陰陽在天地之間交午也。㐅古文如此と有るを思ふに。五行を本として作れる會意の字也。斯て萬物悉く五行の精氣に成ざるは無き故に。天地間なる物の大數は五に過ること莫しと云へる義なり。(然れば上に出たる河圖の數に、一三五七九の天數たる。二四六八十の地數たるが、互に交はりて十數に具はること、自然に天地の大數に叶ふ道理までを深く思ふべき事にこそ、)○莫中乎五。五居中宮以制萬品とは、まづ五行大義に。孔子曰。昔丘也。聞諸老聃曰。天有五行。水火木金土。分時化育以成萬物。其神謂之五帝。行言五者。明萬物雖多數不過五。故在天爲五星。其神爲五帝。在地爲五方。其鎭爲五岳。五行遞相負載休王相生成萬物。運用不休故曰行也と言へり。(謂之五帝と云ふまでは。魏の王肅が集記せる孔子家語に見えたる語なり、)此は信に然る說にて大空に水火木金土の五星あり。各々其の神の邦域なるが。紫微中宮にまた其の神の常居あり。是を五帝座と謂ふ其に對して大地の五方に五岳の鎭輔あり。是を五帝の下都と謂ふ。五星及び五帝座と五岳遞に相ひ負載し。周行旋轉すること終古に休まず。其の神靈もつて萬品を制造し出る事なるが。誰か此の大柄を執る者ぞ。上に上皇太一あり。次

に元始天王の大尊有れども。獨任じて其の主宰たるは。彼の古籍に謂ゆる天皇太帝。わが神典に謂ゆる伊邪那岐大神になも新坐ける、(此れ等の事を委く知まほしく思はむには、西蕃太古傳及び天柱五岳餘論に就て見るべし、此には其の大略を云ふなり、)○中之所ニ以起一也。中之所ニ以止一也とは紫微中宮は大元氣の振起し始まる所。また中の極止する所なり。其に對して大地の中央頂上に崑崙虚あり。此は五岳の中岳にして。上に天柱たり下に地軸たるが。中宮及び天日の旋行に從ひて。樞機の勢ひ此所に始まり。四方に四岳ありて其の運行を輔けつゝ右旋を爲す。是を易威と云ふ。(其は譬へば人體の臍は、卽ち中極なるが、人體是より成始めてまた此に成終れる故に、中氣の起る所また中氣の止まる所なると同じ道理なり、然れば此には省きたれど、本書には此を人極にも及ぼして、胃氣之實也沖氣之守也とも說たりけり、)春秋保乾圖に天皇于レ是掛レ元陳レ樞以立ニ易威一と有るは此の義にて其の氣の中央に起りて、西より東へ右旋する形を圖に摸せば下の如し。中なる一圈は地軸崑崙岳に象れり。凡物の其の氣。中に立つゝ極めて急速に旋るは其旋勢必ず此の如き形を爲す物なり。其は旋風及び人馬の旋毛を視ても知るべし(さて此樞の機運に資りて、大地常に西より東へと旋轉を爲して、四時及び晝夜あり、圖の上なる矢は、其運行の狀を示さむと他の天文書の例に効ひて假に摸せるなり、)

西　東

○龜筮之所ニ以靈一也とは。龜卜法八卦法ともに。右の道理に本づき立たる法なる故に。靈妙の驗あるを言ひ。○神嚮之所ニ以豊融一也とは。龜卜筮法に吉凶の應有は。卽神論の嚮應也。其は人かの易威の旋運中に孕まるゝ故に。卜筮に其の應あり。かつ其の嚮應の豊大融通して至ざる所なしと云へる意なり。前條に變化を成し鬼神を行ふと有るも此の義に別ならず。(卜筮に應驗ある原理を述たる趣、他書にかつて言ざる所にして、實に深切著明なりと云ふべし、)○通ニ乎此一則條達而無レ礙者矣の此とは。天地の大

數五に過ぎず。天極に五帝座あり。地極に五后ありて共に中央に對居し。能く易威を爲して。神響の豊融に。龜策の靈應ある根原を通識する則は宇宙の道理に條達して。事物の變化に惑ふこと無く。凝滯する事無らむと云へる義なり。（是以は前文を承て。上件の謂なるを以と云ふが如し。）然て二與四と云より以下は。其數の方位を示せる語にて。尙書洪範に。九疇とて。其の數を九類に立たるに始めて所見たるが、今その略文を抄し出さむに。初一曰五行位在北方。次二曰五事位在西南方、次三曰八政位在東方。次四曰五紀位在東南方。次五曰皇極位在中宮。次六曰。三德位在西北方。次七曰稽疑位在西方。次八曰庶徵位在東北方。次九曰五福六極位在南方とあり。是にて其の數及びその方位もいと著に知らるめり、（但し洪範の九疇は、禹王が得たる洛書に本づきて立たるなれど、此の洛書の九數なる上は、太昊氏の得たる洛書も同數なること言まくも更なり。然れど是より及びて彼をも知るべし、）また大戴禮記に。明堂者凡九室。一室而有四戸八牖。

以茅蓋屋。上圓下方。二九四。七五三。六一八。（盧辨注法龜文、故取此數以明其制也、）堂高三丈云々と有るにも能く符ひ、（この二九四、七五三、六一八と云へる數は、洛書の數の橫に並べる狀を云へる也、其は下に著はす圖形を見て知るべし、また易緯乾鑿度にも少か其の狀を知べき文あり、）また五行大義に。黃帝九宮經云。戴九履一。左三右七。二四爲肩。六八爲足。五居中宮。總御得失也と有るは。殊に能く今の本文と符へり、（黃帝九宮經は今傳はらず、五行大義に往々引たる文のみ存れり、然るに五行大義また彼の國には唐より後に亡たりしを、皇國には寛平の見在書目に出たれば、早く傳はれるを、林家の逸存叢書と云ふ物に收れて、彼にも傳へしかば、彼の國人も此の書存る事を知りて、近頃渡る校正の書類に引用せる事も往々見えたり、斯て彼の國の知不足齋叢書と云ふ物に其の全書を收たるが、皇國より再傳へしと云ふ事を云ざるは、彼の國人の負惜みにこそ。）さて其の洛書九宮の本樣は上に引たる圖書編の說に。龜背之中。其坼如字畫と有ると。

此の本文及び右に引く書等の傳へに賴りて。其の文様を想像するに決めて斯の如き形なると所思ゆるなり。但し其の傍に記せる數字は釋文なり。龜甲に是數字有りしと言ふには非ず。思ひ過まる事なかれ。(彼の圖書編に、古洛書とて此と相似たるを出して、龜身之坼文畫爲洛書、然各點皆直如字畫者、亦取其象畫之、故名爲書也、若點數亦圈而圓則非書之義矣、此書與世所傳之書異、故名爲古洛書と云へる論は然る事なれど、中央の五を㊀と書たるは今の本文は叶はざれば、慢には信られず。今は其の圖に拘はる事なく、一向に右に擧る本文どもに據りて、新に其の眞形を摸しつ、其は何處の誰が摸したらむも、右の古說どもを能く視て物せむには、斯より外に摸

洛書眞形圖

出すべき樣ある事なし)さて二九四の上に在るは。謂ゆる二與四抱九而上躋也なりと。六一八の下に在るは。謂ゆる六與八蹈一而下沉也なり七五三の中に在るは。謂ゆる五居中宮。據三而持一なり。(九宮經も文こそ異れ、數位に於ては異ることなく、洪範の數位また異る事無し)さて一從一橫とは。中五の畫の×此の如きを云ふ。其は說文に五の字の古文に×とあり。龜の字の古文に[illegible]と作るは言ふも更なり。淸の阮元が積古齋鍾鼎款識に出せる周壺の祖己壺と云ふ古器の底に斯の如き文を鑄着たるを譯せる說に。龜即古文軌字。故篆之形象龜。以其爲軌物也と有る。背文の狀にも。思ひ合さるれば。古文の×の字は。洛書の中畫を。其隨に用ひし文字なること疑なし然れば爻の字交の字を始め×に、从ふ字等は、みな此より出たること、云ふも更なり、其は末にも云ふを見るべし)○さて數之所由生とは、一より五までを生數と云ふ事の本なる由を云ひ。數之所由成とは。六より十までを成數と云ふ事の本たる由を云へり。故曰と云より以下は。前文を復し言

ひて。五の中宮に居し。天地の大數の五に過ることも莫き道理に通達すれば。事として礙滯する事なき由を贊歎せるなり。（抑子華子は。此の章の如き金言も往々見ゆる書なれど。漢志及び隋唐の志にも其の書名を載さず、宋志に始めて出せるが、其の本注に中興書目云、近世依託、朱熹曰、僞書也と有り、然れど劉向が序せるより後に、久しく世に見はれず、晩出するにこそ有れ、僞書には非ず、其は中に訛說攙入の文も往々有れど、此の章などの如きは、六朝以後の人また宋の世頃の人などの、絶て思ひも寄まじき語等にて、此は生儒學者などの知る所に非す、然れば朱熹が僞書也と云へるも、例の狹見に礙滯する所ありて、かゝる微妙の旨をば得知ざる故なり、）

太昊古易傳卷之一

大壑　平篤胤撰述　男　平田鐵胤　續
孫　同　延胤
門人　碧川好尚　致

〔十一〕夫易始於太極。太極分而爲二。故生天地。天地有春夏秋冬之節。故生四時。四時各有陰陽剛柔之分。故生八卦。八卦成列。天地之道立。雷風水火山澤之象定矣。

此の條は乾鑿度に。孔子曰と有る語中に採れり。（然れど實に孔子の語とは聞えず、其の故は此の文はも、八索に本づきける古說と聞ゆるは。孔子の八索を黜けて、周易を取れると、甚き相違なればなり。）斯て此の文は繫辭傳に。是故易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦と有る條と相發して說べき由あり。然るは本文は大極分りて天地と成しより。終古に運行はるゝ、生成の易を說き。傳には其の生成の易理を窮めて。易法を立たる次第を述たる說なれ故なり。（此の條の意を解するに、此の義を心留居ること第一義なり。）

○夫易始於大極と有る易は、繫辭傳に。生々謂之易と云へる易にて。四時に生長收藏ある變易を云ふ。抑天地の初發はも。其の無始より上虛の中央に上皇太一神在りて。其の神德の自然に陰陽混沌たる一物を成出たり。是天地未分の大極なり。其は繫辭傳の孔穎達が正義に。大極謂天地未分之前。元氣混而爲一。即此大極也と云へるは然る言にて。故老子云。道生一。即禮之大一也。禮之大一とは。禮運の篇に、夫禮必本於大一。分而爲天地。轉而爲陰陽と有る是なり。（老子に、道生一。一生二と云ひ、淮南子に、道始於一。一而不生。故分爲陰陽と有るも乃ち同義にて、道は即ち上皇太一、一は即ち本文の大極、禮運の謂ゆる大一也、委くは赤縣太古傳に云へるを見るべし。）然れば本文の義は。四時の變易を爲す其の本は。謂ゆる大一大極の。天地と變易せるより。始れりと云へる意なり。斯て繫辭傳に是故易有大極と云へるは。此の文に當る語にて。かの河出圖。洛出書、聖人則之と有る文を承て。伏羲氏の易法を立るに。天地未分の大極に取成たる物有

りと云へる文義なるが。其は何物ぞと言ふに。彼の馬背の旋毛。謂ゆる河圖の中宮なる五圈の是の如き狀なるを。體に天地未分の趣に想象して。大極と號たる義なり。(其はかの河圖は元より上帝の錫物なりしかば。決めて然るべき幽契ありて物し給ひけむ事は言まくも更なり、則之と有るは小緣の事に非ずかし。)但し本文に大極と云へるは。禮運に大一と云へる如く。物の究極なる由の稱なるが。繫辭の謂ゆる大極は。究極の義耳に非ず。是の五圈の形に倚りて。正しく字義を取りて稱せるにて疑なく重し。其は說文に。極棟也。从木亟聲と見え。(段玉裁云、李奇注五行志、薛綜注西京賦皆曰、三輔名梁爲極、案此正名棟爲極、今俗語皆呼棟爲梁也、搜神記漢蔡茂夢坐大殿極上有禾三穗、主簿郭賀曰、極而有禾、人臣之上祿也、此則似謂梁、喪大紀注曰、危棟上也、引伸之義。凡至高至遠皆謂之極)また棟字の說に。棟極也。从木東聲と云ひ。(段注、極者謂屋至高處、繫辭曰。上棟五架之屋、正曰棟、釋名曰、棟中也、居屋中)六書故に。極當屋之隆高四方輻湊之所。底止也。故有底至究極之義焉と有るを以て。五圈の中央を稱ふが本義にして。究極の義に用ふるは末なる事。また此の五圈の樣の。世に謂ゆる四方棟ちふ屋作りの狀に似たるは。即ち五居の象なる義をも辨ふべし。(然るに宋の周惇實と云ふ人、禪家の一圓相と云ふ物の說を竊して、大極圖と稱し、朱熹これに圖說を作りて、贊歎せるより次々に、和漢の人々雷同して、種々の圖を添出し、また別に何くれと、大極圖とて著せるも多かれど、一箇も眞の旨に叶へるは有ること無し、大極と云ふ物もし果して一圓相などの狀ならむには、奇⚊偶⚋の兩儀を分ち出すべき由有なむやも、)○大極分而爲二、故生天地とは、上に引く禮運に。大一分而爲天地。轉而爲陰陽と有ると同義にて。天陽地陰の分判せる義なり、抑天地の未分にして。禮運に謂ゆる大一なりし頃は、男女構精の狀也しが。其判りて天日大地と爲れる故に。天日は玄牡の氣象なり。是を以て陽と名け。大地は玄牝の氣象なり。是を以て陰と名たるにて。陰陽は男女の

替字なり。仍相ひ通じては。陰陽を男女とも云へり。（其は繫辭傳に。男女構精萬物化生と有る男女は、天陽地陰を指たる故に、萬物化生と云るを以ても知るべし、凡て是れ等の事ども、既に其の兩端をたゝきて、太古傳に說明せれば。此に委くは云はず、彼の傳に就て見るべし、）さて繫辭傳に。是生兩儀と云へるは。此の文に當る語にて。其の大極に想像せる五圈を分ちて。天陽地陰の兩儀に象れる義なり。（こは孔穎達が正義にも、王弼が說を廣めて、既にしか說たりき、）其はかの混成せる一物分りて。兩儀と爲れる古傳の旨を想像して。右五圈の縱なる三圈○○○を引上げて天陽に儀り。そを引上たる跡の○○二圈を地陰に儀れるが。陽數を奇とし。陰數を耦とする事本にて。參天兩地と云ふ數また此に定まれり。上に出せる子華子の文に。五居中宮。數之所由生。一縱一橫數之所由成と有るは此の義なり。（參天兩地と云ふ數の事は說卦傳に見えて、第三十章の本文に出す如く著の數なり、委くは其の章に註ふを俟べし、）斯て陽爻陰爻の生れる故は。其の五圈の中にも中央の一圈は大極中の大極なるが。既に云ふ如く此の圈何れも一つ放ちては卐形なるに。是を伸れば十字形なるを。其の縱なる｜を引上げ。天陽に想象して陽爻と爲し。｜を拔出たる橫に跟有りて。一斯の如きを地陰に想象して陰爻と爲たるに其儀かくの如し。是を兩儀を生ずと云ふ。其は上に出せる子華子の文。また說文に。十數之具也。一爲東西。｜爲南北。則四方中央備矣と有りて。十の字やがて卍を變じて作れる字なるに。卜筮の字の多く是より出たること。第□章に著す如くなるを思ひ合せて辨ふべし。（十より出たりとは言へど。十やがて卍を變じたる字なれば。其の字ども皆卍より出たりと云むも强言に非らず、鍾鼎字原を始め、古文を集めたる書等に、十を十と書きたるが有るは、殊に中央を著明に示せる文のごと思はる、）さて天地の本體は。男陽女陰なるが故に。その氣勢かの自然に。宇宙の間に彌綸して。奇靈なるかな。其の間に生成する萬物の活

兩儀	
□	
昜爻	
□	□
金爻	爻

とし活ける物は更にも云はず。國また山にも男女あり。草木までも牝牡あるを。伏羲氏始めて河洛の眞數に本づき。仰ぎて象を天に觀じ。俯して法を地に觀じ、近くは身に取り。遠くは物に據みて。其の理を開示するに。右の古說を基と爲し。彼の卍形を太極大一に想象し。そを⚊奇⚋偶に分けて。天陽地陰の兩儀とぞ爲たりける。(其は太昊伏羲氏元より皇國の神眞にて。天地初發の古傳を聞きまで知たれば、然も有べき事にこそ、是より彼の國人次々に、其の道理を敷衍して陰陽の說こゝに立たり、然は有れど、後人唯に其の末の空理をのみ言痛ぐ論じて、其の陰陽の陰陽たる所以の本を知得たるは和漢に一人だに有ること無く。萬世後學の本領たる我が師の翁さへに。陰陽の說をば心得誤めて書にも破斥し、歌にも「から人の言はそら言陰陽といふ理りは世になきものを」などぞ詠れたりける、後人の云ふ趣こそ虛言なれ、其の古說は虛言には非ずかし、)さて⚊⚋を爻と云ふは。河圖の卍は更なり。洛書の✕も。一縱一橫に交互せるを。其の圖に因りて作れる⚊⚋なるが故に。其の

書の✕に形容して爻とは云ふなり。委くは第三十八章に云ふべし。(第三十三章の六爻之義變以告と云へる所をも合せ見るべし。但し此を奇偶と云ふ由は、第十四章に注ふべし、)(天地有春夏秋冬之節。故生四時)とは。天地即に有りて。萬物を生成するに。生長收藏の則あり。是の故に其の時節を四に分けて。春夏秋冬の名を立たる義なり。此の文斷て繫辭傳の。(兩儀生四象)と云へるは。此の文に當りて、然しも四時の異有るは。陰陽の氣勢に。太少ある道理なるに擬して。兩儀の上にまた、各各一奇一偶を加へて太陽少陰太陰少陽の四象と爲たる義也。(其の象は、春は少陽。夏は

缺圖

太陽、秋は少陰、冬は太陰なり、)其は右の陽爻の上に。一易爻を重ねて太陽の象と爲し。また別に一念爻を加へて少陰の象と爲し。右の陰爻の上に一陰爻を重ねて太陰の象と爲し。また別に一陽爻を加へて少陽の象と爲たるなり。(朱熹が言に、其の位則太陽一、少陰二、少陽三、太陰四也と云へるは非なり、然るは先一に一を重ねて太陽の象と爲して、次に少

陰を作りたれば其の次には⚋に⚋を重ねて太陰となし、次に少陽を作らでは得有まじき次第なるをや、)さて此を象と云ふ由は末に云ふべし。(第三十八章の註を見るべし、)〇四時各有陰陽剛柔之分。故生八卦とは。上のごと歳を四時に分ちて。猶その運行の趣を視るに。其の陰陽にまた剛柔の分あり。是の故に八節を立たる義なり。八卦は即ち八節と云ふが如し。(然るは八卦は八節に行はるる。八方の風氣を觀て立たる物故に、八節をやがて八卦と云へるなり、)然れば春秋内事に。伏羲氏。以木德王。始畫八卦。定天地之位。分陰陽之數。推列三光。建分八節。以應元氣。凡二十四。消息禍福。以制吉凶。拾遺記に。伏羲氏調和八風。以畫八卦。五行大義に。八卦者因通八方之八風。成八節之氣。故卦有八。八卦既通八風。八方以調八節之氣など言へり。(委くは太古傳に云へるを合せ考ふべし、)さて繫辭傳に。四象生八卦と有るは。是の本文に當る語なるが。前件の如く。春少陽。夏太陽。秋少陰。冬太陰の四象已に生たる其の上に、また各々一奇一偶を重ねて。天父地母及び雷風水火山澤六子の八卦と爲したる義にて。其次第かくの如し。其は次條の本文及び注に引出る文等にて知るべし。朱熹が本義に。其位則乾一。兌二。離三。震四。巽五。坎六。艮七。坤八也と云へるは。無稽の言なり。用ふる事なかれ。(其の由は次章に委く論ひ定むるを見るべし、)

八卦

乾天一 ☰	坤地二 ☷
震雷三 ☳	巽風四 ☴
坎水五 ☵	離火六 ☲
艮山七 ☶	兌澤八 ☱

さて此の八畫を八卦と稱するは。說文に卦所以筮也。从卜圭聲と有るを思ふに。筮法もと卜法より變じ來れる故に。卜に从へ、周禮の疏に卦之爲言挂也。挂萬象於上也と云る如く。各卦に萬象を懸たる義を以て。圭に從へ卜に从へて作れると見えたり。(字彙に挂音卦、懸也。用掛非也とあり、此の說に從ふべし、)偖また乾坤鑿度の。古文八卦と云ふ條に。☰古天字。☷古地字。☴古風字。☶古山字。☵古水字。

☲古火字。☳古雷字。☱古澤字と有るは。古說と聞えたり。其は集韵に坤の字の所に。古作巛象坤畫六斷とも有ればなり。（是より傳くは、左行大義にも巛の字見えたり、乾坤鑿度の名は古く聞えたれど、久しく湮沒して末に現はれ。中には信られぬ事も多かれど、此は古說にや有けむ、（後に同文備考を見れば、此の八畫を八卦字の古文と擧て出せり。）○八卦成列云々は。八方より吹行はるゝ。風氣の趣を觀じ定めて。八卦に擬し畫へしより。天地陰陽交接の道立ち。六子の方象も定かに所知たる由なり。（其委細なる事どもは此に盡し難ければ、尙次々に說もて行くを俟て觀るべし。）さて此の條に引きて相發し說たる。是故易有大極云々といふ繫辭の文は。八卦を作れる次第を云へる古說なる事は論ひ無き物から。立筮の法をも兼說たる文なり。其の由は末に註ふべし。（第［　］章にまた引出て注するを見るべし。）

［十二］是故天地定位。山澤通氣。雷風相薄。水火相射。八卦相錯。而易在其中矣。天尊地卑。乾坤定矣。卑高以陳。貴賤位矣。動靜有常。剛柔斷矣。方以類聚。物以羣分。吉凶生矣。在天成象。在地成形。變化見矣。數往者順。知來者逆。是故易逆數也。

此の章は八卦相錯と云ふまでは說卦傳に採り。而易在其中矣の六字は己が意を以て加へたり。天尊地卑より變化見矣までは繫辭傳初章の文を取り。其の已下はまた說卦傳に採れり。是は伏羲氏の八卦を四方四維に配列して。人々の本卦及び年年の當卦を示せる古說なり。（其の由は下に著はす方位の圖畫を見て知るべし。）○さて天地定位とは乾を東に配し坤を西に配して天尊地卑の位を定たるを言ふ。其は乾卦の東方なることと下に論定せる如なれば。此に相ひ對する坤卦の西方たることと天地定位と云へるにて更に論ひなし。（定位とは上天下地の道理の如く尊卑の位を定めて相對せるを云へり。）○山澤通氣とは艮山を西北の隅に配し兌澤を東南の隅に配して相對しむるを言ふ。其は奇靈くも西北の間より山氣行はれ。東南の間より澤氣行はれて。山は高く。澤は下く少男少女互に其の氣を通ずる實徵を觀じて定めしなり。（其の實徵

は下に委く說くを見るべし、)○雷風相薄とは。震雷を南西の隅に配し。巽風を東北の隅に配して相對はしむるを言ふ。其は奇靈くも南西の間より雷氣行はれ。東北の間より風氣殊に行はれて、雷は動き風は入り。長男長女互に相激迫する自然の様を觀じて定めしなり。(是また實徵ある事なり、下に論ふを見べし、薄は迫と同じ。相迫りて並び作るを云へるなり。)○水火相射とは。离火を南方に配し坎水を北方に配して相對はしむるを言ふ。其は南方より暖氣行はれ。北方より冷氣行はれて。中男中女互に相織射する自然の様を觀じて定めしなり。(射は字彙に裳矢功音石、以射其物而言則入聲也、孟子思援弓繳而射之是也と云る義に用ひたり、然れば厭と訓むは非なり、)さて此の文は天地定位。山澤通氣。雷風相薄。水火相射と四言四句に押韵せる文なるを。古今に一人も此の義を發明せる者なく。諸本にみな水火不相射とある不の字の衍なる事をさへに知れる人なき由なるは。何ちふ癡學ぞや。此は下文に水火相逮と有るに相發しても知るべき物をや。易學にも俊才の人なき事この一事にても所知たり。(かく考へ記して後に我が醫學の徒、小杉喜道より京師の松井輝星と云ひし人の著せる、易象徵正文音義といふ物を借りて見るに、火下衍不字薄射押韵と註せり、此に享和年間の著述なれば、我には少か先輩なり

然れば易學の先生にも希には畏るべき人も有けり、此の說けだし漢土にも是有らむか、其は我いまだ之を見ず、然れど諸越人は其の國の古書を解くわざに甚怯き物なれば何に有らむ、但し此の正文音義と云もの、中には解得たる事も無きに非ざれど、凡ては強說おほき物なり、此の人の易學の著述なほ外にも多かりとぞ、)さて此の條正にこれ

伏羲氏の八卦方位の古說たること疑なきに依りて其の方位の旋圖を作り見るに。其の狀上の件の如く成れり。是を太昊伏羲氏の仰ぎて象を天に觀じ俯して法を地に觀じ。近くは身に取り。遠くは物に取り證して。考へ定めし八卦方位の眞面目にて。年々の當卦は更なり。人々の本卦を示して。物を開き務を成し。天下の道を冒覆して。其の志を通じ。其の業を定め其の疑ひを斷せしめむと。人用に前立たる最も妙なる神圖なりかし。(然れば能く此の義に達せむ人は。神明の德に通じ、萬物の情に類して、幽明の故、死生の說をも明らめ得るに至らまし、其やかて易學の本旨、成人の學の本業にぞ有ける、正道に志あらむ人は努むべし勵むべし。)然れど實學なき俗士輩は此を一概に余が臆度の如く言ふも有べけれど。古八卦の方位の必ずかくの如く也しこと。疑なき實徵を開示せむに。此は太昊氏その本國たる東方扶桑の神域に面して。まづ乾天君父の卦位を定め。右に面向けて兌离震の三卦を定め。然て左に顧みて其背なる西方に及び、巽坎艮坤の四卦位をし定めたり。其は何を以て

知なれば。神人は更なり。活とし活るもの生とし生る物までの東方日德を戴しむ情狀に驗みて是を知れり。(其はまづ神祇の東方を欲し給ふ時に、吾宮は朝日の日向ふ所にと詔し給へるを始め其のためし多く、人も此方を向しみ思ふ事は、朝に起出ては、直に旦に向はまく欲く思ひ、夜行の鳥獸、土中の蟲豸などを除ては、活物のかぎり、日に向はむ事をほりし。草木の類ひを家内に養ひ其の樣を見るに、左に右に開き方に蕊花の向ふ事は、非情なれども日を戴しむ狀は見えたり、然れば我が古言に東をヒガシと云ふは、日向してふ義なりと先師の說なり。此の理をし思ふべきなり。)さて乾天。坤地。离火。坎水の四卦の東西南北に位する事はさらに異論なき事なれば。此は措きて艮山。兌澤。震雷。巽風の四卦の四隅に位して終古に各位を動かざる實徵は。まづ西北に艮山。東南に兌澤を配せるは。疑なく不周之山と無底之谷とに當たるなり。抑この山谷の西北東南に在ことは。列子の古說に。天地亦物也。物有レ不レ足。昔者共工氏怒而觸ニ不周之

山ニ折ニ天柱一。絶ニ地維一。故天傾ニ西北一日月星辰就レ焉。地不レ滿ニ東南一。故百川水潦歸レ焉。（共工氏とは、伏羲氏女媧氏の彼の國に出たりし時より、其ノ後迄も世に在りて、甚く荒びたりし神人の名也。此書の古説を舊き儒者らの、寓言に説成たるが皆非なる由は、赤縣太古傳に辨へたれば今更に云はず。）渤海之東不レ知ニ幾億萬里一。有ニ大壑一焉。實惟無底之谷。其下無レ底。名曰ニ歸墟一。八紘九野之水。天漢之流莫レ不レ注レ之。而無レ增無レ減焉。と有るにて知るべし。（こは甚く文を切めて擧たれば。委くは本書に就て見るべし。）其は不周之山とは。嶽瀆名山記に謂ゆる西岳麗農山。一名を龜山と稱ふ山にて。四極の一なるが。是また天柱地維の一なる故に。それ絶折けしかば、天は西北に傾きて。日月星辰その方に就向ひ。地は東南に滿ずて。百川水潦その方に歸すと言へるなり。（龜山。麗農山。不周山これ一山の異名にて、此を西嶽と云ふは、紫微宮直下の中嶽崑崙山より西に當るが故に云へり、然れど此を漢土また皇國などより云ときは、正に西北に當るが故に、此の文の張湛が註は更なり、河圖括地象、山海經、淮南子を始め、諸の古書に不周は西北に在りと云ざるは無し、斯て此の山を諸書にまた崑崙とも稱せるは、彼の西王母の住する神仙の奥區なる故に、紫微中宮下の眞崑崙に擬して然は稱せるなり。然るに後人此の義を得知らず、紛々として、其説今に定まらず、此は己別に天柱五嶽考といふ書を著して其に委く考へ記せり、披き見て知べし。）偖その東南にて百川水潦の歸する所は。遠く渤海の東に在る大壑にて。惟は無底之谷なるが。其の下に底なき故に。名けて歸墟と云ふ。水てふ水の注がざるは無れど無底の大壑なるが故に。其の水に增減なしと言へるなり（渤海とは、中世以來は、彼の國の東北に在る靑洲幽州遼東遼西など云ふ地に包まれたる入海を云ひ其の邊りに然る國の名も有なれど、淮南子の高誘が注に、渤海大海也と云ひ、徐堅が初學記に、說文の勃海海之別名也と云へる文を引きて、故東海共稱ニ渤海一、又通謂ニ之滄海一也と云へる如く、元は東方の海を廣くさし云ふ語なり、然れば其の東幾億萬里を知らずと云へるは、大荒東の知ざる海の

事なる故に、かく荒唐に語り傳へたり、拘はる事なかれ、是のみならず、彼の國籍に知ざる地方を云とて、かく荒唐の語を爲せるが多かり、心得て在るべし。)さて初學記に。海曰二百谷王一、莊神曰二海若一。一云二朝夕池一。一云二天池一。亦云二大壑一と有るをも合せ考ふるに。大壑すなはち无底之谷にて。彼の國の東南に在りと云へば。我が西南の海を云ふこと炳焉かり。然れば海を百谷王と曰ふと有るも我が海を云へり。(こは門人、松浦道輔が說に彼の國は南西北の方に海なき國なる故に、海とし云へば、東と云ざるも、多く東海を云へり、其は論語に孔丘が桴に乘りて海に浮はむと云へるを始め、東海を云へるが多かりと云へるは信に然る言なり。)然ればこそ。列子に右に引く文の連きに其の壑中にかの方丈蓬萊瀛州の三神山ありて。神仙の所居なる由云へれ。其は神典なる海宮の傳へなれば。是また謂ゆる大壑の。わが西南の海なる明據と云ふべし。(この三神山の事も、和漢の學者の考へ定めたる說は有こと無く、其の所在を知れる人なし、大祓の詞に、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會とあるは即この大壑なり。猶こゝの奇靈なる事の由は古史傳の御禊の段また太古傳及び三神山餘考などに委しく云へるを見るべし。)かく考へ集むれば東南に兌澤を配せるは。百谷の王たる大壑より發る澤氣の世界に及ぶ實理に觀じ。西北に艮山を配せるは。天柱の一たる龜山より起る山氣の世界に及ぶ實理に觀じて定たること更に疑ひ無き物なり(かく考へ記して後に、王應麟が玉海を見れば、連山易の事を云へる所に、首レ艮者、八風始二於不周一實居二西北之陽一云々と云へるも有を擧たり、連山易と云ふは下に委く論ふ如く、神農氏の作にて夏の世に用ひし易なり、然れば太昊氏の當昔より夏の世までは、艮を西北に配せること甚明かなり、余が考へますます以て徴するに足れりと云むか。)さて震雷を西南に配し、巽風を東北に配せるは。山澤の如き實物の有るに非ざれども。其の氣勢の互に相激迫する自然の趣を觀じて定めたること疑ひなし。然るは。余元より不敏なるに論無れど。神習ふ道の學びに從事するが故に。眞氣なくも太昊氏の天地の化育を

參せるに効ひ。年ごろ仰ぎて天氣を觀じ。俯して地氣をも察せるに。其の祐助に賴りて。觀察し得つと思ふ事あり。（管子心術篇に思レ之思レ之。不レ得鬼神敎レ之。非二鬼神之力一也。其精氣之極也。房玄齡注に誠レ已思而不レ得。必有二鬼神一來敎と云へるは信に然る事なり）其は震雷の發動し出る趣を察するに。西南の方に起れるは多く我が頭上までに至り。東北にも及ぶを其の止むや必ず東北より巽風吹來りて止こと常なり。また東北の方に雷聲あるは。其の雷多く我が頭上に至らず。漸々に遠く東北の奥に止むめり。（後に聞くに、武藏と上野と相隣れる邊にて農人らの言に、未申の方に聞ゆる雷を三把稻と云ふ、そは彼の方に聞ゆる雷は、稻を三把束ぬる間もなく頭上に至るが故なり、と云へり、自餘の國々にも然る意ばへの語ども有るか猶尋ぬべきなり）此を案ふに。雷氣の起る處は區區なれども。其の起る處より西南へは激迫せず。東北へ激迫する自然の道理ある事なり。抑我が西南と爲る方は其の奥よりは東北なり。我が東北と爲る方は其奥よりは西南なり。然るに各處に惟神

なる方則備りて古說の卦位の如此しも事實に符合するは。何に奇靈なる事ならずや。（然るに世の淺學なる徒が五雜組などに、西家之東即東家之西耳と云へる類の陋しき語を引出て、眞方位の正しき驗をさへに知らで在るは、元より神習ふ道の學びの條理を知ざる故とは云ながら、憐れむべき事にこそ）抑この天地定位の章はも。太昊氏の古說の存れる者と。古今の學者の尊奉し來れる物から周漢の世より一人も其の眞理を察得たる人なきは。謂ゆる殷の末世。周の文王姬昌が時すら。既に其の方位の傳の絕たりし故に。かの羑里に囚はれ居つゝ。其の姦意を振ひて。謂ゆる後天の八卦方位を杜撰し。今の周易上下卷を作れる故なり。其は易法もと八卦の方位を知り。卦象の變化を知ときは。其の稽疑の時に當りて。其人々各々の心に感覺して判斷する法なる故に。古へはたゞ卦象方位の口傳のみにて。其の書とては無りし故なり。（然るは今の易經上下卷は。文王か始めて新に作れる物なるに、別に古書の有しを增益したる物とは聞えず、文王が器量だけの易法にて、此は神妙なり

と驚かるゝ事も無れば、夏に連山、殷に歸藏と云ふも、唯に卦象の口傳のみにて、其の書とては無りしこと、著明に知られたり、然れど彼の十翼中には、古口傳の殘れるも間あり、中にも繫辭と說卦に古說多く、また周易ありし以來の訛說妄談も少からず、其心して擇び捨つべし、是らの事ども猶委く云ま欲けれど、此には斷截く煩はしければ三易由來記に云へるを見るべし。)然も有らば。其の謂ゆる後天の八卦方位を文王が新作杜撰と云ふこと。何を以て知ると云はむに。彼の上下經の文により。又かの說卦傳に。帝出乎震。齊乎巽。相見乎離。致役乎坤。說言乎兌。戰乎乾。勞乎坎。成言乎艮。萬物出乎震。震東方也。巽東南也。離南方也。坤者地也。兌正秋也。乾西北也。坎北方也。艮東北也と有るに依りて圖を作れば。斯の如なるが。天地造化の實理に符はず。(今引く說卦傳の文、成言乎艮と云ふまでは、周易の方位を云へる本文なるが、萬物出乎震と云より下は、詳に其の方位を示せる注文なり、其の文なほ長かるを今は省略して引たり、委くは本書を見るべし。)さて此の文は、朱熹も此文王改易伏羲卦圖也と云へる如く。其謂ゆる文王周の姬昌が。深く巧み思ふ奸意ありて。畏くも固有の眞方位を作り易たる杜撰の易說なり、なほ此等の事ども委く三易由來記に論へれば就て見るべし。(また啓蒙及び本義に、文王八卦圖とて右の圖と等きを出して、邵子曰此の卦位乃文王所定。所謂後天之學也とも云へり。)○さて本文の八卦相錯とは。乾に東、坤は西。離は南。坎は北。兌は東南。艮は西北。震は南西。巽は東北に錯在せるを言ふは固よりにて(此を六十四卦交錯のことに見たる說どもは皆非なり。)上の條々に出たる如く。雷以これを動かし。風もて之を散じ。水以これを潤ほし。火もて之を晅かし。艮以てこれを止め。兌もて之を悅し乾以これに君たり。坤もて之を藏すと。此往けば彼來り。彼往けば此來りて互に其の氣相通じ。相

薄り相射る端に。また自然に年卦に節卦交錯して六十四卦と重卦すめり。其の狀左に著すが如し。（然れば重卦はもと、殊更に設けて重卦せるに非ず。左の如く自然にして。年節の八氣交錯して重卦の道理の顯然たるを、卦象に摸像し出せる物にこそ有けれ。）

是ぞ八卦の相錯せる狀にて。此を舊く六十四卦と稱へ來つれど。其實は八卦なるが故に。十翼中にて此を八卦とのみ言ひて。六十四卦と云へる語は有こと無く。周禮に三易の事を云ひて。其の經卦皆八。別皆六十有四とは言へれど。六十四卦とは言ざりけり。（偖この經卦別卦の運行を熟視てぞ幽明の故を知り、生死の說を知り、晝夜の道に通じて知り、道德性命の自然に和順する事を明むるぞ易學の本旨には有ける、其は下の件々に論ふが如し。）○而易在二其中一矣。（○好尙云ふ。この六字の注解を缺れたり。）○さて天尊地卑。乾坤定矣とは。天は上に在りて尊く。地は下に在て卑しきに倣ひて。乾父坤母の卦を東西に配せる義にて。即上の天地定位と云へるに當り。○卑高以陳貴賤位矣とは。南北及び四隅より行はるゝ氣勢を察して。震巽坎离艮兌の六子を各方に陳列せる由にて上の山澤通氣。雷風相薄。水火相射と云るに當り。男女の卦德を以て卑高といひ貴賤と云へり。○動靜有レ常剛柔斷矣とは。其卦位の各方より行はるゝ氣勢の。一動一靜その常有りて息まず。動は健にして剛なり。靜は順にして柔なり。其の趣に依りて各卦の德を分斷するを言ひ。○方以レ類聚物以レ群分吉凶生矣とは。八方に八卦を配するに。乾の萬物資始まる卦を以て。東方發生の處に類聚し。坤の萬物資生ずる卦を以て。西方收養の處に類聚せるを。方以レ類聚と云ひ。（なほ六子の卦々を南北四隅に合類せるも皆此に准へ、既に說たる本文と相發して思ひ辨ふべし。）その八方八卦に象物を配するに。各々其の群を以て分たるを。其の分るゝ象物に依て。其の卦々の吉凶も分るゝを。物以レ群分吉凶生矣とは云へり。（此は第八章に、八卦定二吉凶一と有るも同意なる事。かしこに言へると思ひ合すべし。）○在レ天成レ象在レ地成レ形變化見矣とは。天に在ては。日月及び星辰その象を

成して著明に。地に在ては、人物及び草木その形を成して生々ある。是變化の見ゆる所なるを言へり。（鄒敬云、道體自然、天高地下、山峙、川流、鳥飛獸走、人身目視耳聽、手持足行、父子有親、君臣有義、人倫庶物萬事萬化、莫不各有自然之理、匪由人造、故曰有物有則、此大易之體段也と云へるも然る事なりかし）〇數往者順とは。八卦の往來を論せる說にて。まづ謂ゆる往は鄒敬が世人以往爲過去、易所謂往以進爲往也と云へる如く。今より往未の謂ゆる未然の事を知るに。人々各々の當卦より乾兌离震坤艮坎巽と。十二支の周りを順に進み數ふるを言ひ。（今引く鄒敬が說は其著せる讀易瑣言と云ふ物に出して、進を往とし、迎を來とせる證文をも彼此出せり、委しくは本書に就て見るべし）〇知來者逆とは。まづ謂ゆる來は。鄒敬が世人以來爲未然。易所謂來以迎爲來也と云へる如く。今まで來往し已然の事を稽ふるに。人々各々の當卦より巽坎艮坤震离兌乾と十二支の周りを逆に迎ひ數ふるを云ふ。（鄒敬また云く、往所以致其來也、逆所以迎其順也、今日之往卽明日之來、是故逆也、者迎而受之謂也、乾坤二畫往來生六子、此造化之正數也、八卦相錯成六十四、有此往而彼不來、彼來而此不往者、是氣候參差造物之變也、大抵造物先往不順先來不逆、往以致來、順以致逆、相因之數也、乾坤合而天地定、六十四卦合而晝夜之循環、節候之盈虛、人事物理之互換、交錯于天地之間皆二氣之往來、而聖人以奇偶象之、易所以盡于往來而爲逆數者也とも言へり）猶周易正解にも、數□言の說を爲たれど、其は總て取らず、今の用ふる所も其の皮膚のみにて、其骨髓は甚く異なること、彼と此と引合せ視て辨ふべくなむ）さて常には前往を往と云ひ。後來を來と云へど。易に於ては常と異にして。進むを往とし。迎ふを來とするが故に。是故易逆數也と語を結びて其の義を明せり。抑この條は第一に八卦の字義制作の原を知り。其の卦々の方位をまづ明し置て次に天地定位と有る四言四句の押韻對句にて。終古の動なき眞方位なる事を解し得て。上のごと旋廠に圖し取り。干支と八卦の密著して相離れざる

由來を明めて其の各位に配屬し。(干支と八卦必ず相離れざる由來の事は、下の□□章に委しく云ふを俟て觀るべし)然て其の圖に向ひて熟察するに非ざれば。八卦相錯より下は殊に解し得られぬ文なるを。古今の易學者たち。其の義を得知らず唯に文面に就て釋むとせる故に。此を十翼中の難義として種々に說を成したれど。豈知らむや此は八卦の方位を示せる旋圖の古說なりとは。是を以て其の謂ゆる說ども總て眞義を得たるは有る事なし。(其の說等を彼此見通すに、互に相是非する言の喧がしき耳にて、皆謂ゆる五十步百步の差なる中に蔡熏は□□□と云ひ、伊藤長胤は易之爲用、將以占未然之事。非問已往之迹也、故曰。數往者順。知來者逆。故易逆數也、將言知來者逆。特先著知往者順一句、此一句是虛句、未故結之曰易逆數也非是二句平說言有逆順之位也と云ひ、顧炎武が說に。數往者順、造化人事之迹有常而不驗、順以攻之於前也、知來者逆、變化云爲之動、日新而無窮、逆以推之於後也、聖人神以知來、知以藏往作爲易書以前民用、所設者未然之占、所期者未至之事是以謂之逆數と云へるなどは少く見るに足れど、此の本文の方位重卦の圖說なる事を知ざれば、總て用ふるに足ずなむ)然らば古者に然る圖版の有りし所見はと言むか。其は尙書顧命に。種々の寶物を列ねし所に。大玉夷玉。天球。河圖在東序と云へる孔安國が傳に。三玉爲三重。河圖八卦。伏羲氏王天下。龍馬出河。遂則其文。以畫八卦。謂之河圖。及典謨皆歷代傳寶之と有り。河圖と云ひ。其を八卦なりと云へるを思ふに。彼の五十五圖の圖は更なり。經卦八別卦六十有四の圖象を模畫せる版式なること疑なし。其はいと古く河圖玉版と題せる緯書の有しは。玉版に摸せる河圖の說を集記せる物と聞ゆるをも思ふべし。古然る物の無ては斯の如き名の有べくも非ず。(此は河圖の數を記せる書の名を、やがて河圖數と稱するを思ひ合せても辨ふべし、また其の列せる天球と云ふは、疑なく九宮

玉衡の類なる圖版と聞え、尙いにしへ然る祕說を傳寶するに、圖式を用ひし事は、太一、六壬、雷公の三式は更なり、內經にも、玉版論要篇、玉機眞藏論など有りて、至數之要、迫近以微、著之玉版、藏之藏府、每日讀之、名曰玉機と見え、玉版篇と云ふも有りて、明哉道、請著之玉版、以爲重寶、傳之後世など有り、之をも思ひ合すべし。)さて右の孔傳に及典謨と云へるは、即河圖の圖說と聞ゆるに就て案ふに。此は夏殷の世頃まで人普ねく知りて。成學の人は更なり。卜筮者などは。常に持扱ひてぞ有けむ。然るを周の世頃に至りては。既に世に知らず成にしを。適に其の庫に傳はりて天球と列ねて寶と爲せるが。顧命に謂ゆる河圖なるべし。(但し顧命に謂ゆる河圖は、我が說く古八卦の旋版なりしが、姬昌が易の旋版なりしか其は知べからず、此はたゞ然る物の有しと云ふ、譯文にのみ引出て論ふなり、思ひ錯まること勿れ。)亦同傳の自序に。相發して會得すべき事あり。其は□に註し辨ふるを見るべし。

○好尙云。此章に繫れる事ども。別に記し措かれたる物の中に。數往者順とは。未來の事を一より順に數へて十に至るが如く。今より往末を云ひ。知來者逆とは。已來の事を十より逆に數へて一に至る如く知るをいふ。數といひ知と云へるに深義なし。唯に互文の格なり。斯て往とは彼へ順に往くなり。來とは彼より此に來るなり。其は乾位より震位までは。乾一兌二離三震四の順數なる故に往といひ坤位より巽位までは坤八艮七坎六巽五の逆數なる故に來と云ふ。其の趣は圖を案て知るべし。(こは太昊氏東方に面して、天日の乾に出て兌に悅し、離に見はれ震に戰ひ、坤に役、艮に成り、坎に勞し、巽に齊ふ趣に効ひて、觀じ遶れる次第なること、上に云へるに思ひ合せて辨ふべし。)是故易逆數也とは。右の方位の本末を轉じて本數を此方にとり。末數を彼方にむけて。下より上へ逆數に。易畫を重ぬる由なり。(こは既く郝敬が周易正解に、自上不來曰順、自下上往曰逆、陽自下起、圖書履一、故易數皆由下生也、蓋內外還用遠近之數自此往、而吉凶悔吝得失之兆自彼來、卦爻六位皆自下而上。易以彰往、而爲察

來也、事未來而吉凶悔吝先知則不迷于所往此聖人畫卦作易之本義也と云へるが如し〕○また數往者順と云より以下の文義は、今より古を稽ふる如き已往の事どもをば、當卦より順に數へ。今より後を量る如き、未來の事どもを豫て知るには、當卦より逆に數ふる由にて。後に重ぬる六十四卦もまた之に同じ。是を以て易逆數也と云へり。〔邵雍朱熹など、此を謂ゆる先天圖の震より乾に至るを、往を數ふるの順となし、巽より坤に至るを、來を知るの逆と爲たれど、其は非なり、また長胤が朱說を非として云へる說も、諭ひ得たりとは聞えず。〕

〔十三〕乾坤其易之門邪、乾陽物也。坤陰物也。陰陽合德而剛柔有體。以體天地之撰。以通神明之德。乾天也。故稱乎父。坤地也。故稱乎母。震一索而得男。故謂之長男。巽一索而得女。故謂之長女。坎再索而得男。故謂之中男。离再索而得女。故謂之中女。艮三索而得男。故謂之少男。兌三索而得女。故謂之少女。

此の章初めより通神明之德と云ふまでは繫辭下傳に採り。〔○好尙云右三十六字注解を缺れたり〕その已下は說卦傳に取れり、此は八卦の生れる次第を傳へし。古八索の遺文ならむと所思るなり。其は彼の太易三の上に。また一陽爻を重ねて三奇と爲れるを。乾と名けて天陽に象り。萬物資始まる德を以て父と稱し。○彼の太陰☷の上に。また一陰爻を重ねて。三偶と爲れるを。坤と名けて地陰に象り。萬物資生ずる德を以て母と稱せり。〔八卦皆かく三畫に重ねたる由を乾鑿度に、孔子曰、物有始有壯有究。故三畫而成乾と云へり、然も有むかし、然て乾とのみ云へれど、坤以下七卦をこめて云へり〕さて此の乾父坤母。交合相索して六子を生せり。○震は乾父その初一奇を以て、坤に索めて得たる故に長男と謂ひ。○巽は坤母その初一偶を以て。乾に索めて得たる故に長女と謂ひ。○坎は乾父その中一奇を以て坤に再索して得たる故に中男と謂ひ。○离は坤母その中一偶を以て乾に再索して得たる故に中女と謂ひ。○艮は乾父その終一奇を以て坤に三索して得たる故に少男と謂ひ。○兌は坤母その終一偶を以て乾に三索して

得たる故に少女と謂ふ由なり。（斯て此の八卦みな彼の四象に重ねて生る者なり、是を以て四象生八卦とは云へり、）王應麟が玉海に。勾微曰。八索坤三索於乾而得三男。乾三索於坤而得三女遂成八卦。八々相索廣生六十四卦。正義に。易八卦爲主。六十四卦三百八十四爻。皆出於八卦。就八卦求其理。則萬有一千五百二十策。天下之事得。故謂之索。非一索再索而已と云へるは其に能く索の義を盡せる説なり。（震坎艮の三男子は乾の子にして、共に其の形を坤母に資け、巽離兌の三女子は、坤の子にして、共に其の氣を乾父に資たり、男子多く母に肖て母に親み、女子多く父に肖て父に親むは是の故ならむ、）さて此の重爻の事に就て明の楊愼が外集に。史稱伏羲太昊氏。太昊春也。大戴禮言伏羲氏以木德王。蓋卦自下而上。卽木之自根而幹。自幹而枝也。其畵三木之生數也。其卦八木之成數也。重卦亦兩其三。八其八爾。木行春也。春貫四時。木德仁也。仁包四端。伏羲所以爲群聖首而易爲五經之源乎と云へるは。彼の國人の説とも非ぬ卓見なり。重爻の神意信に此の言の如なるべし。（然思ひ合さるゝ事は、此の神扶桑本洲より出て、其の木德を以て王と爲り、其の木を五行五運の首に冠たる事は更にも云ず、干に甲乙を首と爲し、支に子を首と爲たるも皆其の神躰に由緒ある事等なればなり。猶下に云ふを合せ考ふべし、）さて此の八卦重爻の次第の乾坤震巽坎離艮兌なるに就て案ふに。左傳定公四年の正義に。易曰。伏羲作十言之敎曰。乾坤震巽坎離艮兌消息と云へる文あり。此の文の今の周易及び其の十翼中に見えず。乾鑿度の鄭玄注に。伏羲初遺十言之敎。而畫八卦と云ふ語の所見たる耳なり。然れば此は他の緯書の語なりしを。誤りて易曰とは出しけむ。（羅泌が路史の自注に、六藝論云、伏羲作十言之敎、以厚君民之別。十言乾坤震巽坎離艮兌消息也。消退而息進、謂天地萬物之間、無非易、非可以文字見、直在消息中爾とも見えたり、）其は何にまれ。此は誠に古説の正しき者にて。此の本文の次第に符ふ耳ならず。説卦傳の。乾爲天。坤爲地云々と云へる條々。其餘の件々も多く此の次

第に符へり。然れば此は伏義氏八索說の古次第なること疑なき物なり。(かくて周易の六十四卦の次第は、即ちこの次第に合ひて姫昌が立たる卦位には却りて合ざるは、太昊の六十四卦の次第を其の隨に用ひし物なり、此はなほ末にも云ふべし。)故是を以て此次第に因りて卦數を定むる故實なりき。其は五行大義に。郭璞易占云。乾一。坤二。震三。巽四。坎五。离六。艮七。兌八。古人及物數。皆準此。蓋以父母男女爲次也と有るにて知るべし。(郭璞は晋の世の人なり、其の易占と云ふ書、後に傳はらず、此より外に他書に引たる文も所見有ることなし。)然るに朱熹この古義を得知らず。其の易說の書類に、乾一兌二。离三震四。巽五坎六。艮七坤八の數位を立しより。庸愚輩みな是を。八卦の自然數の如く心得て。人及び物數は更なり。宅相方位にも用ひて。其の吉凶を斷する故に。古今の世人知らず識らず。其の殃毒を受る人。その數を知ざれど。世擧りて其の由來を辨へず。最も悲しき事なりかし。(惣じて宋儒は徽古の學なき中にも朱熹は殊に其の學なく、唯に空理屈にのみ長じて、其の聲の高かりし故に、人雷同して其の說を用ひ來つれど、此の如く世に殃毒を流せる說等なほ多かり、今の世闇昧なる藩中など、朱熹が風の學ならでは、用ひずと立たるも有る由なれど、如此云ふを訝しみ思はむ人は、別に問へ答ふべし。)さて第八章の本文と爲したる繫辭傳の易有大極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦と有る文及び。此の條八索の趣に。彼の楊愼が言をも合せて考ふるに。彼の大極を分ちて兩儀と爲したるは。既にも云へる如く。上皇太一の神德より天陽地陰の判り生れる由なるが。此は神典に天之御中主神の神靈に資りて。皇產靈神男女二柱生出まし。是の二神の產靈によりて。天地の生出たるに熟く符ひ。(皇產靈神二柱は謂ゆる陰陽元神にて、其の神德に賴りて、天陽地陰の道生れり、然れど其の原は天之御中主神の神德より生つれば、兩儀と云ふに、天地陰陽二柱の神をかねて思ひ合すべし。)兩儀を重ねて四象と爲たるが。皇產靈神二柱の神靈に因りて伊邪那岐伊邪那美二神の生坐せるに符合し。(四象の太陽太陰は皇產靈神

二柱に當り、少陽少陰は伊邪那岐伊邪那美二神に當れり、此の謂を思ふべきなり〕四象を重ねて八卦と爲たるが。皇產靈神二柱の神靈に賴りて。伊邪那岐伊邪那美二神して。天地の位を定め。雷風水火山澤の神など。都て造化を掌る神等を生坐るに能く符るは豈これ偶然の事ならむや。伏羲氏やがて我が大物主神にて。天地初發の事をし厭まで知給へる故に。卽ち是神國の古傳に本づき作れる故なり。〔また是に就て案ふに、舊く神世の事實を釋きし徒から、神隨なる古意を得ざるは更にも云はず、漢土の學問も生々ながらに、易理を借りて、神の事實を寓言に釋成たる說ども有り、然れど今云ふ旨は知れる人なく、皆その臆に取れる曲說の誣會にぞ有ける。予が說はそれと甚く異なること、和漢の古說に明ならむ人は、視るが隨に自づからに知なむ物ぞ〕然れば八卦の乾天坤地を父母と稱するは、乾天を伊邪那岐神に擬へ。坤地を伊邪那美の神に擬へしこと著く。また雷風水火山澤の六子も唯に其の物のみを象れるに非ず。各々其の神々の神靈を當たる事は云ふも更なり。〔そは震雷は大雷神、巽風は科戶神、坎水は水波能賣神、离火は火產須毘神、山に丘をかねて其の神は大山津見神、澤に海をかねて、其神は大海津見神に坐なり、但し各卦の男女に、其神の男女の異なるは拘はるべからず〕

〔十四〕乾坤其易之縕邪、乾坤成列而易立乎其中矣。乾坤毀則无以見易。易不可見。則乾坤或幾乎息矣。陽卦多陰。陰卦多陽。其故何也。陽卦一奇。陰卦一耦。其德行何也。陽一君而二民君子之道也。陰二君而一民小人之道也。

此章は幾乎息矣と云までは。繫辭上傳に採り。其已下は下傳に取れり。

〔十五〕夫乾也者。天也健也。配于正東。故爲木德也。東方之象物。皆從焉。夫坤也者。地也順也。配于正西。故爲金德也。西方之象物。皆從焉。震也者雷也動也。在背陽之維。故金土之德也。西南方之象物。皆從焉。巽之者。風也入也。在於報德之維。故木土之德也。東北方之象物。皆從焉。

此の條は都て說卦傳に採れるが。例の擬方位を眞方位に改めて記し。文をも見るに便能からむ事を

思ひて斯くは綴りなせり。また背陽之維。報德之維とは淮南子天文訓に。西南爲背陽之維。東北爲報德之維。と有るに據りて載しつ。〇好尙云ふ右の本文を始めに「乾爲天。乾健也。乾以君之。坤爲地。坤順也。坤以藏之。震爲雷。震動也。雷以動之。巽爲風。巽入也。風以散之。」と綴られて註解をも爲られたるが。其の後に今の本文の如く改められたり。然れど其の註までは就らずして死られし故。今は舊注の隨に記せり。上下の條々にも此の例多く有り。見む人まづ其の心を得て有るべし。〇此の條は說卦傳の文なるか。初めの乾爲天などの三字は。八卦の象物を擧たる條條の首句を採り。次の乾健也などの三字は。八卦の德を云へる條を採り。乾以君之などの四字は、八卦の用を云へる條を採り。目易く、各卦に分ち記して。其の古義を述むと欲るなり。(但し各卦の象物の多々なる品目は第[　]章の注に聚め出して、其所に精く云ふを見るべし、)抑乾坤艮兌震巽离坎は卦名なり。天地山澤雷風水火は其の卦々の象なり。其は天を天。地を地と云ふは常なるを

其物々を主と爲し。其各物になほ多象を配屬して其變化を示すが故に天を天。地を地とのみ言ひては。其多義を包藏演說すること能はず。是を以て別に八卦の名を設けて其の名義を含畜せるにて。乾と稱ひ坤と稱へるは。其の卦々に配屬せる象物どもの總名なる由なり。(古人にも此の說を爲たる人の有りや無しや知らず、もし然る說の無らむには、是と余が新說にこそ、)〇さて乾は東方に配せる卦なり。其は何を以て知るなれば。說文に倝上出也。从乙。乙物之達也。倝聲と見え。倝を日始出光倝々也从旦㫃聲と言ひ。㫃を旌旗之游。从屮曲而下垂也とあり。(徐鍇が繫傳に、旌旗之游象其冄旖若下垂、從屮偃蹇透迤之狀、中其縱屬處也と云へり、是にて其の義よく聞えたり、)然れば㫃字の屮とノとを上下に分放して。中間に旦の字を加たるが。倝の字なる故に。其の注に从旦と云ひ。倝に乙を加たるが乾の字なる故に。其の說に从乙と云へるにて。乙を加たる意は。乙の字の說に。象春艸木寃曲而出陰氣尙彊其出乙乙也と言ひ。(繫傳に乙々未展也とも云り、)集韵に

乙ハ東方之日也と有るなど合せ考ふるに。其の本字たる執は元より日の初めて出る象なれば。乾は執の諧聲なれど、尚深く其の義を示さむと乙を加へ、て乾に作り。旦の殊に徐々と出初むる狀を會意せるなり。是を以て乾の東方必當の卦なること所知たり。(また禮記月令の注に乙ハ乙之言乾也と有るを集韻の乙ハ東方之日也と有るに相發しても、此の義は知られなむ物ぞ。東方之日とは即ち旭日の事なりなほ下に云ふを見るべし。)さて乾の字かく旦乙に從ひて、東方初出の日象あるが故に天たり。また天に乾の音あり。其は劉熙が釋名に、天顯也、在レ上高顯也と有にて知べし。(但し釋名に、天をケムと呼ぶは豫兗冀などの州にのみ云ふ音の如く云へれど、其の州々のみに非ずと見えて、史記漢書などに、天毒を賢毒と書たるも往々見えたり。思ひ合すべし、また白虎通に、天之爲レ言鎭也、居レ高理レ下爲ニ人鎭一也、楊泉物理論に天者旋也、均也とも見え、古微書に引たる春秋說題辭に、天之爲レ言鎭也、居レ高理レ下爲ニ人鎭一也とも有り。)さて既に云へる如く。易道に於て天と稱するは日の事なるが。八卦を八方に配當するに就ては。日始めて出て光執々たる東方を、日の本所と定めて乾に配せるが。天の字を說文に天と書て顚也。从ニ一大一と有るは古義なれど。大雅に昊天曰旦と言ひ。昦と書きたる古文も有りて旦と同音同義の文字なり其はまづ旦の字を說文に㫜一明也从ニ日見ニ一上ニ一地也と云ひ。日の字を⊖實也。太陽之精不レ虧从ニ〇一一象形とあり。(〇一を通本に口一と作るは誤なり。今は徐鍇が繫傳に。古人正圜象ニ日形一、其中一點象ハ烏非ニ口一一と云へるに從へり、然れども中の一點を烏に象るよし云へるは古き俗語にて信るに足らず、案ふに中の一點は一の字にて、一箇の圓き物と云ふ義をもて象形せるか。或は古文に⊡とも⊙とも書きたるが有るを思ふに、日を臨めば圜中に物の有げに見ゆるを象形せるにも有るべし、毛詩に旭日始旦と有るをも合せて思へば、旦は日の初めて東方の地上に出るを。象形せる文字なるに、天の古文の旦人に从へるは。旦天もと同義にて、易に日を天とせる事。いと著明に知られたり。(然して旦天その義の別るゝ事は、旦は直に

旭日を指して云ひ、天はもと一大に从ひて、大は古への人の字なれば、天極の主宰を一人と見て作れる字と察ゆるを、昊にも作るは、是また日を直に人體の神と見成して、製れりと思はる、其は日をやがて上帝とも稱ふにて知るべし、)さて旦天もと同音なる由は。かの釋名に。天坦也。坦然高而遠也と有るにて論ひなし。(亡友山梨玄度云く、釋名に天旦也と云べきを、坦也と云へるに、說文に、坦安也、从土旦聲と有るに依りて。底に坦の字をもて說を爲たれど、此は古義に非ず、然て古文は其象有れば、必ず其の義ある物にし有れば、天に旦の義あるは元よりにて、說文に天と有るは、秦の時に篆書を作る時に、⊖の○を省きて書きたるなり、故に天字の一は日の聲なりと云へり、然も有べし、また是に依りて案ふに、上に擧たる古文に𠑹とも有るは、二は⊖の○を省けるにて、此は⊖大に从へる字の省文なるべし、)斯て旦天共にまた神の音義あり。そは禮記の郊特牲に變二旦明一とある鄭玄注に、旦讀爲レ神と言ひ。莊子太宗師に。有二旦宅一而無二情死一と有るを。通雅に旦宅神宅也と云るにて知るべし。(莊子因の秦鼎が標注に、旦宅の所に、郊特牲の文を引て、舊說爲二申字之訛一非、旦宅異本作二怛恅一と云へり、然れと其本の怛恅は、旦宅と云ふを心情の事に取成たる後人の杜撰なり抑旦宅とは人の身躰を云ひて、身躰は人神の住宅なる義をもて云ふ語なるをや、)また韵會にも。白虎通二天者身也。禮統天之爲レ言神也。毛詩與二周易一。凡天字皆當レ爲二此讀一と言ひ。(此の文に引きたる禮統の天之爲レ言神也と云へるは、音と義とを云ひ、白虎通の天者身也と云へるは音のみを云へり、天の字を身と同音に呼びたる事は、天毒を身毒とも書るにて知り辨ふべし、)字彙に旦丹去聲。又音神。又音近レ玷とも有り。然れば天旦神ともに。古へは同音同義の文字にて。また共に東方乾の卦の象物たること更に異論に渉るまじき物なり。(然るを謂ゆる先天之學に、乾を南に配し、謂ゆる後天之學には、西北の隅に配せり、南は日既に上り極りて、西に沒むとする方なるを。豈乾としも云むや、旦としも云むや、況てかの西北隅に配せるは、文王か思ふ旨ある所爲には有れど、

隊に當らざる方位なり、其の由は下に論ふを見て知るべし〕さて乾は字彙に渠焉切音虔。君也。又居寒切音干燥也。字林求音虔。今借爲二乾濕字一と有れば、八卦にては必ず虔と唱ふべし（此はまゝ干濕の義より思ひ錯へて干と唱ふる人も有る故に、少か驚かし置くなり〕○乾健也とは、乾の象は天なり。純陽なり。天は運轉して息まず。故に其の德を健と爲せり。（上に云ごとく乾天は即天日上帝なり、天日朝に東方乾位に出て次々に八卦の宮を周る、これ健と稱する所以なり、象傳に天行健君子以自強不レ息、爻傳に終日乾々反復道也と有をも思ふべし〕

○好尙云ふ、此の章題に乾の卦の本文を乾爲レ天、爲レ日。爲レ日。爲レ神。爲レ東。爲レ木。爲レ青。爲レ春。と制られて注解をも爲られたり。今委曲にここに記して攷への助とす。○此乾卦に就ての象物は、敢て說卦傳に拘らず。此の卦の象に叶へるは是を採り。叶ざるは是を棄て。他書にも博く考索して。其の卦象に熟く叶へるを聚め記せり。（其は伊藤長胤が周易通解に、說卦傳なる八卦の象物を論じて、考二諸經及彖象之間一。或見或不レ見、至二於旁取二庶物一、則頗與二經頭一多二不レ可レ曉一者、蓋前世筮史之所レ傳習一、類而敷衍焉耳、と云へる如く、本經には乾を龍となし、坤を馬と爲たるを、說卦傳には乾を馬となし、坤を牛と爲し、龍を震に配し、また同物を以て此卦にも彼の卦にも配せるが有り、また彼此その象物を亂れるも多かり、然れば朱熹が本義にも、此章廣二八卦之象一、其間多二不レ可レ曉者一、求二之於經一亦不二盡合一也と云ひて注を下さず、共に見識ありと云ふべし、）好尙言ふ乾爲レ天爲レ日の注解は大概本注と同じければ記し遺せり、）さて爲レ日とは、字彙に。日音質。太陽之精人君之象也。出二於暘谷一入二於咸池一拂二於扶桑一是謂二晨明一日初出日二旭日一（其頭注に。乃太陽之精其形如レ丸晝空、釋名光明盛實也と云へり〕神音辰神明。又精神。又陽魂爲レ神。陰魄爲レ鬼と見えた（其の頭注に、爾雅云神重也、治也愼也、廣雅云神弘也足也、と云ひ、史記封禪書に東北者神明之舍也とある所の注に、神明者日也とも云へり〕說文に。神天神引二出萬物一者也。从レ示申聲と有るな

どをも思ひ合すべし。（徐鍇が通釋に、天主降氣以感萬物、故言引出萬物也と云へり、）〇さて東は說文に。東動也。（見漢律歷志、）從木官溥說從日在木中、（木榑木也、日在木中曰東、在木上曰杲、在木下曰杳、）黃帝傳注に。東字从日穿木以日出望之如穿扶桑之林木也とあり。（溥木の事は。扶桑國攷に委しく記せり、就て見るべし、）〇木は說文に。木冒也。（以疊韵為訓日部曰、冒家而前也、）冒地而生。東方之行。从屮下象其根、（謂丅也、屮象上出、丅象下垂、莫卜切、）と見え。徐鍇が繫傳に。木之十屮彌高大故从屮下有根。屮者木始甲坼也。萬物皆始于微合抱之木生于毫末、故木从屮木之性上枝旁引一尺。下根亦引一尺。故于文木上下均也。東方陽氣所起主生。木亦漸生東方主仁。木盛於東成於西、故藥用木多取東引枝根也とあり。（字彙にも、木莫卜切音目、五行三曰木、位居東方、又質朴也、論語剛毅木訥又木強不柔和貌、上从屮、下象其根、於文上下均也。直从丨、丨古本切、非从亅、亅衢月切、俗从亅者任筆勢也、相沿日久不能複改矣、其增註にも木其性曲直、其味酸、其數八、とも云へり、）〇青は說文に宔月東方色也。木生火。从生丹。丹青之信言必然、徐鍇曰。凡遠視之明莫若丹與青。黑則昧矣。阮籍詠懷詩云。丹青著盟誓言若丹青之分明也。𡴀古文とあり。（字彙にも、青東方木色。荀子勸學篇青出于藍而青于藍と云ひ、其の增注に、釋名青州在東、取物生而青也、四時春為青陽也と云へり、但し荀子に謂ゆる青は草木の葉色の如きを云ふに非ず、虛空色を云ひて、其眞の青色なるが、草木の葉色は青と黃とを混じて成れる色にて、實には綠なり、然れども此を青と稱せるも古き事にては有るなり。其は赤縣太古傳に委しく論ふを見て知るべし。）さて木を東方の行と為たるは。彼の榑桑木の在し故にて。青を當方の色と為たるは。其の行を木と為たる故にぞ有りける。（そは太昊氏この扶桑神州より出たる故にかく定めて、其の德をも木德と稱せり、此の事も太古傳に委しく論へるを見るべし。）〇春は說文に蠢推也。（此於雙聲求之、鄉飲酒義曰、東方者春、春之

爲レ言レ蠢也。尚書大傳曰、春出也、萬物之出也、从二日艸屯一(日艸屯者得レ時艸生也、屯字象二艸木之初生一也、(屯亦聲)字彙に、四時之首、春蠢作也出也とあり。(王子年が拾遺記に、春皇庖犧と出して、以二木德一稱レ王、故曰二春皇一、其明叡照二八區一是謂二太昊一、位居二東方一、含二養蠢化一、叶二于木德一、其音附レ角號曰二木皇一とあり。思ひ合すべし、)

(坤は西方に配せる卦なり。(總じて予が說く方位は、謂ゆる先天後天などの方位と異なり。其の由は天地定位の章に既に云へるを見るべし。)說文に。坤地也、易之卦也、从二土申一、土位在レ申也と言ひ。韵會に。集韵古作レ巛、象二坤畫六斷一也、亦作レ與と見えたり。(今この集韵の說に依りて思ふに、太昊氏の當昔より、八卦の字は、盡く其の卦畫をやがて其の字に用たるを、倉頡が造字の時に至りて、始めて謂ゆる古文に易たるが、其の說早く亡たるに☷の字の說のみ殘れるを、集韵に適に傳へしなり、此を思ふに、同文備考に、八卦の畫を、各々某々の古字と爲して擧たるも、謂なき事に非ず、また乾坤鑿度の古文八卦と云ふ條に、☰古天字、☷古地字、☴古風字、☶古山字、☵古水字、☲古火字、☳古雷字、☱古澤字と有るも實に古遺說ならむも知べからず、然れど此の書は、其の名こそ古く聞えたれ、宋の元祐年間に始めて世に出たる書にて、古の眞書に非ざること、四庫全書提要に論へる如くなれば、慢には信られぬ物なりかし。)さて說文に、从二土申一と云へるは實然る說なれども。土位在レ申也と云るは甚く訛れる說なり。然るは此の字の土申に云ふ由は。土は萬物を吐生すれば更なり。申に从ふは萬物を申出する會意なること疑なし。(そは土の字の說に、吐二生萬物一者也と云ひ、神の字の說に、天神引二出萬物一者也と有るを、相發して辨ふべし、)然るに許愼が。土位在レ申也と云へるは、周易の八卦方位に、坤を未申の間に配せるに眩かれて。實は坤位の西方なる古義を知ざりし故なり。姬昌が方位の擬なる事は。天地定位の章に委しく辨へたるを見べし。(然るに段玉裁が土位在レ申也の注に、坤正在二申位一、自二倉頡造字一已然、後儒乃臆二造乾南坤北一、爲二伏羲先天之學一、說卦傳所レ定之位、爲二文王後天之學一、其

矣人之好レ怪也と云へり、謂ゆる先天の方位を後儒の臆造と見たる眼は高けれど、謂ゆる後天の方位を倉頡以前の者と信じたるは、是また文王に欺かれしなり、殊に其の後天の卦にても、坤は未申の間にこそ有れ、申の正位に在らず、然るを段注に正在二申位一と云へるは誣說ならずや、坤の字の申に从ふことは論なき物から、十二支の申の義を取れるに非ず、申は伸也の義を取れるに疑なき物をや、)さて坤爲レ地とは。坤は地の八卦字たる由なり。說文に。地、元氣初分。輕淸陽爲レ天。重濁陰爲レ地萬物所二陳列一也。从レ土也聲と云ひ。(段注に、坤道成レ女、玄牝之門爲二天地之根一、其故其字从レ也、土生レ物故从レ土、或云、从二土乙力一、其可レ笑有二如レ此者一と云へるは然る言なり、乾鑿度にも、孔子曰乾坤陰陽之主也、また孔子曰乾坤者陰陽之根本、萬物之祖宗也と云へり、)也字を女陰也象形とあり。(段注に、此篆女陰是本義、假借爲二語詞一、本無二可レ疑者一、而淺人妄疑レ之、許愼在二當時一必有レ所レ受レ之、不レ容下以二小見多怪之心一測上レ之也と云へり、是も實に然る言なり、)此に依りて思ふに。

我が神典の傳へに。天地の初は。まづ一物成出たるに。其の狀女陰の如なりしが。其より天地と判れたる由なるを、赤縣州にも其の傳へ有し故に。土に女陰の也を从へて地の字を造れり、(但しこは皇國漢國のみに非ず、天竺にも然る事の傳へあり、印度藏志の大千世界品の末節に、委しく說たるを見るべし、)其の赤縣州の事蹟は。既に赤縣太古傳に記せれど、此にも其の概略を云はむに。黃帝書に。谷神不死是謂二玄牝一。玄牝之門是謂二天地根一緜々若レ存と有るを先想ふべし。(此の語は老子に始めて見えたるが、列子には黃帝書曰と引たり、今はそれに依れり、)谷神とは大地を云へるが。其の始めは女陰の形なりし故に玄牝といひ。其の玄牝なりし門は。淮南子に。日出二暘谷一拂二扶桑一とある暘谷にて、我が扶桑神洲の域内なるが。日陽の分り出たる谷なる故に暘谷と言ひ。天陽地陰ここに分判せる故に天地の根と云ひ。靈妙の德を稱して谷神と名け。無窮に存る若く、緜々と萬物を伸出する故に不死とは言へり。(和漢の人の老子を注せる物を數多見つれど、孰れも谷神不死の章を解

し得たる者なく、多くは谷を穀と同義に訓じて、字書どもにも、此の章を引きて、谷を養也と注せるが多かるを、予が赤縣太古傳に始めて此義を解明せり、然るに今見る說文の段注に、地の字の所に右に擧る如く注せるは、聊か予が心を得たりげにて、彼の國に珍しく一知已を得たりし心地ぞせられける。）さて大地のしか玄牝玄陰の形なりし。古傳の有ける上は。天日の成始めし玄牝男陰の形なりし、古傳の有けむこと。上に引く說文に。陽は天と爲り。陰は地と爲ると云へる陰の玄牝なるに相發して辨ふべし。（但し天地初判之時、輕清陽爲レ天、重濁陰爲レ地と云へる類の語は、說文のみに非ず、周秦の古書にいと多く見えて、其は皆天陽玄牡地陰玄牝の古傳なるを、諸書を注せる者ども、只に然る二氣のみの如く說たるは、皆この古義を知ざる故なり、なほ兌爲澤の所に論ふを合せ攷ふべし、又かく天陽地陰の中に孕まれて在るが故に、活とし活る物どもは更なり、草木までも悉く此の道理の具はること、既に第八章太極生二兩儀一とある所に云へるを見るべし、）さて坤はその

字體によりて思へば、申の音たるべく所思ゆるを。說文の徐鉉が音釋に苦昆切と云ひ。字彙に。枯昆切、梱平聲。卦名。與レ乾對、地道也と有れば、昆と唱ふべし。（然るを韻會に、又眞韻區倫切と有るに依りて、キムと唱へ、或は坤順也の本文に依りて、順と同音に唱ふる人も有るは、悉く非なりかし。）○坤順也とは。坤の象は地なり。純陰なり。地は天に承順するが故に其の德を順と爲せり、（文言傳に、坤至柔而動也、剛、至靜而德方、後得主而有レ常、含二萬物一而化光、坤道其順乎承レ天而時行と有るをも思ひ合すべし。）○震爲レ雷とは。震は西南隅に配せる卦なり。（此の由も天地定位の章に云へるを見べし。）說文に。雷、劈歷、振レ物者。从レ雨辰聲。（段注劈歷疾雷之名、釋天曰疾雷爲レ霆、倉頡篇曰、霆霹靂也、）春秋傳曰、震二夷伯之廟一と見え、（こは左傳僖公が十五年の經傳ともに記せる文なり、今此を引たるは劈歷して物を震する證と爲たるなり、此の餘にも春秋の傳は更なり、諸書に雷を震と稱せること數多見えたり。）釋名に。震戰也所レ擊輒折破、若二攻戰一也。又曰二辟歷一辟折

也。所歷皆破折也。韵會に、易卦名。繇曰震來虩々。又直謂雷爲震也。など見えたり。(字彙に音鎭とあり、猶下にも云ふを見るべし、)さて雷を雷と云ふは常なるを八卦には別に名けて震と稱ふ。然れど實には雷たりと云へる義なり。雷は說文に靁陰陽薄動生物者也。(段注薄迫也、陰陽迫動即謂靁也迫動下文所謂回轉也、所以回生萬物者也、)从雨畾象回轉形(段注許凡書有畾無畾、凡積三則爲衆、々則盛、々則必回轉、二月陽盛靁發聲、故以畾象其回轉之形非三田也、韵書有畾字訓田閒誤矣、)釋名に雷碨也。如轉物有所碨雷之聲也。など見えたり。(字彙に、雷音蘢薄震之聲、黔雷天上造化神之名、曲禮毋雷同注雷之發聲、物無不同時應者、故曰雷同、其增注に、音螺、陰氣閉結、陽不得發、相薄爲聲雷神曰雷公とも云へり。)論語讖考に、古者七十二家爲里。雷震百里聲相附。(宋均注に雷動百里、故因以制國也、雷聲謂諸侯之政敎所至相附也、援神契にも大國稱侯、皆千乘象雷震百里と有り。思ひ合すべし、)震動也とは。震の象は雷なり。雷は萬物を奮動せしむ。故に其の德を動と爲せり。(また一說に、一陽動于二陰之下故云動也と云へり、是も通えたり、)○巽は東北の隅に配せる卦なり。(此の由も天地定位の章に論へるを見るべし、)說文に、巽具也、(段注巽乃愻之假借字、愻順也、順故善入、許云具也者、巽之本義也、)从丌𢁉聲。(形聲包會意同部曰𢁉二同也、巺从此按同者具意也、蘇困切、)𢁉古文。巺篆文とあり。(なほ篆文の異躰ありて其の說長けれど、今は略しつ、段注に就て見るべし、)釋名に巽散也。物生而布散也。字彙に。蘇困切孫去聲。卦名。入也。順也。柔也。卑也。又與遜同。虞書汝能庸命巽朕位徐鉉曰。庶物皆具丌以薦之故篆从𢁉从丌など云へり。(また其の增註に、集韵を引きて、作也、述也、持也定也、與撰通用と有るを始め、字書どもに說々多かり、)さて巽爲風とは。風を風と云ふは常なるを。八卦には別に名けて巽と稱ふ。然れと實には風たりと云へる義なり。說文に風八風也(段注樂記八風從律不姦、鄭曰、八風從律應節至也、左傳夫舞所以節八

音而行八風、服注八卦之風也、凡無形而致者皆曰風詩序曰風風也、敎也、風以動之、敎以化之、釋名曰、風氾也、放也、)風動蟲生故蟲八日而化。(大戴禮淮南子、皆曰二九十八、八主風、風主蟲、故蟲八日化也、謂風之大數盡於八、故八日而化故風之字从虫)从虫凡聲。(凡古音、扶音切、風古音孚音切、在七部、今音方戎切、)字彙增註に。徐鉉云方中切。乃天地之游氣也。唐韵風者天地之使。元命包云陰陽怒而爲風。風。々以動萬物也。風者萠也、以養物成功也。散也。告也。聲也。佚也。化也。上行下効謂之風など有るを考ふるに。風は天地の游氣と云へる如く。宇宙に游び六合に彌り。物として養はずと云ふ物なく。所として順はずと云ふ所なき故に。例の異名して巽と號けしなり。(上に引く段注に、巽乃愻之假借字、愻順也。順故善入と云へるは信に然る言なりかし。)〇巽入也とは。巽の象は風なり。風は行として入ざる所なし。故に其の德を入と云へるなり。(或說に巽は一陰二陽の下に入る故に入と爲すと云へり、咎なき說なり。)

〔十六〕夫坎也者。水也陥也。正北方之卦。故水德也。北方之象物。皆從焉。夫离也者。火也麗也。正南方之卦。故火德也。南方之象物。皆從焉。艮也者。山也止也。在於號通之維。故水土之德也。西北方之象物。皆從焉。兌也者澤也說也。在於當羊之維。故火土之德也。東南方之象。皆從焉。

此の條も說卦傳に據ひ。また天文訓に。西北爲號通之維。東南爲常羊之維と有るをも合せ採り。擬方位を眞方位に改めて記せること。前章に謂へるが如し。〇好尙云ふ。右の本文も始めに。坎爲水。坎陥也。南以潤之。离爲火。离麗也。日以晅之。艮爲山。艮止也。艮以止之。兌爲澤。兌悅也。兌以悅之と制られて註釋をも爲られしが其の後に今の本文に改られたり。然れど其の註は成らずして死られしかば。舊注を其儘に書せること。是また前章に言へるが如し。〇坎は北方に配せる卦なり。說文に。坎陥也。从土欠聲。(陥者高下也、高下者高而入於下也、因謂阱謂坎井、部曰、阱者大陥也、穴部曰窞坎中更有坎也、易曰坎陥也。習坎重險也、毛詩傳曰坎々擊鼓聲、按此

謂坎々爲竷々之段借字也、)釋名に坎者險也。前會に。卦の名。小阱也。爾雅銓也。注云坎卦主法。法律皆所以銓量輕重也。水亦平。水平故主法。或作埳。莊子埳井之蛙とあり。(また字彙に、坎苦感切堪上聲、爾雅小罍謂之坎。其形似壺とも云へり。)さて坎爲水とは。水は坎の象物たる由なり。說文に。巜準也。北方之行。象象水竝流中有微陽之氣也。(繫傳に、按周禮、匠人爲國置槷、以水準地之平也、段注に、云微陽者陽在內也、水之文與☵卦略同 式軌切と云へり。)釋名に。水準也。準平物也。白虎通に、水之爲言準也など有り。(また字彙に、式軌切稅上聲、說文水至柔而能攻堅故一其內とも云へり。)〇坎陷也とは。坎の象は水也。水は陷下して伏する故に。其の德を陷と爲せり。(また一說に、坎一陽陷于二陰之中、故云陷也と云へり、是も通えたり。)〇离は南方に配せる卦なり。說文に。离山神也。獸形。(段注左傳周禮皆作螭注曰螭山神也、獸形、按山神之字本不从虫、从虫者乃許所謂若龍而黃者也、今左傳作螭、乃俗寫之譌、

東京賦作魑亦是俗字、徐鉉於鬼部增魑字誤矣、本是山神而形如獸、故其字从厹、若今本作神獸則大誤矣)从禽頭(謂凶也、从厹(獸形則頭足皆獸矣、)从屮(若巂字之首像其冠耳、离謂當从山。从山者、謂其爲山神也、)歐陽喬說离猛獸也。(此別一義、左傳注曰、螭山神獸形、或曰、如虎而啖虎、二說竝列、离離古相通、)徐鍇が繫傳に。从屮義無所取。疑象形。又卦名麗也。通作離。字彙に。离音犂明也。麗也。今作離など有り。然れば此の山神の名を。南方火の卦名に借りて用ひしなり。(然るに古く離の字を用ひ來つれど、此は通音なる故に、用ひたる字なること上に引く書等に相通と云ひ、通作離といひ今作離と云へるにて知べし。)斯て離の字は說文に、黃倉庚也、鳴則蠶生从隹离聲と言ひ、爾雅の注に、即楚雀、又名商庚と有る鳥にて、實は卦名に由なき物なり、故今は其の古へに遡りて、离の字を用ひつ)さて此山神の南方に由ある事は春秋元命包に。火离爲鸞。詩含神霧に。王者德化。照洞八寞則神鸞臻と見え。說文に鸞赤神

靈之精也。(段注瑞應圖曰。鸞赤神之精也。春秋元命包曰离爲鸞。)赤色五采。(謂赤多而五采畢具也漢輿服志鸞雀、古今注金雀、金雀者即朱鳥也。雞形(西山經郭注舊說鸞似雞。)鳴中五音。頌聲作則至と有るにて知るべし。(火离としも云ふは南方火位に在るが故の名と聞え、鸞と爲ると云ひ鸞を赤神の精なりと云へば、赤神とは即ち离の事にて朱雀は此の由神の精の成れる物とぞ聞えたる。)〇さて离爲火とは。火を火と云ふは常なるを。八卦には別に名けて离と稱ふ。然れど實には火たりと言へる義なり。說文に火燬也。南方之行。炎而上。(段注與木曰東方之行。金曰西方之行。水曰北方之行、相儷成文。)象形と見え。釋名に。火燬也。物入中皆毀壞也。とあり。(字彙に。火虎果切、貨上聲、水火二極之精神。水爲精、火爲神。在天爲日。在地爲火。在人爲心。又虎委切音毀。又後五切。戶上聲とも云へり、)〇离麗也とは。离の象は火なり。火は炎上して麗なり。故に其德を麗と爲せり。(また一說に、离一陰麗二陽之中。故云麗也と云へり、是また通えたり、)

〇艮は西北の隅に配せる卦なり。(此の山も天地定位の章に云へるを見るべし、)說文に艮很也。(段注很者不聽從也。一曰行難也、一曰盭也、易傳曰艮止也、止可言盭、很三義。止下基也、足也、實無二義也、方言曰艮堅也、釋名曰艮限也、)从匕目。(會意、古恨切、)匕目猶目相匕。(目相匕卽目相比、謂若怒目相視也、)不相下也。(很之意也、)易曰艮其限。(艮九三爻辭獨引艮其限者、以限與艮音義皆同也、)匕目爲眞也と見え。(匕目爲眞とは今文に艮と書なれど其は眞ならず、𥃩と書くを古文の眞と爲す由なり、)さて从匕目とある匕は。韵會に。說文匕相與比叙也。从反人。俗作匕非。匕乃化字と有りて。比と同義の字なり。(是を以て上なる段注に、目相匕卽目相比と云へり、)此の字も同書に。說文比密也。二人爲从。反从爲比。相與周密也。廣韵又竝也。爾雅北方有比肩民焉。註謂卽半體之人兩手相比。乃得人動作增韵又反也。と見え。(なほ字書どもに、餘義に用ひたる誼は多かれど、此に要と無き說は悉洩せり、)また很也と有るに依りて說文を考ふるに。很不聽

從也。一曰行難也。一曰鷙也。从彳艮聲とあり。(韵會に、廣韵很戾、前宋義云、很如羊、愈牢愈不進、呉語今王將很天誥遠也、六書正譌に、俗从犬非と見えたり、)然れば𥃩は目と匕とに从ひて、目の相竝びて直下せざる如く。很戾して行進み難きを會意して。造れる字と所聞れども。此はもと日と匕とに从へる皀と同字也と思ふ由あり。其は諸書に𥃩を古恨切とありて。根の音に呼ぶは常なれども。字彙の增注に。唐韵𥃩於莧切。望遠也と有れば。杳字の音義も有り。斯て皀の字は說文に。皀望遠合也。(段注合者望遠則其形不分、其色不分、其小大高下不分是也、與杳字義略相近、)从日匕。匕合也。(匕何以訓合比之省也、猶會下云會益也。會何以訓益增之省也、是亦言段借之一也。皀何以省比有皀字在也、)讀若窈窕之窈(窈古讀如黝。音轉如杳、烏皎切、)と云ひ。字彙に、皀音杳望遠也とあり。(また六書正譌に、从日从反人反身望日則遠也、會意隷作窈といひ、字彙の增註に、類篇を引きて皀亦作杳とも云へり、)然れば皀皀ともに。エウの

開口音にて、韵鏡開轉に屬する蕭の韵の字なり。其は窈窕の窈また皀音杳とある杳ともに。蕭の韵の字なるにて論ひなし。然るを說文の徐鉉が音釋に皀を烏皎切と云へるを始め。諸書にこの反切を注せるは誤なり。其は烏皎切にては。ヲウの合口音にて韵鏡合轉に屬し。陽唐庚などの韵に入べき物をや。(然れば皀の字の音釋は、六書正譌に、伊烏切と有るぞ却りて近かる、伊烏切は音ヨにて、開口音に屬せり、然れど此もなほ正音には非ず、抑かの國の音韵はも、師の漢字三音攷、字音假字用格などに論はれたる如く、國々に變り、世々に轉じて、定說は無りしを、今の淸の世と成れる初めに、顧炎武と云ひしが出て、音學五書と云ふ、五部三十一卷の書を著して、音韵の濫れを正せるに驚かされて、國人らなほ其の學を精究する事と成れる中に、乾隆と號ひし年間に、戴震といふ人出て、聲韵考四卷を著はし、其の弟子に段玉裁と云ふが出て、說文の注及び六書音韵表五卷を著せり是らの書にて字原音韵の事に於ては說竟たりと見ゆる如く成ぬれど、其段氏さへに倘未だその誤り

を免れず、皀を讀若㓒と云へる本文あり、かつ自も如杳と云ひつゝ、烏皎切と云へる類の誤りも少からねば、一向には打任されず、學者よく音師の書等を讀みて、喉音三差及び開合、凡て音韵の本を知り、然して後に、右に云ふ字書韵書どもを見むには音韵の道始めて明白ならむ物ぞ、こは事の序に少か驚かし置くなり。)さて如此考へ聚むるに皀皀もと同字なるが。上に引く皀字の段注に皀何以省比。有皀字作也と云へる如く。皀の字より縺し來りて。其の本音はコムなりしを望遠の義に用ふる故に杳の音と爲し。八卦の字に用ふるには。本の皀の音を用ひ。日にまた一畫を加へて匕目に从へ。皀に作りて皀の字と別にせる會意の文字と所知たり。(もし然らずは、皀皀の同音同義たるべき由なきことと心を平にして熟く思ふべし、然るに諸の字書に其の古義を擧ざるを、適に唐韵に右の如く載せるは。越なき賜物にて。皀皀もと同字なるが故に通用したる古實の幸ひに存れる物と云ふべし。(尙その考證を云はむに、艮を篆には皀と書たるに。楷にて艮と作て、艮に从へる限垠根跟痕恨を始め、みな艮に从へ作りて、一字も艮に从へ作れるは無く、適に𢘍と作きて同恨と云ひ、銀を鉅に作り、齗與齦同と云へる字等も有るを思ふに、右の字ども篆書には盡く皀に从へ作たるを見つゝ、楷書作者が皀のもと皀なる事を知れる故に皀の一畫を省きて舊に復し、艮また皀に造れる物と見えたり、其はもと皀より縺じ來りて、其の音を其の隨に承る字なるが所以なりかし。)○さて艮爲山とは、艮は山の八卦字たる由なるが。山は說文に。山宣也。謂能宣氣散生萬物也。有石而高象形。(徐鍇が繫傳に、山出雲雨所以宣地氣也、山海經曰積石之山萬物無不有、博物志云、山有水有石、有金木土火故名山令、晶五行具也、象山峯並起之形と云へり。)釋名に、山產也。言產生萬物也。爾雅に。土高有石曰山。國語に山者土之聚也。韓詩外傳に。夫山萬人之所觀仰材用生焉。寶藏植焉。飛禽萃焉。走獸伏焉。育群物而不倦、有似夫仁人志士是仁者所以樂山也など有り。(字彙に、山師姦切音删、高大有石曰山又音仙、又音森とも云

へり。）○艮止也とは。艮の象は山なり。山は靜にして止まる。故に其德を止と爲せり。（また一說に艮一陽止于二陰之上。故云止也と云へり、是も通えたり。）○兌は東南の隅に配せる卦なり。（此の由も天地定位の章に云へるを見るべし。）說文に兌說也。从儿㕣聲。（繫辭に、說音悅、易曰兌悅也、㕣音兗、杜會反と云ひ、）其の段注に。老子塞其兌閉其門、借爲閱字閱同穴と云へり。（韵會にも卦名、穴也、龍兌地名、趙易州有龍山、山有四竇、各有一穴、大如車輪、春風出東、秋風出西、夏風出南、冬風出北、不相奪倫故謂龍兌也、禮記引書說命皆作兌。釋名兌悅也、物得備足皆喜悅也とあり。）さて从儿㕣聲と有るは。㕣の字より變じ來れる由なり。是を以て穴の義あり。其は說文に。㕣山澗滔泥地。从口从水敗皃。（段注谷字㕣字皆从水半見。㕣亦从水半見出於口也、水敗土而滔々多是曰㕣焉。）㕣古文㕣。（按下蓋从谷。上从冖、冖象水敗形也。）六書正譌に。从口象山門也。儿半水也と有り。然れば㕣は谷より變じ來れる字なり。（字彙に、谷以轉切音衍と見え、正譌にまた此即兗州之兗、隷作兗俗作兖非とも云へり。）其は谷の字を說文に。泉出通川爲谷。从水半見出於口。（爾雅の釋水に、水注川曰谿、注谿曰谷と有るに依れば、說文の說委しからず。）六書正譌に。从水半見出山口象形と有るにて知るべし、（字彙には。兩山中流水也と云へり、是も通えたり。）さて坤卦の所に論へる黃帝書に谷神を玄牝之門と有るを想ひ合するに。谷の字を从水半見出由口と有るも然る說なれど。字形を熟ふに是また谿谷の女陰の形して。其の趣また相似たる故に。其の意を相兼て造れる物と所思るなり。其は彼の國のみに非ず。皇國にも谿間を保登と云ふを。また女陰をも保登と云ふ、そは含處の義にて、共に含まる處なる故の名なるを思ひ合せて辨ふべし、（この保登てふ名義は、我が先師たちの說なり、己別に火處の考へ有れど其は此に用なき事なれば云はず、大倭諸越ともに、山頂山足など云ふを始め、人躰の名と丘陵の名とを相通はし云ふこと數多あり尙言はゞ。淮南子地形訓に。邱陵爲牡。谿谷爲牝。是故山

氣多男。澤氣多女。高誘註に。邱陵高敞陽也。故爲牡。谿谷汗下陰也。故爲牝と有り。邱は丘にて說文に丠と作きて土之高也と有れば突起せる形なり。是を以て陽と云ひ牡と言ひ、谷は凹入りて女陰の形あり。是を以て陰と言ひ。牝と云へり。此は殊によき證文と云べし、(大戴禮記の易本命篇、また孔子家語の執轡篇にも地形訓と同文を載して、家語には、山書曰と引たり、山書と云ふもの秦漢の間の書に、往々其の名見えて、いと古き物と聞えたり、)然れば兌は谷の字の上なる八を下につけて字躰と變化し。男の女を見て悅懌する義をもて音をも悅と爲たるにや有む。然れど此は强說に思はむ人も有ぬべし、(○後にまた六書故を見れば、毛詩に悅懌女美と有るを引きてこの義に說たり。早くも予が意を得たる說も有りけり、)さて兌爲澤とは。兌は澤の八卦字たる由なるが。澤は說文に澤光潤也。从水睪聲と見え。睪の字を睪伺視也。从目从㚔と有り。然れど睪は水に从はざるも。元より澤の義あり。其は集韵に。睪古勞切。與皋同と見え、詩小雅に。鶴鳴九皋。聲聞于野と有る毛傳に皋澤也と有にて知るべし、(韵會に、皋告之也、集韵高也澤也岸也、左傳越大夫皋如、或作睪睪亦作臯といひ、字彙も同說にて、睪を夷益切音亦と云ひ、皋を居勞切音高進也、从白本聲、兼意、本進趣也、又借爲皋澤皋字、六書正譌云、俗作皐非と云へり、合せ考ふべし、)然れば睪は。倉頡が造字の時より。光澤の義ある文字なるを。後に樣々に假借せる故に。山澤の澤に用ふるには水に从へて澤に作り。喜悅の義に用ふるには。必に从へて懌に作りなど猶樣々に造字せしなり、(但しこは此の字のみの說に非ず、諸字多くは此例なれど、今因に少か驚かし置くのみ、)なほ韵會に。釋名下有水曰澤。詩注水所鍾聚也、又恩澤也。洗澤也、南澤也。集韵或作皋亦作睪。字彙に澤直格切音宅、又潤也液也、滑也とあり。(また初學記に、水所鍾曰澤、廣澤曰衍、澤曲曰皋、澤無水有草木曰藪と見え、六書故に、澤雨露之濡爲澤、水鍾則澤物、故流爲川、止爲澤、潤澤則光悅、故爲悅澤爲光澤とも云へり、)是らを思ひ相して。兌は古の悅

の字。睪は古の澤の字にて。滋潤悅懌の義あるより。兌爲レ澤と有る事の義を辨ふべし、(また初學記に、山夾レ水曰レ澗、水注レ川曰レ谿、水注レ谿曰レ谷、水通レ谷曰レ壑と有るを、上に云へる兌の谷の字より變じ來れる事に思ひ合せ、上なる第十二章に記せる無底の谷の說を見て、猶其の旨の知られなむ物ぞ、)さて兌は說文の徐鉉が音釋に。杜會切と言ひ。字彙に杜對切音隊と有ればタイと唱ふべし。然るを世にダと唱へ來れるは何なる由にか心得がたし、(また俗に悅と同音に云ふ人も有れど兌悅也と有るは、其義をこそ云へ、音の事には非ずと聞えたり、)○兌悅也とは、兌の象は澤なり。澤は萬物を悅懌せしむる故に其德を悅と爲せり、(また一說に、兌一陰悅二于二陽之上一故云レ悅也と云へり是も聞えたり、)

〔十七〕是故剛柔相摩。八卦相盪。鼓レ之以レ雷。散レ之以レ風。潤レ之以レ雨。暅レ之以レ日。艮以止レ之。兌以說レ之。乾以君レ之。坤以藏レ之。動二萬物一者。莫レ疾二乎雷一。撓二萬物一者。莫レ疾二乎風一。潤二萬物一者。莫レ潤二乎水一。燥二萬物一者。莫レ熯二乎火一。止二萬物一者。莫レ止二乎山一。說二萬物一者。莫レ說二乎澤一。是故天地定レ位。山澤通レ氣。雷風相悖。水火相逮。然後能成二變化一。能成二萬物一也。

此の條初めの十字は　第十二章の本文なる。變化見矣といふに接續せる繫辭上傳の文を採り。其以下は。說卦傳の雷以動レ之云々の章を取捨して脫文を補ひ。余が新に作れる文なり。(然るは彼の章、元より古說なるに論無れど、脫文衍字多きが上に、雷風火澤水山の次第なるは、姬昌が卦位に合さむと、後人の改めたる事著ければ、今その脫文を補ひ、次第をも古へに復せむと爲るに、人の議論の譁しきが煩くて、余が新作の文なりとは云ふなり、)偖かの章の萬物出二乎震一云より以下は古注にて、此の注殊に拙し、今其の一つを云はむに、兌正秋也、萬物之所レ說也、故曰三說二言乎兌一とは何の言ぞや西方は金なり、豈萬物の悅すといふ義有なむや、姬昌が卦位の非なる中にも、悅澤の卦德なる兌を西に配して、兌金と云ふは余りなる妄事なり。朱熹が本義に、此の元文を未レ詳二其義一とて說を闕たるは、却りて見高く所思るを、其

後の徒のしひて註せる說どもは、皆論ふにも足ず、かし、凡て繫辭說卦の二傳には、同義の文を往々に記して。互に精粗あり、見紛はしき事ども多かるは、既に云へる如く、彼此に傳れる古說後說を擇ばず、打交へ記せる物なればなり。）是故剛柔相摩、八卦相盪とは。前章を承て。○天地間に種化の見る、趣を述たるにて、乾震坎艮の牡卦にして剛く。坤巽離兌の牝卦にして柔なるが。相對循して推序を爲し。八卦の氣たがひに相推盪する由なり。其の序盪する狀具に下の文の如し。乾天坤地二卦の德用は。上に次て述たれば此には云はず。○鼓ㇾ之以ㇾ雷とは。震雷の動きて、其蔵を發する功用を以てかく云へり。散ㇾ之以ㇾ風とは。震雷動きて其蔵を發し。巽風散じて其の氣を舒るは萬物を生ずる功用なるを以てかく云へり。○潤ㇾ之以ㇾ雨とは、日暄かして濕に克つを。雨潤はして萬物を長ずる功用を以てかく云へり。暄ㇾ之以ㇾ日とは。日の暄かして濕に克つ。其の功用なるを以てかく云へり。○艮以止ㇾ之とは。造化の萬物を生成するや。其の止まる所に必ず與る芽をなす、是艮

の功用なるが故にかく云へり。○兌以說ㇾ之とは。艮山これを止めて其の質を生し、兌澤これを悦ばして其性を遂るは。萬物を成する功用なるが故にかく云へり。○乾以君ㇾ之とは。天日の萬物に君主として。育養する功用を以てかく云ひ。坤以藏ㇾ之とは。地の乾天に承順し。萬物を納藏して辟する事なき功用を以てかく言へり。○動二萬物一者莫ㇾ疾二乎雷一とは。春分の時に雷氣發動して草木滋生し、蟄蟲發起する德の疾なるを。震の卦の西南間に位して、世の邪物災害をも辟除する德用に合せてかく言ひ、（初學記に、漢書云、凡藏ㇾ氷以ㇾ時則雷出不ㇾ震、棄ㇾ氷不ㇾ用則雷不ㇾ發而震、雷於二天地一爲二長子一、以二其首長一萬物與二其出入一、雷二月出ㇾ地、雷出則萬物出、八月入ㇾ地、雷入則萬物入、入能除ㇾ害出則興ㇾ利、雷者所下以開二發萌芽一辟中除災害上、萬物須ㇾ雷而解、資ㇾ雨而潤、故經曰雷以動ㇾ之雨以潤ㇾ之、雷轉曰二雷公一と云へり、此は雷德の大概を能備たる說なり、思ひ合すべし。）○撓二萬物一者莫ㇾ疾二乎風一とは。風氣の萬物を鼓舞し。また能く萬物を撓散する德の疾なるを。巽の卦の東北間に

位して。震氣の甚しきを撓散する卦德に合せてかく言へり。(但し此は姑く巽風の卦德に就て云ふなれど、爾雅に、東風曰谷風、南風曰凱風、西風曰泰風、北風曰凄風、暴風從上下曰頽、從下上曰飇、呂覽に、東北曰融風、東南曰薰風、西南曰涼風、西北曰厲風、風師曰飛廉、莊子に、大塊噫氣其名曰風、樂緯動靜儀に、風氣者禮樂之始、萬物之首也、物非風不能熟也、風順則歲美、風暴則歲惡と見え、なほ諸書に、風者天地之使也、乃天地之游氣也、萬物以風動以風化など云へる如く、實に天地の游氣にて、四方四隅より行はれて、萬物を鼓舞放散しつゝ、造化の功を成す物なり、なほ巽爲風の所に注せるを見るべし、)○さて火の萬物を熯かし。水の萬物を潤ほす趣は。常人も見知れる如なれば。註するに及ばず、(然れど十六章、离也者火也、坎也者水也と有る所に注せる說どもをも合せ攷ふべし、)○止萬物者莫止乎山。(好尙云ふこの八字前には饒萬物者莫饒乎艮と制られて、注解をも下されたり、今其の舊注の儘に記せる事第十五章に云へるが如し、)其は釋名に山產也。言產生萬物也と有る如く。山氣發起して萬物を生成する德の豐饒に盛なるを言ふ。西北方に艮山と立たるは。彼の崑崙不周の山を象れるにて、此の山は神仙の所居にて。古書等にも萬物の有ざるは無しと云へり。思ひ合すべし、(第十六章に引たる韓詩外傳に云へるが如く。山は即ち豐饒にして盛なる德有り、然るを說卦傳の元文に、撓萬物者莫疾乎風、終萬物始萬物者莫盛乎艮とあるは、姬昌が擬方位に合さむと欲へる後人の文を替て山德を風德に取成し、饒を撓に作りて、風の草木を吹撓す義に書たりと所思ゆるなり、然れども今論ふ說ども、讀書に聡利ならざらむ人は、速には其古意を得まじくこそ、また終萬物始萬物と云ふこそ、風氣の萬物を鼓舞する德の疾なるを、巽卦の東北間に位して、冬季ここに終たるが、春季また此に始まる卦德に合せてかく言へるには非じか、此は試に云ふのみ、)○說萬物者莫說乎澤とは。澤氣の常に雨露を普施するが故に。萬物その利澤を受て悅懌するを言ふ。其は東南方に兌澤を配せるは。彼

の大壑無底の谷を象れるにて。此の谷また神仙の所居ありて。萬物の有らざるは無く。かつ世人の悦慕する所なるを思ひ合すべし、（風俗通に傳曰水草交厝、名之爲澤、々者言其潤澤萬物以阜民用也と云へり、なほ上の兌爲澤の章に注せる說どもを考へ合すべし、）○是故と云より下の四句は。此の章八卦の萬物を生養終始する德用を演たるは。即かの天地定位の章の山澤雷風水火と相對して互に相通じ。相薄り相射て其の德用を齊ふる古說の譯と爲たるなり。是を以て故と云ひて。彼の章の旨を標し出したり、（悖は廣韵に、逆也、と有るに依りて、サカヒと訓み、逮は字彙に、徒大計切及也と有るに依りてオヨビと訓むべし、また本書の元文に、雷風不相悖とある不は衍なり、そは天地定位の章に、雷風相薄と有に相發して知べく、また彼の章を元文に、水火不相射とある不字の衍なること、此の章に水火相逮と有るに徵して辨ふべし、）○然後能成變化能成萬物也とは。右の如く互に伸縮相錯して能く變化し既にして萬物を發成すと云へるにて。其の語中に八中の變化をかく識得て後に天地の神の妙用をも知らむと言ふ意を含蓄せること。第三十一章の知變化之道者云々の語に相發して心得べし。

〔十八〕夫易一元以爲元紀。歲三百六十日。而天氣一周。八卦用事。各四十五日。方備歲焉。日月運行。一寒一暑。日往則月來。月往則日來。日月相推。而歲時生焉。寒往則暑來。暑往則寒來。寒暑相推。而歲成焉。往者屈也。來者信也。屈信相感。而利生焉。窮神知化德之盛也。神也者。妙萬物而爲變化者也。

此の條は方備歲焉と云ふまでは乾鑿度なる孔語に撫ひ採り、（其の全文は例の擬方位に據る胡論の說等なれば、正方位に改めて次條に記せるを見るべし、）其の以下は繫辭上傳と下傳とに拾ひ取れり。○さて易一元以爲元紀とは、（一元とは四千五百六十年なり、）易やがて天地萬物を成する一元なるが故に。其の動く元を以て元紀と爲たる義にて。謂ゆる歲立三元の說の起る原なり。其は素問に。天氣始於甲。地氣始於子。甲子相合命曰歲立。謹候其時。氣可與期、（張介賓云。天氣有

十干而始於甲、地氣有十二支而始於子、子甲相合即甲子也、干支合而六十年之歲氣立、歲氣立則有時可候、有氣可期矣、）漢書の律歷志に。三元者天施地化人事之紀也。黃鐘爲天元、律長九寸。林鐘爲地元。律長六寸。大簇爲人元。律長八寸。此象八卦。宓戲氏之所以順天地通神明類萬物之情也、（此の漢書の文は、例の略文にて便宜まゝに、五行大義に引たるを再引たるなるが、今本には元の字みな統とあり、異本と見えたり、）五行大義に立歲之元起於上元甲子。立月之元。起甲己之歲十一月甲子。立日之元起自甲子。立時之元冬夏二至後、得甲己之日夜半起甲子。四事皆以甲子爲首也。など有るにて其の大畧を知るべし、（甲子の始めを諸書に、黃帝の臣に、大撓と云ひしが作れる由を記せるが多かれど。實には太昊氏の始めたる事なり、其は律歷志に、伏羲甲子元曆と云ふ目あるにても知るべし。斯て十干の首に甲木をおき、十二支獸の首めに子鼠を置たる事は、太昊氏やがて我が大國主神なる由緒の深き考へあり、また三元を三統とも

三正とも云ふ由をも猶委しく著せれど、此には所狹ければ記さず、）〇歲三百六十日。而天氣一周とは。五行大義に。一歲合三百六十日者六々三十六。六甲之數也、萬物庶類吉凶之理以此彰矣、（一歲の日數を三百六十五日と云へるは本文と同く其の大數を擧たるなり、一歲の日數を委く云へば下文の如し、）一干一支爲一日者以周天三百六十五度。四分度之一。日日行一度。故正用一干一支以主一日也。三旬爲一月者。月日行十三度四分度之一。三旬而周天也。十二月爲一歲者四時時有三月。生殺之功備遍十二支也と有るが如し、（なほ此の事を、朴略にも精密にも記せる諸書は、今計ふるに暇あらず多かり、）偖この日數を以て天氣の一周する事は。北辰の其の所に居て。北斗の七政を齊ふるに賴る事なり。（其は淮南子天文訓に。太微者太一之庭也。（高誘云、七微星名、太一天神、）紫宮者太之居也。紫宮執斗而左旋日行一度。以周於天三百六十五度四分度之一。而成一歲。日行一度。十五日爲一節。以生二十四時之變（此の文をもて、斗星の建し旋る事は、紫宮

なる太一天帝の神德に資る事なる由を辨ふべし、
然れば同じ天文訓に、帝張四維、運之以斗とも
云へり、思ひ合すべし、）斗指子則冬至。加十五
日指癸則小寒。加十五日指丑則大寒。加十
五日指報德之維則越陰在地。故曰距冬至四
十六日而立春、（高誘註に、東北爲報德之維、報復
也、陰氣極於北方、陽氣發於東方、自陰復陽
故曰報德之維、四角爲維也とあり、）加十五日
指寅則雨水。加十五日指甲則驚蟄。加十五
日指卯中繩、故曰春分則雷行。加十五日指
乙則清明。加十五日指辰則穀雨。加十五日
指常羊之維則春分盡。故曰有四十六日而立
夏。（高誘註に、東南爲常羊之維、常羊不進不退
之貌。東南純陽用事、不盛不衰常如此、故曰
常羊之維也とあり、）加十五日指巳則小滿。加
十五日指丙則芒種。加十五日指午則陽氣極、
故曰有四十六日而夏至。加十五日指丁則小
暑。加十五日指未則大暑。加十五日指背陽
之維則夏分盡。故曰有四十六日而立秋。（高誘
註に、西南爲背陽之維、西南已過陽將復陰、故

曰背陽之維也とあり、）加十五日指申則處暑。
加十五日指庚則白露。加十五日指酉中繩。
故曰秋分雷戒。加十五日指辛則寒露。加十五
日指戌則霜降。加十五日指蹄通之維則秋分
盡。故曰有四十六日而立冬。（高誘注に、西北純
陰、陽氣閉結、陽氣將萌、既始通之。故曰蹄通
之維也とあり、）加十五日指亥則小雪。加十五
日指壬則大雪。加十五日指子。故曰陽生於
子、陰生於午。陽生於子、故十一月冬至人氣鍾
首。陰生於午、故五月爲小刑、冬生草木必死と
有るを以て知るべし、（此は例の如く文畧せること
云ふも更なり、なほ諸君に精粗は有れど、此の事
の證は計ふるに暇あらず、）偖その太一の神はも。
かの紫微宮に常居しつゝ。然しも斗星を建行らせ
ども。亦別にその分精を指し支りて四方を監觀す
ること終古に息ず。其は靈樞九宮八風篇に。太一
常以冬至之日居叶蟄之宮四十六日、（張介賓
云、按西志曰、中宮天極星、其一明者太一之常居
也、爲天元之主宰、故曰太一、即北極也、居中
不動、而斗運於外以建時節、而北極統之、故

曰北辰、古云太一運璇璣以齊七政者此之謂也、斗杓所指之辰謂之月建、卽氣令所王之方、如冬至節月建在西北、故云太一居叶蟄之宮、叶蟄坎宮也、以周歲日數、分屬八宮、則每宮得四十六日、惟艮兌兩宮止四十五日、共紀三百六十六日、以盡一歲之數、坎宮四十六日、主冬至小寒大寒三節、明日居天留四十六日、(明日卽上文四十六日之次日、謂起於四十七日也、後倣此、)天留巽宮也、主立春雨水驚蟄三節、共四十六日、太一之所移居也、連前共九十二日而止、明日居倉門四十六日、(倉門乾宮也、自九十三日起、當春分淸明穀雨三節、共四十六日、至一百二十八日而止、)明日居陰洛四十五日、(陰洛兌宮也、自一百二十九日起、主立夏小滿芒種三節、共四十五日、至一百八十三日而止、)明日居天宮四十六日、(天宮离宮也、主夏至小暑大暑三節、共四十六日、至二百二十九日而止、)明日居玄委四十六日、(玄委震宮也、主立秋處暑白露三節、共四十六日、至二百七十五日而止、)明日居倉果四十六日、(倉果坤宮也、主秋分寒露霜降三節、共四十六日、至三百二十一日而止、)明日居新洛四十五日。(新洛艮宮也、主立冬小雪大雪三節、共四十五日、至三百六十六日、周一歲之全數而止、)明日復居叶蟄之宮、同冬至矣、(歲盡一周復起於叶蟄之宮、交於冬至、乃爲來歲之首也、)

云々と有る是なり。然れば月建は斗柄の建しに資とは言へとも。誣言には非ずかし。(忘れたり、實には太一の建しに從ふと云はむも。右の張介賓が注は、もと例の擬方位に據りて記せるを、今は我か古方位に改め抄せるなり、)なほ此の太一の日遊とて。洛書九宮の數を逐ひて。日々に遊行すと云ふ事あり。此を太一の日遊とは稱すれど。是も實には太一の自遊するに非ず。右の八宮を。八節に周行する分精神の。また分精して。謂ゆる九宮を。かの數次の如く飛遊せしめ。監察せしむる事にぞ有りける。(神に分精あり、其の分精の神にまた分精の神ある事はも、我が神典を知らぬ傺漢の易學者、陰陽家などの都ても知らず、今まで議論に及ばざる事にて、彼の國の古書どもに。其の事迹の古說は傳はれども。然すがに。神

國の正しき古傳を知ざる故に右の心得なく、同神にして異名多く、異神にして同名多き義を辨へず、其の間に種々の妄說おこり、妄作の神名をさへに多く物しつゝ、其の說を紛々區々たらしめ、多岐に亡羊せる如く人を惑はし、かつ天を欺き地を誣ひて、妄りに吉凶禍福を說き、世に普ねく然る妖言を傳へ弘むる事とは成りぬ、故是をもて已別に九宮發揮と云ふ物を著して、太一九宮八門遁甲の事を考へ明せる因々に辨へたれば、其の書の出るを待て此の旨を曉るべし、今の因に、其の謂ゆる太一日遊の趣をも云まほしく思へど所狹く、かつ少か思ふ旨もあり、今の急にも非ざれば此には記し漏せるなり。）さて太一日月五星北斗星は更なり其の餘の星宿陰陽五行の運行に賴りて。自然ならねど自然の如く。八方に八卦の氣勢おこり行はれて八節を成し萬物を生長收藏せしむる事。上にも下にも述るが如し。八卦用レ事各々四十五日。方備レ歲焉とは。此の卦ごとの日數は上に一歲の日數を大略して。三百六十日と云る故に。八卦の更王して。事を用ふる日數をも八に分てかく言り。

然れど正くは。上に引く靈樞の。太一各居の日數に從ふこと言ふも更なり。（其の由は下になほ委しく云ふを見るべし。）さて其の四十五日と云ふは。每年の節々に各卦の王たる間々を云ふなれば。此は主節の卦なるが。是より重き主歲の卦をし云ひ漏せり。然るはまづ。年々新に歲々の來歷ることは。太一斗星の建運に資るとは言はず。太歲星の一周十二年が間の在座を以て。或は子の年或は寅の年と定むる事にて。其の子と言ひ寅と云ふ方位は。其の各處より毫末も動きなく。八卦また其の方位と各々密合して相離るまじき道理なること。八卦の字ども。及び十二支の字義にて著ければ。其の年支の方なる卦。やがて其の歲の主卦たること。更に異論有まじき定式なり、（抑十二支の名目は、もと方位より起り、文字の制作も方位に合せて定めたる物なるに、其の方位に歲星の在座するより歲に用ひ、其より引伸して斗柄の十二月に建すと日月の十二會とに依りて月に用ひ、また引伸して日時にも用ひたる物なれば、方位に用ふるは本にて、歲月日時に用ふるは末なり、斯て十干はも

と十日の名に設けたる物なれば、歳月にも用ふるは末なり、猶この支干の事は予が別に委しく論へる物あり、八卦の字義制作の事は第十五章十六章に既に說たるを見て知るべし。）然れば大歳の子に在る年は坎の主歳。丑寅に在る年は巽の主歳。卯に在る年は乾の主歳。辰巳に在る年は兌の主歳。午に在る年は离の主歳。未申に在る年は震の主歳。酉に在る年は坤の主義。戌亥に在る年は艮の主歳たること。都て人の定めを俟ず自然にして備はれり。（然るを乾鑿度に。甲寅求二卦主歳一術とて、常以二太歳一紀レ歳、七十六爲二一紀一、二十紀爲二一部首一、即置二積部首歳數一加二所レ入紀歳數一以二三十二一除レ之、餘不足者以二乾坤始數二卦一、而得二一歳一末算即主歳之卦云々と云へる甚煩はしき推法あるは、右の實理を得知ざる周の世頃の杜撰と見えたり、斯て此の法また皇國にも早く傳はりて、世に有ふるゝ八卦書類及び長暦などにも、神武天皇元年辛酉に、困井の二卦を配せるより。次々に六十四卦の中に二卦づゝを配し、小泉松卓が循環暦と云ふ物に、其の推法を委しく載して、四百八十一年目めに歳卦と干支と再會して、又更に循環する由を記せり、古易を知むと思ふ者は、然る妄法に拘はること勿かれ。）さて右の如く其の歳の主卦を知り得て後に。その節々の主封を求むべし。其は近く五行大義に。八卦休王者。立春則巽王。乾相。兌胎。离沒。震死。坤囚。艮廢。坎休。（巽は立春の節と成るより、啓蟄の終まで、三節の間、時に王として事を用ひ、春分の節を待ちて、其の相乾に事を讓りて休ふなり。倩この卦位も亦かの擬方位なるを改めたり。下之に傚ふべし。）春分則乾王。兌相。离胎。震沒。坤死。艮囚。坎廢。巽休、（乾は春分の節に入るより穀雨の終まで、三節の間、時に王として事を用ひ、立夏の節を待ちて、其の相兌に事をゆづりて休ふなり。）立夏則兌王。离相。震胎。坤沒。艮死。坎囚。巽廢。乾休。（兌は立夏の節に入るより。芒種の終まで三節の間、時に王として事を用ひ、夏至の節を待ちて、其の相离に事を讓りて休ふなり。）夏至則离王、震相。坤胎。艮沒。坎死。巽囚。乾廢。兌休。（离は夏至の節に入るより、大暑の終まで三節の間、時に王として

事を用ひ、立秋の節を待ちて、其の相震に事をゆづりて休ふなり。）立秋則震王。坤相。艮胎。坎沒。巽死。乾囚。兌廢。离休（震は立秋の節に入るより、白露の終まで三節の間、時に王として事を用ひ、秋分の節を待ちて、其の相坤に事を讓りて休ふなり。）秋分則坤王、艮相、坎胎、巽沒、乾死。兌囚。离廢。震休。（坤は秋分の節に入るより、霜降の終まで三節の間、時に王として事を用ひ、立冬の節を待ちて、其の相艮に事をゆづりて休ふなり。）立冬則艮王。坎相。巽胎。乾沒。兌死。离囚。震廢。坤休。（艮は立冬の節に入るより大雪の終まで、三節の間、時に王として事を用ひ、冬至の節を待ちて、其の相坎に事を讓りて休ふなり、）冬至則坎王。巽相。乾胎。兌沒。离死。震囚。坤廢。艮休。（坎は冬至の節に入るより、大寒の終まで三節の間、時に王として事を用ひ、立春の節を待ちて、其の相巽に事をゆづりて休ふなり、）其卦從八節之氣各々四十五日、（是また大數を云へること、本文のごとし、實には是も太一留居の日數に同じき事は云ふも更なり。）凡當王之時。皆以子爲相者、以其子方壯能助治事也。父母爲休者。以其子當王氣正盛也。所畏爲死者。以其身王能制之也。所剋者爲囚者。以其子爲相能囚讐也と有るを見ても。節卦の推法また人智を用ふるに及ばず。易道の自然に定まれる事を曉るべし。（然るを[illegible]の孔語に、泰者正月之卦也、隨者二月之卦也、夬者三月之卦也など云ひて、其理を說き、後に邵雍が經世書に、正月建在寅、三陽卦泰、二月建在卯、四陽卦大壯、三月之建在辰、五陽卦夬など道理深げに說き、皇國にも早く此の類なる說ども傳はりて、有ふる易書どもに多く見えたり、其は近く暦環暦といふ物にも然る推法を聚めて、日時の卦を立る推法まで載せれど、總て易道の實理に叶はざる謬說どもなり、不審く思はむ人は問ひ來れ答ふべし。）今童蒙の爲に右の八卦八運の圖式を作ること左の如し。

立春 雨水 啓蟄	王	相	胎	沒	死	囚	廢	休
	巽 丑寅	乾 卯年	兌 辰巳	离 午年	震 未申	坤 酉年	艮 戌亥	坎 子年

春分	清明穀雨	休	王	相	胎	没	死	囚	廢
立夏	小滿芒種	廢	休	王	相	胎	没	死	囚
夏至	小暑大暑	囚	廢	休	王	相	胎	没	死
立秋	處暑白露	死	囚	廢	休	王	相	胎	没
秋分	寒露霜降	没	死	囚	廢	休	王	相	胎
立冬	小雪大雪	胎	没	死	囚	廢	休	王	相
冬至	小寒大寒	相	胎	没	死	囚	廢	休	王

右の八卦の八運は年々の八節に係るは元よりの事にて。人及び萬物に至るまでも。此の年節に生ずるは。悉く此の八運を某々に分得する事なり。○好尙云ふ。日月運行。一寒一暑より以下は注解を缺れたり。

〔卜九〕是故八卦布散用レ事。乾生ニ物於東方一。位在ニ春分一。兌說ニ之於東南一。位在ニ立夏一。離長ニ之於南方一。位在ニ夏至一。震養ニ之於西南一。位在ニ立秋一。坤收ニ之於西方一。位在ニ秋分一。艮制ニ之於西北一。位在ニ立冬一。坎ハ藏ニ之於北方一。位在ニ冬至一。巽ハ終ニ始之於東北一。位在ニ立春一。則四正四維之分明。生長收藏之道備。陰陽之體定。神明之德通。而萬物各以ニ其類一成矣。皆易之所レ包也。至矣哉易之德也。

此の章は乾鑿度に。孔子曰と有る文を採れるが。是の人の易は。元より姫昌を師とせるが故に。かの擬方位を用たるを。其はみな正方位に改めて記せり。(是また天地定位の章に質せること、上の條に云へるに准へて辨ふべし。)○八卦布散用レ事云々とは。八卦の八方に列して。其の氣を布散し。年中に事を用ふる趣を云はむと欲する發語にて。乾は正東卯の方に位し。春分二月の節に當り。萬物發生の事を成し。(是を乾生ニ物於東方一、位在ニ春分一とは云へり。)兌は東南辰巳に位し。三四月の間。立夏の節に當り。萬物既に發生して悅懌の氣あり。(是を兌悅ニ之於東南一、位在ニ立夏一とは云へり。)離は正南午の方に位し。夏至五月の節に當り。萬物を成長せしめ、(是を離長ニ之於南方一、位在ニ夏至一とは云へり。)震は西南未申に位し。六七月の間立秋の節に當り。萬物を養ひ實せしめ、(是を震養ニ之

於西南ニ位在ニ立秋ニとは云へり、）坤は正西酉の方に位し。秋分八月の節に當り。萬物を收熟せしめ。（是を坤收ニ之於西方ニ位在ニ秋分ニとは云へり、）乾は西北戌亥に位し。九十月の間立冬の節に當り。萬物を制造せしめ。（是を乾制ニ之於西北ニ、位在ニ立冬ニとは云へり、）坎は正北子の方に位し。十一月冬至の節に當り。萬物を　藏せしめ、（是を坎藏ニ之於北方ニ、位在ニ冬至ニとは云へり、）艮は東北丑寅に位し。十二月正月の間。立春の節に當り。萬物ここに終りて。また此に始まる由なり。（是を艮終ニ始之於東北ニ位在ニ立春ニとは云へり、（是ぞ太昊伏羲氏の宸極に倣ひて四方を定め。四時をたて。八節を定めて八卦を配し、十二時を定めて十二支を配し。各その德用を密合せしめて。終古に變革あること無き。天地の時令。年月の卦德を敎へ示せる古說の大體なりける、○則四正四維之分明。生長收藏之道備とは。一歲年八節の間に。八卦の氣ざしの次々に來歷ゆき過るを觀れば。生長收藏の道備はりて。四方と四隅に。其の卦々の錯在する分界は。明に知らると言へるなり。○陰陽之體定矣云々とは。右の如く八卦の氣勢の行はれて。陰陽の陰たり陽たる體は定まり。神明の德も通じて。人及び萬物各々その八卦の象に類應して生成すと云へる意なり。（なほ下の條々にも註ふを見るべし、）○皆易之所ニ包也云々とは。上件の變化妙用みな易德の包藏の範圍する所なるを。贊歎せる語なり。哀れ周の世以來の易學者流、さる易の大德をしも得知らず。易とし云へば。蓍を執りて卦を立る事とのみ思ひ謬りて、然る方にのみ力を入れて論へるは。最も怯く。いとも愚昧なる態なりけり。

太昊古易傳卷之三

大壑　平篤胤撰述　　男　平田鐵胤續
孫　同　延胤
門人　碧川好尙攷

[二十]夫易之生人及萬物。各々有奇偶。氣分不同。而凡人莫知其情。唯達道德者。能原其本焉。天一。地二。人三。三三九。三九二十七。日數十。日主人。故人二十七旬而體成。十月而生。分於道謂之命。形於一。謂之性。化於陰陽象形而發。謂之生。化窮數盡。謂之死。故命者性之始也。死者生之終也。

此の章は大戴禮記の易本命篇及び孔子家語の本命篇に其の師老聃の說を聞たる由にて載せるを。三九二十七と云ふより下を訂正して採り、(但し是より下に馬は十二月にして生れ、狗は三月、豕は四月、猿は五月、鹿は六月虎は七月、諸蟲は八日にして生ずる事、みな九の數に係る由よし、及び種種の物の命性を語れる說有れど、今の要に非ざれば抄し出ず、斯て今採れる說また淮南子にも見えたれば、其をも挍合して文は其の宜しきに從へり)分於道と云ふより下は。大戴禮には子曰と云ふ。家語には哀公問於孔子曰。人之命與性何謂也。孔子對曰と有るを取りて。文は是また其の宜しきに從ひて載せり。(なほ此末に男女の成壯老になり行く趣を始め、易の命數に係る事どもを種種云へる說有れど、今の急に非ざれば、其は漏しつ)是の謂ゆる易は大戴禮の盧辨が註に。混元之始是其大易。一象之所資。萬品之所生。禮運云。夫禮本於太一。分而爲天地。易云易有大極。是生兩儀。禮易之說雖殊而會歸一と云へる如く。尙かの繫辭に。天地之大德曰生。また生々謂之易と有る易道を云へり。然て氣分不同と云ふまでの文義は。其の易道の。人及び萬物を生々するに。各々奇偶の命數あるが故に。氣分同じからず異類に生を分つ由なり、(家語の王肅が註に、易主天地以生萬物言受氣各有分、數不齊同と云へる如く、易道に分りて、各々本命の具はる旨を述たる語なり、)而凡人と云ふより。能原其本焉と云ふまでの文義は。人及び萬物に然る定

數の本命有れども。凡人は其の情態の差別を得知らず。唯道德に達する聖人のみ能その本を原ね知ると云へるなり。（是も盧辨が註に、孔子曰、聖人智通於大道、應化而不窮、能測萬品之情也、と云へるが如し。）○天一。地二。人三は。淮南子の高誘註に。一陽也。二陰也。人生天地之間。故曰三也と云へる外に。諸家の說有ること無し。（案ふに、天は第一に成れる故に、天一の數と定まり、地は第二に成りし故に、地二の數に定まり、人は天地既に成りて第三に成れる故に、人三の數に定まれると所聞たり、）好倘云ふ三々而九と云ふより十月而生といふ迄二十八字の文を始は。三々而九。九々八十一。一主日。日數十。日主人。故人十月而生と造られて。注解をも爲られたり。今其の傷注の儘に記せる事前卷にも既に謂へるが如し。○三々而九。九々八十一は。人三の數を重ねて成れる數なり。其は三々九は然る物にて。其の九をまた三に爲れば。三九二十七なるを。其の二十七をまた三に重ぬれば、八十一なり。然れども。三二十七。八十一とは言べきに非ざれば。三々九と成れる陽數の極なる九を重ねて。九九八十一とは云へるなり、（實には人三より起れる數なれば、必すこは三を重ねて數を極めずは有まじき道理なること論ひなし。）○さて一主日とは太一の客算を主る數の如く。八十一の八十を去りて餘を取り。日は天神の尊にして固より此の數に當るが故にかく言ひ。（家語の王肅か註に、一主日、日從一而生、日者陽從奇數也と云へるも其の大旨は違ふ事なし、）○日の數十とは。大戴禮及び家語の註に從甲至癸也と云へる如く。十干は一旬十日の名に設たる者なる故にかくは言へり、（五行大義に、周書云、人感十而生。天五行、地五行合爲十也、天五行爲五常、地五行爲五藏。故易曰在天成象、在地成形者也と云へるは信に然る言なり、）故人十月而生とは。日は人を主りて。日の數十なるが故に、其の數を承て受胎より十月にして生る由なり。（此の由はなほ本書どもに、獸類昆蟲の生る、數までを載せる條々をも辨ふべし、）○日主人とは。天日は純陽にして、易象に於て乾たり。人は萬類の中に貴とするが故に。日の主る物と爲たるなり。（其

は本書に、月主馬、斗主狗。時主豕、音主猿、律主鹿、星主虎など有るを以ても知るべし、）然れど右は本文の趣に從ひて。其隨に釋する説にこそ有れ。猶深く實事に徵し攷ふるに。此の語よし孔子の。古説を傳へし語にも有れ。九々八十一と云ふより以下は其の説迂遠に聞ゆれば。其本は古説ならむも。其の説早く亂たりしを。後人の添加せる説にやと思ふ由あり。（總じて此の文のみならず、彼の國の古書ともに、本は古説なるも、中に後人の説の交れるが甚多く、今計ふるに暇あらず、）其は下の條に引く老子の語に。人受天地變化而生。一月而膏。二月而脈。三月而胚。四月而胎。五月而筋。六月而骨。七月而成。八月而動。九月而躁。十月而生とあり。今是を考ふるに。一月而膏と云へるは。胎を受る始め膏の如きを云へるにて。是を姑く其の月の朔日と爲し。九月而躁と云へるは。躰已に成畢りて。生出べく備へたる時を云へば。之を姑く其の月の晦日と爲むに。全九月にて。三九二百七十日なり。然れども月に大小有れば。九月にては。其の日數に四五日足らず。

必ず十月の數に係る故に。十月而生と云り。（春秋繁露に、天之大數畢十旬、旬天地之間十而畢擧、旬生長之功十而畢成、十者天數之所止也、古之聖人因天數之所止、以爲數紀十而更始、民世々傳之、而不知省其所起、知省其所起則見天數之所始、見天數之所始則知貴賤逆順所在、知貴賤逆順所在則天地之情著、聖人之寶出矣、是故陽氣以正月始出於地生育長養於上至其功畢成也、而積十月、人亦十月而生、合於天道也、是故天道十月而成、人亦十月而成、合於天道也と云へるをも思ひ合すべし、）是を以て本文の九々八十一より以下の文を。迂遠なりと云ふなり。余に之が文を成しめば。天一地二人三。三々而九。三九二十七。日數十、日主人。故人二十七旬而體成。十月而生とや言はまし。（其は三は人の本數。九は陽數の極なる故に、此の二數相合はでは人生ぜず、是を以て三々重りて九の數いで、三九相合ひて二十七の數出たるに、日の一旬十日あり、日は人を主どれば、かの二十七數、十重りて二百七十の數いで、即ち二十七旬、二百七十

日の數具はりて躰成り、また日數の十に符ひて十月にして生ると云ふ意にて理よく通ゆるに非ずや、此はたゞ通え宜のみならず、道理も亦合へれば、古說は必ず斯の如く也けむを、本文の如く誂り來にけむ、九九八十一、一主日と云ふ文、しひては上の如くも釋すれど、何しても人生の數に合ざること、心を平にして深く思ふべし、）〇さて分於道謂之命は。盧辨が註に。道者謂寘化自然之道也。人莫違焉。或分得其長。分得其短。其變修促謂之命也。孔子曰。死生有命と云へるも然る言ながら未委からず。（但し近頃見ゆる清の孔廣森が補注に、五行に引付たる說有れど、其は非なり、）其はまづ此の章は人の本命本性を賦し得て。死生ある事の原を傳へし古說なる故に。篇の名を本命篇とは言へり。然れば道とは、老子に。有物混成。先天地生。寂兮寥兮。獨立而不改。周行而不殆以爲天下母。吾不知其名。字之曰道。と言ひ。（乾鑿度及び列子を始め古書どもに、有太易、有太初、有太始、有太素、云々、視之不見、聽之不聞、循之不得、故曰易也、易變而爲一、一變而爲七、七變爲九、九者氣變之究也、乃復變而爲一、一者形變之始也と云ふ古語を載たり、故曰易也と云ふまでは、老子の此の語と同じ意ばへ也、合せ考へて知るべし、）また道之爲物。惟恍惟惚。惚兮恍兮。其中有象。恍兮惚兮。其中有物。窈兮冥兮。其中有精。其精甚眞と有る道にて即これ易原なり。然れば此の道の窈兮冥兮恍兮惚たる精眞の元氣分りて各々某々に賦し得たるを本命と謂ふ由にて。精神を錫はる事もまた此の中に有る也。（說文解字に、命使也、从口从令とある徐鍇が通論に、會意也。於文口令爲命、令者使令也、口者出令也と有りて、制字の原は上たる人の口より言を出して、下たる者に令するを云ふ言なるを、引伸して天に受得たる性命の事に用ひて、其の人一世の吉凶禍福の事にも用ひしなり、）其は文子に、老子曰。天地未形。窈々冥々。混而爲一。寂然淸澄。重濁爲地。精微爲天。離而爲四時。分而爲陰陽。（こは上に引たる有物混成云々道之爲物云々の旨と同じく、大易の道の興り行はるゝ本を云へる文なり、）

精氣爲人粗氣爲蟲。剛柔相成萬物乃生。(こは本文に夫易之生人及萬物各有奇偶氣分不同と有るに同じく、彼は奇偶の數に因りて氣分の同からぬを言ひ、此は氣の精粗に資りて人と物とに分るを云ひて、彼此ともに末は一意に歸する說なり)精神本乎天。骨骸根於地。精神入其門。骨骸反其根。天靜以淸地定以寧。萬物逆者死。順者生。故靜漠者神明之宅。虛無者道之所居。夫精神者所受於天也、骨骸者所稟於地也と有るにて知るべし。(淮南子の精神訓は、老子の此の語を取りて、猶委しく論へるなり、また禮記の禮運に、孔子曰人生有氣、魂氣者神之盛也、魄氣者鬼之盛也、人死歸土、此謂之鬼、魂氣歸乎天、此謂之神、合鬼與神而享之敎之至也、また郊特牲に、魂氣歸於天、形魄歸乎地、故祭求諸陰陽之義、故氣之淸者曰神、神即陽魂也、氣之濁者曰鬼、鬼即陰魄也と有をも思ひ合すべし、猶委しくは鬼神新論に論へるを見るべし)〇形於一謂之性は。盧辨が註に。形法象也。凡人稟於木則象之以仁。受於金則以義。孔子曰。天命之謂性。

性者資於未生之前。發於既生之後。原其所故於此言之と有れど是また委しからず。(然れば彼の孔廣森が補註に、董仲舒曰、命天之令也、性者生之質也と云へるのみ難なくて、其の餘は取るに足ざることと言ふも更なり)然るは此の一句實にも本性の原故を示せる說なれば。五行を引出て註むも然る事ながら。形於一と云へる一は。五行の中の一行を云へるに非ず。かの窈兮冥たる精眞元氣に分りし。上の文謂ゆる命を指して一と稱せり。其は下文に命者性之始也と有る文に相照して辨ふべし。(抑人の精神本命もと太極易威の元氣より分配し具はる物なれば、分於道謂之命と云ふ語は、老子に道生一と云ひ、列子及び乾鑿度など、易變而爲一と有るに相符ひ、かつ人に取りては、本命やがて一なるが故にかく云へり、文義に深く心を入れて思ひ明すべし)然れば本文の義は。我人ともに其禮を成す時に、五行の質は稟つゝも。彼本命の謂ゆる一を得ざる限りは。五常の性と形れざるを。其の眞一入りて始めて心性成る義なり。是を以て彼の中庸に。天命之謂性とは言へ

り、其は性も天命の德に資りて性たる故なり。(中庸の文ふと見ては、天命を直に性と謂ふと云へる如く聞ゆれとも、道の大原より云ふときは、五行の性もまた皇天の命に頼りて成るが故に、大凡そ右の如く云へると通えたり、)化二於陰陽一象形。而發謂二之生一は。盧辨が註に。象徵昧。易曰。男女搆レ精萬物化生也と言へる如く。父母の搆會に變化して身體の象形あり。而して胎内を發出するを生と云ふ由にて。精神性命みな此の時に定まる事なり。(前會に說文生進也。象二艸木生一出二土上一、徐曰十者吐二出萬物一、故生从二中上一易曰天地之大德曰レ生、又產也、詩曰、既生既育と云へり、)其は文子に老子曰。人受二天地變化一而生。一月而膏二月而脈云々形體以成、五藏乃形と有るにて知るべし。(淮南子の精神訓にも此の語を載たるには、二月而肤、三月而胎、四月而肌と有りて餘は上にも引たる文子と同文なり、)さて此章の分二於道一謂二之命一形二於一一謂二之性一化二於陰陽一象形而發謂二之生一とある文面にては。人生の本まづ象形なく。彼の道に分りて本命降り。その一に形はれて

性を成し。陰陽の交會に資りて。始めて象形有りと云へる如く聞ゆれとも。其の本末はなほ然らず。然るは實徵より之を言はむに。母胎に固より其の種子有りて。活動の機こそ無れ。自然に男女の分定れるを謂ゆる搆精の時に。天の分靈を父より傳へて。母胎の種子に授く。是謂ゆる一元の氣にて性命の本なり。(母胎に固より種子ありて、元より自然に男女の分定まれる事は、窮理の學を知たらむ人は誰も辨ふべき事なり、また草木の實も生ざる前に、既に女男の分あるは、同一理なる事まで思ひ合すべし、)斯て其の一に感じて。五常の性始めて形はれ。漸々に象形を成すほど。凡そ二十七旬。老子の謂ゆる膏の如きより踝に至り。象形已に成畢りて後。十月の數調ひて發生あり。發生の後に之を觀れば。彼分道を受たる門戶顯然たり。また此を命門とも神闕とも稱す。卽これ臍なり。また其の靈命の至り留まる處を受命之宮とも靈根とも云ふ。是身體の中極にして。眞陽眞陰是より起り。諸藏の宮能は更なり。謂ゆる貞一。また是に賴りて三に立つあり。(我が神祇令鎭魂祭の義解に、招二

離遊之運魂、鎮身體之中府、故曰鎮魂とある
中府は、即ちこの靈根受命之宮を云へり、夢分流
と云ふ舊き鍼科の祕訣に、當流にて三焦之府と云
ふて、即ち臍中神闕是なり、何を以て云なれば、
父の一滴水、母の胎内に宿る始め、臍中に受け留
めて夫より日を重ね月を積みて人と生る、天一水
を生ずと是なり、臍は即ち一身の括とす、設令ば
袋の口を括るが如し、此の故に神闕とも三焦の府
とも號して此の所の動脈にて、病の善惡生死を知
ること四つの脈に證はす、最も祕すべしと云へ
り、張介賓が求正錄にも相類たる說あれど、斯の
如くは允當ならず、猶次第に云ふを見るべし、(老
子黃庭經に。上有黃庭下關元。後有幽闕前命
門。呼吸廬間入丹田。玉池清水灌靈根。審能
修之可長存と有るは。眞一を守る法を誨ふる
に就て、神眞の祕說を洩るにて、素靈の書にも靈
根の說なく。臍を命門と云へる說も有ること無れ
ば。人皆くは得知ざる事なれど。成學に志さむ人
は、常思ふべき事にこそ。(黃庭とは臍上なる上中
下脘の穴邊を云ひ、關元は臍下穴處の名なれど、

右の文にては臍下を弘く指せり、幽闕とは兩腎を
云ひ、命門とは督脈腰部の穴名に有れと、此にて
は臍を云ひ、廬間は鼻、丹田は臍下氣海の穴邊の
腹内、玉池は、口、清水は唾、靈根は臍底の腹内、
謂ゆる中府受命之宮にて、眞陽眞陰元氣精神の本
處なること上に述るが如し、此は皆玄家の古書ど
もに依りて云ふ說なり、)〇化窮數盡謂之死と
は。盧辨が註に。化窮者身也。數盡者年也と云へ
る如く。身體の化窮り。性命の數盡たるを死と謂
ふ由なり。(字書どもに、竆者極也竟也究也、など
見え、死は禮記の註疏に、死澌也言若水釋澌然
而盡也、精神去身名俱盡故曰死とあり、古は
貴賤を論ぜず死と云ふ、庶人にのみ死と云ふは周
代よりの定めなり、)〇故命者性之始也。死者生之
終也は太戴禮記に。故命者性之終也とのみ有り。
然れど其は文の落たるなり。(故今は家語に依りて
載せり、抑此の語は哀公に對へたる、孔子の言な
るに、幽冥を說ざる常の語氣に相似ざるを案へば、
哀公と云ひしは、孔子の六十を越たりし頃の公な
り、然れば此は□歲にして老子の門に入たる

よりは後の語なること著し、)道に分りて始めて命あり。命に資りて性形はる。故に命者性之始と云ひ。命定まりて發生し。其化窮り其數盡て死に至る。故に死者之終也と言へり。本書この下になほ分道發生して男女の體わかるに至りて、男は自づからに男の道あり、女は自づからに女の道ある趣を委曲に議せり、みな理たる說なれども、所狹ければ此に言はず、暇有らむ時に別に論はむと欲ふなり、)抑人の定命はも。天皇祖神の爲ことと無して爲賜ふ。易威五運の旋機に資りて。人々に自然の如く稟得る道にて。其の中に謂ゆる遭隨の二命あり。且先世の報應にも係り。造化主宰の賓慮にも得任せ給はぬ事と。古人も既に論へるが如し(そは說文解字の命の字の徐鍇が通論に、受氣有善惡、天無可以奈何、此定命也と云るをも思ふべし。遭隨二命及び先世報應の事は、鬼神新論に委しく論ふに就て見るべし、)

〔二十二〕八卦之序成立、而五氣變形。故人生而應八卦之體。得五氣以爲五常。仁義禮智信是也。道興於仁。立於禮。理於義。定於信。成於智。五者道德之分。天人之際也。聖人所以通天意理人倫而明至道也。

此の條及び次の條は。乾鑿度に。孔子曰と有りて。人々の謂ゆる本命本性を知り定むる古說の傳なれば採れり。○八卦之序成立とは。彼の太一及び斗柄の旋退に依りて。八節の候八卦の氣自然に四正四維に錯住して、天地定位の章の如く成立せるを云ひ。○而五氣變形とは。八卦の序しか成立せるに賴りて。五行の氣あひ交互する事を得て。人及び萬物の形を變化し出るを云ふ。(こは上の二條に謂へる說どもと、相發して辨ふべきなり、)○故人生而應八卦之體とは。五氣の人及び萬物の形を變化し出るを事を得るは。全く八卦の序の成立せるに資る事なる故に。人生れて而して其の年に主たる卦々の體に應ずる由にて。是やがて本命本卦の定まる所なり。(同じ乾鑿度に、伏羲氏之王天下也、始作八卦、質者無文、以天言此易之意、夫八卦之變象咸在人と云へるも、八卦の體に應じてる生ゝ人なる故に、人に咸く其の變象を備ふると云へる意なるをも思ひ合すべし、)○得五

氣ニ以爲ニ五常ニ。仁義禮智信是也は。上に五氣變レ形と有るは。五行の質を結びて。形體を成す義なるが。以爲ニ五常ニとは。其の五行の性に因りて。五常の本性の具はる由なり。(此の五つを五常と號くる由は、五行大義に、行之終久恒不レ可レ闕、故名爲レ常亦云ニ五德ニ、以レ此常行能成ニ其德ニ、故云ニ五德ニ也と云へるを取べきなり、)或人問ふ。此の條の人生應ニ八卦之體ニと有るは。人々の本命卦を定むる古說なりと云ふこと。前章に分道を以て本命と稱せるに違ふこと心得がたし。且その八卦の躰に應じて本命卦の定まる式はいかに。答ふ。前章に謂ゆる本命は生前の本命。今云ふ本命は生涯の本命にて。彼此ともに本命と稱するに難なく。彼此共にあひ通じて心得ずは有まじき物なり。其はまづ生年の王卦に應じて。本命の定まる式より言はむに。既に云ふ如く。八卦と十二支固より相離れざる道理あれば、太歲星の卯に在る年の生れは乾命。辰巳に在る年の生れは兌命。午に在る年の生れは离命。未申に在る年の生れは震命。酉に在る年の生れは坤命。戌亥に在る年の生れは艮命。子に在る年の生れは坎命。丑寅に在る年の生れは巽命にて。此は生年の各支を以て本命支と稱する如く、更に異論に渉らぬ定式なり。(世に有ふる和漢の易書類に、人々一代本卦之事とて、午の年に生るゝ人は离を本卦と定め、未申に生るゝ人は坤、酉の年に生れは兌、戌亥年の生れは乾、子の年の生れは坎、丑寅の年の生れは艮、卯の年生れは震、辰巳の年の生れは巽と定まる由を載せり、此はかの擬方位なるこそ惡けれ、本は古易法なるを、周易ありし後に、例の如く其の方位に改め替たる定なりかし、)此は諸越のみに非ず。皇朝にも早く用ひ給へり。其は仁明天皇紀に。承和十年七月辛丑。議定奏曰、本命之日不レ擧ニ凶事ニ。延喜陰陽寮式に。御本命の祭式あり。拾芥抄に。本命日有ニ二種ニ或以ニ生年ニ爲ニ本命ニ。或以ニ生日ニ爲ニ本命ニ。撿ニ國史ニ寅年降誕以レ寅爲ニ本命ニ也。保憲說也。など有るにて知るべし。(但し此の抄の說は、かく兩端なれど、後鳥羽院の御記に、建保二年四月六日庚子、依レ爲ニ本命日ニ、令ニ精進ニ給とあり、此の天皇御降誕は、治承四年庚子なれど、御生年を本命日と稱

する故實なること明なり、然れど彼の生日の干を本性に立る故實も有れば、生日をも本命と云はむに難なくこそ、建暦の御記に、御本命日必可有御精進とも記させ給へり、）

○再問ふ。延喜の陰陽寮式に。御本命祭。神座二十五前と有りて。其の祭料の品々を載され。毎年六度祭之と所見たるは。今謂ゆる本命卦の神を祭り給ふ事なるか。然も有らば神座二十五前と云こと心得がたし。答ふ。此は八卦の神に非ず。本命屬星とて北斗の星神の御祭なり。（八卦の神を八史と號けて、諸越の書等には、其を祭る式をも記せれど、皇朝にはそを祭り給へること、未だ見當らず。）西宮記。北山抄。江次第などに。天皇元日に屬星を拜し給ふと有るも即是にて。其の本據は五行大義に。北斗有七星。第一至四爲魁。第五至七爲杓。合有七也。春秋合誠圖云。斗第一星名樞。二名璇。三名璣。四名權。五名衡。六名開陽。七名標光。黄帝斗圖云。一名貪狼。子生人所屬。二名巨門丑亥生人所屬。三名祿存寅戌生人所屬。四名文曲卯酉生人所屬。五名廉貞辰申生人所屬。六名武曲巳未生人所屬。七名破軍午生人所屬。（この七星の名ども、合誠圖なるは、有の儘なる古名と聞ゆるを、黄帝斗圖なる名どもは、星の善惡に依りて、後に號けたる物と見えて、後の世風なれど、和漢に傳へ用ひ來れるは此の名其なり、猶下に名の見ゆる書等及び、玄家の書等にも異名多かれど、其は總て取用ふるに足らずなむ、）遁甲經云。第一水。二水土。三木土。四金木。五金土。六火土。七火。所以子午各獨屬一辰。其餘並兩辰共屬者。子午爲天地之經。第一第七兩星亦是斗星之經。建所用指也。自餘非所指者。故並兩屬。故六十甲子從第一起。甲子以配之。往還周旋盡其數矣。（この七星に配せる五行は別義に非ず、其所の十二支より配屬し來れる物なり、子午の天地の經たる事は、次條に云ふを見て知るべし、）また孔子元辰經。春秋佐助期をも引きて。七星並是人年命之所屬。恒思誦之以求福也と有る是なり。（また同書に、北斗領二十八宿。一星主四時。魁起室剛起角。以次分屬。若人行年至室而五星行到此宿者隨星吉凶也、

また春秋運斗樞を引きて、十二屬並是斗星之氣數而爲、人之命係於北斗、是故用以爲屬、皆上應天星下屬年命也、なども云へり、）此は次條に論ふ深き由緒ありて。人の本命及び年命に係り。朝廷にも然ばかり重き御祭し給ふ事なれば。信用ひむに難無れど。此れ等の說等の外に。後世なほ紛々たる說あるは。多く妖說妄談なり。一切に掃除して用ふる事勿かれ。（其は五行大義にすら、今引出る說どもの外に、採用すべき說無れば、況て其の餘は云ふにも足らず、）然て本命星の御祭には。必その屬星の一神を祭り給ふか。或は七星の神を皆祭り給ふべき事と所思ゆるを。神座二十五前と云ふこと甚く心得がたし、此はなほ能く考へて定むべくなむ。

十二支八卦固より密合して相ひ離れざる道なるに。生年の支を本命に立つる上は。其の生年の卦の本命卦たること、更に論なき事ながら。彼の分道をもて本命と稱せるに違へりと思はむは。實然る事なり。然れば今の本文に。人生而應八卦之體と云ふ語の實事に符ひて動き無く。かつ其の生時に建せる斗星を本命星と稱し。その生日の干を本性に立る故實をも准へ思ふに。分道の時の當卦は有れど。人々生涯の本命卦と定むるは。其生年の主卦を取ること決めて深き由ある事なり。（然れば世に有りふる易書類に、かく其の本の故實をこそ論はね、其の生年の當卦を本命と稱する說は、古式なること疑ひ無し、）然るは其の生日より前。二十七旬六節餘りを分道の日とは云なれど。或は節の替りに依りて。孰れの節に當ると云こと決め難き事あり。或は人によりて月足らず生るゝあり。或は月延びて生るゝ有り。然れば分道の時を以て。生涯を消息判斷する本卦には立がたき道理なりかし。（然るを月足らずと思ふは。母の多血なる故に、孕める後もなほ經行有りしなり、月延びたりと思ふは、妊娠の以前より、經行留り在りし後に孕めるなり、抔も云めれど、左に右に其の分道の日時は定め難く、たゞ其の年の主卦をもて、分道の本命と稱する迄にて、其の節日までを際やかに定むる事は、古へには無りけむ、尙云はゞ其の分道の年の主卦も、大寒と立春の交界などに至

りては去年とや云はむ、今年とや云はむと定め難き事もそ有んめる、然れば生年の卦を以て、本卦に立る事は、古聖の遠く思ひ慮れる法なるべし。）偖かく古法を立たる意を試に言はゞ、天地神明の道に幽顯の別あり。其に參する人にし有れば。我人の上にもまた自然に幽顯あり。其は我も人も。其のもと幽より出て幽に入れば、幽世ぞ我等が本世なるを。暫く寓に出たる顯世なる故に。母の胎内に在りし間はなほ幽世にて。出胎より後ぞ顯世なる。其は生涯と云ふも。世に在る間を云へば。一世の本命は。生年の當卦をもて消息すべき道理なり。然れば此の由を以て定けむも亦知べからず。(但し我人の本世は幽世、今の顯世は寓世なる事の由は。世の古學者流などの曾ても知らず、また絶て云はざる説なるを、昔今かくしも云ふは。深く考へ得たる所ありて云ふ説なり、其は別に委しく論へる物あり。）然れど其の分道の當卦も。大凡その頃と云ふ事は知らで有べきに非されば、今其の生年の當卦。及節卦の王相を知しむる因に。分道の節をも合せ圖すること左のごとし。

八卦八運分道發生圖

	巽	乾	兌	離	震	坤	艮	坎	巽	乾	兌	離	震	坤
	立春	春分	立夏	夏至	立秋	秋分	立冬	冬至	立春	春分	立夏	夏至	立秋	秋分
	雨水 啓蟄	清明 穀雨	小滿 芒種	小暑 大暑	處暑 白露	寒露 霜降	小雪 大雪	小寒 大寒	雨水 啓蟄	清明 穀雨	小滿 芒種	小暑 大暑	處暑 白露	寒露 霜降
	道分	道分	道分	道分	道分	道分	生發 道分	生發 道分	生發	生發	生發	生發	生發	生發
巽 丑寅	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没
乾 卯	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死
兌 辰巳	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚
離 午	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢
震 未申	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休
坤 酉	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相	王
艮 戌亥	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎	相
坎 子	休	廢	囚	死	没	胎	相	王	休	廢	囚	死	没	胎

右の八卦の八運は。年々の八節に係ること圖の如くにて。人物ともに此の年節に發生するは。此の

八運を某々に分得する事なるが。其の推法の一例を云はむに、余はも、安永五丙申の年の八月二十四日。癸亥の日（和日なり）の申の下刻に發生せるに。此の日丑の四刻に九月霜降の節に入りしがは。（今暦には、秋分壬辰より三十二日めなれば、九星は天芮の日にて、時は天蓬なり、さて甲寅旬なるが・癸亥の日天藏、申の時は天獄なり。）本命卦の震は然る物にて。其休運に當るを。是より二百七十日推上すれば。前年閏十一月の二十日。小寒の節に入りて。五日め頃の分道と推るれど。右に論へる由よし有れば。大凡に其の前頃と知るが如し。（然れば右の圖なる發生の節運のみは、少かの胡亂も無く著明に知るれども、分道の事に於ては、唯その大凡を思ふばかりの設けと知るべし。）偖また此に心得べき事あり。其は子の年の生れは、坎命。戌亥の年の生れは艮命なるに論ひ無れど。歳によりて正月に至れども。尚大寒の節殘りて。立春の遲き年あり。然る年の立春前に發生せるは。譬その年は子の歳なりとも。尚前年の亥年艮命の人なり。また或は十二月の内に。早く來年の立春の至る年あり。其の立春に至りて後に發生せるは。譬その年は子の年なりとも。來年の丑年巽命の人なり。其の餘の本命卦も此に准へて知るべし。其は節季の來歷は、天地の自然に從ふを。月の定めは人爲に出る事なればなり。（然れば人の親たらむ者は、子を生ては、速にその年月日時を詳に記し殘すべき事にこそ、其は其の子成人して後に物の心あるは、必ず其の日時をも知まほしく思ふこと有る物なり、世に臍帶の落たる時に、出生の年月日時をその包紙に記して、其の子に遺し傳ふる事あるは、最善風俗なれば、中には親の親たる道を知らで、然る事も爲ざるが有りと見えて、唯その生年のみを知りて、月日時などを知ざる人も多かるは、皆親たる人の過にぞ有ける、）然て道興ニ於仁ニの道とは。かの易威大極に始まる生々の道にて。東方木德の仁に興り。南方火德の禮に立ち。西方金德の義に理め。北方水德の智に成り。中央土德の信に定まる由にて。此は易道に萬物の生々する有趣を云へる語なるが。人その易道五行に賫りて生出たる物なれば。其の德行を脩するに。木

德の仁に其の志を興し。火德の禮に其の志を立て。金德の義に其の志を理し。水德の智に其の志を成し、土德の信に其の志を定むべき物ぞと云ふ意を含たり。是を以て五者道德之分。天人之際也と言へり。(然れば禮記の禮運に、人者天地之德、陰陽之交、鬼神之會、五行之秀氣也、桓子新論に、人抱天地之體懐純粹之精、有精之最靈也、人心者乃天地之精、群生之本也、など云へるを始め、古書ともに此の類なる語いと多かり、思ひ合すべし。)○聖人と云ふより以下の文意は。五行八卦は然る止ごと無き道理あるが故に。是を觀察して天意に通じ。人倫を理して。至道を明に教訓せる由なり。然ればば五常の目は。五行八卦に本づき。民を教ふるに就て。伏羲氏の始めて設けたる名にて。是ぞかの時を度りて宜しきを制せる。謂ゆる易簡の道なりける。○此に就て案ふに、伊藤維楨よりして、古學と稱する儒者らの言に、論語中なる孔子の語に、仁の字をのみ說けども、仁義を雙べて云へることなく、仁義禮智信を五常と云へることも無ければ、此は孔子以後の語なりとて、然る熟語ある說をば、孔子以前の古書なるをも、強ひて其後の譌託とするを、見識高き事にすすめれど、甚く泥める偏見なり、其の說長ければ、此に著さず、西籍概論に就て見るべし。)○偖是にて五常の五氣に因るといふ說の竟たるに就て。尚傳ふべき說あり。其は菅家の易傳に。受胎養生沐冠臨王衰病死葬。謂之五行十二運。人生本命之所屬也と有る十二運にて。其定說は　　是也(此を唐の六典には五行の十二氣と號けて、章下の五兆に合せて占ふ由を載せり、考へ合すべし、此は上の五運を尚委く區別せる古式にて、淮南子また京房易傳などにも所見たるが。俗に傳はる十二運の說は。此を訛れる物也。其の定說は五行大義に詳に載せるを用ふべし。(其大義なる說は。五行體別生死之處不同、遍有十二月十二辰而出沒、木受氣於申胎酉、養戌生亥、沐浴子冠帶丑臨官寅王卯衰辰病巳死午葬未、○火受氣於亥胎子養丑生寅沐浴卯冠帶辰臨官巳王午衰未病申死酉葬戌、○金受氣於寅胎卯養辰生巳沐浴午冠帶未臨官申王酉衰戌病亥死子葬丑、○

水受氣於巳胎午養未生申沐浴酉冠帶戌臨官亥王子衰丑病寅死卯葬辰、○土分王四季各有生死之所、辰土受氣於申酉胎戌養亥生子沐浴丑冠帶寅臨官卯王辰衰病巳死午葬未、○未土受氣於亥子胎丑養寅生卯沐浴辰冠帶巳臨官午王未衰病申死酉葬戌、○戌土受氣於寅卯、胎辰養巳生午沐浴未冠帶申臨官酉王戌衰病亥死子葬丑、○丑土受氣於巳午、胎未養申生酉沐浴戌冠帶亥臨官子王、丑衰病寅死卯葬辰、凡五行之王、各七十二日上居四季末十八日、併七十二日以明土有四方生死不同也、五行皆以葬後之月而受氣者、以其死還復生神氣不絶故也、と有る是也、但し此は今の用ある文をのみ抄出せれば、委しくは本書を見るべし。）爰に我が徒栗原信充。予と同じ意に上なる分道の章を取りて。此の十二運の說と併せ、命性の本を考究して。一圖を作れり其の圖面左のごとし。但し分道發生の時日を撿して其運に當ると知るべし。

十二運捷徑圖

月		木	火	金	水	辰土	未土	戌土	丑土
正月寅	道分	臨	生	受	病	冠	養	受	病衰
二月卯	道分	王	沐	胎	死	臨	生		死
三月辰	道分	衰	冠	養	葬	王	沐	胎	葬
四月巳	道分	病	臨	生	受	病衰	冠	養	受
五月午	道分	死	王	沐	胎	死	臨	生	
六月未	道分	葬	衰	冠	養	葬	王	沐	胎
七月申	道分	受	病	臨	生	受	病衰	冠	養
八月酉	道分	胎	衰	王	沐		死	臨	生
九月戌	道分	養	葬	衰	冠	胎	葬	王	沐
十月亥	生發 道分	生	受	病	臨	養	受	病衰	冠
十一月子	生發 道分	沐	胎	死	王	生		死	臨
十二月丑	生發 道分	冠	養	葬	衰	死	胎	葬	王
正月寅	生發	臨	生	受	病	冠	養	受	病衰
二月卯	生發	王	沐	胎	死	臨	生		死
三月辰	生發	衰	冠	養	葬	王	沐	胎	葬
四月巳	生發	病	臨	生	受	病衰	冠	養	受
五月午	生發	死	王	沐	胎	死	臨	生	

月											
六月未	發生	一	一	葬	衰	冠	養	葬	王	沐	胎
七月申		發生	一	受	病	臨	生	受	病衰	冠	養
八月酉			發生	胎	死	王	沐	受	死	臨	生
九月戌			發生	養	葬	葬	衰	胎	葬	王	沐

斯に其圖説の略に。本命は男女搆精して天地の氣に感じ。人を成せる孔なり其の氣ると陰陽の化する所なれば。剛柔の別あり。故に命定りて後に男女の形定まり性分れ。成長して初て胎を出るを生と云ふ。）王充が論衡初稟篇に、人生性命當富貴者初稟自然之氣、養育長大富貴之命效矣、稟命定於身中、猶鳥之別雄雌於卵殼之中也、非唯人鳥也、萬物皆然、草木生於實核、出土為栽蘗、稍生莖葉、成為長短、巨細皆由實核、夫人與天地合其德、故有先天後天之動、言合天時と云へり、仲任本命解を援て論ずるに非れども、暗に此の分道を命と云ふと歸を同くすと云べし、此の外に性情の論に至りては未た盡さゞる所あり。）抑命性は胎中に定まり。生死は形象に見はる。命性は幽深にして生死は著明なり。人の生々五行の發動に感じて以て形を成すが故に。生氣に感ずる有り。壯氣に感ずるあり。衰氣に感ずる有り。その節序に從りて變化窮り無れば。人の稟受また定準なし。然れば人の命に長短あるは。其の感ずる所の生壯老の數に依りて。其の初稟の時に定まる物なり。天地相交りて。萬物を生じ。男女相合ひて子を生ずることゝ其の理相同じ、是を以て水は陽の始なるが故に。火の王する時に胎し。火は陰の始なるが故に。水の王する時に胎す。木は水の子なり故に水生ずる時に受氣し。水死する時に王す。如是なれば。分道命性その氣候に應ずることゝ疑ひなし。故に草木鳥獸みな生育分道の時節を違へず。（草木みな節序あり、華實日を算へて知べく、鳥獸の孳尾するまた季候あり、もし其の時節を乖ひて華實産育あるは、事の變にして正理に非ず、故に華有りとも實なく、實有りとも熟せず。是みな五行の生殺に從るが故なれば、深くその理を思ふべき事なりかし。）人また其の用意なくは有べからず。搆精の節生育の時に當れは。命性正しく長壽壯健なること。草木の節季に應ずるが如く。も

し其の節衰葬の時に當れば命性その氣に感じて。短折怯弱なること。時氣に應ぜざる華實の如しと云へり。信に此の説の如く。男女の搆精やがて分道の時。生子の本命定まる時なれば。人の父母たらむ者は、愼みて其時を慮らずは有べからず。抑この搆精の道はも。陰陽の皇祖産靈大神の。世に蒼生を蕃息せしめ賜ふ。深き神慮を受給ひて。二靈大神の事始め賜ひしより。口授無して人及び萬物にも自然の如く傳はり。此道と飲食の事に於ては。他の欲に勝りて。殊に大欲存すと云ふばかり人の大く欲する事は。生々の道これ産靈の本元なれば。人また殊に深く其の性を稟得る故なり。然れば人にして産靈の神業をその儘に繼行ふこと。唯この一道にあり。最愼み最重すべき道なること是を以て知べく。搆精の時を慮らずは有まじき事も是にて辨ふべし。(但し此の精の殊に深きは、唯人のみ然りと云ふに非ず、生とし活る物みな殊に其の情は深けれど、實にも草木に華實の節序あり、鳥獸各々孳尾する時の定まり有るは、自然の道なり、然れど草木は更なり、鳥獸おほくは一産に多子を生ずるに、人は大抵一産に一子を生すが常なれば、鳥獸の如く搆精の遠かるまじき道理なり、そは近く猫狗などの交時を撿するに、其牝かならず經水ありて、春秋兩度の搆精なるを、人は月ごとに經水あれば、月々に搆精の時有ること論を俟たず、然れば經水畢りて一二日の間なる、受胎養生などの時日、これ繼嗣を求むる搆精の良時と知るべし。此の事に就ては、別に委しく考へ記せる物有れば、今は大意をのみ云ふなり。)

〔二十二〕夫萬物始出於東方。陽氣始生。受形之道也。故東方爲仁。南方陽正於上。陰正於下。尊卑之象定。禮之序也。故南方爲禮。西方陰用事。而萬物得其宜。義之理也。故西方爲義。北方陰氣形盛。陽氣含閉。智之顯也。故北方爲智。中央所以繩四方行也。信之決也。故中央爲信也。

此の條は前章に接續せる文なるを。此所に無用の語を畧き訛文をも取直して載せるなり。(委しくは本書に就て見るべし、訛文とは北方を信とし、中央を智と爲たるを云ふ。其の訛なること、下に引く諸書の文にて知るべし、)さて此節は。上に謂ゆ

る五常の起原。及び五方に配合せる所以を明せる古說なるが、其の說の古書に多く所見たる中にて、その人體に具はる趣を詳に說得たるは。前漢書の天文志に。歲星東方春木、於人五常仁也。五事貌也。仁虧貌失、逆春令傷木氣、罰見歲星。（晉灼云、太歲在中、仲則歲行三宿、太歲在四孟四季則歲行二宿、二八十六、三四十二、而行二十八宿。十二歲而周天。）熒惑南方夏火禮也。視也、禮虧視失、逆夏令傷火氣、罰見熒惑。（晉灼云。常以十月入太微、受制、而出行列宿。司無道、出入無常也、）太白西方秋金義也。言也。義虧言失、逆秋令傷金氣、罰見太白。（晉灼云、常以正月甲寅、與熒惑晨出東方、二百四十日而入、入四十日又出西方、二百四十日而入、入三十五日而復出東方、出以寅戌、入以丑未也、）辰星北方冬水智也聽也。智虧聽失、逆冬令傷水氣、罰見辰星。（晉灼云、常以二月春分見奎婁、五月夏至見東井、八月秋分見角亢。十一月冬至見牽牛、出以辰戌、入以丑未。二旬而入、晨候之東方、夕候之西方也、）鎭星中央季夏土信也。思心也。仁義禮智以信爲主、貌視言聽以心爲正。故四星皆失、鎭星爲之動。（晉灼云、常以甲辰元始建斗之歲、鎭星行一宿、二十八宿而周天也、）禮記の鄭玄註に。木神則仁。金神則義。火神則禮。水神則智。土神則信など有るにて其の大抵を知るべし。（木神とは歲星の神を言ひ、金神とは太白星の神を云ひ、火神とは熒惑星の神を言ひ、水神とは辰星の神を云ひ、土神とは鎭星の神を言ふ事、下に引く家語の文にて心得べし、僅く智を土に、信を水に配せる說も有るは誤なることし、五行大義によく辨へたるが如し、）さて白虎通に。五性者何謂仁義禮智信也。仁者不忍也。施生愛人也。義者宜也。斷決得中也。禮者履也。履道成文也。智者知也。獨見前聞不惑於事。見微知著也。信者誠也。專一不移也。故人生而應八卦之體。得五氣以爲五常。仁義禮智信是也、と有るは、正に今の本文を釋せる說なり。其は故と云へるを以ても知るべし。（また同書に、六情者何、謂喜怒哀樂愛惡也、所以扶成五性也。此人所以稟六氣以生者也、五行大義に、五行者爲五性、

六氣者通六情也、五行在人爲性、六律在人爲情、五性處內御陽。六情處外御陰、故情勝性則亂、性勝情則治、性自內出、情自外來、情性之交間不容系、說文曰情人之陰氣有欲者也。性人之陽氣善者也と言ひ、說文の徐鍇が通論に、性猶火也、情猶煙也、火盛則煙微、君子以性抑情企及者以情扶性也、故子文心苟爲情也と云り、性を云はむには此の差別をも心得べきなり）さて世に有る人は誰も各々五常の性を賦し得る中に。一行を取りて其の本性に立る事あり。そは彼は木性なり。此は火性など云ふ類なり。此の事の興りは既にも云へる如く、かの古昔に出て國を闢き道を傳へし、天皇氏太昊氏ともに。此の木德の國より渡りて。蠢化の民を含養ありし故に。木德風性の王と稱せるより濫觴れる事なり。（なは太昊氏以前に出て、彼の國を開ける諸氏たち、多くはわが皇國より渡れる神眞なりし事の說は、中々に此に盡すべきに非ざれば、委しくは太古傳を見て知るべし、扶桑國考にも粗々は云へりき、）然るは太昊氏のこと。孔子家語に。昔丘也聞諸老

聃。曰天有五行。木火土金水分時化育以成萬物。（王肅云一歲三百六十日、五行各主七十二日也、化生長育、一歲之功、萬物莫敢不成、）其神謂之五帝。（五帝五行之神佐天生物者、○今謂ふ、此五帝は。上に引きたる鄭玄說に、木神水神金神火神土神と云へる五神にて、各々別りて五星を治むる神等なり、）古之王者易代。而改號取法五行。更王終始相生。亦象其義。是以太皞配木。炎帝配火。黃帝配土少皞配金。顓頊配水。（太皞伏羲氏、炎帝神農氏、黃帝軒轅氏、少皞金天氏、顓頊高陽氏、）太皞氏其始之木。五行用事先起於木。木東方萬物之初皆出焉。是故王者則之。而首以木德王天下。其次則以所生之行轉々相承也。（こは畧文なり、委しくは本書に就て見るべし、但し本書に、死して後に五行に配せる如く云へるは誤れり、生前元より其の性德なりし故に、沒後にも然は稱せる物をや、其の由は既に太古傳に委しく說たり、）王子年か拾遺記に。太昊氏以木德稱王。故曰春皇。位居東方。以含養蠢化。叶于木德。其音附角號曰木皇。と有るにて知るべ

し。（また帝王年代圖に、伏羲爲百王首、帝王五運起自太昊也、とも言へり思ひ合すべし、）太昊氏より後は。所生の行を以ひし事も拾遺記に。黄帝の事を以戊己之日生。故以土德稱王也。乾鑿度に。孔子曰易之帝乙爲湯。書之帝乙六世王。同名也。殷錄貴以生日爲名。順天性也。同以乙日生。天之錫命也など有るにて所知たり。（こは即、かの彼は金性、これは水性など稱ふに違無ければ、是その事の本なること、更に論ひ無き事なりかし、）其の生時の王氣は更なり。其の年月の干も有るを其は本性に立てず。生日の干を用ふる事は。日は人を主どり。十日を一旬とし。十干は其の十日の名に設けたる者なる故に。そを重く取れる定めにや有らむ（然るを樂緯に、孔子曰丘吹律定姓、一言得土曰宮、三言得火曰徵、五言得水曰羽、七言得金曰商、九言得木曰角と云へる妄說より事起りて、生年の納音に從りて、姓を定むると云ふ說を作り出て、今しも本命的殺など云ふ事をし、最恐ろしき事に云ひ噴ぐは皆かの欺天の妖說なること、己精しく辨へ明せる物有れど、所狹ければ此には記さず、不審しく思はむ人は問へ答ふべし、）さて此の本性の人々各各に甚く相違ある事を。五行大義に。文子曰。人者天地之心。五行之端。是以稟天地五行之氣而生。爲萬物之主。然受氣者各有多少。受木氣多者其性勁直而懷仁。受火氣多者其性猛烈而尙禮。受土氣多者其性寬和而有信。受金氣多者其性剛斷而含義。受水氣多者其性沈隱而多智。五氣湊合共成其身。氣若清徹則其人精俊爽如也。民濁則其人愚頑也。（案ずるよ、說文に、性人之陽氣、性者生也とある通論に、人因五方之風、山川之氣以生、故曰性者生也とあり、實にも五方之風、山川の氣に因りて、世にも產土がらと云ふごとく、國に處に因りて其の性質の異あり、其は己かの人國記ちふ物に本づきて。年久しく國々の人數に交りて、驗みたる事どもを書初めたる物有れど、未たいつ記し果べくも所思ざるなり、）老子云陰陽氣精爲人。氣有厚薄。得中和滋液則生賢智人。得錯亂濁辱則生貪婬人。凡五氣有正邪清濁初末。得正氣在卑劣爲善。受

卑氣居尊勝與惡。氣之初也。齡齒脩長氣之末也。命相短促也。貴賤富貧好醜善惡性情年命乃有萬途。難以具辨。知人則哲。惟帝其難。非明聖者孰能辨識。此並論其生月當五行氣盛衰時也と有るなどは然も有る説なり。古學者いかに漢説を嫌ふとも。是ばかりの事は心得て在るべし。(こは今筆の因にふと世の古學者といふ徒の、だゞに故大人たちの聲をまねびて漢説を嫌ひ、むげに文盲なる事の傍いたく思ひ出られし任にかくは云ふなり、信に今擧る大義の説の如く、人を知ことば難きが中に難き事にて、同書に、文子なる五々二十五等の人品を擧たるに依りて、記せる説ども有れど、全信られず、人もし人の品々ある善惡を知むと思はゞ、稚川翁の外篇なる行品の、善四十人、惡四十五人凡ては八十五人、また其の眞僞をわかつ十條を熟讀し、かつ其以する所と、其依る所と、其の安むする所とを察せむに及は無く、然して我また其の善者にならむ、其の惡者に似ざらむ事を務むべきなり、此は叙なれば驚かし置くなり。)抑々人の五氣を稟るに種々有る事は。其の五運に因る事なるよし。古書に多く所見たるが。其の五運の事は五行大義に。春則木王火相水休金囚土死。夏則火王土相木休水囚金死。六月土王金相火休木囚水死。秋則金王水相土休火囚木死。冬則水王木相金休土囚火死と有る是なり。(こは淮南子地形訓に、木壯水老火生金囚土死、火壯木老土生水囚金死、土壯火老金生木囚水死、金壯土老水生火囚木死、水壯金老木生土囚火死と同説にて、名目に替れるのみなり。)また五行を干支に配せる事は。太昊氏始めて干支を作れる當昔よりの定なる事は論ふも更なるが。其の干支も五行の盛衰に從ひて。與に盛衰ある事も。同書に。春則甲乙寅卯王。丙丁巳午相。壬癸亥子休。庚辛申酉囚。戊己辰戌丑未死。夏則丙丁巳午王。戊己辰戌丑未相。甲乙寅卯休。壬癸亥子囚。庚辛申酉死。六月戊己辰戌丑未王。庚辛申酉相。丙丁巳午休。甲乙寅卯囚。壬癸亥子死。(上にも此にも六月と云へるは、即ち六月の土旺を云へり、土旺の四季に有るが中に、夏の土旺を專とするが故に六月とは云へるなり。)秋則庚辛申酉王。壬癸亥子相。戊己辰戌丑未休。

丙丁巳午囚。甲乙寅卯死。冬則壬癸亥子王。甲乙寅卯相。庚辛申酉休。戊己辰戌丑未囚。丙丁巳午死と有るを以て心得べし。今右の說等に據りて。其の圖式を作れば左の如し。此の五行干支の五運はも。歲節日時に悉く係る故に。分道の時に。皆その時運を某々に分得するを以て。其の厚薄盛衰の差別有りといふ古說なり。なほ同書に此を區別せる五行十二運の說あり。其は次條に附錄するを見て知るべし。

五行干支五運圖

	木 甲乙 寅卯	火 丙丁 巳午	土 戊己 辰戌丑未	金 庚辛 申酉	水 壬癸 亥子
春 正二三月	王	相	死	囚	休
土 旺	囚	休	王	相	死
夏 四五六月	休	王	相	死	囚
土 旺	囚	休	王	相	死
秋 七八九月	死	囚	休	王	相
土 旺	囚	休	王	相	死
冬 十十一十二月	相	死	囚	休	王
土 旺	囚	休	王	相	死

〔二十三〕夫乾坤者萬物之祖宗也。陰陽者血氣之男女也。左右者陰陽之道路也。水火者陰陽之徵兆也。龍德仲冬子在坎卦左行。虎刑仲夏午在離卦右行。是故男一歲。從坎起左行則二巽。三乾。四兌。五離。六震。七坤。八艮。九即坎。十即巽也。女一歲從離起右行。則二兌。三乾。四巽。五坎。六艮。七坤。八震。九即離。十即兌也。各々以次而數。故至十數。皆土四維。此之謂年命也。

此の章初めより陰陽之徵兆也と云ふまでは、素問の陰陽應象大論に採り。龍德と云ふより在離卦右行と云ふまで、京氏易傳下卷に取り。其の已下

は。五行大義第二十三條に採れり。○好尙云ふ。この條始めに「夫乾坤者陰陽之根本。坎离者陰陽之性命也。龍德仲冬子在坎卦左行。虎刑仲夏午在离卦右行。陰從午陽從子。子午分行子左行。午右行。左右吉凶之道也。凡遊年者。從八卦而數。男一歲從坎起左行八卦則二巽。三乾。四兌。五离。六震。七坤。八艮。九即坎。十即巽也。女一歲從离起右行八卦。則二艮。三坤。四震。五离。六兌。七乾。八巽。九即坎。十即艮也。各以次而數。故至十數則皆在四維。所謂遊年是也。」と作られて。注釋をも委しく爲られたるが。其の後所以有りて今出せる本文に直されたり。然れど注は就らずして死られしかば。舊注の儘に記せり。見む人誣る事勿かれ。○此の條初より吉凶之道也と云ふまでは。京房が易傳に。孔子云と有る語中に。分裂錯亂して出たる文を撫ひ聚めて著せる也(此の易傳予が見たるは、漢魏叢書中の本なるが、誤字錯亂衍文多く、中には絕て讀がたき所も有るを、此の傳に擧たる文どもは、王應麟が困學紀聞、孫星衍が孔子集語などに引たるを挍して載せり、叢書の本に異なる文も有るを、怪むこと勿れ、)抑この句々は。陰陽の旋りに形德ある義を述て。其の陰陽に人の男女は更なり。萬物の牝牡雌雄を兼說きて人の年命の定まる推法を示せる古說なり。(阿波禮この推法よ、然る錯亂本中に、いと且に傳へ存れば、古今の學者に一人も此の旨を見得たる者なく、かつ世の易家儒家など、其見の過たるは、此等の書を然しも心を深めて解し得むとしも思はず、其の見の及ざるは、固より取り見る事も無れば、今より後世と云へども賴み難く所思ゆるに、篤胤深く太昊伏羲氏に誓ひ請せる旨ありて、世に有る欺天の妖說を撥はむと、寢食安からぬ迄に思ひを焦して、考へ明せる事にし有れど、衆人みな醉へり、誰かは頓に此の說を信なりと云はむ。或は殊に異端と誣ひ譏さるゝ事も有りなむ、然れど此の年命の事はしも、小緣の事に非らず、掛卷も畏き御邊りの、御體固めにも係る由緣も有れば、耳に惡言の入るを恐れて、默止し在べきに非ず、故かく考へ著して、人はよし然も有らば有れ、易曆の祖神に質し白さむとなり、其は次

條の末までに論ふを視て知るべし、)また凡遊年者と云ふより已下は。上の件の古說を稽へ、五行大義に。凡遊年者從八卦而數。男一歲數從離起左行八卦。則二坤。三兌。四乾。五坎。六艮。七震。八則在巽。巽不受八。進而就離。々則是八。坤卽九。兌十。以次而數。一若至坤。々不受一。還退就離。女年一從坎右行亦如離法。是不受八。乾不受一。皆歸於坎。故至十數皆在正方也と有るを、折其可正して出せり。其は此の八卦方位の背例の、擬方位なるは更にも云はず、其の說中に、男を離より女を坎より數ふると云ふこと、都て前件に說たる、男坎女離の古義に合はず、大義の撰者、これらの古實を知ざる人に非ざれば、此は決めて後人の寫し誤れるなり、また乾坤は一を受けず、巽艮は八を受ずと云ふことも、本書に其の說あれど、古義にはかつて無き事なれば、此はよし撰者の說にも有れ、取るに足ざる謬言なり、按ふに此の說は、十の數をみな四正に歸せむ事を思へる淺人の杜撰なりしを、蕭吉その妄を糺し敢ず、載せるにぞ有べき、抑また俗に有ふるゝ易書類に、借遊法と云ふ卦法あり、そは大義の擬法に似ては有れど異法なるが其の大略は、一甲子六十年づゝを一元として、上中下の三元と稱し、十干の陽干陰干を別ち且かの擬方位に就て、上元生の男は離の卦より、中元生の男は巽の卦より、下元生の男は兌の卦より數へ始めて、上順下逆とて、陽干なるは左より右へ、陰干なるは右より左へくり、上元生の女は坎の卦より、中元生の女は乾の卦より、下元生の女は震の卦より數へ始め、下順上逆とて、陽干なるは右より左へ陰干なるは左より右へ繰るを、是また越躍とて、八を受けず、一を受ずといふ法なるは、大義の法をまた造り變たる物と見えたり、此は若くは皇國の故き人の、杜撰なるむも知らず、拾介抄、簾中抄などに、卦々の上下に記せる歲數は、五行大義の推法と見えたり、)さて乾坤者陰陽之根本とは、陰陽やがて天地萬物の男女を總たる大名なるが故に。天地の陰陽を男女とも稱ひ、人物の男女を陰陽とも稱ふこと。前卷に既に委曲に說たるが如し。(張介賓が陰陽體象論に、凡萬物化生總由二氣

得乾道者於人爲男、於物爲牡。得坤道者於人爲女於物爲牝、乾類屬陽者多動、坤類屬陰者多靜と云へるをも思ひ合すべし、）坎離者陰陽之性命とは。坎は北方子に位して。中男陽の始なり。離は南方午に位して。中女陰の始なり、斯て此の句の謂ゆる陰陽は。この二卦の陰陽を云ふは固よりにて。人の男女を陰陽と云へり。然ればば此は。坎離の二卦は。男女の性命なりと云へる意なり。（此の陰陽もし天地の陰陽を云へるならむには坎離をその性とは云ふとも、命とまでは云ふまじき謂なること深く思ふべし、）そは生とし生出る人の盡、その分道の時の主卦。及び生年の主卦に應ずる事は異り無れど。男は自然に北坎陽氣の剛動進なる性命を受け。女は自然に南離陰氣の柔靜退なる性命を受けて。形貌もまた自然に異なるは。正に坎離の感應に資るが故に。右の如くは傳へしなり。（然らば其の坎離に應じて、男女と異る本の由縁は如何と云ふに、其は次の二句に、說著はすを見るべし、）〇龍德仲冬子在坎卦左行。虎刑仲夏午在離卦右行は。淮南子の天文訓に。

北斗之神有雌雄。仲冬始建於子、節徙一辰、雄左行。雌右行。仲夏合午謀刑。仲冬合子謀德。（北斗之神とは、北斗星を司る神を云ふ、其の神男女ありて、乾坤の用を爲す、是やがて陰陽の行はるゝ本にて、坎水離火の用こゝに始まる、）日冬至則斗北中繩。陰氣極陽氣萠。故曰冬至爲德。（高誘云德始生也、）日夏至則斗南中繩。陽氣極陰氣萠。故曰夏至爲刑。（高誘云刑始殺也、）子午卯酉爲二繩。云々とあり。（子は即ち坎の位、午は即ち離の位なり、子と午と相對し、卯は乾の位、酉は坤の位にて、相對して二繩を張たる如くなる故に、その縱横せる樣を二繩とは云り、猶この文どもは、天文訓に此かしこに散在せる文を拾ひて抄せり、猶委しくは本書に就て見るべし、）然れば本文に龍德と云へる龍は。青龍の義にて。東方乾天木父の用を。北坎中男の代りて行ふ義を以て。陽氣の萠し始まる時を龍德と稱し。虎刑と云へる虎は。白虎の義にて。西方坤地金母の用を。南離中女の代りて行ふ義を以て。陰氣の萠し始まる時を虎刑と稱せり。（張介賓が五行統論に、天地之間、

無往而非水火之用、欲以一言而蔽五行之理者、曰乾坤付正性於坎离、坎离為乾坤之用耳と云るは、能くも此の旨を得たる説也、)斯て雄神の行ふ龍德は。仲冬冬至の節に。坎子に。萠して丑寅卯辰巳と左行に運れるが。午に至り虎刑の起るに逢ひて、是より衰へつゝ。未申酉戌亥と順に反りて子に歸し。雌神の行ふ虎刑は。仲夏々至の節に离午に萠して。巳辰卯寅丑と右行に運れるが、子に至り龍德の起るに逢ひて。是より衰へつゝ。亥戌酉申未と逆に反りて午に歸し。共に其の歸する所より。復運り始まること。環の端なきが如し。(但し龍德と稱ひ虎刑と稱ふ名は、雌雄の神の子に合ひて德を起し、午に合ひて刑を起すを以て、假に設けたる名にこそ有れ、然る物躰の有りと云へるに非ず、後世はかゝる類の假名どもを、或は某の星と稱し、或は某の神と稱して、實躰ある如く物すれど、皆天地を誣る妄言なれば、力めて掃除せむ事を専と為すべし、)陰從午陽從子。子午分行子左行午右行とは。龍德陽氣の子より起り。虎刑陰氣の午より起る義を述て。男女の年命を定むる法を示せる語なること。上文の坎离は。陰陽の性命と云へる語に相照して辨へらる。然れば此の陰陽は。人の男女を云へるにて。男子の年命は。坎子より左行に數へ旋り。女子の年命は。离午より右行に數へ旋る由を以て。子午分行するに。子は左行。午は右行と云へるなり。(但し龍德虎刑の運りと云ふは、即ち北斗の陽神陰神の旋りに因れる事なれば、男女の年命の運りは、やがて其の陰神陽神の旋りに倣ふ道理なる事は、言まくも更也、)

○左右吉凶之道とは。素問の陰陽應象大論に天地者萬物之上下也。陰陽者血氣之男女也。左右者陰陽之道路也。水火者陰陽之徵兆也と有る如く。陽氣は天道の旋りに從ひ。左行して萬物を生長するを。北斗の雄神之を司り。陰氣は地道に從ひ右行して。萬物を收藏するを。北斗の雌神是を司るを。其の順逆につき生長と收藏とに就て。姑く順を吉と稱し。姑く逆を凶とは稱せり。(然れば一陰、一陽の運行や、がて易なる道なれば、此は實の吉凶に非ず、陰陽男女の道の別るゝ所なる故に、左右尊卑之道など云はむは然も有るべし、其はかの天

文訓に、北斗所レ繫不レ可ニ與敵一、天地以設レ分而爲ニ陰陽一。陽生ニ於陰一。陰生ニ於陽一。陰陽相錯四維乃通或死或生。萬物乃成と有るを思ひ合せても知るべし。)抑男子は左り尊位に居て左行し。女子は右り卑位に居て右行する道理の本は。我が神世の初發に。皇祖二柱の神。すでに天皇祖神の詔命を承賜はり。まづ彼の天柱を建て地軸を定め。國土八種を産生せむが爲に。二神あひ誘ひ。始めて構精有りける時しも彼の天柱を旋るに。男神は右行し。女神は左行し給ひしかば。宣らぬ子好らぬ島の生出たるを。天皇祖神にその由を白し給へば。太兆に占ひて。天柱を旋る左右を過てる祥なれば。改め旋れと敎へ給へるに從りて。男神は左行に。女神は右行に改め旋りて構精有りけるに。好子善島あまた生出たるぞ、男は左位に居て左行し。女は右位に居て右行するを道とし。此の道に乖ふ時は。凶ある事の始なりける。(此の事なほ精しく知まほしく思はむ人は。予が古史傳に就て見るべし、偖天皇祖神の、太兆に占ひ給へりと有るは。彼の中央の天柱。謂ゆる易威の旋るに、陽氣は左旋し、

陰氣は右旋して、かの卍形を爲すを御覽して、占ひ給へるなり、此の事は既に第一の巻に說たりき穴奇きかも妙なるかも、和漢の古說の互に精麁あるが中に、斯しも符合する事よ。豈これ必ず然るべき由緒なくて然らめやも)然れば右年命の男左行女右行の惟法は。此の古傳より起れる事なるに疑ひ無し。然るは太古傳に云へる如く。皇祖大神。かの赤縣州へも天降り給へるを。彼の國には天皇氏と申し傳へ。易威を興し。天柱地維を建る神功畢て。かの紫微宮に昇り。上皇太一及び元始天尊に代りて。諸神を主宰し給ふと云へる古傳も存りて。天皇太帝とも。皇天上帝とも。天帝とも。また唯に帝とも白せり。(上皇太一とは、天之御中主神を白し、元始天尊とは皇産靈神を白す、其のよし太古傳に委しく考へ註せれど。此は予が始めて言ひ出たる說なれば、人の異まむ事を思ひて、往々にかく云ふを、見む人訝かる事勿かれ。)こを第二條に引たる天文訓に。紫宮者太一之居也。紫宮執レ斗。而左旋日行ニ一度一。以周ニ於天一云々。また同篇に。帝張ニ四維一運レ之以レ斗。月徙ニ一

辰復反其所。と有る古説に相發し考ふるに。北斗の旋運あるは。元これ上皇太一の。神威に資る事なるに論ひ無れど。天皇太帝その主宰と坐すに。之を運らし給ふと有れば。其の雌雄の神の左右に分行する事も。天帝の神慮に出でゝ。其はた天皇祖神の。かの太兆の御古に頼給へる神態なること疑ひ無し。（抑々諸政の本を齊ふる、北斗の旋運すべき道をさへに。然しも定め給へる上は、餘の星宿の旋りも何も、此の大神の神量に定め給ひけむ事云まくも更なり。是を以て彼の國の古傳に、天皇氏以木德王、于是闘元陳樞以立易威。とぞ傳へたりける）さて其より遙後ながら大國主神。即謂ゆる太皞伏羲氏の渡り行して。天地の易道に頼りて。彼の蕃民らを敎へ給ふと。右の神理の古傳に本づき。此の年命の式をも定め給ひけむを。其の説はやく蓍筮の易法におし消れて。周世以來は。普ねく聞えず成ぬれど。謂ゆる天なほ未この文を喪はず。適に京房が易傳なる孔子の遺語に。分錯しつゝも存れるは。此よなき古説の賜物なりかし。尚その推法は下に委曲に書著はすを見るべし。（然は有れど、斯ばかりの大義を發せる書は、古今に有ること無く、世の學者と稱ふ徒、はた其の見いと狹く。大抵は萬國の天地一枚なる道理を知らず、古學者と聞ゆるは、天之御中主神、皇産靈神、伊邪那岐神などを始め、たゞ皇國の神とのみ心得て、萬國みな此の神たちの、開闢し給へる深理を窮めず、漢學者流は、上皇太一、元始天尊、皇天上帝など申すをも、唯に空理の寓名の如く心得て、其の本縁を探ねむなどは思ひも懸けず況て其やがて我が神典なる、某々の神ぞと云ふ事などは夢にも知らず、適にも今の如き大論を聞ては、甚く驚き、かつ罵りかつ笑ひ。様々に惡評して、一世の限り然る拙學に老果めるは、哀れに悲しくも有れど爲方なし。誠や伊勢貞丈ぬしは、是をもて盲々千々人々なりと云れたりき、然れど亦さしも思ひ捨べき事にも非ねは。爭でわが敎へに從ふ徒、さる盲學の徒をも、次々に誨して、迫ては相半々にも及ぶべく、此の後をも努むべきなり。）

○さて遊年とは。即ち年命の事にて。こは大義に遊年之名。以㆓運動不㆑住㆒爲㆑義。以㆘其隨㆑歳行遊不㆑定㆓一所㆒也。と有る名を其の儘に用ひしなり。(其は皇國にも舊くかく稱ひ來れり、拾芥抄を始め諸書に見えたり。)抑人々生年に定まる本命の卦は。生涯その身を離れず屬從ふを。是の年命卦は。毎年に徙り替る故に遊年と云ひ。年命とは稱ふなり。然るに大義に。また別に年立とも行年とも言へる推法あるは。決めて此の遊年の推法の異説なるを誤りて。別事として載せる物なり。用ふる事なかれ。(其の推法の大略は、拾芥抄に。八卦行年の事とて。男自㆓丙寅㆒順計㆑之、女自㆓壬申㆒逆計㆑之、假令有㆓五歳男㆒。自㆓丙寅㆒順計、當年庚午爲㆓行年㆒。有㆓七歳女㆒、自㆓壬申㆒逆計、丙寅爲㆓行年㆒。他效㆑之と有るが如し、此また實理に叶はざる推法なるは、古説を知らぬ後人の妄作なること疑ひなし大義に就て委しく其の式を究めて、後になほ不審く思はむには、問へ答ふべし。)○さて從㆓八卦㆒而數云々とは。其の本命の卦は。何にも有れ拘はる事なく男子は坎卦より。一歳と數へ起して左行し女子は离の卦より。一歳と數へ起して右行すれば男子の十歳は巽。二十歳は兌。三十歳は震。四十歳は艮。五十歳また巽。六十歳また兌。七十歳また震。八十歳また艮に在り。女子の十歳は兌。二十歳は巽。三十歳は艮。四十歳は震。五十歳また兌。六十歳また巽。七十歳また艮。八十歳また震に在り。至㆓十數㆒皆在㆓四維㆒也。と記せるは是の義

なり。(然れば常に此の旨を心留居て、假令ば三十五歳の男子ならば、震を三十、坤を三十一。艮を三十二、坎を三十三、巽を三十四、乾を三十五と數へて、是その遊年の卦なり、また二十三歳の女子ならば、巽を二十、坎を二十一、艮二十二、坤を二十三と數へて、是その遊年の卦なり、其の十數十數の間々なる少數を數ふる例、みな斯の如し。)斯てまた案ふに。男子の年卦を坎子より數へ。女子の年卦を离午より數ふる事は。陰陽の起る始めと。北斗の雌雄神の。順逆の旋りとに頼れる事には有なれど。是も自然の如く九宮の數の。坎一离九なるに相符ひて。男は坎一の初數を受れば。自然に進む氣あり。女は离九の終數を受れば。自然に退く氣あり。是を以ても此の年命の推法の。小緣ならぬ事は知るべきなり。(五行大義に、男を离より數へ、女を坎より起す道理を說きて、男以三徳苞終始故。九一並數、起太陽之位。女以陰生陽、故從其創始陰位而行、坎位本一受數一起、共爲陰數也、と云へるは甚く强言なり。)抑陽の左行を順と稱し。陰の右行を逆と稱するは天尊地卑の道理を以て。此方よりこそ然は言へ。其の左右の乖ひ共に。其性の自然なれば。互にその順逆を論せむには。陰の右行も陽より云ときは逆なれど。自性に取りては。其の右行やがて順なり。陽の左行も自性に取りては順なれど。陰より言はゞ逆とも云をべし。然れば彼の天地定位の章なる數往者順とは。男は左行の順に。女は右行の順に數へて。往來の事を知るを云ひ。知來者逆とは。今まで過來し事どもを知るには。男は右行の逆に。女は左行の逆に數ふるを云ふこと著明らけし。(倘しか往來相迎へて、逆め事を知辨ふる法なる故に、是故易者逆數也と云へる事、既に上にも云へるが如し。)好尙云〇。此處に追つぎて記せる章は。遊年の主卦方位に據りて。互に吉凶有る事を備に解かれたれば、類に觸れて載せるなり。然れど今の本文には見えざれば如何あらむ。また別に書し措かれたる。遊年圖說と云ふ物には。此の禍害絶命などの名稱を擧げられしかば。其を信用ひ給ふ事云ふも更也。此の書を讀む人。能撰び採るべき事にこそ。

遊年所至之卦自有八索焉。上變爲生氣。中變爲絶命。下變爲禍害。上中變爲天醫。中下變爲福德。上下變爲鬼吏。三爻皆變爲養者。三爻不變者遊年也。

此の條は前條に引たりし五行大義の。遊年者從八卦而數。云々と有る文の下に。遊年所至之卦。因三變之。一變爲禍害。再變爲絶命。三變爲生氣。生氣則吉。禍害絶命則凶。吉則可就其方。凶則宜避其所と有るを。拾芥抄の八卦の部に。此の八名あるに啓發して。大義にたゞ此の三名のみ出たるは。畧說なる事を知りて是また已が新に記せる文なり。(但し趙宋の世に成れる聖濟總錄の產婦推行年法の所に、十三歲より四十九歲までの行年を記せるに、行年庚申禍害在離。絶命在巽、生氣在坤、四十九歲行年甲申、禍害在震、絶命在坎、生氣在艮、と樣にたゞ三名あり、然れば宋の世頃までは、此の三名をのみ用ひしと見えたり。)彼の國の古書に。かく三名なるが故に。皇國に八名なる其の五名は。此方にて加增せる物ならむと前には思ひしかど。彼の國籍にも八名なるが有り。かつ三名のみにては。遊年して八卦を行る實事に叶はず、然れば大義を始め。三名なる傳說は略傳なることゝ疑ひ無く。拾芥抄なる八名は。皇國にいと早く傳はれる古說と聞ゆれば。是に從へり。(世の八卦書類に。本命年卦を定むる法を。上宮太子の時より傳はると云へるも有り。其もし實說の傳へならば、推古天皇紀に。其十年に始めて。曆法遁甲方術どもを傳へ貢れる事あり。曆法易法元より相離れざる道なれば、其の時などに傳はれる古法なるか。抑是等の事に詳略の二傳ある事は何の謂ぞと云ふに彼の太一遁甲の式など、私家に畜ふる事を禁じ、もし世に著さで有まじき時は其の畧說を傳ふること、彼の國歷代の定なりと見ゆれば、此の推法もさる由ありて、其の詳說を傳へず、五行大義、聖濟總錄ともに。其略說を載けむと所思ゆるなり、然るに皇國に其詳說の傳はれる事は、却りて外國なるが故に、此の推法は更なり、太一遁甲の二式をも詳に傳へたれど、彼の國には却りて既に絶たるが如く、其の正法を載せる書の無きに至れり、其はかの八宅明鏡と云ふ物、こ

の八卦の變法を以て立たる法にて八名あり、推法も詳に記せれど、其の推法及び名ども、、皇國に傳はれるとは異なるが多かるを以て知るべし。其は五行大義、聖濟總錄などに比すれば詳說なるも其また略說中の詳說にて、元より全說ならず、名も數誤たりしを、後人の杜撰に作り調へたるが故なり、其は下の小註に、次々論ふを見て知るべし。)○さて遊年所レ至之卦。自有二八索一焉とは。前條に說たる遊年の卦々の。年々に行遊するに。節々の主卦に至りて。自づからに其卦々に。合一變化する由なり。其の變化する趣は。下に次々說著はすが如し。(但し其の年々節々の主卦の方位の正說は、上に次々說明せれば今更に云はず、五行大義、八宅明鏡の作者らは更なり。周の世以來は一人も、太昊氏の定めし八卦の眞方位を知れるは無れば、此の遊年節卦の自づからに八索ある眞說を、たしかに解き著せる書は有ることも無く。其の間に後人の妄誕も多く交りて、人その是非を辨へず。雷同して畏るまじき方位及び時節を恐れ、忌ふべき時節及び方位を、避ざる人の多かるを見るに得堪ずて。今かく考へ著はすになも。)○さて上變爲二生氣一とは。何の卦にまれ。其の遊年に得たる卦は。其の一年の年命なれば。身に負もちて節節を行遊するに。巽は冬至坎王の節に至り。乾は立夏兌王の節に至り。兌は春分乾王の節に至り。离は立秋震王の節に至り。震は夏至离王の節に至り。坤は立冬艮王の節に至り。艮は秋分坤王の節に至り。坎は立春巽王の節に至りて。各々その上爻を變じて。其の節の王卦に合同するを生氣と爲す義にて是、變なり。(そは巽☴の上爻を變じて坎☵と成り。乾☰の上爻變じて兌☱と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、生氣禍害など云ふ八名は、もと卦名ならず、何れの卦にまれ節々に至りて、上爻の變じたるを稱ふ字に設けしこと、是を以て知るべし。) 中變爲二絕命一とは。巽は艮王の節に至り。乾は离王の節に至り。兌は震王の節に至り。离は乾王の節にいたり。震は兌王の節に至り。坤は坎王の節に至り。艮は巽王の節にいたり。坎は坤王の節に至りて。各々その中爻を變じて。其の節の王卦に合同するを絕命と爲す義にて。是

二變なり、(そは巽☴の中爻變じて艮☶と成り、乾☰の中爻變じて離☲と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、)〇下變爲禍害とは。巽は乾王の節に至り。乾は巽王の節に至り。兌は坎王の節に至り。離は艮王の節に至り。震は坤王の節に至り。坤は震王の節に至り。艮は離王の節に至り。坎は兌王の節に至りて。各々その下爻を變じて。其節の王卦に合同するを禍害と爲す義にて。是三變也。(そは巽☴の下爻變じて乾☰と成り、乾☰の下爻變じて巽☴と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、)〇上中變爲天醫とは。巽は坤王の節に至り。乾は震王の節に至り。兌は離王の節に至り。離は兌王の節に至り。震は乾王の節に至り。坤は巽王の節に至り。艮は坎王の節に至り。坎は艮王の節に至りて。各々その上下二爻を變じて。其節の王卦と合同するを天醫と爲す義にて。是四變なり。(そは巽☴の上中爻變じて坤☷と成り、乾☰の上中爻變じて震☳と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、)〇中下變爲福德とは。巽は離王の節に至り。乾は艮王の節に至り。兌は坤王の節に至り。離は巽王の節に至り。震は坎王の節に至り。坤は兌王の節に至り。艮は乾王の節に至り。坎は震王の節に至りて。各々その中下二爻を變じて。其の節の王卦と合同するを福德と爲す義にて。是五變なり、(そは巽☴の中下爻變じて離☲と成り、乾☰の中下爻變じて艮☶と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、)〇上下變爲鬼吏とは。巽は兌王の節に至り。乾は坎王の節に至り。兌は巽王の節に至り。離は坤王の節に至り。震は艮王の節に至り。坤は離王の節に至り。艮は震王の節に至り。坎は乾王の節に至りて。各々其上下二爻を變じて。其の節の王卦と合同するを鬼吏と爲す義にて。是六變なり。(そは巽☴の上下爻變じて兌☱と成り、乾☰の上下爻變じて坎☵と成るを云ふ、餘の六卦も之に倣ひて知るべし、)〇三爻皆變爲養者とは。巽は震王の節に至り。乾は坤王の節に至り。兌は艮王の節に至り。離は坎王節に至り。震は巽王の節に至り。坤は乾王の節に至り。艮は兌王の節に至り。坎は離王の節に至りて。各々その全爻を變じて。其の節の王卦に合同する

を養者と爲す義にて。是七變なり。(そは巽☴の卦と震☳の卦とは、互に裡卦對卦なり、乾☰の卦と坤☷の卦とは、互に裡卦對卦なり、餘の六卦も之に倣ひて知るべし。)〇三爻不レ變者遊年也とは、巽の巽に至り。乾の乾に至り。兌の兌に至り。离の离に至り。震の震にいたり。坤の坤に至り。艮の艮にいたり。坎の坎に至れる節は。その遊年卦の隨にて變せざる故に。西土の書どもには伏位と稱し。皇國の傳には遊年と稱し來れり。(然れど直に乾と重乾との如き、輕重の差別有ることは云ふも更なり。) さて此の八字の名義を考ふるに。遊年は善くも惡くも。本の儘にて變化せざれば說も無きを。餘の七變は。まづ八卦の上中下三爻は天地人の三才に象りて立たる物なるが故に。上爻の變をもて天を占ひ。下爻の變を以て地を占ひ。中爻の變をもて。我を占ふ法を示して。有の字どもは設たりけむ、(然らでは元より、各々卦名の有るが上に。此の字を設くべき謂なし、然れば此は六十四卦の泰といひ否と云ひ、觀といひ、升と云ふ名を設けたる意ばへ無きに非ねど、彼は卦によりて稱し、此は同卦も節に依りて名の替るにて、其の趣き異なり。)然れば上變を生氣と云ふは。上に言ふ如く。天は陽にして進むを以て德となし。太一及び斗星の旋動に賴りて。易を成し歲を成すが故に。生々謂ニ之易一の義を以て字せるなり。(五行大義に、生氣者以ニ其相生同躰一也、如ニ乾變成レ兌、躰同金也、震變成レ离、木生レ大也と云へるは。彼の擬方位に轉化せられし說にて、取るに足らず、乾兌あに金ならむや、震あに木ならむや予が改めたる古法位を見て知るべし。また八宅明鏡に引たる、王肯堂筆塵の說に、陽中有レ陰有レ陽、所レ謂太陽少陰也、陰中有レ陽有レ陰、所レ謂太陰少陽也、太陽之中陽乾陰兌、少陰之中陽震陰离、少陽之中陽坎陰巽、太陰之中陽艮陰坤、所レ謂先天之合爲ニ生氣一焉と云へり、此は理有りげに聞ゆれども、下の字々多く然る道理に叶はざれば、此の說もまた取用ふるに足らず、偖世にある八卦書類に、こを生家とのみ出せるは。生氣を吳音にシャウケと唱へしを、聞訛まれる非わざと見えたり。)〇下變を禍害と云ふは。地は陰にして退くを以て

徳となし。天に從ひて萬物を生育吐出するを。順柔の道とす。然るに獨進みて變化するは。其の順道に違へる義を以て。禍害と字せるなり。(彼の筆塵に、乾與巽、坎與兌、艮與离、坤與震、金木土相尅、而子酉丑午相破故爲禍害也と云ひ、五行大義も、同じ類の相尅說にて、此は乾金と巽木と相尅し、坤土と震木と相尅すると云ふ義を以て云へる說なれど、實には乾と木なれば相尅ならず、殊に此の徒の用ふる配當に從たらむも、坎與兌は金生水、艮與离は火生土の相生なる物をや、諸書の五行八卦說の妄なること、大抵斯の如し、偖この字は、クワカイと、ガを清音に唱ふる故實なりとぞ。)〇中變を絶命と云ふは。中は我なり。天地に事無して。我に事あるは。其の年命に關かる重き愼みの節として。絶命と字せるなり。(五行大義に、絶命以其卦躰被剋制也、如震變爲兌金尅木也、艮變爲巽木尅土也、また筆塵に乾离、艮巽、兌震、坎坤、皆以陰而尅陽凶莫甚矣、故爲絶命也とあり、大義は例の震木兌金の說なり、筆塵の說、かゝ言へば理ある如なれど是また离乾、巽艮、震兌、坤坎と成れるをも、絶命と云ふを省みざる說なるは何ぞや、偖この字はセチミヤウと、せを清て唱ふる故實なり。)〇上中變を天醫と云ふは。我に年命にかゝる變あり。然れども天進動の德を以て。我に應ずる道理あるは。其の幸靈を降して。我を醫療する義に叶ふ義を以て。天醫と字せるなり。(筆塵にこを五鬼と號けて乾與震、巽與坤、坎與艮兌與离、皆陽尅陽、陰尅陰、其凶次絶命、故爲五鬼也、と云へるは、上と同じ趣の非說なり、然れば此を五鬼と號けて、絶命に次ぐ凶と爲たるも、然る非說よりや起りけむ、皇朝に傳はれる字の、正しく且古說なること是を以て知るべし。)〇中下變を福德と云ふは。我が年命に動轉の變あり。然るに地その順德を以て。之に應ずる象あるは。地の富厚を寄して。我を富饒ならしむる義に叶ふが故に。福德と字せるなり、(筆塵に、此を天醫と號けて、陽道主變其數以進爲極、故乾父得九、震長男得八、坎中男得七、艮少男得六、陰道主化、其數以退爲極、故坤母得一、巽長女得二、离中女得三、兌

少女得レ四、五數之合爲ニ天時一焉、乾九合ニ艮六一坎七合ニ震八一、坤一合ニ兌四一、巽二合ニ離三一、陽得ニ十五一而陰得レ五、故曰ニ五數之合一也、其不レ合者皆凶矣と云へるは、強說なり、然るは八卦各々河圖數によりて、生成老の三數ある事は古くも聞えまた其の方位によりては、洛書の九數をも配し、また成卦の次第に依りては、乾一兌二、離三震四、巽五坎六、艮七坤八の數あり、太昊氏十言の數の次第に依りては、乾一坤二、震三巽四、坎五離六、艮七兌八の數を當る事も有れど、河洛の數をおきては其の本數に非ず、況て筆塵に謂ゆる數は、古書に本據なく、かつ其の說前後の字說と一樣ならねば假令此の數に叶へりとも、取るに足ざる強言なりかし。）○上下變を鬼吏と云ふは。上に天の變あり。下に地の變ある時は。遊魂鬼物その中に在りて横行し、我に災變をなす義あるが故に。鬼吏と字せるなり。（筆塵にこを六煞と號けて、乾與レ坎、艮與レ震、巽與レ兌、坤與レ離、皆六親相刑、故爲ニ六氣一也と云へれど、八卦の中、一卦も親く眷族ならぬは無ければ、餘の字々をも、六煞四煞とも云はゞ云ふべし、然るに此の一字のみ、豈さる道理の有なむや、強說なること論を俟たず、僣世の八卦書類に、こを遊魂とのみ書たるは、かの繫辭に遊魂爲レ變と有るを思ひて、後人の發意に改め替たる名なるべし。）○三爻皆變を養者と云ふは。天地に變あり。我その中に孕まるれば。隨ひて變ずる事。これ自然の道なり。天地と共に變改あるは。能く天地の養を受る者と云ふべし。故に養者と字せるなり。（筆塵にこを延年と號けて、乾父坤母、震長男巽長女、坎中男離中女、艮少男兌少女、所レ謂後天八卦也、後天之合爲ニ延年一焉と云へれど、三爻皆變ずれば、八卦何れも其の對卦と成こと、自然の定りにて、此を強ひては先天之合とは云べけれど、謂ゆる後天八卦の對衝にては、離坎より外に、後天之合と云べきは有こと無く、かつ其の謂ゆる先天後天の說は、邵雍朱熹らが誣妄の說にて、元より取るに足ざること、既に論へる如くなるに、況て前後の字說に打合ざれば、此の說も取るに足らず、僣世に有ふるゝ八卦書類に、此を絕躰と號けて、大凶と爲たるは、何ちふ訛りならむ

甚く心得がたし、斯て此の名字は、ヤウザと唱ふる故實なり〕抑この八卦の八字は。下に論ふ如く。皇朝に古く用ひ給ひて。實にも小緣の事に非ず。人々に年々節々の愼みを誨へ示せる。古眞聖の遺法と所思ゆるに。姫昌が例の擬方位ありし以來。その方位に轉化せられて。倭漢に一人も。其の欺きを受ざる者は有こと無く。見るに得堪ざる非定めのみ爲めれば。今新にその圖式を作りて。眞の方位時節を知しむ。見む人熟く認めて。爾來を誤まる事勿れ。

〇年卦八索定位位圖式

	巽	乾	兌	离	震	坤	艮	坎
巽 丑 寅 正月節 立春 雨水 啓蟄	遊年 巽	禍害 小畜	鬼吏 中孚	福德 家人	養者 益	天醫 觀	絶命 漸	生氣 渙
乾 東 卯 二月中 春分 清明 穀雨	禍害 姤	遊年 乾	生氣 履	絶命 同人	天醫 无妄	養者 否	福德 遯	鬼吏 訟
兌 辰 巳 四月節 立夏 小滿 芒種	鬼吏 大過	生氣 夬	遊年 兌	天醫 革	絶命 隨	福德 萃	養者 咸	禍害 困
离 南 午 五月中 夏至 小暑 大暑	福德 鼎	絶命 大有	天醫 睽	遊年 离	生氣 噬嗑	鬼吏 晉	禍害 旅	養者 未濟
震 未 申 七月節 立秋 處暑 白露	養者 恒	天醫 大壯	絶命 歸妹	生氣 豐	遊年 震	禍害 豫	鬼吏 小過	福德 解
坤 酉 酉 八月中 秋分 寒露 霜降	天醫 升	養者 泰	福德 臨	鬼吏 明夷	禍害 復	遊年 坤	生氣 謙	絶命 師
艮 戌 亥 十月節 立冬 小雪 大雪	絶命 蠱	福德 大畜	養者 損	禍害 賁	鬼吏 頤	生氣 剝	遊年 艮	天醫 蒙
坎 北 子 十一月中 冬至 小寒 大寒	生氣 井	鬼吏 需	禍害 節	養者 既濟	福德 屯	絶命 比	天醫 蹇	遊年 坎

此の圖式を取りて。八字の方位及び其の時節を知る法は。まづ前條に從りて。年命の卦を得て。譬へは兌の年命なるは。右方に縱に記せる八卦の兌を見て。横に其の條理を推し察れば。立春雨水啓蟄三節の間は鬼吏巽方に在り。春分より三節の間は。生氣卯の方にあり。立夏より三節の間は。遊年兌方に在り。夏至より三節の間は。天醫午の方にあり。立秋より三節の間は。絶命震方に在り。秋分より三節の間は。福德酉の方にあり。立冬より三節の間は。養者艮方に在り。冬至より三節の間は。禍害子の方にありと知るが如し。餘の七卦も。是に倣ひて知り定むべし。(但しかく言へば、八字は唯方位の事にのみ用ふる事の如く聞ゆめれど、然には非ず、其の時節四十五日が間は專と其の氣の行はるゝ時にて、方位の忌は、其の

一歳を持つ事なり、其は古書どもに慥なる例あり、下に引出る書等の如し）さて此の八索を皇朝に用ひ給へる事は。何れの御時よりと云こと詳ならねど。毎年の十二月十日に。陰陽寮より連署して。來年の御忌の勘文を奏進する事にて。其の案文は朝野群載に見え。猶其の餘の諸書にも。種々見及べる事ども有れど。此は思ふ旨有れば別に言ひてむとす。○好尙云（）。なほ此の年命の事を師翁の教へ措かれたる物有り。今因に記して示す事左の如し。

年卦者從ニ本卦一而數。並至ニ其年數一而止。謂ニ之年命一は。かの天地定位の章に。知レ來者逆。是故易逆數也と有るは。彼處に註せる如く。後來の事どもを知るに。其の本卦より左行に數ふる義なれば上文に謂ゆる本命の卦。己に定まりて後に。其の本卦より數へて。次々に八卦に行遊するを。年卦とは定むる事なり。其は譬へば乾命なれば。乾一兌二。离三震四。坤五艮六。坎七巽八。乾九と樣に本卦へ復りつゝ。其の齡の數ほど。謂ゆる左行の逆に數へて。其の至り止まれる卦。やがで其歳の年命なるが故に。至ニ其年數一而止とは記せり。（是に就て案ふに、五行大義に遊年とて、年命の卦を定むる法あり、其の說に、遊年者男一歳數從レ离起、左行ニ八卦、則二坤、三兌、四乾、五坎、六艮、七震、八則在レ巽、々不レ受レ八、進而就レ离坤九、兌十、以レ次而數、一若至レ坤々不レ受一退而就レ离、故至ニ十數皆在ニ正方一也、女一歳從レ坎右行、艮不レ受レ八、乾不レ受レ一、皆歸ニ於坎一云々と有り、こは俗の八卦書類に、借逆法とて、上中下元を立て、工順ト逆ト順工逆と稱して、男女によりて、越る躍るに替ある、推法の本と聞ゆるが都て古法に合ざる說なるは、疑なく後世の杜撰なり、其は古說に、知レ來者逆とのみ言ひて、男女に左右を別にす、躍り越ると云ふ說も有こと無れば彼の章の文義を會せざる者の、妄作なること論ひなし、猶この借逆法の外にも、本命的殺の推法と云ふを始め、種々の法ども有れど、皆古に叶はぬ無稽の說にて取るに足らず、不審しく思はむ人は問ひ來りてよ答ふべし）○行年者從ニ歳次一而立謂ニ之年立一は。五行大義に。年立者卽行年也。立

者仕立爲レ義。就レ人而論。常行不レ息。故謂二之行一。就レ歳而論。今之一歳年仕二於此一。故謂二之立一也と有るに據れる説なるが。大義の文意は。一歳年の歳卦節卦は。其の年の星辰の旋建に定まり。其の一歳こゝに仕立するが故に。歳に就ては年立と稱し。又その歳次を。十二支の順に行遊するが故に。人に就ては行年と稱する由なり。此は信に然る説なれば。是の説に據りて。今の文を作せり。(但し大義の今引出たる文は、古説と聞ゆれども、其の行年の推法に。男從二丙寅一左行、女從二壬申一右轉並至二其年數一而止、即是行年、所レ至立二於其處一也、と有るは心得がたし、其は男女によりて推法かはり、且男は丙寅より數へ、女は壬申より數ふると云ふこと、本に其の謂をも說たれど、曾て事理に叶はざる無稽の説なり、然るは人々各々に、其の生年の支干の別なるを、並て同支より數ふる事は籤を振りて事を定むるに劣れる死法なるが且に今採用せる古説にも違ひて、易威曆法の實理に合ざる事なりかし、案ふに此は周秦以後のむげに事の理を辨へざるが、大義にも引たる、孔子元辰經なる病を候ふ法に、かゝる法の有るに傚へる杜撰と見えたり、古くも斯の如き説どもを、妄作せるも有りし故に、後世は殊にさる妄作の多きなり、なほ不審しみ思はむ人は、問ひ來れ答ふべし、)〇卦々相交。而變化見二於其中一矣とは。まづ本卦は實に本命にて。身を放るゝ事なく。何處までも具もちて。乾命の人の二歳は、乾をもて兌に相交はるが故に。其の年命の卦は天澤履なり。三歳は乾を以て离に相交はれば。天火同人。四歳は天雷无妄五歳は天地否。六歳は天山遯。七歳は天水訟。八歳は天風姤。九歳は純乾に復りて。更に行き交はること右に同じ。人々の年命卦を推す法。みな是に準へて知るべし。(世に有經る八卦書どもに、一代の本卦と云ふは、午の年に生るゝ人は离を本卦とし、子の年に生るゝ人に、坎を本卦とすなど云へるは、古法の存れるなれど、生月に依りて本卦に相違あり、假令ば午の年の十一月に生るゝ人は火水未濟を本卦とし、子の年の五月に生るゝ人は、水火既濟を本卦とす、餘は此に傚ひて知るべし、と記せる書の多かるは、此の推法を訛り傳へし説

と見えたり」偖かく本卦と年卦と相交はれば。人人生涯の年卦。各々八卦づゝに定まる。蒙者のために。其の諸卦の次第を示すこと左の如し。

○(卯の生)乾命の人は。純乾を本卦として。左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
乾爲天	天澤履	天火同人	天雷无妄
五	六	七	八
天地否	天山遯	天水訟	天風姤

○(辰巳)兌命の人は。純兌を本卦として。左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
兌爲澤	澤火革	澤雷隨	澤地萃
五	六	七	八
澤山咸	澤水困	澤風大過	澤天夬

○(午生)離命の人は。純離を本卦として。左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
離爲火	火雷噬嗑	火地晉	火山旅
五	六	七	八
火水未濟	火風鼎	火天大有	火澤睽

○(未申)震命の人は純震を本卦として左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
震爲雷	雷地豫	雷山小過	雷水解
五	六	七	八
雷風恒	雷天大壯	雷澤歸妹	雷火豐

○(酉生)坤の人は。純坤を本卦として左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
坤爲地	地山謙	地水師	地風升
五	六	七	八
地天泰	地澤臨	地火明夷	地雷復

○(戌亥)艮命の人は。純艮を本卦として左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
艮爲山	山水蒙	山風蠱	山天大畜
五	六	七	八
山澤損	山火賁	山雷无妄	山地剝

○(子生)坎命の人は。純坎を本卦として。左の順に遊ぶ。

一 九	二	三	四
坎爲水	水風井	水天需	水澤節
五	六	七	八
水火既濟	水雷屯	水地比	水山蹇

○(丑寅)巽命の人は。純巽を本卦として。左の順に遊ぶ。

一 ䷸ 巽爲風　二 ䷈ 風天小畜　三 ䷼ 風澤中孚　四 ䷤ 風火家人
五 ䷩ 風雷益　六 ䷓ 風地觀　七 ䷴ 風山漸　八 ䷺ 風水渙

斯の如く八卦をみな行周り畢りて本卦に復り。また更に周り交はる事。環の端なきが如く。千歳の壽を保たむも替ること無し。是年命推法なり。(然して往年の事を知むと欲するには、此を本へくり返へし數へて知ること、天地定位章の、數往者順とある所に、既に註せるか如し。)さて年命の卦と。一歳年の節卦と相交はる趣は上の如く。人々各々の年命卦は。十二支に拘はらず。八卦の並べる次第を追て。客遊しつゝ交はり。一歳年節々の卦とは。其の年々の主卦に。節々の主卦來りて相交はれば。彼此互に主客異なり。然るを其の異なる我が年卦をもて。一歳年の異なる卦々に行遊するが故に。自づからに某卦をもて。某の卦に之と云ふ變化の出來る義なり。)此の主客の義よくせずば思ひ錯へなむ、心を深めて辨ふべし。)其の概略は。譬へば。乾命の人の初歳は純乾なるが。其の生れし卯年の立春より。春分前まで四十六日の間は。圖の如く風天小畜なれば。我が乾を以て小畜に行き。春分より立夏前まで乾なれば。乾を以て乾に之くなり。(かくて次々に、其の年の節卦をみな遊ぶこと、云ふも更なり。)二歳の當卦は天澤履なる。其の辰年は。癸壬の歳にて。立春より春分前まで。風澤中孚なれば。履をもて中孚に之き。春分より立夏前までは、履を以て履に之くなり。(然て其の年の節卦を、次々にみな遊ぶこと、是また云ふも更なり。)三歳の當卦は。天火同人なるが。其の己年また癸壬の年にて、節々の卦は前年に同けれど。同人を以て之くが故に。判斷に異あり。八卦を次第に遊び之く例。みな斯の如くにて。是また環の端なきが如し。(同じ卦も、その來れる卦々の象德に從ひて、判斷の方に異あること、左傳に出たる筮法、また焦氏が易林などを、能く知たらむ易學者誰も知れる事なれば、委しくは云はずなむ。)但しかくは言へども。猶その意を得がたく所思ゆる人も。有やせむと心元なくて。圖すること左の如し。(圖缺)

さて右の如く。八年に八卦を持つゝ其の年次の節

々なる六十四卦をみな之きて本命の卦に立復れば。九年めより。また同樣の判斷なるかと云ふに。初八年は云ふも更なり。各々生時の日辰に因りて運命性分の異あり。已に年卦節卦を得ては。四易の世應。太一六神の動靜。五行の生尅、干支の合衝。六甲の孤虚に異あり。是を以て同命の發生なるも。其の判斷また各々異なり。然れば九年九年にして同卦に復り。千歳に及ぶと雖ども千變萬化その判斷の同じきは有ること無きなり（是らの事ども、其判斷の違など次卷に委曲に説明するを見るべし、悉古昔に正しき證例ある事どもなり。）

〔二十四〕夫命者天之令。所受于帝也。命有三科。有壽命以保度。有遭命以謫暴。有隨命以督行。壽命正命也。起九九八十一。行正无過者得之。遭命者行正遇凶也。隨命者隨行爲命也。聖人其德、智者循其轍。長生久視、不以命制。則愚者悖慢逆道。智者无所施其術。夫不不稱也。故立三命。以垂策。所以使尊天節也。

此の條は春秋元命苞と。孝經援神契との遺文を校合して記せり。○好尙云ふ。此條始めに本文を。「命有三科。有受命以保度。有遭命以謫暴。有隨命以督行。受命謂年壽也。遭命謂行善而遇凶也。隨命謂隨其善惡而報之也」と作られて注解をも爲られたり、其後に今擧たる本文に改められしかど注は爲らずして身退られきかれ其古き儘に記して視すこと左の如し。

此の條は、古微書に擧たる。孝經援神契に採りて載せり。（度の字を本に慶と有るは誤なり、今は白虎通に從りて改めつ、受命謂年壽也、と云ふより以下は注文と見えたり。）班固が白虎通にも。命者何謂也。人之壽也。天命已使生者也。命有三科。以記驗。有壽命以保度。有遭命以遇暴。有隨命以應行。壽命者上命也。遭命者逢世殘賊。若上逢亂君。下必災變暴至。天絶人命也。隨命者隨行爲命。欲使民務仁立義無滔天。滔天則司命擧過言則以弊之。と見えたり。（此は例の如く今の用なき文を省きて抄せる文なり、）此は熟讀するに。共に古説の深切者明なる者なり。故今二説を和會して此を説かむに。有受命以保度とは。受命謂年壽也と言ひ。白虎通に壽命者

上命也と云へる如く。かの分道の時に受たる命數の度に至りて終るを言ふ。(援神契に受命とあるを白虎通には壽命とあり、此は同音によりて誤れるか、但しこは孰にても有るべし、)其は人は陽九の數を究めて生出する由縁有れば。九々八十一歳を以て本命の壽として、其の少かの過不及は。然しも議せざる古昔の道なり。(是を以て神眞の道には、八十一歳を期として、仙去を欲する定則あり、此は志豆能岩屋に委しく記せれば、今更に云はず。)有遭命以譴暴とは。謂行善而遇凶也と云ひ。白虎通に。遭命者逢世殘賊。若上逢亂君。下必災變。暴至天絶人命也と云へる如く。君たる人もし政事を亂り。無道の行ひ有れば。大災變の降る事あり。其は暴風洪水、火災疫病などの類なり。また或は殘賊強暴の者起りて横惡を行ひ。此等の災殃に依りては。人あまた命を失ふ事あり。其が中には。平日の行ひ正善なるも。其の凶に遇するを遭命と謂ふ由にて、此は異變なり。(但しこを子細に云へば、信に君の亂政を、神祇の怒りて降し給ふ事も有れど、然る亂政と云ふ計りの行ひ

なきも、神祇の御意に應はざる事ありて、災殃を降し知しめ給ふ事あり、但しこは正き神の上の議なるが、また惡神の神意として、災殃を態と得る有り、そは國政の正不正、人々の善不善を論せず災害をなし、また殊に善人に凶をなし、惡人に福を爲すなど、凡て道理に適はざる事どもを行ふを正神しばらく其惡行を見つゝ、正人をも祐けざる事あり、然れど此の深き由縁は、漢籍のみを見て熟く解し得る事に非ざれば、予が古史傳なる幽眞の段を、披き見て知るべし。)○有隨命以督行とは。謂隨其善惡而報之也と云ひ。白虎通に。隨命者隨行爲命。欲使民務仁立義。無滔天。滔天則司命擧過言。則以弊之也と云へる如く。其の行ひの善惡の隨に。善有れば幸福を賜ひ。惡有れば殃禍を降し。民人をして其の報應に驚き。仁を務め義を立て。天道を滔慢すること無らしめ。天道を滔る行ひ有れば。司命の神その過を擧げて天帝に言し。之が罪を弊斷する由なり。(滔は字書どもに慢也と云ひ、弊は晋語の及蔽獄之日と有る所の韋註に、决也とあり、字彙に音閉、

斷也、周禮弊羣吏之治、とある義を取れるなり）尙書に。天道福善禍淫と言ひ　老子の語に　天網恢々疏而不失　また葛稚川の書に　易の内戒及び河圖記命符。玉鈐經　赤松子經などを引きて。上天司命之神察人過惡　其行惡事大者奪紀。小過奪算　隨所輕重　故所奪有多少也　凡人之受命得壽自有本數　所稟本多則紀算難盡而遲死　若所稟本少　而所犯者多則紀算速盡而早斃　吾亦未能審此事之有無也　然天道邈遠鬼神難明　趙簡子秦穆公　親受金策於上帝。有上地之明徵　山川草木井竈汚池猶皆有精氣。況天地爲物之至大者　於理當有精神　有神則宜賞善而罰惡　但其體大而網疏　不必機發而響應耳とあり。思ひ合すべし。（伊藤長胤が　天道論に、天之賞罰人也、其猶大秤之稱物乎、雖發之錙銖、而必不至於謬斤兩之重也、故福善禍淫之徵試之于一人、而或變、試之于天下、而未嘗變也、驗之于一時、而或違、驗之于萬世、而未嘗違也、老聃氏有知之乃曰、天網恢々疏而不失、其試之于一人、驗之一時、而或錯者雖似爲疏、而試之于天下、驗之于萬世、而不錯者乃其所以爲不失者也、人之見天道、何其局耶、一夫震于雷而斃則曰、陰隲之報、觸天之怒、然世之積惡大罪之人、未必皆殞於雷、而善人君子之罹禍者、間或有之、聖王之世時々有災孽、積善之胄或罹慘禍、於是疑於天道之或差矣、何其見天道之小耶と云へり、信に此の言の如し）

好尙云　趙簡子秦穆公皆親受金策於上帝云々とは　史記趙の世家に　趙簡子疾　五日不知人。大夫皆懼　醫扁鵲視之出　董安于問　○（韋昭曰安于簡子家臣、）扁鵲曰血脈治也。而何怪。在昔秦穆公曾如此七日而寤　寤之日告公孫支與子輿曰（索隱曰二子秦大夫、公孫支子桑也、）我之帝所甚樂。吾所以久者適有學也。帝告我晉國將大亂　五世不安。其後將霸未老而死。霸者之子。且令而國男女無別。公孫支書而藏之秦讖於是出矣。（秦の穆公が金策を上帝に受たりとは此の語を謂ふなるべし、然れど此は天帝の命のみにては他國を亡し、また其の地を有つ事などは見えねど其は偶に記し漏せると見えたり、然なくては有上

地之明徵と云こと聞えず、なほ下に注ふ旨と合せ辨ふべし、帝とは即ち天帝にて、吾が伊邪那岐大神なり、また山海經の郭註にも、墨子曰昔秦穆公有明德、上帝使勾芒賜之壽十九年と言ふ事も見えたり思ひ合すべし、）此子之所聞。今主君之疾與之同。不出三日疾必閒。閒必有言也。居二日半。簡子寤。語大夫曰。我之帝所甚樂。與百神游於鈞天。廣樂九奏萬舞不類三代之樂。其聲動人心。有一熊欲來援我。帝命我射之。中熊熊死。又有一羆來。我又射之中羆々死。帝甚喜賜我二笥皆有副。吾見兒在帝側。帝屬我一翟犬曰。及而子之壯也。以賜之。帝告我晉國且世衰七世而亡。云々董安于受言而書藏之。他日簡子出。有人當道。辟之不去。從者怒將刄之。當道者曰吾欲有謁於主君。從者以聞簡子召之曰譆。吾有所見子晰也。（索隱曰簡子見當道者乃寤曰、譆是故吾前夢所見者、知其名曰子晰也、）當道者曰。屏左右願有謁。簡子屏人。當道者曰。主君之疾臣在帝側。簡子曰然有之。子之見我我何爲。

當道者曰。帝令主君失熊與羆皆死。簡子曰是且何也。當道者曰晉國且有大難。主君首之。帝令主君滅二卿。夫熊與羆皆其祖也。（正義曰范氏中行氏之祖也、）簡子曰帝賜我二笥皆有副何也、（正義曰副謂翟子姓也、）當道者曰。主君之子將克二國於翟。皆子姓也。（正義曰謂代及智氏也、）簡子曰吾見兒在帝側。帝屬我一翟犬。曰。及而子之長以賜之。夫兒何謂以賜翟犬。當道者曰。兒主君之子也。翟犬者代之先也。主君之子且必有代云々。簡子問其姓。而延之以官。當道者曰。臣野人致帝命耳。遂不見。簡子書藏之府と見え。（趙簡子が金策を受たりとは、此の事を謂ふなるべし、當道者とは天帝の所使神と聞えたり、）猶また有上地之明徵とは。秦の本紀に繆公三十七年用由余謀代戎王。益國十二。開地千里。遂霸西戎と見えたるが。其の西戎の地を得たる事を云ふと聞えたり。然思ひ合さるゝ事は。淮南子精神訓に、胡王淫女樂之娛而亡上地。高誘註に。胡盍西戎之君也。秦穆公欲伐之。先遺女樂以淫其志。其臣由余諫不從。去戎來

適秦、秦伐戎得其上地。上地美地也と有り。また趙簡子も其の世にこそ范氏中行氏を滅ぼせるのみなれ。果して其の子襄子に至りて上帝の命せし如く代を有ち。智氏を幷せ韓魏よりもなほ彊かりし趣なれば。其が中には上地も多かりし事知られたり。是ぞ稚川翁が謂ゆる明徵なりける。（また趙の世家に知伯率韓魏攻趙、趙襄子懼乃奔保晉陽、原過從後至於王澤、見三人、自帶以上可見、自帶以下不可見、與原過竹二節莫通、曰爲我以是遺趙毋䘏、原過既至以告襄子、襄子齋三日親自剖竹有朱書曰趙毋䘏。余霍泰山山陽侯天使也、三月丙戌余將使女反滅知氏、女亦立我百邑、余將賜女林胡之地、襄子再拜受三神之令三國攻晉陽歲餘、引汾水灌其城、襄子懼乃夜使相張孟同私於韓魏韓魏與合謀以三月丙戌三國反滅知氏共分其地。於是趙北有代、南幷知氏、強於韓魏、遂祠三神於百邑、使原過主霍泰山祠祀と有り、山陽侯天使也とは有れど是もまた天帝の使ひ給ふ所の神なるべし、なほ此れ等の事は、予が別に記せる抱朴子集證にも云へれば就て見るべし。）

さて司命のこと、前會に春秋佐助期曰、司命天神名也。周禮大宗伯司命註疏星傳云。文昌宮第四曰司命也とあり。春秋文曜鉤に。文昌宮爲六府。史記天官書に。一曰上將。二曰次將。三曰貴將。四曰司命。五曰司中。六曰司祿。禮記祭法司命の鄭玄註に。司命主督察三命など見えまり。（然るに甘石星經に、文昌七星の名を出して司命の說なく、別に司非、司危、司錄、司命と云ふ四星の圖を出して、右各主天下壽命爵祿安泰危敗是非之事とあり、孰れか是なる事を知らず。）說文解字に、𥘸の字を以豚祠司命。漢律曰祠𥘸司命と註せり。古き祭法と聞ゆれど。他書には未見當らぬ事なり。（我が新撰字鏡に、𥘸以豚祀司命也、宇尓須比萬豆利とあり、司命に宇尓須比てふ言を當たるは由有る事なり、古史傳に云へるを見るべし、應劭が風俗通司命の評に 周禮槱燎司中司命文昌也、今民間獨祀司命耳云々と云へり披き見るべし。）さて後世に祿命の決と云ふが有るは。此の三科命の古說に基せる說なれど。鑿說妄

誕元より取るに足ざること。古微書に委く論へるが如し。(然れど今その大略を抄さむに、世相傳有黄帝風后三命一家、而河上公實能言之、沿及後世陶弘景有三命抄略、唐人習者頗衆、而張一行、桒道茂、李虚中、咸積其書、虚中之後、惟徐子平尤造其閫奧也、然以甲子幹技推人所生歳月、展轉相配、其數極千七百二十、以七百二十之日時、其數終千五十一萬八千四百、夫以天下之廣兆民之衆林々、而生者不可以數計、日有十二時、未必一時惟生一人也、以此觀之同時生者不少、何其吉凶之不相同哉、唐呂才、敘祿命以爲、今亦有同年同祿、而貴賤懸殊、共命共胎、而壽夭更異、此皆祿命不驗之著明者也、誠足以破其舛戾矣と云へり、信に然る言なり、)若かの祿命の説を謀と爲べくは、大易それ無用の物なり。人それ大易を取むか。祿命の妄誕を取むか。王符が潛夫論に。天地開闢有神民。民神異業精神通。行有招召。命有遭隨。吉凶之期。天難諶斯。聖賢雖察不自專。故立卜筮以質神靈。孔子曰。君子將有行也。問焉而以言。其受命如嚮。夫君子聞善則勸樂而進。聞惡則循省而改尤。故安靜而多福。小人聞善卽懾懼而妄爲。故狂躁而多禍。是故凡卜筮者蓋所問吉凶之情。言興衰之期。令人脩身愼行以迎福也と云へるを思ふべし。

〔二十五〕天地之道。貞觀者也。日月之道。貞明者也。天下之動。貞一者也。成性存存。道義之門。善不積。不足以成名。惡不積。不足以滅身。小人以小善爲无益。而弗爲也。以小惡爲无傷。而弗去也。故惡積而不可掩。罪大而不可解。積善之家。必有餘慶。積不善之家。必有餘殃。臣弑其君。子弑其父。非一朝一夕之故。其所由來者。漸矣。由辨之不早辨也。

此の章は。貞一者也と云ふまで。繫辭の下傳に採り。(本書に、貞一の間に夫の字あるは、衍なれば删りつ、此は古人も早く云へる事なり、)其の下の八字は。繫辭上傳に取り。善不積。と云ふより不可解と云ふまで。また下傳に採り。積善より下は文言傳に採れり、○さて天地之道云々とは。正義に貞者正也。天地之道貞觀者也。謂天覆

地載之道。以貞正得一。故其功可爲物之所觀也。日月之道貞明者也、言日月照臨之道以貞正得一。而爲明也。天下之動貞一者也言天地日月之外。天下萬事之動。皆正乎純一也。若得於純一則所動遂其性。若失於純一則所動乖其理。是天下之動得正在一也(これは老子に、天得一以淸、地得一以寧、神得一以靈、谷得一以盈、萬物得一以生、公王得一以爲天下之正、其致之一也、と有るを旨と爲て云へる說なり、猶下に引く葛子の說にて見るべし。)夫乾確然示人易矣者。此明天之得一。以其得一。故乾確然而剛也。夫坤隤然示人簡矣者。此明地之得一。以其得一。故坤隤然而柔也。若乾不得一不確然。或有隤然。則不能示人易矣。若坤不得一不隤然。或有確然。則不能示人簡矣。と釋たるぞ信に正義なりける。(然るを伊藤長胤が說に、此の章の旨、老子と相類すれども、老子は一を以て主と爲し、此の篇は貞を以て主と爲して、相同じからずと云へるは、貞また一の義なる由を思はざる非說なりかし。)抑貞一の道

はもと神眞の奧祕なるを。扶桑太帝の所使。天眞皇人の。黃帝に傳へしより世に顯はれて。道の玄旨を述たる古書とも。此の本文及び老子の書類は更なり。此の義を開示せる眞諦いと多かり。(扶桑太帝とは太昊氏の別名なり、天眞皇人は其所使にして　黃帝に眞一の道を傳へし神眞なり、此の事は廣黃帝記、及び抱朴子に所見たるを、予が太古傳に取りて、委しく註せるを見て知るべし。)此は我が成學の大要領にし有れば。今その概略を說著さむに。まづ第二十條に引たる老子の語に。道之爲物。惟恍惟惚。惚兮恍兮。其中有象。恍兮惚兮。其中有物。窈兮冥兮。其中有精。其精甚眞と有るは。貞一の出る原を示せる語なり。(是を以て稚川翁の書に、吾聞之於先師曰、一在北極大淵之中、前有明堂、後有絳宮、守一存眞乃能通神と云ひ。此の老子の語を引きて、其中有物一之謂也とは云へり、)また同書に、天得一以淸。地得一以寧。神得一以靈。谷得一以盈。萬物得一以生。公王得一以爲天下之貞。其致之一也と言ひ、(公王は諸本に候王とあり、今は

輻註の說に從ひて改めつ、貞は正に作れる本も有り、其も惡からず、）文子の九守篇に。老子曰。天地運而相通。萬物總而爲一。能知一。即無一之不知也。不能知一。即無一之能知也と有るは、貞一の大を賛せる語にて。此の本文と同じ旨なり。（淮南子の精神訓は、文子の九守篇を全く取りて、增補せる說なり、合せ見るべし、子華子に、一者衆有之宗也、道得之謂太一、天得之謂天一、帝得之謂帝一、故曰一之變大矣、通乎一術、无一之不知、昧乎一術、無一之能知、是故五者立於一而萬物生焉、と有るも此の意なり、）また老子黃庭經に、五行參差同根蔕。三五合氣其本一。子能守一萬事畢。子自有之持無失。務成子註に。一爲大神。天地之根。人之本命。子能知之。萬事自畢。人々有一。不知守也。と云へるは。人々各々に眞一を分賦し有てる由を誨せる語なり。（文子に、一立而萬物生焉、論語に、吾道一以貫之、莊子に、記曰通於一而萬事畢、靈樞に、所謂守一勿失萬物畢者也、鬼谷子に、信心術守眞一而不化、子華子に、大道有源、

其源甚眞名曰空洞云々、故曰通於一萬事畢、此之謂也、など云へるは、皆右の老子の語どもを祖とせるなり、其は記曰と云ひ、所謂と云ひ、故曰と云へるなど皆古語に據れる由を明せる文にて、其は黃庭經の事と聞えたり、此は稚川翁も見られたる書にて、王羲之が寫せる本の寫しも傳はり、老子の古書なるに疑なき物なりかし）かくて其の眞一は。天地萬物の祖宗にして。我人ともに分賦し有れども。老子に。視之不見。聽之不聞。搏之不得。不可致詰。故混而爲一と有る如く。信に知り難く得難き道なり。然れども、篤く信じて古を好まむ人は、神典仙籍を兼學して。遂に其の域をも悟り知らるゝ事なり。（但し其の道の大原は、から籍に謂ゆる上皇太一、神典に稱へ申せる。天之御中主神より出ること、予が古史傳と太古傳とに委く註し、其の大略は此にも往々云へれば。今更に云はず、）然らば其の人體には。何處に安在すと云ふに。遠き書は姑く除きて。近く葛子の書にて知らる。其は地眞卷に。余聞之師云。道起於。其貴無偶。各居一處。以象天

地人。故曰三一也、上丹田。中丹田。下丹田也。(上丹田とは頭腦をいひ、中丹田は心下、下丹田は臍下なり、丹田と云ふ名は、先天眞一の氣を藏むるを以て、九還七返の丹の基なりと云ふ義を取りて、名げたりと先輩も既に云へるが如し、凡て此の三丹田眞一の事に就ては博く諸書に參考して、委曲に記せる物有れば、此にはかく甚く約めて抄せるなり。)能成陰生陽推步寒暑。春得一以發。夏得一以長。秋得一以收。冬得一以藏。其大不可以六合階。其小不可以毫芒比也。(また天得一以清、地得一以寧、人得一以生、神得一以靈、金沈羽浮山峙、川流、視之不見、聽之不聞、存之則在、忽之則亡、向之則吉、背之則凶、保之則遐祚罔極、失之則命彫氣窮とも云へり。)道術諸經。存思念作。可以却惡防身者有數千法。若知守一之道。則一切除棄此輩。故曰能知一則萬事畢者也。人能守一則一亦能守人。知一不難。難在於終矣。(こは子華子に、仰而視之玄在焉、俛而察之玄在焉、旁行而四達、玄在焉、迎而望之。玄參乎其前也、

去而違之。玄暲乎其後也、是故玄无不在也、人能守玄、玄則守之、不能守玄、玄則舍之、と有るに依れる文なり、猶玄一の道を守る法も、地眞の卷に見えたり、就て見るべし。)能守一者。行萬里。入軍旅。涉大川。不須卜日擇時。起工移徙。入新屋舍。皆不復按堪輿星歷。而不避太歲。太陰。將軍。月建。煞耗之神。年命之忌。終不復値殃咎也。先賢歷試有驗之道也。(また若在鬼廟之中、山林之下、大疫之地、塚墓之間、虎狼之藪、蛇蝮之處、守一不怠衆惡遠迸、思至饑一與之糧、思至渴一與之漿、夫長生僊方則唯有金丹、守形却惡則獨有眞一、故古人尤重也とも云へり。)受眞一口訣皆有明文。歃白牲之血。以王相之日受之。以白絹白銀爲約。剋金契而分之。輕說妄傳其神不行也と有るにて知るべし。(上の件地眞の卷の文は、今こゝに要と有る事のみを引直し、切めて抄せれば、本書の三分が一にも足らず、猶委しくは本書に就て見るべし、然れど本書にも、其の蘊奥の口訣は漏せり、然るに其の傳はやく皇國に傳

はり、由有りて吾が遠祖、平の良文主より、世々千葉の家に傳へ來り、予も幸ひに其の訣を聞ことを得たり、然るにまた往年京に物して、菅原長公朝臣より、天滿宮の傳へ給ひし口訣をも傳受せり、そを天下貞一無敵の傳と稱して、我が先祖の所傳に同じく、神眞の道に對ふ敵なく。成就せしむる神法なるが、元より輕說妄傳の誡め、嚴なること言ふも更なり、哀れ予や其の神傳は受つゝも、著述の業にいとま無して、其修行に怠り、今に其精を致めざるは、悲とも悲しき也、）抑貞一また眞一と稱ふは。前條にも云る如く。人々各々天賦に錫はる。精神性命の總名にして。能く養ひ保ち守らむ人は。誠に葛子の語の如き。神妙を見はす道なり。是を以て文子に、老子曰。天地之間一人之身也。六合之內一人之形也。故明於性者。天地不能脅也。審於符者怪物不能惑也、とあり。（人定まりて天に勝は德なり、是を以て老子も、天地不能脅也とは云へり。）然れど此の道の眞を知ざらむ人は。徒に荒唐の言の如くや聞成らむ。（論語なる孔語に、天生德於予。桓魋其如予何。また不知命無以爲君子也と有るなど、皆これ五十にして易を學び、天命を知て後の語なるを以て、天の本命を知り明らめ、其を守る事の要領なる謂を悟るべし、天命やがて本命、本命やがて精神性命にて、一とは卽その總名なるが故に、上に引たる黃庭經の務成子注に、一爲大神、天地之根、人之本命也とは云へり、）千金翼方なる老子の語に。善人行不擇時日、至凶中得凶中之吉。入惡中得惡中之善。惡人行動擇時日。至吉中反得吉中之凶。入善中反得善中之惡。此皆自然之符也とも見えたり思ひ合すべし。○好尙云ふ。成性云々の八字注解を闕れたり。○善不積不足以成名。云々とは。二十四條に謂ゆる隨命餘蘊を知り、小人の吾を欺き。天を欺く情狀をも觀るに足れる語なり。さて善を積めるに名を成しめ。惡を積めるに身を滅さしむる者は誰ぞ、幽に神あり顯に人あり。（春秋繁露に、積善在身猶長日加益而人不知也、積惡在身猶火之銷膏而人不見也、とあり實に此の言の如し、）故に老子の語に。勿謂闇昧神見我形。勿謂小語鬼聞我聲。人爲陽善人自報

之。爲陰善鬼神報之。人爲陽惡人自治之。人爲陰惡鬼神治之。故天不欺人。示之以影。地不欺人。示之以響。人生天地之氣中。動作喘息皆應於天。爲善爲惡天皆鑒之と言へり。(老子の此の語は、千金翼方、雲笈七籤、萬壽丹書などに引たるを再引上たり。本は老子中經に出たる語と聞えたり)また稚川翁の語に余每見欺誑天下以規勢理者。遲速皆受殃罰。天網雖疏終不漏也。不知天高聽卑。其後必受斯殃也。人自能聞見神明。而神明之聞見已之甚易也。此何異乎在紗縠之外不能察軒房之內。而肆其倨慢謂人之不見己。此亦如竊鍾振物鏗然有聲。惡他人聞之。因自掩其耳者之類也。と云へるも同じ旨なり。(然れば老子の語に本づける事は云ふも更なり、例之略文なれば、猶本書に就て見るべし。)さて本文に罪大而不可解と有れど。其の大罪を解くに道あり。下に註ふを見るべし。

○積善之家云々とは。是またかの隨命の餘蘊を知べき註なるが。左傳に。禍福無門。唯人之所召。また鬼神非人實親惟德是依。故書曰皇天無親。惟德是輔と見ゆ。

○好尙云ふ此より下皆註釋を缺れたるが、其大罪を解くに道ありと謂はれたるに就て思ふに。抱朴子微旨の卷に。其有曾行諸惡事。後自改悔者。若曾枉煞人則當思救濟應死之人以解之。若妄取人財物則當思施與貧困以解之。若以罪加人則當思薦達賢人以解之。皆一倍於所爲則可便受吉利轉禍爲福之道也。能盡不犯之則必延年益壽。學道速成也　夫天高而聽卑物無不鑒、行善不怠必得吉報。羊公積德布施詣乎皓首。乃受天墜之金。蔡順至孝感神祇之(好尙云此下疑有脫字。)郭巨煞子爲親、而獲鐵券之重賜。然善事難爲惡事易作。而愚人復以項託伯牛輩。謂天地之不能辨臧否。而不知彼有外名者未必有內行。有陽譽者不能解陰罪。若以薺麥之生死。而疑陰陽之大氣。亦不足以致遠也と有るは。謂ゆる大罪を解くべき由の教へなれば。因に此處に附錄せり。委くは本書に就て見るべし。

〔二十六〕易與天地相準。故能彌綸天地之道。仰以

觀於天文。俯以察於地理。是故知幽明之故、原始反終。是故知死生之說。精氣爲物。遊魂爲變。是故知鬼神之情狀。夫易聖人所以崇德而廣業也。知崇禮卑。崇效天。卑法地。天地設位。而易行乎其中矣。

此の條は都て繫辭上傳に採れり。○好尙云。此の章も初より。鬼神之情狀と云ふまで。注解を闕れたり。○夫易聖人云々といふ文の義は。夫易法は聖人その德を崇くし。業を廣むる所以の物にて。心に易理を具すれば。往として適せざる事なし。これ德を崇する所以なり。身に易理を體すれば。行ふとして達せざる事无し。これ業を廣むる所以なり。德の崇きは智の崇きに因り、業の廣きは禮の卑きに因る。(知は智の字と作し見るべし)智は高明を尙ぶ故に天に效ひ。禮は謙卑を主る故に地に法る。然れば易は聖心の規矩なり。況て此の道を學ぶ者に於てをや。凡人その智崇からねば、物みな我を動かし、我これが爲に屈し。禮卑からねば。己必ず人に傲して。人みな己を憎む。斯の如くは。何に繇りて德業を得むや。(以上は舊說どもを折衷して。記せり)さて天地設位とは。天尊地卑の位の定まれるを言ふ、是天地の體なり。易行乎其中矣とは。天地の尊卑一定りて。變化無窮の易その間に行はる。是變易の用なり、(但し此は、易の體用の大略なり、次々に說もて行く趣を見て、其の委しき旨を知るべし、)

〔二十七〕易與天地相似。故不違。知周乎萬物。而道濟天下。故不過。旁行而不流。樂天知命。故不憂。安土敦乎仁。故能愛。範圍天地之化。而不過。曲成萬物。而不遺。通乎晝夜之道。而知。故神无方。而易无體。夫易廣矣。大矣。以言乎遠。則不禦。以言乎邇。則靜而正。以言乎天地之間。則備矣。

此の條もまた繫辭上傳に採れり。○好尙云ふ。此章初めより无體といふまで。注解を闕れたり。○夫易廣矣云々とは。易理の妙を贊せるにて。廣は受容せざる所なく。大は包括せざる所なし。故に其の遠きを言ときは。諸を千古四海に推て。禦き止むる所なく。其近きを言ときは。諸を身志事物に當て靜正ならざる所なく。天地の間を言ときは。

事々物々に。此の理を備足せざる所なしと云へるなり。（或說に、理極於无外、故曰遠、性具於一身、故曰近、不禦者所謂彌綸也、靜正者所謂相似也、備者所謂範圍也、と云へるも然る言なり）

太昊古易傳卷之四

男　平田鐵胤　續
大壑　平篤胤撰述　孫　同　延胤
門人　碧川好尙　致

【二十八】昔者聖人之作易也。將以順性命之理。是以觀變於陰陽。而立天之道。曰陰與陽、發揮於剛柔。而立地之道。曰柔與剛。和順於道德。而立人之道。曰仁與義。兼三才。而兩之。窮理盡性。以至於命。故易六畫而成卦。分陰。分陽。迭用柔剛。故易六位而成章。

此の條は說卦傳に採れり。乃ち前條を承て。太昊氏の易を作れる所以は。人をして性命の理に至り順はしめ。三才の自然に賴しめむと欲する故に。陰陽迭に行はるゝは。天の道なれば。其の道を立るに陰陽を以てし。剛柔相順ふは地の道なれば。其の道を立るに剛柔を以てし。仁義相濟すは人の道なれば。其の道を立るに仁義を以てせり。但しかく別ては云へど。實には陽剛仁は天に屬し。陰柔義は地に屬せり。人道は仁義を躰とすれば、是また陰陽剛柔を兼ずば有まじき事云ふも更なり）偖かく三才の議に及べるは。聖人重卦の意を述たるなり。故に兼三才而兩之とは云へり。乾鑿度に。孔子曰。易有六位。三才天地人道之分際也。三才之道天地人也。天有陰陽。地有剛柔。人有仁義。法此三者。故生六位。六位之變。陽爻者制於天也。陰爻者繫於地也。天動而施曰仁。地靜而理曰義。仁成而上。義成而下。上者專制。下者順從。正形於人。則道德立而尊卑定矣。（鄭玄云。乾主施生。卯爲日出象。人道之陽也、坤主入藏。酉爲月門象。人道之柔也。夫人者通之也。德之經也。故曰道德立也とあり。乾坤はもと震兌に作れり、今は例の如く改めて引たり）○窮理盡性以至於命とは。行ひ其の理を窮むる則は。義に明にして其の性を盡す。性は即ち天命なり。是れ謂ゆる天之命謂之性。率性謂之道にて。然しも其の德性を尊びて。其の天命に至る時は。かの先天而天不違。後天而奉天時と云へる如く。道德自然に立つを云ふ。（易は即ち人をして天の道を脩めて、其の性命に至らし

むる教法なること是にて思ひ明すべし、）さて其の理を窮め、其の性を盡し。其の命に至る法は、もと委曲に前卷に說たるが如し。○故易六畫而成卦とは。即ち重卦なり。孔子曰。物有始有壯有究。故三畫而成乾。鄭玄云夫陽則言乾成。者陰則坤成可知矣、）乾坤相並俱生。物有陰陽因而重之。故六畫而成卦。（三畫已下爲地。四畫已上爲天。物感以動類相應也。易氣從下生。（易本無形自微及著。故氣行下生。以下爻爲始也、）動於地之下。則應於天之下。動於地之中。則應於天之中。動於地之上。則應於天之上。（天氣下降以感地。故地氣動升而應天也、）初以四。二以五。三以上此之謂應と有るを思ひ合すべし。（此の孔語もまた乾鑿度に見えたり、）○分陰分陽迭用剛柔云々とは。其の六畫の中に、また各々陰と陽とを分け。迭に剛柔の德を用ひて。爻の同からざるを示せる故に。易は六爻位を異にして開雜の章を成す由なり。○好尚云ふ。師翁の易の事を記し持れたる物の中に、此の條に繫れる事の見えたれば。今此處に附錄せり。（觀變於陰陽而立卦とは。蓍を執りて卦を立るに。爻ごとに陰陽あり。其の陰陽に老少あり。老を變じて少を變せず。故に其の陰陽の變を老少に觀つゝ、卦を立つる義なり。（三畫六畫ともに之を卦と云ひ、一畫これを爻と謂ふ、）○發揮於剛柔而生爻とは。揮は奮なり動なり。卦已に成ときは。爻の剛柔相錯る。故にその剛柔の揮動に發して。爻を生ずと云へるなり。（文言傳に、六爻發揮旁通情也と云ひ、繫辭傳に、剛柔雜居而吉凶見矣と云へるは是なり、）○和順於道德而理義とは。道德に和順する則は。其の身と道と一なり。是を以て其の行ひ矩を踰ず。義に於て條理ありと云へるなり。

〔二十九〕夫陽動而進。陰動而退。故陽以七。陰以八。之爲彖陽。一陰一陽。合而爲十五。之謂道也。陽變七之九。陰變八之六。亦合於十五。則彖變之數。若之一也。是故太一。取其數。以行九宮。四正四維。皆合於十五。五音。六律。七宿。由此作焉。

此の條は乾鑿度に孔子曰と有る語中に據へり。此

は六十四卦の筮法に七八九六の數を用ふる由緒を述たる古說なり。○陽動而進。陰動而退は。陽は乾なり。天なり。男なり。君なり。健なり。故に動けば必ず進み。陰は坤なり地なり。女なり臣なり柔なり故に動けば必ず退き從ふ由なり。○故陽以七陰以八。之爲彖易は。連山歸藏の二易に七八の不變卦をもて占せる易法を云へり。是を以て鄭玄註に彖者斷也、爻之不變動者也と云へり。(彖の不變なる其の辭を取りて占ふ故に彖易と云ふ、猶下に云ふを視るべし、)○一陰一陽合而爲十五之謂道は。鄭玄註に。五象天之數奇也。十象地之數偶也。乃謂之道と云へるも語足らず。之を道としも謂ふは。次條の如く太一の行る正維の數に合へばなり。(繫辭傳に、一陰一陽之謂道繼之者善也。成之者性也と云へる意を合たる語なり、)(陽變七之九陰變八之六。亦合於十五は。鄭玄云。陽動而進變七之九。象其氣息也。陰動而退變八之六象其氣消也と云へる如くにて。此の數また太一の行りに合ふが故に亦とは云へり。○則彖變之數若之一也。と有る彖

は、上文に謂ゆる彖易を云ひ。變は變易にて謂ゆる周易なり。文の意は。彖易に用ふる數の七八にて十五なると。變易に用ふる數の九六にて十五なるが。熟く合ふ由を述て。次節の語を起せるなり。(此文に依りて思へば、七八の不變を以て占ふ易を彖易と稱し、九六の變を以て占ふ易を、變易と稱する故實なりし事所知たり、然れど他書にはいまだ見當らざる名目なり、)さて鄭玄註に。九六爻之變動者。繫辭曰。爻効天下之動也。然則連山歸藏占彖者。本其質性也。周易占變者効其流動也。と云へるは然る說にて。彖易變易その筮法には異無れど。其の占に變爻の辭を取ると。不變の彖辭を取るとの相異にぞ有ける。(其の證左傳國語などに見えたり。下に引く說文解字の段注にて視すべし、)五行大義の易動靜數論に。天有其象精氣下流。地道含化以資形始。陰陽消長。生殺用成。明其道難明非數不可究。數之顯理猶荃蹄之取魚兎。陽順唱始陰佐其終。窮奇偶之數備相成之道。極變化之源者詳於蓍策之數也。(まづ此にかく數のやごと無き由緒を述て。下に

七八九六の數の起りと德とを述たるなり。）七八爲靜九六爲動。陽動而進變七之九。象氣息也。明陽道之舒以象君德唱始無所屈後不休而進之故九動也。陰動而退變八之六。象氣消也。明陰道之屈以象臣法聽命有所屈後唱和而已事故八靜也。（こは今の本文及び鄭玄が註を併せ取りて、敷演せる說なるが、陽に七九を以ひ。陰に八六を以ひし道理、いと著く聞えたり、）易曰分二以象兩。掛一以象三。揲之以四以象四時者。餘手有四七故名七也。有四八故名八也。此則靜爻之數也。夏殷尙質以用靜爻占之。餘手有四九故名九也。有四六故名六也 此則動爻之數也 周備質文故兼動爻（餘手とは筮法に既に奇偶の數を揲へ畢りて、其の手に餘れる揲過の策を云ふ。其を揲へて四六あるを六と名け老陰とし、四九有るを九と名けて老陽と稱し、四七あるを七と名け少陽と稱し、四八有るを八と名けて少陰と稱するなり、謂ゆる七八九六の數是なり。）凡大衍極天地之數五十有五也。京房以十日。十二辰。二十八宿合應五十焉と

云へるは本文の旨に能く符へり。（但し本書の文いと腐々しく煩はしければ、今は甚く引つゞめ、少か語をも補ひて抄せり、本書と合せ見て知るべし）抑七八九六の文字はしも。說文解字に。七陽之正也。从一微陰從中衺出也。（段注に、易用九不用七、亦用變不用正也。然則凡筮陽不變者當爲七、但左傳國語未之見と云ひ、徐說に、七象陽之升其出地也礙、故曲衺也と言へり、）八別也。象分別相背之形。（徐說に、八亦陰也。陰爾長無復陽、故象陰之分別而已也と云へり）九陽之變也。象其屈曲究盡之形。（徐說に、九者陽之極也。陽久則屈曲究竟放肆闌綏之象也とも、初畫起於東、々陽氣之始、屈曲究極終歸西北、此陽所歸也とも言へり、）六易之數。陰變於六正於八。从入八。（徐說に。六象陽之入伏陰也と云へり、然て同文備考に、八五行成數之三、少陰之數也、从二立而分之以象意。七陽主進自×伸其一畫以象意。九爲老陽。故自×伸其二畫以象意。六爲老陰自八合之以會意と云へり。此の說もまた謂なきにしも非らず、）など

記せる古說を思ふに、既く太昊氏の嘗昔より、七八九六の字等は陰陽老少の易理に會意して造れること著明けし。然れば此の配合はしも姫昌父子らが例の小緣事には非ざりけり（猶言はむに。黃帝の時に既に然在ば、始めて易を作れりし太昊氏の往昔より定めし法なること是また論ひ無くなむ。）然て其の七八九六の數を以て占へる差別は、說文の穴字の段註に、乾鑿度謂七八爲彖九六爲變、故彖占七八、爻占九六。一爻變者以變爻占、是爻占九六也。六爻皆不變及變兩爻以上者占之彖辭、是彖占七八也。公子重耳筮得貞屯悔豫皆八、董因筮得泰之八、穆姜筮得艮之八。凡陰不變者爲八也と云へるが如し。○是故とは、前件の如く、七八及び九六ともに合せて十五なるが故にと下を起せる辭なり。○太一取其數云々は。鄭玄註に、太一者北辰之神名也。居其所曰太一。常行於八卦日辰之間曰天一、或曰太一。故星經曰太一天一主氣之神也。（居其所とは謂ゆる紫微宮に居る由なり、然て常に八卦日辰の間を行るは、其の分靈にて。此を太一の日遊と云ふ。委くは予が九宮發揮とて、殊に考へ記せる物あり。）四正四維以八卦神所居。故名之曰宮。太一行八卦之宮、每四乃還於中央。中央此神之所居。故謂之九宮。（こは四正四維に中央を合せて、共に神の所居なる故に、九宮と稱する義なり、太一そを日遊するに、一二三四五六七八九の次第を遵へず行る故に、本文に其の數を取りて行ると云ひ、其の行る間に四日め每に中央本宮に入る、之を天一天上とは云ふなり。）天數大分以陽出以陰入。陽起於子、陰起於午。是以太一行九宮從坎宮始於離宮終。此數皆合於十五也と云へり。（五行大義にも、九宮者上分於天下別於地各以九位。天則二十八宿北斗星、地則四方四維及中央、分配九有。謂之宮者皆神所遊處故以名宮也と云へり。）九宮の四正四維みな十五に合する狀。また太一其の數を取りて行る趣も是にて知るべし。

（圖　缺）

○五音六律七宿皆由此作焉は。鄭玄注に、作起也。見太一行八卦之宮則八卦各有主矣。

推此意則又知日辰及列宿亦有事焉。故曰由此起。日辰及列宿皆係于八卦。是以云也と云へる如く。此みな八卦に事有る事等なるが故に。蓍策の數五十に象れること。既に註せるが如し（謹か謂ふ蓍策の數を、歳時星宿に關かる事なしと、僞學の極みと云ふべし）其は五行大義に。河圖五十五數の十を減じて洛書九宮の數に合せ蓍策に用ふる事を載して。天地之數合五十有五。九宮用者。天一。地二。人三。時四。除之。餘四十五也。五者五行。四十者五行之成數。合之則節之數分布五方。方各九者一時九十日之數。四方成四時也。三宮相對止十五者爲一氣之數。成二十四氣也と有るに思ひ合せて辨ふべし（此は文をいたゞ約めて引たれば、委しくば本書に就て見るべし）抑この文意は、まづ天地之數合五十有五とは。彼天一地二。天三地四。天五地六。天七地八。天九地十の五位相得たる河圖の全數を云ふこと既に出たり。九宮の用とは、其の五十五數を。九宮の數に用ふるを言へり。天一地二。人三時四除之とは、五十五數の中に。天に一。地に二。人に三。時は四と凡て十數を除く由なり（但しこの除數の説は、蕭吉が私説と聞えて信られず、其の實義は、五十五の中央なる五は、既に八卦の制作に用ひしかば、其の衍り五十なるを、筮法に用ふる時に、また其の中の五を太極に象りて安鎭し、其餘の四十五數を、洛書九宮の數に當て、蓍策の數に用ひたるに疑なき物をや、其は次條に云ふを見て知るべし）さて餘四十五とは。即洛書九宮の數なるが。其を別けて云ときは。彼の圖の中なる五は五行の生數にて。周りの四十は五行の成數なり。然るにまた是を合すれば。四十五にて節の日數に當り。八卦の八節三百六十日に合ひまた其の四十五數を四方中央の五方に分置すれば一方各九なれば中央は土旺をもつが故に之を除きて、四方の九を乘ずるに一時九十日の數に當り。四時の日數合せて。また一年三百六十日の數と成る由なり（以上は除四十五と云より、成四時也と云へるまでの文義なり。なほ上下に註せる旨をも思ひ合すべし）さて三宮相對止十五とは。本文に四正四維皆合於十五と有ると同義

にて。右の九宮圖の東西は三五七と並び。南北は九五一と並びて共に十五なり。之を四正皆合十五と云ひ。また左の維より斜に數ふるに。四五六にて十五なり。右の維より斜に數ふるも。二五八にて十五なり。之を四維皆合十五とは云へり。（詳には圖を見て察つべし、）さて爲一氣之數成二十四氣也とは。十五日は即ち一氣の數なり。二十四氣にて一歲を成すを。其の數を合せては、即ち三百六十日なり。是ぞ河洛の數の皇天上帝の錫物にて。自然の如く年分の數に應じ。かつ太昊氏の其に擬ひて八卦を作り。六十四卦の變をも立て。民用に前立たる所以の本なる。是を以て春秋內事に。伏羲氏始畫八卦建分八節。以應二十四氣と見え。漢書の律曆志にも。昔伏羲氏始造八卦作三畫。以象二十四氣消息禍福以制吉凶と云へり。（此の事は既に第口卷の條々に說たれば、今更に委しくは云はす、）然れば易法は。河圖の數を躰と爲て。その道を建立し。洛書を數を用と爲て。その變を稽測する所以の設なり。其は河圖の數の各々正位に居て靜に相ひ生じ。洛書の數の奇數のみ正位を得て。偶數はみな四維に居るを。彼の太一の日遊の其の數を取りて。行る次第の生克あるを以ても。河洛の躰用動を辨じ。圖に據りて八卦を作り。書に據りて變化を測る法なる事を辨ふべし。（然るを古今の易學者らに、卑力を極めて、伏義の易法を作るに、毫も河洛の數に係れる事なし、と論へる徒の多かるは、盲目にして書を講ずる人と云ふべし、）

〇好尙云ふ。此の條の本文を師翁の別に作られて註解をも爲し置れたり。因に此處に附錄して視す事左の如し。

是故大衍之數五十。此所以成變化而處鬼神也。故日十干者五音也。辰十二者六律也。星二十八者七宿也。凡五十所以大閡物而出之者也。此の條も乾鑿度に前章と接續せる文なり。（是故の是の字は、本書に無れど。前文の例に依りて補へり、）〇大衍之數五十云々は。彼の河圖の本文の。凡天地之數五十有五。此所以成變化而行鬼神也と有る。五十有五圈の中極五數を取りて。參天兩地の數に分ち。四象八卦を作れる餘衍の數

の五十あるを言ふ）是を以て彼の文と全く同文にて。有五の二字の無き耳なり。（河圖の中極五數を取りて、八卦を作れること、第十一章を立却り讀みて知るべし、）然れば大衍の衍は。說文解字に。水朝宗于海貞也と有る段註に。海潮之來旁推曲暢兩厓渚涘之閒曰衍。引伸爲凡有餘之義。假羨字爲之と云へる有餘の義その本義なり。（羨の字も字書どもに、音衍亦餘也と見えたり、）然るに其の數五十あるが故に。下に出せる本文に。參天兩地而倚數と有る如く。天地の乘數に合せ。また此に謂ゆる十干。十二支。二十八星の合せて五十數なるにも符へて。蓍策の數に用ひし物なり。然れど本これ河圖五十五數の五を取れる。有餘の大數なるが故に。その本義を失はず。乘演の義をも包て。大衍の數とは稱へ來れり。（然るを漢の世以來今に至り、無數の易學者ども。只に衍を演また延の義に解きて、偶に參天兩地の乘數と云ひ、或は十干、十二支、二十八星の合數と云へる者も無きに非ねど、其を末義と知らず。今論ふ本義を解得たるは、一人も無しと聞えたり、其は周易の註書のみならず、彼の玉海の易部に、別に王弼が大衍論三卷。唐の玄宗が周易大衍論三卷。一行が大衍論三卷。また大衍玄圖一卷、その義決一卷。また大衍論二十卷、など尙有り、その書等はいまだ見ざれど、同書に擧たる諸人の說に准へて想ふに、一つも論ふに足る者は有まじくぞ所思ゆる、）〇日十干者五音也は。鄭玄註は。甲乙角也。丙丁徵也。戊己宮也。庚辛商也。壬癸羽也。と云へる如く。五音は五行の音なるを。大小十に分けて十日に配し。其に本づきて十干を立たるを言ふ。〇辰十二者六律也は。鄭玄註に。六律益六呂合十二辰也。と云へる如く。六律六呂を合せて十二律と云ふを。其に本づきて十二支を立て。十二辰に配合せる由なり。〇星二十八者七宿也を。鄭玄註に。四方各七。四七二十八周天也と云へる如く。此は謂ゆる二十八宿なり。是を以て玉海に引たる。一行が大衍說の中に。京房謂。五十者十日。十二辰二十八宿也と見え。下に引く五行大義にも此の說を載たり。（此の京房が說は、もと何に出たるか知らず。今傳はる易傳には見えず、）さて

此の十干。十二辰。二十八宿は上に五音六律七宿由此作焉。と云へるを自釋せる文なり。○凡五十所以大閡物而出之者也は。鄭玄註に。上の行鬼神とある行を。猶閡と云ひ。こゝの註に。閡亦出也。言辰七變繫於易象也と云へり。（但し閡の字は字書どもに、閉塞礙などの義をのみ註せれど。今謂ゆる義は見えず。後世その古義を失へりと見えたり）然れば此の文義は。五十策の數に。干支星宿の數を配合せる事は。萬物の生出。みな其の運行に資ことなる故に。此の數を符せて其の道を窺ふ所以の者ぞと云ふ義なり。（そは上文に、所以成變化而行鬼神也と有るを相發して、深く思ひ明すべきなり）さて大衍之數五十の配合かくの如なれど。此を蓍策の施行に活用する古法は。前條に云へる如く。洛書九宮の數に合せて。四十五策なり。然らば古昔にその例有りやと言むか。此はよし古書に。さる事實の本文無しとも。上に次々論へる故實なれば。太昊氏の古は更なり。其法を傳へし黃帝の筮にも。其の數を取れりと言むに難無れど。今はた其の證を出さむに。

鄭樵が通志。王應麟が玉海などに。連山用三十六策。歸藏用四十五策。周易用四十九策。と云へる古說を載せり。（連山は神農氏の易法にて、夏の世に傳來し、歸藏は黃帝氏の易法にて、殷の世に傳來し、用ひたる事。既に委しく說たるを思ひ出すべし。）用は說文解字に、用可施行也。從卜中と有りて。徐鍇が繫傳に。尙書龜筮共違于人用靜吉。用作凶と云へり。此は卜に從ふ文字なれば。其の本は卜法を施行ふに使ふ字なりしを。筮法を施行ふ事にも使へるが。尙種々に假借せる事と聞えたり。（字書どもに、使也貨也。通也以也庸也など有るは、皆謂ゆる假借にて、本義には非すと知るべし。）然れば今の文は。連山用。歸藏用と訓みて。連山の施行には三十六策。歸藏の施行には。四十五策なりしと云へる意なり。其は徐說に。用靜吉。用作凶と有るをも思ひ合せて辨ふべし。（また是につきて思へば、前條に引たる五行大義の文に。九宮用と云ひ、次に擧る本文に、其用四十有五と有る用字。みな此の義をもて見べきなり。）さて連山易の三十六策は。かの龜卜法に五兆

之策とて。三十六策を用ふる事あるを思ふに。一年三百六十日を。十分せる數を取れるか。(揲蓍とる物は種々有るべし。(漢書の楊雄が傳に、雄草太玄、分爲三卷、揲之以三策と云ふ法に、三三而分之と云ひ、下篇に、宋司馬光が說玄と云ふを引て、易大衍之數五十、其用四十有九、玄天地之策、各十有八、合爲三十六策、地則虛三用三十三策、易揲之以四、玄揲之以三、易有七八九六、謂之四象、玄有一二三、謂之三摹、また蘇洵論云、大玄之策三十有六、而已而三十有三用焉とあり、雄が三十六策は、連山易に效ひたるなるべし。)然れど其の數は。上に說たる故實に叶はず。歸藏易の四十五策は。太昊氏の古法なる故に。黃帝これを傳へ。殷に施行し來れるを。姬昌が周易を作る時しも。例の何事も殷の舊儀を革むる姦意に。八卦の方位をさへに改めしかば。蓍策の數をも。四十有九と爲して。筮法をも變たるなり。(黃帝は易法も何も、太昊氏の後なりし風后を師として、其の遺法の古義を取れること、既に云へるが如し、然て姬昌が四十九策に改めし事は、たゞ殷の法を革めむと欲する迄の事にて、殊に深義ある事には非らず、)然るに、其の四十有九策の筮法は。姬昌がさる狡意に取りては。最々拙く斷然として。取も得まじき筮法なり。其の由は次條に委曲に論ふを視るべし。

〔二十七〕昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生蓍、參天兩地而倚數、大衍之數五十、其用四十有九、分而爲二以象兩、掛一以象三、揲之以四以象四時、歸奇於扐以象閏、五歲再閏、故再扐而後掛。

此の條は倚數と云ふまで說卦傳に採り。其より下は繫辭上傳を採れり。是の謂ゆる聖人は。伏羲氏を指こと言ふも更なり。贊とは天贊の如く。太昊氏の德たる其の作易の時に當りて。幽冥より神明の贊有りて。蓍草これが爲に生たる由なり。(第九條に出せる本文に、天生神物聖人則之と有る、これ其の神物の一種なり、)蓍は說文に、蒿屬。生千歲三百莖。易以爲數。从艸耆聲と見え、史記に、蓍千歲則一本生百莖其下必有神龜守之、其上常有青雲覆之とあり。(なほ洪範の

五行傳、王充が論衡にも相似たる說等あり）さて此の字の蓍に從ふ由は。白虎通に乾草稿骨衆多。獨以蓍龜何。龜之言久也。蓍之言耆也。陽之老也。論衡に。孔子曰、夫蓍之爲言耆也。龜之爲言舊也。明狐疑之事當問耆舊也と言へり。（猶この全文は第――條に引たるを見るべし）また其の制は。周禮及び說文に。天子蓍九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺とあり。龜策傳に。天下和平王道得而蓍莖長丈。其叢生滿百とも有れば、然る長蓍をも制るべきなり。（上に引たる白虎通に、蓍之言耆也、陽之老也と云へる意を、說文繫傳に、故其數奇九尺七尺也、と云へるをも思ひ合すべし）今の俗には。多く竹にて作れども其は故實に契はざる後世の事なり。太昊氏の神易を學ばむ人は用ふる事なかれ（然るを或說に、周易及び十翼中に、蓍筮策筴など通用せるに、蓍の字を除ては、皆竹に从ふを以て、蓍も謂ゆるめどこ萩には非ず、竹を以て制せる策なり、本文に生蓍とある生は、生爻と云へる生に同じとて、竹策を用ふるが多かれど强說なり、委曲に故實を參考して莫思ひ惑ひそよ）さて太昊氏の時に。既に蓍筮を用びし事は。譙周が古史考に。庖犧氏作卦始有筮とも。女媧氏作筮。張古籌致占神明。とも有るにて知るべし。（なほ諸書に、世本を引きて、商時巫咸作筮と云へる說も有れど、此は事物紀原に、尚書舜曰龜筮協從、蓋巫咸所作、則歸藏與書要得言爲也と云へるが如し、但し此は女媧氏云々の說を、歸藏の說と爲たるに據りて云へる言なり）○參天兩地而倚數とは。既に云へる如く、河圖の中央五數を、天陽地陰の二爻に分たるに。其の數參天兩地に分れり。斯て其の餘衍の數五十なるが、謂ゆる大衍之數にて。また自然に、參天兩地の數を乘じたる數に叶へるが故にかく云へり。然て此の數に合せて、蓍策の數を五十に衍たる義なり（なほ委しくは、次條に說くを俟て見るべし）○大衍之數と云ふより下に立卦の本章なるが、本には大衍之數五十。其用四十有五。分而爲二。以象兩。掛一以象三。揲之以四以象四時。歸奇於扐以象閏。五歲再閏。故再扐而後掛と有り。此はもと疑なく太昊氏の立

卦法なりしを。後に黄帝氏そを刪削して。重卦法と爲し。かつ變爻の法をも立て。殷の世まで歸藏易とて傳來しを。姬昌が今の周易を作れる時に。そを翻案して。謂ゆる十有八變の筮法を工夫し。蓍策の用をも四十九數に革めて。僞文を多く攙入して。後の三千年を欺ける物なり。(但し此は周易の作者につきて、姑く姬昌が所爲とは云なれど、或は其の子姬旦が所爲ならむも知がたし、其は周易の事に於ては、姬昌が作り漏せる事どもをば、多く姬旦がその父の意を得て、增補せればなり)此はもと太昊氏の立卦法なりし事は。何を以て知るなれば。天未だその古說を亡はず。上に出せる本文の易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦。八卦定吉凶。吉凶生大業。と云ふ文に參考して是を知れり。(乾鑿度に、孔子曰易始於太極、太極分而爲二、故生天地、天地有春夏秋冬之節、故生四時、四時各有陰陽剛柔之分。故生八卦、八卦成列天地之道立、雷風水火山澤之象定矣と有るも同義の文にて、此は天地開闢の道理を述て、其の理に本づきて、八卦を作れる次第を說き、かつ立卦の法をもかね說たる文なること、既に云へるを思ひ合すべし。)「また黄帝氏のそを刪削して。重卦法と爲たる事は。何を以て知なれば。太昊氏の時いまだ閏月を立ること無く。黄帝の時に始めて閏を置たるに。此の筮法に五歲の再閏に象りて再扐すと有るを以て之を知れり。(閏は黄帝の時より立始たること、史記漢書を始め數多の古書に見えて、人の普ねく知りたる義なれば委くは云はず。)」然らば姬昌が翻案の僞文あること何を以て知なれば。策數のもと四十五なりしを。四十有九と爲たる彼意は更にも言はず。今傍に〇點を施せる四字疑なく彼が攙入の僞文なり。是を以て今の本文に其の四字を削りて載せり。今その文意を次々に說もて行くを視て察つべし。○大衍之數五十。其用四十有五は六言二句。一雙の文にて。大衍之數五十より。其の用四十有五策を數へ取る義なるが。其の餘れる五策はしも。大衍數の什が一にて。此は陰陽老少七八九六の數元。下の文に謂ゆる扐とは是にて。河洛の中宮五行の神靈に表象すべき策なれば。重く尊奉して格上に安鎭

すべし。是この筮儀中の要則なり。小緣に思ふこと勿れ。(然れば此の五策を別つ時より、既に其の意を存して、五十策より五を出せりと思ふべからず、四十五策を數へ出せる餘りの本數と思ひて、實に其の儀をも正しく、其の用策を數へ出して、假にも五十策中より別けて、本末をな過りそ、)斯て其の施用する四十五策。これ洛書九宮の全數にて。大衍より五に至る十二字。かの易有二大極一と云へる文に當りて。實にこれ蓍策の太極なり。(姫昌が用ひし四十九策の非なる由は、下に委しく論ふを見るべし。)〇分而爲レ二。象レ兩掛レ一は。四言二句一雙の文にて。是生二兩儀一と云ふに當れり。上の四十五策を手に信せて二つに分け。兩儀に象りて其の右手なる一半を地に表し。格に掛て用ひず。其の左手なる一半を天に表して掛ざる由なり。(掛は字書どもに、音拐、置而不レ用曰レ掛と云へるが如し、指に挾む義と爲る說は甚く非なり。)然るを諸本に。分而爲レ二以象レ兩。掛レ一以象レ三と有るは。姫昌が狡意に。四十九策を以て。七八九六の數を出さむと欲して。掛レ一と云ふを。彼の中分せる右半の中より別に一策を分たる義に取成し。二分の兩儀と三にして三才に象とり。其に揲へむ爲に以象三の三字を攙入し。また其の句を合さむ爲に。上にも以の字を加へしなり。(其は實に舊來の筮儀の如く、一半の中の一策をわけて、掛る由ならむには、掛二右半一とか。掛二左半一とか文せでは語足らず、然る義としても聞えざる事に心つかで、徒に以象レ三とのみ云へる故に、掛レ一とは古說のまゝに、二分の一半を掛る事と諦に聞えて、攙入文の象レ三と云へる其の一は何を指とも詳ならず、彼の傳來の筮儀說なくは、一半の中の一策を掛る事と誰か知らむ、かく文言の足ざる故に、其の僞文を攙入せる詮なく、三千年の今日に至りて、遂に古說を翻案したる僞筮法とぞ所知たりける。)故是を以て易有二太極一云々の文は更なり。乾鑿度にも。以象レ三と云ふ文に當る語なく。王充論衡の卜筮篇に。案二易之文一觀二蓍之法一。二分以象二天地一。四揲以象二四時一。歸二奇於扐一。以象二閏月一。以二象類一相法。以立二卦數一耳と有れど。象三の語は有ること無し。(抑この論衡はも後漢の世

に成れる書なるに、斯の如き易の眞古文を載たるは、王充が傳に、此の人貧にして藏書なく、市店の書林に往て渉獵しつゝ、書多く見たりと云へり、然れば此はさる市店にてや見たりけむ、曾て今在る易文と合はず、姬昌か攙入無りし以前の古本と見えて、彼が攙入と著き語等は有こと無し。猶下に云ふを見るべし。)○揲之以四。以象四時也。四言二句一雙の文にて。兩儀生四象と云ふに當りて。彼の四十五策を中分せる一半の。左手に握れるを右手を以て四づゝ揲ふるを云ふ。其の四づゝ揲ふる事は。四時に象る義なる由なり。○歸奇於扐以象閏月。是また四言二句一雙の文にて。四象生八卦と云ふに當れり(本書に月の字なきは落たるなり、今は論衡に引たる古文に依りて補へり。)其はまづ奇は零なり。四つゝ揲へたる零策を云ふ。扐は說文の段註に。凡數之餘曰扐。王制祭用數之仂。喪用三年之仂。鄭玄皆以爲數之什一、仂蓋同字。無定數也と見え。什は韵會に。漢書註師古云。軍法五人爲伍、二伍爲什と云ひ。仂を什一也と註せり。是を合せて考ふるに。彼の太衍之數五十より。其用四十有五を取れる。餘りの五策は。五十中の一なるが故に。扐とは云ふなり。(然れば扐仂ともに、十數を十に分たる中の、一分を廣く云ふ稱なり、其は十中の一、二十中の二、三十中の三、四十中の四、五十中の五、六十中の六、七十中の七、八十中の八、九十中の九、百中の十みな扐と云ふべし、是を以て段註に、無定數也とは云へり。)然るを古來よりの諸註家みな。扐を左手の指間にさし挾む義に解たるは。姬昌が僞文に欺かれて也けり。(是をもて諸の字書ども、其の說を免れたるは、右の段注を措ては有る事なし。)歸は。說文に。女嫁也。从止从婦省。繫傳に。婦人謂嫁曰歸。止者止於此也と有りて。歸納と云ふが如し。(納は韵會に、禮記納女於天子註云、納猶致女也、王藻坐左納右註云、納猶著也と有るを思ひ合すべし。)然れば右の文義は。四十五策の一半を。四を以て揲へたる。零奇の策の。或は一。或は二。或は三。或は四を。最先に餘せる扐策の五數に歸納せしめて。閏月に象どる義にて。奇扐相交はる

間に。老陰考陽少陰少陽の數出て。一爻立つめり。最も奇異なる事ならずや。（其は奇零の數一なれば、扐數の五に相歸して大陰の六となり、二なれば扐五に歸して、少陽の七と成り、三なれば扐五に歸して、少陰の八となり、四なれば扐五に歸して老陽の九と成るを云ふ、）さて如此しつゝ三爻を積みて。八卦を生ず。是を以て此の二句を、かの四象生八卦と云ふに當るとは謂ふなり。斯て其の三爻に出たる卦を。內卦と爲ことゝ言ふも更なり。（但し此に口傳あり、奇を扐に歸すとは云へど、其の一奇を揲へ得る度ことに、其を扐策に混一と爲には非ず、只その或は一、或ば二、或は三、或は四を視て、一なれば六と知り、二なれば七と知り、三なれば八と知り、四なれば九と知り、案上に二策木を置て、老陰老陽の本爻と變爻とを立る本なり、然れば三爻畢るまで、彼の扐策の五蓍をば動かす事なし、努この儀を過つこと勿れ、）〇五歲再閏故再扐而後掛は、五言二句一雙の文にて。卦は諸本に掛の字なれど。乾鑿度また說文に。此の文を引たるに卦の字なるは。當昔さる古本の存りしなり。（說文なるは扐の字の下なるが、其の段註に、卦今易作掛、釋文云、京作卦云、再扐而後布卦、蓋許同京也と云へり、京とは京房を云ひ、許とは許愼を云へり、）然れば掛の字に作る諸本は。姬昌が筮法の。奇偶を得て後に。揲過の蓍を掛置く義に。取成さむと欲する者の。手扃を從て掛に作れること疑ひ無くなむ。（かく記して後に、記疏本の校勘記と云ふ物を見るに、而後掛石經岳本、閩監毛本、同釋文、掛作卦、案乾鑿度。說文解字引此句皆作卦。張惠言云、作卦義長と云へり、此は信に然る言ながら、今己が論ふ旨を用ひむには、卦の字勝りたれど、十有八變の僞筮法に從らむ限りは、掛の字ならでは用を爲さず、然れば校勘記に作卦義長と云へるは、舊く卦者掛也と云へる說に據りて、手を從ざるが、掛の古字なりと云ふ意にて、予が考へとは元より別意にぞ有りける、）さて此の二句はも。重卦して外卦を得る法を示せるにて。即かの八卦定吉凶。吉凶生大業と云ふに當る文なるが。其の法は再更に。かの五十策を取りて。其用四十五策を數へ

分け。其の什が一の謂ゆる扐策を格に安置し。二分四揲して。其の奇策を扐に歸納し。陰陽老少の數を視て一爻を出し。三爻を積てまた八卦を作り前の内卦の上に重ぬ。是謂ゆる重卦なり外卦なり。再扐而後卦と云へるは此の義にて。六十四卦是に於て辨ふべく。吉凶また判然なり（かの八卦定吉凶吉凶生大業と云ふ文すなはち此に當ること是を以て察つべし）偖かく筮儀を考へ定めて。復更に熟々この陰陽老少の數の出る趣を思惟するに。本これ河圖數の。天地五位相得て合へる。五十五數の五を以て八卦を制造し。その大衍數の五十より。九宮洛書の。四十五數を蓍策に用ひ、其の什が一なる五數。また極數と成りて。七八九六の數を出すに。其の相得る趣。また自然に。河圖の數理に違ふこと無きは。即その九宮洛書の數の活用にて。河圖の數を究め。其の類に頼りて。鬼神の情狀に達し。その神命を蒙ひて嫌疑を定め。大業を生す道理に叶ふめり。故今また此にも其の圖を出して。其の義を説示さむに。奇策の一は。天一水の生數なるが。扐策の五に歸納して。水の成數。太陰の六と成り。（そは圖面の北方を見て知るべし。）奇策の二は。地二火の生數なるが。扐策の五に歸納して。火の成數。少陽の七と成り。（そは圖面の南方を見て知るべし。）奇策の三は天三木の生數なるが。扐策の五に歸納して。木の成數少陰の八と成り。

（圖　缺）

（そは圖面の東方を見て知るべし。）奇策の四は地四金の生數なるが。扐策の五に歸納して。金の成數太陽の九と成る。（そは圖面の西方を見て知るべし。）然して此の數を成す者は。中央土の數なり。是を以て上の本文に出せる子華子の文に。天地之大數。莫過乎五。以制萬物。龜筮之所以靈也。神譯之所以豊融也。通乎此則條達而無礙者矣と言へり。（此の全文の義は、既に委しく詳せりき、朱熹が啓蒙に、太陽九、少陰八、少陽七、太陰六、以河圖言之則六者一而得於五者也、七者二而得於五者也、八者三而得於五者也、九者四而得於五者也、以洛書言之則九者十分一之餘也、八者十分二之餘也、七者十分三

之餘也、六者十分四之餘也と云へるは、信に然る說なり、然るに斯まで數の元を思ひ得つゝも、十八變筮の妄なる事に心著ざりしは、傍痛き事なりかし。）

○好尙云ふ。此の條もまた本文を別に造られて注をも爲し措かれたり。今其の儘に記して校合の爲に視す事左の如し。次の三十一條も是に同じ。

大衍之數五十。其用四十有九。分而爲二以象兩。掛一以象三。揲之以四。以象四時。歸奇於扐。以象閏。五歲再閏。故再扐而後掛。乾之策二百一十有六。坤之策百四十有四。凡三百有六十。當期之日。二篇之策萬有一千五百二十、當萬物之數也。

此の條は繫辭上傳に出て。筮儀の本文なること。諸書に云へるが如し。（但し文の次第は、普通の本に依らず、朱熹が本義の訂正に從へり。）○大衍之數五十の本義は既に說たり。其用四十有九は。周姬昌が取始たる蓍策の數なるが。此の數にては。綛て筮を爲がたき所由あり。（四十九策の姬昌に始まれる事は、次條に、委曲に說くを俟つべし。）そは松井暉星が象變辭占と云ふ書に。此は篆文の）（と九と畫形の相似たる故に。誤字せるなり。（篤胤云、こは誤字には非ず、姬昌が心と、元より四十有九を用ひしなり。）夫蓍を揲へて得る所の策。四を奇とし八を偶とす。然るに四十九策にては。初變に左手の策を揲へて。一を得れば。必ず右の策より三を得て。掛一の策と三合して。五策の奇數と成る。（これ奇數を得るの一なり、）或は二を得れば。必ず右の策より二を得て。掛一の策と三合して五策の奇となる。（これ奇數を得るの二なり。）或は三を得れば。必ず右の策より一を得て。掛一の策と三合して。五策の奇數と成る。（これ奇數を得るの三なり。）さて四を得れば。必ず右の策より四を得て。掛一の策と三合して。始めて九策の偶數となる。（篤胤云ふ上には四を奇とし八を偶とすと云ひつゝ、此に五策を奇と云ひ。九策を偶と云へることは、舊く四十九策を用ひて、其の奇偶を斷はる說等の中にも、朱熹が說に、一變所餘之策、左一則右必三、左二則右亦二、左三則右必一、左四則右亦四、通掛一之策、不五則九、五以

二其四一而爲レ奇。九以兩二其四一而爲レ偶、奇者三而偶者一也と有るに當りて云へる言なり、)是奇數と成るもの三。偶數と成るもの一。此は奇偶三增倍の偏倚なり。豈これを公正の立法と云むや。(篤胤云、眞に此の說の如く、偏倚なるが故に、試に蓍を執りて、四象の過不及を驗るに、奇數の出ること甚多く、偶數の出ること十中の一に在りて、三奇の老陽、二奇一偶の少陰、おの／＼の二十反出る中に、二偶一奇の少陽の出ること、十反に過ず、三偶の老陰出ること、僅に二三反なり、是を以て乾卦の出ること常に多く、坤の卦の出ること、甚希なり。然れば其所屬の卦々の出るにも、過不及あること推て知るべし。古今の易學者流、この議なきは論ふに足らず。四十九策と定めし姫昌は云ふも更なり、此を傳へたる孔丘も、此に心著かりしは何ちふ事ぞや。)今夫四十八策の用數にては。初變に左策を揲へて一を得れば。必ず右の策より二を得て。掛一の策と三合して。四策の奇數と成る。(これ奇數の出る一なり、)また二を得れば。必ず右の策より一を得て。掛一の策と三合して。四策の奇數と成る。(これ奇數の出る二なり、)また三を得れば。必ず右の策より四を得て。掛一の策と三合して。八策の偶數と成る、(これ偶數の出る一なり、)また四を得れば。右の策より三を得て。掛一の策と三合して。八策の偶數となる。(これ偶數の出る二なり、)是奇數と成るもの二。偶數と成るもの二。こは奇偶等分にして、十有八變中に隻竿の冗策なく。毫髮の支吾なく、眞に至正の筮法なり。と言へるを以て知るべし(但し師是が此の本書中に、四十八策の本據を云へる說に、古傳云とて、夏には三十六策を用ひ、殷には四十八策を用ふと、四十八策は勿論なり、三十六策にても筮すべし、獨り四十九策にては、斷然として筮すべからず、と言へる四十八策の事は、古書に證文なし、然れば此は下に引く通志、また玉海などの說を途に聞て、きゝ錯れるにや有らむ、然ればこそ古傳云とて、書名をば擧ざりけれ、猶委しくは、本書を見て知るべし、)故今この四十八策の說を用ひ。周の世以來の舊說どもを。折衷して之を載さむ。○揲蓍之法。以二四十八策一信レ

手左右中分爲二。以象兩儀也。取右一策而掛之於格。則與左右別爲三處以象三才也。（赫敬云掛者懸而不用之名、非掛于指間也、舊解掛一謂掛一策于小指間、若是則與扐何殊。）取左右策揲之。每揲以四以象四時也。所餘之策。或二或三。或四。歸之於左手中指左右間以象閏月也。三年一閏五年再閏、故左右餘策再扐而一變可見。如是三變而一爻成。陰陽老少可辨矣。（長胤云、此古者揲蓍之法、乃七八九六之原也、日揲之以四以象四時、歸奇於扐以象閏云々、四時者時之正也、閏者閏時之餘也、奇者零殘之名也、今以四揲之策象四時、而掛扐之策名之曰奇、以象閏則知古者之法、以今所謂過揲者爲正策、而過扐者爲餘揲也、而數乾坤二篇之策、亦據過揲之數、而言則從可證也。）四營者四度經營也。分二一營也。掛一二營也。揲之以四三營也。歸奇於扐四營也。易變易也。於是一變。故曰四營而成易。每爻三變。十八變則六爻具。而六十四卦可辨也。と云へるが如し。（なほ委しくは周易正義、同本義、同正解、同通解などを參考して見つべし。）抑今の本文は、辭足らず。意もまた盡さで。漢儒以來の註釋なくば、絕てその意義を知こと能はじを。周の世よりの口訣と聞えて。漢儒の註釋あるが故に。其に原づきて。右の如くは知るれど。然しも知り得て後に熟々思へば、古法とも非ぬ。いと勞煩がはしき筮法なるは。是もと太昊氏の古法に。殷の世まで存り傳はれる古說を。姬昌が今の周易を作る時しも。其の古說中に多く僞文を攙入して。己が筮儀に作り革て。後の三千年を欺ける僞なること疑ひなし。（「けだし此は周易の作者につきて、姑く姬昌が所爲とは云ふなれど、或は其の子姬旦が所爲ならむも知りかたし、其は周易の事に於ては、姬昌が作り洩せる事どもをば、多く姬旦がその父の意をつぎて增補せればなり」斯て漢儒の註釋の、もと口訣に出けむと思ふ由は、鄭玄王弼らが易註を見て察つべし、曾て本文に所見なき所作どもの、口授無らむには、決めて註すまじき說ども多かり、今その一二を云はむに、掛一以象三とある一は、初め二分せる一分の中の、

一策を別て掛る義なること、及び初扐再扐して、奇偶の數に揲へ出すに、其の一揲をも合すこと、また三變せる後に、その揲過の數を以て、陰陽老少の數の七八九六を定むる事など、皆これ文外の義にて漢儒以來の註釋なくは、後世たえて知べからぬ事等なれば、其の初めは必ず、姫昌姫旦が時より次々に、易法を傳受し來れる徒の、口訣に出けむこと疑ひ爲し、心を平にして熟々思ふべし〕其は何を以て知なれば。右策儀の文中に實用の古文と攙入の釋文と有ることを辨へ。上の本文に出せる。易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦。八卦定吉凶。吉凶生大業と有る文に參考して之を知れり。〔「この易有大極是生兩儀云々」と云ふ文は、天地開闢の道理を述て、其の理に本づきて、八卦を作れる次第を說き、かつ立卦の儀をもかね說たる文なること、既に云へるを思ひ合すべし」〕其の由はまづ大衍之數五十。其用四十有九の九は。もと疑なく五なり。然れど其の論は姑く後にして。此の文これ易有太極。と云へる文に當りて。實にこれ蓍策の太極なり。（其の由はすでに論へれば今更には云はず、〕次に分而爲二以象兩は。是生兩儀と云ふに當りて。分而爲二は實用の古文なるが。以象兩は。その古文の釋文なり。（然れば此の三字は、有無ともに、實用には預ること無き語なり〕次に掛一以象三の掛一は。その二分せる右手の一半を掛置て。用ざる由にて。古文なるが。以象三と云へるは。其の釋文にて。二分せる一半の中より。別に一策を分たる義に取成し。二分の兩儀と三にして。三才に象どり。其に揲へて。七八九六の數を出せる攙入の文なり。次に揲之以四以象四時は。兩儀生四象と云ふに當りて。揲之以四は古文なれど。以象四時の四字はその釋文なり。（然れば是また有無ともに、實用に預かる事なき文言なり〕次に歸奇於扐とは。四を以て揲へたる餘りの策を。指の間に扐みて。其の數を視て。八卦の中の一卦を呼出る由にて。此は四象生八卦と云ふに當る。實用の古語なれど。以象閏と云へるは、後の釋文にて。是太昊氏の古法を翻案せる。第一の證文なり。其は太昊氏の時。いまだ閏を置こと

無ればなり、(閏は黄帝の時より立始たること、數多の古書どもに見えて胡亂なく、人の普ねく知れる事なれば、委しくは云はず。)次に五歳再閏の四字は。故再扐の上に有れど。實には再扐の釋文にて。上の以象閏と云ふ語の譌文なる上は。是も攙入なること論ふも更なり。(抑閏は、日の餘りを總よせて、一月に至るまでの事にて、蓍策の象に取ばかりの深き義理ある事に非ず、是を以て我が神國の古へは更なり、蕃國にも、月々の日を多少に定めて、閏を立ざる國は多かり、然れば太昊氏の始めて、甲子元曆を立たる時しも、閏は置ざりしなり、然るを其の筮法に、いかで此を象に取らむ、舊習を忘れて、平心に思ふべきなり、)〇好尙云ふ。次に再扐而後掛と云へる文の義は。本書と等しければ。省きて記せり。〇次に乾之策と云ふより。當期之日と云ふまで二十七字は、十有八變の筮法に出る。揲過の策を通計せる數なること。既に註ふ如くにて。古筮法に關かる事に非ず。また此の下に。二篇之策。萬有一千五百二十。當萬物之數也と云へる十八字有るは。諸註に云ふごとく。今の周易上下篇なる。六十四卦の陽爻陰爻を總繫せる揲過の數にて。是も古筮法に關かる事に非ざれば。取るに足らず。(かつ此の數を、當萬物之數也と云ふこと、甚く浮たる說なり、萬物豈この數を以て盡さむやも、荒唐の說と云ふべし。)〇好尙云。この條の事をまた別に記し措かれたる物有り、因に此處に附錄して視す事左の如し。〇分而爲二以象兩とは、其の四十八策を手に信せて左右に中分し。二と爲して。其の右手なる一半を。案の右の大刻に置きて。之を地に象どり。其の左手なる一分は案に置かず。即こを天に象どるを云ふ。是謂ゆる四營中の一營なり。(左手は陽にして尊く、右手は陰にして卑ければ、天地の位をまづ此に定むるなり、舊儀に、左手なる一分をも、案の左の大刻に置くと說たるは非なり。)〇掛一以象三才とは。案の右刻に置たる中の一策を取りて。案の中なる小刻に掛けて。左右の天地と參にして。人その天地の中間に居て。其の請命を受る意を表示するを云ふ。是二營なり。(舊說に、掛一と云ふを解きて、其の一策を

左の小指間に掛るを謂ふ、と說たるは非なり、もし其の說の如くは。扐と云ふと何の異かある。）〇揲之以四、以象四時とは、まづ左手に握れる一分の策を。右手をもて四つゞ揲ふるを云ふ。其の四つゞ揲ふる事は。四時に象る義なる由なり。是れ三營なり。（歸奇於扐以象閏とは、奇は零なり、扐は勒なり。指の間を謂ふ。歸は納なり。四つゞ揲へ盡して、其の餘策を奇と云ふ。或は四を除し。或四に滿ず。そを左手の中指間に扐み歸めて。閏月に象どる由なり。是四營なり。（然して其の揲過の策は、また案の左の大刻に置くなり）。五歲再閏。故再扐而後掛とは。左手の半策を揲へ畢りて。復かの右刻に置たる半策を。右手を以て之を握り。左手をもて四つゞ揲へ盡して。其の餘りの或は四。或は四に滿ざるを。前の掛一の策と共に、左の無名指の間に扐む。是謂ゆる再扐して。五歲の再閏に象どる者なり。（然して其の揲過の策を、案の左の大刻に置ことなり）さて其の左手の三四指間なる扐策を視れば。掛一の策と三合して、四に非ざれば必ず八なり。そを案上の第一の小刻に掛けて再揲を俟つ。之を初變と爲す。（抑しか、くと云へるは是なり。必ず四か八なる事は、左り一なれば右必ず二なり、掛一の策と三合して、四策と成り、左二なれば右必ず一なり、掛一の策と三合して四策となり、左り三なれば右必ず四なり、掛一の三合して八大と成り、左り四なれば右必ず三なり、掛一の策と三合して八策となるが故に、相合せては四に非ざれば必ず八と成るなり）また兩手を以て。左右大刻に置たる。揲過の蓍を取りて合すれば。或は四十四策。或は四十策あり。前法に仍りて二に分ち一を掛け。左の一扐を揲へ。右の再扐を揲へ。その揲過の策を左右の大刻に置き。扐策とかの掛一の策と三合して。四に非ざれば必ず八なり。此を案上の第二の小刻に掛て。三揲を俟つ。之を二變となす。（この第二變の時も、その零策は、左一なれば右必二、左二なれば右必一、左三なれば右必四、左四なれば右必三なるが故に、掛一の策と三合しては、四に非ざれば必ず八なり）また兩手を以て左右の大刻に置たる、揲過の蓍を取りて合す

れば。或は四十策。或は三十六策。或は三十二策あり。前法の如く四營再扐し。掛一の策と三合して。案上の第三の小刻に掛く。之を三變と爲す。(この三變の時も、その零策の出る數、右のことし、)僃かく三變畢りて。其得る所の三等の數を視て奇偶を定め。陰陽老少を分つ。毎變の零策の四なるを奇と稱し。八なるを偶と稱す。三變みな奇なる老陽と爲し。三變みな偶なるを。老陰となし。二偶一奇を少陽と爲し、二奇一偶を少陰となす。(舊く筮家に老陽の畫を、□に作りて重と謂ひ、老陰の畫を×に作りて交と謂ひ、少陽の畫を⚊に作りて單と謂ひ、少陰の畫を⚋に作りて拆と謂ふ、此はやがて符印なり、)老陽或は少陽を得れば陽爻一を立て。老陰或は少陰を得れば。陰爻一を立る事なり。抑この二陰二陽の數を老陽九。老陰六。少陽七。少陰八と云ことは。四十八策の中より。老陽揲過の策を。四を以て揲ふるに。四九三十六策あり。老陰揲過の策は。四六二十四策あり。少陽揲過の策は。四七二十八策あり。少陰揲過の策は。四八三十二策あり。是にて此の數の由來を知るべし。(是謂ゆる七八九六の原なり。文に揲レ之以レ四以象ニ四時一、歸ニ奇於扐一以象レ閏ニと有りて、四時は時の正なり。閏は四時の餘りなり、奇は零殘の名なり、今四揲の策をして四時に象どり、掛扐の策を名けて奇と云ひ、閏に象ると云ときは、古法には、今の謂ゆる揲過の策を正策と爲して、掛扐の策を餘策と爲せり、其はその七八九六と謂ふ數の、揲過の策より出るを以て著なり、また下に、乾坤二策の數を云ふことも、揲過の數に據りて言ふにて知るべし、然るに舊說どもに、掛扐の策をもて正策と爲して、揲過の策を餘策と爲たるは、甚じき非事なり、此は伊藤長胤も既く心著たる事なり、)〕乾之策云々、坤之策云々は。凡そ爻を立るに。唯陰陽を分けて老少を言はず。二老を變じて二少を變ぜず。古また二老を取りて二少を取らず。故にこゝに乾坤の策を擧るに。皆老に據りて言ふ。四營三變みな奇にして。老陽の爻を得れば。其の揲過の策三十六なるを。乾卦の六爻を通計すれば。二百一十有六あり。四營三變みな偶にして。老陰の爻を得れば、其の揲過の策二十四なる

を、坤の卦の六爻を通計すれば。百四十有四あり。期は周一歳なり。二卦の策合せて三百六十なるときは、天地期年の日數に當る。こは期三百六十五日四分日の一。槩して其の成數を擧る故に。三百有六十とは云へり。

○二篇之策云々は。伊藤長胤が言に。二篇謂上下經也。陽爻百九十二。每爻得三十六策則積之爲六千九百一十二策。陰爻百九十二。每爻得二十四策則積之爲四千六百八策。皆據老陽老陰四揲正策而言。合之爲萬有一千五百二十。則當萬物之數也。萬物固不可以數而盡。據六十四卦之策。極其數而言之耳と云へるが如し。

〔二十二〕是故四營而成易。八變而成卦。八卦而小成。引而伸之。觸類而長之。天下之能事畢矣。顯道神德行。是故可與酬酢。可與祐神矣。知變化之道者。其知神之所爲乎。

此の條も繫辭上傳に出て。上章に接續せる文なるが。其の僞文錯亂をば皆訂正し。少か字をも補ひて擧たり。（其は下に云ふべし、元より信を不信の人に取むとの所爲ならぬ事は云ふも更なり。）是故とは。前條の筮儀已に畢たるを承たる語なり。○四營而成易とは。舊說の如く。營は經營の義にて。大衍之數五十より。其用四十五策を取りて。其の條りの五策を。左手の指間に安するを一營とし。分て二と爲し。兩儀に象りて右手なる一半を。格に掛るを二營とし。左手なる一半を揲ふるに四を以て。四時に象るを三營とし。其の奇策の或は一。或は二。或は三。或は四なるを。左手なる扐策に歸納せしむるを、四營と爲すなり。然るに其の四營の擧はしも、老少陰陽の四象を得て。變易を知らむ爲の經營なる故に。四營にして變易を成すと云へり。（其は京房が易傳に、こを分四營而成易と記し、同じ事を、下には分四象と云へるにて知るべし、また是に依りて思へばゝ四營とは輙て四象の事を云へるも知るべからず、また四營而成易の易を、眞勢達夫が言に、此の變の字に作るべし、同義より僞れりと云へるも實に然る事なり。）上に出せる本文に。易有四象所以示也と有るも。變易するに四象ありて。示すと

云ふ義なるを思ひ合すべし。○八變而成卦とは前卷に採れる淮南子の。伏羲爲之六十四變と有る文の高誘注に。八々變爲六十四卦と云へる如く。四營して成れる卦々の。各々八變して。六十四卦と成る由なり。然るに本書に。此を十有八變とある十有の二字は。姫昌が後の三千年を欺ける僞文なること。前條に論へる說等にて推辨ふべし。（然は有れ、舊說に惑溺して、頑愚に、姫昌が擬聖を信せむ人は。此說を聞くとも、仍速には悟り得ずて、無き手を出し、此の文を助けむと强說するも多かるべし、然れど其は元より論ふに足らず。）八卦而小成は。右の如く四營に分け。初扐三歸して三畫を出し。まづ內卦の成れるを言ひ。○引而伸之とは。再扐三歸して復三畫を出し、之を外卦とす。內外合して大成せるを謂ふ。○觸類而長之云々は。旣に六畫を成して。其の爻の變と不變とを視て。事物の理を推し。造化の蘊を究め。かつ次卷に出す推易法どもを加用するに。彼の謂ゆる變化を成して。鬼神を行ふ術に於て遺す所なし。此を天下之能事畢るとは謂ふなり。○顯道神德行是故云々。まづ醻醋は。說文に。醻主人進客也。或从州作酬。また酢客酌主人也。易云可以醻醋。今文作酢と見え。（此の說文に引たる易云は、古本を引たりと見ゆれば、今の本文は其の字に從へり。）爾雅に。此の二字を報也と云へる郭註に。今の本文を引きて。謂應對萬物也と言へり、然れば易道を顯にし、自德を神にして。萬變に應接し。鬼神の祐助を庶幾すべしと云へるなり。○知變化之道者其知神之所爲乎は。まづ八卦の八方に位して。互に或は氣を通じ或は相悖ひ。或は相逮びて。萬物を生長收藏せしむる妙機を知る者を。變化の道を知る者と云ひ。八卦のさる妙機を蓍筴に觀察して。變化の道理を知む者は。其の道やがて神の所爲なる實理をも知むと云へるにて。神の所爲の然る所以は。容易に窺ひ知るべきに非ずと言ふ意を含畜せり。（或る說に、變化之道何也、陰變陽化、其妙機往來之處是道也、蓋所以成變化者、即是神之所爲也、其神之所爲不可知焉。故觀變化可以知之爾、と云るも信然る言なり。）○好尙云ふ。また別

作り措かれたる本文。および注解有り。今此處に附錄せり。

是故奇偶之數取之於乾坤。乾坤者陰陽之根本。坎離者陰陽之性命。分四營而成易。十有八變而成卦。八卦而小成。引而伸之觸類而長之。天下之能事畢矣。

此の條は。繫辭傳にたゞ。是故四營而成易云々と有れど落文なり。故今は京房易傳なる孔語に據りて。奇の字より分に至る二十六字を補へり。（奇偶と云ふより成卦と云までは、全く易傳に出たる文なり、本書を合せ見て知るべし）さて奇偶之數取之於乾坤とは、奇偶もと河圖の天一地二。天三地四。天五地六。天七地八。天九地十の。天數奇。地數偶に。起れるを。天地やがて乾坤なるが故にかく言ひ。その奇偶を以て陰陽を分たる所以の本を明せるなり。○乾坤者陰陽之根本とは。老陽老陰を乾坤の二卦に因りて立たる所以の本を明せるなり。○坎離者陰陽之性命とは。坎は中男離は中女なれど。離火坎水は。陰陽の象の灼然たる物なれば。此の二卦に震巽艮兌の四卦を包て。少陽少陰を立たる所以の本を明せるなり。（明の張介賓が五行統論に、天地之間、無往而非水火之用、欲以一言而蔽五行之理者、曰乾坤付正性於坎離、坎離爲乾坤之用耳と云へるは信なる語なり）○分四營而成易とは。此の四營を傳說には。上の分二。掛一。以四揲之。再扐する迄の事に係て。營を造營の義に釋たるは然る事ながら。其の營みはも。老陽老陰少陽少陰の四象を知らむ爲の營造にて。其の四象を分る營みに據りて。變易を成す事なれば。四營とは總て四象を云ふならむも亦知べからず。○十有八變而成卦とは。三變にして一爻成り。十有八變にして六爻具はり。六十四卦辨ふべきを云ふ。○八卦而小成とは。その六十四卦を成すに。先つ九變小成して三畫の八卦を爲し。內卦すでに定まり。また九變して外卦成り。內外合して大成する由なり。○引而伸之とは既に六爻を成して。其の爻の變と不變とを視て。其動靜を爲すときは。一卦變じて六十四卦と爲りて。吉凶を定むべきを謂ふ。凡て四千九十六卦なり。（こは舊く焦氏易林などを見て知るべ

し。)○觸レ類而長レ之云々とは。右の如く本卦と之卦の變易を以て事物の理を推詳し。造化の蘊を究極し。かつ別に著はす斷易法を加用するに。彼の謂ゆる變化を成して。鬼神を行ふ術に於て遺す所なし。此を天下の能事畢るとは謂ふなり。(なほ別に著す斷易法の條々に註ふを見て知るべし。)○好尚また云く。なほ此の章に關る事ども記し置れたる物あり。因に抄出せること左の如し。○是故四營而成レ易とは。四營は四度經營するなり。(營はなほ造と云ふが如し、營々然として、往來經畫の義なりと舊き說どもに云へり。)二つに分つを一營とし、一を掛るを二營とし。揲ふるに四を以するを三營とし。奇を扐に歸るを四營とす。變は變易なり。是の四營を一變と爲すが故にかく云へり。(京房が易傳なる孔語には。分二四營一而成レ易とあり、是に依りて思へば、四營は四象の誤字にて、太陽少陰太陰少陽の四象に分けて、變易を成すと云へる如くも所聞えたり。)○十有八變而成レ卦とは。右の如く每爻四營三變して。三々九變すれば。三爻具はりて內卦を得るを。再九變して外卦を得て六爻備はり。六十四卦を辨ずべし。內外の變合せて十有八なるが故にかく云へり。(是より以下は、八卦而小成引而伸レ之云々と云ふ文なるが、思ふ旨あれば下に云ふべし。)

[三十二]夫乾天下之至健也。德行恒易以知レ險。夫坤天下之至順也。德行恒簡以知レ阻。能說二諸心一。能研二諸慮一。變化云爲。吉事有レ祥。凶事有レ災。象事知レ器。占事知レ來。天地設レ位。聖人成レ能。人謀鬼謀。百姓與レ能。八卦以レ象告。變動以レ利言。是故愛惡相攻而吉凶生。遠近相取而悔吝生。情僞相感而利害生。剛柔雜居而吉凶見矣。

此の條は繫辭下傳に採れり。

[三十三]易其何爲者也。夫易開レ物成レ務。冒二天下之道一。如レ斯而已者也。是故聖人以通二天下之志一。以定二天下之業一。以斷二天下之疑一。是以明二天地之道一。而察二於民之故一。是興二神物一。以前二民用一。聖人以レ此洗心。退二藏於密一。吉凶與レ民同レ患。是故蓍之德圓而神。卦之德。方以知。六爻之義。變以告。聖人以レ此齋戒。以神二明其德一。夫神以知レ來。知以藏レ往。其孰能與二於此一哉。古之聰明睿知。神武而不

殺者夫。

此の條は繫辭上傳に採りて載せり。此は假に問答を設けて。易道の本旨を說たるにて。己者也と云ふまでの文義は。問ふ。謂ゆる易法は何の爲にとて作れる者ぞ。答ふ。易法は一切の物理の。未だ明ならざる者を開明し。一切の事務の。未だ定らざる者を成就し。天下の道を冒覆して。容ざる所なき者ぞと云へる意にて。此は易を作れる本義を述たり。(冒は字書ともに、音帽覆也と見えて、頭に物を蒙る義より、天下の道を籠罩する義に用ひしなり、禮の祭義に昔者聖人建陰陽天地之情、立以爲易、易抱龜南面、天子卷冕北面、雖有明知之心、必進斷其志焉、示不敢專以尊天也善則稱人、過則稱己、敎不伐以尊賢也、鄭注に、立以爲易、謂作易、易抱龜、易官名など云へるをも思ひ合すべし、) 是故と云より下の文義は。易は右の如く天下の道を冒ふが故に。聖人この易理に因りて、天下の人の志を通じ。物に就て理を悟らしめ。此の易理に依りて。天下の人の業を定め。位に素して本を務めしめ。此の易理に以りて。天下の人の疑ひを斷じて。多岐に泣しめずと言へるにて。易法を稽疑に轉用せる末義を述たるなり。(是を以て以斷天下之疑と云ふ語にて、終めたり、心を着て見辨ふべし、禮の曲禮に、卜筮不過三、卜筮不相襲、龜爲卜、筴爲筮、卜筮者、先聖王之所以使民信時日、敬鬼神、畏法令也、所以使民決嫌疑、定猶與者也、故曰疑而筮之、則弗非也、日而行事、則必踐之、鄭注に、求吉不過三、魯四卜郊、春秋譏之、不相襲、卜不吉則又筮、不吉則又卜、是瀆龜筴也、晉獻公卜取驪姬、不吉、公曰筮之、是也、弗非、無非之者、日所卜筮之吉日也、踐讀曰善、聲之誤也、筴或爲蓍、と云ひ、また表記に、子言之、昔三代明王、皆事天地神明、無非卜筮之用、不敢以其私褻事上帝、是故不犯日月、不違卜筮、卜筮不相襲也、大事有時日、小事無時日、有筮、外事用剛日、內事用柔日、不違龜筮、鄭注に、言動任卜筮也、神明謂群神也、日月謂冬至夏至正月、及四時也、所不違者、日與牲尸也、襲

因也、大事則卜、小事則筮、大事有事於大神、有常時常日也、また史記に司馬季主が言に。自伏羲作八卦周文王演三百八十四爻而天下治、越王勾踐倣文王八卦、以破敵國、覇天下。由是觀之卜筮有何負哉。などをも思ひ合すべし、）然て聖人とは。何なる行業の人を稱ふと言むに。まづ說文に。聖通也。从耳呈聲。徐錯が繫傳に。通而先識曰聖。於文耳呈爲聖。從耳非任耳也。必通萬物之情。若耳之通聲也と見え。（說文の段玉裁が注に、聖人从耳者謂其耳順、風俗通曰聖者聲也。言聞聲知情、按聲聖字古相假借と云へり、）孔子家語に、哀公問曰。何謂聖人。孔子曰所謂聖人者德合於天地變通無方。窮萬事之終始。協庶品之自然。敷其大道而遂成情性。明竝日月化行若神。下民不知其德。觀者不識其鄰。此謂聖人也と有るは是古義なり。（そは易の文言傳、素問、大戴禮記、荀子などに云ふ所も、大同小異の說にて、先秦の古書どもに、聖人の德を云へる古說多かるを參考するに、大抵この趣なり、）然れば此を本說として、其の履歷のこれに合ふを眞聖とし。是に合ざるをば。儒籍に。よし聖人と稱せりとも。擬聖と定むべし。（猶委しくは赤縣太古傳、また孔子聖說攷に、諸書を參考して、聖人の品定めせる所に論へるを見て知るべし、）○聖人以此洗心退藏於密云々とは。聖人の蓍卦爻の三者に由りて。殊に精一に心を洗ひ。また退きて意を密に藏めて吉凶を決斷し自他の別なく。民の患ふる事どもは。與に憂ふと云へるなり。（吉凶の上に、必ず決斷などの字を脫せり、然らでは文句の合ざるを以て曉るべし、一說に、能盡其性者、能盡人之性也、洗无纖埃之深之謂、形容其潔淨澄徹之妙、密秋毫不滿之謂、景寫幽隱莫窺之境と云へり、實にも其の意ばへなり、）○さて蓍之德圓而神云々と有る蓍の事は。第三十條に委く言ひ。卦之德とある卦とは。此にては謂ゆる算木を云へり。此を卦と云へる由は。第八條の。四象生八卦とある所に云へるを見るべし。蓍は元より圓なるを手に執り。卦は方に制りて下に列ぬる物なるが、其は謂ゆる天圓地方の義に表せる故に。蓍の德を圓而神

とこひ。卦の德を方以知とは云へり。（但し天圓地方と云ふことは、其の形を以て云へるに非ず、その德をもて云へる語なること、既に扶桑國考に、呂氏春秋などを引て云へれば、今更に委くは云はず。）○六爻之義變以告とは。一卦三爻なるを重卦して六爻あり。變は本書に易と有れど。謂ゆる變爻を云ふ。告を本書に貢と有るは。必ず同音によりて僞れるなり。六十四卦の六爻迭に變じて。人に吉凶を示すを云ひ。（洪範五行傳に、若頻數瀆瀆、或不二精誠一神不レ告也、或親レ卦察レ兆吉不レ得也、或龜不レ神、蓍不レ靈。此其所二以過差一、聖人不レ得二專用一也、龜筮其違二于人一、神靈不レ祐也と有るをも思ふべし。）○神以知レ來とは。蓍に因りて以て將來の吉凶を知るを云ひ。知以藏レ往とは。卦に因りて以て已往の鑒戒を明すを云ふ。蓍卦爻の神妙、もはら此に有るなり。（其は前後に註せる旨と相發して思ひ辨ふべし。）さて此より下の文の義は。かの奇偶の二畫を以て天下の道理を籠罩し。天下の嫌疑をも定めて。吉を云へば天下悉く之に就しめ。凶を云へば天下みな之を避しむ。此聖人の天下の民を定め。天下の大業を立る所以なり。知仁勇の神德を備する者に非ずは。孰か能く此を與り作らむと云へるなり。（本書こゝの本文に錯亂あり、今は非二天下之至精一其孰能與二於此一、非二天下之至神一其孰能與二於此一など有る文例によりて改めつ。）斯記して後に按へば。王符が潛夫論卜列篇に。天地開闢有二神民一、民神異レ業精氣通。行有二招召一、命有二遭隨一、吉凶之期天難レ諶レ斯。聖賢雖レ察不二自專一、故立二卜筮一以質二神靈一、孔子稱二蓍之德圓而神。卦之德方以智。又曰君子將レ有レ行也、問焉而以言。其受レ命如レ響。夫君子聞レ善則勸樂而進。聞レ惡則循省而改レ尤。故安靜而多レ福。小人聞レ善。即懾懼而妄爲。故狂躁而多レ禍。是故凡卜筮者。蓋所下問二吉凶之情一言中興衰之期上。令二人修レ身愼レ行以迎一レ福也。且聖王之立二卜筮一也。不レ違レ民以爲レ吉。不二專任一以斷レ事。故鴻範之占大同是。尚書曰假二爾元龜一罔二敢知一レ吉。詩云我龜既厭不二我告一レ猶。從レ此觀レ之。蓍龜之情。儻有下隨二儉易一不上レ以レ誠邪。將世無二史蘇之材一。識レ神者少乎。云々。聖人甚重二卜筮一。然不レ疑之

事亦不問也。甚敬祭祀。非禮之祈亦不爲也。夫鬼神與人殊氣異務。非有事故何奈於我。今俗人筮於卜筮。而祭非其鬼豈不惑哉(また鬼谷子に夫決情定疑萬物之基、以正亂治決成敗爲難者也、先生乃用蓍龜以助自決也と云ひ、博物志に筮必沐浴齋潔燒香、每朔望浴蓍必五浴之浴龜亦然と見えたり)と論へるは。本文の旨にも符ひて信に然る事なり。

〔三十四〕易有聖人之道四焉。以言者尙其辭。以動者尙其變。以制器者尙其象。以卜筮者尙其占。是以君子將有爲也。將有行也。問焉而以言。其受命也。如響。无有遠近幽深。遂知來物。非天下之至精。其孰能與於此。參伍以變。錯綜其數。通其變。遂成天地之文。極其數。遂完天下之象。非天下之至變。其孰能與於此。

此條は都て繫辭上傳に採れり。

〔三十五〕夫易无思也。无爲也。寂然不動。感而遂通天下之故。非天下之至神。其孰能與於此。夫易聖人之所以極深而研幾也。唯深也。故能通天下之志。唯幾也。故能成天下之務。唯神也。故不疾而速。不行而至、易有聖人之道四焉者此之謂也。

此の條も繫辭上傳に採れり。

〔三十六〕易之爲書也。不可遠。爲道也屢遷。變動不居周流六虛。上下无常。剛柔相易。不可爲典要。唯變所適。其出入以度。外內使知懼。又明於憂患與故。无有師保。如臨父母。初率其辭。而揆其方。既有典常。苟非其人。道不虛行。

此の條及び次條は繫辭傳の說中より例の雜肪文を皆省き捨て摭ひ採れり。〇易之爲書也云々は。十翼中なる大象說卦の文辭は更なり。河圖數。河圖玉版。八索などの類ひ總て古昔に在りし易書を。須臾も遠放けず。讀味へよと云へる意なり。〇爲道也屢遷云々とは。既に說たる如く。今歲の年卦は乾に在るに。來歲の年卦は兌に遷りなど。歲々に變動して其所に居止せざる由なり。〇周流六虛上下无常云々は。六虛とは四方上下を云ふを。此は六爻を云へり。其は歲々の當卦は更なり。節節の卦もまた六爻に周流して。例を言はゞ乾の年

命なる人。その立春には天風姤なるが。春分に到りて重乾と爲り。立夏には天澤履と爲るなど。六爻の間に往來流行して一定の準なく。內外上下互に相變動するを謂ふ（典は常なり、要は約なり、常法を典要と云ふ、變動常なく常法と爲べからず、故に唯變所適とは云へるなり。）其出入以度外內使知懼とは。長胤が說に。此承上文唯變所適而言。兩卦反對互變之事。出入以內外卦而言。出者自內卦而出外卦也。入者自外卦入內卦也。如象所謂上而柔下之類。言其內外往來各有其則。使讀之者自知戒懼也。と云へるが如し。（但し此の事は第　條の注に既に云へれば、今更に委しくは云はず。）又明於憂患與故。云々は。憂は心を主とし。患は事を主とす故とは未憂患に至らずして事あるなり。大象篇にその卦々に就て。具に其の象を著はす。故に是を讀むその師保の訓督を待ずして。父母に見臨せらるゝ如く。親しく敎を受る由なり。（上文に易之爲書也不可遠と云へるは是の由によれり。）○初率其辭。而揆其方。既有典常とは。率は循

なり。方は道なり。既は終なり。始め其の辭に循ひて。其の方法を揆度する則は。終に吉凶の報事の先に見はる。既有典常と云へるは是なり。○苟非其人。道不虛行とは。典常すでに見はるゝと雖ども。其の人に非ざれば道虛しく行はれず。之を行ふこと。德行の人の勉めに在りと云へるなり。さて論語に南人有言曰。人而無恒不可以作巫醫。善夫。不恒其德。或承之羞。子曰不占而已矣と有るをも思ひ合すべし。）

〔二十七〕書不盡言。言不盡意。然則聖人之意。其不可見乎。聖人立象以盡意。設卦以盡情僞。繫辭焉以盡其言。變而通之以盡利。鼓之舞之以盡神。是故形而上者。謂之道。形而下者。謂之器。化而裁之。謂之變。推而行之。謂之通。擧而措之天下之民。謂之事業。

此の條も繫辭傳に採れること上に云へるが如し。○書不盡言。言不盡意とは。古語なり。然て此の古語を引きて自問答の文を爲せり。○發文より盡其言と云ふまでの文義は。或人問ふ古語に書の所載は其の言を盡さず。言の所述は其の意

を盡さずと云へり。今象辭をもて易を觀るに。書のみ言のみ。然れば聖人の易を作れる意。それ終に見べからざるか。答ふ。信に其の言の如く書言以て意を盡すに足らず。意を盡すは象に如もの無し。故に聖人象を立て無窮の意を盡し。卦を設けて人物の情僞を盡し。之が辭を繫て其の言はむと欲する所をも盡すと云へるなり。○變而通之以盡利とは。彝敬が說に。易者變也、執一則窒、又變而通之。隨宜以盡其利と云へるが如し。鼓之舞之以盡神は。易者神也、發揮則暢。又鼓之舞之闡揚以盡其神、蓋雖不越卦象言辭、而變通鼓舞之意。凡可以象立、可以卦設、可以辭繫者亦无所不盡矣と云へるが如し。（また長胤が說に、鼓之舞之、則不知其孰使之者、而日遷善而不自知、可以盡神、所問唯在言與意、而遂及情僞利神、以要其極也と云へるも然る言なりかし、）

〔三十八〕夫象。聖人有以見天下之賾、而擬諸其形容、象其物宜。是故謂之象。夫爻聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮、繫辭焉以斷其吉凶。是故謂之爻。象也者。像此者也。爻也者。效此者也。爻象動乎內。吉凶見乎外。功業見乎變。聖人之情見乎辭。

此の條は。繫辭上下傳中なる。爻象の事を云へる件々の。雜肋文を捨て。今の要ある語どもを撫ひ集めて載せり。○好尙云ふ。此の條初めに本文を別に作られて注釋をも爲し措かれたれど。其の後故ありて今の如く改められき。然れど注は暇なくて果されず、故その舊き儘に記して視す事左の如し。

八卦成列象在其中矣。因而重之爻在其中矣爻也者效此者也。爻也者像此者也。爻象動乎內。吉凶見乎外。功業見乎變。聖人之情見乎辭。

此の條は繫辭傳中なる爻象の事を云へる件々の要有る語どもを撫ひて載せり。八卦成列とは。乾坤震巽坎离艮兌八方に列を成すを言ひ。○象在其中矣と云へる象は。天地雷風水火山澤を云ひ。乾は東。坤は西に對して天地の位を定め。坎は北离は南に位して水火相射ひ。震は未申。巽は丑寅に位して雷風相薄り。艮は戌亥。兌は辰巳に位し

て山澤の氣通ずる中に。其象の見在するを謂へり。(そは既に出せる乾鑿度に、八卦成レ列天地之道立。雷風水火山澤之象定矣、と有るを思ひ合せ、かつ上の條々に載せる說等を、立却り見て知るべし。)○因而重レ之爻在二其中一矣とは。上の件のごと。八卦八方に列を成して。卦々節に應じて交替し。變化を爲す趣に因りて。其を摸し作れる八卦をも重たるが、其重ねたる卦々に自然に交錯の見ゆるを。如此言へり。○象也者像レ之者也は。別處には。易者象也。象者像也とも。聖人有二以見一天下之賾一。而擬二其形容一象二其物宜一。是故謂二之象一。言二天下之至賾一而不レ可レ惡也。極二天下之賾一者存二乎卦一とも言へり。(賾は深遠の意。)人の見こと能はざる所なり、聖人は然る幽遠の所までを視て、其の形容を擬へ、其の物宜にも象れる故に象と謂ふ由なり、物宜の義は同音より謂れるにて、義の意なり、偖しか幽遠の至賾を言へども、厭惡すべき言に非ず、抑然しも天下の至賾を極むる事は、八卦のを象熟く明むるに存りと云へるなり、乃ち上の本文に、八卦成レ列象在二其中一矣と云へる是なり。)さて此の象の字は說文に象ハ南越大獸長鼻牙三年一乳象二耳牙四足尾之形一と見え。其の段註に。按古書多假レ象爲レ像。人部曰。像者似也。似者像也。像从レ人象聲。(許書一曰指事二曰象形、當レ作二像形一、全書凡言レ象二其形一者、其字皆當レ作レ像、而今本皆从レ省作レ象。則學者不レ能レ通矣、周易繫辭曰象也者像也、此謂古周易象字即像字之假借。)韓非子曰。人希見二生象一。而案二其圖一。以想二其生一。故諸人之所二以意想一者皆謂二之象一。像字未レ製以前想像之義已起。故周易用レ象爲二想像之義一。如レ用二易簡變易之義一。皆於レ聲得レ義於二字形一得レ義也と言へり。(楊愼が外集に、象大荒之獸也、人希見二生象一也、按二其圖一以想二其形一名レ之曰レ像。故其爲レ字从レ人と云ひ、留靑日札に、象南粵巨獸人皆罕見、故想二像其形一而曰レ象、所レ謂肖象是也と云へるをも思ひ合すべし。)○爻也者效レ此者也は。別處には爻者言二乎變一者也とも。聖人有三以見二天下之動一。而觀二其會通一斷二吉凶一。是故謂二之爻一。言二天下之至動一而不レ可レ亂也。鼓二天下之動一者存二乎辭一とも言へり。(動は變動して交錯定まり

無きを謂ふ、會通は其動の或は會聚し、或は亨通する義なり、聖人は然る變動會通の趣を見て、其に效ひて吉凶を斷するが故に、爻と謂ふ由なり、本書に、會通の下に、以行其典禮繫辭焉と云ふ語有れど、其の上文の聖人有以見天下之賾云々と有るに、句數合はず、此に要となき文なれば、删り捨て引たるなり、）さて此の爻の字に韻會に說文㸚交也、象易六爻頭交也。徐曰。六爻六位皆爻也。易爻者言變者也。註爻者效也。物剛效剛。物柔效柔也。又效韻音效。易爻法之謂坤と言へり。（また字彙に爻交也、易卦六爻取交易之義、滎陽呂公、日讀易一爻默坐沉思、隨事解擊と云ひ、同文備考に、天下之動不一也、从二爻、象意、亦取參伍以變意とも見えたり、）偖また楊愼が外集に。木經云。爻者交。疏之窗也。其字象窗形。今之象眼窗也。一窗之孔六十四。六窗之孔。凡三百八十四也。と云へる說あり。（また留青日札に、爻者交也、囱之交疏也、囱孔六十有四。六囱凡三百八十四目。爻之數也、余謂爻从二㐅。有變動交錯之象也、孔子曰參伍以變是也と云へるも同說なり、）然れど此は本末を謬れる說なり。其は爻は二㐅に从ふ字にて。㐅は古文の五の字なるが。陰陽交互の象形字にて。一㐅やがて交錯の義なるを。重ねて殊に其の義を示せる字なり。然れば謂ゆる象眼窗は。爻字の形に似たるが故に。後遂に一孔六十有四。六窗凡三百八十四目に作る事をし始めけむ。（楊愼元より傳識なれど折々かくる誣會の說を云へる事有り、）さて交錯の義なること。是にても知るべし。〇爻象動乎內云々とは。前條の如く。六畫にして卦を成し。六位にして章を成し。三才の道迭ひに交りて內に動くが故に。其交錯形容自然に卦面に見はれ。かつ其の人の爲行ふべき事業は。その變化の間に見はると言へるなり。（また別處には、道有變動、故曰物、物相雜故曰文、文不當故吉凶生焉と有るは、三才の道交りて變動するが故に爻と云ひ、爻に內外上下の分有りて、其の事同しからざる故に物と云ひ、物相錯雜して文章觀るべき故に文と云ひ、陰陽迭に位を失ふときは、文相當らず、是を以て吉凶の生ずると云る義なるをも思ひ合すべ

し、此の類なる語はなほ數多あり。）聖人之情見乎辭とは。易は聖人の。民用に前立て敎へ設くる所なるが。其の敎法の情意は、謂ゆる繫辭に見はると言へるなり。

（好尙亦云く。此の章に關れる事ども記し措かれたる物の中に。○剛柔相推而變在其中矣とは、六十四卦の爻。陽剛陰柔たかひに相ひ往來推盪して陽變じて陰と爲り。陰變じて陽と爲るを云ふ。○繫辭焉而命之。動在其中矣は、まづ繫辭とは。乃ち象の辭を繫たる義にて。乾坤震巽坎離艮兌に。天地雷風水火山澤を配せるは卽象なれど重卦しては自然にまた重卦の象あり。是を以て卦々各々に。其の象及び其の德を贊揚して象辭を系け卦名をも命せしなり。（但し象辭と卦名の先後は、長胤の說に、卜筮之法唯有八卦而不而曰重之則不能施于占筮之用、可見八卦、六十四卦、一齊都無時有先後也、既有六十四卦則其有卦名亦可見矣、非系辭時而始命卦名也、故經中卦辭與卦名別者間有之、と云へる如くにや有らむ）然らば其の卦名を命じ。かつ其象辭を繫たる原始は。何人ぞと謂ふに。上の條々に引たる文に。伏義氏爲之六十四變と有る所に云へる如く。此の神聖の所業なること言ふも更なり。然も有らば其の彖辭は今の周易上下篇なる。彖爻の辭なるかと言ふに。彼の二篇なる謂ゆる彖辭は。みな周の姬昌が作。その爻辭はみな。其の子姬旦が作にて。都て太昊神聖の神意に合ざる姦曲の辭等也。（但し周以來古今の學者たち、姬昌姬旦が生涯僞巧のわざを行ひて、天下後世を欺ける擬聖なりし事を、夢にも知らず、誰も眞聖人と欺かれ來つれど、今かく云ふに驚きて、此を宜なりと曉ること能はず、却りて甚く罵り怒りて、此の書を讀畢ざるも有べけれど、徒に儒術に忠ならむ人は然も有らば有れ、眞の道に忠ならむ人は、公平の心を以て、熟々に讀味ふべくこそ、）いで其の由は。まづ乾鑿度に。孔子曰伏羲代之王天下也。始卦八卦。質者無文。以天言此易之意。夫八卦之變象感在人。文王因性情之宜爲之節文。九六之辭是也と有るをもて。彼擬聖等が作なる事を辨ふべし。（是の文意は、伏羲氏始めて八卦を作れるに、質朴の

世なれば、天象を以て變易の意を言へるまでの事にて、文籍には載さず、夫は八卦の變象を感ずること、人々の識に據る事なればなり、なほ此等の事ども上の條々は更なり、三易由來記に論へる旨をも思ひ合すべし、）

〔三十九〕是故言天下之至賾。而不可惡也。言天下之至動。而不可亂也。擬之而後言。議之而後動。擬議以成其變化。極天下之賾者。存於卦。鼓天下之動者。存乎辭。化而裁之。存乎變。推而行之。存乎通。神而明之。存乎其人。默而成之。不言而信。存乎德行。

此の條は都て繫辭上傳に採れり。

〔四十〕聖人設卦觀象繫辭焉。而明吉凶。剛柔相推而生變化。是故古凶者。失得之象也。悔吝者。憂虞之象也。剛柔者。晝夜之象也。變化者。進退之象也。六爻之動。三極之象也。是故君子所居而安者易之象也。所樂而玩者易之辭也。是故君子居則觀其象。而玩其辭。動則觀其變。而玩其古。是以自天祐之。吉无不利。

此の條も繫辭傳に採れり。〇設卦觀象云々とは。卦有るときは象あり。天地風雷より。草木鳥獸に至るまで皆象を取る事あり。是を以て六十四卦に各々その辭を系て遇者の吉凶を明にする由なり。〇剛柔相推而生變化とは筮して卦爻を求むる道を云へるにて。陽或は陰となり。陰或は陽と爲り。迭に相推盪して。變化窮り無きを言ふ。（なほ此の類文は、同傳に、動靜有常剛柔斷矣、また剛柔相摩八卦相盪、また剛柔相推變在其中、また剛柔雜居而吉凶可見矣など見えたり、合せ考ふべし、）〇是故吉者失得之象也とは吉なれば得。凶なれば失ふ。其の象判然たり。〇剛柔者晝夜之象也は。上文の剛柔相推而生變化の句を解して。六爻の交錯往來ある義を。晝夜の相代る象もて譬へたり（同傳に、日往則月來、月往則日來、日月相推而明生焉、寒往則暑來、暑往則寒來、寒暑相推而歲生焉、云々と有るをも參考して、此の旨を辨ふべし、）〇變化者進退之象也は。□の□に據りて事業の進退を爲べきを言ふ。〇六爻之動三極之象也は。極は至なり。標準の名にて。天地人の三つは萬物の標準たり。故に三極と稱せり。六爻の初

二を地と爲し。三四を人となし。五上を天と爲す。往來上下して互に變動す。天地と人と參にして。三才☷象れり。(本書に三口之道と有るは譌なり今は眞勢達夫が說に據りて改めつ。)○所ニ居而安ー者易之序也とは。人各々本命の卦あり。遊年の卦あり。また節々の卦有ること。既に委しく說たるが如し。故是を以て平居常に其の卦々の次序に安ずるを謂ひ。○所ニ樂而玩ー者爻之辭也とは。毎にその當卦の象辭を玩ぶを謂ふ。偖しか平常の無事なる時はも。一是に其の卦象を觀じ。その象辭を玩びて天を樂み命に達す。是君子の行事なり(既に出せる本文の、旁行而不レ流、樂レ天知レ命故ニ不レ憂、安レ土敦ニ乎仁ー、故能愛と有る處に云へる說等を思ひ合すべし。)斯て臨時に動こと有るに疑ひ有れば。筮を立て。始めて其の當卦の變を視て。其の占を玩ぶ。故にその所行みな道に合ひて。自から天の祐助を蒙むる義なり。(其蓍筮を立て變卦を觀る術は次條に委しく說くを俟つべし。)さて易はもと人をして。理を窮め性を盡して命に順ひ至らしめ。之を斷するに。義理を以して。從ふ所に使レ惑ざるが。其の本義なるを。筮して稽疑に用ふるは其末義なること。此の本文を視て知べきなり。

〔四十二〕是故列ニ貴賤ー者。存ニ乎位ー。齊ニ小大ー者。存ニ乎卦ー。辨ニ吉凶ー者。存ニ乎辭ー。憂ニ悔吝ー者。存ニ乎介ー。无レ咎者、存ニ乎悔ー。是故卦有ニ小大ー。辭有ニ險易ー。辭也者。各指ニ其所レ之。噫亦要ニ存亡吉凶ー。則居可レ知矣。知者觀ニ其彖辭ー。則思過レ半矣。

此の條は指ニ其所レ之と云ふまで。繫辭上傳に採り。其の已下は下傳に採れり。

太昊古易傳と古暦傳とを書採れる故よし

世に物學びの道の多かる中に。易と暦との道はしも。挂卷も可畏き。天津御祖神の御心と始め給ひし。太兆の御所業は更なり。其後吾が大物主神。戎名太昊宓戲氏に。河圖また洛書ちふ物を授賜ひて。奇しく妙なる八卦を作り。其大に衍れる數を以て變化を爲し。鬼神を行ふ事。また龜體甲文に象どりて。幹支の文字等をも造る事を悟り得さしめ給ひ。都て易と云ふ物は。乖敎を專とせる道にて。まづ天神地祇の御心を窺ひ識りて。其御心の隨に仕へ奉り。福を蒙ふり禍を避け。また吾人ともに。皇産靈神の産靈に據りて。生れ出る物にし有れば。固より定まりて禀け得たる性命有り。其を何なる性命ぞと能く覺り得て。其等差々々に從ひ愼み。家をも身をも修むべき物にして。彼嫌疑を決むるは。要とする所に非ざるぞかし。偖性と命とを知る事は。是等の道を學ばずしては協ひ難く。最々かたき業なれば。繫辭傳にも。鬼神の情狀を知る者は。其の德天地と相似たる趣に云ひ。孔子は五十にして天命を知るとも。命を知らざれば君子には非ずとも云へりき。然るを赤縣殷末に至りて。姬昌父子ら。其の君紂王を滅さむとの逆心有るが故に。此の易と暦とを口實と爲さむと竊襲して。古易の眞方位を杜撰に換たるは更にも云はず。己が簒奪の方便に協へる如く。彖爻の辭を繫て。其伐年を祀したる事など。委く師の三易由來記に考へ記されたるが如し。偖また暦法はも。謂ゆる天常を論じ。長久を記す所以の物なる事は。今更いふ迄もあらず。然るに姬昌。これにも奸術を以て律說を誣會し。また章蔀紀元の則軌をも改革めむと。猥に長年數を加增し。天帝の命を受たる如く擬造して。世人の耳目を誑惑せるが。和漢の事識人たら。三千年の今に至るまで。一人も其を權謀奸術とも得知らず。一向に經王聖文と心得て。易暦の古義實に斯の如しと。尊奉し來れるからに。太昊神聖の深く遠く思ひ慮り給ひし。靈妙なる眞面目の頽廢せるは。最も慷慨き事ならずや。然るを吾が氣吹能屋の翁。甚く此事を憤悱して。いかで其古義を採索し得て。彼宿惑沈醉を醒さむと。此二つの傳は書出られき。然れど容易からぬ業なれば。頓に其草稿も成終難く。また餘に撰ばるゝ書どものさし集ひて。完くは整は

ぬ内に身退られたるは。惜らしとも悲しとも。云はすべぞ無かりける。其身退らるゝ期しも。誨へ遺されし言に。此の二書は、千巻たらず著したる書等の中にも。天の下の萬の事の創原たる。易暦の本つ書なれば。甚も々々意味深長なる事なるに。攷へ論ひの半にも足らず。況て考へ漏せし事。論ひ謬りし事も有るめれば。此の儘に封じ藏めて。人に勿見せそと懇に戒められたり。好尙傳按ふに。師翁の意は。實に然も有べき事なれど。其儘に秘め措かば。此の書どもの全く整ふ期はいかでか有らむ。半ながらにも。書採りて。數多ある弟子等の其中にも。學びの道に志篤き人々に視さむには。如何ばかりかも悦ふべく。はた師の攷へ洩されし事。また校正の未しき處など。攷へ繼ぐべき人もなどか無らむ。また後生畏るべしとも言へば。弟子ならずとも。謂ゆる赤心報國の志を失はず。尊内卑外の理を忽にせざる。皇國學ひに忠誠なる人有らむには。此の二傳の趣きに因準して。荀卿が謂ゆる。青は藍より出て藍よりも青く。冰は水より出て水よりも寒きが如く。卓れたる攷への出む事も知るべからず。今其の記し殘されたる草稿を拜讀するに。異說有り類說有り。本文のみにて。註釋の少かも無き章有り。注釋の中央有る有り。注の最長きが上に。草稿は二たび三たび書れたるも有りて。今孰か是なる事を知らざるに似たれど。後に書れたるぞ正しかるべければ。其を本書には採りて。校合の爲に。初稿再稿は。一字抵く載して。見む人の選びに任しぬ。柳易暦の道はしも。師翁の常に言れたる言に。暦法易理。その道異なるが如しと言へども。易を云へば。暦法かならず是に從ひ。暦を云へば。易理必これに從ひ。其理密合して相離れざる道なるが故に。易法を學ぶ者は。かならず暦理をかね。暦法を學ぶ者ば。必易理をも學びて其の理を參攷せでは。叶はざる事なりと言はれたるに據りて。已れ今此の事を物にするも。其趣を守りて。斯くは合せ綴れり。なほ是二傳のみならず。前漢歴志辨。夏殷周年表。古史年歴編なども。此の書と等しく。其の草稿半なれど。悉この例に效ひて。清書する事と思ひ決めぬ。好尙固より淺見寡聞の身にして。この天下萬事の原本たる。易暦の其蘊奧を。學びの父の心をこめて說顯されたる。此草稿の。痛く

煩雜なるを。かく綴り成して。清書する事を勤むるは。斥鷃の微翅を振ひて。九霄を翔らむとする所業なれど。斯有るいみじき著書どもを。其儘にさし措くは。龍草を闇夜に陳ね。琳琅を深淵に沈むるに同しき事の。痛ましく。嘆息しければなり。然は有れど。刀を操りて。美錦を傷ふの恐れも有れば。左やせまし。右やませしと五年六とせ思ひ煩ひて有しかど。己れかねて。師の命令を畏まれる旨もあり。はた師家もいま。古史傳を始め。種々の書どもの校訂の勞きに。暇無き時節なれば。易暦に與かれる書籍どもは。おのれ竊に乞得て。かくは物しつ。況て是書等は。上の件に載せる如く。祕め藏して。誰にもな見せそと敎へ遺されたるに。其の警めを破れるも如何なれど。赤縣にも。楚の子囊と云へるが。其君の遺言を護らず。共王と諡せるを。美談の如く稱せる例も有れば。師翁の幽に見そなはして。其罪は宥め給べくこそ。かく綴り爲せる故よしを一言記して書の始めに加ふる時は。嘉永二年と云ふとしの二月の末つかた。

伊豫國新谷殿人　碧川好尙

太皡古曆傳卷之一稿

大壑　平篤胤撰述　男　平田鐵胤
孫　同　延胤　續
門人　碧川好尙　攷

○天象篇第一

〔一〕古昔太極未レ分渾沌如二雞子一。萬八千歲天地開闢。淸輕而伏者上爲レ天。濁重而偃者爲レ地。盤古在二其中一一日九變。神二於天一聖二於地一。天地淸通神明列序。天精爲レ日。地精爲レ月。日分爲レ星。五緯各居二其方一。天左旋地右動。天日高一丈。地日厚一丈。如レ此萬八千歲。天極高地極深。數起二於一一。立二於三一。成二於五一。盛二於七一。處二於九一。歷元名二提先紀一。日甲子歲甲寅。是謂二之天地初立之時一也。

此の第一條は。諸書を參攷して。赤縣太古傳に出せる一條なるが。此に是の章無くては。天地の義論に惑はしき事ども有れば。復更に出して。其の大意を述ること左の如し。(但しかく取り合せたる本書どもの事は、太古傳に言へれば、今更に委くは云はず)○太極未レ分は。易繫辭傳に。易有二大極一。是生二兩儀一とある孔疏に。太極謂二天地未分之前一。元氣混而爲レ一。即是大一也。故老子云。道生レ一。即此大極也と云へるが如し。(渾沌如二雞子一は。我が皇典に。古天地未レ剖。陰陽不レ分。渾沌如二雞子一。溟涬而含レ牙云々と傳へ。天竺籍にも。本無二日月星辰及地一。時大安荼生如二雞子一。周匝金色。時熟破爲二二段一。一段在レ上作レ天。一段在レ下作レ地と所見たり。(大安荼は天竺語なり、此は小乘涅槃論と云ふ物に。天地初發の古傳を多く記せる中の一說なり、委くは印度藏志に論ふを見るべし)扨かく皇國。赤縣。天竺の古說脗合して。天地未分の狀を。雞子の如くなりしと云へるは。天地創造の神眞たちの。次々に傳示し給へる眞諦なること疑無ければ。猨意を用ふる事なく。此の古傳の隨に心得べし。(但し雞子とは云へど、其の雛の義には非ず、雞卵を云へり、然れば此は何の鳥の卵を以て譬へむも同じ事なれど、近く見る雞卵を以て易々と譬へたるは。元同じ古傳の此にも彼にも傳はれる故なり、西洋の國にも　雞とこそ云され、世界は元

より造物主の口より出せる卵なるが、天地日月萬物と分成せる由云へり〕〇萬八千歳。天地開闢とは彼雛子の如き物。始めて無中に出たるより。萬八千歳のほど混沌と溟涬りて牙を含めるが。時至りて其の殻熟破して。まづ極遠に霰の如く飛走散去し。鳥卵の白と黄しに分るゝ如く。上下に割りしを開闢と謂ふ。斯て謂ゆる恒星は。必是の殻の布散せるなり。其は下に論ふを俟べし。〇清輕而伏者上爲天濁重而偃者下爲地とは。此の物の混沌せる樣を我が神典に。其貌難言と有りて。陰陽の交接の状なりしが。玄牡たる物の匍伏せるが上り靡きて天と爲り。玄牝たる物の仰偃せるが、下り凝りて地と爲れる由なり。（其は春秋說題辭に、天者陽精也、合爲大一、分爲殊名、故立字一大爲天也と見え、說文に、地从土也聲、也女陰也象形と有にて、卵中の黃白やがて牝牡の象なりし事を辯ふべし、尙委くは古史傳また太古傳を見て知るべし〕〇天地精通神明列序とは。其天陽地陰の構精に資りで。造化の事を司る神明たちの。生生列序せる由なり。（此の道理は、太古傳の三皇紀に、易の繫辭傳に、天地絪縕、萬物化醇、男女構精萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知大始坤作成物と有る文を引きて、委く論へり、但し此の文の男女は陰陽を云ふことと萬物化生と有るにて著し、其は陰陽やがて男女なればなり　若人の男女を云むには、萬物化生とは云べきに非ず〕〇天精爲日。地精爲月とは。彼陽質の清輕なるが騰りて天と爲れる其の精また大空中に凝結びて日となり。彼陰質の濁重なるが滯りて大地と爲れる。其の精また其の地下に凝結びて月と爲れる由なり。月は清輕なる物の精なれば、其の質益々純清に。月は濁重なる物の精なれば。其の質益々純重なる事おして知べし。（我が神典に日月の生始めを傳へたる說も此の趣なり、古史傳また玉の眞柱などに云へるを合せ考ふべし、但し今の本文には、天地開闢の時、日月同時に分出せる趣に聞ゆれども、實は同時ならず、月の分出は日の分出より甚く後れたり、其の由は第三十四條に注するを見るべし〕〇日分爲星は。春秋說題辭に。星之爲言精也。陽爲日々分爲星。故其字日生爲星

と有り。（天文訓に、火氣之精者爲レ日、水氣之精者爲レ月、日月之淫、爲レ精者爲二星辰一と云へるを始め、諸書に日月を水火之精と云ひ、星を金石之精、また萬物之精など云へる類の説等は都て取らず、此の説題辭の文は五行大義に引たるを再引たるなり。）説文に。曐萬物之精上爲二列星一从レ晶生聲。一曰象形从レ○（○）與レ日同。曐古文。星或省。と見ゆれど。萬物の精上りて列星と爲ると云へるは管子に。凡物之精。下生二五穀一。上爲二列星一とあるに同説にて。此は人の臆説なれば信られねど。説題辭なるは古説にやと思はる。其は餘の衆星は措きて。五星の四千五百六十歳にして日月と共に牽牛の初度に。聯珠の如く相連なる事の有るは。其の元決めて。混成せる物の分判せる故ならむと謂ふに合せて。大地と月と五星との。餘の衆星よりは。殊に日に遠からぬを以て然は信らるゝ事なり。さて説題辭に謂ゆる星の趣は。春秋穀梁傳に。列星曰二恒星一。亦曰二經星一とある衆星及び列宿の事なり。然は有れど。星は都て自己の光なく。日光を受けて輝あれば。其質重濁なる物なり。然る重濁なる物の。純清至朗なる日より分出すべき理なし。故考ふるに衆星は。彼の卵殻の破裂せし時に。碎けて遠く氷雹の如く飛走せる物なるが。日の中央に凝結せる時しも。其の渦旋の健剛なる餘勢を受げて。其の座位の定まれるを本文の如く傳へ誤れるにぞ有ける。（西洋天學の説に、恒星は其の數無量なるが、其の質は火にして、能く光輝を放ち、其の躰至大なること、全く太陽と異なる事なし、但遠く望みては恒星とし、近きに在りては、太陽と稱するのみと云へるは、彼蕃人らの僻として、眞古の傳説を辨ぬる事を知らず、己が小智見をのみ頼める臆説なれば取るに足らず。）〇五緯各居二其方一は。唐の徐堅が初學記に。五星謂二之五緯一とあり。即木火土金水の五星を謂ふ。周禮の孔疏に。二十八宿隨レ天左轉爲レ經。五星右旋爲レ緯と云る如く。上の列星は二十八宿を始め。其の位を亂らず。左旋する故に。機の經に比して經星と云ひ。五星は各々運轉の方別にして右旋するを。機の緯に比して緯星と云ひ。各居二其方一とは謂へり。（木星を東、火星を南、土星を

中、金星を西、水星を北に配するを以て、五星各各其の方位に居する事とな思ひ誤りぞ、五星を各各東西中南北には配すれども、各々其旋行する道の別なる由は、此の卷の末に委く說著すを俟べし運氣論にも五行之精是爲二五緯一とも有り、また天文編尙書に撫二于五辰一と云所の說に、天地氣數合而成二五行一復升爲二五氣一、五氣之精爲二五辰一、聖人正二五事一修二五行一、謂五氣則五辰、自然順レ軌、故曰撫二于五辰一、亦猶三五行之精凝下於地上而爲二金銀鉛汞砂一也、とも見えたり。)さて此の五緯を五行之精と云ひ。五帝之車舍と稱して。其の主宰は五行の神なる由の古說なるに。仰ぎて其の星象を見れば。各々其の色あり。然れば是また狡意を加ふる事なく。五行の精の各々別に凝結せる物と心得べし。(西川正休が天學名目に、紅毛人の說に、五星はみな天の五金の精なりと云へども、此を尋ぬるに詳ならず、唐土の說に、五星は天の五行の精にして、各々五行の色を發す、自然の理なりと云ふ、是理に近しと云へるは然る言にこそ。)〇天左旋。地右動は。玉海三卷に春秋元命苞曰と引たる文と古微書に出せる。河圖括地象の文とに據れり。(但し其の括地象の文に、天左動起二于牽牛一、地右動起二于畢一と有れど、牽牛と云ひ、畢と云へる說は後の附會なれば取らず、)また同書の春秋元命苞と出せる文に。地不レ足二東南一。陰右動終而入二靈門一。(宋均注、右動動而東也、靈門巳也、陰藏二巳也、)地所二以右轉一者迎レ天佐二其道一也とも所見たり。)地不レ足二東南一と云へる古語の義は、既に太古傳の三皇紀に云へり、)天を左旋と云ふことは。古今同一の說なれど。地を右動と云へる古說は。此の二書より外に有ること無し。抑天地日月の旋回のこと。我が神典の旨と赤縣州の古說とを。折衷して稽ふるに。其の初は既に云ふ如く。彼の言ひ難き一の物。乃ち謂ゆる太極。元より大空に根係する所なく。漂蕩として右旋せる。これ三神造化の元運なり。(三神とは、天御中主神

天左動

地右動

高皇産靈神、神皇産靈神を申す、即赤縣籍に謂ゆる、上皇太一、元始天尊、太元聖母是なり、淺人或は。當昔かの一物の、混沌として漂へる時に左旋なりしか、右旋なりしか、誰かは知らむと論ふも有むか、此は今現に日と大地との旋回を驗るに、共に右旋なるを以て其の未分れず混沌たりし時も其右旋なりし事を慮り知たり。)斯て其の物の混沌たる中より。萌騰る物有りて天と爲り日と爲れるが。天は謂ゆる天樞の獨立して改めず。周行して殆からぬ。彼の三十輻一轂に共する道に從ひ。衆星を帥て左旋するを。日は中央に位して。未分の時の元運の隨に居ながら右旋すること。今現に見るが如し。)西川正休云、天體と衆星と、常に東より西に行きて、一晝夜に一周す、是を左旋と云ふ日月五星は各々其の行に遲疾有れど、常に西より東に行く、是を右旋と云ふ、此の左旋右旋の說は黃帝よりの說なるを、宋朝に至りて、儒士の辨に、天も七曜も共に左旋のみ有りて右旋なしと云ふ、此の說始りてより、儒學の徒みな之を唱ふ、甚く天地の正實を誤まる最も嘆ずべしと云へり、其の

謂ゆる儒說は、朱熹の言に、天最健、一日一周、而過一度、日之健、次於天、而少遲、常不及天一度、月尤遲、一日常不及天、十三度有奇。曆家算所退之度、云日行一度、月行十三度有奇、此乃截法、故有日月五星右行之說、其實非右行也と云へる是なり、然は有れど此は玉海三卷に、曆家謂、天左旋、日月五星右旋、儒者謂、天左旋、日月五星亦左旋、其言似不同、會以二法算之、但逆順不同、其歸一揆也と云へる如く、算に於ては違ふ事無れど、實徵より云ふときは、天左旋、大地及び五星は右旋なるに論なし、其は未に委く論ふを俟つべし、)さて大地は天日の分りし後も、なほ元運の任に。日の周圍を一年一周の右旋しつゝ。漂蕩して任けるに。造化の三神。殊に皇祖二神に。是の漂へる國を修固成せと詔命して天瓊矛を賜ひしかば。(皇祖二神とは伊邪那岐伊邪那美神を白す、即赤縣籍に謂ゆる天皇氏、地皇氏なり、此の二氏を天靈地靈と稱し、また天皇氏を天に復命せる後は天皇太帝とも、皇天上帝とも尊稱せり、)二神その瓊矛を以て大地の潮。凝々に攪

回らして。其を天之御柱に見立て。自凝島に國中之御柱と突立給へる、是五岳の第一にて。是より後大地は。かの一年一周の公運しつゝ別に二神の攪成し給へる御手の運びの隨に。また自己の三百六十五日有奇の右轉。及び四游の動あり。此は二靈造化の私運なり。(二靈とは古事記序に、伊邪那岐伊邪那美神をかく白せるに據れり、拗見立とは今の語にも何を某と見たて、某を何と見立るなど云ふに同く、擬ふる義なり、抑此の瓊矛をしも天之御柱に擬へて國中の柱に建給へる由なれば、傳へは無れど、天にも日にも樞軸の御柱ある事知るべし其天なるは天左旋の固め、其の日なるは日輪右旋の固めにて、二神の大地に立給へるは大地運動の固めなり、此を以て彼を准へ、彼をもて此をも准へ知べきなり、斯て大地の御柱は今の一と所のみに非ず、大地の四方中央五所に植て、其の地上に出る柄はやがて謂ゆる地の中を知るべき自然の土圭と爲給へり、此を五岳と云ふ、委くは太古傳また天柱五嶽餘論に論へるを見て知るべし、)斯て月はもと根國とも夜見國とも云ひて。大地の根底に附きて成れる物なるが。天日と大地と斷放れて。晝夜をなし始たる時より。遙に後れて運り始めたるが。此は大地より分りし物なる故に。其の運動の勢ひに制せられて。大地の周圍を右旋する物なり。是ぞ左旋右動の大略なる。(なは天地日月五緯衆星の轉度の委き事は第十五條の末に云ひ月の運り始めの事は第三十四條に云ふを俟て見るべし、)〇天日高一丈地日厚一丈云々とは。天地既に分りし當昔より。萬八千歲の間に。天は漸々に高く大きに。地は漸々に厚く深く成竟たる由なり(日にと云ひ、一丈と云へるにさしも拘はらず此はたゞ漸々に、天も地も廣大に成れりと云ふ事を、かく文なせる物と知るべし、)〇數起於一云云とは。洛書九宮の陽數の位する方々より漸次に天地の成れる義にて。まづ北一に起り。東三に立ち。中五に成り。西七に盛り。南九にして。全く成竟たる由と聞えたり。(洛書九宮の事は古易傳に委く云へり、)〇歷元名握先紀云々は。易緯乾鑿度に取れり。歷元とは。天日と大地と分離して。大地の日を旋り始たる歲日を云ふ。其は尙書中候

に天地開闢。甲子冬至とも有るにて知らる。然は有れど。開闢の昔時己に日に甲子と名け。冬至など云ふ名の有しには非ず。素問の六微旨大論に。天氣始於甲。地氣始於子。甲子相合名曰歳立と有る如く。風甲の運に應じ。天日かつ子に建して旋り始たる故に。神眞次々にしか語り傳へしを後に太昊氏の甲暦を作れる時に。其の歳日を逆推すれば。甲寅歳甲子冬至の日に當れる故にかく傳へたり。(然るは天地混沌して雞子の如きこと、萬八千歳にして、其の凝結の極み、やがて陰氣の極養せる極なるが、陽氣忽に其の中に起り、熟破して天地と分成せるなれば、誠に此の時ぞ陽氣發生の最初なる、然れば此の時しも實に冬至なりし事知るべし)故是を以て。名攝先紀と云へる鄭玄注に。攝先爲歷始名。言無前也と云へり。天地開闢の歳は甲寅。日は甲子の冬至を歷元とする故に。此より前なき由の名なり。斯て是の開闢の歳日より。元年元日と順に數へて。萬八千歳の間を。盤古氏の世となし。天地初立の時とは謂ふなり。○門人碧川好尙云。此の書の初章に擧られむとて。

また別に本文を作られ。注釋をも委く爲し措かれたり。今參攷の料に視す事左の如し。下悉是に效ふべし。

太古之時。有物混成。先天地生。寂兮寥兮。獨立而不改。健兮剛兮。周行而不殆。以爲天下母。吾不知其名。字之曰道。强名曰大。道之爲物。惚兮恍兮。其中有象。恍兮惚兮。其中有物。窈兮冥兮。其中有精。其精甚眞。其中有申。自古及今。其名不去。以閱衆甫。吾以何知衆甫之然哉。以此。

此の條は老子書中に。天地初發に係れる故實を摭撫して。既に赤縣太古傳に出して。委く其の義を說き明せれど。此の書にも始に此事なくては。次次著しもて行く說等に心得かぬる節々有らむ事を惟ひて。再其の大略を擧て發端とは爲たるなり。(然れば此の條及び次條の委き旨は、太古傳に就て見るべし)○有物混成。先天地生とは。此物固より無名にして。陰とも陽とも測られず。其の形質また知べからず。是を以て姑假に物と稱し。混成とは言へり。(凡て事物の可名からざるを、姑

く物と稱すること、古書に其の例計ふるに遑あらず、）斯て是の混成の物。その天地の先に在り。天地も是に因りて出たれば。此の物の初は誰か知らむ。然るに生ずとしも云るは。大らかに語り來し古傳の趣にて實には無始無終の物なり。然れば此の生の字は在の字の意に見るべし。（然るはもし此の物無始ならず、實に始めて生じたる物ならむには、此の上にまた、此の物を生じたる一の物なくば有べからず、若然らむには其の物また何物か生じたると次々に其の母を問もて行たらむに更に止まり有まじき道理なればなり、）然らば是の物の處在は何所なると謂ふに。此は今現に見放る紫微中宮天極星の旋る。天樞と云ふ處にぞ有ける。（是の混成の物と云ふを、古今に老子を釋せる輩、唯に道の有趣を想像せる寓言の如く解きて、一人も極辰なる義を悟り得たる人なきは無識と云べし、）○寂兮寥兮とは。老子翼に王介甫云。寂止也。寥遠也と云へる如く。遠く彼處に止住する義にて。獨立して改めざる趣を形容せる語なり。○獨立而不レ改とは無始より紫宮の中央に獨立して。固より父母なく無上至尊にして。其の居を改めず寂寥たるを謂ふ。○健兮剛兮は。周行して殆からぬ趣を形容して己が補へる語なり。（然るは獨立而不レ改、周行而不レ殆と二句反對の文にて、上には寂兮寥兮といふ形容の語を冠たれば、下にも必ずかくの如き形容の語の有しが脱去せること疑なく所思ればなり、）（○周行而不レ殆とは。其の居所をこそ改易せざれ。紫微太虚の中央に居を定め。常久に周旋して息ざれど。轉墜の殆なく健剛なるを謂ふ。（但し然は周行すれど、其は自然に其の元氣の、發動ずるに依る事にこそ有れ、爲こと有りて然るに非ず、其の由は太古傳に論へり、）○以爲二天下母一とは。總て天下なる萬有の母たる由なり。母と云へるを以てこを陰物とな思ひそ。萬物の大本たる義をもて姑く母と云へる耳なり。（然れば此の母の字は、祖の字の意に見て在るべし、葛西質が老子輻注に、天地之母と改めて始字與二殆字一相叶と云へれど非なり、其の由は太古傳に委く論へり、）さて此の物天下の母たる耳ならず。天廓また此の子あるが故に。其の左旋これに法とり。衆星また

之に共して左旋を爲す。是をもて老子殊に、三十輻共一轂と云へる譬へあり。此の語の葛西質が注に。論語云。爲政以德。譬如北辰居其所而衆星共之。北辰是一轂。衆星是三十輻。其次接之云。詩三百一言以蔽之。曰。三百之詩是三十輻。一言之思無邪。是一轂。孔子亦嘗嗣述此文法也と云へるは。信に理たる說なり。(また此につきて按ふに、史記の自序に、三十世家を作れる故を云ふとて、二十八宿環北辰、三十輻共一轂、運行無窮、輔弼股肱之臣、配焉と云へる孟康が注に老子の此の語を引き師古が注に、言衆星共繞北辰、諸輻咸歸車轂、若文武之臣、尊輔天子也と云へるをも思ひ合すべし。)扨この爲天下母と云ふまで上古の傳說にて。是より以下は老子の自語なり。(凡て老子に然る文法多きことは太古傳に委く論へるを見るべし。)()吾不知其名。この吾は老子自なら言へり。語の意は。其の混成せる物は天下萬有の母たる由なれど吾その名を聞知らずと云へるなり。()字之曰道。强名曰大とは。說文に名自命也と有りて。幼には父これに命じ。長りては

自ら命ずるを。字は禮の郊特性に。冠而字之敬其名也と有りて。他より命ずる例なり。是を以て字をば只に字之と云ひ。名をば强名とは云へり。(又若くは老子元より、道可道非常道、名可名非常名と云へる意なれば、此の名字共に實の實として假に設けたる意なると知るべからず、さて此の物を道と字せん義は。葛西質が言に。道字於文爲首辵。古文作衜。又作衟。先導之人也。遂轉爲履行之道。鴻濛之世。芒々九州。不知所向。有一人辨四方者。爲之先導。衆人從之。先導之跡。可守而行。是爲履行之道。本經所擧道字。多爲先導之道。(唯有道若類、大道甚夷而民好徑、此二者、爲履行之道。)分道導爲二字。後人之誤也。)德得也。得一於道。各以正己。其字於文爲彳悳。其行唯道是從。道爲先導。德爲後從。道德二者。皆以行爲義。是老子立言之意也と云へるは。管子に。道者先王之所以導民也と有るに據り。說文に本づける說にて能く叶へり。(說文に道所行道也、从辵从首、一達謂之道。徐鍇が繫傳に、道者蹈也、人所蹈也、於文辵首

爲道、是者乍行乍止也、首始也と云へり、また韵會に音導、文紀道民之路、論語道之以政、道千乘之國、並音導と有るなどをも思ひ合すべし、）然れば此を道と稱せるは。周行而不殆と云へる古語を承て。其の健行の元氣に。宇宙の樞機を爲し。萬有の造化を爲す先導たる義を以て字せるなり。亦大と名けしは。其の玄德の大を謂ふは固にて。乃大の古文を卯と書きて人形に象れる字なれば。乃ち先導の一神人と觀象たる名と聞えたり。（實に此は觀象のみに非ず、萬有生活の本體なれば、然も有べき事にこそ、强名としも云へるは、此に亦有けむも知べからず、○道之爲物とは。道と字せる物の有趣はと云ふが如し。恍惚とは。其の物の陰陽不測なるを云ひ。窈冥とは。其の眞の視聽に及び難きを謂ふ。然るに其の窈冥なる中に。諦に象あり物あり。其の象物いと精にして。かつ甚眞なり。是を以て。窈兮冥兮。其中有精。其精甚眞と語を疊ねて諦に諭せり。（老子億と云ふ物に、恍惚窈冥、皆幽深微渺、不可爲象之意、物即象也、眞即精也、變文叶韻、與詩僻相似、遂句

而爲之説則鑿矣と云へり、信に此の説の如し、）然れば象と云ひ物と言ひ。精と云へる語こそ異れ。かの道を字せる一物の中なる。大元主宰を云ふ。道と字せる物をも物と稱し。其の中なる精眞をも物と稱せる其の稱の同きを以て思ひ混ふる事なかれ。彼をも此をも物と云へるは假名なり。（かの輻注に、道之爲物一句、隱然以生物視之、恍惚倏忽也、視之不以目、聽之不以耳、靜心想觀、若有若無、恍惚之間、隱然有儀有象、隱然有物可則、窈冥之中有精神、確然非死物也と云へるも然る言なり、）○其中有申は。説文に申神也と有りて古への神の字なり。（諸本に申を信と作るは、古申信同音の故を以て、古書どもに屈申の中にも信を書るが多かれば、此も同音に因りて信の字を書たりと所思れど、胡亂しければ改めつ、其は淮南子に東方陽州曰申土と有るは神土の義なるに據りてなり、）易大傳に。陰陽不測之謂神と有るは神の古義にて。其體を陽とも陰とも測り定め難き靈妙の德を云へる古語なるを惟ふに。是の道の中なる象物と稱し。精眞と指たる

物は。天地萬有の祖なれば。世の最初より打任せて申と稱せるは。此の神なりし故に。かく言へると聞えたり。(本のまゝ信の字にても強ひて說かば說るめれど、申の字の允當なるに若かず、委くは太古傳に就て見るべし。)○自レ古及レ今。其名不レ去とは此申眞はも。恍惚窈冥の中に在りて。臭も無く聲もなき物から。古へより今に至るまで神と稱す名は去こと無しと云へるなり。(斯て其心裡に、道の道と爲べきは常道に非ず、名の名と爲べきは常名に非ず、斯の如く古へより去ざる名こそ、眞の名なれと云へる意なり。)○以閲ニ衆甫ニとは。甫は始なり。閲は說文繫傳に。一曰。察也。出レ門者察。而數レ之也と云へる義にて。彼一物の門より出る元機の趣を以て。衆物の始は悉くその神德に生成する道理を撿察し得たる由なり。(或說に、閲歷也、甫與レ父同、男子之美稱、衆甫者古今歷代之聖賢也、自レ古及レ今、道之屬ニ於衆父ニ久矣と云るは拙解なり、衆聖賢を衆父と云る言の有べくも非ず。)○吾以レ何知ニ衆甫之然ニ哉以レ此とは。吾は老子自から稱ふなり。文の意は吾何を以て是精眞の天地衆物の甫なる事を知ると言ふに。古へより今に至るまで。申と稱せる名の去ざるを以て此を知ると反復して丁寧を盡せるなり。(是の精眞を、決然として、實物に歸したること此の一語にても知るべし。)さて關尹子ニ柱篇に。天非ニ自天ニ有ニ爲レ天者ニ。地非ニ自地ニ有ニ爲レ地者ニ。譬如ニ屋宇舟車待レ人而成ニ。彼不ニ自成ニ。知ニ彼有レ待。知ニ此有レ待と云へる語あり尹喜は老子傳道の弟子なれば。此は其の師の面授に受たる說と聞えたり。(尹喜は劉向が列仙傳に、書九篇を著して、關令子と名くと云ひ漢書の藝文志にも關尹子九篇、名喜、爲ニ關吏ニ老子過レ關、喜去レ吏而從レ之とあり、隋唐の志には其の書名を漏せれど、劉向が校定序、また葛稚川の後序ある本も有りて古書なり、然れども惜きかな中に後人の攙入文も多かれば能く擇びて用ふべき書なり。)斯て此の文に。天を爲し地を爲す者ありと云へる其の者は右に謂ゆる道の精眞にて。次に見えたる九天の上。大清の中なる。天地衆物の太祖。上皇太一神にぞ有ける。(天經或問天地原の所に、尹子が右の語を標章して、古今謂、天地之始、

鴻洞深眛、未可臆譚、與其揣摩啓疑、不若緘黙存信、噫是亦未深思也已、夫天之有體、非自爲體也、有所以爲骸者、地之有形、非自爲形也、有所以爲形者、天之與地皆有原也、天地主宰、先天無始、後天無終、其極軸之全能、運于於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云へるは、信に然る言なり。）（門人好尙云。此所に追次て載せる條は前條に接續せる章なり。見む人其の意を得てよ。

上皇太一者道之父也、天地之先也。乃在九天之上。太淸之中。太冥之外。微細之內。元氣是耳。道生一一生二。二生三。三生萬物。萬物所出。造於太一。化於陰陽。萌芽始震。凝寒以形。中央者太一之位。百神仰制焉。

此の條は老子中經。及び道德經。また鶡冠子の文を取れり。其の由は太古傳に就て見るべし。〇此の神の事なほ中經に。上々太一とも。太一道君とも稱し。千歲之人。飛上天上謁上皇太一とも言へり。楚辭東皇太一歌に。吉日兮辰良。穆將愉兮上皇と有る王逸注に上皇謂東皇大一也。日謂甲乙。辰謂寅卯。穆敬也。愉樂也。言己將修祭祀。必擇吉良之日。齋戒恭敬。以宴樂天神也と見え。（林西仲が楚辭燈に、舊注を引きて、大一天之尊神、祠在楚東。故曰東皇也と云へり。）史記封禪書に。亳人謬忌。奏祠大一方曰。天神貴者大一也云々。天官書の正義に劉伯莊云。大一天神之最貴者也など有るは。即是大神なり。（なほ諸書に、此の說多く所見たれど、盡は引出ざるなり。）さて道之父也と有る道は。彼の混成せる一物の。道と字し。强ひて大と名けたる物を云ふ。此神ありて其は屋宇舟車の人を待て成るが如く。此の道あるが故に。道之父とは稱せるなり。〇天地之先也とは。前條に先天地生と有るに同く。天地と分るゝ物の未生ざる時より。始なく御せる故に如此言へり。（然れども老子豈この上皇太一と、共に立て知る者ならむや、此は是の神により出て、天地を鎔造し、萬物を化生せる天神等より次々に傳示し來れる眞詁の古說なるを、老子傳承して、また次々に玄學の家に傳來せる者なり。）

○九天之上とは。九天をまた九野とも謂ふ。下に見えたり。○太清之中とは。九天の中央。即ちかの紫微中宮を云ふ。鶡冠子度萬篇に。聖人。其徳上及太清。下及泰寧。中及萬靈とある太清是なり。（陸佃が注に、太清天也、泰寧地也と云へるは委からず。）○太寞之外とは。雲笈天地部に。大洞經曰。太寞在九天之上。蓋謂寞氣極遠絶乎と有り。然れば外は乃上と云ふが如し。（淮南子地形訓に、北方曰大寞とも見えたり。）○微細之内とは。かの恍惚窈寞たるを謂ふと通えたり。○元氣是耳とは。古く上皇太一と白し傳ふれど。此は他より白せる名にこそ有れ。實の名は知らず。天地萬物の元氣の本つ神に坐せば。此の神やがて元氣ぞとなり。（但し此は太清中宮の大元氣なるが、此の元氣に資りて、其の眞下にまた一の物生れり、其は下文のごとし。）淮南子要略訓に。知變化之紀說。符玄妙之中通。迵造化之母也。高誘註に。造化之母。元氣大一之神也と有をも思ひ合すべし。○道生一と有る道も。彼の天地に先立て混成せる一物を指して云へり。其は即彼の天樞の處にて。

其の衆妙門内より出る自然の玄德に資りて。其眞下の大空に。また陰陽混交せる一物の生れるを謂へり。即ち謂ゆる無中に有を出せる始めにて。下條に大極未分。渾沌如雞子と有るは即ち是なり。其は前條に。有物混成。先天地生。以爲天下母。吾不知其名。字之曰道と有るを。此の文に。道生一と云へるに相照して辨ふべし。（古今の注家、むげに此の義を辨へず、彼の物と此の一とを混視して說を爲し、彼は天極上に先生して母たり、此の謂ゆる一は其極下に後生して其の子なる事を知ざるは無識と云ふべし。）然は有れど。其は何として出せりと云ふ事は。和漢の古傳に所見無れば知ること能はず。其はた聞ふべき事にも非ずかし（但し西洋の經質亞といふ國は能く上世の事實を重むじ傳ふる國なるが、此の國の古說に、太古の時に、祁邇夫といふ大神無始より在りて、此の神の口中より一の卵を吐出せるが、漸々成長して、此の全世界と成れり、天地日月星辰人物、みな是の卵中の物なり、是の大神やがて造物主にて、世界第一の尊神なるが、其の神像は巨大にし

て手に卵を棒ぐる形なりと云ふ、由有げなる説なり。）さて一生二と云ふより以下は。淮南子天文訓に。道始於一。一而不生。故分而爲陰陽。陰陽合和而萬物生と有るを引合せて説べき由あり。然るは大極とは繫辭傳に。易有大極。是生兩儀とあり。孔疏に。大極謂天地未分之前。元氣混而爲一。即是大一也。故老子云。道生一。即此大極也。與禮之大一。其義不殊。皆爲氣形之始也。禮之大一とは。禮運篇に。夫禮必本於大一。分而爲天地。轉而爲陰陽とあり。其の疏に大一者。天地未分。混沌之元氣也と云へる是なり（斯て大一と云ふ語の義を、極大曰大、未分曰一、其氣既極大而未分、故云大一也と云へり、此は實に然る説の如く聞ゆれども、仍然らず、彼の北辰太一の玄德に成れる物にて、天地萬物の一なる故に、之をも聽て大一と稱せるなれど、彼を太一と稱ふと、此をも大一大極と云ふとは固より異なり思ひ混ふべからず。）繫辭傳に兩儀と有るは。即天陽地陰なり。禮運の文と相發して辨ふべし。然れば一生二とは。其の一物分りて。天地と成れる

義なるが。天地やがて陰陽の本象なる故に。天文訓には。一而不生。故分而爲陰陽と云へり（なほ委くは太古傳の盤古眞王紀に註ふを見るべし。）二生三とは陰陽既に分り。その中氣合和して。三才の備れるを云ひ。三生萬物とは。三才備りて萬物の生れるを云ふ。其は河上公が章句に。道始所生者一也。一生陰與陽也。陰陽分爲天地人也。此三共生萬物也。天旋地化。人長養之也と云る義なり、（なほ其の疏に、天旋地化の文を釋して、自天雨露霜雪降澤、地亦各布化功、人亦養農植畜牧、三才位而森羅萬像、蠢動含靈、莫不爲化育也と云ひ、冢田虎が注に、一者天地之始、無名者不二而已、乃爲天爲地、是一生二、既有天地而後人生、乃有天地人之名、是二生三、有天地人之名、而後萬物皆有其名、是三生萬物、所謂有名萬物之母など云へるも然る言なり。）○萬物之所出。造於大一云々は、呂覽の大樂篇に採れり。本書是より前に。大一出兩儀。兩儀出陰陽。渾々沌々。離則復合。合則復離。是謂天常。（高誘注天之常道也、）天地車輪。終則復

始。極則復反。莫不咸當。日月星辰。或疾或徐。日月不同。以盡其行。(高誘注不同度、有長短也、以益其行度也、)四時代興。或暑或寒。或短或長。或柔或剛と言ひて。此の文に聯けり。(なほ同篇に。道也者、視之不見、聽之不聞、不可爲狀、有知不見之見、不聞之聞、無狀之狀者、則幾知之矣、道也者至精也。不可爲形、不可爲名、彊爲之名謂之大一云々とも云へり、此は皆老子を祖述せる語等なり、)さて高誘註に。造始也とあり。天地は萬物の始なり。然るに其の天地は大一より出せること上件の如し。是を以て萬物の所出を。大一に始まるとは謂へり。然れど其は陰陽二に化せる故に。初めて萌芽し。初めて震動し。凝寒して形を成たる義なり。(上に引たる淮南子に、一而不生、故分而爲陰陽とあると同じ意なり、)○中央者大一之位。百神仰制焉は。鶡冠子泰鴻篇に採れり。中央とは即上に說たる。紫微宮天樞の所にて此は上皇大一の常居なる故に位とは謂へり。百神その制を仰ぐ事は其所に居て衆星これに共ふを以ても知るべし。(淮南子詮言訓に、洞同天地。渾沌爲樸、未造而成物、謂之大一、同出於一、所爲各異云々の注に、大一元神、總萬物者也と云ひ、要略訓に原道者盧牟六合、混沌萬物、象大一之容、注に盧牟猶規模也、大一之容北極之氣、合爲一體也なども言へり、)中山玉櫃經に、夫大一眞君。是北極大和元神也。神通變化。自北極紫微宮。經過於天地間。滋育萬物。在天則五象明焉。在地則草木生焉。在人則神識靈焉。在鑒則五行察。在化四運變。聽之不聞視之不見。搏之不得。故謂之玄。謂之象。是知道以眞正爲玄關。專精爲要略。倚於此者則無所不通也とも見えたり。此等の語等をも惟ひ合せて。是大一の玄德の大なる謂を曉るべし。(但し先づかく大一の玄元を問ねて、後に我人ともに、其の大一に體する法あり、是を眞一の道と謂ふ、此は別に委く記せる物あり、)

〔二〕天有九野。九千九百九十九隅。去地五億萬里。何謂九野。中央曰鈞天。東方曰蒼天。東北曰變天。北方曰玄天。西北曰幽天。西方曰皓天。西南

曰朱天。南方曰炎天。東南曰陽天。圜圍三十一億四萬一千六百里。分爲三百六十五度四分度之一。是天之一度。八千六百一里。一千四百六十一分里之三百三十九。

此の條は東南曰陽天と云ふまで。淮南子の天文訓を取りて。呂氏春秋。尙書考靈躍を挍合し。(但し三書共に、なほ各天の下ごとに二十八宿の星名を分配したれど、前後の本文と重復すれば省けるなり。)圜圍と云ふより以下は予が文なり。(其由は下に委く論ふを見て知るべし。)○此の天は下の條條に出る天極星以下。匏瓜に至る衆星列宿の在座せる天にて。天學家に謂ゆる經星天なり。或は衆星天とも。恆星天とも謂ふ。其は本書に。是各天に二十八宿を分列せるを以て知べし。(天經或問に、恆星亦名列宿、亦名經星、云恆者、謂其終古不易也、云經者、以別五緯南北行也、其數甚多、莫能窮盡、今已測定、稽其大小、分爲六等、此皆有名之星、共計一千一百六十有六、微星之概、萬一千五百二十、至於天漢、是無算小星、接聚一帶、如白練焉、較古之測、精密極矣、大陵積尸等、亦小星、攢聚以成、此不能以數名、總曰天漢積尸云と云へり、信に此の言の如く、古昔の天文訓天官書等の測に較ぶるに、晉隋の天文志より後の星象圖類は益精く、天經或問に至りては、實に精密極まると謂ふべし、然るに我その精密を取らず、古への略麁を取ること深く惟ふ旨ありて、後生の精密を知らむと欲する倫は然る星翁に就て學ばしめむとなり。)

門人好尙云。此天の事を師の前說に。○此の天は前條に說たる天の大廓にて。後の天文書類に。常靜天と云ふ者乃ち是なり。何を以て其の常靜なるを知ると云ふに。其の頂上謂ゆる天樞の常靜にして。其の下衆星天の左動するを以て。此の天の實に常靜なる事を知れり。(天經或問、常靜天の辨に、凡測量動物、必有一不動之物爲準、如舟行水中、遲速遠近、苟非以不動之地爲準、則若干道理、何從而知之、若以此舟度彼舟、則芒然耳、自宗動以下、隨時展轉而行不同、若以動論動、雜糅無紀、將何憑籍、用資考筭、其上有不動之道、不動之度、不動之極、然後諸天運

行、依此立筭、凡所云若干度分、一周天之類所言天者皆此天也、不動之極對地中心、至大之天、至小之地、通軸于一、而後諸天錯行不忒也、故天之動者以靜爲基天之外體漸遠、漸遲、以至于不動、者常靜是也と見え、西川正休が言に專らにて、古人自然の理に因りて、諸天の上に常靜の一天を立たり、易の道理を論じ、或は人間萬物造化の實理を云ふに、此の天もとも肝要なりと云へるは共に然る事なり。)

○九野九千九百九十九隅は。高誘注に。九野九天之野也。一野千一百一十一隅也とあり。此の天に然計りの隅々ある由なり。(千百十一隅を九野都ては九千九百九十九隅なり。)天を野としも謂ふは。廣原に似たる故にて。皇國の語に天原と云ふが如し。○去地五億萬里は。其の經星ある處より。大地の中心に至る里數の古傳なり。意は本書どもに億と作き。諸書みな此の字を用ひたれど。誤字なれば今の本文には正字を用ひつ。其は說文に。意滿也。从心意聲(一云、方言曰、臆滿也、廣雅曰、臆滿也、漢將君碑、餘悲憑億、皆意之假借字也。)

从心啻聲と有るにて知るべし。(億の正字は意なるを、後に人を从へて億とも作たるを、又後に億とは誤れるなり、說文心部の段注を見て知るべし。)さて說文に意字の條に。一曰。十萬曰意と云へる文有るに就て論ひあり。其はまづ此の文の義は。許愼當時の。萬々曰意と云ふ制を奉じて在るが故に。十萬曰意と云へる說を。一曰と擧たるなり。(說文中に、一曰と云へる文許多あるが、皆此の文例なり。)然れど此は誤なり。意滿也。从心啻聲。十萬曰意。今曰萬々爲意と作べき文なり。然云ふ故は。此の數のこと。國語の鄭語に。合十數以訓百體。出千品。具萬方。計億事。材兆物。收經入。行姟極と有る文の次第を察るに。十々を百と云ひ。十百を千と云ひ。十千を萬といひ。十萬を兆と云ひ。十意を兆といひ。十兆を經と云ひ。十經を姟といふ次第なり。(右鄭語の文にては、經もも姟數の名なり、何なりけむ前に見たる書の、名を忘れたりしが萬兆曰京、萬京曰姟と云へる事も有りき。)然れば詩の鄭玄が箋に。十萬曰億云ひ。禮の王制の注に。億今十萬と

いひ。周髀の趙爽が注に。其言レ億者。十萬曰レ億
也と有るは鄭語の文によく叶へり。然るを毛詩の
傳に。萬々曰レ億とも。數萬至レ萬曰レ億とも云へ
るは說文に。十萬曰レ億を一曰と出せるに同じ意
にて。秦代以往の古書なる億の注には非なり、(其
は右鄭語の文にて云むにも、十は一を積み、百は
十を積み、千は百を積み、萬は千を積たる數なれ
ば、億も萬を十積せる數なるべきを、打越して萬
萬を積むべき謂有なむや、)國語の韋昭が注。右
鄭語の文には。賈唐說。皆以二萬々一爲レ億。後鄭
司農云。十萬曰レ億。十億曰レ兆。從二古數一也。數
極レ姟。萬々兆曰レ姟云々と云へるを見れば。賈唐
說を取れる趣に聞ゆれども。楚語の注に。十萬曰レ
億古數也。今人乃以二萬々一爲レ億と云へるを思へ
ば。鄭說を取れるなり。(然も有べき事は、周代の
古書を注するに、當時の今數を用ふまじき道理な
ればなり、)扨また韵會に。詩禾三百億兮鄭注。十
萬曰レ億。毛曰。萬々曰レ億。孔疏云。今九章筭術。
皆以二萬々一爲レ億。鄭以二古數一言レ之。韋昭云。十
萬曰レ億古數也。秦時改レ制。始以二萬々一爲レ億。內

則注疏。億之數。有二大小二法一。其小數以レ十爲レ
等。十萬爲レ億。其大數以レ萬爲レ等。萬々爲レ億と
あり。詩の孔穎達が疏に。十萬曰レ億は古數なり
しを。秦の時より制を改め。始めて萬々を億と爲
たりと云へるは。信に然るべし。(始皇は總じて然
る新制を立る事を好む性なる王なればなり、)斯て
漢代に至りては。都て秦制を用ひしかば。其より
後は億と云ふに謂ゆる大小二法の出來しを。鄭玄
は古數を用ひて古書を注し。毛萇許愼は今數を用
ひしなり。(然るにても毛萇が古語を傳せる許愼が
古字を解せる、共に古數を旁になくして今數を取
れるは、何に非事ならじやは、)もし古昔に萬々を
億と云ふこと有ましかば。幾億幾千萬。また幾億
幾十萬など云ふ數の無くては叶はぬ事なるを。秦
漢以前の古書に然云へる語なく。幾億幾萬と計へ
たる語は數知らず多かり。(或人語りて云けらく、
山海の東荒經に、一曰、五億十萬九千八百步と云
へる文あり、億もし萬々ならずは、如此云ふまじ
き事なりいかゞ、答ふ其は劉歆が校文にこそ有れ、
本文には五億十選云々とありて、十萬の事に非ざ

るを、古來この文を解し得たる人なく、已近頃考へ得たる說あり、其は第[ ]條に云ふを俟べし。)然れば萬々を意と云へる文は。秦漢以來の書には有もやすらむ。其の以前には絶て無き事と知べし。秦漢の書と云へ共。呂覧淮南子などに億と云へるは。皆古數の十萬を謂へり。(然るは此の撰者ら二人共に、古實を傳ふる事を專とせし徒なればなり、此の義は俗の經學者などの得知ざる事ぞかし。)さて此の本文なる五意萬里は謂ゆる古數にて五十萬里なり。然るに是の里といふに就ても論ひあり。其は後漢以前の里法は。みな彼邦の古里法なるが、(後漢以前を同里法と云ふ由は、別に著せる赤縣度制考を見て知べし。)此は尺度より出れば。先是の事より云むに。赤縣度制考に委く論へる如く。彼の邦の古尺は。太昊伏羲氏の制にて。其の尺は乃皇朝の曲尺七寸五分なるが。其の六尺を一歩となし。三百歩を一里と爲たる者なり。(是をもて彼の邦の古法に一丈と云ふは、我が七尺五寸なり、一歩は我が四尺五寸なり、一里と云ふは、我が朝の三町と、四分町の三にて、此を間に直せば、四十五間なるが故に、我が朝の三十六町一里は、彼邦の古法の九里六分に當る謂なり。)然れば本文の謂ゆる五意萬里を皇朝の里法に譯せば。五萬二千八十三里。九十六分里の三十二に當る。然るに此は例の經星天際より。地心に至れる。謂ゆる地上に出る半徑の里數なるが。其の地心よりまた謂ゆる地下に入る里數も。同數なること論ひ無れば。上下の數合せて十意萬里。これ經星天內の全徑にて。此をまた皇朝の里法に譯せば。十萬四千一百六十六里と九十六分里の六十四に當れり。(天經或問に、經星天離ニ地心ニ三萬二千二百七十六萬、九千八百四十五里餘とあり、此の三萬は即ち古數の三意なり、然るに明の里法は、量地尺とて、我が曲尺の一尺七分强なる尺を用ひて、其の五尺を一歩とし、三百歩を里と爲せば、其の法によりて、是の三億二千二百七十六萬、九千八百四十五里を、皇朝の里法に譯すに、四千二百七十八萬、六千七百三十二里と、七十五萬四千三百六十九分里之、二十六萬七千八百九十二なるが、此は半徑の里數なる故に、倍して全徑の數と爲せば、八千五百五十

七萬、三千四百六十四里と、七十五萬四千三百六十九分里之、五十三萬五千七百八十四なり、然れば經文の五億萬里を倍して、十億萬里なるを譯せる、十萬四千一百六十六里云々の里數とは懸隔なる相違なり、仍下に論ふを見べし。）天際に至る里數の古說。是より大なるは有ること無し。（天經或問に、經星天の上に宗動天と云を立て、其の上に常靜天を立てゝ、宗動之天、包絡轉運諸天者、其離地心、有六萬四千七百三十三萬八千六百九十里餘、其餘遠近、各有測算之法、測量之器、夫測器之在曆象家、猶之工師準繩規矩也、原靈臺、止有圭表、景符、簡儀、渾天儀諸器耳、今新法乃倣西域古賢所增置者、而有象限儀、百游儀、地平儀、弩儀、天環、天球、紀限儀、渾蓋簡平儀、黃赤全儀諸器、巧妙精絕、外更有地平晷、立晷、百游晷、通光晷、柱晷、瓦晷、碗晷、十字晷、星晷、月晷、此皆測影之器、若遇陰雨、則有自鳴鐘、沙漏、水漏、窺天則有遠鏡、見其界限分明、星躰微渺、此諸器晷、惟鏡最巧、實非荒唐之言、揣摩之見、直是一毫不爽者、然高

低尚有定位、而行天轉旋皆可測也と云へる六萬は、即六億萬に當れば、本文の五億萬里に、一億四千七百三十三萬八千六百九十里餘多かり、然れど此は然る精器を作りて測量せるにも有れ、凡人の察考なる故にや、是より後の測量には此の書に云へるとは、參差せる測量も多かれば、此の後も尚其の測量の改まる事多かるべし、天地距離の里數、今の本文より狹小なりと云ふ測量ならずは、事に害なければ、其の測量は左まれ右まれ、拘はる事なく我黨の小子は、今の本文を用べきなり。）なほ下に論ふを見るべし。◎中央鈞天とは。まづ中央と云ふに就て心得べき事あり。其は既に謂ふ如く。天地の實躰より云ふときは。天の中央はかの天樞の所にて。地の中央はその直下崑崙の所なれば事もなきを。人の所居につきて四方を云ふときは。其の頂く處を中央とする故に。四方また從ひて替る事なり。（周髀算經の趙君卿が注を始め、天文家の說に、北辰正居天之中央、人所謂東西南北者、非有常處、各以日出之處為東、日中為南、日入為西、日沒為北云々と云ふは此の

義なり、天地の實躰より定むる四方の事は、太古傳に委く注せるを見るべし。)さて皇國また赤縣州などは。崑崙の出地三十度より四十度の處に下りて在るが故に。天極をやゝ横に受けて。其の頂く天は中帶と天極との間に倚れり。本文に中央と云へるは郎ち是の天にて。其の東西は天地實體の東西に同けれど。其の北は天地實體の上なり首なり。其の南は乃天地實體の下なり尾なり。(曆法に日の出入を云ひ、春秋二分、冬夏二至を云ふ、東西南北みな是なり、是を以て曆家の書に、人所謂東西南北者非有常處云々と謂へるなり。)さて鈞天は本書の注本どもに其の說なし。前漢の賈誼傳に。大鈞播物と有る注に。言造化爲人猶陶之造瓦と云ひ。韵會に大鈞天也とも云へれば。中天なる故にかく名たると通えたり。(五行大義九天の所に、今の本文を擧て、鈞極也、布極四方、亦曰極天と有れど、此は天の實體より云ふ天極の天名と見たる說なれば取らず、○素問に出たる大始天元冊文には、中央を黅天と稱せるを張介賓注に黅黃色土氣也と云へり。)○東方の蒼天は。五行大義に。東方色青也と云ひ。東北の變天は。高誘注に。陽氣始作。萬物萠芽。故曰變天とあり。(蒼天を、考靈曜には皡天と作り、廣雅には上天とあり、○太始天元冊文にも、東方を蒼天と稱して、張注に、蒼青色木氣也と云へり。)○北方の玄天は、大義に。水色黑。故云玄天と云ひ。西北の幽天は。高誘注に。幽陰也。西方季秋。將即於陰。故曰幽天とあり。(天元冊文にも、北方を玄天と稱して、張注に玄黑色、水色也と云へり。)西方の皓天は。高誘注に。皓白也。西方金色白。故曰皓天也と云ひ。西南の朱天を。朱陽也。西南爲少陽。故曰朱天とあり。(考靈曜には、西方成天とあり、天文訓には顥天と作り、今は呂氏に據れり、○天元冊文には、西方を素天と稱して、張注に素白色、金氣也と云へり。)○南方の炎天は。大義に。火性炎上。故曰炎天也と云ひ。東南の陽天を。高誘注に。東南純乾用事。故曰陽天とあり。(考靈曜には、南方赤天とあり、○天元冊文に南方を丹天と稱して、張注に、丹赤色、火氣也と云へり。)○周天三百六十五度。四分度之

一云々は。上文に天より地心に至る半徑の里數を。五意萬里と有れば。其の全徑は十意萬里なること。上に謂ふ如くなるが。其の圍圜は全徑の三倍ありと謂ふは。尋常の談にて。古くも然定めたる例も有れど。其は略算なり。(こは既に周髀算經にすら、四極徑、八十一萬里、周二百四十三萬里と云ひ、內一衡徑、二十三萬八千里、周七十一萬四千里など云る類は略算なり、然るを其の注者らの言に、以三乘徑即周など云へれど、皆非說と知るべし。)篤胤むかし善算の者に聞たるに。三一四一六の數とて。譬へば徑一尺なる物の周圍は。三尺一寸四分一厘六毫ある物ぞと云へり。其の實を驗むるに。信に此の言の如くなれば。今此の法を用ひて十意萬里の圍圜を算ふるに。三十一意四萬一千六百里あり。(一意と云ふは十萬なれば、此は三百一十四萬一千六百里と云はむも同じ事なり。)此を古法の如く。周天三百六十五度四分度之一に立て。其の度ごとの里數を算すれば。八千六百一里。一千四百六十一分里之三百三十九あり。(此を皇國の里法に譯せば、三十一意四萬一千六百里は、三十二萬七千二百五十里に當り、此の一度は八百九十五里、九十六分里の九十に當る。)仰天地に度と云ふことは。第二十[一]條の經文の如く。其の原は天常の太昊氏に錫へる。靈龜の甲文より起りて〇介[illegible]云靈龜ノヿ經文ニ見エズ第三十三條ニ龜甲文ノヿヲ注タマヘリ此を天にも地にも配當せるが。天は大に地は小なる故に。同く三百六十五度四分度之一とは謂へど。本里數に譯すれば。互に異なり。其は是の經星天と。大地との度の相異のみに非ず。五星の轉度も各々異なるが。其は此經星天の度と。大地周旋の度とに比例して知べき法あり。下に謂ふを俟べし。

〇好尙云。此の所の前說に。〇圍圜とは。右九天の周圍を謂ふ。天度を三百六十五度四分度之一と定むる事は。もと大地の一歲に一周する間を度れるに起りて。其を天霡に割付たる者なり。是を以て天にも地にも此度をいふ然るに天は大に地は小なるが故に。同く三百六十五度四分度之一とは云ふなれど。眞の里數に譯するときは。大きに異なり。(但し此は九天と大地との度の異なる耳に非ず、五星の行にも此の度を稱ふを、各々其の行天

の遠近に從ひて其の里數の異なること云ふも更なり〕扨是の九天に謂ゆる一度を赤縣の六町一里の里數に譯すれば如此なる由なり。二千九百三十二里は。皇朝の四百八十八里と二十四町に當り、千四百六十一分里之三百四十八は。一町と二十五間四尺四寸九分七厘餘に當る。然れば經星天の一度は皇國の四百八十八里二十五町二十五間四尺五寸許なり。〇周天一百七萬一千里は。三百六十五度四分度之一を總たる彼處の里數なるが。此を皇國の里數に譯せば。十七萬八千五百里にて。是經星天の霖內規里數なり。(此說に據りて計すれば、天廓內規の直徑五萬九千五百里なるべき訓なり〕但し此の天地相去る里數及び周天の里數共に古傳の實數には非ず。曆法を立るが料に。日[]を測量して假に定めたる數なり。其は六朝宋書の天文志王蕃が論に。諸家曆法。參差不レ齊。洛書甄曜度。春秋考異郵皆云。周天一百七萬一千里。一度爲ニ二千九百三十二里。七十一步。二尺七寸四分。四百八十七分分之三百六十二。(周天一百七十萬一千里と云ふは本文と同くして、一度の里數のかく參差

ある事は、各々日[]を測量して得たる數なるが故なり〕陸績云。天東西南北徑。三十五萬七千里。此言ニ周三徑一ー也。周禮日至之景(一本作レ徑、)尺有五寸。謂ニ之地中一。鄭玄云。凡日景于地千里而差ニ一寸。景尺有五寸者南戴日下萬五千里也。以レ此推レ之。日當ニ去ニ其下地一八萬里一矣。日邪射ニ陽城一。則天徑之半也。天體圓如ニ彈圓一。地處ニ天之半一。而陽城爲レ中。以ニ句股法一(求弦法入)言レ之旁(一本無ニ此字一)萬五千里句也。立ニ八萬里股一也。從日邪射陽城弦也と有るにて知べし。(陸績は三國の時の吳人なり、天東西南北云々の說、晉志に委く見えたり〕なほ此の外に日影の測量ならで。諸書に天地の里數を云へる說の許多あるを因に二三つ記し出むに。まづ本書考靈曜及び天文訓に。天去レ地五億萬里と云ひ云々〇とあり、此下缺て今知るべからず。

〔三〕紫宮者太一之居也。極星與レ天俱游而天樞不レ移。環之匡衞十五星曰ニ紫微垣一。其西蕃七。其東蕃八。在ニ北斗北一。極星旁三星三公。後句四星曰ニ句陳一。垣內尙有ニ華蓋。六甲。五帝內座。天柱。女御。柱史。女史。

尙書。天理等。紫宮左三星曰天槍。右五星曰天棓。後六星絶漢抵營室曰閣道。其下九星曰傳舍。在華蓋上近天河。直斗口三星隨北端銳。若見若不見。曰陰德。或曰天一。或曰太陰是也

○門人好尙云。此本文を始に紫宮者太一之常居也。極星與天倶游天樞不移。極星旁三星三公。後句四星曰句陳。環之匡衞十五星。皆曰紫宮。直斗口三星。隨北端銳。若見若不。曰陰德。或曰天一。紫宮左三星曰天槍。右五星曰天棓。後六星絶漢抵營室曰閣道。其前有傳舍。華蓋。六甲。皆直天極星之上也。と作られて註釋をも爲し措かれたり。其の後今の本文に改められしかど。注解は書改めらるゝ暇なくて身退られき。かれ其舊の儘に載して視す事左の如し。なほ下の條條にも。殊更に本文を出せるは皆是に倣ふべし。

○此條の發端九字は天文訓を取り。其の下十一字は呂覽に取り。極星旁と云ふより天一と云ふまで天官書を抄錄し。其の以下は甘石星經また晉志などに據りて記せり。(諸の緯書及び星經、史記の天官書、前漢の天文志を始め、總て天文星象を載せる書類一つとして占候の義を說ざる者なし、然るに其說互に牟盾して古義を存せりと所思る說は、百中一二と云ふにも足ず、故今は淮南子に出たる紫宮、太微、咸池、天阿、北斗六神等の古候の古義と聞ゆる限りを取りて、其の餘二十八宿を始め、衆星の占候は一向に去て取らず、また天極星の第一星を太一の居とし、句陳の末大星正妃、餘三星後宮之屬也、など謂ふが如き附會の說、及び然る類の名等は取らず、星數は幾箇にも有れ、唯句陳文昌など一名を取りて、其の座位及び形象に關かる說は漏さず記せり、下四條の文みな此の例なりと知るべし。)但し星象を云ふこと。天文訓は畧に過たれば。今は主と天官書を取りて。其の星象の座數も全之に從ひて。晉隋の天文志。また唐の步天歌等に據りて校正せり。然て稀に此等の書。及び星經に賴りて補へる事も無きに非ず。其は此の條の其の前と云ふより以下の文などの類なり。(天文星象の書の多かる中に、天官書を主と取れる由は、天象を記せる書、是より古きは有ること無く、星座の數も、星經また晉隋の天文志等に比ふるに

甚鮮し、此は史遷が自序に、太史公、學天官於唐都と有れば、唐都が傳へし星象の故實にこそ、甘石二氏の星經は、周代の物には有れど、今傳はる甘石星經は、後人の加筆ありと見えて、全くは信じ難き書なればなり、後生の天象を知らむと欲する徒、まづ天官書の星象を知りて、然して後に晉隋二代の天文志より次々、世々に記せる天文書を見るべし。)○紫宮者太一之常居也とは、春秋元命苞に。紫宮者。紫之言此也。宮之言中也。言天神圖法。陰陽開閉。皆在此中。宜氣立精。爲神垣也と見え、春秋合誠圖に。紫微者太一之精。太帝之室也と有るを合せ考ふるに。紫微は殊に此の神の垣を爲して。神域と立給ふ所なる故に。廣く太一之居とは謂へり。然は有れど。其の正居は謂ゆる天樞の處にて。上皇太一を始め。元始天尊。天皇太帝など。天地造化の道を主宰し給ふ天神たち。皆是の所を常居と爲し給ふなり。(其の由は既に委く太古傳に說著せるを見て知るべし。)さて此の處はしも。無始より上皇太一の本居なるが。此は寂寥として爲し給ふこと無く。次に元始天尊有れども。天地運動の政は。むねと天皇大帝の治たまふ趣なり。其は下に出る本文に北斗爲帝車。運于中央。また帝張四維。運之以斗。また紫宮執斗左旋云々など有るにて知べし。又かく太一に出る道を行ひ給ふ故に。やがて太一とも白せり。其は易の乾鑿度に太一以行九宮。四正四維。皆合於十五と云ひ。內經の靈樞に。太一日遊など有る太一みな此の本文に謂ふ太一と同く。曆道に就て云へるなれば。天皇太帝を白せるなり。(是を以て史記漢書などの注、また他書にも、泰一天帝之別名也と云へる說もあり、然れど別名と云ては違へり、太一と太帝と別神には有れど、唯天文曆法の事に就ては、太帝を太一とも稱ふと心得へし、猶此の條の末に論ふ事あり合せ考ふへし。)○極星與天。俱游而天樞不移と有る極星は。春秋文曜鉤に。中宮太帝。其精北極星。含元出氣。流精生物。其北極星。一明者爲太一之光。含元氣。以斗布常也。天官書に。中宮天極星など云へる星にて。其の數大小七つ聯れり。(春秋合誠圖に、北辰其星五と云ひ其の餘の書にも五と云ひ、或は

一とも云へるは共に委からざる説なり〕此は謂ゆる天極。北辰。北極の側に近く維れる星なる故にかく名けたり。然るを春秋合誠圖に。天皇太帝北辰星也と云ひ。中宮天極星。其一明者。太乙常居也云々とも有れど。上の文曜鉤に頼りて此の説は捨へし。（史記の天官書も、合誠圖と同文なるは、此を取れるなるへし、漢書の天文志は更なり、後の天文志にも天官書の文を其の儘に寫せるは云ふにも足らず〕然るは文曜鉤の旨は。中宮天極の所に。太一太帝當居して。其の精を宣べて極星を作り。其の極星の中にも一明者は。太一の光輝の厚く流るゝ者ぞと云ふ義なればなり。（其は上に引たる元命苞の文に、宣氣立精爲神垣也と有をも思ひ合せて曉るべし〕さて與天倶游とは。前條に論へる天霙の左旋に從ひ。倶に游びて。衆星の前導を爲すを謂ひ。天樞不移とは。天極星はしか游び轉れども。天樞は移らずと云へるにて。爾雅に北極謂之北辰と云へるも。此の天樞なるが是即ち天極なり。極の字は説文に棟也と云ひ。棟を極也と注して。六書故に。當屋之中。四方輻湊之

所取中也。故有中義焉。四方輻湊之所底止也。故有底至究極之義焉と云へる意なり。（此義なほ委くは太昊古易傳に注せるを見るべし〕また樞は樞軸の義にて。乃ち車の軸なり。老子に三十輻共一轂と有る。轂中に通りて。其の輪を持する者なり。天樞移らず。極星の天と倶に其周圍に遊ぶは。轂の軸を旋るが如く。衆星二十八宿の。極星の然る前導も共するは三十輻の轂に共するに同く。天霙の衆星を統るは輞の三十輻を圍みて。輪を爲すと同じ趣なるが。抑是の天車に乘りて。然る樞機を出し。指南を爲す者は誰ぞ。乃ち天皇太帝なり。（論語に、爲政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之と云ひ、之に接ぎて詩三百、一言以蔽之と云へる、北辰と一言は一轂に譬へ、衆星と詩三百は、三十輻に譬へたり、葛西質が言に、孔子の此の語、これ老子の文を祖述せりと云へるは信に然る事にて。史記の自序に、三十世家を作れる由を云ふとて、二十八宿環北辰、三十輻共一轂、運行無窮、輔弼股肱之臣配焉と云へる孟康が注に、老子の此語を引き、師古注に、言衆星

共繞ニ北辰一、諸輻咸歸ニ車轂一、若ニ文武之臣佐ニ輔
天子一也と有るも、老子を祖述せる「もの」なり、）
さて是の北極に對する南極と云ふ所あり。其は天
經或問に。南北極者。天體永久不動之兩點。周天
倚ニ爲ニ環轉之樞一者也。故名爲レ極。（極如ニ輪之轂一
如ニ磨之臍一、非レ星也、云ニ極星一者、蓋指ニ其近レ極
之星一而名耳、）而居中有ニ不轉之所一。以爲ニ之心一。故
南北有ニ不轉之極一。以爲ニ之樞一。太虛空洞。固有ニ
不轉之神化一。以爲ニ之主一。而後此天得下以循ニ行萬
古一而不上レ越也と云へるが如し。（西川正休云、二極
は南極北極なり、九天の樞軸たる所を云ふ、極に
は無星にして驗すべき者なし、故に極の側に三度
を去りて星あり、此を測極星と號す、此の星を以
て北極樞の目的として、測器にて是を窺測して、
國に隨ひて北極の高低ある事を察し、幾度なる事
を知りて、其國の寒熱氣候を察す、測極星は赤道
を越て南方の地よりは見えず、南方の諸國にては、
南極星を測見し、各其の地の赤道を去る度を知り
て、國の氣候寒熱を考ふ、北極の度に測知すれば、
南方の地上と共に推て察するに分明也と知べしと

云へるも然る事なり、）さて今世幕府の士に。朝野
北水と云ふ人あり。此の人の北極星の旋を考へた
る說に。此の星の動ある事を知ずては諸國にて出
地を測量すること能はざる者なり。其は譬へば北
極出地三十度の國にて測るとき。刻により三十六
度にも見え。或は三十三度餘にも見ゆる事もあり。
三十六度と爲れる時に見たる者は。其の國を三十
六度の國と定め。三十四度と爲れる時に見たる者
は。三十四度として各々見たる所を以て測量し得
たりと思ふ故に其の說區なり。是北辰と北極星と
を一つに思ふが故にて。昔の書にも北辰と北極星
の差別なし。（篤胤云、昔の書に北辰と北極星の別
なしと云へるは誤なり、其は今の本文に、極星與レ
天俱ニ遊而天樞不レ移と有る天樞、やがて北辰なる
にて知るべし、然るを天官書天文志より次々、後
の天文書に、此の議麁略になり來て、よく其の差
別を說著せる書なき故に、かく云へるなるべし、
斯て天經或問に至りて、始めて其の差別を說出せ
ること上文の如し、）辰とは都て星なき所を云ふ。
北辰は總天の北樞なり。樞は少も動かねど。北極

星は其の側に在りて小旋する故に。微動といふ。然れども天經或問に。上下に三度づゝ旋ると云へり。上下三度宛は六度なれば。微動と云べからず。余積年研究して其の微動の極を得たり。(篤胤云、以上の説を前文として、門に入ざる人に其の極を傳ふる事なし、甚秘すべき事なりとて、筆を止めたるが、次に是より以下の文を出せり是謂ゆる秘説なり、)其はまづ北極の第一星と。第六星と第七星とを能見定めて。第一星の上にても下にても。第六星。第七星。斯の如く見ゆるは。北辰と相並びて東西するなれど高下なし。是出地測量の刻限なり。また第一星より東の上にて。斯の如く見ゆるは第一星高しと知べし。また。かくの如くなり。或は。かくの如くに見ゆるとも。右に准じて測るときは。第一星三十六度に見ゆるとも。實は三十五度の國なりと知べしと云へり。是は實測に叶へる説なり用ふべし。(此北水と云ふ人の説は、天象話説と題せる傳書なるを、我が門人稲垣正雄が、早く其の門に入りて其の傳を受たると、安藤直彦が藏たる本とを合せ見て記せり、)扨また此の人の。積年の間實驗して寫せる星象の全圖有。(圖缺)其の中に紫宮の星象己が取る所の天官書の文に叶ひ。かつ我が常に見覺えたる星象にも符合すれば。此に擧るを後生よく天象に合せ見て。此の紫宮を一轂となし。なほ車の三十輻をも見知べし。○極星旁三星三公は。此の星座三星なるが故に三公と云ふのみ。餘義あること無し。(本書天官書の注なる、正義の説は取らず、)○後句四星は。史記索隱に。句音鉤。句曲也。按星經。以後句四星。名爲四輔。其句陳六星爲六宮。與此不同也とあり。此は本文に。後句四星と有るは。謂ゆる句陳なるを。星經にそを四輔と名けて。殊に句陳と名くる六星を立たるは。本文に合すと異める意なり、(然るに晉書の天文志より後は、今の本文を用ひず、星經の説を用ひて、四輔句陳の二座を立たるが、句陳をも四星となし、剰に其の謂ゆる句陣口に別に天皇太帝といふ一座を立たるなど皆從ひがたし、)故今は此の説に據り。一向に天官書に從ひて。此を句陳星と定たるなり。○環之匡衛十五星云々。此を本書に十二星と有るは當時いまだ星數

を委くは候ざりしなり。今は晋隋の天文志に據りて十五星と定めたり。(其は今現に見放る所も諦に十五星なればなり。)さて東の七星を東藩と云ひ。西なる八星を西藩といふ。謂ゆる紫微垣是なり。

○前列直斗口三星云々は陰徳の二星は。紫宮の門に前列して。北斗口の三星に直り。北端に隨ひて星形兌く尖れるを云ふ。(索隱に、直當也、志兌作鋭、謂星形尖邪也と云へり。)若見若不。曰陰徳は。正義に引たる星經の古文に。以不明爲宜。明新君踐極也と有るを思ふに。此の星見るゝを刑とし陰まるを以て徳とする故に陰徳と謂ふと通ゆれば。此の名の陰は隱字の義にて。陰陽の陰には非ざるなり。(是を以て此の星名をば、本のまゝ陰字を用ひたり。)さて或曰天一と有るに就ては。甚く紛れたる説等あり。其はまづ星經に。陰徳二星を出せる次に。天一太一と云ふ二星を出して。天一星在紫微宮門外右星南。太一星在天一南半度と有り。今是天一太一の座位を攷ふるに。正に本文陰徳の座位なり。然れば此は陰徳の二星一座なるを。各一星づゝ二座に分て。また別に紫宮内に。陰徳二星を立たる者なり。(其は何をもて知なれば、本書陰徳の下に、正義曰、星經云、陰徳二星在紫微宮内尚書西と見ゆ、此の文已が見し星經には見えねど、張守節が見し本に、かく有しと聞え、かつ晋の天文志に、紫微門内、東南維五星曰尚書、尚書西二星、曰陽徳陰徳と載せるは、其の星經に據たると通え、隋志もまた此の説を用ひ、其の後の天象圖ども皆其の陰徳と云ふ二星を、門内東南維に出し、天一太一と云ふ各一星つゝ、門外斗柄の第三星に直て出せれど、其の謂ゆる陰徳の座所今の本文に合ず、天一太一と分たる二星の、本文に前列云々と有るに熟く叶へるを以て知りたるなり、然るを本書の頭注に、考要云、陰徳天乙、原二星名、天乙與太一、各一星、並列紫宮外、陰徳二星居紫宮内、不得混而爲一也と有るは、誤れる説を則として、天官書の正しき故實を忘れたるなり、殊に上に引たる晋志の文、また後の天象圖どもに、彼の陰徳に當たる星を、曰陽徳陰徳と有るなども、甚じき杜撰の事にこそ、)さて陰徳の一名をまた太陰とも謂

ふ。そは天文訓に。天神之貴者天一。或曰太陰と見え。今傳はる星經に。陰德二星以太陰と有るを。本文に相照して著明なり。抑是の條の句陳及び陰德ば。暦道に深き由緒ある星なるに。己また深く惟ふ故ありて。孜へ得たる說あり。其は第二十□條に委く論ふを俟べし。○紫宮左三星曰天槍。右五星曰天棓は。索隱に。詩緯云。槍三星。棓五星在斗杓左右。星讃曰。槍棓八星。備非常之變也とあり。(此の二座斗杓の左右に在りて、天列の槍棓に似たる故にかく名くるのみ、外に義あることなし、)○後六星絕漢抵營室。曰閣道は正義に漢天河也。直度曰絕。抵至也とあり。後とは紫宮の後を云ふ。營室は北宿なり。(閣道とはかく天漢の道を絕るが故に名く、餘の義ある事なし、)○傳舍は晉志に。傳舍九星在華蓋上近天河と云ひ。(星經には傳舍九星、在華蓋奚仲北近河と云へり、)華蓋は星經に。十六星。杠九星爲華蓋之柄也と云ひ。(晉志には華蓋九星、蓋下九星曰杠と有りて、星數違へり、)六甲は星經に。六星在華蓋之下。杠星之旁と云ひ。(晉志にも杠旁六星曰六甲と云へり、)五帝內座は。晉志に華蓋下五星曰五帝內座と云へり。(星經には、五帝內座在華蓋下覆帝座也、五帝同座也と見ゆ、)傳舍は天極帝座の傳舍に擬へ。華蓋は帝座の蓋に比し。六甲は六星にて。其の象龜甲に似たる故に名げ。五帝內座は五星にて。其の象整ひて。宮內に在る故に。かく名けたるにや。

〔四〕斗爲帝車。運于中央臨制四鄉。分陰陽建四時。均五行移節度。定諸紀皆繫於斗。杓攜龍角。衡殷南斗。魁枕參首。用昏建者杓。夜半建者衡。平旦建者魁。魁前六星曰文昌宮。天之六府。在斗魁中貴人之牢。斗第六星旁有輔星。杓端有兩星。一內爲矛。招搖。一外爲盾。天鋒。有句圜十五星屬杓。曰賤人之牢。天一。槍。棓。矛。盾。動搖角大兵起。

此の條は全く天官書の略文なり。○斗爲帝車と云云。斗は乃北斗なり。古微書に。石氏星經云。北斗七星。第一曰政星。主陽德。天子之象也。二曰法星。主陰刑。女主之位也。三曰令星。主中禍。四曰伐星。主天理。五曰殺星。殺有罪。

六曰危星。主天倉。七曰部星。主兵と見え。(此は己が見たる甘石星經の文とは大に異なり、今は誤字と覺ゆる字どもを其の本に校して引たり。)同書に擧たる春秋運斗樞に。北斗七星第一曰樞。二曰璇。三曰璣。四曰權。五曰玉衡。六曰開陽。七曰瑤光。一至四爲魁。五至七爲杓。合而爲斗とも見えたり。(此の外に諸書に北斗七星の名を種々に稱し、また其の主る事をも、馬融が説に、第一曰、主日法天、第二曰主月法地云云と云へるを始め説等多かれど、然る類は都て取らず、五行大義の[ ]などを見て、此の星の事には、舊く妄誕多き事を知べし。)さて此の星名の斗字は説文に。斗十升也とある量器の名を取れるに非ず。枓勺也。从木斗聲と有る飲器の名を取り。木を省きて用ひ來れるなり。其は詩大雅に。酌以大斗と見え。史記張儀傳に。令工人作爲金斗。長其尾。令可以擊人。また漢書王莽傳に。莽親之南郊。鑄作威斗など有る斗の字。みな枓の省にて。十升の斗には非ず。然れど其の音は共に當口切なり。(然るを徐鍇が繫傳に、量器の斗を當口切とし、飲器の枓を之庾切と爲し、其の後の諸字書みな是に從たれど、説文枓の字にも斗聲と有れば、古昔も量器の斗、並に同音なりしこと疑なし。)さて此の星の連れる象。その飲器の形に似たる故に斗とは謂ふなり。帝車は天皇太帝の車と云へるにて。此は中央に運るよりして車とは云へり。○臨制四郷云々は。索隱に。宋均云。言是帝乘車巡狩。故無所不紀也と云る如く。天の宣能すべて。天帝の神機に出て。北斗の運轉に見るゝ由を。如此文せるなり。(春秋文耀鉤に、北斗者天之喉舌也と有るも此の意ばへなり、)杓攜龍角。衡殷南斗。魁枕參首とは。杓は第七星にて。謂ゆる斗柄なり。衡は第五星をいひ。魁とは第一星を云ふ。攜は連なり。殷は直なり。枕は依れり。文意は北斗の第七星は東宿角宿に連り。第五星は北宿南斗に直り。第一星は西宿參星に依ると云へるにて。此は常の在位を示せるなり。(今も此の在位違ふ事なし、角星を龍角と云へるは東方青龍の初宿なるが故にかく稱せり。)用昏建者杓。夜半建者衡。平旦建者魁とは。北斗の建し

は昏には杓を用て寅に指し。夜半には衡を用て寅に指し。平旦には魁を用て寅に指すと云へるなり（本書なほ杓自レ華以西南、衡殷ニ中州河濟之間一、魁海岱以東北也と云へる文有れど、此は彼の國に限れる方位なれば、此には取らず。）○魁前六星。曰ニ文昌宮一云々は。なほ本書に此の六星の名を出して。一曰上將。二曰次將。三曰貴相。四曰司命。五曰司中。六曰司祿とあり。（古微書に出せる春秋元命苞に、紫宮之垣、上將建ニ威武一、次將正ニ左右一、貴相理ニ文緒一、司命主ニ災咎一、司中主ニ佐理一、司祿賞レ功進レ士也と見ゆ、然て史記索隱の此の注に、春秋元命苞と引たる文には「紫宮之垣」の四字なし、何か是と云ことを知らず、尚諸書に種々の占候を云へる説等あれど、今皆取らず、（星經に文昌七星如ニ半月形一。在ニ北斗魁前一。其六星各有レ名とも見えたり。○在ニ斗魁中一。貴人之牢は。星經に。天理四星。在ニ北斗魁中一。主ニ貴人牢一と云々と見え。本書の孟康が注に。傳曰。天理四星在ニ斗魁中一。貴人之牢。名曰ニ天理一也と云へる星なり。此は北斗の魁中に方正に四星相並べる狀。牢にも似たる故の名と聞えたり。（正義に、占、明及ニ其中一有レ星、此貴人下レ獄也と云へるは取らず、）○斗第六星旁有ニ輔星一は。本書に名のみ有りて。星數及び座所を載さず。今は星經に。輔星一星なると。孟康注に。在ニ北斗第六星旁一と云へるとに據りて此の文を作せり。○葛稚川の子書地眞卷に。守一不レ怠。衆惡遠迸。若忽偶忘ニ守一一。而爲ニ百鬼一所レ害。或臥而魘者。即出ニ中庭一。視ニ輔星一。握固守レ一。鬼即去矣。若夫陰雨者但止ニ室中一。向レ北思レ見ニ輔星一而已。と有るは此の星なり。北斗に輔たる由の名にこそ。（本書に、口星明近、輔臣親彊、斥レ小疏レ弱と見え、正義に謂ゆる占候の説すべて取らず。）○杓端有ニ兩星一。一內。爲レ矛招搖は。孟康注に。近ニ北斗一者招搖。招搖爲ニ天矛一と云び。星經にも一星なり。內とは北斗に近きを云ひ。名義は杓前に在りて招搖する由の名と聞えたり。（本書の注に緯書を引きて更河天矛星と云ひ、更河名ニ天矛一と云へるは非なり、晉灼が注に、更河三星、天鋒招搖一星耳と云へるを用ふべし。）○一外。爲レ盾天鋒は。晉灼注に。外遠ニ北斗一也在ニ招搖南一一名ニ玄戈一と云ひ。

星經にも一星なり。招搖と二星を北斗杓前の矛盾に擬たる者なり。○有句圜十五星云々は。索隱に緯書どもに。賤人牢。一曰天獄。連營賤人牢など有るを引きて。連營貫索星也と云ひ。正義に貫索九星在七公前。一曰連索と有り。本文に十五星と云へるは。此の貫索七公の二座を一座と爲たる傳へなり。(但し此の二座を一座としては星數十六なり、然れど此はさしも難むるに足らず、さて此の二座を一座と定むれば。是また牢の狀にも似たる故に。上の貴人牢に對へて。賤人牢と名けたるなるべし。(正義に謂ゆる古候說は今みな取らず。)○天一。槍棓矛盾。動搖。角大兵起は。天一は乃陰德。槍棓は天槍天棓。矛盾は招搖天鋒なり。天一は更なり。槍棓矛盾ともに。紫宮及び北斗の前列たれば。此の如き占候のしるし有まじきに非ず。

〔五〕東方七宿。角亢氐房心尾箕本也。角二星爲天關。其間天門。黃道經其中。七曜之所行。亢南北兩大星曰南門。氐房中間爲天衢。黃道之所經。大角者天王帝廷。其兩旁各有三星。鼎足句之。曰攝提。直斗杓所指。以建時節。房曰天駟。旁二星曰衿。北一星曰舝。南衆星曰騎官。東北曲二十二星曰旗。旗中四星曰天市。中六星曰市樓。天阿者群神之闕也。

○好尙云。此の本文を稽くは。東宮蒼龍七宿。角亢氐房心尾箕本也合三十星七十五度云々是より下今の本文た等しければ略しぬ。○此の條七十五度と云ふまで。天文訓と五行大義を合せ取り。其より以下は。天官書の略文なり。○蒼龍の事は第八條に云ふを候べし。○角は說文に獸角也。星經に角二星蒼龍角。東方首宿也。韻會に。東方七宿之首蒼龍之角。十二度など有り。二星相連れる狀を蒼龍の角に見成して角とは謂ふなり。○亢は說文に人頸也。从大省象頸脈形。(段注に、史漢張耳列傳、乃仰絕亢、而韋昭曰、亢咽也、蘇林云、肮頸大脈也、俗所謂胡脈、婁敬傳搤其亢、張晏曰、亢喉嚨也、按釋鳥曰、亢鳥嚨、此以人頸之偁、爲鳥頸之偁也、亢之引伸爲高也、擧也當也、俗作肮作吭と云へり。)周易爻辭に。亢龍有悔。前漢地理志。龍亢の注に。方氏云。亢喉也。以惣攝

聽訟有納之象など有を思ふに。此の四星かの兩角の次に在るを。蒼龍の亢嚨に擬へたる名なり。（然るを天官書、天文志ともに、亢爲疏廟主疾と云ひ、緯書どもにも然る説あるに依りて、諸書に種々の占候説あれど、其は都て取るに足らず。）○氐は説文に。至也。本也。从氏下著一。一地也（段注に、氐之言抵也、凡言大抵猶大都也、氐爲本、故抵以會意、國語曰、天根見而水涸、韋昭曰、天根亢氐之間、許書無低字、是許説氐爲高低字也と云へり。）韻會に。爾雅に天根氐也注。角亢下繫於底。若木之有根。音低と有るを思ふに角亢の在位の高きに對して。低き義を以て名けしなり。（天官書天文志共に、氐爲天根と云るは古義なれど、主疫と云ひ、索隱に、宋均云、三月楡莢落故主疫疾也云々、正義に星經云、氐四星爲露寢聽朝所居云々、合誠圖云、氐爲宿宮也、また五行大義に、氐是正寢沐解之室也など云へる類は、皆例の誣會なれば都て取らず。）○房は説文に室在旁也。从戶方聲と云ひ。韻會に禮内則宮室之制。中央爲正室。正室左右爲房。所謂東房

西房也。又東方宿名。房五度爲東方中星。爲闢戶之卯。故謂之房と有るなど正説にて。其の中星の旁に在る星なる故に。房と名けしなり。（天官書天文志共に。房爲天府曰天駟と云ひ索隱に、爾雅云、天駟房也、詩紀歷樞云、房爲天馬主車馬、五行大義に、房六星爲明堂、政教之道、また房是天子四時所居、故名房とも云へり、天駟天馬天房明堂など云へるは、其の別名なれば難無けれど、然る異名より誣會して、種々の災祥を語れる説多かり、其は皆取らず。）○心は説文に。人心也。在身之中。象形以爲火藏と云ひ。韻會に。東方宿五度。方氏曰。心火星也。五行大義に。如人心處中爲身之主。故名心など有るを思ふに。此の星東方卯の中位に在るを。人心に比して名けしなり。（天官書天文志共に、心爲明堂、大星天王、前後星子屬、不欲直、直則天王失計と云ひ、索隱に、五行傳曰、心之大星天王也、前星太子、後星庶子、春秋説題辭云、房心爲明堂天王布政之宮とあり、星經にも種々の災祥を説たれど多くは誣會なり。）尾は説文に。微也。從倒毛

有戸後。古人或飾糸尾。西南夷皆然とあり。今是の九星の聯れる狀を觀るに頗ふる獸尾に見象るれば。其の象に依りて尾と名けしなり。五行大義に。是東方蒼龍宿之尾。故名尾象形也と有るは類たる言なから。次に箕星あれば猶其の義には非ざるなり。(天官書天文志共に、尾爲九子曰、君臣斥絶不和と云ひ、索隱に、宋均云、屬後宮場、故得兼子、子必九者取尾有九星也、元命苞云、尾九星、箕四星、爲後宮之場也、正義に尾九星、第一星爲后妃、次三星並爲次三嬪、末二星爲妾、占均明大小相承則後宮叙而多子、不然則不金火守之、後宮兵起、若明暗不常、妃嫡乖亂妾勝失序など有るは、尾と云より後宮と附會し後宮と云ふより九子九嬪の說をも作れるにて、皆論ふに足らざる妄說どもなり、)箕は說文に、所以簸者也。从竹𠀠象形。丌其下也。(段注に、小雅曰、維南有箕、不可以簸揚、廣韻引世本曰、箕帚少康作、按、簸颺與受垂、皆用箕と云へり、)韻會に。箕四星二踵二舌。踵狹而舌長。象箕之形。五行大義に。箕近斗象播揚五穀。故名

箕など有るを思ふに。此の四星の連れる形の箕に見象るゝ故にかく名けしなり。(天官書天文志共に箕爲敖客、曰口舌と云ひ、索隱に、宋均云、敖調弄也、箕以簸揚調弄爲象、又受物有去々來々客之象也、詩云維南有箕、載翕其舌、又詩維云、箕爲天口主出氣、是箕有舌、象讒言、故詩曰哆兮侈兮成此南箕、謂爲敖客行請謁也、正義に、箕主八風亦后妃之府也、移徙入河、國人相食、金火入守天下亂、月宿其野、爲風起など云へるは箕に舌といふより口舌に係け、其を引伸して敖客となし、讒言となし、仍も引伸して后妃之府とさへ妄誕せり、元より論ふに足らず、)○木也、合三十星、七十五度は。五行大義に。角二星十二度。於時在辰木也。亢四星九度。於時在辰。春夏爲火。秋冬爲水也。氐四星十五度。於時在卯。春夏爲金。秋冬爲水也房星六五度。於時在卯。土也。心三星五度。於時在卯。春夏爲木。秋冬爲火也。尾九星十八度。於時在寅水也。箕四星十一度。於時在寅木也。春夏爲金。秋冬爲土也と云り。(これ東方

の七宿、合せて三十星、七十五度なり、皇朝の舊き暦書類に、角を須保志、亢を夜美俗之、氐を登美保之、房を曾比保之、心を奈加古保之、尾を布斯多禮保之、箕を美保之と云へり、）○角二星爲天闕云々。此の星のこと天官書には左角李。右角將とのみ有り。漢志も同じ略說なれば。晉の天文志に據れり。星經にも。角二星。蒼龍角也。東方首宿。南左角爲天田。爲列宿之長。北右角爲天門。中間名天闕。去北辰九十一度。凡日月五星皆從天闕行此爲黃道とあり。本文に同じ。（史記の頭注に、考要云、角二星、一爲李、一爲將、李即理、主刑將主兵、若乃天田二星在角之左、天門二星在角之右、故石氏謂、左角爲天田、右角爲天門と云へり、是の說に據れば爲天田、爲天門の二つの爲の字は論語に顔淵問爲邦と有る爲に同く治天田治天門と云ふ義にや）○亢南北兩大星曰南門は。正義に。南門二星。在庫樓南。天之外門也と云へり。（此の謂ゆる庫樓は、予が謂ゆる器府なり、其の由は南宮庫樓の下に論ふを俟べし、）○氐房中間爲天衢云々は晉志に取れり。信に是の語の如し。○大角者天王帝廷は漢志には天王帝坐と作り。索隱に。援神契云。大角爲坐候。宋均云。坐帝坐也と云ひ。星經に。大角一星天棟。在攝提中。主帝坐。入亢三度半。去北辰五十九度とあり。（また正義には大角一星在攝提間、人君之象也とも云へり、こは殊に芒角の大なる星なれば、大角と云ふなるべし、）○其兩旁各有三星。鼎足句之。曰攝提云々は。星經に。左攝提。右攝提六星。在角亢東北と見え。索隱に。元命苞云。攝提之爲言。提携也。言能提斗携角。以接於下也と云ひ。正義に。攝提六星夾大角。大臣之象。恒直斗杓所指。紀八節察萬事也と云へり。（漢志も本文と同文にて、鼎足句之の晉灼注に、如鼎足之句曲也とあり、）○房曰天駟は。索隱に。爾雅云。天駟房也。詩紀歷樞云。房爲天馬。尚書運期授云。所謂房四表之道。宋均云。四星間有三道。日月五星所從出入也と有り。七曜の出入に係る星なる故に馬とも駟とも云へるか。此は右說と聞えて。國語の□□が語に。天駟と云へるは即ち房なり。（正義に

房星亦主良馬、故爲騶、王者恒祠之是馬祖也と云へるも、故實ある事と聞えたり、）さて春秋說題辭に。房心爲明堂。天王布政之宮と云ひ。爾雅にも大辰房心尾也と云へる事もあり。〇旁二星曰衿よ。晉志に。北二小星曰鉤鈐とあり。索隱に元命苞曰。鉤鈐兩星。鉤距以備非常也と云ひ。正義に。鉤鈐房心之間とも云へり。房の第一星の傍に二小星見ゆ是か。　北一星曰舝は漢志の晉灼注に。舝古轄字とあり。說文に。舝車軸耑鍵也。兩穿相背从舛萬省聲とあり。然るに此の星名。星經また晉志にも見えず。唯本書天官書にのみ其の名出たり。（但し前漢の天文志には此の名有れど、其は天官書を寫せるなれば、今謂ふ限りに非ず。）正義に星經云。鍵閉一星。在房東北と云ひて。說文舝字の文を引たり。此の說信ならば。晉志にも鍵閉一星。在房東北と出たり。（然れど後の星圖どもには四星と爲たれば、實に此の星なりとは决め難くなむ。）〇南衆星曰騎官は。房の南なり。星經には。騎官二十七星。在氐南。西北入北辰一百十五度とあり。晉志も同じ。（此の星氐

にも房にも南に當れば、此は何れにても難なし。）〇東北曲十二星曰旗は。此の星數本書に十二星と有るを二十二星と爲たる由は。其の標注に考要云。古圖經天市垣左右環曲各十二星。分配二十二方。亦謂之天旗。然謂二十二星。則諸家之說无之と云るは信に然る言にて。此は謂ゆる天市垣なること。星經に。天市垣在房心北。一名天旗門左星入尾一度。去北辰九十一度也と有るにも合へばなり。（然るを正義に、兩旗者左旗九星在河鼓左也、右旗九星在河鼓右也と注せるは非なり、其は其謂のゆる兩旗は斗牛の間に在りて晉志に右旗九星在牽牛北、左旗九星在河鼓旁と出して北方に屬し、かつ天官書は更なり、星經にも其の名なき星なるをや。）抑天市垣の星數を。晉志に天市垣二十五星。在房心東北と有れど。五は二の誤にて。今實驗するに十二星つゝ東西二曲に分れて。諦に二十二星なること。下の圖に著すが如し。〇旗中四星曰天市と云々は。旗中は乃天市垣內なり。此の中に天市四星と市樓六星と二座ある由にて。漢志もこれに同じ。（然れば彼の二

十二星は。此の天市市樓の二座を圍み環れる星なる故に天市垣とも謂へる也けり。）然るに晋志には。此の二座の名は無して。帝坐一星在天市中。候星一在帝座東北。宦者四星在帝坐西南。宗正二星在帝坐東南。宗人四星在宗正東。宗星二在候星東と有りて。（また星經には。候星一、宦官四星、斗五星、宗人四星、宗正二星、屠肆二星、市樓六星、斛四星、帝坐一星、宗星二星、列肆二星、東肆二星、帛度二星と有りて、垣内都て十三座三十七星なり、此の外諸書に出せる星圖どもを數多見るに、各々星座の多少、出入また其の星名も區々にして、孰に依循すべき事を知らず、故今は斯の如き類の星說をば一切に捨て取らず。其の環曲せる二十二星と。其の門内なる市樓六星は己諦に見知れる如く圖に著はし、然て其の天市四星と云ふもの。吾は見知らねど。本文の儘に天市旗中に出すこと圖の如し。○天阿者群神之闕也は。淮南の天文訓に採れり。其は本書に紫宮軒轅。咸池。天阿の名を出して四宮と稱せるが。已が見し天文書類に。此の宮名見えず。然れども。紫宮などに並べて宮と稱し。群神之闕としも云るは。小緣の事ならねば。此は天市の別名と思ひ定めて。此に是の文を接たり。（然れど此は己が誣たる考へなるも知べからねば、後生なほ廣く天文書類を見て、此の宮名を見出たらむ時に、なほ熟々に深く考へ、己が誤りの著からむには、此の文は速に刪り去べし。）其は天阿と云ふ名は。天市垣の環曲して阿々あるに惟ひ合されば群神之闕と云ふが。天市といふに惟ひ合さるればなり。

〔十八〕南方七宿。井鬼柳星張翼軫火也。井西曲星曰鉞。北北河。南々河。兩河間爲關梁。軫中一小星長沙。軫南衆星天庫樓。魁下六星。兩々相比者三能。太微者太一之廷也。匡衛十二星藩臣。東相西將。南四星執法。中端門。其左右掖門。門内五星諸侯。其内五星五帝坐。後聚十五星蔚然曰郎位。傍一大星將位廷藩西。有隨星四。名曰少微。軒轅者帝妃之舍也。

此の條も全く天官書を略文して。小く語を加へたり。○井は乃ち東井なり。說文に。八家爲一井。

象ニ構韓形一。䵷象也。(段注に、穀梁傳曰、古者公田爲居井、竈葱韭盡取焉、風俗通曰、古者二十畝爲一井、因爲市交易、故稱市井、謂韻八家共一井也と云へり、)韻會に井八星。若八家など有るを星象に合せ考ふるに。此の星象は井形に似たる故にかく名けしなり。(本書及び天文志に東井爲水事と云ひ、索隱に元命苞云、東井八星主水衡也、五行大義に、井精也、盛水亭平、精微之至、此星象法度如水之平故名井など云へるは、井と云より誣會せる説ともなり、)○鬼は乃輿鬼なり。五行大義に。鬼歸也。陽歸於陰、輿鬼五星。其内一星闇而不明。鬼之象也。故以爲名也と有るを。星象に合せ考ふるに。此は鬼の輿に乘りて見えざる形に。想象して名けしなり。(本書及び天文志に、輿鬼鬼祠事、中白者爲質と云ひ、正義に、主祠事天目也主視明察姦謀云々、大義にも相似たる説有れど取らず、)□柳は説文に、柳少楊也。从木丣聲。段注に。楊之細莖小葉者曰柳とあり。今其の星形を見るに。其の連れる形。頗ぶる楊柳の垂條に似たる故に。かく名けしなり。(本書及び天文志に、柳爲鳥注、主木草と云ひ、索隱に、爾雅云、鳥喙謂之柳、孫炎云喙朱鳥之口、柳其星聚也、以注爲柳星故主草木也と有るは、然も有げなれど正義に柳爲朱鳥咮、天之廚宰、主尙食、和滋味云々、大義に柳留也、祭祀鬼神、合和五味、留神靈也故以名之と云へる類は取らず、)□星は乃ち七星なり。韻會に。二十八宿皆星。惟謂南方中星爲星者。以下星爲陽精。南方之中。得陽之正也と云へり。然も有るべし。(本書及び天文志に、七星頸爲貞宮、主急事と云ひ、正義に、七星爲頸、一名天都、主衣裳文繡云々、五行大義に、七星爲衣裳、主莊身體と云へる類は取るに足らず、)○張は説文に張施弓弦也。从弓長聲とあり。其の星象を觀るに。六星連れる狀。弓に弦を施せる形に見成さる。然れば此義を以て名けし也(説文になほ言萬物皆張也と見え、本書及び天文志に、張素爲廚主觴客と云ひ、索隱に素嗉也、爾雅云鳥張嗉、郭璞云鳥受食之處也、正義に、張爲嗉主天廚飲食賞賚觴客云々、五行大義に、張開張

也、爲朱鳥之嗉、有容納、故主賓客也と云へる類は取らず、)○翼は二十二星なり。五行大義に翼如六翮。似鳥兩翅之飛。故以名翼と云へり。然れば此の星名は。其の象に依りて名けしなり。(大義になほ翼爲天唱、主戲虞と見え、本書及び天文志に、翼爲羽翮、主遠客と云ひ、正義に翼爲天樂府又主夷狄、亦主遠客と云るは取らず、)○軫は四星なり。韻會に說文云。車後橫木也。从車㐱聲。軫皆車上之前後兩端橫木。所以收斂所載。周禮考工記。車軫四尺注。軫與後橫木疏云。即今之車枕一也。索隱に。宋均云軫四星居中又有二星。爲左右轄。車之象也。また五行大義に。軫似小車。車後橫曰軫と云へり。然れば是も其の星象を軫に見成して名けしなり。(大義になほ、軫爲死喪、以知吉凶と見え、本書及び天文志に、軫爲車主風と云ひ、索隱に宋均云、軫與巽同位、爲風車、動行疾、似之也など云へるは取らず、殊に軫與巽同位と云へるは、周易に巽を辰巳に配せるは、後の僞方位にこそ有れ、實は巽は丑寅なる物をや、)さて五行大義に。井八星

三十三度。於時在未。春夏爲火。秋冬爲火也鬼五星四度。於時在未。春夏爲水。秋冬爲火也。柳八星十五度。於時在午。春夏爲水。秋冬爲火也。星七星七度。於時在午。春夏爲火。秋冬爲水也。張六星十八度。於時在午水也。翼二十二星十八度。於時在巳。春夏爲木。秋冬爲金也。軫四星十七度。於時在巳。春夏爲木。秋冬爲土也と云へり。(以上南方の七宿、凡て六十五星、一百五度なり、)皇朝の舊き暦書もに、井を知々余保之、鬼を多麻乃遠保之、柳を須曾呂保之、星を保止遠里保之、張を氏利古保之、翼を多須伎保之、軫を美都加計保之と云へり、)○井西曲星曰鉞 云云は。晋志に。鉞一星。附井之前と云ひ。南河北河、各三星。夾東井とも有り。(漢志には鉞を戉に作れり、)正義に東井八星。鉞一星爲鶉首。於辰在未。一大星黄道之所經。南河三星。北河三星。分夾東井。南北置而爲戒。兩戒間三光之常道也と云へり。實にも井鉞は黄道に係りて三光の經る所。また北河は黄道内に在り。南河は黄道外に在れば天闕と云ひ。其の間の黄道を指して闕梁

とは謂へり。(なほ正義に例の古候說を種々云へれど、其は皆取らず。)○軫中一小星曰長沙は。本書に。軫旁有一小星。曰長沙星と有れど。此は晉書の天文志に。軫南旁左轄右轄。長沙一星在軫之中と見え、索隱に宋均云。軫四星。又有二星。爲左右轄車之象也と有るを合せ考ふるに。旁は中の誤寫なれば改めつ。(また若は旁は中の誤寫ならず、晉志と同じ趣の文なりしが、脫文せるも亦知べからず、然て本書になほ、星不欲明、明與四星等、若五星入軫星中兵大起と云ひ、索隱正義などに謂ゆる古候說け今皆取らず。)○軫南衆星曰天庫樓は。後の天象圖類に、器府三十二星。在軫南。主樂器之屬也と云へる星なるべし。其の星象信に庫樓に似たればなり。(但し漢志には天庫とのみ有り。)然るに晉の天文志に。庫樓十星。在角南。旁十五星。三三而聚者柱也。中央四小星衡也とあり。其の星象を見るに、此は樂器の府とも云ふべき象にて。庫樓と云ふには星象合はず。かつ此は角の南にて。軫南と謂ふにも合ざれば。彼此その名を錯れること疑なし。(故己が天象圖には、後世の謂ゆる器府三十星を、天官書の天庫樓と定め、晉志の謂ゆる庫樓を、器府と定めて擧ざるなり。)○魁下六星。兩々相比者。名曰三能は。本書に中宮に出せれど。晉書の天文志に校して南宮と定めつ。(天官書の頭注に、諸家圖經悉以三台繋之太微、太史公特以列于中宮北斗文昌之次、以其爲天子三階、不當置之外垣也と云へる說は取らず。)本書三能の注に。能音台と有りて。乃謂ゆる三台なり。晉志に三台六星。兩々而居。起文昌列抵太微。一曰天柱。西近文昌二星曰上台。次二星曰中台。東二星曰下台。一曰泰階とあり。(此の外に謂へる事ども有れど今皆取らず。)漢書東方朔傳の。朔が武帝を諫むる語中に。願陳泰階六府。以觀天變不可不省。是日因奏泰階之事。上廼拜朔爲太中大夫と有る所の孟康注に。泰階三台也。毎台二星凡六星。符六星之符驗也と有る是なり。(なほ其の注に、應劭曰、黄帝泰階六府經云、大階天之三階也、上階上星爲男主、下星爲女主、中階上星爲諸侯三公、下星爲卿大夫、下階上星爲元士、下

星爲庶人、三階平則天下大安、三階不平則天子行暴令、好興甲兵、修宮榭、廣苑囿則上階爲之奄々疏闊也、以武帝皆有此事、故朔爲陳之とも云へり、）但し此は東方朔が占候の說も有れば。古實ある事にやとも所思れど。本文の兩兩相比者名曰三能と云へる文法を惟ふに。原は兩々相比對する星なる故の名にて。能音對ならむも亦知べからず。（若是の考へ當りなば、朔が泰階六府の陳は、風諫のために設けし說なり、此の人往々さる事ありし人なり、應劭が引たる泰階六府經と云ふ書決めて黃帝の經に非ず、朔が此の說に因りて、後人の僞託せる書なり、故是を以て本書に曰三能の下に、三能色齊君臣和、不齊爲乖戾と云へる文をば取ざるなり、）〇太微者太一之廷也は。天文訓の文なり。天官書には。太微三光之廷と有りて。注に宋均云。太微天帝南宮也。三光日月五星也と云へり。太微垣內を廣く稱ふこと紫微垣內を廣く紫宮と謂ふが如し。（晉隨の天文志には、太微天子庭也、五帝之座也とも云へり。）匡衛十二星藩臣とは。太微垣の謂ゆる東藩西藩なるが。春秋合誠圖に。太微主法式。陳星十二以備武患也とも有れば。今計ふるに東藩は後に謁者と名くる一星を加へて六星。西藩は後は虎賁と號くる一星を加へて六星なれば。東西合せて十二星あり。（もし後の星圖の謁者虎賁を各別に一座とすれば、匡衛十星と成りて、十二星と有るに叶はず、本書に別に謁者虎賁と云ふ星無れば、當時は疑なく此の二星を加へて十二星なり）さて東相。西將とは。東西共に北より數へて第四星までを。東藩には相と稱し。西藩には將と稱する由にて。東西合せて八星なり。（晉志には、此を委く述て、東藩四星、第一曰上相、二曰次相、三曰次將、四曰上將、所謂四輔也、西藩四星　第一曰上將、二曰次將、三曰次相、四曰上相、亦四輔也と說たるなり）〇南四星執法云々とは。右十二星の中に。東藩西藩に。南に當れる末の二星。合せて四星に。左右執法たる義なり。（然れば左執法二星右執法二星、すべて四星と知るべし）さて其の左右執法の中間を端門と云ひ。端門の左右。左執法兩星の間を左掖門と名け。右執法兩星の間を右掖門と號く

る由なり。（此は晉志にも、南藩中二星間曰端門、東曰左執法、西曰右執法、左執法之東左掖門也、右執法之西右掖門也云々と有をも思ふべし、史記正義に、太微宮垣十星在翼軫地、南藩中二星間爲端門、次東第一星爲左執法、第二星爲上相、第三星爲次相、第四星爲次將、第五星爲上將、端門西第一星爲右執法、第二星爲上將、第三星爲次將、第四星爲次相、第五星爲上相、其東垣北左執法上相兩星間名曰左掖門、上將兩星間名曰東華門、上相次相、上將次將間名曰太陽門、其西垣右執法上相間名曰右掖門、上將間名曰西華門、次將次相間名曰中華門、次相兩星間名曰太陰門、各依其名、是其職也、古與紫宮垣同也と云へるは、晉志に依りて仍精く說たるなれど本文に合はず、）○門内五星諸侯は。本書に六星と有れど。晉志に五諸侯と稱し。今見る所も五星なれば改めつ。（正義にも、内五諸侯、五星列在帝廷也と云へり、）門内とは。乃ち謂ゆる端門内なり。其の東垣に倚りて列れり。○内五星五帝座は。其内とは東垣外より云ふときは。五諸侯の内に在るを謂ふ。晉志に黃帝坐一星。在太微中。四帝坐四星。俠黃帝坐と有る如く。今見る所も正しく四星一坐に俠まれて帝坐と見ゆる一大星あり。其の象○はかくの如くにて。世に傳はる星象圖どもに。⁘かく圖せるとは大きに異なり。（但し此は朝野北水が多年の仰觀を經て定めたる星圖に依り、己もまた諦に見て定むる所なり、然るに北水が圖に、上の一星を帝坐とし、下の四星を內屏と名けたり、此は晉志に、屏四星在端門之內と有るに據れるなれど、斯ては一帝坐にて、本文に五帝坐と有るに合ざれば非なり、今は晉志以來の圖說をば取らず、一向に天官書の古說に依りて定め、內屏といふ星の有無には拘はらずなむ、）さて太微は太一の廷とも。天帝の南宮とも有るを思ふに。此は天皇太帝の離宮に擬したる處にて。五帝坐と云ふは五帝の坐と云ふ義には非ず。五箇の帝坐星といふ義にぞ有ける。（然るを春秋運斗樞に、太微宮有五帝坐星、五帝所行云々と云ひ、晉志にも乃ち五行の五帝の坐として、四帝坐四星、俠黃帝坐、東方蒼帝也、南方赤帝也、西方白帝也北

方黒帝也、と云へるは無稽の誣會なるを、是より後の天文書類みな此の説に依たれば、今しも改め難くなも成りねる。）○後聚十五星。蔚然曰二郎位一は。漢志に後聚十五星。曰二哀烏一。郎位とあり。索隱に哀烏蔚然皆星之貌狀。其星昭然。所三以象二郎位一也と云へり。晉志に。郎位十五星。在二帝坐東北一と云へる如く。垣内其の方に一聚に蔚然たり。（正義に郎位十五星、在二太微中帝坐東北一、周之元士也、漢之光祿、中散、諫議、此三署郎中、是今之尙書郎也と云へり。）○傍一大星將位也は。傍とは云へど、此も晉志に。郎將一星。在二郎位北一と云へるが如し。名義は索隱に。宋均云。爲二群郎之將帥一也と云へり。（また正義に郎將一星、在二郎位東北一、所三以爲二武備一、今之左右中郎將也とも云へり。）○廷藩西有二隨星四一。名曰二少微一は。隨星四を本書に。隨星五とあり。今は漢志に據りて改めつ（索隱に宋均云、南北爲レ隋、隋謂垂下也と云へる注も詳ならず。）晉志にも少微四星。在二太微西一と云へり。春秋合誠圖に。少微一名二處士星一也と云ひ。正義に。廷太微廷。藩衞也と云へり。太微に對して少微と謂ふと通えたり。（さて右三星の事にも、諸書に種々の占說あれど、其は皆取らず。）○軒轅者帝妃之舍也は。天文訓の文なり。天官書には。軒轅黃龍躰。前大星女主象云々と云ひ。晉志に軒轅十七星在二七星北一と見え。漢志の孟康注に形如二騰龍一と云へる如き星象にて。三能少微二星の西。七星よりは北に當れり。乃天帝妃の舍に擬へたる星なり。（索隱に、星讚、以二軒轅龍體一主二后妃一也と見え、正義に、黃龍之體、主二雷雨一之神、後宮之象也と云へるをも思ひ合すべし。）

太昊古暦傳巻之二稿

男　平田鐵胤　續
大壑　平篤胤撰述　孫　同　延胤
門人　碧川好尚　攷

〔七〕西方七宿。奎婁胃昴畢觜參全也。胃内衆星曰廥積。畢大星旁小星為附耳。昴畢間為天街。參為白虎。三星直者為衡石。下有三星兌曰罰。其外四星左右肩股也。其南四星曰天廁。廁下一星曰天矢。其西有句曲九星。三處羅。一曰天旗。二曰天苑。三曰九游。其東大星曰狼。下有九星曰弧。狼比地有大星曰老人星。咸池者水魚之囿也。

好尚云。此の本文を舊くは「西方白虎七宿。奎婁胃昴畢觜參全也。合五十一星。八十度云々」此より下今の本文に等し。○此の條も八十度と云までは。天文訓と五行大義の校文にて其の以下は天官書の略文なり。○白虎の事は第十二條に云べし。○奎は說文に兩髀之間也。从大圭聲。段注に奎與胯雙聲。奎宿十六星。以像似得名。兩髀之間。人身寛闊之處。故从大首。此篆者象上人形言也。五行大義に、奎形象庫周密也。故名奎と有るを思ふに。兩髀の間。謂ゆる奎は寛闊にして人身にては庫に似たるを。奎星の象を観れば頗る其の形に似たる故にかく名けしなり。○天官書天文志共に奎曰封豕。為溝瀆と云ひ、正義に、奎天之府庫、一曰天豕。亦曰封豕、主溝瀆云々大義に、為五兵之庫、禁御暴亂とも云へり、此は奎の髀たるより象に思ひ寄せ、兩髀の間なるより溝瀆に取なし、庫の形に星象せるより兵庫ともなしなど種々の附會說を作れるなれば取らざ○婁は韻會に、說文云。空也。从毋中女。婁空之意也。塿說文塿土也。从土婁聲。集韻一曰培塿小阜也。通作婁。左傳。部婁無松柏とあり。今其の星象を觀るに。左右の違こそ有れ頗ぶる危星に似て小阜の象を為すが故にかく名けしなり。○天官書天文志共に、婁為聚衆と云ひ、正義に婁為苑牧養犧牲以共郊祀。亦曰聚衆、占云々、大義に婁如樓閣。亦似鐘樓、故養犧牲以為名など云へるは、小阜の形をまた樓とも見成し、苑牧と

も云へるより養犧牲と云ひ、其より郊祀の敷演せる說等なれば取らず、）○昴は韻會に。說文白虎宿星。从日卯聲。詩維參與昴。毛傳昴留也。注留如字。又音柳。正義曰元命苞云。昴之爲言留。言物成就繫留是也。漢志二十八宿舍言陽氣之稽留也と云へる是正說なり。（此の義なほ三卷なる十二支の酉の義を釋く所に云をも見べし、）此は西方の中宿なれば。陽氣こゝに稽留し。かつ萬物の成就繫留する義を以てかく名けしなり。（天官書天文志共に、昴爲髦頭胡星也と云ひ、正義に、昴七星爲髦頭、胡星亦爲獄事占云々、大義に昴悴聚、如因之在牢獄、故主獄事聚則憂、故名曰昴など云へるは西方金位の中星なるが故に、旄頭獄事など、凡て憂囚殺罰の事に誣會せる說等なり）○胃は三星なり。天極を去ること六十七度半と云ふ。說文に。胃穀府也。从肉𡇒象形。繫傳に。白虎通脾之府。穀之委。故脾稟氣于胃。韻會に西方宿名。十四度。爲五穀之府など有るを思ふに。此の三星の鼎足なして連れる形を人の胃の府に見象してかく名けしなり。（天官書天文志共に、胃爲天倉と云ひ、正義に胃主倉廩五穀之府也、占明則天下和平、五穀豐稔、不然反是也と云へれど此は人の胃府に見成して胃と名けしより、主倉廩といひ、其に占をも作れる例の誣會なれば取らず、）○畢は八星なり。天極を去こと七十五度と云ふ。韻會に說文。田罔也。从華象畢形微也。郊特牲饋食禮曰。宗人執畢。鄭注曰。畢狀如叉。主人舉肉。以畢助之。禮雜記。長三尺。刊其柄與末。又星名と有るに依れば。此の星の連れる形。かの畢と云ふ器に似たる故に名けしなり。（天官書天文志共に、畢曰罕車と云ひ正義に畢爲邊兵主弋獵、星明大天下安、遠夷入貢、失色邊亂云々、大義に畢邊夷毛頭之類、如天子警畢毛頭唱之、畢下唱以警衆心、故以名之など云へるは例の增長誣會なり、）○觜は三星なり。天極を去ること八十二度半と云ふ。韻會に說文鴟舊頭上角觜也。一曰。觜觿也。从角此聲。星名。三星隅西方。爾雅注に觜觿靈龜也など有るを思ふに。此は天官書に。小三星隅置曰觜觿。爲虎首とある如く。參星の上に隅置せるを鴟に

まれ。觜にまれ其の頭に想像して。觜と名けしなり。(天官書天文志共に、主葆旅事と云ひ、正義に主收斂葆旅事也、葆旅野生之可食也、占金木來守、國易正、災起也、大義に觜觿三星、爲葆藏、收擔秋物など云へる類は取らず。)〇參は十星なり。天極を去こと九十二度半と云ふ。説文に商星也。从晶㐱聲と有る段注に。商當作晋。許氏記憶之誤也參。爲晋星と云へるは。然る言なり。(參といふ名義は下に説くを俟べし。)さて五行大義に。奎十六星。十六度。於時在戌。春夏爲金秋冬爲火也。婁三星十二度。於時在戌。春夏爲水秋冬爲火也。胃三星十四度。於時在酉。春夏爲木。秋冬爲水也。昴七星十一度。於時在酉。春夏爲火。秋冬爲金也。畢八星十度。於時在酉。春夏爲金。秋冬爲水也。觜二星二度。於時在申。春夏爲火。秋冬爲土也。參十星九度。於時在申。春夏爲火秋冬爲土也と云へり。(以上西方の七宿凡て五十一星、八十度なり、皇朝の舊き暦書類に、奎を止利伎保之、婁を多々良保之、胃を惠伎延保之、昴を須波留保之、畢を阿里計保之、

觜を止呂伎保之、參を加良須伎保之と云へり。)〇胃南衆星曰廥積は。此星名。天官書と漢の天文志とに出たれど。星經にも晋志にも見えず。漢志の注に。如淳曰。芻藁積爲廥也と云ひ。史記正義に。芻藁六星在天苑西。主積藁草者。不見則牛馬暴死。火守災起也とあり。受る所ある説にや(但し後世の星圖類には芻藁とて其の星象を出せるもの多かり。)畢大星旁小星爲附耳は。晋志に。附耳一星。在畢下と見ゆ。畢大星の旁に耳の如く附たる故の名也。〇昴畢間爲天街は。索隱に元命苞云。畢爲天街。爾雅云。大梁昴。孫炎云。畢昴之間。日月五星出入要道。若津梁也と云へり。(正義に天街二星在畢昴之間。主國界也、街南爲華夏之國、街北爲夷狄之國、土金守胡兵入也と云るは信られず。)〇參爲白虎云々は。史遷が文意。是の星の象斯の如く十星なるを都て白虎の形と爲す

然れども分て云ふときは。中に直に比べる三星を衡石と名け。(こは漢志の孟康が注に、直似稱衡也と云へるか如し、)其三星の下にまた兌れる三星あり。こを罰と名け。(漢志注に孟康曰、在參間上小下大、故曰銳、晉灼曰、三星小斜列、無銳形也と云へり、)其の外の四星を左右肩股となし。此の衡石。罰。肩股の三を合せて參星と謂ふなり(毛詩に參與昴と云へる傳に、參伐也と有る疏に漢志を引きて、參白虎宿三星、直下有三星銳曰伐、參實三星伐與參連體、伐亦爲大星、與參互見、皆得相統也、是以演孔圖云、參以斬伐、公羊傳曰、伐爲大辰、皆互擧相見之文也、故言參伐也と云へるをも合せ考ふべし、)さて本書に。小三星隅置、曰觜觿。爲虎首と有るは、觜星圖の如く參に隅置せる故に白虎の首と爲す由にて。五行大義に觜聚也。爲白虎之鼻聚在虎觜鬚間。故以爲名と云へるも同じ意なり。(また大義に、參伐十星爲天大將、斬劉敗獲と云ひ、參共也、雜金土之氣、共行殺罰、故名參と云へる類は取らず。)〕其南四星曰天廁とは。參星の南を云ふ。

正義に天廁四星主溷也と云へり。此は白虎と爲たる星の尻方に。四星勾りて在るが故にかく名けしなり。〇廁下一星曰天矢は。矢は屎と通用せるにて天屎の義なり。廁と名けたる星の下に。一星在るが故にかく名けたり。(天官書天文志共に、矢黃則吉、靑白黑凶といひ、正義に、天廁占色黃吉、靑與白皆凶、不見則人寢疾、天矢占與天廁同也と云へるは笑ふべし、)其西有勾曲九星。三處羅列。一曰天旗は。晉志に。參旗九星在參西と云ひ。二曰天苑は。同志に天苑十六星在昴畢南と見え。三曰九游も。同志に西南九星曰九游と云へり。(正義にも參旗九星在參西天旗也、天苑十六星如環狀在畢南、九游九星在玉井西南と云へり、)然るに天苑の星數本文と合ず。故考ふるに。晉志の謂ゆる天苑は後の誤りにて。本文の天苑に非ず。乃ち同志に附耳南九星曰九州殊口とある星決めて本文の天苑なり。然るは其の所在も參の西といふに叶ひ。其の星象環曲して天苑と云ふ名にも符合すればなり。(其は天旗と云ふ星の旗に似たる、九游といふ星の旗の游に

似たるを以て、天苑も苑に似たる星なるべき事を惟ふべし）○其東有大星曰狼は。正義に。狼一星參東南と云るが如し。晉志には狼一星在東井東南と云へり。此も方位違はざるなり。（天官書、天文志共に、狼角變色多盜賊と云ひ、正義にも例の占候說あれど、其は皆取らず）○下有九星曰弧は。本書及び漢志も四星と有れど。晉志に。弧九星在狼東南と見え、正義も同說にて。天之弓也と云ひ。後の星象圖みな九星にて。弧矢とも云へるが。其の象を實見すれば。晉志以來の說よく叶へり。是を以て。本書の四星を誤りと定めつ。（彼の北水が星圖には、十七星と定めたれど己は然しも委くは未見知らず、後生なほ能く實見して定むべし、）狼比地有大星曰老人星は本書に。南極老人と有れど。初學或は南極星と思ひ誤まる事あれば。南極の字は省けり。（其は晉志にすら既に誤りて老人星一曰南極と云へり、抑老人星は、井宿の分野にて、南極の下規近き所に在るが故に、天官書に南極老人と稱せるにこそ有れ、南極星には非ざるなり、）さて比地とは。晉灼注に比地近地也と云へる如く。弧矢の南の近地に在る由なり。本書及び漢志に。常以秋分時候之南郊と見え。晉志にも。老人星常以秋分之旦見于景（即丙字也）春分之夕。沒于丁見則治平。主壽昌。常以秋分候之南郊と云へり。（星象圖說に、老人一星在弧南、蓋南極界也、去極百四十三度、入井宿三度、此星主人民壽算、南極入地三十六度不可得而見也、故其精神出地以見乎、謂之南極老人、然其出地亦不甚遠、故隱見不常也と云ひ、天象話說に、老人星を見むと思はゞ、井宿の中天に至れるとき、南の打開きたる所にて、正南七八度の處を冬より春まで、心を用ひて覓ふべしと云へるは、共に然る說なり、○天官書、天文志共に、老人不見兵起と云ひ、正義に不見人主憂也など云へる類は取らず）○咸池者水魚之囿也は。天文訓に採れり。春秋文曜鉤に。咸地曰天潢、圖元命苞に。咸地其星五、一名五車とあり。（此の二文は古微書に擧たるを此に用なき文は省略して引たり、）咸池とは東方大窖の一名なること。大扶桑國考に說たるが如し。

此の五星の聯れる狀を。その咸池に比してかく名け。池と謂ふにつきて。水魚之囿とは云へり。然て天潢とも云へる宋均注に。天潢天津也とあり。また五車と云へるは。此の星五箇なるが故の名にて。別に由ある事とは覺えずなむ。然るを天官書に。咸池曰㆓五潢㆒。五帝車舍と有るは誤なり。其は元命苞にたゞ五車とこそ云へ。五帝之車舍とは云ざる物をや。(然るは五帝之車舍とは、水火木金土星の事を云へばなり、其の由は下の第□條に注ふを見るべし。)但し天官書に。中有㆓三柱㆒と云へる文あり。中とは咸池五星の環𢌞せる中に。四星並べる一座と。三星つゞ鼎足せる二座と。都て三座あるを謂ふ。然るを晉志に。五車五星。三柱九星在㆓畢北㆒。其中五星曰㆓天潢㆒。天潢南三星曰㆓咸池㆒と有るは甚く誤れる說なり。(其は天官書に五車を五帝車舍と云へるこそ誤なれ、此を五車として見れば、咸池は五星一座にして、異名を五潢とも五車とも謂ひ、其の中に三座あるを三柱と云ふ義いと著明に聞え、かつ今現に見る所も咸池は諦に五星にて、其の中に三星鼎足なる二座と、四星一座と都て三座あること、論ひ無き物をや、)然るに此より後の天文書類みな晉志の誤を受けて。天官書の咸池を五車と名け。其の中に柱と名くる三星鼎足の二座と。咸池三星と天潢五星と。都て四座を立たれど。此は用ふべからず。(また彼の正義に、五車五星、三柱九星在㆓畢東北㆒、咸地三星在㆓五車中天潢南㆒云々と例の古說を述たるは、天官書に本づけるなれど、其また取るに足らず、)

[八]北方七宿。斗牛女虛危室壁水也。斗北有㆓建星㆒。牛北有㆓河鼓㆒。女北有㆓織女㆒。虛南衆星曰㆓羽林軍㆒。其西爲㆑壘。或曰㆑鉞。旁一大星爲㆓北落㆒。危東八星。兩兩相比曰㆓司命㆒。直㆓閣道後㆒。漢中四星曰㆓天駟㆒。旁一星曰㆓王良㆒。旁九星絕㆑漢曰㆓天潢㆒。天潢旁江星。杵臼四星在㆓危南㆒。匏瓜在㆓河鼓西㆒。中央屬㆑土者。東則角亢。南則井鬼。西則奎婁。北則斗牛。皆居㆓四季㆒爲㆑土也。

○好倘云此の本文をも舊くは。「北方玄武七宿。斗牛女虛危室壁水也。合三十五星。九十八度云々」此の下今の本文に等し。○此の條も九十八度と云ふまでは。天文訓と五行大義の校文にて。斗北と

云ふより河鼓東と云までは。天官書の略文。其の以下は五行大義に採れり。〇玄武の事は十四條に云べし〇斗は乃ち謂ゆる南斗なり。此は北方の首宿にして。天極を去ること百十九度と云ふ。然て南斗といふは。彼北斗より南に在ればなり。彼は七星此は六星なるが。彼此共に。かの枓と云ふ飲器に似たる故の名なり。(天官書天文志共に、南斗爲廟と云ひ、晉志に、南斗六星天廟也、亦爲壽命之期と云ひ、五行大義に、主爵祿、褒賢、進士など云る類は取らず。)牛は乃ち謂ゆる牽牛なり星象圖說に。牽牛六星。狀似牛有南角。在天河岸頭。天之關梁。日月五道之中道距中央大星去極百八度半と云へるが如し。(五行大義にも、早く牽牛六星象牛角故名牛と云り、爾雅に、河鼓謂之牽牛と有る孫炎說に、河鼓星在牽牛北、故或名河鼓爲牽牛也と云へるは取らず、其は河鼓は三星、牽牛は六星にて、其所在甚く隔ればなり。)〇女は乃ち謂ゆる須女なり。爾雅に須女謂之婺女とも有り。星象圖說に。須女四星。形如箕。其下九尺爲日月中道。須賤妾之稱。婦織之卑者也距西南星去極百四度半と云へるが如し。(天官書に、婺女其北織女、織女天女孫也と有り、然ればば織女の婺女なる義をもて名けたるにや、)〇虛は說文に大丘也。崑崙丘。謂之崑崙虛。北謂之虛从北虍聲と有りて。虛とはもと天極の直下崑崙丘を云ふ語なるが。虛の二星は。北方の中宿にして。崑崙虛に當るが故に此の名あり。星象圖說に。虛二星下九尺爲天之中道。距南星去極百度半と云へるが如し。(天官書に虛爲哭泣之事と云ひ五行大義に、虛耗也、其間空虛、廟堂之象、故名虛と云へる類は右の古義を失ひたる後の謬會にて取るに足らず、)〇危は韻會に。說文云。危在高而懼也。从厃人在厓上。自卪止之。禮喪大記。皆升自東榮。中屋履危。注危棟上也。疏云踐履屋棟上高危之處也。又宿名。史記危脆也とあり。此の三星高く虛星と並びて天極に近く、其の象頗ぶる屋棟にも似たる故に危とは云ふなり。星象圖說に。危三星其下九尺。爲天之中道。距南星去極九十九度と云るが如し。(天官書に、危爲蓋屋と云ひ、五行大義に、危似室屋、亦如墳墓故

名レ危、以識ニ先祖一など云へる類の說は取らず、）
○室は乃ち謂ゆる營室なり。說文に。室實也从レ宀至聲。室屋皆从レ至所レ止也。段注に。釋名曰。室實也。人物實ニ滿其中一也。室屋者人所ニ至而止一也。五行大義に。營室有ニ六星一。爲ニ離宮一。似ニ宮室一。故名レ室と有り。然れば室の二大星にて。其の離宮を營める義を以て。營室と名けたるか。晉志に營室二星。離宮六星と別たれど。天官書に。營室曰ニ離宮一と云ひ。星經の圖に。離宮と聯ねて八星と爲たれば。古義は八星一座なり。（索隱に引たる元命苞の文に、營室十星云々と有れど、此は誤と爲べし、）星象圖說に。營室二星距ニ南星一去レ極八十度半。離宮六星。兩々居レ之。分ニ布室壁之間一と云へり。（天官書に營室爲ニ清廟一と云へるは取らず、但し索隱に爾雅云、營室謂ニ之定一、郭璞云、定正也、天下作ニ宮室一皆以ニ營室中一爲レ正也と云へるは故實ある事なり、爾雅の注疏を見て知べし、）
○壁は乃ち謂ゆる東壁なり。天官書天文志共に此の宿を記し漏せり。晉志には東壁二星とあり。五行大義に。東壁二星直立似レ壁。故名レ壁と見え。增韻に屋壁也。又軍壘臨レ危謂ニ之壁一と有るを合せ考ふるに。虛危に臨み。營室の旁に直立せる故に。かく名けたり。星象圖說に。壁二星。其下九尺。爲ニ天之中道一。距ニ南星一去レ極八十度半と云へるが如し。（晉志に東壁二星主ニ文章一、天下圖書之府也、星明王者興、道術行、國多ニ君子一、星失レ色大小不レ同、王者好レ武、經士不レ用、圖書隱と云ひ、五行大義も同じ說にて、孔子藏ニ書於壁一效ニ此義一也と云へるなどは、壁と云ふより孔家の壁中より尙書などの出たる事に思ひよせ、其より引伸して天下の文章圖書の府なりと云ふ說をも誣會せるなり、諸星の占候みな是の類なり、）さて五行大義に斗六星二十六度。於レ時在レ丑。木也。牛六星八度於レ時在レ丑木也。女四星十二度。於レ時在レ子。春夏爲レ水。秋冬爲レ火也。虛二星十一度。於レ時在レ子。春夏爲レ水。秋冬爲レ金也。危三星十七度。於レ時在レ子。春夏爲レ水秋冬爲レ火也。室八星十六度。於レ時在レ亥。春夏爲レ木。秋冬爲レ土也。壁二星九度。於レ時在レ亥。春夏爲レ金。秋冬爲レ水也と云へり。（以上北方の七宿凡て三十一星九十八度なり、

皇朝の舊き暦書類に、斗を比都伎保之、牛を比古保之、女を宇流伎保之、虚を止美保之、危を宇美也米保之、室を波都伎保之壁を登麻米保之と云へり。）○斗北有建星は。晉志にも。建星六星在南斗北と見え、本書に建星者旗也とも有る。正義に建星在斗北臨於黄道。天之都關也。斗建之間。七曜之道。亦主旗輅云々と云へり。（此の云々は例の古説なれば取らず、）前漢の暦志に。太初暦を作る事の文に。十一月甲子朔旦冬至。日月在建星と云へる注に。李奇曰。古以建星為宿。今以牽牛為宿。孟康云。建星在牽牛間。晉灼云。賈逵論太初暦冬至日在牽牛初。牽牛中星也。古暦皆在建星。建星即斗星也とあり。（然れど建星即斗星也と云へるは非なり、今の本文に斗北に在と云るものをや、）○牛北有河鼓。とはなほ本書に。河鼓大星上將。左右左右將と云へる文ありて三星なり。晉志にも河鼓三星在牽牛北と云ひ。星經も同説なり。然るを爾雅に。河鼓謂之牽牛と云ひ孫炎注に。河鼓之旗十二星。在牽牛北。故或名河鼓為牽牛也と云へるは非なり。（和名抄に、牽牛に附べき訓を河鼓につけて、太奈波太、比古星以奴加比星など出せるは、此の誤を受たるなり、）星象圖説に。河鼓三星。在牛宿北。天河之東南。距中星去極八十三度太と云へるが如し。（星經また史記正義などに、例の占説あれど取らず、）○女北有織女は。須女星の北に織女星ある由にて。なほ本書に。織女天女名也と云ひ。星經に。織女三星在天市東端。天女去北辰五十二度也とも見えたり。（晉志にも織女三星、在天紀東端、天女也と見ゆ、同じ方位なり、天女名也を、今本に天女孫也と有れど、條廣曰、孫一作名と有る注によりて改め引たり、）星象圖説に。織女三星在天河北。天紀東端。天女也。其大星去極五十二度半。入斗宿五度と云るが如し。（正義に織女三星在河北天記東。天女也と云へるは難なけれど、例の占説は取るに足らず、）○虚南衆星曰羽林天軍は。晉志に羽林軍四十五星。在營室南。一曰天軍と云ひ。星經も同じ説なり。三づゝ連れる小星十五座あり。星象圖説に。羽林軍四十五星。三三而聚散在營室之南。天軍也。距大星去極百十

七度。入危宿十五度半と云ふが如し。(星經を始め諸書に、例の占説多けれど取らず、)〇其西爲壘或曰鉞は。晉志に。壘壁陣十二星。在羽林北。羽林之垣壘也。と有る是なり。鉞とも云べき象なること圖を見て知べし。星象圖説に壘壁十二星。在羽林之北。横列營室之南。距西大星。去極百十五度。入女宿十一度と云へるも方位遠からず。(正義も同説なるが、例の占説は取るに足らず)〇旁一大星爲北落は。晉志に。北落師門一星。在羽林南北。長安城北門曰北落門。以象此也と有る是なり。星象圖説に。北落門一星。在羽林之西南。天之藩落也。去極百二十六度。入危宿十二度半と云へり。然れど羽林の南北と云ひ。西南と云ふこと。共に通え難し。此は在羽林之右旁とこそ云べけれ。其は羽林の地に立ち天極に向へば。北落は羽林の右旁に在ればなり。(然て天官書に、なほ北落若微、亡軍、星動角、益希、及五星犯北落、入軍軍起、火金水尤甚、火軍憂、水患、木土軍吉と有るを始め、諸書の占候すべて取らず、)〇危東八星兩々相比曰司命は。本書に

危東六星兩々相比曰司空とあり。漢志にも危東六星。兩々而比曰司寇。と有れど。晉志星經共に此の星名なく。後の星圖にも所見なし。(但し晉志を始め諸書に、土司空と云ふ星有れど、唯一星にて且危の東に在ざれば、此の星には非ず、天官書の標注に、考要云諸家圖經、所載與太史公異と云へるが如し、)爰に正義に。危東兩々相比者。是司命等星也。恐命字誤爲空也。司命二星在虛北。司祿二星在司命北。司危二星在司祿北。司非二星在司危北。皆冥司之職也と云へるは。卓然たる考へなり。故今は此の説に從ひて。本書に六星と有るを八星と改め。司空と有るを。司命と改めたり。(其は星經に、司命、司祿、司危、司非各二星、在虛北、右各主天下壽命、爵祿安秦、危敗是非之事とも有ればなり、正義は必これに據れるなるべし、)星象圖説に。司命二星。在虛北。距西星去極九十二度。入虛宿三度。司祿二星在司命北。距西星去極九十度。入虛宿四度。司危二星在司祿北。距西星去極八十五度半。入女宿八度。司非二星在司危北。距西星去極

七十九度半。入女宿九度半と見えたり。○直閣道後。漢中四星曰天駟。旁一星曰王良は。本書閣道の二字のみにて。直後の二字は補へり。上下に決めて落文あり。(然れど漢志にもかく有れば、甚古き落文と見えたり、史漢の今本に、營室爲清廟、曰離宮閣道云々と接けるを營室の文と爲して、曰離宮閣道と句讀せるは、和漢の校者ら、此の落文に心著ざるなり、曰離宮閣道云々と句讀すべし、本書の標注に考要云。閣道者離宮之別名と云へるは非なり。)其は晉志に。王良五星在奎北居河中。其四星曰天駟。旁一星曰王良亦曰天馬。閣道六星在王良前飛道也と見え。索隱に荊州占云。閣道王良旗也。有六星と云へる如く。此の所の天象を見れば。奎星の北。天漢に閣りて旗の如き六星あり。是謂ゆる閣道星なり。然て之に並びて斯の如き五星あり。乃ち謂ゆる天駟王良なり。此の五星一座にして二名なるを。分けて云ふときは並べる四星を天駟とも天馬とも云ひ。旁の一星を王良と云ふを。五星を總て王良とも謂ふ由なり。(其は晉志に王良五星、云々其四星曰天駟、旁一星曰王良と有るを以て、本文も同じ文義なること、其と云へるに心をつけて見辨ふべし、星經に王良五星、在奎北河中、漢中四星天駟、旁一星名王良と有るは其の字なき故に王良と稱するが、二星ある如く聞えていかゝなり。)是を以て索隱に引たる春秋元命苞に。漢中四星曰騎。一曰天駟也と云ひ。同合誠圖に。王良主天馬也とも云へり。四星を驅馬に比したる故に。旁の一星を。古への良御に比して號たるなり。(正義に王良五星在奎北河中、天子奉御官也と云へるは此の義なれど、例の占説は天官書に、王良策馬車騎滿野と云へるを合せて取るに足らず。)○旁九星絶漢曰天潢は。索隱に。元命苞曰。潢主河渠。宋均云。天潢天津也と云ひ。晉志に。天津九星横河中と見え。星象圖説に。天津九星。在虚危北。横漢中。距西哨星。去極四十七度半。入斗二十三度とある是なり。(本書に八星と有るは誤字なれば此等の書によりて改めたり。)潢の字は既に云へる如く。積水の涯際なき貌なれば。此は天河中の積水池なる由の名なり。(また天河を銀潢と云

をも思ひ合すべし。)○天潢旁江星は。晉志以來の天文書類にも江星といふ星名ある事なく。本書及び漢志にその星數も無れば。某星とさし定むべき便なし。(正義に、天江四星在尾北主太陰也云々と注せるは、晉志東方星宿の所に天江四星在尾北と有るを取りて誣たるにて、方位いたく違へば此の說は信られず、)故北水が星圖により。吾また熟に仰觀するに。天潢を九星とは云へど。旁に附たる二小星あり。此を本星天潢の。積水潢々たる中より流るゝ江の義をもて江星とは云ふならむ。其は本書及び漢志の古說に江星動以人涉水と有にても曉るべし。○杵臼四星在危南は。正義に杵臼三星在人星旁と云へる是なり。此は星象圖說に。杵三星在人星旁。去極六十一度半。入危宿三度。臼四星去極六十九度半。入危宿三度半と有りて二座なるを。本書に杵三星を落し。正義に臼四星を落せるなり。(晉志に杵三星在箕南と云ひ、敗臼四星在虛危南と云る二座は別なり、思ひ錯ふべからず、)○匏瓜在河鼓西は本書に。匏瓜の名のみ有りて。座位及び星數なし。正義に匏瓜五星。在離珠北と云ひ。索隱に荊州占云。匏瓜一名天雞。在河鼓東と云へり。離珠は晉志に。離珠五星。在須女北と云へる星にて匏瓜を其の北に在りと云へるは能く合へり。然れども離珠は。本書になき星なれば。河鼓東と云ふを取り。東は西の誤寫なれば改めつ(本書に、匏瓜有青黑星、守之魚鹽貴と云ひ、索隱正義共に例の古說有れど取らず、)星象圖說に、匏瓜五星去極七十九度。入牛宿七度と云へり。○好倘云中央屬土者 と云より以下は都て注解を缺れたり。

〔九〕星分度東方七十五度。角十二。亢九。氐十五。房心各五。尾十八。箕十一四分一。北方九十八度。斗二十六。牛八。女十二。虛十。危十七。室十六。壁九。西方八十度。奎十六。婁十二。胃十四。昴十一。畢十六。觜二。參九。南方一百一十二度。井三十三。鬼四。柳十五。星七。張翼各十八。軫十七。凡二十八宿也。

此の條は天文訓と前漢の天文志とを按して記せり

○星の分度とは。前條に謂ゆる周天三百六十五度

四分度之一なる處に。此の二十八星の列する各座の分度を謂ふ。此の諸星の列せる周圍は。乃ち謂ゆる黄道にて。大地及び五緯周行の道なり。此を宿と稱ふも。其の驛路の宿舍たる義なり。其は仰ぎて天を觀れば。□として體なきが如し。是を以て星宿を體に取りて。諸曜運行の分度を計ふる規と爲たる者なり。(西川正休云、此の星宿の外、衆星共に常に其の度極を去る遠近を測り定めて、時に取りて便とす、天の黄道は秤衡の如く、二十八宿は量目の星の如し、五緯は自行ありて行度の伏見時々の動あるを、二十八宿及び衆星は各々の自行なくして萬古に其の座列を變せず、一齊に天に從ひて晝夜に東より西に左旋運回する耳なりと云へるが如し。)さて此の分度のこと。漢晉の天文志。大抵これに同けれど。其後世々に分度の異同あり。今惟ふ旨あれば。中世の分度は措きて。本文の分度と。元の授時暦及び澁川春海翁の天文分野圖に記せる度分を合せて講圖に作り。其の同異を示すこと右の如し。

大文訓　授時暦　澁川流

天文訓　授時暦　澁川流

宿			
角	十二度	十二度八十七分	十二度十分
亢	九度	九度五十六分	九度二十分
氐	十五度	十六度四十分	十六度三十分
房	五度	五度四十八分	五度半
心	五度	六度二十七分	六度半
尾	十八度	十七度九十五分	十九度十分
箕	十一度四分度	九度五十九分	十度四十分
斗	二十六度	二十三度四十七分	二十五度二十分
牛	八度	六度九十分	七度少
女	十二度	十一度十二分	十一度三十五分
虚	十度	九度	九度
危	十七度	十五度九十五分	十五度四十分
室	十六度	十八度三十二分	十七度十分
壁	九度	九度三十四分	八度六十分
奎	十六度	十七度八十七分	十六度六十分
婁	十二度	十二度十六分	十一度八十分
胃	十四度	十二度三十二分	十五度六十分
昴	十一度	十一度	十一度三十分
畢	十六度	十六度半	十七度四十分
觜	二度	二十五分	觜参
参	九度	十度二十八分	十一度十分
井	三十三度	三十一度	三十三度三十分
鬼	四度	二度十一分	二度少
柳	十五度	十三度	十三度三十分
星	七度	六度二十一分	六度少
張	十八度	十七度七十九分	十七度少
翼	十八度	二十度	十八度太
軫	十七度	十八度太	十七度三十分

古の分度は本文の如く。正にかく三百六十五度四分度之一なりしを。漢志に始めて四分度之一を略し。(但し此の四分一を略せるのみ天文と異にして

其の餘の分度は悉同じ〕其の後の暦家次々に其の分度を改易せるか。尚太き相違は無りしを。胡元の世に郭守卿と云ふ者。授時暦と云ふを作り。其の時對して三百六十度と定たるを。其の後の暦家はみな之に從ふ由なり。〔澁川翁の分度も共に其の分度を取捨せる者と見えて、其の度を都て計ふれば、三百六十三度四十五分計あり〕然れど其は後の暦法こそ有れ。今の古暦には。然る後の定めに数ふべきに非ねば。己が天象圖には本文の分度を用ひて。各星の天極星に距る分度は。彼の北水の實驗に因り。己もかつ仰觀せる所を以て載せり。其は角亢各九十七度半。氐百四度半。房心各百十四度半。尾百二十七度半。箕百二十一度半。斗百十九度半。牛百八度半。女百四度半。虚百度半。危九十六度半。室壁各八十度半。奎七十二度。婁七十五度。胃六十度半。昴七十度。畢七十七度半。觜八十二度。參九十二度。井六十九度。井六十九度。鬼六十九度半。柳八十二度半。星九十六度。張百十二度半。翼百十四度半。軫百十三度半なり(但し北水の星分度も、三百六十度にて、五度四分度之一を捨て、角十二度、亢九度、氐十六度、房六度、心六度、尾十九度、箕十度、斗二十五度、牛七度、女十一度、虚九度、危十五度、室十七度、壁八度、奎十七度、婁十二度、胃十四度、昴十一度、畢十七度、觜一度、參十一度、井三十二度、鬼三度、柳十三度、星六度、張十七度、翼十九度、軫十七度と云へり、此また其の謂ある事なるべけれど、今の古法には用ひず〕さて本書に此の章の次に。星部地名。角亢鄭。氐房心宋。尾箕燕。斗牛越。女吳。虚危齊。室壁衞。奎婁魯。胃昴畢魏。觜參趙。井鬼秦。柳星張周。翼軫楚と云へる文有り。星經及び史漢の天説も同けれど。此は謂ゆる星土分野の説にて。周末に起れる妄誕なること。彼邦の先輩既に辨へたる如くなれば取らず、其は第□十□條に十二次の所に委く注ふを俟べし。〔但し其の大略は、五雜俎地部に、天有九野、地有九州、然吾以爲分野之説最爲渺茫無據、何者九州之畫始自禹貢、上遡開闢之初、不知幾甲子矣、豈天於此時始有分野耶、九州之於天地間纔十之一耳、人有華夷之別、而自天視之覆

蓋朽也、何獨詳於九州、而畧於四裔耶、李淳風謂、華夏爲回亥之中、當二儀之正、四夷炎涼氣偏、鳥語獸心、豈得同日而語、然荊蠻、閩越、六詔、安南、皆昔爲蠻夷、今入中國、分野豈因之加增耶、至於五胡[illegible]佔有天下、豈非夷也、何獨詳於此、而畧於彼耶、蘇致前代五行志、某星變則某郡國、當其咎、然不驗者、什七八也、況近來出河破碑、愈無定則矣と云ひ、天無私覆、地無私載、今分野以五星二十八宿、皆在中國、僅以昴畢二星、管四夷異域、計中國之地、僅十之一而星分獨占十之九也、偏僻甚矣と云へるも然る言なり、思すべし。)

〔十〕凡日光所照。徑八十一萬里。周天二百五十四萬四千六百九十六里。分爲三百六十五度四分度之一。是天一度。六千九百六十七里少。過此而往者。未之或知。或知者。或疑其可知。或疑其辯知。此言上聖不學而知之。

此の條は全く周髀算經の文を取れるが。周天二百五十四萬四千六百九十六里を。本書に周二百四十三萬里と有れど。此は八十一萬里を三合せる。例の三徑一の略算なれば。既に云へる一四一六の數を加へて記せり。(抑しか其の本數を實數に改むれば、度ごとの數を本書に、六千六百三十二里、二百九十三步、千四百六十一分步之三百二十七と有るも違へれば、此をも度六千九百六十七里少と改めたるなり。)斯て此の一節は。本書に。かの七衡六間の里數を說竟たる最末に出て。周天全經の大を說たる極なるが。日光の外照する限を云へる數なり。(但し彼の七衡六間の事は、今の考へに用なければ取らず、)抑是の大數の出たる原は。本書に。極者天廣袤也(趙注言極之遠近、有定、則天廣長可知也、)今立表高八尺以望極。其勾一丈三寸。由此觀之則從周北十萬三千里。而至極下、(諸言極者、斥天之中、極去周十萬三千里、亦謂、極與天中齊時、更加南萬六千里是也、)日夏至南萬六千里。日冬至南十三萬五千里。日中無影。以此觀之。從南至夏至之日中。十一萬九千里。北至其夜半亦然。凡經二十三萬八千里此夏至日道之經也(甄鸞云、求夏至日道法、列夏至日去天中心、十一萬九千里上夏至夜半日、又

去天中心十一萬九千里、幷之得夏至道徑二十三萬八千里也、)從夏至之日中。至冬至之日中。十一萬九千里。北至極下亦然。則從極南至冬至之日中。二十三萬八千里。從極北。至其夜半亦然。凡徑四十七萬六千里。此冬至日道徑也。(甄鸞云、求冬至日道徑法、列夏至去冬至日中、十一萬九千里從夏至日中北徑亦十一萬九千里併之得從冬至日中、北至極下、二十三萬八千里從極至夜半亦二十三萬八千里、幷之得冬至日道徑、四十七萬六千里也、)また春秋分之日中。日光之所照。北至極下。夜半日光之所照亦南至極。此日夜分之時也。故曰日照四旁各十六萬七千里と有る。上の二十三萬八千里と。此の十六萬七千里とを併せて。四十萬五千里の。日中夜半の數を合せて八十一萬里なり。(是を以て本書に。四極徑八十一萬里と云へる下の、趙爽甄鸞らが注に、求四極徑八十一萬里法、列冬至日中、去極二十三萬八千里、復加冬至日光所極十六萬七千里、得四十萬五千里、北至其夜半亦然、幷南北即是大徑八十一萬里とは云へり、)さて此の經文二百五十四萬四千六百九十六里の周天は。第二條經星天廓の三十一億四萬一千六百里内に包胎せらるゝ天なり。徑八十一萬里は。皇國の八萬四千三百七十五里に當り。周圓の二百五十四萬四千六百九十六里は。皇國の二十六萬五千七十二里半に當り。度ごとの六千九百七十七里少は。七百二十五里と九十六分里の七十に當れり。(經星天の徑一百萬里なる内に、八十一萬里徑の天なれば、其の間十九萬里あり、是十九萬里やがて經星の布列せる地なり、)○過此而往者云々とは。此の天を過ぎて以外は。凡人いまだ或は之を知らず。此を知べき識ある者も其の知べきを疑ひ。また其の知り難きを疑ふを。此の言説は上聖のみ學ばずして知ると云へるなり。(趙君卿が注に、上聖者智無不至明無不見、考靈曜曰、微式出冥、唯審其形、此之謂也と云ひ、爾雅に、式微者微乎微者也の注に、言至微とも見えたり。)其は此より以内は謂ゆる六合内として。其の以外經星常靜の二天は。上に出たる經文の古説ありて知るれども。其の以外は乃ち六合外にて。固より古說なく。日光も及ば

ざれば。測量すべき便もなし。蒙莊云く六合之外は聖人存而不論。六合之内、聖人論而不議とも云へり思ひ合すべし。

天象志上下　地象志　五行志　日暦志　月暦志
天地志　天地志

天官書に其趨舍而前曰贏。退舍曰縮また蚤出者爲贏。晩出者爲縮。

〇五星篇第二

〔十二〕五星者天之五佐。以甲寅元初起牽牛。見伏有時。贏縮有度。東方木也。其星歳星。其神青帝。其精青龍。執規而治春。其音角。其日甲乙。太陰在四仲。則歳星行三宿。太陰在四鉤。則歳星行二宿。二八十六。三四十二。故十二歳而行二十八宿。日行十二分度之一。歳行三十度十六度之七。十二歳而周。

此の條より以下五條は。天文訓を本に採り。天官書を合せて其の要文を抜萃し。殊に春秋文曜鉤に。東宮蒼帝。其精爲青龍。南宮赤帝。其精爲朱鳥。西宮白帝。其精白虎。北宮黒帝。其精玄武。鎮星黄帝中宿之分也と有るを取合せて文を成せり。（此の文曜鉤の文は、古微書に見えたり、史記索隱などより拾ひ載せるか、）〇五星者天之五佐は。天官書の文なるが。其の正義に。言木火金水土五星佐天行徳也と云へるが如し。（また初條五緯の下に引たる黄裳天文圖に。五星輔佐日月斡旋五氣、如六官分職而治、號令天下利害安危、由斯而出也と有るをも思ふべし、）〇以甲寅元初起牽牛は。天文訓を通考して新加せる文なり。甲寅元とは。彼太陰元始建于甲寅と有るに同く天地初立の歴元甲寅の歳を謂ふ。五星の行も是より起元せること。三終而復得甲寅之元とも。大終日月星辰。復始甲寅元とも有るにて著く。初め牽牛に起れる事は。星備に。五星初起牽牛。歳星一日行十二分度之一。十二歳而周天。熒惑日行。三十三分度之一。三十三星而周天。鎮星日行二十八分度之一。二十八歳而周天。太白日行。八分度之一。八歳而周天。辰星日行一度而周天と見え（此の星備と云ふ書は、己未その全書を見ず、周禮の注疏また古微書に長沙太守星備と引たるを再引

たるなり、歲星鎭星太白の行まさに天文訓天官書と同ければ、五星の行共に古說を承たる物と見えたり、）六經天文編に。嘗問曆於郭忠孝。曰。古曆起於牽牛一度。沈括謂今宿於牛六度。謂之歲差。何也。曰。久則必差。差久必復於牽牛。牽牛一度者。乃上元太初起曆之元也と有にて知べし。（天地初立の曆元は。甲寅の歲首冬至の甲子夜半にて、日月五星共に牽牛の初度に起ると云ふ事は、易緯乾鑿度、尙書考靈曜を始め、數の古書に出たれど。今按ふ旨趣あれば、後ながら右の二書を引たるなり、）さて其の紀上元甲寅歲。仲冬建子。甲子冬至の同じ元始に復する事は。三紀四千五百六十年なること。第四十一條に說たる如くなるが。其の時七曜みな牽牛に復する由にて。玉海天文部に。宋の會要を引きて。天地之運。陰陽之會。無不反其始。而後行。歲功之出。起于冬至之夜半。七政之行。復于牽牛之初也と云へるも此の義なり。（なほ次々に註ふをも合せ考へて知るべし。
○好尙云此の條に關係る事ども記し措かれたる物の中に○其の紀上元云々。此は天官書太白星の所に。其紀上元。以攝提格之歲。與營室晨出東方と有りて。攝提格之歲とは。甲寅歲を謂ふ例なるが。上元甲寅歲を元始と爲すこと。此の一星に限らず。五緯みな此の元を初と爲すが故に。其の文を此に移して。其紀上元。以甲寅歲。初起牽牛とは記せり。（但し此の事を天文訓に、太白元始以正月甲寅與熒惑晨出東方、と有るは疑なく太白元始甲寅、以正月與營室晨出東方と有し文を後に誤寫せるなり、上に引く天官書の文と照し見て知べし、）其は營室と共に出るは孟春正月の事にこそ有れ、其の紀上元とは。仲冬甲子夜半冬至の元始にて。牽牛に起る天紀なること。古緯書の類は更なり。其の後の書にも。前漢の曆志に。冬至之時。日在牽牛初度。周禮の賈公彥が疏に。甲子朔旦冬至。日月五星。俱起於牽牛之初。是歲星與日同次之。また五緯卽五星。二十八宿。隨天左轉爲經。五星右旋爲緯星備云。五星初起牽牛此云星明。歲星一日行十二分度之一。十二歲而周天。熒惑日行三十三分度之一。（一玉海作

）二（一玉海作三）十三歳而周天。鎮星日行二十八分度之一。二十一（一玉海作八）歳而周天。太白日行八分度之一。八歳而周天。辰星日行一度一歳而周天。是五緯所行度數云々（此星備の星行は天文訓天官書の行度を折衷せる說と見えて能く合へり、今は古微書に引たる文をも校合して再引たり）六經天文編に。常問曆於郭忠孝。曰。古曆起於牽牛一度。沈括謂。今宿於斗六度。謂之歳差。何也。曰。久則必差。差久必復於牽牛。牽牛一度者。乃上元太初起曆之元也など有にて知べし。然るに天文訓に。太陰元始建于甲寅云々と三終の正說を出し。大終。日月星辰。復始甲寅元とも云ひつゝ。正月を元始とせる說の交れるは。後人の太古曆と顓帝曆とを混淆して。妄意に改作せる文なれば。其心して見るべし。（其は太古曆は、甲寅歳の歳首、仲冬甲子夜半冬至の、五星みな牽牛に起るを、天紀上元と立たるを、顓帝曆も同じ古曆ながら。孟春寅月を元始とせる故に、日月五星みな營室の五度に起るとは謂ふなり。其は後漢曆志の注に出せる蔡邕が說に、顓帝曆術曰、

正月己巳、朔旦立春、日月俱起於營室五度、今月令孟春之月、日在營室と見え、唐書の大衍曆議に、顓頊曆上元甲寅歳、正月甲寅、晨初合朔立春、七曜皆直艮維之始、云々と有るを合せ考へて知るべし、然れば天文訓に、天一元始、正月建寅、日月俱入營室五度、天一以始建、七十六歳、日月復以正月入營室五度無餘分、名曰一紀と有るも、後人の文にて、天一元始、仲冬建子、日月俱入牽牛初度、天一以始建七十六歳、日月復以仲冬入牽牛初度無餘分、名曰一蔀と有りし文なり、其は天一と云ふも既に出る如く、太陰の一名にて、一蔀七十六年の元始は、仲冬甲子月、甲子冬至日の、甲子時の正半より、推へ始むる定例なればなり、第□十□條に出るを見て知るべし）と見えて大概本文に同じけれど。少か異なる說も有れば。今此處に附錄して校正に備ふる事右の如しなほ下の條々にも本文より一字低く載せるは此類ひ多しと知るべし。

○見伏有時。贏縮有度も天官書の文にて。贏縮はなほ本書に。其趨舍而前曰贏。退舍曰縮。ま

た遲出者爲レ贏。晩出者爲レ縮とも有り。見伏の推法共に下の條々に著はすが如し。

○好術云また別に記し措かれたる物に。○其贏縮見伏の推步は。天文訓も共に略式なるを。前漢の天文志に其の精式を出せり。其の說に。推五星見復。置太極上元以來。盡所求年。乘大統見復數。盈歲數得一則定見復數也。不盈者名曰見復餘。盈其見復數一以上見往年。倍一以上又在前往年。不盈者在今年也と云ひ。（此の文に、置太極上元以來と云へるを以て、五星も、上元甲寅甲子冬至の日時に、□に牽牛に建すを以て元始となし、推步また是より起す事をも知べきなり、）また推五步。置始見以來日數。至所求日。各以其行度數乘之。其星若日有分者。分子乘全爲實。分母爲法。其兩有分者。分母分度數乘全分子。從之令相乘爲實。分母相乘爲法。實如法得一。名曰積度數。起星初見星宿所在宿度算外。則星所在宿也と云ひて。次々に五星の見伏贏縮を記せるを以て知べし。（背て星翁曆家の言を聞くに、漢志なる五星の推法は、舊き推法の有るが中に精術にして、今の推法にも甚き相違なしと謂ふは。漢世以來、すでに天地の運行に差の出來し後に、推步し定めたる式なれば、然も有べき事なり、其の測量は、五星の每下に附錄するを見るべし。）

○東方木也とは。東方は木の本所たる義にて。木星の本位たる義をも兼たり。其は說文に。木冒也。冒地而生。東方之行。从屮下象其根。段注に其根謂屮也。屮象上出。巾象下垂也とあり。（徐鍇が繫傳に屮者木始甲坼也、萬物皆始於微、合抱之木生於毫末、故木从屮、木之性上枝旁引一尺、下根亦引一尺、故於文上下均也、東方陽氣所起、主生、木亦漸生、東方主仁、木盛於東、成於西、故藥用木多取東引枝根也と云ひ、字彙にも此の說に因りて、直从丨非从丨、俗从丨者任筆勢也、相沿久不能復改矣と云へり）東を說文に。東動也。从日在木中。段注に。木榑木也。日在木中曰東。在木上曰杲。在木下曰杳とあり。（唐の王瓘が黃帝本行記の注に東字从日穿木以日出望之如穿扶桑之林木

也とも云へり。)さて皇國の古傳にては。風火金水土これ五元なるに。謂ゆる五行に風なく。木の入たるは。何由なると考ふるに。餘の四行はみな形質ある物なるに。風のみ見つべき形質なく。木は風に資りて生じ。風は木に憑りて。其の質の知るる耳ならず、木の性固より風德を任持するが故に木を取りて質には風德を述たる物なり。(是を以て素問の應象大論に東方生風と云ひ、易の說卦傳に、巽爲風とも巽爲木とも見えたり、なほ古易傳を見て知るべし、)○其星歲星とは。東方木德の本星は歲星たる義なり。是を以て木星とも木曜とも言ふ。說文に歲木星也。越歷二十八宿。宣徧陰陽。十二月一次。从步戌聲。(史記の歷書に、名五星、爲五步と云へるも此の由なると聞えたり、)韻會に。釋名云。歲越也。增韻木星謂之歲星。與年歲義實相因。以其一年行一次。十二次而周天。故曰歲星。此星行一次而四時功畢。故年謂之歲。陸佃云。於文禾千爲年。步戌爲歲。兩稔故步。戌至戌謂之歲。九月建戌也とあり。(また禮記祭義、歲既單矣註、歲單謂三月月

盡之後也、言歲者蠶歲之大功事畢於此也、集韻古作戉俗作歲とも云へり、)○其神青帝とは。其の歲星に主神あり。其を青帝と稱ふ由なり。說文に。青東方色也。木生火从生丹。段注に。考工記曰。東方謂之青。丹赤石也。赤南方之色也と云ひて。青は東方風木の色なるが。木より火を生ずるに。火色は丹き故に。木より丹を生ずる義を以て制せる字なるを。其の木星の主神なる故にかく稱ふにて。是即ち風木の神なり。(本書に此に是神帝を出さず其帝太皞其佐勾芒と出せるは誤なり其の由は第十五條の末に論ふを俟つべし、)さて天官書に。蒼帝行德。天門爲之開と見え。其の正義に。蒼帝東方靈威仰之帝也。春萬物開發東作起則天發其德化天門爲之開也と云へり。○其精青龍とは。歲星の主神青帝の分精を。青龍と名くる由也、春秋保乾圖に、歲星爲麟、また衍孔圖に、以麟爲木精など有るを以て、五行大義に、胡亂なる說等あり、麟も東方の象には有れど、青帝の精は青龍と有るをば本說と爲すべし、)執規而治春は。前漢の歷志に少陽者方東。東動也。陽氣動

物於時爲春。春蠢也。物蠢生廼動運。木曲直。仁者生。生者圜。故爲規也とあり。(天文訓に規を圭と作るは誤寫なり、其は同訓の末に、春爲規とも有にて知るべし。)此は規の圓形を正すが如く。靑帝及び靑龍神の仁慈を以て。春を主治する義なり。(星備に、立春歲星王七十二日、其色白光芒、土王三月十八日其色黃而大ともあり。)〇其音角。其日甲乙の事は。第十「五」條中央の段に取總て釋くを俟べし。(下の南西北の其音其日もこれに効へ。)〇太陰在四仲則歲星行三宿とは。四仲は東卯西酉南午北子なり。太陰この四仲に在舍する時は。歲星は三宿つゝ行となり。(仲は乃中におなじ。)〇太陰在四鉤則歲星行二宿とは。四鉤は丑寅。辰巳。未申。戌亥の四維を云ふ。太陰この四鉤に在舍する時は。歲星は二宿つゝ行となり〇二八十六とは。四鉤八支の間にて。二宿つゝ行く故に。二八十六宿行なり。〇三四十二とは。四仲四支の間にて。三宿つゝ行く故に。三四十二宿行なり。蓋そは一年に一支つゝの轉度なる故に。十二歲而行二十八宿とは言へり。〇日行十二分度一云々は。周天三百六十五度四分度之一を。日々に僅に十二分度之一を行き。そを一歲に積ては。三十度と十六分度之七なる由なり。(天官書に歲星出東行十二度、百日而止、反逆行、逆行八度百日復東行、歲行三十度十六分度之七、率日行十二分度之一、十二歲而周天、出常東方以晨、入於西方用昏、と有るは、今の經文に違へるに似て、實は同じ運行の說なり。)然れば前に謂ゆる三終。一元四千五百六十年の間に。三百八十周天して。太陰また甲寅に建し。歲星また丑に居り。牽牛に建して端なく行る。これ歲星推步の古法なり。

〔十二〕南方火也。其星熒惑。其神赤帝。其精朱鳥。執衡而治夏。其音徵。其日丙丁。熒惑常以孟冬入太微。受制而出行列宿。司無道之國。出入無常。逆行一舍六旬復東行。自所止數十舍。十月而入西方。伏行五月。出東方。其出西方曰反明。東行急。一日行一度半。其行東西南北疾也。

此の條は出入無常と云ふまで天文訓を採り。其以下は天官書を取れり。〇南方火也とは。南方は火の本所たる義にて。火星の本位たる義をも兼たり。

說文に、火、毀也、南方之行。炎而上、象形。段注に。與木曰東方之行。金曰西方之行。水曰北方之行相儷成文、象形大其下銳其上也とあり（また韻會に、釋名云、火毀也、物入即皆毀壞也、禮月令注疏、火化也、陽氣用事萬物變化とも見えたり、）南を同書に、南艸木至南方有枝任也。从𣎵羊聲、段注に、艸木至南方者。猶云艸木至夏也。有枝任者、謂夏時艸木暢楙丁壯有所枝格任載也。故从𣎵と云へり。（なほ韻會に、徐云、南主化育。故曰主枝任也ともあり、）○其星熒惑とは、南方火德の本星は、熒惑星たる由なり。是をもて火星火曜とも云へり。說文に熒屋下鐙燭之光也。从焱冂。段注に、鐙者錠也。鐙以膏助然之。燭以麻蒸然之。其光熒々然、在屋之下。故其字从冂、冂者覆也。熒者光不定之貞とあり。（また韻會に、徐曰、冂猶室也會意、聽熒疑惑也、莊子是黃帝之所聽、熒謂聽之而惑也とも云へり、）然れば此は其の光り不定にて、惑はしき義を以て名けたり。○其神赤帝とは。其の熒惑星に主神あり。其を赤帝と稱ふ由なり。說文に赤南方色也。从大火。段注に。鄭注易曰。赤深於朱。火者南方之行。故赤爲南方之色。从大者言大明也とあり。（また韻會に、徐曰、南方之星其中一者最赤、名大火、會意字、五色之一也、禮月令乘朱路駕赤駵、註云、色淺曰赤、色深曰朱、赤至陽也と云へり。）其の火星の主神なる故にかく稱ふにて。是即ち火神なり。（本書に、こゝに此の神帝を出さず、其帝炎帝其佐朱明と出せるは誤なり、其の由は、第十□條の末に云ふべし。）さて天官書に、赤帝行德天牢爲之空と見え。其正義に。赤帝南方赤熛怒之帝也。夏萬物茂盛功作大興則天施德惠。天牢爲之空虛也と云へり。○其精朱鳥とは。熒惑の主神赤帝の分精を。朱鳥と名くる由なり。朱鳥は乃鶉鳥なり。また朱雀とも謂ふ（此の鳥のこと、委くは太昊古易傳の离卦の所に云へり、披き見べし。）○執衡而治夏とは。歷志に。太陽者南方。南任也。陽氣任養物。於時爲夏。夏假也。物段大乃宣平。火炎上。禮者齊齊者平。故爲衡也と有り。此は稱衡をもて。稅を平する如く。赤帝及び朱鳥神の夏を主治する義な

り。(星備に、立夏熒惑七十二日、色赤角黄、土王六月十八日其色黄而大ともあり、)○熒惑常以孟冬云々とは。太微は第六條に出たる太微宮にて。太一の庭なる故に。入りて其の制令を受けて列宿を行るに。出入常なき星なる由なり。(前漢の天文志に、熒惑曰南方夏火禮也、視也、とある所の晉灼注に、常以十月入太微、受制而出行列宿司無道、出入無常也と云へるは、全く今の本文を取れるなり、)天官書此の星の下に。法出東行十六舍。而止。逆行二舍六旬復東行。自所止數十舍。十月而入西方。伏行五月。出東方。其出西方。曰反命。東行急一日行一度半。其行東西南北疾也と有るも。出入常なき有趣を云へり。(上に引たる天文編の陳氏が言に、歩五星之法、莫難於火、雖見伏留行逆順遲速五者皆然、而前後之數、惟火爲多端と云へるは、其の出入常なき由を云るなり、)然れど彼の星備に。熒惑日行。三十三分度之一。三十三歳而周天と有るは。古き推法を受たる說なるべく覺ゆるに就て。試にかの一元四千五百六十歳を。三十三歳にて之を除ふに一百三十八周して。六歳餘れり。故按ふるに。此は大率を略算せる說にて。巨細にこれを平均して。推ふれば。日に行こと」好尙云此下注釋を缺れたり。

(十三)西方金也。其星太白。其神白帝。其精白虎。執矩而治秋。其音商。其日庚辛。太白元始。以甲寅歲。孟春與營室晨出東方。二百四十日而入。入百二十日而夕出西方。二百四十日而入。入三十五日而復出東方。出以辰戌。入以丑未。

此の條も其日庚辛と云ふまで。上の件々に同く。諸書を校合し。其の以下は天官書を採り記せり。(天文訓の說を捨て、天官書を取れる由は下に云ふべし、)○西方金也とは。西方は金の本所たる義にて。金星の本位たる義をも兼たり。說文に。(金五色金也。黃爲之長。久薶不生衣。百鍊不輕。從革不違。西方之行生於土。从土。左右注象金在土中。今聲。(五行大義に、許愼云、金者禁也陰氣始起、萬物禁止也、土生於金、字从土、左右注象金在土中也と有るは、蕭吉が見たる說文かく有りしなり、今按するに、今本の文は、黃金

を以て金の長とせる說にて、古義とは聞えず、五行大義に、某金と云ざるぞ、說文の古說なるべく思はる。）鐵黑金也。从金戴聲とあり。然れども古昔に金と云ひしは。決めて黃金に非ず。鐵なり。其は木を剋し水を生すること。豈能く靑赤黃白の金の任ずる所ならむや。鐵を除きて無きことと心を平にして執く思ふべし。然れば說文の今文は疑なく後人の竄文にこそ。（古昔に金と云ひしは鐵なること、今頓に其の證文を思ひ出ねど、後に其の本文ならず多く出來べくなむ。）西を說文に。西鳥在巢上也。象形。日在西方而鳥棲。故因以爲東西之西。段注に。鳥在巢上者。此篆之本義。古音讀如僊。如西施亦作先施。古本無東西之西。寄託於鳥在巢上。西字爲之とあり。（なほ前會に、尙書大傳、西方者何鮮方也、集韵金方也云々、また栖字の注に、說文曰此本古栖字、後以西爲東西字、乃从木作栖、禽經、陸鳥曰棲、水鳥曰宿、獨鳥曰止、衆鳥曰集なども見えたり。）○其星太白とは。西方金德の本星は。太白星たる義なり。是を以て金星金曜とも言へり。

五行大義に。西方金。色白故曰太白と云へり。然も有るべし。（然れど太白是金星之雄と云へる說は信られず。）○其神白帝とは。其の太白星に主神あり。其を白帝と稱ふ由にて。其は金帝なるが故に白とは云へり。其は說文に。白西方色。陰用事物色白从入合二。二陰數。繫傳に。物入陰色剝爲白とあり。然れば西方の色を白と爲たるは。其の行の金色をもて云へるに非ず。東方南方中央などの色の。其の行の色なるとは其の謂元より別なり。（然るは其の行の本色をもて云むには、必ず黑と云はでは有まじき物なり、其は西方の金と云ふは疑なく黑金なればなり、然るを古今の五行家の說どもに、白を金色と心得たる說のみなるは、無識と云ふべし、說卦傳に、坤に爲黑と云へる象あるは、古義の傳はれるなり、其は實には坤は西方の卦なればなり。）さて天官書に。白帝行德畢昴爲之圍と見え。其の正義に。白帝西方白招矩之帝也。秋萬物咸成。則華圍畢昴三暮帝德乃成也と云へり。○其精白虎とは。太白星の主神白帝の分精を白虎と名くる由なり。○執矩而治

秋は。律歷志に。少陰者西方。西遷也。陰氣遷落物。於時爲秋。秋鞻也。物鞻斂乃成孰。金從革。改更也。義者成。成者方。故爲矩也とあり。此は矩を以て方形を正すが如く。白帝及び白虎神の義を以て秋を主治する義なり。(星備に、立秋太白王七十二日、光芒無角、土王九月十八日、其色黄而大ともあり。)○太白元始甲寅以孟春與營室。晨出東方は。天文訓の文なるが。本に太白元始。以正月甲寅與熒惑晨出東方と有れど。正月甲寅は文字の轉倒。熒惑は營室の誤寫なれば之れを訂し。正月は例の如く改め記せり。(熒惑は營室の誤寫なること、下に引く天文訓の文にても知るべし。)○二百四十日而入云々、此を天官書には。出行十八舍二百四十日而入。入東方伏行十一舍百三十日。其入西方伏行三舍十六日而出と云ひ。(此文落たる語も有げにて、其の文義よくは通えがたし。)また其紀上元。以攝提格之歲。與營室。晨出東方。至角而入。與營室夕出西方。至角而入。與角晨出入畢。與角夕出入畢。與畢晨出入箕。與畢夕出入箕。與箕晨出入柳。與箕夕出入柳。與柳晨出入營室。與柳夕出入營室。凡出入東西各五。爲八歲。二百二十日復與營室晨出東方。其大率歲一周天(索隱曰、按上元是古歷之名、言用上元紀曆法。則攝提歲而太白與營室晨出東方。至角而入、與營室夕出西方、至角而入、凡出入東西各五、爲八歲二百三十日、復與營室晨出東方、大率歲一周天也と見え、正義に、其紀上元、是星古曆初、起上元之法也とも云へり、但しこは此の一星のみに非ず、五星みな然り、其は既にも云へる如くなるが、又前漢の歷志にも、推五星見復、置太極上元以來云々と云へり、○按ずるに二百二十日を、一本に二百三十日とも有る由なれど、此は決めて一百二十日の誤寫なること、下文に相照して知らる、又按ふに大率の下□て八字落たるべし、)其始出東方行遲。率日半度。一百二十日必逆行一二舍。上極而反東行。行日一度半。一百二十日入。其始出西方。行疾。率日一度半。一百二十日。上極而行遲日半度。一百二十日旦入。必逆行。一二舍而入。出以辰戌入

以丑末とも云へり。(此はみな今の要なき文を、省略して引たるなり、)さて爾雅釋天に。明星謂之啓明とある疏に。孫炎曰。明星太白也。出東方。高三舍。今日明星。昏出西方。高三舍。今日太白。郭公。晨見東方為啓明。昏見西方為太白。然則啓明是太白矣。詩小雅云。東有啓明。西有長庚。不知是何星也と有れど、此は六經天文編に。朱氏曰。啓明長庚皆金星也。以其先日而出。故謂之啓明。以其後日而入。故謂之長庚。蓋金水二星常附日行而或先或後。但金大水小。故獨以金星為言也と云へる説を用ふべし。(其の啓明長庚といふ名義も、同書に、劉氏曰、金星朝在東、所以啓日之明、夕在西、所以續日之長とある説よく叶へり、また啓明長庚毛氏云、只是一星、故後世、亦以長庚為太白、鄭漁仲乃謂、啓明金星、長庚水星、金在日西、故日將出則東見、水在日東、故日將沒則西見、又似是二星不得渾而為一也と云へる説あり、毛とは詩の毛傳を云ふ、此の説は宜なれど、鄭樵が金水二星と為たる説は非なり、其は皇朝の古説にも啓明長庚を、一金星と為たればなり、其は古史第百二十六段の傳に云へるを見るべし、)さて上に引たる天官書の文に。凡出入東西各五。為八歲とあるは。彼の星篇に。太白日行八分度之一。八歲而周天と有るを。相照し考ふれば。即太白星一周天の大率なると聞えたり。然れば彼の一元四千五百六十歲の間に。五百七十周天して。其の紀上元の甲寅の孟春に復する謂にて。これ太白推步の古法なり。

〔十四〕北方水也。其星辰星。其神黑帝。其精玄武。執權而治冬。其音羽。其日壬癸。辰星常以仲春春分效奎婁。以仲夏夏至效井鬼。以仲秋秋分效角亢。以仲冬冬至效斗牛。出以辰戌。入以丑未。一旬而入。晨候之東方。夕候之西方也。

此の條は北方水也とは。北は水の本所たる義にて水星の本所たる義をも兼たり。説文に。水準也。北方之行(段注に、釋名云水準也、準平也、天下莫平於水、故匠人建國必水地と見え、白虎通廣雅など皆同説なり、但し春秋元命苞のみ、水之為言演也、陰化淖濡流施潛行也云々と有れど、此

は異説と爲べし、）北を[illegible]と書きて乖也。从二人相背。五行大義に。尸子云。北伏也。萬物至冬皆伏貴賤若一也など見えたり。（段注に、乖戻也、此於其形得其義也、韋昭曰、北古之背字、引伸之爲北方、尚書大傳、白虎通、漢律曆志皆言北方伏方也、陽氣在下、萬物伏藏、亦乖之義也と言へり。）〇其星辰星とは。北方水德の本星は辰星たる義なり。是をもて水星とも水曜とも言ふ。五行大義に。出入不時。故曰辰星と云へるは。本文に辰星常以二月春分云々と有るに叶ひ。執權而治冬と云ふにも叶へば。實にも然るべし。

〇其神黒帝とは。其の辰星に主神あり。其は黒帝と稱ふ由にて。此は水神なるが故に黒とは云へり。其は説文に。黒北方色也。五行大義に。北方水。色黒遠望黯然。陰闇之象也と有るにて知るべし。（是に就て按ふに、北方水色を黒と云ふは、遠望の義にて、水の正色を云ふには非ず、然れば禮記の禮運に、水無當五色と云へる古説も存れり。）さて天官書に。黒帝行德。天關爲之動と見え。其の正義に黒帝北方叶光紀之帝也。冬萬物閉藏爲之動。爲之開閉也と云へり。〇其精玄武とは。辰星の主神黒帝の分精を。玄武と名くる由なり。（玄武は乃ち玄龜と云ふに同じ、其の由は次條に云ふべし、〇好尚云、酉陽雜俎支諾皐部に、朱道士者太和八年常遊廬山、憩於澗石、忽見蟠蛇如堆綃錦、俄變爲巨龜、訪之山叟云是玄武、と云へる事も見えたり、）〇執權而治冬は。歷志に。太陰者北方。北伏也。陽氣伏於下。於時爲冬。冬終也。物終藏乃可稱。水潤下。知者謀。謀者重。故爲權也とあり。此は權を以て分量を正すが如く。黒帝及び玄武神の冬を主治する義なり。（星備に、立冬辰星王七十二日、其色黄而大ともあり、）〇其音羽。其日壬癸の事は。次條に謂ふべし。〇辰星常以仲春々分效奎婁云々。效を高誘注に。見也とあり。文は通えたるが如し。（前漢の天文志に、辰星曰北方冬水知也聽也と有る所の晋灼注に、常以二月春分見奎婁、五月夏至見東井、八月秋分見角亢、十一月冬至見牽牛、出以戌辰、入以丑未、二旬而入、晨候之東方、夕候之西

方也と云へるは、今の本文を取りて自説と為たるなり。）さて天官書に。其出于東方。行四舍四十八日。其數二十日而反入于東方。其出于西方。行四舍四十八日。其數二十日而反入于西方と有るは。甘石二氏以來の測量なり。

〔十五〕中央土也。其星鎭星。其神黃帝。其精黃龍。執繩而制四方。其音宮。其日戊己。鎭星以甲寅元始建斗。歲鎭行一宿。日行二十八分度之一。歲行十二度。百十二分度之五。二十八歲而周。

此の條も其日戊己と云ふまでは。天文訓天官書を併せ取り。其の以下は天文訓の文なり。○中央土也とは。中央は土の本所たる義にて。鎭星の本所たる義をも兼たり。說文に。土地之吐生萬物者也。二象地之上。地之中。｜物出形也。五行大義に。元命苞云。土之為言吐也。含吐氣精以生於物などあり。（また劉熙が釋名にも土吐也吐萬物也と云へり、）中央は說文に。央中央也。从大在冂之内。大人也。中和也。从口｜。上下通也。繫傳に。口以出令也。｜以記其中也。韻會に。中央者四方之中也など言へり。（また同書に、白虎通云、中央者土、土主吐含萬物、五行之中央主四季、各十八日とも見えたり、）○其星鎭星とは。中央土德の本星は。鎭星たる義なり。是を以て土星とも土曜とも言ふ。韻會に。說文に鎭博壓也。从金眞聲。周禮大宗伯。王執鎭圭。註鎭安也。所以安四方也とあり。（また曆志に、塡星と作たる字も、同書に、說文塡塞也、从土眞聲、一曰定也、集韻壓也、星名土星也、師古曰、塡與鎭同とも云へり、）然れば此は中央に居て。四方を安鎭する義を以て名けしなり。（○好倘抱朴子釋滯巻に辰極不動鎭星獨東と有れど心得がたし、）○其神黃帝とは。其の鎭星に主神あり。其を黃帝と稱ふ由にて。此は土神なるが故に黃とは云へり。其は韻會に。說文黃地之色也。从田从炗。炗古光字。中央色也。禮記黃者中也と有るにて知るべし。さて天官書に。黃帝行德天失為之起と見えたり。其の正義に。黃帝中央含樞紐之帝。季夏萬物盛大則當大赦含養群品也と云へり。○其精黃龍とは。鎭星の主神黃帝の分精を黃龍と名くる由なり。（なほ此の中央黃龍の事は論あり、下に云ふを

俟べし、）○執縄而制四方は。歷志に。中央者陰陽之內。四方之中。經緯通達。廼能端直。於時爲四季。土稼嗇蕃息。信者誠。誠者直。故爲縄也とあり。此は黃帝及び黃龍神の信直を以て四季を佐くる功を縄度の物を縄するに譬へたり。（星備に、五星更王相休廢□色不同、王則光芒、相則內實、休則光芒無角、不動搖、廢則少光、色順四時也、とも云へり、）○其音宮とは。此に上の件々なる東に其音角。南に其音徵。西に其音商。北に其音羽と有るをも略說せむに。五聲者宮商角徵羽也。角觸也。物觸地而出。戴芒角也。徵祉也。物盛大而繁祉也。商章也。物成孰可章度也。羽宇也。物聚臧宇覆之也。宮中也。居中央暢四方。唱始施生。爲四聲綱也。夫聲中於宮。觸於角。祉於徵。章於商。宇於羽。故四聲爲宮紀也と有り。（なほ同志に協之五行、則角爲木、五常爲仁、五事爲貌、商爲金、爲義爲言、徵爲火爲禮爲視、羽爲水爲智爲聽、宮爲土爲信爲思と云へるを始め、五聲に關かる說等多かり、就て見るべし、）說文に。音聲也。生於心有節於外謂之音。宮商角徵羽聲也。絲竹金石匏土革木音也。从言含一聲音也。从耳殸聲。禮の樂記に。知聲而不知音者禽獸是也など有りて。音と聲とは固より差別有れど。古く相通はし云へる故に。本文に音と云へるを歷志に聲と云ひ。說文にも右の如く注し。韻會には。單出爲聲。成文爲音。音員爲韵とも言へり。聲音のこと尙委く載さむには。其說長く。殊に曆法には要となき事なれば。此には漏しつ。（但し近く清の毛奇齡が韻學指要に、五部宮商角徵羽是也、所謂喉咢舌齒脣、喉音即爲宮音、咢音商音也、舌音角音也、齒音徵音也、脣爲羽、故曰羽音、此五部也と云へるは實に然る言なり、心得て在るべし、）○其日戊己とは。上の件々の其日甲乙と云より。此戊己に至り。謂ゆる十干を日に配せる事は。甲乙日は木星。丙丁日は火星。戊己日は土星。庚辛日は金星。壬癸日は水星。各々交互して。其の日に主たる義を以て配せるなり。（十干のこと委くは次卷に說くを俟つべし、）○以甲寅元始建斗云々は。彼上元甲寅歲

に斗宿に建せるを元始として。周天三百六十五度四分度之一の一度を二十八分せる。其の一分を百に行きて。歳ごとに十二度と一度を百一十二分せる五分に行く故に。二十八歳にして。一周する由にて。天官書も今の經文と同く。また彼の星備も同說なれば。例の如く。一元四千五百六十年に合せて二十八歳にて之を除ふに。一百六十二周して二十四歳餘れり。（前漢の天文志の晋灼注に、塡星常以甲辰之元始建斗、歳鎭行一宿、二十八歳而周天と云へるは、天文訓の文を取り、劉歆が三統曆によりて、甲寅元を甲辰之元始と改めたるにて、甚しき狡意なり。）故按ふるに。此は大率を略算せる說なり。巨細にこれを平均して推ふれば。日に行こと云々

○好尚云師翁は此處の注釋を闕れたれど別に記し措かれたる草稿の中に○天官書も今の經文に同じくて。下に塡星出百二十日。而逆西行。西行百二十日反東行。見三百三十日而入。入三十日復出東方。大歳在甲寅。鎭星在東壁。故在營室といへり。星備に四季土王十八日。鎭星王。日行二十八分度之一。二十八歳而周天とあり。（前漢の曆志に、土晨始見、去日半次、順日行十五分度之一、八十七日始留、三十四日而旋、逆日行八十一分度之五、百一日復留、三十三日、八十六萬二千四百五十五分、而旋、復順日行十五分度之一、八十五日而伏、凡見三百四十日、八十六萬二千四百五十五分、除逆定餘行星、五度四百四十七萬、三千九百三十分伏、日行不盈十五分度之三、百三十七日、千七百一十七萬一百七十分、行星七度、八百七十一萬、六千五百七十分、壹見三百七十七日、千八百三萬二千六百二十五分、行星十二度千三百二十一萬五百分。通其率、故日日行四千三百二十分度之百四十五とも云へり。）とあり。後人なほ考ふべし。

さて此處に取總て五星の古說を攷ふるに。其の原は初條に注せる如く。大地より分出せる物なるが。其の神五帝は。春秋命歷序に。皇伯。皇仲。皇叔。皇季。皇少。五姓同期俱駕龍號曰五龍。遁甲開山圖に。五龍兄弟。治在五方。五行神也と有る即ち是なり。（五行大義に、陶弘景が言とて、皇

伯、皇仲、皇叔、皇季、皇少、兄弟五人靈威仰等也と見え、水經注、鬼谷子注、また説文の戊字の段注にも、五龍は五行神なりとて、此等の説を引たり、委くは太古傳に云ひ、春秋命歷序考にも且且云へるを見るべし〕其は五行大義に。河圖云。東方青帝。靈威仰木帝也。南方赤帝。赤熛怒火帝也。中央黃帝含樞紐土帝也。西方白帝白招拒金帝也。北方黑帝叶光紀水帝也。此五帝並天上神。下治於世。綜理神鬼。次第相接治太微宮。其精爲五帝之座。五星隨王受氣。即明堂所祭者也とあり。〔なほ此の餘の讖緯に云ふ所も、みな是に同ければ、古傳説なること勿論にて、漢儒の古書を釋するに、必ず此説に本づき、唐人の其を疏するにも、皆是の古説に從へるを、趙宋の世より多く古説を廢して、小理談のみ盛りに行はれ、然る古傳説をば、皆寓言とぞ爲たりける、其は後世頑儒の僻見に、好古の正學の廢れし故なり〕なほ同書に孔子曰。昔丘也。聞諸老聃。曰。天有五行。木火土金水。分時化育。以成萬物。其神謂之五帝。行言五者。明萬物雖多。數不過五。故

在天爲五星。其神爲五帝。在地爲五方。其鎭爲五岳。五行遞相負載。休王相生。生成萬物運用不休。故曰行也と有るをも思ふべし。〔此の文の謂之五帝と云へるまでは、魏の王肅が集記せる孔子家語の文なり、なほ此の文の事は、太古傳の三皇紀五岳攷に説くを見るべし〕斯て其の精五靈の事も同書に。史蘇龜經云。木神蒼龍歲星之精。火神朱雀熒惑之精。土神勾陳鎭星之精。金神白虎太白之精。水神玄武辰星之精。按朱雀。玄武。蒼龍。白虎。與經緯説同。唯勾陳之神。其語有異。而天官有勾陳之星。在紫微之內。故爲土神とあり。〔こは辰星之精と云ふまでは、謂ゆる龜經の文にて、按より以下は蕭吉が言なり、本書その龜經の文中に、火神土神の間に、灰土之神名曰騰蛇と云ひ、下に騰蛇居火之末、在土之初爲灰神と云へる文有れど、此は後世の俗傳を攙入せる謬説なれば削り去て引たり〕蕭吉が文の意は。五精の名を。朱雀。玄武。青龍。白虎。黃龍と云ふは。經緯の説みな同く。龜經も餘の四神は諸書と合へど。唯土神を勾陳と云へる耳は。經緯

の諸書に黄龍と有るに異なり。而れども天官書に、紫微宮内に勾陳星あるを。土神の名と爲たる物ぞと言る義なるが。此は僞經のみに非ず。天文訓にも。此所には土神を黄龍と有れど。末には勾陳と有り。然れば此は同じ土神の異名と心得べし。(其の天文訓に、土神黄龍を勾陳とも云へる文は、次の卷に擧て、なほ其所にも謂ふを見るべし。)勾陳星のこと。天官書天文志ともに。中宮の所に。後勾四星。末大星正妃とのみ記して。名を言ざれど。星經に鈎陳六星と圖して。鈎陳爲後宮と云へるは即ち是なり。(但し星經に、圖には四星を出しつつ、文には鈎陳六星とも云ひ、天官書の索隱にも、勾四星とある所に、勾陳六星と云るは誤なり、)さて各五帝の精に五靈の名を稱せる事は。四方中央の星象を各々其の方の靈物に觀象して名けたる者なり。其の由は黄裳天文圖に。經星三垣二十八舍中外官星是也。三垣紫微。太微。天市垣也。二十八舍東方七宿。角亢氐房心尾箕爲蒼龍之體。北方七宿。斗牛女虛危室壁爲靈龜之體。西方七宿。奎婁胃昴畢觜參。爲白虎之體。南方七宿。井鬼柳星張翼軫。爲朱雀之體。經星皆守常位。隨天運轉。譬如百官萬民各守其職業。而聽命於七政。緯星五行之精「木曰歲星。火曰熒惑。土曰塡星。金曰太白。水曰辰星」併日月而謂之七政。皆麗于天。天行速。七政行遲。遲爲速所帶。故與天俱東出西入也。五星轉佐日月。斡旋五氣。如六官分職而治。號令天下。利害安危。由斯而出也と見え。(此天文圖と云ふ書、已いまだ其の全書を見ず、王應麟が玉海の天文部、また六經天文編等に引たるを。校合して再引たる也。)禮の曲禮に。行前朱雀而後玄武。左青龍而右白虎と有る鄭注に。二十八宿。環列于四方。隨天西轉。東方七宿。自角至箕。是爲蒼龍。南方七宿。自井至軫。是爲朱鳥。西方七宿。自奎至參。是爲白虎。北方七宿自斗至壁是爲玄武と云へる疏に。朱雀。玄武。青龍。白虎四方宿名也と云ひ。唐書曆志の大衍曆議に。角至箕爲蒼龍。凡七十五度。斗至壁爲玄武。凡九十八度四分度之一。奎至參爲白虎。凡八十度。井至軫爲朱鳥。凡百一十度。總爲三百六十五

度四分度之一一など有るにて知るべし。（また尚書の正義に、四方皆有二七宿一、各成二一形一、東方成二龍形一、西方成二虎形一、皆南首而北レ尾、南方成二鳥形一、北方成二龜形一、皆西首而東レ尾。天道左旋日體右行、故星見之方、與二四時一相逆、春則南方見、夏則東方見、秋則北方見、冬則西方見と云ひ、爾雅の疏に、四方皆有二七宿一、各成二一形一、東方龍、西方虎、皆南首而北尾、南方鳥、北方龜、皆西首而東尾と有るも同じ說なり。）然れば東方の衆星を悉その七宿に都て。其の星象を龍形に觀象し。南方の衆星を其の七宿に都て。其の星象を鳥形に見成し。西方の衆星を其の七宿に都て。其の星象を虎形に觀象し。北方の衆星を其の七宿に都て。其の星象を龜形に見成し。中宮の衆星を天極星の後宮に比する勾陳の四星に都て。そを黃龍に配し。五緯各々其の宮を主宰する故を以て。其の精の名に。やがて五靈の名をば負せしなり。（然れば東方衆星の靈應、みな其の七宿に備はり、其の七宿の應みな靑帝の精、靑龍に備はり、南方衆星の靈應、みな其の七宿に備はり、其の七宿の應みな赤帝の精、朱鳥に備はり、西方衆星の靈應、みな其の七宿に備はり、其の七宿の應、みな白帝の精白虎に備はり、北方衆星の靈應みな其の七宿に備はり、其の七宿の應みな黑帝の精玄武に備はり。中央衆星の靈應みな勾陳四星に備はり、其の應みな黃帝の精黃龍に備はる由の古說なり、此の事なほ第二十一條、六神の所に論ふをも合せ考ふべし、（但し此の五方の中に。中央黃帝の精を黃龍とは爲たれど。）又別に古き異說あり。其は禮緯稽命徵に。古者以二五靈一配二五方一。龍木也。鳳火也。麟土也。白虎金也。神龜水也。其五行之序。則木蒸生レ火。火炮生レ土。土卝生レ金。金滲生レ水。水液生レ木。五者修二其母一則致二其子一。水官修龍至。木官修鳳至。火官修麟至。土官修白虎至。金官修神龜至と有る是なり。（また古微書に。孝經援神契の麟中央也、軒轅大角獸也と云へる文を出して、按二服虔說云、麟中央土獸、土爲レ信、信禮之子、修二其母一致二其子一、視明禮修而麟至と云へる事も見えたり。）後漢の蔡邕が月令章句に。左靑龍大辰之貌。右白虎大梁之文。前朱雀鶉火之體。後玄武龜

蛇之質。中有大角軒轅、麒麟之信也と云へるは。此の一說を取れるなり。（月令章句の全書は今傳はらず、此の文は五行大義、玉燭寶典などに引たるを再引たるなり。）爾雅に。大辰房心尾也と有りて東方の舍。大梁昴也と有りて西方の舍。鶉火柳也と有りて南方の舍。龜蛇は北方の舍を見象せるにて。上の件の諸說に同じ。（貌と云ひ、文といひ、體と云ひ、質と云へるは、別に意あるに非ず、語を互にせる耳なり。）然るに中央に大角軒轅の二星を配して。麒麟としも云へるは。天官書に軒轅黃龍之體と有るにも合さる說なれば。此は蔡邕が誤と爲べし。（後に郭氏元經と稱する僞書に、始めて麒麟星といふ物を立て、人の運命を說くに、無上の尊星のごと記し、今はた和漢の日者陰陽家など、其の說を用ひて、百端の妖言妄誕あげて計へも盡されず、古義に心有らむ人、努々惑ふこと勿れ。）さて六經天文編に。黃氏曰五辰緯星。凡星皆出辰沒戌。故五星爲五辰。十二舍經星亦爲十二辰。歲星司肅典。致時雨。熒惑司哲典。致時燠。太白司乂典。致時暘。辰星司謀典。致時寒。

填星司聖典。致時風。經星有常不變。緯星有伏有息。有進有退。與日相終始。變則不可準。難齊。惟聖人能安之。而以日星爲紀。日成月要歲會由是而出。故庶績凝焉。なども見えたり。斯て五緯各星の大要已に說竟たるに就て。此に取總て論ふべき事あり。其はまづ天官書の末に。太史公曰。自初生民以來。世主曷常不曆日月星辰。及至五家三代。紹而明之。（正義曰、五家五帝也、三代夏殷周也）昔之傳天數者。高辛之前重黎。於唐虞羲和。有夏昆吾。殷商巫咸。周室史佚萇弘。於宋子韋。鄭則裨竈。在齊甘公。楚唐眛。趙尹皐。魏石申。（徐廣曰、或云、甘公名德也本是魯人也、正義曰、七錄云、楚人戰國時作天文星占八卷、石申七錄云、魏人戰國時作天文八卷也、）漢之爲天數者。星則唐都。氣則王朔。占歲則魏鮮。故甘石曆五星法。唯獨熒惑有反逆行。逆行日月薄蝕。皆以爲占。（孟康曰、日月無光曰薄、京房易傳曰、日赤黃爲薄或曰不交而蝕曰薄、韋昭曰、氣往迫之爲薄、虧毀爲蝕、）余觀史記考行事百年之中。五星無出而

反逆行。反逆行。皆盛大而變色。日月薄蝕。行南北有時。此其大度也とあり。此は今の要なき文をみな省略して引たるなり、余とは謂ゆる太史公司馬談自から稱へり、史記とは今の史記を謂ふに非ず、其より以前に存りし古記を謂ふなり〕文意は生民ありし以來。世主として。日月星辰の行を暦へざるは無く。五帝三王の世にも紹繼てこれを明らめ。昔の天數を傳ふる者。世々に其の人多かる中に近く戰國の時に至りて齊に甘德あり。魏に石申あり。其の甘石曆の五星法のみ獨熒惑星の反逆行。及び他星の逆行を見て占をなす事あり。余また其の後百年中の古記を觀て。行事を考ふるに。獨熒惑のみに非ず。五星みな出て反逆行せざるは無く。反逆行すれば。盛大にして色を變じ。日月それが爲に薄蝕し。かつ南北に行こと時々あり。此その大度なりと云へるにて。天官書の五星說は。專と石申が說を用ひたると聞えたり。（其は本書の歲陰左行在寅、歲星右轉居丑云々の索隱に、此已下出石氏星經文と云へるにて知へし、然れば上の件に引たる天官書の五星逆行の諸說は、石申が說に司馬談が自驗の說を併せて記せる物と知るべし、〕偖また前漢の天文志に。古曆五星之推。亡逆行之者。至甘氏石氏經。以熒惑太白。爲有逆行。夫曆者正行也。古人有言。曰天下太平。五星循度。亡有逆行。日不食朔。月不食望。然而曆紀推月食。與二星之逆亡異。熒惑主內亂。太白主兵。月主刑。（曆紀とは上に謂ゆる、甘氏石氏經中なる紀文の事と聞えたり）自周室衰。亂臣賊子。師旅數起。刑罰失中。故二星與月爲之失度。三變常見。甘石氏見其常因以爲紀。則（下脫字ナキカ）皆非正行也。詩云。彼月而食。則惟常。此日而食于何不臧。詩傳曰。月食非常也。比之日食。猶常也。日食則不臧矣。謂之小變可也。謂之正行非也。故熒惑必行十六舍。去日遠而顓恣。太白出西方。進在日前。氣盛乃逆行。及月必食於望。亦誅盛也とあり。（此は例の如く今の要なき文を皆省きて引たるなり）日月の食の事は。第六十五條に。其の本文を出して殊に論すれば此は措きて。五星の推步を惟ふに。大抵周の盛世ま

では。五緯の逆行は無りしを。其の末世謂ゆる戰國の頃よりして。金火二星の逆行始れると通えたり。其は甘氏石氏共に。戰國の人なるに。其の經に至りて。其の逆行を常として。推法を出せる由なればなり。抑五星の行度は。古暦の推法。上件の經文の如くなりしを。漢志に右の如く。周室の衰微せる頃より度を失へる由を云ひ。（但し其を此の頃殊に亂臣賊子多く、刑罰亂れたる故の天變の如く云へるは、例の災異說の非なり、實は此の頃よりして、神隨に然る贏縮あるべき、機運の起り始れるなり。）後に其の數を旦々致へ出せるは。唐僧一行にぞ有ける。其は唐書暦志の大衍暦五星議に。歳星自商周迄春秋之季。率百二十餘年而超一次。戰國後。其行浸急。至漢。尚微差。及哀平間。餘勢乃盡。更八十四年而超一次。因以爲常。此其與餘星異也と所見たる是なり。（また同志、同人の言に、三統歷歳星十二周天超一次、推商周間事、大抵皆合驗、開元注記差九十餘度、蓋不知歳星後率故也、皇極麟德暦、七周天超一次、以推漢魏間事、尚未差、上驗春秋所載、亦差九十餘度、蓋不知歳星前率故也天保天和暦得二率之中、故上合於春秋、下猶露於正注、以推永平黄初間事、遠者或差十餘度、蓋不知戰國後歳星變行故也、と云へるも同じ星差の說なり。）然れども。其の變行の起れる時を。戰國の後と云へるは。尚其の允當を得ざる說にて。其の實は天地初立。天皇氏の元年。天紀上元甲寅歳の歳首。仲冬甲子冬至の夜半甲子時よりは。一萬五千七百五十年のち。太昊合朔暦の紀元。狚神氏の百四十一年甲戌歳よりは。四千二百五十六年のち。周顯王が二十二年甲戌歳の歳首。仲冬戊子朔旦冬至日より。始めて氣朔の退甲を生せしかば。五緯の變行も必是の時より起れる事なり。然れば其の時の大凡を云むにも。戰國の時とは謂べけれど。戰國の後とは謂べきに非ず。（周の顯王が二十二年は、春秋の謂ゆる獲麟の歳より、百三十五年後にて、我が孝安天皇の四十五年癸酉歳の冬至に當れり、但し此の時よりして、氣朔始めて退甲を生せしと云ふことは、己はじめて知得たる事にて、和漢古今の學者の曾て、夢にも知ざる秘說にし有れ

ば、其の由を委く述ざらむ限りは、大きに驚き異しむ人有べけれど、此の書の最末條及び、三曆由來記の大初曆の段を合せ讀み、また別に著せる、天朝無窮曆と名けたる、七卷の書をも通讀せむには、其の疑ひ晴なむ物ぞ。）かくて彼甘石二氏は、是より數十年後れて。戰國の時に出しかば。熟にその行度の趣を測量して。逆行の出來し事をも攷へ得て。其の經の曆紀には載せしを。上件の説に據れば。前漢の曆志なる五星の推步。及び月食の推法は。此の二家の遺法を其の儘に取載せる物なること疑なし。（尤しこそ劉歆が三統曆の、なべて拙きには似ず、此の推法どもは、後の推步にいと近く正かりけれ）然るに其の推步の文いと長ければ。其は漢志を見て知べく。其の略説は春秋正義に。以古今曆書推步五星。金水日行一度。土三百七十七日。行星十二度。火七百八十日。行星四百一十五度。四者皆不得十二年而一終。唯木三百九十八日。行星三十三度。十二年而彊一周。擧其大數十二年而一終と有るが如し。文に以古今曆書とこそ云へ。實は漢志なる推步の大數を擧て。小數を省ける法なること。彼の曆志と合せ見て知べし。（また六經天文編に、夏氏曰、七政在天、躔度長短多寡不同、日行一度、月行十三度十九分度之七、歲星日行千七百二十八分度之百四十五、熒惑日行一萬三千八百二十四分度之七千三百五十五、太白辰星日各行一度、鎭星日行四千三百八十分度之百四十五、七政躔度長短多寡不同如此と有るも、漢志の推步を其の儘に取りて、自己の推步と爲たるなり、皆かく漢志の推步を取つゝ、以古今曆法と云へるにて、甘石二氏の測量の實に近く、かつ漢代より唐宋の世に至るまで、五星の推法に、甚き相違の無りし事も知られたり。

〔十六〕天神之貴者莫貴於天一。或曰太陰。其元始建于甲寅。一終而建甲戌。二終而建甲午。三終而復得甲寅之元。歲徙一辰。立春之後得其辰而遷其所順。前三後五百事可擧。太陰所建。蟄蟲首定而處。鵲巢鄉而爲戶。故曰太陰所居。不可背而可鄉。其此之謂也。

此の條も都て天文訓を拾ひ採れり。さて太陰は或

曰天一。或曰太陰と有れば。同神たるに論ひ無れど。天一と稱ふ方は。日行一度と有りて。歳に三百六十五度四分度の一を行るを。太陰と稱ふ方は。歳星と反對して。歳行三十度十六分度之七。十二歳而周と有れば。其の行り。日と歳との違あり。然れば同神とは言へど。同躰には非ず。太陰また天一の分精なること疑ひ無し。（天一は天皇太帝の分精にして、太陰また天一の分精なるが、其の徳其の行りのしか違ひゆく事の有趣など、我が神典の故實に熟せざらむ人は、決めて意得がたかるべし、左に右に和魂漢才相兼ずは、道の眞を得まじくこそ、）また太陰は乃上第二條に。陰徳また天一とも云へる星是なり。名義は常に陰れて見れざるを徳とする星なる故に。太陰とも云ふこと。既に彼の條に云へるが如し。元始とは其の左行し始めたる歳時はと云ふが如し。○建子甲寅とは。此の甲寅は乃ち天地成立し終たる。天皇太帝元年の歳首。甲子ノ日夜半冬至の。五緯各々其の方に居たるが。大地と共に旋り始たる暦元にて。謂ゆる握先紀と云ふもの即ち是なり。（此はなほ初條に説たる事どもを合せ考へて、其趣を曉り辨ふべし、）抑是の元始のこと。我等が凡意を以て想へば。歳に一辰を徙るとは云ふなれど。終古に竟しなき旋なれば。何處を元始と指べき所なきに似たれど。古説にかく有るを惟ふに。太陰星は元より經星なれば。其の天の旋る隨に左行して。始めて甲寅の方に建せる時に。五緯みな右轉し始れるが。中にも歳星由ありて其の先進をなし。終古に太陰と共に。歳次を司る故を以て。此を太陰の元始と云ふと通えたり。（但し今の文に甲寅の方と云へるを、異み思ふ人も有むか、此は天地の周圍に干支を配せる方位を見て知べし、東北に相並びて、甲と寅と在る乃ち是なり。）○□に天維建元。常以寅始。起右徙一歳而移十二歳。而大周天。終而復始とも有り。我等が凡意を以て論はむに。太歳小歳共に。年に一辰を進みて十二歳に周天を一匝すと言ふなれど。終古に終しなき旋にし有れば。何處を元始と指べき所なきに似たれども。古傳にかく甲寅に建すと有るを。熟々稽ふるに。五緯共に。もと彼の一物より分判せる物なること。太古傳に説著せ

る如くなれば。其の分判せる初發まづ寅に位を定めけむが。旋轉すべき時至りて。此處より建し初けむ故に。寅を元始と爲にや有らむ。其は干支の方位を察するに。東北に相並びて甲と寅とあり。大小歳星の元始。この處より起れる故に。其の元年をやがて甲寅と定けむと所思ればなり。(但し此は大小歳星のみに非ず、餘の四星も各々に其の建し始まる方あるよし、天文訓に見えたるを思ふに、其の元始と云ふは、みな其の初位の方を旋轉し始たるより、云ふ語ならむも亦知べからず。)

○さて一終而建二甲戌一とは。謂ゆる甲寅の元始甲子冬至の日より。每歳の冬至を推せば。八十年ごとに。甲子冬至に復するを一舍と謂ふ。此を十九舍推へて。一千五百二十歳を經れば。癸酉歳に終りて。其の次年は甲戌に建すを云ひ。(然て此の一終の一舍八十年ごとの首歳は、甲寅、甲戌、甲午の三甲に限る、此は歳の小復と云ふべし。)○二終而建二甲午一とは。甲戌を初歳として。其の甲子冬至の日より。上の如く後歳の冬至を推し。八十年づゝ十九舍。一千五百二十歳を經れば。癸巳歳に終りて。其の次年は甲午に建すを云ひ。(此の二終の一舍八十年ごとの首歳も、甲寅甲戌甲午の三甲なり。)○三終而復得二甲寅之元一とは。甲午を初歳として。其の甲子冬至の日より。又上の如く後歳の冬至を推し。八十年づゝ十九舍。一千五百二十歳を經れば。癸丑に終りて。其の次年はまた甲寅の元始に復するを謂ふ(此の三終の一舍八十年ごとの首歳も、甲寅、甲戌、甲午の三甲にて、謂ゆる環の端なき如く旋るなり。)乃ち此は天地人の三紀合せて一元の本說。七曜曆元の起原なり。(一終千五百二十年を天紀といひ、二終千五百二十年を地紀と云ひ、三終千五百二十年を人紀といひ、三紀合せて四千五百六十歳、これを一元と云ふ、委くは第六十六條に云ふ見をるべし、劉績が補注に、按二每終二十年、三終共六十年一と云へるは、甲寅より二十年にして甲戌に至り、甲戌より二十年にして甲午に至り、甲午より二十年にして、甲寅に至る事と見たるにて、此も然る言ながら、なほ古義に合ずかし。)○さて歳徙二一辰一とは。具に下の條條に出る如くなるが。立春之後。得二其辰一而遷二

其所順とは。年々に一辰を徙れども。立春之後に。その所順の辰に遷ると云へるにて。節季の元は冬至に始まり冬至に終るを。太陰は其の則に異りて。立春より立春までを。其の所順となす由なり。（但し此は太陰を用ふる時の法を敎へしなり、是をもて下文に、前三後五云々とは云へり）前三後五云々は。高誘注に。前後太陰之前後也と云へる如く。譬へば太陰寅に在れば。其の前三は辰にて滿に當り。後五は戌にて成に當れば。百事に吉なる類を云ふ。（なほ次條に出す旋圖を察て、年々に徙る定りを知るべし）○蟄蟲首定而處云々は。謂ゆる德在室にて。太陰の建せる處は内事に用ひて吉なれど。外事に用ひて凶なる由を。蟄蟲の穴に首して處り。鵲の巢を鄕に作り。かつ其の巢に戸を爲すに譬へしなり。

〔十七〕太陰之雄爲歲星。太陰左行在寅。歲星右轉居丑。仲冬與斗牛晨出東方。太陰在卯星居子。季冬與女虛危晨出。太陰在辰星居亥。孟春與室壁晨出。太陰在巳星居戌。仲春與奎婁晨出。太陰在午星居酉。季春與胃昴畢晨出。

此の條は天文訓を本に採り。天官書を校合し。其の繁文を去とて記せる也。（其の繁文を去とて、天文訓に、太陰在寅歲名曰攝提格、合斗牽牛、以十一月與之晨出東方、東井輿鬼爲對と樣に記し、天官書に、攝提格歲、歲陰左行在寅、歲星右轉居丑、正月與斗牽牛、晨出東方名曰監德云々と樣に記せる文を、かく略せるを云ふ、其は寅を攝提格と云ひ、卯を單閼と謂ふが如き異名は、三曆由來記に論ふ如く、予が取ざる所、また某月與某星晨出東方、某星爲對など云ふ事も古義に非ず、神曆の定式と爲すに足ざること、前漢の天文志に、太歲在寅曰攝提格、歲星正月晨出東方、石氏曰、在斗牽牛、甘氏在建星婺女、太初在營室東壁など樣に、異說を多く擧て、末に其の相違を論じて、甘氏太初曆所以不同者、以星嬴縮在前各錄後所見也、と云へるを以て知るべし、是も後世謂ゆる歲差の事なり）

○好尙云右の細注を別に記されて、○但し仲冬、季冬、孟春、仲春、季春は、本書に、正月二月三

月四月五月と有るは、周正を以て記せるなり、然るに天文訓は、夏正を用ひて、十一月十二月正月二月三月と記せり、此は初學の徒がら互に思ひ錯ふる事なれば、今の經文には都て月名を用ひず、何にまれ經文に取用ふる文の月名をば、悉孟仲季の春夏秋冬に改め載しつ、其は此の名にては、謂ゆる夏殷周の三正何れにても、胡亂しき事の無ればなり、下みな之に傚へ、また太陰を天官書には、歳陰とのみ書たれど、下に論ふ由よし有れば、天文訓によりて、悉く太陰と改め記しつ〕

○太陰之雄爲二歳星一とは。太陰星は歳星の雌星たる由なり。下の經文に。太陰小歳星と有るも是の故にて。此を小歳星と云ふは。其の雄歳星に對せる稱なり。然るに舊くこを太歳と稱せる事あり。其は易緯乾鑿度に。常以二太歳一紀レ歳と有る是なり。然るを天文訓に。劉安其の稱を用ひず。太陰と云ふ稱を用ひたるは。小歳星と云ふ稱も有るを。また太歳とも云むは。其の雄星に混しき事を。深く惟へる故なるべし。〔其は天文訓中に、こを太陰と稱せること數十所なるが、一所もこを太歳と稱せる事なく、唯一所に、斗杓爲二小歳一正月建レ寅、月從レ左行二十二辰一、咸池爲二太歳一、二月建レ卯、月從レ右行二四仲一、終而復始、太歳迎者辱、背者強、左者衰右者昌、小歳東南則生、西北則殺不レ可レ迎也、と云へる文有れど、此は咸池星の別名にて、斗杓の小歳と共に、月に預かる物にて、歳に關らねば、太陰小歳星とは、固より別なること、言まくも更なり〕また司馬遷も然る意なりしと見えて。太歳といふ稱を用ひず。歳陰とのみ稱せり。其は天官書に。察二日月之行一。以揆二歳星順逆一と題して。歳陰左行在レ寅歳星右轉居レ丑云々と樣に。次々懇懃に記せるを以て其の意知られたり。〔太陰を歳陰と稱せるは、天官書その始なり、此は太陰とは、太隱の義なる事を辨へず、陰陽の陰の義と思ひ誤れる故に、かく改めたるならむ、但し天官書中たゞ一と所、塡星の文の末に、太歳在二甲寅一鎭星在二東壁一と云へる文あり、此は疑なく歳陰なるを、後人の太歳と改めたる者か、或は天官書の元書には、悉太歳と有りしを、歳陰と書替たるが、此の一つを書替落せるも亦知べからず〕然

るに前漢の天文志の全く天官書を取りて載つゝも。史遷がさる意定を顯はず。歲陰の字を盡また太歲と改めて。太歲在寅曰攝提格。歲星正月晨出東方と記し。其より次の條々をば。在卯曰單閼。二月出。在辰曰執徐。三月出など樣に記せるは。班固が甚く心なき所爲なり。(但し漢書は、普く班固が撰と稱する故に、今もかく謂ふなれど、實は前漢の末に、劉歆が集記せる書なるを、班固竊に增補して、自撰と爲たる書なれば、史記を取りて漢書となし、歲陰を太歲と改めたるも、劉歆が所爲なりけむ、彼は元より然る曲人なること、予が別に著せる、前漢曆志辨を合せ見て知るべし、)斯て其の曆志中に收れる。劉歆が三統曆に。欲知太歲。以六十除。積次餘不盈者。數從丙子起。算盡之外。則太歲日也と云へるは。彼の武帝が時に。謂ゆる太初曆を作るに。當時の天官曆翁ら。かの唐都。落下閎を始め。皆古曆の紀法を知らで。其の太初元年の。實は丙子歲なるを。上元甲寅歲なりと誣たるに。上下これを信用せしかば。劉歆三統曆を作るに。其の誣妄は

眼まで知つゝも。己が售べき僞說あるが故に。そを眞に取成して。此の推法をも立たるなり。(其は從丙子起と云へるにて、太初曆を作る時の妄說を、眞に取れること著明なり、太陰小歲を、よし太歲と稱するとも、太陰元始建于甲寅と有る故實なるを、丙子より算する謂あらむやも、此事なほ三曆由來記の、太初曆の所に論へる說あるをも、合せ攷へて知べし、)殊に此はさる推法を更に立るまでも無く。天地初立の歲より終古に相續して。今年甲子と云へば來年は乙丑。その次年は丙寅と。孩兒にも容易に知るゝ推法なるを。彼の妄說を取れるが故に。別に此の推法を立たるにて。笑ふに堪たる事なるを。此の妄說ありし以來の學者ら。天文訓　天官書などに載せる。右の故實をば探ぬる人なく。一向に漢志に賴りて太歲と稱しつゝ。其の太歲の何物たる事をも知らず。其の後の歷代を經て今に至るまで。星曆家の歲星太歲。右行左行の事を議せる說等。すべて此に記すに足らず。(其は此の書の前後に記す說等を熟く見おきて、彼邦の大家らの著せる通典、通志、文獻通考、玉海

など云ふ書等に出せる說等を見て知るべし。)然れば中に舊き一とつを言むに。周禮に。保章氏。以十有二歲之相。觀天下之妖祥。また馮相氏。掌十有二歲。辨敘事。以會天位と有る所々の注に。歲謂太歲。歲星與日同次之月。斗所建之辰。樂說。歲星與日常應太歲月建見。然則今曆太歲非此也。歲星爲陽。右行於天。太歲爲陰。左行於地。十二歲而小周。其妖祥之占。甘氏星經其遺衆也。鄭司農云。太歲所在歲星所居。春秋傳曰。越得歲而吳伐之之屬也。疏に此太歲在地與天上歲星。相應而行。歲星爲陽。右行於天。一歲移一辰。太歲左行於地。一與歲星跳辰年數同。歲星爲陽。人之所見。太歲爲陰人所不覩。既歲星與太歲雖右行左行不同。要行度不異。故擧歲星以表太歲也と有り。歲謂太陰とか。謂小歲とか云ふべきを。謂太歲と云へるは。鄭玄。賈公彥共に。右の故實を按はざる誤なるに。況て太歲左行於地と云ふこと。漢代以前の古書に。曾て聞及ばざる奇說なり。(按ふに此は、太陰の陰德星なる事を知ざる、後の星家者流の妄說なるを、鄭玄も然る事とは得知らで、欺かれたるにぞ有べき、玉海に、易氏曰と云る說に、先鄭以歲爲太歲、後鄭謂、太歲所在、歲星所居、要之並行初不相悖と云ひ、三禮義宗に、歲星在天右行、十二歲一周天、太歲者歲星之神、法五行、亦十二歲一周於地など云る類の、埒もなき說等ぞ多かる、)

○好尙云。此の注釋の一說に。○漢代以前の古書等に。かつて聞及ばざる珍說なるは。謂ゆる甘氏星經といふ物の遺說なるか。當時よし然る書ありとも。其の世の僞託なること疑なき物をや。(其は當時にさる妄書の多かりし事は、かの董生、大劉小劉らが、災異の說を好めるに由來して、上下その說を信じ、元帝が初元三年に、安民之道、本繇陰陽、丞相御史、擧天下明陰陽災異者三人と云々といひ、成帝が陽朔二年に、今公卿大夫或不信陰陽薄而小之所奏請多違時政と云ひ、後漢安帝が永初二年に、明習災異陰陽之變者、各使指變以聞など云へる如く行はれしかば、京房、翼奉、郎顗、李尋、夏候勝らを始め、災異家多く世

に出て、然る徒の、古へに託して作られりと見ゆる妄書、山の如く有れば、其の謂ゆる星經も、さる類ならむと覺ゆればなり、然て鄭玄すら斯の如く、太陰の本義を誤りしかば、賈公彦が疏にも云云、」此已下本文に等し、）と見えたり。合せ攷ふべし。

○太陰左行在寅。歳星右轉居丑云々。此を天文訓には。太陰在寅歳名曰攝提格。其雄爲歳星。舍斗牛。（漢志に、石氏はこれに同く、甘氏在建星婺女、太初歴在營室東壁と云へり、）以十一月與之晨出東方。井鬼爲對とあり。○太陰在卯星居子云々。こを天文訓には。太陰在卯。歳星舍女虛危。（漢志は石氏これに同く、甘氏在虛危、太初在奎婁といへり、）以十二月與之晨出東方。柳星張爲對とあり。○太陰在辰星居亥云々。此を天文訓には。太陰在辰歳星舍室壁。（漢志は、石氏甘氏これに同く、太初在胃昴と云へり、）以正月與之晨出東方。翼軫爲對とあり。○太陰在巳星居戌云々。こを天文訓には。太陰在巳歳星舍奎婁。（漢志は石氏甘氏これに同く、太初在參罰といへり、）以二月與之晨出東方。角亢爲對とあり。○太陰在午星居酉云々。此を天文訓には。太陰在午歳星舍胃昴畢。（漢志は石氏甘氏これに同く、大初在東井輿鬼と云へり、）以三月與之晨出東方。氐房心爲對とあり。爲對とは。相對する由なり。（經文と天文訓の文は異なれど、斗牛は丑、女虛危は子、室壁は亥、奎婁は戌、胃昴畢は酉にて、義は互に異ること無し、さて天官書天文訓共に、寅を攝提格と云へるを始め、次々に單閼、大荒落など云ふ類の、歳の異名を用ひたれど、此は三暦由來記に論ふ如く、信かたき故あれば、都て删り去たるなり、）さて此の條及び次條の注に引く。天文訓の歳星在舍を。前漢の天文志と比校するに。彼の志に石氏。甘氏。太初歴の三説を擧たる。其の石氏は天文訓に同く。甘氏は小差。太初は大差なるが、其のよし同志に。甘氏。太初歴。所以不同者。以星贏縮在前。各錄後所見也と。謂れる如く。經文及び天文訓は。古暦の定法なるが。甘石二氏が當時より。漢の太初歴を作れる頃までに。

五星に嬴縮を生せしを。後に其の見る所を以て。各録せる故に。かく牴牾ある由なり。

〔十八〕太陰在未歳星居申。孟夏與觜參晨出東方。太陰在申星居未。仲夏與井鬼晨出。太陰在酉星居午。季夏與柳星張晨出。太陰在戌星居巳。孟秋與翼軫晨出。太陰在亥星居辰。仲秋與角亢晨出。太陰在子星居卯。季秋與氐房心晨出。太陰在丑星居寅。孟冬與尾箕晨出。

此の條は全く天官書。前文のつゞきを抄録せるなり。(此の文も本書に、太陰をみな歳陰と作き、孟夏、仲夏、季夏、孟秋、仲秋、季秋、孟冬は、六月、七月、八月、九月、十月と有るを、かく改めたる謂、上に同じ。)〇太陰在未歳星居申云々。此を天文訓には。太陰在未歳星舍觜參。(漢志は石氏これに同く、甘氏在參罰、太初在注張七星といへり。)以四月與之晨出東方。尾箕爲對とあり。〇太陰在申星居未云々。こを天文訓には。太陰在申歳星舍井鬼。(漢志は石氏これに同く、甘氏在弧、太初在翼軫と云へり。)以五月與之晨出東方。斗牛爲對とあり。〇太陰在酉星居午云々。此を天文訓には。太陰在酉歳星舍柳星張。(漢志は石氏これに同く、甘氏在注張、太初在角亢といへり。)以六月與之晨出東方。女虚危爲對とあり。〇太陰在戌星居巳云々。こを天文訓には。太陰在戌歳星舍翼軫。(漢志は石氏これに同く、甘氏在七星翼、太初在氐房心と云へり。)以七月與之晨出東方。室壁爲對とあり。〇太陰在亥星居辰云々。此を天文訓には。太陰在亥歳星舍角亢。(漢志は石氏これに同く、甘氏在軫角亢、太初在尾箕といへり。)以八月與之晨出東方。奎婁爲對とあり。〇太陰在子星居卯云々。こを天文訓には。太陰在子歳星舍氐房心。(漢志は石氏甘氏在氐房始、太初在建星牽牛といへり。)以九月與之晨出東方。胃昴畢爲對とあり。〇太陰在丑星居寅云々。此を天文訓には。太陰在丑歳星舍尾箕。(漢志は石氏これに同く、甘氏在心尾、太初在婺女虚危と云へり。)以十月與之晨出東方。觜參爲對とあり。(經文と天文訓と、文は異なれど、觜參は申、井鬼は未、柳星張は午、翼軫は巳、角亢は辰、氐房

心は卯、尾箕は寅にて、義は互に異ること無し〕さて前條にも謂へる如く。太陰星は固より經星なれば。其の天に從ひ左旋して。寅卯辰巳と順行するを。歲星は緯星なれば。其の緯圜を右轉して。丑子亥戌と逆行するなり。然れば歷年に。子歲丑歲など定むる事は。歲星の在舍をもて定むるに非ず。太陰小歲星の在舍に因りて。定めたる物なり。（太歲雄星の有るに、其は却りて裏となりて、小歲雌星の表に立ちて、歷年の干支の、此の在舍に因りて定まること、深き由ある事なるべけれど、畏きや皇祖天神の六合世界を造化し給ふ、神機の祕奧にし有れば、凡人の絕て測り知るゝ事には非ず、其は歲星の行りの趣は、仰ぎ觀て、人にも知らるれど、太陰は謂ゆる陰德星にて、隱れて見えざるを德とすれば、其の建しの樣を見ること能はざる星なり、故此の曆法を立給へる神眞の、是の遺說を、慇懃に奉信するより佗なくなむ〕但し是の歲星の在舍に就て。心得べき事あり。其は六經天文編に、陳氏曰。步五星之法。莫難於火。莫易於木。雖見伏。留行。逆順。遲速。五者皆然。而前後之數。惟火爲多端。木謂之歲者。以一朞一次。十有二次而周天。（こゝ指諸掌。而可知也。（篤胤云、此の推法は次條の經文乃これなり〕）夫以易推之星。而見於左氏史記二家之所載。則有甚難曉者焉。襄二十八年。其在年表則丙辰也。歲在星紀而淫於玄枵。非梓謹之云乎。辰而在丑。巳而在子矣。越三歲而戊午也。歲在在訾娵之口其明年乃及降婁。非裨竈之云乎。午而在亥未而在戌矣。逮昭之八年丁卯也。今在析木之津。非史趙之云乎。卯而在寅矣。故杜預於襄之十八年丙午也。釋董叔天道西北之語。而知其歲在豕韋。豕韋者何亥之謂也歲陰左行在寅。歲星右轉居丑。歲陰在卯星居子。歲陰在辰星居亥。歲陰在巳星居戌。史記之天官書。則云乎爾也。如左氏之說。則寅而在卯。午而在亥矣。如司馬之說。則寅而在丑。辰而在亥。以次推之。皆不同焉。と所見たる是なり。（また三禮義宗曰とて、今曆太歲、不與歲星辰合。襄十六年、歲壽星而太歲在酉とも云へり〕此の疑論信に理たる事にて。左氏と史記とかく牴

悟あるを。今何れを是とも非とも定め難きに似たれど。史記は上の如く天文訓と符合して左行右行の次第。ともに初めは牽牛に建せるが。別りて太陰は寅より順行し。歳星は丑より逆行して。其の次第かくの如く正しければ此は訛なき古式なるを。左氏傳の梓謹禆竈らが説にては。太陰の行は天官書と同けれど。歳星の行は初より二支を除きて行る由にて。其謂詳ならず。然れば此は古説を訛傳せる者と定むべし。(況て史趙が云は、卯にして寅に在る由なれば、天官書の卯にして子なるとは二支たがひ、梓謹禆竈が卯にして戌なると、四支の違なれば、此は論ふにも足らず。) 抑禆竈梓謹等が星侯の説はも。左氏傳に出たる故に。人みな實然る事と信じ來つれど。都て堪輿者流の言

は。達者より之を察れば。信を取るに足こと無く。往昔も今の日者等が言の區々にて。信を取るに足らざると同じ趣なりき。(其は梓謹ら三人が言の、區々なる耳ならず、史記の日者傳に、孝武帝時、聚ニ會占家一問下之某日可レ取レ婦乎上、五行家曰、可、堪輿家曰、不可、建除家曰、不吉、叢辰家曰、大凶、暦家曰、小凶、天人家曰、小吉、太一家曰、大吉、辨訟不レ決、以聞、制曰、避ニ諸死忌一、以ニ五行一爲レ主、人取ニ於五行一者也とあり、是にて都て

曰者等の言の、區々なる趣をも按ふべきなり、）是の梓謹禆竈らが事も。彼の天文編に。鄭氏曰。古候之學。起於春秋戰國。其時所謂精於其道者。梓謹禆竈之徒耳。後世之言天者。不能及也。魯昭公十七年。冬有星孛于大辰西及漢。禆竈言於子産曰。若我用瓘斝玉瓚。鄭必不火。子産弗與。明年五月壬午。四國皆火。竈曰。不用吾言。鄭又將火。子産復弗與曰。天道遠。人道邇。竈焉知天道。卒弗與。亦不火。二十四年。五月乙未朔。日有食之。梓謹曰。將水。昭子曰。旱也。是秋大旱。如昭子之言。夫災旱易推之數也。謹竈至精之術也。而或中或否。後世之愚瞽若之何。而談吉凶。知昭子之言則知陰陽消長之道。可以理推。不可以象求也。知子産之言則知言而中者亦不可聽。況於不中者乎と云へる說あり。此は信に確論なり。（また同書に、易氏曰、先鄭以歲爲太歲、後鄭謂太歲所在歲星所居、要之二者並行初不相悖、然春秋所述妖祥之事、則皆歲星也、襄二十八年歲在星紀、而淫於玄枵是謂蛇乘龍、梓謹以爲宋鄭

必饑則言其所處、禆竈以爲周楚所惡、則言其所衝其歲星次乖之所應乎、昭三十二年歲在星紀、而吳伐越、史墨以爲不及、四十年越其有吳、以歲星十二年而一周、存亡之數不過三紀非歲星順次之所應乎、是保章氏之所以言十有二歲之相、相謂有相可觀者也、其相有贏宿暈角之變、而妖祥應焉、豈太歲可以並言哉とも有れど此の說は取らず。）さて左氏傳に。歲在星紀。歲在娵訾など云へる文多く。その歲と云へるは。皆歲星の事なるに就て按ふに。後世の書等に。譬へば甲子年を。太歲在甲子と書き。乙丑年を。太歲在乙丑など書こと有る太歲は。太陰なれば難無けれど。唯に歲在甲子また歲次乙丑など書ことは。打任せて歲と云ふは。歲星の事なる故に。當らざる文法なれば。此の後は心すべし。（其は彼の邦の書にも序文などに、譬へば己卯年を、歲在屠維單閼、或は歲次己卯など書たる類、みな誤なれば傚ふべからず、）扨また我が皇典に。歷世の元年の所に。是歲也太歲甲寅。また足歲也太歲癸丑など必書れたる太歲は。赤縣籍

に太歳在二甲子一など云へると。文は同けれど。然謂ふ事本は異なり。其の由は弘仁歴運記考に謂へるを見て知べし。(日本紀通證に、神武天皇紀の、是歳也太歳甲寅とある所に、上に引たる周禮の疏を取りて、太歳在レ地、與二天上歳星一相應而行、歳星右二行於天一、一歳移二一辰一、十二歳一周、太歳左二行於地一、一與二歳星跳辰一年數同、歳星爲二陽人之所レ見、太歳爲二陰人所レ不レ覩、故舉二歳星一以表二太歳一と注せるは、太歳と云ふ語の同じきを以て、思ひ誤れる説なり。)

太昊古暦傳巻之三稿

大壑　平篤胤撰述
男　平田鐵胤　續
孫　同　延胤
門人　碧川好尙　攷

〔十九〕太陰在寅。朱鳥在卯。蒼龍在辰。句陳在子。白虎在酉。玄武在戌。寅爲建。卯爲除。辰爲滿。巳爲平。午爲定。未爲執。申爲破。酉爲危。戌爲成。亥爲收。子爲開。丑爲閉。凡徙諸神。朱鳥在太陰前一。蒼龍在前三。句陳在後三。玄武在後五。白虎在後六。虚星乘句陳而天地襲矣。

此の條も天文訓に拾ひ採れるが。少か誤りをも訂正て載せり。さて南宮諸星の精を朱鳥と云ひ。東宮諸星の精を蒼龍とも云ひ。中宮諸星の精を句陳とも黃龍とも言ひ。西宮諸星の精を白虎と云ひ。北宮誤星の精を玄武と云ふこと既に說たりき。（其は第十一條より第十五條に至る傳を立却り見るべし。）此の條は太陰の在舍に從ひて。其の諸神の居を移し。かつ其の建に本づきて除滿平定など名くる方德の出來て。其はた太陰の建しに從ふ定則を寅の一歲に例して餘は准へ知しめたる說なり。故今其の歲々に移轉ある趣を旋圖に著して。其の推法の捷徑を示すこと左の如し。（太陰卯に建す歲は辰を除となし、巳を滿と爲し、午を平となし、未を定となし、申を執となし、酉を破となし、戌を危と爲し、亥を成となし、子を收となし、丑を開と爲し、寅を閉となす、餘歲もこれに准へて知べきなり。）是謂ゆる十二直なり。建と破と相對して破は建より破らるゝ義。除と危と相對して。除は下の文に左前は刑と有り。朱鳥の刑に當れば除きて用ひず。危は白虎の刑に當りかつ除と對衡すれば危き義。滿と成と相對して。滿は蒼龍の德に當りて物滿ち成は玄武の德に當りて事成る義。（上第十六條に前三後五百事可舉と有るは即是の義なり。）平と收と相對して。共に平かに收まる義。定と開と相對して。開は下の文右背德と有り。句陳

子
丑
寅
卯
辰
巳
午
未
申
酉
戌
亥
建
除
滿
平
定
執
破
危
成
收
開
閉

	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
建日	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑
除日	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅
滿日	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯
平日	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰
定日	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳
執日	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午
破日	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未
危日	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
成日	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉
收日	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌
開日	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
閉日	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子

の德を開き。定は其の衝辰にて事の定まる義。執と閉と相對して。禁を執り戸を閉て事を擧ざる義と聞えたり。(俗の暦書どもに、此の十二直を斗柄の建しに因る事と爲たるは天文訓に太陰の建しに因る事と爲たる古義に叶はず。然耳ならず、其の義を釋たる說等も其の對衝の義をだに知ざる誣言にて總て信るに足ず。)さて上の旋回圖は。本文を其まゝ模せるにて。歲と方とに係る式なるが。右の縱橫圖は。世に頒

施し賜ふ暦法に。日に配せる式を圖せり。天文訓に其の說を漏せれど。日に十二支を名けし事は既に言へる如く。方より移せる物なれば。十二直も共に移すべき道理にて。是また古法なること疑ひなし。(但し此は節氣に從ふ式なれば、二月とは言へど、尙正月の節の殘れるは正月に從ひ、正月とは言へど、尙十二月の節の殘れるは十二月の節に從ふこと云ふも更なり。)さて古暦法の避忌。かの干支の剛柔生尅と。此の六神及び十二直より外に有こと無し。是等を除きて諸暦書に謂ゆる諸禁忌は凡て古法に非ずと知るべし。○凡從諸神とは。朱鳥蒼龍等の五神なること云ふも更なるが。第二十條に。日辰五神とも有り。此は共に太陰の轉度に從ひて居を移し。日辰を主る故にかくは云ふなり。恒に朱鳥は前一に在り。蒼龍は前三。勾陳は後三。玄武は後五。白虎は後六に在ること上に出せる旋圖にて知べし。(但し本書に、蒼龍在前三の五字を落し、玄武在後五の後を前に誤れり、今其の落文を補ひ誤字を訂して記せり。)虛星は北宿の星名にて既に出たり。太陰寅に建す歲は勾陳北

に轉じて歳星と相乘ず。是の時は天地相和して諸事に吉なる由なり。(高誘注に、襲和也と云るは然る言なり。)

〔二十〕太陰小歳星。日辰五神皆合。其日有雲氣風雨。國君當之。太陰治春則欲行柔惠温涼。太陰治夏則欲布施宣明。太陰治秋則欲修備繕兵。太陰治冬則欲猛毅剛彊。三歳而改節。六歳而易常。故三歳而一饑。六歳而一衰。十二歳而一康。

此の條も天文訓に拾ひ載せり。好尚云ふ此の章都て註解を闕れたり。

〔二十一〕凡用太陰。左前刑。右背德。擊勾陳之衝辰。以戰必勝以攻必剋。太陰所居辰爲厭日。厭日不可以舉百事。堪輿徐行。雄以音知雌。故爲奇辰。數從甲子始。子母相求所合之處爲合。十日十二辰。周六十日。凡八合合於歳前則死亡。合於歳後則無殃。

此の條も都て天文訓に採れり。太陰を用ふとは。太陰の轉度に從ひて事を行ふを云ふ。左前刑とは其の在舍の左前の辰に朱鳥の刑氣行れば。用ひ難きを云ひ。右背德とは。其の在舍の右背五の辰に勾陳の德氣行れば。用ふべきを云ふ。是を以て下の文に勾陳の事を云へり。○勾陳の衝辰とは其の對衝する辰を云ふ。(勾陳子に在れば其の衝辰は午、勾陳丑に在れば其の衝辰は未にて、其に定に當れり、上の旋圖に依りて察るべし、他辰も皆之に效ふべし。)○好尚云此の己下注釋を缺れたり。

地象篇第三

〔二十二〕天有五星。地有五嶽。何謂五嶽。東岳廣桑山在東海中。青帝所都。南岳長離山在南海中。赤帝所都。西岳麗農山在西海中。白帝所都。北岳廣野山在北海中。黑帝所都。中岳崑崙山在九海中。爲天地心。黃帝所都。此五岳諸山者。非世人之所到也。

此の條は嶽瀆名山記を採りて載せり。

〔二十三〕天有九野。地有九州。何謂九州。正中玄州。崑崙墟下。東南神州。正南次州。西南戎州。正西弇州。西北台州。正北泲州。東北咸州。正東陽州。故日處極北。北方日中。南方夜半。日在極東。東方日中。西方夜半。日在極南。南方日中。北方夜半。日在極西。西方日中。東方夜半。凡此四方

晝夜易處。加四時相及。然其陰陽所終。冬夏至所極。皆若一也。

此の條九州の名は。河圖括地象と。淮南の地形訓とを合せ取り。故にと云ふより以下は。周髀に採れり。

好尙云上の二條ともに注解を缺れたり。

〔二十四〕天以圓覆。地以方載。二十八宿之外。各有萬五千里。是謂四游之極。謂之四表。地有四游。冬至地上行北。而西　三萬里。夏至地下行南。而東　亦三萬里。春秋二分是其中矣。地恒動移。而人不知。譬如人如大舟中。閉牖而坐。舟行而人不覺也。

此の條は古微書に出たる尙書考靈曜の文を取り。天以圓覆。地以方載は。天地の形を謂ふに非ず。其の德を云へり。其は大戴禮記。曾子天圓篇に。單居離問於曾子曰。天圓而地方者誠有之乎。曾子曰。天之所生上首。地之所生下首。上首之謂圓。下首之謂方。(盧辨注、人首圓、足方、因繫之天地、因謂天地爲方圓也、周髀曰、方屬地、圓屬天、天圓地方也、淮南子曰、天之圓不中規、地之方不中矩、白虎通曰、天鎭也、其道曰圓、地諦也、其道曰方、孔廣森が補注に、上首謂動物、下首謂植物、易文言曰本乎天者親上、本乎地者親下是也、)如誠天圓而地方。則是四角之不揜也。(補注、渾天之象、天地皆渾圓如丸、天旋於外、地汁於內、水繞地而流、人附地而行、雖自北極至於南極、首恒戴天、足恒履地、如蟻行案底、初不知有側立之時、倒懸之患、世人據齊州爲地平、指所未見者爲地下、拘墟之識耳、昔者黃帝問於岐伯曰、地之爲下否乎、岐伯曰、地爲人之下大虛之中、大氣擧之、然則地圓之理、古聖發之矣、蓋天家言、天如倚笠、地法覆槃、按荀子云槃圓而水圓、孟方而水方、知槃者圓器、是亦說地爲圓形也、)參嘗聞之。夫子曰。天道曰圓。地道曰方。(盧辨云、道曰方圓耳、非形也、)方曰幽。圓曰明。明者吐氣者也。幽者含氣者也。吐氣者施。而含氣者化。是以陽施而陰化也云々。

呂氏春秋圜道篇に。天道圜。地道方。聖王法之。所以立上下。何以説天道之圜也。精氣一上一下。圜周復雜。無所稽留。故曰天道圜。何以説地道之方也。萬物殊類殊形。皆有分職。不能相爲。故曰地道方。云々など有にて知べし。(然るに今もなほ地形を方なりと執する學者も多かるは、古義に暗しと謂ふべし。)〇二十八宿之外。各有萬五千里。云々とは。彼の經星天と常靜天との間に。此の一天有り。此は經星四游の極にして。四表とも謂ふ由なれば。後の天學家に。宗動天と云ふ者にて。此は無質の天なるが。老子に。三十輻共一轂。當其無有車之用。無之以爲用と云へる如く。此の空天あるが故に。常靜天その常靜の德をなし。經星天その左旋の用を爲ことも。皆是の天の無質の德に頼る事なり。)其は譬へば、常靜天の常靜なるは、挽磨の下礎の如く、天樞は其の臍の如く、經星天の天樞に共して左旋するは、其の臍に上礎を合せて旋らすと同じ理なるが、上下相磨りて粉をなす事は、もはら中間の無に當りて用を爲すと同じ理なり。)天經或問に。宗動一天。牽製諸天。一日一周。而諸天更在其中。各安本所。各行其本行也。北斗恒星既隨宗動西行。一日而周。其迅速殆非思議所及也と云へるは然る言なり。〇地有四游云々は。謂ゆる渾天地動の古説なり。

(二十五)天傾西北。故日月星辰就焉。地缺東南。故百川水潦歸焉。帝令竪亥步自東極。至于西極。五億十選。九千八百步。竪亥右手把算。左手指青丘北。凡地形。東西爲緯。南北爲經。四海之内。東西二萬八千里。南北二萬六千里。東西周圓。八萬七千九百六十四里。十分里之八。南北周圓。八萬一千六百八十一里。十分里之六。經緯各分。爲三百六十五度。四分度之一。

此の條は水潦歸焉と云ふまで。列子湯問篇の夏革が語を取り。帝と云より青丘北と云ふまで。山海經の海外東經を採り。凡地形と云より。二萬六千星と云まで。淮南の地形訓を取り。其の以下は予が參攷の文なり。(其の攷法は。下に委く云ふを見て知べし。)〇天傾西北云々。此の語は佗書に

も往々所見たれど。此は大地固より圓躰なるに。皇國及び赤縣州などは。崑極の出地三四十度下れる東南方に在るが故に。天頂たる紫微宮西北に傾ける如く見ゆるにて。其の實は我等が所立の傾けるなるを唯に打視る趣を以てかく語り傳へたる物なり。(列子、淮南子などに、天のかく傾ける由を云ふとて、共工氏怒りて頭を西岳に觸れて崩せる故なり、と言へる說有るは、共工氏が西岳を崩せる事のみ實事にて、其の事ゆゑに天の西北に傾くと云ふは訛說なり、委くは太古傳の太昊紀に論ふを見るべし。)また日月星辰就焉と云ふ語も。和漢の居地の東南に傾ける故に然は見ゆるにて。實に日月星辰の。西北に就には非ず。地首崑崙の處より望まむには。八方端なく環りて。何處に就くと云ふ差別は無き事なり。(然れど天廓の大躰をもて論ずる時は、天極乃ち天頂なるが故に、西北相比して視れば、星辰中帶より北に多く、殊に紫微垣に近く聚叢して、南方にはいと鮮きこと、我も人も視るが如し。)〇地缺東南云々。此は素問。列子。淮南子を始め。其の佗の古書等にも。天不足西北。地不滿東南と相對し云へること多く見えて。大地の實躰に叶へる說なるが。文に東南とは有れど。實は謂ゆる南極の邊に缺たる處の有るにて。此は大地の尻なるが。即月の斷離れたる跡のなほ成齊はず在るなり。(其は彼西洋商人らの實撿せる南阿米理迦と云ふ地より先なる、甞騰伊須亂杼と名けし所より先、南極に近き邊りは、古來その所を撿究めたる者なく、謂ゆる泥海といふ樣にて、なほ其の先は氷ゐて山をなし、絕て到り難しと云ふ由なるは、缺て滿ざる故なること諦けし。)然れば百川水潦歸焉といふ義いと灼然に知られたり。(尙是の事委くは、太古傳の三皇紀、及び大扶桑國攷、三五本國考などに、大壑の事を云へる所を見て知べし。)〇帝命豎亥云々。かゝる所に打任せて帝と云へるは。多く天皇太帝を白せる古書の例なれども。既に云へる如く四方の極岳は。此の天帝の自から植給へる物にし有れば佗して其間を步筭せしめ給ふべくも非ず。故按ふるに。此の帝は疑なく扶桑太帝。乃太昊伏羲氏なり。(本書の劉歆が校に、一曰、禹令豎亥と云ひ、吳

越春秋また淮南の地形訓、また本書の廣注に引たる山海經圖贊などにも禹と云ひ、黃帝本行記には、黃帝の事となして、帝令豎亥步自東極至于西極得五億十萬九千八百八步、南北得二億三萬一千三百步と有るなど皆非なり、殊に本行記は、今の本文を取りて黃帝に諉會し、本には五億十選と有るを、劉歆が校文に十萬と有るを取て、文を增加せるなり。）然云ふ故は。此は推步の事に所見たる初にて。歷數は太昊氏より起原せる事なればなり。扨しか思ひ定めて後に仍思へば。豎亥と云ふは疑なく東華小童君なり。然るは吳越春秋に。此の名を孺亥とも有るを。豎孺ともに弱輩の稱なるに。亥また兒子の義なるを。（其は字書どもに引集めたる諸書の說に、豎童僕之未冠者、豎之言孺也と云ひ、孺子幼小之者また乳子也など注し、亥は說文に、象裹子咳咳之形也と有りて元より兒子の義なるに、また子を从へて、古文从子作孩、今孩兒字、蓋從古也と云ひ、孟子に、孩提之童、扁鵲傳に、咳嬰之兒、道藏歌に、練胎反嬰孩など見えたる類ひを按ひ合せ、然してのち。）其の小童君の傳に。形有嬰孩之貌、故仙宮以青眞小童爲號云々と有るを思ひ合せ。亦名を太乙小子と白せるが。太昊氏に傳ひて。經世の道。治民の則を基立し給へる事をも。太古傳を披き見て惟ひ合すべし。（斯て太古昊氏は大國主神、太乙小子は少彥名神なること、既に著せる諸書に注へれば今更に云はず、又是に就て按ふに、吳越春秋、淮南子などに、本文の帝を禹と有り、黃帝本行記に、黃帝と有るも、共に訛說には有れど、乃使大章步自東極、至於西極云々、使豎亥步自北極、至於南極云々と有る大章は、名の樣を按ふに、太昊氏の訛說ならむも知べからず、此は後生なほ能く考へて定むべし。）さて東極西極とは既に注せる東岳廣桑山。西岳麗農山を謂ふ。其の東西に放れる間の徑を推步せる由なり。步は畢沅が注に。鄭玄注尚書大傳云。步推也。高誘注淮南子云。善行人誤矣と云へるは理たる言にて。本書の郭注にも。豎亥健行人と有れど。共に非なるが。推步と云ふ語本は玄家に傳はる禹步法。に正立右足在前。左足在後。次復前

左足。次前右足。以左足從右足。併是一步也と有る如く足數を定めて尺度にうつし。其の數を積みて天地の度をも計るが故に推步とは謂ふなり。(禹步の事は別に委く考へ記せる物あり、また此に精說を云ふべき事にも非ざれば漏つし。)但し禹步の一步は七尺を法とすれど。常の里數に一步と謂ふは六尺にて。其の尺は。太昊氏の制なれば。一步の規も其の制なること推て知べし。(此等のことは赤縣度制考に既に論へるを披き見るべし、)然れば此に步と有るも。其の六尺を積算へたる義なることと疑なし。○五意十選。九千八百步とは。意は十萬なれば。五意は五十萬步なり。選は郭注に萬也と注し。諸注家みな此の說に據たれど。此は甚じき誤りにて。十選とは。五十萬を十反算へたる義なり。其は說文に。選遣也。(殷氏云、選遣疊韵、左傳、秦后子、有寵於桓、如二君於景、其母曰弗、去懼選鍼適晉、其車千乘、按此選字正訓也)一曰擇也。(此別一義、邶風不可選也、毛曰、物有其容不可數也、小雅選徒囂々、毛曰、維數車徒者爲有聲也、數與擇義通、選與算音同、周禮注算車徒謂數擇之也、)と有るにて選やがて算の義なる事を知り。後の字書どもに。選通作撰。周禮夏官。撰車徒注讀曰算。また物之數也。與算同。など有るにても知らる。然らば郭注に。選萬也と云へるは何の由ぞと言ふに。此は本書の劉歆が校文に。一曰。五億十萬。九千八百步と有るに心移りて。此の古義を忘却し。ゆくり無く十選を十萬の古語と思ひ惑へるにて。然る博學の人にも。徃々かゝる誤は有る事なり。(然て郭注に、しか誤れるより、後の注者ら廣注の吳任臣、校正本の畢沅も、十選を十萬の事と爲し、殊に廣注に引たる楊愼が補注といふ物に、選與萬、古音相通、遂借其字と云へるは、楊愼が例の杜撰なるに、續字彙といふ書に此の欺きを受けて、選萬也、山海經五億十選九千八百步と引きて、右の楊愼が說を擧たれど、選あに萬と音通の謂有らむや、然は有れど、此は今天保八丁酉歲のしも月の九日といふ日に、始めて按ひ得たる說にこそ有れ、去年の秋に、大扶桑國考を板に彫たる時まで、上の件の事につゆも心付ずて、彼の校文に據りて、

五億十萬としも作たりしは、其の頃まで吾も右の先輩らと連坐せるなり、最も拙き事なりけり。)或人問けらく。十選の十萬なること。右の校文に徴して諦なる事なるを。何をもて此を誤と云ふにや。答ふ。こは多辨を費すまでも無く。意の古數は。既に論ふ如く十萬なれば。五億十萬といふ語はなき故に。此の校文を除ては。周秦以前の古書中に。幾億十萬といふ語は。一所だに有こと無く。況て山海經は其の以前の書なれば。然る語の有るべくも非ず。然れば劉歆が當時よし然る本ありとも。其は誤寫なるを。劉歆も意の古數を知ざりし故に。一曰とて擧たるなり。(又或は劉歆も十選の義に通せず、却りて選を萬の誤寫にせむと欲して、自から然る僞文を作りて、一曰と擧たるも知べからず、此の人殊に其の癖あること、前漢曆志辨に論へるを見て知べし。)さて五十萬を十選ふれば五百萬歩なるに。餘りの九千八百歩を合せて里に作れは。一萬六千六百九十九里と百歩にて。是東岳より大地中心を通りて西岳に至る直徑の里數なり。また是の比例を以て。南岳より地心を通りて。北岳に至るも同じ里數にて。東西二岳の間。南北二岳の間。共に百十二度。三十二分度之十なること。既に第十一條にも云へるが如し。(彼の邦の古里法の一萬六千六百九十九里と百歩は、皇國の一千七百三十九里半餘に當る、)さて是の四極内の徑を豎亥の推歩せるに因りて。其の四極外の東西兩端。南北兩端の中帶に至る餘の度を擬れば。四方に各各三十五度づつ有り。故其の推歩の迹を尋めて比例となし。男鐵胤に算を把しめ。先東西兩端の三十五度。合せて七十度を指し歩むに。三百十一萬三千七百四十九歩少餘あり。此を里に作れば。一萬三百七十九

里と四十九歩少餘なり。豎亥の歩める極內の。一萬六千六百九十九里百歩と倂せて。二萬七千七十八里半。これ大地中帶の全徑にて。南北もまた之に同じ。(彼邦の古里法にて、二萬七千〇七十八里は、皇國の二千八百二十里と一千四百六十一分里の一千三百二十七里に當る、南北も是におなじ)さて此の全徑を三合し。例の三一四一六の法をもて算ふれば。其の周圍八萬五千〇七十里少あるを。分けて三百六十五度四分度之一と爲せば。度ごとに二百三十二里と一千四百六十一分里の千三百二十あり。是乃ち大地の全形なり。(皇國の里法にて、周圍八千八百六十一里半少あり、一度の里數二十四里と、一千四百六十一分里の三百八十二に當れり)但し此は員氣なくも。東華大神靑童君。乃ち豎亥の迹をつぎて。歩み驗みたる里數なるが。慮らずも下の古說と。遠からず相合へるは。最も奇き事にこそ。(豎亥右手把算。左手指靑丘北は。先輩の云へる如く。古鼎に鑄著たる圖象の樣にて。本文は乃ち其の詞書なり。靑丘とは我が四國及ひ筑紫の北面なる國々を云ふこと大扶桑國考に說たるが如し。豎亥かの東岳自凝嶋の處に居て西に向へば。其の左手は靑丘たる國々の北を指すなり。(なほ太古傳、また大扶桑國考をも合せ見て知るべし)筭は諸本に算と作るは誤寫なり。今は畢沅が本に據りて改めつ。說文に。筭長六寸。計歷數者。从竹弄。言常弄乃不誤也とあり。此を把りて天地の大小經緯を測り。歷數を算する法を創たる義なり。凡地形。東西爲緯。南北爲經は。南北を以て日經とし。東西をもて日緯と爲す由なり。其は大地固より四游して。南北に上下しつゝ日光を竪にうけ。東西に轉行しつゝ日光を橫に受ればなり。〇四海之內。東西二萬八千里。南北二萬六千里は。高誘注に。午爲經。卯酉爲緯。言經短。緯長也と云へる如く。經は緯より二千里短きは。彼謂ゆる南に缺たる所有ればなり。(然れば此の短は、中帶以上北にも係る短に非ず、中帶以下南に係る短なり、是を以て經三百六十五度四分度之一とは云へど、中帶以上は百八十二度、三十二分度之二十分全けれど、中帶以下は其の度縮まりたり、此の理をも思ふべきなり)さて此の

里數を四海之内と云ふに就て論ひあり。其はまづ爾雅の釋地に。東至於泰遠。西至於邠國。南至於濮鈆。北至於祝栗。謂之四極。（郭璞云、皆四方極遠之國。）觚竹。北戶。西王母。日下。謂之四荒。（觚竹在北、北戶在南、西王母在西、日下在東、皆四方昏荒之國、次四極者。）九夷。八狄。七戎。六蠻。謂之四海。（九夷在東、八狄在北、七戎在西、六蠻在南、次四荒者。）岠齊州以南。戴日爲丹穴。北戴斗極爲空桐。東至日所出爲大平。西至日所入爲大蒙。（岠去也、齊中也、戴値、大蒙即蒙汜也。）と有る諸人の注疏に。此釋九州之外。四方極遠之國名也。泰音太。邠或作豳彼貧反。說文作汾音同。泰遠。邠國。濮鈆。祝栗。此四方極遠之國名也。觚竹者遼西合支有觚竹城是也。北戶者即日南郡是也。西王母者。穆天子傳曰。天子賓于西王母。乃紀其迹于弇山。名曰西王母之山是也。日下。謂日所出處。其下之國也。（同考證に、鄭樵曰、疑日下即今日本也とあり、「　」が藝苑日抄といふ書に、「　」）

謂之四荒者。四方昏荒之國也。在上四極之内。去九夷八狄七戎六蠻。謂之四海者。孫炎云。海之言晦。晦闇於禮義也。此在四荒之内。九州之外。周禮曰。九州之外。謂之蕃國。世一見是也。岠齊州云々者。此明四海之中。別有下四種之名也。齊中也。猶言中國也。丹穴者。山海經云禱過山東五百里。曰丹穴山是也。斗北斗。極者中宮天極星也。値斗極之下。其處名空桐。蒙汜者淮南子云。日出扶桑入蒙汜是也と云へり。（此は陸德明が音義、邢昺が疏とを折衷して、今の要ある事のみを錄せるなり。）是の釋地の本文及び注疏の說に據ときは。第一に赤縣州を中に取り。二次に太平。丹穴。空桐。大蒙の四種あり。三次に。夷狄戎蠻の四海あり。四次に。觚竹。北戶。王母。日下の四荒あり。五次に泰遠。邠國。濮鈆。祝栗の四極有りて。是より以外なき由なるが。劉安の謂ゆる本文の四海は。爾雅の第三次なる四海とは異にして。其の意は爾雅に謂ゆる四極に等く大にして。地の有る限りを云へるなり。（虞書に、四海困窮、天祿永終と云ひ、論語に、四海

之内皆兄弟也と云へる、四海の大をも思ひ合すべし、）其の意「の徴すべき事は。同書の」時則訓にて知るれば。其を略文して出さむに。五位中央之極。自崑崙東。絶恒山。龍門河濟相貫。以息壤堙洪水之州東至於碣石萬二千里。（是の謂ゆる崑崙は、天極直下の眞崑崙を謂ふに非ず、西方土蕃の地に在りて、大崑崙と稱する、河源の擬崑崙なり、委くは天柱五岳餘論に云へるを見て知べし、恒山は赤縣州の謂ゆる北岳なり、擬崑崙よりは東に當れり、其より龍門河濟などを貫き、禹の息壤もて洪水を堙たる彼の小九州を圍み絶りて、東端碣石に至るまで萬二千里なる由なり、此の萬二千里はかく周圓を云ふ故に、其の謂ゆる小九州は、此の三徑一にて四千里内なり、まづ此の謂を心留て在るべし。）東方之極。自碣石山。過朝鮮。貫大人之國。東至日出之次。榑木之地。青土樹木之野。萬二千里。（碣石山朝鮮の方位所在は、大扶桑國考の圖を見て知るべし、大人之國とは我が「口口」筑紫國を云ひ、榑木之地とは我が大倭國を云ふことも扶桑國考に云へり、青土樹木之野とは、

廣く皇國の東に當る地海を云ひて、爾雅に、泰遠と謂へるに當れり、）南方之極。自北戸孫之外。南至委火。炎風之野。萬二千里。（高誘注に、北戸孫國名也、日在其北、皆爲北向戸、故日北戸孫とあり、上の爾雅注に、北戸者即日南郡是也とある處なり、委火南風之野は、第十三條に說たる、世界大九州の南方炎州より、南に當る地海を廣く云へるなり、尚彼の條に云へるを見べし、爾雅に濮鈆と謂へるに當れり。）西方之極。自崑崙。絶流沙沈羽。西至不死之野。萬二千里。（此の崑崙も乃ち上の擬崑崙なり、東は此の崑崙峯より東して小九州を周囘して碣石に至り、碣石より東また萬二千里に至れるを、西は直に崑崙峰より萬二千里なり、沈羽とは弱水を云ふ、水輕くして羽毛も底に沈むが故に沈羽といふ、不死之野は、第十三條に說たる西方弇州より、西に當る地海を廣く云へるを、彼の十州記には、此の邊を聚窟州と云ひて、名に負ふ不死の反魂香を出すなどを以て名くるにや有らむ、爾雅に邪國と謂へるに當れり。）北方之極。自九澤。窮夏晦之極。有凍寒積

氷群水之野。萬二千里。（高誘注に、九澤北方之澤、夏大也、晦瞑也と有れど、夏晦とは、夏時には晦き地なる故の名なるべし、凍寒積氷など、皆地首北極の有趣に叶へり、爾雅に祝栗と云るに當れり。）と見えたる是なり。是にて本文の謂ゆる四海の大にして。爾雅に四極と云へるに同じき事を辨ふべし。（四方にみな樹木之野、炎風之野、不死之野、群水之野など、野と云へるも、天に九野と云ふが如く、廣大を極めたる語と聞えたり。）抑全地を四海と稱するは。説郛に春秋元命苞と出せる文に。天大地小。表裏有水。承氣而立。載水而浮と見え。世にも全地の外貌を六海。三山。一平地とも謂ふ如く。周圍みな海にて包めばなり。（又かく故實を尋ねて後に按へば、爾雅に四海と云ふを第三次に出せるは、古義を失ひたる説にこそ、また彼の注孫炎云、海之言晦と云へるは、古義なれど、晦於禮義也と云へるは、實事に晦闇なる説と云ふべし。）さて此の大地全形の里數は。天地を創造し給へる天神たちより。次々傳承し來れる古説と聞えて。本書のみに非ず。是より舊く多の古書に其の數を失へず記せり。其はまづ黄帝本行記に。東盡泰遠。西窮邠國。東西得二萬八千里。南北得二萬六千里と見え。（泰遠邠國は、乃爾雅に謂ゆる四極の二なり、山海經廣注に、圖贊曰、禹命豎亥。青丘之北、東盡泰遠、西窮邠國、歩履宇宙、以明靈德とも見えたり。）山海中山經の末に。禹曰。天地之東西。二萬八千里。南北二萬六千里。（こを天地之と云ひては實に違へり、其は天に關かる里數ならねばなり、本は必大地之とぞ有けらし。）河圖括地象に。夏禹所治。四海內地東西二萬八千里。南北二萬六千里。（禹は大地の跋涉こそ爲つれ、其をみな領けるに非ざれば、所治と云ふべきに非ず、）管子地數篇に。桓公曰。地數可得聞乎。管子對曰。地之東西二萬八千里。南北二萬六千里など見えたり。（後漢の郡國志、劉昭が注、また廣雅に出せる四海內の里數もこれに同じ。）さて此の里數を。前には古神眞の跋涉して得たる。大地半周の數ならむと思へれど。彼の豎亥の青丘の北に居り。算を把りて推歩せる故事を惟ふに。是また測量して得たる數

にて。半圓の數には非ず。東西二萬八千里は地緯中帶の全徑。南北二萬六千里は。地經の全徑にぞ有ける。(其は此の里數を經緯各半圓の數として計ふれば、地形かの竪亥の步に本づける測量より、太く小形になるを、全徑として算すれば、彼の測量と、全同じ程と成ればなり。)斯て其の周圓の里數を求むるに。例の如く二萬八千里を三合して。一四一六の數を加へて算すれば。八萬七千九百六十四里と十分里之八あり。此を分て三百六十五度四分度之一と爲せば。度ごとに二百四十里と一千四百六十一分里の一千二百十九と成る。(全徑の二萬八千里は、皇國の二千九百十六里と、三分里の二に當り、周圓の八萬七千九百六十里と、十分里之八は、皇國の九千百六十三里に當り、一度の二百四十里、一千四百六十一分里の一千二百十九は、皇國の二十五里と、三十六分里の三に當れり、後世の諸書に、地球九萬里と云ふ語の有るは、其の周圓の八萬七千九百六十四里の大約を云へるものか、然れど古書には所見なき語なり。)さて南北二萬六千里は。地徑の極より極に至る全徑なり。又

是を三合して。一四一六の法を加へて選ふれば。周圓八萬一千六百八十一里と十分里之六あり。此を分て三百六十五度四分里之一と爲せば。度ごとに二百二十三里と。一千四百六十一分里の九百二十三と成る。(全徑の二萬六千里は、皇國の二千七百八里三分里の一に當り、周圓の八萬一千六百八十一里と十分里の六は、皇國の八千五百八里半に當り、一度の二百二十三里と、一千四百六十一分里の九百二十三は、皇國の二十三里と、二十四分里の七に當れり。)然は有れど。此は地徑の全度を平均せる數にて。少か實量に叶はざる事あり。然るは先東西二萬八千里なる故は。上に出せる時則訓の文に。中央の萬二千里は擬昆侖より起りて。赤縣小九州を圍繞し。碣石山に至る由なれば。周圓の數にて。其の全徑は四千里なる理なり。斯て此の四千里を中におきて。東西一萬二千里づゝなる故に。都て二萬八千里なり。また南北も右の四千里を中に置きて。各々一萬二千里なれば。都て二萬八千里なるに。地形訓また上に引たる諸書に。二萬六千里と云へるは。南方の缺たる地二千里な

る事を知りて。其を除きたる實量の里數なるを。時則訓に。南北共に萬二千里と作たるは。文を齊へたる耳なり。然れど實は北萬二千里。南一萬里と書ずは有まじき謂なり。（此は殊に思ひを潭めて曉り辨ふべき事なり。）今本文及び時則訓の文を攷へて圖を制るに。斯の如くなれば。其の中帶以上は。緯の度と同じ里數なれど。中帶以下は。二千里缺たれば。半徑一萬二千里にて。其の半周は。三萬七千六百九十九里と。五分里之一にて。其の一度は二百六里と。一千四百六十分里之。六百二十八ある理なり。（南北二萬六千里は、皇國の一千七百八里と三分里の一、中帶以下の半徑一萬二千里は、皇國の一千二百五十里、半周三萬七千六百九十九里、五分里之一は、皇國の一千九百二十七里、其の度の二百六里、一千四百六十一分里之六百二十八は、皇國の二十里と、九十六分里の十四に當れり。）抑是の大地の經緯形躰里數はしも。後の凡人らの測量には合も不合も。古神眞の所傳にし有れば。如此なも擇び取れるに就て。また因に論ふべき事あり。其は地形訓に今の本文を出せる次に。禹乃使大章步自東極。至于西極。二億三萬三千五百里七十五步。使豎亥步自北極。至于南極。二億三萬三千五百里七十五步と有り。太章の事は然も有べけれど。豎亥の事は。本文の傳を混雜せる說なるが上に。兩極間の里數も太く多きに過たれば。此は古き訛りの傳へなり。（殊に此の說を地形訓に出せる劉安の意知がたし、其は大地海內の全數は、既に上の本文にて足るを。また更に此の說を出せれば。此は天の四極を云ふかと思ふに、然ては甚く小に過ればなり。）なほ此の類

說は。後漢書郡國志の劉昭注に。山海經稱。禹使大章步自東極至西垂。二億三萬三千三百里。七十一步。又使竪亥步南極盡于北垂。二億三萬三千五百七十五步とあり。此は劉昭が當時見たる本に有りし文なるか。(然れど上に出せる東經の本文とは甚く牴牾あれば、後人淮南子の文を作り易て書加へたる本なりしを、劉照欺かれて引用せるにぞ有べき。)また周髀算經の趙爽注に。河圖括地象云。八極之廣。東西二億三萬三千五百里。南北二億三萬三千五百里と見え。(周禮の孔疏には、河圖括地象云、南北二億三萬三千五百里、東西二億三萬三千里と有りて趙注に引たると小異なり。)また山海經廣注に。詩緯含神霧云。天地東西二億三萬三千里。南北二億一千五百里。天地相去一億五萬里。張衡靈憲云。八極之維。徑二億三萬二千三百里。南北則短減千里。東西則廣增千里。廣雅云。天圜闊。南北二億三萬三千五百里七十五步。東西短減四步。周六億十萬七百里。二十五步。從地至天。一億一萬六千七百八十七里。下度地之厚。與天高等など有る類は。皆天地

混雜の說等にて。地の事を謂ふとすれば。廣大に過ぎ。天の事を謂ふとすれば。狹小にて共に實量に叶はず。(按ふに右の說等みな二億三萬と云る大數の違はざるは、本は一とつ訛說の末かく種々に派り、なほ次々に記者の意を以て、或は天の事とし、或は地の事となしなど、誤り來れる者なるべし。)なほ此の謂ゆる二億三萬云々の外にも。荒唐なる說等は。春秋命歷序に。神農始立地形。甄度四海。遠近所至。東西九十萬里。南北八十一萬里と云ひ。呂氏春秋始覽篇に。凡四極之內。東西五億有九萬七千里。南北亦五億有九萬七千里と云へる類も多かれど。悉古神眞の古傳に戾れる後の妄誕なれば。一切に掃除すべし。(但し上の件の說等の中に、東西を長とし、南北を短とせるも彼此見ゆるのみは、少か古義を存せる者と謂ふべし。)さて是より後。漢魏六代唐宋元明の歷世を經る間に。往々全地の躰貌を論ずる者無きに非ざれど。蓋一人も。今の經文に取れる古說の。古說たる義を徵せる者の無りしは。徒に新奇の說にのみ惑ひ從つゝ。信じて古始を問ぬる得操の無ればな

り。斯て明末に至りて天經或問あり。此は西洋天學を主として地球九萬里と云へる說なり。(其の說に西學測地球有九萬里と云へる是なり、)是の書此方に傳はりて。長崎の西川正休始めて此を板に彫たるが。此の人別に地形の說あり。其の言に。渾地の周圍。紅毛の測里五千四百里とし。蠻方は六千三百里。唐土には九萬里とす。我が國の古測は一萬五千七百五十里。今測は一萬三千八百四十六里なり。古測は疎にして。今測は親し此の地の一度を西洋に或は十五里とし。或は十七里半とし。唐土には二百五十里とす。各々此を本朝里とするに。古測は四十三里七分半とし。今測は三十八里四分六とす。海上の里數を測るに密合す。是愚父が數歲測驗して得る所なりと云へり。(此は其の著せる天學名目鈔に見えたり、前野良澤が管蠡祕言に、地球の周凡一萬三千八百四十六里、吾邦の西川子これを測り、三十六町の里法を以て記す所なり、和蘭の測る所は、五千四百里とす、地面より其の中心に至りて凡二千二百餘里、此の數を倍して、四千四百餘里、卽ち地の厚さなり、子亘地の厚を知らずと云ふ、支那の古へこれを講せざること知べし、和蘭は本然を以て敎を立たり、幼童と云へども、地の厚を知ざる者稀なり、と云へり、此は豐前國中津侯の江戶藩醫にて、始めて蘭學の書を譯せる人なるが、此の弟子に杉田玄伯あり、其の門よりして大槻玄澤、宇田川元愼などを始め、西洋學者多く出たり、)然るに是より前慶安年中に。漂著せる蠻人忠庵と云へるが。此方にて著せる。四大全書といふ物に。其の國に傳ふる所の地大の說を載して。其の周回皇國の里法にて。一萬六千二百里。一度は四十五里なるを推て。厚サ五千二百五十四里なる事を知ると云へる說あり。(上の西川氏が蠻方の說とて擧たる里數と異なり、彼國にも其の說一定ならず種々の說ありと聞えたり、)是より安永の年頃より西洋の天學次々に開けて。寬政乙卯歲に。皇國人ながら司馬峻と稱へるが和蘭天說と云ふを著して。大地の周回一萬零八百七十里。經度三千四百三十七里七四五。日本里法の三十六町を一里とすと云へるが。また寬政戊辰歲に。天文圖說と云ふを出して。地球の周回日

本里法にて。一萬零八百里とも云ひ。(前のは遠西の布蘭須國の人の説を用ひ、後のは西洋の骨閉留と云へる人の説を用ふる由云へり。)同じ頃に本田利明と云へる。暦算家の記せる物には。保惠須と云ふ蘭書による由にて。地球の全徑。日本里程にて。三千四百三十七里。二七四六と云ひ。文化甲子歳に京の河野通禮と云ふ人の著せる混天新語といふ書には。地上の里數は西儒の測地周九萬里。一度二百五十里と云ふに據る蓋その大概を擧て。微細に及ばざるは。和漢尺度の約算、諸説の同異一定し難き故なりと云ひ。(此は天經或問に從たる説なり。)また近く文政癸未歳に。尾張の吉雄何某か著せる觀象圖説と云ふ書、全かの骨閉留が説にて作たるが。地球の全徑。伊岐里須國の里法にて。七千九百六十四里。周圍二萬五千二十里なるを。三百六十度に分けて。一度の里數。六十九里半。皇國の二十八里に當ると云ひ。(此の一度の里數は、度を三百六十度に立るが故に多かれど、古法の如く三百六十五度四分度之一に立れば、其の全徑の七千九百六十四里は。皇國の三千一百三十三里と、一百六十二分里の一百五十九に當り、周圍の二萬五千二十里は、皇國の九千八百四十五里と、一百六十二分里の一百三十五に當り、一度は、二十六里と、一千四百六十一分里の、一千三百九十七に當れり。)また水戶の靑地林宗と云ふ人の譯せる萬國輿地誌といふ書に。地球の大。古今の人の測る所。其の術數種あり。悉く擧れば浩繁に渉るを以て。唯今の測量する所を載す。凡南北の周り。二千零五十五萬。八千二百八十對斯あり。(トイスは我が曲尺の六尺一寸二分に至る、(篤胤云、此を皇國の里法に譯せば、九千七百八里と、百九十八步半、直徑三千九十里と四百三十九步半あり、此を三百六十五度四分度之一に分けて、度ごとに、二十六里と一千四百六十一分里の八百四十六に當る。)東西の圍み。二千六十一萬。六千六百四十七對斯あり。(篤胤云、此を皇國の里法に譯せば、九千七百三十五里と、一千六百五十六步少なり、また此を三百六十五度四分度之一に分けて、其の一度は二十六里と、一千四百六十一分里の九百五十六にて、全徑は三千九十八里と、二千四百四十四

少あり」地球の眞形。矮立圓にして蔓菁根の如く。南北の直徑偏壓して。赤道の直徑より減じ。六百八十八と六百九十二との如しと云へり。〔此はみな林宗が說には非ず、西洋人の說を直譯せるなり、是の南北偏壓なりと云ふ說は、早く長崎人本木何某の譯せる、天地二球用法記と云ふ物に見えて、彼の骨閉留と云へるも此說なり、また或人の言に、地動の說及び天地橢圓の說、既に韃靼にも用ひて、曆象考成また禮器圖式などに其の說を收めたりと云へり、〕暇なくて未だ然る書を見ねど、其の說固り其の國の古說に有とは得知らずて、西洋の賜物の如く思へるならむと推慮られたり、〕神眞の古說を能くも得知らぬ。泰西蠻夷の人等にして。大地の周圍及び其の南北の偏壓なる事をしも。古說に勞駢たる許り。考へ出たるは。此を思ひ之を思ひて。測量し得たる精氣の極にて。蠻民の精氣も其の極みに至りては。亦畏るべき物なりけり。

〔二十六〕天象蓋笠。地法覆盤。天之中央者高。極下之地亦高。滂沲四隤而下。中衡之左右。五穀一歲再熟。春分秋分日在中衡。春分以往。日益北五萬九千五百里。而夏至。秋分以往。日益南五萬九千五百里而冬至。中衡去周七萬五千五百里。此陽彰陰微。故其左右冬有不死之草矣。

此の條は周髀算徑の後世に攙入せりと見ゆる限りを削去て抄錄せり。

〔二十七〕北極之徑。二萬三千里。此陽絕陰彰。故其左右夏有不釋之氷。春分之日夜分。以至秋分之日夜分。極下常有日光。秋分之日夜分。以至春分之日夜分。極下常無日光。春分以至秋分晝之象。秋分以至春分夜之象。冬至夏至者。日道發斂之所生也。故北極左右。物有朝生暮穫矣。

〔二十八〕天有八氣。地有八風。何謂八風。東北日融風。距冬至四十五日而至。東方日條風。距立春四十五日而至。東南日景風。距春分四十六日而至。南方日巨風。距立夏四十五日而至。南西日涼風。距夏至四十五日而至。西方日飂風。距立秋四十五日而至。西北日麗風。距秋分四十六日而至。北方日寒風。距立冬四十五日而至。

此條は淮南の天文訓地形訓に採れり。

〔二十九〕天道以日爲主。日出於暘谷。拂于扶桑。是謂晨明。至於曲阿。是謂旦明。臻于衡陽。是謂隅中。對於昆吾。是謂正中。至于悲谷。是謂晡時。薄於虞淵。是謂黃昏。淪于蒙谷。是謂定昏。行九州七舍。徑三十五萬七千里。周天一百一十二萬一千五百五十一里。分爲三百六十五度四分度之一。是天一度。三千七十里。一千四百六十一分里之九百三十五。

此條は七舍と云ふまで。天文訓を取り。唐の徐堅が初學記。また宋の太平御覽に引たるを校して略文し。徑の字以下は諸書を參攷せる予が文なり。（其の由は下に悉く云ふを見るべし。）

〔三十〕天有九道。黃道一。青道二。出黃道東。赤道二出黃道南。白道二出黃道西。黑道二出黃道北。日春東從青道。夏南從赤道。秋西從白道。冬北從黑道。日行東方青道。曰東陸。日行南方赤道。曰南陸。日行西方白道。曰西陸。日行北方黑道。曰北陸。

此條は。從黑道と云ふまで。河圖帝覽嬉に採り。其の以下は。易通統圖に取れり。

〔三十一〕立春星辰西游。日則東游。春分星辰西游之極。日東游之極。立夏星辰北游。日則南游。夏至則星辰北游之極。日南游之極。立秋星辰東游。日則西游。秋分星辰東游之極。日西游之極。立冬星辰南游。日則北游。冬至則星辰南游之極。日北游之極。日與星辰相去各三萬里。

此條は河圖帝覽嬉の文なり。

〔三十二〕日神九光。光照四極。四十萬六千里。分周天爲三十六頃。頃有十度。九十六分度之十四。仲春仲秋日出于卯。入于酉。仲夏日出于寅。行二十四頃。入于戌。行十二頃。仲冬日出于辰。行十二頃。入于申。行二十四頃。晝夜三十六頃。此之謂也。

此の條は。全く尙書考靈曜の散文を校正して記せり。

尙好云。第二十六條より此の條に至り。悉く註解を缺れたり。

〔三十三〕太極元氣函三爲一。行於十二辰。此陰陽合德。氣鍾於子。化生萬物者也。故孳萌於子。紐牙於丑。引達於寅。冒茆於卯。振美於辰。

已盛於巳。咢布於午。昧薆於未。申堅於申。留孰於酉。畢入於戌。該閡於亥。出甲於甲。奮乾於乙。明炳於丙。大盛於丁。豐楙於戊。理紀於己。斂更於庚。悉新於辛。懷任於壬。陳揆於癸。故陰陽之施化。萬物之終始。既類旅於律呂。又經歷於日辰。而變化之情可見矣。玉衡杓建天之綱也。

此の條は前漢の律暦志に採れり。（淮南子にも干支の說を載たれど、此は今の本文を取りて、諸書の說を參考に備ふる方、釋義に便宜ければなり、）○大極元氣云々は。注に孟康曰。元氣始起於子。未分之時。天地人混合爲一。故子數獨一也。師古曰。函讀與含同と有り。（本書に元始也と云へる下になほ、始動於子、參之於丑得三、又參之於寅得九、又參之於卯得二十七、又參之於辰得八十一、又參之於巳、得二百四十三、又參之於午得七百二十九、又參之於未得二千一百八十七、又參之於申得六千五百六十一、又參之於酉得一萬九千六百八十三、又參之於戌得五萬九千四十九、又參之於亥得十七萬七千一百四十七、と云ふ文有れど、今に要なき事なれば、本文に省きて注せずなむ、）○行於十二辰とは。十二支をまた十二辰とも言ふ。即その十二支の方位を太極の元氣。玉衡と共に行る由なり。（周禮春官馮相氏に、十有二辰、十日と有る疏に、十有二辰者謂子丑寅卯之等、十日者謂甲乙丙丁之等と云へり、）抑かく十二支を總謂ときの辰は。卯辰の辰と別にして。曟字なるを省きて晨と書き。再畧して辰と書くにて。房星の字なり。其は說文に。曟房星。（段注爾雅云、天駟房也、大辰房心尾也、於天宮爲東宮蒼龍、）爲民田時者。（周語曰、農祥晨正、韋云農祥房星也、晨正謂立春之日晨中於午也、農時之候、故曰農祥、爾雅注云、龍星明者以爲時候、故曰大辰、）从晶辰聲。（从晶从辰、辰時也、曟星字徑作辰、周語辰馬農祥、）晨曟或省と見え。卯辰の辰の下に。辰房星天時也と有る段注に。右の文を引きて曟或省作晨此房星之字也。房星曟爲農事所瞻仰。故曰天時。引申之凡時皆曰辰。同文備考に。卯三月辰名也。大角星十二辰之始。因以命名と有るにて知べし。（然れば此なる十二辰の辰は更な

り、日月星辰と云ふときの辰、十二時を云ふときの辰、また日辰誕辰など云ふ辰は、みな晨また晨を用ふべき事なるを省畫を便宜と爲して、古書にも多くは辰を書來れり、此は常に心留めて思ひ惑ふまじき事にこそ、なほ下に記す辰巳の辰字の義をも考へ合すべし、)さて玉衡の十二支に建し行ること、每歳の十二節は更にも云ず。每日の十二時にまた其の方々に建し行ること。人の恒にうち觀るが如し。是を以て十二時をまた十二辰とも云ひ。辰の字をまた時の字にも用ひ。方位に名けたる干支の名を移して日時にも用ふるにぞ有りける。(なほ次々に論ふ旨を熟く視て、此の義を悟るべくなむ。)〇陰陽合レ德。氣鐘二於子一云々は。天文訓に。日冬至。則斗北中絕。陰氣極。陽氣萌。故曰冬至爲レ德。注に德始生也と有るを相發して辨ふべし。(子は陰極りて陽の萌す所なる故に、陰陽合レ德とは云へり、)さて其の支干の起原は。五行大義に。支干者因二五行一而立レ之。昔軒轅之時大撓之所レ制也。蔡邕月令章句云。大撓探二五行之情一占二斗機所一レ建。始作二甲乙一。謂二之幹一。作二子丑一謂二之支一。

支干者枝榦也。相配成二六旬一如下樹木之有二枝條莖榦一。共爲中樹體上也と有り。(こは文を畧して引たるなり、中に六旬の二字は、本に用の字なれど、事物紀原に引たるに據りて改めつ、支干になほ異說を載せれど、其の說は取らず、)〇劉恕が外紀に、黃帝命二大撓一探二五行之情一占二斗剛所レ建始作二甲子一、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸謂二之幹一、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥、謂二之枝一、枝幹相配以名レ日とも云へるは、是の月令章句に據れるにや、)然れど大撓は黃帝の調曆を治むる時に補助をこそ爲つれ。干支あに此の人の始作ならむや。固より太昊氏の制作なること其の曆を甲曆と云へるにて。別に論ひ勿き事なり。(但し此は早く羅泌が路史太昊氏の傳に、造二甲子一以命二日月一、配レ天爲レ幹、配レ地爲レ枝と紀し、通鑑前紀太昊紀に、干支相配爲二六甲一、而天道周矣と記し、共に諸書を引きて證せれば、今更に委くは云ず、然れど諸史會編に、伏羲氏昊英に命じて歷を作ると云ふ事も有り、また史記の律書に、十母十二子とも天干地支とも云へり、其は十二支は、十干を母として、生れたる方位なれ

ばなり、）斯て其の制作の由來を索ぬるに。抱朴子倘傳卷に。八卦生鷙隼之所彼。六甲出靈龜之所負。と所見たる八卦の事は。既に古易傳に論へれば措きて。六甲を靈龜の所負に出たりと有るは。此の翁の究覽せる玄典の古傳說なること疑ひなし。（葛稚川翁は白地にも、無稽の浮說を唱ふる人に非ざること、其の子書を熟讀玩味し、かつ予が別に著せる、此の仙翁の傳に就て、能く其の人品を知らむ人は、疑ひ有るまじくこそ、）抑六甲とは。六十干支の中に。甲子。甲戌。甲申。甲午。甲辰。甲寅の六は。各一旬の首に在りて。九干支を都るが故に。六十干支の事を謂ふに。六甲と稱へば。卽て其の事なる太古よりの法言なり。斯て其の靈龜はしも。洛水より出しかど。實は天皇太帝の錫へるにて。其の心を開かしめ給ふ神物なりしかば。其の象形に因りて龜卜を制し。文字をも作れり。（是の事は既に古易傳に委く說たれば、彼の傳に就て視るべし、）然れば支干の字等も。そを象形して作れる故に。然る古說の存せるなり。其は龜を生ながら擒へて。机上にその甲文

を按するに。まづ當頭に一つ有るは。太極に象るべく。背甲の折文すべて六方にして。竪に五あるは五行に。その左右に四づゝ都て八あるは八節に。周圍に二十四あるは二十四炁に。腹甲の折文すべて四方なるが。六づゝ二行に並びて。十二あるは十二支に。其の左右の甲。肩の尖とも合せて十有るは十干に。また其の下左右に。尖れる小甲二づゝ合せて四あり。此は四時に象るべし。斯て腹背の全甲六十四なり。（故玆にまづ甚く驚き、かつ奇みつゝ、葛仙翁の傳へし語の、徵有りて小緣ならず、太古の神眞の古傳に出たる、眞誥なる事を諦に知れりき、其は五行大義に引たる、禮緯含文嘉に。伏羲德洽上下、天應以鳥獸文章、地應以龜書、伏羲則象作八卦、と云ひ、或は象龜文畫八卦、と有をも思ひ合さるればなり、）今龜の腹背の眞形を視す事左の如し。

龜背眞形圖

當頭

周二十四

全甲卅八　周合二十五

龜腹眞形圖

左右各四
小甲各四
全甲廿六

然して尚思ひ續くるに。乾鑿度の孔語に。帝王始起。河洛龍馬。皆察其頭。蛇亦然也。其亥生之。甲乙。丙丁。戊己。庚辛。壬癸。名居其□。此天地神靈佐助之期。亦亥所生歳。三百六十五日四分日之一と見え。（鄭玄注に、龍蛇見者非常、故謂亥、亥猶異、於衆人爲異、知者爲亥とあり、○□字を本には國と作り、鄭玄も國の字に依りて注せれど、其の說通えず、此は疑なく□を誤れるにて、龜甲の拆文ごとに、回市の形あるを云へるなり、說文に、□回也、象回市之形と見え、同文備考に、□以圍繞爲義也、國邑字用此、以封畺爲意也と云へるをも思ひ合すべし、然て今引用する孔語、すべて今の要となき文は皆刪り去て引たり、次に擧る文も、これに効ひて知るべし。）また孔子曰帝德之應。洛水先溫九日。後五日變爲五色玄黃。天地之靜書見矣とも。若龍而无角。河二日清。二日白。二日赤。二日黑。二日黃。（鄭玄云、若龍而无角神蛇也、）水中赤煌煌。如火英圖書。蛇皆然也。（鄭玄云、英猶華也、光龜之見水中同耳、）とも言へり。今是らの後

語等を和會して考ふるに。是また古傳に本づける説にて。帝王とは太昊氏を謂ふ。(そは列子黄帝篇に、太古之時に、禽獸の人と同處併行せる由を云ひて、帝王之時始驚駭

さて文に。十干のみ其の闇中に各居すと有れど。此は語の漏たるにて。決めて十二支も其の口中に各居せしこと。言ふも更なり。其は六甲出靈龜之所負。と有る六甲は。干支を錯綜して制れる物なるを以て知べし。但し其の干支は直に其の物々の象形なりしか。或は天文の字樣なりしか。其は考へ知べき由なし。(前漢書の五行志に、かの上帝の、伯禹に錫へる洪範九疇の事を載して、初一曰五行、次二曰羞用五事、次三曰農用八政、次四曰叶用五紀、次五曰建用皇極、次六曰艾用三德、次七曰明用稽疑、次八曰念用庶徵、次九曰嚮用五福、畏用六極、凡此六十五字、皆雒書本文、所謂天迺錫禹大法九章、常事所次者也と有るに據れば、是の六十五字の文は、龜甲に顯はして、禹王に錫へるなり、禹すら猶斯の如し、

況や太昊氏に錫へる、神龜の甲文の然も有む事、また疑ふべきには非ずかし。)然は有れど。其の干支の文字の。古文篆文を集めて。熟々考ふるに。盡く龜甲の拆文を取りて作れる字等なること疑なし。其は龜甲竪横の文に因りて。田卍十×ト等の字を作れるが字母と爲りし事は。既に論へれば。今更に云はず。(其は太昊古易傳を見て知るべし。)説文解字を始め。干支の字原を解釋せる。古人の説は許多有れど。孰も。靈龜の所負に出たる本來を知ずして。慢に作れる説等なる故に。適に云ひ得たりけに見ゆるも。鞋を隔て丶痒を搔と云ふが如く。此に諧へど彼に合はぬ誣會のみぞ多かる。(其は説文に、甲从木戴孚甲之象、乙象春艸木冤曲而出と云へるは然も有げに聞ゆれども、丙の字に至りて其の説動きて、太一經といふ物を引きて、人頭空爲甲、と云ひ、然して次々に、乙象人頸、丙象人肩、丁象人心、戊象人脅、己象人腹、庚象人臍、辛象人股、壬象人脛、癸象人足など、似て非なる説ともを採用せるを以て知べし、許愼すら斯の如くなれば、況て其より

人の作れる說等、すべて論ふに足ずと云むも强言ならず。）故今己が說は。一向に。玄武の象形を取りて字厚を釋し。はた其の字義は。詩緯推度災。淮南子の天文訓。史記の律書を始め。諸書の說大抵相類たる中に。律歷志の說殊に允當なれば。此を本文となし。諸說をも折衷して。攷證すること左の如し。○故孳二萌於子一とは子は十二支の首にて。正北方坎位に配す。斗柄是の方に建せば。乃仲冬十一月にして。其の中杰は乃冬至なり。此の時しも陰氣極まり。一陽始めて地下に孳萌する義なり。（玉燭寶典に引たる春秋元命苞に、壯二於子一、子者孳也、宋均注蕃二孳生物一也、詩緯紀歷樞に、子者孳也、天地壹爵萬物蕃孳、上下接躰天下治也、宋均云爵湿也と見え、五行大義に引たる、詩緯推度災に、子者孳也、陽氣既動萬物孳萌、三禮義宗に、陽氣至、孳養生也、史記律書に、子者滋也、言萬物滋二於下一也、白虎通にも太陽壯二於子一、子者孳也とあり、釋名に、子孳也、陽氣始萌二孳於下一也、など有るを折衷せるなり、）其の字の古躰は說文に。[illegible][illegible]樂鐘鼎字源に[illegible][illegible][illegible][illegible]など有り。

龜頭及び前足。かつ其の甲文を象形せるにて。南方午と對衝せり。此は上躰首を主とし。彼は下躰尾を主と爲たり。（說文に象形とのみ云へる、其の段注に、象二物滋生之形一、亦象三人首與二手足之形一也と云る說は取らず、）說文に。十一月陽氣動。萬物滋。人以爲レ偁。其の段注に。子本陽氣動。萬物玆之偁。萬物莫レ靈二於人一。故因叚借以爲二人之偁一と云るは然る說なり。（其は字形の人に似たるは更なり、陽氣の始めて孳萌すると、人の始めて胞胎すると、其の理もまた相類せる故の叚借なるべし。）門生小林元儁が說に。陽氣初回。萬物丫生之義。叚爲二兒息之義一。加レ巛以爲二兒息字一。亦叚爲二細小之稱一。凡物似二子形一者亦稱レ子。故亦爲二人之稱一。變爲二物之尾稱一。以レ子爲二兩足相拚之形一者不レ取也。（按人手足各二、未レ有二兩足相拚而爲レ一者一也、故因二物形一以說二字形一則可也、因二字形一而說二物形一者。則今所レ不レ取也矣、）と云へるは然る言なり。（同文備考に、陽氣初回也、以二人之子初生一、而末大會意と見え、また六書正譌に、早孳也、象形、子在二襁褓中一、兩足拚也、十一月一陽

來復萬物滋萌、有レ取ニ乎此一、故借爲ニ十干子字一、爲ニ十一月之象一、古文學籀文系、と有るをも思ひ合すべし。）紐ニ牙於丑一は。白虎通にも、太陰衰ニ於丑一。丑者紐也と云へり。丑は十二支の二にて。坎巽の間に居す。斗柄是の方に建せば。乃ち季冬十二月にして。其の中左は乃大寒なり。此の時しも陰氣少退き陽氣地下に紐牙する義なり。（春秋元命苞に、衰ニ於丑一、丑者紐也、宋均云、於レ是紐合義也、詩緯紀暦樞に、丑者好也、宋均云、陽施レ氣、陰受レ道、陽好レ陰、陰好レ陽、剛柔相好、品物厚也、詩緯推度災に、丑者紐也、紐者繫也、續レ萌而繫長也、律書に、丑者紐也、言萬物厄紐未ニ敢出一也、など有るを折衷せり、釋名に、丑紐也、寒氣屈紐也、說文の丑紐也の段注に、糸部曰、紐、糸也、一曰、結而可レ解、十二月陰氣之固結、已漸解、故曰レ紐也と云へる說等は取らず、其は丑は子の滋萌を承て、陽氣の紐結し牙ぐむ義なること、下に引達と有るを引合せて、孳萌と引達の間なる丑は、陽氣の紐牙にて、陰氣の紐結なるまじき理を思ひ辨ふべし、三禮義宗に、居ニ終始之際一、

故以ニ紐結一爲レ名也と云へるも叶はず、）其の字の古躰は。說文に。[illegible]。字源に。[illegible]など有り。龜甲の拆文を象形せるなり。（說文に、十二月、萬物動用レ事、象ニ手之形一、日加レ丑亦擧レ手時也、と有る徐說に、从レ又从レ丨、象ニ手有ニ所レ執、昧爽丑、人皆起有レ爲也、と云ひ、段注も同義の說なれと、今皆取らず、また同文備考にも、大寒不レ可ニ擧レ手作ニ事、从レ又加レ丨、象下有ニ拘攣一不ニ舒暢一意上と有るも同じ。）さて丑は固より陽氣丑牙の義なるを。假借して糸に用ひしより。遂に糸を加へて紐に作れる故に。後には其紐を取りて。丑の字を注する事とは爲れるなり。（其は帝の義を釋へたに、諦の字を用ふる如く、諸字に此の類計ふるに暇あらず。）〇引ニ達於寅一とは。白虎通には。少陽見ニ於寅一。寅者演也と言へり。寅は十二支の三にて。巽乾の間に居す。斗柄是の方に建せば。乃ち孟春正月にして。其の中左は乃雨水なり。此の時しも陰氣益退き。陽氣地下を去りて地上に演達する義なり。（詩緯紀曆樞また推度災に、寅者移也、亦云引也、物牙稍吐、引而申レ之移ニ出於地一也、三禮義

宗に、寅者引也、肆建之義也、元命苞また釋名に、寅演也、演生物也と有るなどを折衷せり、說文の寅演也、の段注に、律書また淮南子の天文訓などを引きて、螾之爲物、詰詘於黃泉、而能上出、故其字从寅、律書天文訓以螾釋寅、と云る說は、本末違へれは取らず、然るに蚯蚓は、其の躰引申する物なる故に、引の字を用ふ、然るに寅は引と同音なる故に、螾とも書たる迄の事なり、蚯蚓あに能く上出する物と言むや、强說と云ふべし。）其の字の古躰は。說文に。[illegible]字源に。[illegible]など有り。龜形及び其甲文を象形せるなり。（說文に象宀不達髕寅於也と云ひ、其の徐註に、人陽氣上銳、而出、閡於宀下、臼所以擯之也、象形、段注に、宀象陰尚强、臾象陽氣去黃泉欲上出也、と云へる說等は取らず、また同文備考に、寅に作りて、農民擧手動作之時、取人趣農事、爲舍於田間、以見意、仐舍余之首、丁门其基也與古文或从士者同義とも云へり、）◌冒茆於卯は白虎通には。少陽盛於卯。卯者茂也と有り。卯は十二支の四にて。正東方乾位に名く。

酉と對衝せり。斗柄是の方に建せば乃ち仲春二月にして。其の中杰は乃ち春分なり。此の時しも萬物みな地を冒茆して生出する義なり。（推度災に、卯者冒也、物生長大覆冒於地也、律書に、卯之爲言茂也、言萬物茂也、三禮義宗も同義なり、天文訓に、卯則茂々然、釋名に、卯冒也、載冒土而出也、と見え、漢書の師の古注に茆、叢生也とも云へり、紀歷樞に、卯者貿也と云へる說は取らず。）其字の古躰は說文に。[illegible]字源に[illegible]など有り。龜甲文に象形して上を開き。春門萬物を生出する義を表せるにて。四方卯と對衝せり。（說文に二月萬物冒地而出、象開門之形、故二月爲天門と有るは、傍の義は能く叶へれど、龜甲に象形せる本義には合ざるなり。）段玉裁云。按十干十二支之字皆古文也。非後人所能造者。而卯爲春門。丣爲秋門。尤顯明。然則非酉。皆古文而異者也と云へり。信に此の說の如し。また同文備攷に。卯を丣に作り。酉を丣に作りて。二月爲卯。天地干是而闢戶。故从闩而大開之。以會意。八月爲酉、天地干是而闔戶。故从卯而聯

合之。以會意と見え。また六書正譌に。丣闢戸也。从二戸。象門兩闢形。因聲借爲寅丣字。爲日出初生之義。俗作卯非とも云ひ。繋辭傳にも。是故闔戸謂之坤。闢戸謂之乾。一闔一闢謂之變。往來不窮謂之通と云々と有るをも思ひ合すべし。○振美於辰。(美字を史記の索隱に引たるは羨と有り。)は白虎通にも。少陽衰於辰。辰者震也と云へり。辰は十二支の五にて乾兌の間に名く。斗柄是の方に建せば乃ち季春三月にして。其の中炁は乃ち穀雨なり。此の時しも陽氣大きに振動し。萬物みな其の故躰を去りて。羨達する義なり。(元命苞に、衰於辰、辰者震也、宗均云、震懼々於衰老形消去也、三月楡莢應此變也、紀歷樞に、辰者震也、雷電起而萬物震、宋均云震動也、推度災に、辰者震也、震動奮迅、去其故躰也、三禮義宗に、此時物盡震動而長也、律書に辰者言萬物之蜄也、索隱に、蜄音振、或作娠同音、釋名に、辰伸也、物皆伸舒而出也、說文に辰震也、三月陽氣動、靁電振民農時也、物皆生、段注に震振古通用、振奮也、季春之月、生氣方盛、陽氣發泄、句者畢出、萌者盡達、二月靁發聲、始電、至三月而大振動、豳風曰四之日舉止、故曰民農時、など有るを折衷せるなり、然れど元命苞の宗注は取らず、○辰は固より振の義なるを、民の農時を振ふに用ひて手を加へ、雷の振ふに用ひて雨を加へ、後には却て辰を釋くに、振震を用ふる事と成れるなり。)其の字の古躰は說文に[illegible][illegible]字源に。[illegible][illegible]など有り。龜甲の拆文の交錯を象形せるなり。(說文に、从乙匕、匕象芒達、厂聲、从二、二古文上字也、と有る段注に、匕變也、此合二字會意、乙象春艸木寃曲而出、是月陽氣大盛、乙々難出者、始變化矣、芒者盡達也、と云へる說は本文共に取らず、○同文備攷に辰三月辰名也、大角星十二辰之始也、二十八宿、順天左旋、七政逆天右行、交加列宿之上以成歲功、辰者从厂从巛而交互之意也、厂者二十八宿、各有次舍氣各不同、如岸之有界限也、字見說文附載古文、十二時謂之時辰、以日經行十二辰也、大角之次謂之辰、以十二辰之所起也、天樞北極、十二辰之所拱、故曰北辰、心宿

天皇之居、故曰二大辰一、別从レ會作レ䢅と有るをも思ふべし。)〇巳二盛於巳一とは。白虎通には。太陽見二於巳一。巳者物必起。注、必與レ畢字通と有り。巳は十二支の六にて。兌离の間に名く。斗柄是の方に建せば。乃ち孟夏四月にして。其の中炁は乃小滿なり。此の時しも陽氣巳に盛りの極みなる義なり。(元命苞に、巳者物畢起也、紀歷樞に、巳者陽氣巳出、陰氣巳藏、萬物出成文章、推度災に、巳者巳也、故躰洗去、於レ是巳竟也、三禮義宗に、巳者起也、至二此時一物皆畢盡而起也、律書に、巳者言二陽氣之巳盡一也、釋名に、巳巳也、陽氣畢布巳也、など有るを拆衷せり。)其の字の古躰は說文に。𢀳巳也。(段注巳者言二萬物之巳盡一也、天文訓曰、巳則生巳定也、釋名曰、巳巳布巳也、辰巳之巳久用、爲二巳然巳止之巳一、故即以二巳然巳之一釋レ之、序卦傳蒙者蒙也、比者比也剝者剝也、毛詩傳曰、虛虛也、自レ古訓、故有二此例一、即用二本字一不レ叚二異字一也。)四月陽氣巳出。陰氣巳臧。(今藏字。)萬物見成二彣彰一。(故曰レ巳也。)故巳爲二它象形一と有り。此は實然る說にて。卽靈龜の首尾を象形せるなり。

字源に出せる一躰に。𢀳とも有は疑なく它頭の具れるなり。(同文備考に、十一月爲レ子、取三陽氣初生如二小子一也、四月爲レ巳、取下其在二包中一屈而未レ伸之象上と云ひ、六書正譌に、㠯養里切、語卒也、象二聲氣之出而收止一也、㠯巳古共一字、各隨二其義一而用レ之如二矣字之屬一、皆从二㠯聲一、可レ見後人慮二其相混一又加レ人爲以㠯別レ之、漢書以皆作レ㠯、前輩不レ得二其說一、乃㠯二辰巳之巳一、代二巳矣之巳一繆矣、また同書に𢀳巳佀也、嗣也、陽氣生二於子一終二於巳一、四月純乾萬物成レ形、人之襄妊、自レ子至レ巳、形具、故巳與レ子相類、㠯二其滋一、則曰レ子、㠯二其形一佀所レ出則曰レ巳、象二子在レ包之形一、舊說㠯爲レ象二它形一者非、俗作レ巳非とも見えたり。)〇咢二布午一とは。白虎通には。太陽盛二於午一。午者物滿也。と有り午は十二支の七にて。正南方離位に名く。斗柄是の方に建せば。乃ち仲夏五月にして。其の仲炁は乃ち夏至なり。此の時しも陽氣極まり一陰始めて起り。陽と互に咢布する義なり。(推度災に午者仵也、亦云萼也、是時萬物盛大、枝柯萼二布於午一也、元命苞に、盛二於午一午者物

滿、注云、午五也、五陽所立應而滿、說文に、啎譁訟也、本作䶫、从口屰聲、徐注に、屰音逆、隸作啎とあり、布は乃ち布散の布なり、段玉裁云く、律書曰、午者陰陽交、故曰午、天文訓曰、午作也、陰氣從下上與陽相仵逆也、釋名同、廣雅釋言午仵也、按仵即牾字、古者橫直交互、謂之午、義之引申也、儀禮度而午注云、一縱一橫曰午、など有るを折衷せり、三禮義宗に、午長也、大也、明物皆長大也と云るは取らず、）其の字の古躰は、說文に仐字源に。仐など有り。龜甲の✕文に尾を象形せるにて。子と對衝せり、彼は上躰首を主となし。此は下躰尾を主と為たり。（說文に、五月陰陽啎　、陽冒地而出也、象形と有る徐注に、人為陽、一為地、丨為陰氣貫地也と云ひ、段注に、陰陽交互之象形と云ひ、紀歷樞に、午作也、陽氣極於上、陰氣起於下、陰為政時有武、故其立字、十在人下為午、と云へる宋均注に、午作也、適也、皆相敵之言也と云るは取ず、同文備考に〔千〕に作りて、天地譬諸人身、午其正面也、為之縱橫、其畫縱以定南北、橫以列左右（象

天躰半覆地上、而見於前午意自明、云々とも有るを思ひ合すべし、）〇味薆於未とは白虎通にも。太陽衰於未。未者味也と有り。（本に味を味と有るは誤寫なり、下に引く書等に味とも有れど、律歷志、白虎通共に同人の撰なれば、然る異說有まじき謂なればなり、）未は离震の間位の名にて。十二支の八なり。斗柄是の方に建せば。乃ち季夏六月にして。其の中炁は乃ち大暑なり。此の時しも萬物長じ極りて　味薆に向ふ義なり。（本書の師古注に、薆蔽也と云ひ、元命苞に、衰於未、未者味也、宋均注昧曚昧也、紀歷樞に、未者味也、味者盛也、宋均注昧者昧々事衆多之類、故曰盛也、推度災に、未者味也、陰氣已長、萬物稍衰躰暮昧也、天文訓に、未者昧也、釋名に、未昧也、日中則昃向幽昧也など有るを折衷せり、然るに律書に、未者言萬物皆成有滋味也、說文に六月滋味也、三禮義宗に、時物向成皆有氣味也なども言へり、是も然る說なれば、人の擇びに任すべくこそ、）其の字の古躰は、說文に未字源に未など有り、龜甲文の象形なり。（說文に、五行木老於未、象

木重枝葉也、其の段注に、老則枝葉重疊、故其字象之と云ひ、六書正譌に、古味字、六月百果滋味已具、五行木老於未、象木重支葉之形と云るは取らず、其は木老るときは其の枝を垂こそすれ、上には向はざる物なるをや、字形を見て察つべし。)また同文備攷に。于時物盛長之極將收藏以成實也。以其盛長故象木重枝。以其未成實故曰未。借爲凡事將成未遂之稱と有るも然る事なり。(また六書正譌に、未古味字云々、借爲十二支午未字、別作味加口後人所制也なども見えたり。)○申堅於申とは。白虎通には。少陰見於申。申者身也と有り。申は震坤の間位の名にて。十二支の九なり。斗柄是の方に建せば乃孟秋七月にして。其の中炁は乃ち處暑なり。此の時しも陰氣事を用ひて。萬物を申堅し收むる義なり。(紀歷樞に、申者伸也、宋均云、陽氣衰、陰氣伸也、推度災に、申者伸也、伸猶引、長也、衰老引長也、天文訓に、申者申之也、律書に申者言陰用事申則萬物、說文に七月陰氣成體自申束、段注に、古屈伸字作詘申、亦叚信、其作伸者俗字、或以爲人、申之束之、束者約結、廣韻曰、申伸也、など有るを折衷せり、また釋名に、申身也、三禮義宗に、申身也、物皆成其身體、各申束之使備成也とも云り、元命苞に、申者呑也、宋均注呑陽所生而成之也と云へる說は取らず。)其の字の古體は說文に。申字源に。𤰱 𠂤 など有り。龜甲文を象形せるなり。(說文に、从臼自持也、其段注に、臼叉手也、申當是从丨以象其申、从臼以象其束、疑有奪文、丨余制切之丿字也と云へる說は取らず、また同文備考に、[illegible]を取りて、己當六月之終、七月以金代土、生意收斂而益舒展、故从己而變、象兩端展舒變化形とも有り。)○留孰於酉とは白虎通には。少陰壯於酉。酉者老也。物收斂と有り。酉は正西方坤位の名にて。十二支の十なり。斗柄是の方に建せば。乃ち仲秋八月にして。其の中炁は乃ち秋分なり。此の時しも萬物の生長已に留止して成孰する義なり。(元命苞に、壯於酉、酉者老也、物收斂、宋均云物壯健極則老、老則當斂也、紀歷樞に、酉者老也、萬物衰、枝葉槁、推度災に酉者老

也、亦云熟也、萬物老極而成熟也、三禮義宗に、酉者緧也、緧偷之義也、此時物皆縮小而成也、天文訓に、酉者飽也、律書に、酉者萬物之老也、釋名に、酉秀也、秀者物皆成也、說文に、酉就也、徐注に就成孰也、など言へるを折衷して記せり。）其の字の古躰は。說文に丣。古文酉从丣。（段注从レ丣一以閉レ之、）丣爲二春門一。萬物已出。丣爲二秋門一。萬物已入。一閉門象也と有れど。閉門象は末にて。其の本は龜甲文の上は丣斯の如く。下は。∞是の如き。上を以て丣の字を製して。春門開けて。萬物を生出するに象り。下を以て丣字を作りて。秋門閉ぢて。萬物を収入するに象りて。東西相對へし者なり。（小補韵會に、毛氏曰、說文丣從二両戶相背一、日出二於丣一、闔戶之時、凡昴聊之類、从レ丣、與レ丣不レ同、丣音酉、从二両闔戶一、上畫連也、日入二於酉一闔戶之時、今經史从レ丣从レ丣者皆作レ卯、蓋傳寫承レ訛已久、唯舊本毛詩及陸德明釋文卯字作丣、京本漢書聊字作レ聊留字作レ畱間存二一二一耳、と云へるは信に然る言なり。）さて說文にまた。酉就也。八月黍成。可レ爲二酎酒一象二

古文酉之形一也。（段注、古文酉、謂レ丣也、仿二佛丣字之形一、而製二酉篆一、）凡酉之屬皆从レ酉と有るに據れば。酉の字は。八月黍成りて酎酒を作る時なる故に。其の月支の丣字に象り。かつ底の一畫を加へて作れる由なり。然るに其の酉を丣に假借して長く反さず。丣の字を用ふる事は。絕て無くなも成にける。（上の小注に引たる韻會の說を思ひ合すべし。）然れども丣の本音は畱なる故に假借せる酉また古くは畱音を用ひき。其は本文に。畱二執於西一と有るは更なり。律書に。北至二于畱一畱者言二陽氣之稽畱一也。故曰レ畱。八月也。其於二十二支一爲レ酉。酉者萬物之老也と有る索隱に。畱卽丣也。毛傳亦以レ畱爲レ丣と有るにて知るべし（史記の注に引たる索隱の文に。丣を卯と作るは誤寫なり、然て畱とは、卽昴星を謂ふ、後人誤りて昴に作り卯音と爲すは非なり、猶是の音例を云はば、扶桑の桑は、もと叒字にて、其音は而灼反若なるを、後に桑の字を用ふる事となれるに、其の桑の字の音は蘇郎反顙なれども、扶桑と熟するときは若音となるが如し、斯の如き例なほ多かり、また

同文備考に、酉酒、以二麴糵一釀レ米而成レ液、用以歆レ神、合レ歡治レ病養レ老也、从二〜〜一象二氣盛流動泛溢中意一用爲二卯酉字一非、俗作レ酒从レ水諸二酉聲一未レ當と云へる事もあり、）〇畢二入於戌一とは白虎通には衰二於戌一々者滅也と有り。戌は十二支の十一にて。坤艮の間に名けて辰に對衝せしむ。斗柄是の方に建せば。季秋九月にして。其の中炁は乃ち霜降なり。（天文訓に斗指レ戌則霜降と云へり。）此の時しも萬物みな成り。易氣畢く地下に滅入せる義なり。（推度災に、戌者滅也、殺也、九月殺レ樹物皆滅也、三禮義宗に、此時物衰滅也、天文訓に戌者滅也、律書に戌者萬物盡滅也、説文に戌滅也など有るに據れり、釋名に戌恤也、物當二收斂一矜二恤之一也と云へるも甚き相違の説には非らず。）其の字の古躰は。説文に戌字源に戌など有り。龜甲の拆文及び雨足を象形せる戌の字に一畫を加へたるなり。説文に五行土生二於戊一盛二於戌一。（段注戊午合レ德天文訓曰土生二於午一壯二於戌一死二於寅一）从二戊一一（戌者中宮亦土也、一者一易也、戊中含レ一會意也、）亦聲と有り。然も有るべし。

（六書正譌に、戌擊傷而滅レ之也、从レ戊會意、一聲、借レ聲爲二戌亥字一、九月之象古作レ戌用レ戈之狀也、舊注易氣滅二於戌一者非、また戌滅盡也、从レ火从レ戌、火至レ戌而盡、會意とも云ひ、同文備考に、三、六、九、十、十二月、皆土旺之月、九月於二卦氣一一易獨存、故从レ戊含レ一會意なども云へり、）〇該二閡於亥一とは白虎通には太陰見二於亥一。亥者侅也と有り。亥は十二支の尾にて。艮坎の間に名けて。己と對衝せしむ。斗柄是の方に建せば。孟冬十月にして其の仲炁は乃ち小雪なり。（天文訓に、斗指レ亥小雪と云へり、）此の時しも易氣地下に該閡して根荄を成す義なり。（紀歷樞に、亥者核也、推度災に、亥者核也、十月閉藏、萬物皆入二核閡一、天文訓に、亥者閡也、律書に亥該也、言易氣藏二於下一、故該也、釋名に亥核也收二藏萬物核一取二其好惡眞僞一也、亦言物成皆堅核也、説文に亥荄也、十月微易起接盛の段注に、荄也者荄根也易氣根二於下一也、十月微易從二地中一起接盛、陰即壬下所レ云陰極易生也など有るを折衷せり、元命苞に、鳥獸饒馴子藏二實物其母一、故太陰見二於亥一、亥者駭

也、宋均注子爲母主藏寶物、亦還其母出入无畏懼之心、故鳥獸饒馴不可驚駭也と云ひ、三禮義宗に、亥者劾也、言陰氣劾殺萬物也と云へるは取らず。）其の字の古躰は。說文に[古文字]など有り。龜甲文及び下の二足を象形せるなり　六書正譌に。[古文字]荄也象形、十月純陰陽無終絕之理、剝上復下。故从二。古文上字。下从二人一男一女也。乚孕也。此は說文に、从二、二古文上字也、[古文字]人男、一人女也从乚象裹子咳々之形、と見え、其の段注に咳與亥音同、其下从二人、一人男一人女、像乾道成男坤道成女と云へるを思ひ合すべし。）時雖重陰而生々之道已萌於下將進而上矣此聖人制作始子終亥之義也。一太極也。陰陽無始斷可見矣。指事。[古文字]古文一曰荄有二首六身。また[古文字]古文亥。比豕減一畫。本象豕形。（また豕字の所に[古文字]豕絆足行豕、豕从豕、繫二足指事、逐琢等字从此、俗字从豕、非とも云へり、）同文備攷に象艸木生氣歸根復命藏于地下之意。上一爲冰霜所剝。去地少許而後有根也。春秋傳。亥二首六身。得其形而失其義者也など云へるにて其の字体を辨ふべし。[□]出甲於甲とは白虎通には。甲者萬物孚甲也と有り。甲は十干の首にて。東方木行の陽干と立るが故に。木兄と訓ず。寅卯の間に名けて庚と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば。仲春二月の初候にして乃ち啓蟄なり。（天文訓に、斗指甲則驚蟄、音比林鐘、注に林鐘六月也と云へり、啓蟄を古へは驚蟄と謂へり。）此の時しも萬物已に孚甲を剖て出甲する義なり。（史記の律書に甲者言萬物剖符甲而出也、釋名に甲者孚也、萬物解孚甲而生也など有るを折衷せり、五行大義に引たる詩緯推度災に、甲者押也、春則開也、冬則闔也、と云ひ、玉燭寶典に引たる詩緯紀歷樞も同說にて、宋均注に、押之爲言、苞押萬物也と見えたる說等は取らず。）其の字の古體は說文に。[古文字][古文字]六書正譌に[古文字]鐘鼎字源に。[古文字]など有り。大一經曰。龜頭空爲甲と有る人の字を。龜に作りて此の說を用ふべし。（許愼が言に从木戴孚甲之象と云へる段注に、孚者卵孚也、孚甲猶今言殼也、凡

艸木初生、或戴種於顚、或先見其葉、故其字像之、下像木之有莖、上像孚甲下覆也、六書故に、象艸木戴甲而出、易曰雷雨作而百穀艸木皆甲坼、因之爲甲胄之甲、借爲十日甲乙之甲、鄭樵云、象被鎧之形、六書正譌に、甲草木初生莩孚甲也、象形、中从木未成象、因聲借爲甲乙之字、同文備考に、象草木之仁、吐芽入地戴孚甲、上出之形など云へるは、皆然る說等なれど、此は龜頭容を象形せる甲の字を、まづ草木の莩甲に假借し、其より引申して、甲胄の甲にも假借せる後の意を以て言へる說なれば、字原の本說とは爲がたし、〇大一經は、段言に、攷藝文志陰陽家有大壹兵法一篇、五行家有泰一陰陽二十三卷、泰一二十九卷、然則許偁大一經者蓋此の類と云へり、斯て彼の乾鑿度に、十干の龜甲に各居したりと有るを思ふに、其の古本には必ず龜と有けむを、後人の狡意に人の字に改めしを、許愼も覺えず其の欺きを承たる物とぞ想はるゝ、）禮記郊特牲に。祀社日用甲。用日之始也の鄭注に。國中之神莫貴於社也と云へり。甲の貴きこと是にて

知るべし。〇奮軋於乙とは白虎通には。乙者物蕃屈。有節欲出也と有り。乙は十干の二にて。東方木行の陰干と立るが故に木弟と訓ず卯辰の間に名けて辛と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば季春三月の初炁にして。乃ち淸明なり。（天文訓に、斗指乙則淸明、音比仲呂、注に仲呂は四月也と云へり、）是の時しも。艸木乙々と寃曲して。奮軋し出る義なり。（玉燭寶典に引たる春秋元命苞に、甲者物始孚甲、乙者物蟠詘有萌欲出也、京房易傳に、乙屈也、釋名に乙軋也、自抽軋而出也、律書に乙者言萬物生軋々也、月令鄭玄注に、甲抽也、乙者軋也、春時萬物皆解孚甲、自抽軋而出也、說文に、陰氣尙彊、其出乙々也と云へる段注に寃之言屈也、曲之言詘也、乙々難出之貞、文賦曰、思軋々、其若抽軋々皆乙々之假借、从乙聲、と云へるなどを折衷せるなり、）其の字の古體は。說文に乚字源に乙⺄など有り。龜頸の伸縮するを象形せるなり。彼の十一經に。乙承甲象人頸と有る人の字を龜に作りて此の說を用ふべし（許愼が言に、象春艸木寃曲而出と云へるは、假借

後の說にて、字形の本說には取がたし、六書正譌に、乙魚鰓骨象形、丙則魚去乙、借爲十干乙字と云へれど、魚鰓骨を乙と云ふは、其の形乙の字に似たる故にて末なり、同文備考に、乙に作りて、象甲既拆、而葉分兩岐形と云へれど、古文に此の如き乙の字を見ず、且其の說本義に合はず、六書故に說文有兩乙、其一曰玄鳥也、齊魯謂之乙也、取其鳴聲象形、或作鳦其一曰、象春艸木寃曲而出、與丨同意、按从固乙則乙侶爲鳥之象、然乳孔乾亂皆从乙、又不可曉、と云へれど、說文に乙鳥の乙、甲乙の乙、固より判然たるを能くも考へざる非說なりかし、)〇明炳於丙とは。白虎通には。丙者其物炳明也と有り。丙は十干の三にて。南方火行の陽干なるが故に。火兄と訓す。巳午の間に名けて壬と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば。仲夏五月の初昏にして乃ち芒種なり。(天文訓に、斗指丙則芒種、音比大呂、注に大呂十二月也と見えたり、)是の時しも萬物みな長じて炳然著明なる義なり。(元命苞に、丙者炳明也、律書に丙者言陽道著明也、釋名に丙炳也、物生、炳然皆著見也、說文に、萬物成炳然、月令注に、丙者炳也、夏時萬物強大炳然著見也など云へるを拆衷せり、)其の字の古躰は。說文に丙字源に丙冈内など有り。彼の大一經に。丙承乙象人肩と有る人の字を基に作りて此の說を用ふべし。(許愼が言に、陰氣初起、陽氣將虧、从一入冂、一陽也、徐說に陽功成入於冂、冂門也、天地陰陽之門也と云るは。假借後の末說なり、六書正譌に、丙魚尾也象形、因聲借爲十干之丙字と云るは、丙の字形の魚尾に似たる故に假借せるを後に本末を錯れるなり、同文備考に(丙に作りて从天下有火會意、字見鍾鼎云々と有れど、其の鍾鼎は信がたく(こそ、)〇大盛於丁とは白虎通には。丁者強也と有り。丁は十干の四にて南方火行の陰干なるが故に。火弟と訓ず。午未の間に名けて。癸と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば。季夏六月の初昏にして乃ち小暑なり。(天文訓に、斗指丁則小暑、音比大呂と有り、大呂は十二月の律なること上のごとし、)是の時しも。萬物みな盛大丁壯なる義なり。(律書に

丁者言萬物之丁壯也、釋名に、丁壯也、物躰皆丁壯也、元命苞も白虎通に同じ、說文に、萬物皆丁實と云へるなどに據れり、紀歷樞に丙者柄也、丁者亭也、宋均注に、亭猶止、陽氣着止而止也、推度災に、丙者柄也、物之生長各執其柄、丁者亭也、亭猶止也、物之生長將應止也と有るなどは取らず、）其の字の古躰は。說文に。个鍾鼎字源に。●など有り。龜心を象形せるなり。彼の大一經に丁承丙象人心と有る人の字を龜に作りて此の說を用ふべし。（許愼が言には、象形とのみ有り、其の徐說に、物挺然成立之貌、萬物盛於內成於丁、其形正中、故象心と云ひ、同文備考に、丁繼丙以發物、使陽氣透徹於中而後能成、諺云六月不熱五穀不結是也と云るは粗叶へれど、六書故に●个など作りて、蠚蠆之毒也、象形、凡造器用必以金木爲丁著之、其狀類蠚蠆之丁故亦謂之丁、詩云寧丁我躬、借爲丙丁之丁と云ひ、六書正譌にも、个蠆尾也、象形、凡造器必以金木爲丁、附著之、因聲借爲丙丁字、また同文備考に、鍜金爲之附著於物以爲固者也、象本大末銳形など云る類は、末義を以て本義と爲たる說等なれば、都て取らず、但し六書故に、詩を引きて、丁寧の義と云へる說は、古義に合へり。）

（豐楙於戊とは。白虎通には。戊者茂也と有り。戊は十干の五にて。中央土行の陽干に立るが故に。土兄と訓ず。四季の土旺を司りて。萬物を豐楙せしむる義なり。（元命苞に戊者茂也、釋名に戊茂也、物皆茂盛也、月令注に、戊之言茂也、萬物皆枝葉茂盛也、など云へるに據れり、紀歷樞に、戊者貿也、陰貿陽柔變剛也、推度災に、戊者貿也、生長既極則應成、貿易前躰也と云る說等は取ず、）其の字の古躰は。說文に戊字源に、戊戊など有り。龜脊及び右足二つを象形せるなり。彼の大一經に。戊承丁象人脅と有る人の字を龜に作りて此の說を用ふべし。（許愼が言に、象六甲五龍相拘絞也徐注に、五土主在中往來不相越、故曰拘絞、人脅亦相任也、在中土象、段注に、許謂、戊字之形、像六甲五行相拘絞也、韵會に、戊在中極鉤陳之位、兵衛之象、故从戈从左戾、六書故に、鄭樵曰、

戊亡推切、即悉字、从戈菁垂執戈揚盾之象、悉之義也、趙彦衞曰、戊本讀如茂、避唐諱讀如武、戊如務、按茂曰戊爲韓、詩言曰維戊、趙說是也、六書正譌に、戊兵器、即矛字、古文作[illegible]、小篆省作戊、借爲戊己字、既爲借義所專復制矛字以別之、同文備考に、天五生土、萬物非土不生、非土不成、故取五畫相向陵之形、以明洋々發育之意など云へるは、皆段借後の末論なりかし、）理紀於己は白虎通には。己者抑屈起と有り。己は十干の六にて。中央土行の陰干に立るが故に。土弟と訓ず。說文に戊己中宮也と有る段注に。戊己皆中宮。故月令中央土。其日戊己。戊と共に四季の土旺を司りて。萬物を理紀せしむる義なり。（蓋こは本文に就ての解なるが、同じ班固が說にして、白虎通には起と釋せり、諸書にも紀と起と兩說なり、其は推度災に、己者紀也物既始成有條紀也、釋名に、己紀也、皆有定形可紀識也、と云へるは本文と合ひ、元命苞に、己者抑詘而出、月令の鄭注に、己之言起也、謂萬物皆枝葉茂盛、其含秀者抑屈而起也と云へるは白虎通に同じ、此は人の擇びに任すべし、）其の字の古躰は。說文に[illegible]字源に。[illegible]など有り、龜の腹文を象形せるなり。彼の大一經に己承戊象人腹と有る。人の字を龜に作りて。此の說を用ふべし。（許愼が言に、象萬物辟藏詘形と云へる徐說に、萬物與陰陽之氣藏則歸土、屈曲包容象人腹圓曲也、人腹中央也、段注に辟藏訓辟收斂、字像其詰詘之形也と云へるは相その理に叶ひ、六書故に、鄭樵曰、己即几也、借爲戊己之己と云ひ、同文備考に、物各有其身也、象子兜腹開展之意と云へるは誣妄、六書正譌に、己古紀字、四目之纏也、象錯綜之形、因借爲戊己、彼己字既爲借義所奪、小篆又加糸制紀字以別之、其實一字也と云るは、謂ゆる雞肋の說なりかし、）斂更於庚とは。白虎通には庚者物更也と有り。庚は十干の七にて。西方金行の陽干と立るが故に金兄と訓ず。申酉の間に名けて甲と對衝せしむ。玉衡此の方に建せば。仲秋八月の初炁にして乃ち白露なり。（天文訓に、斗指庚則白露と見えたり、）是の時しも萬物なな收熟して

堅更に實り。かつ秋氣に肅然と斂更する義なり。(律書に庚者言陰氣庚萬物、釋名に庚猶更也、堅強貌也、月令の鄭注に、庚之言更也、萬物皆肅然改更秀實新成也、など有るを折衷せり、)其の字の古躰は。說文に𢻨字源に𠩺𡱂𢼄など有り。龜腹の全形を象れるなり。彼の大一經に。庚承己象人齎と有るは。人の字を龜に易たらむも。龜に齎なき故に。此說は用ひ難くなむ。(許愼か言に、象秋時萬物庚々有實也と云る徐說に、史記大横庚々堅強之貌、畫所會聚、如人臍也、段注に庚々成實貝、服虔漢書注曰、庚々横貝也、字象形、同文備考に𢻨に作りて、从艸總干指事、など云へるは取らず、)○悉新於辛とは。白虎通には辛者陰始成と有り。辛は十干の八にて。西方金行の陰干と立るが故に。金弟と訓ず。酉戌の間に名けて。乙と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば。季秋九月の初衡にして。乃ち寒露なり。(天文訓に、斗指辛則寒露と見えたり、)是の時しも萬物悉く新まり。成熟極りて。辛味を生ずる義なり。(紀歷樞に、庚者更也、陰代陽也、辛者新也、萬物成熟始嘗新也、宋均注に新既辛、螫且兼物、新成者也、推度災に庚者更也、辛者新也、謂萬物成代改更復新也、律書に、辛者言萬物之新生故曰辛、釋名に辛新也、物初新者皆收成也、月令鄭注に、辛之言新也、說文に、秋時萬物成而熟・金剛味辛、辛痛即泣出、その段注に、金剛味辛謂成孰之味也、辛痛即泣出故、以爲艱辛字など有るを折衷せるなり、)其の字の古躰は。說文に。𢆉字源に𠦝𠆢など有り。龜の股を象形せるなり。彼の大一經に。辛承庚象人股と有る。人の字を龜に作りて。此の說を用ふべし。(許愼が言に、从一𢆉と云ひ、其の段注に、一者陽也、陽入於𢆉、謂之愆陽、また徐說に、萬物方盛、初見斷制、故辛痛也、辛亦漸揫斂、故象人股漸焦殺也、會意、同文備考に、𢆉に作りて、二上也、从𢆉、取陰氣上干進而又進之意と云へる類は取らず、)○懐任於壬とは。白虎通には。壬者陰使任也と有り。壬は十干の九にて。北方水行の陽干に立るか故に水兄と訓ず。亥子の間に名けて丙と對衡せしむ。玉衡是の方に建せば。仲冬十一月の初衡

にして、乃ち大雪なり。(天文訓に、斗指壬則大雪と云へり、)是の時しも萬物地下に懷妊して。發生の氣を養ふ義なり。(律書に、壬之爲言任也、言陽氣任養萬物於下也、釋名に、壬妊也、陰陽交物懷妊、至子而萌也など云るを參考せるなり、)其の字の古體は說文に。壬。字源に𡈼など有り。[illegible]腹の横文三。竪文一を象形せるなり。彼の大一經に。壬承亥象人脛と云へる說は迂にして用ひ難くなむ。(紀曆樞に、壬者任也、陰任事於上、陽任事於下、陰爲政、民不與、陰時爲政王天下、故其立字、壬似王也、宋均云、民不與則不能王也と云ひ、許愼が言に、象人裹妊之形、と云へる徐說に陽始生、陰陽交也、二爲陰、中一爲陽起于中、一丨相交存陰氣、成就、乃能承陽以有生也、同文備考に象縱横貫物之意と云ひ、六書正譌に、壬負壬也、壬在前、負在後、前後皆器物而巳横木壬壬之、會意、詩我壬我蘩、孟子治壬將歸、皆此字因聲借壬癸之字爲借義所專、小篆又从人作任、巳別之、亦借爲裹壬字、別作妊非など云るは、中に取べき說の無きには非ざれども、字原の論には、皆羅肋の說等なれば、今は用ひずなむ、)○陳揆於癸とは。白虎通には。癸揆度也と有り。癸は十干の尾にて。北方水行の陰干に立るが故に。水弟と訓ず子丑の間に名けて子と對衡せしむ。玉衡此の方に建せば。季冬十二月の初氣にして乃ち小寒なり。(天文訓に斗指癸則小寒と云へり、)此の時しも草は盡く根に歸し。木は其の莖葉みな枯槁して陳揆せらるゝ義なり。(春秋天命苞に、壬者陽始壬、癸者有度可揆度也、宋均云壬始任育、至癸萌濟欲生、可揆尋、擇而知、因以爲日名焉、律書に癸之爲言揆也、言萬物可揆度也、釋名に癸揆也、揆度而生、乃出之也、紀曆樞に、癸者揆也、度息陰持法則者也、宋均云度陰當消滅、時可施法則者也など有るを折衷せり、推度災に、壬者任也、癸者揆也、陰任於陽揆然萌牙於物也、月令の鄭注に、時維閉藏萬物、懷任於下、揆然萌牙也、なども言へり、○上の條々に引たる推度災は、みな五行大義に引たるを再引たり、)其の字の古體は。說文に𤼽字源に𤼽など有

り。龜の四足を象形せるなり。彼の大一經に。癸承壬象人足と有る。人の字を龜に作りて。此の説を用ふべし。(許愼が言に、冬時水土平可揆度也、象水從四方流入池中之形と云ひ、其の徐説に、土反其宅、水歸其壑、土縮其壞、癸承水收其潦、故象水自四方流入內也、六書正譌に、𣏟交錯二木度地㠯取平也、與準同義、从二木象形、因聲借爲癸字、隸制作癸揆癸通、同文備考に、冬月水凋於上泉脉發動於下、其氣則甚盛也、故壬之爲言褢也、言天一初生之水胚胎萬物也、癸之爲言揆也、言地二之水交錯地層之中隨物各足也、坎爲勞卦、萬物之所成終而成始、以此故象木根縱横水流充足之形と云へるは、皆雞肋の説どもなり、)さて門人小林元儁が言に。𣏟十干之終也。故象足以癸爲象。籒文从𣏟从矢𣏟讀若揆。足刺𣏟也。亦𣏟之轉也。葵常傾葉向日。不令照其根。左傳鮑莊之智不如葵。葵猶能衞其足是也。故从癸と云へり。是信に然る言にて。此は癸の一字のみに非ず。干支の字等は更なり。諸字みな諧聲。會意。叚借に從りて。其の音義の相通ずる類は。計ふるに暇非ず。然れど今の要に非ざれば。干支に用ふる字義の外は。都て其の論に及ばずなむ。(己早くより、新に漢字書を撰ばむの志有れど、外に爲す事の多くて、殊に其の事にいそしむ事能はず、是を以て、前に吉田正三が其の事に勞くに心を添しかど、此は老者にて功成らず、其の後に山梨玄度に勸め、かつ心をも添たるに、是また功半にして身失にしかば、爭で其の人を得て此の事を成しめむと欲するに、其の人を得ず、然るに近く小林元儁を得たるに、甚若けれど、小學の事に於ては、世に比倫有まじき俊才なれば、我が塾に於きて然る方の書等とり集へ、はた其の撰り躰をも數へて、筆とり創しむるに、是また在塾一年許にして、世俗の近利に心動きて、人の爲に賊はれ、予が門を去りて久しく來らず、是に於て予が撰字書の志、今は永く停廢せり、最も遺憾なる事にこそ、此に出せる癸字の説は、其の在塾なりし頃、師命を受て撰すとて、僅に記せる反故中の一説なりかし、)○陰陽之旋化。萬物之終始とは。陰陽

交行はれて、施化をなし、萬物を終始する有狀を干支に著せるを云ふ。〇既類旅於律呂、又經歷於日辰、云々とは、陰陽の施化、萬物の終始の日辰。律呂の在位を。經歷類旅しつゝ。變化する趣を見よとなり、此は五行大義に、續漢書云。律術也。呂序也。序述四時之氣、定十二月之位也。陰陽各六。合有十二。陽六爲律、陰六爲呂。律六者黃鐘。大蔟、姑洗、蕤賓、夷則、無射也。呂六者林鐘。南呂。應鐘、大呂、夾鐘、仲呂也。（此の六律六呂の十二辰に在るは、黃鐘と林鐘と對し、大蔟と南呂と對し、姑洗と應鐘と對し、蕤賓と大呂と對し、夷則と夾鐘と對し、無射と仲呂と對すること、具に下に引く文の如し。）史記云。律曆者天所以運五行八正之氣、成熟萬物也。（ここに帝王世紀を引きて、黃帝氏の時に、律呂を定めたる由云へれど、其は伏義氏の作れる律の、漸々に亂れしを改め正せるを訛りて、然は云ひ傳へしなり、此の道も早く太昊氏の時に起れること、扶桑の樂有るを以ても知るべし。）淮南子云。數始於一。一生二、二生三、三生萬物。故三月爲一時。三三九。故黃鐘之律九寸。而宮音調。因而以九之。九々八十一。黃鐘之數立焉。（黃鐘之律九寸とは、其の律管の長を云ひ、黃鐘之數立焉とは、其の九を衍して、八十一を黃鐘の本數と爲す由なり、其は黃鐘のみに非ず、十二律悉く其の本數有れど、所狹ければ此には洩しつ。）黃鐘之氣在子。十一月建焉。其辰星紀。林鐘之氣在未。六月建焉。其辰鶉火。大蔟之氣在寅。正月建焉。其辰諏訾。南呂之氣在酉。八月建焉。其辰壽星。姑洗之氣在辰。三月建焉。其辰大梁。應鐘之氣在亥。十月建焉。其辰析木。蕤賓之氣在午。五月建焉。其辰鶉首。大呂之氣在丑。十二月建焉。其辰玄枵。夷則之氣在申。七月建焉。其辰鶉尾。夾鐘之氣在卯。二月建焉。其辰降婁。無射之氣在戌。九月建焉。其辰大火。仲呂之氣在巳。四月建焉。其辰實沈。辰之與建交錯、爲表裡也。と有にていと詳に所知たり。但しかく言ふは、唯其の日辰を經歷し、律呂に類旅する次第をこそ取れ、彼の謂ゆる三統說の類、すべて律呂の數に誣會せるを、信じ用ふる義には非ず、思ひ錯ふべからず、況てかの十二の律

管を取り、葭灰を用ひて。十二節氣を候ふなど云ふ愚說は、絕て用ふることなし、）○玉衡杓建天之綱也は其の注に如淳曰杓音猋。斗端星也。孟康曰。斗在天中。周制四方。猶宮聲處中爲四聲綱也と云るが如し。（なほ本書上の文の下に、日月初躔星之紀也と云へる語も有りて、其の注に、孟康曰、躔舍也、晉約曰、斗綱之端連貫營室、織女之紀、指牽牛之初、以紀日月、故曰星紀、五星起其初、日月起其中、是謂天之綱紀也、と有るをも思ひ合せて辨ふべし、營室、織女、牽牛は北宿の名なり、其は既に春の卷に委く說たるを思ふべし）さて干の十なる。支の十二なる故よし。及び其の數の事は。五行大義に。干有十者。應天地之數也、故以干極於十。十者主日。十日爲一旬也。支十二者天有四時之氣。以三月

〔二十四〕天氣始於甲。地氣始於子。甲子相合命曰歲立。輪轉相配終於癸亥。故有六甲。其干支配。歲月日時竝然。萬物庶類吉凶之理以此彰矣。甲乙寅卯木也。位在東方。丙丁巳午火也。位在南方。戊己丑辰未戌土也。位在中央。分王四季。庚辛申酉金也。位在西方。壬癸亥子水也。位在北方。水生木。木生火。火生土。土生金。金生水。水勝火火勝金。金勝木。木勝土。土勝水。

是條初發四句十八字は。素問の六微旨大論に取り。其の以下以此彰矣といふまでは。五行大義に。陽氣動於黃泉之下。在建子月。故以子爲先。萬物湊出於建寅月。故以甲爲先。甲子相配爲六旬始。輪轉相配。終於癸亥云々と有るを抄錄し。（委くは本書支干の論に就て見るべし、）また其の以下は同書及び。淮南の天文訓地形訓を併せ取れり。干支の在位是にて知るべし。（素問の四句十八字の文義は。其の張注に。天氣有十干。而始於甲。地氣有十二支。而始於子。子甲相合。即甲子也。干支合。而六十年之歲氣立。歲氣立。則有時可候。有氣可期矣と云へり。抑甲は十干の首。子は十二支の初なれば。甲子を以て歲立と爲ことと道理に於ては。必ず然るべ事と覺ゆれど。天地の開闢は甲寅なりし故に。歷元は甲寅に立る故實なること。既に云へるが如し。（春秋命歷序考、また三曆由來記、及び此の書の前後に云ふを見て知る

べし）然は有れど。今仍按ずるに。一年の首は建子月冬至の日なれど。其より四十五日の間は。陽氣なほ孳紐して發せざるを。建寅立春の時に至りて。陽氣始めて寅達すれば。此の節をもて年の首と爲すを思ふに。天地の開闢もまた甲子の運に孳萌し初て。甲寅の運に寅達せし故に。古暦には甲寅を歳立と爲たりしを。其の孳萌の初起は甲子なれば。此をも歳立と云むに難なし。然れば此はかの周正の類と心得て在るべし。（是謂は、今も建寅月を歳首とは爲れど、實には建子月これ孳萌の元にて歳の首也と云ふことを、誰も知れるに准へても、知り辨ふべきことなり）さて十干十二支を輪轉相配して。甲子に始まり癸亥に終れる樣、左に視せる如きを。今は六十花甲と稱すれど。古くは六甲と云へり。其は甲子。甲戌。甲申。甲午。甲辰。甲寅各々九十支を綜て其首たればなり。五行大義に。便以甲配子。盡干至癸酉。餘支有戌亥。（是甲子旬なり、）又起甲配戌。盡干至癸未。餘支有申酉。（是甲戌旬なり、）又起甲配申。盡干至癸巳。餘支有午未。（是甲申旬なり、）又起甲配午。盡干至癸卯。餘支有辰巳。（是甲午旬なり、）又起甲配辰。盡干至癸丑。餘支有寅卯。（是甲辰旬なり、）又起甲配寅。盡干至癸亥。（是甲寅旬なり、）干支周畢還從甲子起。故六甲輪轉止六十と有るにて知べし。偖かく六甲の位に定まるに就て。自然に弧虚と云ふ事いで來たり。此も同書に。十日一旬之内。十二支無配干者爲之孤。所對衝者爲之虚也と見えたり。甲子旬には戌亥を孤となし。其の相對ふ辰巳を虚となす。（また別ては戌を陽孤と云ひ、亥を陰孤と云ふ、）甲戌旬には。申酉を孤となし。其の相對ふ寅卯を虚となす。（別ては申を陽孤と云ひ、酉を陰孤と云ふ、）甲申旬には。午未を孤となし。其の相對ふ子丑を虚となす。（別ては午を陽孤と云ひ、未を陰孤と云ふ、）甲午旬には辰巳を孤となし其の相對ふ戌亥を虚となす。（別ては辰を陽孤と云ひ、巳を陰孤と云ふ、）甲辰旬には。寅卯を孤となし。申酉を虚となす。（別ては寅を陽孤と云ひ、卯を陰孤と云ふ、）甲寅旬には子丑を孤となす。午未を虚となす。（別ては子を陽孤と云ひ、丑を陰孤と云ふ、）各

圖に依りて其の趣を知べし斯て虚を吉とし。孤を凶とする古例なり。(或は虚を空と稱し、孤を亡と稱するなど猶種々の説等聞ゆれども、其は都て取ず。)○其干支配歳月日時並然は聞ゆる儘の文なるが。同書に。立歳之元。起於甲子と云へるは然る言ながら。上に論ふ如く。天地開闢の歴元は甲寅にて。是天紀上元の首歳なれば。是より計ふるに。七十六甲寅にて癸丑に終る。これ一元四千五百六十年の大復なり。(其の間六十年づゝにて小復する事は云ふも更なり。)次に月の元を立る事は。三暦由來記に云る如く。狙人氏の百四十一年甲戌歳の歳首。建子月は月行の權輿なりしかば。此月の建を甲子と定むるに。五歳六十月にして六甲周れば。更に己卯歳より一周して。毎五歳に六甲周る故に。六甲六己の歳首。前年の十月一は必ず甲子の月建たること。今に相續せるが如し。(凡て己が文に、某歳の歳首と云ふは、其の前年建子月冬至の節を指して謂ふなり、誤りて當年の建子月となし思ひそよ、五行大義に、立月之元、起甲己之歳十一月甲子と云へるは不文なり、此は起甲己歳之前歳、十一月甲子と云ずては、當年の十一月と思ひ謬まる事なるをや、)次に日時の元を立る事は。天地開闢甲寅歳の歳首。冬至の日に甲子を配し。其の子時をも甲子と立たるが。今に失たず相續し來れる樣。左に圖式を作りて示すが如し。(五行大義に、立日之元、六旬起自甲子、立時之元、冬夏二至後得甲己之日夜半起甲子と云へるは、其□詳ならぬ説なり、其は日の元を甲子と云ふは然る事なれど某歳某月と云ずては通えず、時の元を甲己之日と云ふは然る事なれど、冬夏二至の後と云ふこと通えぬ説なればなり。)○天地開闢甲寅歳の歳首甲子冬至の日より。狙人氏の百四十年癸酉歳まで口萬口千口百年を經て。同百四十一年の歳首たる。甲子朔旦冬至權輿の日より。斯の如き六旬を。二萬七千七百五十九にて。漢元帝が。初元々年まで。一元四千五百六十年。百六十六萬五千五百四十日。時數都て千九百九十八萬六千四百八十時なり。生旬の大凶日とて。人々生涯の用嫌する選日の法あり。其は六甲旬の內にて。其甲日より五日六日に當る日を。何事にも大

	子時	丑時	寅時	卯時	辰時	巳時	午時	未時	申時	酉時	戌時	亥
甲子日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙丑日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙寅日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁卯日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊辰日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
己巳日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚午日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
辛未日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬申壬	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸酉日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲戌日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙亥日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙子日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁丑日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊寅日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
己卯日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚辰日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁

吉日となし。十一日十二日に當る日を。何事にも大凶日となす。此は年月日時に涉りて。人人生涯に用嫌すべまき日なりと云ふ（是即チ

辛巳日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬午日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸未日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲申日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙酉日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙戌日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁亥日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊子日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
己丑日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚寅日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
辛卯日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬辰日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸巳日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲午日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙未日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙申日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁酉日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊戌日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸

上に云る孤虚の義にて、甲子旬の孤は甲戌乙亥にて、甲子より十一十二に當り、其の虚は戊辰己巳にて、甲子より五日六日に當る。甲

日												
己亥日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚子日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
辛丑日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬寅日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸卯日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲辰日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙巳日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙午日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁未日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊申日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
己酉日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚戌日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
辛亥日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬子日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸丑日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲寅日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
乙卯日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
丙辰日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
丁巳日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
戊午日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
己未日	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙
庚申日	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁
辛酉日	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己
壬戌日	庚	辛	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛
癸亥日	壬	癸	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸

戊旬の孤は、甲申乙酉にて甲戌より十一十二に當り、其の虚は戊寅己卯にて、甲戌より五日六日に當る『甲申旬の孤は甲午乙未にて、甲申より十一十二に當り、其の虚は戊子己丑にて甲戌より五日六日に當る、『甲午旬の孤は、甲辰乙巳にて、甲午より十一十二に當り、其の虚は戊戌己亥にて、甲午より五日六日に當る、『甲辰旬の孤は甲寅乙卯にて、申辰より十一十二に當り、其の虚は戊申己酉にて、甲辰より五日六日に當る、『甲寅旬の孤は甲子乙丑にて、甲寅より十一十二に當り、其の虚は戊午己未にて、甲寅より五日六日に當る、此は能く上に出せる孤虚圖と、合せ見て知るべし。）さて簡便につきて。右圖の略式を作ること左の如し。

凡そ六十花甲。干より之を云ふときは。一干六づつ有り。（六甲、六乙、六丙、六丁、六戊、六己、六庚、六辛、六壬、六癸なり。）支より之を云ふとき

は。一支五ツヽ有り。(五子、五丑、五寅、五卯、

時干支略圖

	六甲己日	六乙庚日	六丙辛日	六丁壬日	六戊癸日
子時	甲子	丙子	戊子	庚子	壬子
丑時	乙丑	丁丑	己丑	辛丑	癸丑
寅時	丙寅	戊寅	庚寅	壬寅	甲寅
卯時	丁卯	己卯	辛卯	癸卯	乙卯
辰時	戊辰	庚辰	壬辰	甲辰	丙辰
巳時	己巳	辛巳	癸巳	乙巳	丁巳
午時	庚午	壬午	甲午	丙午	戊午
未時	辛未	癸未	乙未	丁未	己未
申時	壬申	甲申	丙申	戊申	庚申
酉時	癸酉	乙酉	丁酉	己酉	辛酉
戌時	甲戌	丙戌	戊戌	庚戌	壬戌
亥時	乙亥	丁亥	己亥	辛亥	癸亥

五辰、五巳、五午、五未、五申、五酉、五戌、五亥、なり。)斯て方位には支を重く取り。時辰には干を重く取ること。古之道なり。今之有に御する者。まさに此の道紀を思ふべし。(方位には支を重く取るが故に。歳卦の支を人の本命となし、日辰には干を重く取るが故に、生日の干を人の本性とは爲なりけり。)〇萬物庶類吉凶之理以此彰矣とは。六甲の理約して之を言へば。五行に歸し。五行の理これを綜れば。陰陽の二つに歸して。萬物庶類の吉凶生克の理。彰著に知るゝが故にかく言へるなり。〇甲乙寅卯木也といふより以下は。文義に於ては聞えざる事なし。今此處に載せる事どもは。たゞ類に觸れて其の要義を尋るのみ。さて尚書洪範に。五行。一曰水。二曰火。三曰木。四曰金。五曰土。禮記月令に。水數六。火數七。木數八。金數九。土數十。(洪範には五行の生數を云ひ、月令には五行の成數を言へるなり。)五行大義に。天以一生水於北方。陽氣微動於黄泉之下。始動無二。故水數一也。極陽生陰。陰始於午。故火數二也。陽左長於東方。長則數增。故木數三也。陰右轉而居於西方。在陽之後。故金數四也。土總括四行。苞則彌多。故土數五也。此並生數。未能爲用。五行傳及白虎通皆云。木非土不生。火非土不榮。金非土不成。水非土不停(以

上は繫衍叢脞の文をみな省略して引たり、本書と合せ見て知るべし、）北方亥子水也。生數一。丑土也生數五。一與五相得爲六。故水成數六也。（水は北方の正行なり、亥子北方に位する故に隷して、共に水德を具たるなり、）東方寅卯木也。生數三。辰土也。生數五。三與五相得爲八。故木成數八也。（木は東方の正行なり、寅卯東方に位する故に、從ひて共に水德を得たるなり、）南方巳午火也。生數二。未土也。生數五。二與五相得爲七。故火成數七也。（火は南方の正行なり、巳午南方に位する故に、隷して共に火德を具たるなり、）西方申酉金也。生數四。戌土也。生數五。四與五相得爲九。故金成數九也。（金は西方の正行なり、申酉西方に位する故に、從ひて共に金德を得たるなり、）中央戊己土也。生數五。兩五相得爲十。故土成數十也。（土は中央の正行なり、そを陰陽に分けて戊己と爲たること、既に云るが如し、）また同書に。凡五行有生數壯數老數三種。木生數三。壯數八。老數九。火生數二。壯數七。老數三。土生數五。壯數十。老數一。金生數四。壯數九。老數

七。水生數一。壯數六。老數五。夫萬物皆禀五常之氣。化合而生物。生之後必至成壯。成壯之後必有衰老。故有三種義也。（五行數のこと尙種々の說等有れど此餘は都て取ず、そは方法とも聞えねばなり、）また同書に。支數則子數九。丑八。寅七。卯六。辰五。巳四。午九。未八。申七。酉六。戌五。亥四。（太玄經云、子午九者、陽起於子、訖於午、陰起於午、訖於子、故子午對衝而陰陽二氣之所起也、寅爲陽始、申爲陰始、從所起而左數至所始、而定數、故自子數至申數九、自午數至寅亦九、所以子午九也、丑未爲對衝、自丑數至申數八、自未數至寅亦八、所以丑未八也、寅申爲對衝、自寅數至申數七、自申數至寅、亦七、所以寅申七也、卯酉爲對衝、自卯數至申數六、自酉數至卯亦六、所以卯酉六也、辰戌爲對衝、自辰數至申數五、自戌數至寅亦五、所以辰戌五也、巳亥爲對衝、自巳數至申數四、自亥數至寅亦四、所以巳亥四也、とあり委くは本書を見るべし、）干數者甲九乙八。丙七丁六。戊五己九。庚八辛七。

壬六癸五。（太玄經云、甲己九者甲起甲子從子、故九、己爲甲配、故與甲倶九、乙起乙丑從丑故八、乙配於庚、與庚倶八、丙起丙寅從寅故七、辛配於丙、與丙倶七、丁起丁卯從卯故六、丁配於壬、與壬倶六、戊起戊辰從辰故五、癸配於戊、與戊倶五、支有十二以對衝同數、故自九至四、干唯有十以配合同數、故自九至五也、）五行及支干之數、相則倍之。王則十而倍之、休則如本。囚死死之。以此四而準。數乃無極此並從氣増減。氣盛則多、氣衰則少也。（是また其の繁文は皆省きて引たり、）また同書に、天有五行、木火土金水是也。木生火。火生土。土生金。金生水。水生木。木爲春。春主生。夏主長。秋主收。冬主藏。白虎通云、木生火者、木性温暖、火伏其中鑚灼而出。故木生火。生火者、火熱故能焚木。木焚而成灰。灰即土也。故火生土。土生金者、金居石依山津潤而生。聚土成山。山必生石。故土生金。金生水。水者金氣潤澤而流津。銷金亦爲水。故金生水。水生木者、因水潤而能生。故水生木也。（以上は五行相生の説なり、）木尅土。土尅水。水尅火。火尅金。金尅木。白虎通云。木尅土者專勝散。土尅水者實勝虛。水尅火者衆勝寡。火尅金者精勝堅。金尅木者剛勝柔也。（以上は五行相勝の説なり、）など有るを以て。其の趣を思ひ辨ふべし。なほ下の條々に云へる旨をも合せ考へてよ。

〔三十五〕凡甲剛乙柔。丙剛丁柔。以至於癸。木壯水老火生金囚土死。火壯木老土生水囚金死。土壯火老金生木囚水死。金壯土老水生火囚木死。水壯金老木生土囚火死。是故以水和土。以土和火。以火化金。以金治水。木復反土。五行相治。所以成器用。母生子曰保。子生母曰義。子母相得曰專。母勝子曰制。子勝母曰困。以保畜養萬物蕃昌。以義行理名立而不墮。以專從事而有功。以制擊殺而無報。以困舉事破滅死亡。

此の條は至於癸と云ふまでは天文訓に取り。木壯と云ふより以下。成器用といふまで地形訓に採り。其已下はまた天文訓に取れり。其は天文訓

に。至於癸と云ふに連けて。木生於亥。壯於卯。死於未。三辰皆木也。火生於寅。壯於午。死於戌。三辰皆火也。土生於午。壯於戌。死於寅。三辰皆土也。金生於巳。壯於酉。死於丑。三辰皆金也。水生於申。壯於子。死於辰。三辰皆水也。故五行生一壯五終九。五九四十五。故神四十五日而一徙。以三應五八徙而歲終と有れど。其の義理允當ならねばなり。(其は三辰皆木也と云へる中に、亥は水、未は土なり、三辰皆火也と云へる中に、寅は木、戌は土なり、三辰皆土也と云る中に、午は火、寅は木なり、三辰皆金也と云る中に、巳は火、丑は土なり、三辰皆水也と云へる中に、申は金、辰は土なれば、別所に記せるとは甚く違へり、斯て生一壯五終九とは、木は亥を一とし、卯は寅より五に當れば五とし、未は寅より九に當れば九と爲たる說なり、以下も之に効ふべし、然して其の五と九を合せて四十五と云へるも何ぞや覺ゆるに、況て神とは太一の事なるべきに、其の四十五日にして一徙するを、右の四十五と云へる數に因る事とし、以三應五云々

と云へるなど、皆前後の說に合ざる誣會の說等なり、故是を以て此を捨て、地形訓なる允當の說を取りて接たるなり。)さて今の本文には十干の剛柔のみ說たれど。五行大義に。從甲至癸爲陽。從寅至寅爲陰。別而言之。干則甲丙戊庚壬爲陽。乙丁己辛癸爲陰。支則寅辰午申戌子爲陽。卯巳未酉亥丑爲陰。陽則爲剛。陰則爲柔。(なほ此に陽則爲君、爲夫、爲上、爲外、爲表、爲動、爲進、爲起、爲仰、爲前、爲左、爲德、爲施、爲開、陰則爲臣、爲妻、爲妾、爲財、爲下、爲內、爲裏、爲止、爲退、爲伏、爲位、爲後、爲右、爲刑、爲藏、爲閉、陰陽所擬例多且畧、大綱如此とも見えたり。)と有れば。十二支にも剛柔あり。また五行十雜云。甲爲木。乙爲材。丙爲火。丁爲灰。戊爲土。己爲泥。庚爲金。辛爲鑪錍。壬爲水。癸爲濁汙。此皆雜義也。(十干の兄弟是にて知べし、鑪錍は□濁汙は潮汐にこそ取るべけれ。)寅卯爲木。春懷火。故卯爲純木。寅爲雜木。巳午爲火夏懷土。故午爲純火。巳爲雜火。申酉爲金。秋

懷水。故酉爲純陰。申爲雜金。亥子爲水。冬懷木。故子爲純水。亥爲雜水。土居中央。分主四季。故辰中有餘木。未中有餘火。戌中有餘金。丑中有餘水とも見えたり。(十二支にも兄弟あること、是にて知るべし、なほ古書どもに、往往剛柔の日を議する事見えたり。)○さて五行五運の事も。同書に。春則木王火相水休金囚土死。夏則火王土相木休水囚金死。六月土王金相火休木囚水死。秋則金王水相土休火囚木死。冬則水王木相金休土囚火死と見ゆ。(今の本文と同說にて、名目の易れる耳なり。)斯て干支は。五行の盛衰に從ひて。共に盛衰ある事も。同書に。春則甲乙寅卯王。丙丁巳午相。壬癸亥子休。庚辛申酉囚。戊己辰戌丑未死。夏則丙丁巳午王。戊己辰戌丑未相。甲乙寅卯休。壬癸亥子囚。庚辛申酉死。六月戊己辰戌丑未王。庚辛申酉相。丙丁巳午休。甲乙寅卯囚。壬癸亥子死。(上にも此にも六月と云るは、即六月の土旺を云へり、土旺の四季に有るが中に、夏の土旺を專とするが故に六月とは云へり。)秋則庚辛申酉王。壬癸亥子相。戊己辰戌丑未休。丙丁巳午囚。甲乙寅卯死。冬則壬癸亥子王。甲乙寅卯相。庚辛申酉休。戊己辰戌丑未囚。丙丁巳午死。と有

五行干支五運圖

	春 正二三月	土旺	夏 四五六月	土旺	秋 七八九月	土旺	冬 十十一十二月	土旺
木 甲乙寅卯	王	囚	休	囚	死	囚	相	囚
火 丙丁巳午	相	休	王	休	囚	休	死	休
土 戊己丑辰未戌	死	王	相	王	休	王	囚	王
金 庚辛申酉	囚	相	死	相	王	相	休	相
水 壬癸亥子	休	死	囚	死	相	死	王	死

るにて知るべし。今其の圖式を作れば右の如し。また同書に史蘇が龜經を引きて。甲乙寅卯爲辰土。丙丁巳午爲未土。庚辛申酉爲戌土。壬癸亥

子爲丑土。凡五行之王。各七十二日。土居四季之末十八日。拜七十二日。以明土有四方生死不同也と有るをも圖に合せ見て其の旨を悟るべし。(木火金水の四行各七十二日にて、二百八十八日、三、六、九、十二の四季月に十八日づゝの土旺、合せて七十二日、上の二百八十八日と合せて、三百六十日是其の大數なりかし。)さて右條々の如く。干支の用は方位に名けたるが本にて。中にも干は。かの龜形に象りて先に制せる故に。幹木に擬へて干と稱し。また天官十母なども言ひ。支はその後に制せる故に。枝に准へて支と稱し。また地官十二子なども稱せるを。干支相配して歲月日時の名にも用ひしは轉借にて末なり。(十干を天官、十二支を地官と云こと、京房易傳に見え、十干を十母、十二支を十二子と云こと、史記の天官書に見えたり。)然るを蔡邕が月令章句に。大撓始作甲乙以名日謂之干。作子丑以名月。謂之支。故有支干名也と云るは。本末を錯れる説なり。(殊に干支は大撓が作ならぬ事も、前條に既に辨へたるが如し。)其の轉用配合の趣。下に次々

注するを視て知るべし。○母生子曰保云々とは。抱朴子に。靈寶經云。入山當以保日及義日若專日者大吉。以制日伐日必死。所謂保日者謂支干上生下之日也。若用甲午乙巳之日是也。甲者木也。午者火也。乙亦木也。巳亦火也。火生於火故也。(奇門五總龜に、丁丑、丙戌、甲午、庚子、壬寅、癸卯、乙巳、丁未、戊申、己酉、辛亥、丙辰、皆干生支也、名寶日上吉と云へり、抱朴子にまた寶日ともあり、)所謂義日者支干下生上之日也。若壬申癸酉之日是也。壬者水也。申者金也。癸者水也。酉者金也。水生於金故也。(五總龜に、甲子、丙寅、丁卯、己巳、辛未、壬申、癸酉、乙亥、庚辰、辛丑、庚戌、戊午、皆支生干也、名義日次吉と云へり、)所謂制日者支干上克下之日也。若戊子己亥之日是也、戊者土也。子者水也。己亦土也。亥亦水也。五行之義。土克水也。(五總龜に、乙丑、甲戌、壬午、戊子、庚寅、辛卯、癸巳、乙未、丙申、丁酉、己亥、甲辰、皆干尅支也、名制日小凶とあり、)所謂伐日者。支干下克上之日也。若甲申乙酉之日是

也。甲者木也。申者金也。乙亦木也。酉亦金也。金克レ木故也。(伐日は乃ち本文に謂ゆる困なり、五總龜に、庚午、丙子、戊寅、己卯、辛巳、癸未、甲申、乙酉、丁亥、壬辰、癸丑、壬戌、皆支剋レ干也名二伐日一大凶と云へり)他皆倣レ此引而長レ之皆可レ知レ之也。と云ひて。專日の說を漏せるが。後に專和之日支干上下相生と云へる文あり。是にて備はれり。(五總龜に、戊辰、己丑、戊戌、丙午、壬子、甲寅、乙卯、丁巳、己未、庚申、辛酉、癸亥、皆干支同類也、名二和日一、次吉と見えたり、)

(三十六)子水也。其禽鼠也。丑土也。其禽牛也。寅木也。其禽虎也。卯木也。其禽兎也。辰土也。其禽龍也。巳火也。其禽蛇也。午火也。其禽馬也。未土也。其禽羊也。申金也。其禽猴也。酉金也。其禽雞也。戌土也。其禽犬也。亥水也。其禽豕也。

此の條は。王充論衡の物勢篇に取れり。此を十二肖とも。十二屬とも謂ふ。此の配屬の古く物に所見たる事は。王應麟が困學紀聞に。毛詩小雅吉日の詩に。吉日庚午。既差二我馬一。と有るを引きて。午爲レ馬之證也。と云ひ。禮記月令に。季冬月出二土牛一送二寒氣一と有るを引きて。丑爲レ牛之證也と云へるが如し。(なほ言はば、房星の字の晨の辰に从へるは、東宮蒼龍を會意せると通え、周語に辰馬農祥と有る辰、また房星を云へるを、此は立春の時に、晨の午に中するを、辰馬と云へりと通ゆるをも思ひ合すべし、巨細に索めむには、是の類なほ多かるべし、或說に、春秋左傳襄公七年の下に、陳人に慶虎慶寅と云へるあり、後世明人に、唐寅字伯虎ありと云へり、此も然る言なり、猶漢魏以來の書に、かゝる類の證すべき事は、數ふるに暇非らず、)五行大義二十六禽論に。本生經及び諸書を引きて。子爲レ鼠。丑爲レ牛。寅爲レ虎。卯爲レ兎。辰爲レ龍。巳爲レ蛇。午爲レ馬。未爲レ羊。申爲レ猴。酉爲レ雞。戌爲レ狗。亥爲レ猪。(以上牽强誣會の說は、みな削り去て抄錄せるなり、)其十二屬並是斗星之氣散而爲。人之命係二於北斗一。是故用以爲レ屬。春秋運斗樞曰。樞星散爲二龍馬一。旋星散爲レ虎。機星散爲レ狗。權星散爲レ蛇。玉衡散爲二雞兎鼠一。闓陽散爲二羊牛一。搖光散爲二猴猿一。此等皆上應二天星一。下屬二年命一也と見えたり。(北斗の七星の散

じて、此等の禽に爲れりと云ふ事は、決めて信られぬ説なれど、古く十二支に是等の禽を配し。かつ人の年命に係たる事は。是にて知らる。其はなほ七政論に。春秋合誠圖。黄帝斗圖。孔子元辰經。遁甲經などを引きて。斗第一星名樞。子生人所屬。二名璇。丑亥生人所屬。三名璣。寅戌生人所屬。四名權。卯酉生人所屬。五名衡。辰申生人所屬。六名開陽。巳未生人所屬。七名標光。午生人所屬。所以子午各獨屬一星。其餘並兩辰共屬者。子午爲天地之經。斗第一及第七亦是斗之經也。建所用指也。自餘非所指者。故並兩屬。故六十甲子。從第一起。甲子以配之往還周旋盡其數矣。と有るをも思ひ合すべし。(また第一星を貪狼、陽明、魁眞とも云ひ、二星を巨門、陰精、魁元とも言ひ、三星を祿存、眞人、權九極、四星を文曲、玄冥、魁細、五星を廉貞、丹元、魁剛、六星を武極、北極、鯆紀、七星を破軍、天開、飃玄などゝも云ひ、一水、二水土、三木土、四金木、五金土、六火土、七火なども見えたり、諸神論の所には猶異名あれど煩はしければ洩しつ、)中村蘭林が支干考に。朱氏曲洧舊聞云。崇寧初。范致虚上言。十二宮神。狗居戌位。爲陛下本命。京師有以屠狗爲業者。宜行禁止。因降指揮禁天下殺狗。(按孫眞人千金方等、亦有禁食本命肉之説、然則古人忌殺本命者、其由來也久矣、)春風堂隨筆云。今人以十二生肖配十二辰。爲人命所屬。莫知所起。周宇文護。留齊其母貽書曰。昔在武川鎭。生汝兄弟。大者屬鼠。小者屬兎。汝身屬蛇。當時已有此語。北狄中每以十二生肖。配年爲號。所謂狗兒年。羊兒年者。豈皆胡語邪。按十二支之配於生屬。詩禮已有其證。而王充亦言之。則其起於周之時也可知矣。但無古説之可詳者耳。其配人之生辰。而爲本命者。亦當始于先秦爾と云へり。

太昊古暦傳卷之四稿

大壑　平篤胤撰述　男　平田鐵胤　續
孫　同　延胤
門人　碧川好尙　攷

〔三十七〕太一紫宮執斗而左旋。日行一度。以周於天。日冬至峻狼之山。日移一度。凡行百八十二度八分度之五。而夏至牛首之山。反復三百六十五度。四分度之一而成一歲。故曰子午卯酉爲二繩。丑寅辰巳未申戌亥爲四鉤。東北爲報德之維。西南爲背陽之維。東南爲常羊之維。西北爲蹏通之維。

（日至ノ一　天文下ノ四十四オウ。周髀上ノ七十六オヨリ）

此の條は淮南子の天文訓に拾ひ載せり。史記天官書に。中宮天極星。其一明者太一常居也。旁三星三公。或曰子屬。後句四星。末大星正妃。餘三星後宮之屬也。環之匡衞十二星藩臣。皆曰紫宮とあり。（春秋元命苞に、紫之言此也、宮之言中也、宋均注に、十二宮中外位各定總謂之紫宮也、史記評林に考要云、天極一名北極、位在中央、四方所取正、故曰中宮、故曰天極、即孔子所謂北辰、所謂居其所者也など有るを思ひ合すべし。）太一とは太古傳に委く説著せる如く。無始より天極に在りし上皇太一神の事のなるを。暦道に係て稱ゆる太一は。天皇太帝を云へり。其は春秋合誠圖に。紫微大帝室。太一之精也。また天皇太帝北辰星也。含元秉易。舒精吐光。居紫宮中。制馭四方と云ひ。（また元命苞にも此の同説見えたり。）次に引く太一式に。太一者北辰神名。居其所曰太帝など有るにて知べし。（實は天皇太帝の上に無始より太一神ありて、大原の主宰たれども、爲こと無して寂然たるを、太帝代りて其の德を行ふが故に、太帝をやがて太一とも云ふなり、其は太一之精也と云ひ、太一者北辰神名と云ひて、居其所曰太帝と云るなどに心を著て思ひ辨ふべし、太帝の上に別に太一在りて、太帝は其所に居て太一の事を行ふ由の諦なるをや、然れば史記の正義に、太一天帝之別名也と云へるも然る言ながら未精からず、）さて紫宮執斗而左旋とは。謂ゆる太一。即天皇太帝の。其の所に居つゝ。

北文を左旋せしめて。天地の運行を齊ふるを云ふ。其は天官書に。斗爲帝車。運于中央。（宋均云、言是大帝乘車巡狩、故無所不紀也。）臨制四郷。分陰陽。建四時。均五行。移節度。定諸紀。皆繫於斗。また天文訓の別所に。帝張四維。運之以斗。月徙一辰。復反其所。一歲而匝。終而復始など有るにて知べし。（高誘註に、帝天帝也と云へり、此の宋均高誘等が註にても、曆道に謂ゆる太一の天皇太帝なる事は知べきなり、天皇太帝と云ふを略して大帝とも天帝とも云るなり。）

〇日行一度以周於天とは。まづ度と云ことは。天の周圍を。日輪の轉ずる日數に合せて。三百六十五度四分度の一に割定めて。其の一を一度と云ふを。斗星もまた日にその一度を周らす由なり。日冬至峻狼之山云々とは。日に一度づゝ移周りて。冬至の節には峻狼之山と云ふに至る。その度數凡そ百八十二度八分度の五にて。三百六十五度四分度之一の半分なり。斯て是より反復して。また百八十二度八分度の五を周りて。牛首之山と云ふに至れば夏至の節なり。（高誘が註に、峻狼南極之山、牛首北極之山と云へり。）かく周匝すること。三百六十五度。四分度之一にして。一歲を成すとなり。四分度之一とは。一度を四分せる其の一を云ふ古語なり。（なほ下に委く云ふを俟べし。）但し此は凡人の視動につきて。姑かく云へるなれど。實は尙書考靈曜に。地有四游。冬至地上行北。而西三萬里。夏至地下行南。而東亦三萬里。春秋二分其中矣。地恆動不止。而人不知。譬如人在大舟中。閉牖而坐。舟行而人不覺也と有る如く。大地の右旋しつゝ冬夏に南北に浮沈するが故に。日輪及び斗星などの左旋する如く視ゆるなり。（考靈曜と同說なほ河圖帝覽嬉にも見え、同括地象には、天左動起於牽牛、地右動起於畢ともとも云へり、誠には我が乘れる大地の旋動するなれど、凡人其の義を覺らず、天象のみ動くと視るは實にも大船に乘りて川を渡るに舟は動かで岸の移ると視るに等しき故に、此を視動とは云ふなり。）然らば往古より天文及び曆法を傳へたる諸書に何どて地動說を以て說ざると云ふに。其は尋常の人の容易く意得まじき事なる故に。右の古說は

存つゝも。視動にて說たりけむ。故今も古人の然る用意に効ひて。本文のまゝに總て視動をもて說を成たり。其は何れにても歲時の來經に異なく。かつ地動もやがて天帝の紫宮に機を握り樞を乘る其の神德に出ること。固より違ひ無ればなり。

〔三十八〕日冬至則斗北中繩。陰氣極陽氣萌。故曰冬至爲德。日夏至則斗南中繩。陽氣極陰氣萌。故曰夏至爲刑。陰氣極。則北至北極。下至黃泉。故不可鑿地穿井。萬物閉藏蟄蟲首穴。故曰德在室。陽氣極。則南至南極。上至朱天。故不可以夷丘上屋。萬物蕃息。五穀兆長。故曰德在野。

此の際もまた天文訓に採れり。

〔三十九〕日冬至則水從之。井水盛盆水溢。八尺之修。日中而景丈三尺。日夏至則火從之。流黃澤石精出。八尺之景修徑尺五寸。兩維之間。九十一度十六分度之五而升。日行一度。十五日爲一節。以生二十四時之變。帝張四維運之以斗。節徙一辰復反其所。孟春指寅。季冬指丑。一歲而匝。終而復始。其加卯酉。則陰陽分而日夜平矣

（玉三ノ二十九ウ景表ノ丁。玉五ノ一ヨリ十八マデ。天文下ノ一ヨリ七マデ。天文下ノ三十七ウヨリ三十九オマデ月令小正ノ丁此末ニ附錄スベシ。○同四十二オヨリ四十三ウマデ。○日至ノ丁天文下ノ四十四オヨリ四十五オマデ）

此の條も天文訓に撫ひ採りて載せり。

〔四十〕聖人仰取象於天。俯取法於地。因以立定二十四氣。始於冬至。終於大雪。周天三百六十五日四分日之一。分之各得九十一日有奇四。正分而成八節。節四十五日二十一分。八節各三分。各得十五日七分。而爲一氣也。分滿三十二。爲一日。令備。日冬至子午。夏至卯酉。冬至加三日。則明年夏至之日也。歲遷六日。終而復始。（曆三ノ十オヨリ十一ウマデ隋志）

好尚云。此の本文を舊稿に。「聖人仰取象於天。俯取法於地。以知陰陽精微所應。故日者衆陽之精也。天所以照四方也。因以立定二十四氣。始於冬至。終於大雪。周天三百六十五日。四分日之一。分之各得九十一日有奇四。平分而成八節。節四十五日二十一分。八節各三分。各得十五日七分。而爲一氣也。分滿三十二。爲一日

令備。或爲復二十四炁。其復合於晷應。其法皆先復之二日。左同右。所謂三百年斗暦改憲者是也。と作られて註釋をも委曲に爲し措かれたり。今其舊注の儘に記す事左の如し。○此の條左同右と云ふまでは易緯通卦驗に。二十四炁の晷長節令所應の事を記し畢たる最末條の全文を取り。所謂と云より以下は後漢の暦志に引たる春秋保乾圖の古説を撫ひ載せり。（但し通卦驗の文なる四分日之一の五字を、本に、分之一陰一陽と作るは誤寫なれば改めつ、また分之各得云々と有る各得の間に得八十二日有奇分爲普と云へる十字あれど、其は疑なく衍文なれば刋り去りつ。）さて聖人とは太昊氏を指こと言ふも更なり。○陰陽精微とは鄭玄注に。晷及雲炁也と云へり。所應とは。節氣の當至不至と未當至而至と。共に必ずその應驗あるを云ふ。（鄭注に、應者應人君政之進退と云へれど然には非ず。）故日者衆陽之精也とは有ゆる衆陽の本精なる義なり。（衆陽の精炁の鍾れる義に見るは俗見にて本末違へり。）○天所以照四方とは。日は衆昜の精神にて。天に懸りて四方を照す所以の物ぞとなり。○因以立定二十四炁とは。日の天を照し行る度を觀察して。（世に斗星の建しに因りて節炁の立定する事と心得たる倫も有れど、然には非ず。斗建は唯に節炁の定まる位を指のみ、實に節炁の立定するは、全日の行度に因る事なり、此の差別を思ひ混ふべからず。）○始於冬至終於大雪とは。其の二十四炁の來經は。冬至の炁を始とし。大雪の炁を終とすと云へるにて。是一歳の運りなり。（其は既に出たる如く、大雪の終り、冬至に至る節は、日景の長一丈三尺にして、修き極なるが、冬至の節より、漸次に短くなり以來て夏至の節には、一尺四寸八分となり、また漸次に長くなり、以往て大雪の終りに右の如く長を極めて、冬至より短くなり始れは、冬至は氣の始め、大雪は氣の終なること論ひを俟たず。）○周天三百六十五日四分日之一とは。二十四炁の來經ゆく間に。日の天を一周する日數なり。四分日之一とは。古暦に日法三十二分と立たれば。其の四分一と云ふ事にて。三十二分の四分一は八分なれば。晝夜

十二時の四分一にて。即ち三時なり。○分之各得九十一日有奇四とは。右の三百六十五日八分を春夏秋冬の四季に分れば各々九十一日有奇の日數なるを。四つ得ると云へるにて。其の有奇は即ち十分なれば。各々九十一日と十分なり。(其は九十一日を四つにては三百六十四日なれば、一日と八分餘れり、然るに一日は三十二分なれば、八分と合せては四十分なるを、また四つに分る故に、一季の日數九十一日と十分にあたる、さて土旺を求むるには、九十一日十分を五つに分て、十八日八分四秒づゝとなる故に、殘りて七十三日一分六秒なり、即立春を距ること七十三日、一分有奇にして土旺となるなり)○正分而成八節云々とは。其の四季の日數を正しく分て八節と成せば。一節の日數四十五日と二十一分づゝ成る由なり。(そは一季九十一日十分を二つに分れば四十五日づゝにて、一日と十分餘れり、然るに一日は三十二分なれば、十分と合せては四十二分なるをまた二つにまた四つに分る故に、一節の日數四十五日と二十一分に當るなり)○八節各三分各得十五日七分而爲二十四炁也とは。八節を各々三つゝに分たるが二十四炁にて。一炁の日數は十五日七分づゝと成る由なり。○分滿三十二爲一日合備とは。一炁十五日七分なれば。二十四炁にては。三百六十日と百六十八分なるを三十二分づゝの日に結べば五日と八分あり。此を一年に總ては三百六十五日八分と成り。(此八分は即謂ゆる四分の日の一なり)是八分を四年積ては三十二分にて即一日なり。故四年めと云ふ年は三百六十六日と成るを云ふ。此は既にも云へる事なり。(但し此の八分を四つ合せたる一日は、一日に少か足らず、其の由は下に委く論ふを俟べし)○或爲復二十四炁と云ふより。左同右と云ふまで。殊に固より古人も說なく。甚く心得かねし文なるを。深旨有げに思へるより。數月の苦心を積けるに。神わが心を開きて諦に思ひ得しめたる祕說あり。(そは實に天保二年枯空月の月立そめし頃とは思へど其の日は既く忘れたり)其は古今の暦法の日數歲差を推究するに。まづ太昊氏の古暦を作れる甲寅歲の前年癸丑歲の冬至甲子の日は。天正の暦元なれば。

是より數を起して。寛政五癸丑歳の終まで四千八百年間を一年三百六十五日八分の日數をもて分滿を日と爲し令備つゝ算ふるに。一百七十五萬三千二百日あり。此を六十甲子にて除ふに。二萬九千二百二十甲子にて。癸亥の日に終り。其の次日は郎ち甲子冬至に當れり。(己由ありて若きより少も算法を知らず、唯に九々と云ふ事を闇記せる耳なり、故是の書の前後に著せる數ども皆謂ゆる胸算に定めて後に、算法を得たる人々に質問して相違なしと云ふを頼みに記せれば太抵違ひ有まじくこそ。)斯て今世に授け賜はる。寛政五年の官暦なる。大雪の終り丁未の日より。右古暦の天正暦元なる甲子冬至の日まで逆推するに。一百七十五萬三千一百八十四日を得たれば。古暦の癸亥に終たるとは十六日退けるにて。其の丁未の次日は。郎ち戊申の冬至なり。然れば正に一烝の差なるを。古暦の進と今暦の退と何れか正きと云ふに。今暦の戊申冬至。晷應と密合して正しき事は云ふも更なるが。(但し此は官暦なるに諂ひ憚りての言には非ず、今謂ふ寛政五年の暦は、貞享四年に澁川春海を用ひて、改正し給へる、後六十八年ありて、寶暦五年になほ訂正し給へる暦にて、此の以前に頒ち給へる神武天皇以來の諸暦、および、西土も漢以來の諸暦の參差おほき類ひに非ず、實に正暦なるが故にかく言ふなり、然て此の後に寛政十年の御改暦ありて益暦法精微に至り、今は萬國に比類なき正暦とぞ成れりける、尙是の暦の事は下に云ふを俟べし。)古暦の甲子冬至なるも。實の相違に非ず。今暦の戊申と。其干支こそ十六の違ひ有れ。其の日は同じ冬至なる甚深き謂あり。(但し此は今年今日己が始めて發明し得たる說にて、漢以來の暦學者などの夢にも知ざる事なれば、如此言ふを聞てもまづ甚く訝しむ人の有べけれど、心を平にして、下に論らふ旨を熟く思はむ人は疑はじ。)いで其由は。まづ後の暦學の諸書に。上古は歲差を推知る法のいと拙く麁かりしを。後世次々に其の術の工に精く成れる由を記せれど。其は古暦の眞法を知ざる故の非言にて。誠には古暦は麁に似たれど。遠く數千歲に用ひて失はず。後暦は精に似たれど。近く數百歲にも通用し難き術等な

るをや。(然れば管の杜預が長暦に、漢の太初四分三統などの諸暦を謗りて、各據二其學一以推二春秋一、此無レ異下度二己之跡一、而欲中削二他人之足上也と云ひ、宋の何承天も右の等を誹りて二三君子爲レ暦、幾下乎不レ知而妄言者上歟と云へるよし續漢志の注に見えたれど、予を以て之を視れば、此の輩の暦法もまた知ずして妄に言ひ、己が跡を度りて他人の足を削らむと欲する倫ひに異ならず思はるれ。)抑本文に。爲レ復二二十四炁一とある復は。前漢の律暦志に。制不二相復一と有る文の師古注に。復重也。音扶目反と云へる如く重復の義なり。其は一炁の間を十五日七分とは云へど。七分に少足ざる故に前炁の末分に後炁の初分を重復して。晷應に合せ齊ふるを云ふ。是を以て其復合二於晷應一と云へるなり。(其は譬へば、子の七刻にて立春の節の終むには、其の八刻より雨水の節を起すべき事なれど、互に不足ある故に二炁の界なる一刻に立春の末と雨水の初とを挂て二刻に用ふる類なり、其の餘の復氣を定むる法も此に准へて知るべし。)然らば其の一炁の不足は幾分なると言ふに。日を三百分と爲たる一分を。また二十四分せる。其の一分の不足なり。其は何を以て知るなれば。彼の作暦前年の甲子冬至日より。寛政五癸丑歳の冬至に至り。四千八百年にして。十六日の差あるに因りて考ふるに。三百年に一日の歳差なるを以て之を知れり。(然るは十六日を四千八百年に平分すれば。三百年に一日の不足なる故に、一年の不足は、一日を三百分せる一分にあたり、二十四炁の不足は、其一分を二十四分せる一分なること論ひを俟たじ、)然れば一日を三百分せる其の一分を二十四分して其の一分を次氣と重復する法なること著明なるが。尚是の分法を巨細に云むには。三百分の一分を二十四分するは約分なれど。三百年にては七千二百分あり。況てこを日に分れば。三百年の日數。十萬九千五百七十五日なる故に。一日の分やがて十萬九千五百七十五分にて。是ぞ終古に動なき天度自然の日法なる。(前漢の律歴志に出せる劉歆が三統歴の律に因りて、日法八十一分と立たるを始め歴代の暦法ども、各々に日法を立たるに、或は七百五十二分とし、或は千三百四十分とし、

或は三千四十分とし、或は八千四百分と爲たるなど、日法なほ多かるが、授時暦の一萬分と立たるぞ多數の極みなる、然れども其暦法を立たる輩、開闢の年歴は更なり、太昊氏作暦の實年數をだに知れる人なく、只に其の臆に取れる推法をもて、私に定めし暦元なるが故に、僅に其を制出せる數十年間にこそ天度に合ひて見ゆれ、數百年には通用し難く、況て終古に動なき暦法とては有ることなし、然れば一萬分と立たる日法も精き事は精けれど、天度自然の十萬九千五百七十五分の日法に比へては麁しとども粗き日法にぞ有ける猶下に論ふ歳差の説をも合せ考ふべし）○其法皆先復二之二日一左同レ右とは。上に謂ふ如き微少の不滿を毎㷔に復合する事は。晷應に合すとは云へど。齊へ難き法なる故に取總て二日に復すと云へる文意にて。皆先とは。三十二分の日法にては。干支五反り三百年に一日の不滿あること。神聖の久視に。いと諦に觀察せる事なれば。三百年ごとに。皆先に一日を二日に重復すること。左も右に同じとなり。（右とは古往と云ふが如く、左とは今來と云ふが如くにて、三百年の先ごとに、必ず然して歳差を齊ふる法を示せる語なる故に、其法とは云へるなり。）○所レ謂三百年斗暦改レ憲者是也。この三百年云々の七字は。春秋保乾圖の殘文なるが。上文に接して互に發明ずべき文にて。古暦の眞諦なること疑無ければ。乃ち取りて如此は文せり。（まことや巳先師の恩賴によりて神世の故實を解明し、其の力に因りて赤縣の古說をも知り、其の力に依りて太昊氏のわが神眞なる事を知り、其の力によりて古易古暦の我が神眞に出たる事を悟り、其の力に因りて古年歴の實數を知り、其の力に依りて三百年一日の歳差を曉り、其の力に資りて此の文これ古暦の眞諦なる事を知り、其の力に賴りて前文すなはち日法復日の古說なれど、彼この文を得ずては、其の復日の時位を知べき由なく、此の文かれを得ずては、其の改憲の法を知べき由なく、彼此相得て照應して古暦はじめて之を掌中に視るが如く著明にぞ知られ在ける。）さて斗暦とは。卽ち古暦なり。北斗の建に因りて二十四㷔を知り定むる憲なる故に。かく謂へると聞えたり。（然れど此の稱謂他の古書

には未見及べることなし。）憲は即ち斗暦の憲法なり。改レ憲とは。毎三百年の一日に、二千支を重復して二日と爲し。三百年に一日不足の歲差を齊ふると謂ふ。然るを漢以來この古義を知れる者一人も有こと無く。皆否ぬ徑にひき謬めてぞ有ける。（其は後漢書の律暦志に、章帝が元和二年二月に太初三統等の暦を廢て、四分暦を行ふ由を令する書に、春秋保乾圖曰、三百年斗暦改レ憲、史官用ニ太初、鄧平術有ニ餘分一、在ニ三百年之域ニ行度轉差、今改行ニ四分ニ云々と見え、賈逵が論に、太初暦不レ能ニ下通ニ於今、新暦不レ能ニ上得ニ漢元、一家暦法□在ニ三百年之間、故讖文曰ニ三百年斗暦改レ憲、漢興當用ニ太初ニ而不レ改、下至ニ太初元年ニ百二歲乃改云々など所見たれど、復日の義を知得たるは有こと無く、後の書等に往々引用せるも皆同じ趣なるを以て辨ふべし。）然らば其の三百年に一日を二日に復する年紀は何時なると言ふに。太昊氏の馭戎せる五十三年壬子に當る歲の大雪と冬至の界なる日を復せるより。毎三百年の壬子歲ごとに必すしか爲つゝ。周赧王が六年壬子歲迄其の憲相續してぞ有りける。（本文に年紀の始終を始ニ於冬至ニ終ニ大雪ニと有るをもて、一日を二日に復する日は必ず大雪と冬至との界なる日なるべきこと、心を平にしてまづ思ふべし。）其の壬子歲と云ふこと何を以て云ふなれば。其暦を作れる甲寅歲の前年癸丑歲は。かの四分日之一てふ八分を四年つみて。一日三十二分に備へし三百六十六日の全年にて。其の冬至甲子の日は天正暦元に立し日なれば。必ず復日と爲まじき道理なるを思ふに。先に二日に復せる日は。其前年壬子に當る歲の大雪冬至の界なる日を除きて何日か有む。此は開闢の初發よりして。必然るべき神理の具れる事ならむと想ひ合さるゝ事ども少からず。（其は五行大義に、經云天生ニ一、始ニ於北方水ニ云々と有る如く、水は五行の始めなるに、壬は龜腹縱橫之（之ノ字衍カ）の象形、子は龜頭及び其の甲文の象形なるが說文に壬位ニ北方ニ陰極陽生、懷妊之形、承レ亥壬以子生之叙也と有る義にて、壬子ともに、北方玄武の水に屬し、癸丑の丑は龜足の全形にして、固より足の義あるが故に、轉じて充足の義に用ひ、丑また龜腹の文に出て紐結の義有

れば、壬子に妊孳し、癸丑に紐結充足して、甲寅に全形具足寅達せる義を含畜せること、上に出せる漢の歷志の孳ニ萌於子一紐ニ牙於丑一、引ニ達於寅一と有る文に注せる小林元儁が言を思せ合せて悟るべし。）然らば其の憲。周赧王が六年壬子歳もで相續して有りしと云ふこと何を以て知ると云むに。漢武帝が元封六年丙子歳は。周赧王が六年壬子歳より。二百五年後なるに。其の丙子歳の冬至日の甲子なりしを以て之を知れり（此は即ちかの太初暦を作れる太初元年の前年にて、甲子の朔旦冬至なりしと云ふこと、史記漢書を始め諸書に見えて暦學者たちの能く知れる所なり。）然るは太昊氏の暦を作れる甲寅歳の暦元甲子冬至の日より。其の丙子歳の甲子冬至に至りて二千九百三年にて。日數一百六萬三百二十日と二十四分なるを甲子にて除ふに。一萬七千六百七十二甲子にして癸亥に終り。其の二十四分は甲子朔旦冬至に當りて。古暦の憲に密合せるは。漢の世人こそ得知らね。太昊氏作暦甲寅歳の前々年壬子歳の復日より後。三百年めの壬子ごとに必ず一日を復し。赧王が壬子歳まで總て十日復せる暦日を相續し來れる故に。元封六年の冬至は甲子にて有りしなり。（彼の太昊氏の初復日より、其の第二は神農氏の三十九年、第三は帝魁氏の二十六年、第四は陶唐氏の三十七年、第五は夏帝芬が二十五年、第六は殷小庚が元年、第七は殷祖庚が七年、第八は周穆王が五十四年、第九は周匡王が四年、第十は周赧王が六年、この壬子歳ごとの大雪と冬至との界なる、日は必ず復日して憲を改め來りしなり、猶下に云ふを俟つべし。）其は後漢の暦志に案ニ暦法一。黄帝。顓頊。夏。殷。周。魯凡六家各自有レ元。また黄帝造レ暦元起ニ辛卯一。而顓頊用ニ乙卯一。虞用ニ戊午一。夏用ニ丙寅一。殷用ニ甲寅一。周用ニ丁巳一。魯用ニ庚子一。漢興承レ秦。初用ニ乙卯一と有れど。此は徒に暦元正朔などを革だる耳にて。古暦の全躰は更なり。三百年復日の憲は。嚴重に用ひ來りし故に右の如し。（殊にこは、彼元封六年の冬至甲子の合る耳ならず、漢以前の古書ども、詩書禮春秋を始め、暦日を云へる語ども盡く、予が今傳ふる太昊古暦の暦日に符合せざるは無きこと別に著せる夏殷周三代の日契

暦を見て知るべきなり。）漢の世以前の暦法もし彼の太初の以來の諸暦法の如く推法區々にして。彼その改憲の事の無りせば武帝が元封六年の冬至は、必ず甲寅ならずは得有まじき道理なりかし。（其は既に云ふ如く、日は三百年に一日足らず、三千年に十日の不足あれば、節氣それに從ひて後るゝ故に復日なき暦法にては、元封六年の冬至かならず甲子なるまじく、十干支退きて、甲寅なるべきこと心を平にして熟々思ふべきなり。）さて其元封六年の翌年は太初元年丁丑歳にて。此年に始めて謂ゆる太初暦を作り。間なく劉歆が三統暦を用ひ。また四分暦など云ふをも用ひしより。歴代次々に改暦しつゝ。壬子復日の古暦法は。永く廢れ果て。歳差の正しき分度は三百年に一日なる由をも得知らずぞ成りにける。（其は近く天經或問に、客問ニ歳差ヲ曰、考ニ歴代所レ紀度分ヲ、或多或寡而無ニ定則一、如ニ漢鄧平改暦一、洛下閎謂百年後當レ差ニ一度一、漢末劉洪作ニ乾象暦一、有ニ核歳之法一、晉虞喜始以レ天爲レ天、歳爲レ歳、立レ差以追ニ其變一、以ニ五十年一日差ニ一度一、何承天增レ之約百年差ニ一度一、隋劉焯折ニ取二家中數一、爲ニ七十五年差ニ一度一、劉炫以ニ四十五年一差一度一、梁虞鄺以ニ百八十六年一差一度、唐僧一行作ニ大衍暦一以ニ八十三年一、差一度、宋大明暦以ニ四十年一差一度、統天暦以ニ六十七年一差一度、元授時暦以ニ六十六年一差一度、明大統暦以ニ七十八年一差一度、萬暦中利西泰、約以ニ六十八年一、八閏レ月差一度、毎年不レ及ニ周天ニ一分五十秒、熊良孺以ニ六十七年一差一度、方密之以ニ六十餘年一差一度、而差之説紛然、以レ何爲レ據知ニ其差一也、と問を起して、其の答への粉然として決せざる中に、揭子宣曰、歳自爲レ歳、差自爲レ差、歳原無レ差也、云々

（四十一）日行一度。而歳有ニ奇四分度之一一。故四歳而積ニ千四百六十一日一。而無ニ餘分一。故三百六十五日者三。三百六十六日者一。舍八十歳而復レ故。十九舍一千五百二十歳。名曰ニ一紀一。凡三紀四千五百六十歳。而大終。復始ニ甲寅一。

（歳年ノ一天文下ノ十二オクハシ〇玉五ノ六ウ）

此の條は天文訓と周髀算經と合せ考へて載せり。

〇好尚云此の本文を舊稿には『天一元始。正月建寅日月倶入ニ營室五度一。天一以始建。日行一度。

而歳有奇四分度之一。故四歳而積千四百六十一日而復合。七十六歳。日月復以正月入營室五度。無餘分。名曰一紀。凡二十紀一千五百二十歳。名曰一元。凡三元四千五百六十歳而大終。日月星辰復始甲寅元。と作られて。註解をも爲せられたり。今其の儘に視す事左の如し。〇天一とは既に出たる太一天帝の分精を云ふ。其は乾鑿度に。九宮の數を記して。故太一取其數以行九宮。四正四維皆合於十五と有る所の鄭玄註に。太一者北辰之神名也。居其所曰太帝。行於八卦日辰之間曰天一。或曰太一。天一之行。猶天子出巡狩。陽起於子。陰起於午。是以太一下行九宮從坎宮始也と見え。(此之今本には誤字多かり、今は五行大義に引たる文と挍合して其の宜しきを取れり、其は皇朝に傳はる太一式の文も、今引く文に同じければなり。) 樂緯叶圖徵に天宮紫微宮也。北極天一太一。宋均注に。天一太一北極神之別名也とも有り。其の所に居るを太帝と云ひ。八卦日辰の間を行るを天一と云ふ由なれば。天一と稱ふは天帝の分精なること。疑なき物なり。(然るを五行大義に、世記と云ふ物を引きて、天皇氏を太帝なりと云る說は然る事なれど、地皇爲天一、人皇爲太一と云ひ、星經九宮經などを引きて、天一太一は兩星あり、紫微宮の門外に在りて天皇太帝に侍して、天一は農穰を主どり、太一は水旱兵飢を主る由を論じ、かつ其の使ふ十六神十二神など云ふ物の事をも委く記して、上の鄭玄が說を非と爲たれど、其はみな後漢の曆志に謂ゆる民間諸曆の俗說どもにて古義に叶はず、一切に掃除すべし、其は其の神名の中に傳送功曹など云へるは漢世の吏名なるを以ても後世の杜撰なる事は知るべきなり。)〇さて天一元始。正月建寅とは。孟春建寅の節を歳の元始正月と立たる本義を述たる說なり。其は既に出せる靈樞經の如く。天一の降りて八卦の日辰を行る實の元始は坎宮子位にて。其の所に四十六日在れど。冬至小寒大寒の節にて。猶いまだ歳の元始と爲すに足らず、是を以て寅に建す孟春の節をもて。歳の元始正月と爲たる由なり。(此は謂ゆる夏正の原なり、年の始めと立べきは實に是の時なるべきこと、既に初めに云ひ、ま

た三暦由來記にも云へるを見べし）日月倶入營室五度。天一以始建とは。天一は天帝の分精にして凡人の目に見ゆる物に非ず。故其の建しを知べき由なし。是を以て日月倶に營室の五度に入る時ぞ天一の始めて建す時なると示せるなり。（神眞の古傳ならずして豈かくの如くならむや、等閑に勿見過しそ）〇日行一度云々は。日の行る度數に同じ四分度の一は。日法三十二分の八分なる故に。四歳にては千四百六十日と四八三十二分あり。此の餘分を合せて一日と成せば。千四百六十一日にて餘分なし。之を復合とは云へり。（本書に日行より復合に至る二十八字を始甲寅元と云ふ文の下に記し次たるは錯亂なれば訂しつ）〇七十六歳日月云々とは。其の元始の歳より。七十六歳を經るまでは。日月倶に營室の五度に入ること無きを。七十六歳めの正月に至りて日月倶にまた營室の五度に入り。日もまた餘分なしと也（此の七十六歳の事はなほ次條に委く說くを俟つべし）名曰一紀。凡二十紀。一千五百二十歳と有る紀は次條に謂ゆる

蔀也。七十六歳を舊く紀とも蔀とも云りと聞えて。乾鑿度にも二樣に記せり。然れども一事に名二樣なるは胡亂ければ。次條よりは周髀及び後漢の劉洪が暦に効ひて蔀と云ふ名をのみ用ひつ。（其は周髀に、一蔀七十六歳、二十蔀爲一遂、遂千五百二十歳、三遂爲一首、首四千五百六十歳と見え、後漢の暦志に、蔀以部之、紀以記之、元以原之と有るを云ふ）名曰一元。凡三元四千五百六十歳而大終の名より而に至る十五字は。己が私に補へるなり。其は本書に一千五百二十歳大終と有れど。疑なく今補ふ文の落たるなり。（然るは唯一元にては日月星辰亦甲寅元に始まること無く、なほ大終と云ふに足ざればなり）〇日月星辰復始甲寅元とは。天の日月星辰を云ふは固よりにて。日とは日の干支を云ひ。月とは月の干支を云ひ。星とは七曜及び二十八宿を云ひ。辰とは時刻の干支を云ふ。四千五百六十年にして。歳月日時の干支及び曜宿も何も。始めて暦を作れる甲寅の元年に。配せるまゝに。立復る由なり。（此所の日月星辰を只に天

の日月星辰を云ふとのみ見むは委からず、歳月日時の干支曜宿を云ひて、天の日月星辰をも兼たるなり、思ひを潭めて考ふべし。)なほ次條より次々に云ふを視て知るべし。

○好倘云此條に繫る事ども記措かれたる草稿の中に。○日行一度と云ふより以下は。淮南子天文訓に取れり。天日の日々に行こと一度とは云へど。一歳に總ては其の行の奇なほ四分度の一あり。是を以て一歳の日數を三百六十五日四分日の一と云ふ。然れば一日に足ざること四分日の三なり。(かくて日分の古法は一日を三十二分と立たれば、四分日の一は即ち三十二分の八分なり。)○故四歳而云々は。三百六十五日四分日之一を四歳合せて千四百六十日と。四八三十二分あり。此の餘分を總て一日と爲せば。千四百六十一日にて餘なし。之を復合とは云へり。(周髀算經に、三百六十五日南極影長、明年至三百六十五日而反短、積四期以歳終、日影反長、故知之三百六十五日者三、三百六十六日者一、と有るも即ちこの義なり、)○故舍八十歳而復故は。舍とは。日の天度と會する所を云ふ。八十歳は右の四歳を二十總たる數にて。是の日數二萬九千二百二十日あり。此をかの甲寅歳の甲子冬至を始と爲て甲子を以て數ふるに。四百八十七甲子にて餘分なく甲子冬至に至る。こを故舍に復すとは謂ふなり。尚次條に云ふを見るべし。

○好倘云またの稿に。○日月星辰復始甲寅元とは。歳月を甲寅に起せる耳に非ず。日時の元をも甲寅より始しこと更に論無き物にて。謂ゆる作曆の元年は。甲寅歳の甲寅月の朔旦立春やがて甲寅日にて。其の晨寅時をやがて甲寅に定めしこと疑無くなむ。(其は日月星辰と有る星は即歳星を云ひ、辰は即ち時をいひ、月とは孟春正月を云ひ、日とは其の朔旦立春を云へる語なるを以て知べし、若然らずとしては、日月星辰復始甲寅元と云ふこと、絶て意なき語とぞ成るめる、)○日行一度而歳有奇四分度之一は。既に上に說たるが如し。故四歳而云々とは。四歳の日數。すべて千四百六十日と。彼の八分づゝ四つを合すれば。四八三十二分にて一日なる故に。千四百六十一日にて餘分なし。之

を復合とは云り。故舍八十歳而復とは。まづ八十は四歳を二十合せたるに。舍とは歳星の舍りを云ひ。八十舍して八十歳を爲すが故にかく云り。此の日數凡二萬九千二百日とかの八分づゝの餘分六百四十分あり。此をまた日に直せば。二十日にて餘分なし。此を復故とは云へり。然れば一紀七十六歳と定めしは。是八十歳の四歳を減じたる數なるが。即四歳づゝ十九を積みて定たるにて。是ぞ古暦法の大要也ける（此に就て按ふに、既く見たりし天地二球用法記、また近頃見たる遠西觀象圖說など云ふ物は共に西洋の天文書を譯せる物なるが、其の書等に據るに、彼の國邊に用ふる暦法二樣あり、其古なるは、我が崇神天皇の五十三年丙子歳に當りて郎摩國に由利安と云へる者の在しが立る法にて、一年を三百六十五日と餘分六時とせり、其の六時と云ふは、彼の國にては、一日を二十四時に立たればゟ一晝夜の四分一にて晝夜を十二時と立たる諸越の暦法に四分日之一と稱する八分に當れり、斯て其の法、三百六十五日六時のうち六時を除きて、全日三百六十五日を一歳として之を平年と云ひ、其の餘數の六時を積こと四年にして一日と成るを第四年の日數に加へて三百六十六日となし、其の年を閏年と云ふ、是を以て第四年に必ず閏年あり、故は由利安が始めし暦法なる故に由利安年と稱して千六百餘年がほど行はれき、是古法なり、然るに我が天正十一年癸未歳に當りて、宜禮基利と云ふ者ありて、其の暦法を改めて新法を立たり、其は詳に天度を測り年月を推歩するに、太陽の躔度、暦面の節氣に先だつこと千六百年餘の間に、十餘日の差を生せり、是に因りて太陽の躔度を細に測れば、三百六十五日六時四十九分あり、六時四十九分の六時は、既に云ふ如く、諸越の暦法に謂ゆる四分日之一にて八分なり、四十九分は、西洋の一日を二十四時とせる一時を六十分とせる四十九分なれば、諸越また皇國の一時の半時足ずなり、然るに其の三百六十五日を平年としては、其の餘數を積こと四年にして一日に滿ざる故に、千六百年餘を經る間に十餘日の不足を生たり、是に依りて、四年一閏の法を止めて四百年めに一日になほ半時餘り足ざる時刻を強ひて一日

に立て、閏年と爲たり、此の法に據ときは七千二百年にして、一日の不足を生ずれども、由利安の暦法一千六百年にして十餘日の不足をなすに比すれば、歲實を失ふこと少し、於蘭陀にては此の暦法を用ひて宜禮基利年と稱する由見えたり、此の由利安が暦法いと能く今の古暦に似たるは、其もと同く太古に神眞の傳へし古法なるべし、此に比べては、宜禮基利が暦法は精に似て却りて迂なり、蘭學をまた無き物に好まむ人など、此等の言を聞むには決めて訝しみ思ふべけど、我には尙深く思ひ得たる定說有れば如此は云ふなり、

〔四十二〕氣數者。所以紀化生之用也。天有十日。日六竟而周甲。甲六復而終歲。三百六十日法也。五日謂之候。三候謂之氣。六氣謂之時。四時謂之歲。而各從其主治焉。五運相襲而皆治之終朞之日。周而復始。如環無端也。

(暦四ノ五ウヨリ)

(天文下ノ四十二ウヨリ)

此の條は素問六節藏象論に採れり。○好尙云。此の條も註解を缺れり。

〔四十三〕孟春則加大寒十五日。玉衡指報德之維。故曰距冬至四十五日而立春。晷長一丈一寸六分。加立春十五日。指寅則雨水。律受太簇。太簇者簇而未出也。晷長九尺一寸六分。

(暦一ノ十九オ雨水驚蟄ノコトアリ)

此の條より五十四條まで。淮南子天文訓に採れり。時則訓に。孟春之月。招搖指寅。(高誘云、招搖斗建也、)昏參中旦尾中。(參西方白虎之宿也、是月昏時中於南方、尾東方蒼龍之宿也、是月將旦時中於南方、)其位東方。其日甲乙。盛德在木。(甲乙木日也、盛德在木、木王東方也、)其蟲鱗。其音角。(東方少陽、鱗蟲龍爲之長、角木也、位在東方也、)律中太簇。其數八。(陰衰陽發萬物太簇地而生、故曰太簇、其數八五行數五木第三故曰八也、)其味酸。其臭羶。(木味酸、酸之言鑽也、萬物鑽地而生、羶木香羶、)其祀戶祭先脾。(蟄伏之類始動生出由戶故祀戶也、脾屬土陳設俎豆脾在前也、春木勝土言常食所勝也、)東風解凍蟄蟲始振蘇。(東方木火母也、氣溫、故東風解凍蟄虫振動蘇生也、)魚上負氷獺祭魚。(是

月之時、魚應陽而動上負氷也獺猶也、是月之時獺祭鯉魚於水邊、四面陳之謂之祭魚也）候雁北。（是月時候之應、雁從彭蠡來北過周洛至漢中孕卵鷩也、云々とも見えたり、）報徳之維とは。東北巽位を云ふこと既に出たり。玉衡その維に指せば立春の節に至れるにて。其は冬至を距こと四十六日に當る由なり。（此を上元甲寅歳にて一例を云はゞ、前癸丑歳の冬至甲子の翌日乙丑より四十六日數へて庚戌日なり、冬至を距とは即ち是の義なり）加十五日。とは。譬へば上元甲寅歳の大寒は。乙未日なるを。其の日に十五日を加へて。庚戌日これ翌年甲寅歳の立春なる類なり。（左りの條々に距と云ひ、加と云ふ言、すべて之に効ふべし）さて春夏秋冬に。孟仲季と稱する事は。蔡邕が月令章句に。孟長也。庶長稱孟。言天於四時無所常。適先至者長之。故以庶長之稱爲名。仲衷也。時二月故次孟爲衷也。季末也。時有三月至此而盡。故謂之末也とあり。（月令章句は全書傳はらず、今は玉燭寶典に引たるを再引たり、）さて孟春は三十日の月なり。立春は建寅孟春の立初し節なる故にかく名け。雨水は孟春の中節にて。是の時寒氣已に緩びて。雨水の降るを以て名けたり。（王應麟が因學紀聞に、夏小正云、正月啓蟄月令、孟春蟄蟲始振、仲春始雨水、注漢始以驚蟄爲正月中、雨水爲二月節、左傳啓蟄而郊建寅之月、正義云太初以後更改氣名、以雨水爲正月中、驚蟄爲二月節、迄今不改、改啓爲驚、蓋避景帝諱也、周書時訓、及通卦驗先雨水次驚蟄、此漢太初後曆也、月令正義云、劉歆作三統曆次之、然則二書皆作於劉歆之後、時訓非周公書明矣と云へるは然る言に聞ゆれども、雨水驚蟄の次第の三統曆に同じきをもて、二書を劉歆より後と云ふ說は非なり、然るは淮南子は太初よりも尚以前の書なるに、雨水の次に驚蟄あり、然れば此は古說にしか二樣に傳へてぞ有りけむかし）

〔四十四〕仲春則加雨水十五日。玉衡指甲則啓蟄。晷長八尺二寸。加啓蟄十六日。指卯則中繩。故曰距立春（立春ノ翌日ヨリ數ハル）四十六日而春分。律受夾鐘。夾鐘者種始莢也。晷長七尺二寸四分。

時則訓に。仲春之月招搖指卯。昏弧中旦建星中。〔弧星在輿鬼南、是月昏時中于南方、建星在斗上、是月平旦時中于南方也、〕其位東方。其日甲乙、其蟲鱗。其音角。律中夾鐘。〔是月萬物去陰夾陽衆地而生、故曰夾鐘也、〕其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。始雨水。桃李始華。〔自冬氷雪、至此春分穀雨、故曰始雨水、桃李于是皆秀華也、〕蒼庚鳴。鷹化爲鳩。〔蒼庚爾雅曰、商庚黎黃楚雀也、齊人謂之搏黍、秦人謂之黃流離、幽冀謂之黃鳥、至此月而鳴、鷹化爲鳩、喙正直不鷙搏也、鳩謂布穀也、〕是月也。日夜分。雷始發聲。蟄蟲咸動蘇。〔分等也、冬陰閉固雷伏不發、是月陽升雷始發聲也。咸皆動蘇生也〕云々とも有り。○仲春は三十一日の月なり。啓蟄は本に驚蟄と有るを改めつ。其は夏小正また左傳にも啓蟄と有りて古名なればなり。〔其は上に引たる王應麟か說にも既に見えたり〕本書に指甲則雷驚蟄と有れば。此の節に至りて。已に雷震の炁を催して。蟄蟲の啓發する義なり。春分は建卯仲春の中炁にて。立春より四十六日。已に春の半分なる故の名なり。建酉秋分と相對して中繩たること既に出たり。〔此卷の第三十七條を立却り見て知るべし。〕さて啓蟄の十六日を。本書に十五日と有れど。此は劉安の原本には決めて十六日と有りけむを。後に傳ふる徒の古曆を知ざるが。次々に寫し誤れる物なり。其は此の一條のみに非ず。下なる芒種。小暑。白露。大雪。冬至の五炁も共に十六日づゝならでは得有まじき物なるを。其等をもすべて十五日とのみ有り。然ては四十六日と云ふもの六つ。四十五日と云ふもの二たつ。凡て三百六十六日なる日數に合ざれば。誤寫なること炳焉きを許愼高誘を始め。此の議なきは何ぞや。〔然れば此の一事を以ても、劉安より後の學者らの古曆を知ざる事は推量られたり、〕さて斯の如く考へ定めて。芒種以下五炁の十五日と有るをも憚らず。みな十六日と改めつ。〔前には並べて十五日とのみ有るは、概略して云るにやとも思ひしかど、其はなほ見の拙かりし也けり〕

〔四十五〕季春則加春分十五日。王衡指乙則清明。晷長六尺二寸八分。加清明十五日。指辰則穀雨。

律受姑洗。姑洗者陳去而新來也。晷長五尺二寸六分。

時則訓に。季春之月。招搖指辰。昏七星中。旦牽牛中。(七星南方朱雀之宿、是月昏時中于南方、牽牛北方玄武之宿、是月平旦時中于南方也、)其位東方。其日甲乙。其蟲鱗。其音角。律中姑洗。(姑故也、洗新也、是月陽氣養生去故就新故曰姑洗、)其數八。其味酸。其臭羶。其祀戸祭先脾。桐始華。田鼠化爲鴽。(桐梧桐也、是月生華、田鼠、鼢鼦鼠也、鴽鶉也、)虹始見。萍始生。(虹螮蝀也、詩云螮蝀在東、莫之敢指。萍水藻也、是月始生也、)是月也生氣方盛。陽氣發泄。(發泄猶布散也、)句者畢出。萌者盡達。鳴鳩奮其羽。戴鵀降于桑。(鳴鳩奮迅其羽直刺上飛入雲中者是也、戴鵀戴勝鳥也、詩曰鳴鳩在桑、其子在梅是也、)云々とも有り。○季春は三十日の月なり。清明とは。本書に指甲則清明風至と有れば。東南癸位の風の吹至る時なる故の名なり。(東南癸位より吹く風を景風とも清明風とも云ふこと、第二十八條に出たり、)穀雨は建辰季春の中炁にて言義は。二十四氣論に。穀雨如雨我公田之雨。蓋自下以此時播種有上而下也。三月中自雨水後。土膏脉動。今又雨其穀於水也。周禮稻人掌稼下地。註謂以水澤之地種穀。即穀雨之謂也と云へるが如し。(此二十四氣論は、讀文章正宗と云ふ物に出て、胡炳文と云ふ人の説なり、)

〔四十六〕孟夏則加穀雨十五日。玉衡指常羊之維故曰距春分四十五日而立夏。晷長四尺二寸六分。加立夏十六日。指巳則小滿。律受仲呂。仲呂者中充大也。晷長三尺四寸。

時則訓に。孟夏之月。招搖指巳。昏翼中。旦婺女中。(翼南方朱鳥之宿、是月昏時中于南方、婺女一曰須女、北方玄武之宿、是月平旦中于南方也、)其位南方。其日丙丁。盛德在火。(丙丁火日也、盛德在火、火王南方也、)其蟲羽。其音徵。(盛昜用事、鱗散羽、羽蟲鳳爲長、徵火也、)律中仲呂。其數七。(是月昜散在外、陰實在中、所以口陽成功、故曰中呂、其數七、五行數五、火第二故曰七也、)其味苦。其臭焦。(火味苦也、焦火香焦、)其祀竈。祭先肺。(是月火王、故祀竈、肺金

也、祭祀之肉先用所勝也、〕螻蟈鳴、邱蚓出。（螻蟈、螻蛄、蝦蟇也、四月陰氣始動於下、故鳴、〕王瓜生、苦菜秀。（王瓜括樓也、爾雅曰、不榮而實、曰秀、苦菜宜言榮也、〕云々とも有り。〔〕常羊之維とは。東南癸位を云ふこと既に出たり。玉衡その維に指せば。立夏の炁に至れるにて。其は春分を距こと四十五日に當る由なり。其の維と西北匙位の維とを四十五日と定めたる事由は。第||條に既に出たり。（然るに本書天文訓の逵吉が校正本など、此の維をのみ四十五日と有れど、西北蹏通之維を餘と同じ例に四十六日と有るは、舊き誤寫と見えたり、況て劉績が補注本には、一所も四十五日と爲たる所なきは、甚く誤まれり、其は八所みな四十六日づゝにては、凡て三百六十八日となる物をや、元より此は大數を出せる文には有れど、本義を得知らぬ徒の次々に寫しひがめ來つるを、其の注する徒も深く思はずかく謬り來れるにこそ。〕さて孟夏は三十日の月なり。立夏とは孟夏の立初し節なる故にかく名け。小滿は孟夏建巳の中炁にて。是時に至りて易炁の小盈滿する義を以て名けしと聞ゆ。然れば芒種は大滿とも云ふべし。二十四氣論に陰氣の小滿する義に見たる說は強ひ言なり。

〔四十七〕仲夏則加小滿十五日。玉衡指丙則芒種。晷長二尺四寸四分。加芒種十五日。指午則陽氣極。故曰距立夏四十六日而夏至。律受蕤賓。蕤賓者安而服也。晷長一尺四寸八分。

時則訓に。仲夏之月招搖指午。昏亢中旦危中。（亢東方靑龍之宿、是月昏時中于南方、危北方玄武之宿、是月平旦時中于南方也、〕其位南方。其日丙丁。其蟲羽。其音徵。律中蕤賓。（是月陰氣萎蕤在下象主人也、易氣在上象賓客也、故曰蕤賓、〕其數七。其味苦。其臭焦其祀竈祭先肺。小暑至。螳螂生。（螳螂世謂之天馬、一名齒朧沆、豫謂之巨斧也、〕鵙始鳴。反舌無聲。（鵙伯勞鳥也、反舌百舌鳥也、能辨變其舌反易其聲、以効百鳥之鳴、故謂百舌也、〕鹿角解。蟬始鳴。（夏至鹿角解墮也、蟬鼓翼始鳴也、〕半夏生。木菫榮。（半夏藥草也、木槿朝榮莫落樹、高五六尺、其葉與安石榴相似也、是日生榮、華可用爲蒸也、雜家

謂之朝生、一名舜詩云顏如舜華是也、）云々とも有り。○仲夏は。三十一日の月なり。芒種は。彼二十四氣論に。芒種二字見周禮。芒謂種之有芒者麥也。穀雨芒種指穀麥言者。穀種於春得木氣。成於秋金剋木也。木氣柔也。故穀穎垂。麥種於秋得金氣。成於夏火剋金也。金氣剛。故麥穎昂。此自然之理也。無穀民何以爲食。無麥何以續食。春秋大無麥禾則書於此也と云へり。（此說迂に似たれど、然る理の無きに非ざれば採用しつ。）夏至は仲夏建午の中烝にて冬至と對合し。易烝極りて陰氣是より始まる故に名けしなり。

（四十八）季夏則加夏至十五日。玉衡指丁則小暑。暑長二尺四寸四分。加小暑十六日。指未則大暑律受林鍾林鍾者引而止也。暑長三尺四寸。

時則訓に。季夏之月招搖指未。昏心中。旦奎中。（心東方青龍之宿、是月昏時中於南方、奎西方白虎之宿、是月平旦時中于南方也、）其位中央。其日戊己。盛德在土。（戊己土日也、盛德在土、土王中央也、）其蟲贏。其音宮。（羽落而爲贏、々蟲麟爲之長宮土也、位中央五音之主也、）律中百鍾。其數五。（百鍾林鍾也、是月陽盛陰起、生養萬物、故曰百鍾、其數五五行數、土第五也、）其味甘。其臭香。（土味甘也土臭香也、）其祀中霤。祭先心。（土用事故祀中霤、中霤室中之祭祀后土也、心火也、用所勝也、）涼風始至。蟋蟀居奧。（蟋蟀蜻蛚趣織也、詩曰七月在野、此曰居奧、不與經合、奧或作壁也、）鷹乃學習。腐草化爲蚈。（秋節將至、鷹自習擊也、蚈馬蚿也、幽冀謂之秦渠、蚈讀奚徑之徑也、）云々とも有り。○季夏は三十一日の月なり。小暑とは。大暑に對して云へり。大暑は季夏建未の中烝なるを小暑に對して大とは稱へり。（彼二十四氣論に、易曰寒往則暑來、暑往則寒來、寒暑相推而歲成焉、通上半年皆可謂暑、通下半年皆可謂寒、而曰小暑大暑者不過上半年氣候之辭爾、大暑非驟至於大也、由小而馴至於大也、六月終暑之極、故爲大、然則未至於極則猶爲小也と云へり此も通えたる說なり。）

（四十九）孟秋則加大暑十五日。玉衡指背陽之維。

故曰距夏至四十六日而立秋。暑長四尺三寸六分。加立秋十五日。指申則處暑。律受夷則。夷則者易其則也。暑長五尺三寸二分。

時則訓に。孟秋之月招搖指申。昏斗中。旦畢中。(斗北方玄武之宿、是月昏時中于南方、畢西方白虎之宿、是月平旦時中于南方也、)其位西方。其日庚辛。盛德在金。(庚辛金也、盛德在金、金王西方也、)其蟲毛其音商。(金氣寒倮者衣毛、毛蟲虎爲之長、商金也、位在西方也、)律中夷則。其數九。(夷傷也、則法也、是月昜衰陰盛、萬物凋傷應法成桂故曰夷則也、其數九五行數五、金第四故曰九也、)其味辛、其臭腥。(金味辛也金臭腥也)其祀門祭先肝。(孟秋始内入由門故祀門也、肝木也、祭先之用所勝也、)涼風至。白露降。寒蟬鳴。鷹乃祭鳥。用始行戮(是月鷹搏鷙殺鳥於大澤之中、四面陳之世謂之祭鳥、用是時乃始行殺戮、形罰順秋氣也、)云々とも有り。○背昜之維とは。西南震位を云こと既に出たり。玉衡その維に指せば立秋の氣に至れるにて。其は夏至を距こと四十六日に當る由なり。然て孟秋は三十日の月なり。立秋とは孟秋の立初し節なる故にかく名け。處暑は孟秋建申の中炁にて。言義は二十四氣論に。處暑如既雨。既處之處。々止也。謂暑氣將於此時止也と云へるが如し。

〔五十〕仲秋則加處暑十五日。玉衡指庚則白露。暑長六尺二寸八分。加白露十六日。指酉則中繩。故曰距立秋四十六日而秋分。律受南呂。南呂者任包大也。暑長七尺二寸四分。

時則訓に。仲秋之月招搖指酉。昏牽牛中。旦觜巂中。(牽牛北方玄武之宿、是月昏時中于南方、觜巂西方白虎之宿、是月平旦時中于南方也、)其位西方。其日庚辛。其蟲毛。其音商。律中南呂、其數九。(南任也、言昜氣呂旅而志助陰、々任成萬物也、)其味辛。其臭腥。其祀門。祭先肝。涼風至。候雁來。玄鳥歸。群鳥翔。(候時之雁從北漠中來過周雒南至彭蠡也、玄鳥歸秋分後歸蟄所也、群鳥翔寒氣至群鳥肥盛試其羽翼而高翔、々者六翮不動也、或作養々育其羽毛也、)是月也雷乃始收。蟄蟲培。戶殺氣浸盛。昜氣日衰。水始涸。(涸凝竭、涸或作盛々言陰勝也、)云々とも有り。○

仲秋は三十一日の月なり。白露とは。此節に至りて已に白露のおく故に名け。秋分は仲秋建酉の中氣にて。立秋より四十六日已に秋の半分なる故に名けたり。然て建卯春分と相對して中繩たること既に出たり。（第三十七條を立却り見て知るべし。）

〔五十一〕季秋則加秋分十五日。玉衡指辛則寒露。晷長八尺二寸。加寒露十五日。指戌則霜降。律受無射。無射者入無厭也。晷長九尺一寸六分。

時則訓に。季秋之月招搖指戌。昏虛中。旦柳中。（虛北方玄武之宿、是月昏時中于南方、柳南方朱雀之宿、是月平旦中于南方也、）其位西方。其日庚辛。其蟲毛。其音商。律中無射。（陰氣上升、昜氣下降、萬物隨昜而藏、無射出見也、）其數九其味辛。其臭腥。其祀門祭先肝。候雁來賓。雀入大水爲蛤。（是月時候之雁從北漠之彭蠡蓋以爲八月來者其父母也、是月來者蓋其子也、羽翼稚弱故、在後爾、賓雀者老雀也、栖宿入堂宇之間如賓客者也、故謂之賓、大水海水也、傳曰雀入海爲蛤也、）菊有黃華。豺乃祭獸。戮禽。（豺似狗而長尾其色黃、是月時豺殺獸四面陳之、世謂之祭獸、戮猶殺也、）是月也霜始降。百工休。（霜降大寒朱漆難成、故百工休止不復作器也、）草木黃落。蟄蟲咸俛。（俛伏也、靑州謂伏爲俛、無留言當斷也、）云々とも有り。（）季秋は三十日の月なり。寒露とは。先にたゞ白露なりしが。已に寒して霜に結ばむ氣勢ある時なる故に名け。霜降とは。季秋建戌の中氣にて。寒露已に結びて霜と降る時なる故に名けしなり。

〔五十二〕孟冬則加霜降十五日。玉衡指蹏通之維。故曰距秋分四十五日而立冬。晷長丈一寸二分。加立冬十六日。指亥則小雪。律受應鍾。應鍾者應其鍾也。晷長丈一尺八分。

時則訓に。孟冬之月。招搖指亥。昏危中。旦七星中。（危北方玄武之宿、是月昏時中于南方、七星南方朱雀之宿、是月平旦時中于南方也、）其位北方其日壬癸。盛德在水。（壬癸水日也、盛德在水、水王于北方也、）其蟲介。其音羽。（介甲也、象冬閉固皮漫胡也甲蟲龜爲之長、羽屬水也、）律中應鍾。其數六。（陰應于昜轉成其功、萬物聚成故曰應鍾、其數六五行數五、水第一故曰六也、）其味鹹

其臭腐。(水味鹹也、水臭腐也、)其祀井祭先レ腎。(井水給レ人故祀也、井或作レ行、行門内地久守在レ内故祀也、腎水自用二其藏一也、)水始氷地始凍。雉入二大水一爲レ蜃。虹藏不レ見。(蜃蛤也大水淮也、傳曰、雉入二于淮一爲レ蜃、虹陰中之陽也、是月陰盛故不レ見、)云々とも有り。〇蹏通之維とは西北隅位を云ふこと既に出たり。玉衡その維に指せば。立冬の炁に至れるにて。其は秋分を距こと四十五日に當る由なり。(此の炁に至る日數の四十五日なる由は既に上に見えたり。)さて孟冬は三十日の月也。立冬は孟冬の立初し節なる故にかく名け。小雪は孟冬建亥の中炁にて。已に雪の降初る時なる故にかく名けしなり。

〔五十三〕仲冬加二小雪一十五日。玉衡指レ壬則大雪。晷長丈二尺四分。加二大雪一十五日。指レ子則陰氣極。故曰距二立冬一四十六日而冬至。律受二黄鍾一。黄鍾者鍾已黄也。晷長丈三尺。

(古五ノ十六冬至ノ三義)

時則訓に。仲冬之月招搖指レ子。昏壁中。旦軫中。(東壁北方玄武之宿、是月昏時中二于南方一、軫南方朱鳥之宿、是月平旦時中二于南方一也、)其位北方、其日壬癸。其蟲介。其音羽。律中二黄鍾一。其數六。(黄鍾者陽氣聚二于下一、陰氣盛二于上一、萬物萌二于地中一故曰二黄鍾一也、)其味鹹。其臭腐。其祀井。祭先レ腎。氷益壯。地始坼。鶡鴠不レ鳴。虎始交。(鶡鴠山鳥、是月陰盛故不レ鳴也、虎陽中之陰也、陰氣盛以レ類發也、)是月也日短至。荔挺出。芸始生。邱蚓結。麋角解。(荔馬荔草也、芸々、蒿菜名、邱蚓蟲也、結屈結也、麋角解墮皆應二微陽氣一也、)云々とも有り。〇仲冬は三十一日の月なり。大雪とは。小雪に對して云へり。冬至は仲冬建子の中炁にて。夏至と對合し。陽氣是より始まる故に名けしなり。

〔五十四〕季冬則加二冬至一十五日。玉衡指レ癸則小寒。晷長丈一尺四分。加二小寒一十五日。指レ丑則大寒。律受二大呂一大呂者旅々而去也。晷長一尺八分。

時則訓に。季冬之月。招搖指レ丑。昏婁中。旦氐中。(婁西方白虎之宿、是月昏時中二于南方一、氐東方青龍之宿、是月平旦時中二于南方一也、)其位北方。其日壬癸。其蟲介。其音羽。律中二大呂一。(呂旅也、萬

物萌動于黄泉、未能達見、所以旅、旅去陰即陽、助其成功、故曰大呂、)其數六。其味鹹、其臭腐。其祀井。祭先腎。雁北郷。鵲加巣(雁在彭蠡之水、皆北向將至北漠中也、鵲感陽而動上加巣也、)雉雊鷄呼卵。(詩云雉之朝雊、尚求其雌、是也雞呼鳴求卵也、)是月也日窮于次、月窮于紀、星周于天、歳將更始、(十二次窮于牽牛中也、紀道窮於故宿也、星周于天者謂二十八宿更見南方、至是月周匝也、)云々とも有り。
○季冬は三十一日の月なり。蓋こは彼の四年め四八三十二分を合せて一日とせる三百六十六日の歳こそ有れ。三百六十五日の歳はいつも三十日の月なり(其の由は既に此卷の第四十一條に言へれば、今更に云はず、)さて小寒とは。大寒に對して云へり。大寒は季冬建丑の中氣にて。小寒に對して大とは稱へり。(二十四氣論に、白露より大寒に至る氣を論じて、八月節白露、九月節寒露、白者露之色、寒者露之氣、色先白而氣始寒、々固有漸也、九月中霜降、寒露始結爲霜也、立冬後曰小雪大雪、寒氣始於露、中爲霜、終於雪、霜之前爲露、露由白而後寒、霜之後爲雪、々由小而至大、皆有漸也、十一月之餘爲小寒、十二月之終爲大寒、要之此不過總結下半年之氣候爾、合而言之上半年主生、日雨日雷日風、皆生之氣、下半年言天時不言農、言農莫急於春夏也、變者化之漸、化變之成、立春雨水後寒氣漸變、至立夏則寒盡化爲暑矣、然曰小暑大暑、其化也、固有漸焉、立秋處暑後、暑氣漸變、至立冬則暑盡化爲寒矣、然曰小寒大寒、其化也、亦有漸焉、易曰知變化之道者、其知神之所爲乎、觀二十四氣可見矣と云へるは然る言なり、)

〔五十五〕六合孟春與孟秋爲合。仲春與仲秋爲合。季春與季秋爲合。孟夏與孟冬爲合。仲夏與仲冬爲合。季夏與季冬爲合。孟春始贏。孟秋始縮。仲春始出、仲秋始内。季春大出。季秋大内。孟夏始緩。孟冬始急。仲夏至修。仲冬至短。季夏德畢。季冬刑畢。

此條は淮南子時則訓に採れり。春夏秋冬のかく六合する樣は闇にも知るべし。此をなほ委細に云むには。十二合なり。其は立春と立秋と合をなし。

雨水と處暑と合を爲し。啓蟄と白露と合を爲し。春分と秋分と合を爲し。清明と寒露と合を爲し。穀雨と霜降と合を爲し。立夏と立冬と合を爲し。小滿と小雪と合をなし。芒種と大雪と合を爲し。夏至と冬至と合を爲し。小暑と小寒と合を爲し。大暑と大寒と合を爲せり。(其は別に著はす大成圖式を見て知るべし、)是を以て易緯通卦驗に、立春當レ至不レ至則兵起、來年麥不レ成、未レ當レ至而至則人多病二粟疾疫一、應在二立秋一、と樣に二十四氣盡その所應を對合の氣にかけて云へり、其の說ども能く叶へるも多けれど、中には叶ひ難く所思ゆる事も多かれば、此には漏せれど、其の謂ある說なれば、本書に就て能く視るべし、)さて贏縮。出内。緩急。修短は文を變たる耳にて異議なく。贏出緩修は日の漸に延るを云ひ。縮内急短は日の漸に縮るを云ふ。(贏は字書どもに贏は餘也益也とあり、)一歲の大凡を云へば。陽氣は孟春より起り始めて。其の德季夏に畢り。陰氣は孟夏より起り始めて。其刑季冬に畢ること既にも云へりき。

○好尙云。別に記し措かれたる草稿の中に故正月失レ政。七月涼風不レ至。二月失レ政。八月雷不レ藏。三月失レ政。九月不レ下レ霜。四月失レ政。十月不レ凍。五月失レ政。十一月蟄蟲出二其鄕一。六月失レ政。十二月草木不レ脫。七月失レ政。正月大寒不レ解。八月失レ政。二月雷不レ發。九月失レ政。三月春風不レ濟。十月失レ政。四月草木不レ實。十一月失レ政。五月下二雹霜一。十二月失レ政。六月五穀疾狂。

故とは。上件の如く。節氣の對合するが故と云へる意なり。政は國を治むる政事を云ふに非ず。齊二七政一とある政に同く。節時の運氣を云ひ。其の氣候の時に相應せざるを失政とは云へり。正月失レ政七月涼風不レ至。七月失レ政正月大寒不レ解は正七對合なるが故にて。涼風不レ至は彼の西南風の至らぬを言ひ。大寒不レ解は彼の東風凍を解ざるなり。(通卦驗に、立春應在二立秋一、雨水應在二處暑一、立秋應在二立春一、處暑應在二雨水一、と云へるは即ち是の義なり、)二月失レ政八月雷不レ藏、八月失レ政二月雷不レ發は二八對合なるが故にて。雷不レ藏は上文に仲秋雷乃收と有る雷の藏らぬを言ひ。雷不レ發は上文に仲春雷始發レ聲と有る其聲を發せぬを云ふ。

(通卦驗に、啓蟄應在白露、春分應在秋分、白露應在啓蟄、秋分應在春分と云へるは即ち是れなり、)三月失政九月不下霜。九月失政三月春風不濟は三九對合なるが故にて。不下霜は上文に季秋霜始降とある霜の降ぬを云ひ。春風不濟はかの清明風の止ざるを云ふ。(高誘注に、濟止也とあり、通卦驗に、清明應在寒露、穀雨應在霜降、寒露應在清明、霜降應在穀雨と云るは即ち是なり、)四月失政十月不凍。十月失政四月草木不實は。四十對合するが故にて。不凍は時則に孟冬水氷地始凍と有るに失ふを云ひ。草木不實は時則に。孟夏王瓜生苦菜秀など有るに失ふを云ふ(通卦驗に立夏應在立冬、小滿應在小雪、立冬應在立夏、小雪應在小滿と云る是なり、)五月失政十一月蟄蟲出其鄉。十一月失政五月下雹霜は。五月十一月對合する故にて。蟄蟲出其鄉は。時則に仲冬蚯螾結と有る螾などの鄉に出るを云ひ。下雹霜は時則に仲夏蟬始鳴半夏生など有る時なるに。霜雹の降るを云ふ。(通卦驗に、芒種應在大雪、夏至應在冬至、大雪應在芒種、冬至應在夏至と云るは是なり、)六月失政十二月草木不脫。十二月失政六月五穀疾狂は。六月十二月對合するが故にて。草木不脫は高誘註に。不脫葉稿著樹不零落也と有るが如く。五穀疾狂は高誘注に。疾狂不華而實也と有る如く。互に時令を失ふを云ふ。(通卦驗に小暑應在小寒、大暑應在大寒、小寒應在小暑、大寒應在大暑と云るは是なり、)

〔五十六〕春行夏令泄。行秋令水。行冬令肅。夏行春令風。行秋令蕪。行冬令格。秋行夏令華。行春令榮。行冬令耗。冬行春令泄。行夏令旱。行秋令霧。

此條また時則訓に採れり。乃ち同篇になほ同義の精說ありて。令とは其節々に行はるゝ時令を云ひ其の常を失へば必ず其の應ある義を論せり。其は春行夏令泄云々の精說に。孟春行夏令則風雨不時。草木早落。國乃有恐。(高誘云孟春木德、用事法當寬仁、而用火氣動于上、故草木早落國惶恐也、)行秋令則其民大疫。飄風暴雨總至。黎莠蓬蒿並興。(孟春寬仁而秋正、金鐵之令氣不和、

故民疫疾、風雨猥至、故黎莠蓬蒿並興盛也、)行冬令則水潦爲敗。雨霜大雹首稼不入。(冬陰也、水泉湧起而春行之故爲敗、氣不和故雨霜大雹植稼不熟也、)仲春行秋令則其國大水。寒氣總至。寇戎來征。(仲春陽中也、陽氣長養而行秋節殺戮之令、故寒氣猥至寇兵征伐其國也、)行冬令則陽氣不勝。麥乃不熟。民多相殘。(仲春行冬陰之令、陰氣勝陽、故陽不勝則麥不升熟民相殘賊也、)行夏令則其國大旱。煖氣早來。蟲螟爲害。(仲春行夏太陽之令、故大旱陽氣熱故煖極陽生陰、故蟲螟作害也、食心曰螟、)季春行冬令則寒氣時發。草木皆肅。國有大恐。(季春行冬寒殺之氣也、故寒氣時起、草木上竦曰肅也、)行夏令則民多疾疫。雨不降山陵不登。(季春行夏亢陽之令氣不和、故民疾疫雨澤不降、故草木不登成也、)行秋令則天多沈陰。淫雨早降。兵革並起。(秋金氣用事水之母也、季春行之故多沈陰爲雨也、金爲兵革故並起也、)○夏行春令風云々は。其の精說に。孟夏行秋令則苦雨數來。五穀不滋。四鄙入保。(孟夏盛陽當助

長養、而行金氣殺戮之令、故苦雨殺穀不得滋長也、四方之民來入城郭自保守也、)行冬令則草木早枯。後乃大水敗壞城郭。(行冬寒閉固之令、故草木早枯、大水敗壞其城郭、奸時圍行之應也、)行春令則螽蝗爲敗。暴風來格。秀草不實。(孟夏當繼長增高助陽長養、而行春行啓蟄之令、故致螽蝗之敗、春木氣多風、故言暴風來至、使當秀之草不長茂、)仲夏行冬令則雹霰傷穀。道路不通。暴兵來至。(冬水凍故雹霰傷害五穀也、冬氣閉藏又多雨水、故道陷壞不通利、暴害之兵橫來至也、)行春令則五穀不熟。百螣時起其國乃饑。(行春木王好生育之令故五穀晚熟、百螣動股蝗屬也、時起害穀故國饑也、)行秋令則草木零落。果實蚤成。民殃於疫。(有核曰果、無核曰蓏、仲夏行秋成熟之令故草木零落果實蚤成、非其時氣故民有疾疫也、)季夏行春令則穀實解落多風欬民之乃遷徙。(春木王、木性墮落陽發多風、而行其令故穀實解落、民疾病風欬嗽上氣象春陽布散民遷徙者也、)行秋令則邱隰水潦。稼穡不孰。乃多女災。(邱高也、隰卑也、言高

下皆有水潦、故殺稼令不孰也、陰氣過差、故多女災、女災生子不育也、）行冬令則風寒不時。鷹隼蚤鷙。四鄙入保。（冬陰肅殺而行其令、故寒風不節鷹隼早摯四界之民皆入城郭保聚也、）
○秋行夏令華云々は其の精說に。孟秋行冬令則陰氣大勝。介蟲敗穀。戎兵乃來。（孟秋陰也、復行冬水王之令、故陰氣勝也、其介蟲敗穀也、陰氣並故戎兵來也、）行春令則其國乃旱。陽氣復還。五穀無實（春陽亢燥而行其令故旱也、陽氣還者此月凉風、而反行溫風之令、故殺令無實也、）行夏令。則冬多火災。寒暑不節。民多瘧疾。（夏火王而行其令故多火災、寒暑相干故不節、多瘧疾、瘧疾寒暑所生也、）仲秋行春令則秋雨不降。草木生榮。國有大恐。（春陽氣而行其令、故雨不降、又溫煦之仁、故草木生榮也、氣相干必有災咎、故國大惶恐、）行夏令則其國乃旱。蟄蟲不藏。五穀皆復生。（行炎陽之令故旱涸氣熱故蟄蟲不藏、使五穀復生、）行冬令則風災數起。收雷先行。草木蚤死。（行冬寒氣激之令、故有風災、又冬閉藏故收雷先行、草木早死也、）季秋行夏令則其國大水。冬藏殃敗。民多鼽窒。（季秋陰氣而行夏月霜雨之令、故大水火氣熱、故冬藏殃敗也、火金相干故民鼽窒、鼻不通利也、鼽讀怨仇之仇）行冬令則國多盜賊。邊竟不寧。土地分裂。（冬水純陰奸謀所生故多盜賊、使邊竟之民不安寧也、則土地見侵削、爲鄰國所分裂也、）行春令則煖風來至。民氣解隋。師旅並興。（春氣陽溫故煖風至民氣解隋也、木干金故師旅並興也、二千五百人爲師、五百人爲旅也、）冬行春令泄云云は其の精說に。孟冬行春令則凍閉不密。地氣發泄。民多流亡。（春陽氣散越、故凍閉不密、地氣發泄也、民多流亡、象陽氣布散、）行夏令則多暴風。方冬不寒。蟄蟲復出。（冬當閉藏反行夏盛陽之令、故多暴疾、陽氣溫故盛冬不寒、令蟄伏之蟲復出也、）行秋令則雪霜不時。小兵時起。土地侵削。（秋氣干冬大寒、不當雪而雪、不當霜而霜、故曰不時也、小兵數起、鄰國來伐、侵削其土地也、）仲冬行夏令則其國乃旱。氛霧冥々。雷乃發聲。（夏氣炎陽故其國旱也、清濁相干故氛霧冥々也、十一月雷發聲非其時也、故言乃也、）

行秋令則其時雨水。瓜瓠不成。國有大兵。（秋金氣水之母也、故雨水、水金用事故有大兵也）行春令則蟲螟爲敗。水泉咸竭。民多疾癘。（春陽氣蟄伏生、故蟲螟敗穀水泉竭也、陽干陰氣不和、故多疾癘也、）季冬行秋令則白露早降。介蟲爲祅。四鄙入保。（秋節白露故白露早降、介甲之蟲爲祅災金氣爲兵、故四竟之民入城郭自保守也、）行春令則胎夭傷。國多痼疾。命之曰逆。（季冬大寒而行春温之令氣不和、故胎養夭傷國多篤疾、逆風氣之由也、故命之曰逆也、）行夏令則水潦敗國。時雪不降氷凍消釋。（夏氣炎陽又多霖雨、故水潦敗國也、時雪將降而不降、氷凍不當消釋而消釋、皆干時之徴也、）など有るを合せ見て知るべし。

〔五十七〕北斗之神有雌雄。仲冬始建於子。節從一辰。雄左行。雌右行。仲夏合午謀刑。仲冬合子謀德。陽生於子。故仲冬鵲始加巣。陰生於午。故仲夏爲小刑。冬生草木必死。

此條は天文訓に採れり。○好尚云此條も注解を缺れたり。また始めに本文を別に作られて。其綴り樣を記し措れたれば此所に錄し視すこと左の如し

北斗之神有雌雄。仲冬始建於子。節從一辰。雄左行。雌右行。仲夏合午謀刑。仲冬合子謀德。陰生於午。陽生於子。北斗所擊。不可與敵。大時者月建也。小時者斗杓也。大時迎者辱。背者強。左者衰。右者昌。小時東南則生。西北則殺。不可迎也。而可背也。不可左也。而可右也。其此之謂也。

此の條は天文訓に。彼此に錯亂散見せるを。衍文を去り。誤字を訂正し。集めて一章と爲たるなり（其の校正の樣はまづ、本に斗杓爲小歳、咸池爲大歳と有る咸池は魁にて、第一星より第四星までを云ひ、斗杓とは第五星より第七星までを云へるが、此を大歳小歳と有るは轉寫の誤なり、其は大歳とは歳星を云ひ、小歳とは太陰を稱ふこと、既に云へる如くなれば、同書の同篇にして、斯の如く二た樣に稱すべき謂なく、かつ歳星太陰は、毎歳を總司すれば、大歳小歳と云むこと其の理に叶へれど、北斗は毎節を司れば大歳小歳と云むこと其の理に叶はず、故是を以て本篇に、太歳迎者

辱云々、小歳東南則云々と有るを今は予が決斷をもて、大時小時と改めつ、然るは本篇に、なほ此之謂也と云へる文に連けて、大時者咸池也、小時者月建也と云へる文あり、此はもと疑なく大時者月建也、小時者斗杓也と、前文に大時小時と有りし文を釋せる文なりと聞ゆるに思ひ合せて辨ふべし、偖是の文の存せるに依りて、上文の大歳小歳を、大時小時の誤寫と知れるは此よなき賜物には有れど、此の文もまた小時者月建也と有るは訛なり、然るは大時やがて咸池なるが、謂ゆる雄神にて、左行しつゝ節建を爲せど、小時は謂ゆる雄神にて、右行はすれど、節建には立ざればなり、偖また咸池と云ふ名は別星の名にも有りて、紛はしければ、北斗の名には用ひずなむ、）

〔五十八〕北斗之所撃。不可與敵。天地以設分而爲陰陽。陽生於陰。陰生於陽。陰陽相錯。四維乃通。或死或生。萬物乃成。蚑行喙息。莫貴於人。孔竅肢體皆通於天。故舉事而不順天者。逆其生者也。

此の條も天文訓に撫ひ採りて載せり。

〔五十九〕天地開闢。元暦紀名。月首甲子。夜半冬至。歳起甲戌。日月五星。俱起牽牛初。仰觀天形。如車蓋。日月若合璧。五星如編珠。衆星窯々如連貝。太皞氏乃始。合故暦以爲之元。合朔章蔀之制。作於此時焉。

此の條は。發端より如連貝と云ふまで。尙書考靈曜に採れる中に。夜半の二字と歳起甲戌の四字は。己が意を以て補へり。（其由は下に謂ふを俟べし、）太昊氏云々は。春秋内事。易稽覽圖などに。天地開闢。五緯各居其方。至伏羲氏乃始合故暦以爲之元と有るを。考靈曜に合せ攷へて記し。合朔より以下は。周髀算經に。如合朔。古者包犧制作。爲暦度元之始。其の趙注に、聞包犧。立周天暦度。運章蔀之法と有るに依りて載せり。〇好尙云。此の以下都て註釋を缺れたれど。此の書に關係る事ども記し措かれたる草稿の中に。此の條に由ある事のみ撫ひ出て。今此處に附錄せり。見む人參考に備ふべし。さて太昊氏以前に暦法の固有せる事を少か論はでは末に思ひ惑ふべき節も有れば。今其の大略を云むに。まづ易

緯稽覽圖に。天地開闢。五緯各在二其方一。至二伏羲氏一乃合二故曆一以爲二元曆一とあり。（此の文は陶宗儀が說郛に引たるを再引たり、武英殿の聚珍板中に、稽覽圖の全本と覺しきが收れど、此の文は缺たり。）此の傳へに據れば。太昊氏より前に。既に故曆と稱ふ物有けり。故其の曆は誰か立けむと稽ふるに。此は彼の三五曆記に。元氣肇始有二神人一。號二天靈一と云る天皇氏にぞ有ける。其は春秋保乾圖に。天皇氏以二木德一王二天下一。子是斟二元陳一樞以立二易威一と有るは。宋均注に。威則也。法也。言下斟二酌元氣一陳中列樞機之行上也と云へる如く。謂ゆる紫微中宮より起る元氣と共に生出して。其の元氣を斟酌し。その運行の樣を察し、かつ天には五緯を安在し。地には五岳を陳列して。終古に動なき天地の樞機となし。生々化々する機變をもて易威と立たる義なれば。易曆ともに其の本まづ是に定れり。（此事なほ委くは太古傳を見て知るべし、其の深旨は中々に此に盡すへくも非ざれば、今は只その大略を云ふなり。）抑易法曆法その名こそ異れ。其の本はかく一機に起る道なるが故に。

其の理密合して相離れず。其は易とは繫辭傳に。生々之曰レ易とある如く。四時に陰陽五行の氣行はれて。生長收藏あるを云ふ語なるを。其の象を八卦に摸して。卽て易てふ名を用ひ。曆とはもと其の字を歷に作りて。集韵に經歷也と有る如く。生長收藏の易行はれつゝ。歲時の來歷ゆく趣を辨別するより云ふ名なるを以て知るへし。（是を以て易を云へば、曆法かならず是に從ひ、曆を云へば易法かならず是に從ふこと、左を云へは右これに從ひ、右を云へは左これに從ふに同じ、故に易を學ぶ者は必す曆をかね學び曆を學ぶ者は必ず易をかね學びて其の理を參考發明せでは、其の蘊奧を盡すこと能はず、但し曆とは云へど後世の曆法を云ふに非ず、今の謂ゆる元曆を云ふなり、易とは云へど世に用ふる周易を云ふに非ず、太昊の古易を云ふなり、此は別に著せる三易由來記及び太昊古易傳を見て知るべし。）然れば稽覽圖に。天地開闢五緯各在二其方一とは。五星各々その所々に列張して。自然に易曆の行はるゝを云へり。但し此を今姑く自然とは云ふなれど。實の自然に非ず。其の

易威を立たる天皇氏やがて天皇太帝なること」。既に云へる如くなれば」。即ち是の天帝なり。萬邦に授け賜はる、歳時の眞易眞暦にぞ有りける」是を以て淮南子天文訓に、紫宮者太一之居也、紫宮執斗而左旋、日行一度以周於天云々、また帝張四維運之以斗云々、陸賈新語の道基篇に、傳曰天生萬物以地養之、序四時調陰陽、次置五行、春生夏長秋收冬藏、一茂一亡潤之以風雨、曝之以日光、温之以節氣、降之以殞霜、位之以衆星、制之以斗衡、苞之以六合、羅之以紀綱云々など、惣て天帝の意行に係て道を說たり、是より舊き書のかゝる說等はなほ計ふるに暇あらず、實やわが師の眞暦考の「古の眞暦の事を云ひ」末に是ぞ此天地の始めの時に、皇祖神の造らして、萬の國に授け置給へる、天地の自づからの暦にして、人の巧みて作れるに非ざれば、八百萬千萬年を經行けども、少かも違ふふし無く、改むる勞きも無き眞の暦には有けると云れしを、或人の難めて、皇國の始の時と云はゞまづ然らむを天地の始めの時はいかなる皇祖神も知給ふ事に非ずと云へるを辨じて、此は例の漢籍に溺れたる甚狹き料簡なり、皇祖神は天地萬國にわたりて、萬の道を始め給へる大神にして、此の自づからの眞暦も萬國に通る事なり、皇祖神とは、伊邪那岐伊邪那美二柱の大神なり、此の大神は、天地の始めの時の神にして、萬國の萬の道を始め給ふ大神なり、此らの委き子細は、漢籍に惑へる尋常の學者の知る所に非ず「また世に謂ゆる神道者も知る所に非ず」、ただ漢籍の習氣を淸く洗ひ去たる古學者に非ずは知る事は能はじと云れき、天皇氏やがて伊邪那岐大神にませば、此の言まことに當れり、然れど今し漢ぶみを讀まぬ漢意の人また多く成ぬれは、今の我が說までを諾なりと云む古學者の世に有りや有らずや知らずかし」○さて至伏義氏乃合故暦以爲元暦とは。有の故より自然に行はるゝ暦に合せて。元暦を作爲せる義にて。尚書考靈曜に。元暦名月首甲子冬至と言ひ。漢書律歷志に。伏義甲子元歷と云ふ有れば。月々に名を設け。干支の名を設けしは此の時也けり。(然るに爾雅の釋天に。大歳在甲曰閼逢、乙曰旃蒙、丙

曰奚兆云々、大歲在子曰困敦、丑曰赤奮若、寅曰攝提格云々と云る類の干支の異名を、後の史類また古今原始などに、天皇氏初制干支之名と云ひて、此の異名どもは其の制と爲し、後に甲乙子丑などの名に改めたりと云へるは推量りの妄說也、）斯て其月名の由來を稽ふるに人皇氏の世迄は其名なく。唯に孟春仲夏季冬など云ひ來しを。彼六皇の頃より。始めて其の名等を設けて。其を太昊氏の當昔まで傳へ來れると所思たり。（三皇の世まで月名の無りしと云ふ故は、當世いまだ月の運りは無りしかばなり、此は皇國の古典を能く見む人は疑ひ有まじき事なり、然るを地皇氏の時に三辰を定め、三十日を一月と爲すなど云ふ事のあるは皆非傳なり、然して六皇などの世より月の名を設けしと云ことは、此の程すでに月の運りの有しことと我が神典の傳にて著ければなり、）其は彼の三墳に。伏羲氏因風而生。故風姓。皇策辭曰。承父居方。上升君位。三十一易草木。惟天至仁於草生月。雨降日河汎時龍馬負圖。神開我心。始畫八卦。自上而下。咸安其居。圖出後二十二易草木。木枯月作六書。後草木一易木王月始作甲曆。曆起甲寅と有るにて。太昊馭戎の當時すでに月の名ある事知られ。易草木。とは歲の易れる義なれば。幾度草木を易たる木王月。草生月木枯月など云へること著明なり。（右三墳の文今傳はる本に二所に出たるが、互に事の精粗あり、また後の誕妄と聞ゆる事も多かるを。彼此校合して其の眞文と思はるゝ文をのみ撫ひ取れり、上に引たりし路史の引文は稍異なり、木王月とは正月を云べく、草生月とは三月を云べく、木枯月とは十月を云なるべし、斯て其の餘の九箇月の月名の傳はらざるは甚をしき事なりかし、）然れば羅泌も。歲曆未著。鳥從而紀之哉。三墳書以一歲爲一易草木。蓋以草木一周禪爲之紀辨爾。今都波之人莫知四時之候。女貞之俗不知正朔紀年。但云已見草靑幾度。流求之國以月生死辨時。古以草木榮枯爲歲。儋崖觀禽獸產乳識時。占藷芋成熟紀歲。土番以麥熟爲歲首。宕昌黨項皆候草木以記時序。太古之世。中國之俗。有以與蠻夷同爾と云へり。（まことや此の說。師の

眞暦考に、天地の始めの時に、皇祖神の造らして萬の國に授け置給へる、天地の自らからの暦なりと云れし旨に相符ひて、此の眞暦の萬國に行はるる趣もいと能く知るゝ說にこそ〕さて一歲をしか十二に分て。こを某月某月と號けしは、天なる月の。大凡そ一年に十まり二度反り運る樣に準へて假に月とは云なれど。後の暦法の如く晦朔を合する法は有こと無く。(晦朔を合せて閏月を立ることは、唐堯の世より始めし事なり、其は下に云ふを候つべし〕元より四時に孟仲季と云ひ來れる、春の孟仲季を春三月となし。夏の孟仲季を夏三月となし。秋の孟仲季を秋三月となし。冬の孟仲季を冬三月と爲して。右の名等を命たるを。伏羲氏に至りて。斗柄の建を熟々觀て。八節を建分し。其をまた二十四節に分て。彼の毎月に二節づゝを屬し。爰に始めて十干十二支を作りて。方位にも歲月日時にも配せり。是の時なほ節季と天なる月の運とを合す法は立ざれば。其の孟春の月は立春の日より數へ始めて。雨水の節の終までを。三十日にまれ三十一日にまれ一月と定め。其の季冬の月は。小寒の日より數へ始めて大寒の終りまでを。三十日にまれ。三十一日にまれ一月と定めたりけり。〔仲春の月より仲冬の月に至る十月の定めも此に准へて知るべし、偖しか十まり二月にして彼の三百六十五日三時の一歲をば終たりけり〕さて干支の事を五行大義に。蔡邕月令章句云、大撓採五行之情、占斗機之所建。始作甲乙以名日謂之幹、作子丑以名月謂之支。故有支干名也と有れど委からず〔此の文に支干の作者を大撓と云るは蔡邕が誤なり、其の由は下に云ふべし〕然るは干支ともに。歲時にも方位にも配せれど。十干は左傳の疏に。日之先後無所分別、故作甲乙以紀之と云へる如く。四時に五氣の更王する趣より採りて。日の名に制れるが本なるを。歲時及び方位に用ふるは末なり。十二支は斗機の建しに依りて生長收藏ある趣を占ひて。方の名に制れるが本なるを。月日の名に用ふるは末なり。〔是を以て方には支を重く取り、日には干を重く取れり、生歲生月の干も有るを、其は取ずて、生日の干を取りて、其の德とする事も、干は日に主と爲

すが故なり。)

〔六十〕凡四時成歲。有春夏秋冬。名有孟仲季。以名十有二月。中氣以著時應。春三月中氣。雨水。春分。穀雨。夏三月中氣。小滿。夏至。大暑。秋三月中氣。處暑。秋分。霜降。冬三月中氣。小雪。冬至。大寒。閏無中氣。斗指兩辰之間。萬物春生。夏長。秋收。冬藏。天地之正四時之極。不易之道也。

(天文十二ノオ朔氣中氣ノヿアリ。曆二ノ四四オ天地之云々トアリ(ウニモアリ)

〔六十一〕天度者所以制日月之行也。行有分紀。周有道理。日行一度。月行十三度。七十六分度之二十八。二十九日。九百四十分日之四百九十九而爲月。以十二月爲歲。而歲有餘十日九百四十分日之八百二十七。故五歲再閏。十九歲而七閏。立端於始。表正於中。推餘於終。而天度畢矣。

(玉上ノ十八オヨリ二十ノオ〇玉二ノ二ウ〇曆二ノ十一ウ曆四ノ十八ウ又十七オ、歲年ノヿ、歲ノ朝中タルヿ、同四ノ廿四ウ〇古六ノオウヨリ、古二ノ十六ノオウヨリ古二ノ十六オ天文下ノ五十一オウ)

此條は淮南子天文訓の文と。素問六節藏象論の文とを合せ考へて記せり。

〔六十二〕天有十二次。日月之所躔也。自斗十一度。至婺女七度。爲星紀。於辰在丑。斗建在子。自婺女八度。至危十六度。爲玄枵。一曰天黿。於辰在子。斗建在丑。自危十七度。至奎四度。爲豕韋。一曰娵訾。於辰在亥。斗建在寅。自奎五度。至胃六度。爲降婁。於辰在戌。斗建在卯。自胃七度。至畢十一度。爲大梁。於辰在酉。斗建在辰。自畢十二度。至東井十五度。爲實沈。於辰在申。斗建在巳。

(律ノヿ古二ノ二オウ、天文下ノ四十五オウ星回于天ノヿ〇玉一ノ廿二ウ〇玉二ノ五十ウヨリ五十三ウマデ、)

此條及び次條は。晉の皇甫謐が帝王世紀に。自天地設闢。未有經界之制。三皇尙矣。諸子稱。神農之王天下。地東西九十萬里。南北八十一萬里。及黃帝受命。始作舟車。以濟不通。乃推分星次。以定律度と云ひて。此の本文を綴れるを採れり。(但し帝王世紀、世に存や亡や、余未だ

の書を見す、此は後漢書郡國志の劉昭が補注に引たるを取れり、然るに本書に、一次ごとに、於レ辰在レ丑などの下に、謂二之赤奮若一など十二支の異名を記せれど、此は既に論ふ如く、己が取ざる所なれば删り去て、また一次ごとに今吳越分野、今齊分野など記せれど、是も余が取ざる所なれば删り去たり、其由は下に論ふを俟べし〕

〔六十三〕自二東井十六度一至二柳八度一爲二鶉首一。於レ辰在レ未。斗建在レ午。自二柳九度一至二張十七度一爲二鶉火一。於レ辰在レ午。斗建在レ未。自二張十八度一至二軫十一度一爲二鶉尾一。於レ辰在レ巳。斗建在レ申。自二軫十二度一至二氐四度一爲二壽星一。於レ辰在レ辰。斗建在レ酉。自二氐五度一至二尾九度一爲二大火一。於レ辰在レ卯。斗建在レ戌。自二尾十度一至二斗十度一爲二析木一。於レ辰在レ寅。斗建在レ亥。一次三十度。三十二分度之十四。

此條も帝王世紀に採れること。前條に委く謂へるが如し。

〔六十四〕月有二九行一。赤道二。出二黃道南一。黑道二出二黃道光道中道トモ云フ玉二ノ四十九オ北一。白道二出二黃道西一。青道二出二黃道東一。併二黃道一爲二九行一。立春々分月從二東青道一。立秋々分從二西白道一。立夏々至從二南赤道一。立冬々至從二北黑道一。天有二四表一。月有二三道一。聖人知レ之。

(玉二ノ四十五オヨリ九道術。四十八オ妙也、○古四ノ四十七ウ四十八オ、天文下ノ十四ウ十五六○古曆一ノ廿一オ、曆二ノ十二オ同廿三ウヨリ、古六ノ十四オウ三十五オウ)

此條は龍魚河圖に採れり。

〔六十五〕日月東行。而日行遲。月行疾。日日行一度。月日行十三度。十九度分之七。二十九日有餘。而月行レ天一周。與レ日會。而月或在二日道表一。或在レ裏。則不レ食。月與レ日同道。乃食。月食始日。五月者七。六月者一。五月復一。六月者五。而五月者一。凡一百三十五月。而復始。故月食常也。日食爲レ不レ臧也。日食國君。月食將相當レ之。

(古一ノ六ウヨリ七オ、古四ノ三ウ四オ、天首天尾、○玉二ノ十四ウ月食ノ衝ヲ以テ日ノ所在ヲ知ル、○天文上ノ六十二オウ、同八十ノオウ、○天文下ノ十八ウ同下ノ五十二オヨリ、○玉一ノ廿一オウ十月之交、廿二オウヨリ、○玉一ノ廿三ウ玉三ノ三十七ウ食〕

〔六十六〕冬至晝極短。「日出レ辰而入レ申。」夏至晝極長。「日出レ寅而入レ戌。」故冬至從二坎陽一在レ子。夏至從二離陰一在レ午。冬至之後日右行。夏至之後日左行。左者往。右者來。故月與レ日合爲二一月一。日復レ日爲二一日一。日復レ星爲二一歳一。十九歳爲二一章一。四章爲二一蔀一。七十六歳。二十蔀爲二一紀一。一千五百二十歳。三紀爲二一元一。四千五百六十歳。

（古四ノ廿ウ）

此の條は周髀算經と天文訓とを合せ考へて記せり。

好尙云此の章始めに十九歳爲二一章一と云ふより己下を本文と爲られて。其の綴り樣を記し措かれたる草稿あり。今附錄して視す事左の如し。○此の條は周髀算經に採れり。然るは此の事。史漢の歷志及び緯書等にも出たれど。事の因に云へる耳にて。斯の如く次第の整へる文の無ればなり。（但し十九歳を章と云のみは異說無れど、蔀以下の名例に異說あり、其は乾鑿度に、七十六爲二一紀一、二十紀爲二一蔀首一と云ひ、周髀の原文には、二十蔀爲二一遂一、三遂爲二一首一と言ひ、漢志には、十九歳を章と云るは固よりにて、四章を蔀と云ひ、二十蔀を紀といひ、三紀を元と云ひて、時以分レ之、歳以周レ之、章以明レ之、蔀以部レ之、紀以記レ之、元以原レ之と云へり、事は同くて互に號の異れるなり、後世の曆家多く漢志の紀號を用ふれば、今は其に據りて本文に其の號を定め下に諸書を引出るにも紀號をば總て今用ふる紀號に改めて引たり、其は事の混錯を厭へばなり、見む人訝ること勿れ。）

〔六十七〕五德之數。立二木金火水土五一。各三百四歳。五德運行。日月開闢甲子。爲二蔀首一七十六歳。次得二癸卯蔀一七十六歳。次壬午蔀七十六歳。次辛酉蔀七十六歳。凡三百四歳木德也。主二春生一

是より下六條は周髀の趙君卿が注に引たる乾鑿度の文を再引たるなり。（今傳はる乾鑿度の本に、孔子曰至德之數、立二木金水火土德一、合三百四歳五德備、一紀七十六歳因而四レ之爲二三百四歳一云々と有れど注文多く混入せるが上に、畧文にして聞えがたし。）春秋命歷序に。入レ元三百四歳爲二德運一と有るも此の義にて。各三百四歳の間を五行の德

の更々運行する由なり。日月開闢甲子と云ふ語義は既に初めに說たりき。太昊氏の暦を作るに。其の甲寅歲の前年癸丑歲の。冬至に入る日は。日月倶に子の方位に會せれば。此の日に甲を配して蔀首と爲たる由にて。甲子は干支の初め。其の冬至は諸蔀の首なる故に蔀首とは謂ふなり。蔀字は周髀注に蔀之言齊同日月之分爲一蔀也と云へるが如し。さて此の一蔀七十六歲は。前條に謂ゆる一紀にて。彼の四歲にして千四百六十一日なる十九部たる歲數にて。積二萬七千七百五十九日あり(其は三百六十五日八分の日數を總ては、二萬七千七百四十日と六百八分なるを、一日三十二分の日法をもて日に直せば、十九日なるを合せて、二萬七千七百五十九日と成なり。)かくて此の七十六歲を甲子蔀と云ふを始め。癸卯壬午辛酉など蔀名とせる事は。其の歲々の冬至に入る日の干支を以て名けし物なり。故玆に其の推法の例を著さむに。まづ甲子蔀の初年。甲寅歲の前。癸丑歲の甲子冬至の日より。三百六十五日八分を甲子にて六甲子三百六十日を拂へば殘り五日八分は甲子より己巳に至る。是の己巳は其の甲寅歲の冬至。次乙卯歲の首なり。(凡て冬至は次年の歲首なること、上にも既に云へる事なり。)故是を以て。其の己巳冬至の日より六己巳三百六十日を拂ふに。殘り五日八分は己巳より甲戌に至る。是の甲戌は其の乙卯歲の冬至。次丙辰歲の首なり。故其の甲戌冬至の日より。六甲戌三百六十日を拂へば。殘り五日八分は甲戌より己卯に至る。是の己卯は其の丙辰歲の冬至。次丁巳歲の首なり。(こゝに於て三年すべて三八二十四の餘分あり。)故其の己卯冬至の日より六己卯三百六十日を拂ふに。殘り五日八分は己卯より甲申に至るを。上三年の餘り二十四分と。總て三十二分にて一日と爲れば。其の甲申の翌日乙酉は。其の丁巳歲の冬至。次戊午歲の首なり。然れば甲寅。乙卯。丙辰の三歲は三百六十五日の年にして。四年の丁巳歲は三百六十六日の年なり。(前條淮南子の文に、四歲而積千四百六十一日、而復合と有るは即この義を云へるなり。)さて斯の如く次々四年め每に復合しつゝ冬至を定むる事。四年づゝ凡て十九復して七十六歲これ甲子蔀なり。

〔前條に七十六歳、而日月復以ニ正月一入ニ營室五度一無ニ餘分一とある謂に依りて、七十六歳を一蔀とは定めしなり。〕次に癸卯蔀は。甲子蔀七十六歳の末年己巳歳の冬至は癸卯なるを蔀名となし。次に壬午蔀は癸卯蔀七十六歳の末年。乙酉歳の冬至は壬午なるを蔀名となし。次に辛酉蔀は壬午蔀七十六歳の末年、辛丑歳の冬至は辛酉なるを蔀名と爲たるなり。〔凡て歳々の冬至を知る法、上に記せる四年の如くなるが、猶其の捷徑を載さば、六々三百六十日を數へ去て、殘り五日八分の干支を推て知る事は定れる法なれば、三百六十日を數ふる事を止めて、譬へば癸卯蔀七十六歳の冬至を知るには、癸卯より六日數へて戊申に當るを、癸卯蔀の初年庚午歳の冬至なりと知り、戊申より六日數へて癸丑に當るを、第二辛未歳の冬至と知り、癸丑より六日數へて戊午に當るを、第三壬申歳の冬至と知り、第四癸酉歳の冬至は戊午より七日數へて甲子に當るを冬至と知る、次々此の如く蔀首の干支より始めて三年は六日數へ、四年めは七日數へて定むるに、幾萬歳にても過つことなし。〕さて四蔀凡て三百四歳を木德と云ふことは。甲子蔀その初首に在るが故にて。此の三百四年が間は。春氣の萬物を發生する氣の運行する由なり。

〔六十八〕次ニ庚子ノ蔀七十六歳。次ニ己卯ノ蔀七十六歳。次ニ戊午ノ蔀七十六歳。次ニ丁酉ノ蔀七十六歳。凡テ三百四歳ハ金德也。主ル秋成ヲ。

庚子蔀は。上の辛酉蔀七十六歳の末年。丁巳歳の冬至は。庚子なるを蔀名となし。次に己卯蔀は庚子蔀七十六歳の末年。癸酉歳の冬至は己卯なるを蔀名と爲し。次に戊午蔀は。己卯蔀七十六歳の末年。己丑歳の冬至は戊午なるを蔀名と爲し。次に丁酉蔀は戊午蔀七十六歳の末年。乙巳歳の冬至は丁酉なるを蔀名と爲たり。〔その推法並びに上に出せるに同し。〕さて四蔀凡て三百四歳と金德と稱ふ事は。庚子蔀その初首に在るが故にて。此の三百四年が間ば。秋氣の萬物を成收する如き氣の運行する由なり。

〔六十九〕次ニ丙子ノ蔀七十六歳。次ニ乙卯ノ蔀七十六歳。次ニ甲午ノ蔀七十六歳。次ニ癸酉ノ蔀七十六歳。凡テ三百四歳ハ火

德也。主夏長。

丙子蔀は上の丁酉蔀七十六歳の末年。辛酉歳の冬至は丙子なるを。蔀名と爲し。次に乙卯蔀は。丙子蔀七十六歳の末年。丁丑歳の冬至は乙卯なるを蔀名となし。次に甲午蔀は乙卯蔀七十六歳の末年。癸巳歳の冬至は甲午なるを蔀名となし。次に癸酉蔀は。甲午蔀七十六歳の末年。己酉歳の冬至は癸酉なるを。蔀名と爲たり。(その推法は、並びに上に出せるに同じ)さて四蔀凡て三百四歳を。火德と云ふ事は。丙子蔀その初首に在るが故にて。此の三百四年が間は。夏氣の萬物を長養する如き氣の。運行する由なり。

(七十)次壬子蔀七十六歳。次辛卯蔀七十六歳。次庚午蔀七十六歳。次己酉蔀七十六歳。凡三百四歳水德也。主冬藏。

壬子蔀は。上の癸酉蔀七十六歳の末年。乙丑歳の冬至は。壬子なるを蔀名となし。次に辛卯蔀は。壬子蔀七十六歳の末年。辛巳歳の冬至は辛卯なるを。蔀名と爲し。次に庚午蔀は。辛卯蔀七十六歳の末年。丁酉歳の冬至は庚午なるを。蔀名となし。次に乙酉蔀は。庚午蔀七十六歳の末年。癸丑歳の冬至は己酉なるを。蔀名と爲たり。(その推法は、並びに上に出せるに同じ)さて四蔀凡て三百四歳を。水德と云ことは。壬子蔀その初首に在るが故にて。此三百四年が間は。冬氣の萬物を包藏する如き氣の。運行する由なり。

(七十一)次戊子蔀七十六歳。次丁卯蔀七十六歳。次丙午蔀七十六歳。次乙酉蔀七十六歳。凡三百四歳土德也。主致養。

戊子蔀は上の己酉蔀七十六歳の末年。己巳歳の冬至は戊子なるを。蔀名となし。次に丁卯蔀は。戊子蔀七十六歳の末年乙酉歳の冬至は丁卯なるを蔀名となし。次に丙午蔀は丁卯蔀七十六歳の末年。辛丑歳の冬至は丙午なるを蔀名となし。次に乙酉蔀は丙午蔀七十六歳の末年。丁巳歳の冬至は乙酉なるを蔀名と爲たり。(その推法は並びに上に出せるが如し)さて四蔀凡て三百四歳を土德と稱ふ事は戊子蔀その初首に在るが故にて。此三百四年が間は。土王氣の萬物を致養する如き氣の運行する由なり。

〔七十二〕其德四正子午卯酉。而期二四時一焉。凡一千五百二十歳終二一紀一復二甲子一。故謂二之紀一。五德者所下以論二天常一志中長久上也。

上の件木德は。甲子癸卯壬午辛酉の四蔀。金德は庚子己卯戊午丁酉の四蔀。火德は丙子乙卯甲午癸酉の四蔀。水德は壬子辛卯庚午己酉の四蔀。土德は戊子丁卯丙午乙酉の四蔀共に。北子南午東卯西酉四正方の支等なるが。四時を期して運行し。(但し此の五德運行の次第すべて相剋なるは、帝王の五運の相生するとは異にして、天地の五運は相□りて事の成る深き由縁の有ればなり。)二十蔀凡て一千五百二十歳。癸酉に終るを一紀と云ふ。上元また天元とも稱ふは是なり。(此の上元の末年癸酉歳は、皇美麻邇々藝命の千五百七十四年に當り、彼の國は殷小甲が十七年に當れり)さて終二一紀一復二甲子一とは。歳の干支の甲子に復すと云ふには非ず。冬至の干支のまた甲子蔀に復する義にて。乙酉蔀の末年癸酉歳の冬至は甲子にて。次甲戌歳の首なり。是より甲子蔀に入りて。歳の干支こそ違へ。二十蔀次第の如く相續して。一千五百二十歳を終ること上元に同じ。此を中元とも地元とも稱ふ。(此の中元の末年に癸巳にて。垂仁天皇の六十二年に當り。彼の國は前漢の武帝が建武九年に當れり。)斯て中元乙酉蔀の末年癸巳歳の冬至は甲子にて。次甲午歳の首なり。是より復甲子蔀に入りて。歳の干支こそ違へ。二十蔀次第の如く相續して。一千五百二十歳を終ること上の二元に同じ此を下元とも人元とも稱ふ。是にて三元凡て四千五百六十歳なり。(此の下元の末年は後奈良院天皇の天文二十二年に當り、彼の國は明世宗が嘉靖三十二年に當れり。)さて下元乙酉蔀の末年癸丑歳の冬至は甲子にて次甲寅歳の首なり。是より復上元甲子蔀に入りて三元相續し。終りてまた日月辰倶に。甲寅元に復すること。終古に環の端なきが如し。(此の甲寅上元の初めは、即後奈良院天皇の天文二十三年なり、是の天保三壬辰歳に至りて、二百七十八年なり、なほ末長しや。)凡二十蔀。一千五百二十歳の日數。總て積五十五萬五千百八十日是の一元を三合せて。積百六十六萬五千五百四十日これ三元の日數なり。

〔七十二〕孝安天皇四十一年。歳在己巳。仲冬戊子朔旦冬至。自此而來。朔始生差。每三百四年。而一日退。自孝元天皇十五年。歳次辛丑。丙午冬至而來。氣始生差。每百二十年。而一日退。是故斗曆改憲。以其戊子朔旦冬至。爲朔元。以其丙午冬至爲氣元。朔以二十九日三千七百六十分日之千九百九十五求之。望以十四日七千五百二十分日之五千七百五十五求之。氣以十五日二千八百八十分日之六百二十九求之。平朔平氣終古不失矣。

葛仙翁傳上卷

大壑　平篤胤謹撰

葛洪字稚川丹楊句容人也。(先祖一丹楊句容)その著されたる子書の。外篇自叙卷に曰く。抱朴子者姓葛名洪字稚川。丹陽句容人也其先葛天氏。蓋古之有天下者也。後降爲列國因以爲姓焉。(司馬貞が三皇本紀に、天地初立有天皇氏、澹泊無所施爲、而自化、次地皇氏、次人皇氏、自人皇已後云々と、十七氏を擧たる中に、葛天氏も有て、斯蓋三皇已來、有天下者之號、とあり、恬澹無爲に、天下を治れる由にて、葛天氏の政、と諸書に稱せり)洪曩祖爲荊州刺史。王莽之簒君之時。棄官而歸。與東郡太守翟義共起兵。將以誅莽。爲莽所敗遇赦免禍。遂稱疾自絕於世。莽以君宗强慮終有變。乃欲君於瑯琊君之子浦。盧起兵以佐光武。有大功。光武踐祚。以盧爲車騎。又遷驃騎大將軍。封下坏僮縣侯。食邑五千戶。開國初侯之弟文。隨侯征討屢有大捷。而官以文私從兄行無軍名。遂不爲論侯曰弟與我同冢矢石。瘡痍周身傷失右眼。不得盡寸之報。吾乃重金累紫何心以安。乃自表乞轉封於弟。漢朝欲成君高義。故特聽焉。文辭不獲已受爵爲驃騎。營立宅舍於博望里。于今基兆石礎存焉。又分割租秩以供奉。吏士給如二君焉。侯殷勤止之。而不從侯曰此吏煩役國人。何以爲讓。乃託他行。遂渡江而家于句容。躬耕以典籍自娛。又累使奉迎。侯終不還。又令人守護博望宅舍。以冀侯之反。至于累世無居之者。とあり。(此文本書に甚く寫誤あり、今訂正して引たり、本書を熟く讀まむ人は、此訂正に疑あらじとぞ思ふ、)さて此は祖先の出自。および丹陽の句容に住せる由緒を述たるなり。丹陽句容は。地理志に。

祖系吳大鴻臚(葛系二)

自叙卷に云く。洪祖父學無不涉究測精。文藝之高一時莫倫。有經國使才。仕吳歷宰海鹽臨安山陰縣。入爲吏部侍郎御史中丞廬陵太守吏部尙書太子少傅中書大鴻臚侍中光祿勳輔吳將軍。封吳壽縣侯とあり。

父悌呉平後人晉爲邵陵太守。（葛悌三）

自叙卷に云く。洪父以孝友聞。行爲士表。方冊所載罔不窮覽。仕呉五官郎中正建城南昌二縣令中書郎廷尉平中護軍。拜會稽太守。未辭而晉軍順流西境不守。博簡秉文經武之才。朝野之論僉然推君。於是轉爲五郡赴警大都督。給親兵五千總統征軍。戍遏疆埸。天之所壞人不能支。故主欽若九有同賓。君以故官赴除郎中。稍遷至太中大夫。歷位大中正肥鄉令。縣戶二萬舉州最治德化尤異。恩洽刑清野有頌聲。路無姦跡。不佃公田。越界如市。秋毫之贈不入于門。紙筆之用皆出私財。刑厝而禁止不言而化行。以疾去官。發詔見用爲呉郎中令。正色弼違。進可替否。舉善彈枉。軍國肅雍。遷邵陵太守。卒於官。とあり

洪少好學。家貧躬自伐薪。以貨紙筆。夜輒寫書誦習。（生年家貧四）

自叙卷に云く。洪者君之第三子也。生晚爲二親所嬌饒。年十有三而慈父見背。夙失庭訓。饑寒困瘁。躬親耕穡。承星履草。密勿疇襲。又累遭兵火。先人典籍蕩盡。農隙之暇無所讀。乃負笈徒步行借。又卒於一家少得全部之書。益破功。日伐薪賣之。以給紙筆。就營田園。處以柴火寫書。坐此之故。不得早涉藝文。常乏紙。每所寫反覆有字。人鮮能讀者也。とあり。

遂以儒學知名。（儒學五）

自叙卷に云く。竟所披涉自正經諸史百家之言。至短雜文章近萬卷。既性闇善忘。又少文意志不專。所識者甚薄。亦不免惑。而著述時猶得有所引用。竟不成純儒。不中爲傳授之師。其河洛圖緯一視便止。不得留意也。不喜星書及算術九宮三棊太一飛符之屬。人了不從焉。由其苦人而少氣味也。晚學風角望氣三元遁甲六壬太一之法。粗知其旨。又不研精。亦計此輩率是爲人用之事。同出身情無急。以此自勞役。不如省子書之有益。遂又廢焉。

性寡欲。無所愛翫。不知棊局幾道。樗蒱齒名。（寡欲バクチヲシラズ）

自叙卷に云く。洪見魏文帝典目。自叙末及彈棊擊劍之事。有意於略說所知。而今將具言所

不閑焉。洪體鈍性駑。寡所玩好。自總髮垂髫。又擲瓦手搏。不及兒童之群。未嘗鬪鷄走狗馬。見人博戲。了不目盼。或強牽引觀之。殊不入神。有若晝睡。是以至今不知碁局上有幾道樗蒲齒名。亦念此輩末伎亂意思。而妨日月。在位者損政事。儒者則廢講誦。凡民則忘稼穡。商人則失貨財。至于勝負未分。交爭都市。心熱于中。顏愁於外。名之爲樂。而實煎悴。喪廉恥之操。興爭競之端。相取重貨。密結怨隙。昔宋閔公吳太子致碎首之禍。生叛亂之變。伏滅七國。幾傾天朝。作戒百代。其鑒明矣。每觀戲者。慙恚交集。手足相及。醜詈相加。絕交壞友。往々有焉。怨不在大。亦不在小。多召悔吝。不足爲也。仲尼雖有晝寢之戒。以洪較之。洪實未許其賢于晝寢。何者晝寢但無益。而未有怨恨之忿鬪訟之變。聖者猶韋編三絕。以勤經業。凡才近人。安得兼修。惟諸戲盡不如示一尺之書。故因本不喜而不爲。蓋此俗人所親焉。少爲人木訥。不好榮利。閉門却掃。未嘗交游。（交遊セズ七）

自敍卷云に、洪稟性尫羸。兼之多疾。貧無車馬。不堪徒行。行亦性所不好。又患弊俗捨本逐末。交游過差。故遂撫筆閑居。守靜蓽門。而無趨所之從。至於權豪之徒。雖在密跡。而莫或相識焉。衣不辟寒。室不免漏。食不充虛。名不出戶。不能憂也。貧無僮僕。籬落頓決。荊棘叢於庭宇。蓬莠塞乎階霤。披榛出門。排草入室。論者以爲意遠忽近。而不恕其乏役也。

世人多慕豫親之好。推闇至之密。洪以爲知人甚未易。上聖之所難。浮雜之交。口合神疕。無益有損。雖不能如朱公叔一旦絕之。且必須清澄詳悉。乃處意焉。又爲此見憎者甚衆。而不改也。

至患近人或恃其所長。而輕人所短。洪忝爲儒者之末。每與人言。常度其所知。而論之。不強引之以造彼所不聞也。及與學士有所辨識。每擧綱領。若値惜短難解。心家但粗說意之與向。使足以發悟而已。不致若嘿。使彼率不得自還也。彼靜心者詳所思之。則多自覺

而得之者焉。度不與言者。雖或有問。常辭以不知。以免辭費之過也。洪性雖不好干煩官長。自少及長。曾救知己之抑者數人。不得有言於在位者。不忍見其陷於非理。密自營之耳。然其人皆不知洪之恤也。至於糧用窮匱。急合湯藥。則喚集閭伯。或見濟亦不讓也。受人之施。必皆久久漸有以報之。不令覺也。非類則不妄受其饋致焉。洪所食有旬日之儲。則分以濟人之乏。若俱自不足亦不割己也。不為皎皎之細行。不治察察之小廉。

村里凡人之謂良善者。用時或齎酒殽。候洪雖不儔匹。亦不拒也。後有以答之。亦不登時也。洪嘗謂史雲不食於昆弟。華生治潔於昵客。蓋邀名之僞行。非廊廟之遠量也。

洪尤疾無義之人。不勤農桑之本行。而慕非義之姦利。持鄉論者。則賣選舉以取謝。有威勢者。則解符疏以索財。或有罪人之賂。或枉有理之家。或為逋逃之藪而饗亡命之人。或挾使民丁。妨以公役。或強收錢物以求貴價。或占錮市肆。奪百姓之利。或割人田地。劫孤弱之業。惚恫官府之間。以窺掊克之益。內以誇妻妾。外以釣名位。其知此者不與交焉。由是俗人憎洪疾己。自然疏絕。故巷無車馬之跡。堂無異志之賓。庭可設雀羅。而几筵積塵焉。

洪自有識逮以將老。口不及人之非。不說人之私。乃自然也。雖僕豎有所短所羞之事。不以戲之也。未嘗論評人物之優劣。不喜訶譴人交之好惡。或為尊長所逼問。辭不獲已。其論人也。則獨舉彼體中之勝事而已。其論文也。則撮其所得之佳者。而不指摘其病累。故無毀譽之怨。貴人時或問官吏民甲乙何如。其清高閑能者。洪指說其快事。其貪暴闇塞者。對以偶不識悉。洪由此頗見譏責。以顧護太多。不能明辨臧否。使皂白區分。而洪終不敢改也。每見世人有好論人物者。比方倫匹。未必當允。而褒貶與奪或失準格。見譽者自謂己分。未必信德也。見侵者則恨之。入骨劇於血讎。洪益以為戒。遂不復言及士人矣。雖門宗子弟。其稱兩皆以付邦族。不為輕乎其價數也。

於二餘杭山一。見二何幼道。郭文擧一。日擊而已。各無レ所レ言。（餘杭山八）

餘杭山は地理志に。□

何幼道は。外戚傳に。何準字幼道。穆章皇后父也。高尚寡欲。弱冠知レ名。州府交辟並不レ就。兄充爲二驃騎將軍一。勸二其令仕一。準曰第五之名何減二驃騎一。準兄弟中第五故有二此言一。充居二宰輔之重一權傾二一時一。而準散帶衡門不レ及二人事一。微拜二散騎一。即不レ起。年四十七卒。升平元年追贈二金紫光祿大夫一。封二晉興縣侯一とあり。（穆章皇后とは、東晉の第五世穆帝と云しが后なり、然れば何準は、外戚國舅の人なれば、世の榮利を好む心有むには、何ほども昇進すべきを、生涯辟に就ざりしは、實に高尚寡欲の人なりけり、其の兄なる何充が傳も別に有て、此は甚く榮利を貪れる、最善からぬ人なり）郭文擧は隱逸傳に。郭文字文擧。河內軹人也。少愛二山水一。尚二嘉遯一。年十三每游二山林一。彌レ旬忘レ反。父母終服畢不レ娶。辭レ家游二名山一。歷二華陰之崔一。以觀二石室之石函一。洛陽陷。乃步擔。入二吳興餘杭一。大辟山中窮谷。無人之地一。（洛陽とは、謂ゆる西晉の世まで、舊く都せる所なるが、□帝と云しが□年と云ける年に、□の□と云ふ者に攻陷られて、□帝は殺されたりき、故其處を去れるなり）倚レ木於レ樹。苫覆二其上一而居焉。亦無二壁障一。時猛獸爲レ暴入レ屋害レ人。而文獨宿十餘年。卒無二患害一。恒著二鹿裘葛巾一。不レ飲二酒食一。區種二菽麥一。採二竹葉木實一。貿レ鹽以自供。嘗有二猛獸一忽張レ口向レ文。文視二其口中一有二橫骨一。乃以レ手探二去之一。猛獸明旦致二一鹿於其室前一。餘杭令顧颺與二葛洪一共造レ之。而携與俱歸。颺以二文山行一。贈以二皮衣韋袴褶一具一。文不レ納。辭歸二山中一。颺追遣二使者一置二衣室中一而去。文亦無レ言。韋衣乃至レ爛二于戶內一。竟不二服用一。（顧颺が事は、顧衆傳に附して別に傳なし、即顧衆が從弟にて、成帝が咸和中に、蘇峻と云も、亂を起せるを、顧衆と共に義兵を興して、功有し人なり、此の事王舒傳にも委く見えたり、）王導聞二其名一。遣レ人迎レ之置二于西園一。於レ是朝士咸共觀レ之。文頹然踑踞傍若レ無レ人。溫嶠嘗問レ文曰。人皆有二六親一相娛。先生棄レ之何樂。

飢而思食、壯而思室。自然之性。先生安獨無情乎。文曰、思由憶生、不憶故無情。又問曰、猛獸害人、人之所畏、而先生獨不畏邪。文曰、人無害獸之心、則獸亦不害人。又問曰、苟世不寧身不得安、今將用先生以濟時若何。文曰、山草之人安能佐世。文常稱不達來語天機鑒玄。莫有圖其門者。溫嶠常稱曰、文有賢人之性、而無賢人之才。柳下梁踦之亞乎。（王導溫嶠ともに、東晋の世の名臣にして、各々別に本傳あり、晋書に就て見べし。）永昌中大疫、文病亦殆。王導遺藥、文曰、命在天、不在藥也。天壽長短時也。居導園七年、未嘗出入。一旦忽求還山、導不聽。後逃歸臨安、結廬舍於山中。臨安令萬寵迎置縣中。及蘇峻反破餘杭。而臨安獨全。人皆異之、以爲知機。自後不復語、但擧手指麾、以宣其意。病甚、求還山、欲枕石安尸、不令人殯葬。寵不聽。不食二十餘日亦不瘦。寵問曰、先々復可得幾日。文三擧手。果以十五日終。寵葬之於所居之處、而祭哭之。葛洪庾闡並爲作傳贊、頌其美云。とあり。（庾闡は文苑傳に好學九歲能屬文と有りて、散騎侍郎に、大著作を領し行正しく名高き文者也時或尋書問義、不遠數千里。崎嶇冒涉、期於必得。遂究覽典籍。（千里ヲ遠トセズ九）

尤好神仙導養之法。（好神仙道十）

此法を修爲することは。黃帝より創まり。老子に大成せること。「上の二傳に。具に注し辨へたる如くなるが。仙翁の傳ふる所は。彼二老の傳法の上に。なほ諸仙の方術をも合せて。集成せるにて。其傳統を尋ぬれば、左元放これを神人に受て。葛孝先に傳へ、孝先これを鄭思遠に傳へ、思遠これを仙翁に傳へたるにぞ有ける。（然れば仙翁の子書に述るところは、萬仙の純萃法を集たるなること、先つこゝに心留て在べし。）其には金丹卷に。昔左元放於天柱山中。精思而神人授之金丹仙經。會漢末亂。不遑合作。而避地來渡江東。志欲投名山以修斯道。（左元放とは、左慈字元放なり、其の傳下に注すを見べし、）余從祖仙公又從元放受之。凡受大淸丹經三卷。及九鼎丹經一卷。金液丹經一卷。（此の三經の事は、黃帝老

子の傳に既に注へりき、從祖とは葛孝先を云ふ、次節に其傳を註するを見べし、）余師鄭君者。則余從祖仙公之弟子也。又於從祖受之。而家貧無用買藥。余親事之灑掃積久。乃於馬迹山中立壇盟受之。幷諸口訣之不書者。然余受之已二十餘年矣。貲無儋石無以爲之。但有長歎耳。と有るにて知べし。（鄭君とは、鄭隱字思遠をいへり、第十二節に、其傳を註すを見べし、）

さて左元放が事は。仙翁の神仙傳に。左慈字元放廬江人也。明五經兼通星氣。見漢祚將衰天下亂起。乃歎曰。値此衰亂官高者危財多者死。當世榮華不足貪也。乃學道尤明六甲。能役使鬼神坐致行厨。精思於天柱山中得石室中九丹金液經。能變化萬端。不可勝記。魏曹公聞而召之。閉一石室中使人守視。斷穀期年。乃出之顏色如故。曹公自謂。生民無不食道。而慈乃如是。必左道也。欲殺之。慈已知求乞骸骨。曹公曰何以忽爾。對曰欲見殺。故求去耳。公曰無有此意。公却高其志不苟相留也。乃爲設酒曰今當遠曠。乞分杯飲酒。公曰善。是時天寒溫酒尚熱。慈拔道簪以撓酒須臾道簪都盡如人磨墨。初公聞慈求分杯飲酒。謂當使公先飲以與慈耳。而拔道簪以畫杯酒中斷其間相去數寸。即飲半半與公。公不善之。未卽爲飮。慈乞盡自飲之。飲畢以杯擲屋棟。杯懸搖動似飛鳥。俯仰之狀若欲落而不落。擧坐莫不視杯。良久乃墜。既而已失慈矣。（曹公とは魏の曹操を云ふ、其の子文帝が時に謚して、武帝と稱せるは是也、曹操元より儒道を學びて、姦雄の才は有し人なれど、仙道を知らざる故に、元放が所爲を、左道ならむと思へる也、左道とは、邪道また妖道など云ふが如し、骸骨を乞ふとは、退去せむ事を請ふを云ふ、道簪とは道士の用ふる簪也、其製は遵生八牋に見えたり、）詩問之還其所居。曹公遂益欲殺慈。試其能免死否。乃敕收慈。慈走入群羊中。而追者不分。乃數本羊果餘一口。乃知是慈化爲羊也。追者語主人。意欲得見先生暫還無怯也。俄而有大羊前跪而曰爲審爾否。吏相謂曰此跪羊慈也。欲收之。於是群羊咸向吏言曰爲審爾否。由是

吏亦不復知慈所在乃止。後有知慈者告曹公。公又遣吏收之得慈。慈非不能隱。故示其神化耳。

於是受執入獄。獄吏欲拷掠之戶中有一慈。戶外亦有一慈。不知孰是。公聞而愈惡之使引出市殺之。須臾忽失慈所在。乃閉市門而索。或不識慈者問其狀言。眇一目著青葛巾青單衣。見此人便收之。乃爾一市中人皆眇目著葛巾青衣卒不能分。公令普逐之如見便殺。後有人見知便斬以献公。公大喜及至視之乃一束茅。驗其尸亦亡處所。後有人從荊州來見慈。

刺史劉表亦以慈爲惑衆。擬收害之。表出耀兵。慈意知欲見其術乃徐々去。因又詣表云。有薄禮願以餉軍。表曰道人單僑。吾軍人衆安能爲濟乎。慈重道之。表便視之有酒一斗。器盛脯一束。而十人共擧不勝。慈乃自出取之。以刀削脯投地。請百人奉酒及脯以賜兵士。酒三杯脯一片。食之如常脯味。凡萬餘人皆周足。而器中酒如故。脯亦不盡。坐上又有賓客千人。皆得大醉。表乃大驚無復害慈之意。

數日乃入東吳。有徐墮者。有道術居丹徒。慈過之。墮門下有賓客車牛六七乘。欺慈云徐公不在。慈知客欺之便去。客即見牛在楊樹杪行適上樹即不見下即復見行樹上。又車轂皆生荊棘。長一尺。斫之不斷。推之不動。客大懼即報徐公有一老翁眇目。吾見其不急之人因欺之云。公不在。去後須臾牛皆如此。不知何等意。公曰咄々此是左公過我汝曹那得欺之。急追可及。諸客分布逐之及慈羅布叩頭謝之。慈意解即遣還去。及至車牛等各復如故。

慈見吳主孫討逆復欲殺之。後出遊請慈俱行。使慈行於馬前。欲自後刺殺之。慈在馬前著木屐。拄一竹杖徐々而行。討逆著鞭策馬操兵逐之終不能及。討逆知其有術乃止。後慈以意告葛仙公言。當入霍山合九轉丹。遂乃仙去とあり。

從祖玄吳時學道得仙。號曰葛仙公。（葛玄十一）

葛仙翁の神仙傳に。葛玄字孝先從左元放。受九丹金液經。未及合作。常服餌朮。尤長於治病。鬼魅皆見形。或遣或殺。能絕穀連年不饑。能

積薪烈火而坐其上。薪盡而衣冠不灼。飲酒一斛。便入深泉澗中臥。酒解乃出身不濡濕。玄備覽五經。又好談論。好事少年數十人從玄游學。嘗舟行見器中藏書札符數十枚。因問此符之驗能爲何事可得聞否。玄曰符亦何所爲乎。卽取一符投江中。逆流而上曰何如。客曰異矣。又取一符投江中。停立不動。須臾下符上。上符合一處。玄乃取之。又江邊有一洗衣女。玄謂諸少年曰。吾爲卿等走此女何如。客曰善。乃投一符于水中。女便驚走數里許不止。玄曰可以使止矣。復以一符投水中。女卽止還。人問女何怖而走。答曰吾自不知何故也。玄嘗過主人。主人病祭祀道精人。而使玄飲酒精人言語不遜。玄大怒曰。姦鬼敢爾。敕五伯曳精人。縛柱鞭脊。卽見如有人牽精人出者至庭。抱柱解衣投地。但聞鞭聲血出淋漓。精人故作鬼語乞命。玄曰赦汝死罪。汝能令主人病愈否。精人曰能。玄曰與汝三日期。病者不愈當治汝。精人乃見放。玄嘗行過廟。此神常使往來之人未至百步乃下騎乘。中有大樹數十株。上有群鳥莫敢犯之。玄乘

車過不下。須臾有大風。迴逐玄車塵埃漫天。從者皆辟易。玄乃大怒曰。小邪敢爾卽舉手止風。風便止。玄還以符投廟中。樹上鳥皆墜地而死。後數日廟樹盛夏皆枯。尋廟屋火起焚燒悉盡。玄見買魚者在水邊。玄謂魚主曰。欲煩此魚至河伯處可乎。魚人曰魚已死矣。玄曰無苦也。乃以魚與玄。玄以丹書紙置魚腹。擲魚水中。俄頃魚還躍上岸吐墨書。青色如大葉而飛去。玄常有賓後來者出迎之。坐上又有一玄與客語。迎送亦然。時天寒玄謂客曰。貧居不能人々得爐火。請作火共使得煖。玄因張口吐氣。赫然火出。須臾滿屋客盡得如在日中。亦不甚熱。諸書生請玄作可以戲者。玄時患熱。方仰臥使人以粉々身。未及結衣。答曰熱甚不能起作戲。玄因徐以腹揩屋棟數十過還腹牀上及下。冉々如雲氣。腹粉著屋棟連日尙在。玄方與客對食。食畢漱口。口中飯盡成大蜂。數百頭飛行作聲。良久張口。群蜂還飛入口中。玄嚼之。故是飯也。玄手拍牀。蝦蟆及諸蟲飛鳥燕雀魚鼈之屬使之舞。皆應絃節如人。玄止之卽止。玄冬中能爲客設生瓜。夏致

水中。又能取數十錢。使人散投井中。玄徐々以器於上呼。錢出於是。一一飛從井中出。悉入器中。玄爲客致酒無人傳杯。杯自至人前。或飲不盡。杯亦不去。畫流水。即爲逆流十丈許。于時有一道士。頗能治病。從中國來。欺人言我數百歲。玄知其詐。會衆坐玄謂所親曰。欲知此公年。否。所親曰善。忽有人從天上下。舉座矚曰。良久集地著朱衣進賢冠人至此道士前曰天帝詔問公之定年幾許。而欺誑百姓。道士大怖下牀跪答曰。無狀實年七十三。玄因撫手大笑。忽然失朱衣所在。道士大慙遂不知所之。吳大帝請玄相見欲加榮位。玄不聽求去不得。以客待之。常共遊宴。坐上見道間人民請雨。帝曰百姓請雨。安可得乎。玄曰易得耳。即便書符著社中。一時之間天地晦冥。大雨流注中庭。平地水尺餘。帝曰水寧可使有魚乎。玄曰可。復書符水中。須臾有大魚百許頭。亦各長一二尺走水中。帝曰可食乎。玄曰可。遂使取治之。乃眞魚也。常從帝行舟遇大風。百官船無大小多濡沒。玄船亦淪失所在。帝歎曰。葛公有道亦不能免此乎。

乃登四望山。使人船釣船沒已經宿。忽見玄從水上來。既至尚有酒色。謝帝曰昨因侍從而伍子胥見强牽過卒不得捨去。煩勞至尊。暴露水次。玄每行卒逢所親要于道間樹下折草刺樹以杯器盛之。汁流如泉。杯滿即止。飲之皆如好酒。又取土石草木以下酒入口皆是鹿脯。其所刺樹以杯承之。杯至即汁出杯滿即止。他人取之終不爲出也。或有請玄。玄意不欲往。主人强之不得已隨去。行數百步。玄腹痛止而臥地。須臾死舉頭頭斷。舉四肢四肢斷。更臭爛虫生不可復近。請之者遑走告玄家。更見玄故在堂上。此人亦不敢言之。走還向玄死處。已失玄尸所在。與人俱行能令去地三四尺。仍並而步。又玄游會稽。有賈人從中國過神廟。廟神使主簿教語賈人曰。欲附一封書與葛公可爲致之主簿因以函書擲賈人船頭如釘著不可取。及達會稽。即以報玄。玄自取之即得。語弟子張大言(抱朴子ニ張太玄トアリ即チ鮑靚字太玄ノコトナリ)曰。(赤烏七年傳)吾爲天子所逼留。不遑作大藥。今當尸解。八月十三日日中時當發至期。玄衣冠

入レ室。臥而氣絶其色不レ變。弟子燒香守レ之。三日夜半忽大風起。發レ屋折レ木聲如レ雷。炬滅良久風止。忽失二玄所在一。但見委衣床上帶無解者。且問二鄰家一人言丁無二大風一。風止此一宅籬落樹木皆敗折也。

以二其煉丹秘術一。授二弟子鄭隱一。洪就レ隱學悉得二其法一焉。(鄭隱十二)

神仙傳に。鄭隱の傳を載さず。現に其の師なればにや。神仙通鑑に。鄭思遠少爲二書生一。善二律曆一候レ緯。晩師二葛孝先一受二正一法文。三皇內文。五嶽眞形圖。大淸金液經。洞玄五符一。入二廬江馬迹山一居。仁及二鳥獸一。所住山虎生二二子一。山下人格得二虎母一。虎父驚逸。虎子未レ能レ得レ食。思遠見レ之將還二山舍一養二飼之一。虎父尋至二思遠家一跪謝レ之。郎依二思遠一不レ去。後思遠每二出行一。騎二虎父一二虎子負二其經書衣藥一以從。時于二永康橫江橋頭一。逢二相識許隱一。其暖二藥酒一虎卽拾レ柴燃レ火。許隱患二齒痛一因從二思遠一求二虎鬚一熱插二齒間一。則方得レ愈。思遠爲レ之拔レ鬚。虎伏不レ動とあり。(神仙鑑、列仙全傳も同じ趣にて、共に鄭思遠とのみ有り、鄭隱字思遠、と云しと見えたり、)

遐覽卷に云く。余昔者幸遇二名師鄭君一侍。恨子弟不レ慧不レ足三以鑽レ至賢極二彌高一耳。于時雖レ充二門人之洒掃一既才識短淺。又年尚少壯意思不レ專。俗情未レ盡不レ能三大有二所得一。以爲二巨恨一耳。(下文に、鄭子太安元年に、亂の起らむ事を知りて、所在を知らず成れる由を記せれば、仙翁の鄭子に事へたるは、二十二歲までの間なりけり、)鄭君時年出二八十一。先髮鬢班白。數年間又黑。顏色豐悅。能引二強弩一射二百步一。步行日數百里。飲レ酒二斗不レ醉。每レ上レ山體力輕便。登レ危越レ險。年少追レ之多レ所レ不レ及。飲食與二凡人一不レ異。不レ見二其絕穀一。余問二先隨之弟子黃章一言。鄭君嘗從二豫章一。還於掘潭浦中。連値二大風一。又聞三前多二劫賊一。同侶攀二留鄭君一以須二後伴一。人々皆以二糧少一。鄭君推米以餉二諸人一。已不二復食一。五十日亦不レ饑。又不レ見三其所二施爲一。不レ知三以二何事一也。火下細書過二少年人一。從解二音律一善鼓レ琴閑坐。侍坐數人口答二諮問一。言不輟レ響。而耳並耕聽。左右操レ絃者。教遣三長短無二毫釐差過一也。(鄭子此時、いまだ金液還丹を用ひ

ず、然るに其壯實聆利かくの如くなるは、攝養その道を得ればなり、大行を成さむと志ざす人、當に深く心を著べし、）余晩充鄭君門人。請見方書。告余曰要道不過尺素上。是以度世。不用多也。然博涉之。後遠勝於不見矣。既譜人意、又可得淺近之術、以防初學未成者諸患也。乃先以道家訓教戒書、不要者近百卷、稍々示余。余亦多所先見。先見者頗以其中疑事諮問之。（予が別に撰錄せる、神仙至要方の立功篇、即これ古道家訓戒の至要、百卷の純粹なり、苟も此の道に志有む人は、まづ此門より入べし、便これ鄭子の教法、また仙翁の入門なればなり、張□が陰隲文、袁了凡が陰□錄など、皆これに本つきて立たる法なり、）鄭君言。君有甄事之才。可教也。然君所知者、雖多未精。又意在于外學。不能專一。未中以經深涉遠耳。今自當以往書相示也。又許漸得短書縑素所寫者。積年之中。合集所見。當出二百許卷也。（鄭子の言に、君有甄事之才可教也、と稱せる語を有のまゝに記せる、是ぞ仙翁の仙翁、抱朴たる所にして、聖賢ある偏り、推にも有がたき所なり、あな貴たしや、）弟子皆親仕使之役。採薪耕田。唯余尫羸不堪他勞。然無以自効。常親掃除。拂拭床几。磨墨執燭。及與鄭君繕寫古書而已。（仙翁少うして、師に事たる狀、まさに見るが如し、是に就て遺憾あり、然るは己が志學の昔より、今に至るまで、かく親炙して事たる、常の師は有ことなく、其道を信ずる故に、故篤胤翁を師とは稱すれども、生涯一面の謁もなく、唯朝夕に、其肖像に奉仕する耳なるは、最も遺憾しきを、己が學びは、なほ知まほしく、得まほしき事の、百千が中の一つ二つを知れる耳にて、肝稚く未しき事の多かるを、いかで天地の神たち、御靈たち、幸へまして、仙翁の鄭子に事へたりけむ狀に、奉仕すべき良師に、めぐり逢しめ給ひてな、）鄭君本大儒士也。晩而好道。由以禮記尚書。教授不絕。其體望高亮。風格方整。接見之者皆肅然。每有諮問。常待其溫顏。不敢輕銳也。（鄭子の師德を備へたる、實にかくぞ有けらし、禮記に、□と云へるは、

殊更に嚴口ならむと力むるげにて陋しく聞ゆるを、誠に道の大義を得たる師は、殊に其の容を、温ならしめむと力むるも、此に接見する人は、自然に粛然たらるゝ道理あり、但しそは道の尊さ、また師の盛德を、よく知れる者こそ有れ、昧者は盲者の蝮蛇に恐ざる如く、粛然たる心なき物なり、そは余が朱子學の師、中山青莪先生は、體望高亮なる人なりしかば門弟子の成學なるは、其温顏を待て諮問しけるに、余は其頃わづかに、十一二歳なりしかば、然しも粛然とする心は無りしを、今思ひ出て、然は覺ゆるなり、）鄭君見レ待レ余。同ニ于先進者一。語レ余曰。雜道書卷々有ニ佳事一。但當下校ニ其精粗一。而擇ニ所ニ施行一。不レ事下盡諳誦以妨ニ日月一。而勞中意思上耳。若金丹一成。則此輩一切不レ用也。亦或當レ有レ所ニ教授一。宜下得ニ本末一。先從レ淺始。以勸中進學者上。無レ所ニ希准階由一也。余此文を、前に謂ひけらく、鄭子は、仙翁の從祖の弟子なり、其親みを以ての故に、殊に仙翁を然は待れけむ、と思へりしは未し有けり、然るは□卷に□とあり、然れば傳道は大義なり、親好は私行なり、何ぞ私の好を以て、傳道の大義を曲らるべき、子を察ること、父の賢なるに如ず、弟子を察ること、良師の明に如ず、然れば鄭子の聰敏なる眼に、仙翁の獨りその傳道すべき器なる事を察りて、然は待れけむ、斯て、此にまた述懷すべき事あり、然るは余をしも、一日の長として、門に入り堂に昇るも多かるを、余が元よりの不敏なる、往々其徒に欺かるゝ事あり、然れど此は彼孔丘が、良師の才なるも、言を以て宰予に過まり、貌を以て子羽に過れる例も有れば、余獨りこを恥べきにも非ず、また其孔丘に、弟子三千と云へど、其中に七十士名あり、七十子中に十哲あり、十哲の中に曾參のみあり、左子に幾人の弟子か有けむ、傳道の弟子は、葛玄翁のみ、玄翁に弟子幾人か有けむ、唯鄭子その蘊奥を傳はり、鄭子五十餘人の弟子有ける中に、仙翁獨りその傳を待たり、然れば道統入室の弟子は、さしも多くは賜はざる、天上の定なるか、嗚呼、）〇頭書に曰「生田道滿云畏けれど白す道滿もまた過まり來れる事も有けり知らざるを知るとし見ざるを見

たりとして著述せし物少からねば大人はしも明眼には坐ませども中には欺き奉れる説もや有けむ今より後は立返りて學問の筋を改め侍れば過ぎにし罪をば宥め給へ許し給へ穴かしこ」

鄭君亦不肯先令人寫其書。皆當訣其意。雖久借之。然莫有敢盜寫一字者也。書在余處者久。或一月足以大有所寫。以不敢竊寫者。政以鄭君聰敏。邂逅知之。失其意。則更以小喪大也。然于求受之初。復所不敢爲斟酌。時有所謂耳。是以徒知飲河。而不得滿腹。（此文に、不肯先令人寫其書、とある、先字甚た力あり、味あり、そは敢て其書を吝むに非ず、それ唯其書の要を會して、淺より深きに導びく書、或は見聞を廣めしむる、或は其人の、そを見ての見はいかならむと、其の以てする所を見、その依ところを視、その安むずる所をも察てなほ其性にしたかひ道の縕奥に致さむと、斟酌ある事なる故に、先寫すことをば背せざるなり、殊に故道家の書は、〔　　〕巻に〔　　〕とある如く、師の口訣を受ずては、絶て悟るべからぬ書等なれば、讀て疑なき事能はず、讀人をして、其解すべきを解せしめ、疑ふべきを疑はしめて、其訣を授けむとなり、皆當訣其意、とあるに心を著て察べし、此にまた述懐あり、然るは皇國の古書の如き、世に傳ふべきは、一部も多く寫したらむは、其いと宜けれど、師説の草稿の如き、其師の思ふ旨ありて、片成なるを示する事あるを、竊み寫し、或はなほ他見を許さゞる稿本などをしも、盜み取りて、他に傳へ、師に甚く恥見する事あり、余が門にも往々あり、然る盜する者、かならず道の縕奥にたどり入べき人物に非ず、抑々余が書を著すわざに勞くことは、曾て我が名利の爲に非ず、さるは吾既に其意を得たらむには、書に著さずとも有べきを、書に著すことは、後の遺忘に備へて猶考究し、門人らに傳ふるが主にて、次には廣く後世人にも及ぼさむとのわざなれば、吝むべき謂無れど、凡そ草稿は、朝夕とその説の改まる物にしあれば、其説を改めて後には、前説の世に弘まりて、人を過つことの最くち惜く、遺憾止がたき物なり、然

れば師の草稿の未定なるを、盗み傳ふる罪は、師に不敬不實の極にぞ有ける、其を文道の神仙の、惡み給へばこそ、今しも現に余に物思はする者ども、道の蘊奥を得べく覺ゆるは、一人だに有ことなし、道の大義に志有む人、もし良師を得たらむには、仙翁の、鄭子に事へたる趣に傚ふべき事にこそ、あな哀れ、予はいまだ其師を得ず、）然弟子五十餘人、唯余見受金丹之經。及三皇内文。枕中五行記。其餘人。乃有不得一觀此書之首題者矣（金丹經、また三皇内文、五岳眞形圖などの事は、既に註へり、枕中五行記の事は、同じ遐覽卷に、其變化之術、大者唯有墨子五行記、本有五卷、昔劉君安未仙去時、抄取其要以爲一卷、其法用藥用符、乃能令人飛行上下、隱淪無方、含笑即爲婦人、蹙面即爲老翁、踞地即爲小兒、執杖即成林木、種物即生瓜果可食、畫地爲河、撮壤成山、坐致行廚、興雲起火、無所不作也とあり「三皇内文、五岳眞形圖は辛うじて、世に遺り傳はれど、墨子枕中五行記は、世に傳はらず、道藏中にもなし、」また同卷に、其次有玉女隱微一卷、亦化形爲飛禽走獸、及金木玉石、興雲致方百里、雪亦如之、渡大水不用舟梁、分形爲千人、因風高飛、出入無間、能吐氣、七色坐見八極及地下之物、放光萬丈冥室自明、亦大術也、然當步諸星數十、曲折難識、少能諳之と云ひ、又有白虎七變法、取三月三日所殺白虎頭皮、生駞血虎血紫綬履組流萍、以三月三日合種之、初生草似胡有實、即取此實種之、一生輒一異、凡七種之、則用其實合之、亦可以移形易貌飛沈在意、與墨子及玉女隱微略同、過此不足論也、遐覽者欲令好道者、知異書之名目也、とも云へり、此二書も今傳はらず、何處の山の洞窟にか在らむ、抑々これらの奇書ども、世に傳へざる事は、また神仙の幽旨ある事にこそ、）他書雖不具得。皆疏其名。今將說之。後生好書。可以廣索也。（ここに其奇書二百六十部許りの目を擧られたる、卷數大凡そ五百卷餘あり、此に其の名を擧むことは、處狹きわざなれば洩しつ、本書に就て見べし、中には後世に傳はれるも有れど、百中の一二には過

ず、いと惜き事なり、）鄭君不徒明五經。知仙道而已。兼綜九宮三奇。推步天文。河洛讖記莫不精研。太安元年知季世之亂江南將鼎沸。乃負笈持仙藥之撲。將入室弟子。東投霍山莫知所在焉。とあり。

後以師事南海太守上黨鮑玄。玄亦內學。逆占將來。見洪深重之。以女妻洪。洪傳玄業。（鮑玄十三）

晉書藝術傳に。鮑靚字太玄東海人也。年五歲語父母云。本是曲陽李家兒。九歲墮井死。其父母尋訪得李氏。推問皆符驗。（再生する者の故事、和漢の古書に甚多く見え、今も往々見聞する事にて、異むに足らず、然れど心狹き儒者らは、其の理を得知らずぞ在ける此は別に委く記せる物あり、）靚學兼內外。明天文河洛書。（內とは玄學を云ひ、外とは儒學を云へり、晉書中に、內外の學と稱するは、皆此例なり、「頭書云內經ト云モ此故ナリ」河洛とは、河圖洛書を云へり、）稍遷南陽中部都尉。爲南海太守。嘗行部入海遇風。飢甚。取白石煮食之以自濟。（雜應卷に云く、赤龍血、青龍膏作之用丹砂水、曾青水、以石內其中、復須臾石柔、而可食也、若不即取、便消爛盡也、食此石取飽、令人丁壯、又有引石散、以方寸匕投一斗白石子中、以水合煮之、亦立熟如芋子、可食以當穀也、張太玄舉家及弟子數十人、隱居林其山中、以此法十餘年、皆肥健、但爲須得白石、不如赤龍血、青龍膏、取得石便可用。又當煑之、有薪火煩耳、とあり、此中に、鮑太玄を張太玄と有るは、深き由ある事なり、葛玄傳に、張太吉と有るも是なり、）王機時爲廣州刺史。入廁。忽見二人著烏衣。與機相捍良久。擒之得二物。似烏鴨。靚曰此物不祥。機焚之。徑飛上天。機尋誅死。（搜神後記八ノ一才）（王機は、字を令明と云ひて、長沙の人なり、度量ありし者にて、十七歲の時に、軍功をも立たるが、成都の內史と云ふ官になりて終る、酒に醉ひて政事を存せず、是に由て百姓の怨をうけ、推て廣州の刺史を領じ、後に反して征討せられ、病死せる後に、其戶を掘出して首を斬られ、其の二人の子さへに殺されたる人なり、晉書に本傳あり、就て見べし、然れば此の不祥あ

りしは、其以前なること知べし、）靚常見仙人陰君授道訣。百餘歲卒とあり。（陰君とは、陰長生をいふ、下に委しく云を見べし、）また神仙通紀に。鮑靚字太玄陳留人也。少有密鑒。洞於幽玄。深心冥志人莫之知。（また自註に、一云爲南海太守、得秘法悟眞理、受眞仙要訣讖姆、按洞天記云、師左元放受中部法、及三皇五嶽劾召之要、行之神驗、能役使鬼神とあり、列仙全傳にも、師左元放云々と云へり、）晉元帝大興元年。靚暫往江東。於蔣山北道見一人。年可十六七許好顏色。俱行數里。其人徐々動足。靚奔馬不及。因遙問曰。相觀行步必有道者。其人曰。吾仙人陰長生也。君有心於道。故得見我爾。靚卽下馬叩拜。未及問寒溫。陰君曰此地復十年當大流血。後蘇峻之亂。果足十年。（蘇峻は晉書に本傳あり、其亂を作せるは、東晉の成帝が咸和二年なり、大興元年より、實に十年なり、然れば是より四五年前、明帝が初年比に、鮑靚卒れるにや、）陰君又曰。子慕道久矣。吾當度爾。仙法凡非仙胎得仙者。必由尸解爲妙。上尸解用刀。

下尸解用竹木。皆以神丹染筆。書太上太玄陰生符於刀及。其刀須臾卽如所度者面目。奄然於牀上矣。其眞身遁去。其家人但見死人。不見刀也。（こは尸解の一法とこそ聞ゆれ、尸解法は、概して如此き事とな思ひそよ、委くは末に云を見べし、）集仙錄云。靚以女妻葛洪。還丹陽卒。葬於石子岡。後蘇峻亂發棺無尸。但有一大刀。賊欲取刀。聞塚近有兵馬之聲。棺中刀匐然有聲。若雷霆。衆賊驚走。賊平後收刀。別葬之。とあり。（鮑靚の卒れるは、蘇峻が亂より以前なること是を以て知べし、然れば陰長生が、尸解法を授たるは、其亂に逢せじとの事なりけり、偖この神仙通鑑なる說ども、列仙全傳に載る所と、全く同じくして、文中少か異同あるのみなり、是を以て、今は彼此校して、其宜しきに從ひ載せり、）さて陰長生が事は。神仙傳に。陰長生者新野人也。漢皇后之親屬。少生富貴之門。而不好榮貴。唯專務道術。（神仙通鑑に、陰長生者新野人。漢和帝永元八年三月、立皇后陰氏、卽長生之曾孫也、と云るは、妄に附會せる說なり、其は親屬とは云へど、

其姓　　聞馬鳴生得度世之道。時求之。遂得相見。便執奴僕之役。親灑掃之勞。鳴生不敎其度世之法。但旦夕別與之高談。論當世之事。治農田之業。如此十有餘年。長生不懈。同時共事鳴生者十二人。皆怨恚而去。獨長生執禮彌肅。鳴生因言語得失之際。屢責罵之。長生乃和顏悅心奉謝不及。如此積二十年。後淸閑之日。鳴生問其所欲。長生跪曰。惟乞生衞。今以糞草之身。委質大匠。不敢有所汲々。憚於遲速也。鳴生哀其語而告之曰。子眞是能得道者矣。乃將長生入靑城山。煮黃土爲金以示之。立壇歃血。卽日以太淸金液神丹之經授之。鳴生別去。（鳴生が傳別にあり、下に擧るを見べし、陰長生が鳴生に事へたる趣、また鳴生が傳道を重むじたる趣を、上に註せる、鄭子と仙翁の、師弟の趣に合せ考へて辨ふべし、　卷に
於是長生乃入武當山石室中合之。丹成先服半劑。不卽昇天。而大作黃金數萬斤。以布惠天下貧乏。不問識與不識者。（作黃金とは、謂ゆる黃白術を以て作れるか、或は九轉丹法にも、黃金を作る法あり、金丹卷に見えまた都市中に、金を乘るの法あり、）周行天下。與妻子相隨。一門皆壽。後入忠州平都山。服丹。白日昇天而去。（金丹卷に云く、近代漢末、新野陰君合大淸丹得仙、其人本儒生有才思、善著詩及丹經讚幷序、述初學道受師本末、列己所知之得仙者四十餘人、甚分明也と云へり、然れば神仙傳なる陰長生が傳は、總てそを採りて記せるなり、）臨去著書九篇云。上古仙者多矣。不可盡論。但漢興以來得仙者四十五人。連余爲六矣。二十八人是尸解去。餘者並白日昇天焉。（抱朴子曰、洪聞諺書有云、子不夜行、則安知道上有夜行人、今不得仙者、安知天下山林間、不自學道得仙者耶、陰君已服神藥、雖未昇天、然方以類聚同聲相應、便自與仙人相尋、求聞見。故知此近世諸仙人之數耳、而俗民謂爲不然、己所不聞則謂之無有、不亦悲哉、夫草澤間士以隱逸得志、以經籍自

嫫、不耀文彩、不揚名聲、不修求進、不營聞達、人猶不能識之、況仙人亦何急々合朝門之徒、知其所云爲哉、）其自叙云。漢延光元年新野山之北予受仙君神丹要訣。道成去世付之石山。如有得者。列爲眞人行乎。去來何爲俗間。不死之道要在神丹。行氣。導引。俛仰。屈伸。服食草木。可得延年。不能永度于世。以至天仙。子欲聞道。此是要言。積學所致。無爲合神。上士爲之勉力加勤。下愚大笑以爲不然。能知神丹。久視長安。）於是陰君裂黃素。寫丹經一通。封以文石之函。置嵩高山。一通黃櫨之簡漆書之。封以青玉之函。置太華山。一通黃金之簡刻而書之。封以白銀之函。置蜀綏山。一封緘書合爲十篇。付弟子。使世々當有所傳付。（仙道成りて後に、其丹書祕文を、名山に置くこと、仙法の定れる式にて、諸書に其由を記せり、）復著四言詩三篇。以示將來。其一章曰。惟余之先。佐命唐虞。爰逮漢世。紫艾

重紆。予獨好道。而爲匹夫。高尚素志。不事王侯。貪生得生。亦又何求。超跡蒼霄。乘龍駕浮。道青雲承翼。與我爲仇。入火不灼。蹈波不濡。逍遙太極。何慮何憂。傲戲仙都。顧愍群愚。年命之逝。如彼川流。奄忽未幾。泥土爲儔。奔馳索死。不肯暫休。其二章曰。予之聖師。體道之眞。升騰變化。松喬爲隣。惟余同學。十有二人。寒苦求道。歷二十年。中多怠惰。志行不堅。痛乎諸子。命也自天。天不妄授。道必歸賢。身投幽壤。何時可還。嗟爾將來。勤加精研。勿爲流俗富貴所牽。神丹一成。昇彼九天。壽同三光。何但億千。其三章曰。惟余束髮。少好道德。棄家隨師。東西南北。委放五經。避世自匿。三十餘年。名山之側。寒不遑衣。飢饑不暇食。思不敢歸。勞不敢息。奉事聖師。承歡悅色。面垢足胝。乃見哀識。遂受要訣。恩深不測。妻子延年。咸享無極。黃白已成。貨財千億。役使鬼神。玉女侍側。今得度世。神丹之力。

今平都山景德觀有刻碑傳世。と通鑑にあり。其師馬鳴生が事も。神仙傳に。馬鳴生者。臨淄人也。本姓和。字君實。(神仙通鑑に、馬明生一作鳴生、齊國臨淄人也。本姓和、字君賓、一作君賢、一作君實とあり、列仙全傳にも明生とあり、)少爲縣吏。捕賊爲賊所傷。當時暫死。忽遇神人。以藥救之。便活。鳴生無以報之。遂棄職隨神。初但欲治金瘡方耳。後知有長生之道。乃久隨之爲負笈。西之女几山。北到玄邱。南至廬江。周遊天下。勤苦歷年。及受太淸神丹經三卷。(淸もと陽に作る、今は神仙通鑑に、大淸金液神丹方、とあるに依りて改めつ、)歸入山合藥服之。不樂昇天。但服半劑爲地仙。恒居人間。不過三年。輙易其處。時人不知是仙人也。架屋舍畜僕從事馬。並與俗人皆同。如此展轉。經歷九州五百餘年。人多識之。悉怪其不老。後乃白日昇天而去。とあり。(神仙通鑑、列仙全傳などに載せる、馬明生傳は、正に今傳によりて作ること、其文の趣にて知るゝが、此傳には、たゞ神人とのみ有るを、西王母の小女大眞王夫人なりと云ひ、負笈者となりて、五十年がほど周遊しけるに、夫人或は試むるに、鬼怪虎狼を以てし、挑むに美女を以てすれども、鳴生その心を動さず、是に於て夫人敎ふべしと云て、安期生と云ふ仙に付屬して、仙法を授けしめたる由云へれど、葛仙翁の云はざる所、殊に後人の作意と見ゆれば、採用ひず、然れど、□□)神仙通鑑に。明生得仙而與俗人無異。人勿識其非凡。漢靈帝時。太傅胡廣知其有道。嘗訪以國祚大期。初不對。後臨去著詩三首以示將來。時光和三年也。とあるは實にや。列仙全傳にもかく云へり。光和三年は。陰長生の仙去せる延光元年より。五十九年後なり。さて

洪傳玄業。兼綜練醫術。其所撰。有金匱藥方百卷。肘後要急方四卷。(醫術)

傳玄業とは。卽鮑太玄が內學の業を。傳授せる由なるは。更にも云はず。兼て醫方術をも受て。其術を綜練せる由なり。抑鮑靚が方術の原は。馬鳴生これを神人より受て。陰長生に傳へ。陰長生これを。鮑太玄に傳たるを。鮑太玄また葛稚川に傳へしなれば。此傳また五傳なり。(然れば仙翁の

內學は、左元放の傳と、馬鳴生の傳と、合せて二流を、大成せるなり、)然るに鮑太玄の內學は。ただ陰長生の傳のみならず。固より早く。葛孝先に從ひ受てぞ在ける。其はまづ上の本文に。玄亦內學云々と見え。其下に引く本傳にも。靚學兼內外云々。取白石煮食之とあり。其小注に引たる。雜應卷の文に。有引石散。以方寸匕投一斗白石子中。以水合煮之。立熟如芋子。可食以當穀也。張太玄擧家。及弟子數十人。隱居林其山中。以此法十餘年。皆肥健云々とある。長太玄は。卽鮑太玄の隱名也。(此を前には、本傳の文に照して、張字は、鮑字の誤寫なりと思へるは、拙考なりけり、)其は何を以て知るなれば。神仙傳に。老子の數名を稱せる由を、稚川翁の解して。老子數易名字。非但一聃而已。所以爾者。按九宮及三五經。及元辰經云。人生各有厄會。到其時若易名字。以隨元氣之變。則可以延年度厄。今世有道者。亦多如此。老子在周。乃三百餘年之中。必有厄會非一。是以名稍多耳。と云れたり。太玄本より。當世の有道者なれば。厄會ありて。氏を易たること著明し。(但し氏の多かる中に、張を稱せるは、范雎か古き例を引たりと思はる、其例とは、史記の范雎傳に、范雎が魏國にて、厄難に逢ひ、そを遁れて名姓を更め、張祿と稱せる是なり、)さて太玄が。葛孝先の弟子なる由は。上に引く孝先の傳に。其仙去する時の事を記して、語弟子張太言曰云々。とある言は。玄と同音にて。字形も相似たれば。此は寫誤にて。卽鮑太玄なること疑なし。(漢魏叢書に收むる神仙傳は、簡明目錄に論へる如く、太平廣記に引たるを、抄出せる本なるが故に、彼廣記に、言と誤れるまゝに、其誤を受たり、然れど其傳の趣、說郛に引たるも合れば。杜撰には非ず、彼簡明目錄に稱する、正本の神仙傳は、いまだ渡來なき故に見ざれど、必ず張太玄とあるべく所思ゆ、)葛孝先は。吳太帝が赤烏七年八月に。八十一歲にて仙去し。(此は謂ゆる三國の時にて、蜀後主が延熙七年、魏齊王が正始五年に當れり、)鮑靚は。西晉の明帝が世頃に。百餘歲にて仙去しつれば。其赤烏七年頃は。鮑靚二十歲ばかりの時なる故に。年頃もよく合へり。(神

仙通記の本注に、と記せれど、鮑靚が生れは、魏文帝が黄初五年頃と聞ゆれば、左元放の仙去せるより、十年ばかり後なる故に合はず、こは葛孝先を師とせる事を、訛れる説なり、また誕姍に要訣を受たりと云ふ説も詳ならず、但し誕姍も、漢末より、西晋の末まで、世に在し仙嫗なれば、鮑靚これにも道を問へる事の有けむも、また知べからず、其傳は、神仙通紀四十三巻に見えたり）

然れば鮑太玄が方術醫術ともに、早く葛孝先の傳を受て在けるが、其後に。陰長生に相見して、尸解の要訣を受たる也けり。（そは東晋元帝が、大興元年と云ふ年なれば、百歳に近き年頃にぞ有ける）孝先翁の。醫方術に精練なりし事は。其傳に。常服餌、尤長於治病、鬼魅皆見形、或遣或殺。能絶穀連年不饑、とあるにて論ひ無し。神仙中に。治病の術を知ざるは。一人も有まじき中に。孝先翁にのみかく記せるは。稚川翁の。密に深く思へる旨ある事なるが、其は此翁の。鮑太玄より。其醫術を相傳して。殊に綜練なりし事と共に。第口節に。醫藥の方書を撰べる事を論ふ所に。委く説くを待て見べし。

太安中。石氷作亂。呉興太守顧秘爲義軍都督、與周玘等起兵討之。秘檄洪爲將兵都尉、攻氷別率破之。遷伏波將軍（石氷亂十四）

此は義陽の張昌と云し者の。反逆を作せる時にて。恵帝紀に。太安二年夏六月。遣荊州刺史劉弘等討張昌于方城。王師敗績。秋七月張昌陷江南諸郡、武陵太守賈隆、零陵太守孔紘、豫章太守劉根皆遇害。昌別帥石氷寇揚州、刺史陳徽與戰大敗。諸郡盡沒。臨淮人封雲舉兵應之、と見え。周玘傳に、太安初妖賊張昌、丘沈等。聚衆於江夏、百姓從之如歸。恵帝使監軍華宏討之、敗于障山。昌等浸盛、殺平南將軍羊伊。鎭南將軍新野王歆等。所在覆沒。昌別率封雲攻徐州、石氷攻揚州、刺史陳徽出奔。氷遂略有揚土、玘密欲討氷、潜結前南平内史王矩、共推呉興太守顧秘、都督揚州九郡軍事。及江東人士（顧秘が事は、顧衆傳に、父秘交州刺史、有文武才幹、秘曾位呉興、呉興義とのみ見えて、別に傳なし）同起義兵、斬氷

所置。呉興太守區山及諸長史。冰遣其將羌毒。領數萬人距玘。玘臨陣斬毒。時右將軍陳敏自廣陵。率兵助玘。斬冰別率趙譻於蕪湖。因與玘俱前。攻冰於建康。冰北走投封雲。雲司馬張統斬雲冰以降。徐揚並平。玘不言功賞。散衆還家とあり。(此周玘と云しは、彼三害を除きて、英傑の名を得たる、周處が子にて、其傳に、字宣佩、彊毅沉斷有父風。而文學不及、閉門潔己、不妄交游、士友咸望風敬憚焉、故名重一、云々と見え、此後に陳敏が謀反の時も、甘卓、顧榮、紀贍など云ふ人々と共に、義兵を起して攻平げ、其功に、數の郡鄉を賞せられたるが、威惠ありて、百姓の敬愛する人なるに、元帝が疑憚を受て、憤死せる人なり、)さて自叙篇に。昔太安中石冰作亂。六州之地靡逆黨。義軍大都督邀洪爲將兵都尉。累見敦迫。豎桑梓。恐虜禍深憂大。古人有急疾之義。又畏軍法。不敢任志。遂募合數百人。與諸軍旅進。曾攻賊之別將。破之日。錢帛山積。珍玩蔽地。諸軍莫不放兵收拾財物。繼轂連擔。洪獨約令所領不得妄離行陣。士有撫得衆者。洪即斬之以徇。(仙翁また軍師の機あること、是を以て察べし、)於是無敢委杖。而果有伏賊數百。出蕩諸軍。諸軍悉發無部隊。皆人馬皆負重無復戰心。遂致驚亂。死傷狼藉。欲不振。獨洪軍整齊轂張無所損傷。以救諸軍之大崩。洪有力焉。後別戰斬賊。小帥多獲甲首。而獻提幕府。(また云く、洪少嘗學射、但力少不能挽強、若顏高之弓耳、意爲射既在六藝、又可以禦寇辟劫、及取鳥獸、是以習之、昔在軍旅、曾射追騎應倒、殺二賊一馬、遂以得免死、又曾受刀楯及單刀雙戟、皆有口訣要術、以待取人、乃有秘法、其巧入神、若以此道與不曉者、對便可以當全、獨勝所向無前矣、晚又學七尺杖術、可以入白刃取大戟、然亦是不急之末學、知之譬如麟角鳳距、何必用之、此以往未之或知、とも見えたり、武術もまた精練せること知べし、)於是大都督。加洪伏波將軍。例給布百匹。諸將多封閉之。或送還家。而洪分賜將士。及施知故之貧者。餘之十四。又徑以市肉酤酒。

以饗將吏。于時竊擅一日之美談焉とあり。永平洪不論功賞。徑至洛陽。欲搜求異書以廣其學。(永平異書サグル十五)

自叙卷に云く。事平。洪投戈釋甲。徑詣洛陽。欲廣尋異書。了不論戰功。竊慕魯連不受聊城之金。包胥不納存楚之賞。成功不處之義焉。とあり。此は仙翁二十三歲の時なり。(魯連とは、魯仲連を云ひ、包胥とは申包胥を云ふ、共に史記に其傳見えたり。)

洪見天下已亂。欲避地南土。乃參廣州刺史嵇含軍事。及含遇害。遂停南土多年。征鎭檄命一無所就。(嵇含十六)

天下已亂とは。謂ゆる五胡の僭僞。この頃より起れるを云ふ。其は載記序にも見えたれど。其大凡を云はゞ、太安二年より次々に。まづ李將と云ふ者蜀と稱し。慕容廆と云ふもの燕と稱し。張軌と云ふ者涼と稱し。劉淵と云ふもの漢と稱し。石勒と云ふ者後趙と稱し。各々帝と稱し。王と稱して。別に年號を立て。甚喧しく。終には晉の都も。彼劉淵が子の。劉聰と云ふに攻陷され。晉愍帝と云しは。其劉聰に捕られて殺されたり。(此は晉太祖たる武帝より四代目なり、是までを西晉と云ふ、そは此次に、元帝と云しが代より、東地に都せるに對へて、愍帝までの都長安は、其西に當るが故に、西晉とは稱せるなり、)さて太安二年の明年は。永興元年なり。仙翁の廣州に物せるは、此頃なるべし。自叙卷に正遇上國大亂。北道不通。而陳敏又反於江東。歸塗隔塞。(陳敏は、前に石氷が亂の時に、功をも立たる者なるが、元より善からぬ人にて、功を立たる後に、間なく反して、彼周玘等に誅せられたり、別に傳あり、就て見るべし。)會有故人譙國嵇君道。見用爲廣州刺史。乃表洪爲參軍。雖非所樂。然利可避地於南。故黽勉就焉。見遣先行催兵。とあり。(君道は嵇含が字を、かく君道とあるを、下に引く本傳には、君道と云へり、孰れか是を知らず。)さて地を南土に避るに利ある故には有れど。嵇含を故人と稱し。其の參軍とさへ爲れるは。最親しかりしこと知べし。此の人のこと。忠義傳に。嵇含字君道。祖喜徐州刺史。父蕃太子舍人。含好學能屬文。家在鞏

王縣毫丘。自號毫丘子。門曰歸厚之門。室曰愼終之室。(その人となり、先是れを以て觀るべし、)楚王瑋辟爲掾。瑋誅坐免。擧秀才除郎中。(司馬瑋は、武帝が第五子なり、本傳あり、性施を好みて衆心を得たりしが、狠戾にして、度々詔を矯り、誅せられたる人なり、)時弘農王粹。以貴公子尙主。館宇甚盛。圖莊周於室。廣集朝士使含爲之讃。含援筆爲弔文。文不加點。(弘農王粹は、別に傳なし、武帝が時に、宣帝と謚せる、司馬懿が第五子、汝南王亮が長子に、粹と云が有り、其にや、)其序曰。帝壻王弘遠。華池豐屋。廣延賢彥。圖莊生垂綸之象。記先達辭聘之事。畫眞人於刻桷之室。載退士於進趣之堂。可謂託非其所。可弔不可讃也。其辭曰邁矣。莊周天縱特放。大塊授其生。自然資其量。器虛神淸。窮玄極。曠人僞。俗季眞風既散。野無訟屈之聲。朝有爭寵之歎。上下相陵。長幼失貫。於是借玄虛以助溺。引道德以自奬。戶詠恬曠之辭。家畫老莊之象。今王生沉淪名利身尙帝女連耀三光有出無處。池非巖石之溜。宅非第茨之宇。馳屈

產於皐壤。畫茲象其焉取。嗟乎先生高跡何局。生處巖岫之居。死寄彫楹之屋。託非其所。沒有餘辱。悼大道之湮晦。遂含悲而吐曲。粹有愧色。(西晉の世には、闊達ある人ども多く、莊周が風を唱へて、其僞態をまねび、清談と云ことの、專と行はれて、其は唯口に云のみにて、其の行ひは然らず、互に相欺ける趣を、時帝の壻王たる者の前に、憚らず書著せるは、いとも嚴直なる人なりけり、仙翁の莊周の論數件あり、悉く理たる卓論なり、□□卷を披き見べし、)永興初除太弟中庶子。西道阻閡。未得應召。范陽王虓爲征南將軍。屯許昌。復以含爲從事中郎。尋授振威將軍。襄城太守。虓爲劉喬所破。含奔鎭南將軍劉弘於襄陽。(劉弘は其本傳に、有幹略政事之才と見えて、武功もまた卓たる人なり、)弘待以上賓之禮。含性通敏。好薦達才賢。常欲崇趙武之諡加臧文之罪。廣州刺史王毅病卒。弘表含爲平越中郎將廣州刺史。假節未發。會弘卒。時或欲留含領荊州。含性剛躁。素與弘司馬郭勱有隙。勱疑含將爲己害。夜掩殺之。時年四十四。懷帝

郎位盜曰憲と見ゆ。(以上稀合が傳は、此に用なき文を約めて引たれば、委くは本傳を見て知べし。)自叙卷に。居道於後遇寇遂停廣州。頻爲節將所邀用。皆不就求。惟富貴可以術得。而不可頓合。其間屑々亦足以勞人。且榮位勢利譬如寄客。既非常物。又其去不可得留也。隆隆者絕。赫々者滅。有若春華須臾凋落。得之不喜失之安悲。悔吝百端。憂懼競戰。不可勝言。不足爲也。と云へるは。其意に寓して。稀合が富貴の頓合なるを歎けるなり。大に味ひあり。心を著て見べし。

後還鄕里。禮辟皆不赴。(還鄕里十七)

鄕里とは丹楊句容なり。廣州より還るを云ふ。然して禮辟を謂るゝに。皆赴かざりしは。弱年より。志ざせる事の有ればなり。其は自叙卷に。洪年十六。始讀孝經論語詩易。貧乏無以遠尋師友。孤陋寡聞。明淺思短。大義多所不通。但貪廣覽。於衆書乃無不暗誦精持。曾所披涉。自正經諸史百家之言。下至短雜文章。近萬卷。既性闇善忘。(十六歳の時に、始めて論語を讀たるは、其の以前に、曾て書を讀ざるに非ず、そは下に引く文に、年十五六時所作詩賦雜文、云々と云ことの有にて知べし、父は大儒にて在しかば、家に元より、さる書等を持ては在しかど、其は累に兵火に遭ひて、蕩盡せること、上に註せる如くなるに、貧乏にして、再その書等を得こと能はず、此の年に始めて讀たるなり、其は此の間は、書てふ書の悉く寫本にて、持たる人の少ければなり、)又少文意志不專。所識者甚薄。亦不免惑。而著述時猶得有所引用。竟不成純儒。不中爲傳授之師。(少文とは、文章の才少きを云ふ、仙翁の學に於ては、史にも、博聞深洽、江左絕倫、著述篇章、富於班馬、云々と稱せり、然るに自心にしか思はれしは、眞文才なるが故なり、然るは今其の唯云ふ語の稚なるにこそあれ、言々句々悉く達意の實事のみにて、餘の古今の學者らが、徒に華句をとり並べて、實事鮮き文とは大に異なり、亦不免惑而云々とは、己れ熟々、古き子書の類を察るに、元より學ぶところ、得るところは有つゝも、

其の說の依りて出る所を證せず、己が胸憶に出たる如く、書成せるが多かる、其を俗人は、純儒とぞ云める、然れど實には純儒に非ず、盜儒也、(頭書云道滿云盜儒にして純儒の名あるは是未だ盜名の儒とや申し侍らむ危きかも道滿もまた盜儒の群に入るべかりけり)仙翁は、眞の純儒と成るまじと思はれけむを、其の學ぶところ、實學あるが故に、もと學びて知得たる事をし、我が胸憶より出たる如くは書得がてに、筆を下せば、必ず其の說の依り來し古書を引用して證せり、子書の諸論、大抵しかなり、其を自心には惑ひと思ひ、純儒と成ざる故に、傳授の師と爲に中らず、と云れしなれど、其の實學なるぞ、大純儒にして、傳授の師たるに足る、仙翁の大德にぞ有ける、)其の河洛圖緯一視便止。不得留意也。不喜星書及算術。九宮。三棊。太乙飛符之屬。人了不從焉。由其苦人而少氣味也。晚學風角。望氣。三元。遁甲。六壬。太乙之法。粗知其旨。又不研精。(此等の業ども、其の方術にも、往々用ふること有れど、其を用ふるは最卑き法にて、謂ゆる五行陰陽家の從事なるを、仙翁の志ざせる所は、さる卑き術には非ず、故に粗知其旨、云々と云れしなり、星書及び算術をも好まずとは有れど、彼の渾天の天文說は、此の仙翁よりぞ世に傳はりける、(頭書云道滿云渾天の仙翁より流傳せること始めて承賜りて悅びにたへ侍らずさきに賜へる晉書の御抄書に天文志はあれどいまだ暇なくて讀侍らざりけり)其は晉書の天文志を見て知べし、然るは渾天の說はも、古く□□の世に起れりとは云へど、其の說傳はらざりしを、仙翁始めて師より仙家の說を受て、世に流傳せるにぞ有ける、此は別に委く考記せる說有れど、今茲には云はず、)亦計此輩率是爲人用之事。同出身情無急。以此勞役不如省子書之有益。遂又廢焉。(上なる事ども、世人の用たる事には有れど、然る小事に勞役せむより、古人の子書を見るは更なり、自も子書を作らむが、世の益なりと思ふ心の、是より起れるなり、)案別錄藝文志。有萬三千三百九十九卷。而魏代以來。群文滋長倍於往者。乃自知所未見之多也。(仙翁の當時、なほ書の少かりしこ

と、是にて知るべし、前文に、其の披渉する所の書を、近二萬卷一とあり、此時仙翁、四十に垂たる歳なるに、見たる書のなほ少く覺ゆるは、見むとは爲れど無ればなり、其は下文にて知べし、然るに其の見識は、既に確乎と立たり、然れば仙翁の如き、大純儒と成ことは、讀たる書の多きには依らず、一點の篤實心より成なり、然して此の後、今の清代に至るまで、其の書の滋長せること、幾百倍と云ことを知らず、然るに己が心に、大純學士と許さむと思ふを、一人も見ず、然れば書は、倍々多くなりて、學士はます／＼純ならず、其は常の學者のみならず、年々に醫籍もまた多くなりて、醫はます／＼拙く、仙翁の如き純醫の、また出まじく所思ゆ、そは他なし、其の學ぶ所、唯に博を貪りて純ならず、藉口を擇びて固執する、立本の道を知ざればなり、）江東書籍通同不レ具、昔故詣二京師一。索二奇異一、而正值二大亂一。半道而還。每具嘆恨。今齒近二不惑一。素志衰頽。但念二損レ之又損一。爲二乎無爲一偶二耕藪澤一。苟存二性命一耳、博涉之業於レ是日沮矣。とあり。（博く書籍に渉らむと

爲るに、江東に具はらず、是を以て京師に詣り、奇異の書を索めむと志ざせるは、石氷が亂の後なり、然して廣州まで至れるに、彼の州より彼方に、また大亂ありて、空しく鄕里に還れること、前節と此節にて知られたり、）此の文に。今齒近二不惑一とあれば、其の鄕里に還れるは。三十五六歳の時にて。愍帝が代の末なり、其の子書を著さむが爲に、禮辟に赴ざる志のことは。金丹卷に。余忝二大臣之子孫一。雖二才不一レ足二以經一レ國理物一。然畸顏之好進趍之業而所レ知不レ能レ遠二余者一。多揮二翮雲漢一。耀二景辰霄一者矣。（こは當時の世に、進趍の業に志して、高く出身する徒を見るに、皆さしも余に遠き才あり、と云ふに足ざる輩なれば、余また經國理物の才こそ足ねど、然ばかりの青雲を得むことの難きには非ず、然れども、堅く其の事に望を絶たるは、思ふ旨ある由を述られたるなり、）余所下以絶二慶弔於鄕黨一。棄中當世之榮華上者。必欲下遠登二名山一。成中所レ著子書上。次則合二神藥一。規二次生一故也。（仙翁の子書を疎慢に讀む人は、仙翁たゞ世人に長生の道を勸め、翁また長生を貪ぼる人とのみ思ふ

らむを、其の子書を心寂に成さむ事を主とし、神藥を合する事を次にせるに、深く心を入れて想ふべし、長生を好むは其の業を果し、また大志あらむ人には、其の法を傳へて、其の志をも遂しめむとなり、此の翁豈生て世に功なく、木石の長存に等しき、長生を好める人ならむや、上士は國を經し物を理す、下士は經國理物の言を立て、後世經國の木鐸を遺す、仙翁は下士なり、志こゝに在こと、此の一節にても知べし、なほ其心ばへを察るべき語ども、往々に見えたり）俗人莫不怪余之委桑梓背清途。而躬耕林藪。手足胼胝。謂余有狂惑之疾也。（榮利の山口たる爵位に、しばしば辟せらるゝを、屢遁れて、手足に胼胝しつゝ、貧に安むずるを、實にも俗人は、狂惑の疾とぞ謂ひけらし、）然與世事不並興。若不廢人間之務。何得修如此之志乎。見之誠了。執之必定者。亦何憚於毀譽。豈移於勸沮哉。聊書其心。示將來之同志尙者云。後有斷金之徒。所捐棄者。亦與余之不異也。と有るにて知るべし。

元帝爲丞相辟爲掾。以平賊功。賜爵關內侯。（關內侯十八）元帝は。謂ゆる東晋の初主にて。名を司馬睿と云ふ。瑯琊王覲と云しが子なり。（司馬覲は、武帝が世に、宣帝と諡せる、司馬懿が曾孫なり。）帝位に即ざりし前。しばしの間を。晉王と稱へりき。自叙卷に云く。洪少有定志。決不出身。每覽巢許子州北人石戶二姜兩袁法眞子龍之傳。嘗廢書前席慕其爲人。念精治五經。著一部子書。令後世知其爲文儒而已。（仙翁の世を避れるより計るに、千四百六十五年の間に、一人も此の定志を見得て、其の大文儒たる事を知れる人の無りしは、千載後の知己を待とは云へど、甚久遠なる間なりけり）昔起義兵賊平之後。了永無賞報之冀。（昔起義兵云々とは、彼の石氷が亂に、義兵を起して平げたれど、府に詣りて、其の功を論ずる事は爲ざりし故に、永く賞報の期無りしと云へるなり、冀は決めて期の誤字なり、同音より誤れりと見えたり、其例いと多かり）晉王應天順人。撥亂反正。結皇綱於垂絕。修宗廟之廢祀。念先朝之滯賞。以勸來。洪隨例就彼。（昔

起義兵と云より是まで、王導が丞相府に請せる文なり、其は彼が本傳に、此ほど種々國事を啓せる語中に、顧弘深神慮、廣擇良能、賀循、顧榮、紀瞻、周玘、皆南土之秀、願盡優禮、則天下安矣、帝納焉、と有に思ひ合せて辨ふべし、賀循周玘ともに、石氷亂の時に、仙翁と共に、義兵の功有り、顧榮と紀瞻とは、陳敏が亂の時に、周玘と共に義兵の功あり、各々本傳あり、就て見るべし、皆文學ありて、卓たる人々なるが、何れも其の父祖は、仙翁の父祖と共に、呉に事へて功有し徒なり、大凡そ東晉の世に、名臣と稱れし倫は、呉の舊臣の子孫ぞ多かりける、）庚寅詔書、賜爵關中侯、食句容之邑二百戸、（庚寅とあるは、決めて戊寅の誤寫なり、然るは戊寅は、元帝が即位せる年にて、太興元年なり、王導が右の如く、請せるは、元帝がなほ晉王と稱せる頃にて、帝納焉と云ひ、周玘が傳にも、帝以玘頻興義兵、勳誠並茂、乃以陽羨及長城之西鄉丹楊之永世、別爲義興郡、以彰其功焉、とあるに思ひ合せて、仙翁また上に擧たる人々に褒賞せるも、同時なるべき事を辨ふべし、庚寅は、元帝明帝二代を過て、成帝が咸和五年の支干にて、戊寅より、十三年後れたり、然る滯賞の有べくも非ず、なほ下にも相證すべき論あり、）竊謂討賊。以救桑梓。勞不足錄。金紫之命。非其始願。本欲遠慕魯連。近引田疇。上書固辭。以遂微志。適有大例。周不見許。昔仲由讓應受之賜。而沮爲善。醜虜未夷。天下多事。國家方欲明賞必罰。以彰憲典。小子豈敢苟潔區々之懦志。而距弘通之大制。故遂息意而恭承詔命焉。とあり。（辭せむと爲るに、大例に違ふことを思ひ、固辭すべき途なくして、爵祿を受たる趣、いとも感たく、誠に仙翁の仙翁たる行狀、よく想ふべし、）さて其の子書は、此の前年建武紀年にぞ成れる。仙翁三十七歳の時なり。其はまた自叙卷に。洪年十五六時。所作詩賦雜文。當時自謂可行。至于弱冠。更詳省之。殊多不稱意。天才未必爲增也。直所覽差廣。而覺妍媸之別。于是大有所製。弃十不存一。今除所作子書。但雜尙餘百卷。猶未盡損益之理。而多慘憒。不遑復料護之。他人文成。手便

快レ意。余才鈍思遲。實不レ能レ示。作二文章一每一更レ字。輙自轉勝。但患レ懶。又所レ作多。不レ能二數省一之耳。（仙翁の文學に於ては、上の本文に、才章富贍と云ひ、下文にも、江左絶綸と、史人に縦されたるに、自らはかく快意ならず、思ひ、また以前には難なし、と思へる物の、後に見て快からず覺ゆるなど、皆達學なる人の、自印せざる所にて、もとも理れたる事なり、他人は文、手に成りて、便ち意に快し、余は才鈍く云々と云ひ、毎に字を更ふれば、轉勝ることとは知つゝも、懶さに、數は省ること能はず、と云ふも、實は懶惰に非ず、大業の著述に志を傾けて有れば、是また然も有べき事なり、熟々想ふべし。）洪年二十餘。乃計。作二細碎小文一。妨二弃功日一。未レ若レ立二一家之言一。乃草二創子書一。會遇二兵亂一。流離播越。有レ所二亡失一。連在二道路一。不二復投一レ筆十餘年。至二建武中一乃定。（此文に依りて考ふるに、惠帝が永寧と云し年は、仙翁二十一歳の時なり、永寧は唯、一年にて、其の明年は太安元年なり、（頭書云太安元年に鄭子世をのがる）其翌年は、太安二年にて、彼の石氷が兵

亂に遇へり、然れば二十一歳の時に、子書を草し創めて、太安二年の兵亂より後、元帝が建武元年まで、凡そ十六年ばかり、流離播越して、道路に在りつゝも、筆を投ずして、其旨の大略を定めたるなり、此は仙翁二十七歳の時に係る、是を以て自叙文中に、今齒近二不惑一とも、洪自レ有レ識、逮二以將一レ老、云々とも、また或人難問の語中にも、先生以二始立之盛一と云へる文も有るなり、）また云く。洪自度。性篤懶而才至短。以二篤懶一而御二短才一。雖三翕レ肩屈レ膝趨二走風塵一。猶必不レ辦下大致二名位一而免中患累上。況不レ能乎。未レ若レ修二松喬之道一。在レ我反レ已。不レ由二於人一焉。將下登二名山一服食養性上。非レ有レ廢也。事不二兼濟一。自不レ絶二棄世務一。則曷緣修二習玄靜一哉。且知レ之誠難。以レ不レ得二惜レ問而與一レ人議一也。是以車馬之跡不レ經二貴世之域一。片字之書不レ交二在位之家一。又士林之中雖レ不レ可レ出。而見レ造之賓意不レ能レ拒。妨二人所レ作不レ得二專一一。乃嘆曰。山林之中無レ道也。而古之修レ道者。必入二山林一。誠欲下以違二遠讙譁一。使中心不上レ亂也。今將下遂二本志一。委二桑梓一適中嵩岳上。以

詩中方平梁公之軌。先所作子書内外篇。幸已用功夫。聊復撰次以示來云爾。とあるにて知べし。

咸和初司徒導召補州主簿。轉司徒掾遷諮議參軍。(司徒主簿諮議十九)

咸和初めとは。元帝明帝二代を過て。成帝と云しが即位せる。咸和元年を云ふ。導は王導なり。此の時しも。仙翁四十六歳なり。

葛仙翁傳下巻

大壑　平篤胤撰

子寶深相親友。薦洪才堪國史。選爲散騎常事。以領大著作。洪固辭不就。以年老欲煉丹。以新遐壽。(二十)

(頭書云まづ官のこと、次に仙翁の年ごろを云ひ、咸和は九年にてをはる、夫より咸寧なり、こは八年にてをはる、これまで成帝なり、建元元年は康帝が即位なり、仙翁六十三なり、此頃なるべし、さらでは年老をいひ立にはなるまじければなり)

仙翁の。門を閉て。人と交游する事を好ざる性なるに。稀合をば故人と稱し 子寶とかく深く相親ぶ友たり。然れば。二人の親友は有しなり。(然れど、稀合が英邁に過たるをば、心に歎き思へる趣なること、既に上に論へるが如し)偖しか交游を好ざる事は。質より好ざるには非ざれど。其の志し高尚なるが故に。我に等しき友の無ればなり。其は交際卷に。吾聞詳交者。不失人。而泛結者。多後悔。故曩哲先擇而後交。不先交而後擇也。

夫明友也者。必取乎直諒多聞。拾遺斥謬。生無請言。死無記辭。終始一契。寒暑不渝者。然而此人良未意得。而或默語殊塗。或憎愛異心。或盛合衰離。或見利忘信。其處今也。譬猶禽魚之結侶。氷炭之同器。欲其久合安可得乎。夫父子天性好惡宜鈞。而子政子駿平論異隔。南山伯奇辨訟有無。面別心殊。其來尙矣。總而混之不亦難哉。世俗之人交不論志。逐名趨勢。熱來冷去。見過不改。視迷不救。有利則獨專而不相分。有害則苟免而不相恤。或事便則先取而不讓。値機會則賣彼以安此。凡如是。則有不如無也。天下不爲盡不中交也。率於爲益者寡。而生累者衆。經夷險而不易情。歷危苦而相負荷者。吾未見其可多得也。吾豈敢謂無此哉。亦直言其稀已矣。夫操尙不同。猶金沈羽浮也。志好之乖次。猶火升而水降也。苟不可同。雖造化之靈。大塊之匠。不可使同也。何可強乎。（篤胤前に、孔丘が道を奉じける間に、謂けらく、人しも交際の道を行はずとも、吾その道を蘊さむに、四海の内皆兄弟たらむと、其の道に安むずること年有けるに、火は升り、水は降り、益を爲もの寡くして、累を生ずる者多く、夷險を經て、情を易ざる者は、殆と稀なるに、近ごろ始めて、孔丘が語（頭書云子夏が語なり）の徴なきを覺えて、姑く交はるの際も、唯彼が云ふ所を聞て、我が志は演べきに非ずと、心を定めて在けるに、今此の巻を讀て、早くも仙翁の、此に見の高かりし事を思へば、長息止ことなくぞ所思ゆる）余滄粟訥騃。加之以天挺篤懶。諸戯弄之事。皆所惡見。及飛輕走迅。遊獵傲覽。咸所不爲。殊不喜嘲褻。凡此數者。皆時世所好。莫不耽之。而余悉闕焉。故親好所以尤遼也。加以挾直。好吐忠蓋。藥石所集。甘心者尠。又欲加勉之以學問。諫之以馳競。止其樗蒲。節其沈湎。此又常人之。所不能悅也。夫交而不卒。合而又離。則兩受不弘之名。俱失克終之美。夫厚則親愛生焉。薄則嫌隙結焉。自然之理也。可不詳擇乎。君子交絶。猶無惡言。豈肯向所異辭乎。殺身以許友。豈名位之足競乎。善交

狎而不慢。和而不同。彼有失則正色而諫之。告我以過。則速改而不憚。不以忤彼心。而不言。不以逆我耳而不納。不以巧辯飾其非。不以華辭文其失。不形同而神乖。不匿情而口合。不面從而背憎。外無計數之諍。内遺心競之累。夫然後鹿鳴之好全。而伐木之刺息。夫反之爲非。重諫而不止。可以絶矣。と有を以て。仙翁の友の撰びの。懇懃なること知べし。（交際卷なる文字の數、大凡そ二千五百四十字の中に、いさゝか抄せるなり、本卷交友の道を述たること、文々句々甚妙なり、就て見るべし、）偖かく心定たりし翁に友として。深く相親みけるは。干寶もまた凡人には非ざりけり。其本傳に。干寶字令升。新蔡人也。祖統呉奮武將軍都亭侯。父瑩丹陽丞。寶少勤學。博覽書記。以才器召爲著作郎。平杜弢有功。賜爵關内侯。中興草創未置史官。中書監王導上疏曰。宜備史官。敕使著作郎干寶等。漸就撰集。元帝納焉。（西晉の世は、愍帝にて既に亡び、元帝が東晉の世を興せる時なる故に、中興とは云へり、王導が疏、なほ長文なるを、今はいたく約めて引たり、）寶於是始領國史。以家貧。求補山陰令。遷始安太守。王導請爲司徒右長史。遷散騎常侍。著晉紀。自宣帝迄于愍帝五十三年。凡二十卷奏之。其書簡略。直而能婉。咸稱良史。（此の後に、晉紀を撰べる事の、晉書に所見たるは、康帝が時に、何充等が請によりて、謝沈と云もの、晉書三十餘卷を著せること見え、其の後安帝が世に、徐廣と云もの、晉紀四十六卷を著せること見えたり、今傳はる晉書一百三十卷は、唐の太宗が世に、右の史どもの他に、なほ廣く傳記を取合せて、撰次せる物なり、近くは丘瓊山が故事雕龍に、晉書以何法盛等、十八家之史未善、唐命房喬等、再加撰次、而文多駢麗、有失其體、と云るにて知べし、晉亡びしは二百年餘り後なり、）性好陰陽術數。留思京房夏侯勝等傳。（こは天地造化の運妙、および鬼神萬物の變態を知むとてなり、其は彼の國には、神世の古傳説なき故に、然る術數に依らでは、其の事の知べからねば也、斯て此の人の、さる事に志を起けたるは、下文云々の事

の有しに、驚きてなり、同じ晋書の五行志に、其の陰陽術數を、此の人の判斷せること、十餘所見えたるが、多くは其の事あり、其の事過て後に、推當たる説にて、鬼神造化の幽微を見得たり、とは覺ざる説等なるは、天神地祇の本説を知らず、唯に陰陽の空理をのみ思へる故なり、最惜き事なり、京房が事は云々、〔夏侯勝がことは云々、〕寶父先有所寵侍婢。母甚妬忌。及父亡。母乃生推婢於墓中。寶兄弟年少不之審也。後十餘年母喪。開墓而婢伏棺如生。載還。經日乃蘇。言其父常取飲食與之。恩情如生。在家中。吉凶輙語之。考校悉驗。地中亦不覺爲惡。既而嫁之生子。〔地中に在つゝも、家中に在ごとく覺えたるは、地中もまた闇からざるなり、然して其の父の靈、その飲食をば、何れより得て與へたりけん、と云ふ事をよく想ふべし、眞儒ならざるは、斯の如き事をば得知らずぞ在ける、憐むべし、同じ晋書の五行志、人痾と云ふ條に、明帝太和三年、開周世家得殉葬女子。數日而有氣、數月而能言、郭太后愛養之。又太原人發家破棺、棺中有一生婦人。問其本事不知也。視其墓木、可三十歳云々、なほ此類の事あり、同日の談と云ふべし〕又寶兄嘗病。氣絶積日不冷。後遂悟云。見天地間鬼神事。如夢覺。不自知死。〔こは篤胤も、十一歳の時に、いさゝか病たるに、一晝夜あまり氣絶して、正に覺ある事なる故に、死ぬる道の、他より見る如くは、苦からぬ事をも知れり、夢の覺るが如しと云ひ、自らは死を知ざりしと云も、誠にかくの如し、但し余は、天地鬼神の事をば見ず、先祖たちの連座せる所に至りて、菓子など賜へる事、また其面を、今も見るごと覺えたり、其は余が生れざる程に、世を去られたる人々なるに、蘇生して後に、祖母また父母などに、其容を語れば、其は汝が母方の祖母に坐す、そは汝が祖父に坐す、其は某ならむ、など宣へりき、其の中に從弟なる者のみは、己が見知れる後に、死れる人なり、然る事實どもを、和漢の書に見合せて、死生の事を考へたる説も有れど、此には記さず〕寶以此遂撰集古今神祇靈異。人物變化。名爲搜神記。凡二十卷。以示

劉惔。惔曰。卿可謂鬼董狐。（干寶、右二件の不測を、目のあたり見て、神祇の靈異、また人物の變化の窮りなき事を曉りて、古今神祇の事迹を搜りて、搜神記を撰集せる由なり、劉惔は、其本傳に、少清遠有標奇、與母任氏寓居京口、貧家織芒屩、以爲養、雖篳門陋巷晏如也、人未知識、惟王導深器之、後稍知名、爲丹陽尹、爲政清整、門無雜賓、尤好莊老任自然、云々と見えて、孫綽褚裒など云ふ、高尚の文人等に、甚敬重せられたる人なり、本傳を披き見べし、然ばかりの劉惔が、干寶の搜神記を見て、然は稱美せりと云ふ意を含めたる、史臣の筆法なり、）寶既博採異同。遂混虛實。因作序以陳其志曰。雖考先志於載籍。收遺逸於當時。蓋非一耳一目之所親聞覩也。亦安敢謂無失實者哉。衞朔失國。二傳互其所聞。呂望事周。子長存其兩說。若此比類往々有焉。從此觀之。聞見之難一（印本ナシ）。由來尚矣。（衞朔が、其の國を失へる事を、左傳と穀梁傳と二說あり、大公望が周に事へたる件を、史記に兩說を擧たる事を引て、其の記の撰の當否を危ぶめる也、今本の自序に、一の字なし、）夫書赴告之定辭。據國史之方策（冊印）。猶尚若茲（此印ヤ）。況仰述千載之前。記殊俗之表。綴片言於殘闕。訪行事於故老。將使事不二迹。言無異塗。然後爲信者。固亦前史之所病。然。而國家不廢注記之官。學士不絕誦覽之業。豈不以其所失者小。所存者大乎。（今本、策を冊、茲を此に作れり、孰にても宜からむ、）今之所集。設有承於前載者。則非余之罪也。若使采訪近世之事。苟有虛錯。願與先賢前儒。分其譏謗。及其著述。亦足以明神道之不誣也。群言百家不可勝覽。耳目所受不可勝載。今粗取足以演八略之旨。成其微說而已。幸將來好事之士。錄其根體。有以游心寓目。而無尤焉（搜神記の自序、こゝに止まれり、）寶又爲春秋左氏義外傳注。周易周官。凡數十篇。及雜文集。皆行於世。とあり。（春秋周易云々等の書ども、後に傳はらず、四庫全書總目にも、其目を出さず、）子類異聞の屬に、搜神記二十卷、晉干寶撰、搜神後記十卷、晉陶潛撰、と出たり、此は本朝にも甚早く傳

はりて、見在書目錄、雜家傳の處に、搜神卅卷。于寶撰、搜神後記十卷、陶潛撰とあり、卅は廿の誤と見ゆ、また漢魏叢書、龍威祕書などに、搜神記と云もの、八卷を收めて、晋于寶撰とあり、今見るに、大異小同の物にて、互に出入あり、思ふに最早き世に、搜神記のただのみ聞て、其の眞書を見ざる者の、擬撰せる物也げに見ゆ、然れど採覽るべき說どもの、無にしも非ず）是を以て。于寶また凡人に非ず。仙翁の深く親める事をも辨ふべし。然るに彼搜神記よ。上二件の謂に因りて、神祇の靈異なる。幽妙の旨を搜り索むと。撰集せる書なれども。惜むべし、于寶その神國ならぬ。戎國に生れたるが故に、神祇の古傳を窺ふこと能はず。其の搜り集めたる事どもは。神祇靈妙の端口を。適に顯洩せるを。撫ひ得たる耳にて。其の幽玄の徹は、搜り得ざる也。然れば何に。志し厚く正しきも。時處位の相應なくては。眞の道は知得ざる物にざりける。時とは何ぞ。知べき時の至るを云ふ。處とは何ぞ。其の生るゝ處を云ふ。位とは何ぞ。貧賤に處して。學を勤むるを云ふ。其は肥仙人に富道士なしとふ。古仙の金言なるが。貧賤に處せざる者の道に厚きは。古今稀にて。萬世に木鐸たる人は。多く貧賤なり。于寶貧にして學を勤め。大著作とさへ任けるは。其の位を得たりと云べけれど。生處を戎國に得たるが故に。神祇の道の本原を知こと能はず。これ處を得ざるなり。處を得ざるが故に。神道に志し厚かれど。其の幽玄を知る時も。また至るべき由なく。僅に神道の片端を見べき條々を搜り索めて。豈憐まざるべけむや。（于寶が自序に、亦足以明神道之不誣也。とは云へり。謂ゆる神道は、我が皇典に、隨神者、謂隨神道亦自有神道也、とある神道と同義にして、周易に、陰陽不測謂之神道、などある類の、陰陽をさして云るとは、甚く異にして、天神地祇の爲し給ひ、行ひ給ふ道といふ義の神道なり、思ひ錯ふべからず、さて上に云べきを忘れたり、演八略之旨とは、まづ漢の劉歆が撰輯せる、七略と云ふ事あり、其は一に輯略、こは諸書の摠要なり、二に六藝略、三に諸子略、四に詩賦略、五に兵書略、六に術數略、七に方伎略なり、此の七略に、搜

神の件を加へて、八路と爲して、其旨を述る由にや有む、）さて神道を捜らま欲く思ふ事は。仙翁またゞ寶とも。同病相憐れむ性なる故に。然は睦魂の相ゑにこそ。然るは神仙の道を主と好めるが。即神道を捜れるなるを。其の蘊奥幽旨は。なほ仙説にては知べからず。其は仙説にも。早く古傳の原始を失へればなり。請その謂を演むに

聞交阯出丹。求爲句漏令。帝以洪資高不許。洪曰非欲爲榮。以其有丹耳。帝從之。

（交阯句漏二十一）

交阯は

句漏は

さて此に帝とあるは。成帝か（頭書云穆帝なるべし、廣州に七年ありしこと）成帝ならむには。其晩年なるべく。（成帝が世は、其の即位の年は、咸和元年にて、此は九年にをはり、咸康と改元して、其の八年に崩じたり。）若くは次の、康帝が世ならむも知べからず（頭書云穆帝が永和の六七年頃の後なるべし、しか思ふ由は鄧嶽が所に至れるは、下に註ふ如く、永和十一年なりしかば、其の間決して句漏を治めて在べければなり。）然も有らば、仙翁六十三四歳の間なり。（康帝が即位は、建元元年なり、其の二年に崩じたり、其の時仙翁は六十四歳なり。）以洪資高不許とは

洪遂將子姪。俱行至廣州。刺史鄧嶽留不聽去。

（鄧嶽二十二）

其子姪を將たる。子は然も有べきを。姪をしも將たるは。上に云へる如く。其の兄等は早世なりし故に、姪等をばみな仙翁の。養育したる故なり。

（徐道が神仙鑑に、稚川名洪、考先之孫、存之次子、兄當早亡、父母去世、稚川生性恬淡、雖藜藿不充、而樂道無愁苦、貧不能置書、每伐薪擔至城市、易筆紙借人異書、且抄且讀、不畏寒暑、遂成大儒、或勸之出仕、洪曰讀書爲明理耳、豈爲功名哉、故惟杜門却掃、偶在黛白石間、箕踞靜玩、値鮑公散歩、見洪秀異、遂妻之以女、公有子、曰韜、曰晦、女

曰清光、亦好玄理、公最鍾愛、招此作婿、朝夕講究丹旨、徐寧言於司徒導、召洪補州主簿不就、是秋新都山賊亂、勅顧祕往討、祕見洪器宇軒豁、試問方略、洞燭賊情、欲屈以帷幄、鮑公勸勉、洪不能辭、先發檄各郡縣、調兵進剿、賊人膽破、洪卽請祕招安、其地蕩平、遂名新安、祕表奏嘉洪之功、賜爵關內侯、洪謹辭、乞爲句漏令、携妻子赴任とあり、中には然も有げなる說も、無にしも非ざれど、大抵は妄誕なり、殊に甚しきは、葛孝先の孫と云へるなどは、餘りなる事なり、)鄧嶽がことは。其本傳に。鄧嶽字伯山。陳郡人也。少有將帥才略。本名岳。以犯康帝諱改爲嶽焉。(此を以ても、仙翁の廣州に到れるは、康帝が世なりけむ、とは推量られたり、)郭默之殺劉胤也。大司馬陶侃。使嶽率西陽之衆討之。默平遷督交廣二州軍事。建武將軍。領平越中郎將。廣州刺史。咸康三年嶽遣軍。伐夜郎破之。加督寧州。進征虜將軍。遷平南將軍卒。とあり。(此の人の傳、なほ長けれど、此に用無ければ抄さず、前には王含と云ふ者に與して、逆謀をも作せる人也、)さて此の人仙翁を留めて、去ことを聽さゞるは。其大德を慕ひて。永く我が所に置まほしく思ひてなり。

洪乃止羅浮山煉丹。(羅浮山一十三)此山のこと、神仙鑑に。羅山浮山相合。故名。高三千六百丈。周三百餘里。嶺十五。峯四百三十二。洞八。洪愛朱明洞幽深獨居之。と云へり。(なほ記せる說ども有れど、例の覺束なき事どもは抄し出ず、)さて神丹を煉るには。必ず山に入ことを。金丹卷に合金液九丹。宜入名山絕人事。故能爲之者少。第一禁。勿令俗人之不信道者。評謗之。必不成也。鄭君言。所以爾者。合此大藥。皆當祭。祭則太一元君。老君玄女皆來鑒。作藥者。若不絕跡幽僻之地。令俗間愚人得聞見之。則諸神便責作藥之者不遵承經戒。致令惡人有謗毀之言。則不復佑助人。而邪氣得進。藥不成也。必入名山之中。齋戒百日。不食五辛生魚。不與俗人相見。爾乃可作大藥。雖成亦須齋戒。不但初作時齋也。(こは下に擧る、金丹の經々の禁戒に本づき

て、云れし語どもなり、其は其の處に云を見べし。）鄭君云。老君告之言。諸小小山。皆不可於其中作金液神丹也。凡小山皆無正神爲主。多是木石之精。千歲老物。血食之鬼。此輩皆邪炁。不念爲人作福。但能作禍。善試道士。須當以術。辟身及將從弟子。然或能壞人藥也。（山に入りて、邪を辟る法は、登涉卷に、いと委しく示されたり、披見るべし。）今醫家每合好藥好膏。皆不欲令雞犬小兒婦人見之。若被諸物犯之。用便無驗。又染彩者。惡人目者見之。皆失美色。況神仙大藥乎。是以古之道士。合作神藥。必入名山。不止凡山之中。正爲此也。と云ひて。古仙の經を按して。其の入べき名山二十七の目を出せる中に。羅浮山も入たり。（其の餘の諸山は、此に引出むこと、用なき事なれば、抄し出ず、本書に就て見べし。）然して其の末に。皆是正神在其山中。其中或有地僊之人。上皆生芝草。可以避大兵大難。不但於中可合藥也。若有道者登之。則此山神必助之爲福。藥必成とあり。（また其の下に、若し此の諸山に、登ることを得ざる者は、海中の大島嶼も宜しき由にて、其の島々の名をも出せり、披き見べし。）さて九丹金液のことゝ、同じ卷に。余考覽養性之書。鳩集久視之方。曾所披涉篇卷。以千計矣。莫不皆以還丹金液。爲大要者焉。然則此二事。蓋僊道之極也。服此而不仙。則古來無仙矣。（其披涉せる書等の目は□□卷に見えたり、其は師に受たるも、また世に流傳するをも、鳩集せりと見ゆ。）往昔上國喪亂。莫不奔播四出。余周旋徐豫。荊。襄。江。廣。數州之間。閱見流俗道士數百人矣。或有素聞其名。乃在雲日之表者。然率相似。如其所知見。深淺有無。不足以相傾也。雖各有數十卷書。亦未能悉解之也。爲寫蓄之耳。（其の解せざる所の口訣を、達識に問ふて、知り明めむとは爲ずて、知ざる所を知らずとせず、弟子を集めて、利を貪ぼる者の多かる事など、□□卷に委しく論へり、就て見べし。）時有知行氣及斷穀。服諸草木藥方耳。畧爲同文。無一人不有道機經。唯以此爲至祕。乃云是尹喜所撰。余告之曰。此是魏

世軍督王圖所撰耳。非古人也。圖了不知大藥。正欲以行氣入室求仙。作此道機經謂道畢於此。復是誤人之甚者也。（仙翁世を辭せるより、後の仙法を說く者、比々として、皆行氣を以て專と爲して、內丹の旨を稱へて、性理を說き、古仙の金液神丹の說をも、多く寓言の如く誣る事となりぬ、其は悉く、王圖が流なり、然れども、行氣また仙道の一端にして、其の功また大なる故に、其の道に依て、仙道の一端を得たる者の、無にしも非ず、これ余が謂ゆる後仙法にて、古仙法の眞面目には非ざる也、古仙の道に志あらむ人は、先づ此の差別を思ひて、金丹性理大全、性命圭旨全書、呂相全書、林子全書等の後說をのみ思ふこと勿れ、然れど右の書等にも、行氣の事に於ては、採用すべき說の、はた無にしも非ず、實には仙翁の子書を除ては、古仙法の、眞面目を見つべき書は有ことなし、）余間問諸道士。以神丹金液之事。及三皇內文。召天神地祇之法。了無一人知之者。其誇誕自譽。及欺人云已久壽。又言曾與仙人共遊者。將大半矣。足以與

盡微者甚尠矣。（祛惑卷に、僞道士多かりし趣を、委しく論へり、就て見るべし、）或有頗聞金丹。而不謂今復有得之者。皆言唯上古已度仙人。乃當曉之。（こは其の道士どもの中に、適々に金丹の法を聞たる者も有れど、其の口訣を得知らず、厚く志して求むる時は、此を得べき者とは思ひたらで、上古に度仙せる人のみ、其法を曉れる者と、自暴自棄して在るを云るなり、口訣卷に、其旨を委しく說たり、合せ見よ、）或有得方外說。不得其眞經。或得雜碎丹方。便謂丹法盡於此也。（方外說とは、古仙方の外なる說を云ふ、此には印度の仙說を云ふと聞えたり、抑々印度の仙說は、其の原梵天子に出で、其の裔の梵志に傳はり、四吠陀論とて、其典籍ありしかど、其は今傳はらず、間佛籍中に散見せるを、集め見るに、採用すべき事も、また尠からず、然るに後仙ら、其眞面目を知らず、佛法說を竊して、其の仙法に附會し、公然として用ふるが多かり、道藏中なる仙經と稱するもの、多く其れなり、然して其の經說の拙きこと、見るに堪ざる物のみなり、呂祖全

書、文帝全書などにも、然る經々を多く收れ、また文帝呂祖の二子も、仙佛混雜の徒なり、其は其の全書どもを見て知べし、中には佛經を、其儘に誆し用たるも有なり、古仙の道豈然らむや、雜碎の丹方、仙翁の子書は更なり、他書にも多く散見せれど、金液還丹の大藥に及ざること、仙翁の精々辨にたるが如し。）昔左元放於天柱山精思而神人授之金丹仙經。會漢末亂不遑合作。而避地來渡江東。志欲投名山以修斯道。（神仙傳、左元放傳には、入霍山合九轉丹、遂乃仙去とあるは、前に云へる如く、此より後を傳へたるなり。）余從祖仙公。又從元放受之。凡受太清丹經三卷。及九鼎丹經一卷。金液丹經一卷（此の三經の事、下に委しく、註ふを待て見べし。）余師鄭君者。則余從祖仙公之弟子也。又於從祖受之。而家貧無用買藥。余親事之。灑掃積久。乃於馬迹山中。立壇盟受之。並諸口訣之不書者。江東先無此書。此書出於左元放。元放以授余從祖。從祖以授鄭君。鄭君以授余。故他道士了無知者也。（仙翁の、鄭思遠に事へて、其の祕書を得たる趣は、第□□節に、既に委しく註せるを見べし。）然余受之已二十餘年矣。資無擔石。無以爲之。但有長歎耳（仙翁の、鄭子に其法を受たるは、二十に足ざる程の事にて、其の子書の稿の大抵成れるは、四十に垂むとする程なりし故に此の語あり。）有積金盈櫃。聚錢如山者。復不知有此不死之法。就令聞之。亦萬無一信如何。（また□□卷に云く、嶽表補東宮太守。又辭不就。嶽乃以洪兒子望爲記室參軍。（東宮太守二十四）

鄧嶽は。廣州刺史なる故に。仙翁を其州の東宮郡の太守に補せむと。表せるなり。地理志に。廣州の處に。成帝分南海立東官郡。安帝分東官立義安郡。などゝ見えたり。（東宮とも、東官ともある、孰か是なることを知らず、）職官志に。郡皆置太守。又置主簿記室云々とあり。葛望を。記室參軍と爲しは。此郡の記室か。また州にも記室の官あれば。孰なりけむ詳ならず。

在山積年。優游閑養。著述不輟。（在山著述二十五）

山とは羅浮山を云ふ。此の山に在こと積年とある。其の年數知べからず。と云へども。仙翁の廣州に至れるは。六十三四歳の頃と覺ゆるに。卒られし歳は。八十一なれば。十六七年を積たりと聞ゆ。(列仙全傳なる、仙翁の傳は、正に晉書を採りて記せる物なるが、積年を七年とせるは、甚き誤りなり。)神丹は既に煉り畢りて。其を用ひつゝ。白日昇天をば。優游閑養してぞ在ける。其は仙翁素より。然しも好まざるなり。(其の所以は末に云ふを見べし。)さて對俗卷に。或問曰。審其神仙可以學致。翻然凌霄。背俗棄世。蒸嘗之禮莫之修。先鬼有知。其不餓乎(この問の意は、仙道を得て霄を凌ぎ、俗を背かむに、其の先祖の蒸嘗を修する者なく、其の先鬼、もし知こと有らば、餓ざる事はあらじと審ふを、此はいかにと問へるなり。)答曰。蓋聞。身體不傷謂之終孝。況得仙道。長生久視天地相畢。過於受全歸完。不亦遠乎。果能登虚躡景。雲轝霓蓋。餐朝霞以沆瀣。吸玄黄之醇精。飲則玉醴金漿。食則翠芝朱英。居則瑤堂瑰室。行則逍遙大清。先鬼有知。將蒙我榮。或可以翼亮五帝。或可以監御百靈。位可以不求而自致。膳可以咀茹華瓊。勢可以總攝羅酆。威可以叱咤梁柱。誠如其道。罔識其妙。亦無餓之者。(此の文叱咤梁柱と云までは、古仙の口授に、傳宣せる説なり、是をもて、蓋聞とは云るなり、一人神仙を得たる功德、その先鬼さへに、此の如き榮を蒙ふること、豈大ならずや、借古仙の説をかくは述つゝも、下には更に、我が思ふ旨を述られたり。)得道之高莫過伯陽。伯陽有子。(老子也)名宗仕魏。爲將軍。有功封於段干。然則今之學仙者。自皆有子弟。以承祭祀之事。何緣便絶。(魏伯陽がこと、神仙傳に載されたり、就て見べし、仙道を得る者、伯陽がごと子ありて、其の祀を承るは更なり、然らぬも、其の子弟ありて、其の祭祀を承れば、我が祭の絶るには非ず、と云意と聞えたり、仙翁その姪を、官に就しめたるは、思ふ旨ある事にや。)或曰得道之士。呼吸之術既備。服食之要又該。掩耳而聞千里。閉目而見將來。或委華驪。而轡蛟龍。或棄神州。而宅蓬瀛。或遲迴

於流俗。或遁於人間。不使絕跡遁玄虛。其所向則同。其道止或異何也。(此問の大旨は、仙を得たる者の、忽に俗に背き世を棄ると、久しく世間に在ることがあるは、何なるゆゑぞ、と問へるなり、)答曰。聞之先師云。仙人或昇天。或住地。要於俱長生。往留各從其所好耳。又服金液還丹之法。若且欲留在世間者。但服半劑而錄其半。若後求昇天。便盡服之。不死之事已定。無復奄忽之慮。正欲但遊地上。或入名山。亦何所復憂乎。若委棄妻子。獨處山澤。邈然斷絕人理。塊然與木石為隣。不足多也。(これまで、鄭子の語と通えたり、然るに本卷に、彭祖言を引たると、互に錯亂せり、神仙傳なる彭祖傳と校合せて、其の謬を訂して引たり、)昔安期先生。龍眉甯公。修羊公。陰其長生。皆服金液半劑者也。其止世間。或近千年。然後去耳。篤而論之。求長生者。正惜今日之所欲耳。本不汲々於昇虛。以飛騰為勝於地上也。若幸可止家而不死者。亦何必求於速登天乎。(此文中なる、三仙人の傳、ならびに神仙傳に載されず、列仙全傳、神仙通鑑などに見ゆ、神仙鑑にも見えたり、)彭祖言。天上多尊官大神。新仙者位卑。所奉事者非一。但更勞苦。故不足役役於天。而止人間八百餘年也。此言為附人情者也。とあり。(彭祖の傳は、神仙傳に委しく載されたり、然れども、子書には、その言行を甘心せざる趣の語ども、往々見えたり、此に為附人情者也、と云れたるも、其の說を甘心せざる由なり、)此の答言によりて案ふに、仙翁の、然しも昇天を急がざること著明く、そは其の所欲を果さむとの事にざりける。其の所欲とは何ぞ。著述の大業あるが故に。そを果して後に。徐々に仙居せむと欲せるなり。是を以て。煉丹の事畢ると云へども。著述の業は輟ざりしなり。(其の著述せるは、子書内外篇をはじめ、種々の書ども、四十未滿に、既に稿は成しかども、其後にも次々に稿を改め、此頃までも、なほ添消しつゝ、著かれしと聞えたり、)さて羅浮圖志に、稚川居羅浮山時。鮑靚常往來山中。或語論達旦乃去。見其來門無車馬。獨雙燕往來。或怪而覘之。則雙履也とあるは。此の頃の事な

るべし。(羅浮圖志と云もの、神仙通鑑、列仙全傳に引たるを、再引たるなり、)然るに此の頃は、鮑靚が仙去せるより。既に□年ばかり後なり。此は其の來る時に。暫く燕と化りて飛來れるに。て仙人には。然る例いと多かり。
後ニ忽與レ嶽疏云。當ニ遠行尋レ師。剋レ期便發。嶽得レ疏狼狽往レ別。而洪坐至ニ日中一。兀然若レ睡而卒。嶽至遂ニ不レ及レ見。時年八十一。視ニ其顏色一。如レ生。體亦柔軟。擧レ尸入レ棺。甚輕如ニ空衣一。世以爲ニ尸解得レ仙云。(尸解二十六)頭書曰公羊傳一ノ四ウ二九々八十一ノコトアリミルベシ
忽にと有るを思ふに。鄧嶽に疏を與れる前までは。何の事もなく。他人は更なり。自も仙去せむとは。思ひ設けず在けむを。此疏の文を見るに。自識に明め難き事のありて。忽に幽に入り。其事を知り明すべき師を。尋ねむとの意と聞えたり。(その師と云へるを、鄭思遠の事ならむと、前には思へりしかど、熟々その語勢を見るに、決めて鄭子の事には非ず、其の師は、誰と指ところなく、我が疑を問ひ明すべき師を、尋ぬる由なること著し)坐して日中に至り。兀然と睡る如く卒せる。其の顏色生るが如しと有る。其容見る如く。想像られたり。其の卒年を八十一と有れば。東晉の穆帝が升平五年と云ふ。辛酉の年になむ有ける。皇國には仁德天皇の四十五年と云ふ年に當れり。(そは仙翁の生れは、上に辨へたる如く、西晉の武帝が、太康二年と云ふ年なる故に、其の年より推下して數へたるなり、辛酉は、菅家の厄に値給へる年なるは更にも云はず、故鈴屋翁の卒られしも、辛酉の年也、漢に一人、倭に一人と、予が甚く信ずる人の、共に此支干の年に卒せる事をし、陰に甚く奇しみ思ふ、)鄧嶽がその疏を得て。狼狽して別れに往たりと有る。深く厚く思ひ信める仙翁の。さる疏を得たらむには。然も有べき事にて。是また其の狼狽せる趣見る如く。至りて遂に見るに及ざらむは。殊に斷腸の思なりけむ。葬儀をも。皆鄧嶽が執行ひたりと通ゆ。抑、仙居に。三品の別あり。そは論仙卷に。漢李少君が事を記すに。漢禁中起居注を引きて。少君之將レ去也。武帝夢與レ之共登ニ嵩山一。半道。有ニ使者一。乘レ龍持レ節。從ニ雲中一

下云、上帝請少君。帝覺以語左右曰。如我之夢。少君將舍我去矣。數日而少君稱病死。久之帝令人發其棺視、尸唯衣冠在焉。李少君が傳は、神仙傳にも委しく載されたり、抜き見るべし。）按仙經云。上士擧形昇虚、謂之天仙。中士遊於名山、謂之地仙。下士先死後蛻、謂之尸解仙。今少君必尸解者也。（これ仙に三品ある、古仙經の本文也、此三品を なほ巨細に區別せば、十品にも分つべし、其は別に記し辨へたる物あり、）近世壺公將費長房去、及道士李意期將兩弟子去、後人見之皆在郫縣、其家各發棺視之、三棺止有竹杖一枚、以丹書杖、此皆尸解者也とあり。（壺公、李意期らが傳、共に神仙傳に載されたるを見べし、）此謂ゆる仙經の趣にては、其の德の下劣なるが。尸解仙を得ると云る如く聞ゆれど、熟思へば。此は仙居の相を、姑く三段に立たる耳にて、其の德の義には非ず。實には擧形せるにも。地仙となる有り。尸解せるにも。天仙となる有あり。（そは上に註せる、陰長生の如き、擧形せる其の言に□山に住すと云へれば、地仙なり、また黄帝は、史記に〔　　〕と有れば、尸解なるに天仙たりと云を思ふべし、此の類なほあまた有り、）また形擧尸解、その德に依ざる事は。彼黄帝の上德なるも尸解し。寧先生玄も尸解せり。然るに〔　　〕などの徒 さしも上德とは聞えざる人の。擧形せるも。多きを以て悟べし。（〔　　〕らが事は、神仙傳を見て知べし、）また我が皇朝にて。其の例を云はゞ、挂まくも畏き 日本武尊も尸解し給へり、其は景行天皇紀四十年の處に 日本武尊崩時年三十。仍葬於伊勢國能褒野。時日本武尊化白鳥、從陵出指倭國而飛之。群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而屍骨無之。於是白鳥遂高翔上天。徒葬衣冠也。と有にて知べし。（御紀の文、甚く約めて引たれば、委しくは本紀、また古事紀、熱田古縁起などを見て知べし、但し日本武尊の、白鳥と化りて、飛給へりと有を、其物に生を轉じ給へりと勿思ひそよ、此は幽にノませる故に、姑く其の形を成して、上天し給へるなり、其は大物主神の小蛇と化給へる、事代主神の、熊鰐と化給へる、

健角見命の、八咫烏と化たるなど、皆しばし化給へるなるに思ひ合せて辨ふべし、鮑太玄が仙去せる後に、燕と化りて、仙翁がり往來せるも、此の例なり、凡て神と成り仙と成りては、其の形を變ずる事も、いと容易くぞ有ける、猶いまだ仙去せず、凡人なるすら、神仙の方術をよく得たるは、變化思ひのまゝなるを、況て神仙と成れる人をや）然るに然しも。威徳ありとは覺えぬ倫の。擧形遊山せるが最數あり。（其らの事は、別に委しく記せる物あり、また殊に思ふ旨も有れば、今此には記し出ず）かく思ひ合すれば。尸解必しも下士ならず。擧形必しも上士ならず。其仙去する期に至りては。既に神仙境の幽に屬すれば。凡世の顯より。擧形遊仙尸解の別を見て。其の德の段などは論すべきに非ず。實は擧形尸解。これ仙去の相にて。去りて後に。天上に住むも有るを天仙と稱し。名神に遊ぶを地仙と稱し。並ては神仙と云ふにぞ有ける。（熟々に思ひて、右の仙經なる説は、其德の上中下を云るに非ず、凡より見たる仙去の相を、姑く設せる説なる事を、思ひ定むべし）さ

て擧形にまれ。尸解にまれ。仙去して後は。互に替なく。集會して。天地と共に相畢ること。仙翁の子書に。委曲せる如くなるが。玆に古仙は更なり。仙翁もかつて言ざる。仙境の祕説あるを。余深き因縁ありて。慥に聞傳へたり。然るは仙骨なる人の。尸解するも。凡人の死ぬるも。其趣は然しも替なく。神その體を去りて。其の死なる事を知らず。眼に其屍を見るを以て。始めて我わが體を去ことを知る。（其趣きは、夷堅志に、盧忻と云し者、前生に、岸上より墜て死たるが、自その死を知らず、其の屍を見て、他人の臥せると思ひて、呼覺さむと立より、熟視て、始めて我が屍なることを知れる由を、語れる事の見えたる、然る類の事實は、倭漢の書にあまた見えたる、其を思ひ合せて辨へ知べし）然るに凡人の屍は。日を積み歳を經て。漸々に土に化して見存するを。仙骨なる人の屍は或は葬を待ず。空衣のみ存する事は。その道養の德によりて。土と化べき物の精々なるは。悉く識神に結び固まり。餘は滓の如き物なるが。みな忽に風化して。塵埃の如く飛散するが故

に。其の屍を見ず。また擧形せる仙の形體は、久遠に持つと云へども。其の精々なる物は。漸々に識神に凝結して。其餘り。滓の如き物は。期となく風化しつゝ。飛散して。遂には識神のみの體と成るを。我も知らず。是を神仙の換體と云ふ。體を換ては。靈妙變化ます／＼窮りなく。其の壽天地と相畢る。斯て萬物の終りは。生を轉ずるも多かれど。大抵は風化に終るが故に、其の屍は無しと聞たり。是にて仙の大體を知れり（なほ聞たる事ども有れど、此に用なきは洩しつ、）已この仙境說を聞持てること、既に七年なるが、容易に人の信まじき事を思ひて、我獨信じ祕したるを、去年の十月十日の日に、井上東淵と云ふ人、始めて訪ひ來れり、此は行氣の醫術に、多年心を用たる人なるが、其の說に、人は市中に住たらむも、攝養を能せば、二百歲の壽は、かならず持べき物なり、然思ふ由は、雞犬などを見るに、生れて其年の中に、子を生ずるを、十歲ばかりの壽を持つ、人は其に比ぶるに、甚晩く、十七八歲ばかりならでは、人の親と成こと能はず、雞犬の一歲にして、子を生ずるに對考すれば、百七八十歲は、必ず生べきを、僅に七八十歲を高年として、死ぬる事は、攝養その道を得ざればなり、禽獸に攝養の道なしと云へども、天地の自然に從ふところ、是おのづからに、攝養の道に叶へり、人も其如く、天地の自然に任せて、行氣の術を用ひむに、必ず二百年の壽は持つべき物也、但し此は、市中に住する人の上を云なるが、山に入りて行氣せむには、數千歲も持つべし、然して其の終は、決めて風化ならむ、然思ふ由は、我越後の國に在し時、或古寺を崩し壞るところに、行相たるに、其の屋根の板間より、蝙蝠の多く出けるが、皆飛去れる中に三四つ別に大きく、老蝙蝠と見ゆるが、地に墜て飛もやらず、蠢めくを、をかしと、我も人も見けるに、翼をとれば、翼おち、足を執れば、足の落るを、異しと見つゝ居るうちに、忽に塵埃となりて、消失せたり、是によりて、人また萬物共に、其の終は、風化する事を悟り得つ、君にも然る說ありと聞て、うち合さむが爲に來つ、と云りき、其人元より朴にして、學なく、仙書などは、更に見たる事なしと云

へりき、然るに能くも、發明し得たる說なり、已此人の語に依りて、ます〳〵上に記せる仙境說を信じ、今は人の信不信は、よし然もあらば有れ、仙翁の謂ゆる、豈求ニ信於不信者一哉、と膽を放ちて記し出つ、其仙境說の出所は、別に仙境異聞と號けて、書調へたる祕記あり、世に漏るゝ時も有むには、讀見て知べし）但し右の仙境說は、もと凡人の神道に習ひて。其道を成ずる。天仙地仙の趣をこそ云へ　我が神典に見え給へる。天神國神も。また然る類と勿思ひ混へそよ（彼天仙と云が天神と申すに似通ひ、地仙と云が、國神に似ては有れど、素より靈妙不測に坐ますと、其道を苦しみ學びて、得たる靈妙とは、其の尊卑甚く異なる事の趣を、よく思ひ別ちて、慨まること勿く、なほ第十節に委しく云へると、合せ考ふべし）さて仙翁。かの羅浮山に住して。優遊閑養しつゝ。其の著述は未輟せざるに。忽に遠く師を尋ねむと思ひ立て。期を剋して仙發せること。何の疑惑を。問決めむと欲はれけむ。今知べきに非ねども。其の子書を反さへ讀て。熟々に想へれば。想ひ得たりと所思ゆる事の無にしも非ず。其は神仙導養の道は窮めて其道の原は。天地の神明より出たりと聞つゝも。古仙の諸經に。其古說を記さず。（但しそは、知りて記さゞるに非ず、早く其の古傳を失ひたる故に、古仙人も慥に知らで、記さゞるなり）是を以て。天地鬼神の道理を說くに至りては。往々に本末照應せざる說の出來て。其の意に適せず。快からず思へる事の有るを。世にこそを問定むべき良師なく。また其の疑を啓發すべき古典も無ければ。謂ゆる次生を規りて。良師を尋ぬるに及ずと。忽然に其の志を憤發し。素より達者にして。存去一なる理は悟りて有れば。數百歲も長存すべき世壽を促し。僅に八十一歲を期と爲して。尸解せる事と所知たり。（其の發すべき期を剋して、仙去せる、神仙導養術の妙、是を以て見べし、また其長存すべき壽を、其の心し促がせる事は、仙去の期を剋せるにて、明なるを、猶言はゞ、道意巻に、呉太帝が時に、李寬と云ふ僞仙人が、古への李八百と云し眞仙なる由にて、世人を欺けるに、大疫ありて、死者過半なりし時に、李寬も其の瘟

病を得て死けるに、其の徒これを眞死に非ず、化形尸解の仙なり、と謂ふ事を載して、次に夫神仙之法、所以與俗人不同者、正以不老不死爲貴耳、今寛老則老矣、死則死矣、此其不得道、居然可知矣、又何疑乎、若謂於仙法、應尸解者、何不且止長間一二百歳、然後去乎、天下非無仙道也、寛但非其人耳、所以委曲論之、と有るを見れば、數百歳も長存すべき世言を、促して去れること、疑なき物なり、熟々味へ思ふべし。)然るは天地鬼神の道を説けるに。往々前後照應せざる説の出來しと云こと。何を以て云なれば、道意卷に 凡夫ら眞一の道を守ること能はず。吉凶病災の事に就て 唯鬼神に委するが 愚昧なる由を論へるは。然る説なるを。其より起せる説には。非説多かり。然るは。夫福非是崇所請也。禍非禮祀所禳也。若命可以重禱延、疾可以豐祀除、則富姓可以必長生、而貴人可以無疾病也。(字書に、福字を註して、祐也、曲禮、祭則受福と云ひ、禍字を、災也、說文神不福也と云へるを始め、示に從ふ字は、多く神事に屬せり、禮祀重禱もし非ならむには、古より其事なく、其の字もまた製すまじき物なり、古く其の事あり、其の字ありて、行ひ來れる眞の道なり、然るに其の道をかへ非とせる仙翁の說、かへりて非なり、)夫神不歆非族、鬼不享淫祀、皂隸之巷不能紆金根之軒、布衣之門不能動六轡之駕、同爲人類、而尊卑兩絕、況於天神、緬邈淸高、其倫異矣、貴亦極矣、蓋非臭鼠之酒肴、庸民之曲躬所能感降、亦已明矣、(神不歆非族と云こと、禮記に見えて、庸儒者の常語とすれど、此は臆談なり、もし此の言の如くは、儒者の孔丘を祀り、道家に、老子を祀るは如何ぞや、かつ上第　節に引く、金丹卷の文に、諸神を祀らでは有まじき由を云ひて、其圖式の、別に有よし云ると、矛盾せるは何ぞや、人類は尊卑兩絕するも常なれど、神と人とは、却りて兩近なることの多かるも、鬼神の情狀の、測り難き所なれば、其の祀に感降あらじとは、定まじきことなるをや、)余親見所識者數人、了不奉神明、一生不祈祭、身享遐年、名位巍々、子孫蕃昌、且富且貴也。余亦無事於斯。

唯四時祀ニ先人ー而已。曾所ニ遊歷ー。水陸萬里。道側ノ房廟。固以レ百計。而往返經遊一無レ所レ過。而車馬無ニ傾覆之變ー。涉レ水無ニ風波之異ー。値ニ疫癘ニ常得ニ藥物之力ー。頻冒ニ矢石ー。幸無ニ傷刺之患ー。益知ミ鬼神之無ニ能爲ー也と云へり。（能く眞一を守る道を得て、道德の至れるは、神明すなはち、其體に依憑するが故に、諸邪鬼もまた犯し侮らず。仙翁既に、其の道を得たるを以て、自さる異變に値ざりしを、然る理としも會意せざるは、如何ぞや、然してまた祝文符字の驗を、往々に述たり、是また矛盾に非ずや。唯見るに、彼の文彼の符、また何の驗をか成さむ、然るに其の驗嚴然たる事は、神その符字、その祝文に、依憑すべき謂ありて、依憑し恐るべき謂ありて、恐るゝが故に、驗あるなりなど、其の理を思はざりけむ、また其の所識の者數人、神明に奉ずる事無して、然る幸ありし事は、普通の論者は、そを偶然に屬すれど、實には前生に然ばかりの果を受べき、積善の有し故にて、一朝一夕の論には、及び難き事なりかし、）右の說ども。總て顯幽の理に達せず。鬼神の情狀を知ざる。

康儒輩の說に似て。其の本說に矛盾すること。成人の盛業に心を著たる。仙翁の語とも覺えざる。非說どもなり。）なほ彼道意卷には、右の如き非說いと多く、今盡く論ふべくも非ざれば洩せり、なほ本卷を見て、其辨は、今論ふ所に准へて、辨ふべくなむ、）此の翁も。早く成人の學に志して在し故に。神仙の學を主とせることは。井勤求卷に。諸虛名の道士を譏せる所に。彼得ニ門人之力ー。或以致レ富。辨逐之雖レ久。猶無ニ成人之道ー。將來之學者。雖レ當ニ以レ求レ師爲レ務。亦不レ可ミ以不ニ詳擇爲ニ急也。陋狹之夫行淺德薄。功微緣少。不レ足ニ成人之道ー。亦無ミ功課以集ニ人重恩ー也。深思ニ其趣ー勿レ令ニ徒勞ー也。と有にて知られたり。（說苑に、孔子曰、達ニ乎情性之理ー、通ニ乎物類之變ー、知ニ幽明之故ー、睹ニ遊氣之源ー、若レ此可レ謂ニ成人ー矣、旣知ニ天道ー、而加レ之以ニ仁義禮樂ー、成人之行也、若ニ乃窮レ神知レ化德之盛也、とあるを以て、成人之行と云ことの趣を見べし、）斯て成人の道に叶へり。と覺ゆる說は。其の次の文に。諸虛名之道士。既善爲ニ誑詐ー。以欺ニ學者ー。又多護レ短匿レ患。恥ニ於不レ知。陽

若博渉已足。終不肯行求請聞於勝己者。畜爾守窮面墻而立。又不但拱默而已。乃復憎忌於實有道者。而謗毀之。恐彼聲名之過己也。凡俗之人。猶不宜懷如若之心。況於道士。尤應以忠信快意。爲生者也。云何當以此之徹然。函胸臆間乎。（諸虛名之道士らが趣、よくも皇國の、今の虛名の學者等に似たり、下の文をも合せ見て、我が黨の小子ら、將來の誡と爲べし、）天高聽卑。其後必受斯殃也。人自不能聞見神明。而神明之聞見己之甚易也。此何異乎在紗幌之外。不能察軒房之內。而肆其倨慢。謂人之不見己。此亦如竊鍾棖物。鏗然有聲。惡他人聞之。因自掩其耳者之類也。（此語はし、余が既く、靈の眞柱の書に記せる言に、能くも似たり、然れど其の世の虛名道士ら、決めて抱朴が例の痴言の常語とや云ひ成けむ、其は余もまた然る虛名の徒に、しか言ひ成るゝを以て、思ひ知たり、）而聾瞽之存乎精神者。唯欲專擅華名。獨聚徒衆。外求聲價。內規財利。患疾勝己。乃劇於俗人之爭權勢也。遂以脣吻爲刀

鋒。以毀譽爲朋黨。口親心疎。貌合行離。陽敎同志之言。陰挾蜂蠆之毒。此乃天人所共惡。招禍之符徵也。など言へる最感たし。（此らの說ども、能く幽と明との故を知りて、神明の聞見を恐れ、神を窮め其の化を知れる、成人の行を見つべき語なり、）然るを上に擧る。道意卷なる語どもは。此の說と甚く矛盾せり。是に依りて考ふるに。仙翁の究覽せる古仙の諸經に。神祇の古傳說を。審に載せるが無りし故に。仙翁其本說を知らず。知ざる故に。道意卷の如く云へる物から。また其の卓見に。天地鬼神の狀態を熟々觀れば。天に主宰の神ありて。人間の賞罰をも行ふげに察ゆる故に。勤求卷の如くも言へりと聞ゆ。（此翁の子書の卷々を見るに、次節に見ゆる本文の如く、精く玄賾を辨じ、理を析すること、微に入りて、矛盾せる說などは、餘に曾て有ざるを、天神地祇の事に於ては、實に氷炭相反せる說なるを、熟々察ふべし。）猶思ひ合さるゝ事は。微旨卷に。按易內戒。及赤松子經。及河圖記命符。皆云。天地有司過之神。隨人所犯輕重。以奪其算。算減則八

貧耗疾病。屢逢憂患。算盡則人死。吾未能審此事也。然天道邈遠。鬼神難明。趙簡子秦穆王。皆受金策於上帝。有土地之明徵。(この二事ともに史記に見えたり。)山川。草木。井竈洿池。猶皆有精氣。況天地爲物之至大者。於理當有精神。有神則宜賞善而罰惡。但其體大而網疏。不必機發而響應耳。と云へるを思ふべし。(此引たる文は、此に用ある所のみ摘て記せれば、委く本卷につきて見べし。)仙説の古書に依りて。天地に主宰の神ある事は。粗知たる趣なれど。其本原の説なき故に。尚たどたどしく。吾未能審此事也。云々とも。於理當有精神。云々とも云へり。(總じて天地に、主宰の大神おはし坐ことの古傳、神祇の本原を知るには、我が皇國に生れて、我が神典を拜讀するより外に、委しき旨を知べき書は、天地の間に有ことなし、辱く皇國に生れて、道に志あらむ人は、熟々此旨を思ふべくなむ。)此翁が諸説の。精しく玄頤を辨じ。理を析し。微に入たるに合せては。鬼神の説の。いと肝稚きと。師を尋ねむとて。尸解せるとを思ひ合すれば。其審にする事能ざる。天地鬼神の道の蘊奥を。審に知むが爲に。世壽を促がせるにぞ有ける。(あなゆゝし、其仙去せる翁が行方や、何所ならむ。)さて神仙通鑑に。羅浮圖志を引て。黄野人。葛仙翁之弟子也。稚川棲山煉丹。野人常隨之。稚川既仙去。留丹於羅浮山柱石之間。野人得一粒服之。爲地行仙。今肉身尙常在世間。有緣者或遇之。後有人。遊羅浮山。宿留巖谷間。中夜見一人。身無衣而紺毛覆體。意必仙也。乃再拜問道。其人了不顧。但長笑數聲。聲響振林木。復歌曰。雲來萬嶺動。雲去天一色。長笑兩三聲。空山秋月白。其人歸道其形容。卽野人明矣とあり。(此は列仙全傳にも擧たれば、校合して引たり、また通鑑に、此後宋の度宗が咸淳中にも、羅浮山にて、黄野人を見たる事を記せり、)また列仙全傳に。唐有崔煒者。遊南海開元寺。有嫗謂煒曰。吾善灸贅疣。今有艾少許。奉子。煒受之莫知爲誰。後始知爲洪妻鮑女云。と云へる說を載せれど。覺束なし。

洪博聞深洽。江左絶倫。著述篇章富於班馬。又精辨

玄圃一。折レ理入レ微。凡所ニ著撰一皆精ニ覈是非一。而才章富贍。自號ニ抱朴子一。因以名レ書。（文章抱朴子二十七）

江左とは□河を中にして。東方の地。すなはち東晉の世に治れる邊を廣く云へり。此邊の諸州は。もと吳孫權が知たる州々にて。吳は元より文事の盛なるに。東晉の都せるより。殊に文物盛なりし。其の江左に絶倫なりしかば。天下に絶倫なること知べし。班馬とは。史記を著せる司馬遷と。前漢書を著せる班固とを云ふ。晉世の文物盛なる人々の傳中に。斯ばかり稱せるは有ことなし。（後世の儒者らが、嗜みて人の篇章に富めるを稱して、謾に富ニ於班馬一と云ふ語を摭ひ入るゝ、其本は此なり、そは卷數こそ然も有らめ、其篇章を見るに、何ばかりの事にも非ざるが多かり、甚うるさしや、）彼名高き文者。陸機が傳の末に。後葛洪著レ書稱ニ機文一。猶玄圃之積玉。無レ非ニ夜光一焉。五河之吐流。泉源如レ一焉。其弘麗妍贍。英銳漂逸。亦一代之絶乎。其爲レ人所ニ推服一如レ此。然好遊ニ權門一。與ニ賈謐一親善。以ニ進趣一獲レ譏とあり。此は陸機が文をば、仙翁も如此く稱せりと云へるは、勿論なるが。卽仙翁の學を尊重せるなり。（仙翁ただに、陸機が文章をこそ稱たれ、其の權門に遊び、進趣を好む爲人をば稱ざること、言ふも更なり、）仙翁の篇章は。陸機が之を。仙翁の稱たる語に。本文なる皆精ニ覈是非一。精ニ辨玄賾一。析レ理入レ微と云ふ語を加たる文なり。其はその子書を見て察つべし。（中にも外篇なる卷々、盡く目覺しく、理たる論なるが、其の中にも、堯舜が受禪、および湯武が放伐ともに、後世に、亂臣簒奪を引起せる、非事なる由の論、また莊周が、老子を貶りて設け出たる、齊物論の僻説を破れるなど、曾て古人なき確論なりかし、）さて抱朴子と號せる由は、自敍卷に。洪之爲レ人也。而騃野性鈍。口訥形醜。而終不レ辨ニ自矜飾一也。冠履垢弊。衣或襤褸而或不レ恥焉。俗之服用俄而屢改。或忽廣領而大帶。或身促而修袖。或長裾曳レ地。或短不レ蔽レ脚。洪期ニ於守レ常。不レ隨ニ世變一。言則率實杜ニ絶嘲戲一。不レ得ニ其人一終日默然。故邦人咸稱レ之。爲ニ抱朴之士一。是以洪著レ書。因以自號焉とあり。

其自序曰。洪躰乏進趣之才。偶好無爲之業。假令奮翅則能凌厲玄霄。騁足則能追風躡景。猶故欲戢勁翮於鷦鷃之群。藏逸迹於跛驢之伍。(進趣ノオナシ二十八)。

此は其の子書の序なり。進趣を。子に超逸に作り鷦鷃を鷦鷯に作る。義に於て異なし。故は。子に據りて補へり。(こは必有べき文字なり、)文義は。洪は進趣の才に乏しきが上に。偶に無爲の道を好むが故に。よし翅を奮へば玄霄を凌ぎ。足を騁れば景を躡むばかりの威勢を得とも。故に鷦鷃跛驢の伍群に入りて。遁れむと思ふとなり。(鷦鷃とあるも、鷦鷯とあるも、共にミソサヽキと云ふ小鳥の事なり、神仙通鑑に此序を引たるには、斥鷃とあり、同じ事なり、駛驢とは　　　　)

自叙卷に云く。洪不曉謁。以故初不修見官長。至丙於弔大喪省困疾。乃心欲自勉強令無不必至。而居疾少捷。恆復不周。每見譏責於論者。洪引咎而不恤也。意苟無餘。而病使心違。顧不愧已而已。亦何理於人之不見亮乎。唯明鑒之士。乃恕其信抱朴非以養高也と見え。また馳逐苟達側立勢門者。又共疾洪之異以己。而見疵毀。謂洪爲傲物輕俗。而洪之爲人信心而行。毀譽皆置於不聞。とも云へり。

豈況大塊。稟我以尋常之短羽。造化假我以至駑之蹇足。以自卜者審。不能者止。又豈敢力蒼蠅而慕冲天之擧。策跛鼈而追飛兎之軌。飾嫫母之篤陋。求媒嫚之美談。推沙礫之賤質。索千金於和肆哉。(我カ怯ヲナゲク二十九)

文義は。天地造化。我に短き羽と。蹇たる足を授たりと云ひて。進趣の才に乏しきを譬へて。以ふに自ら卜する者は。審に我が事を知り。卜能ざる者は。疑途に當れば止む。我豈また蒼蠅を天に冲しめ。跛鼈に飛兎を追しめ。嫫母が篤陋きを。媒嫚に美しと談らせ。砂礫を和肆に出して。推て千金の價を索むる如き事を爲むや。と云る也。(大塊とは、莊子に見たる語にて、天地の大を云る也、)

夫以僬僥之步。而企及夸父之蹤。越士所以瑣困也。以要離之羸。而強赴扛鼎之任。(論衡四ノ三ウ)秦人所以斷脊也。

其餘所著。碑誄詩賦百卷。移檄章表三十卷。神仙良吏隱逸集異等傳各十卷。又抄五經史漢百家之言。方伎雜事三百一十卷。（著述ノ書三十八）
金匱藥方百卷。肘後要急方四卷。（醫學三十九）
史臣曰。稚川束髮從師。老而忘倦。紬奇冊府。總百代之遺編。紀化仙都。窮九丹之秘術。謝浮榮而損雜藝。賤尺寶而貴分陰。游德棲眞超然事外。全生之道其最優乎。（史臣四十）
贊曰。稚川優洽、貧而樂道。載範斯文。永傳洪藻。（贊四十一）
以下書入
正說郛第七十四局に登涉符錄葛洪第一百十三局に五朝にもあなれど葛とはなし麻姑傳葛洪
　第七局に枕中書葛洪
五朝小說魏晉傳奇の所に秦女賣枕記。蘇我訴寃記。度朔君別傳。東越祭蛇記晉干寶とあり四庫全書目錄子部小說家類の所に西京雜記六卷舊本題晉葛洪撰實則梁吳均所撰也「　　」とあり同卷道家類の所に枕中書一卷舊本題晉葛洪撰蓋後人僞撰とあり
術數類は數學、占候、相宅、相墓、占卜、命書相書、陰陽五行、雜技術、とあり

天文算法類は推歩算書とあり
神仙傳老子傳に、老子の數名を稱せる所に、老子數易名字、非但一聃而已、所以爾者、按九宮及三五經、及元辰經云、人生各有厄會、到其時若易名字、以隨元氣之變、則可以延年度厄、今世有道者亦多如此。老子在周乃三百餘年、二百年之中、必有厄會非一、是以名稍多耳、と云へり「　」張太玄卽仲景也朱書云これは遂に物せんとする下がまへの物にて御目に掛べき物ならねど一寸見せ參らす必ず〳〵成本と思ふべからず。
生田ぬし

大正元年十月三十日印刷
大正元年十一月三日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　室松岩雄

印刷者　東京市下谷區西黑門町廿番地　中島三朗

印刷所　東京市下谷區西黑門町廿番地　博秀社

製本所　東京市京橋區南鍋町二丁目七番地　由美直之助

發行所　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　法文館書店